

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【事業年度】 2019年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
（Kirt Gardner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福原 亮輔
弁護士 星野 慶史
弁護士 横山 晃大
弁護士 並木 三恵

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG（連結ベース）」又は「UBS AG（連結）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を指し、また、別段の記載がある場合を除き、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、2020年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン＝112.16円又は1米ドル＝107.74円）により行われている。
- (注3) 2018年から、割合、絶対数の変動、変化率及び調整後の数値は、端数処理をしていない数値に基づき計算している（端数処理をして計算されている、表に示される数値から得られる本文中の変動情報を除く。）。従前の期間については、当該数値は、表や本文に示される端数処理後の数値に基づき計算している。2018年より前に算出された数値については、金額、フルタイム換算による人数及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書の中で、事業年度とは1月1日に始まり12月31日に終わる一年を指す。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当行は、アクティエンゲゼルシャフト(Aktiengesellschaft)(ドイツ語)又はソシエテ・アノニム(Société Anonyme)(フランス語)又はソシエタ・アノニマ(Società Anonima)(イタリア語)(一般に「株式会社」と翻訳されている。)であり、一般にドイツ語では「AG」、又はフランス語若しくはイタリア語では「SA」と略されている。当行は、スイスで設立された他の事業組織体と同様、銀行の業務に多くの点で影響を与えているスイス連邦法である1911年3月30日付スイス連邦債務法(改正済)、1934年11月8日付スイス連邦銀行業及び貯蓄銀行法(改正済)(以下「連邦銀行法」という。)並びにこれに関連する2014年4月30日付の銀行業及び貯蓄銀行に関するスイス連邦規則(改正済)、2015年6月19日付金融市場インフラストラクチャー並びに証券及びデリバティブ取引の市場行動に関するスイス連邦法並びにこれに関連する2015年11月25日付金融市場インフラストラクチャー並びに証券及びデリバティブ取引の市場行動に関するスイス連邦規則、2018年6月15日付金融サービスに関するスイス連邦法並びにこれに関連する2019年11月6日付金融サービスに関するスイス連邦規則、2012年6月1日付銀行及び証券ディーラーに対する自己資本規制及びリスク分散に関するスイス連邦規則(改正済)、2012年11月30日付銀行流動性に関するスイス連邦規則、2012年8月30日付銀行及び証券ディーラーの支払不能に関するスイス金融市場監督当局の規則(改正済)、2019年10月31日付会計に関するスイス金融市場監督当局の規則並びに上場会社における過剰報酬に対する2013年11月20日付スイス連邦規則(上場会社に対してのみ。)により規制されている。これらは、銀行に関するスイス連邦法のうち最も重要なものである。以下、株式会社として設立された銀行に適用されるスイス連邦債務法の規定を要約する。

(a)株式会社

株式会社(Aktiengesellschaft)は、商号を有し、その予め決められた株式資本は、特定の金額(株式)に分割されており、その債務は、会社の資産からしか支払うことができない。

(b)設立

創立総会の決議については、公正証書が用意されなければならない。当該公正証書には基本的な書類が添付される。定款の変更、とりわけ資本の増減及び解散決議についても同様である。設立時には少なくとも一人の株主がいることを要する。原則として、株主の国籍については制約はない。

(c)定款

定款は、とりわけ、会社の商号、会社の登記上の事務所、目的、株式資本金額、払込資本金額、株式数、株式の額面及び種類、総会招集手続、株主の議決権、経営及び監査に関する運営機関、並びに会社による対外コミュニケーションの様式に関する規定を備えていなければならない。更に上場会社の場合、定款には、とりわけ、取締役会及び執行役員会の報酬にかかる株主の年次投票に関する規定を含めなければならない。株主が現物出資を行う場合、その手続の細目は定款に規定されなければならない。また会社が有形資産を株主又は株主の関係者から取得する又は取得しようとする場合、その手続の細目も定款に規定されなければならない。これは、会社設立時に会社の設立者及びその他の者に対して特権が認められる場合においても適用される。このような場合、定款にはかかる者の氏名並びに当該特権の正確な内容及び価値が規定されなければならない。

会社は、本拠地とする地域の商業登記簿に登録されなければならない。特に、次の事項は商業登記簿に登録されなければならない。すなわち、定款の日付、会社の商号、会社の登記上の事務所、会社の目的及び定款に規定ある場合には会社の存続期間、株式資本金額、払込済資本、株式数、株式の額面及び種類、各種類の株式に関わる譲渡制度及び優先権、現物出資の内容及びその見返りとして発行された株式、会社の取得有形資産の内容、会社により約定された対価又は支払われた対価の内容、並びに特権の内容及び価値。

会社は、商業登記への登記を通じてのみ法人格を取得する。登記以前に発行された株式は無効である。

(d)免許

銀行は、連邦銀行法のもとでの免許を受けなければならない。

(e)株式

株式は記名式又は無記名式で発行される。会社は記名株式の所有者の名簿、いわゆる株主名簿を保持しなければならない。両方の形式の株式は、定款で定められた比率で同時に発行することができる。株式の額面は、0.01スイス・フラン以上でなければならない。

定款はまた、二つの形式の株式の間の違いについても規定することができ、優先権を有する株式についても規定することができる。当該優先権は、配当、清算手取金及び新たに株式が発行される際の新株引受権に関連する可能性がある。また、定款は利益分配若しくは参加証書について規定することができる。

株券には、とりわけ、「株式」の文字、会社の商号及び登記上の事務所の所在地、額面並びに固有の特徴（番号又はアルファベット）について記載しなければならない。株券にはまた、異なる種類がある場合の当該株式の種類が表示されていることが望ましい。株券は取締役会の構成員の一人以上によって署名されなければならない。大量の株式発行の場合には、複写式署名の使用が認められる。会社は、印刷された株券の代わりに株券が発行されない株式発行を選択することができ、必要な場合、2008年10月3日改正の間接保有証券に関する連邦法に従い間接保有証券に転換することができる。株式の譲渡に関して、株式は有価証券としての法的性格を有する。無記名株式は株券の引渡しによって譲渡され、記名株式は裏書又は書面譲渡及び株主名簿への登録によって譲渡される。定款により譲渡制限について特別の規定を定めることができる。

(f)株主

スイス連邦債務法と定款の規定に基づく株主の基本的な権利には、平等な取扱い、議決権、株主総会に出席する権利、株主総会で配当が決議された場合に利益配当を受ける権利、清算の場合に清算手取金の按分比例持分を受ける権利が含まれる。ただし、定款に異なる定めがある場合を除く。株主の責任については、会社の債務に関して、株主が個人責任を負うことはない。株主総会は会社の最高機関である。株主総会は、()定款を決定及び変更し、()取締役会の構成員、監査役並びに(上場会社の場合)取締役会会長及び報酬委員会の構成員並びに株主総会のための独立代理人を選任・解任し、()年次報告書及び連結会計を承認し、()年次会計及び可処分利益の分配に関する決議の承認、特に取締役に支払われる配当及び利益の持分の決定を行い、()(上場会社の場合)取締役会、執行役員会及び諮問委員会の報酬にかかる投票を行うことについて、不可譲の権利を有する。定時株主総会は通常、毎事業年度終了後6か月以内に取締役会によって招集されるが、必要であれば監査役、清算人及び社債権者の代表者によっても招集される。更に、株主総会は、合計で全株式資本の10%以上を表章する1名以上の株主によっても招集される。定款にこれより低い基準が規定されない限り、株主全体で額面総額が100万スイス・フラン以上となる株式を代表する場合は当該株主が、提案事項を議題に入れるよう要求することができる。株主総会を招集し、議案を議題に追加する旨の要求は書面によるものとし、また株主総会に提出される議題項目及び提案を特定しなければならない。株主総会の招集通知は当該株主総会の20日以上前に発せられなければならない。ただし、会社の全株式を有する株主又はその代理人が会議に出席し、異議のないときは、この限りではない。

スイス連邦債務法上、株主総会が開催されるべき場所については規定がない。定款に別段の規定がない場合、株主総会は会社の登記上の事務所の所在地において、又は会社の主たる営業所若しくは取締役会によって指定された場所で開催される。

定款に別段の規定がない限り、記名株主は(株主である必要はない)第三者に書面による委任状を発行できる。

無記名株式の場合には、その株券の所持により議決権が付与される。当該資格は、無記名株券を呈示又は取締役会により定められたその他の方法で証明される。

(g)外国人株主

スイス連邦会社法は原則として、外国人又は非居住者の株式保有を制限していない。

(h)経営及び営業

取締役会は少なくとも一人の構成員で構成される。会社を代表する権限を有する者が少なくとも一人はスイスに居住していなければならない。この者は、取締役会の構成員又は執行役員でなければならない。

議決権又は財産権に関し異なる種類の株式がある場合、定款において、株式の各種類の株主が、少なくとも一人の取締役会への代表者を選任する権利を有することを規定しなければならない。取締役会の構成員は株主総会で選任され、解任される。定款は各取締役の在任期間について定めることができる。定款に別段の規定がない限り、取締役会の構成員は3年を任期として選任される。いかなる場合も当該任期は6年を超えてはならない。上場会社の場合、当該任期は1年までに制限される。欠員は株主総会によるのみ選任され補充される。

スイス連邦会社法上、取締役会は会社の最高執行機関として行為し、法令又は定款により株主総会に留保されなかった全ての事項に関する決議案を可決することができるが、連邦銀行法では銀行に対し、事業の範囲及び重要性の程度が大きい場合、その経営に関する機関と、その管理、監督及び統制のための機関を別に設置することを求めている。

定款は、組織規則に基づき少なくとも一人の取締役会構成員又は第三者に会社の事業の全て又は一部を委任する権限を取締役に付与することができる。取締役会の少なくとも一人の構成員（又は連署が必要ならば、二人の構成員）は、会社を代表する権限がなければならない。定款又は組織規則に別段の規定がない場合、取締役会の全構成員が会社を代表する権限を有している。会社を代表する権限を有する者は、会社を代理して、会社の目的に沿った法的行為を行うことができる。会社を代表する権限を与えられた者は、その署名を会社名に付加することによって署名する。取締役会は、移転不可で不可譲の職務を有しており、かかる職務とは、（ ）会社全体の経営及び必要な指示の行使、（ ）会社組織の決定、会計処理、財務管理及び会社の経営上必要な範囲内での財務計画の監督、（ ）会社の経営及び代表を委任される者の選任及び解任、（ ）会社の経営を委任された者に対する法律、定款、業務規則及び指示の遵守の観点からの全体的な監督、（ ）年次報告書の編集、株主総会の準備、並びに採択決議の実施、並びに（ ）会社が債務超過に陥った場合の裁判所通告の実施をいう。

監査役についてみると、株主総会は一又は複数の監査役を選任する。監査役は、（ ）年次決算報告書及び、適用ある場合、連結会計が法律の条項、定款及び選択された一連の会計基準を遵守しているか否か、（ ）貸借対照表上の利益の分配に関し取締役会が株主総会に対して行った提案が法律の条項及び定款を遵守しているか否か、並びに（ ）内部統制システムが構築されているか否かを確認する。

監査役は独立していなければならない。その独立性は見かけ上又は事実上のものであってはならない。

監査役は監査結果を要約した報告書を株主総会に提出する。この報告書には、年次会計及び連結会計を承認すべきか、承認する場合の制限の要否、あるいは否認すべきかについての勧告を記載する。

この報告書には、監査の管理者及びその専門家の資格に関する情報並びに独立要件が満たされていることの証拠を伴った確認についても記載する。

監査役は、会計、内部統制システム並びに監査の実施及び結果について述べた包括的な報告書を取締役に提出する。

監査役が法律又は定款若しくは組織規則の違反を確認した場合、監査役は取締役会に書面により通知する。監査役は、法律又は定款の違反が重大なものであり又は取締役会が監査役から書面による通知を受けても適切な対応を講じない場合、当該違反を株主総会に通知する。

明白な債務超過がある場合、監査役は取締役会が通告しない場合にはその事実を裁判所に通告する。

(i) 会計

会社は、帳簿を維持する義務を有する。会計は、財務報告の基礎となる。会計では、会社の資産、財務及び収益に関するポジションを表示するのに必要のある取引及び状況を記録する。会計は、確立された会計方針に従っている。

(j) 資本

ア．資本の増加

株式資本の増加には株主総会の決議を必要とする。通常の増資の場合、取締役会は3か月以内に増資を行う。定款の変更により、株主総会も2年を超えない期間内に株式資本を増加することを取締役会に対し授権することができ（授権資本）、また株主総会は、会社又はそのグループ会社の従業員及び新規債券又は類似の債務証券の債権者に対し新株の受領権（転換権又は新株引受権）を付与することによって、条件付増資の実施を決定することができる（条件付資本）。

イ．資本の減少

同時に新規の全額払込済資本で置き換えることなくしてなされる資本の減少に関する株主総会の決議は、特別の監査を必要とする。その監査において全ての債権者の債権が資本減少にもかかわらず満足されることが確認されなければならない。

株主総会の決議は、スイス官報に3回、及び定款に定める公告方法によって公告されなければならない。

この公告において、会社は債権者に対し、スイス官報での3回目の公告から2か月以内に、債権者がその有する債権が満足されるべき又は担保されるべきかを登録できる旨を通知しなければならない。

監査報告書を含む認証された書類は、上記の規定の遵守を証明しなければならない。

債権者に対する公告及びその債権を満足させること又はその債権に担保を付すことは、資本の減少が損失によって生じた資本の欠損を填補する目的のためにのみ行われる場合には省略することができる。ただし、減少額は当該欠損額を超えない。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当行の2018年4月26日付定款（「定款」）の規定の要約は、以下の通りである。

(a) 株式資本

当行の株式資本は、385,840,846.60スイス・フランであり、額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式3,858,408,466株に分割されている。

株式資本は、当行又は当行グループ会社のうち1社が国内外の資本市場で発行する社債又は同種の金融商品に関連して付与された転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高380,000,000株発行することにより、38,000,000スイス・フランまで増加することができる。株主の新株引受権は除外される。転換権及び／又はワラントの当該時点での所有者は、新株を引き受ける権利を有する。転換権及び／又はワラントの条件は、取締役会が決定する。

転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使による株式の取得は、その後の株式の各譲渡と同様に、定款第5条に規定する登録要件に服する。

転換社債、ワラント付社債又は同種の金融商品の発行については、取締役会は、当該商品が（ ）国内外の資本市場で、又は（ ）1以上の金融投資家に対して発行される場合、株主の新株予約権を制限又は除外する権限を有する。新株予約権が取締役会によって制限又は除外される場合、以下が適用される

- 当該商品は実勢の市場条件で発行され、新株は当該金融商品の関連ある条件に従って発行される。転換権の行使期間はその発行日から最長10年であり、ワラントの行使期間はその発行日から最長7年である。転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使による新株の発行は、株式の時価及び／又は類似証券の関連ある金融商品の発行時の時価を考慮した条件でなされる。

(b) 株主名簿及び登録名義人

記名株式については、株主名簿が作成され、所有権者及び用益権者の氏名又は法人の名称、住所及び国籍（法人については登記上の事務所）が記入される。全ての登録された株式保有者が下記第3段落で要求される宣言を行った場合には、共同勘定で保有される株式を議決権付きのものとして、共同名義で株主名簿に記載することができる。

株主が郵送先住所又は登記上の事務所を変更した場合、新住所を当行に通知しなければならない。これを行わない限り、全ての書面による通知は、法律上の要求に従い有効である、株主名簿に記載のある住所宛てに送付される。

記名株式を取得した者は、要請があった場合、その名義及び勘定で当該記名株式を取得した旨明示的に宣言することにより、議決権を有する株主として株主名簿に記入される。株式取得者がかかる宣言を行う用意ができていない場合、取締役会は、当該株式を議決権付きのものとして記載することを拒否することができる。

上記の登録制限は、新株引受権、選択権又は転換権の行使により取得する株式にも適用がある。

取締役会は、詐欺により記入が行われた場合、影響を受ける登録された保有者又は登録名義人の事情に関する聴聞を行った後、記入の日に遡って、当該株主名簿から議決権を有する株主としての記載を削除する権限を有する。影響を受ける当事者は、直ちにかかる措置の通知を受けるものとする。

取締役会は、受任者 / 登録名義人の登録に関する一般的規則を制定し、上記規定に沿うように必要な規則を発するものとする。

(c) 株式の形態

当行の記名株式は、次段落を条件として、（スイス連邦債務法の意味における）株券の発行されない証券及び（間接保有証券法の意味における）間接保有証券の形態とする。

記名株式について株主名簿に記載した後、株主は、いつでも当行に対し、当該株主の保有する記名株式に関して記載された書面の発行を請求することができる。ただし、当該株主は、株券の印刷や交付を行う権限はない。一方、当行はいつでも記名株式の株券（単一株式を表章する株券、複数の株式を表章する株券及び大券の券面）を印刷、交付することができる。これにより、間接保有証券として発行された記名株式は、それぞれの保管システムから引き揚げられる可能性がある。株主の同意により、当行は、株券の発行を取り消し、引き替えなしに株券の返還を受けることができる。

(d) 当行の機関

当行の機関は、株主総会、取締役会、執行役員会及び監査役により構成される。

(e) 株主総会の招集

株主総会は、当行の最高会社機関である。

株主総会は、会日より少なくとも20日前までに、取締役会又は必要に応じて監査役が招集するものとする。株主総会は、当行の指定する記録用の公的刊行物において単一の通知を公告することにより招集される。招集通知は、全ての記名株主に送付される。

株主総会の招集通知には、議題、取締役会の議案及び株主の提案、並びに取締役等の選任の場合は提案にかかる候補者の氏名を特定するものとする。

ただし、異議がない場合に限り、全株式の株主又は当該株主に適法に授權された代理人は、上記通知手続を経ずに、株主総会を開催する権利を有する。全株式の株主が自ら又は委任状により出席する場合に限り、かかる会において、株主総会の権限の範囲内で、全ての事項について審議又は正当に決議を可決することができる。

額面総額62,500スイス・フラン相当以上を表章する株式を保有する株主は、株主総会の審議に付すべき事項の提案を行うことができる。ただし、当該提案は、当行の公表した期限までに、書面で、審議に付すべき具体的な動議を示してこれを行う。

適切に議題として示された事項以外については決議を行わない。ただし、株主総会による臨時株主総会を招集すべき旨の議事又は特別監査を行うべき旨の議事については、この限りでない。

(f) 議長、集計係、議事録

取締役会の会長、又は会長に支障のある場合は副会長若しくは取締役会の指名する他の取締役が、株主総会の議長を務め、秘書役及び必要な集計係を選任する。

議事手続について議事録を作成し、株主総会の議長及び秘書役の署名を付すことを要する。

(g) 株主代理

取締役会は、株主総会における株主の参加及び代理に関する手続についての規則を制定する。

株主総会においては、株主の法定代理人又は書面による委任状に基づいて投票を行うことのできる、株主である必要のない他の者が株主を代理することができる。

株主総会の議長は、委任状を承認するか否か決定する。

(h) 定足数及び議決

株主総会における決議及び選任は、本定款及び強行法規に従うことを条件として、白紙投票及び無効投票を除く投票された議決権の絶対多数決により議決される。

(i) 議決権

一株当り一議決権を付与される。

当行は、一株当り一代理のみを認める。

議決権及び付随的権利は、議決権を有するものとして株主名簿に記入された当事者により、当行に関するものに限り行使することができる。

(j) 特別決議

スイス連邦債務法第704条に基づき、当行の目的の変更、特別議決権付株式の創設、授權資本又は条件付資本の増加、及び当行の解散等の重要な決議は、議決権の3分の2以上が出席する株主総会において、出席額面株式の絶対多数が当該決議に賛成することにより採択される。

定款の第18条を変更する決議、取締役会の構成員の4分の1以上を解任する決議、又は定款第16条第2項を削除若しくは変更する決議には、株主総会で代表される議決権の少なくとも3分の2の賛成投票を要する。

(k) 議決及び選任の投票

株主総会の議長は、決議及び選任にかかる投票をどのような方法によって行うかを決定する。

(l) 年次株主総会

年次株主総会は、毎年事業年度末から6か月以内に開催する。会日の少なくとも20日前までには、株主が、当行の登記上の事務所において年次報告書及び監査報告書を閲覧することができるようにしなければならない。

(m) 臨時株主総会

臨時株主総会は、取締役会又は監査役が必要とみなすときに随時開催する。

臨時株主総会は、株主総会決議又は株式資本の少なくとも10分の1以上を代表する一若しくは複数の株主の議題及び議案を特定した書面による請求により、招集されることを要する。

(n) 株主総会の機能

株主総会は、下記の権限を有する。

ア) 定款の作成及び改正

イ) 取締役会の構成員及びその会長の選任

ウ) 監査役の選任

エ) 年次報告書の承認及び貸借対照表に表示された純収益の処分の決定

オ) 取締役会及び執行役員会の構成員に対する管理事務に関する免除の付与

カ) 法律若しくは定款により株主総会に留保された全ての事項又は取締役会が株主総会の議事に付した全ての事項についての決定

(o) 取締役会

選任、任期及び資格

取締役会は、5名以上12名以下で構成する。

取締役会の構成員及びその会長は、次回の年次株主総会の終了時に満了する任期について、個別に選任される。

任期を終了した構成員は、直ちに再任されることができる。

組織

株主総会による取締役会長の選任を除き、取締役会は取締役会自身を構成する。取締役会は、その構成員の中から1名以上の副会長を選任する。

取締役会は、秘書役を選任するものとし、秘書役は、取締役会の構成員であることを要しない。

取締役会長が空位の場合、取締役会は、残りの任期につきその構成員の中から新しい取締役会長を選任する。

招集、参加

取締役会長は、業務上の必要に応じ、取締役会を招集するものとする。

取締役会は、取締役会の構成員又は執行役員会プレジデントが書面により取締役会開催を取締役会長に請求した場合、招集される。

決議

取締役会の決議は、出席議決権の絶対多数決による。賛否同数の場合、取締役会の議長が決定票を投じる。

定足数を構成する出席構成員数及び決議の議決方法は、取締役会が組織規則に規定する。かかる定足数は、資本増加にかかる実施、確認及び修正決議については要求されない。

職責、権限

取締役会は、当行の経営並びに経営管理の監督及び管理に対する最終責任を担う。

取締役会は、法律又は定款により株主総会その他の会社機関に明示的に留保されていない全ての事項についても決定を行うことができる。

当行の経営に対する最終責任は、とりわけ下記により構成される。

ア) 株主総会の議事に付する提案についての準備及び決定

イ) 業務の執行及び権限の概要決定に必要な規則、とりわけ組織規則及び内部監査に適用のある規則の制定

ウ) 会計、財務及びリスク管理、並びに財務計画、とりわけ業務運営のための資本資源及びリスク資本の配分に関する原則の設定

エ) 戦略及び組織規則上取締役会に留保されたその他の事項についての決定

オ) () 執行役員会プレジデント、() 組織規則が取締役会による任命を要求しているその他の執行役員会の構成員及び() 内部監査エグゼクティブの任命並びに解任

カ) 取締役会の権限(スイス連邦債務法第651条第4項)内における株式資本の増加、資本の増加に関する報告(スイス連邦債務法第652e条)並びに資本増加の確認及びその旨の定款改正についての決定

監督、管理

業務運営の監督及び管理は、とりわけ下記の事項により構成される。

ア) 年次報告書の精査

イ) 業務の遂行過程、当行の状態、各国、契約の相手方及び市場リスクの現状及び進展、並びに業務運営により発生する資本及び資本リスクの程度について記述する定例報告書の受理

ウ) 監査役が作成した報告書の検討

取締役会は、本定款第24条及び第25条の規定に従い、その権限の一部を一若しくは複数の取締役会構成員又は第三者に委任することができる。権限及び機能の配分は、組織規則に規定される。

署名

取締役会構成員又はそれ以外の者が当行を正式かつ有効に代表する権利は、組織規則及び特別指令で決定される。

報酬

取締役会は、取締役会構成員の報酬について決定する。

(p) 執行役員会

構成

執行役員会は、組織規則で詳述される通り、執行役員会プレジデント及び少なくとも3名の他の構成員により構成される。

機能、権限

執行役員会プレジデントの指揮の下で行う執行役員会は、当行の経営について責任を負う。執行役員会は、連邦銀行法で規定される最高業務執行機関に相当する。執行役員会は、取締役会の決定する戦略を実施し、取締役会の決定の執行を確保する。執行役員会は、当行の業績について責任を負う。

執行役員会及び取締役会により任命された他の管理部門の責任及び権限は、組織規則に規定されている。

(q) 監査役

法定の政府当局監督に従って、監査法人が監査役に任命される。

株主総会は、1年を任期として、監査役を選任することができる。監査役の権利及び職責は、法律の規定により定められる。

株主総会は、3年の任期で、増資に必要な証明書を提出する特別監査役を任命することができる。

(r) 財務諸表、利益処分、準備金

法定の財務書類は、毎年12月31日を決算日とする。

一般法定準備金の額が株式資本の20%に達するまでの間、各年の利益の少なくとも5%が当該準備金に充当される。

残余の利益は、スイス連邦債務法及び連邦銀行法に従い、株主総会における株主の処分に委ねられる。かかる株主は、任意準備金及び特別準備金の積立てのためにこれを使用することもできる。

株主総会は、取締役会の推薦に基づき、法律の規定に従って、準備金の使用について決定を行う。

(s) 存続期間

当行の存続期間について、時間的制限はない。

(t) 公告

公告は、スイス官報に掲載される。

取締役会は、他の刊行物を指定することもできる。

(u) 管轄

会社関係から生じる紛争の管轄は、当行の2つの登記上の事務所とするが、株主総会決議を争うもの又は株主総会決議若しくは取締役会決議の無効に関する訴訟は、例外的にチューリッヒの裁判所の専属的管轄権に服する。

2 【外国為替管理制度】

日本の居住者による証券投資及びスイスにおける証券投資の手取金又は利益配当の送金については為替管理上の制限はない。適用ある法律上、連邦政府又はスイス中央銀行には、一般的な外国為替規制を導入する権限はない。

国際連合（以下「国連」という。）による経済制裁は、最も一般的な国際的報復行為である。国連憲章に従い、安全保障理事会は、平和を脅かす若しくは混乱させる、又は侵略行為を犯す国に対して経済的措置の行使を命じる権限を有する。国連加盟以来、スイスは、国際公法上、当該制裁措置を行使するよう義務づけられている。

スイスにおいては、国際的制裁の行使に関する連邦法（通商禁止法）が、国際公法の遵守及び特に人権の尊重を回復することを目的として、国連、OSCE（ヨーロッパ安全保障協力機構）又はスイスの最も重要な貿易相手国により発せられる制裁を行使するため、高圧的措置を採択する法的根拠となっている。当該措置は、連邦議会が公布する規則の様式で採択される。

銀行及びその他の金融機関は、スイス中央銀行に関する連邦法（以下「スイス中央銀行法」という。）に基づき、スイス中央銀行が、スイスの金融市場の状況を調査し、把握できるよう、スイス中央銀行に統計資料を提出するよう義務づけられている。

スイス中央銀行法上、スイスの銀行は、金融市場の機能を促進するため、最低限の準備金を保有するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、現金の供給と分配を確保する。法律上、社債発行の特権が付与されている。

金融政策を行う中で、スイス中央銀行は、法律上、金融制度の安定性に寄与するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、連邦政府のための銀行でもある。

3【課税上の取扱い】

(1) 二重課税回避条約

1971年12月26日施行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のためのスイスと日本との間の条約（以下「条約」という。）（2010年5月21日に改正済）は、とりわけ、スイスにより課される源泉徴収税を含む所得税及びキャピタル・ゲインにかかる税金に関して適用される。条約は、日本の居住者（個人及び法人）に適用がある。

(2) スイスの所得税の取扱い

(a) 原則

日本の居住者は、スイスの恒久的施設を通じて商業活動又は事業活動を行わない限り、スイスの所得税を課せられない。

(b) 社債に関する源泉徴収税

スイス国外のUBS AGの支店により発行された社債に関し支払われる利息については、手取金が常時スイス国外で使用される限り、スイス連邦源泉徴収税に服さない。

(c) 社債の売却益

日本の居住者がスイスの恒久的施設を通して商業活動又は事業活動を行わない限り、同人によって現金化された社債の譲渡益はスイスにおいて課税されない。

(3) その他のスイスの税金

(a) 有価証券取引にかかる印紙税

スイス又はリヒテンシュタイン公国の居住者である銀行又はブローカー又はその他の証券ディーラーが仲介者又は本人として、スイス印紙税法に関連するような取引に関与している場合にのみ、スイスの有価証券取引にかかる印紙税が課される。

(b) 相続税及び贈与税

死亡者又は贈与者がスイスの居住者である場合にのみ、社債の移転はスイスの課税対象となることがある。

4【法律意見】

法律意見書は、エグゼクティブ・ディレクター兼リーガル・カウンセラーであるケルサン・ツェン氏により提出され、その内容は次の通りである。

(1) 当行は、スイス法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。

(2) 有価証券報告書中のスイスの法令に関する記述は、真実、正確かつ誤りのないものである。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース)

(単位：百万米ドル(億円))(注1)

(連結)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
営業収益合計	31,727 (34,183)	28,831 (31,063)	30,044 (32,369)	30,642 (33,014)	29,307 (31,575)
営業費用合計	26,113 (28,134)	24,643 (26,550)	24,969 (26,902)	25,184 (27,133)	24,138 (26,006)
税引前営業利益/(損失)	5,614 (6,049)	4,188 (4,512)	5,076 (5,469)	5,458 (5,880)	5,169 (5,569)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	6,506 (7,010)	3,351 (3,610)	758 (817)	4,107 (4,425)	3,965 (4,272)
資産合計	941,817 (1,014,714)	919,236 (990,385)	940,020 (1,012,778)	958,055 (1,032,208)	971,916 (1,047,142)
株主に帰属する持分	55,272 (59,550)	52,957 (57,056)	51,987 (56,011)	52,256 (56,301)	53,754 (57,915)
利益剰余金	22,664 (24,418)	21,480 (23,143)	22,189 (23,906)	23,317 (25,122)	23,451 (25,266)
資本金	338 (364)	338 (364)	338 (364)	338 (364)	338 (364)
資本利益率(%) (注2)	11.8	6.0	1.4	7.9	7.4
リスク加重資産 (注3)	207,843 (223,930)	219,330 (236,306)	242,725 (261,512)	262,840 (283,184)	257,831 (277,787)
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%) (注3)	15.4	14.5	14.0	13.2	13.7
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 (%) (注3)		16.3	15.6	16.1	18.3
総損失吸収力比率(%) (注3)		29.6	31.4	31.3	33.9
レバレッジ比率分母 (注3)	896,771 (966,181)	855,718 (921,951)	910,133 (980,577)	904,458 (974,463)	911,232 (981,761)
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (%) (注3)	3.57	3.73	3.75	3.83	3.87
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率 (%) (注3)		4.2	4.2	4.7	5.2
総損失吸収力レバレッジ比率 (%) (注3)		7.6	8.4	9.1	9.6
営業活動による正味キャッシュ・フロー 収入/(支出) (注4)	2,069 (2,229)	-19,172 (-20,656)	-53,147 (-57,261)	27,744 (29,891)	18,805 (20,261)
投資活動による正味キャッシュ・フロー	-8,739	36,655	5,444	-5,918	-1,374

収入 / (支出) (注4)	(-9,415)	(39,492)	(5,865)	(-6,376)	(-1,480)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	-5,774	299	27,758	963	-24,738
収入 / (支出) (注4)	(-6,221)	(322)	(29,906)	(1,038)	(-26,653)
現金及び現金同等物期末残高	102,792	118,984	104,787	125,853	119,804
	(110,748)	(128,193)	(112,898)	(135,594)	(129,077)
従業員数(人)(フルタイム換算)	58,131	56,208	46,009	47,643	47,005

(注1) 2018年10月1日より、UBSグループAG及びUBS AGのスイス本店の機能通貨がスイス・フランから米ドルに変更され、UBS AGのロンドン支店の業務に使用される機能通貨も英ポンドから米ドルに変更されている。この変更に関して、2018年第4四半期の報告から、UBSグループAGとUBS AGの連結財務諸表の表示通貨はスイス・フランから米ドルに変更されている。従前の期間は、この表示通貨の変更に関し、修正再表示されている。資産、負債及び資本合計は、各貸借対照表日における決算日為替レートで米ドルに換算され、収益及び費用は関連ある期間の平均レートで換算された。

(注2) 株主に帰属する当期純利益/株主に帰属する平均持分で計算されている。

(注3) 2020年1月1日現在のスイスのシステム上関連ある銀行(SRB)の枠組みに基づいている。

(注4) 2015年に関して開示された米ドル額は、元々スイス・フランで公表されたキャッシュ・フローを当該年度の平均為替レートで米ドルに換算した数値を表示している。これは、簡易的換算法手であり、IAS第21号外国為替レート変動の影響に従い米ドルを表示通貨として修正再表示された数値ではない。

(2) UBS AG (単体ベース) (注)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
当期純利益 / (損失)	11,984 (13,441)	3,244 (3,638)	909 (1,020)	3,269 (3,667)	3,890 (4,363)
営業収益合計	15,263 (17,119)	15,111 (16,948)	10,297 (11,549)	11,853 (13,294)	11,962 (13,417)
資産合計	477,045 (535,054)	439,476 (492,916)	476,977 (534,977)	472,184 (529,602)	463,681 (520,065)
資本合計 (資本準備金取崩/ 配当金支払前)	51,728 (58,018)	51,539 (57,806)	49,947 (56,021)	50,250 (56,360)	50,055 (56,142)
資本金	386 (433)	386 (433)	386 (433)	386 (433)	386 (433)

(注) 上の表のUBS AGの単体ベースの数値は、スイスGAAP (FINMA令2015/1「会計 - 銀行」及び改正後の銀行法) に従い表示されている。

2【沿革】

当行の法律上及び商業上の名称は、ユービーエス・エイ・ジー (ユービーエス・エス・エイ/ユービーエス・インク) である。当行は、スイス・ユニオン銀行 (1862年設立) 及びスイス銀行コーポレイション (1872年設立) が合併しユービーエス・エイ・ジーとなった1998年6月29日に設立された。

2014年に、UBSグループの持株会社としてユービーエス・グループ・エイ・ジー (UBS Group AG) (以下「UBSグループAG」という。) が設立された。

当グループの法人体制に関する直近の変更

2014年、当グループは、スイスの大きすぎて潰せない規制要件並びに当グループが事業を行う他の国々における再生・破綻処理規制に応じ、当グループの破綻処理の実行可能性の向上を目的とした法人体制の調整を開始した。

当グループでは、規制要件及びその他の外部動向に応じた法人体制の更なる変更を引き続き検討している。かかる変更には、EUにおける事業子会社の更なる統合及び計上を行う事業体又は商品及びサービスの配置の調整が含まれる可能性がある。

2014年	持株会社	・UBSグループAGが当グループの持株会社となった。
2015年	UBSの体制	・当グループは、スイスで記帳された個人及び法人向け銀行事業並びにウェルス・マネジメント事業をUBS AGから新しく設立されたUBSスイスAGに移転した。 ・UBSグループAGの直接子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGは、当グループのサービス会社として設立された。
2016年	UBSの体制	・UBSアメリカズ・ホールディングLLCを、当グループの米国子会社の中間持株会社に指定した。 ・ヨーロッパ諸国に所在するウェルス・マネジメント子会社をUBSヨーロッパSEに統合した。 ・アセット・マネジメントの事業子会社の大部分をUBSアセット・マネジメントAGに移転した。 ・損失吸収AT1資本性証券及びTLAC適格非劣後無担保債務（UBSグループAGによる保証付）を発行する目的で、直接完全子会社としてUBSグループ・ファンディング（スイス）AGを設立した。
2017年	UBSビジネス・ソリューションズ	・スイス及び英国における共通業務をUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGに移転した。 ・当グループは、米国における共通業務を、UBSアメリカズ・ホールディングLLCの完全子会社で、米国のサービス会社であるUBSビジネス・ソリューションズ US LLCへ移転した。
2019年	UBSヨーロッパSE UBSグループ・ファンディング（スイス）AG	・英国に本店を有する当グループの子会社であるUBSリミテッドをドイツに本店を有する当グループの欧州子会社であるUBSヨーロッパSEに合併した。 ・当グループは、未償還の損失吸収AT1資本性証券及びTLAC適格非劣後無担保債務をUBSグループ・ファンディング（スイス）AGからUBSグループAGに、当該会社を発行者として、移転した。

3【事業の内容】

UBS AGは、その子会社と共に、世界中の個人顧客、機関投資家顧客及び法人顧客並びにスイスの個人顧客に対し、金融アドバイス及びソリューションを提供している。UBS AGはスイスの銀行である。UBS AGは、UBSグループの持株会社であるUBSグループAGの完全子会社である。UBSグループは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンク）及びコーポレート・センターからなるグループとして事業を行っている。コーポレート・センターは、2020年第1四半期からグループ・ファンクションに改称されている。

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBSグループAG（連結ベース）の当該情報は、UBS AG（連結ベース）と大きな差異はないことに留意されたい。

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2019年12月31日現在において判断したものである。

協働

当グループは、グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクの4つの事業部門を通じて事業を展開している。当グループのグローバルな広範さと専門知識の広がり、当グループの競合企業の中で際立つ主要な資産である。当グループは、事業部門内及び事業部門間の両方での協力体制が当グループの成長の鍵であると考えている。当グループは、例えば、グローバル・ウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンク並びにグローバル・ファミリー・オフィスの合併会社全体で単一の統合された資本市場グループを創出することにより、より包括的でより良いソリューションを顧客に提供するために当グループの強みを結集することで、当グループはベストな態勢となる。

当グループは、その強みを結集することで、更に成長することができる。グループ・フランチャイズ・アワード等のイニシアチブは、従業員に対し、地域・分野間の橋渡しを構築し、当グループ全体として顧客にサービスを提供する方法を模索することを奨励している。

グローバル・ウェルス・マネジメント

当部門は、真に世界的な最大のウェルス・マネジャーであり、投資資産2.6兆米ドルを有する。当部門の目標は、プライベート顧客及びファミリー・オフィスに、個々のニーズに応じたアドバイス及びソリューションを提供することである。

当部門では、2018年のウェルス・マネジメントとウェルス・マネジメント・アメリカズの統合以降、継続して、顧客へ包括的なサービスを提供し、事業運営の効率性を捉え、当部門の事業への投資を行っている。グローバル・ウェルス・マネジメントに属する22,000人を超える従業員が、顧客の目標達成を支援している。特に超富裕層セグメントにおける当部門のプレゼンスは強固であり、当部門は世界中の富裕層の過半数に対するアクセスを有している。

日本においては、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（以下「三井住友トラスト・ホールディングス」という。）との間で、ウェルス・マネジメントに関する包括的かつ戦略的な提携を締結した。新合併会社は、UBSのウェルス・マネジメントの能力と、三井住友トラスト・ホールディングスの日本最大の独立系信託銀行としての地位を融合する。三井住友トラスト・ホールディングスは、銀行業務、不動産、資産及び財産アドバイザー・サービス等、幅広いサービスを提供しており、日本では顧客へのアクセスが強固であり、かつ知名度が高い。

グローバル・ウェルス・マネジメントの組織改編

2020年1月、当グループは、グローバル・ウェルス・マネジメントの成長計画を実現し、顧客に提供するサービスの質と価値を高めるために、いくつかの取り組みを発表した。第一に、よりきめ細かいサービス及びソリューションを提供するために、それぞれの顧客のニーズに基づき当部門の商品及びサービスを見直し

た。第二に、当部門では、アドバイザーがより多くの時間を顧客に費やし、彼らのニーズや好みをよりよく理解することを容易にし、かつ市場への対応力及びスピードを向上させるための対策を取った。当部門は、EMEAに3つの明確な事業部門（ヨーロッパ、中央及び東ヨーロッパ、並びに中東及びアフリカ）を創設し、これらの市場における多様な機会を今まで以上にうまく捉えることができるようにした。最後に、インベストメント・バンク及びアセット・マネジメントとの戦略的パートナーシップを通じて、当グループの全ての能力を提供していく予定である。

当部門の焦点

当部門は、世界中の富裕層及び超富裕層の個人、家族及びファミリー・オフィス、並びに特定の市場の準富裕層にサービスを提供している。当部門の組織改編により、超富裕層個人顧客に提供するグローバル・ファミリー・オフィスの能力をより多くの顧客に提供できるようにし、合計約1,500のカバレッジを目指している。

当部門は米国外の超富裕層セグメントでも既にマーケット・リーダーである¹一方で、米国内の富裕層に選ばれる会社になり得ると確信しており、その富裕層の多くは既にUBSと関係を有している。当部門のグローバルに分散化された拠点網により、最大のウェルス市場（米国）と最速で拡大するウェルス市場（アジア太平洋地域）の両方での成長を捉えることができる。

¹ グローバル・ウェルス・マネジメントのマーケット・ポジションに関する記載は、公表された投資資産及び内部の見積りに基づくUBSの見積りである。

当部門は、運用委託契約及び貸付の浸透率を上昇させ、顧客に対する革新的なソリューションを提供し（例えば、ストラクチャード・ソリューション、民間市場、持続可能性、テーマ別投資）、かつ業務プロセスの効率化により当部門のアドバイザーの生産性を向上させることに注力している。また、当部門は、緩やかな人員削減を継続し、顧客の事業に占める当部門のシェア拡大を目指している。

当部門は、顧客のニーズにより的確に応え、効率を高めるために、顧客及び顧客アドバイザーを支えるオペレーティング・プラットフォーム及びツールに投資している。2019年12月31日現在、南北アメリカ以外で計上された投資資産の約80%がウェルス・マネジメント・プラットフォームによるものであったが、これは、当部門が当該地域のオペレーティング・プラットフォームを統合し続けているためである。当部門では、米国において、第三者ソフトウェア・プロバイダーであるブロードリッジ社と共同で、ウェルス・マネジメント・アメリカズ・プラットフォームを構築しており、このプラットフォームは、2021年に運用を開始する予定である。当部門のプラットフォームの発展は、当部門の顧客及びアドバイザーの利益のためのデジタル力の強化と共に進められている。

当部門の事業

当部門では、世界最大の市場及び世界最速で拡大する市場において基盤を構築することで、グローバルな拠点網を有し、グローバルな関心及び需要を有する顧客にサービスを提供する体制を整えている。米国は当部門の投資資産の50%超を占める最大の市場である。投資資産に基づく、当部門はアジア太平洋地域では最大、ラテン・アメリカでは2番目に大きいウェルス・マネジャーである。¹

¹ グローバル・ウェルス・マネジメントのマーケット・ポジションに関する記載は、公表された投資資産及び内部の見積りに基づくUBSの見積りである。

スイスでは、当部門は、主導的なマーケット・ポジション¹を維持しており、パーソナル&コーポレート・バンキング部門、アセット・マネジメント部門及びインベストメント・バンク部門全体で、当グループの商品及びサービスの全範囲を展開することができる。

¹ グローバル・ウェルス・マネジメントのマーケット・ポジションに関する記載は、公表された投資資産及び内部の見積りに基づくUBSの見積りである。

当部門のヨーロッパにおける広範な国内拠点網により、現地に適した商品及びサービスを提供することが可能になり、また、中央ヨーロッパ、中東及びアフリカの各地の現地事務所では、顧客との緊密さを維持する。

インベストメント・バンク部門及びアセット・マネジメント部門との戦略的パートナーシップを通じて、当部門では、顧客に融資、世界の資本市場及びポートフォリオ・ソリューションを幅広く提供する。

組織改編の一環として、超富裕層顧客関係とアドバイザーを地域別事業部門に統合し、顧客に対する迅速さと近接性を高めた。当部門で新たに設立したグローバル・キャピタル・マーケットのチームでは、インベストメント・プロダクト・サービス（IPS）部門とインベストメント・バンクの各チームとそれぞれの専門知識を統合した。グローバル・キャピタル・マーケットのチームは、顧客に対し、強化された商品及びサービス、より迅速な取引実行、より競争力のある条件を提供する。

当部門の主要な競合企業は、米国外でのプレゼンスが小規模な米国の大手企業（バンク・オブ・アメリカ、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレー、ウェルズ・ファーストを含む。）又は、米国でのプレゼンスが小規模な地理的に多様な企業（BNPパリバ、クレディ・スイス、HSBC及びジュリアス・ペアを含む。）である。当部門の規模、地理的プレゼンス及び分散した顧客ポートフォリオは並外れており、他のウェルズ・マネジャーが有機的に真似るのは困難であると考えられる。

当部門が提供する商品及びサービス

当部門のウェルズ・マネジメントに対する独自の取り組みは、顧客との契約を強化し、顧客が自らの最良を追求するのを支援することを目的としている。

当部門は、統合された単一の事業部門として業務を行うことで、顧客にウェルズ・マネジメントに関する最良のソリューション、サービス及び専門知識をグローバルに提供することを目指している。当部門の専門家は、最新意見発信、投資分析及び練られた投資戦略を顧客に提供し、彼らのためのソリューションを進展させ、入手する。チーフ・インベストメント・オフィス（CIO）は、簡明で包括的なUBSハウス・ビューを提供し、これは、世代を超えて顧客の資産を保護し、成長させることを企図する投資機会を特定し、伝達する。地域の顧客戦略チームは、顧客のニーズ、行動及び嗜好について当部門の理解を深め、顧客のニーズに合わせて、より良い商品及びサービスを提供することを可能にする。当部門の商品の専門家は、最も重要な投資の運用委託契約、革新的な長期的テーマ及び持続可能な投資に関する商品及びサービスの提供を含むインベストメント・ソリューションを提供する。

顧客は、ウェルズ・プランニング、投資、慈善事業、コーポレート及びバンキングの各サービス並びにファミリー・アドバイザー・サービスを含む、当部門の包括的な一連の能力及び専門知識から利益を得ている。また、仕組金融、モーゲージ及び有価証券に基づく貸付全般にわたって、相当程度の専門知識を提供している。

当部門は、商品及びサービスを向上させ、変化する顧客ニーズに応えるよう努めている。2019年には、スイスでUBSマネージによる新しい商品及びサービスを開始した。また、拡大する需要に対応するため、顧客の民間市場における独占的機会を拡大した。当部門の持続可能な投資ソリューションは引き続き好評を博している。現在、100%持続可能な投資ソリューションと固有の持続可能な投資ソリューションにおける投資資産は、90億米ドルを超えるまでに成長している。また、持続可能な投資商品及びサービスを拡大し、BMOグローバル・アセット・マネジメント、ジェネレーション・インベストメント・マネジメント、KKR & Co. Inc.等の外部パートナーと協力して、顧客に対し革新的な持続可能な開発に関連した投資機会を提供した。

当部門の顧客にサービスを提供する方法

当部門は各地域の営業所、専門のアドバイザー及び経験豊富な専門家を通じて顧客にサービスを提供する。当部門では、見通しの中でUBSに対する意識を高めるのを助け、アドバイザーと顧客との間の信頼関係を強化するために、デジタルチャネルと非デジタルチャネルを組み合わせ（マーケティング・キャンペーン、イベント、広告、出版物及びデジタル・オンリー・ソリューションを含む。）使用している。

当部門の組織構造

当部門の事業は、地域別の事業部門である、米国及びカナダ、中南米、ヨーロッパ、中央及び東ヨーロッパ、中東及びアフリカ、アジア太平洋、並びにスイスから成る。当部門はまた、グローバル・ファミリー・オフィスの顧客を対象とする事業部門を有する。これらの事業部門を支えるグローバルな能力に関する中心機能は、CIO、グローバル・バンキング、グローバル・キャピタル・マーケット及びチーフ・オペレーティング・オフィスである。当部門は、執行委員会、リスク委員会、運営委員会、資産・負債管理委員会によって管理運営されている。

パーソナル&コーポレート・バンキング

スイスにおける主導的な個人及び法人向け銀行として、当部門は、個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対して総合的な金融商品及びサービスを提供している。当部門は、スイス国内の個人顧客及び法人顧客向け貸付市場における主要なプレイヤーの一つであり、相当程度の貸付ポートフォリオを有している。パーソナル&コーポレート・バンキング部門は、当グループのスイスにおけるユニバーサル・バンクの業務提供モデルの中核を成している。

当部門の焦点

当部門は、スイスにおける主導的な個人及び法人向け銀行であり、優れた顧客経験を提供し、テクノロジーと接客を組み合わせている。

当部門では、当部門の事業分野全体に亘り、成長へのイニシアチブに関する強固なパイプを確立した。2019年11月1日付で、新たな事業分野であるデジタル・プラットフォーム&マーケットプレイスを立ち上げ、モーゲージに関するプラットフォームを利用した商品及びサービスを急速に拡充した。

更に、当部門では、プロセスの合理化やデジタルの新しいセルフ・サービス・ツールの導入により、効率化を目指している。例えば、延長のためのモーゲージに関する統合されたワークフローを展開したことで、契約の締結にかかる時間が大幅に短縮される。また、コンタクト・センター設置を更に最適化し、反復プロセスの自動化を進め、受領する物理的な郵便物や書類を電子化することで処理時間を短縮するデジタルのメールルームの試用を開始した。テクノロジーは、顧客中心のオペレーティング・モデルにおいて重要な役割を果たしており、当部門はデジタル分野でのリーダーシップの拡大を目指している。当部門の複数年に亘るデジタル化プログラムにより、顧客経験を更に向上させることができる。当部門は、技術的なソリューションにより、より焦点を絞った方法で、顧客に新しい商品を提供し、新しいクロス・セリングの機会を見極めることを可能にしている。

業務面では、サービスの質と全体的な機動性を向上させる一方で効率性を重視し、卓越した取引実行を追求している。当部門のデジタル変革への取り組みを拡大するため、2019年には、スイスに最初の工場よりも規模の大きい第2のデジタル工場を開設した。これらのデジタル工場には、様々な機能全体で従業員約1,100名が所属している。更に、イノベーションを推進し、主要な人材を引きつけるために、活発なアカデミーと迅速なローンチ・フォーマットを導入した。

当部門の事業

当部門は、主にスイスの自国市場で事業を行っている一方で、当部門のフランクフルト、ニューヨーク、香港、シンガポールの拠点を通じて、当部門のスイスの法人及び機関投資家顧客の国際的な事業活動の拡大を支える能力を提供している。当グループは、法人顧客に向けた現地の銀行業務能力を海外に提供している唯一のスイスの銀行である。

コーポレート&インスティテューショナル・クライアント事業では、当部門の主要な競合企業は、クレディ・スイス、州立銀行及びグローバルに事業を展開している外国銀行である。当部門が競合している分野としては、基本的な銀行サービス、キャッシュ・マネジメント、貿易及び輸出金融、アセット・サービシング、機関投資家向けの投資アドバイス、コーポレート・ファイナンス、貸出並びに銀行の資金及び証券取引が含まれる。

スイスのパーソナル・バンキング事業では、当部門の競合企業は、クレディ・スイス、ポストファイナンス、ライフアイゼン、州立銀行並びにその他スイスの地域銀行及び地方銀行である。これらの伝統的な企業に加えて、スイス市場やネオバンクに参入する国際的な企業との競争にも直面している。当部門が競合している分野には、基本的な銀行業務、モーゲージ及び外国為替並びに運用委託契約及びファンドが含まれる。

当部門が提供する商品及びサービス

当部門の個人向け銀行業務の顧客は、ライフサイクルを通じた総合的な商品及びサービスと利便性の高いデジタル・バンキングを利用できる。当部門は、支払から預金、カード、オンライン・バンキング及びモバ

イル・バンキング、貸付（主にモーゲージ）、投資並びにリタイアメント・サービスに至るまで、幅広い基本のバンキング商品を提供している。全体としてのサービスの範囲は当部門のUBSキークラブ特典プログラムによって補完されており、これは、スイス在住の顧客に独占的で魅力的なサービスを提供する（第三者パートナーからの提供を含む。）。グローバル・ウェルス・マネジメント部門との緊密な連携のもと、当部門では主要なプライベート・バンキング及びウェルス・マネジメントの各サービスを提供している。

法人顧客及び機関投資家顧客は、特に、株式及び債券市場、シンジケート・ローン及び仕組信用商品、私募発行、リース並びに従来型融資の利用機会を指す金融及び投資ソリューションから恩恵を受けている。当部門のトランザクション・バンキング事業は、支払及びキャッシュ・マネジメント・サービス、貿易及び輸出金融に関するソリューション、並びに機関投資家顧客向けのグローバルなカスタディ・ソリューションを提供している。

当部門は、資本市場及び外国為替商品、ヘッジ戦略及びトレーディング能力、並びに法人向け金融アドバイスを提供するのにインベストメント・バンク部門と緊密に連携している。また、アセット・マネジメント部門と連携して、ファンド及びポートフォリオ運用ソリューションを提供している。

当部門の顧客にサービスを提供する方法

当部門は、スイスでオンライン及びモバイル・バンキングの普及率が最も高いデジタル分野の先導者として認知されており、当部門の先導的な地位を更に強化するために引き続きマルチ・チャンネルな販売モデルに投資している。

当部門では、一部の拠点について、デジタル支援拠点として機能する、より小規模で機動的な支店へ転換することにより、変化する顧客のニーズに合わせて従来の支店フォーマットを応用し、基本的な顧客ニーズに対するアドバイスに沿って強固なプレゼンスを現地に確保することを目指している。当部門は、革新的かつ顧客中心の方法で、特に、目的の異なる将来の支店フォーマットを定義することにより、物理的な拠点網の再構築を更に進めることを目指している。

加えて、当部門では、基本的な銀行サービス及び取引を提供するコンタクト・センターやデジタル・チャンネルを通じて、当部門の顧客に専門知識を提供し続けている。専門の顧客アドバイザーは、より個別化したソリューションを必要とする個人向け銀行業務の顧客にサービスを提供している。

当部門では、持続可能性に関するロードマップの一環として、商品及びサービスを大幅に拡大している。当部門のパーソナル・バンキング顧客及び機関投資家顧客は、多くの持続可能な投資ソリューションへのアクセスを有し、かつ当部門ではコーポレート・バンキング顧客のための革新的なアプローチを推進している。例えば、スイスの上場企業のために最初のグリーンボンドを発行した。

マーケティング・キャンペーンでは、オンライン・メディア（ソーシャル・メディア及び検索エンジン広告を含む。）、屋外広告（ポスター及びデジタル掲示板）を活用し、更に、プリント広告、テレビ広告、ラジオ広告及びシネマ広告等をごく選択的に活用している。スイスの銀行業界におけるデジタル分野の先導者としての地位に合わせて、また、当該チャンネルの費用対効果を理由に、当部門はデジタル・ファースト・メディア戦略を採用している。当部門のメディア向け支出の50%超がオンライン・チャンネルに対するものである。

当部門の組織構造

当部門の事業は、パーソナル・バンキング、コーポレート&インスティテューショナル・クライアント、及びデジタル・プラットフォーム&マーケットプレイスから成っている。地勢的には、267の支店を有する当部門の事業は10の地域に亘って組織されており、独自のスイス経済地域をカバーしている。当部門は執行委員会、リスク委員会及び運営委員会によって管理運営されており、主に、UBSスイスAGを通じて事業が運営されている。

アセット・マネジメント

UBSアセット・マネジメント部門は、9,030億米ドルの投資資産を有する大規模で多角的な世界的アセット・マネジャーである。当部門は、全ての主要な従来型及び代替的な資産クラスを対象に投資運用能力及び

投資手法を提供しており、世界中の機関投資家、ホールセール仲介業者及びグローバル・ウェルス・マネジメントの顧客に対しアドバイザー・サポートを提供している。

当部門の焦点

当部門の戦略は、当部門が主導的な地位を有する分野の活用に焦点を当て、更なる利益拡大及び規模の拡大を図ることである。

顧客は投資目標を持続可能性の目的と組み合わせるソリューションをより一層求めており、サステイナブル及びインパクト・インベスティングは依然として重要な分野である。当部門は、気候変動に配慮したソリューション等の分野で、世界クラスの能力の拡充を継続する。当部門は、商品及びサービスの革新、専用のリサーチ、環境、社会及びガバナンス要素の投資プロセスへの統合、独自の分析手法の活用、積極的な法人との契約を通じて、これを実行する。

当部門は、民間市場や代替的運用業務の重要性の高まりに対応して、ヘッジファンドや不動産事業をはじめとするこれらの分野における当部門の既存の専門知識、並びにインフラストラクチャー、プライベート・エクイティ及び私募債全般に関する能力を強化している。

当部門は、アジア太平洋、ヨーロッパ及びスイス地域における上場ファンド（ETF）を含め、受賞歴¹のある指数連動型及びオルタナティブ・ベータ事業の開発を継続している。当部門は、拡張性の高いプラットフォームを活用しながらカスタマイズを提供し、特に持続可能性や債券商品等の主要分野に重点を置いている。2016年以降、オルタナティブ・ベータ事業は、投資資産において約85%の伸びを示している。

1 ヨーロッパを基盤とした指数連動型プレイヤーとしてはピアグループの公的報告ベースで2番目に大きく（2019年第3四半期にUBS算出）、2019年12月現在でヨーロッパのETFプロバイダーとしては4番目に大きい（出典：ETFGI）。

地理的には、アジア太平洋地域での広範囲及び長期に亘るプレゼンスを基に、世界最速で拡大するアセット・マネジメント市場の一つである中国（オンショア及びオフショア両方）での当部門の主導的プレゼンス及び商品に投資を行っている。

急速に進化する魅力的なホールセール・セグメントでは、顧客への継続的な浸透、販売代理店との戦略的パートナーシップの拡大、顧客サービス提供の構築の組合せにより、市場シェアの大幅な拡大を目指す。

公開市場が民間市場かを問わず、当部門の広範で充実した能力へのアクセスを提供し、これらを組み合わせる当部門のインベストメント・ソリューション事業を更に成長させるため、当部門では、世界中の顧客のニーズを充たす優れたマルチ・アセット戦略及びホワイトラベル・ソリューションを提供することに焦点を当てている。

また、当部門のチームが当グループ全体から最高のアイデア、ソリューション及び能力を引き出し、顧客のために優れた運用実績と経験を提供できるように、特にグローバル・ウェルス・マネジメントとの部門横断的な連携を引き続き強化している。

当部門の成長を支えるために、当部門は、オペレーショナル・エクセレンスに関するイニシアチブの規律ある実行に焦点を当てている。これには、特定の活動の更なる自動化、簡素化、プロセスの最適化、オフショアリング/ニアショアリングが含まれ、当部門のプラットフォームの継続的な近代化並びに当部門の分析及びデータ能力の開発により補完されている。

2020年1月、当部門は、当部門の顧客のために商品及びサービスの規模と領域を拡大し、更に、競争の激しい市場において、世界クラスの事業を継続的に発展させること企図して、当部門のプラットフォーム事業の運営体制をいくつか変更することを発表した。この変更には、UBSファンドセンターの過半数株式（51.2%）を、ドイツ証券取引所グループの取引後のサービス・プロバイダーであるクリアストリームに売却する計画も含まれる。この売却は、通常のクロージング条件を前提に、2020年下半期に完了する見込である。また、より広範な当グループの専門知識とリソースを最大限に活用し、事業の成長を加速させるため、当部門の革新性の高いホワイトラベルのテクノロジー・ソリューションであるUBSパートナーを、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門内のコーポレート&インスティテューショナル・クライアント・インターナショナル事業に譲渡することを決定した。UBSパートナーは、UBSの「銀行のための銀行」顧客への商品及びサービスの一部となる予定であり、これは、顧客に対しUBSの最善を尽くすための当グループ全体での協働の取り組みにおけるめざましい一歩となる。

このような変化の中で、当部門では、顧客のための提案を大きく変更しており、これにより顧客が拡大したプラットフォーム能力にシームレスにアクセスするようになると同時に、当部門は戦略的優先事項の実行に一層焦点を当てることができる。

当部門の事業

当部門は世界の主要なアセット・マネジメント市場を網羅し、南北アメリカ、ヨーロッパ、中東及びアフリカ、スイス、並びにアジア太平洋地域の4つの地域に現地のプレゼンスを有している。

当部門の主要な競合企業には、アムンディ、ブラックロック、DWS、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、インベスコ、JPモルガン・アセット・マネジメント、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント及びシュローダー等の幅広い能力と販売チャネルを有するグローバル企業並びに特定の市場や資産クラスに重点を置く会社が含まれる。

当部門が提供する商品及びサービス

当部門は、異なる資産クラスについて、分離、合同又はアドバイザリー契約及び様々な法域を対象とした登録済投資ファンドの形式で、広範囲にわたる投資運用商品及びサービスを顧客に提供している。

当部門の従来型及び代替的な能力には、株式運用業務、債券運用業務、ヘッジ・ファンド業務、不動産投資及び民間市場業務、指標連動型及びオルタナティブ・ベータ戦略（ETFを含む。）並びに持続可能及びインパクト投資の商品及びソリューションが含まれる。

当部門のインベストメント・ソリューション事業は、（ ）リスク/リターン・スペクトラムを対象とした資産配分及び通貨投資運用戦略、（ ）カスタマイズされたマルチ・アセット・ソリューション、アドバイザリー及び信託サービス、並びに（ ）マルチ・マネジャー型のヘッジ・ファンド・ソリューション及びアドバイザリー・サービスを提供する能力の広範さを利用している。

当部門の顧客にサービスを提供する方法

当部門は投資運用商品とサービスを直接、機関投資家顧客に提供している。富裕層及びリテール顧客は、グローバル・ウェルス・マネジメント、第三者である銀行及び販売者を通じてサービスを受けている。

当部門のチームは主要な金融市場に拠点を置き、世界中の顧客に独自の視点と世界的な専門知識を提供している。これにより、当部門の現地のプレゼンスと相まって、当部門のチームは、顧客と長期的な関係を構築し、彼らの具体的なニーズを深く理解することができる。

当部門の組織構造

当部門の事業分野は、クライアント・カバレッジ、インベストメント、不動産投資&プライベート・マーケット、プロダクト、並びにCOO分野の5つの分野に沿って構成されている。当部門は4つの地域に亘る世界各国を基盤とし、シカゴ、香港、ロンドン、ニューヨーク、上海、シンガポール、シドニー、東京及びチューリッヒに9つの主たる拠点を有する。

当部門は執行委員会、リスク委員会及び運営委員会（事業部門特有の委員会に補完される。）によって管理運営されている。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンク部門は、機関投資家顧客、法人顧客及びウェルス・マネジメント顧客に広範なサービスを提供することで、当該顧客が資本を調達し、事業を拡大し、成長のために投資を行い、リスクを管理する一助となっている。当部門は、株式、外国為替、リサーチ、アドバイザリー・サービス及び資本市場の分野における従来の強みに重点を置いており、対象となる金利事業及びクレジット事業のプラットフォームによりこれを補完している。当部門は、当部門の効果的なりサーチ能力及び技術能力を利用し、市場構造の発展並びに規制、技術、経済及び競争上の見通しの変化に順応するよう顧客を支援している。

当部門は、知的資本と電子プラットフォームを利用し、市場を主導するソリューションを顧客に提供することを目指している。また、当グループの貸借対照表、コスト、リスク加重資産及びレバレッジ比率分母を規律に沿って管理しながら、グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング及びアセット・マネジメントにサービスを提供している。

当部門の低資本の事業モデルにより、インベストメント・バンクがデジタル、リサーチ及びバンキングの能力を提供することを可能にし、当グループのリソースの最大3分の1を消費する。

インベストメント・バンクの構造改革

2020年1月、当部門は、顧客の進化するニーズに応え、利益ある成長とデジタル変革の機会にリソースを更に集中させるため、インベストメント・バンクを再編した。コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスは、それぞれグローバル・バンキング及びグローバル・マーケットに名称変更された。グローバル・バンキングは、グローバル・カバレッジ・モデルを採用して、2つのプロダクト・パーティカル(キャピタル・マーケット及びアドバイザー)に移行する。グローバル・マーケットは、株式業務と外国為替、金利及びクレジット業務を統合し、3つのプロダクト・パーティカル(エグゼキューション&プラットフォーム、デリバティブ&ソリューション及びファイナンス)と3つの横断的分野(リスク&トレーディング、ディストリビューション及びデジタル・トランスフォーメーション)を導入している。新しいグローバル・マーケットの構造は、事業プロセスと事業運営の整合性を促進し、非効率性と重複を減らすために設計されている。更に、新構造により、当部門の顧客の商品横断的ニーズをより包括的に把握することができ、クライアント・カバレッジと販売の緊密な連携の促進が企図されている。これにより、主要なリスクの監視及びリソース配分の改善が可能となる。インベストメント・バンク・リサーチ及びUBSエビデンス・ラボ・イノベーションは、当部門のアドバイザー及びコンテンツの提供の重要な部分であり続けている。

この変更は1月1日から実施され、当グループは2020年第1四半期の業績に先立ち、前の期間について修正再表示された情報を提供する予定である。

当部門の焦点

当部門は、デジタル変革を加速させながら、低資本アドバイザー及び取引実行事業における確実な成長を重要な優先事項としている。グローバル・バンキングは、グローバル・カバレッジ・モデルを有しており、顧客の変化するニーズに応えるために、グローバルで充実した専門知識を活用していく。グローバル・マーケットでは、取引実行、融資及びストラクチャード・ソリューションが優れていることに対する顧客の期待に焦点を当てている。

当部門のデジタル戦略は、優れ、かつ差別化された顧客サービスとコンテンツを提供するためにテクノロジーを活用する事業が主導している。当部門は、UBSインベストメント・バンク・イノベーション・ラボを設立し、コンセプトの証明を促進することで革新のスピードアップを図っている。グローバル・マーケットでは、デジタル・トランスフォーメーションの新しい横断的機能により、トレード・アイデアの生成、流動性管理、価格設定ツール及びリスク管理に関するトップクラスの慣行の採用が促進される。インベストメント・バンク・リサーチでは、データ駆動型の結果に注力するために、UBSエビデンス・ラボ・イノベーションを引き続き構築している。

当グループのバランスの取れたグローバルな範囲によって、当部門は様々な地域における成長への魅力的な選択肢を有する。世界最大のインベストメント・バンキングの手数料プールである南北アメリカについては、中核となるグローバル・バンキング及びグローバル・マーケットの各事業における市場シェアの拡大に注力している。

アジア太平洋地域では、主に中国において予想される市場の国際化や成長からの機会を監視している。今後は、オンショアかオフショアかを問わず、更なるグローバル・バンキングの強化により、成長を図っていく。また、インベストメント・バンクの事業と当グループ間の連携(統合された資本市場グループの創設、更に外部で言えば、ブラジル銀行との合併会社等の合併会社の創設を含む。)は、主要な戦略的焦点である。これらのイニシアチブにより、グローバルな商品を各地域に提供し、当グループの国境を越えたグローバルな連結性を活かし、顧客との最適な関係を共有・強化することで、成長がもたらされると考えている。

当部門の事業

当部門の地理的にバランスの取れた事業は、グローバルな範囲を有しており、30を超える国に拠点を持ち、主要金融ハブに主たる営業所を構えている。

競合する企業は当部門の多くの市場で活発に事業を行っているが、当部門の戦略は、当部門が競争することを選択してきた特定分野でのリーダーシップと、貸借対照表ではなく人材やテクノロジーを活用するビジネスモデルに焦点を当てることで、当部門を差別化している。

当部門の主な競合企業は、モルガン・スタンレー、クレディ・スイス及びゴールドマン・サックスを含む世界規模の大手投資銀行、並びにバンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、シティグループ、BNPパリバ、ドイツ銀行及びJPモルガン・チェースを含む法人向け投資銀行である。また、一定の地域や商品によっては、ブティック型投資銀行やフィンテック企業と競合している。

当部門では、グローバル・ウェルス・マネジメント及びアセット・マネジメントとの戦略的パートナーシップを通じて、顧客に対し、融資、世界的資本市場及びポートフォリオ・ソリューションへの幅広いアクセスを提供する。

当部門が提供する商品及びサービス

当部門は、グローバル・バンキング事業を通じて、顧客に対し、戦略的なビジネスチャンスに関する助言を行い、顧客の活動資金を調達することを支援している。

当部門のグローバル・マーケッツ事業は、顧客が世界中の資本市場で証券を売買及び運用し、そのリスクと流動性を管理することを可能にしている。更に、インベストメント・バンク・リサーチ事業では、世界中の主な金融市場及び証券について重要な洞察を顧客に提供している。これとは別に、UBSエビデンス・ラボ・イノベーションの専門家チームは、30を超える国と50を超えるセクターに及び、あらゆる規模の企業のための多様なトピックに関する洞察に満ちたデータセットを作成することを専門とする。当部門は、資本効率の高いビジネスモデルに沿った新しい商品及びソリューションの開発に努めている。これらは通常、新しい技術又は変化する市場標準に関連している。

2005年以降、当部門は、テーマ及びセクター別リサーチを提供することで顧客の持続可能な投資に対する需要の高まりに対応してきた。また、社会的責任と影響力のある上場投資信託や指数連動債を通じたインベストメント・ソリューションも提供している。それに加え、気候変動の緩和と適応に積極的に貢献している会社に対し、資本調達及び戦略に関するアドバイザー・サービスをグローバルに提供している。

当部門の顧客にサービスを提供する方法

当部門は、デジタル上と対面で顧客とのやり取りを行っている。グローバル・バンキングでは、顧客に質の高いソリューションを提供するために、知的資本及び関係を活用している。グローバル・マーケッツでは、当部門の取引実行機能、差別化されたリサーチ内容、カスタマイズされたソリューション、顧客フランチャイズ・モデル及びグローバルなプラットフォームを活用し、幅広い機関投資家顧客及び法人顧客を対象としたカバレッジを拡大している。インベストメント・バンク・リサーチ事業では、当部門のマルチ・チャンネルのプラットフォームであるUBSネオを含め、多様な方法を駆使し、高品質で差別化されたリサーチを機関投資家顧客に提供している。

当部門の組織構造

当部門の事業は、グローバル・バンキング、グローバル・マーケッツ及びインベストメント・バンク・リサーチの3つの事業部門並びにUBSエビデンス・ラボ・イノベーションで組織されている。当部門は、執行委員会、運営委員会、リスク委員会及び資産・負債管理委員会に管理運営されている。各事業部門は商品毎にグローバルに組織されている。

コーポレート・センター

当グループのコーポレート・センター部門は、有効性、リスク軽減及び効率性に重点を置いて、当グループにサービスを提供している。コーポレート・センター部門には、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオも含まれる。

当部門の組織構造

コーポレート・センター

コーポレート・センターの主要な分野は、グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー（グループ・テクノロジー、グループ・コーポレート・サービス、グループ・ヒューマン・リソース及びグループ・オペレーション）、グループ財務部門、グループ・ファイナンス、グループ・リーガル、グループ・リスク・コントロール、グループ・コミュニケーション&ブランディング、グループ・コンプライアンス、レギュトリー&ガバナンス、UBSインソサエティ、並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオで構成されている。

近年、当グループはサポート機能を事業部門と順次合致させてきた。当グループは、これらの機能の大部分を事業部門に完全に合致させるか、事業部門間で共有するかのいずれかで当グループを運営しており、この運営においては、当該事業部門が全面的に管理する責務を負っている。事業活動とサポート機能を密接に連携させることで、効率性を高め、説明責任と協働の企業風土の上に築かれた労働環境を整えている。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ、グループ財務部門に僅かに残存する一連の活動、並びに主に繰延税金資産及び当グループの法人体制再編プログラム関連費用に関連した一定のその他の機能費用は、引き続き一元管理される。

当グループは、2019年第1四半期報告書以降、IFRS第8号業務セグメントを遵守し、コーポレート・センター全体のみ業績を開示しており、コーポレート・センター・サービス、グループ資産・負債管理（グループALM）、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオを個別に報告していない。また、事業運営上、グループ財務部門をグループALMと統合し、これを統合された機能としてのグループ財務部門と呼んでいる。

グループ財務部門

グループ財務部門は、当グループの貸借対照表の構造的リスクを管理しており、当該リスクには、金利リスク、構造的な為替リスク及び担保リスク並びに当グループの流動性及び資金調達ポートフォリオに関連するリスクが含まれる。グループ財務部門は、全ての事業部門にサービスを提供しており、そのリスク管理は当グループのリスク・ガバナンスの枠組みに完全に統合されている。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、大部分が受動的な縮小ストラテジーに従い、インベストメント・バンクから分離した事業のレガシー・ポジションを管理している。当該ポートフォリオは、グループ・チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務める委員会によって監督されている。当該ポートフォリオには、形成時に移転された事業から生じる法務問題に関するポジションも含まれる。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称：	UBSグループAG (UBS Group AG)
住所：	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zürich, Switzerland)
資本金：	2019年12月31日現在、UBSグループAGは、各額面金額0.10スイス・フランの記名株式3,859,055,395株に分割された385,905,539.50スイス・フランの株式資本を有している。

事業の内容： その定款に従い、UBSグループAGの事業目的は、あらゆる種類の企業（特にスイス及び外国における銀行、金融、アドバイザー、取引及びサービス活動分野）の直接又は間接的な持分の取得、保有、管理及び売却である。UBSグループAGは、スイス及び外国においてあらゆる種類の企業を設立することができ、それらの企業の株式を保有し、管理することができる。UBSグループAGは、スイス及び外国の不動産及び建物の権利を取得し、これらに抵当権を設定し、売却する権限を有する。UBSグループAGは、グループ会社へ貸付、保証並びにその他の種類の融資及び担保の提供、並びに金融資本市場における借入及び投資を行うことができる。

提出会社の議決権に対する
 当該親会社の所有割合： 100.00%（2019年12月31日現在）

取締役及び役員： 2019年12月31日現在、UBSグループAGの取締役会の全構成員がUBS AGの取締役会の構成員を兼任しており、委員会の構成員もUBSグループAGとUBS AGで同一であった。しかしながら、2019年におけるUBS AGの取締役会委員会は、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会のみである（構成員はUBSグループAGと同一）。2019年12月31日現在、レーマン氏を除くUBSグループAGのグループ執行役員会の全構成員がUBS AGの執行役員会の構成員を兼任している。

(2) 子会社及びその他の関係会社

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記31を参照のこと。

5【従業員の状況】

(1) 従業員数（2019年12月31日現在のフルタイム換算）

	(人)
グローバル・ウェルス・マネジメント	22,626
パーソナル&コーポレート・バンキング	5,064
アセット・マネジメント	2,220
インベストメント・バンク	4,973
コーポレート・センター	12,121
UBS AG及びその子会社	47,005

(2) 人件費

2019年度のUBS AGの連結ベースの人件費総額は、138億100万米ドル（約1兆4,870億円）であった。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項には将来に関する事項が含まれており、当該事項は2019年12月31日に終了した期間に関する財務書類の公表日である2020年2月28日現在において経営陣が判断したものであり、本段落の直後の「見通し」、「COVID-19のパンデミックが当グループの財務及び資本ポジションに及ぼす影響」及び「最近の動向」と題する文章に関しては、2020年3月31日に終了した期間に関する財務書類の公表日である2020年4月28日現在において経営陣が判断したものである。

見通し

COVID-19のパンデミック及びその封じ込めに取られた措置は、予見可能な将来のグローバル経済の見通しを劇的に変えた。世界のGDPは、今後短期的に縮小すると予想される。パンデミックによる多くの企業の混乱や失業の増加は、業界の信用損失費用水準の上昇につながると予想される。当グループの信用エクスポージャーの過半数は、グローバル・ウェルス・マネジメント顧客に関するものが、スイス国内に関するもののいずれかであり、クオリティが高い。当グループは、効果的な危機管理措置を展開する、実証済みのスイスの能力は、この経済への衝撃に耐えるのに役立つと確信している。今後、予想される結果の範囲は非常に広く、潜在的な景気回復のタイミングと形を確実に予測するには早すぎる。資産価格が下がると当グループの経常受取報酬収入が減少し、金利が下がると受取利息純額に対する逆風となり、顧客活動水準が低下すると取引ベース収益に影響を及ぼし、これが減少する可能性がある。当グループの戦略プランの規律のある継続的な遂行は、これを緩和するのに役立つと予想される。当グループは、戦略プランを遂行する一方で、従業員、顧客及び当グループが事業を行う経済を支援し、かつ当グループ全体でリスクを管理するための規律ある取り組みを維持することに重点を置いている。

COVID-19のパンデミックが当グループの財務及び資本ポジションに及ぼす影響

2020年第1四半期における景気の悪化、市場価格の大幅な下落及びボラティリティの増加により、当グループではIFRS第9号に基づく信用の減損及び予想信用損失が増加している。当グループの予想信用損失の増加は、主にCOVID-19等の市場の悪化による影響を受けた業種及びセクターへの一定の貸付エクスポージャーによるものである。更に、信用の減損の増加は、全ての事業部門で認識され、特に、年度末に既に信用の減損が見られたカウンターパーティ及び第1四半期中の一部の新しいデフォルトから認識された。少なくともCOVID-19の封じ込め措置が続く限り、信用損失費用の上昇は続くとして予想される。しかしながら、当グループのポートフォリオの信用の質を考えれば、当グループはその全体の強みと安定を維持し、顧客を支え続けることができると確信している。2020年第1四半期における顧客による取引高の増加により当グループの事業が恩恵を受けたため、信用の減損及び予想信用損失の増加が相殺されたが、ボラティリティ及び取引高が今後も高水準で推移するかどうかは不透明である。第1四半期における当グループのリスク加重資産(RWA)は、信用リスク及び市場リスクのRWAの増加に伴い大幅に増加した。当グループでは、RWA水準の上昇は、クレジット・ファシリティの追加的な実行及びVaRに影響する市場ボラティリティの増加を見込んで、少なくとも第2四半期まで持続すると予想している。

最近の動向

配当提案の変更

UBSグループAGは、スイス金融市場監督当局(FINMA)の要請を受け、2020年4月9日の取締役会において、2020年4月29日に開催する年次株主総会で株主の承認を求め2019年の配当提案を修正した。株主は、2020年5月7日に支払われる1株当たり0.365米ドルの配当とともに、1株当たり0.365米ドルの特別配当準備金の創設についての承認を求められる予定で、当該特別配当準備金の支払は、2020年11月19日の臨時株主総会での株主による承認を条件とする。

UBSはまた、2020年の最初の3ヶ月間に3億5,000万スイス・フランの株式を買い戻した後、株式買戻プログラムを一時停止した。

COVID-19に関連した規制及び法律の動向

スイス連邦参事会は、現在のCOVID-19のパンデミックによる大幅な減収に苦しむスイスの中小企業を支援するために、当初発表された最大200億スイス・フランから最大400億スイス・フランに引き上げた融資保証制度を確立した。影響を受けた企業は、銀行を通じて、年間売上高の最大10%までのつなぎ融資を申請することができ、上限は2,000万スイス・フランである。50万スイス・フランまでの融資は、スイス政府によって100%保証され、金利は0%である。50万スイス・フランから2,000万スイス・フランまでの融資の85%は政府によって保証されており、当該融資について、政府によって保証される部分の金利は0.5%であり、残りの部分の金利は銀行が自由に決定する。

銀行の貸付能力を支援するために、スイス連邦参事会はスイス国立銀行(SNB)の要請に応じて住宅不動産ローンに関するカウンターシクリカル・バッファーを無効にし、他の複数の国は同様にカウンターシクリカル・バッファーを引き下げた。これにより、UBSの自己資本比率に影響を及ぼすことなく、UBSの普通株式等Tier 1(CET1)自己資本要件は29ベース・ポイント低下した。

UBSのようにモデルに基づき市場リスクのRWAの計算を行っている銀行は、市場のボラティリティが高まったことに起因して、バックテスティングの超過事象の増加を経験している。これらの超過事象は、最終的に、銀行固有の最低自己資本規制の上昇をもたらす可能性がある。FINMAは、2020年2月1日から2020年7月1日までの間、バックテスティングの超過事象の件数を凍結する一時的な適用免除を導入した。当グループが経験したバックテスティングの超過事象の件数は市場リスクのRWAの増大をもたらさなかったと考えられるため、2020年3月31日現在、当グループはこの措置による恩恵を受けていなかった。

更に、FINMAは、銀行に対し、ゴーイングコンサーン・ベースの比率の計算において、中央銀行の要求払預金をレバレッジ比率分母(LRD)から一時的に除外することを認めている。この除外は2020年7月1日まで適用され、延長される可能性がある。2020年3月25日以降に株主によって承認された適用ある配当又は同様の配当は、資本配分のうちLRD相当分による救済額を減額する。

2020年3月31日現在、これらの免除により、ゴーイングコンサーン・ベースの要件における当グループのLRDが780億米ドル一時的に減少した。これは、当グループの既存の自己資本規制に対するバッファー及びこの措置の一時的な性質を前提とすると、顧客又はスイス経済に資金を提供する当グループの能力に影響を及ぼさなかった。

スイス国外の主要管轄区域の規制当局は、銀行が金融ストレスに直面している顧客と取引する場合に、金融緩和のスタンスをとることを促すとともに、市場の流動性を支援することを目的とした措置を取ってきた。これらの措置には、資本バッファー及び第2の柱の自己資本規制の一時的な緩和、LRDの一時的な修正、並びに特定貸付又は融資枠の確立が含まれる。

更に、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、バーゼル規則の実施期限を1年遅らせ2023年1月1日までとした。アウトプット・フロアに関する付随の移行規定もまた1年延長され2028年1月1日までとなった。これとは別に、BCBSと証券監督者国際機構(IOSCO)は、非中央清算デリバティブの証拠金要件に関する枠組みの最終的な2つの実施フェーズを1年延長し、2022年9月1日までとした。これらの措置は、UBSの資本ポジションに影響を及ぼさない。

米国では、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社(FDIC)及び通貨監督局(OCC)が、共同声明で、銀行組織に対し、経済を支えるために慎重な方法で資本バッファー及び流動性バッファーを使用するよう奨励している。更に、連邦準備制度理事会は、UBSアメリカズ・ホールディングLLCを含む銀行持株会社(BHC)及び中間持株会社(IHC)の補完的レバレッジ比率の算定から、連邦準備銀行の米国財務省の証券及び預金を除外することを認める一時的な変更を行っており、この一時的な変更は2021年3月31日まで効力を有する。

また、EU及び欧州中央銀行(ECB)は、ヨーロッパの経済を安定させるための一連の規制措置を通知した。これらの措置はいずれも、UBSグループに重大な影響を及ぼすことはないと予想している。

2020年3月、国際会計基準審議会（IASB）は、企業がIFRS第9号に基づく予想信用損失にCOVID-19が及ぼす影響を決定する際、特に、将来のマクロ経済情勢及び信用リスクの大幅な上昇が生じているかどうかを評価する際に、存在する重大な不確実性を考慮して、企業が適切な判断を適用すべきであることを強調した。

また、FINMA、ECB及びその他の銀行規制当局も、判断の必要性を強調する声明を発表している。

規制当局による措置及び声明の明確化にもかかわらず、経済予測の悪化は、予想信用損失の増加、ひいては損益計算書のボラティリティの増大をもたらしており、今後もこれが継続する可能性がある。

その他の規制及び法律の動向

ブレグジット

2020年1月31日にEUから離脱した英国は、2020年12月31日に終了する予定の移行期間に入った。今後のEU英国間の関係についての交渉が開始され、双方は、2020年6月までに、現行のEUの金融サービス法に基づき必要となる全ての同等性評価を完了することを目指している。しかし、交渉のペースはCOVID-19のパンデミックの影響を受けている。移行期間については、英国が2020年6月30日までに延長を要求する場合、離脱協定の条件に基づき2021年12月31日又は2022年12月31日まで延長可能である。

スイスの印紙税廃止及び源泉税法改正に関する提案

2020年1月、スイス国民議会の経済税制委員会は、スイス印紙税の段階的廃止に関する協議を開始した。この法案は、スイスの資本市場を強化し、国内外の投資主にプラスの効果をもたらすことが期待される。また、2020年4月には、スイス連邦参事会が源泉税法の改正について協議プロセスを開始し、国内法人及び外国投資家に対して利付投資の源泉税の免除を提案した。

包括的資本分析及びレビューに関する文書の年次レビュー

当グループの米国中間持株会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCは、2020年4月に、連邦準備制度理事会の年次の包括的資本分析及びレビュー（CCAR）実施に基づく要請に従い、資本計画及びストレス予測を提出した。当グループは、連邦準備制度理事会が2020年6月後半に資本計画の評価及び当グループのCCARプロセスの定性的評価の結果を公表すると予想している。

その他の動向

報告された業績のみの表示

当グループでは、以前に発表したように、レガシー・コスト・プログラムの影響が段階的に解消され、全ての財務目標が現在は報告された業績に基づいているため、2020年第1四半期以降、当グループの財務報告書に調整後の業績を記載しなくなった。当グループは、各事業部門に関するリストラクチャリング費用及び訴訟費用、並びに経営陣が基礎的な業績を表していないか、定期的な計上が予想されないと考える他の重要な損益項目について、当グループの財務報告書の「当グループの業績」の項において引き続き開示していく。

事業部門の費用報告の合理化及びコーポレート・センターからグループ・ファンクションへの改称

当グループでは、2020年第1四半期以降、当グループの経営状況をより良く反映するため、事業部門の費用報告を合理化した。当グループは今後、個別の営業費用ラインは提供せずに、事業部門に関する営業費用合計のレベルで費用を開示する。当グループでは、引き続き、当グループレベルでの営業費用の詳細を提供するとともに、各部門についての経営陣の検討及び分析において、部門毎の営業費用の変動の要因を説明していく。

事業部門の費用報告の合理化は、UBSグループAG及びUBSAGの連結財務書類の「注記2 セグメント報告」にも適用されている。

コーポレート・センターはグループ・ファンクションに改称し、グループ財務部門、当グループの非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ、並びに当グループに関するサービス等がこれに含まれる。なお、この変更が事業部門又は当グループの営業収益、営業費用及び税引前利益に与える影響はない。

航空機リース事業の移転

2020年1月1日、コーポレート・エアクラフト・ファイナンス事業は、本事業のサービスを主に受ける顧客とより整合させるため、パーソナル&コーポレート・バンキングからグローバル・ウェルス・マネジメントに移転された。コーポレート・エアクラフト・ファイナンス事業は、主に超富裕層顧客にサービスを提供しており、この移転は、顧客及びサービスの戦略的な整合を反映している。約16億米ドルの貸出金がパーソナル&コーポレート・バンキングからグローバル・ウェルス・マネジメントに移転した。この移転の結果、年間約4,000万米ドルの受取利息純額が、パーソナル&コーポレート・バンキングではなくグローバル・ウェルス・マネジメントで報告されると予想される。

インベストメント・バンクの構造変更

2019年9月に発表したとおり、当グループのインベストメント・バンクの構造変更は2020年1月1日に発効した。コーポレート・クライアント・ソリューションはグローバル・バンキングに、インベスター・クライアント・サービスはグローバル・マーケットにそれぞれ改称された。グローバル・バンキングには、グローバル・カバレッジ・モデルと整合性のとれた、キャピタル・マーケット及びアドバイザーという2つのプロダクト・パーティカルがあり、法人向け貸付とそれに関連するヘッジ活動も含まれている。グローバル・マーケットは、株式業務と外国為替、金利及びクレジット業務（FRC）を統合し、エグゼキューション&プラットフォーム、デリバティブ&ソリューション及びファイナンスの3つのプロダクト・パーティカルに分類している。

当グループの事業部門に関する経営陣の検討及び分析における過去の財務情報の表示は、これらの変更を反映している。インベストメント・バンクの過去の収益合計は、これらの変更の影響を受けなかった。

グローバル・ウェルス・マネジメントの組織変更

当グループでは、2020年1月に発表したように、グローバル・ウェルス・マネジメント部門の組織変更を実施した。2020年1月1日より、EMEAの中に、（ ）ヨーロッパ、（ ）中央及び東ヨーロッパ、ギリシャ及びイスラエル、並びに（ ）中東及びアフリカの3つの事業部門を構築した。当グループはまた、グローバル・ファミリー・オフィス能力をより多くの顧客が利用できるようにしている。

2020年第1四半期からは、事業部門に関する経営陣の検討及び分析において追加的な情報を提供しており、これには営業収益及び費用に関する広範な地域情報並びに貸出金及び運用委託契約の動向に関する情報を含めている。当グループは、超富裕層顧客関係を地域と整合させており、従って、今後は超富裕層顧客関係に関する業績指標を別個に報告しない。

IFRS第9号金融商品のヘッジ会計の適用

当グループは、2020年1月1日付で、当グループの全ての現行ヘッジ会計プログラムについて、貸出金に関連するポートフォリオ金利リスクの公正価値ヘッジ（これは、IFRS第9号で許容されているとおり、IAS第39号金融商品：認識及び測定に基づいて引き続き会計処理されている。）を除き、IFRS第9号金融商品のヘッジ会計の要件を適用している。2020年1月1日現在、これらの要件の適用による当グループの財務書類への影響はなかった。

新しい指針に基づき、かつ損益計算書のボラティリティを低減するために、当グループは、ヘッジ手法のコストを外貨ベース・スプレッドに適用し、公正価値ヘッジ関係においてクロスカレンシー・スワップ及び外貨債務を指定した。

当グループの戦略

当グループは、独自性があり、統合されており、かつ補完的な事業ポートフォリオ及び地理的拠点網を成長させ活用することにより、より高い優れたリターンを推進することを目指している。

UBSは、真にグローバルな最大のウェルス・マネジャーであり、スイスにおける業界を主導する個人及び法人向け銀行であり、焦点を絞ったインベストメント・バンク及びアセット・マネジメント部門を有する。当グループは、優位な競争的地位を有し、魅力的な長期の成長又は収益性が見込まれる対象とする市場において、資本効率の高い事業に焦点を当てている。当グループは、強固な資本力を当グループの戦略の基礎と考えている。

当グループは、UBS全体を一つの企業として顧客に提供するにあたり、（ ）主導的な顧客基盤を強化し、シェアを拡大すること、（ ）UBSのサービス及び能力を拡大することによって成長に向けてUBSを整備

すること、()効率性を高め、規模を拡大すること、並びに()顧客の利益のために連携を更に強化することを意図している。

収益逓増の創出

当グループは、持続可能な利益増加及び責任ある資源開発に焦点を当てながら、長期的にUBSの経営管理を行っている。魅力的なリスク調整後利益率及び持続可能な業績を実現するために、成長機会と費用及び資本効率の両立を目指している。

2020年から2022年の期間について、当グループは7つの戦略的優先事項を掲げているが、その概要は以下のとおりである。

優先事項1 第一に、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメント事業の税引前利益を10～15%増やし、当グループの主導的事业基盤を引き上げることにより税引前利益率の向上を目指す。当グループは、よりきめ細かなサービス及びソリューションを提供するために、顧客区分を越えて当グループのカバレッジを調整している。当グループは、顧客との時間を増やすため顧客により近くある組織に再編し、地域のエンパワメントを図り、市場への対応力とスピードを向上させるとともに、インベストメント・バンク及びアセット・マネジメントとの戦略的パートナーシップの拡大を通じて当グループの全ての能力を実現する。更に、当グループでは、効率化を進める一方で商品の拡充を進め、パートナーシップを通じて規模を活用し、かつ生産性を高めるためにプロセスの最適化を図っている。

優先事項2 当グループのインベストメント・バンクでは、利益ある成長を促進し、資源を更に最適化することにより、また連携を通じて、リターンの向上を図る。当グループは、アドバイス及び取引実行を重視し、当グループのデジタル能力を活用する低資本事業モデルを維持していく。当グループは、他の事業部門と共に、また外部とのパートナーシップを通じて、当グループの資源を三分の一を上限として消費しながら、市場を主導するデジタル、リサーチ、バンキングの能力を顧客に届けることを目指している。

優先事項3 アセット・マネジメントでは、更なる成長、業績及び規模の拡大のために、差別化された顧客への商品を活用することを目指す。当グループは、持続可能な投資、民間市場及びオルタナティブ等、業界の急成長分野での当グループの強みを強固にする予定である。

優先事項4 パーソナル&コーポレート・バンキングでは、効率性を高める一方で、デジタル化への取り組み及びデジタル・サービスを強化することで、堅実な利益拡大を目指す。当グループは、アドバイザリー・ソリューション及び商品提供の拡充と共に、スイスにおけるデジタル・サービスの主導的地位を拡大することにより、現在のマイナス金利環境の中でも増益を見込んでいる。

優先事項5 当グループは、1つの企業として、顧客に更に多くを提供したいと考えている。当グループの事業部門間の連携は、当グループの戦略を成功させるのに必要不可欠であり、競争上の優位性の根源である。この連携により、例えば超富裕層やグローバル・ファミリー・オフィスにおいて、更なる収益成長の可能性が生まれ、顧客のニーズにより適切に応えることが可能になる。

当グループの事業部門が連携することで、顧客により多くの価値をもたらすことができるもう一つの分野は、持続可能な金融である。当グループは、真にグローバルな最大のウェルス・マネジャーとして、ポジティブな未来を形成するための主導的な役割を担う責任があり、特定の環境的又は社会的成果の達成に向けて資金を投入したいと願う顧客に選ばれる金融機関となることを目標としている。当グループは、意見発信、革新及びパートナーシップを通じて、持続可能な金融の展望を描き、顧客の持続可能性に向けた取り組みを支援している。

優先事項6 当グループでは、会社全体の効率化を推進し、成長への資金投入及びリターンの向上を目指す。当グループでは、プロセス、プラットフォーム、当グループの組織、資金源の最適化を継続することが、この実現につながると考えている。

当グループは、効率性及び有効性を向上させ、成長を促し、かつ顧客により良いサービスを提供する目的で、テクノロジーへの投資を継続する予定である。

また、当グループは、既存の外部とのパートナーシップから利益を得、選別された新たな機会を模索することを企図している。

優先事項7 当グループは、配当及び株式買戻しを通じて、魅力ある資本還元プロフィールを維持していく予定である。当グループの資本力及び資本増加が見込まれるビジネスモデルは、株主に魅力的な資本還元を行いながら当グループの事業を成長させることを可能にする。

当グループは、1株あたりの通常配当を毎年0.01米ドル増額すること及び株式の買戻しを通じて余剰資本を還元することを目指している。当グループは、株式買戻しに利用可能な余剰資本を決定するにあたり、事業の状況及び特異的な動向を考慮している。

業績目標及び業績測定

目標及び資本に関する指針

2020年1月、当グループは業績目標の枠組みを更新し、簡素化した。当グループは、部門横断的な連携に注力することを強調しつつ、主に事業部門よりも当グループに焦点を当てるため、目標の数を減らした。当グループの目標は、直近の3ヶ年戦略プランが基礎となっており、この戦略プランは、当グループの戦略的イニシアチブ、管理活動並びに特定の経済及び市場の仮定を反映している。以前公表した目標は2018年10月に設定されたものであるため、利益率及び効率性の目標は市況見通しの変化を反映して見直されている。

以下の表は、2020年から2022年の期間についての業績目標及び資本に関する指針を記載している。当グループの更新された業績目標は、報告された業績に基づいている。当グループでは、2020年第1四半期より、財務報告において調整後の業績は開示しない。当グループは、リストラクチャリング費用及び訴訟費用、並びに経営陣が基礎的な業績を表していないと考える他の重要な損益項目について、当グループの経営陣の検討及び分析において引き続き開示していく。

変動報酬を決定する際は、目標に照らした業績が考慮される。

2020年から2022年の期間についての目標及び資本に関する指針（報告ベース）

当グループの利益率	CET1自己資本利益率（RoCET1）12～15%
費用効率	プラスの営業レバレッジ及び費用対収益比率75～78%
成長率	グローバル・ウェルス・マネジメントにおいて、税引前利益成長率10～15%
資本配分	インベスト・バンクにおいて、当グループのRWA及びLRDの最大三分の一
資本に関する指針	CET1自己資本比率～13%、CET1レバレッジ比率～3.7%

当グループを取り巻く環境

最新の市場情勢

2019年における世界経済の動向

堅調な株式市場、超低ボラティリティー及び金利変動を特徴とする1年間となり、2019年の世界経済は概ね減速した。世界のGDPの成長率は3.1%であり、2018年に達成された成長率3.7%を大幅に下回り、金融危機以降、最も低い成長率を示した。

米国のGDPは、米中貿易の緊張が事業投資を妨げ、2017年12月に導入された減税の追い風が弱まったことにより、2.3%（2018年は2.9%）増加した。

貿易の緊張は、世界貿易、製造業の生産高、事業投資に米国以上に依存しているユーロ圏の成長にとって、更に深刻な足かせとなった。ユーロ圏の成長率は、2018年の1.9%に比べ、2019年には1.2%に低下した。ドイツ経済の成長は、前年の1.5%増に対し、0.6%増にとどまった。ユーロ圏外では、スイスの成長率も2018年の2.8%から0.8%に低下した。

中国政府は、銀行の準備預金要件を引き下げ、地方政府に追加的な財政上の余地を提供することによって、関税の増加が米国への輸出に及ぼす影響を部分的に相殺しようと試みた。しかし、この刺激策は、経済の高いレバレッジに対する懸念によって限定されたものであった。GDP成長率は、2018年の6.7%に対し、6.1%前後に低下した。

他の主要新興国では、成長が鈍化したか、低水準で安定していた。これまで世界最大級の成長を遂げてきたインドの経済は、2018年の6.1%に対し、5%の成長であった。消費者による信用の利用可能性を低下させ

てきたシャドー・バンキング・セクターの問題によって、勢いは弱まった。一方、メキシコ経済は、2018年に2%成長した後、ほぼ横ばいで推移し、ブラジルの成長率は1.3%から1.1%に低下した。

主要中央銀行は、低インフレ率が続いていたことを踏まえると、2019年にも緩和的な金融政策を維持することができた。同年のユーロ圏のインフレ率は、欧州中央銀行（ECB）の目標（2%以下）を下回る1.2%前後で推移した。ECBは、その預金金利をマイナス0.4%からマイナス0.5%に引き下げた。米国のインフレ率は目標の1.8%に近く、当年を通じた0.75%の引き下げを許容し、1.5%から1.75%の間であった。

全ての主要な指標が上昇し、株式市場は上昇した。MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスは、米ドルで27%のトータル・リターンをもたらした。米国のS&P500インデックスは31%のリターンとなり、テクノロジー集約型のナスダック・コンポジットは37%のリターンとなった。中国のCSI300は、現地通貨ベースで41%上昇した。パフォーマンスがそれ程よくなかった市場には、英国のFTSE100と香港のハンセンが含まれており、両者とも現地通貨ベースで17%のリターンとなった。

また、国債を保有する投資家にとっても好調な年となった。10年物米国債の利回りは約80ベース・ポイント低下し、1.9%となった。同じテナーのドイツ国債の利回りは40ベース・ポイント低下し、マイナス0.2%となった。

2020年の経済及び市場の見通し

当グループは、2020年も低い傾向の成長率が継続し、世界経済は2019年とほぼ同じペースで拡大を続けると予想している。米国を中心に、活発な雇用市場に支えられている多くの国で個人消費は引き続き堅調に推移している。当年は、米中間の「フェーズ1」貿易取引の報道とともに、両国間の緊張が緩和される可能性があるとの指摘を受けて終了した。この合意では、予定されていた関税引き上げが撤回され、一部の現行関税が撤廃されただけでなく、知財保護や米国による中国の金融サービス市場へのアクセス等、他の問題が生じていた分野でも交渉が進んだ。この取引は脆弱であり、米中の競争はまもなく終わろうとしているわけではないが、この取引は世界経済や事業投資に対するリスクを低減させると考えられる。

英国は、2020年1月31日に欧州連合を離脱し、EUとの貿易協定に関する協議をまとめる局面となる移行期間に入っており、当該移行期間は2020年12月31日に終了する。

市場に関する次に重要な政治的焦点は、11月の米国選挙であり、これは、より高いボラティリティーを創出し、テクノロジー、エネルギー、金融及びヘルスケア等の主要な米国セクターに影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、低迷する成長及び継続する政治リスクを背景に、中央銀行が金利引き上げに急ぐことはないと考えている。当グループは、経済指標の軌跡に予期せぬ転換がない限り、米国連邦準備制度理事会が来年の利上げを行うとは考えていない。2021年までは、金利が再び上昇する可能性は低い。当グループは、スイス国立銀行が金利をマイナス0.75%に維持する一方で、ECBはマイナス0.6%に引き下げると予想している。

中国における新型コロナウイルスすなわちCovid-19の発生及びその後の他国への拡大は、投資家の不確実性を増大させる可能性が高い。当グループの基本的経済予測では、Covid-19の流行は抑制され、通期の経済成長への影響は比較的限定的であるとしているが、ウイルス及び封じ込め措置は、少なくとも中国及び影響を受けた他の国の経済活動に短期的な悪影響を及ぼす可能性が高く、世界経済にも派生的な影響を及ぼす可能性がある。Covid-19感染数の大幅な増加、広範な国や地域での感染又は流行の長期化は、経済的悪影響を増大させる可能性がある。

投資面では、ほとんどの主要市場の株式は、価格収益ベースで過去の平均を上回って取引されている。その結果、株式市場のリターンは、更なる倍率の上昇よりも利益成長に牽引される可能性が高いと当グループは考えている。また、2020年の市場は、継続的な経済成長によっても支えられると考えられる。景気後退のリスクは依然として比較的低い。Covid-19の流行による影響に対する不確実性は、成長に対するマクロ経済リスクを大幅に増大させており、この増大したリスクは、少なくとも部分的には、最近の株式市場の減少に反映されている。

業界の動向

当グループの業界はこの10年間、規制動向の影響を大きく受けてきたが、今日の変更の主な原動力としてテクノロジーが確実に台頭してきており、今後、当グループの商品や事業だけでなく、競争環境にも更に影

響を与えることが予想される。同時に、当グループの業界は、市場及びマクロ経済の状況に大きく左右されている。

デジタル化

テクノロジーは、銀行の営業方法を変貌させており、コンピューター機能の指数関数的な進歩、顧客ニーズの進化及びデジタルトレンドに合わせて、この傾向は今後も続くと言われる。もはやテクノロジーへの投資は銀行をより効率的にする手段という考えだけではない。現在、かかる投資は銀行の柔軟性を維持し、デジタル化世界の中で競争力を有し、新しいビジネスモデルを開発する機会を創出する上で重要なものになっている。

当グループは、イノベーション・ラボ、デジタル・ファクトリー、フューチャー・オブ・ファイナンスに関するイニシアチブ及びプロジェクトの協働を通じて、金融業界のエコシステムをつなぐことで、顧客体験と業務の卓越性をもたらすデジタル・ムーブメントの最前線に留まり続けることを目指す。当グループのデジタル・ジャーニーの核心は、顧客及びその進化しつつあるニーズに焦点を当てることである。新しい技術がもたらし得るスピード、規模、安全性、透明性及び精度により、当グループは、顧客のための新しいサービス及び経験を創造することができる。

当グループでは更に、ITポートフォリオにおける近代化及びモジュール化されたアプリケーション及びインフラの拡充、並びにクラウド技術の活用並びにフロントからバックオフィスまでの自動化システム及びプロセスの拡充を通じて、業務効率の向上を目指している。効果的なデータ管理及び保護は当グループにとって重要である。当グループのアプリケーションから生成され、キュレートされたデータは、当グループのデータ管理の枠組みのもとで保護され、当グループの顧客及び従業員の体験をより良く調整するための責任ある人工知能の開発を支援する。

整理統合

金融サービス業界の中では、多くの地域及び事業分野は未だに極度に細分化されている。当グループでは、継続するマージン圧迫、コスト効率に関する調査、並びにテクノロジー及び規制に関する固定費から生じる規模の強みの増大が主要な要因となり、更なる整理統合が行われると予想している。また、多くの銀行が、現地での買収又はパートナーシップを通じて、アジア及び新興市場等の魅力のある成長プロフィールを有する地域に対しエクスポージャー及びアクセスの拡充を追求している。最後に、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクを軽減する目的で主力分野又は地理的拠点を更に重要視することや事業モデルを継続的に簡素化することが、非中核事業及び資産を更に売却する要因となる。

新たな競争相手

当グループの競争環境もまた変化している。アセット・ギャザリング事業における従来の競合他社に加え、参入企業が価値連鎖の主要な構成要素となることを目指している。しかしながら、価値連鎖及び顧客関係の根本的なアンバンドリング（最終的に新しい競争相手により銀行の金融仲介機能の低下がもたらされる。）は、まだ見られない。より長い期間で見ると、大規模なプラットフォームを有する会社の金融サービス業界への参入は、その強力な顧客基盤及び顧客データへのアクセスを考慮すると、重大な競争上の驚異をもたらす可能性があると言グループは考えている。フィンテック企業は勢いを増しているが、今日まで当グループのアセット・ギャザリング事業を大きく混乱させていない。新規参入企業と既存銀行とのパートナーシップを構築し、フィンテック企業のテクノロジーを後から取得することで、テクノロジー、コスト効率、サービスの質の面で競合企業に優位に立つ傾向が見られる。

規制

2008年以降の規制改革アジェンダは、概ね完了している。破綻処理時の資金調達等、まだ十分な対応が行われていない分野もあり、バーゼル 資本基準の最終化等の一定の基準の実施は国レベルで継続されているが、規制から監督へと焦点が移りつつある。これと並行して、規制当局の中には、新しい枠組みの効率性を精査しているところもある。

規制主導の変革は、総じてかなりの資源を消費し続けている。2020年には、特に、システム上重要な銀行に対する追加的な流動性要件及び最終のバーゼル 規則の国内の実施に焦点を当て、スイスの大きすぎて潰せない枠組みの調整に関する更なる検討が見込まれる。当グループでは、ストレス・テストを含む破綻処理に関連した改革に対する継続的取り組み、並びに行為規制及びマネーロンダリング対策への持続的注力を想定している。更に、当グループでは、グローバルな金融サービスの様々な側面を対象としたサステナビリティ関連方針の提案が急増している。また、シャドー・バンキング及びデジタル通貨等、金融の安定に影響を及ぼす可能性のあるごく最近の課題の一部に対処するための規制上のイニシアチブも予定している。

こうした動向の多くは、保護主義の高まりを背景に生じており、クロスボーダーの金融サービスの提供に課題をもたらしている。特に、EUへの市場アクセスに関する追加の制限は、金融の中心地としてのスイスに大きな影響を及ぼし、UBSも影響を受ける。各国による規則の実施方法の差異及び国内へ焦点を当てる傾向の高まりは、規制の細分化が更に進むリスクをもたらし、ひいては当グループのコスト増加や新たな金融安定性に対するリスクをもたらす可能性がある。

しかしながら、当グループは、ビジネスモデルへの適応と規制変更の積極的な管理により、規制環境に生じる今後の変化を吸収する強固な体制を整えていると考えている。

富の創出

2018年、第4四半期に株式市場のパフォーマンスが急激に落ち込んだため、世界の富は全体的にかろうじて成長した。このトレンドは、株式市場が上昇したため、2019年に部分的に反転した。現在、世界の富の半分は南北アメリカに集中しており、次いでアジア太平洋地域（約30%）、残りはヨーロッパ、中東及びアフリカとなっている。¹セグメント別²では、世界の富の約半分を富裕層個人顧客が有し、超富裕層個人顧客は世界の富の約30%を保有し、残りの約20%は準富裕層が有する。今後4年間で、世界の富は毎年5～10%の成長が期待される。¹地域別では、富の創出は、アジア太平洋地域及び北アメリカによって推進される可能性が高い。南北アメリカのシェアは、今後4年間、世界の富の約50%で安定的に推移すると予想され、一方、ヨーロッパ、中東及びアフリカのシェアは、アジア太平洋地域のシェア拡大に伴い、更に減少すると予想される。特に、世界の富における中国のシェアは2023年までに約15%に拡大すると予想されている。

1 BCGの2019年版グローバル・ウェルス・レポートに基づく。

2 BCGの2019年版グローバル・ウェルス・レポートでは、富の区分について、200万米ドル超の富を有する個人が超富裕層、100万米ドルから200万米ドルの富を有する個人が富裕層、25万米ドルから100万米ドルの富を有する個人が準富裕層と定義している。

富の移転

人口統計学的及び社会経済的な動向を受けて、富は変動し続ける。例えば、Wealth-Xの2019年の報告書によると、2030年までには、15.4兆米ドルの世界の富が、500万米ドル以上の純資産を有する個人によって移転されると予想されている。³加えて、今や女性は従来に比べてより多くの資産を管理している。「富裕層効果 - 2019年富裕層に関する洞察」と題するUBSの2019年の報告書では、女性の富裕層は5年間で46%増え、男性の富裕層の伸びを上回っていることが明らかになった。当グループは、UBSウェルス・ウェイと称する、顧客の金融と共にある人生のあらゆる側面に対応する枠組みを用いて、進化する富の状況に対応している。UBSウェルス・ウェイは、顧客にとって最も大切なことを見出すための問いと、その最も大切なことについての顧客との話し合いから始まる。当グループは、顧客の金融と共にある人生を3つの重要な戦略に沿って組み立てることを支援する。すなわち、短期的な支出のためのキャッシュ・フローの提供を支援する流動性の確保（*Liquidity*）、長期的なニーズのための老後への備え（*Longevity*）、富の移転計画の主要な部分である、自分以外の他の人々の生活改善を支援するニーズのための資産承継（*Legacy*）である。

3 Wealth-Xが2019年に発行したジェネレーション・シフト：ファミリー・ウェルス・トランスファー・レポート。

受動的戦略への転換

当グループは、低コストの受動的戦略と、ハイアルファでアクティブかつ代替的な戦略との間の分離の継続的な傾向に留意する。受動的管理は、この10年間の株式の強気相場のような株式市場の高騰の中で有利である。同時に、中央銀行の金融政策は、金利を歴史的な低水準に維持しており、債券利回り及びその他の資

産クラスに影響を及ぼしてきた。パッシブ戦略からの利益よりも長期的ハイアルファを求めている投資家は、自身のポートフォリオを実質資産と代替資産に多様化しており、当グループもこの傾向が続くと予想している。当グループは、UBSアセット・マネジメントの投資に関する専門知識の広範さにより、資産クラスや戦略を横断した顧客の需要に応えることができると考えている。

退職年金積立基金

この数年に亘り、年金業界は、高齢化等の重要な人口動態の変動及び史上最低金利による期待運用収益の減少の2つの主要な困難に直面してきた。

確定給付から確定拠出年金への前進的なシフト等、当該困難に対する構造的解決策の他に、当グループは年金基金が自らの資産分配手法を再評価していると考えている。実際、多くの年金基金は、現在、高利回りのエクスポージャーを追求する中で、自らのポートフォリオのうち以前より高い割合を、プライベートエクイティ、ヘッジ・ファンド、不動産及びインフラ等のオルタナティブ投資に分配している。

当グループでは、これらの基金が運用戦略及び対象とするポートフォリオの配分を決定するのに追加の支援が必要になると思われるため、この動向はUBSにとってプラスであると捉えている。更に、当グループのプライベート・バンキング及びウェルス・マネジメントの顧客は、財務及びリタイアメント・プランニングに関する追加の助言を必要とすることが予想され、当グループでは、当該助言は、当グループのウェルス・プランニング・サービスを通じて総合的に提供することができる。

規制及び法律の動向

スイス

スイス連邦参事会がG-SIBのゴーンコンサーン・ベースの自己資本に関する新たな規則を採択

2019年11月、スイス連邦参事会は、自己資本に関する規則の改正を採択し、この改正は2020年1月1日に発効した。この改正では、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)のうちスイスに拠点を有する中間親会社について、単体ベースでのゴーンコンサーン・ベースの自己資本規制を導入した。結果として、UBS AGは、()単独ベースでの第三者エクスポージャーに対するゴーンコンサーン・ベースの自己資本規制、()UBS AGの連結エクスポージャーに対する当グループのゴーンコンサーン・ベースの自己資本規制の30%に相当する追加のゴーンコンサーン・ベースの自己資本バッファ要件、及び()UBSの企業が発行し、親銀行が保有するゴーンコンサーン・ベースの商品の名目価値に相当するゴーンコンサーン・ベースの自己資本規制の対象となる。2024年までの移行期間は、バッファ要件に設けられる。

現行の見積りに基づき、また、新たな要件の段階的導入が完了すれば、UBSグループは、当グループの要件のみを満たすのに要求されるよりも約75から100ベシス・ポイント高いゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率を維持することを要求されると予想している。移行期間終了時の当グループの実際の総損失吸収自己資本要件は、当時の子会社の損失吸収力を含め、いくつかの構成要素に依存する。

また、当該改正により、2022年1月1日付で、UBSスイスAGのゴーンコンサーン・ベースの要件は当グループのゴーンコンサーン・ベースの要件(リポート前)の62%に引き下げられ、当グループのゴーンコンサーン・ベースの最低要件(リポート後)は3%から3.75%(レバレッジ比率分母に基づく。)に引き上げられた。

最後に、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすために利用可能な商品は、満期の1年前まで適格であるが、適格性の最後の年における現行の50%のヘアカットは、改正された規則の下ではもはや適用されない。

スイス法人税改革

2019年5月、スイスの有権者は、法人税の優遇制度を廃止し、経済協力開発機構(OECD)の基準に沿った一連の税制措置を導入するとともに、スイスの事業拠点としての競争力を維持することを目指した法人税改革措置を可決した。この税制改革による連邦政府の変更は、州レベルでの税率引き下げやその他の変更によって、当該改革によって生じる増加の大部分が相殺されるため、当グループの税費用に大きな影響を与えることはない。連邦政府の改革は2020年1月1日に発効した。

また、改革措置では、証券取引所に株式を上場しているスイスに所在する会社に対し、配当の50%以下については資本準備金から支払うことができ、また、償還のための株式買戻しの少なくとも50%については資本準備金から支払わなければならない、いずれの場合も残りは利益剰余金から支払わなければならないことを規定している。その結果、2019年度の配当を含め、2020年1月1日以降に支払われる配当総額の少なくとも50%は、利益剰余金から支払われ、35%のスイス源泉徴収税が課せられる。2019年12月31日現在、UBSは、配当又は株式買戻しのいずれかによる株主への将来の配当のため、承認された資本準備金として130億スイス・フランを保有していた。

また、2019年1月1日付でスイス税法が改正され、損失吸収その他Tier 1証券又は総損失吸収力（TLAC）適格非劣後無担保債務を発行しているシステム上関連ある銀行の持株会社に適用されるようになったことにより、UBSはもはや、UBSグループ・ファンディング（スイス）AGから当該証券を発行せず、既存の証券は、2019年10月にUBSグループAGに移管された。

スイスの取引施設に関するEUの同等性決定

欧州委員会は、2019年6月、スイスとEUとの間の制度的枠組みに関する協定の締結に向けた進展が見られなかったことを理由として、スイスの取引施設の同等性に関する決定を2019年6月末を越えて延長しないことを決定した。

これを受け、スイス連邦参事会は、スイス証券取引所のインフラを保護するための緊急時対策を発動し、これは2019年7月1日付で発効した。このスイスの緊急時対策は、スイスの法人が発行した株式の取引を認められた外国の取引施設の認定要件を導入し、EUの取引施設は相互関係の欠如により認定が取り消された。この措置を遵守するため、EUの取引施設におけるスイス株式の取引は中止され、EUの適格な取引施設が存在しない場合にEU法に基づいて認められているとおり、2019年7月1日付でスイスの取引施設へと変更された。

当グループはこのシナリオに備えており、2019年7月1日現在、スイス株式の関連ある取引フローをEUからスイスの取引施設へと変更しており、UBSにとっての調整コストは限定的である。

スイス国立銀行によるゼロ金利免除基準の調整

2019年9月、スイス国立銀行（SNB）は、マイナス金利の免除対象となる、SNBにおける貯蓄預金の算定の調整を発表した。免除基準は、各銀行の最小要件の20倍から25倍に引き上げられている。また、当該基準は毎月更新される。これらの変更は、2019年11月1日に施行された。SNBは、この決定が世界的な低金利環境がしばらく継続するとの前提に立って下されたことを表明した。SNBは、2019年12月の金融政策評価において、前回公表した政策措置を変更せずに残した。UBSは、SNBに相当の貯蓄預金を維持する。免除基準算定の調整は、UBSの受取利息純額に有益である。

スイス連邦参事会が2021年半ばまでにNSFRを発効させる意向を表明

スイスにおける安定調達比率（NSFR）要件の導入は、EU及び米国の動向に合わせて、過去2年間延長されてきたが、2019年11月、スイス連邦参事会は、2020年初夏に関連する府令改正を採択し、2021年半ばまでに施行する予定であると表明した。スイス連邦財務省は、今後数ヶ月間、影響のある銀行を含む関連ある利害関係者と共同で規制文書を完成させることを義務付けられた。2017年の協議で当初提案されたように実施されれば、NSFRの導入は、法人レベルでの長期資金需要の大幅な増加をもたらす可能性がある。

自動的情報交換

2019年9月、2017年1月1日付で自動的情報交換（AEI）がスイスで導入されたことにより、スイス連邦税務当局は、75ヶ国と金融口座情報を交換した。これらの国々のうち63ヶ国では、交換は相互的であった。12ヶ国については、スイスは情報を受領したが、相手国が機密性及びデータの機密保護に関する国際的な要件をまだ満たしていない（ベリーズ、ブルガリア、コスタリカ、キュラソー、キプロス、モントセラット、ルーマニア並びにセントヴィンセント及びグレナディーン諸島）か、データを受領しないことを選択した（パーミュダ、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島及びタークス・カイコス諸島）かのいずれかの理由で、スイスからは情報を提供しなかった。スイス連邦税務当局は、約3.1百万の金融口座情報をパートナー国に送付し、約2.4百万の情報をパートナー国から受け取った。交換の対象となるのは、氏名、住所、居住国及び税識別番号を含む識別、口座及び金融情報、並びに報告金融機関、口座残高、所得支払及びグロスベースの収入に関する情報である。UBSは、AEIの義務を完全に遵守するよう努めている。

収益不動産の自主規制強化

FINMAは、2019年8月、スイス銀行協会が改定した収益不動産のモーゲージ貸付に関する自主規制を承認した。この改正により、これらの不動産の新規及び増加したモーゲージに必要な最低資本額は、組成時の市場価格の10%から25%に引き上げられ、モーゲージは10年（以前は15年）以内に組成時の市場価格の三分の二まで償却することが要求される。UBSスイスAGは、2020年1月1日に施行された改正後の自主規制の対象となる。当グループは、UBSへの全体的な影響は限定的であると予想する。

ヨーロッパ

英国のEUからの撤退に関する最新情報

最近の進展に基づき、英国とEUは、現行のEUの金融サービス法に基づく英国に対する同等性決定の付与を含め、2020年12月31日に終了する予定の移行期間中に、将来の関係における条件を交渉する予定である。

UBSは、2019年3月、英国事業の移転とUBSリミテッドのUBSヨーロッパSE（UBS ESE）へのクロスボーダーの合併を組み合わせた緊急時対策を実施した。

欧州委員会は、英国中央カウンターパーティ（CCP）に対する一時的同等性が、2021年1月31日まで延長されることを確認している。必要な同等性の決定がなされずに、英国が移行期間を終了した場合、UBS ESEの英国CCPに対するエクスポージャーを2021年1月31日の期限前にEUのCCPに移行させる必要がある。しかし、関連する金融サービスを対象とした将来のEUと英国の関係又は同等性の決定についての合意がなければ、この業界は、EUの金融商品市場指令（MiFID）に基づくデリバティブ取引や株式取引債務の運用等、2020年に英国とEUとの間の決議を必要とする多くの市場構造の問題に直面することになる。

英国のオペレーショナル・レジリエンス要件

2019年12月、英国の規制当局（イングランド銀行、英国健全性規制機関（PRA）及び金融行為監督機構）は、銀行及び金融市場インフラストラクチャー（FMI）に関するオペレーショナル・レジリエンスの見直しに関する検討課題を公表した。これを補完するために、PRAは、外部委託及びサードパーティー・リスク管理要件についても協議を行っている。

この提案では、企業及びFMIは、自らの主要な事業サービスを特定し、それぞれに影響許容度（すなわち、耐える最大限の中断レベル）を設定する必要がある。また、企業は、厳しいが合理的なシナリオでの影響許容度内で重要な事業サービスを提供できるかどうかを検証する必要がある。

UBSは、既存のオペレーショナル・レジリエンスの枠組みを検討課題で示された新しい方法論に適合させる過程にある。影響許容度は明確に定義され、シナリオは、これらの影響許容度内で当グループの統制を検証し、事業運営を維持するように設計され、実施される。

国際

マネーロンダリング防止に関する動向

マネーロンダリング防止（AML）（それに関する国際的な連携、監督情報の共有を含む。）並びに金融活動作業部会（FATF）の基準及び方法論の乖離がますます注視されてきた。当局もまた、AML遵守を促進するだけでなく、悪意のある活動に対し新たな扉を開く上でテクノロジーが果たす役割が高まったことを認識した。これに関連して、FATFは、デジタルアイデンティティのシステムが顧客のデューデリジェンスのためにどのように使用され得るかを明確にすることを目的とする「デジタルアイデンティティに関する指針案」について協議した。FATFはまた、暗号交換について、顧客を特定し、その情報を法執行当局が入手できるように規定する基準を更新した。一方で、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、健全性及びAML及び対テロリスト金融監視の間の相互作用と協力に関する指針の導入について協議した。EUでは、欧州銀行監督機構（EBA）の規則制定及び監督機能における役割強化を含め、EUのAML規則の実施強化に焦点が当てられ、EUのAML機関の創設に向けた議論が進められている。

スイスでは、連邦参事会が、2019年6月26日、マネーロンダリング防止法（AMLA）を改正する指針を採択した。この提案によると、弁護士及びその他の専門家等のアドバイザーはAMLAの対象となる。更に、リスク・ベースの手法を用いて、金融仲介機関は、実質的所有権に関する特定の情報を検証することが求められ、また、顧客プロファイルを定期的に見直して、それらが最新であるかどうかを評価することが求められる。米国では、米国AML法に関する様々な改正及び指針が導入され、これには、実質的所有権、情報共有、

プライバシー保護、リスク管理及び審査の優先順位等の問題に関するものが含まれていた。APACでは、FATF及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）が日本の評価を行い、今後同地域のAML方針を牽引する6件の相互審査報告を採択した。

データ保護に関する動向

単一の世界的なデータ保護規制当局が存在しない中で、データ保護規制、特に、テクノロジーがデータ政策の状況及び国際的協調をどのように変えているかについてますます注目が集まってきた。これには、銀行がビッグデータ分析を利用する能力に関する明確性、個人に対し自身のデータの収集及び利用方法に関する統制力を今より提供することを目的としたプライバシー及びセキュリティの課題への取り組み、並びに国境を越えたデータの円滑な引き渡しに関する考慮事項が含まれていた。EUでは、一般データ保護規則（GDPR）の継続的な実施及びGDPRと他のEU法との間の不整合への取り組みに焦点が当てられた。また、EBAはビッグデータの展開や高度な分析における主要な課題についても要点をまとめた。EUと英国間のデータ引き渡しは、英国とEU間に妥当性の決定がなされない場合には、EUが承認した標準契約条項を使用する必要がある。UBSは、EUが承認した標準契約条項が全ての関連ある契約に含まれていることを確認するための精査を2019年に完了した。スイスでは、議会において2019年を通じて連邦データ保護法の根本的な改正と近代化に関する議論が行われ、2020年も継続される予定である。この改正に関連して、スイス連邦参事会は欧州理事会のデータ保護協定を承認するための指針を採択した。欧州委員会は、2020年第1四半期に、EUのGDPRと比較したスイスのデータ保護の水準について、妥当性の決定を公表すると予想されている。米国では、カリフォルニア州が、独自の包括的な規制枠組み（カリフォルニア州消費者プライバシー法）を採択した最初の州となった。

ステーブルコインに対する規制上のアプローチ

ステーブルコイン全般及び特にリブラに関するプロジェクトは、引き続き大きな規制上の注目を集めている。

国際水準において、G7報告書では、ステーブルコインをマネーロンダリング及び税務コンプライアンス・リスクを生じさせる9つの重要なリスクのうちの1つであると特定した。金融安定理事会（FSB）は、ステーブルコインの金融安定及びシステムック・リスクへの一環として、現行の監督・規制アプローチの見直しを公表し、2020年4月に検討課題を発表する予定である。証券監督者国際機構は、証券法がグローバルなステーブルコインにどのように適用されるかを検討し、個別のアプローチを推奨した。

EUでは、欧州委員会及びEU理事会が、法律、規制及び監督上の課題及びリスクが十分に特定され、対処されるまで、グローバルなステーブルコインに関するイニシアチブをEUで実施すべきではないと述べた。

米国では、連邦議会がステーブルコインを証券に分類し、1933年証券法に基づきステーブルコインを規制する法案を提出した。

スイスでは、FINMAがスイスの監督法に基づくステーブルコインの取扱いについて概説し、「実質優先」を考慮し、原則主義の技術に関係のないアプローチを適用すると述べた。更に、FINMAは、リブラ協会からの要請に応え、スイスの規制を適用するための最初の指示を提供し、国際的な規制上の協調の必要性を強調した。

英国では、イングランド銀行が、英国財務省に対し、伝統的な決済チェーンに適用されるものと同等のリスク・ベースの手法及び基準を適用することにより、ステーブルコイン等の革新を考慮するために支払に関する英国の規制枠組みの調整を検討するよう勧告した。

金融システムに新たに生じつつある脆弱性及びシステム上重要な金融機関（銀行及びCCP）の破綻処理の実行可能性に関するFSBの取り組み

2020年の優先課題の一環として、FSBIは、金融システムに新たに生じつつある脆弱性を特定、評価及び対処するために、動向の将来予測に関する監視を強化することを発表した。主なテーマとしては、フィンテック、グローバルなステーブルコインの規制問題、クロスボーダー決済システム、金利ベンチマーク改革、長引く低金利環境の影響、レバレッジド・ローン及びローン担保証券をめぐる動向及び金融安定性に関する検討事項並びに気候変動に係る金融安定性に関する事項などが挙げられる。FSBIはまた、銀行及び中央カウンターパーティ（CCP）に関する業務上の破綻処理戦略及び計画における格差が残っていることを指摘した。銀行については、FSBIは、総損失吸収力（TLAC）のグループ内配分と事前に設定されていないリソースとの間の適切な均衡を見出し、破綻処理を行う企業が必要とする一時的な流動性を確保することに関連する課題

に取り組む計画である。CCPIについては、FSBは、金融リソース及び秩序ある破綻処理を支援するためのツールに関する取り組みを継続することにより、金融機関のレジリエンス及び破綻処理の実行可能性を一層強化することを目指しており、2020年第2四半期にこれに関連する協議が行われる予定である。

複数の管轄区域に亘るバーゼル Ⅲの実施

スイスでは、2017年に最終化されたバーゼル Ⅲ規則の実施に向けた技術的な作業が、2019年下半期にスイス連邦財務省とFINMAを中心に開始された。しかし、これまでのところ、いかなる提案も公表されていない。

欧州委員会（EC）は、バーゼル Ⅲの残りの要素（市場リスクの枠組み、信用リスク、オペレーショナル・リスクへの標準的手法及びアウトプット・フロアを含む。）の実施に対するEUの取り組みについて協議した。ECは、2020年6月までに立法案を公表する予定である。UBSのEU管轄下の企業（主にUBSヨーロッパSE）は、EUによる規制の範囲内にある。米国規制当局は、バーゼル Ⅲの残りの要素の実施に関する規則をまだ提案していない。

UBSに関連する管轄区域の規制当局は、バーゼル Ⅲの最終規則のためのBCBS実施スケジュール（2022年1月1日適用）を満たすよう取り組んでいる。しかしながら、当グループでは、移行期間に起因して施行日はそれより後になると予想している。

サステナブル・ファイナンスに関する規制動向

EUでは、2018年3月に公表されたECのサステナブル・ファイナンスに関するアクション・プランの重要な要素について政治的合意がなされており、その中には、（ ）経済活動が特定の環境目的に寄与し、他者に害を及ぼさないかどうかを決定するサステナブル・ファイナンス分類、（ ）定期報告において環境又は社会的特性の推進及び持続可能な投資の推進についての透明性を確保することを目的とした、ポートフォリオ管理サービスを提供する銀行に対する開示要件、（ ）標準的な投資ポートフォリオの二酸化炭素排出量の低減を目指すか、2015年のパリ協定に定められた2 低減目標の達成に特に寄与することを目指す2種類のベンチマークが含まれている。

ECはまた、投資会社及び保険代理店に、投資会社が顧客に提供するアドバイスに環境、社会及びガバナンス（ESG）の要素及び嗜好を含めるよう義務付けることを目的として、MiFID Ⅱ及び保険販売指令に基づく委任行為を修正する規則案を公表した。

スイスでは、連邦参事会が、国際金融事務局（SIF）を長とするワーキング・グループを設置し、サステナブル・ファイナンス分野における規制動向（ECの行動計画がスイスへ与える影響等）を確認する役割を担った。2020年春には、この確認の結果と、サステナブル・ファイナンスに対するスイスの規制上のアプローチについての提案を組み込んだ報告書が作成される予定である。UBSへの影響は、本書でなされる提言に依拠する。

これとは別に、2019年には、金融リスクの管理に関連する複数の動向がみられた。英国健全性規制機関（PRA）は、2019年4月に、気候変動から生じる金融リスクに対処するための銀行及び保険会社の取り組みを強化することについての監督声明を公表した。

イングランド銀行（BoE）は、2021年隔年探索的シナリオ（BES）行使のために提案された枠組みを説明するディスカッション・ペーパーを公表した。BESの目的は、異なる気候シナリオに関連する物理リスク及び移行リスクに対する、最大規模の銀行及び保険会社のレジリエンス、並びに気候関連のリスクに対するより広範な金融制度に対するエクスポージャーのレジリエンスを検証することである。BESは、金融サイクルにきちんと結びついておらず十分には理解されていないリスクを検討するために用いられているBoEのストレス・テストの枠組みの一部である。

スイスでは、2030年までにパリ協定の削減目標を実施するため、CO2法改正案を新たに国会で採択した。この案には、SNB及びFINMAが金融セクターにおける気候関連の金融リスクを評価することを義務付ける新しい規定が含まれている。

香港では、香港金融管理局が、認定機関が気候及び環境関連リスクを管理する準備及び用意ができているかを自己評価するためのグリーン及びサステナブル・バンキングに関する共通評価の枠組みを策定した。

IBORからの移行に関連した動向

代替参照金利（ARR）の流動性及び活動は、世界の市場で進展を続けており、銀行間取引金利（IBOR）からの移行に伴う特定の課題の解決に向けた取組みが進められている。規制当局は、2021年末までのARRへの移行に引き続き焦点を当てている。

SNBは、2019年6月、3ヶ月物のスイス・フランLIBORについて以前使用された誘導目標レンジに代わるSNB政策金利を導入した。SNB政策金利は、スイス翌日物平均金利（SARON）に焦点を当てつつ、担保付短期市場金利の金利水準を示すものである。また、SNB政策金利の導入は、SARONへの早期移行を促すことも目的としている。

金融行為規制機構及びイングランド銀行は、2020年第1四半期以降、ポンド金利スワップをLIBORからポンド翌日物平均金利（SONIA）に切り替えることを奨励している。また、銀行は、2020年第3四半期末までにポンドLIBORに連動する現物商品の発行を終了することを目標にする必要があり、当該レートを参照する既存の発行済みの契約を大幅に減らすことも目標とする必要がある。

欧州中央銀行は、ユーロ市場のARRであるユーロ短期金利（€STR）を2019年10月に初めて公表した。

米国の担保付翌日物調達金利（SOFR）の流動性は、まだ発展途上にあり、主に政府が支援する企業を中心とした少数の発行者に集中している。SOFRの平均値は2020年上半期から公表が開始される予定である。米国商品先物取引委員会（CFTC）は、救済を提供し、市場参加者がLIBORからARRに移行する際に不利にならないことを保証するノーアクション・レターを発行している。

当グループはIBORに連動する契約を多数有している。ARRは、現在のところ期間構造を提供しておらず、従って、現在のオーバーナイト以外の指数連動商品の契約条件は変更が必要になると考えられる。当グループは、組織横断的、地域横断的なガバナンス体制及び変更プログラムを構築し、移行の規模と複雑さに対応している。

米国

米国における外資系銀行に対する規制の調整

2019年10月10日、連邦準備制度理事会は、米国で主要な事業を有する外国銀行組織（FBO）に対して、一定の資本及び流動性規制、並びに強化された健全性基準をどのように適用するかを調整する2つの提案を採択した。最終規則に基づき、FBO及びその米国中間持株会社（IHC）は、資産合計で測定された規模及び4つのその他のリスク・ベースの指標（すなわち、ノンバンク資産、短期ホールセール資金調達の加重測定、オフバランス・シートのエクスポージャー及び管轄横断的活動）に関するスコアに基づいて、カテゴリー別に割り当てられる。

UBSアメリカズ・ホールディングLLC（当グループのIHC）及び当グループの統合された米国事業には、当グループのIHC及びUBS AGの米国支店が含まれ、当該会社は最終規則では「カテゴリー」の企業となっている。このカテゴリーでは特に、UBSアメリカズ・ホールディングLLCは継続的に、（ ）年次で資本計画を提出することを要求され、（ ）包括的資本分析及びレビュー（CCAR）のプロセスを通じた分配の制限を課され、（ ）年次で監督上のストレス・テストが課され、かつ（iv）補足レバレッジ比率の対象となる。また、当該会社は、新たに適用される流動性カバレッジ比率要件及び提案された安定調達比率要件の対象となる。「カテゴリー」の企業は、企業経営ストレス・テストを毎年ではなく2年毎に行い、米国の破綻処理計画を3年毎に提出することが求められている。

米国規制当局は、2019年7月9日、UBSアメリカズ・ホールディングLLC等のカテゴリー」の組織を含む特定のカテゴリーに分類される機関について、特定の自己資本規制の遵守を簡素化するための規則を採択した。

ボルカー・ルール改正

米国規制当局は、自己勘定取引に対するボルカー・ルール禁止及びカバード・ファンド活動の制限を実施する規制の改正（2019年最終規則）を採択した。改正は2020年1月1日に発効し、その日から自発的に遵守され、2021年1月1日から強制的に遵守される。

とりわけ、2019年最終規則は、米国のトレーディング資産及び負債の水準に基づく区分のトレーディング業務に対する法令遵守プログラム義務を調整し、米国外の外国の銀行事業体が行う活動に適用されるボルカー・ルール規制の免除に関する一定の条件を緩和する。当グループは、UBSが「大規模（Significant）」のカテゴリーに該当すると予想しており、当該カテゴリーは、UBSに対し法令遵守プログラムを維持するよう求めるが、一定の報告要件を撤廃する。

2020年1月30日、米国規制当局はボルカー・ルール規制の更なる改正を提案した。改正案は、銀行が、現行の規制と比較して、カバード・ファンドを伴う追加的な活動に従事することを可能にするものである。

最終的なBEAT税規則発効

2019年12月、米国財務省及び米国内国歳入庁は、税源浸食防止税（BEAT）に係る最終規則を公表した。BEATは、2017年に税制改革法の一環として導入され、米国企業が米国外関係当事者への支払を通じて米国の課税所得を過度に軽減することを防ぐことを企図している。2018年12月に公表された規則案のほとんどの特徴は、米国の支店や子会社を通じて営業する外資系銀行（UBS等）にとって有用であると考えられるものを含めて、大概維持されているが、最終規則には、いくつかの重要な明確化及び変更が含まれている。当グループは、当グループの米国支店及び子会社が米国外の関連当事者に対して行う支払が、適用あるBEAT基準値を依然として下回ると予想されることを主な理由として、予見可能な将来においてBEATに対する限定されたエクスポージャーはないと引き続き予想している。

米国の最善の利益規則

SECは、個人投資家の保護を強化することを企図した規則及び解釈を採択した。この新しい規則の発効日は2020年6月30日の予定である。この新しい規則は、ブローカー・ディーラー及び投資アドバイザーに対する法的要件や開示義務を、投資家の合理的な期待に沿わせることを意図しているが、一方で、選択及びコストの観点から、様々な投資サービス及び商品へのアクセスを維持することを目的としている。

最善の利益規則は、ブローカー・ディーラーの注意義務を現行の「適合性」要件から、新たに定義された「最善の利益」基準に引き上げる。この基準は、リテール顧客に提供される証券取引又は証券への投資戦略に適用され、ブローカー・ディーラーがリテール顧客の利益よりも自己の経済的利害関係を優先して推奨を行うことができないことを明確にする。この規則はまた、新たな開示要件及び追加的なコンプライアンス・プログラム要件を創出する。これらの変更を実施するには、UBSの米国のブローカー・ディーラーの業務及び監督上の変更が必要となる。

米国証券取引委員会による米国証券ベースのスワップ規制の採択

SECは、2019年、証券ベースのスワップ・ディーラー（SBSD）のための多くの規則及び改正を採択した。これには、（ ）資本、証拠金及び分離に関する規定、（ ）記録管理、報告及び通知に関する規定、（ ）証券ベースのスワップの非清算ポートフォリオのリスク軽減手法の適用が含まれる。SECはまた、2019年12月に、クロスボーダーの証券ベースのスワップを規制する枠組みの拡張及び向上を企図した規則及び解釈を採択した（2020年4月6日発効）。2019年12月の規則は、米国外のSBSDに対する登録要件について扱っており、これには非米国SBSDに対する代替遵守を得るためのプロセスに関する指針が含まれる。当グループでは、UBS AGがSBSDとして登録する必要があると予想している。証券ベースのスワップ・エンティティがSECに登録し、他の証券ベースのスワップ規則（証拠金、資本金、分離、記録管理及び報告、並びに業務行動規範に関する規定を含む。）を遵守することになる日は、2021年10月6日である。

APAC

中国による金融セクターの更なる開放

2019年7月、中国の国務院金融安定発展委員会及び国家外貨管理局が、外国の金融機関及び投資家への金融セクターの開放を加速させるための措置を発表した。この措置には、（ ）証券会社、ファンド管理会社、先物会社に対する外資持分制限を1年前倒しの2020年に撤廃すること、（ ）外国の金融機関に対し、資産管理会社及び通貨ブローカーの設立及びこれらへの投資並びに債券市場への参加を促すこと、（ ）適格外国投資家が中国へ投資する際の要件及び割当を撤廃することが含まれる。

証券会社の持分上限の撤廃が加速することにより、UBS AGは2020年12月1日からUBSセキュリティーズ・チャイナへの出資比率を現在の51%から100%に引き上げることが認められる見込みである。UBSアセット・マネジメントは、2020年4月1日から、完全所有の証券投資ファンド管理会社に申請することが認められる予定である。

2【事業等のリスク】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2019年12月31日現在において判断したものであり、COVID-19から生じたリスクについて概説した文章に関しては、2020年3月31日に終了した期間に関する財務書類の公表日である2020年4月28日現在において経営陣が判断したものである。

UBSに関連するリスク

以下の記載を含む一定のリスクは、UBS AGの戦略遂行の能力あるいはUBS AGの事業活動、財政状況、業績及び見通しに影響する可能性があるものである。UBS AGのような広範囲にわたる国際的金融サービス会社は、本質的に、複数のリスクにさらされており、その多くが事後的にのみ明らかとなる可能性のあるリスクである。そのため、現在UBS AGが重大であると考えていないリスク又は現在認識していないリスクもまた、UBSに悪影響を与える可能性がある。各リスク区分のうち、UBS AGが最も重大と考えるリスクから順に記載している。

市場リスク及びマクロ経済リスク

UBS AGの経営成績及び財務状況は、COVID-19のパンデミックによる悪影響を受けており、今後も継続して悪影響を受ける可能性がある。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックの拡大及びパンデミックを封じ込めるために政府が取った措置は、グローバル経済の状況に著しい悪影響を及ぼしており、かつ今後も継続して悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、グローバル経済の重大な収縮、金融市場のボラティリティの増大、失業の増加、信用リスク及びカウンターパーティ・リスクの増大、並びに事業の一時的な閉鎖、屋内退避命令及びリモート勤務プロトコルの増加等の事業運営上の課題がもたらされる。世界各国の政府及び中央銀行は、パンデミックによる経済危機に対して、刺激策及び流動性プログラムの実施並びに金利の引き下げ等の対策を行ってきたが、これらの対策又は今後の対策が経済の混乱に対処できるかは不明である。パンデミックが長期化する場合又は政府及び中央銀行の対策が成功しない場合には、世界経済への悪影響が深刻になり、UBS AGの将来の四半期における経営成績及び財務状況が悪影響を受ける可能性がある。

2020年4月現在、COVID-19のパンデミックはUBS AGの全ての事業に影響を及ぼしており、この不利な状況が続くと、この影響は将来の四半期により大きくなる可能性が高い。この影響には、資産価格の下落、ボラティリティの著しい増加、更なる低金利又はマイナス金利、信用スプレッドの拡大及び信用の低下が含まれている。これらの影響は、貸出金及びコミットメントの評価の低下、信用損失引当金の増大、特定クラスのトレーディング資産の評価の低下、並びに金利低下による受取利息純額の減少をもたらした。これらの影響は、2020年第1四半期には、顧客取引活動の高水準によって相殺されたが、この活動水準は将来の四半期には持続しない可能性がある。

これらの世界的な市況が長引くか、悪化した場合、又はパンデミックが更なる市場の混乱を招く場合、UBS AGは、顧客活動並びに顧客の商品及びサービスに対する需要の減少、貸出コミットメントの利用の増加、顧客の債務不履行の増加、UBS AGのローン・ポートフォリオ、ローン・コミットメント及びその他の資産における信用損失及び評価損の増加、並びにその他の金融資産の減損を経験する可能性がある。また、金利の急激な低下は、純利息マージンを更に低下させることになる。投資資産の減少もまた、グローバル・ウェルス・マネジメント事業及びアセット・マネジメント事業の経常受取報酬を減少させる。COVID-19のパンデミックに関するこれらの要因及びその他の結果は、資本及び流動性に対する潜在的制約、資本費用の増加、UBS AGの信用格付の変更又は格下げの可能性等、UBS AGの財務状況にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

UBS AGは従業員のかなりの人数を、接客及び取引に携わる従業員を含め、在宅勤務のソリューションに移行してきたが、主要人員を含む従業員のかなりの人数が、パンデミックに関連する疾病、行政措置又はその他の制限のために効果的に働くことができない場合には、パンデミックの事業への悪影響がより大きくなる可能性がある。また、ほとんどの従業員がオフィス外で働くことになり、監督及び監視統制の維持、並びに不正及びデータ・セキュリティのリスクの増大を含め、UBS AGは新たな課題及びオペレーショナル・リスクに直面している。UBS AGは、これらのリスクを管理する措置を取っているが、このような措置は、UBS AGが現在経験している規模又は期間では検証されておらず、かかる措置が現在の前例のない事業環境では効果的ではないかもしれないというリスクがある。

パンデミック及び関連する経済的困難がUBS AGの事業、経営成績及び財務状況、並びにその規制資本及び流動性比率にどの程度影響を及ぼすかは、パンデミックの範囲及び期間並びに回復期間、政府当局、中央銀行及びその他の第三者が今後パンデミック対応で取る措置、並びにUBS AGの顧客、カウンターパーティ、従業員及び第三者であるサービス提供会社への影響等、非常に不確実で予測不可能な将来の動向に依存する。

詳細については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「最近の動向」を参照のこと。

金融サービス業界における業績は市場状況及びマクロ経済環境に影響される。

UBS AGの事業は、市場及びマクロ経済の状況により大きな影響を受ける。利率、信用スプレッド、証券の価格、市場のボラティリティ及び流動性、外国為替相場、商品価格、及びその他の市場変動並びに投資家心理に不利な変化が生じると、UBS AGの利益に、そして最終的にはその財務状況及び資本基盤に悪影響を及ぼすおそれがある。

市場の低迷及びマクロ経済環境の低迷は、地政学的事由、世界貿易摩擦、金融若しくは財政政策の変更、貿易政策の変更、自然災害、疾病、市民暴動、暴力行為、戦争又はテロを含む様々な要因により生じる可能性がある。そのような事態は、予測不能で不安定な影響を及ぼす可能性があり、金融市場は全世界的なもので高度な相関性があるため、地方及び地域の事象であってもその発生国にとどまらず広範に様々な影響を及ぼす可能性がある。これらの事態はいずれも、UBS AGの事業又は財務成績に悪影響を与える可能性がある。

各国がクロスボーダーの支払い、貿易若しくはその他の為替取引に対する制限若しくは資本規制を課した場合、又は通貨の変更（例えば、1国以上の国がユーロ圏を脱退する場合）があった場合、UBS AGは、カウンターパーティの強制執行される債務不履行により損失を被るか、自己の資産を使用することができないか、又は自己のリスクを効果的に管理することができなくなる可能性がある。

市場ボラティリティが著しい場合、事業活動及び顧客活動並びに市場取引規模の縮小は、特に、UBS AGが2018年第4四半期にウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンクで経験したように、取引報酬、手数料及びマージンを生み出すUBS AGの能力に悪影響を及ぼすこととなる可能性がある。市場が低迷すると、UBS AGが顧客のために運用する資産の規模及び評価が低下する可能性があり、これにより、グローバル・ウェルス・マネジメント及びアセット・マネジメントの投資資産に基づき請求する経常的な手数料収入並びにアセット・マネジメントでの業績ベースの手数料が減少する可能性がある。またそのような市場の低迷により、投資対象又はトレーディング・ポジションとして計上するUBS AGの保有資産の価値が下落する可能性がある。更に、市場の流動性又はボラティリティの低下は、トレーディングの機会を制約する可能性がある。これにより、取引ベースの収入が減少し、更にUBS AGのリスク管理能力が妨げられる可能性がある。

マクロ経済及び政治的展開による市場の混乱又は主要な市場参加者の破綻により、地域的に又は世界的に危機が拡大すると、UBS AGは重大な影響を受けるおそれがある。UBS AGの戦略プランが時とともに、中国を含む新興市場での成長と利益を生み出すUBS AGの能力にますます依存するようになっており、これによってUBS AGが当該市場に関連したリスクにさらされる可能性は高くなる。

グローバル・ウェルス・マネジメントは、全ての主要地域から収益を得ているが、多くの同業者と比べてアジアにより大きく集中しており、また、多くのヨーロッパの同業者とは異なり、米国で存在感を発揮している。インベストメント・バンクの事業は、同業者と比べヨーロッパ及びアジアをより重視しているが、そのデリバティブ事業は、ウェルス・マネジメントの顧客、特にヨーロッパ及びアジアの基盤顧客に対する仕組商品をより重視している。従って、UBS AGの業績は、他の一部の金融サービス提供者よりも、これらの地域及び事業での政治、経済及び市場の展開（COVID-19の流行の影響を含む。）により大きな影響を受ける可能性がある。

経済状況が悪化した場合、顧客、取引相手及び他の金融機関に対するUBS AGの信用リスクのエクスポージャーが増大する可能性がある。

信用リスクは、貸付業務、引受業務及びデリバティブに関する活動といった、UBS AGの多くの事業に必ず付随するリスクである。経済状況又は市況が悪化すると、これらの信用エクスポージャーの減損及びデフォルトが発生することとなる可能性がある。また、担保付のローン及びその他エクスポージャーの価値の下落により損失が悪化する可能性がある。UBS AGは、そのプライム・ブローカレッジ事業、証券金融事業及びローンバード貸付事業で、価値又は流動性が急速に低下する証券担保に対して相当な金額の貸付を行っている。UBS AGのスイス・モーゲージ及び企業貸付ポートフォリオは、UBS AGの全貸付の大部分を占めている。従っ

て、UBS AGは、スイス・フラン高及びそれによるスイスの輸出に対する影響、スイス国立銀行によるマイナス金利の維持、ユーロ圏又はEU内の経済状況並びにスイスとEU又は欧州経済領域（スイスの最大の輸出市場）との間の協定の進展を含む、スイスにおける経済の展開の悪化リスクにさらされている。更に、IFRS第9号の予想信用損失（ECL）モデルに基づき、信用損失費用は、高水準の信用減損（ステージ3）並びに高いECL（ステージ1及びステージ2）により、経済が低迷し始めた時に急速に増大する可能性があり、経済の見通しが改善して初めて徐々に縮小する。ECLの大幅な増大は、規制上の資本を目的とする予想損失を上回る可能性があり、UBS AGのCET1自己資本及び規制資本比率に悪影響を及ぼす可能性がある。

詳細については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「最近の動向」を参照のこと。

スイス及びユーロ圏の低金利及びマイナス金利は、UBS AGの受取利息純額に引き続き悪影響を与える可能性がある。

低金利又はマイナス金利の環境が継続すると、利息マージンが更に減少し、パーソナル&コーポレート・バンキング及びグローバル・ウェルス・マネジメント事業から生みだされる受取利息純額に悪影響が生じる可能性がある。スイス国立銀行は、スイスの銀行が無利子を最高基準として預金を行うことを許可しており、この基準は最近引き上げられた。この許可がなければ適用されていたであろうマイナス金利の免除の利用頻度が減少するか又はその利用が制限された場合、UBS AGの事業は、スイスでのマイナス金利により更に悪影響を受ける可能性がある。

低金利及びマイナス金利はこの他、顧客の行動にも影響する可能性があり、それゆえに、UBS AGの全体的な貸借対照表の構成に影響を及ぼす可能性がある。選択的預金手数料又は最低貸付金利の導入等、UBS AGがこれまで講じてきたか又は今後講じる可能性のある軽減措置によって、顧客預金（UBS AGの主要な資金調達源）を失うこととなり、新規純資金流出やUBS AGのスイスでの貸付業務での市場シェアの低下がもたらされ、今後更にそのような結果をもたらす可能性がある。

この他、金利変動もUBS AGの株主持分及び資本に影響を与える。特に、UBS AGのスイスの年金制度の退職給付に係る資産及び負債の算定は、適用される割引率及び年金制度資産の価値の変動に敏感である。金利が更に引き下げられると、割引率が引き下げられる可能性があり、結果として、対応する債務の存続期間が長い場合、年金制度の不足額が増える。この結果、これに対応してUBS AGの持分及び完全適用ベースの普通株式等Tier 1（CET1）自己資本が減少する。

英国のEU離脱により商取引を中断させないためのUBS AGの計画が実効的でない可能性がある。

英国及びEUが移行期間末日（2020年12月31日と予定されている。）までに協定を締結できず、金融部門全体に混乱が生じる場合、英国のEU離脱により商取引を中断させないためにUBSが採用してきた計画が実効的でない可能性がある。

UBSは、UBS AGの事業を英国のEU脱退に備えるため、UBSリミテッド（英国を拠点とするUBSの子会社）のUBSヨーロッパSE（ドイツを本拠地とするUBSの子会社）への吸収合併を完了した。これにより、UBSヨーロッパSEは、欧州中央銀行から直接監督される。英国がEUを離脱した後にUBS AGロンドン支店からサービスを受けることができなくなる可能性があるUBSリミテッドの顧客及び他のカウンターパーティは全てUBSヨーロッパSEに移されている。

英国及び欧州のいずれの規制当局も、協定が締結されない場合に金融部門で生じる業務上の混乱を最小限に抑える措置を講じている。その一例として、英国では、現在、英国に業務で入国する際にEUパスポートを使用している企業には、現在の許可の範囲内で業務を継続することを認める臨時許可制度を実施しており、EU当局では、英国公認の中央清算機関3機関を承認している。しかしながら、交渉の速度はCOVID-19のパンデミックに影響を受けている。移行期間の延長は、英国が2020年6月30日より前に延長を要請する場合、EU離脱協定の条件に基づき2021年12月31日又は2022年12月31日まで可能である。当該措置にかかわらず、英国のEU離脱が無秩序に行われるという重大なリスクは依然として存在し、このリスクが実現した場合、金融業界全体に深刻な混乱が生じる可能性があり、極限的な状況下では世界経済の低迷に拍車がかかる可能性がある。

通貨の変動

UBS AGは、通貨の変動によるリスクにさらされている。2018年にUBS AGの機能通貨及び表示通貨がスイス・フランから米ドルに変更され、スイス・フランに関する通貨変動リスクへのUBS AGのエクスポージャーは低下しているが、UBS AGの資産及び負債の大部分は、米ドル以外の通貨建てとなっている。更に、UBS AGのCET1自己資本比率をヘッジするために、UBS AGのCET1自己資本には、通貨感応度につながる外貨建てエクスポージャーを加えなければならない。そのため、資本と自己資本比率の両方を同時に完全にヘッジすることは不可能である。従って、外国為替相場の変動は今後も、UBS AGの利益、貸借対照表、レバレッジ比率並びに流動性カバレッジ比率に悪影響を及ぼすおそれがある。

規制上のリスク及び法的リスク

UBS AGの事業遂行においては重大な法的及び規制上のリスクが発生する。

50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、UBS AGは多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服しており、それには広範囲な規制上の監視も含まれ、重大な責任負担リスクにさらされている。またUBS AGは、多数の請求、紛争、法的手続及び政府調査の対象となっており、現在行われているUBS AGの事業活動により、今後そのような問題が引き続き発生すると予想している。これらの問題及びその他の問題に対するUBS AGの財務エクスポージャーの範囲は広大であり、UBS AGが設定した引当金の水準を大幅に上回る可能性がある。UBS AGは、これらの問題が解決された時の財務及びその他の面への影響を予想することはできない。

UBS AGは、UBS AGに対する一般公衆の認識及びUBS AGの評判に悪影響を与える可能性のある不利な暫定決定又は判決を受ける可能性があり、それにより規制当局による健全性措置を受けることとなり、UBS AGが、十分な防御をすることができ、最終的にはより好ましい結果が得られると考えていたとしても、その問題に関して追加の引当金の計上を余儀なくされる可能性がある。このリスクの1例として、フランスの第1審裁判所による総額45億ユーロの罰金及び損害賠償金の判決が挙げられる（当該判決についてUBS AG及びUBS（フランス）S.A.は上訴しており、2020年6月に上訴裁判所にて再審理が行われる予定である。）。

規制手続の解決により、UBS AGが一定の業務を維持するために規制上の不適格の権利放棄を取得することが求められ、許可及び規制上の承認を制限、停止又は解除する権利が規制当局に付与され、金融市場の公益事業に対し、UBS AGがそれらの公益事業に参加することを制限、停止又は解除することを認める可能性がある。そのような権利放棄を取得することを怠った場合、又は許可、承認若しくは参加が制限、停止若しくは解除される場合、当グループに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

外国為替及びロンドン銀行間取引金利（LIBOR）並びにその他のベンチマーク利率に関連する政府当局とのUBS AGの和解は、主要な法域において、規制事項に現在伴う財務リスク及び風評リスクの程度が大幅に増加していることを際だって示している。LIBOR及び他の基準金利並びに外国為替及び貴金属に関する調査に関連して、UBS AGは当局に対して、調査に全面的に協力したにもかかわらず、更に、米国及びスイスを含む多くの法域における独占禁止法当局から条件付の減免又は条件付の免責を受けながら、UBS AGに対して非常に多額の罰金及び不正利得の返還が課され、UBS AGは有罪自認を要求された。

2007年から2009年までの金融危機に起因する重大な損失以降、UBS AGは、非常に高いレベルの規制上の監視を受けており、UBS AGの戦略上の柔軟性を制限する特定の規制措置に服している。UBS AGは、当該損失及び2011年9月に公表された無許可取引事件に繋がった不備を修復したものと考えているが、2012年のLIBORに関する和解及びUBS AGの外国為替・貴金属事業に関連する問題に関する一部の規制当局との和解並びに新たな規制上の要請の実施に必要な広範囲にわたる取組みがUBS AGの信用及び規制当局との関係に与える影響が原因となって、綿密な調査が継続している。

UBS AGは、UBS AGのオペレーショナル・リスクの管理、リスク統制、マネーロンダリング防止、データ管理及びその他の枠組みを改善するために採る措置について、規制当局との話し合いを積極的に進めており、その他にも監督当局の要求に応えられるよう努めているが、UBS AGの取組みが期待される効果をもたらすとの保証はない。かかる経緯により、UBS AGの規制執行に関するリスクのレベルは、同業の一部の金融機関が負担するレベルよりも大きくなる可能性がある。

規制の大幅な変更は、UBS AGの事業及び戦略プランの実行能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

UBS AGは、再生・破綻処理計画、資本・健全性基準の変更並びに市場の新たな基準及び改定された基準及び信託義務をはじめとする重要な新規規制要件の対象となっている。かかる取組みを調整するための規制当

局の試みにもかかわらず、銀行規制に関し採用された措置又は提案された措置は、主要な法域によって著しく異なるため、世界的な金融機関の事業運営が更に困難になる。また、スイスで行われている資本及び流動性等の問題に関する規制変更は、他の主要な法域よりも急速に進んでいることが多く、大手国際銀行に対するスイスの要件は、主要な金融センターの中でも最も厳しいものの一つである。これによりUBS AG等のスイスの銀行は、より緩い規制に従う同種の金融機関又は規制のないノンバンクの競合相手と競争する際、不利益を被る可能性がある。

UBS AGは、追加の規制要件及び監督基準の変更の実施並びに現行法令の遵守について、今後も監督当局から更に綿密な調査を受ける可能性がある。UBS AGが、ここに挙げた事項又は他の事項に関する監督当局の要求に応えられない場合又は別の監督上の若しくは規制上の問題が発生した場合、UBS AGは規制当局から更に綿密な調査を受けることとなり、UBS AGの戦略的柔軟性を更に制約する措置を受ける可能性がある。

破綻処理の実行可能性及び再生・破綻処理計画：UBS AGは、その破綻処理の実行可能性を改善し他の規制要件を満たすために、業務の大部分を子会社に移転した。その結果、莫大な実施費用、資本コスト及び資金調達コストの増加、営業上の柔軟性の低下を招くこととなった。例えば、米国の規制要件を満たすためにUBS AGの全ての米国子会社を米国中間持株会社の傘下にし、また、破綻処理の実行可能性を改善するためにパーソナル&コーポレート・バンキング部門及びグローバル・ウェルス・マネジメント部門内のスイスで記帳された事業の実質的に全ての業務をUBSスイスAGに移転した。

このような変更、特に子会社への事業の移転には、多大な時間と資金が必要であり、業務、資本、流動性、資金調達及び税金の非効率性を生じさせる可能性があり、更に、当グループ内の複数の事業体と取引を行っているカウンターパーティに対するUBS AGの信用エクスポージャー全体を増加させる。また、子会社におけるUBS AGの事業が現地の所要自己資本、流動性要件、安定資金需要、資本計画要件及びストレス・テスト要件の対象となっている。このような要件によって、影響のある子会社における自己資本規制及び流動性要件が強化されており、これによってUBS AGの営業上の柔軟性が制限され、事業部門間の相乗作用から利益を得る能力及び当グループに利益を分配する能力にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

スイスの大きすぎて潰せない(TBTF)枠組みに基づき、UBSは、経営難に陥った場合にシステム上重要な機能を保つことができるよう、実行可能な緊急計画を整えることを要求されている。更に、UBSは、この枠組み並びに米国、英国、EU及びUBSが事業を行う他の法域での同様の規制に基づき、重大な悪影響を及ぼす事象が生じた場合に再建するために講じる措置又は現地国で破綻処理手続若しくは破産手続を通じて当グループ若しくは事業を徐々に縮小する場合に講じる措置を詳細に示す信頼性の高い再生・破綻処理計画を作成することを求められている。UBSが提示する再生・破綻処理計画が不十分であるか又は信用性に欠けると関連当局に判断された場合、当該当局は、関連規則により、当該法域でのUBSの事業の範囲又は規模に制限を課すことを認められ、破綻処理を妨げている障害を取り除くために、資本金額又は流動性金額のいずれか高い方を保つようUBSに義務付けるか、又はUBSの法人体制若しくは事業を変更するようUBSに義務付けることができる可能性がある。2020年2月、FINMAは、スイスのSRBに関する再生・破綻処理計画及び緊急計画の評価を公表した。FINMAは、連帯債務の更なる低減を条件として、UBSのスイス緊急計画は有効であることを確認した。これに加え、FINMAは、UBSが重要な措置を完了し、UBSのグローバルな破綻処理の実行可能性に関し大幅に進展したことを確認した。

資本・健全性基準：UBS AGには、国際的に活動しているスイスのシステム上関連ある銀行(SRB)として、世界で最も厳しい自己資本及び総損失吸収力(TLAC)に関する要件が課されている。更に、UBS AGの子会社の多くは、最低所要自己資本、流動性要件及び類似の要件を遵守しなければならない。そのため、UBS AGは、子会社の資本の大部分を出資し、子会社の流動性を高めた。これらの資金は、関連する事業体の資金需要及び担保の必要性を満たすために利用することができるが、通常、当グループ全体での使用を目的としてすぐに利用できるものではない。

UBS AGは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)が発表した資本基準の発効日が近づくにつれ、UBS AGのリスク加重資産(RWA)が更に増大すると予想する。しかしながら、COVID-19のパンデミックにより引き起こされた経済の混乱に対応して、BCBSは、バーゼル規則の実施期限を1年遅らせ2023年1月1日までとした。アウトプット・フロアに関する付随の移行規定もまた1年延長され2028年1月1日までとなった。これとは別に、BCBSと証券監督者国際機構(IOSCO)は、非中央清算デリバティブの証拠金要件に関する枠組みの最終的な2つの実施フェーズを1年延長し、2022年9月1日までとした。更に、連邦準備制度理事会は、以前、一定の所要自己資本及び所要流動性に関して2つの議案を可決し、米国で重要な業務を行っている外国銀行機関(FBO)に適用される健全性基準を引き上げた。当該議案に基づき、UBSアメリカズ・ホールディング

グLLCは引き続き、包括的資本分析及びレビュー（CCAR）プロセスによる資本計画の年次評価、補足的レバレッジ比率、新たに適用される流動性カバレッジ比率要件及び新たな正味安定調達比率要件の対象となると予想される。上記の資本・流動性基準の追加引き上げにより、UBS AGが戦略的機会を追求する能力及びリスクを分散する能力が大幅に損なわれる可能性がある。

市場規制及び信認基準：UBS AGのウェルス・マネジメント事業及びアセット・マネジメント事業は、規制上の監督が強化され、受託者の基準及びその他の注意基準に関する基準が変更されつつある環境の中で行われており、運用会社又はアドバイザーと顧客との間の利益相反を軽減又は排除することが重視され、投資マネジャー及び他の業界参加者の世界的なシステム及びプロセス全体にわたって効果的な実施が必要となっている。例えば、SECは、ブローカーと投資顧問の小売顧客に対する義務の強化と明確化を目的として新たに最善の利益規則（Regulation Best Interest）を採択した。最善の利益規則は、米国でのグローバル・ウェルス・マネジメント事業の大部分に適用され、UBS AGは、当該規則を遵守するために、業務過程、方針及び顧客との対話に関する条件を大幅に変更しなければならない可能性がある。

これまでUBS AGは、ドッド・フランク法に基づくボルカー・ルールに関連するコンプライアンス・監視枠組みの実施に相当な費用を負担しており、ボルカー・ルールの活動の制限に合わせて米国内外でのUBS AGの事業活動を変更した。2019年、米国規制当局は、自己勘定取引を禁止しカバード・ファンド活動を制限するボルカー・ルールの実施規則の変更（2019年最終規則）を採択した。この変更は、2020年1月1日に発効し、2021年1月1日からその遵守が義務化される。UBS AGは、2019年最終規則により要求されたボルカー・ルール・コンプライアンス・プログラムの運用に関する変更を実施するために短期間のうちに追加費用を負担する可能性があるが、この変更によりUBS AGの業務に対する負担が長期的に減少する可能性がある。また、UBS AGが従事する可能性のある活動の種類又は営業方法を大幅に制限する他の類似の規則の適用を受ける可能性もある。

米国の商品先物取引委員会（CFTC）の登録スワップ・ディーラーとしてUBS AGに適用される一部の規則及びUBS AGが証券ベースのスワップ・ディーラーとして米国証券取引委員会（SEC）に登録する場合に適用される一定の規則（スワップ・データ報告、記録保存、コンプライアンス及び監督に関連する規制を含む。）は、世界的範囲でUBS AGに適用される。そのため、米国の規則は、米国外（スイスを含む。）でUBS AGに適用される法的要件と重複し、又は相反する可能性もあり、UBS AGは、米国でSEC又はCFTCに登録することを義務付けられていない企業に対して競争上不利な状況に置かれる可能性がある。

多くの場面で、UBS AGはクロスボーダーでサービスを提供している。従って、UBS AGは第三国の企業の市場アクセスを制限する障壁に敏感である。特に、第三国の企業による欧州市場の利用に関する規制を調和させるEUにおける取組みは、UBS AGがスイスからこれらの法域で事業を運営する能力に悪影響を及ぼす新しい障壁を創出する効果を有する可能性がある。更に、多くの法域では、本国の規則との同質性の判断、代替コンプライアンス及び類似する礼譲の原則に基づきクロスボーダー活動への規制を強化している。スイスとの同質性が低いと判断された場合、UBS AGが当該法域の市場へアクセスする機会が制限される可能性があり、UBS AGがグローバル企業として事業を行う能力にマイナスの影響を与える可能性がある。例えば、EUはスイスの証券取引所に対して、2019年6月30日に終了する同質性の判断期間の延長を拒否した。逆に、スイスでは、スイスで設立された会社の発行株式をEU市場で取引することを禁止する規則が採択され、この規則が2019年7月1日に発効した。

UBS AGは、世界規模での税務情報の自動交換がスイスで実施されると予測して金融当局がクロスボーダー投資と会計上のアムネ스티制度を更に重視するようになったこと及びこれらの変化に対応してUBS AGが実施してきた措置により、多年度にわたってクロスボーダーの資金流出を経験している。現地の税法又は税規制の更なる改正及びその実施、クロスボーダーの税務情報交換体制の実施、国内でのタックス・アムネ스티若しくは実施プログラム又は類似の措置は、UBS AGの顧客がUBS AGと事業を行うことの可否若しくは意思に影響を及ぼす可能性があり、更にクロスボーダーの資金流出が発生することとなる可能性がある。

UBS AGが表明した資本還元益目標は、一部には資本比率に基づいており、かかる資本比率は規制上の変更の影響を受け、大幅に変動する可能性がある。

UBS AGは、13%前後のCET1自己資本比率及び3.7%前後のCET1レバレッジ比率を保ち、営業することを予定している。このような比率を維持するUBS AGの能力は数多くのリスクにさらされている。かかるリスクには、UBS AGの財務成績、UBS AGのCET1自己資本比率の算定に悪影響を及ぼす可能性のある資本基準、方法及び解釈の変更の影響、リスクの追加、又は資本バッファの賦課、並びに子会社に対する所要資本、流動性

及び類似の要件の追加適用が挙げられる。UBS AGの業績は、本書に記載される他の要因に起因する事由により悪影響を受ける可能性がある。また、訴訟及び規制上のリスク並びにオペレーショナル・リスク事由等の場合には、突発的に多額の損失が発生する可能性がある。このようなリスクにより、株主への利益還元のために利用できる資本の額が減少し、株式買い戻し計画を伴う累進的現金配当の資本還元目標を達成するUBS AGの能力が妨げられる可能性がある。

資本基盤は、UBS AGのビジネスモデルの重要な要素である。UBS AGは、その資本基盤により、UBS AGの事業を成長させ、規制上及び自己資本の要件の増大に対処することができる。UBS AGの資本基盤は、UBS AGの顧客及び利害関係者に安心感を与え、UBS AGの資本還元方針の基盤を形成し、UBS AGの信用格付に寄与している。UBS AGの自己資本比率は、主にRWA、レバレッジ比率の分母及び適格資本から得られている。それらはいずれも多くの要因により変動する可能性があり、一部の要因はUBS AGの制御が及ばないものである。

UBS AGの適格資本は、純利益又はその他の包括利益に計上される損失により減少する可能性がある。適格資本が減少する原因には他にも、のれんの水準を変化させる買収、資本に含まれている繰延税金資産に関する一時差異の変動、持分の価額に影響する為替の不利な動き、特定の種類のポジションに係る評価が不確実な場合に要求される慎重を期した調整、並びにその他の包括利益に計上される特定の年金基金資産及び負債の価額の変動又はUBS AGの確定給付債務純額の変動を計算するために使用される金利及びその他の前提の変動等が挙げられる。

RWAは、UBS AGの事業活動、UBS AGのエクスポージャーのリスク・プロファイルにおける変化、UBS AGの外国為替エクスポージャーの変化及び外国為替相場の変動並びに規制に左右される。例えば、市場のボラティリティの高さ、信用スプレッドの拡大、不利な為替の動き、カウンターパーティ・リスクの増大、経済環境の悪化又はオペレーショナル・リスクの増大等がRWAの増大につながる可能性がある。UBS AGは近年、戦略を実施することによりUBS AGの市場リスク及び信用リスクのRWAを大幅に縮小させたが、オペレーショナル・リスクRWA、特に訴訟、規制上及び類似の問題により生じるオペレーショナル・リスクRWAの増加並びにRWAの算定に関する規制上の変更及びRWAの規制上の追加によりその減少の大部分が相殺された。RWA算定における変更、追加補完RWA費用又は一定のエクスポージャーに適用される乗数が課されること及び他の方法の変更に加え、バーゼル銀行監督委員会が公表し2022年に発効する資本基準の実施によって、UBS AGのRWAが大幅に増加する可能性がある。

レバレッジ比率は、貸借対照表志向の指標であるため、貸借対照表集約度の小さい業務に比べ、融資等の貸借対照表集約型の業務を制限し、UBS AGが他のリスクに基づく所要自己資本を満たしたとしても、UBS AGの事業を抑制するものとなりかねない。UBS AGのレバレッジ比率分母は、とりわけ、預金及び貸付け等の顧客の活動水準、外国為替相場、金利及びその他市場の要因に左右される。これらの要因の多くは、全体的又は部分的にUBS AGの制御が及ばないものである。

UBS AGの財務実績に対する税効果は税法改正及び繰延税金資産の再評価に大きく左右される。

UBS AGの実効税率は、UBS AGの業績、将来の収益性に関するUBS AGの予想及び法定税率をきわめて敏感に反映している。UBS AGは、過年度の税務上の欠損金に基づき繰延税金資産(DTA)を認識している。これは、UBS AGの事業計画において報告された将来の課税所得を前提にして回収可能な範囲を示すものである。UBS AGの業績により今後、とりわけ米国において課税所得が減少することが予想される場合は、UBS AGは、現在、損益計算書上で認識されているDTAの全部又は一部について、想定されている償却額を超える金額の償却を行わなければならない可能性がある。これにより、その償却が行われた年度のUBS AGの実効税率が上昇することとなる可能性がある。逆に、UBS AGが税務上の欠損金を認識していない事業体の業績が、とりわけ米国又は英国において改善すると予測される場合、UBS AGはDTAを追加認識する可能性がある。そして、これによってUBS AGの実効税率は、追加のDTAが認識された年度において減少することとなり、UBS AGの実効税率が将来上昇することとなる。また、UBS AGの実効税率は、特に米国において、将来の法定税率の引き下げにも敏感であり、これにより、影響のある地域において、税務上の繰越欠損金等の項目から税務上の便益が期待される値が今後縮小される可能性がある。このことは、ひいては関連するDTAの評価切り下げを引き起こすこととなる。例えば、米国連邦会社税率が2017年第4四半期の当グループのDTAにて、米国の税制改革法案(Tax Cuts and Jobs Act)(TCJA)により35%から21%に引き下げられることによって29億米ドルの正味切り下げが生じた。

UBS AGは通常、更新された事業計画を踏まえた今後の収益性の再評価に基づき、その会計年度の第4四半期にUBS AGのDTAを再評価している。UBS AGは、DTAの回収可能性を評価する際に、UBS AGの業績及びこれま

での予想税率の正確性並びに他の要因（残存する税務上の繰越欠損金期間及びDTAの有効期間における今後の予測課税所得の評価を含む。）を考慮している。将来的な収益性の見積りは本質的に主観的なものであり、特に将来の経済状況、市場状況及び他の状況に左右されやすく、予測は困難である。

UBS AGの過年度の業績からわかることは、DTA認識額の変化が報告済みの業績に及ぼす影響は大きいということである。UBS AGがDTAを再測定する方法を将来変更する場合、UBS AGの実効税率、特に変更が実施された年の実効税率に影響を及ぼすと考えられる。

UBS AGの通年の実効税率は、損失カバレッジされていない支店及び子会社からの利益に関する税費用の総額が予想額と異なる場合又は損益計算書上、UBS AGが便益を受けられない税務上の繰越欠損金が支店若しくは子会社に発生した場合に変動する可能性がある。特に、税務上、他のグループ事業体の課税所得と相殺できない事業体又は支店の損失で、DTAが追加で認識されることとならない損失により、UBS AGの実効税率が引き上げられる可能性がある。更に、UBS AGが法人体制を変更した国の税法又は税務当局は、ある法人が負担する税務上の欠損金を、新規に設立、若しくは再編成される子会社若しくは関連会社へ移転することを阻止するか、又は移転人が従前に行っていた事業に関連する税務上の欠損金を活用することに制限を課す可能性がある。かかる事情が生じた場合で、税務上の欠損金が生じた法人においてかかる欠損金を活用する機会の計画に制限がある場合、当該欠損金に伴うDTAは、損益計算書上で評価減を要求される可能性がある。

税法が改正されると、UBS AGの実効税率に大きな影響を及ぼす可能性があり、一定の業務の収益性にも大きな影響を及ぼす場合がある。更に、制定法上及び規制上の変更によって、並びに裁判所及び税務当局による税法の解釈方法の変更（ある法域に関連する恒久的施設の設置又はそれに類似する理論により、UBS AGが当該法域で納税しなければならないとの主張及び不確実な税務ポジションのUBS AGによる評価の変更が含まれる。）によって、UBS AGが最終的に納付する金額と税効果会計の金額とが大きく食い違ってくる可能性もある。

詳細については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「最近の動向」を参照のこと。

基準金利の廃止又は変更により、UBS AGと顧客又は他の市場参加者との合意並びにUBS AGのシステム及びプロセスの調整が必要となる可能性がある。

2013年4月より、英国金融行為規制機構（FCA）はLIBORを管理しており、他の法域の規制機関は他の銀行間取引金利（IBOR）及び類似の基準金利の監視を強化している。また複数の法域でIBORから別の基準金利への移行の取組みが行われているところである。FCAは、2021年より後はLIBORの管理又はLIBORを維持するための他の措置の実施を継続しないことを2017年7月に発表し、代替参照金利（ARR）に移行するよう利用者に促した。そのため、2021年より後にLIBORが現在と同じ基準で決定されると保証することは一切できない。

ARRの流動性及び活動は引き続き世界中の市場で展開され、IBORからの移行に関連する一定の問題を解決するための取り組みが進められている。規制当局は引き続き、2021年末までにARRに移行することに注力している。代替参照金利委員会（Alternative Reference Rates Committee）は、IBORを廃止した場合に過去の契約に関して発生する法的リスクを軽減するために実施可能な法的解決策を検討している。更に、2019年10月に、米国財務省及び内国歳入庁は、債務、デリバティブ及びその他金融契約の規定をLIBORベースの規定からARRベースの規定へ変更することにより発生する可能性のある問題に関連する税軽減措置を定めた規則案を発表した。欧州中央銀行は、2019年10月2日に初めて、ユーロ市場のユーロ・リスク・フリー・レートとして、2019年10月1日の取引活動を反映したユーロ短期金利を発表した。英ポンド・リスク・フリー参照金利に関するイングランド銀行ワーキンググループ（Bank of England Working Group on Sterling Risk-Free Reference Rates）は引き続き、ターム物参照金利（ポンド翌日物平均金利）の開発に協力的である。

UBS AGが締結している契約のうち、IBORに関連する契約は相当数に上る。ARRは現在、期間構造を示さないため、現在、翌日物以外のターム物を指標としている商品の契約条件を変更する必要がある。契約には、関連するIBORが短期的に利用できなくなった場合に代替の金利を提供することを意図とした規定が含まれていることもある。ただし、当該規定は、関連するIBORが永久に廃止される場合には有効でないか又は恣意的な結果を生み出す可能性がある。更に、UBS AGの内部システム、制限及びプロセスの多くは、IBORを参照金利として活用している。代替の参照金利への移行には多額の投資と相当な労力が必要となる。

詳細については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「規制及び法律の動向」の「IBORからの移行に関連した動向」を参照のこと。

UBSが財政困難に陥った場合、FINMAは、UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGに関して再編成手続若しくは清算手続を開始するか又は保護措置を課す権限を有し、当該手続又は措置は、UBSの株主及び債権者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGのようなスイスの銀行及び金融グループのスイス国内の親会社について、債務超過であるか、流動性に深刻な問題があるか又は関連する期限の満了後に自己資本比率規制がもはや達成されないとの懸念に正当な根拠がある場合、FINMAは、スイス銀行法に基づき、当該事業体に関して広範囲な法的権限を行使することができる。当該権限には、保護措置の命令を下すこと、再編成手続を開始すること（及び当該手続に関連してスイスでの破綻処理実施権限を行使すること）、並びに清算手続を開始することが含まれ、当該権限はいずれも、株主及び債権者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性があるか、又はUBSグループAG、UBS AG若しくはUBSスイスAGによる配当金の支払い若しくは債務の返済を阻止する可能性がある。

UBSが当該保護措置に対して異議を申し立てる能力は十分でない可能性があり、債権者及び株主は、スイス法に基づき又はスイスの裁判所において、当該保護措置の賦課（支払いの繰延が義務付けられるか又は結果として支払いが繰り延べられる措置を含む。）に対する拒否、差止めの要求、又は異議申立てを行う権利を有さない可能性がある。

UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGに関して再編成手続が開始された場合、FINMAが行使する可能性のある破綻処理実施権限には、（ ）手続の対象事業体の資産、債務及びその他の負債の全部並びに契約を他の事業体に移転する権限、（ ）手続の対象事業体が当事者となっている契約の（a）終了又は当該契約の終了権、当該契約に基づくネットティング権、（b）当該契約に基づく特定の種類の担保の実行若しくは処分を行う権利、若しくは（c）当該契約に基づく請求権、負債若しくは特定の担保を譲渡する権利の行使を最大2営業日間、停止する権限、及び/又は（ ）手続の対象事業体の株主資本の一部若しくは全部の評価減を行う権限、また当該株主資本の全部の評価減が行われた場合には、株式に転換するか又は手続の対象事業体の資本及び他の負債性商品の評価減を行う権限が含まれる。株主及び債権者は、当該破綻処理実施権限の行使の根拠となる破綻処理計画を拒否する権利又は当該計画の差止めを求める権利を有さない可能性がある。株主及び債権者は、破綻処理実施権限の行使の決定に異議を申し立てる権利又は当該決定を司法手続若しくは行政手続若しくはその他により見直させる権利しか有さない可能性がある。

破綻処理手続の対象事業体の株式及び債務の全部又は一部の評価減が行われる場合、関連する株主及び債権者は、その評価減の対象となる当該株式及び債務について一切支払いを受けることができない可能性があり、当該評価減は永続的であり、投資家はその時点で又はその後、株式又は他の参加権を受領せず、債務者の財産回復が見込まれる場合であっても評価増し又は他の補償を受ける権利を有さない可能性がある。FINMAが破綻処理手続の対象事業体の債務を株式に転換するよう命令した場合、投資家が受領する有価証券は、当初の債務よりも大幅に価値が下落している可能性があり、リスク・プロファイルも大幅に異なる可能性があり、当該転換により既存株主の所有権も希薄化する可能性がある。更に、株式を受領する債権者は、その後、破綻処理された事業体の倒産、清算又は解散が行われた場合、事実上、当該事業体の全債権者に劣後する可能性があり、投資家が投資額の全部又は一部を失うリスクが増大する可能性がある。

FINMAは、再編成手続に関連する権限の行使について大きな自由裁量権を有する。更に、特定の種類の預金等、特定の区分の債務は優遇される。そのため、スイスの再編成手続の対象事業体の債務を保有する者については、当該債務と同順位又は劣後する債務が、評価減又は株式への転換が行われていない場合であっても、当該債務を評価減されるか又は株式に転換される可能性がある。

UBS AGの財務成績は、予測及び評価の変更並びに会計基準の変更からマイナスの影響を受ける可能性がある。

UBS AGは、国際財務報告基準（IFRS）に従ってUBS AGの連結財務諸表を作成している。当該会計基準を適用する場合、連結財務諸表の作成時には不確実性の高い見積り及び予測に基づく判断を用いる必要がある。これには、例として、金融商品の公正価値の測定、繰延税金資産の認識、のれんの減損評価、予想信用損失並びに訴訟、規制上の問題及び類似の問題を含む偶発事象に対する引当金の見積りが挙げられる。当該判断（その基礎となる見積りや予測を含む。）は、それまでの経験、将来の予測及びその他の要因を含んでいるため、現在の状況に基づき、引き続き関連性のあるものであるかを判断するために定期的に評価されている。

る。別の予測に基づく、報告済みの業績が異なることとなる可能性がある。予測を変更した場合又は進展する市況を反映するために必要な変更を行わなかった場合、予測の変更事由が発生した期間の財務諸表に重大な影響が及ぶ可能性がある。偶発事象に対する引当金は、考えられる結果が広範囲にわたり、また、不確実性が大きいと仮定して見積りを行わなければならない可能性がある。例えば、UBS AGのフランスでの法的手続に関して考えられる結果は広範囲にわたるため、適切な引当金の評価に関連する不確実性が増大する。将来の見積り及び予測が現在の見通しから外れた場合、UBS AGの財務成績にも悪影響が及ぶ可能性がある。

IFRS又はその解釈の変更によって、今後の報告済みの業績及び財務状況が、現在の予想と異なるものとなったり、又は、会計基準を遡及適用することにより、過去の業績がこれまでに報告されたものと異なるものとなったりする可能性がある。かかる変更はまた、UBS AGの所要自己資本及び自己資本比率に影響を及ぼす可能性がある。例えば、UBS AGは2018年1月1日に発効したIFRS第9号を採用しており、これによりUBS AGは、償却原価で計上される金融商品及びその他の一定のポジションの会計処理の変更を義務付けられており、信用損失を既発生損失に基づき記録するのではなく、貸出時点から予想貸倒引当金及び予想信用損失（ECL）引当金の純額を記録するよう義務付けられた。これにより、将来認識される貸倒引当金が大幅に増加することとなり、ECLが信用サイクルにおける変動及びUBS AGのローン・ポートフォリオの構成に応じて変化するため、損益計算書上の変動がより大きくなる可能性がある。この影響は、経済環境が悪化すると更に顕著に現われる可能性がある。詳細については、2019年度年度報告書（英文）の「UBS Group AG consolidated financial statements」の「Critical accounting estimates and judgments」及び「Note 1 Summary of significant accounting policies」並びに2020年第1四半期報告書（英文）の「Note 1 Basis of Accounting」を参照のこと。

戦略、管理及び営業に関するリスク

UBS AGは、戦略プランを継続的に実行できない可能性がある。

UBS AGは、グローバル・ウェルス・マネジメント事業及びスイスのUBS AG総合銀行に注力すべく、アセット・マネジメント及び極めて小規模でより資本効率の高いインベストメント・バンクによって補完しつつUBS AGの事業変革を実施し、コーポレート・センターでのリスク加重資産とレバレッジ比率分母の使用を大幅に縮小し、大幅なコスト削減を実施してきたが、今後、UBS AGの戦略の実行を完全に達成することができないか若しくはUBS AGの業績目標を達成できない又は戦略の実行や業績目標の達成に遅れが生じるリスクが依然として存在する。マクロ経済の状況、地政学的な不確実性、規制要件の変更及びこのような規制要件を遵守するための継続的費用により、UBS AGは、過去の目標及び計画を調整しなければならなくなり、将来においても再び調整する必要が生じる可能性がある。

UBS AGは、戦略プランを達成するために、技術及びインフラストラクチャーへの多額の支出を続け、顧客経験を改善しデジタル商品及びサービスを向上させ更に使用可能にし効率を高める予定である。UBS AGが新技術へ投資しても、UBS AGの目標が十分に達成されないか又は顧客を惹きつけつなぎとめるUBS AGの能力が改善されない可能性がある。更に、UBS AGがデジタル対応可能な商品及びサービスを提供する際に、バリューチェーンの様々な部分において、既存の競合会社と新規金融サービス提供者の両面から競争に直面する可能性がある。例えば、技術進歩及び電子商取引の成長により、従来は銀行しか提供していなかった商品及びサービスを電子商取引企業及びその他の会社が提供できるようになった。またこの進歩により、金融機関及びその他の会社が、電子証券取引、決済処理及びアルゴリズムを基にしたオンラインでの自動投資助言といったデジタルベースの金融ソリューションを低価格で顧客に提供できるようになった。これにより、UBS AGは、価格の引き下げを余儀なくされるか又は顧客を失うリスクを負う可能性がある。デジタル対応可能な競争力の高い商品及びサービス並びにプロセスを開発し実行するUBS AGの能力が、UBS AGの競争力の重要な要素となると考えられる。

またUBS AGの戦略の一環として、UBS AGの営業効率を、一部コスト管理により改善するよう努めている。UBS AGは、UBS AGの事業目的と整合する実現可能なコスト削減機会を識別することができない可能性があり、コスト削減の実現が遅れるか又はUBS AGの見込みほどは実現されない可能性がある。規制上の一時的及び永続的な費用及び業務上の要求が予想を上回った分は、費用削減額により一部減殺され、UBS AGの過去の費用削減目標の達成が遅れ、営業効率の改善のためのUBS AGの継続的な取組みの実行が引き続き困難となる可能性がある。

外部委託、ニアショアリング、オフショアリング、インソーシング又は人員削減によるUBS AGの総人員の変化は、効果的に対処しなければ、当該変化により、費用及び他の利益を達成するUBS AGの能力に影響を及ぼす可能性があり、運営上の損失が生じることとなる可能性がある。

また、UBS AGは、有効性及び効率性に関するプログラムを実行する中で、UBS AGの競争力を維持し、UBS AGの目標とするリターンを達成するため又は既存の若しくは新規の規制要件及び予想を遵守・実現するために必要な能力を偶発的に喪失したり低下させたりする意図しない結果を経験する可能性がある。

詳細については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「当グループの戦略」を参照のこと。

オペレーショナル・リスクは、UBS AGの事業に影響を及ぼす。

UBS AGの事業は、異なる通貨による複数のかつ様々な市場において大量でその多くが複雑な取引を処理するUBS AGの能力、UBS AGが服する多くの様々な法体制及び規制体制の要件を遵守する能力、並びに無許可の、架空の又は詐欺の取引を防止し、速やかに発見し、停止する能力に依拠している。UBS AGはまた、決済システム、為替、情報の処理業者並びにセントラル・カウンターパーティ等、第三者が管理するシステムへのアクセス及びその機能にも依拠している。UBS AG又は第三者のシステムが故障すると、UBS AGに悪影響が及び可能性がある。UBS AGのオペレーショナル・リスクの管理及び統制に関するシステム及びプロセスは、UBS AGの活動に伴うリスク（処理過程のミス、実行ミス、違法行為、無許可取引、詐欺行為、システム障害、金融犯罪、サイバー攻撃、情報セキュリティ違反、不適切又は効果のないアクセス制御、セキュリティ障害及び物理的防御の失敗から生じるリスクを含む。）の適切な管理の確保を支援することが企図されている。UBS AGの内部統制によってこれらのリスクの特定及び是正を行えない場合又は行えないことが判明した場合、UBS AGは、業務支障をきたし、2011年9月に公表された無許可取引事件で発生した重大な損失のような多額の損失を招くおそれがある。

UBS AGは、効率の向上、エラーリスクの低減及びUBS AGの顧客体験向上の取り組みの一環として自動化を利用している。UBS AGは、これらの目的を推し進めるためにロボット処理、機械学習及び人工知能の利用を拡大する予定である。これらのツールの利用には、効果的な設計や試験の必要性等、当該ツール固有のリスクが伴い、機械学習及び人工知能ツールの開発・運用に使用するデータの質により、当該ツールの機能に悪影響が及び可能性があり、エラー及びその他のオペレーショナル・リスクが発生することとなる可能性がある。

UBS AG及び他の金融サービス会社は、セキュリティ侵害並びにサイバー攻撃及び他の形式の攻撃にさらされており、その一部は、秘密情報若しくはシステムへのアクセス権の取得、サービスの妨害又はデータの破壊をもくろむ、的を絞った高度な攻撃である。これらの攻撃は、ウイルス又はマルウェアの導入、フィッシング及び他の形態のソーシャル・エンジニアリング、分散型DoS攻撃並びにその他の手段によって試みられる可能性がある。これらの試みは、直接行われるか又はUBS AGの従業員、第三者サービス提供者若しくはその他ユーザーの機器若しくはセキュリティパスワードを使用して行われる可能性がある。外部からの攻撃に加え、UBS AGは、従業員等による内部方針及び手続の不遵守並びにUBS AGのデータの誤用により顧客データを喪失したことがある。UBS AGは、UBS AGのシステム又はデータへの脅威を予想、検出又は認識できない可能性があり、またUBS AGの予防措置が攻撃又はセキュリティ侵害を予防するのに効果的でない可能性がある。UBS AGの予防措置にも関わらずセキュリティ侵害が発生した場合、特定の侵害又は攻撃を直ちに検出することはできない可能性がある。特定の攻撃が検出された場合でも、その攻撃の性質と範囲を調査し評価するためには時間が必要である。UBS AGのシステム又はデータのセキュリティ侵害又は回避が成功した場合、UBS AGの業務の妨害、UBS AG又はUBS AGの顧客に関する秘密情報の不正使用、UBS AGのシステムへの損害、UBS AG又はUBS AGの顧客の金銭的損失、データ保護法及び類似の法律の違反、訴訟エクスポージャー及びUBS AGの評判の侵害等、UBS AGに重大な悪影響が及び可能性がある。

UBS AGには、EU一般データ保護規則等、複雑で頻繁に改正される、顧客データ及び個人データの保護に関する法令が適用される。UBS AGが個人データの収集、使用及び移転を行う際に適用法令を必ず遵守するようにするには、相当な資源が必要となり、UBS AGの業務の実施方法に影響を与える可能性がある。UBS AGは、適用法令を遵守しなかった場合、罰金、処罰及びその他制裁を科される可能性がある。また、UBS AGのベンダー若しくはその他サービス提供者又は顧客若しくはカウンターパーティが当該法令を遵守しないか又は保護対象データをしかるべき方法で管理しなかった場合、UBS AGが上記のような処罰を受ける可能性がある。

更に、顧客データ又はその他データを喪失又は漏洩した場合、UBS AGの評判を傷付けUBS AGの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

近年の米国及びその他の国の政府による金融機関に関する政策の主要な焦点は、マネーロンダリング及びテロの資金調達を食い止めることである。UBS AGは、UBS AGが業務を行っている多くの国の法律に基づき、マネーロンダリング及びテロの資金調達の発見、防止及び報告並びに顧客の身元情報の確認を目的とした有効な方針、手順及び管理を維持することを義務づけられている。UBS AGはまた、米国海外腐敗行為防止法や英国贈収賄防止法等、腐敗行為防止及び他者による公務員への不正な支払いに関する法令にも服している。UBS AGは、当該法令を遵守するよう設計された方針、手続き及び内部管理を実施している。しかしながら、米国の規制当局より、UBS AGグループの米国での業務におけるマネーロンダリング防止プログラムの設計及び運用が不十分であるとの判断を受けた。UBS AGグループは、そのプログラムに対する規制上の要件を十分に満たすことを目的として、このような規制当局による判断に対処するための重要なプログラムを実施している。マネーロンダリング、テロの資金調達又は腐敗行為を防ぐのに十分なプログラムを維持し、実施できなければ、またそれらの分野でのUBS AGグループのプログラムが失敗すれば、法的執行行為及びUBS AGの評判に及ぶダメージの両面で深刻な結果を招く可能性がある。国、事業体及び個人に対して科される制裁が頻繁に変更されたり、ますます複雑化したりすると、UBS AGグループの監視費用及び制裁要件の遵守費用が増大し、以前には許可されていた顧客の活動が制裁の対象となっていることを適時に特定することができないリスクが増大する。

規制要件の新設及び改正並びにUBS AGによる法人体制の変更により、UBS AGが行う規制上及びその他の報告の分量、頻度及び複雑さは大幅に増している。規制当局は更に、UBS AGによる内部報告及びデータ統合並びに管理報告に関する要請を大幅に増大させている。UBS AGは、当該要件を満たしたインフラを構築するために多額の費用を負担しており、今後も引き続き負担する。外部報告要件を適時にかつ正確に満たさない場合又は内部報告、データ統合及び管理報告に関する規制上の要請を満たさない場合、UBS AGは、強制措置を受けることとなるか又はその他悪影響を受けることとなる可能性がある。

一定の種類の実務的・コントロールの弱点及び瑕疵もまた、正確かつ適時の財務報告書を作成し公表するUBS AGの能力に悪影響を与える可能性がある。

更に、UBS AGが構築している緊急時対策にかかわらず、UBS AGの業務遂行能力は、UBS AGの業務及びUBS AGが業務を行っている共同体を支えるインフラの混乱によって悪影響を受けることがある。これには、自然災害、疫病の流行、市民暴動、戦争又はテロリズムによる混乱が含まれる可能性があり、またUBS AG又はUBS AGの取引相手の第三者が利用する電力、通信、交通又はその他のサービスもかわる可能性がある。

UBS AGは、変化する市場、規制及びその他の状況に応じてUBS AGのウェルス・マネジメント事業の変更を実行することができない可能性がある。

近年、利益率の低い層や市場からの資金の流入が、利益率の高い層や市場、とりわけクロスボーダーの顧客からの資金流出に取って代わりつつある。この変動は、顧客の商品選好の変化とあいまって、以前に比べて利益率の低い商品がUBS AGの収入のより大きな割合を占めるという結果をもたらし、グローバル・ウェルス・マネジメント事業部門の利益率に下向きの圧力をかけている。

上記の考察が指し示すように、UBS AGはアセット・ギャザリング事業での顧客資産の流出の可能性及び特にグローバル・ウェルス・マネジメント事業の収益性に影響を及ぼす変化にさらされている。事業環境の変化がUBSの収益性、貸借対照表及び資本基盤に与える影響に対処するためにUBSが実施する可能性のある構想には、当該影響を中和させることができない可能性があり、2015年のUBSの貸借対照表及び資本最適化計画で発生したような新たな資金の流出や顧客預金の減少が発生する可能性がある。これらの傾向や進展の悪影響を打ち消すべくUBS AGが行う努力が成功するという保証はない。

UBS AGは、収益機会若しくは競争機会を見極め若しくは捉えることができず、又は有能な従業員を雇用し勧誘することができない可能性がある。

金融サービス業界の特徴には、激しい競争、絶え間ない革新、制限的で細かな（時に細分化された）規制及び統合の進行が挙げられる。UBS AGは、地方市場レベル及び個々の事業レベルでの競争、並びにその規模及び範囲においてUBS AGに匹敵する世界的な金融機関からの競争に直面している。個々の市場に対する参入障壁及び価格形成レベルでの障壁は、新たな手法により徐々になくなりつつある。UBS AGは、このような動向が継続し、競争が激しくなると予想している。UBS AGが市場の動向及び展開を見極めることができず、適

切な事業戦略を考案及び実施することによりかかる市場動向及び展開に対応せず、UBS AGのデジタル・チャンネル及びツール含むUBS AGの手法を十分に発展させ若しくは最新のものにせず、又は必要となる有能な人材を勧誘し若しくは雇用することができない場合、UBS AGの競争力及び市場における地位は、徐々に侵食されるおそれがある。

UBS AGの従業員報酬の金額及び構成はUBS AGの業績のほかに競争的要素と規制上考慮すべき事項の影響も受けている。

UBS AGは近年、規制当局及び株主を含む様々な利害関係者の要求に応えて、またUBS AGの職員の利益と他の利害関係者の利益を更に一致させるために、株式報奨の平均繰延期間を引き延ばし、権利喪失規定を拡大し、更に限定された範囲で、業績に連動した一定の報奨に対するクローバック条項を導入した。またUBS AGは、グループ執行役員会（GEB）の構成員及び他の一定の従業員の固定報酬と変動報酬の割合の上限を個別に導入した。

従業員報酬の金額及び構成に対する制約、繰延報酬の多さ、業務成績条件及び権利未確定報奨の喪失を引き起こすその他の状況が、UBS AGの重要な従業員を雇用し勧誘するUBS AGの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。重要な従業員の喪失及び代替りの有能な従業員を勧誘できないことは、UBS AGが自らの戦略を実行し、UBS AGの業務及び管理環境の改善を成功させる能力を深刻に損なう可能性があり、UBS AGの業績に影響を与える可能性がある。スイス法では、株主が毎年、取締役会（BoD）及びGEBの報酬を承認することが求められる。UBSの株主がGEB又はBoDに対する報酬を承認しなかった場合、経験豊かな取締役及び上級役員をつなぎとめるUBSの能力に悪影響を及ぼすと考えられる。

UBS AGは、UBS AGの事業において発生し得る損失の回避又は制限のための自己のリスク管理・統制プロセスに依拠している。

統制されたリスクを取ることは、金融サービス企業の事業の重要な一部である。リスクを取る活動による損失には避けられないものもあるが、長期的に成功するためには、取るリスクと得られるリターンとのバランスを保たなければならない。従って、通常の市況における場合だけでなく、エクスポージャーの集中が深刻な損失を生じさせる可能性のある、より極端なストレスのある状況においてリスクが生じる場合にも、自己のリスクを精緻に見極め、評価し、管理し、統制しなければならない。

2007年から2009年の金融危機の間に見られた通り、UBS AGは、UBS AGのリスク測定及びシステムでは予想することのできない急激又は突発的な市場事由から発生する深刻な損失を常に回避できたわけではない。UBS AGのリスク対策、集中リスクの統制並びに相関性を有するエクスポージャーを見極めるためにUBS AGがリスクを統合する範囲は、金融市場が歴史的に深刻な低迷に直面した時に不適切であることが判明した。その結果、UBS AGの債券トレーディング・ポジションは、特に2008年及び2009年において著しい損失を計上することになった。UBS AGは、リスク管理・統制体制を大幅に変更及び強化し、UBS AGが取るリスクに関連して保有する資本を増加させた。しかしながら、UBS AGは、将来、例えば以下のような場合に、更なる損失を被る可能性がある。

- 自己のポートフォリオのリスク、特にリスク集中及び相関性あるリスクを完全に見極めていなかった場合。
- 見極めていたリスクの評価、又は不利な動向に対する対応が、時機を失しているか、不適切、不十分又は妥当でないことが明らかになった場合。
- 市場が、その速度、方向性、深刻さ又は相関関係という点においてUBS AGの予期しない方向に動き、ゆえに、結果的に生じた環境においてUBS AGのリスク管理能力が悪影響を受けた場合。
- UBS AGが第三者に対する信用エクスポージャーを有しているか又は第三者の証券を保有している場合で、その第三者が、何らかの事由により深刻な影響を受け、UBS AGのリスク評価により示された水準を超えるデフォルト及び減損がUBS AGに発生した場合。
- カウンターパーティから提供されている担保物又はその他の担保が、カウンターパーティの不履行時点で、債務を補填するには不十分であることが明らかになった場合。

UBS AGは、大規模なスイスのモーゲージ・ポートフォリオ等、様々な国における不動産関連のエクスポージャーを有している。UBS AGは、このポートフォリオが極めて慎重に運用されていると考えているが、それにもかかわらず、スイスの不動産市場が著しく悪化した場合に、UBS AGが損失を被る可能性がある。UBS AG

はまた、主にコーポレート・センターでレガシー・リスク・ポジションを保有している。多くの場合、当該リスク・ポジションは流動性を欠いており、価値が再び悪化する可能性がある。

UBS AGはまた、顧客のためにリスクを管理している。UBS AGが顧客のために保有する資産のパフォーマンスは、上記と同様の要因により悪影響を受ける可能性がある。顧客が損失を被った場合、又は顧客がUBS AGにおいて保有する資産のパフォーマンスが、顧客が投資パフォーマンスを評価するためのベンチマークに追随しなかった場合、UBS AGは、手数料収入が減少し、投資資産が減少し、又は運用委託を解消される可能性がある。

戦略的なイニシアチブの一環として行われる株式投資及びUBS AGにより運用される投資信託の設定時に行われる当初資金投資等の投資ポジションもまた、市場リスク要因の影響を受ける可能性がある。かかる投資対象は、多くの場合、流動性を持たず、一般的に、通常のトレーディング期間よりも長い保有が意図され又は要求されるものである。かかるポジションの公正価値の下落は、UBS AGの収益にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

UBS AGの財務成績、財務状況及び将来における債務の支払能力は、UBSスイスAG、UBSアメリカズ・ホールディングLLC、UBSヨーロッパSE及びその他の子会社から受領する調達資金、配当及びその他の分配金に影響を受ける可能性があり、また、かかる調達資金、配当及びその他の分配金は、制限に服する可能性がある。

UBS AGの将来における債務の支払能力は、UBSスイスAG及びその他の子会社から受領する調達資金、配当及びその他の分配金（もしあれば）の水準に影響を受ける可能性がある。当該子会社がUBS AGに直接的又は間接的に融資又は配当を行う能力は、いくつかの要因（融資契約及び適用ある法律の要請による制限並びに規制上、財務上又はその他の制限を含む。）に起因して制約を受ける可能性がある。特に、UBS AGの直接及び間接の子会社（UBSスイスAG、UBSアメリカズ・ホールディングLLC及びUBSヨーロッパSEを含む。）は、配当の支払いを制限する法令、当該子会社からUBS AGへの資金の流れを遮り若しくは抑制する権限を規制機関に付与する法令、又はUBS AG若しくは当グループのその他の会社が当該子会社に対し行った融資若しくはその他の投資を当該子会社が返済する能力に影響を及ぼす可能性がある法令に服している。例えば、米国の包括的資本分析及びレビュー手続は、UBSの米国中間持株会社に対し、9四半期にわたる非常に厳しい仮定上の経済シナリオ下において、同会社が最低自己資本基準を充足し続けられることを示すよう要求している。同会社が定量的資本要件を満たすことができない場合、又は資本計画手続に対する連邦準備制度理事会の定性的評価が低い場合、UBSの米国中間持株会社は、配当の支払や分配の実施を禁止されると予想される。このような制限及び規制措置は、UBS AGがその債務の履行のために必要とする資金の利用を妨げる可能性がある。また、子会社の清算又は更生の際の財産分配に参加するUBS AGの権利は、当該子会社の債権者のあらゆる優先債権に服する。

更にUBS AGは、随時その一定の子会社の支払債務の一部について保証を行う可能性がある。これらの保証により、UBS AGは、自らの債務の弁済に充てる流動性が必要となる時期に、子会社又はその債権者若しくは取引先に対して多額の資金又は資産を提供することを求められる可能性がある。

UBS AGの評判は、UBS AGの成功にとって重要なものである。

UBS AGの評判はUBS AGの戦略プラン、事業及び将来性の成功に不可欠なものである。評判のダメージを覆すことは困難で、その改善には時間がかかる傾向にあり、測定が難しい。金融危機の間の非常に大きな損失、UBS AGのクロスボーダーのプライベート・バンキング・サービスに関する調査、LIBOR関連の問題及び外国為替に関する問題に係る犯罪解決並びにその他の問題はUBS AGの評判に深刻なダメージを与えた。こうした事象による評判へのダメージは、UBS AGの資産受入れ事業全般にわたって顧客及び顧客の資産が減少したことの大きな要因であると考えられる。評判を傷つける新たな事象が発生した場合、UBS AGの経営実績及び財務状態、更に事業戦略目標及び財務目標の達成能力に重大な悪影響を与える可能性がある。

流動性リスク及び資金調達リスク

流動性及び資金調達管理はUBS AGの継続的な事業遂行に不可欠である。

UBS AGの事業の実行可能性は、資金調達源の利用可能性に依拠しており、その成功は、全ての市場状況においてUBS AGの資産ベースを効果的に補強することが可能となる時期、額、期間及び利率にて資金を獲得する能力に依拠している。かかる資金源は通常安定しているが、将来、特に一般的な市場の混乱又は信用スプ

レッドの拡大により変化する可能性はあり、資金調達費用にも影響が及ぶ可能性がある。UBS AGの流動性及び資金需要の大部分は、小口預金及び大口預金並びに短期金融商品の通常発行を含む、短期かつ無担保の資金源を活用して充足される。短期の資金調達の利用可能性における変化は突然起こる可能性がある。

更に、より厳格な所要自己資本及び所要流動性並びに資金需要は、担保付資金源及び安定的な資金源としての預金双方の競争を増し、資金調達コストの増大へ結びつくと思われる。所要自己資本の一部として損失を吸収するための負債の追加、最低限のTLACをUBS AGの持株会社及び子会社に保つという規制要件、並びに破綻処理当局がTLAC及びその他債務をベイル・インする権限及び当該権限の行使方法が不確定であることにより、UBS AGの資金調達費用が増加するであろうし、UBS AGの事業に他の変更がなければ、必要とされる資金調達総額が増加する可能性がある。

UBS AGの信用格付の引下げは、有価証券及びその他債務の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があり、特にホールセール無担保資金源からの資金調達に関し資金調達費用を増加させる可能性があり、特定の資金調達の利用可能性に影響が及ぶ可能性がある。更に、2012年6月のムーディーズによるUBS AGの長期債務の格付の引下げに関連して経験したように、格付の引下げの際には、取引契約に基づき追加担保の差入又は追加現金の支払いを要求されることもあり得る。UBS AGの信用格付もまた、UBS AGの強固な資本基盤及び評判とともに、顧客及びカウンターパーティの信頼の維持に貢献するものであり、格付の変更はUBS AGの一部の事業の業績に影響を与える可能性がある。

UBS AGは、見込まれるストレス時の短期的な純資金流出に備えた優良流動資産の流動性カバレッジ比率及びその他類似の流動性要件及び資金調達要件により、高い水準を流動性全体について維持することが義務付けられ、又は受取利息及び支払利息を最適化するUBS AGの能力が制限される可能性があり、特定の事業の魅力を損ない、UBS AGの利益を生み出す一般的な能力が低下する可能性がある。流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の要件はいずれも、UBS AGが短期的な資金に過度に依存しないこと及びUBS AGの非流動資産のための長期資金調達が十分であることを徹底することを意図しており、その算定は、市場全体及び企業に特有のストレスのある状況において、資金流出の相対的な可能性及び流出額並びに利用可能な追加的資金調達の資金源について前提を置いている。実際のストレス状況下においてUBS AGの資金流出額がこの前提額を超えないという保証はない。

リスク管理及び統制

当グループの事業活動から生じるリスクの概要

当グループの事業活動の規模は、当グループの事業のリスクをカバーするために利用可能な資本、当グループの自己資本比率、レバレッジ比率及び流動性比率への貢献を通じた当グループの貸借対照表上の資産及び簿外資産の規模、並びに当グループのリスク選好に依存している。

2019年度における当グループの全体的な信用リスク・プロフィールは概ね変化のないままであり、当グループは引き続き概ね低い水準で市場リスクを管理した。

オペレーショナル・レジリエンス、コンダクト・リスク及び金融犯罪の防止は引き続き注力すべきテーマとなっている。

リスク区分

当グループは、その事業部門及びコーポレート・センターのリスク・エクスポージャーを下表の概要の通り区分する。

リスクの定義

	リスクの 管理者	独立の監視者	当グ ループ のリス ク選好 の枠組 みによ る捕捉 の有無
主要リスク：当グループの事業が利益の創出のために負担することのできるリスク			
信用リスク： 顧客又はカウンターパーティのUBSに対する契約上の義務の不履行により損失を被るリスク。これには、決済リスク及び融資引受リスクが含まれる。 決済リスク： 当グループが最初に対価を受領できると確実に判断できないうちに自らの義務を履行しなければならない価値の交換（例えば、有価証券対現金）を伴う取引において発生する損失を被るリスク。 融資引受リスク： 再販を目的とした資金調達取引の保有期間中に発生する損失を被るリスク。	経営幹部	リスク・コントロール部門	
市場リスク（トレーディング及び非トレーディング）： 市場変数の悪化により損失を被るリスク。市場変数には、金利、為替相場、株価、信用スプレッド及び商品価格（貴金属価格を含む。）等の観測可能な変数、並びにボラティリティ及び相関性等の観測不能であるか間接的にのみ観測可能な変数が含まれる。市場リスクには、発行体リスク及び投資リスクが含まれる。 発行体リスク： 取引可能な有価証券又は発行体を参照するデリバティブを通じて当グループがさらされている発行体に影響を与える信用事象に起因する公正価値の変動により損失を被るリスク。 投資リスク： 金融投資として保有するポジションに関連する発行体リスク。	経営幹部 グループ 財務部門	リスク・コントロール部門	
カントリー・リスク： 各国特有の事象に起因する損失を被るリスク。これには、ある国の監督機関が債務の支払いを防止又は制限するトランスファー・リスク、及びある国特有の政治動向又はマクロ経済動向によって生じるシステムミック・リスク事象が含まれる。	経営幹部	リスク・コントロール部門	
付随リスク：当グループの事業がその運営に付随してさらされているリスク			
流動性リスク： 当行が、当グループの日常業務及び財政状態のいずれにも影響を及ぼすことなく、予想内及び予想外の現行及び予測キャッシュ・フロー及び担保ニーズの両方を効率的に満たすことができないリスク。	グループ 財務部門	リスク・コントロール部門	
資金調達リスク： 当行が、実際の又は提案されたコミットメントの資金調達のために、継続的に市場において無担保ベースで（又は担保付きベースでも）容認できる価格により資金を借り入れることができないリスク、すなわち、UBSの資金調達能力が当グループの現行の事業及び望ましい戦略を支援するために十分ではないリスク。			
構造的為替リスク： 米ドル以外の通貨建ての資本金を換算する際にマイナスの影響を与える外国為替レートの変動による当グループの資本金の減少リスク。	グループ 財務部門	リスク・コントロール部門	

<p>オペレーショナル・リスク：不適切な又は機能しない社内手続、人為的ミス及びシステム故障又は外的要因により生じる（意図的、偶発的又は自然発生的）リスクであって、UBS、その顧客又はUBSが事業を営む市場に影響（財務上か非財務上かを問わない。）を与えるもの。該当する事象は、直接的な財務上の損失である場合もあれば、業務停止による収益の喪失といった間接的な形をとる場合もある。また、これらにより当グループの評判や当グループの事業基盤が毀損する虞があり、かかる場合はより長期にわたり財務上の影響を及ぼす。</p> <p>法的リスク：（ ）適用ある法令及び規則の違反の責任を問われるリスク、（ ）契約上又はその他の法律上の義務の違反の責任を問われるリスク、（ ）UBSの利益保護のために契約上の権利又は契約外の権利を適切に行使若しくは保護することができない又は行使若しくは保護することを怠るリスク（上記のいずれかに関する請求の当事者となるリスク、及びかかる一切の請求に関連して弁護士・依頼者間の秘匿特権を失うリスクを含む。）、（ ）法務チームを適切に開発、監督し、これにリソースを割り当てることができない、又は事業の法的リスク及びその他の事項について助言する外部の弁護士を適切に監督できないリスク、並びに（ ）一切の潜在的又は懸念される、あるいは実際に開始された訴訟及び法的手続（民事、刑事、仲裁及び規制上の手続、並びにノ又は訴訟リスク若しくは訴訟の提起若しくはその懸念に発展しうる一切の紛争若しくは調査を含む。）に適切に対応できないリスクに起因して生じる、財務上又は風評上の影響。</p> <p>コンダクト・リスク：当グループ又はその職員の行為が顧客又はカウンターパーティに不当に影響を与え、金融システムの完全性を害し、又は効果的な競争を阻害して消費者に損害が及ぶリスク。</p> <p>コンプライアンス・リスク：適用ある法令及び規則並びに当グループ自身の内部基準を遵守しないことにより当グループが負うリスク。</p> <p>金融犯罪リスク：UBSが犯罪活動（内部及び外部からの窃盗及び詐欺、マネーロンダリング、贈賄並びに汚職を含む。）を発見できず、制裁措置及び禁止命令を遵守できず、又はこれらの事項に関わる関連当局からの要請に対し報告し若しくは対応することができないリスク。</p> <p>サイバーセキュリティ及び情報セキュリティ・リスク：データ窃盗、詐欺又はサービス妨害を目的とした当グループの情報システムに対する外部又は内部からの攻撃により重大な影響が及ぶリスク。サイバー攻撃とは、サイバー脅威が侵害行為又は犯罪活動として顕現化したものであり、財務上、規制上又は風評上の損害又は損失を引き起こす。</p>	<p>経営幹部</p> <p>経営幹部 グループ・テクノロジー部門</p>	<p>グループ・コンプライアンス、レギュレトリー&ガバナンス部門 (GCRG)</p> <p>法務部門</p> <p>GCRG</p> <p>GCRG</p> <p>GCRG</p> <p>GCRG</p>	
<p>年金リスク：確定給付型年金基金が保有する資産の公正価値の減少、並びにノ又は数理計算上の仮定（例えば、割引率、平均余命、支給年金の増加率等）の変更及びノ若しくは制度設計の変更起因する確定給付型年金債務の価値の変動に伴う抛出状態の悪化により当グループの資本にマイナスの影響が及ぶリスク。</p>	<p>人事部門</p>	<p>リスク・コントロール部門及び財務部門</p>	
<p>環境・社会リスク：UBSが深刻な環境被害又は人権侵害を引き起こし若しくはこれに加担する顧客を支援し、又は同様のサプライヤーから調達するリスク。UBSの事業活動及びUBSの従業員（若しくはUBSの代わりに業務を行う請負業者）が関連する環境及び人権規制の範囲内で事業を行わない場合にも環境・社会リスクが発生しうる。環境・社会リスク（人権及び気候関連リスクを含む。）によりUBSに財務上及び風評上の悪影響が生じる可能性がある。</p>	<p>経営幹部</p>	<p>リスク・コントロール部門</p>	

モデル・リスク ：誤りのあるモデル又は正しく使用されなかったモデルから発信された情報及び報告に基づく意思決定により、財務的損失又は非財務的影響（例えば、業績の不振、戦略的判断の誤り、当グループの評判の毀損等）が発生し、これにより望ましくない結果がもたらされるリスク。モデル・リスクは、入力情報、方法論、適用方法又は使用方法等、様々な要因により発生しうる。	モデルの所有者	リスク・コントロール部門	
ビジネス・リスク ：当グループが事業を行っている商業的、戦略的及び経済的環境から生じるリスク			
ビジネス・リスク ：費用の減少によっても相殺されなかったことにより、取引高及び／又はマージンが予想より低くなったことに伴い、利益に潜在的な悪影響が及ぶリスク。	経営幹部	財務部門	
風評リスク			
風評リスク ：顧客、株主、スタッフ及び一般社会等、当グループの利害関係者の観点からの当グループの評判が毀損するリスク。	全ての事業及び機能	全てのコントロール機能	

トップリスク及び新たに発生するリスク

下記に開示されるトップリスク及び新たに発生するリスクは、1年以内を実現する可能性があり、当グループに重大な影響を与える可能性があるとして現在当グループが考えるリスクを反映したものである。投資家は、これらのリスク及び当グループの戦略を遂行する能力に影響を与え、また、当グループの事業活動、財政状態、業績及び将来の事業の見通しに影響を与えると当グループが考えるその他の重要なリスクが詳述されている本書の「リスク要因」の項目に記載された全ての情報を慎重に検討すべきである。

- 当グループは、多くのマクロ経済問題や一般的な市場の動向の影響を受けている。本書の「リスク要因」の「市場リスク及びマクロ経済リスク」に記載される通り、これらの外部圧力は、当グループの事業活動及び関連する財務成績（主に利益幅及び収益の縮小、資産の減損及びその他の評価調整を通して）に重大な悪影響をもたらす可能性がある。従ってこれらのマクロ経済的要因は、当グループの継続的なリスク管理活動のストレス・テストのシナリオ開発において検討の対象となる。
- 中国におけるCovid-19（新型コロナウイルス感染症）の発生及びその後の他の国々への拡大は、少なくとも、中国及びその他の感染国における経済活動に短期的に悪影響を及ぼし、それに伴い世界経済に影響が及ぶ可能性が高い。Covid-19の感染者数の大幅な増加、多くの国々及び地域における感染、又は流行の長期化により、経済への悪影響が増大することもあり得る。これらの悪影響は、市場の不振、信用リスクの増大又はオペレーショナル・レジリエンスへのマイナスの影響により顕在化する可能性がある。
- 当グループは、当グループの事業に関連する大幅な規制変更さらされており、かかる変更は、本書の「リスク要因」の「規制上のリスク及び法的リスク」において詳述される通り、当グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- 当グループは、世界的な金融サービス機関として、多数の異なる法律、税金及び規制の体制並びに広範囲な規制上の監視に服している。本書の「リスク要因」の「規制上のリスク及び法的リスク」に記載される通り、当グループは重大な責任負担リスクさらされており、また、様々な請求、紛争、法的手続及び政府の調査の対象にもなっている。
- サイバー脅威の進化に対応できないことは、多くの業界が直面する最も重要なリスクの1つである。サイバー脅威とは、データ窃盗及びデータ漏洩、サービス妨害並びにサイバー詐欺等であり、そのいずれもが当グループの事業に極めて甚大な影響を及ぼす可能性をはらんでいる。また、当グループの事業はいずれも運営が複雑であるため、当グループは絶えずプロセス誤差、実行の失敗、システム障害及び不正行為等のオペレーショナル・レジリエンス・シナリオさらされている。
- コンダクト・リスクは当グループの事業に本質的に内在するリスクである。顧客にとって公正な結果を実現すること、市場の健全性を守ること、及び最高水準の従業員行為を育成することが当グループにとって極めて重要である。コンダクト・リスクの管理は当グループのオペレーショナル・リスク対応策の中心的な部分である。

- マネーロンダリング、テロ資金供与、制裁措置違反、詐欺、贈賄及び汚職を含む金融犯罪は、重大なリスクとなっている。規制当局の期待と関心の高まりは人やシステムへの投資を余儀なくさせ、また一方で、金融犯罪の特定と防止は最先端の技術や日々変動する地政学的リスクにより更に複雑になっている。詳細については、本項の「オペレーショナル・リスク」及び本書の「リスク要因」の「戦略、管理及び営業に関するリスク」を参照のこと。

リスク・ガバナンス

当グループのリスク・ガバナンスの枠組みは、3つの防衛線に沿って運営されている。

第1の防衛線である経営幹部は自身のリスク・エクスポージャーを担い、リスクを管理する効果的なプロセスとシステム（強固かつ包括的な内部統制と書面手続を含む。）を維持することを求められる。経営幹部はまた、統制上の脆弱性及び不十分なプロセスを特定するための適切な監督権及び審査手続を備えている。

第2の防衛線を構成する統制機能は事業から独立しており、グループCEOに直接報告を行う。統制機能は独立した立場でリスクを監督し、これにはリスク選好の設定及び適用ある法令の不遵守の防止が含まれる。

第3の防衛線であるグループ内部監査部門は取締役会の監査委員会に報告を行う。この部門は、ガバナンス、リスク管理及び統制環境の全体的な効果を評価する（第1の防衛線及び第2の防衛線の目標達成状況の審査を含む。）。

取締役会（BoD）は、当グループのリスク管理及び統制の枠組み（当グループ及び事業部門の全体的なリスク選好を含む。）の承認について責任を負う。BoDはBoDリスク委員会により支援されており、同委員会は、当グループのリスク・プロフィール及びBoDが承認したリスク対応策の実施を監視及び監督し、当グループのリスク選好の方法論を承認する。企業風土・責任委員会は、責任ある持続可能な行動に関する当グループの評判を維持及び向上させるというBoDの職責をBoDが遂行するための支援を提供する。同委員会は、UBSの社会貢献及び企業風土に関する利害関係者の関心事項及び期待を審査する。監査委員会は、BoDが財務報告及び財務報告に関する内部統制、外部及び内部監査機能の有効性並びに内部告発手続の有効性に関する監督義務を遂行するのを支援する。

グループ執行委員会（GEB）は、当グループにおけるリスク管理及び統制の確立及び実施全般について責任を負う。同委員会は、当グループ全体のリスク・プロフィールを管理する。

グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（グループCEO）は、当グループの経営及び業績について責任及び説明責任を負い、取引、ポジション及びエクスポージャーに関するリスク権限を有し、また各事業部門及びコーポレート・センター内においてBoDにより承認されたリスク制限の配分を行う。

事業部門の社長は、その事業部門の成功、リスク、業績及び価値について責任を負う。当該責任には、事業部門に特化した財源及びリスク選好の統制及び管理を行うことが含まれる。

地域別の社長は、担当地域におけるUBSの戦略の実施を推進し、また、実在の又は潜在的に重大な規制上又は評判上の懸念に発展しうる活動及び問題をGEBに報告する権限を有する。

グループ・チーフ・リスク・オフィサー（グループCRO）は、信用リスク、市場リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、資金調達リスク、モデル・リスク及び環境・社会リスクに関する当グループのリスク管理及び統制の枠組み（リスクに関する原則及びリスク選好を含む。）を構築する責任を負う。これには、リスクの測定及び集約、ポートフォリオ管理及びリスク報告が含まれる。グループCROは、リスク制限の設定並びに信用リスク及び市場リスクに係る取引及びエクスポージャーの承認について責任を負う。リスク・コントロール部門も当グループ内で使用される全てのモデルに関するモデル・リスク管理及び統制の中核的機能である。リスク統制プロセスは、方針と権限の枠組みによってサポートされる。事業部門のCROは、その事業部門内のリスク管理及び統制の枠組みの実行及び執行について責任を負う。地域別のチーフ・リスク・オフィサーは、独立した立場で担当地域のリスクを監督する。

グループ・チーフ・コンプライアンス及びガバナンス・オフィサーは、コンプライアンス・リスク及びコンダクト・リスク等の全てのオペレーショナル・リスク並びにサイバーセキュリティ及び情報セキュリティ・リスクが、効果的な統制の枠組みによって支えられる、当グループのリスク選好に従って特定され、負担され、管理されるよう確保する責任を負う。

グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（グループCFO）は、当グループ及び事業部門の財務実績の透明性及び評価について、並びに規制上及び財務上の報告要件、コーポレート・ガバナンスの基準及び高い質と適時性を維持するための全社的なベストプラクティスに従った当グループの財務会計、統制、予

想、計画及び報告手続について責任を負う。その他の職責としては、UBSの税務管理並びに資金業務及び資本管理（資金調達リスク、流動性リスク及びUBSの法定自己資本比率を含む。）等が挙げられる。

グループ・ジェネラル・カウンセル（グループGC）は、当グループの法務の管理、当グループ又はその事業に影響を与える法的問題の効果的かつ適時の評価の徹底並びに全ての訴訟問題の管理及び報告について責任を負う。

グループ内部監査部門（GIA）は、独立した立場で戦略及びリスク選好を決定するプロセスの有効性並びに承認された戦略の全般的な遵守状況、ガバナンス・プロセスの有効性並びにリスク管理の有効性（法律上及び規制上の要件、内部方針、設立関係書類並びに契約の遵守を含む。）を当グループ、事業部門及び地域レベルで評価する。GIA部門長は、BoDの会長に報告する。また、GIAはBoD監査委員会に対して職務上の報告システムを有する。

以上の役割及び責任の一部については、当グループの一定の重要な法人においても、同様の体制が敷かれている。当該法人のリスク・オフィサーは、当グループのリスク管理及び統制の枠組みを補完する法人統制枠組みの一環として、当グループの一定の重要な法人に関する主要リスク及び付随リスクを独立した立場で監督し統制する責任を負う。

リスク選好の枠組み

当グループは、一組の補完的な定性的及び定量的リスク選好ステートメントによる、全ての財務的及び非財務的リスク・タイプを対象とする、グループレベルにおける明確なリスク選好を有する。このリスク選好については、毎年見直し及び再調整が行われ、承認を受けるためにBoDに提出される。

当グループのリスク選好は当グループの総合的な水準により定義され、当グループが引き受ける意思を有するリスク又は回避することを意図するリスクの種類を反映している。リスク選好は、グループレベルで定義される一組の補完的な定性的及び定量的リスク選好ステートメントによって決められ、当グループ、事業部門別及び法人別の方針、制限及び権限を通じて当グループの全ての事業部門及び法人に適用される。UBSは、スイスにおいて最大の真にグローバルなウェルス・マネジャーであるとともに、主導的な個人及び法人向け銀行であり、その中心部門は投資銀行部門及び資産運用部門である。当グループは、FINMA及び関連する規則による連結監督の対象となっており、当該規則により、特に、資本、流動性、リスク集中及び内部組織に関する最低限の基準の要件が課されている。当グループのリスク選好は、組織のあらゆるレベルにおけるリスクの負担が当グループの戦略上の優先事項、当グループの資本及び流動性計画、当グループの柱となるもの、原則及び行動様式並びに最低限の規制要件に従っているよう確保することを目的として、毎年見直しされ、再調整される。リスク選好ステートメントは、当グループの組織を通じた強固なリスク統制の企業風土を維持するために必要不可欠な基盤である。下記の「リスク選好の枠組み」の図はかかる枠組みの主要要素を示している。かかる要素の詳細については本項に記載の通りである。

定性的ステートメントは、当グループが望ましいリスク統制の企業風土を維持しよう確保することを目的としている。定量的リスク選好の目標は、発生しうる経済的又は地政学的な重大有害事象の影響に対する当グループの弾力性を向上させるよう設定されている。これらのリスク選好の目標は、当グループの最低資本及び最小レバレッジ比率、当グループの支払能力、利益、流動性及び資金調達を対象としており、また、年次事業計画プロセスの一環として行われるものも含め、定期的な見直しが行われている。

これらの目標は、オペレーショナル・リスク選好の目標により補完されている。オペレーショナル・リスク選好の目標は、当グループのオペレーショナル・リスクの区分ごとに設定されている（例えば、市場行為、窃盗、詐欺、情報守秘義務及び技術リスク）。当グループレベル及び事業部門レベルにおいて、標準化された財務上の当グループ全体のオペレーショナル・リスク選好が定められている。既定のリスク耐性（当グループの営業収益に対する割合により表現される。）を超過するオペレーショナル・リスク事象は、当グループ全体の上申制度に従い、適宜それぞれの事業部門別の社長又はより上層に上申されなければならない。

定量的リスク選好の目標は、ポートフォリオ・レベルで設定された一連の包括的なリスク制限により支えられている。これらは当グループ全体、個々の事業部門若しくは事業内、法人レベル又は資産クラスに適用することができる。これらの追加的な定量的統制は典型的にはボトムアップの体制を採り、特定のポートフォリオを監視し、潜在的なリスク集中を特定するよう設定されている。

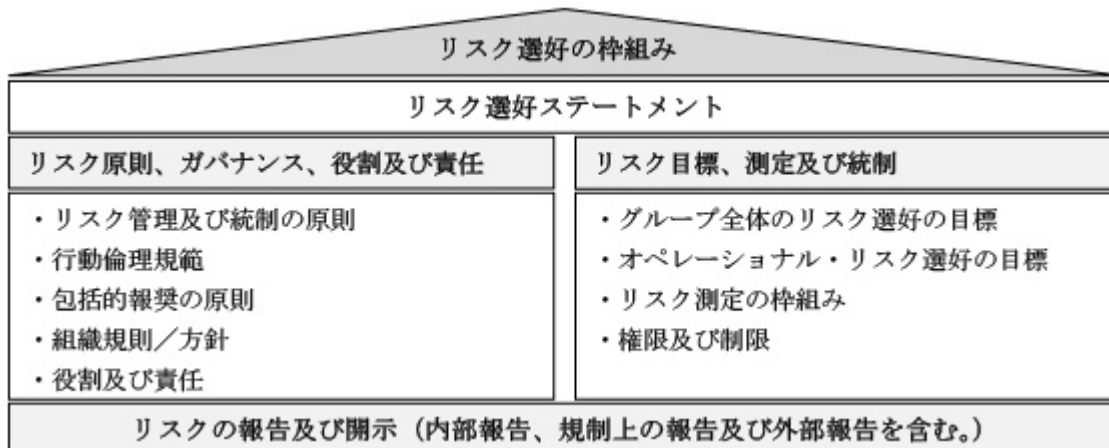
あらゆる製品及び事業を通じて集約されたリスク測定を内容とするリスク報告は、当グループのポートフォリオ内の様々なリスクの規模、類型及び感応度に対する識見を提供し、これにより既定の限度への遵守

を確保することを目的としている。リスク・オフィサー、上級役員及びBoDは、かかる情報を用いて当グループのリスク・プロフィール及びポートフォリオの実績を把握する。

リスク選好の目標の状況は毎月評価され、BoD及びGEBに報告される。当グループのリスク選好は長い時間の中で変更されることがある。そのため、とりわけ当グループの年次事業計画プロセスとの関連で、ポートフォリオ制限や関連ある承認権限に定期的な見直し及び修正が行われる。

当グループのリスク選好の枠組みは単一の包括的な方針によって決定され、2013年に公表された金融安定理事会の「効率的なリスク選好の枠組みに係る原則」に準拠している。

リスク選好の枠組み



リスク原則及びリスク統制の企業風土

当グループは、強固なリスク統制の企業風土を維持することに焦点を当てている。かかる企業風土は、今日の高度に複雑化した営業環境において成功を収めるために不可欠な条件であり、また、持続可能な競争上の優位性の根源である。あらゆる意思決定の中核において堅実かつ厳格なリスクの負担を実施することにより、当グループは比類ない顧客満足を実現し、利害関係者の長期価値を創出し、そしてUBSを就労の場として世界で最も魅力ある会社の1つにするという目標の達成を目指している。

当グループのリスク選好の枠組みは、当グループの柱となるもの、原則及び行動様式、当グループのリスク管理及び統制の原則、当グループの行動倫理規範並びに当グループの包括的報奨の原則に示される、当グループのリスク統制の企業風土のあらゆる重要な要素を組み合わせている。これらは合わせて、当グループによる意思決定を当グループの戦略、原則及びリスク選好と連携させることを目指している。これらはリスク認識を促進し、適切なリスクの負担をもたらし、強固なリスク管理及び統制プロセスを確立するための確固たる基盤を提供する一助となる。これらの原則は、あらゆるレベルの従業員を対象とする一連の施策により支援されており、これにはリーダーシップに対するUBSハウス・ビューが含まれる。リーダーシップに対するUBSハウス・ビューとは、リーダーに対する期待値を明文化し、UBS全体で一貫したリーダーシップの基準を設定するものである。また、これらの施策には当グループの優れた監督の原則が含まれ、当該原則は、監督責任（具体的には、責任を取ること、自分の業務を把握し整理すること、自分の従業員を知り、彼らが何をしているのかを知ること、良好なリスク統制の企業風土を整えること、問題に対応し、解決すること）について、管理責任者及び従業員に対する明確な期待値を設定している。

リスク管理及び統制の原則

財務の健全性の保護	評判の保護	経営幹部の説明責任	独立した統制	リスクの開示
-----------	-------	-----------	--------	--------

<p>全てのリスク・タイプにおいて、当グループのリスク・エクスポージャーを管理し、個別のエクスポージャー・レベル、特定のポートフォリオ・レベル及び会社全体のレベルで、潜在的なリスク集中を回避することにより、UBSの財務の健全性を保護する。</p>	<p>リスク、パフォーマンス及び報酬に対する全体的かつ総合的見解により特徴づけられる健全なリスク統制の企業風土並びに当グループの行動倫理規範を始めとする基準及び原則の完全な遵守を通じて、評判を保護する。</p>	<p>経営陣の説明責任を維持し、これにより経営幹部は、リスク・コントロール部門とは対照的に、当グループが負担するあらゆるリスクに対し責任を負い、また、バランスのとれたリスクと利益の提供を目的として、全てのリスク・エクスポージャーを継続的かつ積極的に管理する責任を負う。</p>	<p>事業のリスク管理の有効性を監視し、事業のリスク引受を監督する独立のリスク統制機能。</p>	<p>上級役員、BoD、投資家、規制当局、信用格付機関及びその他の利害関係者に対する適切な水準の包括性及び透明性を有するリスクの開示。</p>
---	---	--	--	---

当グループの従業員が安心して懸念を表明することのできる環境を支援するため、当グループは内部告発の方針と手続を設けている。これらは、法律、規制、規則及びその他の法律要件、当グループの行動倫理規範、方針又は関連ある専門基準に係る違反の疑いについて、個人が（公然と又は匿名で）上申することのできる複数のルートを提供する。当グループのプログラムは、内部告発された懸念事項が調査され、適切かつ一貫した措置が確実に執られるよう設計されている。当グループは、職員及び法人の代表者に継続的に提供される研修とコミュニケーション（新たな規制要件に関するものを含む。）に尽力している。

また、当グループには、マネーロンダリング防止及びオペレーショナル・リスクを含む、幅広い法令遵守及びリスク関連のテーマを取り扱う必修の研修プログラムがある。更に、専門的な研修（例えば、トレーディング分野の従業員に対する信用リスクや市場リスクの研修）が従業員の具体的役割と責務に応じて提供されている。既定の期限以内に満足のいくレベルで必修の研修会を修了できなかった場合は、懲戒等の処分の対象となる。コンダクト・リスクの枠組みを内包する当グループのオペレーショナル・リスク対応策は、金融、規制及び風評リスク並びに顧客及び市場に対するリスクを特定及び管理することを目的としている。

更に、当グループは、持続可能な開発目標及び低炭素経済への移行を支援する投資に資本を注入することを希望する顧客に選択される金融機関を目指している。当グループの包括的な環境・社会リスクの枠組みは、顧客及びサプライヤーとの関係を規定し、当グループ全体にわたり全ての活動に適用され、業界の最高基準を満たしており、経営実務及び統制原則に組み込まれている。また、当グループは、炭素関連資産に関するリスク選好を制限することにより、当グループの資産を気候変動リスクから守ろうとしている。

定量的リスク選好の目標

当グループは、一連の定量的リスク選好の目標を通して、リスク・エクスポージャー合計を当グループの資本及び事業計画に基づき、当グループが望むリスク許容度内に確実に収めることを目指している。各目標に係るリスク許容度の個別定義により、厳しいストレス事象下においても当グループの営業基盤を守り、最低限の規制上の要件を上回るために当グループが資本、利益、資金調達及び流動性を十分確保することが求められる。リスク選好の目標は、年次事業計画プロセスの一環として評価され、BoDの承認を受ける。リスク・エクスポージャーとリスク許容度との比較は、当グループの事業戦略及びリスク・プロフィールへの潜在的な調整に係る経営判断において重要な留意事項である。

当グループは、年次事業計画プロセスを通して、当グループの事業戦略を見直し、当グループの事業及び活動の結果としてリスク・プロフィールを評価し、当グループのリスク・プロフィールのストレス・テストを行う。当グループは、グループレベルの深刻なストレス事象の影響を評価するために、シナリオに基づくストレス・テストと統計的なリスク測定法の両方を利用している。これらの相補的な枠組みは、全ての重要な主要リスク及び付随リスク並びに当グループの事業部門及びコーポレート・センターの全てにわたるビジネス・リスクに対するエクスポージャーを捕捉している。

当グループのリスク許容度は、当グループの最新の3ヶ年戦略計画に従った当グループの業績目標及び資本に関する指針に裏打ちされている。当グループは、厳しいストレス事象の場合のリスク許容度を判断する際に、収益見通しの減少及び費用の減少（例えば、変動報酬の見越計上の戻入）を反映させるためにビジネス・リスクの戦略計画による収益見通しを調整する。当グループはまた、繰延税金資産、年金制度資産及び

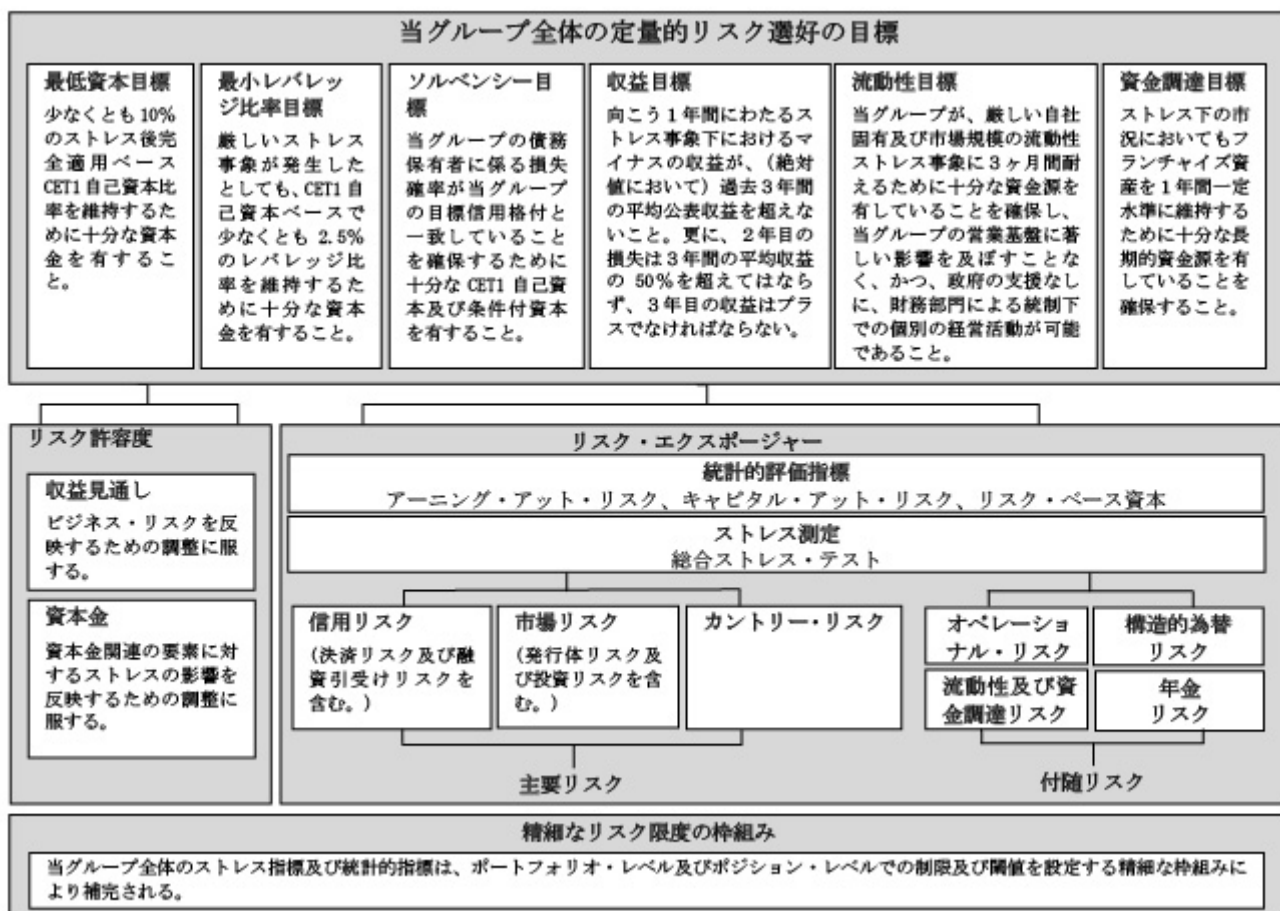
負債並びに株主に対する投資利益の見越計上額に対するストレスの影響を考慮するため、当グループの資本を調整する。

下記図表は、2019年度における当グループの定量的リスク選好の目標の概要を示している。2020年度について、当グループは、ストレス後最低CET1自己資本比率目標及び最小レバレッジ比率目標をそれぞれ10%及び2.5%から9%及び2.7%に調整した。新たな目標の主な要因は、ストレス測定に対する様々な継続的な強化で、その多くは、根本的なリスクが同量であれば結果がより高い数値になる。また、当グループは、規制上のシナリオにより合致するように、3年間につきそれぞれ7.5%及び2.2%のストレス後最低自己資本比率目標及び最小レバレッジ比率目標も導入した。

リスク選好の目標により、当グループのリスク許容度を前提とした、当グループ全体で許容しうるリスク・エクスポージャーの合計が定められる。許容しうる最大リスク・エクスポージャーは、事業及びポートフォリオにつながる、一連の包括的なリスクの制限、トリガー及び目標により支えられている。これらの制限、トリガー及び目標は、当グループのリスクが全体として最大許容限度のリスク・エクスポージャーを下回ることを確実にすることを目的としている。

事業部門レベルのリスク選好ステートメントは、当グループ全体のリスク選好から導かれるものである。事業部門レベルのリスク選好ステートメントはまた、当該部門における特定の活動及びリスクに関連した、当該部門特有の目標により構成されることがある。リスク選好ステートメントはまた、特定の法人についても設定される。このような目標は、当グループ全体のリスク選好の枠組みに準拠していることを要し、当該法人及び当グループの規制に従い承認される。これらの目標には、関連ある法人の特定の性質、規模、複雑性及び適用ある法令を反映した差異が生じることがある。

2019年度の定量的リスク選好の目的



IFRS第9号適用後のリスク選好

2018年のIFRS第9号に基づく予想信用損失(ECL)の枠組みの導入により、ローン、ローン・コミットメント、保証及び特定の取消可能な融資枠から発生する信用リスクの会計処理方法が根本的に変更された。信用サイクル及び当グループのローン・ポートフォリオ構成の動向に応じてECLが変動するため、ECLの枠組み

により、信用損失費用のボラティリティが増加することがある。その影響は、悪化する経済環境においてより顕著になる可能性がある。

信用損失の認識時期を早めなければならないことがストレスのある状況における当グループのリスク・エクスポージャーに及ぼす影響は、当グループの見積りにおいて考慮されている。当グループは、IFRS第9号がより長期間にわたって変化する経済状況下で適用されるにつれて、ECLの性質についての理解が深まると予想しており、将来、当グループのリスク・エクスポージャーを更に調整する可能性がある。

当グループは、最新の情報及びIFRS第9号に基づくECLの枠組みが当グループの支払能力の目標に及ぼす影響に基づき、当グループのリスク選好及び管理業務並びにIFRS第9号適用後の取引の価格設定及び組成の戦略を変更していない。

内部リスク報告体制

リスクの包括的かつ透明性のある報告体制は、当グループのリスク・ガバナンスの枠組みに定める統制・監督責任の中核をなすものであり、当グループのリスク管理及び統制の原則の要件である。従ってリスクは、当該リスクの範囲及び変動性並びに様々な政府機関、規制当局及びリスク権限保有者からの要請に応じた頻度及び詳細さで報告される。

グループ・リスク報告書は、グループレベルのリスクに関する総合的意見（当グループのリスク選好の目標の状況及び当グループ全体のストレス・テストの結果を含む。）と併せて、事業部門及びコーポレート・センターの主要リスク及び付随リスクの動向に関する詳細な定性的及び定量的概説を月次ベースで提供する。グループ・リスク報告書はBoDリスク委員会及びGEB並びにリスク・コントロール部門、グループ内部監査部門、財務部門及び法務部門の上級メンバーに対し内部的に配布される。更に、グループ・リスク報告書の抜粋が、BoDに提供されている。リスク報告は、当グループの重要なグループ事業体（強化されたコーポレート・ガバナンス基準の対象となる事業体）についても作成される。

部門別の精細なリスク報告は、それぞれの事業部門のチーフ・リスク・オフィサー及び事業部門の社長に提供される。毎月行われるこの報告は、事業部門別及びコーポレート・センターの市場リスク及び信用リスクに関する大小様々な日次又は週次報告により補完され、これによりリスク・オフィサー及び上級役員は当グループのリスク・プロフィールを監視し統制することが可能となる。

主要リスク及び付随リスクを対象範囲とする当グループの内部リスク報告体制は、社外への情報開示や規制上の報告においても使用されているリスク・データ及び測定システムにより支援されている。リスク・コントロール部門内の専門の部署がリスクの測定、分析及び報告並びにリスク関連データの質及び完全性の監督について責任を負っている。当グループのリスク・データ及び測定システムは、リスク・ベース監査の手法に従い、グループ内部監査部門による定期的な見直しが行われる。

リスク測定

当グループは、ポートフォリオのリスク及び潜在的リスク集中の定量化について、様々な方法論や測定法を適用している。標準的な測定法において完全に反映されないリスクは、追加の統制（特定の取引の事前承認及び特別なリスク制限の適用を含む場合がある。）の対象とされる。通常、リスクの定量化モデルは統制機能内の専任部門により確立され、独立した検証の対象となる。

モデルには承認が必要とされ、また、規制要件及び内部方針に従い定期的な見直しを行い、当該モデルが想定通りに機能し、現実の事象や価値と同等の実績を残し、また、ベスト・プラクティスに基づくアプローチ及び最新の学術的発展を反映するものであるか否かの検証が行われる。当グループの検証は、当該モデルが満足のいく水準で機能しているか否か、追加的な分析を要するか否か、及びモデルが再調整又は再開発を要するか否かの評価を行う。評価結果及び結論は、関連あるガバナンス機関及び（義務づけられている場合は）規制当局に開示される。

生産環境でモデルの質及びパフォーマンスを評価するために進行しているプロセスは、2つの要素によって構成される。すなわち、モデル・リスク管理&統制部門（MRMC）が独立の立場でモデルの目的適合性を評価するモデル検証と、モデルの出力及びその適用に関する正確性及び適切性を確認するための定期的な手続であり、モデルの開発者により実施され、MRMCにより見直されるモデル確認である。

ストレス・テスト

当グループは、ストレス・テストを行うことで極端だが妥当なマクロ経済的及び地政学的ストレス事象から生じ得る損失を推定している。ストレス・テストにより、潜在的な脆弱性及びリスク集中を特定し、その理解を深め、管理することができる。ストレス・テストは、当グループ全体、事業部門、法人及びポートフォリオの各レベルにおける上限値の枠組みにおいて重要な役割を果たしている。ストレス・テストの結果は定期的にBoD、BoDリスク委員会及びGEBに報告される。上記「リスク選好の枠組み」に記載した通り、ストレス・テストは、統計損失測定と併せて、当グループのリスク選好及び事業計画プロセスにおいて中心的な役割を果たしている。

当グループのストレス・テストの枠組みは、以下の3つの柱を包含している：すなわち 総合ストレス・テスト、 広範囲にわたるポートフォリオ別及びリスク・タイプ別のストレス・テスト、 リバース・ストレス・テストである。

当グループの総合ストレス・テスト(CST)の枠組みは、シナリオに基づくものであり、多くの潜在的な世界規模のシステミックな事象から生じ得る当グループ全体の損失の総額を定量化することを目指している。当該枠組みは、上記「リスク区分」に示されている通り、全ての重要な主要リスク及び付随リスク、並びにビジネス・リスクを捕捉する。シナリオは、将来を見通したものであり、かつ様々な深刻度に合わせて調整されたマクロ経済的及び地政学的ストレス事象を包含している。当グループは、各シナリオを当該シナリオにおける市場指標及び経済的変数の予測展開を通じて適用する。その上で当グループは、その結果当グループの主要リスク、付随リスク及びビジネス・リスクに生じる影響を評価し、シナリオが生じた場合に発生する全体的な損失及び資本への影響を推定する。BoDリスク委員会は、少なくとも毎年に1回、通常CST報告を行うため、並びに当グループのリスク選好の枠組みにおける最低資本額、収益及びレバレッジ比率目標に対するリスク・エクスポージャーを監視するために、中心シナリオとして使用される最も関連の深いシナリオを承認する(これは、必須の想定シナリオとして知られている)。これらの結果は、毎月、BoDリスク委員会、BoD、GEB及びFINMAに報告される。

当グループは、FINMA及び当グループの法人の規制当局に対し、その要件に従って詳細なストレス損失分析を提供している。例えば、当グループは、CSTに加えて、FINMAが定めた損失可能性分析(LPA)、米国連邦準備制度理事会の定めによるUBSアメリカズ・ホールディングLLCに関する包括的資本分析及びレビュー(CCAR)並びに欧州中央銀行の定めによるUBSヨーロッパSEに関する包括的評価ストレス・テストを行っている。

全社的ストレス委員会(ESC)は、当グループ全体のストレス測定に使用される想定及びシナリオの一貫性と妥当性を確保する責任を負う。これらの責任の一環として、ESCは、一連のストレス・シナリオが、マクロ経済的及び地政学的環境における現在及び潜在的な動向、当グループの現在及び計画されている事業活動、並びに当グループのポートフォリオにおける現実の又は潜在的なリスク集中及び脆弱性を十分に反映するよう確保することを目指す。ESCは、少なくとも四半期毎に会議を開き、かかる会議はリスク・コントロール部門の当グループ代表者、事業部門の代表者及び法人の代表者で構成されている。その責任を実行する際、ESCはシンクタンクからのインプットを考慮する。このシンクタンクは、各事業部門、リスク・コントロール部門及び経済研究部門の上級代表者の一団であり、当グループの収益性に重大な影響を与える可能性のある潜在的なストレス・シナリオを特定するために四半期毎に会議を開いて現在及び将来の市場環境について精査する。この結果、FINMAから命じられているシナリオとは別に一連の内部ストレス・シナリオが開発され、時間をかけて改良されることになる。

各シナリオは、幅広いマクロ経済的変数を捕捉する。これには、国内総生産(GDP)、株価、金利、為替レート、商品価格、不動産価格及び失業率が含まれる。当グループは、各シナリオにおけるこれらのマクロ経済的変数及び市場変数の想定される変動を、当グループのポートフォリオの主要なリスク要因に負荷をかけるために使用する。例えば、GDPの成長率の低下と金利上昇は、当グループが貸出を行った企業の収益を減少させる可能性があり、デフォルト確率、デフォルト時損失率及びデフォルト時エクスポージャーに係る信用リスク・パラメーターの変化につながり、その結果、ストレス・シナリオにおいて予想信用損失が上昇する。また、当グループは、費用の減少を控除した後の受取報酬、受取利息及びトレーディング収益の減少により生じるビジネス・リスクも捕捉する。これらの影響は、損益、その他の包括利益、RWA、LRD、そして最終的には当グループの資本及びレバレッジ比率に係るシナリオの見積影響総額を計算するために、全ての重要なリスク・タイプ及び全ての事業を通して測定される。マクロ経済的変数の変動の仮定は、現在及び予想される将来の市況の変化を考慮して定期的に更新される。

2019年度中、CSTの必須の想定シナリオは社内の深刻なユーロ圏危機シナリオであった。このシナリオは、ユーロ圏の危機を特徴とし、複数の周辺ヨーロッパ諸国の経済軌道に対する信頼が失われるため、当該

諸国の債券利回りが急上昇し、その結果、最終的に、当該諸国は市場アクセスを失うというものである。ギリシャがユーロ圏から外れるため、資本規制、財政援助及び債務再編等の緊急措置が必要となる。続いて起こる世界的な景気減速と市場の混乱において、中国はハード・ランディングに陥り、このことが更に世界的成長の足を引っ張る。政策上余地のある主要先進経済国の中央銀行は、経済成長を促進し、市場の信頼性を回復するために金利をゼロに切り下げるが、深刻な世界的不況の回避には至らない。

CSTリスク・エクスポージャーは、当該年度を通じて概ね安定的であり、月次変動の大部分は、主にインベストメント・バンクにおける一時的な融資引受エクスポージャー量の変動に起因していた。

当グループは、CSTの枠組みの一環として、2019年度を通じて新たに4つのストレス・シナリオを定期的に監視した。

- 大手金融機関破綻シナリオは、世界的な大手金融機関の破綻を反映して金融市場が新たに混乱し、長引く金融デレバレッジや世界各国における活動の著しい低迷へとつながる状況を表している。
- 米国通貨危機シナリオは、米国への信頼が喪失し、多国籍ポートフォリオの米ドル建て資産以外への再配置につながり、米ドルの急激な大暴落を引き起こす状況を表している。当該シナリオでは、米国は不況に後戻りし、他の先進工業国もこれと同パターンを辿り、インフレ懸念から全体的に高い金利水準につながる。
- 世界恐慌シナリオは、甚大かつ長期のユーロ圏危機を表している。当該シナリオでは、複数の周辺国がデフォルトに陥り、ユーロ圏から脱退し、先進経済が長期的な景気低迷へと引きずり込まれる。
- 世界的金利スティープ化シナリオは、長期債の無秩序な投げ売り及びイールド・カーブの急速なスティープ化をもたらす市場センチメントの突然の変動を表し、かかる変動は金融市場における流動性の欠如により更に深刻化する。これにより日本ではソブリン危機が発生し、世界的景気後退に発展する。

当グループは、2020年度のCSTの枠組みにおける必須のストレス・シナリオを更新し、グローバル危機シナリオと改名した。このシナリオは、ユーロ圏危機をその中核に据えたままであるが、保護貿易主義等、世界経済を脅かすリスクをより重視している。また、ユーロ圏、スイス及び日本の中央銀行が、より有効な金融刺激策として政策金利を更に引き下げてマイナスにすることが想定されている。中国のハード・ランディングは引き続き当該シナリオにおいても採用されている。

ポートフォリオ別ストレス・テストは、特定のポートフォリオのリスクに合わせて作成された測定法である。当グループのポートフォリオのストレス損失測定は、過去の事象のデータに基づいているが、将来の見通しに関する要素も含んでいる。例えば、当グループの流動性調整ストレス指標における予想市場変動は、過去事象の分析に基づく市場動向の変遷、及び過去事象をモデルにしていない既定のシナリオの検討を含む将来分析の組み合わせを用いることにより得られる。ポートフォリオ別ストレス・テストの結果は、明示的にリスク負担を統制するために制限を受ける可能性、又は脆弱性を特定するために制限なく監視される可能性がある。

リバース・ストレス・テストは、定義されたストレス結果（例えば、特定の損失額、風評被害、流動性不足又は法定自己資本比率の違反）からスタートし、かかる結果をもたらすような経済的又は財務的シナリオを特定するために逆算する。そのため、リバース・ストレス・テストは、通常考えられる範囲を超える「仮定」の結果を想定することによってシナリオに基づくストレス・テストを補完し、それにより深刻度及び妥当性に関する前提について潜在的に異議を唱えることが意図されている。

加えて当グループは、金利の増減の影響やイールド・カーブ構造の変更も定期的に分析している。

更に、グループ財務部門は、様々なシナリオ下において当グループが適切なバランスの流動性・資金調達ポジションを維持することを可能にする最適な資産負債構造を決定するためにストレス・テストを行う。これらのシナリオは、上記で概説したものと異なる。なぜなら、CSTの枠組みにおいて用いられるシナリオが損益及び資本に対する影響に焦点を当てているのに対し、これらのシナリオは流動性及び資金調達ストレスをもたらす可能性のある特定の状況に焦点を当てているからである。

統計的測定

当グループは、シナリオに基づくCSTによる測定に加え、統計的手法を用いてリスクを算出及び合算することを可能とする統計的ストレス測定の枠組みを採用し、選択された信頼水準におけるストレス事象を導き出している。

当グループは、この枠組みを、過去の市場変動の実績及び当グループの実際のリスク・エクスポージャーの組み合わせに基づき、また収益及び費用への影響を考慮した上で、潜在的利益の分布を導き出すために用いる。これにより当グループは、95%の信頼水準で利益の潜在的不足額（すなわち予測利益からの乖

離)を測定し、1年の期間について評価するアーニング・アット・リスク(EaR)を定めている。EaRは、当グループのリスク選好の枠組みにおける利益目標の評価に用いられる。

当グループは、その他の包括利益により実現した損益の影響を含めることにより、EaR測定を拡張して、CET1自己資本に対するストレス事象の潜在的な影響の分布を導き出している。この分布から、当グループは95%の信頼水準でキャピタル・アット・リスク(CaR)バッファの測定法を確立し、これを当グループの資本及びレバレッジ比率のリスク選好目標の評価に利用しており、また、99.9%の信頼水準でCaRソルベンシーの測定法を確立し、これを当グループの支払能力のリスク選好目標の評価に利用している。

当グループはまた、CaRソルベンシーの測定法を、事業部門及びコーポレート・センターのリスク・ベース資本(RBC)に対する寄与度の抽出の根拠として用いる。RBCは当グループの持分帰属枠組みの構成要素である。RBCは、不測の損失を吸収し、なおかつ引き続き債権者に対する支払を完済するために必要となる資本を推定するため、極端なストレス事象による資本の潜在的な減損を99.9%の信頼水準で測定する。

ポートフォリオ及びポジションの制限

当グループ全体のストレス指標及び統計的指標は、より精細なポートフォリオ及びポジションの制限、トリガー及び目標により補完されている。これらの測定法を組み合わせることにより、当グループの事業部門及びコーポレート・センター並びに重要な法人に、その事業から生じる重要なリスクに関連するものとして適用される、包括的統制の枠組みが提供される。

当グループは、各種のエクスポージャーに対して、ポートフォリオのレベルで、統計的測定法及びストレスベースの測定法(当グループの貸出金残高に対するバリュエーション・アット・リスク、流動性調整ストレス、ローン引受制限、経済価値感応度及びポートフォリオ・デフォルト・シミュレーション等)を用いて、制限を適用している。これらは、受取利息純額感応度、売却可能ポートフォリオの時価評価による損失、並びに資本及び資本比率に対する為替変動の影響に関する、一連の統制により補完されている。

ポートフォリオ測定法は、ポジション・レベルでの統制により補完されている。ポジション統制に関するリスク測定法は、市場リスクへの感応度及びカウンターパーティ・レベルでの信用リスク・エクスポージャーに基づいている。市場リスクへの感応度には、株式指数、為替レート及び金利といった市場一般のリスク要因の変動への感応度と、発行体の信用スプレッド又はデフォルト・リスクの変動といった発行体個別の要素への感応度が含まれる。当グループは、インベストメント・バンク及びコーポレート・センターに対する、多数の市場リスク統制を日々監視している。カウンターパーティ測定法は、担保及び法的強制力を有するネットティング契約を考慮した、各カウンターパーティの現在のエクスポージャー及び将来における潜在的なエクスポージャーを捕捉するものである。

リスク集中

リスク集中は、()ポジションが一群の相関要因の変更による影響を受ける場合又は一群のポジションが同じリスク要因若しくは一群の相関要因の変更による影響を受ける場合、また()エクスポージャーが、広範囲であるが妥当と思われる厳しい状況において、多大な損失をもたらす可能性がある場合に起こる。リスク集中の発生しうるカテゴリーには、カウンターパーティ、産業、法人、国又は地理的地域、製品及び事業が含まれる。

リスク集中の特定は、今後の展開の可能性が正確に予測できないことや、また年度ごとに変動する可能性があることから、判断を要する。当グループにリスク集中があるか否かを判断する場合、当グループは、多数の要素を個別にも全体としても考慮する。かかる要素には、ポジション及び当グループのカウンターパーティの共有の特徴、ポジション又は一群のポジションの規模、リスク要因の変更に対するポジション又は一群のポジションの感応度並びに当該要因のボラティリティ及び相関性が含まれる。同様に当グループの評価の際に重視すべき事項は、ポジションの取引市場の流動性並びにヘッジ又はその他の潜在的リスクの軽減要素の利用可能性及び効果である。ヘッジ商品の価格は、常にポジションのヘッジにより変動するわけではなく、この不一致はベシス・リスクといわれる。更に、それ自体重大な(すなわち、影響の大きな単一の損失又は合計すると影響の大きな複数の損失を発生させる可能性がある)単一の問題又は互いに関連して大きな影響をもたらしうる複数の関連する問題からオペレーショナル・リスクの集中が生じる可能性がある。

リスク集中は、リスク・コントロール部門による監督強化の対象となり、利用できる方法により当該リスクが削減されるか又は軽減されるか否かを判断するために評価される。特に、厳しい環境で生じた相関関係が当グループのリスクモデルにより予測される相関関係と大きく異なる場合、重大な損失が、資産クラス、ポジション及びヘッジにおいて発生する可能性がある。

信用リスク

主な動向

2019年度の正味信用損失費用の合計は7,800万米ドルであったが、これは主に、パーソナル&コーポレート・バンキング及び(それより程度は下回るもの)インベストメント・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントを中心とした信用減損(ステージ3)ポジションに関連する1億米ドルの正味信用損失費用を反映しており、2,200万米ドルのステージ1及び2ポジションからの予想信用損失(ECL)費用の引当金における正味戻入によって一部相殺されている。

当グループの貸出金エクスポージャーの約半分を占めるスイスの貸付ポートフォリオの業績は引き続き良好であった。当グループは、スイスの貸付ポートフォリオを慎重に管理することを目指し、カウンターパーティに影響を与えかねないスイス経済の悪化の兆候に引き続き警戒している。

インベストメント・バンクにおいて、当グループのレバレッジド・ローン引受業務のリスクを分配する全体的な能力は引き続き健全であった。

信用リスクの主要な発生源

- 当グループの貸付エクスポージャーの相当部分は、主に居住用不動産及び収益をもたらす不動産を担保としたモーゲージ・ローン並びに企業向け貸出金を提供するスイス国内のビジネスから生じているため、スイス経済の実績に左右される。
- インベストメント・バンクにおける当グループの信用エクスポージャーは、主に貸付、デリバティブ取引及び証券金融取引から生じている。デリバティブ取引及び証券金融取引の大部分は、投資適格とされている。融資引受活動は低率となることがあり、一時的に集中的なエクスポージャーをもたらす。
- 当グループのウェルス・マネジメント事業の大部分は、証券担保貸付(ロンバード)及びモーゲージ貸付を行っている。
- コーポレート・センターにおける非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける信用リスクの大部分は、現金担保に基づいて実行されたデリバティブ取引及び証券化されたポジションに関連する。

測定、監視及び管理の手法の概要

- 各カウンターパーティとの取引から生じる信用リスクは、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャー及びデフォルト時損失率の当グループの推定値に基づいて測定される。当グループは、個々のカウンターパーティ及び関連するカウンターパーティのグループについて、バンキング商品及び取引商品を対象とする制限及び決済金額の制限を設けている。リスク統制権限は、リスク・エクスポージャーの金額、内部の信用格付及び潜在的な損失に基づき、BoDによって承認され、グループ最高責任者、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及び部門毎のチーフ・リスク・オフィサーに委任される。
- これらの制限は、債務の未払額だけでなく、偶発的なコミットメント及び取引商品に関する潜在的な将来のエクスポージャーにも適用されるものである。
- インベストメント・バンクに関する当グループの監視、測定及び制限の枠組みは、償還期限までの保有を意図するエクスポージャー(取得保有エクスポージャー)と、分配又はリスク移転がなされるまでの間の短期的保有を意図するエクスポージャー(一時的エクスポージャー)を区別している。
- 当グループはまた、当グループ全体及び事業部門のレベルでのポートフォリオの信用リスク測定値(予想損失、統計的損失、及びストレス損失)を得るため、また、これらのレベル毎にポートフォリオの制限を設けるためにモデルを使用している。
- 顧客が同種の事業活動に従事している場合や、同一の地理的地域に拠点を置いている場合、又は顧客の契約上の義務の履行能力が経済的、政治的又はその他の条件の変化により同様の影響を受ける等、類似した経済的特徴を有している場合には、信用リスクの集中が発生する可能性がある。信用リスク集中を避けるため、当グループは、セクター・エクスポージャー、カントリー・リスク、及び特定の商品のエクスポージャーについて、ポートフォリオ及びサブ・ポートフォリオのレベルのリスク集中を制約する制限及び/又はオペレーショナル・コントロールを設けている。

当グループの信用リスク・プロフィール

本項に詳述するエクスポージャーは、IFRSのECL測定要件と一定の事項において相違する信用リスクに関する当グループ経営陣の内部見解に基づくものである。

当グループは、内部で信用リスク・エクスポージャーをバンキング商品及び取引商品の2つに大別している。バンキング商品は、実行済融資、保証及び貸出コミットメント、銀行預け金、中央銀行預け金並びに償却原価によるその他の金融資産から成る。取引商品は、店頭デリバティブ、取引所取引デリバティブ並びに有価証券貸借取引、レポ契約及びリバース・レポ契約で構成される証券金融取引から成る。

バンキング商品

5,150億米ドルのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、ECLのグロス・エクスポージャー6,700億米ドルに相当し、これには償却原価で測定されるその他の金融資産を含むが、現金、有価証券ファイナンス取引による債権、デリバティブ商品に係る差入担保金、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（FVOCI）、取消不可能な既存ローンの延長の確約、無条件で取消可能なコミットメントライン並びに将来開始されるリバース・レポ契約及び有価証券借入契約は含まれない。

2019年12月31日現在のバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーの総額は、前年度末の5,180億米ドルに対し、5,150億米ドルであった。

グローバル・ウェルス・マネジメント

グローバル・ウェルス・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、2,400億米ドルから僅かに減少して、2,390億米ドルとなった。

当グループのグローバル・ウェルス・マネジメントの貸出金ポートフォリオは、主に有価証券（ロンバード・ローン）及び居住用不動産により担保されている。ロンバード・ローンの大部分（96%）は当グループの内部の信用格付に基づき投資適格とされる高い質を有し、通常は平均デュレーション3～6ヶ月の短期的性質を持つ。更に、ロンバード・ローンは、担保の質が低下し又は証拠金請求が満たされない場合は、直ちに解約され得る。

EMEA及びアジア太平洋地域の不動産によって担保されるモーゲージ・ローン・ポートフォリオは、65億米ドルから減少して、64億米ドルとなった。当該ポートフォリオは、年度を通じ総合的に高い質を保った。

グローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカ地域）において、居住用不動産により担保された貸出金のポートフォリオは主に、米国において提供される住宅モーゲージ・ローンで構成される。グロス・エクスポージャーは、143億米ドルから増加して172億米ドルとなった。当該ポートフォリオは、2018年12月31日現在の58.7%（比較値は修正されている。）に対して、貸出対総額（LTV）比率の平均が59.1%という総合的に高い質を保った。当グループは、2009年にモーゲージ・ローン・プログラムを開始してから、軽微な信用損失しか経験していない。当該ポートフォリオが最も集中している上位5地域は、カリフォルニア（27%）、ニューヨーク（14%）、フロリダ（10%）、テキサス（5%）及びニュージャージー（4%）であった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキングのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャー（グループ財務部門から再配分されたエクスポージャーは除く。）は、部分的にスイス・フランの上昇により、1,570億米ドル（1,550億スイス・フラン）から1,630億米ドル（1,580億スイス・フラン）に増加した。バンキング商品に係るネット・エクスポージャーは、1,570億米ドル（1,540億スイス・フラン）に対し、1,620億米ドル（1,570億スイス・フラン）であった。2018年度と同様に、そのうち約63%が投資適格であると格付けされた。2018年度と同様に、そのエクスポージャーのおよそ50%が0%から25%の最も低いデフォルト時損失率（LGD）のカテゴリーに区分された。パーソナル&コーポレート・バンキングの貸出金ポートフォリオの総額の規模は、30億米ドル（10億スイス・フラン）増加して1,370億米ドル（1,320億スイス・フラン）となった。2019年12月31日現在、このポートフォリオの93%が居住用及び商業用不動産を主とする担保により保証されている。無担保の総額のうち、79%は企業であるカウンターパーティへのキャッシュ・フローに基づく貸出に関するものであり、5%は政府機関への貸付に関するものであった。当グループの内部の信用格付に基づき、無担保貸付ポートフォリオの46%（2018年度は47%）が投資適格であると格付けされた。

2019年のバンキング商品の信用損失費用は低いまま維持された。

当グループのスイスの企業向けバンキング商品のポートフォリオは、2018年度の270億米ドル（270億スイス・フラン）に対し、260億米ドル（260億スイス・フラン）であった。このポートフォリオは多国籍企業又

は国内企業であるカウンターパーティに対する貸出金、保証及びローン・コミットメントで構成されている。特に中小企業ポートフォリオは多様な業界にわたっている。しかし、これらの企業は、自国の国内経済及び輸出（特に欧州連合（EU）と米国間）の相手国の経済に依存する。加えて、ユーロ/スイス・フラン間の為替相場の展開は、スイスの法人顧客にとって重大なリスク・ファクターとなっている。

返済遅延率は、企業向け貸出金ポートフォリオについては、2018年度末の0.3%に対し、0.5%であった。

スイスのモーゲージ・ローン・ポートフォリオ

居住用及び商業用不動産を担保とするスイスのモーゲージ・ローン・ポートフォリオは、引き続き当グループの最大の貸付ポートフォリオである。合計1,460億米ドル（1,410億スイス・フラン）であったこれらのモーゲージ・ローンは、主にパーソナル&コーポレート・バンキングが組成するが、グローバル・ウェルス・マネジメント（スイス地域）が組成するものもある。これらのモーゲージ・ローンのうち1,330億米ドル（1,290億スイス・フラン）については、借り手に対する完全償還請求権を伴う、借り手が占有又は賃貸に出している居住用不動産に関連している。この1,330億米ドル（1,290億スイス・フラン）のうち、970億米ドル（940億スイス・フラン）が、借り手が占有する不動産に関連しており、平均LTV率は、2018年12月31日現在の56%に対し、54%であった。この部分につき新たに組成されたローンの平均LTVは、2018年度の66%に対し、65%であった。スイスの住宅モーゲージ・ローン・ポートフォリオの残りの360億米ドル（350億スイス・フラン）は、借り手が賃貸に出している物件に関連し、当該ポートフォリオの平均LTVは、2018年12月31日現在で55%であったのに対し、54%であった。借り手が賃貸に出している物件向けに新たに組成されたスイス住宅モーゲージ・ローンの平均LTVは、2018年度の57%と比較して、58%であった。

スイス住宅モーゲージ・ローンの総額の99%超は、たとえ担保に付与される価値が20%低下したとしても、継続して担保不動産によりカバーされ、また、98%は、たとえ担保に付与される価値が30%低下したとしても、担保不動産によるカバーが維持される。

アセット・マネジメント

2019年12月31日現在のアセット・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、2018年12月31日現在の28億米ドルに対し、29億米ドルであった。バンキング商品は、主に、中央銀行預け金残高並びに（それより程度は下回るものの）個別のアセット・マネジメントの法人が保有する銀行の現金、流動資産及び債権に関連している。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの融資業務の大部分は、企業及びその他のノンバンクに関連している。当該事業は幅広い業種をまたいでいるが、北米に集中している。

2019年12月31日現在のインベストメント・バンクのバンキング商品に係る（中央銀行預け金残高及びグループ財務部門の再配分を含む）グロス・エクスポージャーは、2018年12月31日現在の600億米ドルに対し、480億米ドルであった。2019年12月31日現在のインベストメント・バンクのバンキング商品に係る（中央銀行預け金残高及びグループ財務部門の再配分を含まない）グロス・エクスポージャーは、主に保証及びローン・コミットメントの削減により、400億米ドルから320億米ドルに減少した。当グループの内部格付に基づき、かかるグロス・エクスポージャーの54%は、投資適格であると分類された。バンキング商品に係るグロス・エクスポージャーの圧倒的大部分は、LGDの推定値が50%を下回っている。

当グループの融資引受事業のリスクを分配するための総合的な能力は引き続き健全であった。2019年度末の一時的な融資引受エクスポージャーの総額は48億米ドルであり、前年度末から25億米ドル増加した。融資引受エクスポージャーは、取引目的保有に分類されており、その公正価値は2019年度末の市況を反映している。

コーポレート・センター

コーポレート・センターのバンキング商品（主に資金業務に関連して生じる。）に係るグロス・エクスポージャーは、20億米ドル増加して310億米ドルとなった。

取引商品

インベストメント・バンク、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにグループ財務部門において組成する店頭（OTC）デリバティブ、取引所取引デリバティブ（ETD）エクスポージャー及び有価証券ファイ

ナンス取引（SFT）等の取引商品から生じるカウンターパーティの信用リスクは、通常、清算ベースで管理される。これは市場の動きが当グループのポジションの清算に要する期間にわたってエクスポージャー及び関連する担保に与える潜在的影響を考慮している。インベストメント・バンクでは、各カウンターパーティの将来の潜在的エクスポージャーに対して、限度が適用される。この限度の規模は、クレジット・リスク・コントロールによるカウンターパーティの信用度に関する見解によって決定される。更に、特定のクラス又は区分の担保に対する全体的なエクスポージャーを管理するために、ポートフォリオ・レベルで限度の枠組みが適用される。かかるポートフォリオの限度は監視され、上級役員に報告される。

OTCデリバティブは、実務的に可能な場合には中央清算機関（CCP）を通じて行われる。CCPが利用されない場合には、当グループは、合意による取引を行うための方針及び手続きを明確に定めている。取引は、典型的には国際スワップデリバティブ協会（ISDA）又は類似の機関の二者間のマスター・ネットリング契約に基づいて行われ、債務不履行の場合には、適用ある法律に従い、通常は取引の清算及びネットリング決済が認められる。更に当グループは、主要な市場参加者であるほとんどのカウンターパーティについては、相互担保差入契約を使用し、当該契約の下では、エクスポージャーが所定の水準を上回った場合には、いずれの当事者も、現金又は市場性のある有価証券の形で担保を提供するよう要求される可能性がある。この担保は、典型的には、高格付の国債又は適用ある規則が許容する担保で構成される。一定のカウンターパーティに関しては、計算された清算エクスポージャーの一部又は全部をカバーするために、当初証拠金が取られる。これは、取引の市場価値の変動を確定する変動証拠金に追加して取られるものである。非清算OTCデリバティブのマーヅンを規定する規則は進展を続けている。当該規則は、概して、マーヅンに従った二者間デリバティブ取引の範囲を拡大している。加えて、当該規則により、二者間取引対象の一定のカウンターパーティから受領し、当該カウンターパーティに配置される初回マーヅンの額が、過去に要求されていた額より高くなる。これらの変更により、結果的に清算リスクが長期的に低くなる。

マスター・ネットリング契約の影響後の取引商品により生じる信用リスク（信用評価調整及びヘッジ前）は、2019年12月31日現在、60億米ドル増加して480億米ドルとなった。OTCデリバティブは170億米ドルを占め、また、SFTからのエクスポージャーは210億米ドル、ETDエクスポージャーは100億米ドルであった。OTCデリバティブに係るエクスポージャーは、通常、法的強制力を有するネットリング契約の適用並びに現金及び担保として保有される市場性のある有価証券の控除後の借方の再調達価額純額として測定される。SFTエクスポージャーは、受領担保を勘案のうえ計上され、ETDエクスポージャーは、委託証拠金請求が考慮されている。

取引商品エクスポージャー総額の大部分は、インベストメント・バンク、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにグループ財務部門におけるものであり、2018年12月31日現在の総額が310億米ドルであったのに対し、380億米ドルであった。取引商品に関するカウンターパーティ・リスクは、カウンターパーティのレベルで管理されるため、インベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにグループ財務部門におけるエクスポージャーとの間で更に分割されることはない。取引商品エクスポージャーは、インベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおけるOTCデリバティブに係るグロス・エクスポージャー100億米ドルを含むが、これは前年から4億米ドル増加した。2019年度中、SFTエクスポージャーは、主に取引関係及び差し入れられた担保の増加により、50億米ドル増加して210億米ドルとなった。ETDエクスポージャーは20億米ドル増加して80億米ドルとなった。

信用リスクの軽減

当グループは、エクスポージャーに対する担保設定及びクレジット・ヘッジの活用により、ポートフォリオに内在する信用リスクを積極的に管理している。

不動産を担保とする貸付

当グループは、スイスのモーゲージ・ローンを作成又は変更する際の与信決定をサポートする標準的なフロントからバックオフィスまでのプロセスの一環としてスコアリング・モデルを使用している。収益総額に応じた支払能力の計算及び貸出対総額比率（LTV）がこのモデルにおける二つの重要な要素である。

支払能力の計算については、利息支払、最低償却費要件、発生する可能性がある物件の維持費及び物件が賃貸されることが予想される場合の賃料収入が考慮される。利息支払については、予め定められた枠組みが用いられ、ローンの全期間中に金利が著しく上昇する可能性を考慮して見積もられる。金利は年5%に設定されている。

借り手が占有する居住用不動産に関して標準的な承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限は、80%である。休暇用物件及び高級物件については、この上限が60%に下がる。その他の不動産に関して標準的な承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限の範囲は、不動産の種類、不動産の築年数及び必要となる改修工事の規模に応じて30%から80%である。

UBSは、内部で算出される評価、購入価格及び場合によっては更なる外部評価から決定された最低評価に従って各物件の評価をしている。

当グループは、所有者が占有している居住用不動産（ORP）及び収益をもたらす不動産について、代表的な外部のベンダーによって提供される不動産の評価を得るためのモデルを二つ別々に使用している。当グループは、ORPについては、回帰モデル（ヘドニック・モデル）を使用して各不動産の性質の詳細を不動産取引のデータベースと比較し、不動産の現在価値を見積もる。モデルによって得られた価値に加えて、ORPの評価は、地域特有の不動産価格指数を用いて、ローンの全期間を通じて四半期毎に更新される。当該価格指数は、外部のベンダーから提供され、内部検証及び他の外部ベンダー2社をベンチマークとする比較検証が行われる。当グループは、全てのORPに関して指数に連動させたLTVを計算するために四半期毎にこれらの評価を使用し、よりリスクの高い貸出金を特定するためにその他のリスク測定値（格付マイグレーション及び行動情報等）とともに検討し、特定されたリスクの高い貸出金は、顧客アドバイザー及びクレジット・オフィサーによって個別に見直され、必要とみなされる場合には対応策がとられる。

収益をもたらす不動産については、資本還元モデルを使用して、様々な特質に基づいたキャップレートをを用いて将来継続する収入の見積りを割り引くことにより不動産の評価を決定する。これらの特質は、市場及び所在場所のデータ（空室率等）、ベンチマーク（管理費について等）その他の標準的に入力される一定のパラメーター（不動産の条件等）等、地域的特質及び不動産に固有の特質を考慮する。不動産からの賃料収入は最低でも3年に一度見直されるが、賃料収入額や空室率の著しい変動によっては、中期における再評価が行われることがある。

これらのモデルに関して市場の動向を考慮するために、外部のベンダーは、定期的にパラメーターの更新及び/又は各モデルの構造の改良を行う。モデルの変更及びパラメーターの更新は、当グループの内部で開発されたモデルと同じ検証手続の対象となる。

当グループは、貸出金のアフォードビリティ及び担保の充分性を考慮に入れて、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカ地域）のモーゲージ・ローンの審査ガイドラインを同様に適用する。あらゆる種類のモーゲージに関する標準的な承認プロセスにおけるLTVの上限は、80%である。住宅モーゲージや投資不動産といったさまざまな種類のモーゲージのLTVは、関連するリスク要因（不動産の種類、貸出金の規模、貸付目的等）に基づいて階層化されている。LTVの上限は45%という低率である。更に、不動産や借り手の特徴に基づいて、返済負担率、FICOクレジットスコア、法定の顧客の準備金といったその他の信用リスクの測定基準が適用される。

グローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカ地域）のモーゲージ・ローン・ポートフォリオには、リスク限度の枠組みが適用される。LTVの各区分、地域の集中、ポートフォリオの成長、及び10ローン等のリスクの高いモーゲージ・セグメントにおけるエクスポージャーを管理するために、限度が設定されている。これらの限度は、専門的な信用リスク監視チームにより監視され、上級役員に報告される。この限度の枠組みを、不動産貸付業務を管理するために確立された不動産貸付方針と手続の枠組みが補完している。モーゲージの引受及び書類提出要件の順守を監視するために、品質保証及び品質管理プログラムが実施されている。

ロンバード貸付

ロンバード・ローンは、市場性のある有価証券、保証及びその他の形式の担保の差入を担保とする。担保として適格とされる金融資産の主なものには、流動性があり活発に取引される譲渡可能有価証券（社債及び株式等）並びに承認された仕組商品等その他の譲渡可能有価証券で一定の価格が入手可能であって当該有価証券の発行体により市場が提供されているものが含まれる。またこれより頻度は低い、より流動性の低い担保も提供されている。

当グループは、差し入れられた担保のリスクを反映し、「貸付価値」を得るためにディスカウント（ヘアカット）を用いる。市場性のある有価証券に関するヘアカットは、一定の清算期間及び信頼水準において起こりうる市場価格の変化をカバーするために計算される。適用されるヘアカットは担保の質に関する見解に応じて変化する。担保の流動性が低くなり又は変動性が高くなれば、通常、ヘアカットはより高くなる。仕組商品、一部の社債及び償還期限の長い商品といった、流動性が低い金融商品に関しては、流動性の高い金

融商品と比較して想定清算期間はより長くなることもあり、又はカウンターパーティのデフォルト時における当該資産の回収の見込みが評価されることから、ヘアカットはより高くなる。現金、生命保険契約、保証及び信用状に関しては、ヘアカットは商品又は顧客毎に決定される。

更に当グループは、カウンターパーティ・レベルで、またカウンターパーティにまたがる部門レベルで差し入れられた担保物全体にわたり、集中リスク及び相関リスクを検討する。更に、当グループは、当グループ全体を範囲とする集中度の再検討を行う。単一の有価証券、発行体若しくは発行体グループ、産業分野、国、地域又は通貨に担保が集中することによって、リスクの増加及び流動性の減少が生じる場合がある。その場合、それによって担保の貸付価値、証拠金請求及び清算の水準が調整される。

エクスポージャーと担保の価値は、信用エクスポージャーが設定されたリスク耐性の範囲にとどまり続けるよう確保する目的で、毎日監視される。貸付価値がエクスポージャーを下回ると不足が生じる。不足が所定のトリガーレベルを超過する場合、証拠金請求が実行され、追加の担保提供、エクスポージャーの削減又はエクスポージャーを合意された担保の貸付価値に合わせるためのその他の行為の実施を顧客に要求する。不足の範囲が拡大し、かつ更に上のトリガーレベルを超過する場合、又は要求された期間内に不足が修正されない場合、清算が実行され、当該清算を通じて、担保の現金化、デリバティブのオープンポジションの清算及び保証の支払請求が実行される。

更に当グループは、担保により保証されたエクスポージャーのストレス・テストを実施して、担保の価値を減少させる若しくは取引商品のエクスポージャーを増加させる、又はその両方となるような市場事象をシミュレーションする。一定の区分のカウンターパーティに関しては、かかる計算されたストレス・エクスポージャーの限度が適用され、カウンターパーティ・レベルで管理される。更に、一定の事業又は担保の種類に適用されるポートフォリオ限度がある。

クレジット・ヘッジ

当グループは、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)、クレジット・インデックスCDS、オーダーメイドによるプロテクション及びその他の金融商品を用いて、インベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの信用リスクを積極的に管理する。これは特定のカウンターパーティ、セクター又はポートフォリオからのリスク集中並びに(カウンターパーティの信用リスクの場合は)信用評価調整(CVA)の変動から生じる損益への影響を低減することを目的とする。

当グループは、リスクを軽減するために、クレジット・ヘッジの考慮について厳格なガイドラインを維持している。例えば、当グループはカウンターパーティの限度額に対するエクスポージャーを監視する際、カウンターパーティのエクスポージャーを軽減するために、通常、プロキシ・ヘッジ(相関性があるが異なる銘柄に対する信用プロテクション)又はインデックスCDS等の特定の信用リスク軽減策を適用していない。信用プロテクションを購入することにより、プロテクション提供者に関する信用エクスポージャーが発生する。当グループは、信用プロテクション提供者に対するエクスポージャーを監視及び制限し、当グループはまたクレジット・ヘッジの有効性を、関連するカウンターパーティに対する当グループ全体の信用エクスポージャーの一部として監視している。かかるカウンターパーティとの取引には、通常、担保が差し入れられる。これには、貸付ポートフォリオをヘッジするために購入された信用プロテクションに関しては、購入された信用プロテクションの満期と関連する貸付金の満期との間のミスマッチの監視が含まれる。このようなミスマッチはベース・リスクに繋がりに、信用プロテクションの有効性を低減させる可能性がある。ミスマッチはクレジット・オフィサーに定期的に報告され、必要とみなされたときには軽減措置が講じられる。

決済リスクの軽減

当グループは、決済リスクを軽減するために、カウンターパーティとの多国間協定及び二者間協定(ペイメントネットワーキング等)を利用して、実際の決済高を減少させている。

当グループの決済リスクの最も重要な発生源は、外国為替取引である。当グループは、同時決済ベースで取引を決済するための多国間枠組みを提供する業界機関である多通貨同時決済(CLS)のメンバーであり、外国為替関連の決済リスクは取引量に比較して大幅に削減されている。しかし、決済前の外国為替相場の変動に起因する外国為替取引に係る信用リスクは、CLSのメンバーであること及びその他の手段による決済リスクの緩和によって完全には排除されず、OTCデリバティブ商品の信用リスク管理全体の一部として管理される。

信用リスクモデル

バーゼル - A-IRB信用リスクモデル

当グループは、現在のポートフォリオに潜在する将来の信用損失を見積もるための手段及びモデルを開発してきた。

各カウンターパーティへのエクスポージャーは、一般に認められた三つのパラメーターに基づいて測定される。すなわち、デフォルト確率（PD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）及びデフォルト時損失率（LGD）である。これら三つのパラメーターによって一定の信用枠に対する予想損失を得る。かかるパラメーターは、信用リスクの内部測定が多くについて基礎となるものであり、また、自己資本比率測定及び規格に関する国際統一基準を規定するバーゼル 枠組みの先進的内部格付（A-IRB）手法に従って規制上の資本を計算する際の重要な入力情報である。当グループはまた、ポートフォリオの信用リスク測定値（予想損失、統計的損失、及びストレス損失）を得るためにモデルを使用する。

デフォルト確率

デフォルト確率（PD）は、カウンターパーティが今後12ヶ月の間に契約上の義務の不履行を起こす可能性を予測するものである。PDは、信用リスクの測定のために用いられ、信用リスクの承認権限を定める際の重要な入力情報である。リスク加重資産（RWA）の計算においては、バーゼル 枠組みに基づいて要求される3 ベーシス・ポイントのPDフロアが、銀行、企業及びリテールのエクスポージャーに適用される。更に、当グループは、スイスの実住型モーゲージに対しては8 ベーシス・ポイントのPDフロアを、ロンバード・ローンに対しては4 ベーシス・ポイントのPDフロアを適用する。

PDは、様々な区分のカウンターパーティに合わせた評価ツールを用いて評価される。当グループの多くの法人顧客及び不動産抵当貸付金のPDは、債務者の重要な特質に基づき統計的に開発されたスコアカードを用いて決定される。入手可能な場合には、大企業のカウンターパーティのPDを得るために市場データも用いられる。デフォルト確率の低いポートフォリオについては、入手可能な場合には、関連する外部のデフォルト・データを考慮に入れて格付ツールを開発する。ロンバード・ローンに対する当グループの格付手法においては、担保証券の価値の潜在的変化を考慮したマートン型の過去のリターン・ベース・モデルのシミュレーションが用いられる。これらの区分は更に、各カウンターパーティ間のデフォルト確率の一貫性ある評価を確保するために策定された、当グループ内部の信用格付スケール（マスタースケール）に調整される。当グループのマスタースケールは、当グループが様々な評価ツールを用いて明確なクラス分け（各クラスにはデフォルト確率の範囲が組み込まれる。）に基づいて決定した1年間のデフォルト確率を表したものである。カウンターパーティは、当グループによるPDの評価の変動に伴い、評価クラス間を移動する。

デフォルト時エクスポージャー

デフォルト時エクスポージャー（EAD）は、発生する可能性があるデフォルト発生時にカウンターパーティが支払うべき予想金額を表したものである。EADは、カウンターパーティに対するカレント・エクスポージャー及びその潜在的な将来の動向から求められる。

オンバランス・シートの貸出金のEADは、その名目価額である。オフバランス・シートの未実行のコミットメントについては、オンバランス・シートの予想額を得るために信用変換係数（CCF）が適用される。かかるCCFは、過去の観測実績に基づいている。規制ガイドラインを遵守するため、当グループは個別に観測されたCCF値の下限をCCFモデルにおいてゼロとした。すなわち、当グループは、実行されたEADはデフォルトから1年前の実行額を下回らないと予測している。

取引商品については、シナリオ及び統計的技法を用いて様々な時点における潜在的なエクスポージャーの増減範囲をモデリングして、EADを求めている。他社が当グループに又は当グループが他社に支払う純額が、当グループのポジションの清算に要するであろう潜在的期間における市場動向の影響を考慮した上で評価される。ETDのEADは、委託証拠金請求を勘案して算出される。与信限度に対する各カウンターパーティのエクスポージャーを測定する場合、当グループは、高い信頼水準で測定された最大期待エクスポージャーを考慮に入れている。ただし、ポートフォリオ・リスクを測定するために異なるカウンターパーティへのエクスポージャーを合算する際には、一定の全期間（通常1年間）における各カウンターパーティへの期待エクスポージャー（同じモデルにより算定されたもの）を使用している。

カウンターパーティの信用度に影響を与える要因と、当グループの取引商品のエクスポージャーの潜在的な将来価値に影響を与える要因との間に実質的な相関関係がある場合（誤方向（ウロング・ウェイ）リス

ク)には、当グループは当該エクスポージャーを評価しており、またかかるリスクを軽減する特別な管理方法を定めている。

デフォルト時損失率

デフォルト時損失率(LGD)は、デフォルトがある場合に起こり得る損失の度合いである。状況の悪化を考慮するLGDの推定値には、元本及び利息の損失、並びにその他の金額(ワークアウト期間中の減損ポジションの負担費用を含むワークアウト費用等)等の回収の可能性が低いものが算入される。当グループは、デフォルトが発生したカウンターパーティに対する債権の回収可能性(カウンターパーティの種類及び担保又は保証による信用軽減に依拠)に基づいて、LGDを算定する。当グループの推定値は、社内の損失データ及び外部の情報(入手可能な場合)で裏付けを行っている。市場性のある有価証券や担保不動産等の担保がある場合には、貸出対総額比率も典型的にLGD算定の重要なパラメーターとなる。デフォルト確率の低いポートフォリオについては、入手可能な場合には、関連する外部のデフォルト・データを考慮に入れて格付手段を開発する。RWAの計算においては、規制LGDの10%の下限が居住用不動産により担保されたエクスポージャーに適用される。更に、当グループはグローバル・ウェルス・マネジメント(南北アメリカ地域以外)のロンバード・ローンにLGDの30%の下限を、グローバル・ウェルス・マネジメント(南北アメリカ地域)のロンバード・ローンにLGDの25%の下限を適用した。その他の全てのLGDは、5%の下限に従うものとする。

予想損失

信用損失は事業運営に内在する費用であり、その発生は不規則で金額は大きく変動する。当グループは、現在のポートフォリオに潜在する将来の信用損失を数値化するため、予想損失の概念を使用している。一定の信用枠に係る予想損失は、上記の三つの構成要素(すなわちPD、EAD及びLGD)の商品である。ポートフォリオ全体の信用損失は、各カウンターパーティの予想損失額を合算して算出する。

規制上及び内部のリスク管理の目的上、予想損失(EL)は統計的評価基準の一つであり、ポジションの減損により発生が期待される平均年間費用を見積もるために使用されている。予想損失は当グループの全ポートフォリオの信用リスクを定量化するための基準である。当グループは、ある1年間における当グループの信用ポートフォリオ毎の損失プロファイルを特定の信頼水準で測定するため、統計的モデリング手法を使用している。この損失配分の平均値が予想損失である。ELは当グループのポートフォリオのリスク水準を示すものであり、長期的には変動する可能性がある。幾つかのパラメーターは、RWAの決定に際して内部格付をベースとした手法を適用する銀行に対する規制上の要件を満たすために保守的な基準で予測されるべきである。

IFRS第9号 - ECL信用リスクモデル

IFRS第9号の予想信用損失(ECL)のコンセプトは、当グループの標準的な信用リスクモデルと幾つかの重要な点で異なっている。以下のECLの定義は、一般的に当グループの標準的な信用リスクモデルに由来する。

デフォルト確率

PDは、一定の期間におけるデフォルトの可能性である。12ヶ月PDとは今後12ヶ月の間に決定されるデフォルトの可能性であり、全期間PDは、金融商品の残存する全期間に係るデフォルトの可能性である。全期間PDの算出は、through-the-cycle PD及びシナリオ予測から得られた一連の12ヶ月のpoint-in-time PDに基づいている。このモデリングは、地域、産業及び顧客セグメント別であり、マクロ経済的シナリオ依存性及び顧客特有の情報を考慮している。シナリオ毎に累積的な全期間PDを得るため、一連の12ヶ月のpoint-in-time PDは、以前の期間からの想定デフォルト事由を考慮に入れ、限界point-in-time PDに変換される。

デフォルト時エクスポージャー

EADは、金融商品の残存期間中に生じる潜在的デフォルト時の信用リスクに対するエクスポージャーの予測である。これは、有効な利率でディスカウントされた予定返済、利息の支払い及び利子を考慮した、デフォルト時のキャッシュ・フローの残高を示している。将来の融資枠からの引き出しは、これまでの引き出し及びデフォルト・パターン並びに各ポートフォリオの特性を反映したCCFを通じて考慮される。ECL特有の

CCFは、バーゼル基準特有の制限、すなわち、保守主義を除去した後に、顧客セグメント及び商品特有パターンを獲得するため、そして、デフォルト前の12ヶ月間に焦点を当てるためモデル化された。

デフォルト時損失率

LGDは、金融商品の残存期間中に生じる潜在的デフォルト時の損失の予測である。LGDの決定には、担保及びその他の信用強化からの予想将来キャッシュ・フロー、又は無担保債権に係る破産手続きからの予定支払、また、適用ある場合、担保を実現するまでの時間及び債権の優先順位を考慮に入れる。LGDは、一般に、関連するEADの割合と言われている。

予想信用損失

予想信用損失（ECL）は、有効な利率でディスカウントされた契約上のキャッシュ・フローとUBSが受領すると予想するキャッシュ・フローとの間の差異を示している。ECL要件の範囲内のローン・コミットメント及びその他のクレジット・ファシリティについては、予想キャッシュ不足は予想将来引き出しを考慮することにより決定される。平均的なthrough-the-cycle予想年間損失に焦点を合わせるのではなく、その目的は、現在の状況及び将来の展望（point-in-time基準）に基づきポートフォリオに内在する損失額を予測することであり、かかる予想には、過度の費用及び努力を除く全ての入手可能な情報を含める必要があり、経済状況の変化とその信用損失に対する影響との間に認識される非線形が存在する場合には、複数のシナリオに取り組む必要がある。信用リスクモデルの観点から、ECLのパラメーターは、通常、規制上のバーゼルのELのために評価された要素から算出される。

バーゼル のEL及びIFRS第9号のECLの比較

適用に応じ、予測プロセス及びその結果において数多くの主要な違いが存在する。とりわけ、IFRS第9号のECLパラメーターが典型的なpoint-in-timeであり現在の経済状況及び将来の展望を反映している一方、規制上のバーゼル のELパラメーターはthrough-the-cycle / 悪化時の予測であり、これには保守主義のマージンが含まれる可能性がある。

予想（信用）損失の見積りは、減損が生じた貸出金及びオフバランス・シートのエクスポージャーに起因する信用損失費用への年間費用の予測ではない。バーゼル のELは、そのthrough-the-cycle / 悪化時の視点から、特に現在の経済状況から影響を受けやすいわけではない。一方、ECLは、point-in-timeの経済状況に基づいているが、様々なシナリオの平均として、IFRS第9号が義務付ける計上日時点の帳簿の満期日構成及び特定のステージ分類に応じた期間について測定される。よって、四半期又は暦年について測定されたpoint-in-time信用損失費用の予測は対象とならない。

信用リスクモデルの更なる主要な点

ストレス損失

当グループは、統計的モデリング手法をシナリオに基づくストレス損失評価基準によって補完する。ストレス・テストは、主な信用リスク・パラメーターの大幅な悪化が仮定された、当グループのポートフォリオに対する極端であるが妥当と思われる事象に関する潜在的影響を監視するために、定期的実施される。当グループが適切であるとみなす場合には、これを基準に制限を適用している。

ストレス・シナリオ及び方法論は、ポートフォリオの性質に適應し、地域毎に着目された世界的なシステミック事象にわたり、保有期間によって異なる。例えば、当グループの融資引受ポートフォリオについては、当グループは、ローン・シンジケーションの市場の凍結、市況の著しい悪化及び信用度の悪化が同時に発生するような世界的な市場事象を適用する。同様に、ロンバード貸付については、全ての担保の流動性及び潜在的な集中を考慮して、あらゆる担保及びエクスポージャーについてのポジションに瞬時に影響するような市場の衝撃に相当する範囲内でのシナリオを適用する。当グループのスイスにおけるモーゲージ貸付事業のポートフォリオ別のストレス・テストは、複数年にわたる事象を反映する。国際的なホールセール及びカウンターパーティに関する企業の信用リスクの包括的なストレス・テストでは、1年間の世界的なストレス事象を用い、単一のカウンターパーティへのエクスポージャーの集中を考慮する。

信用リスクモデルの確認

当グループのモデル確認の手法には、ポートフォリオにおける構造的な変化及びバック・テストの監視等の量的な方法、並びにモデルのパフォーマンス及び信頼性を示す実践的な指標としての、モデルの出力に関するユーザーからのフィードバック等の質的な評価の両方が含まれる。

ポートフォリオの構造の重大な変化によって、モデルの理論的健全性が無効になる場合がある。そのため、当グループは、ポートフォリオの推移を定期的に分析してポートフォリオの構造の変化及び信用度を特定する。これには、重要な特徴の変化、ポートフォリオ集中測定の変化、及びRWAにおける変化の分析が含まれる。

バック・テスト

当グループはエクスポージャー・モデルのパフォーマンスをバック・テストとベンチマーキングによって監視しており、これらによって、当グループの内部実績及び外部から観察された実績に基づいて、モデル結果が実際の結果と比較される。OTCデリバティブ、ETD商品等の取引商品についての信用エクスポージャー・モデルを予測する当グループの能力を評価するため、当グループは、異なる予測期間において予測された将来のエクスポージャー分布と実現した価値とを統計的に比較する。

PDについては、当グループは統計的モデリングを用いてデフォルトの数値の予測分布を導き出す。当該分布と観察されたデフォルトの数を比較することによって、モデルの保守主義における統計的な信頼水準とともに平均的なデフォルト率の上限及び下限を導き出す。ポートフォリオの平均PDが当該範囲の外にある場合には、原則的に評価ツールが再調整される。

LGDについては、バック・テストは、観察されたLGDと予測されたLGDの間の平均差がゼロであるか否かにつき、統計的に検査される。検査に不合格となる場合は、当グループの予測したLGDが低すぎるという証拠となる。このような場合、相違が予測から外れたものであるときには、モデルは再調整される。

企業のカウンターパーティに対する未実行の貸付枠に関するEADの算出において用いられるクレジット・コンバージョン・ファクター（CCF）は、貸付枠の契約上のいくつかの要因に依存する。当グループは、予測引出金額とデフォルトが発生したカウンターパーティについて観察された当該貸付枠の過去の利用状況を比較する。統計的に重大な逸脱が観察される場合には、関連するCCFは再定義される。

当年度におけるモデル及びモデル・パラメーターの変更

当グループは、モデルを改良して市場の推移及び入手可能な新しいデータを反映させる取組みを継続しており、その一環として、2019年度中に幾つかのモデルの更新を行った。

パーソナル&コーポレート・バンキング及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおいて、2017年に実施されたスイス住宅モーゲージ・ローンの修正モデルのPD及びLGDの変更に関連したRWAの増加の導入を完了した。EADについては、グローバル・ウェルス・マネジメントにおけるゼロ・バランス証券担保貸付に係るCCF及びマージン貸出が5%から15%になった。

インベストメント・バンクにおいては、専門家の判断で格付けされた重要性レベル及びエクスポージャーの低い選別ポートフォリオは、RWA算出のための標準的手法に移行された。

必要な場合には、モデル及びモデル・パラメーターの変更は、導入の前にスイス金融市場監督当局（FINMA）によって承認がなされた。

将来の信用リスクに関連した規制上の資本開発

2017年12月、バーゼル銀行監督委員会は、バーゼル 枠組みの完成を発表したが、現在当グループは、当初伝えられた有効日である2022年1月1日より後にFINMAがこれを国内法令に取り入れることを予想している。更新された枠組みにより、内部格付（IRB）手法に対して多くの修正がなされた。すなわち、(i)特定の資産クラス（大規模と中規模の法人顧客、銀行及びその他の金融機関を含む。）に対する先進的内部格付（A-IRB）手法を使用する可能性を除去すること、(ii)IRB手法において、PD及びLGDといった特定のモデルへのインプットに下限を設けること、並びに(iii)（例えばLGDに対し、）RWAのばらつきを縮小する様々な要件を導入することである。

公表された枠組みには、国家の裁量に従う多くの要件が含まれている。加えて、信用評価調整(CVA)の枠組みへの修正が公表されたが、これには先進的信用評価調整(A-CVA)手法の削除が含まれる。UBSは、適用目的についてより具体的な話し合い及び市場リスクに備えた自己資本体制へのスムーズな移行の準備を行うためにFINMAとの緊密な対話を継続する。

ディストレス資産に対する信用方針

不履行

規制上の定義に従って、当グループは、(i)90日を超えて延滞している場合、(ii)再建手続の対象となり、カウンターパーティのデフォルトを回避すべく金利、劣後、テナー等に関する優遇条件が認められた場合（条件緩和）、又は(iii)カウンターパーティが、期限の到来した支払をカバーする十分な担保が存在していた若しくは担保に対する償還請求権なくしては完全に支払債務が充足されないとするその他の証拠があったとしても、形式を問わず破産／強制清算手続の対象となる場合、不履行債権として計上する。

デフォルト及び信用減損

UBSは、リスクのモデリングの目的で、資産の分類及びその債務者のPDの決定に際し、デフォルトの単独の定義を適用する。デフォルトの定義は、量的かつ質的基準に基づいている。カウンターパーティは、遅くとも、利息、元本又は手数料の重大な支払が90日又はパーソナル&コーポレート・バンキングのプライベート顧客及びコマースシャル顧客並びにグローバル・ウェルス・マネジメント（スイス地域）のプライベート顧客に対する貸出金に関連する特定のエクスポージャーについては180日を超えて延滞している場合に、デフォルト状態であると分類される。UBSは、90日間という基準の厳密な適用が内在する信用リスクを正確に反映しないであろうことを示す、治癒レートの分析に基づき後者のポートフォリオに適したデフォルトの認識に関して通常の90日間の想定を考慮しない。カウンターパーティはまた、破産、倒産手続若しくは強制清算が開始した場合、優先的な条件（条件緩和）で債務が再構築された場合、又は担保に対する償還請求権なくしては完全に支払債務が充足されないとするその他の証拠がある場合に、デフォルト状態であると分類される。後者は、これまでに全ての契約上の支払が期限の到来時になされたとしても、適用される可能性がある。カウンターパーティに対する1つの債権がデフォルト状態である場合、通常、カウンターパーティに対する全ての債権がデフォルト状態であるとして扱われる。

カウンターパーティがデフォルト状態であると分類された場合、金融商品は信用に減損が生じていると分類され、及び／又はその金融商品が購入済若しくは組成済信用減損である（POCI）と認識される。金融商品は、かかる金融商品が発行体のリスク事由の後に帳簿価額の大幅な割引がなされて購入された場合又はデフォルト状態であるカウンターパーティにより組成された場合、POCIである。金融資産がデフォルト状態である／信用が減損している（POCIは除く。）と分類されると、ステージ3の金融商品として計上され、全ての延滞額が是正され、追加的な支払が期日になされ、ポジションが信用の再構築中であると分類されず、そして信用の回復を示す一般的な証拠がない限り、引き続き当該分類となる。ステージ1又は2への移行が実施される前に3ヶ月の観察期間が適用される。しかし、多くの金融商品はより長い期間、ステージ3に分類され続ける。

条件緩和（信用の再構築）

支払のデフォルトが差し迫っている場合又は既にデフォルトが生じた場合、当グループは、経済的に困難な状況にある借り手に対し、通常の業務の過程において別段では検討しない優遇税率の提案、支払期日の延長、返済計画の変更、債券／株式スワップ、劣後化等の譲歩を承認する可能性がある。条件緩和措置が行われる場合、各ケースで個別に検討され、エクスポージャーは、通常、デフォルト状態であると分類される。条件緩和の分類は、貸出金が回収若しくは償却されるまで、償却若しくは優先的な条件に代わる非優先的な条件が承認されるまで、又はカウンターパーティが再建し、かつ優先的な条件がもはや当グループのリスク耐性の範囲を超えなくなるまで継続する。

支払のデフォルトが差し迫っているという証拠がない場合又は条件の変更が当グループの通常のリスク耐性の範囲内である場合の契約上の調整は、条件緩和されたとはみなされない。

損失履歴統計

カウンターパーティにデフォルトが発生した場合、金融商品は信用に減損が生じたものと分類される。これには、（例えば、保有する担保を通じて完全に戻入れ可能となると予定されているため）損失が生じていない又は引当金が計上されていない信用に減損が生じたエクスポージャーも含まれている。

信用に減損が生じている銀行及び顧客への貸出金及び前払金は、2019年12月31日現在、23億米ドルであり、2018年12月31日と比較して変動はなかった。

信用に減損が生じているエクスポージャーの大部分は、当グループのスイス国内事業における貸出金及び前払金に関連している。銀行及び顧客に対する信用に減損が生じている貸出金及び前払金が、銀行及び顧客に対する貸出金及び前払金の総額に占める割合は0.7%であり、2018年12月31日と比較して変動はなかった。

市場リスク

主な動向

当グループは引き続きテール・リスクの管理に注力し、その結果、市場リスクは低い水準で維持された。平均的な管理上のバリュー・アット・リスク（VaR）（保有期間1日、信頼水準95%）は、主にインベストメント・バンクの株式業務の影響を受け、前年度の1,200万米ドルから1,100万米ドルに減少した。250営業日中のマイナスのバック・テストの超過事象の件数は当年度末までに2件から0件に減少した。市場リスクRWAの算定に用いるFINMAのVaR乗数は、2019年12月31日現在、3から変化はなかった。

市場リスクの主な原因

市場リスクは、当グループのトレーディング業務及び非トレーディング業務の両方から発生する。

- トレーディング市場リスクは、主に、当グループのインベストメント・バンクにおける発行市場での債券及び株式の引受、マーケット・メイキング及びクライアント主導の証券及びデリバティブ取引に関連して、並びにコーポレート・センターの非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける残存ポジション及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける当グループの地方債トレーディング業務に関連して、発生する。
- 非トレーディング市場リスクは、その大部分は、資金業務に加え、当グループのウェルス・マネジメント業務における当グループのパーソナル・バンキング及び貸付、スイスにおけるパーソナル及びコーポレート・バンキング業務並びにインベストメント・バンキングの貸付業務に関連する金利リスク及び為替リスクの形で発生する。
- グループ財務部門は、金利リスク及び構造的為替リスク管理の過程における市場リスク並びに当グループの流動性及び資金調達プロフィール（適格流動資産を含む。）の市場リスクを仮定する。
- 株式及び債券投資もまた、当グループの確定給付年金制度等の従業員給付が一部の側面においてそうであるように、市場リスクを発生させる可能性がある。

測定、監視及び管理手法の概要

- 市場リスク制限は、市場リスクの性質及び重大性を反映させながら、当グループ、事業部門、グループ財務部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオごとに、様々な業務分野において細かく設定される。
- 管理上のVaRは、市場リスクの枠組みに基づいたエクスポージャーを測定する。これには、トレーディング市場リスク及び非トレーディング市場リスクの一部が含まれる。VaRに含まれない非トレーディングについても、後述のマーケット&トレジャリー・リスク・コントロール部門に管理されるリスクの記載において説明されている。
- 当グループの主要なポートフォリオの市場リスク測定法は、流動性調整ストレス（LAS）損失及びVaRである。これらは、双方ともに当グループの全ての事業部門について共通で、かつ、取締役会（BoD）が承認した制限に服している。
- かかる測定法は、一般的及び特定の市場リスク要因に係る集中度及び細かい制限によって補完される。当グループのトレーディング業務は、複合された市場リスク制限に服する。これらの制限では、市場の流動性及びボラティリティ、利用可能な業務遂行能力、及び評価の不透明さの程度を、また当グループのシングルネーム・エクスポージャーについては発行体の信用度を考慮している。
- トレーディング市場リスクは、ポートフォリオのレベルで、統合ベースで管理される。リスク要因の感応度は、新規取引、取引の終了又は市場レベルの変動によって変化するため、リスク要因は限度を超えないように動的に再ヘッジされる。従って、トレーディング・ポートフォリオにおいて、当グループは通常、特定のポジションとそれに関連するヘッジを区別しない。

- 発行体リスクは、ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法に基づき、事業部門レベルで適用される制限によって管理される。ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法とは、当グループの最大デフォルト・エクスポージャー（債務不履行事由の場合の損失の回復はゼロと仮定する。）を測定するものである。
- 非トレーディング為替リスクは、グループ財務部門が管理する連結資本業務を除き、市場リスク制限に基づいて管理される。

当グループのマーケット&トレジャリー・リスク・コントロール部門の役割は、資金業務関連のリスク負担の許容度を定める全体的なリスクの枠組みを当グループ全体に適用することである。この枠組みの重要な要素は、BoDが定める、全体にわたる経済価値感応度の限度である。この限度は、パーゼル 普通株式等 Tier 1 (CET1) 自己資本に連動しており、金利リスク、為替リスク及び信用スプレッドから発生するリスクを考慮する。更に、受取利息純額の金利リスクの変動に対する感応度は、市場予想金利に基づき受取利息純額の見通し及び変動性を分析するために、当グループのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが定める目標に対して監視される。この限度はまた、当グループのCET1自己資本及びCET1自己資本比率における為替変動の影響のバランスを取るために、BoDによって定められる。非トレーディング金利及び為替リスクは、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

株式及び債券投資は、業務管理及びリスク管理部門による新規投資の事前承認並びに定期的な監視及び報告等の広範なリスク管理に服する。これらも、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

市場リスク・ストレス損失

下記に説明するVaRに加えて、当グループは、当グループの市場リスクを、非統計的な測定法及びこれに付随する限界という包括的な枠組みを通じて測定し、管理する。これには、極端ではあるが生じうる事象が発生した場合に生じる損失が当グループのリスク選好を超えないようにするために当グループが継続的に評価をする、広範囲に及ぶ一連のストレス・テスト及びシナリオ分析が含まれる。

流動性調整ストレス

当グループ全体の市場リスクに係るストレス損失を測定する当グループの主な手法は、LASである。LASの枠組みは、一定のストレス・シナリオのもとで発生しうる経済的損失をとらえることを狙いとする。これは、一部は、下記に説明するように、管理及び規制上のVaRに用いられる標準的な1日間及び10日間の保有期間という仮定を、流動性調整保有期間に置き替えることによって達成される。その次に、特定のシナリオにより得られた流動性調整保有期間にわたり、予想市場動向に基づいてポジションにショックをかける。

LASに用いられる保有期間は、ストレス環境における主要なリスク要因各々におけるポジションのリスクを減少又はヘッジするのにかかる時間を反映して調整されるが、その際、当該ポジション限度を最大限まで利用するものと仮定する。当グループは、危険の認定及びそれに対する反応は必ずしも即時ではないという事実を反映して、観測された流動性レベルを問わず、最低保有期間も適用する。

予想市場動向は、過去の事由の分析に基づく過去の市場行動と、過去に発生したことの無い、決められたシナリオを考慮した将来予測に関する分析を組み合わせ導き出される。

LASに基づく限度は、当グループ、事業部門、グループ財務部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ、事業領域及びサブ・ポートフォリオといった、多くのレベルで利用される。更に、LASは、当グループの総合ストレス・テストの枠組みの中核的な市場リスク要素を構成し、それゆえに当グループの全体的なリスク許容度の枠組みにとって不可欠である。

バリュー・アット・リスク

VaRの定義

VaRは市場リスクの統計的測定法であり、設定された信頼水準において、定められた期間（保有期間）にわたり、潜在的に発生しうる市場リスクによる損失を表す。この測定法では、定められた期間中に当グループのトレーディング・ポジションに変更がないことを前提としている。

当グループはVaRを、日次ベースで算出する。VaRを導き出すための損益の分配は、当グループ内部で開発されたVaRモデルによって生成される。当該VaRモデルでは、当グループのトレーディング・ポジションの感応度が高いリスク要因の保有期間にわたるリターンをシミュレーションし、その後、かかるリスク要因のリターンが当該トレーディング・ポジションに与える損益を数値化する。一般金利、為替及びコモディティの

リスク要因の区分に関連するリスク要因のリターンは、過去5年間を考慮に入れて、純粋なヒストリカル・シミュレーション法に基づいて決定される。株価や信用スプレッドといった特定の発行体ベースのリスク要因に係るリスク要因のリターンは、ファクター・モデル手法を用いて、システムティック要素、残差要素、及び発行体固有の要素に分解される。システムティック・リターンは、ヒストリカル・シミュレーションに基づいて、残差リターンは、モンテカルロ・シミュレーションに基づいて算定される。VaRモデルの損益分配は、当グループが常にシステムティック・リスク及び残差リスクを捕捉するような方法で、システムティック・リターンと残差リターンの合計から導き出される。リスク要因間の相関は、ヒストリカル・シミュレーション法を通して黙示的に捕捉される。リスク要因のリターンのモデリングにおいて、当グループは、リスク要因のヒストリカルな時系列変動の定常性資産を考慮する。あるリスク要因の区分内のリスク要因の定常性資産に応じて、当グループは、絶対リターン又は対数リターンを用いて、当該リスク要因のリターンをモデル化する。リスク要因のリターンの分配は、隔週ベースで更新される。

当グループのVaRモデルは十分な再評価能力を持つものではないが、当グループは、当グループのフロントオフィス・システムから十分な再評価グリッド及び感応度を得ており、これによって重要な非線型損益の影響を捕捉することが可能となっている。

当グループは、信頼水準及び保有期間の違いを考慮するが、内部管理及び市場リスクに係るリスク加重資産(RWA)の決定の両方の目的に単一のVaRモデルを使用する。内部管理上は、当グループはリスク限度を設定し、保有期間を1日、信頼水準を95%としてVaRを用い、当グループのトレーディング業務に関連するリスクを考慮する方法に合わせて、リスク・エクスポージャーを測定する。パーゼル基準に基づく市場リスクに係る規制資本を実証するために使用される市場リスクの規制上の測定では、信頼水準を99%、保有期間を10日とする測定が義務づけられている。保有期間を10日とするVaRの計算において、当グループは10日間のリスク要因のリターンを採用し、それによって全ての観測値が均等に加重される。

また、母集団は、管理上と規制上のVaRとは若干異なる。規制上のVaR中の母集団は、規制上のVaRに含める所要要件を満たしている。管理上のVaRは、ポジションのより広い母集団を含む。規制上のVaRは、例えば、証券化ポートフォリオからの信用スプレッドを除外し、それらは規制上、証券化アプローチに基づいて扱われる。

当グループは、市場リスクRWAの計算においては、ストレスのかかったVaR(SVaR)も用いる。SVaRでは、規制上のVaRと同じ手法を広く採用し、同じ母集団、保有期間(10日間)及び信頼水準(99%)を用いて計算される。しかしながら、規制上のVaRとは違って、SVaRにおいて対象とする過去のデータ・セットは5年間に限定されていないが、代わりに、2007年1月1日から現在までの期間に及ぶ。SVaRを導き出すには、2007年1月1日から現在までの期間に該当する1年単位の見直し全てに渡って、現在のグループ・ポートフォリオに関する10日間の保有期間の最大VaRを求める。SVaRは毎週計算される。

当年度の管理上のVaR

当グループは引き続き管理上のVaRを低い水準で管理し、VaRの平均値は前年度の1,200万米ドルから1,100万米ドルに減少した。

VaRの限界

実際に実現した市場リスク損失は、様々な理由により、当グループのVaRが示唆する損失と異なることがある。

- VaR測定は、指定された信頼水準に基づいて行われ、かかる信頼水準を超える潜在的な損失を示すことはできない。
- 規制上のVaR測定における保有期間を内部管理目的では1日、規制上のVaRにおいては10日とした場合、指定期間内に決済又はヘッジできないポジションの市場リスクを完全にとらえることはできない。
- 一定の場合のVaRの算出では、ポジション及びポートフォリオの価値に係るリスク要因の変動による影響を概算することとなる。これは、VaRモデルに含まれるリスク要因の数がやむを得ず制限されるためである。
- 極端な市場変動の影響については、非線型リスク感応度並びに実際のボラティリティ及び相関レベルがVaRの算出で用いた前提と異なりうることから、概算に誤りが生じる可能性がある。
- 過去5年間を対象とすることによって、過去5年未満の期間を対象とした観測よりも、市場ボラティリティの急激な上昇がVaRの増加に適時に反映されない傾向があるが、かかる上昇は、より長期において

は当グループのVaRに影響を与える。同様に、ボラティリティが上昇した期間の後に市場が安定すると、VaR予想は、過去の観測期間の長さに影響された期間については、更に保守的にとどまる。

SVaRには、上記のVaRで述べたのと同じ限界があるが、1年間のデータ・セットを使用することにより、VaRにおいて5年間のデータ・セットが使われる場合の平準化の効果を回避し、過去5年間を対象とせず、より長期の過去の潜在的損失事由について規定する。従って、著しいストレスにさらされた2007年から2009年の期間は、管理上及び規制上のVaRが対象とする過去5年の期間には含まれていないが、SVaRではこのデータ・セットを利用し続けることができる。この手法は、市場リスクに係る自己資本規制の景気循環増幅効果を削減することをねらいとしている。

当グループは、いかなる測定法も、単独ではポジション又はポートフォリオに伴うリスクの全体を網羅することはできないことを認識している。そのため、当グループはリスクの識別及び測定の実質的な完全性を確保しようとする総体的な枠組みを構築するために、重複する特性及び補足的な特性の双方を有する一連の多様な測定基準を用いている。統計的なリスク総額の測定として、VaRは、流動性調整ストレス及び総合ストレス・テストの枠組みを補完する。

当グループは、当グループのVaRモデルでは完全にとらえることができない潜在的リスクを認識し、数値化するための枠組みも有している。当グループは、これらのリスクを、VaRに含まれないリスクと呼んでいる。この枠組みは、規制資本におけるこれらの潜在的リスクを実証するために用いられ、規制上のVaRとストレスVaRの倍数として算出される。

VaRのバック・テスト

VaRのバック・テストは、ある1日の推定VaRを、かかる日の実際の損益(P&L)と比較する業績測定プロセスである。当グループは、規制上のVaRに含まれる母集団に対し、信頼水準99%及び保有期間1日としてバック・テスト上のVaRを計算する。UBSにおいて、99% VaRはP&L分配の下端部分に対応するリスク測定法と定義付けられているため、信頼水準99%としたバック・テスト上のVaRはマイナスの数値となる。同種同士の比較を提供するため、バック・テスト上の収益は、評価性引当金、報酬及び手数料等の非トレーディング収益並びに日中取引の収益を除いて計算される。バック・テスト上の収益が前日のバック・テスト上のVaRを下回る場合に、バック・テストの超過事象が発生する。

統計的に、信頼水準を99%とすると、年間2件又は3件のバック・テストの超過事象が予期される。超過事象が4件を超える場合は、期間を延ばしても超過事象が少なすぎる場合と同様、VaRモデルが適切に機能していないことを意味する可能性がある。しかしながら、上記のVaRの限界で述べたように、過去5年間と比較して市場ボラティリティの急激な増減によって、超過事象の回数がそれぞれ増減することがある。従って、UBSグループレベルでのバック・テストの超過事象は、バック・テスト上の超過利益と同様に調査対象となり、その結果は事業グループの上級役員、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及びグループ・チーフ・マーケット&トレジャリー・リスク・オフィサーに対して報告される。バック・テストの超過事象は、内部監査人及び社外監査人、並びに関連する規制機関にも報告される。

実際のトレーディング収益には、バック・テスト上の収益に加え、日中取引の収益が含まれている。

250営業日中のバック・テストの超過事象の件数は当年度末までに2件から0件に減少した。市場リスクRWAの算定に用いるFINMAのVaR乗数は、2019年12月31日現在、3から変化はなかった。

VaRモデルの確認

上記で述べられた規制目的上のバック・テストに加え、当グループは内部モデル確定の目的でバック・テストを延長している。これにはモデルのパフォーマンスが末端部分だけでなく、損益全体並びに事業部門内及びコーポレート・センターのヒエラルキー内の複数レベルにわたるものであるかの確認も含まれる。

2019年度のVaRモデルの推移

当グループは2019年度中にVaRモデルに重要な変更を加えていない。

将来的な市場リスクに関連する自己資本の展望

2019年1月、バーゼル銀行監督委員会は、市場リスクに係る最低自己資本要件の最終的な規則（トレーディング勘定の抜本的見直し）を公表した。スイスにおけるバーゼルの採用のタイムラインによれば、新しい基準は早くとも2023年1月1日に施行される見込みである。

改正後の市場リスクの枠組みには、（ ）モデル承認及びパフォーマンス測定プロセスの変更を含む、内部モデルに基づく手法の変更、（ ）内部モデルに基づく手法の信頼できるフォールバックとなることを目指した標準的手法の変更及び（ ）トレーディング勘定とバンキング勘定との境界の変更が含まれる。UBSは、適用目的についてより具体的な話し合い及び市場リスクに備えた自己資本体制へのスムーズな移行のためにFINMAとの緊密な対話を継続する。

バンキング勘定における金利リスク

当グループにおけるバンキング勘定の金利リスクの開示に関する変更

バーゼル銀行監督委員会による2016年の基準に基づき、FINMAは、バンキング勘定の金利リスク（IRRBB）の計測、管理、モニタリング及び統制のための最低基準に定める通達「2019/2金利リスク - 銀行」の改正を公表した。この通達は2019年1月に発効し、強化された第3の柱に基づく開示は、当グループの2019年6月30日の第3の柱に関する報告から初めて適用された。

当グループは、当グループの財務報告書におけるIRRBBの開示について新しい第3の柱に基づく開示要件との整合性を取った。特に、資本の経済的価値（EVE）感応度は、通達においてFINMAが定義する6つの規制金利ショック・シナリオに基づき評価される。これは通貨別であり、下限は設けられていない。

バンキング勘定における金利リスクの発生源

IRRBBは、銀行貸出金及び前渡金、顧客貸出金及び前渡金、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、償却原価で計上される金融資産、顧客預金、償却原価で測定される社債、及びデリバティブ（キャッシュ・フロー・ヘッジ会計のために利用されたデリバティブを含む。）の貸借対照表のポジションから発生する。かかるポジションは、会計処理によっては、その他の包括利益（OCI）又は損益計算書に影響を与える可能性がある。

当グループで最大のバンキング勘定の金利エクスポージャーは、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門における顧客預金及び融資商品から発生する。固有の金利リスクは、コーポレート・センターで集中的に管理するため、通常グローバル・ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門からグループ財務部門に移転される。これにより、異なる発生源からの金利リスクとのネットティングも可能にしながら、発生源となる事業にコマーシャル・マージン及びボリュームの管理を託すことができる。残余金利リスクは、主に金利スワップでヘッジされ、その大部分にはヘッジ会計が適用される。公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産として分類された短期エクスポージャー及び高品質流動資産は時価ベースで計上されるデリバティブでヘッジされる。長期固定利付債は、公正価値のヘッジ会計関係で指定される金利スワップでヘッジされる。

リスクマネジメント及びガバナンス

IRRBBはいくつかの測定基準を用いて測定されており、その中で最も関連性のあるものは下記の通りである：

- 会計処理に関係なく、将来のキャッシュ・フローの現在価値の変化として計算される、イールド・カーブの平行移動に対する金利感応度。これらは、バリュー・アット・リスクやストレス・シナリオ（EVE感応度を含む。）のような統計的及びストレスに基づく測定の主要なリスク要因でもあり、毎日測定及び報告される。EVE感応度とは、通貨間のネットティング後、規制上最も不利益な金利シナリオから生じるエクスポージャーのことである。規制上の手法に加えて、当グループは、株式、のれん、不動産及びその他Tier 1（AT1）資本性商品を含む、内部的なEVE感応度測定基準を適用する。
- 受取利息純額（NII）感応度は、設定期間の範囲におけるNIIの変化をNIIのベースラインと比較して評価する。NIIのベースラインは、全ての通貨の金利が、そのマーケット・インプライド先物レートに従って展開し、一定の業務取扱残高があり、かつ特定の管理上の行動はないという前提で内部的

に計算される。内部NII感応度は中央銀行に保有されている現金からの抛出を含み、第3の柱の開示要求とは異なり、月次で測定及び報告される。

当グループは、EVE感応度を当グループが設定したリスク限度内に抑えつつ、NIIの変動を低減することを目的として、IRRBBを積極的に運用している。

EVE感応度及びNII感応度は、連結ベース及び重要な法人レベルの両方において、限界及びトリガーと照らし合わせて監視されている。また、平行及び非平行の金利シナリオ並びに特定の経済シナリオを組み合わせ、ストレス状況下におけるEVE感応度及びNII感応度を評価する。

グループ資産・負債管理委員会（ALCO）の下部組織であるバンキング勘定の金利リスク戦略委員会及び法人レベルのALCO（関連ある場合。）は、IRRBBの運営に対する独立した監督機能を果たしている。IRRBBはまた、本グループの内部監査及びモデルガバナンスに服する。

主要なモデルの仮定

EVE感応度の算出に用いた顧客預金及び融資商品のキャッシュ・フローは、コマーシャル・マージン及びその他のスプレッド部分を除外し、営業日毎に集計され、リスクフリーレートを用いて割引かれている。当グループの外部の発行は、UBSのシニア債カーブを用いて割引かれ、資本性商品は最初の早期償還日までにモデル化される。NII感応度は、貸借対照表の構成と業務取引高が一定である仮定の下、1年間の期間で計算され、組込金利オプションのフロア効果を考慮している。

満期のない預金及び貸出金の平均的なリプライシングの満期は、商品マージンを保護するように設計された複製ポートフォリオ戦略によって決定される。最適な複製ポートフォリオは、実社会の市場金利モデルを、シミュレーション並びに歴史的に調整された顧客金利及び取引高のモデルに適用することによって、通貨固有及び商品固有の細かな水準で決定される。

当グループは、UBSバンクUSAの米国モーゲージ・ローン並びにUBSアメリカズ・ホールディングLLC（連結）の様々な流動性ポートフォリオに保有されるエージェンシー・モーゲージ証券（MBS）の繰り上げ返済率を予測するために、計量経済の繰り上げ返済モデルを用いている。これらの繰り上げ返済率は、様々なマクロ経済シナリオのもとで、モーゲージ・ローン残高及びMBS残高の両方を予測するのに用いられる。繰り上げ返済モデルは、リスク管理や規制上のストレス・テスト等、様々な目的に利用されている。スイスの抵当権と固定期間預金は、繰り上げ返済と期限前償還の罰則により、通常、同様のオプション性を持たない。

株主資本及びCET1自己資本に係る金利更改の効果

公正価値で保有する商品について、金利更改は、損益計算上又はOCIを通じてのいずれかにおいて即時に公正価値の損益をもたらす。概して、金利の上昇は、当グループの公正価値で保有する長期資産の価値を即時に減少させることとなるが、当グループは、かかる減少は当グループの中核のバンキング商品に係る受取利息純額（NII）の増加によって時間をかけて相殺されるものと考えている。

償却原価で計上される資産及び負債については、金利更改によって金融商品の帳簿価格に変化が生じることはないが、受取利息及び損益計算書に計上される費用には影響を与える可能性がある。

会計処理が異なるだけでなく、当グループのバンキング勘定ポジションは、イールド・カーブ上の異なるポジションに対する感応度も異なる。例えば、当グループの債券のポートフォリオ（償却原価又は公正価値で計上されるかにかかわらず。）及び金利スワップ（キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されているか、経済的ヘッジとして取引されているかにかかわらず。）は、全体として、長期デュレーションの金利の変化により敏感であるが、当グループの預金及び当グループのNIIに帰属する貸出金の重要な部分は、短期金利の方により敏感である。これらの要因は、イールド・カーブが平行に移動できず、例えば当初は急勾配を示し、その後に時間をかけてフラット化する可能性があるため、重要である。

上記の会計処理及びイールド・カーブ感応度により、レートの上昇を示すシナリオにおいて、当グループは、OCIにおいて認識される公正価値の損失の結果、当初、株主資本の減少を認識するものと予期している。このことは、金利の上昇がとりわけイールド・カーブのショート・エンドの方（短期の方）に影響を及ぼしていくと同時に、NIIの増加によって時間をかけて埋め合わせがなされる。CET1自己資本への影響は、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金利スワップ上の損益が規制資本目的において認識されないため、はっきり言えない。公正価値での測定を指定された商品についての公正価値の損失は、経済的ヘッジにより相殺されることが予想される。

受取利息純額の感応度

2019年度末において、グローバル・ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の受取利息純額の感応度は下記のシナリオの下に評価された。

- ネガティブ金利：イールド・カーブが100ベース・ポイントマイナスの平行移動（ゼロ・フロアの適用なし）を示し、その結果、マイナス又は更なるマイナスとなる可能性がある。
- ブル・フラットナー金利：全ての通貨におけるイールド・カーブが長期金利の場合に急降下する（短期金利の場合は小幅な降下）：3ヶ月未満の満期については-70ベース・ポイント、3年満期については-100ベース・ポイント、そして10年以上の満期については-130ベース・ポイントである。
- ブル・スティープナー金利：全ての通貨におけるイールド・カーブが短期金利の場合に急降下する（長期金利の場合は小幅な降下）：3ヶ月未満の満期については-130ベース・ポイント、3年満期については-100ベース・ポイント、そして10年以上の満期については-70ベース・ポイントである。
- ベア・スティープナー金利：全ての通貨におけるイールド・カーブが長期金利の場合に急上昇する（短期金利の場合は小幅な上昇）：3ヶ月未満の満期については+70ベース・ポイント、3年満期については+100ベース・ポイント、そして10年以上の満期については+130ベース・ポイントである。
- ベア・フラットナー金利：全ての通貨におけるイールド・カーブが短期金利の場合に急上昇する（長期金利の場合は小幅な上昇）：3ヶ月未満の満期については+130ベース・ポイント、3年満期については+100ベース・ポイント、そして10年以上の満期については+70ベース・ポイントである。
- 平行移動+100ベース・ポイント：全てのイールド・カーブが100ベース・ポイントプラスの平行移動を示した。
- 安定したレート：全てのレートが現状の水準を維持する。

安定したレートのシナリオを除き、全てのシナリオにおいて衝撃の直後はそれぞれのシナリオの市場インプライド・フォワード・レートに沿って金利が変動する。

分析の結果は、NIIのベースラインと比較された。NIIのベースラインは、全ての通貨の金利が、その市場インプライド・フォワード・レートに従い、一定の業務取扱残高及び特定の管理活動はないという仮定の下で変化する前提で計算される。1年の期間で計算されたシナリオのうち最も不利益なシナリオは「ブル・スティープナー金利」であり、NIIベースラインへの影響値は、約9%の悪化であった一方、最も有益なシナリオは「ベア・フラットナー金利」で、NIIベースラインを約10%改善させた。上記のシナリオ分析に加え、当グループは、一定の業務取扱残高及び構造の下で変化する前提で計算される定義された基準値レベルと比較した、瞬時の-200及び+200の平行移動ショックに対するNII感応度も観察している。

2019年12月31日現在、NIIのベースラインは-200の平行移動ショックの下では約16%低くなったと考えられ、他方で+200の平行移動ショックの下では約23%高くなったと考えられる。

特にスイス・フランの持続する低金利及びマイナス金利環境から当グループのNIIの水準を守るため、当グループは、当グループの金利連動商品のプライシングの適切な追加調整と共に、グローバル・ウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の預金ベースを通じた融資業務の自己資金調達に依拠する。かかる貸借対照表の平衡を例えば、当グループのモーゲージ・ローン又は預金のいずれかが当グループのピアに対しても魅力のない価格設定等で失った場合、持続する低金利又はマイナス金利環境下において、当グループのNIIの減少を招く可能性がある。当グループは一定の業務取扱高を仮定しているため、これらのリスクは上記の金利シナリオには反映されていない。

更に、低金利又はマイナス金利環境が持続又は悪化した場合、当グループのNIIに更なる圧力がかかり、当グループは、スイス・フランの適格流動資産ポートフォリオを維持するための追加費用が必要となる可能性がある。例えば、当グループの預託者に費用の一部を転嫁する等の方法で当グループの現金保有高に関する高額な費用は相殺できないため、スイス国立銀行の銀行向け預金免税限度の引き下げにより当グループの受取利息純額が減少する可能性がある。ユーロの金利が著しく低下して更にマイナスになった場合も同様に、当グループの流動性費用も増加し、ユーロ建ての貸出金及び預金から発生した当グループのNIIが圧力を受けることになる。全体的な経済及び市場状況により、大幅なマイナス金利又はマイナス金利の持続は、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の

顧客の負債の返済及び当グループに預金として預ける金額のうちの、余分な金額を減少させる原因にもなる。これにより潜在的な業務取扱高が減少し、当グループのNIIも共に低下する。

預金の純減少による、受取利息純額の影響は、マイナスのイールド流動性ポートフォリオの減少により相殺され、又は代替的な資金調達を要求するため、通貨、通貨の金利水準並びに貸借対照表の状況を含む、様々な要因に依拠する。代替的な資金調達の場合、費用も代替資金調達の期間及び性質、かかる資金調達がホールセール市場において調達されるのか、他通貨建ての利用可能な資金とのスワップで調達されるのか等、様々な要因に大きく依拠する。他方、過剰な預金ポジションの原因となる不均衡に対しては、マイナスのイールドにおいての追加の投資が必要となるが、当グループの過剰預金残高処理の構造上、十分に相殺できない可能性がある。

経済価値感応度

バンキング勘定における金利リスクは異常値の銀行を特定するために、Tier 1資本の15%の規制上の基準に従う。エクスポージャーは、FINMAの6つの金利シナリオのうち、最もネガティブなシナリオにおけるバンキング勘定の現在価値の理論的な変化として算定される。

2019年12月31日現在、当グループのバンキング勘定のイールド・カーブにおける+1ベース・ポイントの平行移動に対する金利感応度は、約マイナス2,510万米ドルであった。報告された金利感応度からは、FINMAの第3の柱の開示要件に基づきAT1資本性商品が除外され、また、スイス・フランではベース・ポイントあたり約400万米ドル、米ドルではベース・ポイントあたり約1,500万米ドルのモデル化された感応度を有する当グループの資本、のれん及び不動産が除外されている。

EVEに関するFINMAの6つの金利シナリオのうち最も不利益なシナリオは、株式の経済価値にマイナス50億米ドルの変化をもたらす平行上昇シナリオであった。これはTier 1資本の15%の規制上の異常値テストを大きく下回る、Tier 1自己資本の9.6%の試算減である。2019年12月31日現在のTier 1自己資本に対する平行上昇シナリオの即時的な効果は、1.3%の低下、すなわち7億米ドルの減少である。これは、損益を通じた公正価値で測定される当グループのバンキング勘定の一部及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産から生じている。しかし、このシナリオは受取利息純額にプラスの効果をもたらしたであろう。

その他の市場リスク・エクスポージャー

自己の信用

当グループは、公正価値での測定を指定された金融負債の評価に反映される当グループの自己の信用の変化にさらされている。この評価においては、当グループの自己の信用に係るリスクは市場参加者によって考慮される。当グループはまた、自己のクレジットをデリバティブの価値に組み入れるために負債評価調整(DVA)を見積もる。

構造的為替リスク

連結では、海外事業において保有されている資産及び負債は、財務諸表日付における最終の為替レートにより米ドルに換算される。外国為替変動による、米ドル以外の資産及び負債の価値の変動(米ドル換算)はOCIにおいて認識され、それゆえに株主資本及びCET1自己資本に影響を及ぼす。

グループ財務部門は、資産及び負債の組み合わせによる資金調達並びに純投資ヘッジを含め、この為替エクスポージャーを管理する戦略を採用している。

株式投資

2019年12月31日付で国際財務報告基準(IFRS)に基づき、トレーディング勘定に含まれない株式投資は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産又は関連会社投資に分類される場合がある。

当グループは、様々な目的で、様々な事業体への直接投資及び上場・非上場会社の持分の取得を行う。これには、当グループの事業活動を支えるために保有されるその他の投資(取引所会員及び決済機関メンバーシップ等)が含まれる。当グループは、当グループが管理するファンドについては、当該ファンドの設定時に資金を提供若しくは当初資金を投入する目的又は当グループの利益と投資家の利益が合致していることを証明する目的で投資を行うこともある。当グループは、自ら顧客に販売したファンドから証券及び受益証券を購入し、また契約要件により購入することもある。

株式投資の公正価値は、各投資固有の要因の影響を受ける傾向にある。株式投資は、通常、中長期での保有が意図され、ロックアップ契約に従うことがある。これらの理由により、当グループは、通常、これらのエクスポージャーを、トレーディング活動に適用される市場リスク測定を利用して管理しないが、これらの株式投資は、経営幹部及びリスク・コントロール部門による新規投資の事前承認、ポートフォリオ及び集中度の制限等の様々な範囲の統制並びに定期的な監視及び報告の対象とされる。また、これらは、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準にも含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

2019年12月31日現在、当グループは、合計24億米ドルの株式投資を行っており、うち13億米ドルは公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類され、11億米ドルは関連会社投資に分類された。これは概して前年度から変化がなかった。

債券投資

2019年12月31日現在、OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に分類される債券投資は公正価値で測定され、公正価値における変動は資本を通じて計上され、主として法律上、規制上、又は流動性を理由として保有されるマネー・マーケット商品及び債務証券に広く分類することができる。

OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に分類された負債性商品に適用されるリスク統制の枠組みは、商品の性質と保有目的により異なる。当グループのエクスポージャーは、市場リスク制限に組み入れられ、又は特別な監視を受ける可能性及び金利の感応度分析を受ける可能性がある。これらはまた、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に分類された債券投資は、2019年12月31日現在、公正価値で63億米ドルであった。これに対し、2018年12月31日現在は、公正価値で67億米ドルであった。

年金リスク

当グループは、過去及び現在の従業員向けに年金制度を多数提供しているが、その一部はIFRSに基づき確定給付年金制度として定義されている。これらの確定給付年金制度は当グループのIFRS資本及びCET1自己資本に重大な影響を及ぼす可能性がある。

今後、予想年金支払額を満たすため、各制度は従業員及び雇用者による拠出を様々な資産に投資する。年金制度の資金状況はこれらの資産の公正価値と年金制度加入者に対する予想年金支払額の現在の価値との差、すなわち確定給付債務である。

年金リスクは、確定給付年金制度の資金状況が悪化した場合に当グループのIFRS資産及び/又はCET1自己資本に悪影響を与えるリスクである。かかるリスクは制度資産又は投資収益の価値の低下、確定給付債務の増加若しくは上記の組み合わせで発生する。

制度資産の公正価値に影響を与える重要なリスク要因には、とりわけ、株式市場収益、金利、債券利回り及び不動産価格が含まれる。予想年金支払額の現在価値に影響を与える重要なリスク要因には、高水準の債券利回り、金利、インフレ率及び平均寿命が含まれる。

年金リスクは、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。潜在的な影響は、従って、ストレス後の当グループのCET1自己資本の計算において確認することができる。

UBS自己株式エクスポージャー

グループ財務部門は、従業員株式報酬及び出資持分に関連する将来の株式交付義務のヘッジを目的として、UBSグループAG株式を保有している。更に、インベストメント・バンク部門は、主にUBSグループAG株式及び関連するデリバティブのマーケット・メーカーとして、また一定の発行済みの仕組債券をヘッジするために、少数のUBSグループAG株式を保有している。

当グループは、2018年3月に株式買戻しプログラムを開始した。当グループは、スイスの規則に従って、2021年3月までに株式買戻しプログラムを通じてUBSグループAG株式を最大で総額20億スイス・フラン買戻す可能性がある。2019年度中、当グループは総額8億スイス・フラン（8億600万米ドル）の株式を取得した。2018年度及び2019年度に買戻された株式に係る対価の総額は15億5,000万スイス・フラン（15億6,700万米ドル）であった。当グループの資本還元方針に従い、当グループは現在のプログラムを完了した後、追加の買戻しプログラムを設定する予定である。株式買戻しプログラムを通じて取得する株式は、資本金減少の目的で買戻される。UBSグループAG株式の株主が取消を承認するまでの間、株式買戻しプログラムを通じて取得された株式はグループ財務部門にて管理される。

カントリー・リスク

カントリー・リスク対応策

カントリー・リスクには、国家の法域内で起こる当該国特有の全ての事象が含まれ、当該リスクはUBSのエクスポージャーの減損を招く可能性がある。カントリー・リスクは、財政的責任を履行する政府の能力及び意欲に係るソブリン・リスク、発行体若しくはカウンターパーティが中央銀行の外国為替振替における一時停止を受けて外貨を取得できない場合に生じるトランスファー・リスク、又は「その他の」カントリー・リスクの形を取ることがある。「その他の」カントリー・リスクは、一方では増加した複数のカウンターパーティ及び発行体のデフォルト・リスク（システムミック・リスク）により、また他方で、政治の安定又は制度的枠組み及び法的枠組みに影響を及ぼす負のショック等の国家の状況に影響を及ぼしうる事象により生じる。当グループは安定したリスク統制の枠組みを維持しており、かかる枠組みを通して当グループは、当グループがエクスポージャーを有する全ての国のリスク・プロファイルを評価する。

当グループは各外国に対して、当該国家が自身の外貨建ての金融債務につき債務不履行となる可能性を示すソブリン格付を付与する。当グループの格付は、本項の「デフォルト確率」の項に記載される、統計的に導出されたデフォルト確率により表示される。こうした内部の分析に基づき、当グループは送金事象が発生する確率も明確にし、「その他の」カントリー・リスクの側面を各国に所在する事業体のカウンターパーティ格付の分析にどのように組み込むべきかということに関して規則を制定する。

外国に対する当グループのリスク・エクスポージャーにおいては、それらの国々に与えられた信用格付が考慮されている。カントリー・リスク・シーリング（すなわち、エクスポージャー合計の上限）は、該当する外国のカウンターパーティ又は証券及び金融商品の発行体に対する当グループのエクスポージャーに適用される。当グループは、あるカウンターパーティについて、カントリー・リスク・シーリングがなければエクスポージャーを引き受けられる場合でも、信用供与、取引商品の取引、及び証券ポジションを、カントリー・リスク・シーリングに基づいて制限することがある。

カントリー・リスクの内部測定及び統制のため、当グループは、国家の危機の発生前、発生中、及び発生後に生じる市場の混乱について、その財務上の影響も検討する。市場の混乱は、ある国の債券・株式市場若しくはその他の資産市場の大幅な悪化、又は通貨の急落という形をとる場合がある。当グループは、国家の深刻な危機による潜在的な財務上の影響額を評価するために、ストレス・テストを使用している。これには、総合ストレス・テストのための妥当なストレス・シナリオの開発、危機事由が発生する可能性がある国の特定、潜在的損失額の算定、並びに関連信用取引の種類に応じた回収率及び影響を受けた国の経済的な重要性に関して仮定を行うことが含まれる。

当グループの市場リスクに対するエクスポージャーは、総合ストレス・テストにも使用される主要なグローバル・シナリオをカバーする標準ストレス・テストの対象でもあり、当該テストにおいて当グループは、全ての関連する国々における株式指数、金利及び為替レートに対して市場にショックを与える要因を適用し、金融商品の潜在的流動性を考察する。

カントリー・リスク・エクスポージャー

カントリー・リスク・エクスポージャーの測定

カントリー・リスクのプレゼンテーションは、当グループ内部のリスク見解に基づく。当グループ内部のリスク見解において、エクスポージャーの測定基準は、当グループが自身のエクスポージャーを分類している商品カテゴリーに基づく。本項の「当グループの信用リスク・プロファイル」の項において定義されているバンキング商品及び取引商品へのエクスポージャーの分類に加えて、当グループは、社債や株式等の有価証券に関する発行体リスクの他に、デリバティブ・ポジションに係る原参照資産に関するリスクをトレーディング滞留資産内に分類している。後者のリスクには、当グループが売買する信用プロテクション、販売開始前のローン又は証券引受コミットメント及びシンジケーション向けの単一株式マージン貸出に関連するものが含まれる。

当グループは純額でトレーディング滞留資産を管理することから、同一の原発行体のロング・ポジションの価値をショート・ポジションとネットしている。しかしながら、ネット・エクスポージャーは、表示された数値においては発行体ごとにゼロまで低下する。そのため、当グループは一定のヘッジ及び発行体全体のショート・ポジションの潜在的相殺利益を認識しない。

当グループは、ヘッジ前エクスポージャーとしてカントリー・エクスポージャーを報告する際には、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果及び現金又は多様な市場性のある有価証券のポートフォリオの形で保有された担保（これらは、基準となるエクスポージャーの正値から控除される。）を除き、予想回収金額を認識しない。バンキング商品及び取引商品において、信用プロテクションのリスク軽減効果は、ヘッジ後エクスポージャーを決定する際に、想定ベースで考慮に入れられる。

カントリー・リスク・エクスポージャーの分配

通常、エクスポージャーは、契約上のカウンターパーティ又は証券の発行体の居住地である国に対して示される。資産又は収益源といった経済的財産を主に異なる国に有するカウンターパーティに関して、エクスポージャーは、かかる発行体のリスク所在地に分配される。

これは例えば、金融オフショア・センターに設立された法人で、その主要な資産及び収益が居住地である国の外に流れている場合である。当グループが第三者保証又は担保を保有するエクスポージャーについても同様の原則が適用される。このような場合、原有価証券の保証人若しくは発行体いずれかの居住地である国に対するエクスポージャー、又は担保資産がある国に対するエクスポージャーを報告する。

当グループは、その法人の居住地以外の国にある銀行の支店に対するバンキング商品エクスポージャーには特別なアプローチを適用する。このような場合、エクスポージャーは、そのカウンターパーティの居住地である国に対して全額記録され、追加で支店がある国に対して全額記録される。

デリバティブの場合、当グループは、カウンターパーティの居住地である国に対する、再調達価額 - 借方（PRV）に付随するカウンターパーティ・リスクを（取引商品において）示す。更に、原参照資産の価値の瞬間的なゼロまでの低下（回復を想定しない。）に付随するリスクは、参照資産の発行体の居住地である国に対して（トレーディング滞留資産において）示される。このアプローチにより、当グループは、デリバティブから生じるカウンターパーティ及び該当する場合には発行体の双方のリスク要因を把握することができ、またこのアプローチは、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）及びその他のクレジット・デリバティブを含む全てのデリバティブに包括的に適用される。

基本的な例として、その居住地がX国であるカウンターパーティから購入した名目価値100のCDSプロテクションで、かつその居住地がY国である発行体の債務を参照するCDSプロテクションが20のPRVを有する場合、当グループは、（ ）（取引商品における）X国に対するCDSの公正価値（20）、及び（ ）（トレーディング滞留資産における）Y国に対するCDSのヘッジ利益（名目価値 - 公正価値）（ $100 - 20 = 80$ ）を記録する。購入したプロテクションの例においては、80のヘッジ利益は、同一の発行体により参照資産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーと相殺され、発行体ごとにゼロまで低下する。売却したプロテクションの場合、同一の発行体により参照資産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーに加えて、80のリスク・エクスポージャーとして反映される。資産のバスケットを参照資産とするデリバティブの場合、各参照事業体に対する発行体リスクは、当該事業体により発行された対応する参照資産の価値が瞬間的にゼロまで低下することを前提として、デリバティブの公正価値における予想変動として計算される。エクスポージャーはその後、発行体ごとにゼロを下限とするものの、発行体の居住する国ごとに合計される。

ユーロ圏主要国に対するエクスポージャー

周縁のヨーロッパ諸国に対する当グループのエクスポージャーは引き続き限定的であるが、当グループは、ユーロ圏における不利な展開の影響拡大の可能性について依然として警戒している。本項の「ストレス・テスト」の項で述べた通り、ユーロ圏の危機は、依然として、グローバル危機シナリオという総合ストレス・テストのための新たな必須の想定シナリオの中核的な部分であり、当グループのリスク選好の枠組みにおける最低自己資本、利益及びレバレッジ比率の達成目標に対するリスク・エクスポージャーの定期的な監視において最重要項目とされている。

CDSは当グループのトレーディング事業に関連して主に売買されているが、当グループのリスク・エクスポージャーの一部（特定のユーロ圏諸国に関連するリスク・エクスポージャーを含む。）をヘッジするためにも使われている。2019年12月31日現在において、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れることなく、当グループは、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル及びスペイン（GIIPS）に居住の発行体に関する名目元本総額60億米ドルのシングルネームCDSプロテクションを購入し、これらの同じ国々について名目元本総額70億米ドルのシングルネームCDSプロテクションを売却した。純額では、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れて、これは名目元本総額10億米ドルの購入及び名

目元本総額20億米ドルの売却に相当する。購入されたプロテクション総額は全て、投資適格カウンターパーティ（当グループの内部の格付に基づく。）から購入したもので、担保付であった。かかるプロテクションの大半はユーロ圏外に居住の金融機関から購入したものであった。GIIPSに居住のカウンターパーティから購入したプロテクション総額は5,000万米ドルであり、参照法人として同国に居住のカウンターパーティから購入したプロテクションはゼロであった。

契約上、支払は一定のシナリオ下においてのみ行われるので、信用破綻防止のためにCDSを保有することにより、必ずしもプロテクションの買手が損失から守られるわけではない。デフォルト・リスクのヘッジとしての当グループのCDSプロテクションの有効性は、CDSが引き受けられた契約条項を含む多くの要因の影響を受ける。通常、CDS条項により定義された信用事象（とりわけ、債務不履行、再編又は破産を含むことがある。）の発生によってのみ、購入された信用プロテクション契約に基づく支払が生じる。ソブリン債に係るCDS契約では、契約拒絶も債務不履行事由とみなされうる。信用事象が発生したか否かの判断は、CDS条項並びに当該事象を取り巻く事実及び状況に基づき、関連ある国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の決定委員会（多様なISDA加盟法人により構成される。）が下す。

新興市場国に対するエクスポージャー

ソブリン格付区分に基づけば、2019年12月31日現在の当グループの新興市場国へのエクスポージャーのうち、79%（2018年12月31日現在は84%）は投資適格であった。

当グループの中国に対する直接的な正味のエクスポージャーは、トレーディング勘定を中心に、前年比で16億米ドル減少し、47億米ドルであった。トレーディング滞留資産（公正価値で測定される。）は、引き続き当グループの中国に対するエクスポージャーの大部分を占めている。

オペレーショナル・リスク

主な動向

引き続きUBS及び金融業界全般にとってのリスクに関する主なテーマは、オペレーショナル・レジリエンス、行為規制及び金融犯罪である。

オペレーショナル・レジリエンスは依然として当グループの主要な関心事である。当グループの規制当局は最近、協議文書を発表し、この問題に焦点を当てたワーキング・グループを設立し、当業界は今後数年の新たな規制に対し準備を行っている。当グループは、事業の状況の変化、混乱及びストレス・シナリオに対する予測、準備及び対応を通じて、日常業務の実効性を維持する能力を継続的に向上させている。サイバーセキュリティ、テクノロジー、データ保護、サードパーティー・リスク管理及び事業継続管理は、オペレーショナル・レジリエンスの重要な要素である。当グループのサイバーセキュリティの目的は、国際基準に従って定められており、当グループのデータ保護及びプライバシーに関する基準は、適用される規制及び基準に合致するように設計されている。当グループは、刻々と変化すると共にますます巧妙になっているサイバー攻撃からUBSを防御する予防的検出策への投資を継続している。当グループは、（ ）サイバー攻撃の脅威及びデータ損失の特定及び対応の迅速化、（ ）従業員の研修及び行動、並びに（ ）アプリケーション及びインフラの安全性（脆弱性管理を含む。）を重視している。

全ての地域及び事業部門にて、サードパーティー・リスク管理のためのグローバルな方針と改善されたリスク・ベースの対応策を発展させ、展開してきた。UBSは、2019年度には、事業継続又はオペレーショナル・レジリエンスに係る重大な事象の影響を受けておらず、局所的事象が発生した場合も、事業継続手続により、従業員の安全性を確保し、大きな混乱もなく事業活動を継続することができた。

顧客にとって公正な結果を実現すること、市場の健全性を守ること、及び最高水準の従業員行為を育成することが当グループにとって極めて重要である。コンダクト・リスクの管理は当グループのオペレーショナル・リスク対応策の中心的な部分である。当グループは、引き続き、当グループの活動中にコンダクト・リスク対応策を効果的に定着させること、管理情報を充実させること、及び強固な企業風土を育む機運を維持することを重視し続けている。行為規制に関連する管理情報は、事業及び地域のガバナンスの段階において検討され、従業員の行為、顧客及び市場に関する指標を提供する。従業員の行為は、毎年の報酬に係る手続において主要な検討事項となっている。当グループのインセンティブ制度においては、行為規制に関連する行動と量的実績が明確に区別されており、そのため、財務目標に対する達成度は、当グループの従業員の実績評価を決定する唯一の要因ではない。更に、当グループは、引き続き、「優れた監督の原則」等の行動イニシアチブを遂行し、必修の法令遵守及びリスク研修を提供している。

低金利並びにスイスのFidleg、米国の最善の利益規則及びEUの金融商品市場指令（MiFID）等の主要な法改正プログラムが引き続き業界に大きな影響を与え、地理的連携ベースでプロセスを統制するための調整が要求されるため、適合性リスク、製品の選択、部門間のサービスの提供、アドバイスの質及び価格の透明性も、引き続きUBS及び当業界全体において重視が強まる分野である。当グループは、その適合性、製品及び利益相反統制の枠組みを定期的に監視して、かかる枠組みが当グループによる適用法令及び規制上の要請の遵守を促進するために合理的な設計になっているかどうかを評価する。

技術革新や地政学的情勢により事業を行う複雑さが増し、規制当局が高い関心を持ち続けているため、金融犯罪（マネーロンダリング、テロ資金調達、制裁違反、詐欺及び贈収賄を含む。）は引き続き大きなリスクとなっている。当グループにとって、依然として、効果的な金融犯罪防止プログラムが不可欠である。マネーロンダリングや金融詐欺の技術はますます巧妙になっている一方で、地政学的な不安定さのために制裁の状況がより複雑になっている。仮想通貨や関連する活動又は投資等、新たなリスクが顕在化している。

米国の通貨監督局は、2018年5月に、このリスク・カテゴリーに関連する、当グループに対する排除措置命令を出した。これを受けて、当グループは、全ての米国法人にわたる米国関連の銀行秘密法/マネーロンダリング防止（AML）問題の持続可能な改善を保證するための包括的なプログラムを開始した。UBSは2019年に大幅な改善策を実施しており、2020年も引き続きこれらの施策を実施する見込みである。

当グループはまた、AML、顧客確認（KYC）及びグローバルな規模での制裁の分野において、増加するリスク・プロフィールと規制当局の期待に対応するために、戦略的な強化にも注力してきた。これには、金融犯罪防止プログラムの一環として引き続き当グループの検出機能及び基幹システムに対する重要な投資が含まれる。当グループは、金融犯罪に対抗するために新たな技術を探究し、潜在的に疑わしい取引を特定するために自己学習システムを利用することにより、より洗練されたルールに基づく監視を実施している。更に、当グループは、情報の共有を強化し、金融犯罪の検出を向上させるために、公共部門の株主とのAMLにおける官民協力体制（法の執行を含む。）に積極的に参加を続ける。

クロスボーダー・リスクは、財政透明性に対する強い重視により、依然として、世界中の金融機関について規制当局が注目している分野である。世界経済の変化と、税務当局が恒久的施設（PE）に関する主張の際に要求を強めるようになっているという政治的圧力の結果として、PEに関連するリスクが増大している。これには、現在及び将来の潜在的な法的概念の遡及適用が含まれる。当グループは、当局にとってのこの最近の注力分野に対応するためにさらなる措置が必要かどうか、また、そのような措置とは何かを、積極的に評価している。

2018年度及び2019年度において、当グループは、リスク・テーマの体系的なレビューを実施し、持続可能な改善を推進するプログラムを開始した。これにより、オペレーショナル・リスクの問題のポートフォリオ全体が減少し、新たに発見された不備の数が減少した。この傾向は、オペレーショナル・リスクの問題を特定し、オーナーシップに対する説明責任を果たし、根本的な原因の解決に焦点を当てるための、より全体論的なアプローチを示している。

オペレーショナル・リスク対応策

オペレーショナル・リスクは当グループの事業に固有の部分である。損失は、不適切な若しくは不十分な社内手続、人員及びシステム又は外的原因により生じうる。オペレーショナル・リスクの定義には、コンダクト・リスクとコンプライアンス・リスクの両方が含まれる。UBSは、リスクと利益の一致の取れたバランスを実現するために、オペレーショナル・リスクの特定、管理、評価及び軽減を支援する当グループ全体の枠組みを定義している。

オペレーショナル・リスク対応策は、UBSにおけるオペレーショナル・リスクを管理及び統制するための要件を定めている。当該対応策は以下の柱に基づいている。

- オペレーショナル・リスク分類による固有リスクの分類（当グループの事業活動や外部要因の結果として生じうる重大なオペレーショナル・リスクの領域を定義する。）
- 統制評価プロセスによる統制の設計及び運営効果に対する評価
- 特定された統制上の不備についての積極的かつ持続的な改善
- 定量的指標及び基準値並びに定性的基準によるオペレーショナル・リスク選好の決定（オペレーショナル・リスク事象に対する当グループ及び事業部門レベルの財務オペレーショナル・リスク選好ステートメントを含む。）、リスク選好に対するリスク・エクスポージャーの評価

- リスク評価プロセスを通じた固有リスク及び残存リスクの評価並びに特定された不備に対処するために追加的な改善計画が必要かどうかの評価

部門の長及び説明義務を有する法人の経営幹部は、各分野におけるオペレーショナル・リスク管理の有効性と、フロントからバックオフィスまでの統制環境の頑健性についての責任を負う。グループ部門長は、グループ部門内の統制環境及びオペレーショナル・リスク管理について徹底した完全性と有効性を確認することにより、この責任の遂行において、当グループ法人の部門長及び説明義務を有する法人の経営幹部を支援する責任を負う。全体としては、部門の長、グループ部門長及び説明義務を有する法人の経営幹部が、オペレーショナル・リスク対応策の実施を担当する。

コンプライアンス及びオペレーショナル・リスク・コントロール部門（C&ORC）は、当グループ全体におけるオペレーショナル・リスク管理の妥当性について独立した客観的視点を提供し、かつ当グループのオペレーショナル・リスクが確実に当グループのリスク選好に従って理解され、支配され、管理されるようにする責任を負う。C&ORCは、グループ・コンプライアンス、レギュレトリー&ガバナンス（GCRG）部門内に置かれ、グループ執行役員会の構成員であるグループ・チーフ・コンプライアンス及びガバナンス・オフィサーの監督下にある。C&ORCは、オペレーショナル・リスクのみならず、コンプライアンス及びコンダクトのトピックの両方を対象とする統合部門である。オペレーショナル・リスク対応策は、オペレーショナル・リスクを管理し評価するための共通の基礎を形成するが、当グループに適用される法令、規則及び規制を当グループが遵守していることを確かに説明するために、追加的なC&ORC活動を行っている。

2019年には、当グループは、オペレーショナル・リスク対応策を更に改善することにより、事業部が日常的にリスクを管理するために使用する主要なツールとして当該対応策を更に組み込むための、統制上の不備を持続的に改善するためのプロセス、UBSの各法人のリスク管理プロセス及び上級役員報告ツールを強化した。

当グループの全ての部門は、それぞれ内部統制の設計及び業務効率の評価を定期的に行うことを義務づけられている。これらの評価のアウトプットは、サーベンス・オクスリー法第404条（SOX法第404条）により義務づけられる財務報告に対する内部統制手段の評価及びテストのベースともなる。

内部統制プロセス及びリスク評価プロセス中に確認される重大な統制上の不備は、オペレーショナル・リスクの要約として報告されなければならない、持続可能な改善策が策定及び実施される必要がある。これらの統制上の不備は上級役員レベルの所有者に割り当てられ、改善の進行度が、かかる各管理責任者の年間実績測定及び経営目的に反映される。発生源を問わず、最も重要な統制上の不備に優先順位を付け、総リスク・エクスポージャーを測定する一助として、外部監査と同様に、共通の格付方法が3つの防衛線の全てにわたって採用される。

先進的計測手法モデル

上記に詳述したオペレーショナル・リスク対応策は、オペレーショナル・リスクに関する規制資本の算定の基盤となるものであり、これにより当グループは、事業部門に対する関連するオペレーショナル・リスク資本割当手法の一環として、オペレーショナル・リスクの定量化及び効果的なリスクの軽減管理インセンティブの確定が可能となる。

当グループは、FINMAの要件に従い、先進的計測手法（AMA）を利用して、当グループのオペレーショナル・リスクのエクスポージャーを測定し、オペレーショナル・リスクに係る規制資本を計算している。

UBSスイスAGについては事業体独自のAMAモデルが適用されているが、規制対象事業体については、現地の規制当局の承認を得た上で、規制資本に関して基本的指数又は標準的手法が採用されている。また、事業体独自の自己資本充実度に関する評価プロセスのために、当グループのAMAの方法論が利用されている。

現在、当該モデルには15種類のAMA測定単位（UoM）が含まれており、かかるUoMは当グループのオペレーショナル・リスク分類法と可能な限り綿密に連動している。各モデル測定単位につき、頻度と重要度の分布が較正される。そして、頻度と重要度の両方につきモデル化された分布関数を利用して、年間損失分布が作成される。その結果として得られる、全UoMにわたる全体的な年間オペレーショナル・リスク損失分布の99.9%の分位が、必要規制資本を決定する。現在、当グループは、AMAモデルにおいて保険又はその他のリスク移転メカニズムを通じた軽減を反映していない。

AMAモデルの較正及び審査

データ駆動の頻度と重要度の分布を較正する際に重要な前提は、過去の損失が将来の事象の合理的な代替物になるということである。AMAの手法は、規制上の要請に合わせて、モデルの較正のために、過去の内部損失及びより広い業界が被った外部損失の両方を利用する。

過去の損失により駆動される当初のモデルのアウトプットは、事業戦略の変更及び統制の枠組みの拡充等の内部要因だけでなく、新たな規制、地政学的変化、不安定な市場及び経済情勢等、急速に変化する外部の事情を反映するために、審査され、調整される。その結果得られたベースラインのデータ駆動の頻度と重要度の分布は、対象分野の専門家によって審査され、必要に応じて、損失を予測することを目的として、事業環境及び内部統制要因に関する定性的情報の検討並びに専門家の判断に基づいて調整される。

リスク感応度を維持するために、当グループのモデルは、定期的に審査されており、少なくとも年1回、再較正される。再較正又は方法論の変更の結果として規制資本が変更される場合には、かかる変更は、開示目的のための利用に先立ち、承認を得るためにFINMAに提出される。

AMAモデルのガバナンス

当グループ及び法人に特有のAMAモデルは、当グループのモデルに係るリスク管理の枠組みに合わせて、モデル・リスク管理&統制部門(MRMC)によって行われる独立の検証を受ける。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2019年12月31日現在において判断したものである。

UBS AG (連結) 総損失吸収力及びレバレッジ比率情報

ゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報

UBSは、スイス連邦銀行法に基づくシステム上関連ある銀行(SRB)と考えられ、UBSグループAG及びUBS AGは両者とも、連結ベースで、スイスSRBに適用あるバーゼル の枠組みに基づく規制に服している。

UBS AG (連結) に適用あるスイスSRBの枠組み及び要件は、UBSグループAG (連結) に適用ある同枠組み及び要件と一致する。

UBS AGは、単体ベースでゴーイングコンサーン・ベースの要件に服している。UBS AG (単体) についての資本及びその他の規制情報は、www.ubs.com/investorsに掲載される「Holding company and significant regulated subsidiaries and sub-groups」(英文)、並びにwww.ubs.com/investorsに掲載される「Pillar 3 disclosures」から入手可能な2019年12月31日付第3の柱に関する報告(英文)に記載されている。

下記の表は、UBS AG (連結) に関する2019年12月31日現在のリスク加重資産(RWA)及びレバレッジ比率分母(LRD)に基づく要件及び情報を記載している。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報

2019年12月31日現在	移行規定を含むスイスSRB				2020年1月1日現在のスイスSRB			
	RWA		LRD		RWA		LRD	
単位: 百万米ドル、 別掲されている場合を除く	%		%		%		%	
ゴーイングコンサーン・ベースの所要 自己資本								
ゴーイングコンサーン・ベースの総自 己資本	13.71 ¹	35,353	4.50	41,005	14.25 ²	36,745	4.88 ²	44,423
普通株式等Tier 1自己資本	9.81	25,297	3.20	29,159	9.95	25,658	3.38	30,754
内、最低自己資本	4.90	12,634	1.70	15,491	4.50	11,602	1.50	13,668
内、バッファ自己資本	4.60	11,860	1.50	13,668	5.14	13,253	1.88	17,086
内、カウンターシクリカル・ バッファ	0.31	803			0.31	803		
最大その他Tier 1自己資本	3.90	10,055	1.30	11,846	4.30	11,087	1.50	13,668
内、その他Tier 1自己資本	3.10	7,993	1.30	11,846	3.50	9,024	1.50	13,668

内、その他Tier 1バッファ自己資本	0.80	2,063	0.80	2,063				
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本								
ゴーンコンサーン・ベースの総自己資本	20.33	52,405	5.75	52,405	18.32	47,237	5.18	47,237
普通株式等Tier 1自己資本	13.68	35,280	3.87	35,280	13.68	35,280	3.87	35,280
損失吸収その他Tier 1総自己資本 ³	6.64	17,126	1.88	17,126	4.64	11,958	1.31	11,958
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	4.64	11,958	1.31	11,958	4.64	11,958	1.31	11,958
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	2.00	5,168	0.57	5,168				
ゴーンコンサーン・ベースの所要自己資本								
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	9.51	24,531	3.27	29,786	10.33	26,644	3.70	33,715
内、基盤要件	10.52	27,124	3.63	33,032	12.86	33,157	4.50	41,005
内、市場シェア及びLRDに関するその他の要件 ⁴	0.81	2,088	0.28	2,563	1.08	2,785	0.38	3,417
内、要件に係る適用ある控除	(1.82)	(4,681)	(0.64)	(5,809)	(3.61)	(9,297)	(1.18)	(10,707)
内、付与されたリバート(最大リバートの42.5%相当)	(1.82)	(4,681)	(0.64)	(5,809)	(2.27)	(5,851)	(0.80)	(7,261)
内、低トリガーのTier 2資本性証券の使用に関する低減					(1.34)	(3,446)	(0.38)	(3,446)
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本								
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	13.57	35,000	3.84	35,000	15.58	40,168	4.41	40,168
Tier 1総自己資本	0.94	2,415	0.26	2,415	0.94	2,415	0.26	2,415
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	0.94	2,415	0.26	2,415	0.94	2,415	0.26	2,415
Tier 2総自己資本	0.88	2,263	0.25	2,263	2.88	7,431	0.82	7,431
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ³	0.67	1,724	0.19	1,724	2.67	6,892	0.76	6,892
内、非バーゼル 適格Tier 2自己資本	0.21	540	0.06	540	0.21	540	0.06	540
TLAC適格非劣後無担保債務	11.76	30,322	3.33	30,322	11.76	30,322	3.33	30,322
総損失吸収力								
所要総損失吸収力	23.23	59,884	7.77	70,791	24.59	63,389	8.57	78,138
適格総損失吸収力	33.90	87,405	9.59	87,405	33.90	87,405	9.59	87,405
リスク加重資産 / レバレッジ比率分母								
リスク加重資産		257,831				257,831		
レバレッジ比率分母				911,232				911,232

¹ 適用ある追加額が、RWAについて0.54%含まれる。² 適用ある追加額が、RWAについて1.08%及びLRDについて0.375%含まれる。³ () 満期償還日若しくは最初の早期償還日、又は() 2019年12月31日のいずれか早い方の日まで、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たす目的で、スイスSRBの枠組みの移行規則に基づく未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券が含まれる。未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力としての適格を有する。この表に反映されている通り、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適

格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。2019年11月に公表され、2020年1月1日に発効した改正後の自己資本に関する規則に基づき、現行の50%のヘアカットは、もはや適用されない。詳細については、本書の「規制及び法律の動向」の項を参照されたい。⁴市場シェアに関するより低い追加額要件が2019年第4四半期に適用され、移行規則に基づくとその内0.27%がRWAに、0.09%がLRDに適用され、2020年1月1日現在の最終規則に基づく0.36%がRWAに、0.125%がLRDに適用された。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報

	移行規定を含む スイスSRB		2020年1月1日 現在のスイスSRB	
	2019年12月31日 現在	2018年12月31日 現在	2019年12月31日 現在	2018年12月31日 現在
単位：百万米ドル、別載されている場合を除く				
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本				
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	52,405	48,421	47,237	42,413
Tier 1総自己資本	47,237	42,413	47,237	42,413
普通株式等Tier 1自己資本	35,280	34,608	35,280	34,608
損失吸収その他Tier 1総自己資本	11,958	7,805	11,958	7,805
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	11,958	7,805	11,958	7,805
Tier 2総自己資本	5,168	6,008		
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ¹	5,168	6,008		
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本 ²				
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	35,000	33,830	40,168	39,837
Tier 1総自己資本	2,415	2,378	2,415	2,378
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本 ³	2,415	2,378	2,415	2,378
Tier 2総自己資本	2,263	1,464	7,431	7,471
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ¹	1,724	771	6,892	6,779
内、非バーゼル 適格Tier 2自己資本 ⁴	540	693	540	693
TLAC適格非劣後無担保債務	30,322	29,988	30,322	29,988
総損失吸収力				
総損失吸収力	87,405	82,251	87,405	82,251
リスク加重資産 / レバレッジ比率分母				
リスク加重資産	257,831	262,840	257,831	262,840
レバレッジ比率分母	911,232	904,458	911,232	904,458
自己資本及び損失吸収力比率(%)				
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	20.3	18.4	18.3	16.1
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.7	13.2	13.7	13.2
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	13.6	12.9	15.6	15.2
総損失吸収力比率	33.9	31.3	33.9	31.3
レバレッジ比率(%)				
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.8	5.4	5.2	4.7
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.87	3.83	3.87	3.83
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	3.8	3.7	4.4	4.4
総損失吸収力レバレッジ比率	9.6	9.1	9.6	9.1

¹ スイスSRBの枠組みの移行規則に基づき、未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力としての適格を有する。² この表に反映されている通り、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。2019年11月に公表され、2020年1月1日に発効した改正後の自己資本に関する規則に基づき、現行の50%のヘアカットは、もはや適用されない。詳細については、本書の「規制及び法律の動向」の項を参照されたい。³ 関連する資本性証券は、新しい

スイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。⁴非バーゼル 適
格Tier 2資本性証券は、ゴーンコンサーン・ベースの証券としての適格を有する。

2020年1月1日以降適用になるスイスSRB規則に基づくUBSグループAG対UBS AG連結損失吸収力及びレバレッジ比率情報

2019年12月31日現在、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG（連結）の当該数値を47億米ドル下回った。これは、その他Tier 1（AT1）自己資本が43億米ドル下回り、かつ普通株式等Tier 1（CET1）自己資本が3億米ドル下回ったことを反映している。UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力は、低トリガーの損失吸収AT1自己資本に起因して24億米ドル上回った。

CET1自己資本における3億米ドルの差異は、主に、株主に対する資本還元の異なる見越計上額及びUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間の持分の差異によるものであったが、UBSグループAGレベルでの報酬関連資本計上額により一部相殺された。

ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本における43億米ドルの差異は、UBSグループAGレベルで発行された損失吸収AT1自己資本証券（2014年から2018年の業績年度について適格従業員に付与された高トリガーの損失吸収繰延条件付資本制度（DCCP）報奨20億米ドルを含む。）に関連している。

ゴーイングコンサーン・ベースの低トリガーのAT1自己資本における24億米ドルの差異は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後にUBS AGが発行した2つの資本性証券に関連しているため、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本の中では認識されていないが、ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。UBSグループAGによる低トリガーのAT1自己資本の発行は、全て、新しいスイスSRBの枠組みの実施前に行われたため、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本としての適格を有する。

従業員報酬制度に関連したUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

レバレッジ比率の枠組みは、UBS AG（連結）とUBSグループAG（連結）で一致している。2019年12月31日現在、UBS AG（連結）に関するゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、UBSグループAG（連結）よりも0.5パーセント・ポイント下回った。これは主に、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本が47億米ドル下回ったことによる。

スイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本に対するIFRS資本の調整（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

	2019年12月31日現在		
単位：百万米ドル	UBSグループ AG（連結）	UBS AG （連結）	差異
IFRS資本合計	54,707	53,928	779
非支配株主持分に帰属する持分	(174)	(174)	0
確定給付制度、税引後	(9)	(9)	0
税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産	(6,121)	(6,121)	0
一時差異に関する繰延税金資産、基準値超過分	(221)	(226)	6
のれん、税引後	(6,178)	(6,178)	0
無形資産、税引後	(195)	(195)	0
報酬関連構成要素（当期純利益に認識されない分）	(1,717)		(1,717)
引当金を除く先進的内部格付ポートフォリオに係る予想損失	(495)	(495)	0
キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現（利益）/ 損失、税引後	(1,260)	(1,260)	0
貸借対照表日に存在する公正価値で測定される金融負債の（利益）/ 損失に係る自己の信用、税引後	48	48	0
ブルーデンス評価調整	(104)	(104)	0
株主に対する提案済配当金計上	(2,628)	(3,848)	1,220
その他	(72)	(86)	14
普通株式等Tier 1自己資本合計	35,582	35,280	302

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

2019年12月31日現在	移行規定を含むスイスSRB			2020年1月1日現在のスイスSRB		
単位：百万米ドル、 別載されている場合を除く	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本						
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	57,056	52,405	4,650	51,888	47,237	4,650
Tier 1総自己資本	51,888	47,237	4,650	51,888	47,237	4,650
普通株式等Tier 1自己資本	35,582	35,280	302	35,582	35,280	302
損失吸収その他Tier 1総自己資本	16,306	11,958	4,348	16,306	11,958	4,348
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	13,892	11,958	1,935	13,892	11,958	1,935
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	2,414		2,414	2,414		2,414
Tier 2総自己資本	5,168	5,168	0			
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ¹	5,168	5,168	0			
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本 ²						
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	32,585	35,000	(2,415)	37,753	40,168	(2,415)
Tier 1総自己資本		2,415	(2,415)		2,415	(2,415)
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本		2,415 ³	(2,415)		2,415 ³	(2,415)
Tier 2総自己資本	2,263	2,263	0	7,431	7,431	0
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ¹	1,724	1,724	0	6,892	6,892	0
内、非パーゼル 適格Tier 2自己資本	540	540	0	540	540	0
TLAC適格非劣後無担保債務	30,322	30,322	0	30,322	30,322	0
総損失吸収力						
総損失吸収力	89,641	87,405	2,235	89,641	87,405	2,235
リスク加重資産 / レバレッジ比率分母						
リスク加重資産	259,208	257,831	1,376	259,208	257,831	1,376
レバレッジ比率分母	911,325	911,232	94	911,325	911,232	94
自己資本及び損失吸収力比率（％）						
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	22.0	20.3	1.7	20.0	18.3	1.7
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.7	13.7	0.0	13.7	13.7	0.0
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	12.6	13.6	(1.0)	14.6	15.6	(1.0)
総損失吸収力比率	34.6	33.9	0.7	34.6	33.9	0.7
レバレッジ比率（％）						
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	6.3	5.8	0.5	5.7	5.2	0.5
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.90	3.87	0.03	3.90	3.87	0.03
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	3.6	3.8	(0.3)	4.1	4.4	(0.3)
総損失吸収力レバレッジ比率	9.8	9.6	0.2	9.8	9.6	0.2

¹ スイスSRBの枠組みの移行規則に基づき、未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力としての適格を有する。² この表に反映されている通り、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年

前まで適格を有する。2019年11月に公表され、2020年1月1日に発効した改正後の自己資本に関する規則に基づき、現行の50%のヘアカットは、もはや適用されない。詳細については、本書の「規制及び法律の動向」の項を参照されたい。³ 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記2を参照のこと。また、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBS AG（連結）主要な数値」の表を参照されたい。

以下に記載される情報は、別途記載がない限り、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG（連結ベース）とUBS AG（連結ベース）との間における、主要な財務情報の差異については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較」を参照されたい。

UBSグループの業績

2018年度と2019年度の比較

業績

株主に帰属する当期純利益は、2019年度において43億400万米ドルであった。これには純税金費用12億6,700万米ドルが含まれていた。2018年度における株主に帰属する当期純利益は45億1,600万米ドルであったが、これには純税金費用14億6,800万米ドルが含まれていた。

税引前利益は4億1,400万米ドル（7%）減少して55億7,700万米ドルとなったが、これは営業収益の減少を反映したものであり、営業費用の減少により一部相殺されている。営業収益は13億2,400万米ドル（4%）減少し、288億8,900万米ドルとなったが、これは受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額の6億6,500万米ドルの減少、受取報酬及び手数料純額の4億8,200万米ドルの減少並びにその他の収益の2億1,600万米ドルの減少を反映したものである。営業費用は、9億1,000万米ドル（4%）減少して233億1,200万米ドルとなった。これは、主に一般管理費の15億900万米ドルの減少に牽引されたものであったが、主として賃借料の5億3,300万米ドルの減少並びに訴訟、規制上及び類似の問題に関する費用の4億9,200万米ドルの減少を反映していた。これは、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損の5億3,700万米ドルの増加並びにのれん及び無形資産の償却費及び減損の1億1,000万米ドルの増加により一部相殺されている。

当グループは、国際財務報告基準（IFRS）に基づく業績報告に加え、経営陣が当グループ事業の基礎的な業績を表すものではないと判断する項目を除外した調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会（SEC）規則により定義される非GAAPの金融基準に基づくものである。かかる調整には、2017年度末に完了した当グループの21億スイス・フランのコスト削減プログラム（以下「レガシー・コスト・プログラム」という。）に関連するリストラクチャリング費用及び新たなリストラクチャリングのイニシアチブに関連する費用が含まれている。2019年度通期において、当グループは、レガシー・コスト・プログラムに関連したリストラクチャリング費用のランオフとして2億500万米ドルを計上したが、現在のところ2020年度以降はゼロになると見込んでいる。更に当グループは、2019年度第4四半期に、インベストメント・バンクにおける計画された構造改革に関連して7,900万米ドルのリストラクチャリング費用を計上した。当グループは、当グループ全体での追加のコスト削減措置に関連して、2020年度に約2億米ドルのリストラクチャリング費用を計上する見込みであり、この費用の大部分は当年度上半期に計上される。

当グループは、2020年1月に、報告された業績に基づき更新済みの当グループの業績目標とともに、当グループの業績目標の体系を更新して簡素化した。2020年度第1四半期から当グループでは調整後の業績を開示しない。ただし、リストラクチャリング及び訴訟費用並びに経営陣が事業の基礎的な業績を表すものではないと判断するその他の重要な損益項目については引き続き開示する。

2019年度の調整後の業績を決定するにあたり、当グループは、2億8,400万米ドルのリストラクチャリング費用純額、のれんの減損に関する1億1,000万米ドルの損失、3,500万米ドルの為替差損純額及び売却目的保

有不動産に再分類された不動産の再評価に関連する2,900万米ドルの損失を除外した。2018年度については、当グループは、関連会社投資に関連する利得4億6,000万米ドル、不動産売却益3,100万米ドル、子会社及び事業の売却益2,500万米ドル、UBSセキュリティーズ・チャイナの株式保有の増加に関連する再評価による損失2億7,000万米ドル、スイスの年金制度の変更に関連する利得2億4,100万米ドル、並びにリストラクチャリング費用の純額5億6,100万米ドルを除外した。

かかる調整後ベースで、税引前利益は僅かに減少して、60億3,500万米ドルとなった。

営業収益

営業収益合計は、13億2,400万米ドル(4%)減少して、288億8,900万米ドルとなった。調整後ベースで、営業収益合計は、10億1,300万米ドル(3%)減少して289億5,300万米ドルとなった。

受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額

受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額の合計は、6億6,500万米ドル減少して、113億4,300万米ドルとなった。これは、主に、インベストメント・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける純収益の減少によるものであった。

グローバル・ウェルス・マネジメント

グローバル・ウェルス・マネジメントにおける受取利息純額は、1億5,400万米ドル減少して、39億4,700万米ドルとなった。これは、主に、マージンの縮小及び低マージン商品への移行により貸付及び預金からの収益が減少したことを反映したものであった。こうした効果は、持分投資収益の増加により一部相殺されている。

外国為替及びその他の仲介業務からの取引ベース収益は、1,800万米ドル増加して9億6,600万米ドルとなったが、これは主に顧客活動が活発化したことに牽引された外国為替取引からの収益増加によるものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキングにおける受取利息純額は、5,700万米ドル減少して、19億9,200万米ドルとなった。これは、主に、総損失吸収力に寄与する長期債務の資金調達費用の増加、及びバンキング勘定受取利息の減少を反映したものであったが、預金からの収益の増加により一部相殺されている。

外国為替及びその他の仲介業務からの取引ベース収益は、4,100万米ドル増加して4億4,300万米ドルとなったが、これは主に外国為替取引からの純収益の増加によるものであった。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクにおける受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額は、5億6,700万米ドル減少して41億8,900万米ドルとなった。これは、主にレバレッジド・ファイナンス収益の減少を反映し、かつ2018年度には当グループの株式資本市場業務及びリスク管理業務のポートフォリオ全体において取引からの利得が増加したことから、コーポレート・クライアント・ソリューションが3億3,500万米ドル減少したことによるものである。更に、当グループの株式業務における1億9,800万米ドルの収益減少は、プライム・ブローカレッジの顧客残高の減少及びマージンの縮小並びに株式業務の全商品ラインにおいて顧客活動が鈍化したことによるものであった。

コーポレート・センター

コーポレート・センターにおける受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額は、3,200万米ドル増加した。これは、ヘッジ会計の非有効部分、会計上の非対称性による収益及び受取利息純額の増加により、資金業務関連収益純額が4億2,100万米ドル増加したことを反映している。これは、2019年度第1四半期に採用されたIFRS第16号「リース」を適用した結果として認識されたリース負債に関連した1億2,200万米ドルの追加の支払利息、及び主に金利の上昇に牽引された資産に関連する資金調達費用の約1億3,000万米ドルの増加により、リテインド・サービスにおいて収益が2億5,200万米ドル減少したことによって一部相殺されている。加えて、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける収益

は1億3,700万米ドル減少したが、これは主にオークション・レート証券の評価益の増加が2018年度に含まれていたことによる。

信用損失費用/戻入

正味信用損失費用の合計は、前年度の1億1,800万米ドルに対して2019年度には7,800万米ドルとなった。これは、主にパーソナル&コーポレート・バンキング及び(それより程度は下回るものの)インベストメント・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントを中心とした信用減損(ステージ3)ポジションに関連する正味信用損失費用1億米ドルを反映しており、ステージ1及びステージ2ポジションからの予想信用損失費用引当金の取崩純額2,200万米ドルにより一部相殺されている。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、前年度の178億9,500万米ドルに対して、174億1,300万米ドルとなった。

仲介報酬純額は、2019年度上半期を通じて顧客活動が鈍化したことを主たる原因として、主にインベストメント・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおいて2億6,700万米ドル減少した。

投資信託報酬並びにポートフォリオの運用及び関連業務報酬は、グローバル・ウェルス・マネジメントに牽引されて、1億9,600万米ドル減少した。その大部分は、2019年度第1四半期の平均投資資産の減少並びにマージンの縮小及び低マージン商品への移行を反映したものである。こうした効果は、平均投資資産の増加による効果を反映したアセット・マネジメントにおける8,200万米ドルの増加、及び前向きな市場環境において運用実績が好調であったことを反映した実績報酬の増加により一部相殺されている。

引受報酬は、公募による収益が減少したことにより、主にインベストメント・バンクのコーポレート・クライアント・ソリューション業務において7,000万米ドル減少した。

その他の収益

その他の収益は、報告ベースで、前年度の4億2,800万米ドルに対して、2億1,200万米ドルとなった。

2019年度には、3,500万米ドルの為替差損純額及び売却保有目的の不動産として再分類された不動産の再評価に関連した2,900万米ドルの損失が含まれた。前年度には、SIXペイメント・サービスのワールドラインへの売却に関連した、当グループによるSIXの株式所有についての評価益4億6,000万米ドル、当グループによるUBSセキュリティーズ・チャイナの株式所有の増加に関連した再評価に係る損失2億7,000万米ドル、不動産の売却益3,100万米ドル及び子会社の売却益2,500万米ドルが含まれた。これらの項目を除くと、主に訴訟上の請求の和解、レガシー証券のポジションに関連した利得及びデフォルト・カウンターパーティ・ポジションについての請求に関連した収益により、調整後のその他の収益は9,400万米ドル増加した。

営業費用

営業費用合計は、9億1,000万米ドル(4%)減少して、233億1,200万米ドルとなった。調整後ベースでの営業費用合計は、9億8,500万米ドル(4%)減少して、229億1,800万米ドルとなった。

人件費

人件費は、報告ベースで4,800万米ドル減少して、160億8,400万米ドルとなった。これは、主に、変動報酬の減少、外部委託費用の減少及びその他の人件費の減少を反映しているが、2018年度にはスイスの年金制度変更に関連する2億4,100万米ドルの利得が含まれていたことにより年金及びその他の退職後給付制度に関する費用が増加したこと並びに給与コストが増加したことによって大幅に相殺された。調整後ベースで、人件費は2億600万米ドル減少して、158億8,100万米ドルとなったが、主に前述した変動報酬の減少によるものであった。

支払給与は、7,000万米ドル増加して65億1,800万米ドルとなったが、これは主に特定の活動の第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターへの継続的なインソーシング及び規制要件に対応するための人員の増加によるものであった。こうした増加は、グローバル・ウェルス・マネジメントにおける支払給与の減少によって一部相殺された。調整後ベースでの支払給与は、1億7,000万米ドル増加して64億4,300万米ドルとなったが、これは主に前述したインソーシングの効果を反映している。

変動報酬費用合計は、2億3,700万米ドル減少し、調整後の変動報酬費用合計は2億6,100万米ドル減少した。これは、主に、当年度の報奨に関する費用が減少したことを反映している。

ファイナンシャル・アドバイザー報酬は4億4,300万米ドルと概ね安定していた。

その他の人件費は、9,900万米ドル減少し、調整後のその他の人件費は1億300万米ドル減少した。これは、主に、医療保険及び採用活動費の減少によるものであった。

一般管理費

一般管理費は、15億900万米ドル減少して、52億8,800万米ドルとなった。これは、前年度に、主に当グループのクロスボーダー・ウェルス・マネジメント事業に関連した引当金の増加、並びにIT及びその他のサービスの外部委託関連費用の2億6,900万米ドルの減少並びに専門家報酬の1億3,300万米ドルの減少が含まれたことにより、訴訟、規制上及び類似の問題に関連した費用が4億9,200万米ドル減少したことによるものであった。

賃借料は、主に、2019年1月1日付IFRS第16号「リース」が適用された結果として5億3,300万米ドル減少した。この減少は、いずれもIFRS第16号の適用に直接的に起因するリース不動産の減価償却費の増加4億8,400万米ドル及びリース負債に関する支払利息の増加1億2,200万米ドルによる相殺分を上回っていた。2019年度におけるIFRS第16号の適用による通期の影響は、税引前利益の約6,000万米ドルの純減であったが、これは営業収益及び営業費用がそれぞれ約1億2,000万米ドル及び6,000万米ドル減少したことを反映している。

2019年度の英国及びドイツの銀行税の純費用は4,100万米ドルであり、これは前年度関連の繰入額3,100万米ドルを含んでいる。2018年度の英国とドイツの銀行税の純費用は5,800万米ドルであり、これは前年度関連の繰入額4,500万米ドルを含んでいる。

調整後ベースでは、一般管理費は、13億5,600万米ドル減少して、52億1,600万米ドルであった。これは大部分が、前述した訴訟、規制上及び類似の問題に関連した費用、IT及びその他のサービスの外部委託費用並びに専門家報酬の減少によるものであった。

当グループは、本業界では訴訟、規制上及び類似の事項に関連する費用が近い将来においても引き続き増加すると考えられる状況での経営が続き、当グループは今後も多数の重要な請求及び規制事項の対象となると考えている。当該事項の結果、解決する時期、及び解決することにより当グループの将来の事業、財務成績又は財政状態が受ける潜在的な影響を予測するのは極めて困難である。

減価償却費、償却費及び減損

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損は、報告ベースでは、5億3,700万米ドル増加し、17億6,500万米ドルであり、調整後ベースでは、5億7,700万米ドル増加し、17億5,500万米ドルであった。これは主に、前述したIFRS第16号が適用された結果として減価償却費が4億8,400万米ドル増加したことによるものであった。

のれん及び無形資産の償却費及び減損は、報告ベースでは1億1,000万米ドル増加して1億7,500万米ドルとなった。これは、2019年第4四半期のインベストメント・バンクにおける1億1,000万米ドルののれんの減損によるものであった。この項目を除くと、これらの費用はほぼ横ばいであった。

税金

当グループは法人所得税費用として、2018年度の14億6,800万米ドルに対して、2019年度においては12億6,700万米ドル（実効税率22.7%に相当）を計上した。

これには、スイスにおける税金費用純額6億3,000万米ドルとスイス外における税金費用純額6億3,700万米ドルが含まれている。

スイスにおける税金費用には、スイスの子会社が稼得した課税所得に関連する3億6,500万米ドルの当期税金費用が含まれている。また、2億6,500万米ドルの繰延税金費用が含まれており、これは主に、控除可能な一時差異に関連して過去に認識された繰延税金資産（DTA）の償却を反映していた。

スイス外における税金費用には、スイス外の子会社及び支店が稼得した課税所得に関連する4億2,600万米ドルの当期税金費用が含まれている。また、2億1,100万米ドルの繰延税金費用が含まれており、これらは主に税務上の繰越欠損金及び控除可能な一時差異に関連して過去に認識されたDTAの償却（UBSアメリカズ・インクにおける米国税務上の欠損金に係るDTAの償却を含む。）を反映している4億7,100万米ドルの費用を含んでいた。これらは、当年度のUBS AGからUBSアメリカズ・インクに対する不動産資産の拠出から生じた追加

的なDTAの認識に関する2億6,000万米ドルの便益により一部相殺されている。追加的なDTAの認識は、過去の一定の不動産費用を資本に計上するために2018年第4四半期に実施された選択に関連していた。

2020年の通期税率は、繰延税金資産の再評価による潜在的影響を除いて、約25%であると見込んでいる。

株主に帰属する包括利益合計

2019年度の株主に帰属する包括利益合計は、当期純利益43億400万米ドル及びその他の包括利益(OCI)(税引後)7億8,500万米ドルを反映して、50億8,900万米ドルとなった。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、プラス11億4,300万米ドルであった。これは、関連する米ドル長期金利の低下により米ドルのヘッジ手段のデリバティブに関する未実現利得純額が増加したことを主に反映していた。2018年度のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、マイナス2億6,900万米ドルであった。

OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に関連するOCIは、前年度のマイナス4,500万米ドルに対して、プラス1億1,700万米ドルであり、主に2019年度における関連する米ドル長期金利の下落後の未実現利得純額を反映したものであった。

2019年度の為替換算に関連するOCIは、プラス1億400万米ドルであった。これは、主に、米ドルに対するスイス・フラン高及び英ポンド高並びに合計3,800万米ドルの純損失の損益計算書への再分類によるものであった。こうした効果は、ユーロ安により一部相殺された。2018年度の為替換算に関連するOCIは、マイナス5億4,100万米ドルであった。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己の信用に関連するOCIは、前年度のプラス5億900万米ドルに対し、マイナス3億9,200万米ドルであり、これは主に、2019年度の信用スプレッドの縮小を反映していた。

確定給付制度のOCI(税引後)は、前年度にプラス5,600万米ドルであったのに対し、マイナス1億8,600万米ドルとなった。英国の確定給付制度に関する税引前OCIの合計はマイナス7,800万米ドルであった。これは、主に適用される割引率の低下による5億5,200万米ドルの損失に牽引された確定給付債務(DBO)の再評価によるOCI損失3億6,100万米ドルを反映しており、予想年金増加率の低下による1億3,200万米ドルの利得により一部相殺されている。これは、制度資産に対するプラスの利益による2億8,400万米ドルのOCI利益によって一部相殺されている。

スイスの確定給付制度に関連した税引前OCIの合計は、マイナス2,200万米ドルであった。これは、DBOの再評価による17億2,800万米ドル及びIFRSの資産計上額の天井効果の増加による3億5,300万米ドルの損失を反映しているが、制度資産に対するプラスの利益による20億5,900万米ドルの利得によりほぼ完全に相殺されている。17億2,800万米ドルのDBOの再評価による損失は、適用割引率の減少による18億8,700万米ドルの損失及び2億8,400万米ドルの経験損失(事前の保険統計上の仮定と実際の数値との差から生じる影響を反映している。)によるものであった。こうした損失は、退職貯蓄に対する予想給付利率の低下による2億4,300万米ドル及び保険統計上の仮定のその他の変更による1億9,900万米ドルの利得により一部相殺されている。

金利動向感応度

2019年12月31日現在、当グループは、イールド・カーブが+100ベース・ポイント平行移動することにより、グローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおいて年間の受取利息純額が合計で約6億米ドル増加する可能性があると思われている。イールド・カーブが-100ベース・ポイント平行移動した場合には、年間の受取利息純額は合計で約6億米ドル減少する可能性がある。

これらの見積りは、全通貨で同様であり、かつ、当グループのバンキング勘定に適用されるインプライド・フォワード・レートに関連する、金利の即時変動についての仮定シナリオに基づいている。更に、当該見積りは、貸借対照表の規模及び構造に変動がないこと、外国為替レートが一定であること並びに特定の管理活動が存在しないことを前提としている。

主要な数値

以下に当グループの主要な数値の概要を示す。資本管理に関する主要な数値の詳細情報は、UBSグループAG及びUBS AGの2019年度年次報告書(英文)の「Capital management」の項を参照のこと。

調整後の費用対収益比率

調整後の費用対収益比率は、前年度の79.5%に対して78.9%であった。これは、調整後の営業費用の減少を反映しており、調整後の営業収益の減少によって相殺されている。

普通株式等Tier 1自己資本

普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本は、15億米ドル増加して、356億米ドルとなった。これは、主に、56億米ドルの税引前営業利益によるもので、株主に対する投資利益の見越計上額26億米ドル、当グループの株式買戻しプログラムによる効果8億米ドル及び当期税金費用8億米ドルにより一部相殺されている。

CET1自己資本利益率

当グループのCET1自己資本利益率 (RoCET1) は、前年度に13.1%であったのに対し、12.4%となったが、これは株主に帰属する当期純利益の2億米ドルの減少及び平均CET1自己資本の4億米ドルの増加によるものであった。

リスク加重資産

リスク加重資産 (RWA) は、45億米ドル減少し、2,592億米ドルであった。これは、資産規模及びその他の動向による80億米ドルの減少並びに7億米ドルの規制の追加を反映しており、方法論及び方針の変更に係る20億米ドル、12億米ドルのモデルの更新並びに9億米ドルの為替効果によって一部相殺された。

普通株式等Tier 1自己資本比率

当グループのCET1自己資本比率は、0.8パーセンテージ・ポイント上昇して13.7%となった。これは、CET1自己資本の15億米ドルの増加及びRWAの45億米ドルの減少を反映していた。

レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母 (LRD) は、70億米ドル増加して9,110億米ドルであった。この増加は、50億米ドルの為替効果及び40億米ドルの方針変更によるもので、資産規模及びその他の動向の20億米ドルの減少により一部相殺されている。

普通株式等Tier 1レバレッジ比率

当グループのCET1レバレッジ比率は、3.77%から3.90% (2019年12月31日現在) に上昇した。これは、前述したCET1自己資本の増加を反映しており、LRDの70億米ドルの増加によって一部相殺された。

ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率

当グループのゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、5.1%から5.7%に上昇した。これは、当グループのゴーイングコンサーン・ベースの資本の56億米ドルの増加を反映しており、前述したLRDの増加によって一部相殺された。

従業員

2019年12月31日現在の当グループの従業員数 (フルタイム換算) は、68,601名となった。2018年12月31日現在と比べて1,713名の純増は、主に、特定の活動を引き続き第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターにインソーシングした (これにより、外部委託人員が約2,200名減少した。) 結果として、コーポレート・センターにおいて2,583名増加したことによるものであった。これは、コスト管理イニシアチブの影響及びアドバイザー・ポートフォリオの見直しを反映して、グローバル・ウェルス・マネジメントにおいて944名減少したことにより一部相殺されている。

新規純資金及び投資資産

経営陣による新規純資金及び投資資産の検討及び分析については、本書「グローバル・ウェルス・マネジメント」及び「アセット・マネジメント」の項に記載されている。

季節的な特性

当グループの収益には、特にインベストメント・バンクとグローバル・ウェルス・マネジメントに関して、季節的な特性が表れる場合がある。これらの事業部門は通常、第1四半期に顧客活動が最も活発となり、その他の時期（特に夏期数ヶ月間及び年末休暇の時期）には鈍化する。

新規純資金は、年1回の所得税の支払（米国においては第2四半期に集中している。）に影響を受ける可能性がある。

グローバル・ウェルス・マネジメント

2018年度と2019年度の比較

業績

税引前利益は、1億4,300万米ドル（4%）増加し、33億9,700万米ドルとなった。2018年度のSIXペイメント・サービスのワールドラインへの売却に関連する、当グループによるSIXの株式所有についての評価益1億100万米ドル、前年度の当グループのスイスの年金制度に関連した貸方計上6,600万米ドル、及びリストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、1億2,000万米ドル（4%）増加し、34億6,600万米ドルであった。これらは営業費用の減少を反映したものであったが、営業収益の減少により一部相殺されている。

営業収益には、詳細な顧客区分の見直しによって、60億米ドルの業務取扱高がグローバル・ウェルス・マネジメントからパーソナル&コーポレート・バンキングに移動したことにより、パーソナル&コーポレート・バンキングから受領した手数料7,500万米ドルが含まれている。

営業収益

営業収益合計は、4億3,200万米ドル（3%）減少し、163億5,300万米ドルとなった。前述した当グループによるSIXの株式所有についての評価益を除くと、調整後の営業収益合計は、3億3,100万米ドル（2%）減少した。これは主に、経常受取報酬純額及び受取利息純額の減少によるものであったが、取引ベース収益及びその他の収益の増加により一部相殺されている。

受取利息純額は1億5,400万米ドル減少し、39億4,700万米ドルとなった。これは主に、預金及び貸出マージンの減少によるものであったが、持分投資の収益の増加により、一部相殺されている。

経常受取報酬純額は3億1,900万米ドル減少し、92億5,800万米ドルとなった。これは、マージンの縮小及び低マージン商品への移行を反映したものであったが、運用委託契約の浸透率の上昇により一部相殺されている。

取引ベース収益は8,800万米ドル増加して30億5,900万米ドルとなった。その大部分は、前述したパーソナル&コーポレート・バンキングから受領した手数料によるものであった。

その他の収益は、4,100万米ドル減少して1億1,000万米ドルとなった。前述した当グループによるSIXの株式所有についての評価益を除くと、調整後のその他の収益は6,000万米ドル増加した。これは、南北アメリカの流動性ポートフォリオのリポジショニングに関連する利得及びレガシー証券のポジションに関連する利得を主因とするものであった。

営業費用

営業費用合計は前年度から5億7,600万米ドル（4%）減少し、129億5,500万米ドルとなった。調整後の営業費用は、4億5,100万米ドル（3%）減少し、128億8,700万米ドルとなった。

人件費は、6,200万米ドル減少して76億2,100万米ドルとなった。前述した当グループのスイスの年金制度の変更に関連した貸方計上及びリストラクチャリング費用を除くと、調整後の人件費は9,300万米ドル減少した。これは主に、変動報酬の減少及び従業員水準の低下によるものであった。

一般管理費は、5億700万米ドル減少して12億1,700万米ドルとなった。リストラクチャリング費用を除いた調整後の一般管理費は、4億9,200万米ドル減少した。その大部分は、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金に関する費用の減少によるものである。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、1,400万米ドル減少して40億5,600万米ドルとなった。リストラクチャリング費用を除くと、調整後の業務費用純額は、1億2,600

万米ドル増加し、39億8,800万米ドルとなった。これは主に、規制上のプロジェクトの費用及びIT開発費用の増加によるものである。

税引前利益成長率

2019年度の税引前利益成長率は、前年度の1.1%に対して4.4%となった。調整後ベースでは、税引前利益成長率は、前年度のマイナス12.1%に対してプラス3.6%となり、期間を通じて当部門の目標範囲である10%から15%の範囲を下回った。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の80.5%に対して79.1%に下落した。調整後ベースでは、費用対収益比率は、79.9%から78.7%に下落し、当部門の2019年度の目標である75%前後を上回った。

新規純資金

新規純資金流入額は、前年度247億米ドルであったのに対して、316億米ドルとなった。これは年換算新規純資金増加率が、前年度1.0%であったのに対して1.4%となり、当部門の2019年度の目標範囲である2%から4%の範囲を下回ったことを反映している。

投資資産

投資資産は、3,750億米ドル増加して、2兆6,350億米ドルとなった。これは主に、市場でのプラスの業績3,360億米ドル、新規純資金流入額320億米ドル、及びプラスの為替換算の影響60億米ドルによるものであった。運用委託契約の浸透率は、33.6%から34.3%にまで上昇している。

従業員

グローバル・ウェルス・マネジメント部門の雇用人数は、2018年12月31日現在の23,618名に対して、944名減少して、2019年12月31日現在22,674名（フルタイム換算）だった。アドバイザーの数は、600名減少して10,077名であった。この減少は、費用管理イニシアチブ及びアドバイザーのポートフォリオの見直しの効果を反映したものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

2018年度と2019年度の比較

業績

税引前利益は、3億2,700万スイス・フラン（19%）減少し、14億3,300万スイス・フランとなった。調整後の税引前利益は、3,700万スイス・フラン（3%）増加し、14億5,000万スイス・フランとなったが、これは営業費用の減少と営業収益の減少を反映したものであった。この数字は、前年のSIXペイメント・サービスのワールドラインへの売却に関連する、当グループによるSIXの株式保有についての評価益3億5,900万スイス・フラン、2018年度の当グループのスイスの年金制度の変更に関連した貸方計上、及びリストラクチャリング費用を除いたものであった。

営業収益には、詳細な顧客区分の見直しによって、60億スイス・フランの業務取扱高がグローバル・ウェルス・マネジメントからパーソナル&コーポレート・バンキングに移動したことにより、グローバル・ウェルス・マネジメントに支払われた手数料7,300万スイス・フランが含まれている。

営業収益

営業収益合計は、3億8,200万スイス・フラン（9%）減少し、36億9,200万スイス・フランとなった。前述した当グループによるSIXの株式所有についての評価益を除くと、調整後の営業収益は2,300万スイス・フラン減少した。これは主に、取引ベース収益の減少及び受取利息純額の減少を反映したものであるが、信用損失費用の減少及び経常受取報酬純額の増加により一部相殺された。

受取利息純額は2,300万スイス・フラン減少し、19億8,000万スイス・フランとなったが、これは主に、総損失吸収力に寄与する長期債務の資金調達費用の増加及びバンキング勘定受取利息の減少によるものである。これは、預金からの収益の増加により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、主に一体としての商品からの報酬の増加を反映して、900万スイス・フラン増加して、6億3,400万スイス・フランとなった。

取引ベース収益は、4,100万スイス・フラン減少し、10億4,100万スイス・フランとなったが、これは主に、前述したグローバル・ウェルス・マネジメントに支払われた手数料を反映したものであるが、クレジットカード及び外国為替取引からの収益の増加により一部相殺されている。

その他の収益は3億5,900万スイス・フラン減少し、6,000万スイス・フランとなった。前述した当グループによるSIXの株式所有についての評価益を除くと、調整後のその他の収益は安定を維持した。

正味信用損失費用は、前年度に5,500万スイス・フランであったのに対し、2,200万スイス・フランとなった。これは、主要な経済インプットデータが引き続き好調に推移したことに続き、貸出金残高の水準にやや改善がみられたこと、及びステージ3の正味信用損失が、前年度5,500万スイス・フランであったのに対して4,400万スイス・フランとなったことを主因として、ステージ1及び2の正味信用損失戻入が、2018年度に0百万スイス・フランであったのに対し、2,300万スイス・フランとなったことを反映している。

営業費用

営業費用は5,400万スイス・フラン減少し、22億5,900万スイス・フランとなった。2018年度における当グループのスイスの年金制度の変更に関連した3,500万スイス・フランの貸方計上とリストラクチャリング費用を除くと、調整後の営業費用合計は、6,000万スイス・フラン減少して22億4,200万スイス・フランとなったが、これは訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の費用の4,000万スイス・フランの減少と、コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額の3,600万スイス・フランの減少を主に反映している。

人件費は6,400万スイス・フラン増加し、8億5,000万スイス・フランとなった。前述した2018年度における当グループのスイスの年金制度の変更に関連した貸方計上を除くと、調整後の人件費は3,300万スイス・フラン増加した。これは主に、変動報酬の増加を反映したものである。

一般管理費は、5,700万スイス・フラン減少し、2億2,200万スイス・フランとなった。これは主に、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の費用の4,000万スイス・フランの減少を反映したものであった。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、6,100万スイス・フラン減少して、11億7,300万スイス・フランとなった。調整後の業務費用純額は、3,600万スイス・フラン減少して11億5,600万スイス・フランとなった。これは主に、規制上のプロジェクト及び不動産に関連する費用が減少したことを反映したものであった。

税引前利益成長率

2019年度の税引前利益成長率は、前年度のプラス21.6%に対してマイナス18.6%となった。これは主に、前述した2018年度の当グループによるSIXの株式所有についての評価益によるものであった。調整後ベースでは、税引前利益成長率は、前年度のマイナス8.8%に対してプラス2.6%となり、期間を通じて当部門の目標範囲である3%から5%の範囲を僅かに下回った。

費用対収益比率

費用対収益比率は、56.0%から60.8%に上昇したが、これは主に前述した2018年度の当グループによるSIXの株式所有についての評価益によるものであった。調整後ベースでは、費用対収益比率は、61.1%から60.4%に下落し、当部門の2019年度の目標である59%前後を僅かに上回った。

純利息マージン

純利息マージンは、受取利息純額が減少し平均貸出金残高が増加したため、報告ベースと調整後ベースの両者において、前年度153ベシス・ポイントであったのに対し、150ベシス・ポイントとなった。

従業員

2018年12月31日現在のパーソナル&コーポレート・バンキング部門の従業員は5,183名であったのに対し、2019年12月31日現在では35名減の5,148名(フルタイム換算)であった。

アセット・マネジメント

2018年度と2019年度の比較

業績

税引前利益は、1億600万米ドル(25%)増加して5億3,200万米ドルであった。2018年第1四半期におけるスイスの年金制度の変更に関連した1,000万米ドルの貸方計上及びリストラクチャリング費用を除くと、調整後の税引前利益は、8,300万米ドル(17%)増加して5億6,500万米ドルとなった。これは、営業収益の増加及び安定した営業費用を反映している。

営業収益

営業収益合計は、8,600万米ドル(5%)増加して19億3,800万米ドルとなった。

運用手数料純額は、600万米ドル増加して17億7,800万米ドルとなった。これは、平均投資資産の増加による効果を反映したものであったが、継続的にマージンが圧縮されたことにより一部相殺された。

実績報酬は、主に株式業務及びヘッジ・ファンド業務における実績報酬の増加により、8,000万米ドル増加して1億6,000万米ドルとなった。これは、前向きな市場環境において運用実績が好調であったことを反映したものであった。

営業費用

営業費用合計は2,000万米ドル(1%)減少して14億600万米ドルとなったが、調整後の営業費用合計は、ほぼ横ばいの13億7,300万米ドルとなった。

人件費は、1,900万米ドル増加して7億2,200万米ドルとなった。前述した2018年第1四半期における当グループのスイスの年金制度の変更に関連した貸方計上及び人件費に関連するリストラクチャリング費用を除いた調整後の人件費は、2,600万米ドル増加して7億1,600万米ドルとなった。これは、変動報酬費用の増加によるものであった。

一般管理費は、500万米ドル減少して1億9,700万米ドルとなった。調整後の一般管理費は、ほぼ横ばいの1億9,000万米ドルとなった。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、3,200万米ドル減少して4億8,600万米ドルとなった。調整後のコーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、1,900万米ドル減少して4億6,600万米ドルとなり、これは主に市場データ・サービス費がグループ・オペレーション部門からアセット・マネジメント部門に移動したことによるものであったが、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加により一部相殺されている。

税引前利益成長率

2019年度の税引前利益成長率は、報告ベースで前年度のマイナス24.3%に対してプラス24.9%となった。調整後ベースでは、税引前利益成長率は、前年度のマイナス0.8%に対してプラス17.1%となり、期間を通じて当部門の目標である10%前後を上回った。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の77.0%に対し、72.6%となった。調整後ベースでは、費用対収益比率は、前年度に74.0%であったのに対して70.8%となり、当部門の2019年度の目標である72%前後を下回った。

新規純資金

新規純資金は、前年度は322億米ドルの流入額であったのに対し、178億米ドルとなった。マネー・マーケット・フローを除く新規純資金は、前年度は247億米ドルの流入額であったのに対し、126億米ドルとなった。これは主に、当部門の第三者のホールセール及びUBSのウェルス・マネジメント事業チャネルによるものであった。マネー・マーケット・フローを除く新規純資金増加率は、前年度のプラス3.5%からプラス

1.8%となり、当部門の2019年度の目標範囲である3%から5%の範囲を下回った。純資金流入は、主にヨーロッパ及びスイスからもたらされた。

投資資産

投資資産は、7,810億米ドルから9,030億米ドルに増加した。これは主に、市場でのプラスの業績1,010億米ドル、新規純資金流入額180億米ドル、及び為替換算のプラスの影響30億米ドルによるものであった。

従業員

2018年12月31日現在のアセット・マネジメント部門の従業員は2,301名であったのに対し、2019年12月31日現在では17名減少して2,284名（フルタイム換算）であった。

運用実績

2019年度は、ほとんどのリスク資産が堅調なパフォーマンスを示した。米国連邦準備制度理事会は2019年度初めに方針を大幅に転換したが、この転換は低迷したバリュエーションが大幅な上昇に転じるきっかけとなり、市場を年度末にかけて支えた。

2019年度については、当部門のアクティブな従来型ファンドの79%がベンチマークを上回り、69%が同等のグループの中央値を上回った。2018年度が厳しい年であったにもかかわらず、長期実績は引き続き好調であり、5年にわたって、85%がベンチマークを上回り、82%が同等のグループの中央値を上回った。

インベストメント・バンク

2018年度と2019年度の比較

業績

税引前利益は、7億200万米ドル（47%）減少して7億8,400万米ドルとなった。リストラクチャリング費用及びのれんの減損損失を除くと、調整後の税引前利益は、6億1,300万米ドル（37%）減少して10億6,100万米ドルとなった。これは営業収益の減少によるものであったが、営業費用の減少により一部相殺されている。

営業収益

営業収益合計は、7億7,200万米ドル（10%）減少して72億6,900万米ドルであった。前年度の数字には約1億米ドルの純収益が含まれていたが、これは、UBS金利連動社債を評価するのに使用した資金調達カーブの可観測性の向上及び評価の見直しによる、以前繰り延べられその後認識されたDay1利益、並びに、機能通貨及び表示通貨を変更したことに関連する当グループの通貨エクスポージャーのリバランシングに関する、グループ財務部門からの収益5,300万米ドルで主に構成されている。これらの項目を除くと、営業収益合計は8%の減少であった。正味信用損失費用は、前年度に3,800万米ドルであったのに対し、3,000万米ドルであった。

事業部門別の営業収益

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、3億5,400万米ドル（13%）減少して22億6,700万米ドルであったが、これは全収益ラインにわたって収益が減少したことによるものである。

アドバイザリー業務の収益は、1,000万米ドル（1%）減少して7億700万米ドルであった。これは、合併及び買収取引からの収益が減少（グローバル手数料プールは10%減少）したことを反映している。公募取引からの収益の減少は、プライベート取引からの収益の増加によって一部相殺されている。

株式資本市場業務の収益は、主にプライベート取引からの収益が減少したことにより、堅調だった前年度の7億8,500万米ドルから20%減少して、6億3,100万米ドルとなった。公募業務からの収益も減少し、グローバル手数料プールの減少は5%であった。

債券資本市場業務の収益は、前年度の7億6,900万米ドルから15%減少して6億5,200万米ドルとなった。これは主に、レバレッジド・ファイナンス業務の収益の減少（グローバル手数料プールは14%減少）を反映している。

金融ソリューション業務の収益は、顧客活動水準の低下を反映して、前年度の2億7,800万米ドルから3%減少して2億7,000万米ドルとなった。

リスク管理収益は、その大部分が2018年度に解消された小規模なローン・ポートフォリオからの利得の減少を主因として、また条件変更負債ポジションに関する利得の減少により、7,200万米ドルから90%減少して700万米ドルとなった。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、4億2,600万米ドル（8%）減少して50億3,200万米ドルとなった。これは、株式業務並びに外国為替、金利及びクレジット業務の収益が減少したことを反映したものであった。

株式業務

株式業務の収益は、全商品ラインにわたる収益の減少により、3億9,700万米ドル（10%）減少して34億5,300万米ドルとなった。

現物株式業務の収益は、市場取扱量の減少を主に反映して、前年度の12億5,800万米ドルから減少して11億6,900万米ドルとなった。

デリバティブ収益は、前年度の10億4,100万米ドルから減少して8億5,100万米ドルとなった。これは堅調であった前年度と、顧客活動水準の鈍化を反映したものであった。

金融サービスの収益は、前年度の16億1,000万米ドルから減少して14億5,200万米ドルとなった。これは主に、プライム・ブローカレッジによるものであった。

外国為替、金利及びクレジット業務

外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、前年度の16億900万米ドルから2%減少して15億7,900万米ドルとなった。これは、前述した以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億米ドルの純収益を含む、2018年第2四半期の数字を主因とするものであった。外国為替、金利及びクレジット業務における収益の比較もまた、前述したグループ財務部門からの収益5,300万米ドルを含む、2018年第4四半期の数字に影響されている。これらの項目を除くと、外国為替、金利及びクレジット業務における収益は、金利及びクレジット業務における収益の増加を反映して9%増加した。これは主に、より発展的な取引環境における顧客活動水準の上昇によるものであったが、ボラティリティ水準及び顧客活動水準の低下を反映した外国為替取引収入の減少により一部相殺されている。

営業費用

営業費用合計は、6,900万米ドル（1%）減少して64億8,500万米ドルとなり、調整後の営業費用は、1億5,900万米ドル（3%）減少して62億800万米ドルとなった。

人件費は29億4,100万米ドルから27億4,800万米ドルに減少し、調整後の人件費は、29億3,000万米ドルから26億6,400万米ドルに減少した。これは主に、変動報酬費用の減少を反映したものである。

一般管理費は、6億5,100万米ドルから増加して6億8,800万米ドルとなり、調整後ベースでは、6億4,000万米ドルから増加して6億8,200万米ドルとなった。このほとんどは、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の正味戻入6,400万米ドルを含む前年度の数字によるものである。

コーポレート・センター及びその他の事業部門に対するノからの業務費用純額は、29億4,200万米ドルから減少して29億2,600万米ドルとなった。リストラクチャリング費用を除く調整後の業務費用純額は、27億7,600万米ドルから28億4,900万米ドルに増加した。これは主に、IT開発費用並びにソフトウェア及びコンプライアンス費用の償却費の増加によるものであった。

のれん及び無形資産の償却費及び減損は、1億300万米ドル増加して1億1,500万米ドルとなった。のれんの減損損失1億1,000万米ドルを除くと、調整後ベースでは、のれん及び無形資産の償却費及び減損は700万

米ドル減少し、600万米ドルとなった。当グループが今後もインベストメント・バンクを再編成し、収益的成長を推進する数々の施策を実施していくにあたり、当グループはIAS第36号「資産の減損」により、予測キャッシュフローの範囲及びのれんの回収可能性を判断する時点で存在するマクロ経済的要素の不確実性を考慮するよう求められている。この評価減の結果、インベストメント・バンクののれんは現在ゼロとなっている。

費用対収益比率

費用対収益比率は、81.1%から88.9%に増加した。調整後ベースでは、費用対収益比率は78.8%から85.1%に増加し、当部門の2019年度の目標範囲である78%前後を上回った。

帰属資本利益率

2019年度の帰属資本利益率は6.4%であり、調整後ベースでは8.6%となり、期間を通じて当部門の目標である15%前後を下回った。

リスク加重資産

リスク加重資産（RWA）は、2019年12月31日現在、120億米ドル減少して、810億米ドルであった。これは、規制上及びストレステスVaRの平均的な水準の下落を反映した市場リスクのRWAの減少によるものである。

レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母（LRD）は、2019年12月31日現在、100億米ドル増加して、2,930億米ドルであった。これは、市場の高騰を反映したトレーディング・ポートフォリオ資産の増加によるものであったが、デリバティブ及び有価証券ファイナンス取引のエクスポージャーの減少により一部相殺されている。

従業員

2019年12月31日現在のインベストメント・バンク部門の従業員は、2018年12月31日現在の5,205名から126名増加し、5,331名（フルタイム換算）であった。これは主に、ドキュメンテーション・センター及びクライアントハブのインベストメント・バンク部門への連結化によるものであった。

コーポレート・センター

2018年度と2019年度の比較

業績

コーポレート・センターは、前年度に9億7,100万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、5億7,700万米ドルの税引前損失を計上した。調整後の税引前損失は、前年度に8億8,500万米ドルであったのに対し、5億1,500万米ドルであった。これは、2018年におけるUBSセキュリティーズ・チャイナの株式保有の増加に関連する再測定による損失、スイスの年金制度の変更に関連する前年度の貸方計上、及びその他の調整項目を除外している。

グループ財務部門

グループ財務部門の業績は、前年度に4億4,500万米ドルの損失であったのに対し、6,900万米ドルの損失であった。調整後の税引前損失は、前年度に4億4,300万米ドルであったのに対し、3,300万米ドルであった。これは、2019年の為替差損純額及びリストラクチャリング費用を除外している。

グループ財務部門には、会計上の非対称性から生じた収益が含まれており、かかる収益は、前年度にマイナス7,700万米ドルであったのに対し、プラス1億300万米ドルであった。集約化されたグループ財務部門のリスク管理サービスに関連した収益は、前年度にマイナス3億2,000万米ドルであったのに対し、マイナス1億6,800万米ドルであった。ヘッジ会計の非有効性に関する収益は、前年度のプラス2,500万米ドルに対し、プラス1億1,800万米ドルであった。調整後の営業費用は、前年度の8,100万米ドルから、9,300万米ドルに増加した。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの業績は、前年度に1億2,800万米ドルの損失であったのに対し、8,400万米ドルの損失であった。この改善結果は主に、訴訟引当金の戻入並びに事業部門及びその他コーポレート・センターの業務からの業務費用純額の減少による営業費用の減少に起因していた。営業収益純額は、2018年度にはオークション・レート証券の評価益の増加が含まれていたことを主因として、減少した。これは、訴訟上の請求の和解に関連した利益及びデフォルト・カウンターパーティ・ポジションについての請求に関連した収益により一部相殺されている。

リテインド・サービス

リテインド・サービスの業績は、前年度に3億9,800万米ドルの損失であったのに対し、4億2,400万米ドルの損失であった。2018年度には、不動産売却益、子会社及び事業の売却益、並びにUBSセキュリティーズ・チャイナの株式保有の増加に関連する再測定による損失が含まれていたのに対し、2019年度には、売却目的で保有する不動産に再分類される不動産の再測定からの損失が含まれていた。前述した調整項目及びリースストラクチャリング費用を除くと、調整後の業績は、前年度にマイナス3億1,700万米ドルであったのに対し、マイナス4億米ドルであった。これは、金利の上昇を反映した繰延税金資産に関連した資金調達費用の増加を主因としていた。

従業員

コーポレート・センターの雇用人数は、2018年12月31日現在から2,583名増加して、2019年12月31日現在33,164名（フルタイム換算）であった。この増加は主に、特定の活動を引き続き第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターにインソーシングしたことにより、外部委託人員が約2,200名減少したことによるものと考えられている。

財務管理

貸借対照表、流動性及び資金調達管理

戦略、目標及びガバナンス

当グループでは、貸借対照表の構造的リスクを管理している。当該リスクには、金利リスク（例えば、株式投資、グローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングからのバンキング勘定に関するエクスポージャー）、構造的為替リスク及び担保リスク、並びに当グループの流動性及び資金調達ポートフォリオに関連したリスクが含まれる。

当グループによる貸借対照表、流動性及び資金調達ポジションの管理は、現在及び将来の行政上の規制も考慮に入れつつ、市況の広範な範囲にわたって当グループの基盤の価値を最適化するという全体の目標に貢献している。当グループは、通常時及びストレス時における当該ポジションを監視するのに多くの手法を用いている。特に、当グループでは、行動調整を当グループの貸借対照表に適用するのに、ストレス・シナリオを使用しており、これら内部のストレス・モデルから生じる結果を外部の手法（主に、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率）を用いて較正する。当グループの流動性及び資金調達戦略は、グループ財務部門が提案し、グループ執行役員会の委員会であるグループ資産・負債委員会（グループALCO）が承認し、更に取締役会（BoD）のリスク委員会が監視する。

本項では、規制要件、当グループのガバナンス構造、当グループの貸借対照表、当グループの流動性及び資金調達源を含む流動性及び資金調達管理、当グループの緊急時対策並びにストレス・テストの実施についてより詳細な情報を記載する。本項で開示する残高は、別途記載する場合を除き、年度末のポジションを表している。期間内残高は、通常の事業の過程で変動し、年度末のポジションから乖離する可能性がある。

グループ財務部門は、流動性及び資金調達戦略の実施及び遂行を監督及び監視し、方針、制限、トリガー及び目標の遵守に関し責任を有している。これにより、当グループの適格流動資産を含む現金及び担保両方の厳重な管理が可能になり、当グループによるホールセール現物市場への通常のアクセスがグループ財務部門に集中する。更に、ある危機により緊急時資金調達策の実施が必要になる場合でも、グループ財務部門

は、関連ある事業分野の代表者と共に、流動性創出の調整に責任を有する。グループ財務部門は、少なくとも月に一度の頻度で、グループALCO及びBoDのリスク委員会に対し、資金調達状況及び集中リスクを含む当グループの全体的な流動性及び資金調達ポジションについて報告を行う。

流動性及び資金調達の制限、トリガー及び目標は、当グループ並びに（適切である場合は）事業体及び事業部門レベルで設定されており、BoD、グループALCO、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、グループ財務部門及び事業部門により、現在の及び予測される事業戦略及びリスク許容度を考慮して、少なくとも1年に1度、見直し及び再確認が行われる。当グループの制限及び目標の枠組みの原則は、事業基盤を最大化及び維持し、資産及び負債構造の適切なバランスを維持することを企図している。構造的な制限、トリガー及び目標は、貸借対照表の構造及び構成に焦点を当てている。一方で、補足的な制限、トリガー及び目標は、資金調達源の利用、多様化及び配分を推進することを企図している。この枠組みを補完及び支援するために、グループ財務部門は、現在の流動性状況を反映する早期警戒指標に関し市場を監視する。これらの流動性状況の指標は、潜在的な脅威に関しグローバル及び地域の両方の状況を評価することに当グループレベルで使用される。マーケット&トレジャリー・リスク・コントロール部門は、流動性及び資金調達リスクに対し、独立した監視を行っている。

資産及び流動性管理

当グループの流動性リスク管理においては、当グループの事業が容認し難い損失若しくはリスク又は長引く損害を負うことなく、支払期限が到来した時点で当グループの全ての負債を充足するための健全な流動性ポジションを維持すること、並びに一般的なストレス時の市場環境において会社特有の流動性危機に対応するための十分な時間及び財務の柔軟性を提供することを目指している。

当グループの流動資産は、市場の悪化、事業運営上の事由又はその他の会社特有の事由により生じる資金利用可能性又は資金需要のボラティリティ（予測できるか否かを問わない。）に応じて適切な分散化（発行者、満期までの期間及びその他のリスク特性）水準を維持するために制限、トリガー及び目標値を使用して管理されている。流動資産のポートフォリオは、取締役会のリスク選好度並びに当グループ及び子会社の関連ある流動性要件内で事業が行えるよう管理されている。

貸借対照表上の資産

当グループ

2019年12月31日現在の貸借対照表上の資産は、2018年12月31日から140億米ドル増加して合計9,720億米ドルとなった。これは主に、トレーディング・ポートフォリオ資産の増加並びにユニットリンク型投資契約非金融資産及び金融資産の増加によるものであった。これらの影響額は、償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引の減少、償却原価及び公正価値で測定されるその他の金融資産の減少、並びにデリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金の減少により一部相殺されている。

2019年12月31日現在のデリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金を除く資産合計は、180億米ドル増加して8,270億米ドルとなった。為替効果を除くと、デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金を除く資産合計は、130億米ドル増加した。

トレーディング・ポートフォリオ資産は、インベストメント・バンクの株式業務を中心に230億米ドル増加した。これは主に、市場主導の動向及び顧客活動に起因するヘッジ要件の増加を反映していた。

ユニットリンク型投資契約非金融資産及び金融資産は、90億米ドル増加した。これは、市場主導の動向及び新規純資金流入額を主に反映して、アセット・マネジメントにおいてユニットリンク型投資契約をヘッジするために保有される資産が関連ある負債の増加を伴い60億米ドル増加したことを主因とする。加えて、IFRS第16号の適用により、2019年1月1日付で使用権資産が認識された後、30億米ドル増加した。

償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による債権は、110億米ドル減少した。これは、事業部門による資金調達消費高の増加及び担保供給要求の減少によるものであった。

償却原価及び公正価値で測定されるその他の金融資産は、50億米ドル減少した。これは主に、適格流動資産（HQLA）ポートフォリオ内における負債証券から現金及び中央銀行預け金への移動によるものであった。

デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金は、50億米ドル減少した。これは主に、グローバル・ウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンクの株式業務において顧客活動水準が低下したことに

よるものであった。これは、市場主導の動向を主に反映して、インベストメント・バンクの外国為替、金利及びクレジット業務における増加により一部相殺されていた。

コーポレート・センターから事業部門への費用及び資源配分の変更

2019年1月1日より、UBSは、コーポレート・センターから事業部門への貸借対照表の資源の配分を増加させた。過年度の情報は修正再表示された。2018年12月31日現在、この修正再表示により資産合計がグローバル・ウェルス・マネジメントで1,140億米ドル、パーソナル&コーポレート・バンキングで620億米ドル、アセット・マネジメントで40億米ドル、インベストメント・バンクで440億米ドル増加し、コーポレート・センターにおいては2,230億米ドルの対応する減少があった。

これらの変更は、当グループの報告済みの業績又は財政状態に影響を及ぼしていない。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの資産合計は、市場主導の動向及び顧客活動に起因するヘッジ要件の増加を主に反映して、トレーディング・ポートフォリオ資産が230億米ドル増加したことにより、140億米ドル増加して3,160億米ドルとなった。この増加は、HQLA要件が80億米ドル減少したことにより一部相殺されていた。

グローバル・ウェルス・マネジメント

グローバル・ウェルス・マネジメントの資産合計は、HQLA要件が70億米ドル減少したことを主に反映して、40億米ドル減少して3,100億米ドルとなった。これは、モーゲージ及びロンバード・ローンが増加した結果、貸付資産が30億米ドル増加したことにより一部相殺されていた。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキングの資産合計は、90億米ドル増加して2,090億米ドルとなった。これは主に、HQLA要件が50億米ドル増加したこと並びに為替効果及びモーゲージ・ローンの増加を反映して貸付資産が30億米ドル増加したことによるものであった。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメントの資産合計は、市場主導の動向及び新規純資金流入に起因するユニットリンク型投資契約金融資産の増加並びにそれに対応する負債の増加を反映して、60億米ドル増加して350億米ドルとなった。

コーポレート・センター

コーポレート・センターの資産合計は、110億米ドル減少して1,030億米ドルとなった。これは主に、短期借入金の償還に充てるためグループ財務部門で減少が見られたことを反映していた。

適格流動資産

適格流動資産（HQLA）は、グループ財務部門の管理下にある、抵当などの制約がない低リスクの資産であり、流動性ニーズを満たすために、容易にかつ即時に、価値をほとんど又は全く損なうことなく現金に転換することができる。当グループのHQLAは、主に、流動性カバレッジ比率（LCR）の枠組みでレベル1の適格を有する資産（現金、中央銀行準備金及び政府債を含む。）で構成されている。当グループのHQLAは、UBS AG及びその子会社が保有しており、特定の管轄区域における資金調達及び担保ニーズを満たす目的で利用可能な金額が含まれる可能性があるが、当グループ全体で利用する準備はまだ整っていない。当該制限の主な原因は、現地の規制要件（現地の流動性カバレッジ比率及び大口エクスポージャー要件を含む。）である。実質的な制限を受ける資金は、関連あるHQLAを保有する子会社に関するアウトフローの仮定を超過する範囲で、当グループのHQLAの算出から除外されている。これに基づき、2019年度第4四半期については、280億米ドルの資産が当グループの日次平均HQLAから除外されていた。現地の流動性要件を超えて保有され、その他の制限を受けない金額は、通常、当グループ内で移転することができる。

HQLAの加重流動性価値合計は、70億米ドル減少して1,660億米ドルとなった。

流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率は、関連ある規制当局が定義する通り、重要な流動性ストレス・シナリオからの予想された純資金流出を凌ぐのに十分なHQLAが利用可能かを比較することにより、銀行の流動性プロフィールの短期レジリエンスを測定する。

バーゼル銀行監督委員会の基準では、下限100%のLCRが求められている。UBSは、当グループの総LCRをスイス金融市場監督当局（FINMA）から通知された通り、最低110%に維持することが求められており、スイス・フラン建てのLCRでは、最低100%に維持することが求められている。加えて、UBS AG及びUBSスイスAGともに、単体ベースの最低流動性カバレッジ比率要件に服している。財務上のストレス時においては、FINMAは、銀行が自らのHQLAを利用し、LCRが一時的に最低基準を下回ることを許容する。当グループは、ストレス時のHQLA及び予想された純資金流出との間のあらゆる通貨のミスマッチを管理するために、全ての主要通貨建てのLCRを監視している。

2019年度第4四半期の当グループの日次平均LCRは、2018年度第4四半期が136%であったのに対し、134%となり、FINMAにより通達された当グループの最低LCRである110%を依然として上回った。

このLCRの低下は、事業部門による資金調達消費高の増加及び発行済社債の減少が預金残高の増加及びヨーロッパ企業において譲渡制限が課された資産の減少により一部相殺されたことを主因として、HQLAが減少したことを主に反映していた。更に、有価証券ファイナンス取引の純減を主因として、純資金流出は減少したが、顧客預金の増加に起因する流出額の増加により一部相殺されている。

資産の担保差入

下記の表では、担保権が設定された資産、担保権が設定されていない資産及び担保差入が不可の資産について、オンバランス・シート及びオフバランス・シートの資産の内訳を記載している。

担保権が設定された資産とは、既存の負債に対し担保として差し入れられている資産又はそうでなければ追加の資金調達を担保するのに利用不可の資産を表している。後者に分類されるのは、顧客資産分離規則に基づき保護された資産、ユニットリンク型投資契約金融資産、現地の明確な最低資産維持要件を遵守するために特定の管轄地域で保有される資産、並びに一定の投資ファンド及びその他のストラクチャード・エンティティ等のバンクグループ・リモートの連結会社で保有される資産である。

担保差入が不可の資産とは、担保権が設定されていない資産であるが、その性質上、資金調達の担保又は担保需要の充足に利用することができないと考えられている資産を表している。当該資産には、担保付トレーディング資産、デリバティブ金融資産、デリバティブに係る差入担保金、繰延税金資産、のれん及び無形資産並びにその他の資産が含まれている。

その他の全ての資産は、**担保権が設定されていない資産**で表示されている。当グループ及び/又は法人レベルでの資金調達を担保するのに常に利用可能であると考えられている資産は、別に示されており、通常の事業の過程で常実現可能な現金及び証券から成る。当該資産には、当グループのHQLA及びトレーディング・ポートフォリオの担保権が設定されていないポジションが含まれる。法人レベルでの資金調達を担保するのに利用可能であると考えられている担保権が設定されていない資産は、当グループ全体が利用可能な資産の総額を制限する規制に服する可能性がある。その他の担保権が設定されていない資産で、当グループ及び/又は法人レベルでの資金調達を担保するのに常に利用可能であるとは考えられていない資産は、貸出金及び銀行預け金から構成される。

2019年12月31日現在の資産の担保差入

	担保権が設定された 資産		担保権が設定されていない 資産		担保差入が不可 の資産	当グループ資産 合計(IFRS)
	差入担保資産	その他の点で 制限され、資 金調達に担保 に利用不可の 資産	当グループ及 び/又は法人レ ベルでの資金調 達の担保に利用 可能な現金及び 証券	その他の実現 可能な資産		
単位：百万米ドル						
オンバランス・シートの資産						
現金及び中央銀行預け金			107,068			107,068
銀行貸出金及び前渡金		3,131		9,316		12,447
有価証券ファイナンス取引による債権					84,245	84,245
内、借入有価証券に係る担保金					9,507	9,507
内、リバース・レボ契約					74,738	74,738
デリバティブに係る差入担保金		2,986			20,303	23,289
顧客貸出金及び前渡金	18,399	620		303,306	4,460	326,786
内、モーゲージ・ローン	18,399			159,749		178,149
償却原価で測定されるその他の金融資産	1,212	377	12,863	1,444	7,085	22,980
償却原価で測定される金融資産合計	19,611	7,114	119,931	314,066	116,092	576,815
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	56,415 ¹	242	68,886	1,971		127,514
内、トレーディング資産-短期国債/長期国債	2,700	4	8,760			11,464
内、トレーディング資産-モーゲージ担保証券			365			365
内、トレーディング資産-その他の資産担保証券	2		145			147
内、トレーディング資産-その他の債券	1,947	42	5,925			7,914
内、トレーディング資産-投資信託受益証券	2,671	96	6,100			8,867
内、トレーディング資産-エクイティ証券	49,096	100	47,590			96,786
内、貸出金				1,971		1,971
デリバティブ金融商品					121,841	121,841
ブローカレッジ債権					18,007	18,007
内、顧客ブローカレッジ					4,877	4,877
内、プライム・ブローカレッジ					13,131	13,131
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない 金融資産	188	29,676	34,401	13,082	6,598	83,944
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	56,604	29,917	103,286	15,053	146,446	351,307
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融 資産		176	6,169			6,345
関連会社投資				1,051		1,051
有形固定資産及びソフトウェア				12,804		12,804
のれん及び無形資産					6,469	6,469
繰延税金資産					9,537	9,537
その他の非金融資産		2	4,597		3,256	7,856
非金融資産合計		2	4,597	13,855	19,262	37,717
オンバランス・シート合計	76,215	37,210	233,984	342,974	281,801	972,183

担保権が設定された
資産

担保権が設定されていない
資産

単位：百万米ドル	差入担保資産	その他の点で 制限され、資 金調達に担保 に利用不可の 資産	当グループ及 び/又は法人レ ベルでの資金調 達の担保に利用 可能な現金及び 証券	その他の実現 可能な資産	担保差入が不可 の資産	当グループ資産 合計（IFRS）
オフバランス・シートの資産						
担保として認められた有価証券の公正価値	350,477	7,003	112,040	6,206		475,726
内、担保としてのマネー・マーケット・ペーパー	6,857	248	3,502			10,606
内、担保としてのその他の負債性商品	198,540	5,914	86,138			290,591
内、担保としてのエクイティ証券	140,312	833	21,685			162,830
内、担保としての投資信託受益証券	4,750	8	716			5,474
内、その他	18			6,206		6,224
2019年12月31日現在のオンバランス・シート及びオフ バランス・シートの資産合計						
	426,691	44,213	346,024	349,180	281,801	
内、適格流動資産			178,641			

¹ 取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産412億8,500万米ドルを含む。

単位：百万米ドル	差入担保資産	その他の点で 制限され、資 金調達の担保 に利用不可の 資産	当グループ及 びノ又は法人レ ベルでの資金調 達の担保に利用 可能な現金及び 証券	その他の実現 可能な資産	担保差入が不可 の資産	当グループ資産 合計（IFRS）
オフバランス・シートの資産						
担保として認められた有価証券の公正価値	356,745	14,954	109,310	2,678		483,688
内、担保としてのマネー・マーケット・ペーパー	10,110	390	3,922			14,421
内、担保としてのその他の負債性商品	211,156	11,204	87,788			310,148
内、担保としてのエクイティ証券	130,853	3,356	16,598			150,807
内、担保としての投資信託受益証券	4,621	4	1,003			5,628
内、その他	5			2,678		2,683
2018年12月31日現在のオンバランス・シート及びオフ バランス・シートの資産合計						
	418,841	51,712	335,029	333,618	302,976	
内、適格流動資産			184,361			

¹ 取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産321億2,100万米ドルを含む。

ストレス・テスト

当グループは、様々なシナリオの下、適切にバランスのとれた流動性及び資金調達ポジションの維持を可能にする最適な資産及び負債構造を決定するためにストレス・テストを実施している。流動性危機シナリオ分析及び緊急時資金調達計画は、流動性管理プロセスを支援し、流動性の不足が突然発生する可能性を吸収する即時の是正措置を確実に実行することを目指している。

当グループでは、当グループの事業の全構成部門に影響するストレス事由が当グループによる市場へのアクセスに及ぼしうる影響を考慮することを含め、ストレス時の市況を包括する2つの主要な潜在的シナリオに基づき当グループの流動性エクスポージャーを設計する。当該モデル及びその仮定は、最新の事業及び市場の動向を組み込むために定期的に見直される。当グループでは、強固で実行可能な試験済みの緊急時対策を維持するのに使用される仮定を継続的に改良する。

ストレス時のシナリオ

流動性危機は無数の原因が考えられるため、ストレス時のシナリオは、全ての市場、通貨及び商品における潜在的なストレスの影響を包括するが、概して会社固有のものではない。満期を迎えるホールセール資金調達を置き換える能力の欠如に加えて、当該シナリオは、当グループの長期信用格付の2段階引き下げ及び短期格付の同等の引き下げに対応する、他の点では安定している顧客預金及び流動性アウトフローの緩やかな減少を仮定する。

当グループでは、ストレス・シナリオが組み込まれ、かつ、流動性を欠いている資産に利用可能な長期資金調達の規模を測定する現金資本モデルを使用する。資産のうち、流動性を欠いた部分は、担保付資金調達取引において担保として使用される場合の資産の帳簿価額とその有効な現金価額との間の差異である。流動性を欠いている資産を支える現金資本として使用された長期資金調達は、満期までの期間が1年以上残っている無担保の資金調達、株主持分及びコア預金（これは、1年以上の実際上の満期を有するとみなされる当グループの顧客預金の一部である。）で構成される。

総合シナリオ

総合シナリオは、会社固有の危機が市場混乱事由と組み合わせられた極度のストレス事由を表す。このシナリオは、（ ）主に催告により期限が到来した、他の点では安定している顧客預金に関する重大なアウトフロー、（ ）満期を迎える無担保ホールセール資金調達の更新又は借換を行う能力の欠如、（ ）並外れて大規模なローン・コミットメントの実行、（ ）トレーディング資産からの流動性を創出する能力の低下、（ ）当グループの長期信用格付の3段階引き下げ及び短期格付の同等の引き下げに対応する流動性アウトフロー、（ ）デリバティブ・ポジションを解消する又は追加担保を差し入れる契約上の債務の発生、（ ）デリバティブの市場価値の不利な動向に起因する追加の担保要件を仮定する。この総合シナリオは、当該シナリオに基づく潜在的な資金流出を予測するのに日次で管理されており、継続的なリスク管理活動の一部として評価されている。

緊急時資金調達計画

当グループの緊急時資金調達計画は、当グループのグローバルな危機管理の枠組みの不可欠な要素であり、様々な種類の危機事由に対応している。この緊急時資金調達計画には、ストレスを受けた環境下での緊急資金調達源の評価、流動性状況の指標、並びに緊急時の手続が含まれる。当グループの資金調達の多様性及びグローバルな範囲は、危機が発生した際、当グループの流動性ポジションを保持するのを助けている。当グループは、全ての重要な、既知の及び予想されたキャッシュ・フロー、並びに、要請があれば追加的な資金調達を行うのに使用することができるグレードの高い担保の水準及び利用可能性を定期的に評価及びテストしている。当グループの緊急時資金調達源には、当グループのHQLAポートフォリオ、複数の主要な中央銀行による利用可能で未使用の流動性ファシリティ、トレーディング・ポートフォリオ流動資産の緊急低減及びその他の利用可能な管理活動が含まれる。

負債及び資金調達管理

グループ財務部門は、当グループが、バランスの良い分散した負債の構造を確実に維持することを目指し、集中リスクを含む資金調達状況を定期的に監視している。当グループにおける資金調達管理は、確実かつ費用効率のよい方法で当グループの事業の資金を調達する、最適な資産負債構造の構築を目指したもので

あり、当グループの資金調達業務は、市況が困難な時期において継続中の事業活動を支援するために必要となる、安定的な資金調達の金額を考慮したうえで、当グループの貸借対照表の全体的な流動性及び資金調達プロフィールの分析を行うことによって計画されている。

UBSグループAGの資金調達戦略は、資金調達計画の中で毎年設定され、資金調達管理方針の統制枠組みに基づき四半期毎に見直される。資金調達計画は、グループ財務部門が策定し、グループALCOが承認している。資金調達計画を実行する際には、グループ財務部門は、通貨、市場及び満期までの期間の分散等の要素を考慮する。具体的な商品タイプに関しては、資金調達計画に定義された資金調達取引の運営取引実行は、事業部門に委譲される（例えば、インベストメント・バンクに対する仕組債）。上記に拘わらず、グループ財務部門はあらゆる種類の商品に対して総括的な責任と監督義務を負っている。

グループ財務部門は、集中度の上限、加重平均の満期の下限及び金額を含む資金調達創出のための制限、トリガー及び目標を提案、設定及び監督する。資金調達の多様性は、商品の種類、単一カウンターパーティ・エクスポージャー（全体に占める割合）、満期構成、及び負債構成に対する特定の資金調達源の総合的寄与度に焦点を当て、継続的に監視されている。

当グループの事業活動により生じる資産及び負債のポートフォリオは、市場、商品、期間及び通貨に関して高度に多様化している。これにより、当グループのそれぞれの資金源へのエクスポージャーが減少し、また幅広い投資機会を得ることができ、流動性リスクも減少する。

グローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングは、重要で費用効率的、かつ確実な資金源を提供している。これには、中核預金及びスイス・カバード・ボンドが含まれており、スイス・カバード・ボンドは長期の資金調達を行うために、当グループのスイス住宅モーゲージのポートフォリオの一部を（差入担保として）使用している。加えて、当グループには、非劣後無担保債務及び仕組債、並びに短期債を発行するための、短期、中期及び長期の資金調達プログラムがいくつか存在する。このプログラムにより、ヨーロッパ、米国及びアジア太平洋地域の市場で活発に取引する機関投資家及び個人投資家は、UBSの債券への投資をカスタマイズすることができる。こうした幅広い商品ラインナップ及び資金源は、当グループの全世界に亘る事業活動範囲と相俟って、当社の資金調達の安定性を下支えしている。

貸借対照表上の負債

負債合計は、120億米ドル増加して、2019年12月31日現在で9,170億米ドルとなった。これは主に、顧客預金、非金融負債及びユニットリンク型投資契約に関連する金融負債並びに既発の長期債が増加したことによる。これらの影響額は、短期借入金及び償却原価で計上される有価証券ファイナンス取引の減少により一部相殺されている。デリバティブ及びデリバティブに係る受入担保金を除く負債合計は、140億米ドル増加して、2019年12月31日現在で7,650億米ドルとなった。為替効果を除くと、デリバティブ及びデリバティブに係る受入担保金を除く負債合計は、120億米ドル増加した。

顧客預金は、スイス及びアジア太平洋地域を中心に、280億米ドル増加した。2019年12月31日現在、ローン残高に対する顧客預金の比率は、137%（2018年12月31日現在では131%）であった。

非金融負債及びユニットリンク型投資契約に関連する金融負債は、ユニットリンク型投資契約が増加し、関連資産がそれに応じて増加したこと起因して、60億米ドル増加した。

既発の長期債は、50億米ドル増加した。これは、市場主導の動向を主に反映して、公正価値での測定を指定された既発の債務が100億米ドル増加したことによるものであったが、償却原価で保有される長期債が50億米ドル減少したことにより一部相殺された。前述した減少は、97億米ドル相当の非劣後無担保債務の満期到来及び早期償還、並びに11億米ドル相当のカバード・ボンドの満期到来を主因としていた。前述した満期到来の事例は、38億米ドル相当の米ドル建て、スイス・フラン建て、オーストラリア・ドル建て及びシンガポール・ドル建ての高トリガー損失吸収その他Tier 1 (AT1) 資本性証券の発行、並びに当グループの総損失吸収力 (TLAC) に寄与するスイス・フラン建て及び米ドル建ての非劣後無担保債務の19億米ドル相当の発行により一部相殺されている。

2020年の事業年度中、18億米ドル相当のTLAC適格ベンチマーク証券が満期を迎える予定であり、13億米ドル相当のAT1資本性証券が2020年2月に早期償還された。UBSは、2020年のゴーイングコンサーン及びゴーイングコンサーン・ベースの資本要件を既に遵守しており、早期償還可能な資本性証券のリファイナンス及び潜在的な発行の増加に関して合理的かつ臨機応変に対応する予定である。

短期借入金は、220億米ドル減少した。これは主に、コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金の正味償還額を反映していた。

デリバティブ及びデリバティブに係る受入担保金は、前述したデリバティブ資産及び差入担保金の増加に沿って、20億米ドル減少した。

安定調達比率

安定調達比率（NSFR）の枠組みは、短期のホールセール資金調達への過度の依存を制限し、全てのオンバランス・シート及びオフバランス・シートの項目を通じて資金調達リスクの評価を改善し、かつ資金調達の安全性を促進することを意図したものである。NSFRは、利用可能な安定調達額（ASF）及び所要安定調達額（RSF）の2つの要素から成り立っている。ASFは、1年を通じて利用可能であると期待される、資本及び負債の部分である。RSFは、満期日、資産に対する負担及びその他の性質、並びに、オフバランス・シートのエクスポージャーにより資金調達流動性の必要が偶発的に生じる可能性に基づく、資産の安定調達要件についての基準である。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のNSFR規制の枠組みは、2018年以降、この比率が100%以上であることを求めている。

当グループは、プロフォーマ・ベースの予想NSFRを、FINMAの現行の指針に基づいて報告しており、スイスにおけるBCBSのNSFRの開示基準が最終的に実施された場合には、これに従ってNSFRを調整する。当グループのプロフォーマ・ベースの予想NSFRの計算は、NSFRの規制の効果についての解釈及び予想を含んでいる。当該計算は、スイスでNSFRの規則の制定が完了し、規制の解釈が進展し、新たなモデルとこれに関連する制度が強化されると、引き続き再構成される。スイスにおけるNSFRの枠組みの導入がEU及び米国における進展に合わせて過去2年間遅延したが、その後、スイス連邦参事会は、2020年の初夏に関連府令の改正を採択し、2021年半ばまでに発効させることを決定した。スイス連邦財務省は、今後数ヶ月で、利害関係者（業界からの利害関係者を含む。）と連帯して、必要になる規制上の文言を最終化する権限を付与されている。

2019年12月31日現在、当グループのプロフォーマ・ベースの予想NSFRは111%であり、2018年12月31日の数値から1パーセント・ポイント上昇した。これは主に、預金の増加を主因とする利用可能な安定調達の190億米ドルの増加を反映したものであった。この影響は、トレーディング資産の増加及び計算の改良を主因とする所要安定調達額の160億米ドルの増加によりその大部分が相殺された。

内部資金調達及び資金移動の価格設定

当グループは、全ての支店及び子会社における流動性管理につき、統合された流動性及び資金調達の枠組みを利用しており、当グループの主要な流動性の高い資産は、完全連結の事業体間でやりとりされている。グループ財務部門は、余剰資金を生み出している事業体から、融資を必要とする事業体に資金を流すことにより、内部の資金調達需要を満たしている。ただし、移動制限がある状況はこの限りではない。

資金調達費用及びその便益は、当グループの流動性及び資金調達のリスク管理の枠組みに従って、当グループの事業部門に配分されている。グループ財務部門が管理する、当グループの内部資金調達の価格設定制度は、各事業部門の資産及び計画された活動を支援するための適切な負債構造を提供することを意図したものである。資金移動の価格設定の仕組みは、流動性及び資金調達リスクを発生させている活動に資金調達及び流動性費用を配分することを目指したものであり、黒字事業から資金不足の事業への資金の移動を取り扱っている。資金調達は、各事業の資産構成、流動性及び確実な外部資金調達を反映した比率及び期間で、事業間で内部移動又は配分されており、主要な子会社については、各子会社毎に行われている。当グループは、内部資金移動の価格設定の仕組みを定期的に見直し、当グループの流動性及び資金調達管理の目的達成を促進するために適切な強化を行っている。

信用格付

信用格付は、特にホールセール無担保資金源からの資金調達に関し、資金調達の費用及び利用可能性に影響を与える可能性がある。当グループの信用格付は、当グループの一部の事業の業績並びに顧客及びカウンターパーティの信頼水準にも影響を与える可能性がある。格付機関は、信用度を評価し、信用格付を設定するにあたり、幅広い要素を考慮する。かかる要素には、会社の戦略、商況、営業基盤の価値、利益の安定性及び質、自己資本比率、リスク・プロフィール及びリスク管理、流動性管理、資金源の分散化、資産の品質並びにコーポレート・ガバナンスが含まれる。信用格付は、格付機関の意見を反映したものであり、随時変更される場合がある。

当グループの流動性要件及び資金調達要件を評価するにあたり、当グループは、UBSの長期の格付の引き下げ及びこれに伴う短期の格付の引き下げにより生じうる影響を考慮している。

当グループの格付が引き下げられた場合、格付によるトリガー条項により、店頭（OTC）デリバティブのポジションに関連する契約上の義務及びその他の義務に基づき、即時の現金決済が行われる可能性、又はカウンターパーティに対する追加担保の差入の必要が生じる可能性がある。2019年12月31日現在の当グループの信用格付に基づき、長期の信用格付に1段階、2段階又は3段階の引き下げが行われた場合、当該契約上の義務につき、それぞれ0億米ドル、5億米ドル及び9億米ドルが必要となる。そのうち、追加担保の差入に関連する部分は、それぞれ0億米ドル、3億米ドル及び6億米ドルである。

2019年に、UBSグループAG及びUBS AGの依頼格付に関する主要な格付アクションが1回行われた。2019年11月21日、格付投資情報センター（R&I）は、UBSグループAGの発行体格付をAからA+に引き上げ、見通しをポジティブから安定的に見直した。

資本

2019年12月31日現在の株主に帰属する持分は、16億500万米ドル増加し、545億3,300万米ドルとなった。

株主に帰属する包括利益合計は、当期純利益43億400万米ドル及びプラスのその他の包括利益（OCI）7億8,500万米ドルを反映して、プラス50億8,900万米ドルとなった。OCIは、キャッシュ・フロー・ヘッジのプラスのOCI11億4,300万米ドル、OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に関連するプラスのOCI1億1,700万米ドル及び為替換算調整のプラスのOCI1億400万米ドルで構成されていたが、自己の信用に関連したマイナスのOCI3億9,200万米ドル及び確定給付制度のマイナスのOCI1億8,600万米ドルにより一部相殺されている。

資本剰余金は、27億7,900万米ドル減少したが、これは、UBSグループAGの資本準備金からの株主に対する25億4,400万米ドルの配当金支払及び株式報酬制度に基づく自己株式の受渡しによる8億8,600万米ドルの減少を主因としているが、損益計算書における繰延株式報酬の償却による6億1,900万米ドルの増加により一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により、株主に帰属する持分は、6億9,500万米ドル減少した。これは主に、当グループの株式買戻しプログラムに基づく2019年の株式買戻し8億600万米ドルによるものであったが、従業員株式報酬に関する自己株式の正味処分により一部相殺された。

IFRIC第23号法人所得税の処理に関する不確実性を適用した影響により、株主に帰属する持分は、1,100万米ドル減少した。

非支配株主持分に帰属する持分は、200万米ドル減少し、1億7,400万米ドルとなった。

資産及び負債の満期分析

以下の表は、貸借対照表の日付現在の残余満期別の、オンバランス及びオフバランスの資産及び負債の分析を示している。負債の契約上の満期は、帳簿価額及び支払を要求される可能性のある最も早い日に基づいている。資産の契約上の満期は、帳簿価格に基づいており、償還条項による影響を含んでいる。次の表における帳簿価額での負債の表示は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の「注27 金融負債の満期別分析」とは異なっている。同項においては、当該負債は、国際財務報告基準の求めるところに従い、割引前ベースで表示されている。

デリバティブ金融商品並びに公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び負債は、それぞれの契約上の満期が1ヶ月を大幅に超える可能性に留意しつつ、1ヶ月以内に期限到来の項目に振り分けられている。

（公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産の中で表示される）ユニットリンク型投資契約をヘッジする目的で保有される資産は、（公正価値での測定を指定されたその他の金融負債の中で表示される）ユニットリンク型投資契約に基づく関連支払金額に設定された満期に沿って、1ヶ月以内に期限到来の項目に振り分けられている。

契約上の満期のないその他の金融資産及び負債（エクイティ証券等）は、無期限/該当なしのタイムバケットに振り分けられている。日付なし又は無期限の商品は、当該商品のカウンターパーティが権利を有する契約上の通知期間に基づいて分類されている。契約上の通知期間が存在しない場合は、日付なし又は無期限の契約は、無期限/該当なしのタイムバケットに振り分けられている。

契約上の満期のない非金融資産及び負債は、概ね無期限/該当なしのタイムバケットに振り分けられている。

ローン・コミットメントは、最も早く到来する実行可能日に基づき分類されている。

資産及び負債の満期分析

単位：十億米ドル	1ヶ月超	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	2年超		期限 5年超	無期限/ 該当なし	合計	
	1ヶ月以 内に期限 到来	3ヶ月以 内に期限 到来	6ヶ月以 内に期限 到来	9ヶ月以 内に期限 到来	12ヶ月以 内に期限 到来	1年超2 年以内に 期限到来				5年以内 に期限 到来
資産										
現金及び中央銀行預け金	107.0						0.1		107.1	
銀行貸出金及び前渡金	11.2	0.6	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2	0.0	12.4	
有価証券ファイナンス取引による債権	57.2	16.8	4.3	4.0	1.0	0.8	0.2		84.2	
デリバティブに係る差入担保金	23.3								23.3	
顧客貸出金及び前渡金	118.9	36.7	14.0	8.3	9.1	27.1	60.6	52.0	326.8	
償却原価で測定されるその他の金融資産	5.1	0.6	0.4	0.7	0.6	1.9	5.9	7.8	23.0	
償却原価で測定される金融資産合計	322.6	54.8	18.9	13.2	10.7	29.7	66.8	60.0	576.8	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	127.5								127.5	
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産	41.3								41.3	
デリバティブ金融商品	121.8								121.8	
ブローカレッジ債権	18.0								18.0	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	36.6	4.8	5.2	2.8	4.7	15.2	11.4	1.9	83.9	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	303.9	4.8	5.2	2.8	4.7	15.2	11.4	1.9	351.3	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	0.2	0.1	0.3	0.2	0.3	0.4	0.2	4.7	6.3	
関連会社投資									1.1	1.1
有形固定資産及びソフトウェア									12.8	12.8
のれん及び無形資産									6.5	6.5
繰延税金資産									9.5	9.5
その他の非金融資産	6.6						1.3	0.0	7.9	
2019年12月31日現在の資産合計	633.4	59.8	24.4	16.2	15.7	45.3	79.6	66.6	31.2	972.2
2018年12月31日現在の資産合計	626.5	63.0	24.2	17.0	18.9	37.4	80.6	62.2	28.6	958.5
負債										
銀行預り金	5.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.2	0.0	6.6	
有価証券ファイナンス取引による債務	7.4	0.1	0.3	0.0					7.8	
デリバティブに係る受入担保金	31.4								31.4	
顧客預金	422.9	16.0	4.3	0.9	1.8	1.1	1.2	0.0	448.3	
償却原価で測定される社債	4.3	4.4	13.8	8.6	6.5	9.9	28.4	20.3	110.5	
償却原価で測定されるその他の金融負債	5.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	1.2	1.8	9.7	
償却原価で測定される金融負債合計	477.2	21.0	18.6	9.9	8.6	11.7	30.9	22.1	14.3	614.3
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	30.6								30.6	
デリバティブ金融商品	120.9								120.9	
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	37.2								37.2	
公正価値での測定を指定された社債	20.4	17.3	3.9	4.1	2.1	10.2	2.0	6.7	66.8	
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	34.1	0.4	0.2	0.2	0.0	0.0	0.4	0.6	35.9	
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	243.2	17.7	4.1	4.4	2.1	10.3	2.3	7.3	291.5	
引当金	3.0								3.0	
その他の非金融負債	3.7	2.6							2.5	8.8
2019年12月31日現在の負債合計	727.1	41.2	22.7	14.3	10.7	22.0	33.3	29.4	16.8	917.5

2018年12月31日現在の負債合計	699.7	41.4	28.6	17.6	11.7	23.6	37.7	32.7	12.5	905.4
保証、コミットメント及び先日付スタートの取引										
ローン・コミットメント	33.1	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0			33.9
保証	19.1									19.1
リバース・レボ契約	21.9		0.0							21.9
有価証券借入契約										
2019年12月31日現在の合計	74.1	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.9
2018年12月31日現在の合計	63.0	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0		63.6

オフバランス・シート

オフバランス取引

当グループは、通常の業務過程において、国際財務報告基準に準拠して、契約上の最大エクスポージャーの全部又は一部が当グループの貸借対照表に計上されない取引を行っている。当該取引には、デリバティブ商品、保証及び類似の取引、並びに非連結会社の購入持分及び留保持分の一部が含まれ、これは顧客の特定のニーズを充足するため、又は当グループの支配下でない事業体を通じた投資の機会を顧客に提供するためのヘッジ活動やマーケット・メイキング等の複数の理由によるものである。

当グループが、かかる取引を通じて、債務を負担し又は資産に対する権利を取得した場合、当グループはこれらを貸借対照表に計上する。貸借対照表上で認識される金額は、一定の場合、当該取引に内在する潜在的な利得又は損失の全額を表示していないことに留意する必要がある。

以下は、様々な異なるオフバランス取引についての詳細な情報である。オフバランス・シートについての追加情報は、主に本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記10、11、21、23、24i、26、31及び34、並びにwww.ubs.com/investorsに公表されている「Pillar 3 disclosures」の2019年12月31日付第3の柱に関する報告（英文）において提供されている。

オフバランス・シートの2019年度における変動

先日付スタートのリバース・レポ契約は、レポ市場における先日付スタートの取引に関連した顧客活動水準の上昇を主に反映して、130億米ドル増加した。先日付スタートのレポ契約は80億米ドルで横ばいであり、保証もまた、160億米ドルで横ばいであった。ローン・コミットメントは、10億米ドル減少した。これは主に、当該年度中に実行、取消又はシンジケートされたコミットメントに起因するインベストメント・バンクのコーポレート・クライアント・ソリューション事業における減少を反映していた。無条件に取消可能な信用枠は、20億米ドル減少した。

リスク開示（当グループによるオフバランス・ピークルへの関与を含む。）

当グループのエクスポージャー（オフバランス・ピークルへのエクスポージャーを含む。）に関連する包括的な信用リスク、市場リスク及び流動性リスクの情報については、上記「2 事業等のリスク」の「リスク管理及び統制」の項を参照されたい。

非連結投資信託へのサポート

2019年度、当グループは、非連結投資信託に対して資金面又はその他の実質的なサポートを提供しなかった。グループにかかる契約上の義務はなく、またサポートを提供する意思もない。

保証及び類似取引

当グループは、通常の業務過程において、様々な保証、信用供与コミットメント、顧客支援のためのスタンドバイ信用状及びその他の信用状、先日付スタートの取引のコミットメント、債券発行ファシリティ並びにリボルビング引受ファシリティを発行する。関連するプレミアムを除き、通常、かかる保証及び類似義務は、潜在的な損失又は予想信用損失を埋め合わせる引当金が要求されない限り、オフバランス・シートの項目として維持される。

保証は、一定の条件を充足することを条件に、当グループの顧客が第三者に対する義務を履行しなかった場合に当グループが支払を行う旨の取消不能の保証を表章する。保証及び類似商品からのネット・エクスポージャー（総価値からサブ・パーティシペーションを差し引く。）は、2018年12月31日現在で170億米ドルであったのに対し、2019年12月31日現在では165億米ドルとなった。保証の発行による手数料収入が2019年度及び2018年度の収益全体に占める割合は多くはなかった。

当グループはまた、当グループの顧客の流動性需要を確保する目的で利用できる信用枠により信用供与コミットメントを行う。未使用の信用枠の大部分は1ヶ月から5年を満期とする。無条件に取消可能な信用枠は、通常、オープンエンド型である。顧客が義務を履行しなかった場合、当グループの信用リスクのエクスポージャーは、かかる商品の契約金額を上限とする。かかるリスクは、融資の供与に伴うリスクに類似しており、それと同一のリスク管理及び統制の枠組みに服する。当グループは、予想信用損失測定範囲内の

ローン・コミットメント、保証及びその他のクレジット・ファシリティに関連して、2018年度については1,200万米ドルの正味信用損失費用を計上したのに対し、2019年度については600万米ドルの正味信用損失戻入を計上した。保証及びローン・コミットメントに関して認識された引当金は、2018年12月31日現在では1億1,600万米ドルであったが、2019年12月31日現在では1億1,400万米ドルとなった。

一定の債務について、当グループは、保証及びローン・コミットメントから発生する様々なリスクを軽減するため、一部でサブ・パーティシペーションを行う。サブ・パーティシペーションとは、債務者により債務が履行されなかった場合に損失の一部を負担する旨、及び該当する場合にはクレジット・ファシリティの一部の資金を調達する旨の第三者による同意である。当グループは、債務者との間で契約関係を有し、サブ・パーティシペーション参加者は、間接的な関係のみを有する。当グループは、債務者と同等又はそれ以上の信用格付を有すると当グループが認める銀行との間でのみサブ・パーティシペーション契約を締結する。

更に、当グループは、通常の業務過程で、第三者に対し表明、保証及び補償を提供する。

決済機関及び取引所の会員

当グループは、様々な証券取引所、デリバティブ取引所及び決済機関の会員である。かかる会員資格の一部に関し、当グループは、他の不履行会員の金融債務の一部の支払を余儀なくされ、又はその他追加の金融債務にさらされる可能性がある。会員規則は変更されるものの、債務は、通常、取引所又は決済機関がそのリソースを使い果たした場合にのみ発生する。当グループは、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

預金保険

スイスの銀行法及び預金保険制度は、スイスの銀行及び証券ディーラーに対し、スイスの銀行又は証券ディーラーが破産した場合の優先顧客預金として60億スイス・フランを上限とする金額を共同で保証するよう求めている。FINMAは、当グループが預金保険制度に納付する保険料は、9億スイス・フランになると見積もっている。

当グループは、ドイツ銀行協会の預金保護基金の構成員として、UBSヨーロッパSEがその債務を履行できなくなる場合に、（預託者毎に2019年12月31日までは100,000ユーロ超2億3,500万ユーロ未満の金額、2020年1月1日以降は100,000ユーロ超1億7,600万ユーロ未満の金額に対し）一定の非機関預金の対象範囲に関連した補償を当該基金に提供するよう求められている。

前述した預金保険の要件は、偶発的な支払債務を表しており、当グループを追加のリスクにさらす。2019年12月31日現在、当グループは、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

契約債務

2019年12月31日現在の長期債務は、1,690億米ドルであり、公正価値での測定を指定された社債（680億米ドル）及び償却原価で測定される既発の長期債（1,010億米ドル）で構成されており、将来の利息の概算及び割引前の元本支払額を表している。

長期債務合計の半数超が固定利付であった。2019年12月31日現在の金利スワップの名目価額は、650億米ドルであった。公正価値での測定を指定された社債は主に仕組債で構成されており、大部分が経済的にヘッジされているが、かかる商品をヘッジするために用いられた金利スワップの支払金額及び/又は支払時期を見積もることは、各々の負債に内在する金利リスクが一般的にポートフォリオ・レベルで管理されているため、難しいと考えられる。

（当グループが退職する従業員に対する契約上で合意した給与の支払を要求される）通知期間中の従業員債務は、購入債務に含まれない。

通貨管理

戦略、目的及びガバナンス

グループ財務部門は、（ ）米ドル以外の通貨建ての資産及び負債の同一通貨での資金調達及び投資、（ ）米ドル以外の通貨建ての利益及び損失のセルダウン、並びに（ ）貸借対照表における構造的不均衡

の影響を更に軽減するための米ドル以外の通貨建ての予想利益及び損失の選択的ヘッジという、為替リスクの管理における3つの主要分野に注力している。報告を行う事業体の機能通貨以外の通貨建ての取引から生じる非トレーディング為替リスクは、市場リスク制限に基づいて管理されている。グループ財務部門が行う活動には、当グループ連結レベルでの構造的な通貨構成の管理が含まれる。

米ドル以外の通貨建ての資産及び負債への同一通貨での資金調達及び投資

貸借対照表上の通貨関連項目及びその他の投資においては、当グループは、実務的かつ効率的な場合に限り、資金調達の目的において、当グループの資産及び負債の通貨を一致させる原則に従っている。これにより、米ドル以外の通貨建ての資産及び負債からの為替差益及び差損の発生を回避できる。

純投資額のヘッジ会計は、普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本及びCET1自己資本比率の両者に対する為替変動の影響を均衡させるために、米ドル以外の通貨建ての中核投資に適用されている。

米ドル以外の通貨建ての利益及び損失のセルダウン

UBS AGの外国の子会社及び支店の損益計算書の項目で、米ドル以外を機能通貨とするものは、平均為替レートを用いて米ドルに換算される。外国通貨で計上済みの利益の換算による利益の変動を減少させるために、グループ財務部門は、UBS AG及びその支店で発生した利益及び損失を集約し、かかる利益又は損失を米ドルに換算して売買している。当グループの外国の子会社は、同様のセルダウン処理を月次で行い、機能通貨に交換している。機能通貨が米ドル以外の通貨である外国子会社の利益剰余金は統合され、当グループの純投資額のヘッジ会計プログラムの一環として管理されている。

米ドル以外の通貨建ての予想利益及び損失のヘッジ

グループALCOは、為替レートが悪化する可能性に備えて、予想される将来の外国為替建て利益及び損失を保護するべく、ヘッジ取引を行うよう、随時グループ財務部門に指示する場合がある。こうした取引は将来の利益をヘッジすることを意図したものであるが、未決済の通貨ポジションとして計上され、バリュー・アット・リスクの内部市場リスク制限及びストレス損失制限に服する。

配当

2018年10月1日よりUBSグループAGの機能通貨を米ドルへ変更した後、配当宣言通貨を機能通貨に合わせるため、2019年を通じて配当金が米ドルで計上された。これにより、2019年度の配当を皮切りに、UBSグループAGは今後、米ドル建ての配当を公表する予定である。SIX (ISIN: CH0244767585) を通じて株式を保有している株主は、配当落ち日前日に公表され、小数第5位まで算出される為替相場に基づいて、スイス・フランで配当を受け取る予定である。DTC (ISIN: CH0244767585、CUSIP: H42097107) を通じて株式を保有する株主は、米ドルで配当が支払われる。

キャッシュ・フロー

グローバルな金融機関である当グループのキャッシュ・フローは複雑であり、当グループの純利益及び純資産と殆ど関係がない場合がある。従って、当グループの流動性ポジションを評価する際、従来のキャッシュ・フロー分析は、本項の他の箇所に記載された、流動性、資金調達及び資本管理の枠組み及び方法と比較して意義がないと当グループは考えている。

現金及び現金同等物

2019年12月31日現在の現金及び現金同等物の合計は、財務及び投資活動による純資金流出に起因して、2018年12月31日現在から62億米ドル減少し、1,199億米ドルとなったが、営業活動による純資金流入により一部相殺されている。

営業活動

2019年度の営業活動による純資金流入は、197億米ドルであった。営業活動による正味キャッシュ・フロー（営業活動に係る資産及び負債の変動並びに支払税金控除前）は、143億米ドルの流入であった。営業

活動に係る資産及び負債の変動は、54億米ドルの純資金流入をもたらした。これは主に、顧客預金に関連した232億米ドルの純資金流入及び有価証券ファイナンス取引からの87億米ドルの純資金流入に起因していた。これらの流入額は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び負債並びにデリバティブ金融商品からの188億米ドルの純資金流出並びに銀行貸出金及び前渡金からの43億米ドルの純資金流出並びに顧客に対する貸付残高からの31億米ドルの純資金流出により一部相殺されている。

2018年度の営業活動による純資金流入は、289億米ドルであった。営業活動による正味キャッシュ・フロー（営業活動に係る資産及び負債の変動並びに支払税金控除前）は、2億米ドルの流出であった。営業活動に係る資産及び負債の変動は、291億米ドルの純資金流入をもたらした。これは主に、プルーカレッジ債権及び債務に関連した114億米ドルの純資金流入、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産並びにその他の金融資産及び負債からの111億米ドルの純資金流入、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び負債並びにデリバティブ金融商品からの111億米ドルの流入、並びに顧客預金からの91億米ドルの流入に起因していた。これらの流入額は、有価証券ファイナンス取引からの112億米ドルの純資金流出及び顧客に対する貸付残高からの52億米ドルの純資金流出により一部相殺されている。

投資活動

2019年度においては、投資活動の結果、純資金流出は16億米ドルとなり、これは主に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入による34億米ドルの純資金流出並びに有形固定資産及びソフトウェアの購入による16億米ドルの純資金流出に関連するものであった。これらの流出額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還による39億米ドルの純資金流入額により一部相殺されている。

2018年度においては、投資活動の結果、純資金流出は61億米ドルとなった。これは主に、償却原価で測定される負債証券の買入れ及び償還からの38億米ドルの純資金流出に関連していた。

財務活動

2019年度においては、財務活動の結果、純資金流出は256億米ドルとなり、これは主に、短期債の正味返済額171億米ドル及び長期債の正味返済額38億米ドルによるものであり、これには公正価値での測定を指定された社債が含まれている。これに加えて、株主への配当金分配25億米ドル及び自己株式取得に用いられた純資金16億米ドルも当該純資金流出の一因となった。

2018年度においては、財務活動の結果、純資金流入は2億米ドルとなり、これは主に、長期債の正味発行額163億米ドルによるものであり、これには公正価値での測定を指定された社債が含まれているが、短期債の正味返済額122億米ドル、株主への配当金分配24億米ドル及び自己株式取得に用いられた現金純額14億米ドルにより一部相殺されている。

重要な会計上の見積り及び判断

当グループは、国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務書類を作成するにあたり、判断を適用し、見積り及び仮定を行っており、この判断、見積り及び仮定にはそれらがなされた時点で重大な不確実性を含んでいる可能性がある。当グループは、これらの見積り及び仮定のうち、過去の経験、将来の予測及びその他の関連する要素を含んだものについて、現在の状況に基づいて継続的な関連性を判断するために定期的に再評価し、必要に応じて更新している。見積り及び仮定の変更が財務書類に重大な影響を与える可能性がある。更に、実際の結果が当グループの見積りと大きく異なる可能性があり、これにより、当グループの予想又は備えを超えて、当グループに多大な損失がもたらされる可能性がある。

高度な判断を伴う主な分野並びに見積り及び仮定が連結財務書類にとって重要な分野には、以下の事項が含まれる。

- 公正価値測定
- 予想信用損失測定
- 金融商品を分類する際のビジネスモデル及び一定の契約上の特徴の評価
- 年金及びその他の退職給付制度

- 法人所得税
 - のれん
 - 引当金及び偶発債務
 - ストラクチャード・エンティティの連結
 - 機能通貨の決定及び2018年12月31日に終了した年度について表示通貨の変更に伴う修正再表示を行うことが実務的である最も早い日の評価
- 当グループは、当グループが行った判断、見積り及び仮定は、その状況下で適切であり、当グループの財務書類は、IFRSに準拠して、2019年12月31日現在のUBSの財務ポジション並びに2019年の経営成績及びキャッシュ・フロー（比較情報を含む。）を全ての重要な点において適正に表示しているものと考えている。

4【経営上の重要な契約等】

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記32を参照のこと。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

下記「2 主要な設備の状況」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

2019年12月31日現在、UBS AGは全世界の約772の事業及びバンキングに関する拠点で事業を行っている。そのうち、約37%がスイスに、45%が南北アメリカに、10%がスイス以外のヨーロッパ、中東及びアフリカに、8%がアジア太平洋地域に所在する。スイスに所在する事業及びバンキングに関する拠点のうち、26%はUBS AGが直接保有し、残りは、UBS AGのスイス国外の事業所の大部分と同様に、商業リースによるものである。当該設備は、継続的に保守及び改良が行われており、現在の業務及び予想される業務に適切かつ適当であるものとみなされる。

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記15を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

当行の普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

(1)【株式の総数等】(2019年12月31日現在)

【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,238,408,466	記 名 式 3,858,408,466	記 名 式 380,000,000

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額(2019年12月31日現在/財務書類に基づく)

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(43,276)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・フラン)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】(2019年12月31日現在)

株式資本の変動

(単位:スイス・フラン(百万円))

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2014年12月31日	-	3,844,560,913	-	384,456,091 (43,121)	
2015年12月31日	13,847,553	3,858,408,466	1,384,755 (155)	385,840,847 (43,276)	2015年5月に任意の株式 配当を行った際、条件付 株式資本からUBS AGの新 株を発行
2016年12月31日	0	3,858,408,466	0	385,840,847 (43,276)	
2017年12月31日	0	3,858,408,466	0	385,840,847 (43,276)	
2018年12月31日	0	3,858,408,466	0	385,840,847 (43,276)	
2019年12月31日	0	3,858,408,466	0	385,840,847 (43,276)	

(4)【所有者別状況】

UBSグループAGは、2019年12月31日現在UBS AG株式の100.00%を所有している。よって、2019年12月31日現在、UBSグループAGがUBS AGの唯一の主要株主であった。

(5)【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00%

2【配当政策】

配当支払を行うか否かの決定及び当行が払う配当の水準は、年次の利益及び当行に投入される資本水準を含む様々な要因に依拠する。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

UBSグループAGは、スイス証券取引所のコーポレート・ガバナンス情報に関する準則を含むスイスの法律上及び規制上のコーポレート・ガバナンスに関する全ての関連ある要件、並びに経営陣への報酬についての別紙を含むスイス連邦コーポレート・ガバナンス・ベスト・プラクティス規範に規定される基準に服しており、これらを遵守している。

また、UBSグループAGは、その株式をニューヨーク証券取引所（NYSE）に上場している外国会社として、外国民間証券発行者に適用ある全ての関連あるコーポレート・ガバナンスの基準を遵守している。

スイス連邦債務法第716b条並びにUBSグループAGの定款第25条及び第27条に基づき、取締役会（BoD）が承認するUBSグループAGの組織規則は、当グループのコーポレート・ガバナンスの主要な指針である。

実務上可能な範囲でUBSグループAGとUBS AGのガバナンス体制は足並みを揃えたものとなっている。UBS AGは、スイスの法律上及び規制上のコーポレート・ガバナンスに関する全ての関連ある要件を遵守している。UBS AGはまた、NYSEに負債証券を上場している外国民間証券発行者として関連するNYSEのコーポレート・ガバナンス基準を遵守している。本項における記載は、別途違いが明記される場合を除き、また、株式上場会社だけに関連する記載はUBSグループAGにのみ適用あるという点を除き、UBSグループAG及びUBS AGの両方に関するものである。これは、米国証券取引委員会の規則及びNYSEの上場基準に沿ったものである。

米国上場会社に関するコーポレート・ガバナンス基準との相違

NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準に従って、外国民間証券発行者は、自身のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国内の企業が服する慣行との重要な相違点を開示する義務を負う。この相違点については、以下に記載する。

独立監査人に関する監査委員会の責任

UBSグループAG及びUBS AGの監査委員会は、独立監査人の報酬、維持及び監督に責任を負っている。監査委員会は、社外監査人の実績と能力を評価し、その指名、再指名又は解任をBoDの全構成員に対して提案する。スイス連邦債務法に規定される通り、BoDは、当該提案を年次株主総会（AGM）で株主の投票に付す。NYSEの基準の下では、監査委員会は独立監査人の指名についても責任を負っている。

リスク委員会によるリスク評価及びリスク管理方針の検討

UBSグループAGとUBS AGの関連ある組織規則に従って、リスク委員会は監査委員会に代わってBoDを代表してUBSグループAG及びUBS AGのリスク原則とリスク許容度を監督する。リスク委員会は、UBSグループAG及びUBS AGによる当該リスク原則の厳守と、事業部門及び管理部門がリスク管理及び統制において適切なシステムを維持しているかについて、監視する義務を負う。

内部監査機能の監督

取締役会会長及び監査委員会は、内部監査機能に関し、監督する責任及び権限を共有する。NYSEの基準の下では、監査委員会だけが内部監査機能を監督する。

UBSグループAGの上級役員の業績評価に対する報酬委員会の責任

スイス法に従い、UBSグループAG及びUBS AGの報酬委員会は、BoDと共に、BoDに対する報酬総額の最高限度額、グループ執行役員会（GEB）に対する固定報酬総額の最高限度額及びGEBに対する変動報酬総額についてAGMにて株主の承認を求める。AGMにて株主は報酬委員会の構成員を選任する。NYSEの基準の下では、報酬委員会は、上級役員の業績を評価し、一つの委員会として又は他の独立性を有する取締役と共に、その報酬について決定及び承認する責任を有する。

監査委員会と報酬委員会の議決権代理行使に係る参考資料

NYSE上場基準により、上記の委員会は各々の報告書を株主に直接提出するよう義務付けられる可能性がある。しかしながら、スイス連邦法上、株主宛てに作成するUBSグループAGの報告書（上記の委員会からの報告書を含む。）は全て、BoDに提出され、BoDにより承認されており、BoDは、株主に対して最終的な責任を負っている。

株式報酬制度に対する株主の議決権

NYSEの基準の下では、あらゆる株式報酬制度の創設及び重要な変更について、株主の承認が必要となるが、スイス法の下では、BoDは報酬制度を承認する権限を有する。株式ベースの報酬制度により増資が必要となった場合に限り株主の承認が必須である。ただし、当該制度に係る株式が市場で調達される場合、株主の承認は必要とされない。

グループの構成

事業グループの構成

2019年12月31日現在、当グループの運営組織は、グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクの各事業部門、並びにコーポレート・センターで構成されている。

当グループの上場会社及び非上場会社

当グループには、数多くの連結法人が含まれているが、そのうち、UBSグループAGの株式だけが上場している。

UBSグループAGの登録上の事務所は、スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 パーンホフストラッセ45に所在する。UBSグループAGの株式は、スイス証券取引所（ISIN：CH0244767585）及びNYSE（CUSIP：H42097107）に上場している。

取締役会

UBSグループAGの取締役会（BoD）は、取締役会会長の指揮の下にあり、定款（AoA）に規定されている通り6名から12名の構成員から成る。

BoDは、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（グループCEO）の推薦に基づき当グループの戦略を決定し、かつ適用法令遵守の監督に責任を有するのみならず、当グループ及びその経営に関する全般的な指揮、監督及び統制に責任を有する。BoDは、UBSグループAG及びその子会社全体を監督し、かつUBSグループAG及びその子会社がさらされている主要なリスクを考慮した上で、当グループに関する有効な事業運営及び監督を提供するために当グループの明確なガバナンス枠組みを確立する責任を有する。BoDは、健全で効果的な統制に関する枠組みの中で、当グループを成功に導き、かつ持続的な株主価値を創出することに關し最終的な責任を有する。更に、公表される全ての財務書類を承認し、かつグループ執行役員会（GEB）の全構成員の指名及び解任を行う。

UBS AGのBoDは、取締役会会長の指揮の下、執行役員会プレジデントの推薦に基づきUBS AGの戦略を決定し、かつその経営を最終的に監督する。UBS AGのBoDは、当グループが設定するパラメーターに基づきUBS AGの成功に対する最終的な責任を遂行する。

取締役会の構成員

2019年5月2日のAGMにおいて、デイヴィッド・シドウェル、ジェレミー・アンダーソン、レト・フランチオーニ、フレッド・フュ、ジュリー G. リチャードソン、イザベル・ロミー、ロバート W. スカリー、ピアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ及びディーター・ウェマーがBoDの構成員として再任された。ミシェル・デマレー及びアン F. ゴッドピアは、両者とも2009年からBoDに所属し、上限である10年の任期に到達したことにより退任したため、再任に向けて立候補することはなかった。デマレー氏及びゴッドピア氏の経歴については、www.ubs.com/investorsの「Annual reporting」にて入手可能なUBSグループAGの2018年度年次報告書（英文）の227頁及び228頁に記載されている。ウィリアム C. ダッドリー及びジャネット・ウォンは初めて選任された。同時に、アクセル A. ウェーバーが取締役会会長に再任され、ジュリー G. リチャードソン、ディーター・ウェマー、レト・フランチオーニ及びフレッド・フュが報酬委員会の構成員に選任された。更に、ADBアルトルファー・デュス・ウント・バイルシュタイン・アーゲー（ADB Altorfer Duss & Beilstein AG）が独立議決権行使代理人に選任された。上記選任後、BoDは、デイヴィッド・シドウェルを取締役会副会長及びUBSグループAGの上級独立取締役役に指名した。

2020年1月10日、BoDはナタリー・ラチョウ及びマーク・ヒューズが次の年次株主総会でUBSグループAG及びUBS AGの取締役候補者として指名される予定である旨発表した。ナタリー・ラチョウは、ルーヴィエ・アソシエの上級顧問であり、マーク・ヒューズは、2018年までロイヤル・バンク・オブ・カナダのグループ・チーフ・リスク・オフィサーであった。デイヴィッド・シドウェル及びイザベル・ロミーは、それぞれ12年及び8年のBoDの任期を完了することになるため、再任に向けて立候補する予定はない。

UBSグループAGのAoAの第31条は、BoDの構成員がUBSグループ以外で受ける委任の数を、上場会社については4の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までに制限している。UBSが支配している会社又はUBSを支配している会社についての委任はこの制限の適用外である。更に、BoDの構成員は、UBSの要請により10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団について10を超えて委任を受けることはできない。2019年12月31日現在、BoDのいずれの構成員も、AoAの第31条に規定される上限を超えていなかった。

BoDのいずれの構成員も当グループにおいて運営管理業務を現在又は過去3年の間に遂行しておらず、よって、BoDの全構成員は非執行取締役である。

UBSグループAGのBoDの全構成員がUBS AGのBoDの構成員を兼任しており、委員会の構成員もUBSグループAGとUBS AGで同一である。上級独立取締役の職務はUBSグループAGのみに関係する。

2019年、UBS AGのBoDは監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会の3つの恒常的委員会を有していた。前述の恒常的委員会に加え、UBSグループAGは、企業風土・責任委員会及びガバナンス・指名委員会を有していた。

役員の選任及び任期

株主は、BoDの提案を受けて、毎年、BoDの各構成員を個別に選任し、また、取締役会会長及び報酬委員会の構成員を選任する。

組織規則に規定される通り、BoDの構成員は、通常、最低3年間就任することが予定されている。BoDのいずれの構成員も、10回を超えて連続して任期を務めることができない。ただし、例外的な状況において、BoDはかかる制限を延長することができる。

組織原則及び組織構成

AGMの後に、BoDは、1名又は複数名の副会長、上級独立取締役、取締役会委員会の構成員（株主に選任された報酬委員会の構成員を除く。）及び各委員会の委員長を指名するために開催される。かかる会において、BoDは、BoD及びその委員会の秘書役として行為するグループ会社秘書役を指名する。

定款及び組織規則によれば、BoDは、業務上必要な頻度で、ただし少なくとも年6回以上、開催されなければならない。2019年度中、BoDの会議（電話会議も含む。）は全部で23回開催され、うち15回はGEBの構成員も出席した。BoDの会議（電話会議も含む。）の平均出席率は、98%であった。グループCEOは、GEBの

構成員も出席したBoDの会議に加え、GEBが出席せずに開催されたBoDの一部の会議に出席した。上記会議及び電話会議の平均開催時間は145分であった。2019年度について、合同の会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。加えて、8回の特別電話会議が開催され、そのうち2回はGEBの構成員が出席しない会議であった。更に、二日間の危機管理及びシミュレーション演習が開催された。

BoDの各会議において、各委員会の委員長は、当該委員会が現在行っている活動及び当該委員会の重要な問題についての進捗報告をBoDに対して行う。

法人のガバナンスの重要性が高まっていることを受けて、UBS AG単独のBoDの会議が開催された。2019年度中、UBS AGの会議は執行役員会の構成員も出席して4回開催された。単独の会議は、法人のガバナンス及びUBS AGに関連するその他の議題について協議及び合意するために、定期的で開催されている。更に、当グループでは、UBSグループAGとその主要なグループ企業の間で連携及び情報交換を強化した。当グループのBoDと主要なグループ企業全社の取締役会との間の合同会議を導入した。加えて、企業ガバナンスが強化するため、当グループと主要なグループ企業の取締役会の独立構成員が全員参加した二日間の年次ワークショップの3回目が開催された。

業績の評価

BoDの有効性に関する外部評価は、2018年末に開始され、2019年5月に完了した。この外部審査は、3年毎に独立した外部評価を実施するという定期的なスケジュールに沿って委託されたものである。独立した外部評価が行われない各年については、BoDのレベルで徹底した自己評価が行われ、一方で委員会も毎年自己評価を実施している。社外審査の一環として、BoDの全構成員、グループCEO、選出されたGEB構成員、グループ内部監査部門長、主任監査パートナーがインタビューを受けた。また、外部評価人は、オブザーバーとしてBoDの会議及び選定された委員会会議に出席し、ガバナンス関連の文書を検討した。

徹底した外部評価の結果、BoD及びその委員会は、ベスト・プラクティスに沿って、かつ、ヨーロッパの主導的同業他社と比較してもトップクラスで、有効に運営されていると結論づけられた。最終報告書は、重要な問題は提起しなかったが、BoDの検討事項として幾つかの提言を行った。これらの提言により、BoDの議題に若干の調整が加えられ、2019年/2020年についてのBoDの優先事項を明確化するための情報源にもなった。BoDに関し、特に重点が置かれた分野は、戦略、成長及び価値創出、並びに後継者育成計画であった。更に、引き続き、規制、リスク及び法的問題の監視、並びにデジタル変革に特別な重点が置かれた。環境、社会及びガバナンスのテーマ、特に持続可能性及び文化的価値の継続的な重視は、その他の重要な優先事項であった。

BoDの委員会

後記の各委員会はBoDの責務の遂行を支援している。各委員会及び各委員会規程については、www.ubs.com/governanceに公表されている組織規則に記載されている。当該委員会は、業務上必要な頻度で開催されるが、監査委員会、リスク委員会及び報酬委員会については、少なくとも年4回以上、企業風土・責任委員会及びガバナンス・指名委員会については、少なくとも年2回以上開催される。共通の利害に関わる議題又は複数の委員会に影響する議題については、合同委員会で話し合いが行われる。監査委員会及びリスク委員会の合同委員会は少なくとも年4回以上開催される。

2019年度中、UBSグループAGに関する合同委員会は合計10回（UBS AGに関する合同委員会は合計9回）開催された。リスク委員会は、報酬委員会と合同で1回、企業風土・責任委員会と合同で1回、監査委員会と合同で8回開催された。

取締役会

2019年の構成員	GEBが出席しなかった 会議の出席状況 ³	GEBが出席した会議及び 電話会議の出席状況 ⁴	主要な責務
-----------	-------------------------------------	--	-------

取締役会会長 アクセル A. ウェーバー	8/8	100%	15/15	100%	取締役会は、健全で効果的な統制に関する枠組みの中で、当グループを成功に導き、かつ持続的な株主価値を創出することに関し最終的な責任を有する。BoDは、グループCEOの推薦に基づき、当グループの戦略並びに必要な財源及び人的資源を決定し、株主及びその他の利害関係者に対する義務を確実に満たすよう当グループの価値及び基準を設定する。
ミシェル・デマレー ¹	2/2	100%	5/5	100%	
デイヴィッド・シドウェル	8/8	100%	15/15	100%	
ジェレミー・アンダーソン	8/8	100%	15/15	100%	
ウィリアム C. ダッドリー ²	6/6	100%	8/10	80%	
レト・フランチオーニ	8/8	100%	15/15	100%	
アン F. ゴッドピア ¹	2/2	100%	5/5	100%	
フレッド・フュ	7/8	88%	13/15	87%	
ジュリー G. リチャードソン	8/8	100%	15/15	100%	
イザベル・ロミー	8/8	100%	15/15	100%	
ロバート W. スカリー	8/8	100%	15/15	100%	
ピアトリス・ウェーダー・ ディ・マウロ	8/8	100%	15/15	100%	
ディーター・ウェマー	8/8	100%	15/15	100%	
ジャネット・ウォン ²	6/6	100%	10/10	100%	

¹ ミシェル・デマレー及びアン F. ゴッドピアは、2019年度AGMにおいて再任に向けて立候補することはなかった。上記は2019年度AGMまでに開催された全会議に対する出席状況を示している。² ウィリアム C. ダッドリー及びジャネット・ウォンは2019年度AGMにて取締役会に選任された。上記は選任後に開催された全会議に対する出席状況を示している。³ 上記以外にも2019年度に2回の臨時電話会議が開催された。⁴ 上記以外にも2019年度に6回の臨時電話会議が開催された。

監査委員会

監査委員会は、2019年度を通じて、その全員が独立性を堅持しているとBoDが判断する5名のBoDの構成員で構成された。監査委員会の構成員は、委員会全体として、その全職務を履行するのに必要な能力及びスキルを有する必要がある、かつ、財務に精通し、バンキング及びリスク管理に関する経験を有していなければならない。

監査委員会は、それ自体が監査業務を行うのではなく、UBSグループAG及びUBS AGの年次財務書類の監査及び四半期財務書類の審査を行う責任を担う社外監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドによる監査を監視する。

特に、監査委員会は、BoDに承認を促す又は監査委員会が適切と考える調整を提案する前に、UBSグループAG及びUBS AGの財務書類並びに財務業績に関する発表の健全性を監視し、それらに含まれる財務報告上の重要な判断を審査する。

監査委員会は、社外監査人及び主席監査パートナーとの関係を監視し、それらの適格性、専門知識、有効性、独立性及び業務の遂行状況を評価し、社外監査人の指名、再指名又は解任及び主席監査パートナーのローテーションについてのBoDの判断をサポートする。その結果を受けて、BoDは、当該提案を株主の承認を求めてAGMに提出する。

2019年度中、監査委員会は8回の会議と8回の電話会議を行い、出席率は98%であった。これらの会議及び電話会議の平均開催時間はそれぞれ約150分であった。2019年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。監査委員会の全ての会議及び電話会議にグループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー並びにグループ・コントローラー及びチーフ・アカウントティング・オフィサーが出席していた。2019年度中、監査委員会委員長及び監査委員会は、主要な監督当局と定期的に会談した。

監査委員会の全委員は、会計又は関連ある財務管理の専門知識を有し、2002年米国サーベンス・オクスリー法により制定された規則に従い、少なくとも1名の委員が財務専門家としての資格を有している。ニューヨーク証券取引所(NYSE)のコーポレート・ガバナンスに関する上場基準及び米国証券取引所法規

則10A-3では、監査委員会の構成員についてBoDの他の構成員より厳格な独立性の要件を設定している。2019年度を通じて、監査委員会の全構成員は、当グループの独立性の基準を充足しており、更に、BoDの構成員としての自身の権能以外で当グループを構成するいかなる法人からもコンサルティング報酬、アドバイザー報酬又は補償費を直接的にも間接的にも受領しておらず、発行済み資本の5%超のUBSグループAG株式を直接的にも間接的にも保有しておらず、その他の公開会社2社超の監査委員会に所属していないという点で、前述した要件を充たしていた。

監査委員会

2019年の構成員	会議及び電話会議の出席状況		主要な責務
	出席回数	出席率	
ジェレミー・アンダーソン (委員長)	16/16	100%	監査委員会は、財務報告及び財務報告上の内部統制、社外監査及び内部監査機能の有効性、並びに内部告発の有効性に関連する監督責任を果たすことで、取締役会を支援する役割を有する。経営陣は、財務書類の作成、表示及び健全性に対して責任を有し、他方では社外監査人は財務書類の監査に責任を有する。監査委員会の責任は、監督及び審査である。
ミシェル・デマレー ¹	8/8	100%	
アン F. ゴッドピア ¹	8/8	100%	
イザベル・ロミー	16/16	100%	
ビアトリス・ウェーダー・ ディ・マウロ	14/16	88%	
ディーター・ウェマー ²	8/8	100%	
ジャネット・ウォン ²	8/8	100%	

¹ミシェル・デマレー及びアン F. ゴッドピアは、2019年度AGMにおいて再任に向けて立候補することはなかった。上記は2019年度AGMまでに開催された全会議に対する出席状況を示している。²ディーター・ウェマー及びジャネット・ウォンは、2019年度AGM後、当該委員会の委員となった。上記は選任後に開催された全会議に対する出席状況を示している。

報酬委員会

報酬委員会は、2019年度を通じて、下記の表に記載された4名の独立性を有するBoDの構成員で構成された。報酬委員会は、当該表に記載された主要な責務に加え、2019年度年次報告書に記載された報酬開示情報を審査する。

2019年度中、報酬委員会は6回の会議と2回の電話会議を行い、出席率は97%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は約135分であった。全ての会議に取締役会会長が同席し、ほとんどの会議にグループCEO及び外部アドバイザーが同席した。2019年度中、報酬委員会委員長は主要な監督当局と定期的に会談した。

報酬委員会

2019年の構成員	会議及び電話会議の出席状況		主要な責務
	出席回数	出席率	

アン F. ゴッドピア (委員長) ¹	2/2	100%	報酬委員会は、以下の事項に責任を有する。 () 報酬及び福利厚生に関するガイドラインを策定するという取締役会の責務を支援すること。 () 取締役会会長及び独立性を有しない取締役会の構成員の報酬総額を承認すること。 () 取締役会会長と共に、グループCEOの財務及び非財務成績目標を決定すること、並びにグループCEOの推薦に基づき、他のGEB構成員の財務及び非財務成績目標を精査すること。 () 取締役会会長と相談の上、グループCEOの業績を合意された目標に照らして評価すること、並びにGEB構成員の各々の業績評価について、取締役会に報告すること。 () 取締役会会長と共に、取締役会の承認を求めて、独立性を有する取締役会の構成員及びグループCEOの個々の報酬総額を提案すること。 () グループCEOの推薦に基づき、GEB構成員の個々の報酬総額を取締役に承認を求めて提案すること。
ジュリー G. リチャードソン (委員長)	8/8	100%	
ミシェル・デマレー ¹	2/2	100%	
レト・フランチオーニ ²	6/6	100%	
フレッド・フュ ²	5/6	83%	
ディーター・ウェマー	8/8	100%	

¹ ミシェル・デマレー及びアン F. ゴッドピアは、2019年度AGMにおいて再任に向けて立候補することはなかった。上記は2019年度AGMまでに開催された全会議に対する出席状況を示している。² レト・フランチオーニ及びフレッド・フュは、2019年度AGMにて当該委員会の委員に選任された。上記は選任後に開催された全会議に対する出席状況を示している。

企業風土・責任委員会

企業風土・責任委員会は、2019年度を通じて、下記の表に記載された委員長と3名の独立性を有するBoDの構成員で構成された。グループCEO並びにUBSインソサエティの責任者は企業風土・責任委員会の固定ゲストであり、上級地域担当者（会長又は社長）は1回の会議にゲストとして出席した。2019年度中、6回の会議が開催され、平均出席率は96%であった。各会議の平均開催時間は約100分であった。

企業風土・責任委員会

2019年の構成員	会議の出席状況		主要な責務
アクセル A. ウェーバー (委員長)	6/6	100%	企業風土・責任委員会は、責任ある、かつ持続可能な企業行動について当グループの評判を守りかつ向上させるという取締役会の責務を支援する。企業風土・責任委員会の役割は、当該委員会が社会的傾向及び変革の動向を監視及びレビューし、当グループのためにそれらの潜在的関連性を評価するという点で、将来予測に関するものである。 この評価の実施において、当該委員会は、UBSの社会的実績及び企業風土の発展に関する利害関係者の懸念及び期待をレビューする。また、企業風土・責任委員会の役割には、当グループ内の企業風土及び企業責任に関するプログラム及びイニシアチブの現状及び実施状況を監視することが含まれている。
ジェレミー・アンダーソン	6/6	100%	
ウィリアム C. ダッドリー ¹	3/4	75%	
レト・フランチオーニ ²	2/2	100%	
ピアトリス・ウェーダー・ ディ・マウロ	6/6	100%	

¹ ウィリアム C. ダッドリーは、2019年度AGMの後、当該委員会の構成員となった。上記は選任後に開催された全会議に対する出席状況を示している。² レト・フランチオーニは、2019年度AGMの後、当該委員会の構成員ではなくなり、代わりに報酬委員会の構成員に選任された。上記は2019年度AGMまでに開催された全会議に対する出席状況を示している。

ガバナンス・指名委員会

ガバナンス・指名委員会は、2019年度中、下記の表に記載された委員長と3名の独立性を有する構成員で構成された。AGMの後には、4名の独立性を有する構成員で構成された。2019年度中、9回の会議が行われ、出席率は100%であった。各会議の平均開催時間は約130分であり、加えて3回の臨時の電話会議が開催された。全ての会議にグループCEOが出席した。

ガバナンス・指名委員会

2019年の構成員	会議の出席状況	主要な責務
-----------	---------	-------

アクセル A. ウェーバー (委員長)	9/9	100%	ガバナンス・指名委員会は、取締役会が、当グループ全体のコーポレート・ガバナンスに関するベスト・プラクティスを確立する責務を遂行するのを支援する役割を果たし、これには、取締役会の評価の実施、取締役会及びGEBの新しい構成員を指名するプロセス並びに取締役会の年次の業績評価プロセスを確立並びに維持する責務が含まれる。
ジェレミー・アンダーソン ¹	6/6	100%	
ミシェル・デマレー ²	3/3	100%	
ジュリー G. リチャードソン ¹	6/6	100%	
イザベル・ロミー	9/9	100%	
デイヴィッド・シドウェル	9/9	100%	

¹ジェレミー・アンダーソン及びジュリー G. リチャードソンは、2019年度AGMの後、当該委員会の構成員となった。上記は選任後に開催された全会議に対する出席状況を示している。²ミシェル・デマレーは、2019年度AGMにおいて再任に向けて立候補することはなかった。上記は2019年度AGMまでに開催された全会議に対する出席状況を示している。

リスク委員会

リスク委員会は、2019年度中、下記の表に記載された5名の独立性を有するBoDの構成員で構成された。2019年度中、リスク委員会は9回の会議と6回の電話会議を行い、出席率は100%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は約190分であった。2019年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。通常、会議及び電話会議にはグループCEO、グループCFO、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及びグループ・ジェネラル・カウンセルが同席した。2019年度中、リスク委員会委員長及びリスク委員会は、主要な監督当局と定期的に会談した。

リスク委員会

2019年の構成員	会議及び電話会議の出席状況		主要な責務
デイヴィッド・シドウェル (委員長)	15/15	100%	リスク委員会は、取締役会が以下の分野で適切なリスク管理及び統制の枠組みを設定及び管理する責務を履行するのを監督し、支援する。 () 信用リスク、市場リスク及びトレジャリー・リスク、並びに法的リスク、コンプライアンス・リスク及びオペレーショナル・リスク(コンダクト・リスクを含む。)を含むリスク管理及び統制 () 資金調達、流動性及び持分帰属を含む貸借対照表、財務及び資本管理 リスク委員会は、当グループの評判に関する上記リスクの潜在的な影響を精査する。
ウィリアム C. ダッドリー ¹	11/11	100%	
レト・フランチオーニ	15/15	100%	
ジュリー G. リチャードソン	15/15	100%	
ロバート W. スカリー	15/15	100%	
ディーター・ウェマー ²	4/4	100%	

¹ウィリアム C. ダッドリーは、2019年度AGMの後、当該委員会の構成員となった。上記は選任後に開催された全会議に対する出席状況を示している。²ディーター・ウェマーは、2019年度AGMの後、当該委員会の構成員ではなくなり、代わりに監査委員会の構成員となった。上記は2019年度AGMまでに開催された全会議に対する出席状況を示している。

臨時で開催される委員会

特別委員会及び戦略委員会は、固定の構成員を有し、必要に応じて会議を開催する2つの臨時委員会である。

特別委員会は4人のBoD構成員から成り、主要な訴訟及び調査の問題に関する活動を監督し、経営陣の各提案を精査し、BoDに決議を求めるための提言を提出することを主な目的としている。2019年については、2019年2月の第1回判決の後、フランスのクロスボーダー案件が焦点となった。ジェレミー・アンダーソンが特別委員会の委員長を務め、ジュリー G. リチャードソン、デイヴィッド・シドウェル、アクセル A. ウェーバーが構成員であった。グループCEOは、常に同席していた。2019年度中は、半日ワークショップ、

2回の会議及び3回の電話会議が行われた。会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

戦略委員会は、4名のBoD構成員から成り、戦略的検討事項の評価に関する経営陣及びBoDの支援並びにBoD及びGEBのための年次戦略会議の企画支援を主な目的としている。当該委員会は、BoDの決議のための提言を提出する。アクセル A. ウェーバーが戦略委員会の委員長を務め、フレッド・フュ、ロバート W. スカリー及びディーター・ウェマーが構成員であった。グループCEO、グループCFO、戦略担当責任者は常に同席していた。2019年度中には2回の会議と6回の電話会議が行われた。会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

取締役会会長の役割及び責務

アクセル A. ウェーバーは、常勤の取締役会会長として、雇用契約に基づき任務を遂行している。

取締役会会長は、BoD内の業務の調整、BoDの招集及び議案の設定を行う。取締役会会長は、全ての株主総会において議長を務め、委員会の委員長と協働してBoDの全委員会の業務の調整を行う。取締役会会長は、グループCEOとともに、株主との間、並びに政府官僚、業務監査機関及び公的機関を含む他の利害関係者との間の効率的なコミュニケーションに責任を有する。この他にも、グループCEO及び他のGEB構成員との緊密な業務上の関係の確立及び維持並びに適宜行われる助言とサポートの提供（当グループの柱となるもの、原則及び行動様式に基づく、主な優先事項としての当グループの企業風土の変更に関する継続的サポートを含む。）に責任を有する。

2019年度中、取締役会会長は、UBSが活発に事業を行う全ての主要な地域において、主要な監督当局と定期的に会談した。その他の地域における重要な監督当局との会合は臨時に又は必要に応じて予定された。

副会長及び上級独立取締役の役割及び責務

BoDは、副会長1名以上と上級独立取締役1名を指名する。BoDが複数の副会長を指名する場合、副会長のうち1名は、独立性を有していなければならない。副会長と上級独立取締役は、取締役会会長の責務と権限に関し支援を行い、助言する。両者は、取締役会会長とガバナンス・指名委員会と連携して、当グループ、取締役会及び委員会内のバランスの取れたリーダーシップ及び統制のみならずグループ全体の良好なコーポレート・ガバナンスを促進する。副会長兼上級独立取締役としてデイヴィッド・シドウェルが指名された。副会長は、取締役会会長が一時的に欠席の場合にBoDの会議を主導する義務を負っており、実際に主導してきた。副会長は、ガバナンス・指名委員会と共に、取締役会会長を継続して監視し、年次の評価を行う任務を有する。更に、内部又は外部の利害関係者との会議で取締役会会長の代わりにUBSを代表する。上級独立取締役は、独立性を有するBoDの構成員間のコミュニケーション及び情報の流れを実現及び支援する。上級独立取締役は、独立性を有するBoDの構成員による取締役会会長が出席しない会議を、少なくとも年2回計画し、開催する。2019年度には、UBSグループAG及びUBS AGに関する独立性を有するBoDの会議が2回開催され、平均出席率は77%で、平均開催時間は約160分であった。上級独立取締役は、独立性を有するBoDの構成員が提起する問題点と懸念事項を取締役会会長に伝達し、独立性を有するBoDの構成員との協議を希望する株主及び利害関係者の窓口となる。

独立性を有する取締役会の構成員との間の重要なビジネス関係

UBSグループAG及びUBS AGは、グローバルに展開する金融サービスのプロバイダー及びスイスに拠点を置く大手銀行として、UBSグループAG及びUBS AGのBoDの構成員が経営に関与している又は独立性を有する取締役会の役員を兼務している会社を含む多くの大企業との間でビジネス上の関係を有している。ガバナンス・指名委員会は、それぞれの状況毎に、当グループの事業とかかる企業との間の関係が、UBSグループAG及びUBS AGのBoDの構成員の独立した判断を表明する能力を危うくする可能性がないか判断する。

組織規則により、UBSグループAGのBoDの構成員の4分の3及びUBS AGのBoDの構成員の3分の1が独立性を有していなければならない。この目的上、独立性は、FINMA通達2017/1「コーポレート・ガバナンス - 銀行」及びNYSE規則を適用して判断される。

2019年度にUBSグループAG及びUBS AGのBoDは、前述した基準を満たした独立性を有しているとみなされる取締役の割合に関して組織規則の基準を満たした。UBSグループAG及びUBS AGの取締役会会長はUBSグループAGで常勤していることから、独立性を有しているとはみなされない。他のBoDの構成員はいずれも、UBS又はその子会社に関連する重要なビジネス上の関係を有していない。

UBSグループAGの独立性を有するBoDの構成員との間の関係及び取引は全て、通常の業務の範囲内で行われ、関係を有していない者との間における類似の取引についてその時点で適用される条件と同じ条件で行われる。BoDの構成員が関係する会社との間の関係及び取引は全て公正に行われる。

チェック・アンド・バランス機能 - 取締役会とグループ執行役員会

UBSグループAG及びUBS AGは、スイス連邦銀行法により要求される、厳格な二重役員会構造の下で経営されている。BoDとGEBの間の職務分掌は組織規則に明確に定義されている。BoDはグループCEOの推薦に基づき当グループの戦略を決定し、経営を最終的に監視しており、グループCEOが率いるGEBは、事業運営に対する最終的な責任を担っている。取締役会会長とグループCEOには異なる2名の人間が就任しており、権限の分離に結びついている。こうした構造により、互いのチェック・アンド・バランス機能が保たれ、グループCEOの指揮の下GEBにその責任が委ねられた当グループの日常の事業運営から、BoDの組織としての独立性が維持されている。BoDとGEBの構成員は、同時に他方の構成員とはならない。

GEBの監督及び管理はBoDが担っている。BoD及びGEBの各組織の権限及び責任は、定款及び組織規則（「別紙B - 主要な承認権限」を含む。）に準拠している。

取締役会の技能、専門性及び研修

BoDは、当グループの事業の内容及び範囲を反映する様々なセクター出身の、幅広い技能、学歴、経験及び専門性を有する構成員から成る。採用における必要性を視野に入れて、ガバナンス・指名委員会は、当グループの事業エクスポージャー、リスク・プロフィール、戦略及び地理的範囲を考慮に入れながら、BoDに最も関連すると考えられる能力の不足を特定するためのツールとして、能力及び経験マトリクスを使用している。

BoDの構成員は、以下の9カテゴリーのうち、自らの4つの主要な能力について評価すること、及び保有するシニア・ポジションにおける経験を示す2つのカテゴリーのうち1つを評価することを当グループから求められた。

主要な能力

- ・ バンキング（ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメント、個人及び法人向け銀行事業、並びに保険）
- ・ 投資銀行、資本市場
- ・ 財務、監査、会計
- ・ リスク管理
- ・ 報酬を含む人事管理
- ・ 法務、コンプライアンス
- ・ テクノロジー、サイバー・セキュリティ
- ・ 規制当局、中央銀行
- ・ 環境、社会及びガバナンス（ESG）

主導的役割を担った経験

- ・ チーフ・エグゼクティブ・オフィサー又は会長としての経験
- ・ 執行役員会で主導的役割を担った経験（例えば、上場会社のチーフ・ファイナンシャル・オフィサー、チーフ・リスク・オフィサー又はチーフ・オペレーティング・オフィサーとしての経験）

ガバナンス・指名委員会は、BoDがその責務を履行するのに最も関連する経験及び能力を変わらず保有していることを確認するために上記カテゴリー及び評価を毎年見直している。

2019年度については、11カテゴリーの全ての能力がBoDで示された。特に、水準の高い経験及び専門性は、以下の分野で確認された。

- ・ 金融サービス
- ・ 財務、監査、会計
- ・ リスク管理

更に、12名のBoDの構成員のうち9名が、会長、CEO又はその他の執行役員会レベルの主導的役割を担う役職を務めた経験があるか、あるいは現在務めている。

加えて、BoDの構成員にとって、教育は依然として重要な優先事項であった。新しいBoDの構成員のための包括的導入プログラムのみならず、継続的な研修及び項目別の深い掘り下げはBoDの議題に組み込まれている。

後継者育成計画

後継者育成計画は、BoDとGEBの両方にとって、主要な責務の一つである。全ての部門や地域において、当グループの従業員の自己啓発と当グループ内の移動性を促進するために、包括的な人材育成及び後継者育成計画が実施されている。BoD及びGEBの構成員に関する雇用プロセスでは、技能、経歴、経験及び専門性等の広範な要素を考慮する一方で、多様性の考慮に関する当グループのアプローチは、非財務報告に関するEU指令の意義の範囲内における多様性の方針を構成せず、かつ、スイス法はUBSに対しかかる方針を維持するよう求めている。

GEBとそれ以下の管理者層のための後継者育成計画は、グループCEOの主導のもとに管理される。BoDは、GEBの後継者育成計画を審査し、承認する。

BoDのために、取締役会長は、体系的な後継者育成計画プロセスを主導する。

当グループの戦略と事業環境は、BoDに必要な主要競争力を定義することで、新しいBoDの構成員の後継者育成計画プロセスにおける主要な推進力となっている。ガバナンス・指名委員会は、既存のBoDの構成員の多様性と任期を考慮に入れて、検索のための雇用プロフィールを定義する。外部ソースと内部ソースの両方が、適した候補者の特定に寄与する。取締役会会長及びガバナンス・指名委員会の構成員は、候補者と面談し、BoDの全構成員の支持を得た上で、承認を受けるため推薦がAGMに提出される。新しいBoDの構成員は、新しい役割において効率的に統合され、成果を出すことができるよう策定された、徹底したオリエンテーションプロセスに従う。この後継者育成計画プロセスの結果、BoDの構成は、世界的大手金融サービス会社の要件に沿っている。

グループ執行役員会に関する情報共有及び管理ツール

BoDは、GEBが行う活動について、様々な方法（取締役会会長、グループCEO及びGEBの構成員との間の定例会を含む。）で報告を受けている。また、グループCEOやその他のGEBの構成員は、全ての重要事項についてBoDの構成員に報告を行うためBoDの会議に出席する。更に、BoDは、財務、資本、資金調達、流動性、規制、コンプライアンス及び法律の動向並びにその年の残りの期間についての計画及び予測に対する実績について記載する包括的な報告書を定期的に受領する。重要な動向については、BoDの構成員はGEBから会議の合間にも情報の更新を受ける。これに加え、取締役会会長はGEBの会議の会議資料及び議事録を受領する。

BoDの構成員は、その職務を全うするために必要とされる当グループに関する事項についての情報を、BoDの他の構成員又はGEBの構成員に対して求めることができる。かかる要求がBoDの会議以外の場でなされた場合、かかる要求は、グループ会社秘書役経由で、取締役会会長に対して行われなければならない。

BoDは、そのガバナンスに関する責務の履行について、グループ内部監査部門（GIA）に支援を受けており、当部門は、財務上及び営業上の情報の信用性並びに法律上、規制上及び法定上の要件の遵守プロセスの有効性を評価する。

GIA部門長は、直接、取締役会会長に報告を行う。更に、GIAは、組織規則に規定された責任に従い監査委員会への機能的なレポートラインを有している。監査委員会は、GIA部門長及びGIAの有効性、独立性及び業績を監視及び評価し、GIAの該当年度に関する監査計画及び目標について承認し、かつ、GIAによる当該目標の履行を監視する。

また、監査委員会は、GIA部門長と定期的に連絡をとる。GIAは、四半期毎の報告を行い、その中で、主要な監査結果及び重要な課題、個別の監査結果に基づく管理の課題及び傾向、継続的なリスク評価並びに保証結果についての広範な概観を提供する。当該報告書は、取締役会会長、監査委員会及びリスク委員会の委員、GEB並びにその他の利害関係者に提出される。更に、GIAは年次の活動報告を行っており、この中で、GIAの活動、プロセス、監査計画及び資金調達需要並びにGIAに影響するその他の重要な動向について評価を行っている。当該活動報告は、取締役会会長と監査委員会に提出され、GIAの有効性についての評価のための要素となる。

グループ執行役員会

取締役会（BoD）は、事業運営をグループ執行役員会（GEB）に委ねている。

グループ執行役員会の責務、権限及び組織原則

グループCEOの指揮の下、GEBは13名の構成員から成る。GEBは、当グループ及びその事業を運営する経営管理上の責任を担っており、BoDが承認した当グループ、各事業部門及び当グループの各機能の戦略の展開及び実施につき、全責任を担う。GEBは、当グループのリスク・カウンセラーでもあり、リスク管理及びリスク統制の原則の実施を確立し監督する全責任、並びにBoD及びリスク委員会が決定した当グループのリスク・プロフィールを管理する全責任を担っている。

UBS AGでも、その執行役員会に事業運営が委ねられており、執行役員会は、執行役員会プレジデントの主導の下、UBS AG及びその事業に対し経営管理責任を有している。UBSスイスAGの社長であるアクセル P. レーマンを除くGEBの全構成員がUBS AGの執行役員会の構成員を兼任している。

GEBは、2019年度に、UBSグループAG及びUBS AGに関し29回の会議を開催した。その内、5回は戦略に関するワークショップで、7回はリスク改善の監督に焦点を当てた補完的会議であった。更に、UBS AGに関し、執行役員会の単独の会議を4回開催した。

グループ執行役員会の構成員

2019年8月29日、当グループは、スーニ・ハーフォード及びイクバル・カーンがGEBに加わる旨を発表した。当グループのアセット・マネジメントのインベストメント担当責任者であったスーニ・ハーフォードは、ウルリッヒ・ケルナーの役職であるアセット・マネジメント社長を引き継ぎ、クレディ・スイスの業務執行役員会構成員であったイクバル・カーンは、マーチン・ブレッシングの役職であるグローバル・ウェルス・マネジメント共同社長を引き継ぐことになった。また、トム・ナラティル、マーチン・ブレッシング及びウルリッヒ・ケルナーは、GEBを退会した。マーチン・ブレッシング及びウルリッヒ・ケルナーの経歴については、www.ubs.com/annualreportにて入手可能なUBSグループAGの2018年度年次報告書（英文）の240頁及び242頁に記載されている。グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーであるサビーン・ケラーブッセが、UBSヨーロッパ、中東及びアフリカ社長も務めることになった。これらの変更は、2019年10月1日に有効になった。

2020年2月19日、取締役会は、2020年11月1日付でセルジオ P. エルモッティの後任となる新しいグループCEOにラルフ・ハマースを任命した。ハマース氏は2020年9月1日付でグループ執行役員会の構成員として、UBSに加わる予定である。

スイス法に沿って、UBSグループAGの定款第36条はGEBの構成員がUBSグループ以外で受ける委任の数を、上場会社については1の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までに制限している。UBSが支配している会社又はUBSを支配している会社についての委任はこの制限の適用外である。更に、GEBの構成員は、当該会社の要請により同時に10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団について8を超えて委任を受けることはできない。2019年12月31日現在、GEBのいずれの構成員も、前述した上限を超えていなかった。

グループ資産・負債委員会の責務及び権限

GEBによって設置されたグループ資産・負債委員会（グループALCO）は、当グループの戦略、規制上の義務並びに株主及びその他の利害関係者の利益に沿った当グループの資産及び負債の使用を促す責務に基づき、GEBをサポートする責任を担っている。グループALCOは、資本管理、資本配分、資金調達及び流動性リスクの枠組みを提案し、かつ、BoDに対し承認を求めて当グループのための上限及び目標値を提案する。グループALCOは、当グループ、その事業部門及びコーポレート・センターの貸借対照表の管理を監督する。組織規則には、GEBのいずれの権限がグループALCOに委譲されたかが追加で規定されている。2019年度に、グループALCOはUBSグループAGに関する会議を10回開催した。同期間に、UBS AG及び当グループの戦略及び規制上の要件に沿ってUBS AGの資産及び負債の管理に責任を有する委員会である、UBS AGの資産・負債委員会の会議は、10回開催された。

経営契約

UBSグループAG及びUBS AGは、その経営について、当グループに属さない会社又は自然人と契約を締結していない。

(2) 【役員の状況】（提出日現在。ただし、株式所有数については2019年12月31日現在）

UBS AGの役員のうち、17名が男性で6名が女性であった（女性の比率は26.1％）。

() 取締役会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)
----	-----	------	------	----	-----------------

<p>アクセル A. ウェーバー (Axel A. Weber)</p>	<p>取締役会会長</p>	<p>1957年3月8日</p>	<p>アクセル A. ウェーバーは2012年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は、UBS AGとUBSグループAGの両方の取締役会会長である。同氏は、2012年よりガバナンス・指名委員会の委員長を務めており、2013年に企業風土・責任委員会の委員長に就任した。同氏は2004年から2011年にドイツ連邦銀行総裁を務めており、その間、他にも欧州中央銀行政策理事会理事、国際決済銀行取締役会のメンバー、国際通貨基金のドイツ代表総務及びG7とG20の蔵相・中央銀行総裁のメンバーを務めていた。また、2011年には欧州システミックリスク理事会運営委員会のメンバー、2010年から2011年には金融安定理事会運営委員会のメンバーを務めた。また2002年から2004年にはドイツ政府経済諮問委員会委員であった。ウェーバー氏の学術方面での経歴としては、ケルン、フランクフルト・アム・マイン、ボン及びシカゴの大学での国際経済学、金融経済学及び経済理論の教授職が挙げられる。同氏はコンスタンツ大学で経済学の修士号を取得し、ジューゲン大学で経済学の博士号を取得しており、同大学では大学教員資格も取得している。また、デュースブルク＝エッセン大学及びコンスタンツ大学で名誉博士号を取得している。</p> <p>職務：スイス銀行協会の理事、アヴニール・スイス評議会のメンバー、スイス財務審議会の理事、国際金融協会の理事長、ヨーロピアン・ファイナンシャル・サービシズ・ラウンドテーブルのメンバー、欧州銀行グループのメンバー、中国銀行保険監督管理委員会及び中国証券監督管理委員会の国際諮問委員会メンバー、シンガポール金融管</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
--	---------------	------------------	---	-----------	-----------

		理局国際諮問委員会のメンバー、グループ・オブ・サーティ(ワシントンDC)のメンバー、DIWベルリン評議会の議長、チューリッヒ大学経済学部の諮問委員会のメンバー、三極委員会委員		
--	--	---	--	--

<p>ジェレミー・アンダーソン (Jeremy Anderson)</p>	<p>取締役会副会長 監査委員会委員長</p>	<p>1958年6月8日</p>	<p>ジェレミー・アンダーソンは、2018年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出選された。同氏は2018年から取締役会副会長兼上級独立取締役、監査委員会の委員長であり、2019年からガバナンス・指名委員会の委員も務めている。同氏は2010年から2017年までKPMGインターナショナルでグローバル・ファイナンシャル・サービスの会長を務めた。同氏は30年以上も顧問の立場でバンキング及び保険業界に従事しており、戦略、監査及びリスク管理、テクノロジーに対応するための変革、合併及び銀行の再編を含む広範なトピックを任務としてきた。アンダーソン氏は、2014年のKPMGのグローバル・フィンテック・ネットワーク設立時の出資者であり、ヨーロッパ、米国及びアジアにおいてフィンテック関連イベントに定期的に参加している。同氏は、2004年にKPMGインターナショナルに入社し、2006年から2011年までKPMGヨーロッパのファイナンシャル・サービスの責任者であり、2008年から2011年までKPMGヨーロッパのクライアント・アンド・マーケットの責任者でもあった。2004年から2008年に同氏は英国ファイナンシャル・サービス・プラクティスの責任者であった。その前は、同氏はアトス・オリジンのグループ取締役会の構成員であり、2002年にアトスがKPMGコンサルティング英国事業を取得した後はその英国事業の責任者でもあった。この職務で英国においてアトスのコンサルティング、システム統合及びIT外部委託の各サービスを管理した。アンダーソン氏は1985年にKPMGの英国コンサルティング事業に加わり、2000年から2002年までCEOとして会社を主導し、それ以前は、その金融サービス事業のパート</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
---	-----------------------------	------------------	--	-----------	-----------

		<p>ナーであった。同氏は、1980年にトライアド・コンピューティング・システムズでソフトウェア開発者としてキャリアを開始した。アンダーソン氏は、ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドンで経済学の学士号を取得した。</p> <p>職務：ブルーデンシャル・ピーエルシーの取締役、英国のプロダクティビティ・リーダーシップ・グループの理事、キングハム・ヒル・トラストの理事、セントヘレンズのビショップスゲイトの理事</p>	
--	--	--	--

<p>ウィリアム C. ダッドリー (William C. Dudley)</p>	<p>リスク委員会委員</p>	<p>1953年 1月 1日</p>	<p>ウィリアム C. ダッドリーは、2019年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出選された。同氏は、2019年より企業風土・責任委員会委員及びリスク委員会委員を務めており、2020年にガバナンス・指名委員会委員になった。現在、ダッドリー氏は、プリンストン大学の経済政策研究のためのグリズウォルド・センターのシニア研究員を務めている。同氏は、2009年から2018年までニューヨーク連邦準備銀行（NY Fed）のCEOであった。この間、同氏の重点分野には、金融業界における文化的行動並びに社会及びガバナンスに関するテーマが含まれていた。CEOとして、同氏は副会長及び連邦公開市場委員会の常任委員を務めた。それ以前は、ダッドリー氏は2007年から2009年までNY Fedでマーケッツ・グループの執行副社長兼マーケッツ・グループの責任者を務めた。NY Fedの前は、ダッドリー氏は、1986年にゴールドマン・サックスに入社し、上級管理の役職を複数務めた。同氏は、パートナー及びマネージング・ディレクターを務め、10年に亘り米国チーフ・エコノミストであった。2012年、ダッドリー氏は国際決済銀行（BIS）のグローバル・フィナンシャル・システムに関する委員会の委員長に任命された。それ以前は、2009年から2012年までBISの支払・決済システムに関する旧委員会の委員長を務めていた。同氏は、2009年から2018年までBISの取締役であった。同氏は、ニュー・カレッジ・オブ・フロリダの学士号を有しており、1982年にカリフォルニア大学パークレイ校で経済学の博士号を取得した。</p> <p>職務：トレリアント・エルエルシーの取締役、グループ・オブ・サーティーのメン</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
---	-----------------	--------------------	---	-----------	-----------

		バー、外交問題評議会のメン バー、プレトンウッズ委員会 の諮問委員会のメンバー		
--	--	---	--	--

<p>レト・フランチオーニ (Reto Francioni)</p>	<p>報酬委員会委員 リスク委員会委員</p>	<p>1955年8月18日</p>	<p>レト・フランチオーニは、2013年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は、2015年よりリスク委員会委員、2019年より報酬委員会委員を務めている。また、2005年から2015年にはドイツ証券取引所のCEOに就任していた。2006年より、同氏はバーゼル大学にてフィナンシャル・マーケット・リサーチの教授として教鞭をとっている。2002年から2005年には、フランチオーニ氏は、監督委員会委員長及びチューリッヒのSWXグループの社長を務めており、業界内のデジタル化の中心に携わった。フランチオーニ氏は、2000年から2002年まで、ニュルンベルクのコンソースAGの共同CEO兼取締役会代表を務め、1993年から2000年まで、ドイツ証券取引所で様々な管理職を経験しており、そのうち1999年から2000年にCEO代理に就任していた。そこでは、ドイツ証券取引所をテクノロジーにおける世界的主導者とする抜本的な変革を主導した。1992年から1993年に、バーゼルのホフマン・ラ・ロシュのコーポレート・ファイナンス部門に勤務しており、それ以前はトルパルティーテ・ボース協会の執行役員を数年勤めていた。1985年から1988年、同氏はクレディ・スイスに勤務し、株式営業及び法務を担当していた。同氏の職務経歴は、スイス・ユニオン銀行の商業部門に所属した1981年からスタートしている。フランチオーニ氏は、1981年にチューリッヒ大学にて法律の学位を修めており、1987年に同大学にて博士号を取得している。</p> <p>職務：コカコーラ・エイチピーシー・アーゲーの取締役（上級独立非執行取締役、指名委員会委員長）、スイス・インターナショナル・エアラ</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
--	-----------------------------	-------------------	---	-----------	-----------

		イン・アーゲーの取締役会 長、メテク・イノベーション・パートナーズ・アーゲー の取締役、myTAMAR社の執行役 員兼メンバー		
--	--	--	--	--

<p>フレッド・フュ (Fred Hu)</p>	<p>リスク委員会委員</p>	<p>1963年 6 月 1 日</p>	<p>フレッド・フュは、2018年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出選された。同氏は2020年よりガバナンス・指名委員会及びリスク委員会の委員を務めている。同氏は2010年から中国に拠点を置くグローバル投資会社であるプリマヴェーラ・キャピタル・グループの会長であった。長年に亘る大手テクノロジー企業に対する多くの投資を通じて、同氏はモバイル・インターネット、デジタル化及びサイバー・セキュリティの分野で卓越した知識を得てきた。プリマヴェーラの設立前は、フュ氏は1997年から2010年までゴールドマン・サックスで様々な管理職を務め、会社が当該地域で事業基盤を構築するのに活躍した。同氏は、2008年から2010年にグレーター・チャイナのパートナー及び会長であり、2004年から2008年までインベストメント・バンキング・チャイナのパートナー及び共同責任者であった。その前は、ゴールドマン・サックスの主席エコノミストの役職を有していた。1991年から1996年まで、同氏はワシントンDCの国際通貨基金でエコノミストを務め、その後は清華大学で国立経済研究センターの共同理事及び教授であった。フュ氏は清華大学のエンジニアリング科学の修士号を取得しており、ハーバード大学から経済学の修士号及び博士号を取得している。</p> <p>職務：ヤム・チャイナ・ホールディングスの非執行取締役会長（指名・ガバナンス委員会委員長）、ICBCの取締役、香港証券取引所の取締役、チャイナ・アセット・マネジメントの取締役、民生金融租賃の取締役、チャイナ・メディカル・ボードの理事、香港に所在する中国インターナショナル・スクールの理事、ネイチャー・コンサーヴァン</p>	<p>1 年</p>	<p>0 株</p>
------------------------------	-----------------	----------------------	--	------------	------------

			シーのアジア太平洋カウンセルの共同議長、チャイナ・ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・アソシエーション・リミテッドの執行委員会の取締役及びメンバー、外交問題評議会の世界諮問委員会のメンバー		
マーク・ヒューズ (Mark Hughes)	リスク委員会委員長	1958年4月1日	<p>マーク・ヒューズは、2020年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は2020年から企業風土・責任委員会委員及びリスク委員会の委員長を務めている。ヒューズ氏は、2014年から2018年までロイヤル・バンク・オブ・カナダ（RBC）のグループ・チーフ・リスク・オフィサーを務めた。同氏は1981年にRBCに入社し、カナダ、米国及び英国で同銀行にキャリアの全てを費やした。同氏はキャピタル・マーケット部門のチーフ・オペレーティング・オフィサー（2008年から2013年）及びグローバル・クレジット部門責任者（2001年から2008年）等、様々な要職を務めた。ヒューズ氏は20年以上に亘りRBCの子会社の取締役を務めた。ヒューズ氏は、英国において、マンチェスター・ビジネス・スクールからMBA（金融学）を、リーズ大学から法学士を取得した。</p> <p>職務：グローバル・リスク・インスティテュートの理事長、リーズ大学の外部講師、マッキンゼー・アンド・カンパニーの上級顧問</p>	1年	0株

<p>ナタリー・ラチョウ (Nathalie Rachou)</p>	<p>リスク委員会委員</p>	<p>1957年4月7日</p>	<p>ナタリー・ラチョウは2020年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出された。同氏は2020年からリスク委員会委員を務めている。ラチョウ氏は、2015年から2020年4月まで、クラタン・アソシエ（従前のルヴィエ・アソシエ）の上級顧問であった。1999年、同氏はロンドンに拠点を置く資産管理会社であるトピアリー・ファイナンス社を設立し、2014年にルヴィエ・アソシエと合併するまでCEOを務めた。1978年から1999年まで、ラチョウ氏は、バンク・インドスエズ及びクレディ・アグリコル・インドスエズにおいて、資本市場における役職及びバンク・インドスエズの仲介子会社のチーフ・オペレーティング・オフィサー等、複数の役職を務めた。ラチョウ氏は、パリのHECにて経営学で修士号を取得し、インシアードからエグゼクティブMBAを取得している。</p> <p>職務：ユーロネクストN.V.取締役、ヴェオリア・エンバイロメントSA理事</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
--	-----------------	------------------	--	-----------	-----------

<p>ジュリー G. リチャードソン (Julie G. Richardson)</p>	<p>報酬委員会委員長 リスク委員会委員</p>	<p>1963年4月10日</p>	<p>ジュリー G. リチャードソンは、2017年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出選された。同氏は2018年より報酬委員会の委員を、2019年より同委員会の委員長を務めている。同氏はまた、2017年よりリスク委員会の委員を、2019年からはガバナンス・指名委員会の委員を務めている。リチャードソン氏は、2003年から2012年までプロビデンス・エクイティ・パートナーズのパートナー兼ニューヨーク支店長を務めていた。同社は、メディア、通信、教育及び情報企業への株式投資に特化した世界的な未公開株式企業である。同氏は、2014年まで合同会社の上級顧問を務め、1998年から2003年にJPモルガン・チェースの投資銀行部門の副会長兼同社のグローバル・テレコミュニケーションズ・メディア・アンド・テクノロジー・グループ長の任に就いていた。同氏は、その職歴を通じて、2015年からのデジタルに関する知識管理会社の取締役であった期間を含め、既存と新規両方のテクノロジー企業に多大な時間を費やしてきた。同氏は卒業後、1986年にメリル・リンチで勤務を開始し、1998年まで勤務しており、同社の最終役職はメディア・コミュニケーション投資銀行業務本部長であった。リチャードソン氏は、ウィスコンシン大学マディソン校にて、経営学の学士号を取得している。</p> <p>職務：イエクストの取締役（監査委員会委員長）、ベリート・インクの取締役（報酬委員会委員長）、データドッグの取締役（監査委員会委員長）</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
--	-------------------------------	-------------------	---	-----------	-----------

<p>ビアトリス・ ウェーダー・ディ・ マウロ (Beatrice Weder di Mauro)</p>	<p>監査委員会委員</p>	<p>1965年 8 月 3 日</p>	<p>ビアトリス・ウェーダー・ ディ・マウロは、2012年の年 次株主総会にてUBS AGの取締 役に選出され、2014年にUBSグ ループAGの取締役に選出され た。2012年より監査委員会委 員、2017年より企業風土・責 任委員会委員を務めている。 また、2013年から2017年まで リスク委員会委員であった。 2019年より、ウェーダー・ ディ・マウロ氏は、ジュネー ブ国際開発高等研究所 （IHEID）の国際経済学の教授 であり、2018年からロンドン の経済政策研究センターのセ ンター長を務めている。同氏 は、2016年からシンガポール のインシアードで、新興市場 研究所の研究教授及び特別研 究員である。2001年から2018 年まで、ヨハネス・グーテン ベルク大学マインツの国際マ クロ経済学の教授に就任して おり、2004年から2012年ま で、ドイツ政府経済諮問委員 会委員であった。同氏は、ワ シントンDCの国際通貨基金 （IMF）、マサチューセッツ州 ケンブリッジの全米経済研究 所、東京の国際連合大学にて 客員のポジションを有してい た。これ以前は、ワシントン DCのIMF及び世界銀行でエコノ ミストとして勤務していた。同 氏は、バーゼル大学にて経済 学の博士号及び大学職員資格 を取得している。ウェー ダー・ディ・マウロ氏は、 2005年以降、開発金融、医 薬、科学技術及び保険分野で の世界的なリーディングカン パニーの独立取締役を務めて きた。 職務：ロバート・ボッシュ GmbHの諮問委員会委員、ボン バルディア・インクの取締 役、インターナショナル・セ ンター・フォア・マネタ リー・アンド・バンキング・ スタディーズ（ICMB）の基金 委員会のメンバー、仏独経済 専門家会議のメンバー</p>	<p>1 年</p>	<p>0 株</p>
---	----------------	----------------------	--	------------	------------

<p>ディーター・ウェマー (Dieter Wemmer)</p>	<p>監査委員会委員 報酬委員会委員</p>	<p>1957年2月27日</p>	<p>ディーター・ウェマー氏は、2016年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出選され、2018年より報酬委員会委員を務めている。2019年に監査委員会委員になり、2020年にガバナンス・指名委員会委員になった。ウェマー氏は、2013年から2017年までアリアンツSEのチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）であった。同氏は2012年にアリアンツSEに理事会理事として入社し、フランス、ベネルクス、イタリア、ギリシア及びトルコでの保険業務並びにコンピテンス・センター「グローバル・プロパティ&カジュアルティ」を担当していた。同氏は、2007年から2011年にチューリッヒ・インシュアランス・グループのCFOを務め、2010年から2011年にチューリッヒのヨーロッパ地区会長に就任していた。これ以前、2004年から2007年にウェマー氏はヨーロッパ損害保険業務のCEOを務め、更にチューリッヒのグループ執行委員会の委員を務めていた。同氏は、チューリッヒ・グループ内で、2003年から2004年にヨーロッパ損害保険業務の最高執行責任者、1999年から2003年にM&A業務部長及び1997年から1999年に財政管理部長を務めるなど、様々な管理職に就任している。ウェマー氏は、ケルン大学にて修士課程を修了し1985年に数学の博士号を取得後、1986年にケルンにてチューリッヒ・グループ内に入社したことから保険事業での経歴をスタートしている。</p> <p>職務：エルステッドの取締役（監査及びリスク委員会委員長）、コーポレート・ガバナンスのベルリン・センターのメンバー</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
---------------------------------------	----------------------------	-------------------	--	-----------	-----------

<p>ジャネット・ウォン (Jeanette Wong)</p>	<p>監査委員会委員 報酬委員会委員</p>	<p>1960年3月10日</p>	<p>ジャネット・ウォンは、2019年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は2019年より監査委員会委員を務めている。2020年に同氏は報酬委員会委員及び企業風土・責任委員会委員になった。ウォン氏は、2008年から2019年3月までシンガポールを拠点とするDBSグループで機関投資家向け銀行業務担当のグループ役員であり、この中で、コーポレート・バンキング、グローバル・トランザクション・サービス、ストラテジック・アドバイザー及びマージャー&アキュイジション等に携わった。それ以前は、2003年から2008年までDBSグループのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを務めた。ウォン氏は、シンガポールの金融業界で30年よりも長く、様々な上級役員の役職についてきた。同氏は1982年にパリバ銀行及びシティバンクで勤務を開始し、その後JPモルガンにて16年に亘り同社のアジア及び新興市場事業を構築するのを助けた。同氏はシカゴ大学でMBAを取得し、シンガポール国立大学で経営学学士号を取得した。</p> <p>職務：エシロール・ルックスオティカの取締役、ジュロン・タウン・コーポレーションの取締役、PSAインターナショナルの取締役、FFMCホールディングス・ピーティーイー・リミテッド及びフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドの取締役、NUSビジネス・スクールの経営諮問委員会のメンバー、シカゴ大学ブース・スクール・オブ・ビジネスのグローバル・アドバイザー・ボード・アジアのメンバー、セキュリティー・インダストリー・カウンスルのメンバー、シンガポール国立大学の理事会のメンバー</p>	<p>1年</p>	<p>0株</p>
--------------------------------------	----------------------------	-------------------	---	-----------	-----------

()執行役員会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)
セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)	執行役員会プレ ジデント	1960年5月11日	2011年～ 執行役員及び執 行役員会プレジデント	定め なし	0株
クリスチャン・ブルーム (Christian Bluhm)	チーフ・リス ク・オフィサー	1969年9月21日	2016年～ 執行役員及び チーフ・リスク・オフィ サー	定め なし	0株
マーカス U. ディートヘルム (Markus U. Diethelm)	ジェネラル・カ ウンセル	1957年10月22日	2008年～ 執行役員及び ジェネラル・カウンセ ル	定め なし	0株
カート・ガードナー (Kirt Gardner)	チーフ・ファイ ナンシャル・オ フィサー	1959年8月16日	2016年～ 執行役員及び チーフ・ファイナンシャ ル・オフィサー	定め なし	0株
スーニ・ハーフォード (Suni Harford)	アセット・マネ ジメント社長	1962年4月27日	2019年～ 執行役員及びア セット・マネジメント社長	定め なし	0株
ロバート・カロフスキー (Robert Karofsky)	インベストメン ト・バンク共同 社長	1967年5月28日	2018年～ 執行役員及びイ ンベストメント・バンク共 同社長	定め なし	0株
サビーン・ケラーブッセ (Sabine Keller-Busse)	チーフ・オペ レーティング・ オフィサー並び にUBSヨーロッ パ、中東及びア フリカ社長	1965年7月19日	2016年～ 執行役員 2018年～ チーフ・オペ レーティング・オフィサー	定め なし	0株
イクバル・カーン (Iqbal Khan)	グローバル・ ウェルス・マネ ジメント共同社 長	1976年1月13日	2019年～ 執行役員及びグ ローバル・ウェルス・マネ ジメント共同社長	定め なし	0株
エドモンド・コー (Edmund Koh)	UBSアジア太平洋 地域社長	1960年4月22日	2019年～ 執行役員及びUBS アジア太平洋地域社長	定め なし	0株
トム・ナラティル (Tom Naratil)	グローバル・ ウェルス・マネ ジメント共同社 長兼UBSアメリカ ズ社長	1961年12月1日	2011年～ 執行役員 2018年～ グローバル・ ウェルス・マネジメント共 同社長及びUBSアメリカズ社 長	定め なし	0株
ピエーロ・ノヴェッリ (Piero Novelli)	インベストメン ト・バンク共同 社長	1965年5月10日	2018年～ 執行役員及びイ ンベストメント・バンク共 同社長	定め なし	0株
マルクス・ロナー (Markus Ronner)	チーフ・コンプ ライアンス及び ガバナンス・オ フィサー	1965年12月3日	2018年～ 執行役員並びに チーフ・コンプライアンス 及びガバナンス・オフィ サー	定め なし	0株

役員の報酬

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記35を参照のこと。

(3)【監査の状況】

() 監査人

監査委員会の詳細については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」の「監査委員会」の項を参照のこと。

社外監査人

氏名及び社名	住所又は所在地	略歴	最初に任命された年
社外監査人 アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド (Ernst & Young Ltd.)	バーゼル	UBS AG及び当グループの監査人	1998年
社外監査人 BDOアーゲー (BDO AG)	チューリッヒ	特別監査人	2006年

監査人

監査はコーポレート・ガバナンスにおいて不可欠な要素である。社外監査人は、その独立性を保持する一方で、グループ内部監査部門と密接に協力して業務を行っている。監査委員会、そして最終的には取締役会（BoD）が監査業務の有効性を監督している。

社外独立監査人

2019年度の年次株主総会（AGM）において、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（EY）が当グループの監査人として1年の任期で再選された。EYは、法律、規制上の要請及び定款に基づく、実質的に全ての監査業務を引き受けている。2015年以降、当グループの財務監査の責任者であるEYの主要パートナーは、マリーロール・ドラリュである。5年毎のローテーション要件により、同氏は2020年にボブ・ジェイコブと交代する予定である。2016年以降、財務書類監査について共同で署名するパートナーは、イラ S. フィトリンであり、任期は最長7年である。2015年以降、パトリック・シュヴァラーがスイス金融市場監督当局（FINMA）に対する主要監査人であり、以前に別な任務で当グループの監査業務に携わっていたため任期は最長6年である。ダニエル・マーチンは2019年以降FINMA監査について共同で署名するパートナーであり、任期は最長7年である。

2019年度中、監査委員会は社外監査人と8回の会議及び3回の電話会議を行った。監査委員会は、社外監査人の業績、有効性及び独立性について、年次ベースで評価する。この評価は、上級役員に対するインタビュー及び当グループ全体の利害関係者からの調査フィードバックに基づいている。評価基準には、サービス提供の質、監査チームの質及び能力、監査の一環として付加される価値、洞察力、並びにEYとの全体的な関係性が含まれる。監査委員会は、自己分析及び評価結果に基づき、EYの監査は有効であったと結論づけた。

潜在的増資に関する特別監査人

2018年5月3日のAGMにおいて、BDO AGが3年の任期で特別監査人に再選された。特別監査人は、増資計画に関し、他の監査人とは別個に監査意見書を提出する。

社外独立監査人に支払われた報酬

EYに支払われた報酬（費用を含む。）は、下記の表に記載されている。加えて、UBSの投資ファンド（その多くは独立したファンドの役員会又は受託者を有する。）のために実施されたサービスの対価として、EYは、2019年度に3,020万米ドル（2018年度は3,030万米ドル）を受領した。

監査業務には、適用ある法律及び一般に認められた監査基準に従い当グループの監査を実施するのに必要となる全ての業務、並びに慣例的に監査人だけが提供することができるその他の保証業務が含まれる。これには、法定上及び規制上の監査、監査証明業務並びに規制当局に提出する書類のレビューが含まれ

る。2019年度に監査業務に分類された追加業務には、FINMAの要請に応じて委任された複数の業務が含まれていた。

監査関連業務は、監査人が従来実施する保証業務及びその関連業務で構成され、財務報告に関連する証明業務、内部統制レビュー及び業績基準レビュー並びに財務会計及び報告基準に関する相談が含まれる。

税務関連業務には、EYの税務部門に所属する専門スタッフが行う業務、並びに当グループの事業にかかる税務コンプライアンス及び税務相談が含まれる。

「その他」の業務とは、技術的なITセキュリティ管理のレビュー及び評価を含む認可された業務である。

社外独立監査人に支払われた報酬

UBSグループAG及びその子会社（UBS AGを含む。）は、社外独立監査人に対し、以下の報酬（費用を含む。）を支払った。

単位：千米ドル	2019年12月31日	2018年12月31日
監査業務		
グローバルな監査報酬	52,448	54,716
監査業務に分類された追加業務（法令で要求された業務であり、規制当局に指示された経常外の性質を有する業務を含む。）	12,808	16,595
監査業務合計 ¹	65,255	71,310
非監査業務		
監査関連報酬	8,722	8,711
内、保証及び証明業務	4,155	5,390
内、統制及び業績に関する報告書	4,314	3,261
内、財務会計及び報告基準に関する相談	253	60
税務関連報酬	1,966	1,212
その他の報酬	2,291	536
非監査業務合計 ¹	12,978	10,459

¹ 2019年12月31日現在のUBSグループAG（連結）に関する監査業務及び非監査業務の報酬合計は78,234千米ドル（2018年12月31日現在では81,770千米ドル）であり、その内51,926千米ドル（2018年12月31日現在では56,493千米ドル）がUBS AG（連結）に関するものであった。

事前承認手続

EYの独立性を確保するために、EYが提供した全ての業務は、監査委員会によって事前承認を受けなければならない。特定の委任に対する事前承認、又は、限定され、かつ明確に定義された業務の種類及び規模を認可する一括事前承認の様式で行う事前承認のいずれかが可能である。

監査委員会では、事前承認を行う権限を委員長に委任している。グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー並びにグループ・コントローラー及びチーフ・アカウントティング・オフィサーは、監査委員会委員長に対し、EYの業務に関する一切の提案を提出し、承認を求める（合意された事前承認が実施されている場合を除く。）。監査委員会は、四半期毎の会議において、委員長が付与した承認及び一括事前承認で承認された業務について報告を受ける。

グループ内部監査部門

グループ内部監査部門（GIA）は、当グループのための内部監査業務を実施しており、2019年には、平均539名（フルタイム換算）の従業員が本業務に携わった。当該部門は独立した、客観性のある部門であり、当グループが戦略、事業運営、財務及びコンプライアンス上の目的を達成するのを支援し、また、BoDがガバナンスに関する責任を履行するのも支援している。

UBSの目的達成を支援するため、GIAは、独立して、客観的に、かつ体系的に以下の事項を評価する。
（ ）当グループのリスク及び統制に関する企業風土の健全性

- () 財務上及び事業運営上の情報の信用性及び完全性(すなわち、事業活動が適切、正確かつ完全に記録されているか、並びに基礎データ及びモデルの質を含む。)
- () 以下の事項の企図、事業運営上の有効性及び持続可能性
- ・ 戦略及びリスク選好を決定するプロセス並びに承認された戦略の全体的な遵守状況
 - ・ ガバナンス・プロセス
 - ・ リスクが適切に認識され、管理されているかを含むリスク管理
 - ・ 内部統制(特に、負ったリスクに見合っているか)
 - ・ 改善活動
 - ・ 法律上及び規制上の要件、社内方針並びに当グループの設立関係書類及び契約の遵守プロセス

重要事項を含む監査報告書は、グループCEO、関連あるGEBの構成員及びその他の責任を担う経営陣に提出される。取締役会会長、監査委員会及びリスク委員会もまた、当該事項の報告を定期的にする。

更に、GIAは、中度から重度の影響を有する問題が確実に修正されていることを精査する。この責務はあらゆる出所(最初の防衛戦である経営幹部、第二の防衛戦である統制機能、第三の防衛戦であるGIA、社外監査人及び規制当局)で確認された問題に適用される。GIAはまた、主要な統制の問題に関する調査についてリスク統制部門並びに内部及び外部の法律顧問と緊密に連携する。

GIAの経営陣からの独立性を最大化するために、GIA部門長は、取締役会会長及び監査委員会に報告を行い、監査委員会は、GIAの独立性及び実績だけでなく、GIAが業務を実施するのに十分な資質を有しているかを年次ベースで評価する。監査委員会の評価では、GIAは、その任務を遂行し、監査目的を達成するのに十分な資質を有している。GIAの役割、地位、責任及び責務は、www.ubs.com/governanceに公表されている組織規則及びグループ内部監査部門のための規約に規定されている。グループ内部監査部門のための規約は、UBS AGの内部監査部門にも適用される。GIAは、全ての勘定、帳簿、記録、制度、財産及び従業員に対し無制限のアクセスを有しており、監査を行う責務を果たすのに必要となる一切の情報及びデータの提供を受けなければならない。また、GIAは、監査委員会の要請があった場合、又はその他のBoDの構成員、委員会若しくはグループCEOが監査委員会と相談した上で要請した場合、特別監査を実施する。

GIAは社外監査人と協調し、緊密に協力することで、その業務の効率性を高めている。

社外監査人を選定した理由に関する追加情報については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」の「独立監査人に関する監査委員会の責任」も参照のこと。

() 監査報酬の内容等

外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

千米ドル(百万円)

区分	前連結会計年度(注2)		当連結会計年度(注3)	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
UBSグループ(注1)	71,310 (7,683)	10,459 (1,127)	65,255 (7,031)	12,978 (1,398)

(注1) 上記の表に記載されているのはUBSグループの金額である。

(注2) UBSグループAG(連結)に関する監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の合計81,770千米ドルのうち、56,493千米ドルがUBS AG(連結)に関するものであった。

(注3) UBSグループAG(連結)に関する監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の合計78,234千米ドルのうち、51,926千米ドルがUBS AG(連結)に関するものであった。

社外監査人に対する報酬の詳細については、上記「() 監査人」の「社外独立監査人に支払われた報酬」を参照のこと。

その他重要な報酬の内容

上記に加え、UBSの投資ファンド(その多くは独立したファンドの役員会又は受託者を有する。)のために実施されたサービスの対価として、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドに対し、2019年度に3,020万米ドル(32億5,400万円)(2018年度は3,030万米ドル(32億6,500万円))が支払われた。

(注) 上記金額はUBSグループについての金額であるが、その大部分はUBS AGとその連結子会社に関連している。

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容
非監査業務の詳細については、上記「() 監査人」の項を参照のこと。

監査報酬の決定方針

監査委員会が社外監査人の委任契約書（監査の範囲並びに予定されている監査業務に関する報酬及び条件を含む。）の承認に責任を有している。

(4) 【役員の報酬等】

該当事項なし。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6 【経理の状況】

(a) 本書記載の当行及び子会社の連結財務書類は、スイスにおいて公表された「UBSグループAG及びUBS AGの2019年度年次報告書」と題された原文（英文）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2019年12月31日終了事業年度の原文（英文）の当行及び子会社の連結財務書類（以下「原文の連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の連結財務書類」という。）である。また、本書記載の当行の個別財務書類は、スイスにおいて公表された「UBS AGの2019年度個別財務情報及び規制情報」と題された原文（英文）に含まれているスイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に従って作成された2019年12月31日終了事業年度の原文（英文）の当行の財務書類（以下「原文の個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の個別財務書類」という。）である。当行及び子会社の連結財務書類及び当行の個別財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

なお、連結財務書類及び個別財務書類において採用される会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の4.「 .連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」及び「 .個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。

(b) 原文の連結財務書類及び個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティエーディー（スイスにおける法定監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は本書に掲載されている。

(c) 邦文の連結財務書類及び個別財務書類には、財務諸表等規則の規定に従って、原文の連結財務書類及び個別財務書類中のスイス・フラン及び米ドル表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン=112.16円、1米ドル=107.74円（2020年6月1日現在の三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。

(d) 円換算額並びに第6の1.の末尾の参考情報及び第6の2.から4.までにに関する記載は、原文の連結財務書類及び個別財務書類には含まれておらず、当該事項における原文の連結財務書類及び個別財務書類への参照事項を除き、上記（b）の監査の対象に含まれていない。

財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書

財務報告に係る内部統制に関する経営者の責任

UBS AGの取締役会及び経営者は、財務報告に対して適切な内部統制を確立し、維持する責任を負っている。財務報告に係るUBS AGの内部統制は、IASBが公表するIFRSに準拠して公表された財務書類が作成され、かつ適正に表示されていることについて、合理的な保証を提供するために整備されている。

財務報告に係るUBS AGの内部統制には、次の方針及び手続が含まれる。

- 資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続
- 財務書類を作成し適正に表示できるよう、諸取引が記録されること、並びに会社の収入と支出は、UBS AGの経営者の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続
- 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、あるいは適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間に対する有効性の評価の予測は、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、あるいは方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価

UBS AGの経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）で定めている基準に基づき、2019年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性を評価した。この評価に基づき、経営者は、2019年12月31日現在、財務報告に係るUBS AGの内部統制は有効であったと考える。

2019年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性は、UBS AGの独立登録会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティーディーが監査し、485ページから486ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている監査報告書に記載されている通り、2019年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性について、無限定意見が表明されている。

1【財務書類】

UBS AG連結財務書類

主要財務書類

監査済
損益計算書

単位：百万米ドル	注記	終了事業年度		
		2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	10,703	10,121	10,437
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	3	(7,303)	(6,494)	(5,468)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	4,718	4,666	2,281
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息	3	(3,703)	(3,322)	(1,228)
受取利息純額	3	4,415	4,971	6,021
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	3	6,833	6,953	5,640
信用損失(費用) / 戻入	23	(78)	(117)	(131)
受取報酬及び手数料	4	19,156	19,632	19,390
支払報酬及び手数料	4	(1,696)	(1,703)	(1,840)
受取報酬及び手数料純額	4	17,460	17,930	17,550
その他の収益	5	677	905	965
営業収益合計		29,307	30,642	30,044
人件費	6	13,801	13,992	14,952
一般管理費	7	8,586	10,075	9,001
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	15	1,576	1,052	945
のれん及び無形資産の償却費及び減損	16	175	65	71
営業費用合計		24,138	25,184	24,969
税引前営業利益 / (損失)		5,169	5,458	5,076
税金費用 / (税務上の便益)	8	1,198	1,345	4,242
当期純利益 / (損失)		3,971	4,113	834
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		0	0	73
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)		6	7	4
株主に帰属する当期純利益 / (損失)		3,965	4,107	758

損益計算書（続き）

単位：億円	注記	終了事業年度		
		2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	11,531	10,904	11,245
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	3	(7,868)	(6,997)	(5,891)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	5,083	5,027	2,458
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息	3	(3,990)	(3,579)	(1,323)
受取利息純額	3	4,757	5,356	6,487
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	3	7,362	7,491	6,077
信用損失(費用) / 戻入	23	(84)	(126)	(141)
受取報酬及び手数料	4	20,639	21,152	20,891
支払報酬及び手数料	4	(1,827)	(1,835)	(1,982)
受取報酬及び手数料純額	4	18,811	19,318	18,908
その他の収益	5	729	975	1,040
営業収益合計		31,575	33,014	32,369
人件費	6	14,869	15,075	16,109
一般管理費	7	9,251	10,855	9,698
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	15	1,698	1,133	1,018
のれん及び無形資産の償却費及び減損	16	189	70	76
営業費用合計		26,006	27,133	26,902
税引前営業利益 / (損失)		5,569	5,880	5,469
税金費用 / (税務上の便益)	8	1,291	1,449	4,570
当期純利益 / (損失)		4,278	4,431	899
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		0	0	79
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)		6	8	4
株主に帰属する当期純利益 / (損失)		4,272	4,425	817

包括利益計算書

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
株主に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	3,965	4,107	758
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、税効果前	199	(701)	1,553
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(144)	181	(55)
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	52	4	32
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	(14)	2	(6)
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(1)	(2)	(2)
為替換算調整、税効果後小計	92	(515)	1,522
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産			
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	189	(56)	96
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	15
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(33)	0	(209)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	2	0	14
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(41)	12	(6)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	117	(45)	(91)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	1,571	(42)	45
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(175)	(294)	(843)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(253)	67	163
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	1,143	(269)	(635)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	1,351	(829)	797
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(129)	(70)	308
確定給付制度に関連する法人所得税	(41)	245	6
確定給付制度、税効果後小計	(170)	175	314
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用			
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得 / (損失)、税効果前	(400)	517	(315)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	8	(8)	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(392)	509	(317)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(562)	684	(3)
その他の包括利益合計	789	(145)	794
株主に帰属する包括利益合計	4,754	3,961	1,552

包括利益計算書（続き）

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	0	0	73
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	0	0	247
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	0	247
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	0	247
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	0	0	320
非支配株主持分に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	6	7	4
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	(4)	(1)	2
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(4)	(1)	2
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(4)	(1)	2
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	2	5	6
包括利益合計			
当期純利益 / (損失)	3,971	4,113	834
その他の包括利益	785	(147)	1,044
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	1,351	(829)	797
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(566)	682	247
包括利益合計	4,756	3,967	1,878

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
株主に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	4,272	4,425	817
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、税効果前	214	(755)	1,673
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(155)	195	(59)
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	56	4	34
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	(15)	2	(6)
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(1)	(2)	(2)
為替換算調整、税効果後小計	99	(555)	1,640
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産			
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	204	(60)	103
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	16
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(36)	0	(225)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	2	0	15
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(44)	13	(6)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	126	(48)	(98)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	1,693	(45)	48
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(189)	(317)	(908)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(273)	72	176
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	1,231	(290)	(684)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	1,456	(893)	859
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(139)	(75)	332
確定給付制度に関連する法人所得税	(44)	264	6
確定給付制度、税効果後小計	(183)	189	338
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用			
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得 / (損失)、税効果前	(431)	557	(339)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	9	(9)	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(422)	548	(342)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(605)	737	(3)
その他の包括利益合計	850	(156)	855
株主に帰属する包括利益合計	5,122	4,268	1,672

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	0	0	79
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	0	0	266
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	0	266
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	0	266
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	0	0	345
非支配株主持分に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	6	8	4
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	(4)	(1)	2
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(4)	(1)	2
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(4)	(1)	2
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	2	5	6
包括利益合計			
当期純利益 / (損失)	4,278	4,431	899
その他の包括利益	846	(158)	1,125
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	1,456	(893)	859
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(610)	735	266
包括利益合計	5,124	4,274	2,023

貸借対照表

単位：百万米ドル	注記	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
資産			
現金及び中央銀行預け金		107,068	108,370
銀行貸出金及び前渡金	10	12,379	16,642
有価証券ファイナンス取引による債権	10, 25	84,245	95,349
デリバティブに係る差入担保金	10, 25	23,289	23,603
顧客貸出金及び前渡金	10	327,992	321,482
償却原価で測定されるその他の金融資産	10, 17a	23,012	22,637
償却原価で測定される金融資産合計		577,985	588,084
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	12, 24	127,695	104,513
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		41,285	32,121
デリバティブ金融商品	11, 24, 25	121,843	126,212
ブローカレッジ債権	24	18,007	16,840
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	13, 24	83,636	82,387
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		351,181	329,953
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	14, 24	6,345	6,667
関連会社投資	31b	1,051	1,099
有形固定資産及びソフトウェア	15	11,826	8,479
のれん及び無形資産	16	6,469	6,647
繰延税金資産	8	9,513	10,066
その他の非金融資産	17b	7,547	7,062
資産合計		971,916	958,055
負債			
銀行預り金	18	6,570	10,962
有価証券ファイナンス取引による債務	25	7,778	10,296
デリバティブに係る受入担保金	25	31,416	28,906
顧客預金	18a	450,591	421,986
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	18b	47,866	41,202
償却原価で測定される社債	20	62,835	91,245
償却原価で測定されるその他の金融負債	22a	10,373	7,576
償却原価で測定される金融負債合計		617,429	612,174
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	12, 24	30,591	28,949
デリバティブ金融商品	11, 24, 25	120,880	125,723
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	24	37,233	38,420
公正価値での測定を指定された社債	19, 24	66,592	57,031
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	22b, 24	36,157	33,594
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		291,452	283,717
引当金	21a	2,938	3,457
その他の非金融負債	22c	6,168	6,275
負債合計		917,988	905,624
資本			
資本金		338	338

資本剰余金	24,659	24,655
利益剰余金	23,451	23,317
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	5,306	3,946
株主に帰属する持分	53,754	52,256
非支配株主持分に帰属する持分	174	176
資本合計	53,928	52,432
負債及び資本合計	971,916	958,055

貸借対照表（続き）

単位：億円	注記	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
資産			
現金及び中央銀行預け金		115,355	116,758
銀行貸出金及び前渡金	10	13,337	17,930
有価証券ファイナンス取引による債権	10, 25	90,766	102,729
デリバティブに係る差入担保金	10, 25	25,092	25,430
顧客貸出金及び前渡金	10	353,379	346,365
償却原価で測定されるその他の金融資産	10, 17a	24,793	24,389
償却原価で測定される金融資産合計		622,721	633,602
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	12, 24	137,579	112,602
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		44,480	34,607
デリバティブ金融商品	11, 24, 25	131,274	135,981
ブローカレッジ債権	24	19,401	18,143
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	13, 24	90,109	88,764
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		378,362	355,491
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	14, 24	6,836	7,183
関連会社投資	31b	1,132	1,184
有形固定資産及びソフトウェア	15	12,741	9,135
のれん及び無形資産	16	6,970	7,161
繰延税金資産	8	10,249	10,845
その他の非金融資産	17b	8,131	7,609
資産合計		1,047,142	1,032,208
負債			
銀行預り金	18	7,079	11,810
有価証券ファイナンス取引による債務	25	8,380	11,093
デリバティブに係る受入担保金	25	33,848	31,143
顧客預金	18a	485,467	454,648
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	18b	51,571	44,391
償却原価で測定される社債	20	67,698	98,307
償却原価で測定されるその他の金融負債	22a	11,176	8,162
償却原価で測定される金融負債合計		665,218	659,556
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	12, 24	32,959	31,190
デリバティブ金融商品	11, 24, 25	130,236	135,454
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	24	40,115	41,394
公正価値での測定を指定された社債	19, 24	71,746	61,445
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	22b, 24	38,956	36,194
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		314,010	305,677
引当金	21a	3,165	3,725
その他の非金融負債	22c	6,645	6,761
負債合計		989,040	975,719
資本			

資本金	364	364
資本剰余金	26,568	26,563
利益剰余金	25,266	25,122
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	5,717	4,251
株主に帰属する持分	57,915	56,301
非支配株主持分に帰属する持分	187	190
資本合計	58,102	56,490
負債及び資本合計	1,047,142	1,032,208

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万米ドル	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利益、 税効果後 ⁽¹⁾	内、 為替 換算調整	内、その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 株主持分	資本合計
2017年1月1日現在残高	338	27,154	21,480	3,985	2,933	96	955	52,957	631	39	53,627
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム (税金費用) / 税務上の便益		6						6			6
配当金		(2,219)						(2,219)	(73)	(4)	(2,297)
優先証券								0	(878)		(878)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(46)	46		7	39	0			0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(324)						(324)		18	(306)
当期の包括利益合計			755	797	1,522	(91)	(635)	1,552	320	6	1,878
内、当期純利益 / (損失)			758					758	73	4	834
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益(OCI)、税効果後				797	1,522	(91)	(635)	797			797
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 確定給付制度			314					314			314
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 自己の信用			(317)					(317)			(317)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 為替換算調整								0	247	2	250
2017年12月31日現在残高	338	24,633	22,189	4,828	4,455	13	360	51,987	0	59	52,046
IFRS第9号の適用による影響額			(518)	(74)		(74)		(591)			(591)
IFRS第15号の適用による影響額			(25)					(25)			(25)
IFRS第9号及びIFRS第15号適用後の2018年1月1日現在 残高	338	24,633	21,646	4,754	4,455	(61)	360	51,370	0	59	51,429
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム (税金費用) / 税務上の便益		34						34			34
配当金		(5)						(5)			(5)
配当金			(3,098)					(3,098)		(10)	(3,108)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(21)	21		3	18	0			0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(7)						(7)		122	115
当期の包括利益合計			4,790	(829)	(515)	(45)	(269)	3,961	0	5	3,967
内、当期純利益 / (損失)			4,107					4,107		7	4,113

内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				(829)	(515)	(45)	(269)	(829)			(829)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度			175					175			175
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用			509					509			509
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整								0	(1)		(1)
2018年12月31日現在残高	338	24,655	23,317	3,946	3,940	(103)	109	52,256	0	176	52,432

持分変動計算書（続き）

単位：百万米ドル	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利益、 税効果後 ⁽¹⁾	内、 為替 換算調整	内、その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 株主持分	資本合計
2018年12月31日現在残高	338	24,655	23,317	3,946	3,940	(103)	109	52,256	0	176	52,432
IFRIC第23号の適用による影響額			(11)					(11)			(11)
IFRIC第23号適用後の2019年1月1日現在残高	338	24,655	23,306	3,946	3,940	(103)	109	52,245	0	176	52,421
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム (税金費用) / 税務上の便益		0 11						0 11			0 11
配当金			(3,250)					(3,250)		(8)	(3,258)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(9)	9		0	9	0			0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(7)						(7)		5	(3)
当期の包括利益合計			3,403	1,351	92	117	1,143	4,754	0	2	4,756
内、当期純利益 / (損失)			3,965					3,965		6	3,971
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益(OCI)、税効果後				1,351	92	117	1,143	1,351			1,351
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 確定給付制度			(170)					(170)			(170)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 自己の信用			(392)					(392)			(392)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 為替換算調整								0		(4)	(4)
2019年12月31日現在残高	338	24,659	23,451	5,306	4,032	14	1,260	53,754	0	174	53,928

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用を除く。

持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利益、 税効果後 ⁽¹⁾	内、 為替 換算調整	内、その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 株主持分	資本合計
2017年1月1日現在残高	364	29,256	23,143	4,293	3,160	103	1,029	57,056	680	42	57,778
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		6						6			6
(税金費用) / 税務上の便益		17						17			17
配当金		(2,391)						(2,391)	(79)	(4)	(2,475)
優先証券								0	(946)		(946)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(50)	50		8	42	0			0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(349)						(349)		19	(330)
当期の包括利益合計			813	859	1,640	(98)	(684)	1,672	345	6	2,023
内、当期純利益 / (損失)			817					817	79	4	899
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益 (OCI)、税効果後				859	1,640	(98)	(684)	859			859
内、損益計算書に振り替えられることのない OCI、税効果後 - 確定給付制度			338					338			338
内、損益計算書に振り替えられることのない OCI、税効果後 - 自己の信用			(342)					(342)			(342)
内、損益計算書に振り替えられることのない OCI、税効果後 - 為替換算調整								0	266	2	269
2017年12月31日現在残高	364	26,540	23,906	5,202	4,800	14	388	56,011	0	64	56,074
IFRS第9号の適用による影響額			(558)	(80)		(80)		(637)			(637)
IFRS第15号の適用による影響額			(27)					(27)			(27)
IFRS第9号及びIFRS第15号適用後の2018年1月1日現在残高	364	26,540	23,321	5,122	4,800	(66)	388	55,346	0	64	55,410
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		37						37			37
(税金費用) / 税務上の便益		(5)						(5)			(5)
配当金			(3,338)					(3,338)		(11)	(3,349)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(23)	23		3	19	0			0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(8)						(8)		131	124
当期の包括利益合計			5,161	(893)	(555)	(48)	(290)	4,268	0	5	4,274
内、当期純利益 / (損失)			4,425					4,425		8	4,431

内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				(893)	(555)	(48)	(290)	(893)		(893)	
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度	189							189		189	
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用	548							548		548	
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整								0	(1)	(1)	
2018年12月31日現在残高	364	26,563	25,122	4,251	4,245	(111)	117	56,301	0	190	56,490

持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利益、 税効果後 ⁽¹⁾	内、 為替 換算調整	内、その他の包括 利益を通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 株主持分	資本合計
2018年12月31日現在残高	364	26,563	25,122	4,251	4,245	(111)	117	56,301	0	190	56,490
IFRIC第23号の適用による影響額			(12)					(12)			(12)
IFRIC第23号適用後の2019年1月1日現在残高	364	26,563	25,110	4,251	4,245	(111)	117	56,289	0	190	56,478
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム (税金費用) / 税務上の便益		0 12						0 12			0 12
配当金			(3,502)					(3,502)		(9)	(3,510)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(10)	10		0	10	0			0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(8)						(8)		5	(3)
当期の包括利益合計			3,666	1,456	99	126	1,231	5,122	0	2	5,124
内、当期純利益 / (損失)			4,272					4,272		6	4,278
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益(OCI)、税効果後				1,456	99	126	1,231	1,456			1,456
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 確定給付制度			(183)					(183)			(183)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 自己の信用			(422)					(422)			(422)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 為替換算調整								0		(4)	(4)
2019年12月31日現在残高	364	26,568	25,266	5,717	4,344	15	1,358	57,915	0	187	58,102

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用を除く。

[次へ](#)

UBS AGの発行済株式

2019年12月31日現在、UBS AGが発行した株式は合計3,858,408,466株（2018年12月31日現在：3,858,408,466株）であり、全てUBSグループAGが保有していた。

条件付資本金

2019年12月31日現在、社債又は同様の金融商品の発行に関連して付与された転換権及びワラントのために、名目価値が1株当たり0.10スイス・フランの最大380,000,000株の全額払込済登録株式に相当する最大38,000,000スイス・フランの条件付資本を使用することが可能であった。

授権株式

2019年12月31日現在、UBS AGは、発行可能な授権株式を保有していなかった。

キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)			
当期純利益 / (損失)	3,971	4,113	834
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	1,576	1,052	945
のれんの減損	110	0	0
無形資産の償却費及び減損	65	65	71
信用損失費用 / (戻入)	78	117	131
関連会社 / 共同支配企業持分純利益及び関連会社の減損	(45)	(528)	(69)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	460	374	3,398
投資活動から生じた純損失 / (利得)	220	(49)	(198)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	6,506	(4,829)	2,763
その他の調整純額	862	(1,092)	(1,077)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：			
銀行貸出金及び前渡金 / 銀行預り金	(4,336)	3,504	(3,236)
有価証券ファイナンス取引	8,678	(11,230)	(111)
デリバティブに係る担保金	2,842	(1,449)	(2,454)
顧客貸出金及び前渡金	(3,205)	(4,152)	(15,661)
顧客預金	23,399	7,931	(12,073)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びに デリバティブ金融商品	(18,873)	11,093	(23,560)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	(2,347)	11,432	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の 金融資産及びその他の金融負債	126	10,902	(1,801)
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(537)	1,377	(29)
支払税金、還付金控除後	(741)	(888)	(1,021)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	18,805	27,744	(53,147)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(26)	(287)	(106)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽¹⁾	114	137	339
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,401)	(1,473)	(1,532)
有形固定資産及びソフトウェア処分	11	114	210
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(3,424)	(1,999)	(8,626)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	3,913	1,361	15,250
償却原価で測定される社債の(購入) / 償還純額	(562)	(3,770)	
満期保有目的金融資産の(購入) / 償還純額			(91)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(1,374)	(5,918)	5,444

キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)			
短期借入債務発行/(償還)純額	(17,149)	(12,245)	24,500
UBS株式に係る配当金の支払	(3,250)	(3,098)	(2,219)
リース負債の償還 ⁽²⁾	(496)		
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	59,199	54,726	40,270
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(68,883)	(44,344)	(45,187)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	5,848	5,956	11,180
配当金の支払及び優先証券の償還			(782)
非支配株主持分の変動純額	(8)	(31)	(5)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(24,738)	963	27,758
キャッシュ・フロー合計			
現金及び現金同等物期首残高	125,853	104,787	118,984
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(7,307)	22,789	(19,944)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	1,258	(1,722)	5,749
現金及び現金同等物期末残高 ⁽³⁾	119,804	125,853	104,787
内、現金及び中央銀行預け金 ⁽⁴⁾	106,957	108,268	89,968
内、銀行貸出金及び前渡金	11,317	15,452	12,726
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	1,530	2,133	2,093

追加情報

営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む：

現金による利息受取額 ⁽⁶⁾	15,344	14,666	12,721
現金による利息支払額 ⁽⁶⁾	10,800	9,372	6,748
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 ⁽⁷⁾	3,145	2,322	1,828

(1) 関連会社からの受取配当金を含む。(2) 2019年1月1日のIFRS第16号の適用により、過年度に営業活動に分類されていたリース負債の元本部分に係る現金支払額は財務活動に組替えられている。(3) 現金及び現金同等物のうち、2019年12月31日、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、それぞれ3,192百万米ドル、5,245百万米ドル及び2,497百万米ドル(主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。)が使用制限のあるものである。詳細については、2019年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記26 制限付金融資産及び譲渡金融資産」を参照。(4) 当初の満期が3ヶ月以内の残高のみを含む。(5) マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」(2019年12月31日現在:235百万米ドル、2018年12月31日現在:366百万米ドル、2017年12月31日現在:135百万米ドル)、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」(2019年12月31日現在:24百万米ドル、2018年12月31日現在:8百万米ドル、2017年12月31日現在:17百万米ドル)、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」(2019年12月31日現在:920百万米ドル、2018年12月31日現在:1,556百万米ドル、2017年12月31日現在:1,941百万米ドル)及び「償却原価で測定されるその他の金融資産」(2019年12月31日現在:351百万米ドル、2018年12月31日現在:204百万米ドル、2017年12月31日現在:0百万米ドル)に含まれる。(6) 現金による利息受取額及び利息支払額は、「償却原価/その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る利息の合計」(2018年12月31日現在:利息受取額10,013百万米ドル及び利息支払額6,549百万米ドル、2017年12月31日現在:利息受取額10,469百万米ドル及び利息支払額5,485百万米ドル)並びに「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る利息」(2018年12月31日現在:利息受取額4,653百万米ドル及び利息支払額2,823百万米ドル、2017年12月31日現在:利息受取額2,252百万米ドル及び利息支払額1,264百万米ドル)を表すように修正再表示された。(7) 投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)			
当期純利益/(損失)	4,278	4,431	899
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	1,698	1,133	1,018
のれんの減損	119	0	0
無形資産の償却費及び減損	70	70	76
信用損失費用/(戻入)	84	126	141
関連会社/共同支配企業持分純利益及び関連会社の減損	(48)	(569)	(74)
繰延税金費用/(税務上の便益)	496	403	3,661
投資活動から生じた純損失/(利得)	237	(53)	(213)
財務活動から生じた純損失/(利得)	7,010	(5,203)	2,977
その他の調整純額	929	(1,177)	(1,160)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：			
銀行貸出金及び前渡金/銀行預り金	(4,672)	3,775	(3,486)
有価証券ファイナンス取引	9,350	(12,099)	(120)
デリバティブに係る担保金	3,062	(1,561)	(2,644)
顧客貸出金及び前渡金	(3,453)	(4,473)	(16,873)
顧客預金	25,210	8,545	(13,007)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びに デリバティブ金融商品	(20,334)	11,952	(25,384)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	(2,529)	12,317	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の 金融資産及びその他の金融負債	136	11,746	(1,940)
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(579)	1,484	(31)
支払税金、還付金控除後	(798)	(957)	(1,100)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	20,261	29,891	(57,261)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(28)	(309)	(114)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽¹⁾	123	148	365
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,509)	(1,587)	(1,651)
有形固定資産及びソフトウェア処分	12	123	226
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(3,689)	(2,154)	(9,294)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	4,216	1,466	16,430
償却原価で測定される社債の(購入)/償還純額	(605)	(4,062)	
満期保有目的金融資産の(購入)/償還純額			(98)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(1,480)	(6,376)	5,865

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)			
短期借入債務発行 / (償還)純額	(18,476)	(13,193)	26,396
UBS株式に係る配当金の支払	(3,502)	(3,338)	(2,391)
リース負債の償還 ⁽²⁾	(534)		
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	63,781	58,962	43,387
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(74,215)	(47,776)	(48,684)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	6,301	6,417	12,045
配当金の支払及び優先証券の償還			(843)
非支配株主持分の変動純額	(9)	(33)	(5)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(26,653)	1,038	29,906
キャッシュ・フロー合計			
現金及び現金同等物期首残高	135,594	112,898	128,193
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(7,873)	24,553	(21,488)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	1,355	(1,855)	6,194
現金及び現金同等物期末残高 ⁽³⁾	129,077	135,594	112,898
内、現金及び中央銀行預け金 ⁽⁴⁾	115,235	116,648	96,932
内、銀行貸出金及び前渡金	12,193	16,648	13,711
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	1,648	2,298	2,255
追加情報			
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)は以下を含む：			
現金による利息受取額 ⁽⁶⁾	16,532	15,801	13,706
現金による利息支払額 ⁽⁶⁾	11,636	10,097	7,270
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 ⁽⁷⁾	3,388	2,502	1,969

(1) 関連会社からの受取配当金を含む。(2) 2019年1月1日のIFRS第16号の適用により、過年度に営業活動に分類されていたリース負債の元本部分に係る現金支払額は財務活動に組替えられている。(3) 現金及び現金同等物のうち、2019年12月31日、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、それぞれ3,439億円、5,651億円及び2,690億円（主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。）が使用制限のあるものである。詳細については、2019年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記26 制限付金融資産及び譲渡金融資産」を参照。(4) 当初の満期が3ヶ月以内の残高のみを含む。(5) マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」（2019年12月31日現在：253億円、2018年12月31日現在：394億円、2017年12月31日現在：145億円）、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」（2019年12月31日現在：26億円、2018年12月31日現在：9億円、2017年12月31日現在：18億円）、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」（2019年12月31日現在：991億円、2018年12月31日現在：1,676億円、2017年12月31日現在：2,091億円）及び「償却原価で測定されるその他の金融資産」（2019年12月31日現在：378億円、2018年12月31日現在：220億円、2017年12月31日現在：0億円）に含まれる。(6) 現金による利息受取額及び利息支払額は、「償却原価 / その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る利息の合計」（2018年12月31日現在：利息受取額10,788億円及び利息支払額7,056億円、2017年12月31日現在：利息受取額11,279億円及び利息支払額5,910億円）並びに「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る利息（2018年12月31日現在：利息受取額5,013億円及び利息支払額3,042億円、2017年12月31日現在：利息受取額2,426億円及び利息支払額1,362億円）を表すように修正再表示された。(7) 投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

財務活動により生じた負債の変動

単位：百万米ドル	償却原価で測定される発行済社債	内、短期	内、長期	公正価値での測定を指定された発行済社債	店頭(OTC)負債性金融商品 ⁽²⁾	UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽³⁾	合計
2018年1月1日現在残高	107,458	52,270	55,187	50,782	4,428	35,648	198,316
キャッシュ・フロー	(13,358)	(12,245)	(1,113)	13,332	(1,838)	5,956	4,092
非資金項目の変動	(2,855)	(1,000)	(1,854)	(7,083)	(140)	(402)	(10,481)
内、為替換算	(2,624)	(1,000)	(1,623)	309	(59)	(289)	(2,663)
内、公正価値の変動				(7,392)	(82)	0	(7,475)
内、その他	(231)	0	(231) ⁽¹⁾	0	0	(113) ⁽¹⁾	(344)
2018年12月31日現在残高	91,245	39,025	52,220	57,031	2,450	41,202	191,928
キャッシュ・フロー	(28,355)	(17,149)	(11,206)	1,947	(425)	5,848	(20,985)
非資金項目の変動	(55)	(39)	(16)	7,614	(3)	1,033	8,588
内、為替換算	(346)	(39)	(307)	210	(6)	(128)	(270)
内、公正価値の変動				7,404	3	17	7,424
内、その他	291	0	291 ⁽¹⁾	0	0	1,144 ⁽¹⁾	1,434
2019年12月31日現在残高	62,835	21,837	40,998	66,592	2,022	48,083	179,531

⁽¹⁾ 長期債務に係る公正価値ヘッジの影響を含む。詳細については、注記1aのjの項及び注記20を参照。⁽²⁾ 貸借対照表の公正価値での測定を指定されたその他の金融負債に含まれる。⁽³⁾ 償却原価及び公正価値で測定されるUBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。

単位：億円	償却原価で測定される発行済社債	内、短期	内、長期	公正価値での測定を指定された発行済社債	店頭(OTC)負債性金融商品 ⁽²⁾	UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽³⁾	合計
2018年1月1日現在残高	115,775	56,316	59,458	54,713	4,771	38,407	213,666
キャッシュ・フロー	(14,392)	(13,193)	(1,199)	14,364	(1,980)	6,417	4,409
非資金項目の変動	(3,076)	(1,077)	(1,997)	(7,631)	(151)	(433)	(11,292)
内、為替換算	(2,827)	(1,077)	(1,749)	333	(64)	(311)	(2,869)
内、公正価値の変動				(7,964)	(88)	0	(8,054)
内、その他	(249)	0	(249) ⁽¹⁾	0	0	(122) ⁽¹⁾	(371)
2018年12月31日現在残高	98,307	42,046	56,262	61,445	2,640	44,391	206,783
キャッシュ・フロー	(30,550)	(18,476)	(12,073)	2,098	(458)	6,301	(22,609)
非資金項目の変動	(59)	(42)	(17)	8,203	(3)	1,113	9,253
内、為替換算	(373)	(42)	(331)	226	(6)	(138)	(291)
内、公正価値の変動				7,977	3	18	7,999
内、その他	314	0	314 ⁽¹⁾	0	0	1,233 ⁽¹⁾	1,545
2019年12月31日現在残高	67,698	23,527	44,171	71,746	2,179	51,805	193,427

⁽¹⁾ 長期債務に係る公正価値ヘッジの影響を含む。詳細については、注記1aのjの項及び注記20を参照。⁽²⁾ 貸借対照表の公正価値での測定を指定されたその他の金融負債に含まれる。⁽³⁾ 償却原価及び公正価値で測定されるUBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。

[次へ](#)

連結財務書類に対する注記

注記1 重要な会計方針の概要

a) 重要な会計方針

本注記では、ユービーエス・エイ・ジー及びその子会社（以下「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当財務書類」という。）の作成に適用された重要な会計方針を説明している。2020年2月27日、取締役会により当財務書類の発行が承認された。

会計の基礎

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発行する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、UBS AGの本部、ロンドン支店及び米国を拠点とする事業の機能通貨でもある米ドルで表示されている。

当財務書類の一部である当年次報告書の「リスク、財務及び資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの当年次報告書の「Risk, treasury and capital management」のセクション。以下同じ。）に記載された監査済として表示されている開示は、当財務書類の不可欠な一部を成している。これらの開示は、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIAS第1号「財務諸表の表示」の下での規定に関連しており、本セクションには繰り返して記載されていない。

本注記に記載された会計方針は、注記1bに別途記載のある場合を除き、表示された2019年度、2018年度及び2017年度に継続適用されている。ただし、IFRS第9号「金融商品」（2018年1月1日より適用）、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年1月1日より適用）、IFRS第16号「リース」（2019年1月1日より適用）を適用している。本注記では、2019年12月31日終了事業年度に適用された方針と異なる2018年度及び2017年度に適用される、又は2017年度のみ適用される方針は、「比較対象期間の方針」として特定されている。

重要な会計上の見積り及び判断

当財務書類をIFRSに準拠して作成するに当たり、経営者は判断を行い、見積りや仮定をする必要がある。それらは報告された資産、負債、収益及び費用の額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えており、判断や見積り、仮定を行った時、重要な不確実性を伴うことがある。これらの見積りや仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。UBS AGは、定期的に見積りや仮定を再評価し、現在の状況に照らして引き続き妥当性を有するか判断するとともに、必要に応じて改定している。当該評価には、過去の実績や将来の予想、その他の要因が含まれている。かかる見積りや仮定に変更が生じた場合、当財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。さらに、実際の結果は、UBS AGの見積りと著しく異なることがあり、予想を上回る損失又は引当金計上額を超えた損失が発生する恐れがある。

以下は、見積りに不確実性が存在し、重要な判断が必要とされ、当財務書類の認識金額に重要な影響を与える領域である。

- 金融商品の公正価値測定（本注記の3fの項及び注記24を参照）
- 予想信用損失の測定（本注記の3gの項及び注記23を参照）
- 金融商品を分類する際の事業モデル及び特定の契約上の特徴に関する評価（本注記の3bの項を参照）
- 年金及びその他の退職後給付制度（本注記の7の項及び注記29を参照）
- 法人所得税（本注記の8の項及び注記8を参照）
- のれん（本注記の11の項及び注記16を参照）
- 引当金及び偶発負債（本注記の12の項及び注記21を参照）
- ストラクチャード・エンティティの連結（本注記の1の項及び注記31を参照）
- 2018年12月31日終了事業年度における機能通貨の決定及び表示通貨の変更に伴う修正再表示を行うために実務上可能な最も古い日の評価（本注記の13の項を参照）

1) 連結

a. 連結原則

当財務書類は、UBS AG及びその子会社の財務書類から成り、単一の経済実体として表示されており、会社間の取引及び残高は消去されている。UBS AGは、()事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、()変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及び()そのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に事業体を支配しているとされ、当該事業体(支配するストラクチャード・エンティティ(以下「SE」という。)を含む。)を全て連結している。

議決権により事業体を支配する場合は通常、議決権の過半数を直接保有することで支配しているとみなされる。

その他のケースでは、支配の評価はより複雑であり、より広範な判断を求められる。UBS AGが変動性にさらされる事業体の持分を有している場合、当該事業体のリターンの変動性に影響を与えることが可能な、当該事業体の関連性のある活動に対するパワーがUBS AGにあるかどうかの検討が行われる。全ての事実と状況を考慮してUBS AGが別の事業体にパワーを有しているか、すなわち、事業体の関連性のある活動に関する意思決定を行う必要がある場合に当該活動を指図する現時点での能力を有しているかを判断する。事業体の目的や設計、コールの権利、プットの権利又は清算権等の契約上の取決め、並びに潜在的な意思決定権などの要因は、この評価を行う際に全て検討される。UBS AGが関連性のある活動に対するパワーを有している場合は、当該パワーを通じて、自らのリターンに影響を及ぼす能力を有しているかさらに評価を行うが、これは、パワーを本人として保有しているのか、あるいは代理人として保有しているのかを評価することにより行う。検討事項は、()意思決定権限の範囲、()他の当事者が保有する権利(解任権や他の参加権を含む。)、()事業体の変動性の合計と比較した変動性(報酬を含む。)に対するエクスポージャー、並びに当該エクスポージャーの他の投資家との相違である。これらの要因の検討後、UBS AGがそのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使することができるとの結論に至った場合、事業体は連結される。

SEを含む子会社は、支配を獲得した日から連結され、支配が終了した日に連結対象から除外される。支配又は支配の喪失は、事実や状況が、支配の存在を認めるのに必要であった要素のうち1つ以上に変更があることを示す場合に再評価される。

詳細については、注記31を参照。

b. ストラクチャード・エンティティ

UBS AGは、顧客が特定のリスク特性を取得したり、当該リスクにさらされたりすること、資金を供給すること又は信用リスクの売買を行うことを可能にするなど、様々な理由でSEを組成するための出資を行い、出資していないSEとの相互関係を有している。SEとは、事業体を誰が支配しているかの判定に際し、議決権又は類似の権利が決定的な要因にならないように事業体が設計されている場合に該当する。このような事業体は通常、限定的な十分に明確化された目的を有しており、これまで特別目的事業体と呼ばれていた事業体や一部の投資信託が含まれる。UBS AGは、事業体の活動の性質及び他の当事者(投資家や独立した役員を含む。)に付与された議決権又は類似の権利の実体を考慮して、事業体がSEであるかを評価する。UBS AGは、事業体を清算する能力や意思決定者を解任する能力等の権利を、その保有者が理由なく当該権利を行使する実質的能力を有している場合に、議決権に類似するとみなしている。このような権利がない場合又はこのような権利の存在が十分に確認できない場合に、当該事業体はSEとみなされる。

UBS AGが関与しているSEの種類は以下の通りである。

- 証券化ストラクチャード・エンティティは、SEが保有する資産を裏付けとして投資家に証券を発行するために設立される。これにより()証券化のエクスポージャーに伴う重大な信用リスクが第三者に移転され、()パーゼルの証券化定義に準拠した証券化ビークルが発行した2つ以上のリスク・ポジション又はトランシェが存在することになる。証券化事業体は全てSEに分類される。
- 顧客投資ストラクチャード・エンティティは、SEが発行した債券を(大部分が期限付きで)購入することにより、顧客が主として特定の資産又はリスク・エクスポージャーに投資するために設立される。当該SEは、UBS AGからの移転により又は外部市場取引を通じて資産を調達することがある。場合によっては、UBS AGはSEとデリバティブ契約を締結し、事業体のキャッシュ・フローを投資家の意図する投資目的に一致させたり、希望する他のリスク・エクスポージャーを導入したりすることがある。一定の場合には、特定のリスクをヘッジするか、又は資産担保による資金調達への参加を行うために、UBS AGは第三者がスポンサーとなっているSEへの関与を有することがある。
- 投資信託ストラクチャード・エンティティは、共同の投資目的を有し、投資運用会社によりパッシブ運用(従って、意思決定者が変動性に実質的な影響を及ぼさない。)又はアクティブ運用され、投資家又はその

支配機関に実質的な議決権又は類似の権利がないものである。UBS AGは多数のファンドを組成し、そのスポンサーになっていることから、変動管理報酬を受けること及び/又は直接投資を通じて当該ファンドへの関与を有する場合がある。さらにUBS AGは、発行済仕組商品をヘッジするために、第三者が組成し、スポンサーとなっている多数のファンド（取引所取引ファンドやヘッジ・ファンドを含む。）に対する持分を有している。

SEを連結しないが、UBS AGがSEに関与している場合やスポンサーとなっている場合は、当該関与やスポンサー活動の性質に関する追加の開示を行っている。

重要な会計上の見積り及び判断

個々の事業体について、上記の連結原則に従って連結の評価を行っている。支配の評価は複雑な場合があり、重要な判断を必要とする。UBS AGの関与の性質や程度は各事業体に独自のものであるため、連結結果は事業体ごとに異なる。同一種類に属していても、連結される事業体もあれば、連結されない事業体もある。連結の評価を実施するにあたり、投資先の性質及び活動等、関連のある全ての事実及び状況、並びに議決権及び類似の権利の実態を考慮する。

詳細については、注記31を参照。

2) セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で4つの事業部門、すなわちグローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成されている。これら4つの事業部門は、コーポレート・センターによるサポートを受けており、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たしている。これら4つの事業部門は、コーポレート・センターとともに当グループの経営上の構造を反映している。内部の経営者向け報告において、4つの事業部門及びコーポレート・センターに関する財務情報は、区分表示されている。

2018年度までは、UBS AGの事業は、世界的規模で5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成され、これらの全ての事業部門がコーポレート・センターによるサポートを受けていた。この5つの事業部門は、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たし、また、コーポレート・センターとともに当グループの経営上の構造を反映していた。コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオは、コーポレート・センター内の独立した報告単位として管理及び報告されていた。内部の経営者向け報告において、5つの事業部門及びコーポレート・センターに関する財務情報は、区分表示されていた。

2018年度より、UBS AGは、ウェルス・マネジメントとウェルス・マネジメント・アメリカズの両事業部門を単一のグローバル・ウェルス・マネジメント事業部門に統合した。グローバル・ウェルス・マネジメントは統合ベースで管理され、単一の業績目標、統合された業務計画及び管理体制を有している。これに合わせて、グローバル・ウェルス・マネジメントの業績は、内部の経営者向け報告において統合ベースで表示され、評価されている。従って、2018年度より、グローバル・ウェルス・マネジメントは、セグメント報告の目的上、事業セグメント及び報告セグメントとしての要件を満たし、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント、インベストメント・バンク及びコーポレート・センターと共に当財務書類に表示されている。UBS AGの事業セグメント及びそれに対応する報告セグメントの構成の変更に伴い、過年度に報告されたセグメント情報は修正再表示されている。当該変更は、認識されたのれんを含め、従前のセグメントに重要な影響を及ぼさない。

詳細については、本注記の11の項及び注記16を参照。

2019年度より、UBS AGは、グループ・トレジャリー部門の活動をグループ資産・負債管理（以下「グループALM」という。）と統合して、統合後の部門名をグループ・トレジャリーとした。また、UBS AGは、コーポレート・センター全体に関する業績のみを開示し、コーポレート・センターに含まれるサービス業務、グループ・トレジャリー並びに非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの各部門の業績については、これらの部門の規模及び資源の消費が大幅に縮小したことを踏まえて、これらの業績を個別には開示しない。過年度の情報は、修正再表示される。

経営者向け報告用の会計方針及びサービス・レベルに関する合意を含むUBS AGの社内の会計方針は、各報告セグメントに直接帰属する収益及び費用を決定する。報告セグメント間の取引は内部で合意済みの価格で実施され、各報告セグメントの業績に反映されている。収益分配契約は、複数の報告セグメントが一連の価値の創出に参与する場合、外部顧客収益を報告セグメント配分するために使用される。手数料は、対応する顧客関係に基づいて報告セグメントに貸方計上される。UBS AGのセグメント間収益の合計は、当該収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。UBS AGの連結持分の運用から稼得した受取利息は、平均有形帰属持分及び通貨構成に基づいて報告セグメントに配分される。報告セグメントの資産及び負債は、コーポレート・センターを通じて資金供給され、同部門により投資されて、利息差額純額が各報告セグメントの業績に反映される。

セグメントの資産は第三者の観点に基づいており、当該資産の額には連結会社間残高は含まれていない。この観点は経営者への内部報告と一致している。コーポレート・センターによって中央管理されている一部の資

産は、対応する費用又は収益の配分とは異なる基準で各セグメントに配分される場合がある。例えば、コーポレート・センターに計上されている一部の資産は、これらの資産に関連する費用又は収益は全体又は部分的に各事業セグメントに配分されている。同様に、一部の資産は各事業部門に報告されているが、対応する費用又は収益は、全体又は部分的にコーポレート・センターに配分されている。

セグメント報告目的で開示されている非流動資産とは、回収されるまで報告日から12ヶ月超と見込まれる資産を表している。ただし、金融商品、繰延税金資産及び退職後給付は含まれない。

詳細については、注記1b及び2を参照。

3) 金融商品

a. 認識

UBS AGは、UBS AGが金融商品に関する契約条項の当事者になった時点で当該商品を認識している。UBS AGは金融商品の通常の売買全てに決済日基準会計を適用している。

UBS AGが譲受人となる取引において、非デリバティブ金融資産の譲渡が譲渡人による認識中止の基準を満たさない場合、UBS AGは譲渡された商品を自己の資産として認識しない。

UBS AGはまた、信託に基づく役割を果たしているため、個人、信託、退職給付制度及びその他の機関の代理として資産の保有又は売却を行う。当該資産は、資産の定義及び認識に関する基準が満たされていない場合、UBS AGの貸借対照表に認識されないことから、関連収益は当財務書類に含まれていない。

デリバティブの清算及び執行サービスに関連する顧客現金残高は、契約上の取決め、規制又は慣行を通じて、UBS AGが顧客現金残高から便益を得ず、もしくは顧客現金残高を管理しない場合には貸借対照表に認識されない。

b. 分類、測定及び表示

全ての金融商品は当初認識時に、公正価値で測定される。その後償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定される金融商品については、当初の公正価値が、直接帰属する取引費用に応じて調整される。

2018年1月1日より適用される方針⁽¹⁾

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産又は純損益を通じて公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定される金融資産として分類される。

負債性金融商品は、以下の両条件を満たす場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的を有する事業モデルの中で保有されていること
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に係る利息の支払いのみ(以下「SPPI」という。)であるキャッシュ・フローが生じること

負債性金融商品は、以下のいずれの条件も満たす場合、FVOCIで測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されていること
- 金融資産の契約条件により、元本残高に対するSPPIに該当するキャッシュ・フローが生じること

その他全ての金融資産はFVTPLで測定される。当該金融資産は、トレーディング目的保有金融資産、公正価値での測定を義務付けられた金融資産及びデリバティブから成る。ただし、当該金融商品がヘッジ関係に指定されている場合を除く。その場合、IAS第39号のヘッジ会計の要求事項が引き続き適用される。

⁽¹⁾ 本セクションにおける会計方針は、IFRS第9号の発効日である2018年1月1日から適用される。

事業モデルの評価

UBS AGは、特定の事業目的を達成するために経営者が決定した金融資産の管理方法を考慮に入れて、事業モデルの目的が金融資産の保有と契約上のキャッシュ・フローの回収であるかなど、事業モデルの性質を判断している。

トレーディング目的で保有する金融資産又は公正価値ベースで管理する金融資産は、関連する事業モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収のため又は契約上のキャッシュ・フローの回収と売却のために金融資産を保有するという目的のいずれも有していない限り、FVTPLで測定される。

UBS AGは、満期まで保有することを目的とするほか、他の当事者への売却又はサブ・パーティシペーションを目的として貸出を実行する。これにより、リスクと経済価値のほぼ全てが移転し、当該貸出金又はその一部の認識が中止されることになる。UBS AGは、満期保有目的の貸付活動と売却又はサブ・パーティシペーション目的の貸付活動は2つの別個の事業モデルであると考えている。前者の金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルにおいて保有されるとみなされ、後者の金融資産は、トレーディング・ポートフォリオに含まれるとみなされる。場合によっては、貸出金又は貸出金の一部について売却又はサブ・パーティシペーションが行われるのか、実行時に特定できないことがあり、また一部の貸出金は、例えばクレジット・デリバティブの利用により、公正価値ベースで管理されることがある。これらの金融資産は、FVTPLでの測定が義務付けられる。

重要な会計上の見積り及び判断

UBS AGは、事業モデルを評価するための適切なレベルを決定するにあたり、判断を行っている。評価は通常、商品レベル(リテール・モーゲージや商業用モーゲージなど)で実施される。評価がより細分化されたレベル(地域別の貸出金ポートフォリオなど)で行われる場合もあり、必要に応じて事業戦略に基づき細分類される。また、金融資産の評価方法及びUBS AGの主要経営者への報告方法、業績に影響を与えるリスク、並びに経営者の報酬体系を踏まえ、詳細な評価が実施される。さらに、UBS AGは、金融商品の売却が事業モデルの評価に与える影響を測定する際にも判断を行う。特に、売却が事業モデルの目的に合致しているか、及びその程度について評価を行う。

契約上のキャッシュ・フローの特性

契約上のキャッシュ・フローがSPPIに該当するか否かを評価する際、UBS AGは、金融商品の契約条件に当該金融商品の契約期間を通じて発生する契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性がある条項が含まれているか否かを検討する。このような条項は、金融商品がSPPI基準を満たすか否かの判断に影響を及ぼす可能性がある。

例えば、UBS AGはパーソナル&コーポレート・バンキング内で、一般的に期限前償還が発生した場合に当事者いずれかへの補償を定めた条項を含むプライベート・モーゲージ契約及び法人向け貸出金のポートフォリオを保有している。UBS AGが支払う又は支払いを受ける補償額は、市場金利の変動による影響を反映している。UBS AGでは、市場金利の変動を補償額に含めることが契約の期限前解約に照らして妥当であると判断しており、契約上のキャッシュ・フローはSPPIに該当することになる。

重要な会計上の見積り及び判断

UBS AGは、金利更改頻度やノンリコース特性など、特定の契約上の特徴が将来のキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼすか、また、貸付契約の期限前解約に伴う補償支払額又は補償受取額がSPPIに該当しないキャッシュ・フローをもたらすかどうかを検討するにあたって、判断を行っている。全ての関連性のある事実及び状況を綿密に分析及び評価した上で、金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払であるかどうかの結論を下す。

当初の認識後、UBS AGは、金融資産及び金融負債を、次の表に記載の通り、IFRS第9号に従って分類、測定及び表示する。

2018年1月1日以降の金融資産の分類、測定及び表示

金融資産の分類	含まれる重要項目	測定及び表示
償却原価で測定	<p>この分類に含まれる資産は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現金及び中央銀行預け金 - 銀行貸出金及び前渡金 - 借入有価証券に係る担保金 - リバース・レポ契約に係る債権 - デリバティブに係る差入担保金 - 住宅モーゲージ及び商業用モーゲージ - 法人向け貸出金 - 担保付貸出金(ロンバード・ローン及び無担保貸出金を含む。) - ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金 - 適格流動資産(以下「HQLA」という。)として保有する負債性証券 	<p>実効金利(以下「EIR」という。)法による償却原価から予想信用損失(以下「ECL」という。)に係る引当金(詳細については、本注記の3c及び3gの項を参照)を控除した価額で測定される。</p> <p>以下の項目は、損益計算書に認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本注記の3cの項に従って会計処理される受取利息 - ECL及び戻入額 - 為替差損益 <p>貸出の実行、借換及び条件緩和並びにローン・コミットメント(UBS AGが特定の貸付関係を結ぶ可能性が高い場合)に係るアップフロント・フィー及び直接費用は繰り延べられ、EIR法により貸出期間にわたって償却される。</p> <p>償却原価で測定される金融資産の認識が中止される場合、利得又は損失は損益計算書に認識される。</p> <p>中央清算機関を通じて清算される取引所取引デリバティブ(以下「ETD」という。)及び一部の店頭(以下「OTC」という。)デリバティブで、日次で決済される、又は実質的に純額ベースで日次で決済される(本注記の3d及び3iの項を参照)ものは、デリバティブに係る差入担保金として表示される。</p>
FVOCIで測定	FVOCIで測定される負債性金融商品	<p>この分類に含まれる主な資産は、負債性証券及びHQLAとして保有する特定の資産担保証券である。</p> <p>公正価値で測定され、未実現利得及び損失は、当該投資の認識が中止されるまで(売却、回収又は処分される時点まで)、税効果後の金額でその他の包括利益に計上される。認識中止の時点で、その他の包括利益の累積残高は損益計算書に振り替えられ、その他の収益に計上される。</p> <p>以下の項目は、損益計算書に認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本注記の3cの項に従って会計処理される受取利息 - ECL及び戻入額 - 為替差損益 <p>損益計算書への認識額は、償却原価で測定される金融資産の場合と同じ基準で決定される。</p>

FVTPLで測定	トレーディング目的保有	<p>トレーディング目的保有金融資産には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 正の再構築コストを有する全てのデリバティブ(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。)、及び - 主として短期的に売却又は買戻しを行う目的で取得したその他の金融資産、又はまとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある、識別された金融商品のポートフォリオの一部であるその他の金融資産。この区分に含まれる例として、負債性金融商品(有価証券、マネー・マーケット・ペーパー並びに売買された法人向け貸出金及び銀行貸出金)及び資本性金融商品が挙げられる。 	<p>公正価値で測定され、公正価値の変動は純損益に認識される。</p> <p>公正価値の変動、当初の取引費用、配当金並びに売却又は償還により実現した利得及び損失は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係るその他の収益純額に認識される。ただし、デリバティブ以外の金融商品に係る受取利息及び受取配当金(詳細については、本注記の3cの項及び注記1bを参照)、ヘッジ会計におけるヘッジ関係の特定の種類においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息、並びに一部の短期及び長期外国為替契約に係るフォワードポイントは例外で、受取利息純額に計上される。</p>
	FVTPLでの測定が義務付けられる資産 - その他	<p>金融資産は、以下に該当する場合、FVTPLでの測定が義務付けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約上のキャッシュ・フローの回収又はキャッシュ・フローの回収と売却のために資産を保有することを目的とする事業モデルにおいて保有されていないこと、及び/又は - 契約条件により、SPPIに該当しないキャッシュ・フローが生じること、及び/又は - トレーディング目的保有でないこと <p>以下の資産は、FVTPLでの測定が義務付けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一部の仕組ローン、一部の商業用貸出金、リバース・レボ契約に基づく債権及び有価証券借入契約に係る担保金で、公正価値ベースで管理するもの - 貸出金のうち、公正価値ベースで管理するもので、クレジット・デリバティブでヘッジされているもの - HQLAとして保有する一部の負債性証券で、公正価値ベースで管理するもの - 一部の保有投資信託及び現金決済型従業員報酬制度の履行義務をヘッジするために保有する資産。当該資産は投資信託に対する持分であることから、入口価格と出口価格が当該信託の資産の公正価値に基づいているため、契約上のキャッシュ・フローはSPPIの基準を満たさない。 - ブローカレッジ債権(残高全体が単一の計算単位として会計処理されるが、利息は個別の構成要素に対して計算されるため、契約上のキャッシュ・フローはSPPIの基準を満たさない。) - オークション・レート証券(金利がレバレッジを含む利率に変更される可能性があるため、契約上のキャッシュ・フローはSPPIの基準を満たさない。) - 資本性金融商品、及び - ユニットリンク型投資契約に基づき保有する資産 	<p>デリバティブ資産(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを含む。)は通常、デリバティブ金融商品として表示される。ただし、日次で決済されるとみなされる、又は実質的に純額ベースで日次で決済されるとみなされる取引所で取引されるデリバティブ金融商品又はOTC清算のデリバティブは例外で、デリバティブに係る差入担保金に表示される。</p> <p>指定された有効なヘッジ手段のデリバティブに係る公正価値の変動の表示方法は、ヘッジ関係の種類によって異なる(詳細については、本注記の3jの項を参照)。</p> <p>トレーディング目的保有金融資産(デリバティブ以外)は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産として表示される。</p> <p>純損益を通じて公正価値での測定を義務付けられるその他の金融資産は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産として表示されるが、ブローカレッジ債権は例外で、UBS AGの貸借対照表上、独立した項目として表示される。</p>

金融負債の分類、測定及び表示

金融負債の分類	含まれる重要項目	測定及び表示
償却原価で測定	<p>この分類に含まれる負債は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 要求払預金及び定期預金 - リテール貯蓄 / 預金 - リバース・レポ契約に基づく債務 - 貸付有価証券に係る担保金 - 仕組債以外の固定利付債券 - 劣後債 - 譲渡性預金、カバード・ボンド - UBSグループAG及びその子会社からの資金調達に係る債務、並びに - デリバティブに係る受入担保金 	<p>EIR法による償却原価で測定される。</p> <p>債務の発行及び組成に関するアップフロント・フィー及び直接費用は繰り延べられ、EIR法により債務の契約期間にわたって償却される。</p> <p>償却原価で測定される金融負債の認識が中止された場合、利得及び損失は損益計算書に認識される。</p> <p>償却原価が適用される負債は貸借対照表上、主に銀行預り金、顧客預金、有価証券ファイナンス取引による債務、償却原価で測定される社債並びにUBSグループAG及びその子会社からの資金調達として表示される。</p> <p>中央清算機関を通じて清算されるETD及び一部のOTCデリバティブで、日次で決済される、又は実質的に純額ベースで日次で決済されるとみなされるもの(詳細については、本注記の3d及び3iの項を参照)から生じる金額は、デリバティブに係る受入担保金として表示される。</p>
<p>純損益を通じて公正価値で測定</p>	<p>トレーディング目的保有</p> <p>トレーディング目的保有金融負債には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 負の再構築コストを有する全てのデリバティブ(一部のローン・コミットメントを含む。)(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。)、及び - UBS AGが第三者に売却したが、保有していない負債性金融商品及び資本性金融商品等の金融商品を引渡す義務(ショート・ポジション) 	<p>FVTPLで測定に分類される金融負債の測定には、FVTPLに測定に分類される金融資産の場合と同じ原則が適用される。ただし、金融負債の公正価値の変動額のうち、UBS AGの自己の信用の変動に帰属する部分は、OCIに表示される。</p> <p>FVTPLで測定される金融負債は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債及び公正価値での測定を指定されたその他の金融負債としてそれぞれ表示されるが、ブローカレッジ債務及び社債は例外で、UBS AGの貸借対照表上、区分表示される。</p> <p>デリバティブ負債(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを含む。)は通常、デリバティブ金融商品として表示される。ただし、日次で決済されるとみなされる、又は実質的に純額ベースで日次で決済されるとみなされる取引所で取引されているデリバティブ金融商品及びOTC決済デリバティブは例外で、デリバティブに係る受入担保金に表示される。</p> <p>区分処理された組込デリバティブは公正価値で測定されるが、償却原価で測定される主契約と貸借対照表上同じ項目に表示される。</p> <p>指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブも公正価値で測定される。公正価値の変動の表示方法はヘッジ関係の種類によって異なる(詳細については、本注記の3jの項を参照)。</p>
	<p>FVTPLでの測定を指定</p> <p>UBS AGでは、以下の金融負債を「FVTPLでの測定を指定」としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 主として株価連動型債券、クレジット・リンク債、金利連動型債券を含む発行済混合負債性金融商品 - 公正価値に基づき管理する発行済負債性金融商品 - レポ契約に基づく一部の債務及び有価証券貸付契約に係る担保金で、関連するリバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金と一緒に管理するもの(2018年1月1日以降) - キャッシュ・フローがFVTPLで測定される金融資産に連動し、会計上のミスマッチを排除するユニットリンク型投資契約に係る未払額(2018年1月1日以降) - ブローカレッジ債権に関連して発生し、測定方法に一貫性を持たせるためにFVTPLで測定されるブローカレッジ債務(2018年1月1日以降) 	

比較対象期間の方針 | 2018年1月1日より前に適用されていた方針

2018年1月1日より前は、当初認識時に、UBS AGは、金融資産及び金融負債をIAS第39号「金融商品：分類及び測定」に従って分類、測定及び表示していた。金融負債に関する分類、測定及び表示に係る要求事項は、実質的にIFRS第9号において保持されており、「2018年1月1日以降の金融商品の分類、測定及び表示」の表に詳細が記載されている。以下の表は、2018年1月1日より前の金融商品の分類、測定及び表示の詳細を記載している。

2018年1月1日より前の金融資産の分類、測定及び表示

金融資産の分類	含まれる重要項目	測定及び表示 ⁽¹⁾
<p>トレーディング目的</p>	<p>トレーディング目的保有金融資産には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 正の再構築コストを有する全てのデリバティブ（指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。）、及び - 主として短期的に売却又は買戻しを行う目的で取得したその他の金融資産、又はまとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある、識別された金融商品のポートフォリオの一部であるその他の金融資産。この区分に含まれる例として、負債性金融商品（有価証券、マネー・マーケット・ペーパー並びに売買された法人向け貸出金及び銀行貸出金）、資本性金融商品、及びユニットリンク型投資契約に基づいて保有する金融資産が挙げられる。 	<p>公正価値で測定され、公正価値の変動は純損益に認識される。公正価値の変動、当初の取引費用並びに売却又は償還により実現した利得及び損失は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係るその他の収益純額（2019年1月1日より前：金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額）に認識される。ただし、デリバティブ以外の金融商品に係る受取利息及び受取配当金（本注記の3cの項を参照）、ヘッジ会計におけるヘッジ関係の特定の種類においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息並びに一部の短期外国為替契約に係るフォワード・ポイントは例外で、受取利息純額に計上される。</p> <p>デリバティブ資産は通常、デリバティブ金融商品として表示される。</p> <p>区分処理された組込デリバティブは公正価値で測定されるが、償却原価で測定される主契約と貸借対照表上同じ項目に表示される。</p>
<p>純損益を通じて公正価値での測定を指定</p>	<p>金融資産は当初の認識時のみ、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定できる。この指定は取消不能である。</p> <p>以下の基準のいずれかを満たす場合のみ、公正価値オプションを適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該金融商品が実質的な組込デリバティブを含む混合金融商品であること。 - 公正価値に基づいてリスクを管理し、経営幹部にもそのように報告されるポートフォリオに組入れられている金融商品であること。 - 公正価値オプションの適用がなければ発生すると思われる会計上のミスマッチを排除するか、又は大幅に低減する場合。 <p>UBS AGは以下の金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公正価値で管理される一部の仕組ローン、リバース・レボ契約及び有価証券借入契約 - 主にクレジット・デリバティブでヘッジされた貸出金。こうした商品は、会計上のミスマッチを排除するため、公正価値での測定が指定される。 - 適格流動資産（以下「HQLA」という。）として保有し、コーポレート・センター・グループ・トレジャーリーが公正価値に基づいて管理している負債証券、及び - 現金決済型従業員報酬制度に係る履行義務をヘッジするために保有する資産。当該資産は、公正価値に基づいて測定される負債があるために生じる会計上のミスマッチの排除を目的として、公正価値での測定が指定されている。 	<p>指定された有効なヘッジ手段のデリバティブに係る公正価値の変動の表示方法は、ヘッジ関係の種類によって異なる（詳細については本注記の3jの項を参照）。</p> <p>トレーディング目的保有金融資産（デリバティブ以外）は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産として表示される。</p> <p>純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産として表示される。</p>

<p>貸出金及び債権 (償却原価)</p>	<p>支払額が固定であるか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における相場価格がなく、信用の悪化以外の理由でUBS AGが当初の純投資のほぼ全額を回収できない可能性のある資産でないもの。この分類に含まれる資産は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現金及び中央銀行預け金 - デリバティブに係る差入担保金 - 住宅モーゲージ及び商業用モーゲージ - 担保付貸出金(リバース・レポ契約、有価証券借入に基づく債権及びロンパード・ローンを含む。)並びに無担保貸出金 - コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ内で保有される一部の有価証券 - 営業債権及びリース債権 	<p>実効金利法による償却原価から貸倒引当金(本注記の3c及び3gの項を参照)を控除した価額で測定される。</p> <p>貸出の実行、借換又は条件緩和並びにローン・コミットメントに係るアップフロント・フィー及び直接費用は繰り延べられ、実効金利法を用いて貸出期間にわたって償却される。</p> <p>貸出金及び債権は、貸借対照表に、主として現金及び中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金、顧客貸出金及び前渡金、有価証券ファイナンス取引による債権及びデリバティブに係る差入担保金として表示される。</p> <p>中央清算機関を通じて清算される取引所取引デリバティブ(以下「ETD」という。)及び一部の店頭(以下「OTC」という。)デリバティブで、日次で決済される、又は相殺の要件を満たす(本注記の3d及び3iの項を参照)とされるものは、デリバティブに係る差入担保金として表示される。</p>
<p>売却可能</p>	<p>売却可能として分類される金融資産は、トレーディング目的保有、純損益を通じて公正価値での測定を指定、又は貸出金及び債権に分類されていないデリバティブ以外の金融資産である。この分類には主にHQLAとして保有し、かつ、コーポレート・センター - グループ・トレジャーが管理する負債証券、コーポレート・センター - グループ・トレジャーが管理する一部の資産担保証券、並びに保有投資信託及び戦略的かつ商業的な株式投資が含まれる。</p>	<p>公正価値で測定され、未実現利得及び損失は、当該投資が売却、回収もしくは処分されるまで、又は減損していると判断されるまで、税効果後の金額でその他の包括利益に計上される(本注記の3gの項を参照)。売却の時点で、その他の包括利益の累積残高は損益計算書に振り替えられ、その他の収益に計上される。</p> <p>受取利息及び受取配当金は、本注記の3cの項に準拠して損益計算書に認識される。為替換算損益の取扱いに係る詳細については本注記の13の項を参照。</p>
<p>満期保有目的</p>	<p>支払額が固定であるか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、UBS AGが満期まで保有する積極的な意思と能力を有するもの。</p> <p>この分類には主にHQLAとして保有し、コーポレート・センター - グループ・トレジャーが管理している負債証券が含まれる。</p>	<p>実効金利法による償却原価から貸倒引当金(本注記の3c及び3gの項を参照)を控除した価額で測定される。</p>

(1) 本表における表示区分は、比較可能性を促進するために、IFRS第9号への移行時に実施したUBS AGの貸借対照表上の表示に対する避及的修正を反映している。

c. 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は、実効金利（以下「EIR」という。）法を適用して損益計算書に認識される。金融商品（信用減損金融商品を除く。）のEIRを算定するにあたって、UBS AGは、当該商品の全ての契約条件を考慮して将来キャッシュ・フローを見積るが、予想信用損失は考慮しない。

受取利息及び支払利息を算定するにあたり、金融資産の帳簿価額総額（金融資産が信用減損している場合を除く。）又は金融負債の償却原価（2018年1月1日より前：金融資産又は金融負債の償却原価）にEIRが適用される。ただし、金融資産が当初認識後に信用減損した場合は、予想信用損失引当金調整後の帳簿価額総額を表す、当該金融商品の償却原価にEIRを適用して受取利息が算定される。さらに、当初認識時に信用減損していた金融資産に係る受取利息については、信用調整後のEIRを当該金融資産の償却原価に適用して算定される。

融資の利用が見込まれるローン・コミットメントの手数料を含むアップフロント・フィー及び直接費用は、償却原価で測定される金融商品又はFVOCI（2018年1月1日より前：売却可能に分類される金融商品）の当初の測定に含まれる。従って、こうした手数料や費用は、当該金融商品の存続期間にわたって、EIRの一部として認識される。

融資の利用が見込まれないローン・コミットメントに係る手数料、及びUBS AGが保有していないシンジケート・ローン部分の手数料又はUBS AGが同等のリスクについて他の参加者と同じ実効利回りで保有しているシンジケート・ローン部分の手数料は、受取報酬及び手数料純額に含まれている。

詳細については、本注記の4の項を参照。

損益計算書上の利息の表示

2018年1月1日より、償却原価で測定される金融商品及びFVOCIで測定される金融資産（2018年1月1日より前：売却可能に分類される金融商品）に係る受取利息及び支払利息は、償却原価で測定される金融商品に係る受取利息及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息並びに償却原価で測定される金融商品に係る支払利息として区分表示されている。

また、UBS AGでは、損益計算書上、一部の短期外国為替契約及び長期外国為替契約に係るフォワード・ポイントを含む、FVTPLで測定される金融商品（デリバティブを除く。）に係る受取利息及び支払利息についても、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息（又は支払利息）として区分表示している。さらに、有効なヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息及び支払利息は、各ヘッジ対象の受取利息及び支払利息と一致するように表示されている。

デリバティブを除く金融資産に係る受取利息は、プラスの場合は受取利息、マイナスの場合は支払利息に含まれる。これは、金融資産に生じるマイナスの受取利息が収益の定義を満たさないことによるものである。同様に、デリバティブを除く金融負債に係る支払利息は、マイナス金利の場合を除き、支払利息に含まれる。金利がマイナスの場合は、受取利息に含まれる。

詳細については、本注記の3jの項及び注記3を参照。

d. 認識の中止

金融資産

UBS AGは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは通常、売却により譲渡され、その結果、購入者が当該資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却もしくは担保に差し入れる実践的な能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分にさらされる場合、貸借対照表において金融資産又は金融資産の一部の認識を中止する。

UBS AGが（ ）金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡した場合、又は（ ）当該資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利は留保するが、1社以上の事業体に当該キャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受けている場合に、金融資産は、譲渡されているとみなされる。

金融資産が担保として差し入れられているか、又は類似の取決めの下にある場合には、取引相手が担保差入資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていれば（例えば、当該資産の売却又は再担保差入を行う取引相手の権利により裏付けられる場合等）、当該金融資産は譲渡されているとみなされる。金融資産の担保差入先である取引相手がキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていない場合、認識中止の目的上、UBS AGは、当該資産は譲渡されていないとみなす。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとし、譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場

合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

一部の店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約及び中央清算機関及び取引所を通じて清算される取引所取引の先物とオプション契約の大部分は、日々の証拠金決済プロセスによって日次で決済されるとみなされる。これは、変動証拠金の支払いや受取が、デリバティブ契約の法的又は経済的な決済を表すためであり、その結果、関連する再調達価額 - 借方及び再調達価額 - 貸方の認識が中止されることになる。

詳細については、本注記の3hの項及び注記25を参照。

金融負債

UBS AGでは、金融負債が消滅する場合、すなわち、契約中に特定された債務が免責されたか、取消されたか、又は失効した時に、貸借対照表における当該金融負債の認識を中止している。既存の金融負債が同一の貸手からの著しく異なる条件による新たな金融負債と交換された場合、又は既存の負債の条件が大幅に変更された場合に、そのような交換又は変更は、従前の負債の認識の中止及び新しい負債の認識となる。それぞれの帳簿価額の差異は、損益計算書に認識される。

e. 有価証券貸借及びレボ/リバース・レボ取引

有価証券貸借取引及びレボ/リバース・レボ取引は、通常、担保付で締結される。こうした取引においては、通常UBS AGは、有価証券又は現金の担保と引き換えに、持分証券及び負債証券を貸借する。

このような取引は、譲渡した/受領した有価証券について貸借対照表上、認識の中止も認識も行わない有担保ファイナンス取引として処理される。転売及び再担保差入をする権利を有する譲渡した/受領した有価証券は、個別に開示される。

リバース・レボ契約及び有価証券借入契約の場合、現金差入額は認識が中止され、経過利息を含めた対応する受取債権は、貸借対照表上、UBS AGの返金を受ける権利を表す有価証券ファイナンス取引による債権として計上される。同様にレボ契約及び有価証券貸付契約の場合、現金受取額が認識され、経過利息を含めた対応する義務は、有価証券ファイナンス取引による債務として計上される。さらに、リバース・レボ取引又は有価証券借入取引で受け取った有価証券の引渡しにより決済される有価証券の売却では、通常それを機にトレーディング負債が認識される。

同一の取引相手、満期、通貨及び証券集中保管機関を有するレボ取引及びリバース・レボ取引は通常、本注記の3iの項に記載した相殺の要件を満たすことを条件として、相殺して表示される。

詳細については、注記26及び25を参照。

f. 金融商品の公正価値

UBS AGは、資産及び負債の大部分を公正価値で会計処理している。公正価値とは、測定日において、主要な市場、又は主要な市場がない場合は、最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格である。

公正価値で測定される金融商品は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。レベル1の金融商品は、活発な市場における相場価格から公正価値を算出できるものである。レベル2の金融商品は、評価技法を用いて公正価値を算出しなければならないもので、全ての重要なインプットが観察可能な市場データであるか、又はそのデータに基づいている場合である。レベル3の金融商品は、観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを用いた評価手法によってしか公正価値の算出ができないものである。

重要な会計上の見積り及び判断

金融商品の公正価値評価における評価技法の使用、モデルの仮定条件及び観察不能な市場インプットの見積りは、重要な判断を必要とし、特定のポジションに計上される利得又は損失の金額に影響を及ぼす可能性がある。観察不能なインプットに大きく依存する評価技法は、全て観察可能なインプットに基づく評価技法と比べて、本質的により高度な判断が必要となる。

公正価値の算定に用いられる評価技法（モデルを含む。）は、当該評価技法を作成した者から独立した適格な人員による定期的な見直し及び検証を受ける。モデルは、アウトプットが観察可能な市場データをできる限り反映するように調整される。また、UBS AGは、入手可能な場合、観察可能なインプットを観察不能なイン

プットに優先して使用する。適切なモデルや、観察可能なデータを容易に入手できないインプットの選択には判断が要求される。

公正価値の測定に対するUBS AGのガバナンスの枠組みについては、注記24bに記載されている。

見積りの作成や仮定の選択に伴う主観性の度合い及び経営者の判断の程度は、専門的かつ高度なモデルを使用して評価される金融商品や、パラメーターのインプットの一部又は全ての観察可能な水準が低く（レベル3の金融商品）、市場参加者が公正価値を見積る際に考慮するものとされる要因（取引解消費、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、資金調達のコストと便益、取引制限及び注記24dに記載のその他の要因）を反映するように調整することが必要となる場合がある金融商品においてより重要な意味を有する。UBS AGは、レベル3金融商品の重要な観察不能なインプットを、注記24gの合理的に可能な代替的仮定へ変更することから生じると推定される影響の感応度分析を行っている。

詳細については、注記24を参照。

g. 予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金

2018年1月1日より適用される方針⁽¹⁾

予想信用損失（以下「ECL」という。）は、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証並びにローン・コミットメントについて認識される。ECLはまた、リボルビング取消可能信用枠（UBS AGのクレジット・カード限度額及びスイスの市場で法人顧客及び商業顧客向けとして一般的なマスター信用枠を含む。）の未実行部分にも認識される。UBS AGでは、両者は「その他の信用枠」と呼ばれ、顧客は要求払残高を引き出すことが認められており（スイスのマスター信用枠でも、ターム商品が可能である）、UBS AGはいつでも終了することができる。こうしたその他の信用枠は取消可能であるが、UBS AGが信用リスクの軽減措置を講じる前に、顧客は資金を引き出すことができるため、UBS AGは信用リスクにさらされている。

⁽¹⁾ 本セクションにおける会計方針は、IFRS第9号の発効日である2018年1月1日から適用される。

予想信用損失の認識

ECLは、契約上のキャッシュ・フローとUBS AGが受け取ると予想するキャッシュ・フローの差額を、EIRにより割り引いたものである。ECLの適用範囲に含まれるコミットメント及びその他の信用枠については、将来の予想実行額を考慮して、キャッシュ・フロー不足見込額が算定される。

ECLは、以下に基づき認識される。

- 最大12ヶ月間のECLは当初の認識時から認識される。当該ECLは、報告日後12ヶ月以内にデフォルトが発生した場合に生じる残存期間の資金不足部分を、デフォルトの発生リスクで加重したものである。この区分の金融商品はステージ1の金融商品と呼ばれる。満期までの残存期間が12ヶ月に満たない金融商品のECLは、12ヶ月より短い当該期間について算定される。
- 金融商品の当初の認識後に信用リスクの著しい増加（「以下「SICR」という。」）が認められる場合には、全期間ECLが認識される。当該ECLは、金融商品の予想残存期間にわたって起こり得る全てのデフォルト事由から生じる残存期間のキャッシュ・フロー不足を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。この区分の金融商品はステージ2の金融商品と呼ばれる。SICRが観察されなくなった場合は、当該金融商品はステージ1に戻る。
- 信用減損金融商品については、全期間ECLが常に認識され、ステージ3の金融商品と呼ばれる。IFRS第9号の下で金融商品が信用減損しているか否かの判定は、一つ又は複数の損失事象の発生に基づく。全期間ECLは通常、選択した回収戦略を基に、予想キャッシュ・フローを見積ることにより導出される。信用減損エクスポージャーには、損失が発生していないポジションや引当金が認識されていないポジションが含まれることがあるが、これは例えば、当該ポジションが担保により全額回収可能であると予想されるためである。
- 購入した又は組成した信用減損（以下「POCI」という。）についても、当初の認識以降の全期間ECLの変動が認識される。POCI金融資産は当初、公正価値で認識され、その後生じる受取利息は、信用調整後のEIRに基づいて認識される。POCI金融商品には、大幅な条件緩和後に新たに認識されたものが含まれ、認識の中止まで別の区分にとどまる。

UBS AGは、信用リスクの著しい増加が発生したか否かに関係なく、リース債権や報酬債権に全期間ECLを認識することが可能な低信用リスク向けの簡便法を適用していない。その代わりに、UBS AGはリース債権及び報酬債権を標準的なECLの計算に組み込んでいる。

金融資産の全部又は一部が回収不能になった又は免除されたと判断された場合に、償却が行われる。償却により、債権の元本が減額され、過年度に設定した評価性引当金を取り崩される。過年度の償却額の一部又は全額が回収されると、*信用損失（費用）* / 戻入に貸方計上される。償却及び部分償却は認識中止事由 / 部分的認識中止事由を表す。

ECLは純損益に認識され、対応するECLに係る評価性引当金は、償却原価で測定される金融資産の帳簿価額の減少として貸借対照表に計上される。OCIを通じて公正価値で測定される金融資産については、帳簿価額は減額されないが、累計額がOCIに認識される。オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠については、ECLに係る負債性引当金が引当金に計上される。ECLは、損益計算書の*信用損失（費用）* / 戻入に認識される。

デフォルト及び信用減損

UBS AGは、リスクのモデル化の目的上、資産を分類し、債務者のデフォルト確率を決定する際に、単一のデフォルトの定義を適用する。デフォルトの定義は、定量的及び定性的な基準に基づいている。取引相手先が、利息、元本又は報酬の重大な支払いを90日以上（パーソナル&コーポレート・バンキングの個人顧客及び商業顧客並びにグローバル・ウェルス・マネジメント・リージョン・スイスの個人顧客に関連する一部のエクスポージャーに関しては180日以上）延滞した場合に、取引相手先はデフォルトとして分類される。UBS AGは、90日基準を厳格に適用することが固有の信用リスクを正確に反映しないことを実証したキュア・レートの分析に基づき、後者のポートフォリオについては、一般的な90日というデフォルト認識の推定が適切でないと考えている。また、破産、倒産手続きもしくは強制清算が開始された場合、債務が優遇条件（支払猶予）で条件緩和された場合、又は担保に頼らないと支払義務が完全には履行されないというその他の証拠がある場合も、取引相手先はデフォルトとして分類される。最後のケースでは、現時点まで、全ての契約上の支払いが期日に行われていたとしても、デフォルトとされることがある。取引相手先がデフォルトに陥った場合、一般的に、当該取引相手先に対する債権全てがデフォルトとして扱われる。

取引相手先がデフォルトに陥った場合、及び/又は金融商品がPOCIと識別された場合、当該金融商品は信用減損に分類される。金融商品が、発行体のリスク事由発生後に帳簿価額から大幅に割り引かれた価額で購入された場合や、金融商品がデフォルトに陥った取引相手先で組成されたものである場合に、金融商品はPOCIとされる。金融資産がデフォルト/信用減損（POCIである場合を除く。）に分類されると、ステージ3の金融商品として報告され、過去の延滞額が全て精算され、また、その後の支払いも期限内に行われ、ポジションが信用の再構築に分類されず、さらに信用回復の一般的な証拠が存在しない限り、当該金融資産の分類はそのまま変更されない。ステージ1又は2に戻ることができるまで、3ヶ月の猶予期間が適用される。しかし、大部分の金融商品がより長い期間ステージ3にとどまる。

予想信用損失の測定

IFRS第9号のECLは、報告日から最大12ヶ月間又は金融商品の残存期間を通じて生じるデフォルト事由に起因する損失予想に基づいた偏りのない、確率加重された見積りを反映している。個々に、偏りがなく、確率加重されたECLの計算に使用される手法は、以下の主要な要素の組合せに基づいている。すなわち、デフォルト確率（以下「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）及びデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）である。一般的に、パラメーターは、個々の金融資産レベルで決定される。スイスのクレジットカード・エクスポージャー及び個人口座の当座借越並びにグローバル・ウェルス・マネジメント・リージョン・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーに対する特定の貸出金については、ポートフォリオの重要性に基づき、ポートフォリオ全体の平均PD及び平均LGDを導出するポートフォリオ・アプローチが適用される。主要なポートフォリオのECLを計算するのに使用されるPD及びLGDは、ポイント・イン・タイム（以下「PIT」という。）に基づいており、現在の状況と予想される周期的変動の両方を考慮する。各金融商品又は金融商品のグループに対し、信用リスク・エクスポージャーの各期間を考慮して、当該金融商品のPD、LGD及びEADの各プロファイルから成る時系列パラメーターが作成される。重要性のあるポートフォリオについては、PDとLGDは4つの異なるシナリオについて算定されるが、EADの予測はシナリオに依存しないものとして取り扱われる。

ECL関連のパラメーターを決定する目的で、UBS AGは、バーゼル の枠組み及び第2の柱のストレス損失モデルに基づいて予想損失（以下「EL」という。）及びリスク加重資産を決定する際にも使用される、第1の柱の内部格付(IRB)モデルを活用している。これらのモデルに調整が加えられ、新しいIFRS第9号関連モデルが開発された。当該モデルは、関連するポートフォリオの複雑性、構造及びリスク特性を検討するとともに、ECLの計算に使用されるPDとLGDは、対応するバーゼル のサイクル（以下「TTC」という。）パラメーターとは対照的に、PITベースのパラメーターに基づいているという事実も考慮に入れている。予想信用損失の測定に関連する全てのモデルが既存のモデル検証及び監視プロセスの対象となる。バーゼル の目的における取引相手先の内部格付けの割り当てやデフォルト確率の決定は、IFRS第9号によるECLの計算によって影響を受けない。

デフォルト確率(PD)：PDは、特定の期間にわたるデフォルトの確率を示すものである。12ヶ月PDは今後12ヶ月間のデフォルトの確率を表し、全期間PDは金融商品の残存期間にわたるデフォルトの確率を表す。全期間PDの計算は、TTC PDとシナリオ予測から導出された一連の12ヶ月PIT PDに基づいている。このモデルは、地域、業界及び顧客セグメントに固有のものであり、マクロ経済のシナリオに依存する情報と顧客固有情報の両方を検討する。シナリオごとの累積全期間PDを導出するために、一連の12ヶ月PIT PDは、以前の期間からのあらゆるデフォルト事由の予想を考慮に入れて、マージナルPIT PDに変換される。

デフォルト時損失率(LGD) : LGDは、金融商品の存続期間中に潜在的なデフォルトが発生した時点での損失推定値を示すものである。LGDの算定は、担保及びその他の信用補完による見積将来キャッシュ・フロー、又は無担保債権に係る破産手続きからの予想支払額、並びに、該当する場合、担保の実現までの期間及び債権の優先順位を考慮に入れて行われる。LGDは通常、EADに対する割合で表される。

デフォルト時エクスポージャー(EAD) : EADは、金融商品の存続期間中に潜在的なデフォルトが発生した時点での信用リスクに対するエクスポージャーの推定値を示すものである。このEADは、予想される返済、利払い及び未収計上を考慮し、EIRで割り引いたデフォルト時の残存キャッシュ・フローを表す。融資枠の将来の実行は、過去の貸出実行及びデフォルトのパターン並びに各ポートフォリオの特性を反映した信用変換係数(以下「CCF」という。)によって検討される。ECL特有のCCFは、バーゼル基準特有の要素(すなわち保守主義)を排除した上で、顧客セグメントと製品固有のパターンを捕捉し、デフォルト前の12ヶ月の期間に重点を置くようにモデル化されている。

予想信用損失の見積り

シナリオの数及びシナリオ加重の見積り

確率加重されたECLの算定には、特にマクロ経済的要因に関する仮定の見積りに対する非線形的影響をモデル化するために、多様で関連性のある一連の将来の経済状況を評価する必要がある。

UBS AGは、この要求事項に対応するため、ECLの算定に、アップサイド、ベースライン、マイルド・ダウンサイド及びシビア・ダウンサイドという4つの異なる経済シナリオを使用している。各シナリオは、独自のシナリオ説明で表される。当該シナリオ説明は、主要ポートフォリオの経済リスクへのエクスポージャーを考慮すると、関連性のあるものであり、このシナリオ説明に応じて、一貫性のあるマクロ経済的変数が決定される。これらの変数は、トレンドを上回る経済成長から深刻な経済不況まで多岐にわたる。ベースライン・シナリオは、UBS AGの事業計画を策定するために使用された経済及び市場の仮定と整合している。シナリオ加重評価プロセスにインプットを提供するために計量経済モデルが用いられ、過去に観測されたGDP成長率のトレンドの成長率からの乖離が代表的なものである場合には、各シナリオに使用されたGDP予測が具現化する可能性の最初の兆候を示す。このようなGDPの過去の推移に係る分析には基礎となる経済的又は政治的な要因が含まれないため、経営者は、モデル・アウトプットを、現状及び将来の予測と関連付け、最終的なシナリオ加重を決定するために重要な判断を行う。算定した加重は、選択された特定の説明が関連するマクロ経済的変数と合わせて具現化する確率ではなく、それぞれのマクロ経済状況が発生する確率の構成要素となる。

マクロ経済的要因及びその他の要因

シナリオ決定の一環としてモデル化されるマクロ経済的要因、市場的要因及びその他の要因の範囲は広く、主要な要因の特定を裏付けるために過去の情報が用いられる。予測期間が長くなるにつれて、情報を得られる可能性が低下し、判断の度合いが増大する。景気サイクルの影響を受けるPD及びLGDを算定するために、UBS AGは、関連性のある経済的要因を3年間にわたって予測し、より長期の予測については、その後一定の期間をかけて、景気サイクルに対して中立なPD及びLGDに戻した。

ECLの計算に関連のある要因は、エクスポージャーの種類によって異なり、信用サイクル指標モデルの開発過程において、専門家による判断と密接に連携して決定されている。一部の变数は、モーゲージ・ローンに対する住宅価格指数のように、特定の種類のエクスポージャーにのみ関連していることがあるが、他の変数は、全てのエクスポージャーのECLの計算に重要な関連性を有している。通常、地域や顧客セグメントの特性が勘案され、UBS AGの主要なECL関連ポートフォリオを考慮してスイスと米国に特に重点が置かれている。

以下の将来予測に関するマクロ経済的変数が、UBS AGにおけるECLの計算において最も関連性のある要因である。

- 借り手の業績に重要な影響を及ぼすGDP成長率
- 不動産担保評価に重要な影響を及ぼす住宅価格指数
- 個人顧客の契約上の義務の履行能力に重要な影響を及ぼす失業率
- 取引相手先の債務返済能力に重要な影響を及ぼす金利
- 企業の業績、個人顧客の購買力及び経済的安定性に全体的に関連している消費者物価指数
- 当行の法人格付ツールの重要な要素の一つである株式指数

ECLの計算に使用される将来予測に関するマクロ経済の仮定は、UBS AGのエコノミスト、リスク手法担当者及び信用リスク担当者によって開発されている。仮定とシナリオは、シナリオ委員会と運営委員会による検証及

び承認を受けており、事業計画の策定過程を含め、将来予測に関する情報がUBS AG全体で一貫して使用されることを目的とするものである。ECLのインプットは、少なくとも四半期ごとにその妥当性についてテストと再評価が行われ、必要に応じて適切な調整が加えられる。

シナリオの策定、レビュー・プロセス及びガバナンス

特定の説明、ECL見積り上の加重並びに主要なマクロ経済的要因及びその他の要因を含め、シナリオ選択の全ての側面が、正式なガバナンス及び承認プロセスの対象となっている。

グループ・リスク・コントロールに所属するエコノミストのチームは、幅広い専門家（特に、リスク専門家及びその他の社内エコノミスト）が関与する確立されたリスク識別及び評価プロセスを通じて入手した情報を考慮して、基本的な分析を実施する。そのうえで、発生可能性の高い重要なリスクが、シナリオ選定プロセスに反映される。説明を策定した後、ケースの深刻度及び相互依存性と整合する重要なマクロ経済的要因が決定される。

シナリオ、その加重並びに重要なマクロ経済的要因及びその他の要因は、各部署のシニア・クレジット・オフィサー及びグループ・リスク・コントロールの代表者から構成されるシナリオ委員会の委員による重要な評価の対象となっている。レビューの重要な側面は、選定されたシナリオが関連するポートフォリオの脆弱性をどの程度反映しているか、選定されたシナリオのPIT PD及びLGDの値への変換が信用リスク担当者の期待に合致しているか、また、特定の信用リスクに係る懸念に体系的に対応することができず、ステージへの割当及びECLに係る評価性引当金について専門家に基づくオーバーレイが求められるようなエクスポージャーが存在するか、という点である。これは、将来予測に関する情報がUBS AG全体で一貫して使用されること、及び事業計画プロセスとの整合性も確保する。

運営委員会は、グループ・コントローラー及びチーフ・アカウンティング・オフィサー並びにリスク・チーフ・オペレーティング・オフィサー及びグループ・チーフ・リスク・モデル・オフィサーが共同で議長を務めており、各部門のチーフ・リスク・オフィサー、各部門のチーフ・ファイナンシャル・オフィサー、並びにコーポレート・センターを代表してリスク及び財務のシニア担当者から構成されている。これらのメンバーは、シナリオ委員会からの提案をレビューし、最終的なシナリオ及び要因の選択、並びにポートフォリオにおける特定のリスク要素に関連する、又は特定された改善されていない技術上の欠陥（モデル更新、データの品質等）が原因の一時的な問題に対応するために必要となり得る専門家に基づくオーバーレイを承認する。

UBS AGのモデル・ガバナンス・フレームワークにおける最高の機関であるグループ・モデル・ガバナンス委員会、運営委員会による決定を承認する。

ECL測定期間

全期間ECLの算定期間は、UBS AGが信用リスクにさらされる最大契約期間に基づいており、契約上の期間延長、解約及び期限前償還のオプションを考慮に入れている。取消不能のローン・コミットメント及び金融保証契約の測定期間は、UBS AGが信用供与義務を負う最大契約期間を表している。

さらに、一部の金融商品には、UBS AGがリスク軽減措置を講じる前に顧客が資金を引き出すことができるため、契約解除権が存在していても、UBS AGの信用リスクに対するエクスポージャーが契約通知期間に限定されないことになる要求払貸出金及び取消可能な未使用コミットメントの両方が含まれる。このような場合、UBS AGは、信用リスクにさらされる期間を推定する必要がある。こうした状況は、UBS AGのクレジット・カード限度額にも当てはまる。UBS AGのクレジット・カード限度額は、契約上の満期日が定められておらず、要求に応じて償還可能で、使用部分と未使用部分が一つの単位として管理される。UBS AGのクレジット・カード限度額から生じるエクスポージャーは重要ではなく、ポートフォリオ・レベルで管理されており、残高が期限を超過した時点でクレジット・アクションが発生する。UBS AGが信用リスクにさらされている期間の代替として、クレジット・カード限度額には7年のECL測定期間が適用され、ステージ1の残高については、12ヶ月で上限が設定されている。

スイスの企業向け市場において一般的なマスター・クレジット契約にも、要求払貸出金及び取消可能な未実行コミットメントが含まれている。中小企業向け融資枠では、リスクに基づくモニタリング(以下「RbM」という。)手法が実施されている。これは、継続的に更新されるリスク指標の組合せに基づいて、個々の融資枠レベルで、マイナスのトレンドをリスク事象として重視するものである。リスク事象が生じると、リスク担当者による追加のクレジット・レビューが行われ、情報に基づいた信用判断を行うことができる。大企業向け融資枠はRbMの対象とならないが、少なくとも年1回、正式なクレジット・レビューによって見直される。UBS AGはこ

うした信用リスクの管理実務を評価し、RbM手法と正式なクレジット・レビューの両方を、融資枠の再組成となる実質的なクレジット・レビューとみなしている。その後、UBS AGが信用リスクにさらされる期間の適切な代替として、両方の種類の融資枠に報告日から12ヶ月の測定期間が用いられ、SICRを評価するためのルックバック期間としても常に各報告日からの12ヶ月が用いられる。

信用リスクの著しい増加

ECLの対象となる金融商品は、継続的にモニタリングされている。最大12ヶ月ECLを引き続き認識することが適切であるかを判断するため、金融商品の当初認識以降にSICRが発生しているかどうかの評価される。評価基準は、定量的な要因と定性的な要因の両方を含む。UBS AGは、報告日に信用リスクが低い金融商品についてはSICRテストは要求されないという簡便法を使用しない。

UBS AGは主に、2つの異なる日付で算定された、金融商品の年間の将来予測とシナリオ加重後の全期間PDを比較することにより、金融商品のデフォルト・リスクの変化を定量的に評価している。ここでいう2つの異なる日付とは、以下を指す。

- 報告日
- 金融商品の開始日

いずれの場合も、各PDは金融商品の残存期間、すなわち報告日から満期日までの期間について算定される。UBS AGの定量的モデルに基づき、信用リスクの増加が設定基準値を超えると、SICRが発生したと見なされ、当該金融商品はステージ2に移行されるとともに、全期間ECLが認識される。

適用される基準値は、借り手の当初の信用の質によって異なる。取引相手先の信用の質が良好であるため、契約開始時のデフォルト確率が低い金融商品のSICR基準値は、契約開始時のデフォルト確率が高い金融商品よりも高い水準に設定される。このことは、当初のデフォルト確率が低い金融商品では、当初のPDが高い金融商品と比べて、SICRを発生させるのに比較的大きな信用の質の低下が必要となることを意味する。PDの変化に基づくSICRの評価は、個々の金融資産レベルで行われる。以下の「SICR基準値」の表には、同じPD値の乗数を含む金融商品の格付けの引き下げで表される年換算の残存期間PIT PDの乗数であるSICRトリガーと、対応する金融商品の組成時の格付けについての大まかな概要が記載されている。この簡易表示は、当報告書の「リスク管理及び統制」セクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）の「信用リスク」にある「UBS AGの内部格付スケール及び外部格付けへのマッピング」で開示されている内部格付けと整合している。適用される実際のSICR基準値は、表に示された各値間に補間されるより細分化されたレベルで定義される。

SICR基準値

金融商品の組成時の内部格付け	格付けの引き下げ / SICRトリガー
0 - 3	3
4 - 8	2
9 - 13	1

銀行の内部格付システムに関する詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」セクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）を参照。

デフォルト確率に基づくSICRの評価に関係なく、契約上の支払いを30日を超えて延滞すると、金融商品の信用リスクが著しく増加したとみなされる。一部の重要性の低いポートフォリオ（特にスイスのクレジットカード・ポートフォリオやグローバル・ウェルス・マネジメント・リージョン・アメリカズにおけるファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金など）では、この30日延滞基準がSICRの主たる指標として用いられる。金融商品が30日延滞基準によりステージ2に移行された場合、ステージ1への再移行が可能となるまでの期間は最低6ヶ月であるが、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びグローバル・ウェルス・マネジメント・リージョン・スイス事業部門の金融商品で、延滞期間が90日と180日の間のものであり、かつステージ3に分類変更されていないものについては、ステージ1への再移行が可能となるまでの期間は1年間となる。

さらに、個々の取引相手先固有の指標、信用リスクに関する外部市場の指標又は全般的な経済状況に基づき、取引相手先は、ウォッチリストに加えられることがある。当該リストは、SICRの二次的な定性的指標、す

なわちステージ2への移行のため使用されるものである。また、例外管理も適用され、同一の信用リスク特性を共有するエクスポージャーに対し、他の方法では十分に反映されない特定の状況を考慮の上、個別に又は一括して調整を行うことができる。当初の認識以降、SICRがデフォルト確率の変動又はウォッチリスク項目以外の基準で判定されている金融商品は、ステージ2のトリガー事由解消後少なくとも6ヶ月間、ステージ2にとどまる。

通常、全般的なSICR判定プロセスは、ロンバード・ローン、有価証券ファイナンス取引及びその他一部の資産に基づく貸出取引には適用されないが、これは、厳格な証拠金の要求事項（数日以内に担保の引渡しを義務付ける場合が多い）に即した日次のモニタリング・プロセスを含むリスク管理実務が採用されていることによる。マージン・コールが満たされない場合、ポジションは手仕舞いされ、ステージ3のポジションに分類される。例外的な状況では、特定の事実を考慮の上、個別の調整やステージ2への移行を行う場合がある。

信用リスク担当者は、金融商品のステージへの割当に関して、信用リスクが増加した貸出金については、会計目的におけるSICRの識別は、内部の信用リスク管理プロセスと一部の側面において異なっていることを反映するよう確保する責任がある。この主な理由は、ECL会計の要求事項は金融商品固有のものであるため、借り手が異なるステージに割り当てられる複数のエクスポージャーを有する可能性があり、また、満期が到来するステージ2の貸出金は、契約更改時における実際の信用リスクに関係なく、契約更改時にステージ1に移行する。リスク・ベース・アプローチにおいては、包括的な取引相手先の信用評価及び所与の日付におけるリスクの絶対水準に基づき、必要となるリスク軽減措置が決定される。

詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」セクション（訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション）を参照。

重要な会計上の見積り及び判断

ECLの計算には、経営者による重要な判断並びにその時点で重要な不確実性を伴う見積り及び仮定が必要となる。これらの見積りや仮定が変更されると、ECLの認識時期及び金額に重大な変更をもたらす可能性がある。

信用リスクの著しい増加の決定

IFRS第9号には、SICRの構成要素に関する定義は含まれていない。UBS AGでは、当初の認識以降にSICRが発生したか否かの評価を、合理的かつ裏付け可能な、将来予測に関する定性的情報及び定量的情報に基づいて行っており、経営者の重要な判断が含まれる。判定基準をより厳格にすると、ステージ2に移行する金融商品の数が大幅に増加する可能性がある。SICR手法並びに四半期ごとに行われる可能性のある変更及び決定を検討し、その正当性を確認するためにIFRS第9号運営委員会が設置されている。

シナリオ、シナリオ加重及びマクロ経済的要因

ECLは、UBS AGが起こり得る結果の範囲を評価することによって算定した、偏りのない、確率加重された金額を反映している。経営者は、将来予測に関するシナリオを選択し、適用される各加重の適合性を判断する。各シナリオは、マクロ経済的要因、市場的要因及びその他の要因による将来の経済状況についての経営者の仮定に基づいている。シナリオや加重の変更、それに伴う一連のマクロ経済的変数と、予測期間における当該変数に係る仮定の変動は、ECLに重要な影響を与えるものとされる。運営委員会に加えて、IFRS第9号シナリオ委員会が設置され、シナリオ選択と加重の導出及び検討、並びにその選択と加重についての正当性の確認を行っている。

ECL測定期間

全期間ECLは通常、取引の契約上の満期に基づいて算定され、ECLに重要な影響を与える。従って、ECLの計算は、事業上の意思決定によって生じる契約上の満期の延長、消費者行動及びステージ2のポジションの数の増加に敏感である。さらに、クレジット・カードの限度額及びスイスの償還可能なマスター・クレジットの枠については、UBS AGが、信用リスクにさらされる期間を決定しなければならないため、判断が必要となる。クレジット・カードの限度額には7年(ステージ1のポジションについては最大12ヶ月)、マスター・クレジットの枠については12ヶ月の期間が適用されている。

モデル化及び経営者による調整

ECLを計算するために多くの複雑なモデルが開発又は改良され、経営者による追加の調整が必要とされている。取引相手先の内部格付けの変更、新規又は改訂後のモデル及びデータの変更は、ECLに重要な影響を及ぼす

可能性がある。これらのモデルは、独立した検証の保証を目的とした、UBS AGのモデル検証統制部門によって管理され、グループ・モデル・ガバナンス委員会（以下「GMGB」という。）による承認を受ける。経営者による調整は、IFRS第9号運営委員会により承認され、GMGBにより承認される。

UBS AGは、シナリオ選定、シナリオ加重及びSICRトリガー・ポイントのECL測定への影響に関する感応度分析を、注記23gで提供している。

比較対象期間の会計方針^(注)2018年1月1日より前に適用されていた会計方針

債権は、損失事象が当初の認識後に発生し、かつ、当該損失事象が、信頼性をもって見積ることができる将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすことを客観的な証拠が示している場合に、減損しているとして信用損失に係る評価性引当金又は負債性引当金が認識される（発生損失アプローチ）。UBS AGでは、発行体又は契約相手先の信用力が低下した結果、当初の契約条件による債権に基づく金額を、UBS AGが全額は回収できない場合に、債権が減損していると判断する。「債権」とは、償却原価で測定される貸出金もしくは債権、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。

信用損失に係る評価性引当金は、金融資産の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する信用損失に係る負債性引当金は、引当金として計上されている。信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金の変動は信用損失（費用）/戻入として認識されている。

重要な会計上の見積り及び判断

信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金は、契約相手先別に個別に及び集散的に評価される。減損損失の時期と金額について仮定する際に判断が行われる。

契約相手先別に評価される評価性引当金及び負債性引当金

貸出金は、客観的証拠が貸出金の減損の可能性を示す場合に、減損について個別に評価される。個々の信用エクスポージャーは、借主の全般的な財政状態、財源及び支払記録、契約上の保証人からの援助見込み、及び該当する場合には担保の実現可能価額を基礎に評価される。貸出金の減損損失は、当該金融資産の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する額である。見積回収可能価額は、貸出金の当初の実効金利を使用して計算した、条件緩和又は担保の清算から生じる金額を含む予想将来キャッシュ・フローの現在価値である。変動利付貸出金の場合、回収可能価額を計算するために使用する割引率は現在の実効金利である。減損発生時、受取利息は、当初の実効金利を貸出金の減損後の帳簿価額に適用して計上される。

全ての減損後の貸出金は、少なくとも毎年1回、見直され、分析される。過去の見積りと比較した場合の、予想将来キャッシュ・フローの金額及びタイミングのその後の変動は、評価性引当金及び負債性引当金の変動をもたらす。信用損失(費用)/戻入が計上される。減損引当金は、当該金融商品の当初の契約条件に基づく元本及び利息、又は同等の額の適時の回収が合理的に保証される程度まで、信用度が改善されている場合のみ、戻入される。金融資産の全部又は一部が回収不能であると考えられる場合、又は免除される場合、当該部分は償却される。償却により債権の元本は減少し、過去に計上された信用損失に係る評価性引当金が取崩される。過去に償却済の債権の一部又は全部が回収された場合、信用損失(費用)/戻入に貸方計上される。

集散的に評価される評価性引当金及び負債性引当金

集散的に評価される引当金は、過去の損失実績や現在の状況を考慮して、類似の信用リスク特性を有するポートフォリオに対して計算される。使用される手法及び仮定は、損失見積額と実際の損失実績との差異を低減するために定期的に見直される。UBS AGはまた、全てのポートフォリオについて、減損が生じる恐れがあるが、契約相手先のレベルでは即時に観察できない予測不可能な進展の有無も評価する。特定事象の発生を起因とする集散的に評価される信用損失に係る評価性引当金が必要か否かを判断するために、UBS AGは、世界的な経済要因を考慮して、最も脆弱な国と産業を評価する。引当金を貸出金ごとに配分できないため、貸出金は減損しているとみなされず、また利息も、契約条件に従って貸出金ごとに未収計上される。個別の金融資産の減損の兆候を示す客観的証拠が入手可能になった場合、当該金融資産は、減損について集散的に評価された金融資産グループから除外され、契約相手先別に個別に評価される。

売却可能に分類された金融資産の減損

UBS AGでは、減損の兆候の有無を、各貸借対照表日に評価している。前述の基準と同じ基準を用いて、売却可能に分類された金融資産の当初認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として見積将来キャッシュ・フローが減少したという客観的証拠がある場合に、売却可能負債性金融商品は減損している。

売却可能資本性金融商品が減損している客観的証拠は、当該資産の公正価値が著しく下落していること、又は長期にわたって下落していることである。UBS AGは、公正価値が当初の取得原価の20%超下落している場合又は公正価値が6ヶ月を超えて当初の取得原価を下回っている場合に、当該商品は減損しているとする反証可能な推定を行っている。

過年度にその他の包括利益に認識された累積未実現損失純額は、売却可能に分類された金融資産が減損していると判断された範囲で損益計算書のその他の収益に振り替えられる。資本性金融商品については、追加の損失は全て、損益計算書に直接認識されるが、負債性金融商品については、減損に関する追加的な客観的証拠がある場合のみ、追加の損失が損益計算書に認識される。売却可能に分類された金融資産の減損を認識後に、資本性金融商品の公正価値が増加した場合には、その増加額はその他の包括利益に計上される。負債性金融商品の公正価値が増加した場合は、その公正価値の増加が減損損失計上後に発生した事象に関連しているならば、取引時の通貨による償却原価を上限として、その他の収益で認識される。当該金額を超過した増加額は、その他の包括利益に計上される。

h. 条件緩和金融資産及び条件変更金融資産

支払不履行が見込まれる場合、又はすでに債務不履行が発生している場合、UBS AGは、優遇金利、満期の延長、返済スケジュールの変更、デット・エクイティ・スワップ、劣後関係等、通常のビジネスにおいては考慮

されない優遇措置を財政的困難に陥っている借り手に提供することができる。優遇又は支払猶予措置を与える場合、各事案が個別に検討され、通常、エクスポージャーはデフォルトしているものとして分類される。この支払猶予分類は、貸出金が回収もしくは償却されるまで、優遇条件に代わる非優遇条件が付与されるまで、又は取引相手先が回復し、優遇条件が当行のリスク許容度を超えなくなるまで継続される。

差し迫った支払不履行の証拠がない場合、又は条件の変更がUBS AGの通常のリスク許容度の範囲内である場合に実施される契約上の調整は、支払猶予とはみなされない。条件変更とは、将来の契約上のキャッシュ・フローの変更を伴う契約の修正及びUBS AGの通常のリスク許容度の範囲内、又は取引相手先が財政的困難に陥っている場合の信用の再構築の一環として発生する可能性がある契約の修正を意味する。

金融資産の条件緩和又は条件変更は、契約条件の大幅な変更につながり、その結果、当初の金融資産の認識が中止され、新しい金融資産が認識される可能性がある。条件変更により、認識の中止とならない場合、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当初のEIRで割り引いた額と金融資産の既存の帳簿価額総額との差額は、条件変更による利得又は損失として純損益に認識される。さらに、その後のSICRの評価は、金融資産の条件緩和後の契約条件に基づく報告日現在のデフォルト・リスクと、金融資産の条件変更前の当初の契約条件に基づく当初認識時のデフォルト・リスクとを比較することによって行われる。

i. ネットティング

() UBS AGが、平時もしくは、UBS AG及びその全ての契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ() 純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、UBS AGは貸借対照表上の金融資産と金融負債を相殺する。相殺されたポジションには、例えば、一部のデリバティブや様々な取引相手先、取引所及び清算機関と締結したレポ取引及びリバース・レポ取引が含まれている。

UBS AGが純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有しているかを評価するに当たって重視されるのは、両取引相手間の信用及び流動性エクスポージャーの実質的に全てを解消する際に運用上の決済メカニズムが有効に機能しているかどうかである。この条件により、たとえ強制可能なネットティング契約の対象となる場合であっても、UBS AGの金融資産及び負債の相当額は貸借対照表上で相殺されないことになる。OTCデリバティブ契約については、貸借対照表上の相殺は通常、現金による証拠金決済プロセスを通じた日々の担保交換によって純額決済を有効に行うことができる取引所又は中央清算機関を介した市場の決済メカニズムが存在する状況においてのみ認められる。レポ契約及び有価証券ファイナンス取引については、決済メカニズムにより、信用及び流動性リスクが解消されるか又は僅少となり、かつ、債権と債務が単一の決済プロセス又はサイクルで処理される範囲においてのみ、貸借対照表上の相殺が認められる場合がある。

詳細については、注記25を参照。

j. ヘッジ会計

UBS AGは、予定取引から生じるエクスポージャーを含む、金利リスク及び為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ及びデリバティブ以外の金融商品を利用している。UBS AGは、IAS第39号に規定されるヘッジ会計の要求事項を引き続き適用する。適格な金融商品は、() 認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ(以下「公正価値ヘッジ」という。)、() 認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ(以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。)、又は() 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(以下「純投資のヘッジ」という。)におけるヘッジ手段として指定される。

金融商品がヘッジ関係に指定される時点で、UBS AGは、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係を正式に文書化している。この文書化には、ヘッジ取引実施におけるリスク管理目的及び戦略並びにヘッジ関係の有効性評価に使用される方法が含まれる。従って、UBS AGは、ヘッジ開始時及びその後継続して、ヘッジ手段(主にデリバティブ)が、ヘッジ対象の指定されたリスクに関連する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに当たり「高い有効性」があるか否かを評価している。

ヘッジは、() ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに当たり、ヘッジ取引開始時及び取引期間を通してヘッジの有効性が高いと予想され、かつ、() ヘッジの実際の結果は80%から125%の範囲内である、という条件が満たされている場合に、ヘッジの有効性が高いとみなされる。予定取引をヘッジする場合、当該取引は、その発生可能性が非常に高くなければならず、報告される純損益に最終的に影響を与える可能性があるキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを表すものでな

なければならない。UBS AGは、()ヘッジ手段にヘッジとして高い有効性がない、もしくはなくなったと判断する場合、()デリバティブが失効、売却、終了、もしくは実行された場合、()ヘッジ対象が満期を迎え、売却もしくは返済された場合、又は()予定取引の発生可能性が非常に高いとはみなされない場合、ヘッジ会計の適用を中止する。UBS AGは、ヘッジ会計の適用を任意に中止する場合もある。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ対象のリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値の変動との差額、又はヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの現在価値の変動がヘッジ対象の将来(予想)キャッシュ・フローの現在価値の変動を超過する額を意味する。こうした非有効性は、当期の損益として純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額(2018年1月1日より前: トレーディング収益純額)に計上される。

有効な公正価値ヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る利息は、受取利息純額に貸出金及び預け金に係る受取利息並びに社債利息として表示される。有効なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る利息で、ヘッジ対象取引が純損益に影響を及ぼす際にその他の包括利益から振り替えられるものは、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブに係る受取利息に表示される。

詳細については、注記3を参照。

公正価値ヘッジ

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。金利リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ会計におけるヘッジ関係が終了した場合、帳簿価額の調整額は、実効金利法によりヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書に償却される。金利リスクに関するポートフォリオ・ヘッジの場合、公正価値の同額の変動が償却原価で測定されるその他の金融資産又は償却原価で測定されるその他の金融負債に反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりポートフォリオのヘッジ関係が終了した場合、償却原価で測定されるその他の金融資産又は償却原価で測定されるその他の金融負債に計上された金額は、定額法によりヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書に償却される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジが、有効でなくなったとみなされる場合、又はヘッジ関係が終了した場合、それまでに資本に計上されたヘッジ手段のデリバティブに係る利得又は損失の累積額は、確約又は予定取引が発生し、純損益に影響を及ぼすまで、引き続き資本に計上される。予定取引の発生が見込まれなくなった場合、繰り延べられた利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され(そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。)、非有効部分及び/又は指定されていない部分(例えば、先渡契約の金利の構成要素)に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。在外営業活動体を処分もしくは一部処分した時点で、当該事業体に関連して資本に認識された利得又は損失の累積額は、その他の収益に振り替えられる。

ヘッジ会計の要件を満たさない経済的ヘッジ

経済的にはヘッジとして取引されるが、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブは、トレーディング目的で使用されるデリバティブと同様に処理される。すなわち、実現並びに未実現利得及び損失は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額(2018年1月1日より前: トレーディング収益純額)として認識される。ただし、一部の短期及び長期外国為替契約のフォワード・ポイントについては、この限りではない。この場合、当該フォワード・ポイントは、受取利息純額に計上される。

詳細については、注記11を参照。

k. 金融負債に含まれる組込デリバティブ

デリバティブは、他の金融商品（以下「主契約」という。）に組み込まれている場合がある。例えば、転換社債に組み込まれている転換権が代表的である。このような混合金融商品は主に、一定の仕組債の発行から発生している。（ ）主契約が、公正価値で測定されず、公正価値変動が損益計算書に計上されない場合、（ ）組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しない場合、及び（ ）組込デリバティブの条件が、個別の契約に含まれていたとしたら単独のデリバティブの定義を満たす場合、金融負債に含まれる組込デリバティブは、一般的に主契約とは分離して処理される必要があり、純損益を通じて公正価値で測定される単独のデリバティブとして会計処理される。

一般的に、UBS AGは混合金融商品に対して公正価値オプションを適用しているため（詳細は本注記の3bの項を参照）、組込デリバティブ部分を区分して会計処理する必要はない。

l. 金融負債

償却原価で測定される金融負債には、償却原価で測定される社債並びにUBSグループAG及びその子会社からの資金調達が含まれており、UBSグループAG又はその子会社（UBS AGの連結範囲に含まれない子会社）から受け入れた調達資金から生じるUBS AGの義務で構成される。後者には、UBSグループAG及びその子会社に対して発行する条件付資本調達商品のうち、特定のCET 1比率違反又は存続事由が発生したとするFINMAの判断があった場合に、元本金額が評価減されるという契約上の規定のあるものが含まれる。このような契約上の規定は、原資産が契約当事者に固有の、金融以外の変数とみなされるため、デリバティブではない。（スイス法の下でFINMAに与えられた破綻処理権限に基づき評価減や転換が適用される、UBS AG発行の無担保シニア債の場合と同様に）評価減又は株式への転換に関する法的な「ベイル・イン」の仕組みがある場合、かかる仕組みは契約条件の一部を成すものではないため、これらの金融商品に適用される償却原価の会計処理には影響を及ぼさない。将来の期間において社債が評価減される場合又は株式へ転換される場合は、当該金融負債の一部又は全ての認識の中止が行われ、評価減又は株式へ転換された社債の帳簿価額と発行された株式の公正価値との差額は損益計算書に認識される。

UBS AGのリスク管理業務の一環として公正価値ヘッジ会計が償却原価で測定される固定利付負債性金融商品に適用される場合、社債の帳簿価額は、ヘッジ対象エクスポージャーに係る公正価値の変動に応じて修正される。ヘッジ会計についての詳細については、3jの項を参照。

マーケット・メーカー又はその他の活動に関連して発行し、その後買い戻した社債は、償還されたものとして処理される。償還に係る利得又は損失は、社債の買戻価格がその帳簿価額と比較して低いか高いかによりその他の収益に計上される。その後の市場における自己社債の売却は、社債の再発行として処理される。

UBS AGは、公正価値オプションを用いて、一部の発行済債券を、当該債券が組込デリバティブを含むこと及び/又は公正価値で管理されていることを根拠として、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債に指定している（詳細は、本注記の3bの項を参照）。

m. 自己の信用

自己の信用に関連する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の変動は、利益剰余金にその他の包括利益として直接認識され、将来の期間において損益計算書に振り替えられることはない。

n. ローン・コミットメント

2018年1月1日より適用される方針⁽¹⁾

ローン・コミットメントは、規定された条件で顧客が所定の金額の融資を受けることができる取決めである。

UBS AGがいつでも自らの裁量で取消可能なローン・コミットメントは、貸借対照表に認識されず、オフバランス・シート項目の開示にも含まれない。

一旦受取者に通知されるとUBS AGが取り消すことのできないローン・コミットメント、又は借主の信用度が悪化した際の自動取消によってのみ取消可能であるコミットメントは、取消不能とみなされ、（ ）純損益を通

じて公正価値で測定されるデリバティブのローン・コミットメント、()純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント、又は()その他のローン・コミットメントに分類される。

UBS AGは、取消不能なその他のローン・コミットメントのほか、UBS AGが信用リスクにさらされている場合(本注記の3gの項を参照)、いつでも取消可能なローン・コミットメントについてECLを認識している。対応するECLは、UBS AGの貸借対照表の引当金に表示される。これらその他のローン・コミットメントに関するECLは、損益計算書の信用損失(費用)ノ戻入に計上される。

顧客がコミットメントを実行した場合、発生した貸出金は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、関連するローン・コミットメントが純損益を通じて公正価値で測定される場合には、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、又は関連するローン・コミットメントが純損益を通じて公正価値で測定されない場合は顧客貸出金及び前渡金に表示される。

(1) 本セクションにおける会計方針は、IFRS第9号の発効日である2018年1月1日より適用される。

比較対象期間の方針 | 2018年1月1日より前に適用されていた方針

顧客がコミットメントを実行した場合、発生した貸出金は、()関連するデリバティブのローン・コミットメントと一致するように、トレーディング資産、()純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメントと一致するように、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産、又は()関連するローン・コミットメントが純損益を通じて公正価値で測定されないその他のローン・コミットメントとして会計処理されている場合は貸出金に分類される。上記の3gの項と整合するように、ローン・コミットメントに基づく請求は、損失事象が当初の認識後に発生し、かつ、当該損失事象による将来キャッシュ・フローに対する影響額が、信頼性をもって見積ることができることを客観的な証拠が示している場合に、減損しているとして信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金が認識される(発生損失アプローチ)。

o. 金融保証契約

2018年1月1日より適用される方針⁽¹⁾

金融保証契約は、特定の債務者が特定の負債性金融商品の条件に従った期日の到来時に支払いを行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対し補償することを契約発行者に要求する契約である。UBS AGは、借入金、当座借越及びその他の銀行融資枠を担保するために、顧客に代わり、銀行、金融機関及び他の当事者に対する金融保証を発行している。

公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識され、その後、次に掲げる額のうちのいずれか高い額で測定される。

- ECLの額(本注記の3gの項を参照)
- 報告日現在で認識されている収益累計額控除後の当初認識額

保証から生じるECLは、損益計算書の信用損失(費用)ノ戻入に計上される。

(1) 本セクションにおける会計方針は、IFRS第9号の発効日である2018年1月1日より適用される。

比較対象期間の方針 | 2018年1月1日より前に適用されていた方針

公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識され、その後、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在の価値のいずれか高い方の金額で測定される。保証から生じる、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書の信用損失(費用)ノ戻入に計上される。

p. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額の項目には、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値利得及び損失が含まれている(ただし、デリバティブ以外の金融商品に係る利息収益及び利息費用を除く。詳細については、本注記の3cの項を参照)。また、2019年1月1日より、当該表示項目には、受取配当金(2019年1月1日より前は、受取配当金は受取利息純額に表示されている)、顧客

主導のグローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングの金融取引の一部から生じる仲介手数料収入、為替換算の影響、並びに貴金属に対するエクスポージャーに係る収益及び費用が含まれている。

4) 受取報酬

2018年1月1日より適用される方針⁽¹⁾

UBS AGは、顧客に対する多様なサービス提供から報酬を受け取る。受取報酬は、大きく2種類に区分が可能である。すなわち、一定期間に提供されるサービス（資産又はポートフォリオの運用、保管サービス及び一部のアドバイザリー・サービス等）から発生する報酬、一時点のサービス（引受手数料及び仲介手数料（例えば、証券及びデリバティブの執行及び清算）等）から発生する報酬である。

収益の内訳を含む、詳細については、注記4を参照。

⁽¹⁾ 本セクションにおける会計方針は、IFRS第15号の発効日である2018年1月1日より適用される。

一定期間にわたり充足される履行義務

一定期間に提供されるサービスから発生する報酬は、サービス提供期間に比例して認識される。ただし、報酬がUBS AGの管理が及ばない所定の履行要件の充足を条件とする場合を除く（以下の「測定」を参照）。

一定期間にわたるサービスの履行コストは、日常の一連のサービスがほぼ同一であり、移転のパターンが同じであるとみなされるため、直ちに損益計算書に計上する。履行コストは、UBS AGの資源を創出又は増価するものではなく、将来の履行義務を充足するために使用され、充足した履行義務に係るものと未充足の履行義務に係るものとを区別することができない。従って、当該コストは資産の認識要件を満たさない。UBS AGの管理が及ばない要因（成功した合併及び買収（以下「M&A」という。）活動等）によって制限される変動対価が含まれる契約に関連してコストが発生する場合や、UBS AGが類似取引に係るコストを回収していないという実績がある場合は、当該コストは発生時に直ちに費用処理される。

一時点において充足される履行義務

取引型サービスから発生する報酬は、当該サービスの提供が完了した時点で認識される。ただし、報酬が払戻しの対象となる場合又はUBS AGの管理が及ばない条件が他にある場合を除く。

一時点において提供するサービスの履行に係る増分コスト（仲介手数料等）は、通常、履行義務が充足され、収益が稼得された時点と同時に発生及び計上されるため、資産として認識されない。未充足の一時点におけるサービスに関連する履行コストの回収に関しては、契約に定められた履行義務の充足がUBS AGの管理が及ばない要因（成功した証券の発行の引受等）に拠る場合や、UBS AGが過去に類似取引において返済を通じてコストを回収できなかった場合、当該コストは発生時に直ちに費用処理される。

測定

受取報酬及び手数料は、法的強制力のある顧客との契約に明記された対価に基づいて測定される（第三者のために回収した税金等を除く。）。対価には、固定額及び変動額の両方が含まれる。変動対価には、返金、値引き、業績ボーナス、及びその他将来の事象の発生又は不発生を条件とするものが含まれる。不確実な事象の影響を受ける変動対価は、収益の大幅な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲においてのみ認識することができる。これは、変動対価の制限と呼ばれる。UBS AGは、不確実性にUBS AGの管理が及ばない場合、可能性が非常に高いという基準を満たしているとは考えていない。このような場合、UBS AGは、条件が解消された場合、又は不確実な事象が発生した場合においてのみ収益を認識する。例えば、資産運用実績連動型報酬は、ファンドのリターンがベンチマークを上回る場合にのみ支払われるものであり、業績期間経過後にのみ認識される。同様に、M&Aアドバイザリー報酬は顧客の取引の完了に依存するものであり、当該報酬に関連する取引が実行されるまでは認識されない。定期的（通常は四半期毎）に受け取る資産運用報酬（運用成績連動型報酬を除く。）は、純資産総額の一定割合に基づいて算定されるが、報告日においては純資産総額が確定していないため見積りを行い、次回の請求日までの期間（市場ボラティリティから大幅な戻入が生じるリスクがあることが示唆されている期間を除く。）に比例して、未収収益を認識する。手数料分配契約又はリサーチ報酬支払口座契約に基づいてインベストメント・バンクが稼得するリサーチ収益は、顧客がリサーチ提供者間における確

定配分額を提示するまでは、UBS AGは通常、対価の所定額に対して強制可能な権利を有していないため、その提示が行われるまでは認識されない。

受け取った対価は、契約に基づき区分して識別可能な履行義務に配分される。UBS AGの事業の性質上、複数の履行義務が含まれる契約は、一般的に、顧客への移転のパターンが類似した一定期間にわたる一連の類似の履行義務（資産運用等）であるとみなされる。従って、UBS AGは、受け取った対価を複数の履行義務に配分する際に重要な判断を必要としない。UBS AGは、契約上の残存履行義務への取引価格の配分に関する情報を開示しないという実務上の便法を適用している。これは、契約期間が通常、1年以内であることによるものである。契約期間が1年を超える場合、次のいずれかとなる。変動対価の制限の対象となり、報酬が将来の純資産に基づき総額に基づいて算定されるか（この場合、契約の取引価格に含めることができない）、又は現在までに完了した履行の価値に直接対応するようアウトプット法を適用し、UBS AGが契約終了時に請求権を有する範囲で比例して収益として認識する（ローン・コミットメント等）。

受取報酬及び手数料と支払報酬及び手数料の表示

受取報酬及び手数料と支払報酬及び手数料は、UBS AGが顧客との契約において本人とみなされる場合及び契約の履行にサプライヤーを利用する場合、損益計算書において総額で表示される。これは、顧客へのサービス提供に先立って、UBS AGの管理が契約及びサプライヤーとの関係に及ぶ場合に生じる。UBS AGは、サプライヤー及び提供を受けるサービスの範囲の選択に対して顧客の管理が及ぶ場合にのみ、第三者が提供するサービスに関して（取引所取引デリバティブの第三者の取引執行費用及び第三者リサーチ機関への支払報酬等）、自身を代理人であるとみなす。また、代理人とみなされるためには、UBS AGは、通常、サービスの品質やサービスのUBS AGの商品への変換又は統合について責任を有すべきではない。この場合、UBS AGは、本質的には、顧客の支払代理人である。UBS AGが代理人である場合、発生したコストは、関連する収益と直接的に相殺される。

損益計算書における費用の表示

UBS AGは、費用を主にその性質に基づいて損益計算書に表示している。費用のうち収益の生成に関連する個別の履行義務の充足に帰属する費用を区別して営業収益合計に表示し、人件費及び一般管理費に関連する費用を営業費用合計に表示している。

契約資産、契約負債及び資産計上した費用

UBS AGは、認識した資産の償却期間が12ヶ月未満である場合に、契約獲得のために発生したコストを発生時に費用処理するという実務上の便法を適用している。

UBS AGが顧客にサービスを提供する場合、対価は、一時点のサービスの履行時、又はサービスを履行する所定の期間の終了時において直ちに請求可能となる（例えば、特定の資産運用報酬は、顧客口座からの引き落とし、ファンド資産からの控除又は個別請求を通じて、月次又は毎四半期に回収される）。債権が計上された場合、当該債権は、償却原価で測定されるその他の金融資産に表示される。

契約負債は、UBS AGが履行義務をまだ充足していない場合に顧客から受け取った前払に関するものである。

契約資産は、企業が移転したサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利が、時の経過以外の何かを条件としている場合に計上される。

UBS AGは、当期において重要な契約資産、契約負債又は資産計上した費用を認識していないため、契約残高の調整を開示していない。

比較対象期間の方針 | 2018年1月1日より前に適用されていた方針

一定期間に提供されるサービスから発生する報酬は、サービス提供期間に比例して認識される。ただし、パフォーマンスに連動して発生する報酬又は特定のパフォーマンス基準を伴う報酬の構成要素を除く。これらの報酬は、報告日現在、パフォーマンスの基準が満たされ、かつ回収可能性が合理的に保証された時点で認識される。

取引型サービスから発生する報酬は、当該サービスの提供が完了し、報酬額が確定した時点又は決定可能になった時点（すなわち、払戻しや修正が生じない時点）で認識される。

サービスの提供から生じる受取報酬で、金融商品の認識につながらないものは、受取報酬及び手数料純額に表示される。金融商品の取得、発行又は処分から生じる報酬は、当該金融商品の貸借対照表における分類に応じて損益計算書に表示される。

詳細については、注記4を参照。

5) 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金及び現金同等物は、当初の満期が3ヶ月以内の残高から成り、現金、マネー・マーケット・ペーパー並びに中央銀行及びその他の銀行への預け金を含む。

6) 株式報酬制度及びその他の繰延報酬制度

株式報酬制度

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される株式報酬制度の付与者であり、当該制度を決済する義務を負う。このため、UBS AGは、報奨としてのUBSグループAGの株式を持分決済型株式報酬取引として分類している。UBS AGは、該当する場合は配当請求権、実質的に権利確定日以降に及び譲渡制限、市況、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日におけるUBSグループAGの資本性金融商品の公正価値を参照して従業員に付与された報奨の公正価値を認識する。これらの報奨は通常、従業員が特定の勤務期間を完了するという権利確定を満たすことを条件とし、またパフォーマンス・シェアについては、特定の業績条件が満たされることを条件とする。株式報酬費用はトランシュごとに、権利確定見込数の見積りの基となる勤務期間にわたって認識され、勤務条件や業績条件の実際の結果を反映するよう調整される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、権利確定期間が短縮された場合、費用は、雇用終了日までの期間に前倒して認識される。

退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、株式報酬費用は付与日又は付与日より前に直ちに認識される。このような報奨は、失効可能な状態であることがある。株式決済型の報奨の場合、権利確定条件以外の条件の違反から生じる失効事由（例えば、勤務条件又は業績条件に関連しない条件の違反）が発生しても株式報酬費用の調整は行われない。

報奨の条件の変更によって増価が生じるのでなければ、公正価値は再測定されない。条件変更により減価が生じる場合には、調整は行われない。UBSグループAGの株式報酬制度の認識から生じるUBS AGの資本への影響は、UBSグループAGがUBS AG及びその子会社に対して費用を請求することによって相殺される。

詳細については、注記30を参照。

その他の報酬制度

UBS AGの従業員には、現金又はその他の金融商品で決済される繰延報酬制度が付与されている。その支払額は固定であるか、もしくは業績条件の達成又は特定の原資産の価値に応じて変動することがある。報酬費用は、従業員が当該報奨を受け取る権利を得るために勤務する期間にわたり認識される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日又は付与日より前に直ちに認識される。認識された額は、当該制度に基づいて支払われることが見込まれる金額の現在価値に基づいており、費用の累積認識額が分配した現金又は各金融商品の公正価値と等しくなるように、各報告日に再測定される。

詳細については、注記30を参照。

7) 年金及びその他の退職後給付制度

UBS AGは、全世界においてその従業員のために、様々な退職後給付制度を提供している。これら制度は、確定給付年金制度及び確定拠出年金制度、並びに雇用の終了後に支払義務が生じる医療給付及び生命保険給付等その他の退職後給付を含んでいる。

詳細については、注記29を参照。

確定給付制度

UBS AGは、年金等の確定給付制度及び医療保険給付制度を提供している。確定給付制度では、従業員が受領する年金給付額が確定しており、当該金額は通常、年齢、勤続年数及び報酬金額などの1つ又は複数の要素によって決定する。貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動はその他の包括利益に直ちに計上される。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産（純額）の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定する。予測単位積増方式では、勤務期間ごとに受給権の1単位が追加発生するとみなし、各単位を個別に測定して最終的な債務を積み上げる。これらの金額は、従業員と雇用主の間のリスク分担を含む各制度に特有の特徴を考慮し、独立した資格のあるアクチュアリーによって定期的に計算される。

重要な会計上の見積り及び判断

貸借対照表日現在の確定給付負債又は資産純額、及び関連する人件費は、複数の経済上の仮定や人口統計上の仮定を使用して算定される将来の給付予定額によって決定される。様々な仮定が適用可能であり、仮定が異なると、認識される確定給付負債又は資産、及び年金費用が大幅に変更される可能性がある。最も重要な仮定として、平均余命、割引率、予想昇給率、年金増加率、さらにスイスの制度と米国の確定給付年金制度の1つの制度については、退職貯蓄に対して発生する金利が挙げられる。平均余命は、公表された生命表を参照して決定される。割引率は、適切な通貨と期間の優良債券の測定日における利回りを参照して決定される。昇給率の仮定は、給与の上昇に対する長期的な予想を反映しており、年齢層別の給与推移実績、期待物価上昇率及び労働市場の需給予測を考慮する。UBS AGの退職後債務において重要な各仮定の合理的に可能な変動に対する感応度分析については、注記29に記載されている。

確定拠出制度

確定拠出制度は、UBS AGが固定額の掛金を、退職後給付及びその他の給付の支払いを行う別個の事業体に支払う年金制度である。当該制度が、当期及び過年度の従業員の勤務に関連する給付金を従業員に支払うために十分な資産を保有していないとしても、UBS AGには、追加の掛金を支払う法的義務も推定的義務もない。UBS AGの掛金は、当該掛金と交換に従業員が勤務を提供したとき（通常は拠出した年度）に費用計上される。前払掛金は、現金の払戻し又は将来の支払いの減額として使用可能な範囲で資産として認識される。

8) 法人所得税

UBS AGは、スイスの所得税法及びUBS AGが事業活動を行っているスイス以外の租税管轄区の同法の適用を受けている。

UBS AGの納税引当金は、当期税金と繰延税金から成る。当期法人所得税は、当期又は過去の期間の税金として支払予定又は還付予定のものを示している。

繰延税金は、将来の期間に課税対象又は減算金額となる、資産及び負債の帳簿価額と税務基準額との一時差異について認識され、当該一時差異が解消されると予想される時点で適用される報告期間末までに施行されている又は実質的に施行されている税率及び法律を用いて測定される。

繰延税金資産は様々な原因から生じるが、最も重要なものは、() 将来の課税所得に対して使用するために繰越可能な税務上の欠損金、及び() 将来の年度において所得から控除される一時差異である。繰延税金資産は、十分な課税所得がそれら差異を使用できるように生じる可能性が高い範囲でのみ、認識される。企業又は納税グループに最近、損失を計上した実績がある場合、繰延税金資産は、十分な将来加算一時差異がある範囲で、又は未使用の税務上の欠損金を使用できる十分な課税所得が発生するだろうことを示す他の説得力のある証拠がある範囲でのみ認識される。

繰延税金負債は、特定の項目が将来の期間に課税所得を生じさせるという予測を反映した、貸借対照表の資産及び負債の帳簿価額における一時差異に対して認識される。

繰延税金資産及び繰延税金負債並びに当期税金資産及び当期税金負債は、() それらが同一の税務申告グループから生じたもので、() 同一の税務当局に関連し、() 相殺する法的権利が存在し、かつ() 純額での清算又は同時に実現を意図する場合に相殺される。

当期税金及び繰延税金は、損益計算書に税務上の便益又は税金費用として認識される。ただし、() 子会社の取得時に(この金額は企業結合によって生じるのれんの金額に影響を与える)、() 自己株式の売却に係る利得及び損失(税効果が直接資本に認識される)に対して、() FVOCIに分類された金融商品に係る未実現利得又は損失(2018年1月1日より前:売却可能に分類された金融商品)に対して、() キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動に対して、() 確定給付制度の再測定に対して、又は() 在外営業活動体の特定の外国為替の換算に対して認識される当期税金及び繰延税金は除く。ポイント() から() に関連する金額は、資本のその他の包括利益に認識される。

関連する税務当局が税務処理を容認する「可能性が高い(probable)」とは考えられない場合、UBS AGはその不確実な税務上のポジションの潜在的な影響を反映する。必要に応じて、どちらが不確実性の解消あるいは解消の範囲の基礎をより良く予測できるかによって、最も可能性の高い金額による方法又は期待値による方法のいずれかを用いて当期税金又は繰延税金を調整する。

重要な会計上の見積り及び判断

税法は複雑であり、法人所得税を会計処理するに当たり、かかる法律の適用には判断や解釈が必要となる。UBS AGでは、繰延税金資産の回収可能性(税務上の欠損金の残存繰越期間を含む。)を評価する際に、事業の業績やこれまでの予測の精度、税務上の欠損金の残存繰越期間を含むその他の要素、さらに繰延税金資産の認識時に用いた、予測期間における将来の課税所得の評価を検討する。将来の収益性の見積りは本質的に主観的なものであり、予測が困難な将来の経済状況、市況及びその他の状況に特に大きな影響を受ける。

繰延税金資産をどの程度認識するかは、経営者が行った、関連する事業計画の予測に基づくUBS AGの将来の収益性の評価に左右される。現在の評価は見直され、必要ならば、状況の変化を反映すよう修正される。この見直しは年1回、通常は各年度の第4四半期に実施されるが、修正は必要に応じて別の時期に行われる場合がある。最近になって損失を計上した状況では、十分な将来の収益性を示す説得力のあるその他の証拠が必要となる。

将来の期間の収益予測に関する仮定が現在の見通しから外れた場合、UBS AGの繰延税金資産の価額はその影響を受ける可能性がある。繰延税金資産の帳簿価額の増加又は減少は、主に損益計算書に認識されることになるが、キャッシュ・フローには影響しない。

また、不確実な税務上のポジションの予想額を評価するためには判断が要求される。この予想額は、所得及び繰延税金の見積り、並びに税法の解釈、法人所得税に関連した各種申立て又は訴訟の解決、及び発生可能性の評価に織り込まれている。

詳細については、注記8を参照。

9) 関連会社投資

UBS AGが企業の財務及び営業の方針に対して重要な影響力を行使できるが、支配はしていない企業に対する持分は、関連会社投資として分類され、持分法に基づいて会計処理されている。通常、UBS AGが会社の議決権の20%から50%を保有している場合、又は保有する能力を有している場合に、重要な影響力を有するとされる。関連会社投資は、当初取得原価で認識され、帳簿価額は取得日後の被投資会社の包括利益及び減損損失に対するUBS AGの持分相当額を認識して増減する。

損失事象を示す客観的な証拠があり、かつ、当該関連会社投資の帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合、関連会社投資純額は減損している。

詳細については、注記31を参照。

10) 有形固定資産及びソフトウェア

有形固定資産及びソフトウェアは、自己使用不動産、リース物件改良費、ITハードウェア、外部購入ソフトウェア及び自己創設ソフトウェア並びに通信機器及びその他の類似の機器を含む。有形固定資産及びソフトウェアは、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定され、各報告日に減損の兆候の有無を検討している。ソフトウェア開発費用は、当該費用を信頼性をもって測定することが可能であり、かつ将来の経済的便益が発生する可能性が高い場合にのみ資産計上される。有形固定資産及びソフトウェアの減価償却は、当該資産が事業の用に供された時期（すなわち、当該資産が経営者の意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置かれた時点）から開始される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり定額法で計算される。UBS AGの有形固定資産及びソフトウェアの見積経済的耐用年数は以下の通りである。

- 不動産（土地を除く。）	67年以下
- ITハードウェア及び通信機器	7年以下
- その他の機械設備	10年以下
- ソフトウェア	10年以下
- リース物件及びリース物件改良費	リース期間又は資産の経済的耐用年数のいずれか短い方（通常20年以下）

有形固定資産及びソフトウェアについては、通常、本注記の11の項に記載されたのれん及び無形資産とあわせて、適切な資金生成単位（以下「CGU」という。）のレベルで減損テストを実施している。ただし、これらの資産の減損費用は、当該資産の処分コスト控除後の公正価値及び使用価値（算定可能な場合）の両方が帳簿価額を下回った場合にのみ認識される。市場価格が存在する不動産以外の資産の公正価値は、通常、現時点で市場関係者が当該資産のサービス供給能力の取替えに要する額を反映した取替コスト・アプローチを用いて算出される。これらの資産がもはや使用されていない場合には、当該資産の減損テストは個別に実施される。

詳細については、注記15を参照。

11) のれん及び無形資産

のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対するUBS AGの持分相当額を取得原価が超過する部分を示している。のれんは償却されないが、UBS AGは各報告期間末に、又は減損の兆候がある場合に、のれんに減損の事実がないか評価している。かかる兆候が存在する場合、UBS AGは、のれんの減損テストを実施する必要がある。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。

2018年度におけるウェルス・マネジメントとウェルス・マネジメント・アメリカズの両事業部門の単一の報告セグメントであるグローバル・ウェルス・マネジメントへの統合後、UBS AGは、これまで2つの旧事業部門に配分されていたのれんを引き続き別個に監視している。従って、のれんに対する減損テストの目的上、旧ウェルス・マネジメントと旧ウェルス・マネジメント・アメリカズの事業部門を独立した2つの資金生成単位として考えており、注記16においてグローバル・ウェルス・マネジメント・アメリカズ、グローバル・ウェルス・マネジメント（米州を除く。）と記載されている。残りののれん残高は、資金生成単位であるアセット・マネジメント及びインベストメント・バンクそれぞれのセグメントで減損テストが実施される。

減損テストは、のれんが配分されている各資金生成単位に対して、それぞれの資金生成単位の回収可能価額（使用価値に基づく）と帳簿価額を比較することによって実施される。減損損失は帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に損益計算書に認識される。

将来の期間についての利益の見積り及びその他の仮定が、現在の見通しから外れた場合、UBS AGののれんの価値は将来減損し、損益計算書に損失を計上することになる可能性がある。のれんの減損を認識した場合、当期純利益及び資本は減少するが、キャッシュ・フローには影響しない。

無形資産は、企業結合から生じる個別に識別可能な無形資産項目、また一部の購入商標及び類似の項目から成る。無形資産は取得原価で認識される。企業結合の際に取得された無形資産の取得原価は、取得日における公正価値である。耐用年数を確定できる無形資産は、一般に20年以下の見積耐用年数にわたって定額法で償却される。まれに、耐用年数を確定できない無形資産があるが、その場合、当該資産は償却されない。各報告日に、無形資産は、減損の兆候について見直される。かかる兆候が存在する場合、無形資産の分析を行って、帳簿価額が全額回収可能であるか否かを評価する。帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、減損損失が認識される。

重要な会計上の見積り及び判断

UBS AGののれんの減損テストの手法は、次の主要な仮定に最も敏感に反応するモデルに基づいている。すなわち、() 1年目から3年目までの予想株主配当可能利益の変動、() 割引率の変動、及び() 長期成長率の変動である。

主要な仮定は、適用できる場合は外部の市場情報に連動する。株主配当可能利益は、BoDにより承認された事業計画の一部を成す業績予想に基づいて見積られる。割引率は、資本資産価格モデルに基づくアプローチを適用して決定され、その際には個々の資金生成単位のレベルにおいて、内外のアナリストによる定量的及び定性的なインプット、経営者の見解、無リスク金利の地域差が考慮される。長期成長率は、全世界中の地域差を考慮に入れた名目上及び実質上のGDP成長率に基づいて算定され、BoDにより承認された事業計画に織り込まれている。

各資金生成単位の回収可能価額を算定するために用いる主要な仮定は、合理的に考え得る変更をその仮定に当てはめることにより、感応度をテストされる。合理的に考え得る変更がUBS AGののれんの減損テストのモデルの結果にどのように影響するかの詳細については、注記16を参照。

詳細については、注記2及び16を参照。

12) 引当金及び偶発負債

引当金は、時期又は金額が不確定な負債であり、通常、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づいて() UBS AGが過去の事象の結果として現在の債務を有し、() 当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、() 債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

法的助言を求めた上で、経営者が引当金の認識要件を満たすと考える場合には、UBS AGは、訴訟、規制上及び類似の問題に関連するIAS第37号の引当金を認識する。また、類似の請求に関するUBS AGの過去の実績に基づき、UBS AGに対してまだ提起されていないが提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。

IAS第37号の引当金は、貸借対照表日における現在の債務を決済するために要する対価の最善の見積りを考慮して測定される。このような見積りは、入手可能な全ての情報に基づき、時の経過に伴ってより多くの情報が入手可能となることにより修正される。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、引当金額は割り引かれ、債務の決済又は免除に必要な見込まれる支出額の現在価値で測定される。その際、貨幣の時間価値及び債務に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した割引率が使用される。

性質の類似する引当金は合計されて1項目を形成し、金額の重要性が低いものを含む残りの引当金は、その他の引当金に開示される。引当金は貸借対照表において独立表示され、時期又は金額が不確定でなくなった時点で、その性質に応じたそれぞれの負債の項目に分類変更される。

引当金を認識するのに必要な条件を全ては充足していない場合、資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、偶発負債が開示される。偶発負債は、過去の事象から発生し得る債務のうち、完全にはUBS AGの支配可能な範囲にない将来の不確実な事象によってのみその存在が確認される債務についても開示される。かかる開示は、開示することが現実的ではない場合には行われない。

UBS AGの引当金の大半は、訴訟、規制上及び類似の問題、リストラクチャリング並びに従業員給付に関連している。リストラクチャリング引当金は、通常、経営体制の変更などの事業の範囲又は事業を遂行する方法の著しい変更に対して経営者が合意したことにより認識される。従業員給付に対する引当金は、主に勤続報奨及び長期有給休暇と関連し、本注記の7の項に記載した測定の原則に従って認識される。また、これらの引当金がローン・コミットメント、金融保証又はリボルビング取消可能信用枠に関連する場合、UBS AGは、予測信用損失に係る評価性引当金を引当金に含めて表示している。

重要な会計上の見積り及び判断

引当金の認識は、過去の事象の結果から生じた債務の実在性を評価する際や、資源の流出の可能性、時期及び金額を見積る際に重要な判断を伴うことが多い。これは、その性質上、訴訟、規制上の問題及び類似の問題が結果の予測を困難にする多くの不確実性にさらされていることから、特に当てはまる。こうした問題は、特異な種類の実事又は新たな法的理論、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない訴訟手続を伴っている場合がある。債務が過去の事象の結果として存在するか否かの判断や、潜在的な資源流出の可能性、その時期及び金額の見積りは、様々な仮定、変数並びに既知及び未知の不確実性に基づいている。

認識される引当金の金額は、使用される仮定の影響を大きく受けるため、いかなる問題についても、発生し得る結果は幅広いものとなる可能性がある。

統計上のツールや他の定量的な分析ツールは、通常、訴訟、規制上の問題又は類似の問題の場合、引当金の金額を算出し、決定する際には、あまり役に立たない。さらに、経営者が現在入手可能な情報が不完全又は不正確である場合があり、これにより、こうした問題の今後の進展に関する仮定に誤りが生じるリスクが高められる。経営者は、こうした問題に関する入手可能な情報（重要な考慮事項となる法的な助言を含む。）を全て定期的に見直し、引当金の認識基準が満たされているかを評価して、潜在的な資源の流出の時期及び金額を決定する。

詳細については、注記21を参照。

13) 為替換算

外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告企業の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、FVOCIにより測定されるものを含め、外貨建ての貨幣性資産（2018年1月1日より前：売却可能として分類される貨幣性金融資産）及び貨幣性負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。為替換算差額（FVOCIで測定される貨幣性金融資産に係る為替換算差額は、当該資産が償却原価で測定される金融商品として算定される）は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額（2018年1月1日より前：トレーディング収益純額）に計上される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。2018年1月1日より前においては、売却可能に分類された非貨幣性の金融資産に係る為替換算差額は、当該資産の認識の中止が行われるまで直接資本に計上される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債（2018年10月1日からは、スイス・フランを機能通貨とするUBS AGのスイスを拠点とする事業も含まれる）は、貸借対照表日の為替レートでUBS AGの表示通貨である米ドルに換算され、損益項目及びその他の包括利益は、期中平均レートで換算される。その結果生じる為替換算差額のうち株主に帰属する当該差額は、株主に帰属する持分合計の一部を構成する資本の為替換算調整に認識され、為替換算差額のうち非支配株主持分に帰属する当該差額は、非支配株主持分に帰属する持分に含まれる。資本金、資本剰余金及び自己株式は、取得時又は発生時の平均レートで換算され、資本金の払戻し又は自己株式の処分時に実現される当該平均レートと直物為替レートとの差額は資本剰余金に計上される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及びFVOCIで測定される金融資産（2018年1月1日より前：売却可能に分類された金融資産）に関してOCIに認識された累積額は貸借対照表日の為替レートで換算され、為替換算の影響は利益剰余金を通じて調整される。

在外営業活動体が処分又は一部処分され、UBS AGが当該在外営業活動体に対する支配を喪失した場合、在外営業活動体に関連する株主に帰属する持分合計及び非支配株主持分に帰属する持分の為替換算調整差額の累積額は処分に係る利得又は損失の一部として損益計算書に振り替えられる。同様に、関連会社投資が子会社投資となる場合、為替換算調整差額の累積額は損益計算書に振り替えられる。UBS AGが在外営業活動体を含む子会社に対する持分の一部を処分するが、支配は留保する場合、為替換算調整の累積残高のうち関連する部分は非支配株主持分に帰属する持分に振り替えられる。

詳細については、注記37を参照。

重要な会計上の見積り及び判断

企業の機能通貨の決定及び変更には、経営者による重要な判断及び仮定を適用する必要がある。IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」は、企業が適切な機能通貨を決定及び変更する際に、企業に関連性のある基礎となる取引、事象及び状況を検討することを経営者に要求している。スイスを拠点とするUBS AGの本部及びUBS AGのロンドン支店の機能通貨をスイス・フランから米ドルに変更するという2018年度第4四半期におけるUBS AGの結論は、各企業の経済に影響を与え、作用している主要通貨についての詳細な評価に基づいており、評価の際には収益を創出する収入源、費用、資金調達及びリスク管理活動を考慮した。

また、表示通貨の任意の変更に伴い、経営者は、修正再表示を開始する実務上可能な最も古い日を決定する際に重要な判断を適用し、見積りを行い、仮定を置く必要が生じる。当連結財務書類の表示通貨をスイス・フランから米ドルに変更するという2018年度におけるUBS AGの決定は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠して行っており、過年度の期間に関して信頼性のあるデータが十分に利用可能かどうか、及び経営者の意図に関する仮定や金額の重要な見積りが必要であるかを考慮した上で、修正再表示を行う実務上可能な最も古い日の評価を行った。UBS AGは、詳細かつ広範にわたるデータ分析を実施し、2004年1月1日が最も古い日に該当するという結論に達した。この結果、2004年より前の為替換算損益は考慮せず、2004年1月1日以降の為替換算の影響を算定した。

14) 非支配株主持分及び優先証券保有者

非支配株主持分及び優先証券保有者

当期純利益は、株主に帰属する当期純利益、非支配株主持分に帰属する当期純利益及び優先証券保有者に帰属する当期純利益に分けられる。同様に、資本は、株主に帰属する持分、非支配株主持分に帰属する持分及び優先証券保有者に帰属する持分に分けられる。

オプション契約（売建プット等）の対象となる非支配株主持分は通常、親会社であるUBS AGが取得したとみなされる。従って、非支配株主持分への配分額は減額され、それぞれの行使価格に相当する負債が認識される。また、これらの金額の差額は資本剰余金に認識される。

15) リース

2019年1月1日より適用される方針⁽¹⁾

UBS AGは、主に不動産（事務所、リテール支店及び販売店を含む。）リース、及び少数のITハードウェアのリースの借手として、リース契約、又はリースの構成要素を含む契約を締結している。UBS AGは、契約の非リース構成部分を識別し、それらをリース構成部分とは区分して会計処理している。

UBS AGがリース契約の借手の場合、UBS AGは、UBS AGが物理的に資産の使用を支配するリース期間の開始時にリース負債及び対応する使用権資産を認識する。リース負債は償却原価で測定されるその他の金融負債に、使用権資産は有形固定資産及びソフトウェアに表示される。リース負債は、リース期間にわたるリース料を、UBS AGの無担保借入利率（リースの計算利率は、借手は通常観察可能ではない。）で割り引いた現在価値に基づき測定される。リース負債の金利費用は、償却原価で測定される金融商品に係る支払利息に表示される。使用権資産はリース負債と同額で計上されるが、前払賃料、当初直接コスト、リース資産の改修コスト、リース・インセンティブの受取りについて調整される。使用権資産は、リース期間と原資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり減価償却され、減価償却費は、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損に表示される。

リース料には通常、固定リース料及び（インフレ指数等）指数に応じて決まる変動リース料が含まれる。リースに延長又は解約オプションが含まれ、その行使についてUBS AGが合理的に確実とみなした場合、リース負債を構成するリース料に支払賃料の見込額又は解約コストが含まれる。UBS AGは通常、購入オプション又は残価保証付リースを締結しない。

UBS AGがファイナンス・リースの貸手又はサブリースの貸手である場合、債権は償却原価で測定されるその他の金融資産に認識され、その認識額は、リース料総額にリース期間終了時にUBS AGが受取るであろう無保証残存価値を加算した金額の現在価値と同額である。当初直接コストは、リース債権の当初測定時に含まれる。リース期間中に受領するリース料は、リース債権残高の返済として計上される。金利収益は、リースの計算利率（サブリースの場合は、ヘッドリースの利率）を用いた、UBS AGの純投資に対する一定期間の収益率を反映している。UBS AGは、無保証残存価値の見積りを年次でレビューし、実現残存価値の見積りがリース開始時の推定額よりも少ない場合は、予想される不足額を損失として認識する。UBS AGがオペレーティング・リースの貸手又はサブリースの貸手である場合、UBS AGはオペレーティング・リースの収益を、リース期間にわたり定額で認識する。

本注記の3gの項に記載の通り、リース債権に対しては、減損に係る要求事項が適用される。リース債権の予想信用損失（以下「ECL」という）については、減損額を常に全期間ECLで測定する簡便法は適用せず、IFRS第9号「金融商品」の一般的な減損モデルに基づき決定される。

⁽¹⁾ 本セクションにおける会計方針は、IFRS第16号の発効日である2019年1月1日から適用される。

2019年1月1日より前に適用されていた方針

リース契約の対象となる資産に対するリスク及び経済価値を実質的に全て移転するが、法的所有権は必ずしも移転しないリースは、ファイナンス・リースとして分類される。その他のリースは全てオペレーティング・リースとして分類される。UBS AGが借手となっているオペレーティング・リースに分類されるリース契約には、大半のUBS AGの拠点におけるオフィスビルの解約不能長期リース契約が含まれている。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間（借手が物件の物理的使用を支配する際に開始する。）にわたり定

額法で費用として認識される。リースに関するインセンティブは支払リース料に対する控除項目として処理され、リース期間にわたり規則的な基準で認識される。

詳細については、注記15及び33を参照。

b) 会計方針の変更、比較可能性及びその他の修正**新基準又は修正基準****IAS第39号、IFRS第9号及びIFRS第7号の修正（金利指標改革）**

IASBは、2019年9月に「金利指標改革（IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の改訂）」を公表し、既存の金利指標が代替的な無リスク金利に置き換えられる前の不確実な期間にヘッジ会計を継続できるようにした。当該修正は、2020年1月1日から強制適用され、早期適用が認められる。また、当該修正は、報告期間の期首に存在していた又はその後指定されたヘッジ関係、及び適用時にOCIに認識された利得又は損失に適用される。経過規定で認められているように、UBS AGは、本修正を2019年度から早期適用する。当該修正の適用により、UBS AGは、既存のヘッジ会計関係を維持し、既存の指標金利が引き続き存在すると仮定できるようになるため、ヘッジ関係が遡及的に及び将来に向かって非常に有効であるとみなされ、財務諸表への重要な影響はなくなる。さらに、当該修正によって、指標金利の変動から生じた影響に関する新たな開示規定が導入されており、これは注記28に開示されている。

IFRS第16号「リース」

2019年1月1日より、UBS AGは、IFRS第16号「リース」を適用した。この基準は、IAS第17号「リース」を置き換え、リースの認識、測定、表示及び開示の原則について規定するものである。

IFRS第16号は単一の借手会計モデルを導入し、貸借対照表上に使用权資産及びリース負債の計上を求めており、UBS AGがオペレーティング・リースの借手の場合の会計処理方法を根本的に変更するものである。UBS AGは多くのリース、主に不動産（事務所、リテール支店及び販売店を含む。）リース、及び少数のITハードウェアのリースの借手である。IFRS第16号の移行措置で認められる通り、UBS AGは修正遡及アプローチの適用を選択したため、比較数値の修正再表示を行っていない。全体としてIFRS第16号の適用により、UBS AGの連結財務書類上、資産総額及び負債総額がともに34億米ドル増加した。

新たに認識する使用权資産及びファイナンス・リースは、事業部門に全額配分される。資本への影響はなかった。

詳細については、下記の表及び注記2を参照。

UBS AGは、UBS AGがリースの借手で、過去にオペレーティング・リースとして分類していたリースについてIFRS第16号の移行措置で認められる以下の実務上の便法を適用した。

- 契約にリースが含まれるか否かの見直しを行わない。
- それらの契約が不利であるか否かについて過去の評価に依拠する。
- セール・アンド・リースバックについて過去の評価に依拠する。
- 延長又は解約オプションの行使が合理的に確実であるか否かについて事後的判断を用いてリース期間を調整する。
- 2019年1月1日現在のUBS AGの各通貨建ての追加借入利率を用いて、リース負債を割引く。
- 過去にオペレーティング・リースとして分類していたリースについて、リース負債と同額で使用权資産を当初測定し、リース関連残高（前払賃料、未払賃料、リース・インセンティブ及び不利なリースに係る引当金等。ただし、当初直接コストは除く。）で調整を行う。
- リースの残存期間が移行日から12ヶ月以内のリースについて、IFRS第16号を適用しない。

UBS AGがリースの借手で、過去にファイナンス・リースとして分類していたリースについては、IFRS第16号への移行による測定上の変更はない。同様に、UBS AGがファイナンス・リース又はオペレーティング・リースの貸手であるものについても、UBS AG所有の物的資産の調整は行われていない。UBS AGが中間の貸手である場合、すなわちUBS AGがヘッドリースを締結しその資産を第三者にサブリースする場合、サブリースは、サブリース期間が移行日においてヘッドリースから生じる使用权資産の残存耐用年数の過半を占めるか否かに基づいてファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類される。

以下の表は、2018年12月31日現在のオペレーティング・リースの債務と2019年1月1日に認識されたリース負債の期首残高の調整を示している。

IAS第17号に基づき開示されたオペレーティング・リース約定とIFRS第16号に基づき認識されたリース負債の調整

単位：百万米ドル

2018年12月31日現在オペレーティング・リース約定（割引前）合計	4,546
2019年1月1日現在残存期間が1年未満のリース	(18)
サービス構成要素除外分	(296)
延長又は解約オプションについてリース期間の見直し	424
リース料（割引前）合計	4,657
加重平均追加借入利率3.07%による割引	(720)
IFRS第16号移行調整	3,937
2018年12月31日現在ファイナンス・リース負債	19
2019年1月1日現在リース負債合計の帳簿価額	3,956

以下の表は、移行日における使用権資産の決定に関する詳細を表している。

移行日における使用権資産の決定

単位：百万米ドル	帳簿価額
IFRS第16号適用時の使用権資産総額の認識（IFRS第16号の移行調整）	3,937
2018年12月31日現在認識された負債による相殺	(515)
内、その他の非金融負債（リース・インセンティブ）	(204)
内、償却原価で測定されるその他の金融負債（未払賃料）	(180)
内、引当金（不利なリースに係る引当金）	(131)
2019年1月1日のIFRS第16号の適用による資産総額の増加⁽¹⁾	3,422
使用権資産の追加として2018年12月31日現在認識された資産の再分類	38
内、償却原価で測定されるその他の金融資産（2018年12月31日現在、IAS第17号に基づき認識されたファイナンス・リース資産）	19
内、その他の非金融資産（前払賃料）	19
ファイナンス・リース債権のサブリースから償却原価で測定されるその他の金融資産への再分類による使用権資産の減少	(176)
有形固定資産及びソフトウェアに表示される2019年1月1日現在の使用権資産の合計	3,284

⁽¹⁾ IFRS第16号適用時に負債総額が同額増加した。

リース負債は、償却原価で測定されるその他の金融負債に、使用権資産は、有形固定資産及びソフトウェアに表示されている。ファイナンス・リース債権は、償却原価で測定されるその他の金融資産に含まれている。移行時に実務上の便法を適用したため、資本への影響はなかった。2019年1月1日現在の加重平均リース期間は約9年であった。

2019年度における使用権資産の減価償却費は、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損に表示されており、463百万米ドルであった。2019年度におけるリース負債の金利費用は、償却原価で測定される金融商品に係る支払利息に表示されており、118百万米ドルであった。また、賃賃料は一般管理費に表示され、主にIFRS第16号の適用を反映して、2018年から2019年にかけて510百万米ドル減少した。IFRS第16号の適用による年間の影響は、60百万米ドルの税引前利益の減少（純額）となっている。

IFRIC第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」

2019年1月1日より、UBS AGは、IFRIC解釈指針第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」（以下「IFRIC第23号」という。）を適用した。本解釈指針は、IFRSの下で不確実な税務ポジションをどのように会計処理するべきかを取り扱う。IFRIC第23号は、関連する税務当局が税務処理を容認する「可能性が高い

(probable)」と考えられる場合、会計上の認識の問題として、最終的には当該処理は容認されるものとするべきであるとしている。そのため、このような場合には税金引当金は要求されない。ただし、税務処理が容認される可能性が高くないと考えられる場合には、企業は期待値法（確率による加重平均値を算定する方法）や最頻値法（最も可能性が高い1つの数値を選択する方法）を用いて不確実性を反映するよう要求される。

2019年1月1日におけるIFRIC第23号の適用に関して、UBS AGは、利益剰余金に11百万米ドルの税金費用純額を認識した。

IAS第19号「従業員給付」の修正

2019年1月1日より、UBS AGは、IAS第19号「従業員給付」の修正を適用した。本修正は、報告期間中に制度改訂、縮小又は清算が発生した場合の会計処理を取り扱うものであり、企業に更新後の数理計算上の仮定を使用して当該事象発生後の残りの年次報告期間の当期勤務費用及び利息純額を計算するよう要求している。また本修正は、制度改訂、縮小又は清算を会計処理に関する規定がアセット・シーリングの規定にどのように影響するか明確にしている。本修正は、2019年1月1日以後に発生する制度改訂、縮小及び清算に対して将来に向かって適用される。2019年1月1日において、適用によるUBS AGの財務書類に対する影響はない。

IFRS基準の年次改善：2015-2017年サイクル

2019年1月1日より、UBS AGは、IFRS基準の年次改善：2015-2017年サイクルを適用した。この年次改善により修正される基準は、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第23号「借入コスト」である。2019年1月1日において、本修正の適用によるUBS AGの財務書類に対する影響はない。

表示又はセグメント報告に対するその他の変更

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取配当金及び配当金の支払いに関する表示

2019年1月1日より、UBS AGは受取配当金及び配当金の支払いに関する表示を改善した。これにより、配当金は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息（支払利息）から純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額（2019年1月1日より前は、金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額）に分類変更された。この変更により、配当金の表示は関連する資本性金融商品の公正価値の変動及び経済的ヘッジと整合することになり、これまで受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係るその他の収益純額の両科目で生じていたボラティリティが解消された。営業収益合計又は当期純利益／（損失）への影響はない。この表示上の変更について過去の期間が修正再表示されており、各表示科目への影響は以下の表に概説されている。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取配当金及び配当金の支払いの表示の変更

単位：百万米ドル	終了事業年度	
	2018年 12月31日	2017年 12月31日
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	(2,308)	(1,762)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息	1,331	1,190
受取利息純額	(976)	(572)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	976	572

コーポレート・センターに対する変更

2019年1月1日、UBS AGは、グループ・トレジャリーの活動をグループALMと統合して、統合後の部門名をグループ・トレジャリーとした。

当グループと部門の業績をより整合させるため、UBS AGは、グループ・トレジャリー及びコーポレート・センター - サービス業務の資金調達コスト及び費用を事業部門に配分する方法を調整した。同時に、UBS AGは、資金調達の源泉及び利用状況をより反映させるために、資金移転価格の枠組みを変更した。これらの変更は全て、2019年1月1日より適用され、過年度のセグメント情報は修正再表示されている。また、これらの変更

よって事業部門の業績が低下しており、収益に対する調整後費用の比率が1から2パーセント・ポイント増加した。これにより、コーポレート・センターの税引前営業利益/(損失)が7億米ドル相殺される。コーポレート・センターは、繰延税金資産に係る資金調達コスト、UBS AGの法人組織変革プログラムに関連するコスト、及び事業部門の業績に帰属しない又はこれを表さないその他のコストを保持している。

費用配分及びUBS AGの資金移転価格の枠組みの変更と併せて、UBS AGは、コーポレート・センターから事業部門への貸借対照表の資源の配分を増加させている。その結果、2,230億米ドル(修正再表示された2018年度の数値)の資産(主に適格流動資産及び事業部門のために一元管理されている一部のその他の資産)がコーポレート・センターから事業部門へと配分されている。

また、資金調達のコスト及び費用に関するUBSの配分方法の変更並びに各コーポレート・センター部門の規模及び資源の消費の大幅な縮小を受けて、UBS AGは、IFRS第8号「事業セグメント」に基づき、コーポレート・センター全体での業績のみを開示し、コーポレート・センターに含まれるサービス業務、グループ・トレジャー並びに非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの各部門の業績を個別には開示しない。過年度の情報は、修正再表示されている。

詳細は、注記2を参照。

c) 2020年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正

IFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項の適用

2020年1月1日より、UBS AGは、負債性金融商品の金利リスクに係る公正価値ヘッジ、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジなどの既存のヘッジ会計プログラムの大部分にIFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項を適用する。IFRS第9号により認められているように、UBS AGは、引き続き、IAS第39号「金融商品：分類及び測定」に基づき、貸出金に関連する金利リスクのポートフォリオに係る公正価値ヘッジの会計処理を行う。

IFRS第9号のヘッジ会計モデルは、リスク管理実務により合致しており、ヘッジ有効性の要求を修正するとともに、任意の指定を禁止している。IFRS第9号は、階層要素、純額ポジション、合計エクスポージャー(デリバティブと非デリバティブの組合せ等)を含め、追加のヘッジ対象の指定を認めている。また、IFRS第9号は、「ヘッジのコスト」という考え方を導入した。この考え方に従って、オプションの時間的価値、先渡契約の先渡要素又はクロス・カレンシー・スワップに含まれる外貨ベース・スプレッドをその他の包括利益に繰り延べることができ、ヘッジ取引の性質によっては、ヘッジ対象が損益計算書に影響する時点又はヘッジ対象の存続期間にわたって損益計算書にリサイクルすることができる。

UBS AGの財務書類に対するこれらの要求事項の適用による影響はない。また、本適用によって、UBS AGは、今後、クロス・カレンシー・スワップを用いた為替リスクの公正価値ヘッジなど、より有効性の高いヘッジ会計におけるヘッジ関係を指定し、外貨ベース・スプレッドから生じる損益計算書のボラティリティを軽減することができる。

概念フレームワーク

2018年3月に、IASBIは、財務報告に関する概念フレームワークの修正版(以下「フレームワーク」という。)を公表した。フレームワークは、財務報告に関する基本的な考え方について定めており、IASBがIFRS基準を開発する際に利用される。作成者は、特定の事業上の取引が既存のIFRS基準において取り扱われていないという稀な状況において、会計方針を策定する際にフレームワークを利用する。

2020年1月1日における本フレームワークの適用によるUBS AGの財務書類に対する影響はないと見込まれる。

IFRS第3号「企業結合」に対する修正

2018年10月に、IASBIは事業の定義(IFRS第3号の修正)を公表した。本修正は、取引を企業結合として会計処理するのか、又は資産の取得として会計処理するかの判定のために、事業の定義を明確化するものである。本修正は、取得日が2020年1月1日以降の取引に適用される。2020年1月1日における本修正の適用によるUBS AGの財務書類に対する影響はないと見込まれる。

IFRS第17号「保険契約」

2017年5月に、IASBはIFRS第17号「保険契約」を公表した。本基準は、発行した保険契約と保有している再保険契約から生じる契約上の権利及び義務に係る会計上の要求事項について定めている。IFRS第17号の発効日は2021年1月1日であるが、的を絞ったIFRS第17号の修正のため、IASBは、強制適用日の1年延期を検討している。UBS AGは本基準の評価を行っているが、本基準によりUBS AGの財務書類に対して重要な影響はないと見込まれる。

注記2a セグメント報告

2019年12月31日現在のUBS AGの運営組織は、コーポレート・センター及び次の4つの事業部門、すなわちグローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクから構成されている。

詳細については、注記1a「セグメント報告」を参照。

グローバル・ウェルス・マネジメント

グローバル・ウェルス・マネジメントは、個人顧客、特に超富裕層及び富裕層セグメントに助言及びソリューションを提供している。顧客は、グローバル・ウェルス・マネジメント事業部門の総合的な業務（ウェルス・プランニング、運用、融資、資産の保護、社会貢献活動、コーポレート・バンキング・サービス、並びにインベストメント・バンク及びアセット・マネジメントとの共同によるファミリー・オフィス向けサービス等）から便益を得ている。グローバル・ウェルス・マネジメント事業部門は、グローバルに事業を展開しており、米国が最大の市場である。顧客は、現地拠点及び専門アドバイザーによるサービスの提供を受ける。超富裕層事業は、世界各国の地域にわたって管理されている。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門は、個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対して包括的な金融商品及びサービスを提供しており、スイスの個人顧客及び法人顧客向け貸付市場において事業を営んでいる。パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門は、スイスにおけるUBSのユニバーサル・バンクモデルの中核であり、グローバル・ウェルス・マネジメント、インベストメント・バンク及びアセット・マネジメントと連携して、顧客が個々の金融ニーズに対応する最善の商品及びソリューションを受領することができるようにしている。パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門は、主にスイス国内の市場で事業を営んでおり、フランクフルト、ニューヨーク、香港及びシンガポールの現地のハブを通じて、UBS AGの法人顧客及び機関投資家の国際的な事業活動に対して支援業務を提供している。当事業部門は、パーソナル・バンキング並びに法人顧客及び機関投資家顧客（以下「CIC」という。）に区分される。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメント事業部門は、多角化したグローバルな大手アセット・マネジャーである。同部門は、世界各地の機関投資家、ホールセール仲介機関及びグローバル・ウェルス・マネジメント事業の顧客に対し、あらゆる主要な従来型及び代替的な資産クラスにわたる投資運用能力及び投資形態、並びにアドバイザー・サポートを提供している。アセット・マネジメント事業部門は、異なる資産クラスについて、広範囲にわたる投資運用商品及びサービスを顧客に提供しており、これらの商品及びサービスは、分離、合同又はアドバイザー契約及び様々な法域を対象とした登録済投資ファンドの形式で提供することができる。同部門は世界中の主要なアセット・マネジメント市場を対象としており、4つの地域（南北アメリカ、欧州、中東及びアフリカ、スイス並びにアジア太平洋）に区分される22ヶ国に現地拠点を有している。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、機関投資家顧客、法人顧客及びウェルス・マネジメント顧客による資本の調達、事業の成長、投資及びリスク管理を支援するために、様々なサービスを提供している。同部門は、アドバイザー事業、資本市場事業、株式事業及び外国為替事業の従来の長所に引き続き重点を置いており、ターゲットとなる金利事業及びクレジット事業のプラットフォームによりこれを補完している。インベストメント・バンクは、リサーチ能力及び技術能力を利用して、発展し続ける市場構造、並びに規制、技術、経済及び競争上の見通しの変化に順応するよう顧客を支援している。インベストメント・バンクは、顧客に対し、当部門の知的資本及び電子的プラットフォームを利用して、ソリューションを提供している。同部門はまた、グローバル・ウェルス・マネジメント事業部門、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びアセット・マネジメント事業部門に対してサービスを提供している。同部門は、グローバルに展開しており、30ヶ国以上に拠点を有し、あらゆる主要な金融ハブに主たる事務所を設けている。

コーポレート・センター

コーポレート・センター部門は、グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーの所管分野（グループ・テクノロジー、グループ・コーポレート・サービス、グループ・ヒューマン・リソース及びグループ・オペレーション）、グループ・トレジャリー、グループ・ファイナンス、グループ・リーガル、グループ・リスク・コントロール、グループ・コミュニケーション及びブランディング、グループ・コンプライアンス・レギュレトリー及びガバナンス、ソサエティのUBS、並びに非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ（以下「NCL」という。）から成る。ここ数年、UBSは、サポート部門を各事業部門に段階的に連携させている。これらの部門の大部分は、完全に連携しているか、事業部門間で共有されているかのいずれかであり、経営責任を完全に有している。

グループ・トレジャリーは、UBS AGの貸借対照表の構造的リスク（金利リスク、構造的為替リスク及び担保リスク、並びにUBS AGの流動性及び資金調達ポートフォリオに関連したリスク等）を管理している。グループ・トレジャリーは、2つの主要なリスク管理分野を通じて、全ての事業部門にサービスを提供しており、そのリスク管理はUBS AGのリスク・ガバナンスの枠組みに完全に統合されている。

NCLは、インベストメント・バンクから分離された事業のレガシー・ポジションを管理しており、当グループのチーフ・リスク・オフィサーが議長を務める委員会によって監督されている。当該ポートフォリオには、その組成時に移転された各事業部門から生じた法律上の事案も含まれている。

2019年度第1四半期から、IFRS第8号「事業セグメント」に準拠して、UBS AGは、コーポレート・センター全体での業績のみを開示し、コーポレート・センター・サービス業務、グループ・トレジャリー並びにNCLの各部門の業績を個別には開示しない。

コーポレート・センターの費用及び資源の事業部門への配分に対する変更

当グループと部門の業績をより整合させるため、UBS AGは、コーポレート・センター・サービスの資金調達コスト及び費用を事業部門に配分する方法を調整した。同時に、UBS AGは、資金調達の源泉及び利用状況をより反映させるために、資金移転価格の枠組みを変更した。さらに、UBS AGは、コーポレート・センターから事業部門への貸借対照表の資源の配分を増加させた。過年度について修正再表示を行っており、各報告項目に対する影響は、以下の表に概説する通りである。

これらの変更は、UBS AGの報告されている経営成績又は財政状態に影響はない。

2019年1月1日にIFRS第16号「リース」を適用したことに伴い、UBS AGは、新たに認識された使用権資産及びファイナンス・リース債権約34億米ドルを事業部門に追加配分した。

詳細については、注記1bを参照。

コーポレート・センターの費用及び事業部門への資源配分の前期の情報への影響

	グローバル・ ウェルズ・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベストメント・ バンク	コーポレート・ センター	UBS AG
単位：百万米ドル 増加/(減少)						
2018年12月31日終了事業年度						
税引前営業利益/(損失)	(374)	(116)	(25)	(163)	677	0
資産合計	113,702	61,894	3,769	43,562	(222,927)	0
2017年12月31日終了事業年度						
税引前営業利益/(損失)	(351)	(133)	(24)	(180)	689	0
資産合計	102,641	58,196	3,329	41,628	(205,795)	0

セグメント報告

	グローバル・ ウェルズ・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベストメント・ バンク	コーポレート・ センター	UBS AG
単位：百万米ドル						
2019年12月31日終了事業年度⁽¹⁾						
受取利息純額 ⁽²⁾	3,947	1,993	(25)	(669)	(831)	4,415
受取利息以外 ⁽²⁾	12,426	1,745	1,962	7,967	869	24,970

収益	16,373	3,737	1,938	7,298	38	29,385
信用損失(費用) / 戻入	(20)	(21)	0	(30)	(7)	(78)
営業収益合計	16,353	3,717	1,938	7,268	31	29,307
人件費	7,618	852	720	2,732	1,879	13,801
一般管理費	1,283	229	201	738	6,135	8,586
コーポレート・センター及びその 他の事業部門(に対する) / から のサービス	4,055	1,179	485	2,922	(8,642)	0
内、コーポレート・センターか らのサービス	3,922	1,293	530	2,976	(8,721)	0
有形固定資産及びソフトウェア の減価償却費及び減損	5	13	1	8	1,549	1,576
無形資産償却費及び減損 ⁽³⁾	56	0	0	115	4	175
営業費用合計	13,018	2,274	1,407	6,515	925	24,138
税引前営業利益 / (損失)	3,335	1,443	531	753	(893)	5,169
税金費用 / (税務上の便益)						1,198
純利益 / (損失)						3,971
追加情報						
資産合計	309,766	209,512	34,565	316,058	102,017	971,916
非流動資産への追加 ⁽⁴⁾	68	10	0	1	4,935	5,014

⁽¹⁾ 上記の表の過年度の比較数値は、コーポレート・センターから事業部門への費用及び資源配分の変更及び持分帰属 (equity attribution) の枠組みの変更について修正再表示されたものである。詳細については、本注記及び注記 1bを参照。⁽²⁾ 2019年1月1日より、UBSは受取配当金及び支払配当金の表示を改善し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る配当金を、「受取利息純額」から「受取利息以外」に分類変更した。これに伴い過年度の情報が修正再表示され、UBS AGに対する影響は実質的に全てインベストメント・バンクから生じたものであった。詳細については、注記 1bを参照。⁽³⁾ 詳細については、注記16を参照。⁽⁴⁾ 2019年1月1日のIFRS第16号の適用に伴い、UBS AGは、新たに認識された約34億米ドルの資産を事業部門に追加配分した。このうち、33億米ドルは、非流動資産である。詳細については、注記 1bを参照。

	グローバル・ ウェルズ・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベストメント・ バンク	コーポレート・ センター	UBS AG
単位：百万米ドル						
2018年12月31日終了事業年度⁽¹⁾						
受取利息純額 ⁽²⁾	4,101	2,049	(29)	(459)	(690)	4,971
受取利息以外 ⁽²⁾	12,700	2,169	1,881	8,539	499	25,788
収益	16,801	4,218	1,852	8,080	(191)	30,759
信用損失(費用) / 戻入	(15)	(56)	0	(38)	(8)	(117)
営業収益合計	16,786	4,162	1,852	8,042	(199)	30,642
人件費	7,680	799	702	2,936	1,875	13,992
一般管理費	1,771	289	206	706	7,104	10,075
コーポレート・センター及びその 他の事業部門(に対する) / から のサービス	4,069	1,261	516	2,938	(8,784)	0
内、コーポレート・センターか らのサービス	3,935	1,365	561	2,991	(8,852)	0
有形固定資産及びソフトウェア の減価償却費及び減損	4	14	2	8	1,023	1,052
無形資産償却費及び減損 ⁽³⁾	50	0	1	12	2	65
営業費用合計	13,574	2,363	1,427	6,600	1,220	25,184
税引前営業利益 / (損失)	3,212	1,799	425	1,442	(1,419)	5,458
税金費用 / (税務上の便益)						1,345
純利益 / (損失)						4,113
追加情報						
資産合計	313,737	200,767	28,140	302,434	112,977	958,055
非流動資産への追加	196	23	1	89	1,449	1,757

(1) 上記の表の過年度の比較数値は、コーポレート・センターから事業部門への費用及び資源配分の変更及び持分帰属 (equity attribution) の枠組みの変更について修正再表示されたものである。詳細については、本注記及び注記 1bを参照。(2) 2019年 1月 1日より、UBSは受取配当金及び支払配当金の表示を改善し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る配当金を、「受取利息純額」から「受取利息以外」に分類変更した。これに伴い過年度の情報が修正再表示され、UBS AGに対する影響は実質的に全てインベストメント・バンクから生じたものであった。詳細については、注記 1bを参照。(3) 詳細については、注記16を参照。

	グローバル・ ウェルズ・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベストメント・ バンク	コーポレート・ センター	UBS AG
単位：百万米ドル						
2017年12月31日終了事業年度⁽¹⁾						
受取利息純額 ⁽²⁾	3,880	2,044	(23)	234	(114)	6,021
受取利息以外 ⁽²⁾	12,265	1,815	2,100	7,508	466	24,155
収益 ⁽³⁾	16,145	3,859	2,077	7,742	352	30,176
信用損失(費用) / 戻入	(8)	(20)	0	(92)	(11)	(131)
営業収益合計	16,137	3,839	2,077	7,651	341	30,044
人件費	7,679	849	731	3,007	2,686	14,952
一般管理費	1,308	300	238	728	6,426	9,001
コーポレート・センター及びその 他の事業部門(に対する) / から のサービス	3,926	1,200	541	2,858	(8,525)	0
内、コーポレート・センターか らのサービス	3,803	1,318	580	2,892	(8,593)	0

有形固定資産及びソフトウェア の減価償却費及び減損	4	13	1	10	916	945
無形資産償却費及び減損 ⁽⁴⁾	49	0	3	12	7	71
営業費用合計	12,966	2,363	1,515	6,614	1,510	24,969
税引前営業利益 / (損失)	3,171	1,476	562	1,036	(1,169)	5,076
税金費用 / (税務上の便益)						4,242
純利益 / (損失)						834
追加情報						
資産合計	297,631	197,290	17,968	311,477	115,654	940,020
非流動資産への追加	120	15	1	3	1,509	1,648

⁽¹⁾ 上記の表の過年度の比較数値は、コーポレート・センターから事業部門への費用及び資源配分の変更及び持分帰属 (equity attribution) の枠組みの変更について修正再表示されたものである。詳細については、本注記及び注記 1 b を参照。⁽²⁾ 2019年1月1日より、UBSは受取配当金及び支払配当金の表示を改善し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る配当金を、「受取利息純額」から「受取利息以外」に分類変更した。これに伴い過年度の情報が修正再表示され、UBS AGに対する影響は実質的に全てインベストメント・バンクから生じたものであった。詳細については、注記 1 b を参照。⁽³⁾ 2017年12月31日終了事業年度のその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 (2018年度より前は、売却可能金融資産に分類) の減損は15百万米ドルであり、このうち12百万米ドルはアセット・マネジメントで発生したものである。⁽⁴⁾ 詳細については、注記16を参照。

注記2b 地域別セグメント報告

下記の表に表示された営業地域は、UBS AGの地域別の経営体制に対応している。各地域への営業収益の配分は、事業の運営とその業績評価の基準を反映し、当該基準に従って行われている。これらの配分は、経営者が合理的と判断する仮定及び判断を必要とするものであり、見積り又は経営体制の変更を反映するように変更される場合がある。配分方法の主たる原則として、顧客収益を顧客の居住地に帰属させ、トレーディング収益及びポートフォリオ運用収益をリスク管理が実施される国に帰属させている。このような収益の帰属は、国及び地域の最高責任者の指図に従って行われる。コーポレート・センターの非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに関する収益などの特定の収益は、グローバルレベルで管理される。これらの収益は、「グローバル」として表示されている。

営業収益及び非流動資産の地域別分析は、資産が計上されている事業体の所在地を基礎としている。

2019年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位： 十億米ドル	割合%	単位： 十億米ドル	割合%
南北アメリカ	12.0	41	8.9	46
内、米国	10.9	37	8.5	44
アジア太平洋	4.7	16	1.3	7
欧州、中東及びアフリカ(スイスを除く。)	5.8	20	2.6	13
スイス	6.7	23	6.5	34
グローバル	0.0	0	0.0	0
合計	29.3	100	19.3	100

2018年12月31日終了事業年度⁽¹⁾

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位： 十億米ドル	割合%	単位： 十億米ドル	割合%
南北アメリカ	12.6	41	7.4	46
内、米国	11.5	37	7.0	43
アジア太平洋	4.9	16	0.8	5
欧州、中東及びアフリカ(スイスを除く。)	6.2	20	1.8	11
スイス	7.2	23	6.2	38
グローバル	(0.3)	(1)	0.0	0
合計	30.6	100	16.2	100

2017年12月31日終了事業年度⁽¹⁾

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位： 十億米ドル	割合%	単位： 十億米ドル	割合%
南北アメリカ	12.0	40	7.4	47
内、米国	11.2	37	6.9	44
アジア太平洋	4.8	16	0.8	5
欧州、中東及びアフリカ(スイスを除く。)	6.1	20	1.7	10
スイス	6.9	23	6.0	38
グローバル	0.2	1	0.0	0
合計	30.0	100	15.8	100

(1) 上記の表の過年度の比較数値は、コーポレート・センターから事業部門への費用及び資源配分の変更及び持分帰属 (equity attribution) の枠組みの変更について修正再表示されたものである。詳細については、本注記及び注記1bを参照。

損益計算書の注記

注記3 受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係るその他の収益純額

	終了事業年度		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
単位：百万米ドル			
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る			
受取利息純額	3,400	3,628	4,969
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額	1,015	1,344	1,052
金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額	6,833	6,953	5,640
合計	11,248	11,924	11,661
グローバル・ウェルス・マネジメント	4,913	5,050	4,942
内、受取利息純額	3,947	4,101	3,880
内、為替及びその他の仲介業務に係る取引ベースの収益 ⁽¹⁾	966	948	1,062
パーソナル&コーポレート・バンキング	2,436	2,452	2,420
内、受取利息純額	1,993	2,049	2,044
内、為替及びその他の仲介業務に係る取引ベースの収益 ⁽¹⁾	443	402	376
アセット・マネジメント	(13)	(35)	(34)
インベストメント・バンク	4,187	4,757	4,273
コーポレート・クライアント・ソリューション	716	1,051	1,076
インベスター・クライアント・サービス	3,471	3,705	3,197
コーポレート・センター	(276)	(299)	60
受取利息純額^{(2),(3)}			
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る			
受取利息純額			
貸出金及び前渡金に係る受取利息 ⁽⁴⁾	8,026	7,822	7,766
有価証券ファイナンス取引に係る受取利息 ⁽⁵⁾	2,005	1,567	1,573
償却原価で測定されるその他の金融商品に係る受取利息	364	266	99
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る受取利息	120	142	152
キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブに係る受取利息	188	324	846
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る			
 受取利息合計	10,703	10,121	10,437
借入金及び預金への支払利息 ⁽⁶⁾	4,541	3,566	2,515
有価証券ファイナンス取引に係る支払利息 ⁽⁷⁾	1,152	1,130	1,473
社債に係る支払利息	1,491	1,797	1,480
リース負債に係る支払利息 ⁽⁸⁾	118		

償却原価で測定される金融商品に係る支払利息合計	7,303	6,494	5,468
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る 受取利息純額合計	3,400	3,628	4,969

	終了事業年度		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
単位：百万米ドル			
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額			
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融商品に係る受取利息	1,218	1,111	1,374
ブローカレッジ債権に係る受取利息	339	575	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融商品に係る受取利息	2,274	1,757	
その他の受取利息	185	215	0
公正価値での測定を指定された金融商品に係る支払利息	(3,000)	(2,314)	(322)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額合計	1,015	1,344	1,052
受取利息純額	4,415	4,971	6,021
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額			
インベストメント・バンク - コーポレート・クライアント・ソリューション	229	552	633
インベストメント・バンク - インベスター・クライアント・サービス	4,628	4,663	3,406
その他の事業部門及びコーポレート・センター	1,976	1,737	1,601
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	6,833	6,953	5,640
内、公正価値での測定を指定された金融負債に係る純利得/(損失) ⁽⁹⁾	(8,748)	9,382	(3,979)

(1) 主に、顧客主導の取引、為替換算の影響及び貴金属に係る収益及び費用に係るスプレッド関連の収益を含む。これらは、損益計算書の項目である「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係るその他の収益純額」に含まれる。(2) 2018年1月1日より、UBS AGはIFRS第9号「金融商品」を適用したため、一部の金融商品の分類が将来に向かって変更されている。詳細については、「2018年度年次報告書(英文)」の「連結財務書類」のセクションの「注記1c 会計方針の変更、比較可能性及びIFRS第9号「金融商品」への移行による影響」を参照。(3) 2019年1月1日より、UBS AGは受取配当金及び支払配当金の表示を改善し、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る配当金を、「受取利息純額」から「受取利息以外」に分類変更した。これに伴い過年度の情報が修正再表示されている。詳細については、注記1bを参照。(4) 中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金、顧客貸出金及び前渡金及びデリバティブに係る差入担保金に係る受取利息、並びに銀行預り金及び顧客預金に係るマイナス利息から成る。(5) 有価証券ファイナンス取引による債権に係る受取利息、及び有価証券ファイナンス取引による債務に係るマイナス利息(手数料を含む。)を含む。(6) 銀行預り金、デリバティブに係る受入担保金、顧客預金並びにUBSグループAG及びその子会社からの資金調達に係る支払利息、並びに中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金に係るマイナス利息から成る。(7) 有価証券ファイナンス取引による債務に係る支払利息、及び有価証券ファイナンス取引による債権に係るマイナス利息(手数料を含む。)を含む。(8) 2019年1月1日におけるIFRS第16号の適用に伴うリース負債に関連している。詳細については、注記1bを参照。(9) 公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引を各機能通貨に換算することにより生じた為替変動の影響額(いずれも「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額」に報告されている。)は含まれない。2019年度には、公正価値での測定が義務づけられるトレーディング目的保有でないユニットリンク型投資契約未払額に関連する1,830百万米ドルの純損失(2018年度：2,152百万米ドルの純利得)を含む。これは、純損益を通じて公正価値での測定を義務付けられるトレーディング目的保有でないユニットリンク型投資契約金融資産に関連する1,830百万米ドルの純利得(2018年度：2,134百万米ドルの純損失)と相殺された。

注記4 受取報酬及び手数料純額⁽¹⁾

	終了事業年度		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
単位：百万米ドル			
引受報酬	784	843	1,029
内、株式引受報酬	360	431	573
内、債券引受報酬	424	412	456
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	774	768	698
仲介報酬	3,248	3,521	3,821
投資信託報酬	4,859	4,955	4,322
ポートフォリオの運用及び関連サービス報酬	7,656	7,756	7,666
その他	1,836	1,789	1,854
受取報酬及び手数料合計⁽¹⁾	19,156	19,632	19,390
内、経常的な報酬及び手数料	12,545	12,911	
内、取引ベースの報酬及び手数料	6,449	6,629	
内、成果ベースの報酬及び手数料	163	93	
支払報酬及び手数料			
支払仲介手数料	310	316	673
販売手数料	590	580	514
その他	796	807	653
支払報酬及び手数料合計	1,696	1,703	1,840
受取報酬及び手数料純額	17,460	17,930	17,550
内、仲介報酬純額	2,938	3,205	3,148

(1) 2019年12月31日終了事業年度において、第三者からの受取報酬及び手数料として、グローバル・ウェルス・マネジメントで11,694百万米ドル、インベストメント・バンクで3,397百万米ドル、アセット・マネジメントで2,659百万米ドル、パーソナル&コーポレート・バンキングで1,307百万米ドル、及びコーポレート・センターで98百万米ドルを反映している(2018年12月31日終了事業年度：グローバル・ウェルス・マネジメントで12,059百万米ドル、インベストメント・バンクで3,557百万米ドル、アセット・マネジメントで2,579百万米ドル、パーソナル&コーポレート・バンキングで1,338百万米ドル、及びコーポレート・センターで100百万米ドル)。

注記5 その他の収益

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
関連会社、共同支配企業及び子会社			
子会社取得及び処分純利得 / (損失) ⁽¹⁾	(36)	(292) ^{(2), (3)}	32
関連会社投資の処分純利得 / (損失)	4	46 ⁽⁴⁾	0
関連会社及び共同支配企業の純利益に対する持分	46	529 ⁽⁵⁾	76
関連会社の減損	(1)	0	(7)
合計	13	283	101
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分からの純利得 / (損失)	31	0	195
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の減損	0	0	(15)
償却原価で測定される金融資産の処分純利得 / (損失)	0	0	14
不動産収益 ⁽⁶⁾	27	24	24
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	(19)	40	0
UBSグループAG又はその子会社に提供された共通業務からの収益	464	478	395
その他	161	80	251
その他の収益合計	677	905	965

(1) 在外営業活動体の処分又は閉鎖に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。(2) UBSセキュリティーズ中国に関連する270百万米ドルの再測定による損失を含む。詳細については、注記32を参照。(3) 25百万米ドルの子会社売却益及び31百万米ドルのヴィダー・ホテルの売却に関連する税引前不動産売却益を含む。詳細については、注記32を参照。(4) UBSセキュリティーズ中国に関連する為替換算差益(純額)を含む。詳細については、注記32を参照。(5) SIXペイメント・サービスのワールドラインへの売却に関連するSIXに対する当行の株式所有に係る460百万米ドルの評価益を含む。(6) 第三者から受け取った賃貸料を含む。

注記6 人件費

	終了事業年度		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
単位：百万米ドル			
給与 ⁽¹⁾	5,183	5,199	5,423
変動報酬 - 業績報酬 ⁽²⁾	2,545	2,794	3,054
内、新規採用者に対する保証	29	43	36
変動報酬 - その他 ⁽²⁾	225	220	231
内、報酬の補填 ⁽³⁾	55	68	70
内、失効による貸方計上額	(84)	(136)	(106)
内、退職手当 ⁽⁴⁾	110	106	95
内、リテンション・プラン及びその他の支払金	52	64	62
内、繰延条件付資本制度 - 利息費用	93	116	110
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ^{(2)、(5)}	4,043	4,054	4,064
契約社員給与	147	184	318
社会保険	627	629	731
年金及びその他の退職後給付制度 ⁽⁶⁾	569	363	601
その他の人件費	461	549	531
人件費合計	13,801	13,992	14,952

⁽¹⁾ 役割ベース給を含む。⁽²⁾ 詳細については、注記30を参照。⁽³⁾ 報酬の補填は、UBSに入社したことによって失効した繰延報酬を従業員に補填するための支払である。⁽⁴⁾ 法律上義務付けられた標準的な退職手当が含まれている。⁽⁵⁾ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づくグリッドを基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。⁽⁶⁾ 2018年度に、スイスにおけるUBS AGの年金基金に変更が生じたことにより、UBS AGの年金債務認識額が減少した。その結果、132百万米ドルの税引前利得が2018年度の損益計算書に認識されたが、資本合計への全体的影響はなかった。詳細については、注記29を参照。

注記7 一般管理費

	終了事業年度		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
単位：百万米ドル			
賃借料 ⁽¹⁾	342	852	865
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	339	326	422
通信及び市場データサービス費用	517	520	544
管理費	5,176	5,383	3,644
内、UBSグループAG又はその子会社から請求される共通業務費用	4,621	4,803	3,046
内、英国及びドイツの銀行賦課金 ⁽²⁾	41	58	20
マーケティング及び広報費用	233	277	338
旅費及び交際費	325	367	382
専門家報酬	782	870	1,086
IT及びその他のサービスの外部委託費用	610	729	1,169
訴訟、規制上の問題及び類似の問題 ⁽³⁾	165	657	434
その他	97	95	118
一般管理費合計	8,586	10,075	9,001

⁽¹⁾ 2019年1月1日のIFRS第16号の適用により、賃借料は減少している。詳細については、注記1bを参照。⁽²⁾ 30百万米ドル(2018年度の40百万米ドル及び2017年度の17百万米ドル)の英国の銀行賦課金にはそれぞれ、過年度に関連する31百万米ドル(45百万米ドル及び85百万米ドル)の控除額を含む。⁽³⁾ 損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加が反映されている。詳細については、注記21を参照。さらに、第三者からの回収(2019年12月31日終了事業年度：11百万米ドル、2018年12月31日終了事業年度：29百万米ドル、2017年12月31日終了事業年度：55百万米ドル)が含まれている。

注記8 法人所得税

	終了事業年度		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
単位：百万米ドル			
税金費用 / (税務上の便益)			
スイス			
当期	336	434	408
繰延	246	2,326	91
スイス合計	582	2,760	499
スイス以外			
当期	402	537	435
繰延	214	(1,952)	3,308
スイス以外の合計	616	(1,415)	3,743
損益計算書に認識された税金費用 / (税務上の便益)合計	1,198	1,345	4,242

損益計算書に認識された法人所得税

2019年度において、UBS AGでは税金費用1,198百万米ドルが認識され、実効税率は23.2%であった。これには、スイスの税金費用純額582百万米ドル及びスイス以外の税務上の便益純額616百万米ドルが含まれていた。

スイスの税金費用には、スイスの子会社が稼得した課税所得に関連する336百万米ドルの当期税金費用が含まれている。また、当該税金費用には、主に将来減算一時差異に関して過年度に認識した繰延税金資産（以下「DTA」という。）の償却を反映した246百万米ドルの繰延税金費用が含まれていた。

スイス以外の税金費用には、スイス以外の子会社及び支店で稼得した課税所得に関連する402百万米ドルの当期税金費用が含まれていた。これにはまた、214百万米ドルの繰延税金費用が含まれていた。これらには、主に、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に関して過年度に認識した繰延税金資産の償却を反映した474百万米ドルの費用（UBSアメリカズ・インクのレベルでの米国の税務上の繰越欠損金に係るDTAの償却額も含む）が含まれていた。これらの一部は、当年度におけるUBS AGからUBSアメリカズ・インクへの不動産資産の拠出により生じた追加のDTAの認識に係る税務上の便益260百万米ドルにより相殺された。追加のDTAの認識は、2018年度第4四半期において資産計上することを選択した特定の過去の不動産費用に関連するものである。

終了事業年度

単位：百万米ドル	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日
税引前営業利益 / (損失)	5,169	5,458	5,076
内訳：スイス	2,297	1,427	1,911
内訳：スイス以外	2,872	4,031	3,165
スイスの税率（2019年度：20.5%、2018年度及び2017年度：21%）	1,060	1,146	1,066
増 / (減)の内訳：			
スイスの税率と異なるスイス以外の税率	72	68	230
未認識の損失の税効果	131	222	173
当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金	(265)	(25)	(368)
非課税及び低税率所得	(305)	(419)	(306)
損金不算入費用及び追加的な課税所得	713	883	588
過年度調整 - 当期税金	1	114	(14)
過年度調整 - 繰延税金	(6)	27	6
繰延税金の認識額の変動	(293)	(802)	(165)
税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整	(9)	0	2,897
その他の項目	99	130	135
税金費用 / (税務上の便益)	1,198	1,345	4,242

税引前営業利益の内訳及び財務書類に計上されている税金費用とスイスの税率で計算した金額との差異の内訳は、上記の表に記載されており、その説明は以下の通りである。

スイスの税率と異なるスイス以外の税率

UBS AGの損益がスイス国外で発生する場合、現地の適用税率がスイスの税率と異なることがある。この項目には、かかる利益について、スイスの税率で発生するであろう税金費用の現地の適用税率で発生するであろう税金費用に対する調整が反映されている。同様に、かかる損失についても、スイスの税率で発生するであろう税務上の便益の現地の適用税率で発生するであろう税務上の便益に対する調整が反映されている。

未認識の損失の税効果

この項目は、当期に発生した企業の税務上の欠損金の内、DTAに認識されていないものに関連するものである。結果として、当該欠損金には税務上の便益は発生しないため、上記の通り、当該欠損金に現地の税率を適用して計算した税務上の便益は戻入される。

当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金

この項目は、当期の課税所得の内、過年度にDTAが計上されていない過年度の税務上の欠損金と相殺されるものに関連するものである。結果として、当該課税所得には当期の税金費用又は繰延税金費用は発生しないため、当該課税所得に現地の税率を適用して計算した税金費用は戻入される。

非課税及び低税率所得

この項目は、永久差異に関する当年度の税金控除に関連している。これらには、非課税であるか、又は課税されるが現地の税率よりも低い税率が適用される利益に関する控除が含まれている。これらにはまた、税務上、損金算入されるものも含まれている。当該損金は財務書類に反映されていない。

損金不算入費用及び追加的な課税所得

この項目は、永久差異に関する当年度の追加的な課税所得に関連している。これらには、税務上、企業によって認識されるが、財務書類に報告される利益には含まれていない所得が含まれている。さらに、これらには、損金不算入である当年度の費用も含まれている。例えば、顧客の交際費は特定の拠点では損金不算入である。

過年度調整 - 当期税金

この項目は、過年度に関する当期税金費用の調整に関連している。例えば、税務当局と合意した、ある課税年度の納付すべき税金が過年度に財務書類に反映された金額と異なる場合に、この調整が発生する。

過年度調整 - 繰延税金

この項目は、過年度に認識した繰延税金のポジションの調整に関連するものである。例えば、ある課税年度の税務上の欠損金が全て認識され、税務当局と合意した当該欠損金の金額が財務書類にDTAとして過年度に認識された金額と異なることが予想される場合に、この調整が発生する。

繰延税金の認識額の変動

この項目は、将来の課税所得予想を見直したことにより生じた過年度に認識されたものを含む、DTAの変動に関連している。この項目にはまた、繰延税金が認識されていない一時差異の当期における変動も含まれている。

税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整

この項目は、税率の変更に伴い認識されたDTA及び繰延税金負債の再測定に関連するものである。この再測定には、税務上の欠損金又は将来減算一時差異から予想される将来の節税額（すなわち、DTAの認識額）を変動させる効果、あるいは将来加算一時差異から生じる追加的な課税所得に係る税金負担額（すなわち、繰延税金負債）を変動させる効果がある。

その他の項目

その他の項目には、当期の不確実なポジションに係る引当金の増減など、現地の税率を適用した損益と現地の実際の税金費用又は税務上の便益との間の差異が含まれている。

資本に直接認識される法人所得税

税金費用及び税務上の便益の一部は、当期に資本に直接認識されている。これらには、以下の項目が含まれている。

- その他の包括利益（以下「OCI」という。）に認識された税金費用純額327百万米ドル（2018年度：314百万米ドルの税務上の便益純額）。この金額には、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る税金費用253百万米ドル（2018年度：67百万米ドルの税務上の便益）、OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に係る税金費用41百万米ドル（2018年度：12百万米ドルの税務上の便益）、為替換算差損益に係る税金費用1百万米ドル（2018年度：2百万米ドルの税金費用）、確定給付年金制度に係る税金費用41百万米ドル（2018年度：245百万米ドルの税務上の便益）及び自己の信用に係る税務上の便益8百万米ドル（2018年度：8百万米ドルの税金費用）が含まれている。
- 資本剰余金に認識された税務上の便益（純額）11百万米ドル（2018年度：5百万米ドルの税務上の便益）。

繰延税金資産及び負債

UBS AGの税務上の繰越欠損金及び減算一時差異に関連するDTAの総額、評価性引当金及びDTAの認識額、並びに加算一時差異に関する繰延税金負債は、以下の表に示される通りである。評価性引当金は、関連する税務上の繰越欠損金や控除可能な一時差異の使用対象となる将来の課税所得が稼得されない可能性が高いとみなされるため認識されていないDTAを反映している。

2019年12月31日現在のDTAの認識額の内、米国に関連するものは93億米ドル、その他の拠点に関連するものは2億米ドルであった（2018年12月31日現在、米国に関連するものは95億米ドル、その他の拠点に関連するものは6億米ドル）。

DTAの認識は、関連する事業体の課税所得の予測により裏付けられている。また、タックス・プランニングにおいて機会を利用して将来の課税所得を増加させ、必要に応じてこれらの機会が使用される。

2019年12月31日現在、UBS AGは、DTA 75百万米ドル（2018年12月31日現在：53百万米ドル）を当年度又は前年度に損失が発生している事業体に関して認識している。

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	総額	評価性引当額	認識額	総額	評価性引当額	認識額
繰延税金資産⁽¹⁾						
税務上の繰越欠損金	14,826	(8,861)	5,965	15,088	(8,989)	6,099
一時差異	4,158	(610)	3,548	4,526	(559)	3,967
内、米国の税務上資産計上された不動産費用関連	2,219	0	2,219	2,159	(25)	2,134
内、報酬及び給付金	1,075	(179)	896	1,146	(192)	954
内、トレーディング資産関連	99	(5)	93	390	(50)	339
内、子会社に対する投資及びのれん	0	0	0	179	0	179
内、その他	765	(426)	340	653	(292)	361
繰延税金資産合計	18,984	(9,471)	9,513	19,614	(9,548)	10,066
繰延税金負債						
のれん及び無形資産			29			26
キャッシュ・フロー・ヘッジ			156			0
その他			126			62
繰越税金負債合計			311			88

(1) 繰延税金負債控除後（該当する場合）

未認識の税務上の繰越欠損金

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
1年以内	13	0
2年から5年以内	609	464
6年から10年以内	14,712	16,297
11年から20年以内	4,030	4,457
無期限	18,364	17,210
合計	37,728	38,428

2019年12月31日現在、未認識の税務上の繰越欠損金の内、米国に関連するものは178億米ドル、英国に関連するものは149億米ドル、その他の拠点に関連するものは50億米ドルである（2018年12月31日現在、米国に関連するものは200億米ドル、英国に関連するものは142億米ドル、その他の拠点に関連するものは42億米ドル）。

通常、2017年12月31日以前に生じた米国連邦税の税務上の欠損金は20年間繰越可能であり、2017年12月31日より後に生じた米国連邦税の税務上の欠損金及び英国の税務上の欠損金は無期限に繰越可能である。上記の表に含まれる米国の税務上の繰越欠損金は、州及び現地の税務上の金額ではなく、連邦の税務上の金額に基づいている。

繰延税金負債は、UBS AGが関連する将来加算一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合に、子会社、支店及び関連会社に対する投資、並びに共同支配の取決めに対する持分に関して認識される。なお、2019年12月31日現在、当該例外的取り扱いを、将来加算一時差異に適用しないと判断した。

注記9 1株当たり利益（以下「EPS」という。）及び社外流通株式数

2015年度において、UBS AG株式はスイス証券取引所（SIX）及びニューヨーク証券取引所での上場が廃止された。2019年12月31日現在、UBS AGの発行済株式の100%がUBSグループAGに保有されているため、市場で取引されていない。従って、UBS AGの1株当たり利益の情報は提供されていない。

貸借対照表の注記

注記10 予想信用損失の測定の対象となる償却原価で測定される金融資産及びその他のポジション

以下の表は、予想信用損失（以下「ECL」という。）の対象となる金融商品及び特定のその他の信用枠に関する情報を提供する。UBSは、共通のリスク特性並びに適用される同一又は類似の格付方法に基づいてポートフォリオを細分類するために、ECL開示セグメント又は「ECLセグメント」を設定している。主要なセグメントは、以下の表に示されている。

予想信用損失の測定に関する追加情報については、注記23を参照。

セグメント	セグメントの説明	信用リスクへの感応度に関する説明	事業部門/ コーポレート・センター
住宅ローンのある個人顧客	所有者が専有している不動産とその顧客の個人口座の当座貸越を担保とした、個人顧客への貸付	金利環境、雇用状況及び地域効果による影響(例：不動産価値)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - グローバル・ウェルス・マネジメント
不動産ファイナンス	不動産を担保とした、賃料又は収益をもたらす不動産による法人顧客向けのファイナンス	GDP成長率、金利環境及び地域効果による影響(例：不動産価値)。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - グローバル・ウェルス・マネジメント - インベストメント・バンク
大手法人顧客	大企業及び多国籍企業への貸付	GDP成長率、季節性及びビジネスサイクル、担保価値(不動産及びその他の種類の担保を含む多様な担保)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - インベストメント・バンク
中小企業の顧客	中小企業の顧客への貸付	GDP成長率、金利環境、並びにある程度は季節性及びビジネスサイクル、担保価値(不動産及びその他の種類の担保を含む多様な担保)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング
ロンバード	市場性のある有価証券、保証及びその他の形式の担保の差入れを担保とする貸付	市場(担保や運用資産の変更など)に敏感。	- グローバル・ウェルス・マネジメント
クレジットカード	スイス及び米国におけるクレジットカード・ソリューション	金利環境及び雇用状況に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - グローバル・ウェルス・マネジメント
コモディティ・トレード・ファイナンス	コモディティ・トレーダーの運転資金ファイナンス(通常、自己清算型の取引ベースで供与)	債務返済の主要資金源は融資対象の貨物に直結しているため、主に個別の取引構造の強み及び担保価値(コモディティ価格の変動性)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング
金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	金融機関及び年金基金への貸付(ブローカー・ディーラーや清算機関への貸付を含む)	GDP成長率、金利環境、規制の変化及び政治リスクに敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - インベストメント・バンク - コーポレート・センター

感応度の詳細については、注記23gを参照。

償却原価で測定される金融商品については、帳簿価額純額は、予想信用損失に係る評価性引当金考慮後の信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定される金融資産もまたECLの対象となる。ただし、償却原価で測定される金融商品とは異なり、これらの金融資産の帳簿価額から引当金は減額されない。なお、FVOCIで測定される金融資産の帳簿価額は、信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。

当期において、購入した信用減損金融資産は認識されていない。組成した信用減損金融資産の重要性はないため、以下の表には表示されていない。

オンバランス・シートの金融資産に加え、一部のオフバランス・シート金融商品及びその他の信用枠もまたECLの対象である。オフバランス・シート金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、想定元本に基づき算出される。

単位：百万米ドル		2019年12月31日現在							
償却原価で測定される金融商品	帳簿価額 ⁽¹⁾				ECLに係る評価性引当金				
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
現金及び中央銀行預け金	107,068	107,068	0	0	0	0	0	0	
銀行貸出金及び前渡金	12,379	12,298	80	0	(6)	(4)	(1)	(1)	
有価証券ファイナンス取引による債権	84,245	84,245	0	0	(2)	(2)	0	0	
デリバティブに係る差入担保金	23,289	23,289	0	0	0	0	0	0	
顧客貸出金及び前渡金	327,992	310,705	15,538	1,749	(764)	(82)	(123)	(559)	
内、住宅ローンのある個人顧客	132,646	124,063	7,624	959	(110)	(15)	(55)	(41)	
内、不動産ファイナンス	38,481	32,932	5,532	17	(43)	(5)	(34)	(4)	
内、大手法人顧客	9,703	9,184	424	94	(117)	(15)	(4)	(98)	
内、中小企業の顧客	11,786	9,817	1,449	521	(303)	(17)	(15)	(271)	
内、ロンバード	112,893	112,796	0	98	(22)	(4)	0	(18)	
内、クレジットカード	1,661	1,314	325	22	(35)	(8)	(14)	(13)	
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,844	2,826	8	10	(81)	(5)	0	(77)	
償却原価で測定されるその他の金融資産	23,012	21,985	451	576	(143)	(35)	(13)	(95)	
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,877	2,341	334	202	(109)	(29)	(11)	(70)	
償却原価で測定される金融資産合計	577,985	559,590	16,069	2,326	(915)	(124)	(137)	(655)	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	6,345	6,345	0	0	0	0	0	0	
ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオンバランス・シートの金融資産合計	584,329	565,935	16,069	2,326	(915)	(124)	(137)	(655)	
		エクスポージャー合計				ECLに係る負債性引当金			
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
保証	18,142	17,757	304	82	(42)	(8)	(1)	(33)	
内、大手法人顧客	3,687	3,461	203	24	(10)	(1)	0	(9)	
内、中小企業の顧客	1,180	1,055	67	58	(24)	0	0	(23)	
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	7,966	7,950	16	0	(5)	(4)	0	0	
内、ロンバード	622	622	0	0	(1)	0	0	(1)	
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,334	2,320	13	0	(1)	(1)	0	0	
取消不能ローン・コミットメント	27,547	27,078	419	50	(35)	(30)	(5)	0	
内、大手法人顧客	18,735	18,349	359	27	(27)	(24)	(3)	0	
先日付スタートのリバース・レボ契約及び有価証券借入契約	1,657	1,657	0	0	0	0	0	0	
無条件に取消可能な信用枠	36,979	35,735	1,197	46	(34)	(17)	(17)	0	
内、不動産ファイナンス	5,242	4,934	307	0	(16)	(3)	(13)	0	
内、大手法人顧客	4,274	4,188	69	17	(1)	(1)	0	0	
内、中小企業の顧客	4,787	4,589	171	27	(9)	(8)	(1)	0	
内、ロンバード	7,976	7,975	0	1	0	0	0	0	
内、クレジットカード	7,890	7,535	355	0	(6)	(4)	(2)	0	
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	344	344	0	0	0	0	0	0	
契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	3,289	3,285	0	4	(3)	(3)	0	0	

オフバランス・シートの 金融商品及びその他の 信用枠合計	87,614	85,513	1,920	182	(114)	(58)	(23)	(33)
評価性引当金及び負債性引当金 合計					(1,029)	(181)	(160)	(688)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

単位：百万米ドル		2018年12月31日現在						
		帳簿価額 ⁽¹⁾			ECLに係る評価性引当金			
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	108,370	108,370	0	0	0	0	0	0
銀行貸出金及び前渡金	16,642	16,440	202	0	(7)	(4)	(1)	(3)
有価証券ファイナンス取引による債権	95,349	95,349	0	0	(2)	(2)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	23,603	23,603	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	321,482	299,378	20,357	1,748	(772)	(69)	(155)	(549)
内、住宅ローンのある個人顧客	126,335	115,679	9,859	796	(138)	(16)	(83)	(39)
内、不動産ファイナンス	36,474	28,578	7,858	38	(59)	(3)	(40)	(16)
内、大手法人顧客	11,390	10,845	457	88	(95)	(9)	(4)	(82)
内、中小企業の顧客	9,924	8,029	1,263	632	(281)	(13)	(12)	(256)
内、ロンバード	111,722	111,707	0	14	(21)	(4)	0	(17)
内、クレジットカード	1,529	1,216	297	16	(30)	(6)	(13)	(11)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	3,260	2,798	445	16	(86)	(5)	(3)	(78)
償却原価で測定されるその他の金融資産	22,637	21,936	223	478	(155)	(43)	(4)	(109)
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	3,291	3,104	62	125	(113)	(34)	(2)	(77)
償却原価で測定される金融資産合計	588,084	565,076	20,782	2,226	(937)	(117)	(159)	(660)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	6,667	6,667	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオンバランス・シートの金融資産合計	594,750	571,743	20,782	2,226	(937)	(117)	(159)	(660)
		エクスポージャー合計			ECLに係る負債性引当金			
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	18,146	17,321	611	215	(43)	(7)	(2)	(34)
内、大手法人顧客	3,862	3,599	136	127	(8)	(1)	(1)	(6)
内、中小企業の顧客	1,298	1,057	164	77	(26)	0	0	(25)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	7,193	7,125	67	0	(4)	(3)	0	0
内、ロンバード	834	834	0	0	0	0	0	0
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,097	1,851	236	11	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミットメント	31,212	30,590	568	53	(37)	(32)	(5)	0
内、大手法人顧客	22,019	21,492	519	7	(31)	(26)	(4)	0
先日付スタートのリバース・レボ契約及び有価証券借入契約	937	937	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	38,851	37,338	1,420	93	(36)	(19)	(16)	0
内、不動産ファイナンス	2,562	2,150	401	11	(17)	(4)	(12)	0
内、大手法人顧客	4,260	4,152	91	17	(2)	(1)	0	0
内、中小企業の顧客	4,505	4,163	285	57	(7)	(6)	(1)	0
内、ロンバード	7,402	7,402	0	0	0	(1)	0	0
内、クレジットカード	7,343	7,035	309	0	(6)	(4)	(2)	0
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	3,467	3,209	254	4	(2)	(2)	0	0

契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	3,339	2,861	456	22	(1)	(1)	0	0
オフバランス・シートの 金融商品及びその他の 信用枠合計	92,486	89,048	3,055	383	(116)	(59)	(23)	(34)
評価性引当金及び負債性 引当金合計					(1,054)	(176)	(183)	(695)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

カバレッジ比率は、ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金をエクスポージャーの帳簿価額総額で除することに算定される。当該比率は、2019年度においてほぼ変動しておらず、以下の主要な要因の影響を受ける。

- 適格流動資産保有に係る要求事項に従い保有する重要な中央銀行預け金
- ロンバード・ローンとは、ほとんどの状況において信用リスクを最小限に抑制することを確保する厳格な貸付方針に基づき、通常は非常に分散化されたポートフォリオにおいて、市場性のある有価証券によって担保される。
- 個人顧客向けのモーゲージ・ローン及び不動産ファイナンスは、低いローン・トゥ・バリュー・レシオ及び債務返済能力などの保守的な適格基準で管理される。金利上昇リスクは、シナリオ選定プロセスにおいて考慮されている。
- スイスにおける無担保リテール貸付（クレジット・カードを含む）の金額の重要性はない。
- ECLの算定要因である貸出金ポートフォリオの契約上の満期は、通常は短期であり、大部分の貸出金ポートフォリオは、その契約上の満期が12ヶ月以内である。
- 例えば、スイスの住宅モーゲージ・ローンは、担保価値が20%又は30%下落した場合であっても、不動産担保によってそれぞれ完全に担保又は98%担保されている。

ステージ2のポジションに報告されている個人顧客向けのモーゲージ・ローン及び不動産ファイナンスのセグメントに含まれる一部の資産には、当初認識後に信用リスクの著しい増大（「以下「SICR」という。）が発生したかどうかの評価の基礎となる比較できる組成時の格付はない。IFRS第9号の移行要件に準拠して、当該資産に関して全期間ECLが認識されている。中期的な観点及び現在の経済的見通しに基づいて、UBSは、ステージ2の資産の割合がある程度減少すると予想している。

2019年12月31日現在

償却原価で測定される金融商品	帳簿価額(総額) (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
顧客貸出金及び前渡金	328,756	310,787	15,661	2,308	23	3	79	2,420
内、住宅ローンのある個人顧客	132,756	124,077	7,679	1,000	8	1	72	406
内、不動産ファイナンス	38,524	32,937	5,567	21	11	2	62	1,765
内、大手法人顧客	9,819	9,199	429	192	119	16	100	5,088
内、中小企業の顧客	12,089	9,834	1,464	791	251	18	104	3,420
内、ロンバード	112,915	112,799	0	116	2	0	0	1,566
内、クレジットカード	1,696	1,322	339	35	205	60	404	3,718
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,925	2,831	8	87	278	17	3	8,844
償却原価で測定されるその他の金融資産	23,154	22,019	463	672	62	16	274	1,420
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,987	2,370	344	272	366	122	305	2,570
償却原価で測定される金融資産合計	578,899	559,714	16,206	2,981	16	2	84	2,198
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	6,345	6,345	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオフバランス・シートの金融資産合計	585,245	566,059	16,206	2,981	16	2	84	2,198

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャーの総額 (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	18,142	17,757	304	82	23	4	30	4,032
取消不能ローン・コミットメント	27,547	27,078	419	50	13	11	120	0
先日付スタートのリバース・レボ契約及び有価証券借入契約	1,657	1,657	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	36,979	35,735	1,197	46	9	5	143	0
契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	3,289	3,285	0	4	8	8	0	0
オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計	87,614	85,513	1,920	182	13	7	120	1,822
評価性引当金及び負債性引当金合計					29	9	204	4,020

注記1aで説明されている通り、SICRの評価では、ステージ1とステージ2との間でのステージ移行が必要かどうかの判定にあたって、様々な定性的要因及び定量的要因を考慮している。評価においては、主に格付け分析及び経済的見通しに基づくデフォルト確率（以下「PD」という。）の変動を考慮している。また、UBSは、信用ウォッチリストに移動した取引相手先及び延滞が30日を超える取引相手先についても考慮している。

単位：百万米ドル

ECLに係る評価性引当金 / 負債性引当金

	合計	ステージ1	ステージ2	うち、PD	うち、 ウォッチ リスト	うち、 30日超	ステージ3
償却原価で測定される金融資産							
スイスにおけるモーゲージ、事業ローン、 及びオフバランス・ローン・ コミットメント	723	89	137	93	6	38	497
内、住宅ローンのある個人顧客	88	11	53	40	0	13	27
内、不動産ファイナンス	59	8	47	36	0	11	4
内、大手法人顧客	57	6	4	0	4	0	47
内、中小企業の顧客	310	25	9	6	2	1	276
内、ロンバード	3	2	0	0	0	0	1
内、リース	42	6	12	11	0	1	24
内、クレジットカード	33	9	11	0	0	11	12
内、その他	128	23	2	2	0	0	106

[次へ](#)

注記11 デリバティブ

デリバティブ：概要

デリバティブとは、1つ以上の変数（以下「基礎数値」という。）から派生した価値を自身の価値とする金融商品である。基礎数値には、指数、外国為替レートもしくは金利、又は株式、コモディティ、債券もしくはその他の金融商品の価値が含まれる場合もある。デリバティブは通常、取引に対してどちらか一方の取引相手先による当初の純投資をほとんどもしくは全く必要としない。

大部分のデリバティブ契約では、他の金融商品について慣習的なように、想定元本、期間、価格及び決済方法について交渉が行われる。

店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約は、UBS AGとUBS AGの取引相手との間では、通常、標準化された国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のマスター契約に従い取引されている。条件については、取引相手と直接交渉が行われ、当該契約はISDAの定めた業界の標準的な方法で決済される。2016年度より、様々な管轄区域の規制当局は新しい規則の段階的導入を開始し、一部のOTCデリバティブ契約に係る当初証拠金及び変動証拠金の授受を義務付けている。これは、価格やその他の関連条件に影響を及ぼす可能性がある。2019年7月に公表されたバーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）及び証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）の最終規則に基づき、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する段階的導入の最終フェーズが2021年9月1日に終了する予定である。

業界はOTC取引の清算に関して、中央清算機関（以下「CCP」という。）の利用を継続して奨励している。CCPでの清算及び決済は、通常、システミックな信用エクスポージャーの低減を促す。

他のデリバティブ契約は、想定元本額及び決済日の条件が標準化されており、これらは規制された取引所で売買されている。これらは通常、取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）契約と称される。取引所は、価格決定の透明性、標準化された価値の変動の日次決済及びその結果としての信用リスクの低減といった利点を提供する。

UBS AGのデリバティブ契約は、表示上、IFRSのネットティングの規定の対象となる。デリバティブは公正価値で測定され、通常、貸借対照表上、再調達価額が借方の場合には、資産のデリバティブ金融商品、再調達価額が貸方の場合には、負債のデリバティブ金融商品として分類される。ただし、経済的に日次で決済されるETD及び法的に日次で決済されるか、又は実質的に日次で純額決済されるOTCデリバティブは、デリバティブに係る差入担保金又はデリバティブに係る受入担保金に分類される。デリバティブの再調達価額の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に計上されるが、有効なヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る利息及び一部の短期及び長期の外国為替契約に係るフォワード・ポイントは例外で、受取利息純額に計上される。

詳細については、注記1 aの3j及び3kの項を参照。

強制力のあるネットティング契約で認められたネットティングの可能性を考慮後のデリバティブ金融資産及び負債に関する詳細については、注記25を参照。

UBS AGはトレーディング及びヘッジ両方の目的で、様々なデリバティブを使用している。デリバティブの種類並びにUBS AGが適用した評価原則及び手法は、注記24に記載されている。再調達価額 - 借方は、デリバティブ契約が貸借対照表日に売却された場合に、UBS AGが受け取る予定の見積金額を表す。再調達価額 - 貸方は、UBS AGが貸借対照表日に原契約に関する債務について履行を要求される又は履行する権利を与えられている場合に、その債務を移転するために支払う見積金額を示している。

その他の金融商品に組み込まれるデリバティブは、本注記の「デリバティブ」の表には含まれていない。区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。UBS AGが混合金融商品に公正価値オプションを適用している場合、組込デリバティブの部分の区分処理は要求されないため、この部分も「デリバティブ」の表に含まれない。

詳細については、注記19及び24を参照。

デリバティブのリスク

デリバティブは多くのトレーディング・ポートフォリオで取引され、かかるポートフォリオには、デリバティブのみでなく、数種類の商品が含まれるのが一般的である。デリバティブの市場リスクは、かかるポートフォリオの市場リスクの不可欠な要素として主に管理・統制の対象となっている。市場リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）の「市場リスク」の監査済の部分で説明している。

また、デリバティブは多くの異なる相手方と取引され、そのほとんどはその他の種類のビジネスにおける取引相手でもある。デリバティブの信用リスクは、取引相手に対するUBS AG全体の信用エクスポージャーとの関連で管理・統制の対象となっている。信用リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）の「信用リスク」の監査済の部分で説明している。貸借対照表に表示されたデリバティブ金融資産は、UBS AGの信用エクスポージャーの重要な構成要素となる可能性があるが、各相手方に関連する再調達価額 - 借方が、当該相手方とのデリバティブ取引に関するUBS AGの信用エクスポージャーを十分に反映することはまれであることに注意が必要である。一方では再調達価額は時間の経過とともに増加する可能性があるが（「潜在的将来エクスポージャー」）、他方ではマスター・ネットリング契約及び相互担保協定を締結することによって、エクスポージャーが軽減される場合があることから、一般的に上記が当てはまる。信用リスク管理のためにUBS AGが内部で使用するエクスポージャー測定基準、及び規制当局の課す所要自己資本はいずれも、かかる追加要因を反映している。

強制力のあるネットリング契約で認められたネットリングの可能性を考慮後のデリバティブ金融資産及び負債に関する詳細については、注記25を参照。

デリバティブ^{(1),(2)}

	2019年12月31日現在					2018年12月31日現在				
	デリバ ティブ金 融資産	デリバ ティブ金 融資産 に関連する 想定元本 ⁽³⁾	デリバ ティブ金 融負債	デリバティブ 金融負債に 関する 運する 想定元本 ⁽³⁾	その他の 想定 元本 ^{(3),(4)}	デリバ ティブ金 融資産	デリバ ティブ金 融資産 に関連する 想定元本 ⁽³⁾	デリバ ティブ金 融負債	デリバティブ 金融負債に 関する 運する 想定元本 ⁽³⁾	その他の 想定 元本 ^{(3),(4)}
単位：十億米ドル										
金利契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	0.0	2.8	0.3	5.1	3,136.8	0.0	1.4	0.1	3.1	2,873.9
スワップ	34.3	454.7	26.2	402.9	8,086.0	29.5	459.8	23.5	441.8	7,189.1
オプション	8.1	464.8	10.0	486.1		7.6	562.2	9.0	550.0	
取引所取引契約										
先物					546.9					516.1
オプション	0.0	84.4	0.0	66.6	229.5	0.0	27.7	0.0	26.3	199.7
委託取引 ⁽⁵⁾	0.1		0.1			0.0		0.1		
合計	42.6	1,006.6	36.6	960.7	11,999.2	37.1	1,051.1	32.7	1,021.3	10,778.8
クレジット・デリバティブ契約										
店頭（OTC）契約										
クレジット・デフォルト・スワップ	1.7	65.0	2.2	66.0		1.7	68.8	2.1	73.2	
トータル・リターン・スワップ	0.3	2.0	0.8	3.3		0.2	3.0	0.6	3.7	
オプション及びワラント	0.0	3.3	0.0	0.6		0.0	2.7	0.0	1.4	
合計	2.0	70.2	3.0	69.9		1.9	74.5	2.7	78.3	
外国為替契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	22.4	935.5	23.4	966.6		20.3	708.8	20.9	731.2	
金利及び通貨スワップ	22.8	1,573.2	23.8	1,418.5		24.8	1,299.7	24.6	1,203.5	
オプション	7.3	660.9	6.8	604.9		8.3	613.8	7.8	577.4	
取引所取引契約										
先物					1.2					0.4
オプション	0.0	4.0	0.0	3.8		0.0	3.6	0.0	5.3	
委託取引 ⁽⁵⁾	0.0		0.0			0.0		0.1		
合計	52.5	3,173.6	54.0	2,993.8	1.2	53.5	2,625.8	53.4	2,517.3	0.4
株式／株式指数契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	
スワップ	4.0	81.3	5.5	96.3		4.7	78.5	5.6	86.3	
オプション	5.0	88.6	6.8	144.1		5.5	97.6	7.2	139.6	
取引所取引契約										
先物					84.9					71.7
オプション	7.2	250.4	7.8	294.1	37.2	10.1	232.8	9.0	262.8	34.1
委託取引 ⁽⁵⁾	6.6		5.4			11.2		13.3		
合計	22.8	420.3	25.5	534.5	122.1	31.4	408.9	35.0	488.8	105.9
コモディティ契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	0.1	4.2	0.2	5.7		0.1	3.2	0.1	3.4	

スワップ	0.4	13.8	0.6	15.1		0.7	15.2	0.4	9.9	
オプション	1.0	27.4	0.4	23.6		0.4	18.6	0.3	16.1	
取引所取引契約										
先物					12.0					8.5
先渡契約	0.0	5.9	0.0	4.9		0.0	6.6	0.0	5.4	
オプション	0.1	4.8	0.1	10.7	0.6	0.1	2.9	0.0	3.7	0.1
委託取引 ⁽⁵⁾	0.3		0.5			0.4		0.7		
合計	1.8	56.1	1.7	60.0	12.6	1.8	46.4	1.5	38.5	8.6
デリバティブ以外の金融商										
品の未決済の購入 ⁽⁶⁾	0.1	16.6	0.1	6.9		0.2	17.0	0.1	6.0	
デリバティブ以外の金融商										
品の未決済の売却 ⁽⁶⁾	0.1	15.4	0.1	9.7		0.4	15.1	0.2	13.2	
IFRSに準拠したネットイン グに基づくデリバティブ										
合計 ⁽⁷⁾	121.8	4,758.9	120.9	4,635.4	12,135.1	126.2	4,238.7	125.7	4,163.4	10,893.6

⁽¹⁾ 2019年12月31日現在のデリバティブ金融負債は、デリバティブのローン・コミットメントに関連する17百万米ドル（2018年12月31日現在：17百万米ドル）を含む。これらのローン・コミットメントに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記34に「ローン・コミットメント」として開示されている。⁽²⁾一部の先日付スタートのレボ契約及びリパス・レボ契約が「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類され、デリバティブに認識されている。2019年12月31日現在又は2018年12月31日現在、これらのデリバティブの公正価値は重要でなかった。当該デリバティブに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記34に「先日付スタートの取引」として開示されている。⁽³⁾貸借対照表上でデリバティブ金融商品が純額で表示される場合でも、ネットイングされるデリバティブ金融商品のそれぞれの想定元本は総額で表示される。⁽⁴⁾その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、全表示期間において重要ではなかった。⁽⁵⁾顧客のために行った取引所取引の委託取引及びOTC清算取引の想定元本のリスク・プロファイルが著しく異なるため、これらの想定元本は開示されていない。⁽⁶⁾約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融商品の公正価値の変動は、デリバティブ金融商品として認識されている。⁽⁷⁾UBS AGが、平時もしくは、UBS AG及び全ての取引相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、ネットイングで表示されている。ネットイング契約の詳細については、注記25を参照。

デリバティブの想定元本は、一般的に、デリバティブ契約が基にする原商品の金額であり、デリバティブの価値の変動を測定する際に比較する基準となる。想定元本自体は、通常、当事者間で交換される価値を直接示すものではなく、従ってリスクや資金負担の直接的な基準ではないが、UBS AGが行う異なる種類のデリバティブについての規模を示すものとしてみなされている。

2019年12月31日現在保有するOTC金利契約のうち、想定元本ベースで、約54%（2018年12月31日現在：56%）が1年以内に、28%（2018年12月31日現在：28%）が1年超5年以内に、18%（2018年12月31日現在：16%）が5年より後に満期となる。清算機関と清算する金利契約の想定元本のうち、IFRSに準拠した貸借対照表上のネットイングの要件を満たすもの又は法的に日次で決済されるものは、その他の想定元本として表示されており、清算される原デリバティブ契約の契約上の満期に基づいて、満期別に分類されている。

売却及びトレーディング目的で取引されるデリバティブ

UBS AGのデリバティブ取引のほとんどは、販売及びトレーディング活動に関係している。販売活動は、顧客が現在の又は予想されるリスクを負担したり、移転したり、修正したり、軽減したりできるよう、顧客に対しデリバティブの組成及びマーケティングを行うことを含む。トレーディング業務には、顧客業務の円滑化及び履行を直接支援するマーケット・メイキングが含まれる。マーケット・メイキングには、スプレッド及び数量に基づいて収入を獲得することを意図して、他の市場参加者に買値及び売値を提示することが含まれる。

クレジット・デリバティブ

UBS AGは、多数の発行体の有価証券に関連する、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）及び関連商品を含む債券市場におけるディーラーである。これらの業務の主な目的は、主に顧客のための、トレーディング勘定のエクスポージャーの継続的なヘッジ及びマーケット・メイキングである。

インベストメント・バンク内で実施されているマーケット・メイキング業務は、顧客のトレーディング活動を容易にするための、単一銘柄のCDS、インデックスCDS、ローンCDS及び関連して参照される現物商品の売買から成る。UBS AGはまた、個別の銘柄、セクター、又は特定のポートフォリオへの集中を軽減することを目的として、発生貸出金ポートフォリオ及び売買貸出金ポートフォリオ（オフバランスのローン・コミットメントを含む。）における特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするためにも、CDSを積極的に利用している。

さらにUBS AGは、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融商品を含むOTCのデリバティブ・ポートフォリオにおける特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするために、CDSを積極的に利用している。

以下の表は、買建及び売建信用プロテクションの詳細を示し、再調達価額及び想定元本の商品及び取引相手別の情報が含まれる。買建及び売建プロテクションの価値は、単独ではUBS AGの信用リスクの測定値とはならない。取引相手との関係は、現在ある信用リスクの合計（CDSに加えて他の商品とも関連する。）として、実行されている担保契約との関連で考えられる。2019年12月31日現在の買建及び売建信用プロテクションは、想定元本ベースで、約27%（2018年12月31日現在：14%）が1年以内に、約63%（2018年12月31日現在：74%）が1年超5年以内に、約10%（2018年12月31日現在：12%）が5年より後に満期となる。

クレジット・デリバティブ - 商品別

単位：十億米ドル	買建プロテクション			売建プロテクション		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本
単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	0.3	0.7	37.5	0.8	0.7	38.6
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	0.1	0.8	29.3	0.5	0.1	24.9
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.3
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.2	0.6	3.7	0.1	0.2	1.6
オプション及びワラント	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.1
2019年12月31日現在の合計	0.7	2.1	74.6	1.3	0.9	65.4
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	0.6	1.7	56.1	0.9	0.8	45.7
内、マーケット・メイキングに関連するクレジット・デリバティブ	0.1	0.4	18.6	0.5	0.1	19.7

単位：十億米ドル	買建プロテクション			売建プロテクション		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本
単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	0.6	0.6	43.3	0.5	1.0	44.9
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	0.3	0.3	29.1	0.3	0.2	24.4
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.2	0.7	4.7	0.0	0.0	2.0
オプション及びワラント	0.0	0.0	4.1	0.0	0.0	0.1
2018年12月31日現在の合計	1.1	1.6	81.3	0.8	1.2	71.4
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	0.9	1.3	59.2	0.5	1.1	48.9
内、マーケット・メイキングに関連するクレジット・デリバティブ	0.2	0.4	22.1	0.3	0.2	22.6

クレジット・デリバティブ - 取引相手別

単位：十億米ドル	買建プロテクション			売建プロテクション		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本
ブローカー・ディーラー	0.1	0.2	10.5	0.2	0.1	9.4
銀行	0.2	0.4	23.6	0.4	0.3	21.5
中央清算機関	0.1	0.9	34.7	0.7	0.2	31.6
その他	0.3	0.7	5.8	0.1	0.3	2.9
2019年12月31日現在の合計	0.7	2.1	74.6	1.3	0.9	65.4

単位：十億米ドル	買建プロテクション			売建プロテクション		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本
ブローカー・ディーラー	0.2	0.1	13.0	0.1	0.2	11.5
銀行	0.4	0.4	29.2	0.3	0.5	25.6
中央清算機関	0.2	0.4	31.9	0.4	0.3	30.8
その他	0.3	0.7	7.2	0.0	0.3	3.5
2018年12月31日現在の合計	1.1	1.6	81.3	0.8	1.2	71.4

UBS AGのCDS取引については、文書化の業種別標準様式、又はカスタマイズされた契約書に記載された同等の条件を用いて文書化される。CDSを規定する当該契約書には通常、UBS AGが支払った金額について、UBS AGが第三者から回収することを可能にするリコース条項は含まれていない。

CDS契約に基づきUBS AGに履行が要求されることになる信用事象の種類は、取引時における当事者間の合意に従ったものであるが、ほぼ全ての取引について、取引が関連する参照企業の種類に基づき、特定の市場慣行で適用される信用事象を参照して、取引が行われる。市場慣行に応じて適用される信用事象には、倒産、支払不履行、条件変更、債務弁済期日繰上げ及び履行拒絶/支払猶予が含まれる。

デリバティブ負債の偶発的な担保の特徴

一部のデリバティブは、通常の業務過程において、UBS AGの公表された信用格付けの引き下げをトリガーとする偶発的な担保又は終了の特徴を含んでいる。2019年12月31日現在のUBS AGの信用格付けに基づき、長期信用格付けが1ノッチ（段階）、2ノッチ（段階）及び3ノッチ（段階）引き下げとなった場合、OTCデリバティブに関連する契約上の債務がそれぞれ0億米ドル、3億米ドル及び8億米ドル要求されることになっていた。UBS AGの流動性所要額の評価を行う際に、UBS AGは、UBS AGの長期信用格付けが引き下げられる場合及びUBS AGの短期格付けが相当に引き下げられる場合に要求される追加の担保又は解約手数料を考慮している。

注記12 公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産⁽¹⁾		
資本性金融商品	96,788	72,771
国債	11,464	11,161
投資信託受益証券	8,867	9,716
社債及び地方債	8,093	6,908
貸出金	1,971	3,566
資産担保証券	512	392
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産合計	127,695	104,513
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債⁽¹⁾		
資本性金融商品	22,734	21,892
社債及び地方債	3,661	3,530
国債	3,466	2,839
投資信託受益証券	698	689
その他	32	0
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	30,591	28,949

⁽¹⁾ 商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記24cを参照。

注記13 公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産⁽¹⁾		
ユニットリンク型投資契約金融資産	27,686	21,446
社債及び地方債	19,385	17,236
国債	15,790	22,493
貸出金	11,438	8,132
有価証券ファイナンス取引	6,294	9,937
オークション・レート証券	1,536	1,664
投資信託受益証券	432	407
資本性金融商品	559	702
その他	515	369
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産合計	83,636	82,387

⁽¹⁾ 商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記24cを参照。

注記14 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産⁽¹⁾		
負債性金融商品		
政府及び政府機関	6,162	6,463
内、米国	5,814	6,101
銀行	178	149
企業及びその他	4	54
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	6,345	6,667
未実現利得 - 税効果前	41	4
未実現(損失) - 税効果前	(25)	(146)
純未実現利得 / (損失) - 税効果前	16	(143)
純未実現利得 / (損失) - 税効果後	15	(104)

⁽¹⁾ 商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記24cを参照。予想信用損失測定に関する詳細については、注記10及び注記23も参照。

注記15 有形固定資産及びソフトウェア

減価償却累計額控除後の取得原価											
単位：百万米ドル	保有 不動産	リース 物件 ⁽⁵⁾	リース 物件 改良費	IT機器		自己創設 ソフト ウェア	購入 ソフト ウェア	その他の 機械設備	仕掛中プロ ジェクト	2019年	2018年
				通信機器・ 設備							
取得原価											
前年度残高	7,031		3,042	1,002	4,879	303	769	1,076	18,102	17,705	
IFRS第16号の適 用による調整	(20)	3,299		(15)			0		3,264		
期首残高	7,012	3,299	3,042	987	4,879	303	769	1,076	21,365	17,705	
取得	14	337	18	85	96	9	22	1,158	1,740	1,484	
処分/除却 ⁽¹⁾	(9)	(21)	(312)	(108)	(28)	(10)	(66)	0	(554)	(726)	
振替	(135)	0	158	(3)	863	2	39	(1,315)	(391) ⁽⁴⁾	(195)	
為替換算調整	106	15	10	2	7	(1)	4	25	169	(166)	
期末残高	6,988	3,630	2,917	963	5,817	302	768	943	22,329	18,102	
減価償却累計額											
前年度残高	4,132		1,842	733	2,161	209	546		9,623	9,514	
IFRS第16号の適 用による調整	(1)	16		(15)			0		0		
期首残高	4,131	16	1,842	719	2,161	209	546	0	9,623	9,514	
減価償却費	141	463	184	98	565	33	58	0	1,542	984	
減損 ⁽²⁾	1	2	1	0	27	2	0	0	34	67	
処分/除却 ⁽¹⁾	(9)	(2)	(310)	(108)	(28)	(10)	(66)	0	(533)	(730)	
振替	(256)	0	3	0	5	0	0	0	(248) ⁽⁴⁾	(124)	
為替換算調整	66	3	9	1	5	(1)	3	0	86	(88)	
期末残高	4,074	481	1,729	710	2,735	233	541	0	10,503	9,623	
帳簿価額											
前年度帳簿価額	2,900	0	1,200	269	2,718	93	223	1,076	8,479	8,191	
期首帳簿価額	2,881	3,284	1,200	268	2,718	93	223	1,076	11,742	8,191	
期末帳簿価額	2,914	3,149	1,188	254	3,082	69	227	943 ⁽³⁾	11,826	8,479	

(1) 償却済資産の除却を含む。(2) 2019年度に計上された減損損失はゼロであり、通常、使用されなくなった資産の回収可能価額を公正価値に基づいて算定した資産に関連するものである。(3) 自己創設ソフトウェアに関連する744百万米ドル、保有不動産に関連する101百万米ドル及びリース物件改良費に関連する98百万米ドルから成る。(4) 売却目的で保有する不動産への振替を反映している。(5) 賃借人としてUBS AGが認識する使用权資産を表す。重要性のないIT機器のリースを含む。当年度のリースに係るキャッシュ・アウトフロー合計は、614百万米ドルであった。リース負債に係る支払利息は「償却原価で測定される金融商品に係る支払利息」、リース負債は「償却原価で測定されるその他の金融負債」に含まれている。それぞれ、注記3及び注記22aを参照。また、UBSのリース活動の内容については、注記1を参照。

注記16 のれん及び無形資産

はじめに

UBS AGはのれんの資産に対して、毎年又は減損の兆候が存在する場合に減損テストを実施している。

UBS AGは、注記2aで報告するアセット・マネジメント及びインベストメント・バンクを個別の資金生成単位として考えている。これは、経営者がセグメント・レベルで投資（及び関連するのれん）のパフォーマンスの見直し及び評価を行うためである。グローバル・ウェルス・マネジメントののれんは、別個に管理されており、従って旧ウェルス・マネジメントと旧ウェルス・マネジメント・アメリカズの事業部門のレベルで個々に減損が検討される。これらの事業単位は2018年に統合され、本注記において、グローバル・ウェルス・マネジメント・アメリカズ、グローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカを除く。）と記載されている。

減損テストは、のれんが配分されている各資金生成単位に対して、それぞれの資金生成単位の回収可能価額（使用価値に基づく。）と帳簿価額を比較することによって実施される。減損損失は帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識される。

2019年12月31日現在、貸借対照表に認識されたのれんの合計額は63億米ドルであり、その内訳は、グローバル・ウェルス・マネジメント・アメリカズの資金生成単位が37億米ドル、グローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカを除く。）の資金生成単位が12億米ドル、アセット・マネジメントが14億米ドルである。後述する減損テストの手法に基づき、UBS AGは、これらの資金生成単位に配分したのれんの2019年12月31日現在の残高は減損していないという結論に達した。

のれんの減損（インベストメント・バンク）

UBS AGは、引き続きインベストメント・バンクの再編成を行い、収益成長を促進するための様々な戦略的イニシアチブを実行している。そのため、UBS AGは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、インベストメント・バンクののれんの回収可能性を判定する際に、考え得るキャッシュ・フロー予測及び現時点で存在するマクロ経済的要因の不確実性を幅広く検討することが要求されている。この要求に基づき、UBS AGは、インベストメント・バンクの資金生成単位に係る回収可能価額を117億米ドルと見積った。当該見積額は、インベストメント・バンクの資金生成単位に係る帳簿価額である121億米ドル（2019年12月31日現在の帰属持分の実績額）を下回るため、UBS AGは、インベストメント・バンクによって過年度に認識されたのれんの評価減を行い（110百万米ドル）、評価損を損益計算書ののれん及び無形資産の償却費に計上した。

UBS AGは、インベストメント・バンクに配分された無形資産、有形固定資産及びソフトウェアについても検討した。UBS AGは、当該資産の公正価値（通常は取替コスト・アプローチを用いて算定される。）が当該資産のそれぞれの帳簿価額と同額であるか、又はこれを上回っていることから、減損損失を追加計上する必要はないことを確認した。

のれんの減損テストの手法

回収可能価額は、バンキング事業及びその規制環境の特色を考慮したインプットを用いるように調整された割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して算定している。資金生成単位の回収可能価額は、今後3年間の株主に帰属する予想収益の割引現在価値及びターミナル・バリューの合計額であり、当期以降の成長を持続させるために次の3年間で必要であると想定される資本の影響により調整される。3年目を超える全ての期間を対象とするターミナル・バリューは、3年目の利益、割引率及び長期成長率の予測、並びにこれらが織り込まれた資本の永久成長率を用いて算出される。

各資金生成単位の帳簿価額は、当行グループの持分帰属（equity attribution）の枠組みを参照して算定される。当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション）で説明している当該枠組みにおいて、UBSは、リスク加重資産及びレバレッジ比率の分母、各事業部門ののれん及び無形資産、並びにコーポレート・センター・グループ・トレジャリーが各事業部門のために一元管理している業務に直接関連する持分を考慮後、各事業に持分を帰属させている。この枠組みは主に事業の業績評価のために使用されるものであり、一定の経営者の仮定を含んでいる。帰属持分は事業を遂行するために資金生成単位が必要とする資本相当であり、現在その資金生成単位の帳簿価額を決定する際の合理的な概算値

と考えられる。この帰属持分の手法は、事業計画の過程に沿ったものであり、当該過程からのインプットが各資金生成単位の回収可能価額を計算するために使用されている。

持分帰属の枠組みについての詳細は当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション）を参照。

仮定

UBS AGの減損テスト・モデルで用いる評価パラメーターは、適用できる場合は外部の市場情報に連動する。回収可能価額の算定に使用されるモデルは、1年目から3年目までの予想株主配当可能利益の変動、割引率の変動及び長期成長率の変動に最も敏感に反応する。適用する長期成長率は、世界の様々な地域の長期経済成長率に基づいている。株主配当可能利益は、取締役会により承認された事業計画の一部を成す業績予想に基づいて見積られる。

割引率は、資本資産価格モデルに基づくアプローチを適用して決定され、その際には内外のアナリストによる定量的及び定性的なインプットと、経営者の見解が考慮される。

また、個々の資金生成単位のレベルにおいて無リスク金利の地域差を考慮している。同様に、長期成長率は、地域を考慮に入れた名目上及び実質上のGDP成長率に基づいて算定される。

各資金生成単位の回収可能価額を算定するために用いる主要な仮定については、合理的に考え得る変更をその仮定に当てはめることにより、感応度をテストする。予想株主配当可能利益は20%変更され、割引率は1.5パーセント・ポイント、長期成長率は0.75パーセント・ポイント変更された。全てのシナリオにおいて、主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、グローバル・ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びグローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカを除く。）によって報告されたのれん又は無形資産の残高に減損は生じなかった。

将来の期間についての収益の見積り及びその他の仮定が、現在の見通しから外れた場合、グローバル・ウェルス・マネジメント・アメリカズ、グローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカを除く。）及びアセット・マネジメントののれんの価値は将来減損し、損益計算書に損失を計上することになる可能性がある。のれんの減損を認識した場合、IFRSの下での持分及び当期純利益は減少するが、キャッシュ・フローには影響しない。また、バーゼル の自己資本の枠組みの下ではのれんを自己資本から差し引くことが要求されるため、UBS AGの総自己資本比率に影響を及ぼさないと見込まれる。

割引率及び成長率

	割引率		成長率	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
単位：%				
グローバル・ウェルス・マネジメント・アメリカズ	9.5	9.5	4.2	3.2
グローバル・ウェルス・マネジメント（南北アメリカを除く。）	8.5	8.5	3.4	3.0
アセット・マネジメント	9.0	9.0	3.0	2.7
インベストメント・バンク	11.0	11.0	4.0	3.5

のれん	無形資産			合計	2019年	2018年
	合計	インフラ ストラク チャー ⁽¹⁾	顧客関係、 契約上の 権利その他			
単位：百万米ドル						
取得原価						
期首残高	6,392	760	865	1,625	8,018	7,888
取得	0		11	11	11	270
処分	(1)		(10)	(10)	(11)	(45)
除却	0		(75)	(75)	(75)	(7)
為替換算調整	(9)		(3)	(3)	(12)	(88)
期末残高	6,382	760	788	1,548	7,930	8,018
償却累積額及び減損						
期首残高		691	679	1,371	1,371	1,325
償却		38	27	65	65	62
減損 ⁽²⁾	110		0	0	110	4
処分			(8)	(8)	(8)	(1)
除却			(75)	(75)	(75)	(7)
為替換算調整			(2)	(2)	(2)	(12)
期末残高	110	730	621	1,351	1,461	1,371
期末帳簿価額	6,272	30	167	197	6,469	6,647

(1) ペインウェバー・グループ・インクの取得に関連して認識された支店ネットワークの無形資産によって構成される。(2) 2019年度及び2018年度に計上された減損損失は、その回収可能価額を使用価値に基づいて算定した資産に関連するものである(2018年度の減損資産の回収可能価額は18百万米ドルであり、2019年度の資金生成単位(インベストメント・バンク)の回収可能価額は117億米ドルであった。)

以下の表は、2019年12月31日終了事業年度の資金生成単位別ののれん及び無形資産を表示したものである。

のれん	グローバル・ ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	グローバル・ ウェルス・ マネジメント (南北アメリカを 除く。)	アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク		コーポレート・ センター	合計
単位：百万米ドル							
のれん							
期首残高	3,721	1,206	1,354	112			6,392
取得						0	0
処分		(1)					(1)
減損					(110)		(110)
為替換算調整	(2)	(6)	1	(2)		0	(9)
期末残高	3,719	1,198	1,354	0	0	0	6,272
無形資産							
期首残高	138	104	0	11		1	254

取得 / 振替	1		0	10	11
処分		(2)	0		(2)
償却	(45)	(12)	(5)	(4)	(65)
減損		0	0		0
為替換算調整	(1)	1	0	0	(1)
期末残高	92	92	0	5	197

以下の表は、無形資産の見積償却費合計を表示したものである。

単位：百万米ドル	無形資産
年度別見積償却費合計：	
2020年度	53
2021年度	22
2022年度	18
2023年度	17
2024年度	13
2025年より後	70
耐用年数を確定できないため償却されないもの	2
合計	197

注記17 その他の資産

a) 償却原価で測定されるその他の金融資産

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
負債性証券	14,141	13,562
内、国債	8,492	8,778
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金 ⁽¹⁾	2,877	3,291
報酬及び手数料関連債権	1,520	1,644
ファイナンス・リース債権 ⁽²⁾	1,444	1,091
決済勘定	587	1,039
未収利息	742	700
その他	1,701	1,310
償却原価で測定されるその他の金融資産合計	23,012	22,637

⁽¹⁾ 米国及びカナダのファイナンシャル・アドバイザーに関連するものである。⁽²⁾ 2019年1月1日のIFRS第16号の適用に伴い、ファイナンス・リース債権は176百万米ドル増加した。詳細については、注記1を参照。

b) その他の非金融資産

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
貴金属及びその他の現物コモディティ	4,597	4,298
保釈保証金 ⁽¹⁾	1,293	1,312
前払費用	687	731

未収付加価値税及びその他の税金	436	282
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	199	82
その他	335	358
その他の非金融資産合計	7,547	7,062

(1) 詳細については、注記21bの項目 1 を参照。

注記18 銀行預り金、顧客預金及びUBSグループAG及びその子会社からの資金調達

a) 銀行預り金及び顧客預金

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
銀行預り金	6,570	10,962
顧客預金	450,591	421,986
内、要求払預金	176,972	182,642
内、リテール貯蓄／預金	168,581	165,790
内、定期預金	63,659	54,998
内、信託預金	41,378	18,556
銀行預り金及び顧客預金合計	457,161	432,948

b) UBSグループAG及びその子会社からの資金調達

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
総損失吸収力（以下「TLAC」という。）に貢献する優先劣後債	30,105	29,988
TLAC以外の優先劣後債	3,389	1,031
高トリガーの損失吸収Tier 1 資本商品	11,958	7,805
低トリガーの損失吸収Tier 1 資本商品	2,415	2,378
合計^{(1),(2)}	47,866	41,202

⁽¹⁾ 2019年度の全ての残高の取引相手先は、UBSグループAGである。前年度残高の取引相手先は、UBSグループ・ファンディング（スイス）AGであった。⁽²⁾ UBS AGは、公正価値での測定を指定されたUBSグループAG及びその子会社からの資金調達も認識している。詳細については、注記22bを参照。

注記19 公正価値での測定を指定された社債

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
社債		
エクイティ・リンク債 ⁽¹⁾	41,722	34,392
金利連動債	16,318	12,073
クレジット・リンク債	1,916	3,282
固定利付債	4,636	5,099
コモディティ・リンク債	1,567	1,785
その他	432	401
公正価値での測定を指定された社債合計	66,592	57,031
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ⁽²⁾	51,031	40,289
内、自己の信用の(利得)/損失累計額	82	(270)

⁽¹⁾ 投資信託受益証券ユニットリンク型商品を含む。⁽²⁾ UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2019年12月31日現在、残高の99%超が無担保（2018年12月31日現在：残高の99%超が無担保）。

2019年12月31日現在及び2018年12月31日現在、純損益を通じて公正価値での測定を指定された社債の満期時点の約定償還額においては、帳簿価額と重要な差異はなかった。

以下の表は、公正価値での測定を指定された社債の帳簿価額の契約上の残存満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分したものであり、早期償還の特徴は考慮していない。これらの公正価値での測定を指定された社債に関連する将来の利払いに係る金利幅は、これらの社債の大部分が仕組商品であることから以下の表には含まれていない。従って、将来の利払いは、組込デリバティブ及び各利払いが行われる時点の市場実勢に大きく左右される。

割引前キャッシュ・フローに基づく満期についての情報は、注記27を参照。

契約上の満期日別帳簿価額

単位：百万米ドル	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025-2029年	2030年 より後	2019年 12月31日 現在合計	2018年 12月31日 現在合計
UBS AG⁽¹⁾									
劣後債以外の社債									
固定金利	3,648	1,778	755	288	334	386	3,178	10,368	11,807
変動金利	21,547	10,748	3,435	2,608	3,290	8,109	5,562	55,299	43,562
小計	25,195	12,526	4,190	2,897	3,624	8,495	8,740	65,668	55,370
その他の子会社⁽²⁾									
劣後債以外の社債									
固定金利	48	92	6	0	0	345	29	520	1,230
変動金利	102	43	197	27	0	0	35	404	431
小計	150	134	203	27	0	345	64	924	1,662
合計	25,345	12,661	4,394	2,924	3,624	8,840	8,804	66,592	57,031

(1) UBS AGが企業として発行した商品から成る。(2) UBS AGの子会社が発行した商品から成る。

注記20 償却原価で測定される社債

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
譲渡性預金	5,190	7,980
コマーシャル・ペーパー	14,413	27,514
その他の短期社債	2,235	3,531
短期社債⁽¹⁾	21,837	39,025
シニア無担保債	22,356	32,135
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ⁽²⁾	22,349	32,133
カバード・ボンド	2,633	3,947
劣後債	7,431	7,511
内、低トリガーの損失吸収Tier 2資本商品	6,892	6,808
内、パーゼルに準拠していないTier 2資本商品	540	703
スイスの中央モーゲージ機関を通じて発行された社債	8,574	8,569
その他の長期債務	4	58
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ⁽²⁾	0	52
長期社債⁽³⁾	40,998	52,220
償却原価で測定される社債合計⁽⁴⁾	62,835	91,245

(1) 当初の約定満期1年以内の社債。(2) UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2019年12月31日現在、残高の100%が無担保(2018年12月31日現在：残高の100%が無担保)。(3) 当初満期1年以上の社債。社債を短期及び長期に分類する際、早期償還条項は考慮していない。(4) 区分処理された組込デリバティブ控除後。当該デリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。

UBS AGは、償却原価で保有する一部の負債性金融商品に内在するリスクを管理するために、金利デリバティブ及び為替デリバティブを利用している。注記1aの3jの項及び注記28に記載の通り、UBS AGは、金利リスクに対してヘッジ会計を適用している場合がある。ヘッジ会計を適用した結果、社債の帳簿価額に対する累積調整

は、金利変動による公正価値の変動を反映して、2019年12月31日現在は574百万米ドル増加し、2018年12月31日現在は282百万米ドル増加した。

劣後債は、無担保の債務で構成されており、各発行体の現在及び将来のその他全ての非劣後債務に、支払において契約上劣後する。2019年12月31日現在の劣後債の全残高は固定金利を支払う。

以下の表は、社債の帳簿価額の契約上の残存満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分しており、早期償還条項は考慮していない。金利更改の特性を変動利付債に類似した特性に変更することで様々な固定利付債の発行をヘッジするために利用される金利スワップの影響も下表では考慮していない。

割引前キャッシュ・フロー基準における満期に関する情報は、注記27を参照。

契約上の満期日別帳簿価額

単位：百万米ドル	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025-2029年	2030年 より後	2019年 12月31日 現在合計	2018年 12月31日 現在合計
UBS AG⁽¹⁾									
劣後債以外の負債									
固定金利	24,334	3,978	2,618	1,621	0	0	1,145	33,696	40,108
変動金利	10,819	1,932	0	368	0	0	0	13,119	35,035
劣後債									
固定金利	0	0	2,007	0	2,597	2,827	0	7,431	7,511
小計	35,153	5,910	4,626	1,989	2,597	2,827	1,145	54,247	82,654
その他の子会社⁽²⁾									
劣後債以外の負債									
固定金利	758	1,029	851	951	1,013	3,327	660	8,588	8,590
変動金利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	758	1,029	851	951	1,013	3,327	660	8,588	8,591
合計	35,911	6,939	5,477	2,940	3,610	6,154	1,805	62,835	91,245

(1) UBS AGが企業として発行した社債から成る。(2) UBS AGの子会社が発行した社債から成る。

注記21 引当金及び偶発負債

a) 引当金

以下の表は、引当金合計の概要を示したものである。

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
予想信用損失に係る評価性引当金以外の引当金	2,825	3,341
予想信用損失に係る評価性引当金	114	116
引当金合計	2,938	3,457

以下の表は、予想信用損失に係る評価性引当金以外の引当金の追加情報である。

単位：百万米ドル	オペレー ショナル・ リスク ⁽²⁾	訴訟、規制 上及び類似 の問題 ⁽³⁾	リストラク チャリング	不動産	従業員 給付 ⁽⁶⁾	その他	2019年 合計	2018年 合計
前年度末残高	45	2,827	215	122	55	77	3,341	3,130
IFRS第16号の適用による調整 ⁽¹⁾	0	0	(103)	(28)	0	0	(131)	0
期首残高	45	2,827	112	94	55	77	3,209	3,130
取得企業による増加	0	0	0	0	0	0	0	2
損益計算書で認識された 引当金の増加	13	258	87	4	6	8	376	1,117
損益計算書で認識された 引当金の取崩	0	(81)	(19)	0	(7)	(12)	(119)	(301)

所定の目的に従って使用された

引当金	(15)	(518)	(83)	(7)	0	(9)	(632)	(587)
振替	0	0	0	0	0	(1)	(1)	0
為替換算調整 / 割引の振戻し	(1)	(12)	1	1	0	1	(8)	(20)
期末残高	41	2,475	99⁽⁴⁾	92⁽⁵⁾	54	64	2,825	3,341

(1) 詳細については、注記1を参照。(2) 保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。(3) 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。(4) 主に2019年12月31日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金33百万米ドル(2018年12月31日現在:40百万米ドル)及び2019年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金61百万米ドル(2018年12月31日現在:170百万米ドル)から成る。(5) 2019年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用82百万米ドル(2018年12月31日現在:83百万米ドル)及び2019年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金10百万米ドル(2018年12月31日現在:40百万米ドル)から成る。(6) 長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩される。退職手当関連の引当金は、短期間(通常6ヶ月以内)に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記21bに含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS(本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。)は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、解決の結果や時期を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、こうした問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。報告日以降かつ財務書類の発行前に発生した進展で、当該問題に対する引当金の経営者の評価に影響を与えるもの(例えば、進展が報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供している場合)は、IAS第10号における修正を要する後発事象であり、報告期間の財務書類上修正を認識しなければならない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が以下に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうか言及し

ていない問題に関しては、(a) 当行は引当金を設定していない(適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合)か、又は(b) 当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高かつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記21aの「引当金」の表に開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題から生じる将来の損失を数値的に見積ることはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。

また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、本注記の項目5に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)の提示に関連して米国司法省(以下「DOJ」という。)犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意は、当行が為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金を支払い、経過観察の対象となった(2020年1月上旬に終了)。

有罪答弁又は有罪判決により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当報告書の「資本管理」のセクション(訳者注:UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション)に含まれている。

各事業部門及びコーポレート・センターの訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金⁽¹⁾

単位: 百万米ドル	パーソナル& グローバル・ ウェルス・ マネジメント		コーポ レート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポ レート・ センター	2019年合計	2018年合計
	グローバル・ ウェルス・ マネジメント	パーソナル& コーポ レート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポ レート・ センター			
期首現在残高	1,003	117	0	269	1,438	2,827	2,508	
損益計算書で認識された引当金の増加	188	1	0	60	10	258	905	
損益計算書で認識された引当金の取崩	(49)	0	0	(6)	(27)	(81)	(220)	
所定の目的に従って使用された引当金	(350)	(4)	0	(66)	(97)	(518)	(350)	
為替換算調整 / 割引の振戻し	(10)	(1)	0	(2)	0	(12)	(16)	
期末現在残高	782	113	0	255	1,325	2,475	2,827	

⁽¹⁾ 本注記に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメント(項目3、4及び7)、及びコーポレート・センター(項目2)に計上されている。本開示の項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメントとパーソナル&コーポレート・バンキングに配分されており、本開示の項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク及びコーポレート・センターに配分されている。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェル
ス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出
し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手
段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。UBSは、国際的税務行政支援の要請に基づ
き、スイス連邦税務局（以下「FTA」という。）から開示命令を受け、情報の提供を求められている。この要請
は、UBSの現在及び以前の顧客の複数の口座番号を対象としており、2006年から2008年のデータに基づいて
いる。UBSは、影響を受ける顧客に対して当該行政支援の方法及び手続上の権利（不服申立ての権利など）を通知
する手段を講じた。当該要請は、ドイツ当局から受領したデータによるものである。同当局は、調査の過程
で、スイスで登録されているUBSの顧客に関連する特定のデータを入手し、当該データを他の欧州諸国と共有し
ていると考えられる。UBSは、他国から同様の要請があると予想している。

2016年に、スイス連邦行政裁判所は、フランスにおける一括要請に関連した行政支援手続において、UBSに
は、最終的なFTAの顧客データ開示命令の全てに対して不服を申し立てる権利があるとの判決を下した。2018年
7月30日、スイス連邦行政裁判所は、UBSの不服申し立てを受理し、フランスの行政支援手続の要請を取り下
げた。FTAは、スイス連邦行政裁判所に対して上告を提起した。2019年7月26日、当該連邦行政裁判所は、スイ
ス連邦行政裁判所の決定を覆した。2019年12月、当該連邦行政裁判所は、その決定を書面で公表した。当該判
決は、FTAに対して、データ送信を行う前に、要請書に記載された目的のみ送信データが使用されることにつ
いて、フランス当局から確認書を入手することを要求した。当初の要請書に記載された目的は、口座保有者が
負う未払税金に関する情報を入手することであった。従って、フランス当局に送信されたデータは、警察当局
に提出されるべきではなく、また本項目に記載したUBSに対する係争中の事案に使用されるべきではない。

2013年より、UBS(フランス)S.A.、UBS AG及び一部の元従業員は、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀
した容疑、並びに脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに伴ってフラン
スで調査を受けている。この調査に関連して、捜査判事はUBS AGに対し、保釈保証金（「caution」）を11億
ユーロとし、UBS(フランス)S.A.に対し、同保釈保証金を40百万ユーロ（上訴により10百万ユーロに減額）とす
る命令を下した。

裁判が2018年10月8日から2018年11月15日にかけて第一審裁判所において行われた。2019年2月20日、裁判
所は、UBS AGについてはフランスでクライアントの不法勧誘を行い、脱税で得た収入の不正洗浄を悪質に行っ
たものとして、またUBS(フランス)S.A.については不法勧誘及び脱税で得た収入の不正洗浄を幫助したものとし
て有罪判決を下した。裁判所は、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.に対して合計37億ユーロの罰金を科すとともに、
フランス政府に対して800百万ユーロの民事制裁金を科すことを認めた。UBSは、当該判決の控訴の申し立
てを行った。フランスの法律においては、上訴中は、判決は保留となる。控訴裁判所における控訴審は、2020
年6月に予定されている。控訴裁判所は、法律及び事実を踏まえて、再審を行う。罰金及び制裁金は、第一審
裁判所が科したもののより多額又は少額になる可能性がある。法律問題に関して、フランスの最高裁判所である
破棄院（Cour de Cassation）に対して控訴を提起することができる。

法律及び事実を踏まえ、UBSは、第一審裁判所の判決は覆されるべきであると考えている。UBSは、スイス及
びフランスの法律並びにEU貯蓄課税指令（「European Savings Tax Directive」）に基づく義務を履行したと
考えている。責を負うべきであったとしても（ただし、これに対しUBSは不服を申立てている。）、科せられた
罰金及び制裁金の額は、法律及び事実によって裏付け可能な額を大幅に上回ると考えている。特に、UBSは、裁
判所は、不正が行われたとされる資産に対する未払税金ではなく、誤って、規制された資産に基づき、罰金を
決定しており、また、誤って、民間の当事者が立証していないコストに基づき、制裁金を認めていると考
えている。UBSは無罪であると考えているものの、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表上、この問題に関連する
450百万ユーロ（2019年12月31日現在、505百万米ドル）の金額の引当金が反映されている。当該事案につ
いては様々な結果が想定されるため、見積りの不確実性は高い。実際の罰金及び民事制裁金の額が引当金の額を上
回る合理的な可能性はあるものの、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表に反映されている引当金は、想定
される財務上の影響の当行の最善の見積りを反映している。

2016年に、UBSは、ベルギーの捜査判事から、UBSが脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融
商品の勧誘で得た収入の不正洗浄、並びに重大な脱税に関与したとして方式審査（「inculpé」）を受けている
旨の通知を受けた。2018年に、イタリアの税務当局及び検察庁は、2012年から2017年までのイタリアにおける
活動により、UBSは税金及び罰金が科せられる可能性があると主張した。2019年6月、UBSはイタリアの税務当
局と和解し、UBS AGのイタリアにおける恒久的施設予定に関連して税務当局により提起されている請求を解決
するために101百万ユーロを支払った。2019年10月、ミラノ裁判所の予備調査の裁判官は、イタリア行政法231
（Italian Administrative Law 231）第63条に基づき、ミラノ検察庁との和解を認めた。当該和解に基づき、

UBS AG、UBSスイスAG及びUBSモナコは、過去の内部統制が不十分であったという主張に基づく請求の和解のため、合計10.3百万ユーロを支払った。当該和解に関連して、不正行為の認定は求められなかった。

この項目1に記載された問題に関して、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク（以下「UBS RESI」という。）は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、（関係会社を通じて）証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

UBSは米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの1つの支店が、当該期間（このうち2006年から2008年において活発であった。）に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、UBSは、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、UBSが発行し、引き受けた3件のRMBS証券化に係る担保プールに含まれるローン（当初元本残高約20億米ドル）を買戻す義務の履行を求めて、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所において訴訟を提起した。2018年7月に、UBS及び当該受託者は、この問題を解決するためにUBSが850百万米ドルを支払うことで合意した。この金額のかなりの部分は、UBSに対して補償義務のある他の当事者が負担する予定である。2020年1月、当該和解は、裁判所によって承認された。RMBS保有者への和解金の分配方法の決定手続は継続中である。UBSは、受託者訴訟の和解が有効に成立することで、実質的に全てのローン買戻要求に関する賠償請求が解決すると考えており、また、ニューヨーク州控訴裁判所の下した判決に基づき、米国住宅モーゲージ・ローンの買戻しを求める新たな請求は時効により認められないと考えている。

モーゲージ関連の規制上の問題：2014年より、ニューヨーク州東部地区米国検事事務局は、1989年金融機関改革救済執行法（以下「FIRREA」という。）に従って、UBSから2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する情報を求めている。2018年11月8日、DOJは、ニューヨーク州東部地区検事事務局に民事訴訟を提起した。当該訴訟は、2006年及び2007年のUBSによる40件のRMBS取引の発行、引受、売却に関連して、FIRREAに基づき、不特定の民事制裁金を要請するものである。2019年2月6日に、UBSは民事訴訟の棄却を申し立てた。2019年12月10日、当該地方裁判所は、棄却を求めるUBSの申立てを却下した。

この項目2に記載された問題に関して、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS（ルクセンブルク）S.A.（現在のUBSヨーロッパSEのルクセンブルク支店）及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法の下で設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管

轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは深刻な損失を被り、ルクセンブルクのファンドは清算中である。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。

2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、総額約21億ユーロ（当該ファンドがBMISの清算に係る受託者（以下「BMISの受託者」という。）に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額を含む。）の支払いを求めて、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。

受益者と称する多くの者が、マドフの詐欺に関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクで提起されており、ルクセンブルクでは、8件のテスト・ケースにおける請求は容認できないとした判決がルクセンブルク控訴裁判所によって追認され、ルクセンブルク最高裁判所は、1件のテスト・ケースの請求者による追加の上訴も退けた。

米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。2014年に、米国連邦最高裁判所は、詐欺的譲渡であると主張された約125百万米ドルの支払の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、全ての請求を却下した判決を不服として上訴する許可を求めたBMISの受託者による申立てを退けた。2016年に、破産裁判所は、UBSの企業等に対するこれらの請求を棄却した。2019年2月、控訴裁判所はBMISの受託者の残りの請求の棄却を覆した。2019年8月、UBSを含む被告は、米国連邦最高裁判所に対し控訴裁判所の決定を見直すよう求める上訴した。破産手続はこの上訴に関する決定が下されるまで停止されている。

4 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービス・インコーポレイテッド・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）が販売するクローズド・エンド型投資信託（以下「当投資信託」という。）の市場価格が2013年以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停（損害賠償請求総額34億米ドル）の原因となった。このうち、損害賠償請求総額24億米ドル分の請求については、和解、調停又は請求の取下げにより解決している。本請求は、当投資信託又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び/又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。

また、2014年に、当投資信託で何億米ドルもの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2015年に、棄却を求める被告の申立ては却下された。被告による当該判決への上訴許可の請求は、プエルトリコ上訴裁判所及びプエルトリコ最高裁判所によって退けられた。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネジャーに対して提起された。原告の集団認定の申立ての却下により、2018年10月に当該訴訟は棄却された。

2014年及び2015年に、UBSは、UBSの業務の調査に関連して、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、金融業規制機構と和解を締結した。

2011年に、プエルトリコ米自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した代表訴訟が、UBS PR（引受業務及びコンサルティング業務に関連して被告に加えられた。）を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。2016年に、裁判所は、当該訴訟に原告として加わるという当制度の要求を認めたが、原告団は修正訴状を提出する必要がある旨の命令を下した。2017年に、裁判所は被告による修正訴状の却下の申立てを退けた。

2015年から2017年にかけて、プエルトリコ米自治連邦区（以下「自治連邦区」という。）の一部の機関及び公社はプエルトリコ債に係る特定の金利の支払を履行しなかった。2016年に、米国連邦法に従って、プエルトリコの財政を監視し、債務再編を行う権限を有する監督委員会が設置された。同監督委員会は、一部の債権者の権利行使を停止させている。2017年に、監督委員会は、連邦地方裁判所判事の指導の下、一部の債券を破産に類似した手続に付した。このような事象、さらなる債務不履行、同自治連邦区の債務を再編する法的手段

の構築や同自治連邦区の財政の一層の監視を行う追加の法的措置、あるいは同自治連邦区の債務の再編により、プエルトリコの証券に関するUBSへの請求及び潜在的な損害賠償請求が増加する可能性がある。

2019年5月、監督委員会は、プエルトリコ連邦地方裁判所に申し立てを行い、UBSを含むプエルトリコ債の募集に参加した金融会社、法律事務所、会計事務所に対する請求を提起し、これらの募集に関連して支払われた引受及びスワップ手数料の返還を求めた。UBSは、関連する募集において約125百万米ドルの手数料を受け取ったと見積っている。

2019年8月及び2020年2月、プエルトリコ債の発行を保証した米国の保険会社3社は、UBS及びその他プエルトリコ債の引受会社7社を提訴した。この2件の訴訟は、被告に対して損害賠償として総額955百万米ドルの支払を要求している。これらの訴訟請求の原告は、保証の対象である2002年から2007年までの間に発行されたプエルトリコ債の目論見書に含まれる財務諸表を被告が十分に精査しなかったと主張し、引受会社とは契約上の関係がなかったにも関わらず、原告は当該財務諸表に依拠して、当該債券の保証に合意したと述べている。

この項目4に記載された問題に関して、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

5 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

外国為替に関連する規制上の問題：2013年より、多くの当局が、外国為替相場及び貴金属価格の不正操作の疑いに関する調査を開始した。2014年及び2015年に、UBSは、外国為替の調査に関連して英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）及び米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）と和解に至り、FINMAは、UBSの外国為替及び貴金属業務に関連して正式な手続を終結する命令を発した。また、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局は、停止命令を出し、UBS AGに対する制裁金を査定した。2015年に、DOJの犯罪局は、UBSによる基準金利の呈示に関連する2012年のUBS AGとの不起訴合意を解除したため、UBS AGは送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金を支払うとともに、経過観察の対象となった（2020年1月上旬に終了）。2019年に、欧州委員会は外国為替取引に関する2つの決定を発表した。UBSは、これらの問題に関して欧州委員会から免責が認められたため、罰金は科されていない。UBSは、これらの当局に協力し、特定の改善措置に取り組む継続的な義務を有している。またUBSは、外国為替事業及び貴金属事業に関する競争法違反の可能性について、DOJの反トラスト局及び他の管轄区域の当局から条件付免責が認められている。これらの解決にかかわらず、外国為替の問題に関する一部の当局による調査は依然として継続している。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年以降、UBS及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。UBSが総額141百万米ドルを支払い、和解集団への協力を行うことを定めた和解合意に基づき、UBSは、被告の銀行、並びに先物為替予約及びこれに対するオプション取引を行っている個人との間の為替取引に関連する米国連邦裁判所集団訴訟を解決した。一部の集団訴訟の参加者はこの和解には応じず、米国及び英国の裁判所において、UBS及び他の銀行に対し、米国及び欧州の独占禁止法違反及び不当利得を行ったものとして、個別の訴訟を提起している。

2015年に、自己使用を目的として外貨を被告及び申し立てられた共謀者から直接購入した米国の個人及び企業を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、連邦裁判所に提起された。2017年3月に、裁判所はUBS（及び他行）の訴状棄却の申し立てを認めた。原告は、2017年8月に修正訴状を提出した。2018年3月に、裁判所は被告の修正訴状却下の申し立てを退けた。

2017年に、米国で被告又はその共謀者から為替商品を間接的に購入した個人及び企業を代表した2件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、ニューヨーク州連邦裁判所に提起され、2017年6月に併合訴状が提出された。2018年3月に、裁判所は当該併合訴状を却下した。2018年10月に、裁判所は原告が修正訴状提出の許可を求める申し立てを認めた。2020年1月に、UBS及び他の銀行11行は、合計10百万米ドルで集団訴訟を和解することについて、原告と概ね和解した。和解は最終的な書面化と裁判所の承認が条件である。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：SEC、CFTC、DOJ、FCA、英国重大不正捜査局、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作するUBSの不適切な試みに係る調査をこれまで実施している。UBSは、基準金利に関連して、捜査当局との和解に至ったか、あるいはその捜査が終了した。UBSは、解決の当事者である当局に協力し、基準金利の呈示に関する特定の救済措置を行う継続的な

義務を負っている。UBSは、特定のレートに関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びスイス競争委員会（以下「WEKO」という。）を含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。ただし、WEKOの事務局はUBSが完全免責の資格を満たしていないと主張していることから、UBSはWEKOと最終的な和解に至っていない。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なった当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中である。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、LIBOR及び他の基準金利に金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する複数の訴訟も米国及び他の管轄区域で係属中である。これらの申立ては、様々な方法による、いくつかの基準金利（米ドルLIBOR、ユーロ円LIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR、シンガポール・ドルSIBOR及びシンガポール・ドルSOR、オーストラリアBBSWなどを含む。）の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。

米国における米ドルLIBORに関連する集団訴訟及び個別訴訟：2013年及び2015年に、米ドルLIBOR訴訟の地方裁判所は、特定の原告の反トラスト法及び連邦恐喝防止法に係る請求、並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の全部又は一部を却下した。第2巡回区は反トラスト法に係る請求を退けた地方裁判所の判決を無効としたが、地方裁判所はUBSに対する反トラスト法に係る請求を2016年に再度却下した。一部の原告は、当該判決を不服として第2巡回区に上訴した。これとは別に、2018年に、第2巡回区は、一部の個人の原告の請求を退けた地方裁判所の2015年の判決を一部破棄し、これら訴訟のうち一部は現在係争中である。UBSは2016年に、米ドルLIBORの集団訴訟を解決するために債券保有者集団の代表者と和解合意に至った。当該和解合意は予備承認を得ているが、依然として最終承認を条件とする。2018年に、地方裁判所は、UBSに対して行われている請求に係る米ドル集団訴訟の集団認定を求める原告の申立てを却下したが、原告はかかる判決を不服として第2巡回区に上訴する許可を求めている。2018年7月に、第2巡回区は米ドルの貸手集団による上訴の申立てを却下し、2018年11月に、米ドル為替の集団の申立てを却下した。2019年12月に、UBSは、米ドルLIBORの集団訴訟を解決するために米ドルの貸手集団の代表者と和解合意に至った。当該和解合意は予備承認を得ているが、依然として最終承認を条件とする。2019年1月に、2014年2月1日から米ドルLIBOR商品を被告銀行と直接取引を行った米国の居住者を代表した推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提起された。訴状は、反トラスト及び不当利得返還を主張している。2019年8月に、被告は訴訟の棄却を申し立てた。

米国におけるその他の基準金利に関する集団訴訟：2014年に、1件のユーロ円LIBOR訴訟の裁判所は、当事者適格を欠くとして、連邦反トラスト法に基づく請求を含む、原告の請求の一部を却下した。2015年に、同裁判所は、同一の理由で連邦恐喝防止法に基づく原告の請求を却下し、連邦反トラスト法に基づきUBSに対して行った原告の請求に対する以前の却下を支持した。2017年に、裁判所は、スイス・フランLIBORの訴訟の裁判所と同様に、当事者適格を欠くとして、別の円LIBOR / ユーロ円LIBORの訴訟も全面的に却下した。さらに2017年に、EURIBOR訴訟の裁判所は、人的管轄権がないことを理由に、UBS及び他の海外の一部被告に関する訴訟を却下した。別の円LIBOR、ユーロ円LIBOR及びEURIBOR訴訟の原告は、当該却下について上訴した。2018年10月に、SIBOR / SOR訴訟の裁判所は、原告のUBSに対する請求以外を却下した。これらの却下判決を受け、スイス・フランLIBOR及びSIBOR / SOR訴訟の原告は修正訴状を提出し、裁判所は再度の棄却申立てを2019年7月（SIBOR / SOR）及び2019年9月（スイス・フランLIBOR）に認めた。2018年11月に、BBSW訴訟の裁判所は、人的管轄権がないことを理由に、UBS及び他の海外の一部被告に関する訴訟を却下した。却下を受け、BBSW訴訟の原告は、2019年4月に修正訴状を提起し、修正訴状に名前を挙げられたUBS及び他の被告は棄却を申し立てた。2020年2月に、BBSW訴訟の裁判所は被告による修正訴状の棄却申立ての一部を認め、一部は却下した。裁判所は、2019年8月に英ポンドLIBOR訴訟を却下したが、原告は2019年9月に当該却下を上訴した。

国債：2007年以降の米国債市場の参加者を代表して、UBS及び他の銀行に対し、推定集団訴訟が2015年より米国連邦裁判所に提起されている。2017年に、併合訴状が米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提出された。当該訴状は、これらの銀行がオークション及び流通市場で販売された米国債に関して共謀し、その価格を操作したと申立てており、反トラスト法及び不当利得に対する請求を主張している。当該併合訴状の却下を求める被告の申立中である。欧州の国債及びその他の国債に関して、同様の集団訴訟が提起された。

UBS、また報道によれば他の銀行は、様々な当局からの国債の取引実務に関する調査及び情報提供の要請に対応している。現時点までの自己評価では、UBSは適切な措置を講じている。

政府支援企業債：2019年2月から、UBS及び他の銀行に対する集団訴訟が、政府支援企業（以下「GSE」という。）債の取引を行った原告を代表して米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提起された。2009年1月1

日から2016年1月1日までの間のGSE債の取引に談合が行われたと主張する統合訴状が提起された。2019年12月に、UBS及び他11社の被告は、集団訴訟を合計250百万米ドルで和解することに合意した。当該和解は、裁判所の承認を必要とする。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス連邦最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関してある会社に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、その会社と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

7 証券取引価格及び開示

UBSは、2008年から2015年の間に行われた負債性証券の取引に関して、香港及びシンガポールに記帳していたウェルス・マネジメントの顧客に対するスプレッドが不適切である可能性のある取引を識別し、関連当局に報告した。2019年11月に、UBS AGは、香港証券先物取引委員会（以下「SFC」という。）及びシンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）との和解合意を締結した。当該合意に基づき、それぞれ懲戒及び400百万香港ドル（51百万米ドル）の罰金並びに11百万シンガポール・ドル（8.3百万米ドル）の罰金が科せられた。またUBSは、影響を受けた顧客に対して払戻しを開始しており、その額は利息を含めて総額47百万米ドルに相当する。

この項目7に記載された問題に関して、2019年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。

注記22 その他の負債

a) 償却原価で測定されるその他の金融負債

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
その他の未払費用	1,697	1,911
未払利息	1,596	1,501
決済勘定	1,368	1,477
リース負債 ⁽¹⁾	3,858	
その他	1,854	2,688
償却原価で測定されるその他の金融負債合計	10,373	7,576

⁽¹⁾ 2019年1月1日付けのIFRS第16号の適用に関連するものである。詳細については、注記1を参照。

b) 公正価値での測定を指定されたその他の金融負債

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
ユニットリンク型投資契約未払額	28,145	21,679
有価証券ファイナンス取引	5,742	9,461
負債性金融商品(店頭)	2,022	2,450
内、自己の信用の(利得)/損失累計額	(4)	(51)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	217	
その他	31	5
公正価値で測定されるその他の金融負債合計⁽¹⁾	36,157	33,594

⁽¹⁾ 2019年12月31日現在及び2018年12月31日現在、純損益を通じて公正価値での測定を指定された負債の満期時点の約定償還額においては、帳簿価額と重要な差異はなかった。

c) その他の非金融負債

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
報酬関連負債	4,296	4,645
内、ファイナンシャル・アドバイザー報酬制度	1,459	1,454
内、その他の報酬制度	1,750	1,929
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債純額	629	773
内、その他の報酬関連負債 ⁽¹⁾	458	490
当期税金負債及び繰延税金負債	1,091	915
未払付加価値税及びその他の未払税金	445	403
繰延収益	134	215
その他	202	98
その他の非金融負債合計	6,168	6,275

⁽¹⁾ 給与税及び未取得休暇に関する負債を含む。

注記23 予想信用損失の測定

a) 期中の予想信用損失

2019年度の信用損失費用(純額)は合計78百万米ドルであった。これは、信用減損(ステージ3)のポジションに関連する信用損失費用100百万米ドルを反映したものであり、22百万米ドルのステージ1及びステージ2のポジションに係る予想信用損失に係る評価性引当金の取崩し(純額)と相殺された。

インベストメント・バンクにおいては、期中に認識されたステージ1及びステージ2の予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金の増加は主に、2019年度中に組成された貸出金及び信用供与、並びに既存の資産の信用の質の変化に関連するものであり、適用される信用リスク・モデルの変更によって一部相殺された。パーソナル&コーポレート・バンキング及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおいては、年間を通じて予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金はわずかに減少した。これは、主に、選定された経済的インプットデータが引き続き良好な動向をみせ、帳簿の質が軽微ながら改善したことによるものであった。

ステージ3の純損失100百万米ドルは、主にパーソナル&コーポレート・バンキング(44百万米ドル)及び程度は小さいがインベストメント・バンク(26百万米ドル)及びグローバル・ウェルス・マネジメント(23百万米ドル)における複数のデフォルト・ポジションにわたって認識されたものである。

b) ECLモデル、シナリオ、シナリオ加重及び主要インプットの変更

ECLモデル、シナリオ、シナリオ加重及び主要インプットの管理原則に関する情報については、注記1aを参照。また、格付手法のインプット要因、並びにデフォルト確率（以下「PD」という。）及びデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）の見積りに関連する市場及び行動データの四半期毎の更新に加えて、インベストメント・バンクの大手法人顧客に係るECLの算定に用いられたモデルに対して、1つ大幅な変更を行った。2019年度において、データセットを一新し、米国における規制上のストレス・テストで適用されるプロセスと整合させた結果、20百万米ドルのステージ1及びステージ2のポジションに係る予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金の取崩し（純額）が生じた。モデル化にあたってデフォルトの内部データが不十分なポートフォリオについて、UBS AGは、外部のデータ提供機関に依拠している。

2019年度第4四半期に、期末の経済及び政治情勢を踏まえて、4つのシナリオ及び関連するマクロ経済的要因を見直した。3つの仮定シナリオの選定は本質的に変更されないが、追加的なリスクを含めるためにシビア・ダウンサイド・シナリオの説明は更新された。シナリオの説明に関する主要な側面が、以下に要約されている。

- ベースライン・シナリオでは、2019年度よりも成長率は緩やかであるが、主要な市場全てにおける継続的な成長を想定している。従って、米国を除き、失業率の著しい下落は見込まれていない。ユーロ圏、スイス及び米国の中央銀行が推進する政策に従って、金利は引き続き低い水準にとどまる。
- アップサイド・シナリオでは、先進国経済における中央銀行の緩和政策が継続し、地政学的及び経済的な不確実性が徐々に軽減することを想定している。基礎となるマクロ経済状況は改善し、資産価値は大きく増加する。
- マイルド・ダウンサイドのシナリオは、潜在的な資産価格の高騰を抑えるために主要中央銀行による金融引き締め政策が実施されるという仮定に基づいており、緩やかな景気後退を生じるとしている。
- シビア・ダウンサイドのシナリオは、2019年度において主に欧州の動向に注目していたが、主要経済に影響する深刻な景気後退段階の影響を補足するために、その対象を広げている。主に、世界的な貿易緊張及び欧州における債務の持続可能性に対する懸念によって、広範囲にわたって減速が生じるとしている。貿易及び景況感が影響を受け、特にスイスの業界の主要輸出市場が影響を受ける。

各四半期において、シナリオに固有の予測が適用される基礎及びベースライン予測は直近で入手可能な情報（主要なマクロ経済データ及び関連する市場指標）を用いて更新された。2019年12月31日現在の4つのシナリオに適用された主要な将来予測に関するマクロ経済変数は、以下の表にまとめられた通りである。

シナリオ加重は、注記1aの3gの項に概説されているプロセス及びガバナンスに従って決定される。モデル・アウトプットは、過去に観測されたGDP成長率のトレンドに基づいて、各シナリオに使用されたGDP仮定が具現化する可能性の最初の見積りを示す。各モデルによって計算された見積りには基礎となる経済的又は政治的な要因見積りが含まれないため、経営者は、モデル・アウトプットを、現在の状況及び将来の予測と関連付け、最終的なシナリオ加重を決定するための判断を行う。2019年度におけるレビューでは、長期にわたって実質的に拡大してきた主要市場の景気が減速する可能性が高まっていること、及び結果の予測が不能な複数の政治的動向が将来の成長に与え得る可能性に関する不確実性が勘案された。2019年度末に、経営者はこれらの動向を反映し、2018年12月31日現在よりもシビア・ダウンサイドの加重を高めた。

信用損失のマクロ経済的要因に対する非線形性は、特に個人顧客向けのモーゲージ・ローン及び不動産ファイナンスのような金利に最も左右されるポートフォリオで最も顕著である。従って、マイルド・ダウンサイド・シナリオは、主な構成要素として金利の著しい上昇を反映しており、また、信用リスク管理目的において特に関連性がある。

上記の通り、シナリオ加重は、経営者が経済的・地政学的リスクを評価する際に特定されたリスクを反映したものであり、特定の説明が定義されたマクロ経済的要因（金利など）と共に具現化するという具体的な予想ではない。しかし、金利の重視が比較的低いその他のマイルド・ダウンサイド・シナリオは、景気後退期における貸倒損失の潜在的な非対称性を表すものではなかったと考えられる。より深刻な景気後退は、観測された実績に基づきモデル化できない政治的要因によって引き起こされる可能性がある。これを踏まえ、シビア・ダウンサイドの事例に割り当てられた加重についても、経営者による当行の全ての主要な市場及びポートフォリオに影響を与える可能性のある地政学的リスクの評価に基づいている。

割り当てられた加重(%)

ECLシナリオ	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
アップサイド	7.5	10.0
ベースライン	42.5	45.0
マイルド・ダウンサイド	35.0	35.0
シビア・ダウンサイド	15.0	10.0

主要パラメーター	1年ショック				3年累積ショック			
	アップ サイド	ベース ライン	マイルド・ ダウン サイド	シビア・ ダウン サイド	アップ サイド	ベース ライン	マイルド・ ダウン サイド	シビア・ ダウン サイド
実質GDP成長率(変動率、%)								
米国	4.3	1.9	(0.5)	(6.4)	10.9	6.4	0.0	(4.3)
ユーロ圏	3.6	1.0	(0.3)	(9.1)	9.5	2.8	0.7	(10.8)
スイス	4.2	1.5	(0.8)	(7.0)	10.4	4.8	(0.1)	(6.2)
消費者物価の上昇(変動率、%)								
米国	3.1	1.8	4.9	(1.2)	8.6	6.2	11.1	0.4
ユーロ圏	2.1	1.3	2.8	(1.3)	6.7	4.3	6.2	(1.7)
スイス	1.5	0.8	1.8	(1.8)	5.5	2.7	4.2	(1.6)
失業率(変動率、%)								
米国	(0.9)	(0.4)	0.3	5.7	(0.9)	(0.5)	0.7	5.6
ユーロ圏	(1.4)	(0.1)	0.6	5.6	(1.9)	(0.2)	1.0	7.9
スイス	(0.3)	0.1	0.5	2.6	(0.8)	0.3	1.2	3.6
債券：10年物国債(変動率、 ベース・ポイント)								
米ドル	61.0	0.2	187.5	(100.0)	274.1	10.1	262.5	(75.0)
ユーロ	65.0	8.4	112.5	(30.0)	221.7	28.2	225.0	(20.0)
スイス・フラン	73.0	9.5	187.5	(70.0)	283.0	30.0	262.5	(35.0)
株価指数(変動率、%)								
S&P 500	14.8	3.5	(20.3)	(53.0)	42.7	9.5	(23.5)	(42.9)
EuroStoxx 50	17.0	0.5	(15.5)	(60.0)	44.3	4.4	(14.7)	(52.9)
SPI	13.9	1.4	(19.0)	(56.2)	42.2	5.3	(24.0)	(46.8)
スイス不動産(変動率、%)								
戸建住宅	4.5	0.1	(7.3)	(15.2)	14.1	2.3	(15.8)	(27.0)
その他の不動産(変動率、%)								
米国(S&P/ケース・シラー)	6.2	4.0	(4.0)	(13.3)	17.7	16.7	(11.9)	(23.4)
ユーロ圏(住宅価格指数)	4.9	1.2	(1.2)	(23.0)	15.4	2.2	(6.8)	(33.2)

c) ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金の変動

期中に認識されたECLに係る評価性引当金及び負債性引当金は、以下のような様々な要因の影響を受けた。

- 期中における新規金融商品の組成
- 残存期間における金融商品のECLが減少するため、時の経過による影響（その他全ての要因が変化しない場合）
- 現在価値ベースで測定されるため、ECLにおける割引の巻戻し
- 期中における金融商品の認識の中止
- 金融商品の個々の資産の品質の変化
- 将来予測に関するシナリオ及びそれぞれの加重を更新することによるポートフォリオへの影響
- ステージ1及び2間の移行後、「最大12ヶ月間のECL」から「全期間のECL」（及び、その逆の場合）への変更
- デフォルトが確実となるとともに、デフォルト確率（以下「PD」という。）が100%に増加した場合のステージ1及び2からステージ3（信用減損の状況）（又は、その逆の場合）への変更

- 信用リスク及びノもしくは経済予測モデルに係る変化又はモデル・パラメーターの更新
- 外貨建て資産の為替換算及びその他の変動

以下の表は、ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオンバランス・シート及びオフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠に対するECLに係る評価性引当金及び負債性引当金の、前述の要因による期首及び期末間の変動を説明している。

ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金の変動

単位：百万米ドル	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
2018年12月31日現在の残高	(1,054)	(176)	(183)	(695)
ステージ移行に伴うECLの変動⁽¹⁾	0	(96)	103	(8)
新規及び認識を中止した取引による変動(純額)⁽²⁾	(53)	(66)	10	3
内、住宅ローンのある個人顧客	(1)	(4)	3	0
内、不動産ファイナンス	(3)	(5)	2	0
内、大手法人顧客	(6)	(14)	8	0
内、中小企業の顧客	(16)	(14)	(2)	0
ブックの質の変化	(52)	141	(97)	(96)
ステージ移行に伴う再測定⁽³⁾	(125)	110	(138)	(97)
内、住宅ローンのある個人顧客	(5)	70	(74)	(1)
内、不動産ファイナンス	5	21	(16)	0
内、大手法人顧客	(45)	1	(11)	(35)
内、中小企業の顧客	(64)	6	(17)	(53)
ステージ移行を伴わない再測定⁽⁴⁾	73	31	41	1
内、住宅ローンのある個人顧客	22	2	30	(9)
内、不動産ファイナンス	1	0	0	1
内、大手法人顧客	(24)	(10)	0	(14)
内、中小企業の顧客	35	9	10	17
モデル及び手法の変更⁽⁵⁾	26	17	9	0
損益に影響するECLの変動⁽⁶⁾	(78)	(4)	25	(100)
その他の評価性引当金及び負債性引当金の変動	105	(1)	(2)	108
償却/戻入れ⁽⁷⁾	130	0	0	130
分類変更⁽⁸⁾	0	0	0	0
為替レートの変動⁽⁹⁾	(8)	(1)	(2)	(4)
その他	(19)	0	0	(18)
2019年12月31日現在の残高	(1,029)	(181)	(160)	(688)

(1) ステージ移行によるECL再測定前のECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を表す。(2) 新規に組成、購入又は契約更新された金融商品(保証、信用供与を含む。)、及び満期日又はそれより前の貸出金又は信用供与の最終的な認識の中止から生じた、評価性引当金及び負債性引当金の増減を表す。(3) ステージ移行による12ヶ月間のECL及び全期間のECL間の再測定を表す。(4) モデル・インプット又は仮定の変更(将来予測に関するマクロ経済的条件の変更を含む。)、エクスポージャー・プロファイルの変更、PD及びLGDの変更、並びに時間価値の振戻しに関連した、評価性引当金及び負債性引当金の変動を表す。(5) モデル及び手法の変更に関連した、評価性引当金及び負債性引当金の変動を表す。詳細については、注記23bを参照。(6) ステージ移行に伴うECLの変動、新規及び認識を中止した取引、ブックの質の変化、並びにモデル及び手法の変更によるECLの変動を含む。(7) 金融資産の全部又は一部が回収不能になった又は免除されたと判断された場合に行われる、帳簿価額総額に対するECLに係る評価性引当金の償却によって生じた、評価性引当金及び負債性引当金の減少を表す。(8) 「償却原価で測定されるその他の資産」への分類変更を表す。(9) 為替レートの変動に関連した、評価性引当金及び負債性引当金の変動を表す。

以下の表は、顧客貸出金及び前渡金、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金並びにオフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠に対するECLに係る評価性引当金及び負債性引当金の期首及び期末間の変動を説明している。

ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金の変動				
単位：百万米ドル	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
2018年1月1日現在の残高	(1,117)	(141)	(193)	(783)
ステージ移行に伴うECLの変動 ⁽¹⁾	0	(97)	95	2
新規及び認識を中止した取引による変動(純額) ⁽²⁾	(10)	(44)	15	19
内、住宅ローンのある個人顧客	(3)	(6)	4	0
内、不動産ファイナンス	(3)	(8)	5	0
内、大手法人顧客	2	(6)	1	8
内、中小企業の顧客	(10)	(14)	4	0
ブックの質の変化	(89)	112	(87)	(114)
ステージ移行に伴う再測定 ⁽³⁾	(16)	95	(103)	(7)
内、住宅ローンのある個人顧客	(11)	54	(63)	(1)
内、不動産ファイナンス	5	24	(19)	0
内、大手法人顧客	(1)	0	(3)	1
内、中小企業の顧客	1	7	(7)	0
ステージ移行を伴わない再測定 ⁽⁴⁾	(73)	17	16	(106)
内、住宅ローンのある個人顧客	(9)	2	(3)	(7)
内、不動産ファイナンス	8	4	12	(8)
内、大手法人顧客	(56)	(2)	(6)	(48)
内、中小企業の顧客	(55)	9	6	(70)
モデル及び手法の変更 ⁽⁵⁾	(13)	(2)	(11)	0
損益に影響するECLの変動 ⁽⁶⁾	(104)	(30)	11	(86)
その他の評価性引当金及び負債性引当金の変動	227	10	1	216
償却/戻入れ ⁽⁷⁾	200	1	0	199
分類変更 ⁽⁸⁾	25	7	3	15
為替レートの変動 ⁽⁹⁾	8	0	0	8
その他	(6)	2	(1)	(6)
2018年12月31日現在の残高	(1,002)	(162)	(180)	(661)

(1) ステージ移行によるECL再測定前のECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を表す。(2) 新規に組成、購入又は契約更新された金融商品(保証、信用供与を含む。)、及び満期日又はそれより前の貸出金又は信用供与の最終的な認識の中止から生じた、評価性引当金及び負債性引当金の増減を表す。(3) ステージ移行による12ヶ月間のECL及び全期間のECL間の再測定を表す。(4) モデル・インプット又は仮定の変更(将来予測に関するマクロ経済的条件の変更を含む。)、エクスポージャー・プロファイルの変更、PD及びLGDの変更、並びに時間価値の振戻しに関連した、評価性引当金及び負債性引当金の変動を表す。(5) モデル及び手法の変更に関連した、評価性引当金及び負債性引当金の変動を表す。(6) ステージ移行に伴うECLの変動を含めるために、UBSは、「損益に影響を及ぼすECLの変動」を修正再表示している。これは、2019年度に適用された手法の変更で整合させるものであり、ステージ移行に伴うECLの変動、新規及び認識を中止した取引によるECLの変動、帳簿の質の変化、モデル及び手法の変更並びに為替レートによるECLの変動を含め、損益に影響を及ぼすECLの変動合計をステージ別に開示することができる。(7) 金融資産の全部又は一部が回収不能になった又は免除されたと判断された場合に行われる、帳簿価額総額に対するECLに係る評価性引当金の償却によって生じた、評価性引当金及び負債性引当金の減少を表す。(8) 「償却原価で測定されるその他の資産」への分類変更を表す。(9) 為替レートの変動に関連した、評価性引当金及び負債性引当金の変動を表す。

d) 信用リスクに対する最大エクスポージャー

次の表は、UBS AGのECLの要求事項の対象となる金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャー、並びに当該金融商品の種類の信用リスクを軽減するそれぞれの担保及びその他の信用補完を示している。

信用リスクに対する最大エクスポージャーには、貸借対照表に認識された、信用リスクのある金融商品の帳簿価額及びオフバランス・シートの契約の想定元本が含まれている。情報が入手可能な場合、担保は公正価値

で表示される。不動産などのその他の担保については、合理的な代替値が用いられる。クレジット・デリバティブ契約や保証などの信用補完は、想定元本で計上される。両者とも、保全対象の信用リスクに対する最大エクスポージャーを上限に設定されている。当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）では、信用リスク及び関連エクスポージャーに対する経営者の見解を記載しているが、IFRSの要求事項と一部異なる場合がある。

信用リスクに対する最大エクスポージャー

2019年12月31日現在									
単位：十億米ドル	信用リスク に対する 最大エク スポージャー	担保				信用補完			担保及び信 用補完考 慮後のエク スポージャー
		受入 担保金	有価証券 による 担保	不動産 による 担保	その他の 担保 ⁽¹⁾	ネッ ティン グ	クレジッ ト・デリ バティブ 契約	保証	
貸借対照表に償却原価で測定される金融資産									
現金及び中央銀行預け金	107.1								107.1
銀行貸出金及び前渡金 ⁽²⁾	12.4		0.0						12.3
有価証券ファイナンス取引による債権	84.2		77.6		5.8				0.8
デリバティブに係る差入担保金 ^{(3),(4)}	23.3					14.4			8.9
顧客貸出金及び前渡金 ⁽⁵⁾	328.0	19.4	101.4	174.7	17.1			1.1	14.3
償却原価で測定されるその他の資産	23.0	0.1	0.4	0.0	1.3				21.2
償却原価で測定される金融資産合計	578.0	19.5	179.4	174.7	24.3	14.4	0.0	1.1	164.6
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 - 負債性金融商品									
	6.3								6.3
ECLの対象である、貸借対照表に反映された信用リスクに対する最大エクスポージャー合計									
	584.3	19.5	179.4	174.7	24.3	14.4	0.0	1.1	171.0
保証 ⁽⁶⁾	18.1	1.0	3.0	0.1	1.7			2.5	9.8
ローン・コミットメント ⁽⁶⁾	27.5	0.2	1.9	1.3	5.8		0.2	0.2	18.0
先日付スタートの取引、リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	1.7		1.7						0.0
無条件に取消可能な信用枠	36.9	0.3	8.3	4.9	3.6			0.0	19.8
ECLの対象である、貸借対照表に反映されていない信用リスクに対する最大エクスポージャー合計									
	84.2	1.5	14.9	6.3	11.0	0.0	0.2	2.8	47.6

2018年12月31日現在									
単位：十億米ドル	信用リスク に対する 最大エク スポージャー	担保				信用補完			担保及び信 用補完考 慮後のエク スポージャー
		受入 担保金	有価証券 による 担保	不動産 による 担保	その他の 担保 ⁽¹⁾	ネッ ティン グ	クレジッ ト・デリ バティブ 契約	保証	
貸借対照表に償却原価で測定される金融資産									
現金及び中央銀行預け金	108.4								108.4
銀行貸出金及び前渡金 ⁽²⁾	16.6		0.1						16.6
有価証券ファイナンス取引による債権	95.3		92.5		2.5				0.3
デリバティブに係る差入担保金 ^{(3),(4)}	23.6					14.5			9.1
顧客貸出金及び前渡金 ⁽⁵⁾	321.5	17.7	104.4	167.1	16.2		0.0	1.2	14.8
償却原価で測定されるその他の資産	22.6	0.1	0.4	0.0	1.1				21.0
償却原価で測定される金融資産合計	588.1	17.8	197.4	167.2	19.9	14.5	0.0	1.2	170.2
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 - 負債性金融商品									
	6.7								6.7

ECLの対象である、貸借対照表に反映された信用リスクに対する最大エクスポージャー合計									
	594.8	17.8	197.4	167.2	19.9	14.5	0.0	1.2	176.9
保証 ⁽⁶⁾	18.1	1.3	2.5	0.1	1.2			2.7	10.2
ローン・コミットメント ⁽⁶⁾	31.2	0.4	2.8	1.5	5.7		0.2	0.7	19.8
先日付スタートの取引、リバース・レボ契約及び有価証券借入契約	0.9		0.9						0.0
無条件に取消可能な信用枠	38.8	1.1	6.5	4.2	3.9				23.2
ECLの対象である、貸借対照表に反映されていない信用リスクに対する最大エクスポージャー合計									
	89.0	2.8	12.7	5.8	10.8	0.0	0.2	3.4	53.2

(1) 保険契約、棚卸資産、モーゲージ・ローン、金及びその他のコモディティを含むが、これに限定されない。(2) 銀行貸出金及び前渡金は、顧客のために第三者の銀行が保有する金額を含む。これらの残高に伴う信用リスクは、当該顧客が負担する場合がある。(3) デリバティブに係る差入担保金は、取引所又は清算機構からの未収証拠金残高を含む。かかる証拠金残高の一部は、関連する信用リスクを保持する顧客のために譲渡された金額を反映している。(4) 「ネットティング」欄の金額は、貸借対照表に認識されていない潜在的なネットティングを示している。詳細については、注記25を参照。(5) 一般的に担保契約には、現金、有価証券、不動産及びその他の担保を含む様々な担保が組み込まれている。(6) 「保証」欄の金額は主に、サブ・パーティシペーションに関連している。詳細については、注記34を参照。

e) 信用リスクの対象となる金融資産 - 格付区分別

次の表は、UBS AGの内部格付制度及び年度末のステージ分類に基づく信用の質及び信用リスクに対する最大エクスポージャーを示している。IFRS第9号への移行に伴い、信用リスク格付は、置換え前のUBS AGによる個々の取引相手先のデフォルト確率の評価を反映している。表示されている金額は、減損引当金控除前の金額である。

UBS AGの内部格付制度の詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」セクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）を参照。

信用リスクの対象となる金融資産 - 格付区分別

単位：百万米ドル									
2019年12月31日現在									
格付区分 ⁽¹⁾	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	信用減損		ECL評価性引当金	帳簿価額(純額)(信用リスクに対する最大エクスポージャー)
						(デフォルト)	帳簿価額(総額)合計		
償却原価で測定される金融資産									
現金及び中央銀行預け金	105,195	1,873	0	0	0	0	107,068	0	107,068
内、ステージ1	105,195	1,873	0	0	0	0	107,068	0	107,068
銀行貸出金及び前渡金	309	9,764	1,326	687	298	1	12,386	(6)	12,379
内、ステージ1	309	9,764	1,326	677	228	0	12,303	(4)	12,299
内、ステージ2	0	0	0	10	71	0	81	(1)	80
内、ステージ3	0	0	0	0	0	1	1	(1)	0
有価証券ファイナンス取引による									
債権	21,089	16,889	14,366	28,815	3,088	0	84,246	(2)	84,245
内、ステージ1	21,089	16,889	14,366	28,815	3,088	0	84,246	(2)	84,245
デリバティブに係る差入担保金	4,899	10,553	5,033	2,765	39	0	23,289	0	23,289

内、ステージ1	4,899	10,553	5,033	2,765	39	0	23,289	0	23,289
顧客貸出金及び前渡金	1,744	176,189	59,240	70,528	18,748	2,308	328,756	(764)	327,992
内、ステージ1	1,744	175,534	56,957	62,435	14,117	0	310,787	(82)	310,705
内、ステージ2	0	655	2,283	8,093	4,631	0	15,661	(123)	15,538
内、ステージ3	0	0	0	0	0	2,308	2,308	(559)	1,749
償却原価で測定されるその他の資									
産	13,030	1,592	390	7,158	312	672	23,154	(143)	23,012
内、ステージ1	13,030	1,581	381	6,747	280	0	22,019	(35)	21,985
内、ステージ2	0	11	9	412	32	0	463	(13)	451
内、ステージ3	0	0	0	0	0	672	672	(95)	576
償却原価で測定される金融資産合									
計	146,267	216,860	80,354	109,952	22,485	2,981	578,899	(915)	577,985
オンバランス・シートの金融商品									
FVOCIで測定される金融資産 -									
負債性金融商品	5,854	450	0	41	0	0	6,345	0	6,345
オンバランス・シートの金融商品									
合計	152,120	217,309	80,354	109,994	22,485	2,981	585,245	(915)	584,329

(1) 格付区分の詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）にある「UBSの内部格付けスケール及び外部格付けへのマッピング」の表を参照。

予想信用損失の対象となるオフバランス・シートのポジション - 格付区分別

格付区分 ⁽¹⁾	2019年12月31日現在					帳簿価額合計 (信用リスク 信用減損 に対する最大 (デフォルト) エクスポー ジャー) ECL評価性 引当金		
	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13			
オフバランス・シートの金融商品								
保証	857	4,932	6,060	5,450	761	82	18,142	(42)
内、ステージ1	857	4,931	6,048	5,218	704	0	17,757	(8)
内、ステージ2	0	1	12	233	57	0	304	(1)
内、ステージ3	0	0	0	0	0	82	82	(33)
取消不能ローン・コミットメント	2,548	10,068	4,862	5,859	4,160	50	27,547	(35)
内、ステージ1	2,548	10,068	4,862	5,722	3,878	0	27,078	(30)
内、ステージ2	0	0	0	137	282	0	419	(5)
内、ステージ3	0	0	0	0	0	50	50	0
先日付スタートのリバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	0	672	50	936	0	0	1,657	0
オフバランス・シートの金融商品合計	3,405	15,672	10,972	12,245	4,922	132	47,347	(77)
その他の信用枠								
無条件に取消可能な信用枠	632	14,346	6,231	7,169	8,554	46	36,979	(34)
内、ステージ1	632	14,309	6,120	6,789	7,889	0	35,740	(17)
内、ステージ2	0	37	111	380	665	0	1,193	(17)
内、ステージ3	0	0	0	0	0	46	46	0
契約に基づく取消不能な既存貸出金の 期間延長	25	1,399	870	633	359	4	3,289	(3)
内、ステージ1	25	1,399	870	633	359	0	3,285	(3)
内、ステージ2	0	0	0	0	0	0	0	0
内、ステージ3	0	0	0	0	0	4	4	0
その他の信用枠合計	657	15,745	7,101	7,801	8,913	50	40,268	(37)

⁽¹⁾ 格付区分の詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）にある「UBSの内部格付けスケール及び外部格付けへのマッピング」の表を参照。

信用リスクの対象となる金融資産 - 格付区分別

格付区分 ⁽¹⁾	2018年12月31日現在					信用減損		帳簿価額(純額)(信用リスクに対する最大エクスポージャー)	
	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	(デフォルト)	帳簿価額(総額)合計	ECL評価性引当金	スポー
償却原価で測定される金融資産									
現金及び中央銀行預け金	103,635	4,735	0	0	0	0	108,370	0	108,370
内、ステージ1	103,635	4,735	0	0	0	0	108,370	0	108,370
銀行貸出金及び前渡金	829	13,286	1,302	922	307	3	16,649	(8)	16,641
内、ステージ1	829	13,286	1,302	758	268	0	16,443	(4)	16,439
内、ステージ2	0	0	0	164	39	0	203	(1)	202
内、ステージ3	0	0	0	0	0	3	3	(3)	0
有価証券ファイナンス取引による									
債権	29,065	24,653	13,602	26,866	1,165	0	95,351	(2)	95,349
内、ステージ1	29,065	24,653	13,602	26,866	1,165	0	95,351	(2)	95,349
デリバティブに係る差入担保金	5,136	10,044	5,282	3,040	101	0	23,603	0	23,603
内、ステージ1	5,136	10,044	5,282	3,040	101	0	23,603	0	23,603
顧客貸出金及び前渡金	3,641	173,454	52,806	74,042	16,014	2,297	322,255	(772)	321,482
内、ステージ1	3,621	172,714	49,517	62,484	11,111	0	299,448	(69)	299,379
内、ステージ2	20	740	3,289	11,558	4,903	0	20,510	(155)	20,355
内、ステージ3	0	0	0	0	0	2,297	2,297	(549)	1,748
償却原価で測定されるその他の資									
産	13,409	682	316	7,525	274	586	22,792	(156)	22,636
内、ステージ1	13,409	682	316	7,300	272	0	21,979	(43)	21,936
内、ステージ2	0	0	0	225	2	0	227	(4)	223
内、ステージ3	0	0	0	0	0	586	586	(109)	477
償却原価で測定される金融資産合									
計	155,715	226,854	73,308	112,395	17,861	2,886	589,020	(937)	588,081
オンバランス・シートの金融商品									
FVOCIで測定される金融資産 -									
負債性金融商品	3,889	2,702	0	76	0	0	6,667	0	6,667
オンバランス・シートの金融商品									
合計	159,604	229,556	73,308	112,471	17,861	2,886	595,687	(937)	594,748

(1) 格付区分の詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）にある「UBSの内部格付けスケール及び外部格付けへのマッピング」の表を参照。

予想信用損失の対象となるオフバランス・シートのポジション - 格付区分別

単位：百万米ドル

2018年12月31日現在

格付区分 ⁽¹⁾						帳簿価額合計 (信用リスク 信用減損 に対する最大 (デフォルト) エクスポー ECL評価性 ジャー) 引当金		
	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13			
オフバランス・シートの金融商品								
保証	978	6,673	3,859	5,415	1,006	215	18,146	(43)
内、ステージ1	978	6,670	3,849	5,013	811		17,321	(7)
内、ステージ2		3	10	402	195	0	610	(2)
内、ステージ3	0	0	0	0		215	215	(34)
取消不能ローン・コミットメント	2,088	11,667	6,519	6,480	4,405	53	31,212	(37)
内、ステージ1	2,088	11,667	6,519	6,297	4,020	0	30,591	(32)
内、ステージ2	0	0	0	183	385	0	568	(5)
内、ステージ3	0	0	0	0		53	53	0
先日付スタートのリバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	25	510	150	254	0	0	939	0
オフバランス・シートの金融商品合計	3,091	18,850	10,528	12,148	5,411	268	50,296	(80)
その他の信用枠								
無条件に取消可能な信用枠	776	12,426	5,332	12,140	8,084	93	38,851	(35)
内、ステージ1	768	12,398	5,202	11,367	7,603		37,338	(19)
内、ステージ2	8	28	130	773	481	0	1,420	(16)
内、ステージ3	0				0	93	93	
契約に基づく取消不能な既存貸出金の 期間延長	27	1,346	889	901	154	22	3,339	(1)
内、ステージ1	27	1,315	680	701	137	0	2,860	(1)
内、ステージ2	0	31	209	200	17	0	457	0
内、ステージ3	0	0	0			22	22	0
その他の信用枠合計	803	13,772	6,221	13,041	8,238	115	42,190	(36)

(1) 格付区分の詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）にある「UBSの内部格付けスケール及び外部格付けへのマッピング」の表を参照。

f) 償却原価で測定される信用減損金融商品

UBS AGのポートフォリオの信用リスクは、エクスポージャーに対して担保を取ること、及びクレジット・ヘッジを利用することによって、積極的に管理されている。信用減損貸出金のエクスポージャー（ステージ3）に対して保有する担保は、主に不動産及び有価証券で構成されている。可能な限り速やかに差押え不動産を処分することがUBS AGの方針である。当行の貸借対照表に計上されている差押え物件の帳簿価額は、2019年度末及び2018年度末現在、それぞれ86百万米ドル及び60百万米ドルであった。当行は、金融資産の形態で保有する担保を、公正と判断される価格で、迅速に流動化するようにしている。これにより、法律で認められている場合には、秩序ある清算が行われるまで、自己勘定で資産を購入することが必要となる場合がある。信用減損金融資産及び潜在的な損失を軽減するために保有する関連する担保は、以下の表の通りである。

単位：百万米ドル

2019年12月31日現在

	帳簿価額(総額)	予想信用損失に係る 評価性引当金	帳簿価額(純額)	担保 / 信用補完
銀行貸出金及び前渡金	1	(1)	0	0
顧客貸出金及び前渡金	2,308	(559)	1,749	1,698
内、住宅ローンのある個人顧客	1,000	(41)	959	959
内、不動産ファイナンス	21	(4)	17	13
内、大手法人顧客	192	(98)	94	77
内、中小企業の顧客	791	(271)	521	461
内、ロンバード	116	(18)	98	89
償却原価で測定されるその他の金融資産	672	(95)	576	22
償却原価で測定される信用減損金融資産合計	2,981⁽¹⁾	(655)⁽¹⁾	2,326	1,720
保証	82	(33)		10
内、大手法人顧客	24	(9)		8
内、中小企業の顧客	58	(23)		2
ローン・コミットメント	50	0		12
無条件に取消可能な信用枠	46	0		5
契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	4	0		0
オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計	182⁽¹⁾	(33)⁽¹⁾		27

(1) 2018年1月1日に適用されたIFRS第9号に基づき、取引相手先がデフォルトに陥った場合、及び/又は金融商品が購入時もしくは組成時に信用減損しており、かつ損失がまだ発生していない、もしくは(例えば、保有する担保により全額回収可能と見込まれることから)引当金が認識されていない信用減損したエクスポージャーを含む場合、当該金融商品は信用減損したものに分類される。

単位：百万米ドル

2018年12月31日現在

	帳簿価額(総額)	予想信用損失に係る 評価性引当金	帳簿価額(純額)	担保 / 信用補完
銀行貸出金及び前渡金	3	(3)	0	0
顧客貸出金及び前渡金	2,297	(549)	1,748	1,654
内、住宅ローンのある個人顧客	836	(39)	796	796
内、不動産ファイナンス	54	(16)	38	30
内、大手法人顧客	170	(82)	88	79
内、中小企業の顧客	888	(256)	632	561
内、ロンバード	31	(17)	14	14
償却原価で測定されるその他の金融資産	586	(109)	478	12
償却原価で測定される信用減損金融資産合計	2,886⁽¹⁾	(660)⁽¹⁾	2,226	1,666
保証	215	(34)		84
内、大手法人顧客	127	(6)		79
内、中小企業の顧客	77	(25)		5
ローン・コミットメント	53	0		8
無条件に取消可能な信用枠	93	0		9

契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	22	0	0
オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計	383⁽¹⁾	(34)⁽¹⁾	102

(1) 2018年1月1日に適用されたIFRS第9号に基づき、取引相手先がデフォルトに陥った場合、及び/又は金融商品が購入時もしくは組成時に信用減損しており、かつ損失がまだ発生していない、もしくは(例えば、保有する担保により全額回収可能と見込まれることから)引当金が認識されていない信用減損したエクスポージャーを含む場合、当該金融商品は信用減損したものに分類される。

g) 感応度情報

注記1 a)に概説されている通り、ECLの見積りは、見積りが行われた時、重要な不確実性を伴うことがある。

ECLモデル

ポイント・イン・タイムに基づくデフォルト確率（以下「PDという。」）及びデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）を決定するために適用されるモデルは、十分に同質のセグメントにおいて過去に観察されたデフォルトと適切に相関することが判明している市場及び統計データに依拠している。これらの要因に対するIFRS第9号の各報告セグメントのリスク感応度については、注記10に要約されている。

既存のモデルでは新たに発生するシステムティック・リスク・ファクターが十分に考慮されず、その環境変化への対応に影響を与える可能性がある。このリスクの重要性は低いと考えられ、定期的なモデル・レビュー・プロセスを通じてモニタリングされている。当該リスクは、特にリスク・ドライバーが安定する傾向にあるブックの規模が大きいモーゲージ・ローンの場合には、それほど重要ではないと考えられる。

統計的に導出されたモデルは、適切な規模で、同質のポートフォリオの場合には良好に機能するが、他の要因及び異なるウェイト付けがなされた要因の方がより関連性のある基準となる可能性がある、比較的規模の小さいサブ・ポートフォリオでは欠陥をみせる可能性がある。リスクの専門家が、一般的なモデルのアウトプットが特定のポートフォリオ・セグメントについて期待していたものと一致しておらず、ECLにとって重要であると結論づけた場合、経営者の判断に基づきオーバーレイの適用が推奨されることになる。

実際の損失額はデフォルトしたポジションのエクスポージャーに依存するため、全てのパラメーターが正確に予測された場合であっても、PDは同質であるが信用エクスポージャーは同質ではないセグメントのECLの見積りが正確でないことが判明することがある。この結果は、モーゲージ・ローン又は中小企業向け資金供与に対する比較的小さい個別エクスポージャーを有するリテール型のポートフォリオではあまり関連性はないが、インベストメント・バンク及びパーソナル&コーポレート・バンキングの大企業の顧客ポートフォリオでは重要となる可能性がある。

将来予測に関するシナリオ

リスク・ファクターに係るシナリオの選択及び関連するマクロ経済的仮定に応じて、関連する加重平均ECLの構成要素が変化する。これは、特定の成長の仮定の下で両方向をとることができるような金利（例えば、スタグフレーション・シナリオにおける高金利の低成長、対、景気後退における低成長と低下する金利）に特に該当する。経営者は、信用ポートフォリオの主要なリスク・ドライバーを反映するシナリオの説明を検討している。

複数の要因を組み合わせていることから、予測モデルは複雑であるため、個々のパラメーターを変更させることによる単純な「what-if」分析では、必ずしもマクロ経済の変化に対するセグメントのエクスポージャーに関する現実的な情報は提供されない。主要なリスク・ファクターに基づいたポートフォリオ固有の分析もまた、他のセグメントにおける潜在的な補正効果を見逃すため、有用ではない。以下の表は、他の要因を変更せずに、予測期間の主要マクロ経済的変数が全てのシナリオについて修正された場合のECLに対する感応度の一部を示している。

2019年12月31日現在における主要パラメーターの変動のステージ1及びステージ2のポジションに対する潜在的な影響

単位：百万米ドル	ベースライン	アップサイド	マイルド・	シビア・	加重平均
			ダウンサイド	ダウンサイド	
主要パラメーターの変動					
債券：10年物国債(絶対的変動)					
-1.00%	0.34	(0.52)	(25.25)	(0.21)	(7.69)
-0.25%	0.06	(0.31)	(7.72)	(0.11)	(2.31)
+0.25%	(0.02)	0.47	7.75	0.12	2.18
+1.00%	3.34	4.03	36.65	0.11	13.35
失業率(絶対的変動)					
-1.00%	(6.72)	(4.79)	(26.41)	(54.97)	(18.02)
-0.25%	(2.00)	(1.45)	(7.79)	(16.20)	(5.43)
+0.25%	2.26	1.65	8.74	17.31	5.99

+1.00%	8.56	5.93	36.27	73.04	24.36
実質GDP成長率(相対的変動)					
-1.00%	2.50	2.42	2.42	1.01	2.19
+1.00%	(2.79)	(1.47)	(2.47)	(1.01)	(2.37)
住宅価格指数(相対的変動)					
-5.00%	1.00	0.59	4.67	9.50	3.06
-1.00%	0.21	0.13	0.85	1.89	0.56
+1.00%	(0.16)	(0.09)	(0.90)	(2.16)	(0.54)
+5.00%	(0.25)	(0.42)	(4.66)	(8.51)	(2.52)

UBS AGの感応度は、一貫性のあるマクロ経済的要因を用いた統合的なシナリオにおいてのみ、より有用な評価が可能である。上記の表は、シナリオごと（本注記の項目bを参照。）及び主要なポートフォリオごとに対応するECLを開示することによって、経済情勢に対する合理的に想定されるその他の変動がステージ1及びステージ2のポジションのECLに与える有利な影響及び不利な影響を示している。金利上昇の潜在的な影響がマイルド・ダウンサイド・シナリオに発現したことによって、モーゲージ・ローンのブックにおいて重要な影響が観察されたことに加え、高い失業率と住宅価格の著しい調整とが相まって、シビア・ダウンサイド・シナリオにおいて高い予想損失が発生し、シナリオ適用の効果はポートフォリオ間で線形的ではない。

予測期間は3年に限定されており、それ以降、PD及びLGDのモデルベース平均回帰が推定される。これらの時間軸の変更は、ECLに影響を及ぼすことがある。すなわち、サイクルによっては、予測期間が長く又は短くなることによって、年間の全期間のPD及び平均LGD推定値が異なってくる。ただし、現時点では、スイスのモーゲージを含むローンの大部分が予測期間内に満期が到来することから、このことはUBS AGにとって重要性はないと考えられる。

シナリオ加重

特に、信用損失の非線形性を強調するベースライン・シナリオに沿っていない説明及びパラメーターが選択されている場合には、ECLはシナリオ加重の変化の影響を受けやすい。

以下の表に示されている通り、ECLがベースライン・シナリオのみで決定されていると仮定した場合、ステージ1及びステージ2のポジションのECLは、341百万米ドル（2018年12月31日：359百万米ドル）ではなく、234百万米ドル（2018年12月31日：237百万米ドル）となる。従って、加重平均ECLは、ベースライン値の149%（2018年12月31日：152%）に達する。

ステージの割当て及びSICR

注記1aで説明されている通り、信用リスクの著しい増加（「以下「SICR」という。」）の構成要素は経営者の判断に基づき決定される。SICRトリガーを変更することは、どのシナリオにおいても全期間のECLの対象となるポジションが減少又は増加するため、ECLに直接的な影響を及ぼす。

以下の表は、実際のSICRの状況に関係なく、ポートフォリオ間の非減損ポジションの全期間ECLが測定された場合に、ステージ1及びステージ2のポジションのECLは、713百万米ドルとなることを示しており、SICRトリガーのECL全体との関連性が実証されている。

満期プロファイル

資産の満期プロファイルは、ステージ2への移行によるECLの変化の重要な要因である。大半の貸付のブックの現在の満期プロファイルが比較的短いため、ステージ2への移行のECLへの影響は限定的であると考えられる。当行の中小企業向け貸付の大部分は、様々な形態の利用を認めているが、UBS AGがいつでも無条件で取消可能なフレーム・クレジット契約に基づいている。このような固定満期の契約に基づく引出に関連する満期は、ステージ1では、それぞれの期間又は最大12ヶ月である。UBS AGは、信用枠の未使用部分及び固定満期のない全ての引出（当座預金など）について、信用レビュー方針に従い、通常報告日から12ヶ月の満期を適用する。当方針において、比較的小規模のポジションについては主要指標及び行動パターンの継続的なモニタリングを実施すること、又はその他の限度については正式な年次レビューを実施することが要求されている。これらの商品のECLは、満期の仮定の短縮又は延長に対する感応度が高い。

2019年12月31日におけるシナリオ加重の変更又は全期間ECLの算定への移行によるステージ1及びステージ2のポジション
に対する潜在的な影響

シナリオ	加重平均		ベースライン		アップサイド		マイルド・ ダウンサイド		シビア・ ダウンサイド		加重平均	
	ECL	(%)	ECL	(%)	ECL	(%)	ECL	(%)	ECL	(%)	ECL	(%)
別途記載のない限り、百万米ドル												
		ベース ライン		ベース ライン		ベース ライン		ベース ライン		ベース ライン		ベース ライン
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
セグメンテーション												
住宅ローンのある個人顧客	73	248	32	100	27	84	107	336	179	562	191	646
不動産ファイナンス	55	169	35	100	28	81	61	175	128	368	82	251
大手法人顧客	48	151	32	100	28	87	39	120	106	329	95	296
中小企業の顧客	51	112	45	100	42	93	55	121	67	147	93	205
その他のセグメント	113	127	90	100	78	87	126	140	166	185	252	283
合計	341	149	234	100	203	87	387	166	646	276	713	312

注記24 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、構成は以下の通りである。

- a) 評価原則
- b) 評価ガバナンス
- c) 公正価値ヒエラルキー
- d) 評価調整
- e) レベル1とレベル2の間の移行
- f) レベル3商品：評価技法及びインプット
- g) レベル3商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度
- h) レベル3商品：期中の変動
- i) 公正価値で測定される金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャー
- j) 公正価値で測定されない金融商品

a) 評価原則

公正価値とは、測定日現在において、主たる市場（又は主たる市場がない場合、最も有利な市場）における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格と定義される。公正価値の測定に際し、UBSは様々な評価アプローチを使用し、観察可能な市場データがあればそれらを最大限に活用した価格やインプットに対してヒエラルキーを適用する。

IFRSに従って、公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。公正価値ヒエラルキーは、測定時点の資産又は負債の評価に係るインプットの透明性に基づいている。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産及び負債に関する（無調整の）相場価格
- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法

- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

入手可能な場合、公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格を用いて算定される。活発な市場とは、当該資産又は負債に係る取引が、継続的に価格データを提供するために十分な頻度と規模で行われる市場をいう。活発な市場で価格が形成され、取引される資産及び負債は、現在の相場価格に保有している商品の単位数を乗じて評価される。

金融商品又は非金融資産もしくは負債の市場が活発でない場合は、公正価値は価格算定モデルなどの評価技法を用いて算定される。評価技法には見積りの使用が含まれ、その範囲は当該商品の複雑性や市場に基づくデータの入手可能性によって異なる。モデル・リスク、流動性リスク、信用リスク及び資金調達リスク（これらのリスクは、評価技法では明確に捉えられないが、価格設定時に市場参加者が検討すると考えられる。）を含む別の要因を考慮して評価調整が行われる場合がある。特定の評価技法に内在する制約は、資産又は負債をどの公正価値ヒエラルキーに分類するかを決定する際に考慮される。

現物商品や店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約の多くは、市場で観察可能なビッドプライス及びオファープライスを有している。ビッドプライスは、当事者が自発的に資産に支払う最高価格を反映しており、オファープライスは、当事者が資産の購入に自発的に受け入れる最低価格を表している。一般的に、ロング・ポジションはビッドプライスで測定され、ショート・ポジションはオファープライスで測定される。これらの価格は、当該商品が通常の市場条件の下で移転され得る価格を反映している。同一の金融商品におけるポジションの相殺は、ビッド・オファースプレッドの仲値で評価される。

通常、金融商品の会計単位は個々の商品であり、UBSは、かかる会計単位と整合する個別の商品レベルで評価調整を行っている。しかしながら、一定の条件を満たす場合には、UBSは、実質的に類似した、相殺し合うリスク・エクスポージャーを有する金融資産及び金融負債のポートフォリオの公正価値を、正味のオープン・リスクに基づいて見積る場合がある。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。

詳細については、注記24dを参照。

b) 評価ガバナンス

UBSの公正価値測定及びモデルのガバナンスの枠組みには、財務書類上報告される公正価値測定の質を最大限高めることを目的とした多数の統制及びその他の手続上の予防策が含まれている。新規の商品及び評価技法は、リスク及び財務統制部門の主要関係者によるレビュー及び承認を必要とする。金融商品及び非金融商品を公正価値で継続して測定する責任は事業部門にある。この評価責任を遂行する際に、事業部門は、外部の市場データの入手可能性及び質を検討し、その公正価値の見積りに関する正当性及び論理的根拠を示すことが求められる。

公正価値の見積りは、各事業部門から独立したリスク及び財務統制部門によってその妥当性が確認される。独立した価格検証は、事業部門の公正価値の見積りを観察可能な市場価格やその他の独立した情報源をもって評価することにより、財務部門によって実施される。第三者の価格情報源が用いられる場合には、その質を確保するために、統制とガバナンスの枠組みが整備されている。公正価値の算定に評価モデルを用いる金融商品については、財務及びリスク統制部門内の独立した評価及びモデル統制グループが、定期的にUBSのモデル（評価及びモデルへのインプット・パラメーター並びに価格決定を含む。）を評価する。このような評価統制が取られることから、独立した市場データ及び会計基準に整合するように、事業部門による公正価値の見積りに評価調整が行われる場合がある。

詳細については、注記24dを参照。

c) 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定される金融資産及び負債並びに非金融資産及び負債の公正価値ヒエラルキーの区分を示している。表に続いて、様々な商品タイプ、公正価値の測定に用いられた評価技法（使用された重要な評価インプット及び仮定を含む。）及び公正価値ヒエラルキーの区分を決定する要因の説明が記載されている。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融資産								
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	113,635	12,248	1,812	127,695	88,455	14,096	1,962	104,513
内、								
資本性金融商品	96,162	400	226	96,788	72,270	455	46	72,771
国債	9,630	1,770	64	11,464	9,554	1,607	0	11,161
投資信託受益証券	7,088	1,729	50	8,867	6,074	3,200	442	9,716
社債及び地方債	755	6,796	542	8,093	558	5,699	651	6,908
貸出金	0	1,180	791	1,971	0	2,886	680	3,566
資産担保証券	0	372	140	512	0	248	144	392
デリバティブ金融商品	356	120,224	1,264	121,843	753	124,035	1,424	126,212
内、								
外国為替契約	240	52,228	8	52,476	311	53,151	30	53,492
金利契約	6	42,288	263	42,558	0	36,658	418	37,076
株式/株式指数契約	7	22,220	597	22,825	3	30,905	496	31,404
クレジット・デリバティブ契約	0	1,612	394	2,007	0	1,444	476	1,920
コモディティ契約	0	1,820	0	1,821	0	1,768	2	1,769
ブローカレッジ債権	0	18,007	0	18,007	0	16,840	0	16,840
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	40,608	39,065	3,962	83,636	40,204	37,770	4,413	82,387
内、								
ユニットリンク型投資契約金融資産 ⁽²⁾	27,568	118	0	27,686	21,440	5	0	21,446
社債及び地方債	653	18,732	0	19,385	781	16,455	0	17,236
国債	12,089	3,700	0	15,790	17,687	4,806	0	22,493
貸出金	0	10,206	1,231	11,438	0	6,380	1,752	8,132
有価証券ファイナンス取引	0	6,148	147	6,294	0	9,899	39	9,937
オークション・レート証券	0	0	1,536	1,536	0	0	1,664	1,664
投資信託受益証券	194	140	98	432	173	125	109	407
資本性金融商品	103	4	451	559	123	62	517	702
その他	0	16	499	515	0	38	331	369
継続的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産								
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	1,906	4,439	0	6,345	2,319	4,347	0	6,667
内、								
資産担保証券	0	3,955	0	3,955	0	3,931	0	3,931
国債	1,859	16	0	1,875	2,171	69	0	2,239
社債及び地方債	47	468	0	515	149	348	0	497
継続的に公正価値で測定される非金融資産								

貴金属及びその他の現物コモディティ	4,597	0	0	4,597	4,298	0	0	4,298
非継続的に公正価値で測定される非金融資産								
その他の非金融資産 ⁽³⁾	0	0	199	199	0	82	0	82
公正価値で測定される資産合計	161,102	193,983	7,237	362,322	136,029	197,170	7,800	340,999

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾ (続き)

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融負債								
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	25,791	4,726	75	30,591	24,413	4,468	69	28,949
内、								
資本性金融商品	22,526	149	59	22,734	21,313	537	42	21,892
社債及び地方債	40	3,606	16	3,661	126	3,377	27	3,530
国債	2,820	646	0	3,466	2,423	416	0	2,839
投資信託受益証券	404	294	0	698	551	137	0	689
デリバティブ金融商品	385	118,498	1,996	120,880	580	122,933	2,210	125,723
内、								
外国為替契約	248	53,705	60	54,013	322	52,964	86	53,372
金利契約	7	36,434	130	36,571	7	32,511	226	32,743
株式/株式指数契約	3	24,171	1,293	25,468	1	33,669	1,371	35,041
クレジット・デリバティブ契約	0	2,448	512	2,960	0	2,203	519	2,722
コモディティ契約	0	1,707	0	1,707	0	1,487	0	1,487
継続的に公正価値で測定される金融負債								
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	0	37,233	0	37,233	0	38,420	0	38,420
公正価値での測定を指定された社債	0	56,943	9,649	66,592	0	46,074	10,957	57,031
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	0	35,119	1,039	36,157	0	32,569	1,025	33,594
内、								
ユニットリンク型投資に係る金融負債	0	28,145	0	28,145	0	21,679	0	21,679
有価証券ファイナンス取引	0	5,742	0	5,742	0	9,461	0	9,461
債券(店頭)	0	1,231	791	2,022	0	1,427	1,023	2,450
公正価値で測定される負債合計	26,176	252,518	12,759	291,452	24,992	244,465	14,260	283,717

⁽¹⁾ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。これらのデリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。⁽²⁾ 比較期間におけるユニットリンク型投資契約金融資産に係る公正価値ヒエラルキーの情報は、修正再表示されている。この結果、2018年12月31日現在、レベル1資産が4,746百万米ドル増加し、レベル2資産が同額減少した。⁽³⁾ その他の非金融資産は主に、売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産で構成されている。当該資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定される。

評価技法

活発な市場価格を入手できないポジションを評価する場合に評価技法が用いられる。例えば、流動性の低い負債性金融商品及び資本性金融商品、一部の取引所取引デリバティブ、並びにOTC市場で売買される全てのデリバティブなどである。UBSは、活発に売買されず相場が形成されない金融商品及び非金融商品の公正価値の算定に、広く認められた評価技法を用いている。最も頻繁に適用される評価技法は、期待キャッシュ・フローの割引価値、相対的価値モデル及びオプション価格算定モデルである。

期待キャッシュ・フローの割引価値は、資産又は負債から生じる将来の期待キャッシュ・フローを見積り、次にこのキャッシュ・フローを割引率又はディスカウント・マージン(類似のリスク特性や流動性特性を有する商品の現在価値をもたらすために市場が要求する信用スプレッド及び/又は資金調達スプレッドを反映したもの)で割引引くことにより公正価値を測定する評価技法である。かかる評価技法を利用する場合、将来の期待キャッシュ・フローは、当該将来キャッシュ・フローの観察された又は推定された市場価格を用いて見積られるか、あるいは業界の標準的なキャッシュ・フロー予測モデルを用いて見積られる。計算に使用される割引係数は、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルを用いて算出される。

相対的価値モデルは、同等又は比較可能な資産又は負債の市場価格に基づいて公正価値を測定し、観察された商品と評価対象の商品における特性の違いにより調整するものである。

オプション価格算定モデルは、参照原資産の将来の価格変動動向に関する仮定を組み込み、オプションに対する将来の確率加重期待ペイオフを算出する。結果として得られた確率加重期待ペイオフは、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルから算出された割引係数を用いて割り引かれる。オプション価格算定モデルは、閉形の解析公式やその他の数値計算手法（例えば、二項分布ツリー又はモンテカルロ・シミュレーション）を用いて適用される場合がある。

入手可能な場合、評価技法は市場で観察可能な仮定やインプットを利用する。そのようなデータが入手できない場合は、インプットは、活発な市場における類似資産を参照して、比較可能な取引の最新価格又は他の観察可能な市場データから導出されることがある。そのような場合、インプットは、類似商品に係る過去の実績及び実務、観察可能な価格水準の類似商品に基づくインプットの水準の導出、並びに現在の市況及び評価アプローチに対する知識に基づいて選択する。

より複雑な商品の場合、公正価値は、観察された取引価格、コンセンサス方式のプライシング・サービス及び関連する相場を組み合わせで見積られることがある。相場の性質（例えば、気配値又は確定気配値）及び裏付けのある最近の市場活動とコンセンサス方式のプライシング・サービスにより提供された価格との関係性が考慮される。また、UBSでは、内部で開発したモデルを使用するが、かかるモデルは通常、業界内での標準として認識されている評価モデル及び手法に基づいている。

評価技法に利用される仮定及びインプットには、基準金利のイールド・カーブ、割引率を見積る際に用いられる信用スプレッド及び資金調達スプレッド、債券価格及び株価、株式指数の基準価格、外国為替レート並びに市場ボラティリティ及び相関の程度が含まれる。詳細については、注記24fを参照。UBSが用いるディスカウント・カーブには、適用される商品の資金調達及び信用特性が組み込まれている。

デリバティブを除く金融商品：商品の説明、評価及び公正価値ヒエラルキーの区分 国債

商品説明：国債には、主権を有する政府が発行する固定利付、変動利付及びインフレ連動型の債券が含まれる。

評価：このような商品は通常、市場から直接入手した価格を用いて評価される。活発な市場のデータを用いて直接価格算定ができない商品は、類似の政府金融商品の市場データを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。

公正価値ヒエラルキー：国債は通常、活発な市場で取引され、こうした市場から価格を直接入手できるため、レベル1に分類され、その他のポジションはレベル2及びレベル3に分類される。

社債及び地方債

商品説明：社債には、企業が発行するシニア債、ジュニア債及び劣後債が含まれる。地方債は、州及び地方政府から発行される債券である。商品の大部分は標準的な固定利付又は変動利付証券であるが、一部には複雑なクーポンや組込オプションを有する債券もある。

評価：社債及び地方債は通常、当該証券の市場から直接入手される価格を用いて、又は類似証券の場合は弁済順位、満期及び流動性を調整した上で評価される。価格が入手できない場合、商品は、発行体又は類似の発行体の信用スプレッドを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。転換社債について、直接比較可能な価格が入手できない場合、発行された社債は転換社債モデルを用いて価格算定されることがある。

公正価値ヒエラルキー：社債及び地方債は通常、価格情報源の裏付けになる取引活動の活発度によってレベル1又はレベル2に分類される。レベル3商品には、入手できる適切な価格設定情報が存在せず、また、同一発行体が発行した他の証券を参照できない。従って、かかる商品は、類似の発行体の価格水準から期間と発行体の質を相対的に調整して測定される。

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金

商品説明：この商品には、固定金利貸出金、法人向け貸出金、最近組成した商業不動産ローン及び条件付貸出取引が含まれる。

評価：貸出金は、最近の取引価格又は入手可能な場合はディーラーの相場価格などの市場価格を用いて評価される。市場価格データが入手できない場合、貸出金は、同業他社の負債性金融商品又は同一の企業の異なる

商品から算定された価格を用いる相対的価値をベンチマークとする手法又はクレジット・デフォルト・スワップの評価技法（信用スプレッド、信用回収率及び金利に係るインプットが必要となる。）を用いて評価されている。最近組成した商業用不動産ローンは、格付機関の指針に基づく証券化アプローチを用いて測定される。条件付貸出取引の評価は、保険数理上の死亡率や生命保険契約失効率によって決定される。死亡率や失効率の仮定は、大規模な同種のプールに対する外部の保険数理上の見積りに基づいている。偶発事象は、保険数理計算による予想額に対するレンジから算定される。

公正価値ヒエラルキー：適度取引実績があり、流動性のある価格設定情報を有する商品はレベル2に分類されるが、評価技法の使用が必要となるポジション又は価格情報源に十分な取引の実績がないポジションは、レベル3に分類される。

投資信託受益証券

商品説明：投資信託受益証券は、資産（通常、資本性金融商品や社債）のプールであり、償還可能なユニットに分けられるものである。

評価：投資信託受益証券は、大半が取引所で取引されており、流動性のある市場における相場価格を容易に入手することができる。相場価格が入手できない場合、公正価値は、償還に何らかの制限がある場合はそれを考慮し、純資産価値（以下「NAV」という。）に基づき測定することができる。

公正価値ヒエラルキー：上場受益証券は、活発な市場の分類基準を満たす十分な取引活動がある限りレベル1に分類されるが、その他のポジションはレベル2に分類される。NAVが入手できない、あるいは測定日又は測定日直後において償還可能ではないポジションは、レベル3に分類される。

資産担保証券

商品説明：資産担保証券（以下「ABS」という。）には、住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）、商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、債務担保証券（以下「CDO」という。）及びその他のABSが含まれ、通常、原利付資産の証券化プロセスを通じて発行された商品である。

評価：流動性が高い証券については、評価プロセスは、取引及び価格に関するデータを用いることになる。この情報は取引時と評価時との間の相場価格の変動に合わせて更新される。流動性の低い商品は、類似のリスク特性を有する商品や指数の価格データを組み込んだ割引期待キャッシュ・フローを用いて測定される。割引期待キャッシュ・フロー法に対するインプットには、資産の期限前償還率、ディスカウント・マージン又は割引利回り、資産のデフォルト及び回収率が含まれる。

公正価値ヒエラルキー：RMBS、CMBS及びその他のABSは通常、レベル2に分類される。ただし、重要なインプットが観察不能である場合、あるいは市場又は基礎的データが入手できない場合は、レベル3に分類される。

オークション・レート証券

商品説明：オークション・レート証券（以下「ARS」という。）とは、金利がオークションにより定期的に見直され、オークションできない場合には、各取引の目論見書に定められた最大の金利に改定される債券又は優先出資証券をいう。ARSは、通常、満期が長期（20 - 30年）の債券又は優先株（クローズド・エンド型ファンドから発行される。）として組成される。

評価：ARSは、直近の取引を反映した相場価格を使用し、取引規模や、入手可能な場合はディーラーの相場価格による調整を加えた上で評価される。

公正価値ヒエラルキー：ARSについて、適度に取引実績があり、流動性のある価格情報を入手することは通常不可能である。よって、当該証券はレベル3に分類される。

資本性金融商品

商品説明：資本性金融商品には、株式、プライベート・エクイティのポジション及びヘッジ・ファンドのユニットが含まれる。

評価：上場している資本性金融商品は通常、市場で直接入手した価格を用いて評価される。プライベート・エクイティのポジションなど、非上場の保有株式は当初、取引価格で計上され、価格変動の信頼できる証拠が入手可能になった場合、又は当該ポジションが減損しているとみなされる場合に再評価される。ヘッジ・ファンドのユニットの公正価値は、当該ユニットの公表されたNAVに基づき、償還に何らかの制約がある場合はその制約を考慮した上で測定される。

公正価値ヒエラルキー：持分証券の大部分は、相場価格が容易かつ定期的に入手できる公的な証券取引所で活発に売買が行われていることから、レベル1に分類される。ヘッジ・ファンドのユニットはレベル2に分類されるが、公表されたNAVが入手できない、あるいは測定日又はその直後に償還できないポジションは、レベル3に分類される。

ユニットリンク型投資契約金融資産

商品説明：ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。

評価：資産の大部分は取引所に上場されており、その公正価値は相場価格を用いて算定される。

公正価値ヒエラルキー：資産の大部分は、活発に取引されている場合はレベル1に、そうでない場合はレベル2に分類される。ただし、価格が容易に入手できない商品は、レベル3に分類される。

有価証券ファイナンス取引

商品説明：有価証券ファイナンス取引には、公正価値で管理される（リバース・）レボ契約（売戻契約に基づいて購入した有価証券及び買戻契約に基づいて売却した有価証券）が含まれる。

評価：これらの金融商品は、割引期待キャッシュ・フロー手法を用いて評価される。適用される割引率は、当該契約における担保適格条件に関連する資金調達カーブに基づき算定される。

公正価値ヒエラルキー：これらの商品の担保の資金調達カーブは通常観察可能であるため、これらのポジションはレベル2に分類される。担保条件が標準的ではない場合、資金調達カーブは観察可能でないとみなされ、これらのポジションはレベル3に分類される場合がある。

ブローカレッジ債権及び債務

商品説明：ブローカレッジ債権及び債務には、キャッシュ・クレジット（買い）、キャッシュ・デビット（売り）、証拠金債務残高や空売りによる収入などの償還可能残高や要求払残高が含まれる。

評価：公正価値は、原商品の残高の価値に基づいて算定される。

公正価値ヒエラルキー：原商品に要求払の性質があることから、これらの債権及び債務はレベル2に指定される。

公正価値での測定を指定された金融負債

商品説明：負債性金融商品は主に、エクイティ・リンク債、金利連動債及びクレジット・リンク債で構成されており、公正価値オプションに基づいて公正価値で保有されている。これらの金融商品は、特にストラクチャード・クーポンやペイオフに関する保有者のリスクや投資の選好度に合わせて組成されている。

評価：これらの金融商品のリスク管理及び評価アプローチは、同種のデリバティブや基礎となるリスクと緊密に連携しているため、この構成要素に用いられる評価技法は下記の関連する評価技法と同一である。例えば、エクイティ・リンク債は、株式/株式指数契約を参照すべきであり、クレジット・リンク債は、クレジット・デリバティブ契約を参照すべきである。

公正価値ヒエラルキー：観察可能性は、同種のデリバティブや基礎となるリスクと密接に連動している。

公正価値での測定を指定された社債及び公正価値での測定を指定されたその他の金融負債に関する詳細については、注記19及び22を参照。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用の調整に関しては、注記24dを参照。

ユニットリンク型投資契約未払額

商品説明：この金融負債は、ユニット保有者に対する未払額を表す。

評価：投資契約負債の公正価値は、対応する資産の公正価値を参照して算定される。

公正価値ヒエラルキー：負債自体は活発に取引されないが、主に活発に取引される商品を参照するため、レベル2に分類される。

デリバティブ：商品説明、評価及び公正価値ヒエラルキーの区分

担保付デリバティブの評価において期待キャッシュ・フローを割引くために用いられるカーブは、評価対象商品に関連する担保契約の資金調達条件を反映している。当該担保契約は、適格通貨、金利条件が取引相手先によって異なる。担保付デリバティブの大部分は、個々の取引相手先との担保契約に対して最も安価な適格通貨建ての翌日物金利から算定された資金調達レートに基づくディスカウント・カーブを用いて測定される。

無担保及び部分担保付デリバティブは、対象商品の通貨のLIBOR（あるいはLIBORに相当する金利）カーブを用いて割引かれる。注記24dに記載の通り、無担保及び部分担保付デリバティブの公正価値はその後、取引相手先の信用リスク、UBSの自己の信用リスク及び資金調達の費用及び便益による影響の見積りを反映するように必要に応じてCVA、DVA及びFVAにより調整される。

金利契約

商品説明：金利スワップ契約には、金利スワップ、ベシス・スワップ、クロス・カレンシー・スワップ、インフレーション・スワップ及び金利先渡契約（先渡金利契約（以下「FRA」という。）と呼ばれることもあ

る。)が含まれている。金利オプション契約には、キャップ及びフロア、スワップション、複雑なペイオフ特性を有するスワップ、並びにその他のより複雑な金利オプションが含まれる。

評価：金利スワップ契約は、利息の将来キャッシュ・フローを見積り、かかるキャッシュ・フローを、測定対象のポジションに対する適切な資金調達レートを反映した金利を用いて割り引くことにより、評価されている。将来の指数水準と割引率を見積るために用いられるイールド・カーブは、標準的なイールド・カーブ・モデルに市場で取引されている金利を用いて算定される。当該モデルに対する主要なインプットは、金利スワップ・レート、FRAレート、短期金利先物価格、ベシス・スワップ・スプレッド及びインフレ・スワップ・レートである。金利オプション契約は、金利イールド・カーブ、インフレーション・カーブ、ボラティリティ及び相関などのインプットを使用し、市場で標準的な各種オプション・モデルを用いて評価される。モデル内のボラティリティ及び相関などのインプットは、市場で取引される標準的なオプション商品について市場で観察された価格に基づくデータを使用する。よりエキゾチックな商品の評価のために用いられるオプション・モデルは、エキゾチックモデルが標準的なオプション商品を市場で観察された価格水準に価格設定することを可能とするために調整が必要な複数のモデル・パラメーター・インプットを有している。金利スワップ又はオプション契約の満期までの期間が、重要なインプット・パラメーターについて標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、当該契約は、標準的な仮定を用いて最後に観察された相場価格を外挿することにより、又はその期間について代理となる観察可能なインプット・パラメーターを参照することにより評価される。

公正価値ヒエラルキー：金利スワップの大部分は、イールド・カーブ・モデルのインプットを形成する市場で標準的な契約が、通常、活発かつ観察可能な市場で取引されるため、レベル2に分類される。オプションは、調整プロセスによりモデルのアウトプットを活発な市場水準であると正当化できるため、通常レベル2として取扱われる。このように調整されたモデルはその後、標準的オプションとエキゾチック・オプションとの双方のポートフォリオを再評価するために用いられる。多くの場合、イールド・カーブ・モデルで使用されるインプットやボラティリティ及び相関などのインプットを形成する標準的な市場の商品には、活発かつ観察可能な市場がある。金利オプション契約のうち、ボラティリティ又は相関インプットを適切な観察可能な市場データから導出できないエキゾチック・オプションは、レベル3に分類される。金利スワップ又はオプション契約は、当該契約の満期までの期間が、標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、レベル3に分類される。

クレジット・デリバティブ契約

商品説明：クレジット・デリバティブは、単一の対象企業、複数の対象企業のポートフォリオ、又は証券化された参照資産のプールに係る信用リスクを移転する金融商品である。クレジット・デリバティブ商品には、シングルネームによるクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)、指数及び証券化商品、並びにファースト・トゥ・デフォルト・スワップ及び一部のトータル・リターン・スワップが含まれる。

評価：クレジット・デリバティブ契約は、主に市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いて評価される。デリバティブに基づく信用スプレッドが直接入手できない場合、当該スプレッドは、参照現物債券の価格から導出される場合がある。資産担保クレジット・デリバティブは原証券の場合と同様の評価技法を用いて評価され、現物と複合型との資金調達の差額を反映するよう調整が行われる。インプットには、期限前償還率、デフォルト率、損失度、ディスカウント・マージン/割引率が含まれる。

公正価値ヒエラルキーの区分：単一企業及びポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約は、信用スプレッド、回収率及び相関が、活発に取引された、観察可能な市場データから算定される場合、レベル2に分類される。対象となる参照銘柄が活発に取引されておらず、相関が直接、活発に取引されたトランシェの金融商品にマッピングできない場合は、レベル3に分類される。資産担保クレジット・デリバティブの分類は原証券の特性に従うため、レベル2とレベル3にわたって分布している。

外国為替契約

商品説明：この契約には、未決済の直物為替契約及び先渡為替契約、並びにOTC為替オプション契約が含まれる。OTC為替オプション契約には、標準的なコール及びプット・オプション、複数の行使日を有するオプション、経路依存型オプション、平均化特性を有するオプション、不連続なペイオフ特性を有するオプション、複数の基礎となる為替レートに係るオプション、並びに複数の為替ペアに依存する多次元為替オプション契約が含まれる。

評価：未決済の直物為替契約は、市場で観察される直物為替レートをを用いて評価されている。先渡為替契約については、標準的な市場に基づくデータから得られるフォワード・プライシング・ポイントに応じて調整された直物為替レートで評価されている。OTC為替オプション契約は、市場の標準的なオプション・モデルを用いて評価されている。短期物オプション（すなわち、5年以内に満期到来）に用いられるモデルは、長期物オプションに用いられるモデルと異なる傾向がある。これは、長期物OTC為替契約に必要とされるモデルは、金利と為替レートの相互依存性をさらに考慮に入れることを求められるからである。オプション評価モデルに対するインプットには、直物為替レート、為替フォワード・ポイント、為替ボラティリティ、金利イールド・カーブ、金利ボラティリティ及び相関が含まれている。ボラティリティと相関のインプットは、市場内の標準的なオプション契約取引で観察された価格の調整を通じて導出される。多次元為替オプションの評価には、マルチローカル・ボラティリティ・モデルが用いられ、観察された関連する為替ペアの為替ボラティリティに合わせて調整される。

公正価値ヒエラルキーの区分：為替直物及び為替フォワード・プライシング・ポイントの市場はともに活発に取引され、観察可能であるため、当該外国為替契約は通常、レベル2に分類される。インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、OTC為替オプション契約は、かなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるOTC為替オプション契約には、ボラティリティや相関のインプットを得る活発な市場がない多次元為替オプション及び長期物為替エキゾチック・オプションが含まれる。

株式／株式指数契約

商品説明：株式／株式指数契約は、株式先渡契約及び株式オプション契約である。株式オプション契約には、市場で標準的な個別又はバスケット株式もしくは指数のコール及びプット・オプション、並びにより複雑な特性を有する株式オプション契約が含まれる。

評価：株式先渡契約は基礎となる個別株式又は指数を有し、市場で標準的なモデルを用いて評価される。モデルに対する主要なインプットは、株価、予想配当率及びエクイティ・ファンディング・レート（市場で観察された先渡契約の価格から算出）である。見積キャッシュ・フローは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用し市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。商品の満期に関する市場データが入手できない場合、当該契約は入手可能なデータで外挿を行うか、配当の実績情報、又は関連株式のデータを用いて評価される。株式オプション契約は、株式先渡契約で説明の通り、株式先渡水準を見積り、株式のボラティリティとバスケット内の株式銘柄間の相関に係るインプットを組み込む、市場の標準的なモデルを用いて評価される。オプションから生じる確率加重期待ペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用する、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが入手できない場合、当該契約は入手可能なデータの外挿、配当の実績、相関もしくはボラティリティデータ、又は関連する株式の同等データを用いて評価される。

公正価値ヒエラルキー：インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、株式先渡契約はかなりの割合でレベル2に分類される。インプットが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られる株式オプションのポジションも、レベル2に分類される。レベル3のポジションは、ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが観察不能なポジションである。

コモディティ契約

商品説明：コモディティ・デリバティブ契約には、個別のコモディティ及びコモディティ指数に係る先渡、スワップ及びオプション契約が含まれる。

評価：コモディティ先渡及びスワップ契約は、標準的な商品に関する市場先渡水準を使用する、市場の標準的なモデルを用いて測定される。コモディティ・オプション契約は、コモディティ先渡及びスワップ契約で説明の通り、コモディティ先渡水準を見積り、基礎となるインデックス又はコモディティのボラティリティに係るインプットを組み込む、市場で標準的なオプション・モデルを用いて測定される。コモディティのバスケット又はビスポーク型コモディティ指数のコモディティ・オプションについては、評価技法に異なるコモディティ又はコモディティ指数間の相関に係るインプットも組み込まれる。

公正価値ヒエラルキー：個別のコモディティ契約は通常、先渡及びボラティリティの活発な市場データが入手できるため、レベル2に分類される。

デリバティブに関する詳細については、注記11を参照。

d) 評価調整

評価技法によるアウトプットは、完全な確実性をもって測定できない公正価値の見積りであるのが常である。その結果、取引解消費、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、資金調達のコストと便益、取引制限及びその他の要因について公正価値の見積りに市場参加者が考慮する場合にはこれらの要素を反映して、適宜評価の調整が行われる。評価調整は、評価技法を用いて測定される資産又は負債の公正価値の重要な構成要素である。このような調整は、公正価値測定プロセス内の不確実性を反映すること、特定されたモデル簡略化に合わせて調整を行うこと、また、個々の商品レベルの特性に基づく評価ではなくポートフォリオ全体としての角度から公正価値を評価することを目的として適用される。

Day1損益リザーブ

公正価値の測定に使用する評価技法が観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを必要とする新規の取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この取引価格は、評価技法を用いて取得した公正価値とは異なる場合があり、かかる差異は繰り延べられ、損益計算書には当初認識されない。評価調整として適宜、このようなDay1損益リザーブが反映される。

繰延Day1損益は、通常、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に計上される。

以下の表は、各期間の繰延Day1損益リザーブの変動を要約したものである。

繰延Day1損益リザーブ

単位：百万米ドル	2019年	2018年	2017年
期首リザーブ残高	255	338	365
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	171	341	247
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(278)	(417)	(279)
為替換算調整	(2)	(6)	6
期末リザーブ残高	146	255	338

自己の信用

公正価値での測定を指定された金融負債の評価には、公正価値の自己の信用要素を考慮することが求められる。自己の信用リスクは、この要素が評価の目的上、UBSの取引相手先及びその他の市場参加者によって考慮されている場合に、UBSの公正価値オプションを適用する負債の評価に反映される。ただし、自己の信用リスクは、全額担保されたUBSの負債及び自己の信用要素を含めないことが市場慣行として確立しているその他の債務には反映されない。

自己の信用に関連した、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の変動は、利益剰余金内にその他の包括利益として直接認識されている。UBSは、公正価値での測定を指定された金融負債に生じる自己の信用の変動をヘッジしていないため、自己の信用をその他の包括利益に表示しても損益計算書における会計上のミスマッチは生じず、増加もしない。その他の包括利益に認識された未実現の及び実現した自己の信用は将来の期間において損益計算書に振り替えられることはない。

自己の信用は、自己の信用調整（以下「OCA」という。）カーブを用いて見積られている。これには、UBSのシニア債に関する市場で観察された流通価格、UBSのクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のスプレッド、及び同業他行のシニア債のイールド・カーブなど、観察可能な市場データが組み込まれている。以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債に関連する自己の信用調整の影響を要約したものである。未実現の自己の信用の変動額は、UBSの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利やその他の市場レートの変動など）に起因する公正価値の変動額で構成されている。実現した自己の信用は、関連する未実現の自己の信用調整を有する商品が契約上の満期日より前に購入された時点で認識される。現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。

公正価値での測定を指定された社債に関する詳細については、注記19を参照。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

その他の包括利益への計上額			
終了事業年度			
単位：百万米ドル	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
当事業年度認識額			
実現利得 / (損失)	8	(3)	22
未実現利得 / (損失)	(408)	519	(337)
利得 / (損失)合計、税効果前	(400)	517	(315)
期末貸借対照表認識額			
単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
現時点までの累計未実現利得 / (損失)	(88)	320	(200)

信用評価調整

OTCデリバティブ（公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類される資金調達型（funded）デリバティブを含む。）の公正価値を測定するためには、このようなデリバティブに内在する取引相手先の信用リスクを反映するために、信用評価調整（以下「CVA」という。）を行う必要がある。この金額は、当該商品の取引相手先の信用リスクをヘッジするために必要なプロテクションの見積公正価値を表している。CVAは、取引相手先別の当該取引相手先に対する全てのエクスポージャーを考慮して算定され、予測されるエクスポージャーの将来価値、デフォルト確率及び回収率、適用される担保又はネットティング契約、中途解約条項、資金調達スプレッド及びその他の契約上の要素によって決まる。

調達評価調整

調達評価調整（以下「FVA」という。）は、無担保及び部分担保付デリバティブ債権及び債務に関連した資金調達の費用と便益を反映しており、無担保デリバティブのキャッシュ・フローの割引に用いる割引率をLIBORから、取引先のデフォルト確率などのCVAの枠組みを使用するOCAに移行することによる評価の影響額として算出される。FVAは、担保を売却又は再担保差入できない担保付デリバティブ資産にも適用される。

負債評価調整

CVAの枠組みと効果的に整合するようにデリバティブの評価に自己の信用を組み込むために負債評価調整（以下「DVA」という。）が見積られる。DVAは、取引相手先別の当該取引相手先の全てのエクスポージャーを検討し、担保ネットティング契約、予測される将来の時価変動及びUBSのクレジット・デフォルト・スプレッドを考慮して算定される。

その他の評価調整

ロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせたポートフォリオの一部として測定される商品は、ロング及びショートの構成商品のリスクを一貫して評価するために仲値レベルで評価される。その後、正味のロング又はショート・ポジションのエクスポージャーに対して流動性の評価調整が行われ、現在の市場流動性の水準を反映して公正価値を適宜、ビッド又はオファー価格に修正する。評価調整の計算に用いられるビッド・オファースプレッドは、市場取引及びその他の関連情報源から入手され、定期的に更新される。

モデルに基づく評価の適用に関連する不確実性は、モデルリザーブの適用により公正価値の測定に反映されている。モデルリザーブには、関係するモデル仮定条件に使用されるモデル及び市場インプットに、あるいは既知のモデル自体の欠陥を修正する目的でモデルのアウトプットの修正に不確実性を組み込むために、モデルによって直接計算された評価額から差し引くべきであるとUBSが見積る金額が反映されている。かかる見積額を算定するに当たり、UBSは、他の市場参加者がこれらの不確実性についてどのように見積るかを含め、一連の市

場慣行を勘案している。モデルリザーブは、市場取引、コンセンサス方式のプライシング・サービス及びその他の関連情報源からのデータに照らして定期的に再評価される。

金融商品の評価調整

現時点までの累計利得/(損失)、単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
信用評価調整 ⁽¹⁾	(48)	(90)
調達評価調整	(50)	(85)
負債評価調整	1	1
その他の評価調整	(566)	(716)
内、流動性	(300)	(388)
内、モデルの不確実性	(266)	(327)

⁽¹⁾当該金額は、債務不履行に陥った相手方に対するリザーブを含まない。

e) レベル1とレベル2の間の振替

本セクションに記載した金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。2019年度における資産及び負債のレベル2からレベル1への振替は重要ではなかった。また、2019年度における資産及び負債のレベル1からレベル2への振替は重要ではなかった。

f) レベル3商品：評価技法及びインプット

次の表は、重要なレベル3資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。過年度に開示されていた複数のインプットは、当該インプットが2019年12月31日現在の各評価技法に対して重要ではないとみなされているため、以下の表に開示されていない。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプット又はUBSの見積りや仮定の合理性に関する評価に係る不確実性のレベルではなく、UBSが保有する関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジは、各社の保有商品が多様であることを反映して、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

	公正価値				重要な観察不能なインプット (1)	インプットのレンジ						単位 ⁽¹⁾	
	資産		負債			2019年12月31日現在			2018年12月31日現在				
	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在		最低値	最高値	加重平均値 ⁽²⁾	最低値	最高値	加重平均値 ⁽²⁾		
社債及び地方債	0.5	0.7	0.0	0.0	市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	0	143	101	0	134	89	ポイント
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	2.4	2.7	0.0	0.0	市場類似商品の相対的価値	貸出金相当価格	0	101	99	0	100	99	ポイント
					割引期待キャッシュ・フロー	信用スプレッド	225	530		301	513		ベース・ポイント
					市場類似商品及び証券化モデル	ディスカウント・マージン	0	14	2	1	14	2	%

公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産/負債、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産

オークション・レート証券	1.5	1.7			市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	79	98	88	79	99	89	ポイント
投資信託受益証券 ⁽³⁾	0.1	0.6	0.0	0.0	市場類似商品の相対的価値	純資産価値							
資本性金融商品 ⁽³⁾	0.7	0.6	0.1	0.0	市場類似商品の相対的価値	価格							
公正価値での測定を指定された社債 ⁽⁴⁾			9.6	11.0									
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債 ⁽⁴⁾			1.0	1.0									
デリバティブ金融商品													
金利契約	0.3	0.4	0.1	0.2	オプション・モデル	金利のボラティリティ	15	63		50	81		ベース・ポイント
クレジット・デリバティブ契約	0.4	0.5	0.5	0.5	割引期待キャッシュ・フロー	信用スプレッド	1	700		4	545		ベース・ポイント
						債券相当価格	0	100		3	99		ポイント
株式/株式指数契約	0.6	0.5	1.3	1.4	オプション・モデル	株式配当利回り	0	14		0	12		%
						株式、株価及びその他の指数のボラティリティ	4	105		4	93		%
						株式/為替相関	(45)	71		(39)	67		%
						株式/株式相関	(17)	98		(50)	97		%

(1) 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である(例えば、100ポイントとは、額面の100%である。)。 (2) デリバティブ以外の金融商品には加重平均値が表示されている。この加重平均値は、各金融商品の公正価値に基づいてインプットを加重することにより算定されている。デリバティブ契約に係るインプットの加重平均値は、重要な意味を持たないため、表示されていない。 (3) インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。 (4) 発行済債券及び債券(店頭)の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。

レベル3ポジションにおける重要な観察不能なインプット

このセクションでは、レベル3商品の評価に用いられた重要な観察不能なインプットについて説明し、観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響を評価する。表の通りインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。観察可能なインプットと観察不能なインプットとの関係については、以下の要約に含まれていない。

債券相当価格

債券の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、信用の質、満期及び発行体の業種が含まれる。公正価値は、直接価格と比較するか、又は商品の価格を利回り(完全な利回り又はLIBORに対するスプレッドのいずれかとして)に転換して測定することができる。債券価格は、100を公正価値と名目価値(すなわち、額面)が等しい場合の、額面に対するポイントで表される。

社債及び地方債におけるレンジは、公正価値の算定に使用される参照発行債券の価格レンジを表している。価格が0の債券は、回収が全く見込まれない債務不履行債券であり、一方100又は額面を大きく上回る価格は、測定日現在の市場のベンチマークを超えるクーポンを支払うインフレ連動債又は仕組債に関連している。

クレジット・デリバティブの債券相当価格レンジは、通常、評価プロセスの一部として同等利回り又は信用スプレッドに転換される参照商品に用いられる価格のレンジを表している。

貸出金相当価格

売買された貸出金の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品を選択する際に考慮される要素には、業種セグメント、担保の質、満期及び発行体に固有の制限条項が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回りに転換して測定する場合がある。レンジは、レベル3に分類される貸出金の公正価値測定時に使用される類似の信用の質を有する参照発行から得られた価格のレンジを表している。価格が0の貸出金は、回収が全く見込まれない不良貸出金であり、一方現在の価格が100である貸出金は、全額返済が見込まれる貸出金である。

信用スプレッド

多くのクレジット・デリバティブの評価モデルには、関連する参照原商品の信用の質を反映している信用スプレッドのインプットが必要である。特定の証券の信用スプレッドは、ベンチマークとなる証券の利回り又は参照金利（通常は米国債利回り又はLIBOR）に対して見積られ、一般的にベシス・ポイントを単位として表される。信用スプレッドの上昇／（低下）により、CDS及び他のクレジット・デリバティブ商品によって提供される信用プロテクションの価値は上昇／（下落）することになる。かかる信用スプレッドの変動が損益計算書の経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの性質及び方向に左右される。資産の信用度が、スプレッドの算定対象であるベンチマークよりも高い場合には、信用スプレッドはマイナスになる可能性がある。信用スプレッドの拡大は、信用度の低下を表す。レンジは、原商品の多様性を示しており、レンジの下限は最高の質（例：LIBORのリスクに近似）を表し、レンジの上限は最大レベルの信用リスクを表している。

ディスカウント・マージン（以下「DM」という。）

DMスプレッドは、見積キャッシュ・フローの不確実性に対して市場が要求するリターンを反映するよう資産のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くために用いられる割引率を表している。DMスプレッドは、期待キャッシュ・フローを割り引くために変動金利の指標（例：LIBOR）に上乘せされて適用される利率である。一般的に、DMが単独で低下（上昇）すると、公正価値が高く（低く）なると推測される。

レンジの上限は、期待キャッシュ・フローに対して市場で非常に低く価格設定される証券に関連するものである。これは、市場が、期待キャッシュ・フローの生成プロセスで織り込まれているリスクより大きな信用損失リスクを当該証券の価格に織り込んでいることを示している。レンジの下限は、信用度の高い商品に係る資金調達レートの特徴を示すものである。

資金調達スプレッド

ストラクチャード・ファイナンス取引は、当該取引の担保として差し入れられた資産を最も良く示す複合型の資金調達カーブを用いて評価される。このカーブは、UBSが無担保ベースで資金調達できる水準ではなく、UBSが特定の担保で担保付資金調達を取引相手先と行うことができる水準を示している。資金調達スプレッドはLIBORプラス／マイナスのベシス・ポイントとして表示され、資金調達スプレッドが拡大した場合、割引の影響が増加する。

公正価値での測定を指定された金融負債に含まれる仕組債及び仕組債以外の固定利付債のごく一部は、活発に取引されている市場よりもデュレーションが長期の資金調達スプレッドに対するエクスポージャーを有していた。

ボラティリティ

ボラティリティは、特定の商品に係る将来の価格の変動を測定するものであり、通常パーセント（％）で表示される。数値が高くなると、将来の価格変動が発生する可能性が高い、より変動しやすい商品を反映する。ボラティリティの最小値は0％で、最大値は理論上、存在しない。ボラティリティはオプション・モデルに投入される主要なインプットである。オプション・モデルにおいて、このインプットは、将来の原商品価格の確率分布を導出するために用いられる。ボラティリティがポートフォリオ内の個々のポジションに及ぼす影響は、主としてオプション契約がロング・ポジションであるのか又はショート・ポジションであるのかによって左右される。多くの場合、オプションの公正価値は、ボラティリティの上昇に伴って高くなり、ボラティリティの低下に伴って低くなる。一般的に、公正価値の測定に用いられるボラティリティは、活発な市場のオプション価格（以下「インプライド・ボラティリティ」という。）から得られる。インプライド・ボラティリティの主な特徴は、ボラティリティ・「スマイル」又は「スキュー」である。これは、インプライド・ボラティリティが異なれば、異なるオプション行使価格の価格設定となることを表している。

金利のボラティリティは、異なる通貨及び基礎となる金利水準の観察不能なボラティリティのレンジを反映している。低金利のボラティリティは高金利のボラティリティよりかなり高くなる傾向がある。さらに、通貨によってインプライド・ボラティリティが大幅に異なる場合がある。株式、株価及びその他の指数のボラティリティは、基礎となる株式のボラティリティのレンジを反映している。

相関

相関は2つの変数の変動間の相互関係を測定するものである。-100%から+100%までのパーセント(%)で表示される。+100%とは、変数が完全に正の相関(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の同方向への変動に関連している。)の関係にあることを表し、-100%とは、変数が逆相関(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の逆方向への変動に関連している。)の関係にあることを意味する。相関が公正価値の測定に及ぼす影響は、商品ごとにペイオフ特性のレンジが異なることを反映して、評価対象の商品の特定の条件に左右される。

株式/為替相関は、原株式の通貨とは異なる通貨に基づく株式オプションにとって重要である。株式/株式相関は、予測ペイオフに一部異なる株式を組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。

株式配当利回り

先渡契約又はスワップ契約の公正価値を測定するため、また、オプション価格算定モデルを用いて公正価値を測定するために、個別株式又は指数に係る先渡価格を導出することが重要である。現在の株価と先渡価格との関係は、将来の予想配当水準及び支払時期に加え、若干ではあるが当該株式に適用される資金調達レートに基づいている。配当利回りは通常、株価に対する年率で表示され、下限の0%は配当が支払われる見込みのない株式を表している。配当利回りと時期は、株式の先渡価格の影響を受けやすい商品の公正価値を算定するに当たり最も重要なパラメーターである。

g) レベル3商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。以下に示すこの感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性を見積りを表しており、ストレス・シナリオの影響の見積りを表すものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間(例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である期限前償還率との間)には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。以下に記載されるレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

感応度のデータは、異なる市場参加者間の価格分散の見積り、モデル化アプローチの違い、公正価値測定プロセスで用いられる仮定に対する合理的に可能性のある変更など、複数の手法を用いて見積られている。感応度のレンジは、評価に使用されるインプットが必ずしも有利と不利の間で、厳密に中間にあるとは限らないため、公正価値に対して必ずしも対称とはならない。

感応度のデータは商品又はパラメーター・レベルで算定され、分散効果を想定せずに集計される。計算された感応度は、アウトライート・ポジション及び関連するレベル3のヘッジのどちらにも適用される。単一の観察不能なインプット・パラメーターに対するレベル3商品の感応度間の主要な相互依存は、エクスポージャーを相殺する計算の基礎に含まれている。分散を考慮しない集計とは、感応度の合計と個々の結果を単純合計することであり、従って、かかる集計は、仮に合理的に可能性のある有利又は不利なレベルへ同時に変動する場合、評価に重要な変動をもたらす全ての観察不能なインプットの影響を示している。分散には異なる感応度結果間の予測相関が組み込まれることから、全体の感応度は個々の構成要素の感応度の合計より小さくなると推測される。これらの感応度の数値を示すポートフォリオ内に分散効果はあるが、本分析にとって重要ではないとUBSは考えている。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

2019年12月31日現在

2018年12月31日現在

単位：百万米ドル	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、				
ローン・コミットメント及び保証	46	(21)	99	(44)
有価証券ファイナンス取引	11	(11)	17	(11)
オークション・レート証券	87	(87)	81	(81)
資産担保証券	35	(40)	27	(23)
資本金金融商品	140	(80)	155	(94)
金利デリバティブ契約（純額）	8	(17)	8	(39)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	31	(35)	33	(37)
外国為替デリバティブ契約（純額）	12	(8)	10	(5)
株式／株式指数デリバティブ契約（純額）	183	(197)	213	(225)
その他	47	(51)	19	(19)
合計	600	(547)	661	(578)

h) レベル3商品：期中の変動

次の表は、継続的に公正価値で測定される重要なレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得／（損失）には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得／（損失）は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、一部の金融資産及び金融負債が新たに「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類され、公正価値ヒエラルキーのレベル3に指定された。一部の資産もその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産から公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類変更された。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産の合計は、それぞれ11億米ドル及び19億米ドルであった。レベル3への振替は、主に貸出金、投資信託受益証券及び株式／株式指数契約から成り、関連する評価インプットの観察可能性が低下したことを反映している。レベル3からの振替は、主に貸出金から成り、関連する評価インプットの観察可能性が高まったことを反映している。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた負債の合計は、それぞれ14億米ドル及び34億米ドルであった。レベル3へ／レベル3からの振替は、主に公正価値での測定を指定された社債（主として、発行済エクイティ・リンク債）から成り、それぞれ組込デリバティブのインプットの観察可能性が低下又は上昇したことによるものである。

レベル3商品の変動

単位：十億米ドル	2017年 12月31日 現在残高	IFRS 第9号 適用時の 分類及び 再測定	2018年 1月1日 現在残高	包括利益に含まれる利 得/(損失)合計		購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替換算
				利益に 含まれる 純利得/ (損失) ⁽¹⁾	内、報告 期間未現 在で保有 されるレ ベル3商 品に関連 するもの							
公正価値で測定されるトレー ディング目的保有金融資産	2.0	0.4	2.4	(0.2)	(0.2)	2.1	(7.1)	4.2	0.0	0.7	(0.2)	0.0
内、												
投資信託受益証券	0.6		0.6	(0.1)	(0.1)	0.2	(0.3)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0
社債及び地方債	0.6		0.6	0.0	0.0	0.6	(0.9)	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
貸出金	0.5	0.4	0.9	0.1	0.0	0.9	(5.6)	4.2	0.0	0.1	0.0	0.0
その他	0.4		0.4	(0.1)	(0.1)	0.4	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
デリバティブ金融商品 - 資産	1.6		1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	(1.5)	0.5	(0.1)	0.0
内、												
金利契約	0.1		0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.3	0.0	0.0
株式/株式指数契約	0.7		0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	(1.0)	0.1	(0.1)	0.0
クレジット・デリバティブ 契約	0.6		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.4)	0.0	0.0	0.0
その他	0.2		0.2	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公正価値で測定されるトレー ディング目的保有でない金融 資産	1.5	3.0	4.4	0.0	0.0	1.7	(1.9)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1
内、												
貸出金	0.8	0.6	1.4	(0.2)	(0.2)	1.5	(1.0)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
オークション・レート証券		1.9	1.9	0.1	0.1	0.0	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
資本性金融商品		0.4	0.4	0.1	0.1	0.2	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.7	0.1	0.8	0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定される金融資産	0.5	(0.5)										
デリバティブ金融商品 - 負債	2.9	0.0	2.9	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	1.3	(1.5)	0.3	(0.5)	0.0
内、												
株式/株式指数契約	2.0		2.0	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	1.2	(1.2)	0.3	(0.5)	0.0
クレジット・デリバティブ 契約	0.6		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.1	0.0	0.0
その他	0.3	0.0	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0
公正価値での測定を指定された 社債	11.2		11.2	0.5	0.0	0.0	0.0	5.8	(4.3)	2.2	(4.3)	(0.2)
公正価値での測定を指定された その他の金融負債	2.0		2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(2.0)	0.0	0.0	0.0

(1) 包括利益に含まれる純利得 / (損失) は、受取利息純額、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額及びその他の収益で構成されている。(2) 2019年12月31日現在のレベル3資産の合計は、72億米ドル(2018年12月31日現在:78億米ドル)であった。2019年12月31日現在のレベル3負債の合計は、128億米ドル(2018年12月31日現在:143億米ドル)であった。

レベル3商品の変動(続き)

	2018年		包括利益に含まれる 利得/(損失)合計					2019年		2019年 12月31日 現在 残高 ⁽²⁾	
	12月31日 現在 残高 ⁽²⁾	12月31日 現在 残高 ⁽²⁾	利益に 含まれる 純利得/ (損失) ⁽¹⁾	内、報告期 間末現在で 保有される レベル3商 品に関連 するもの	購入	売却	発行	決済	レベル3 への 移行		レベル3 からの 移行 為替換算
単位：十億米ドル											
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	2.0	(0.2)	0.0	1.2	(5.7)	4.4	0.0	0.6	(0.4)	0.0	1.8
内、											
投資信託受益証券	0.4	0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.0	0.0
社債及び地方債	0.7	0.0	0.0	0.6	(0.6)	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.5
貸出金	0.7	(0.1)	0.0	0.2	(4.4)	4.4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.8
その他	0.2	0.0	(0.1)	0.3	(0.3)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4
デリバティブ金融商品 - 資産	1.4	(0.3)	0.0	0.0	0.0	1.0	(0.8)	0.2	(0.3)	0.0	1.3
内、											
金利契約	0.4	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.3
株式/株式指数契約	0.5	(0.1)	0.1	0.0	0.0	0.6	(0.5)	0.1	(0.1)	0.0	0.6
クレジット・デリバティブ契約	0.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.1	(0.1)	0.0	0.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	4.4	0.0	0.0	1.2	(0.8)	0.0	0.0	0.3	(1.2)	0.0	4.0
内、											
貸出金	1.8	0.0	0.0	0.7	(0.2)	0.0	0.0	0.3	(1.2)	0.0	1.2
オークション・レート証券	1.7	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5
資本性金融商品	0.5	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
その他	0.5	0.0	0.0	0.5	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産											
デリバティブ金融商品 - 負債	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	(1.0)	0.3	(0.3)	0.0	2.0
内、											
株式/株式指数契約	1.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.6	(0.9)	0.2	(0.2)	0.0	1.3
クレジット・デリバティブ契約	0.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.1	(0.1)	0.0	0.5
その他	0.3	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.2
公正価値での測定を指定された社債	11.0	1.1	0.7	0.0	0.0	6.9	(7.3)	1.0	(3.1)	0.0	9.6
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	1.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.6	(0.8)	0.1	0.0	0.0	1.0

1) 公正価値で測定される金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャー

次の表は、公正価値で測定される金融商品の信用リスクに対するUBS AGの最大エクスポージャーを示すとともに、当該金融商品の種類の信用リスクを軽減するそれぞれの担保及びその他の信用補完も示している。

信用リスクに対する最大エクスポージャーには、貸借対照表に認識された、信用リスクのある金融商品の帳簿価額及びオフバランス・シートの契約の想定元本が含まれている。情報が入手可能な場合、担保は公正価値で表示される。不動産などのその他の担保については、合理的な代替値が用いられる。クレジット・デリバティブ契約や保証などの信用補完は、想定元本で計上される。両者とも、保証対象の信用リスクに対する最大エクスポージャーを上限に設定されている。「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）では、信用リスク及び関連エクスポージャーに対する経営者の見解を記載しているが、IFRSの要求事項と一部異なる場合がある。

信用リスクに対する最大エクスポージャー

	2019年12月31日現在								
	信用リスク に対する 最大エク スポー ジャー	担保				信用補完			担保及び信 用補完考 慮後のエク スポー ジャー
		受入 担保金	有価証券 による 担保	不動産 による 担保	その他の 担保 ⁽¹⁾	クレジット ・デリバ ティブ タイプ 契約	ネット ティ ン グ	保証	
単位：十億米ドル									
貸借対照表に公正価値で測定される金融資産									
トレーディング目的保有金融資産									
- 負債性金融商品 ^{(2),(3)}	22.0								22.0
デリバティブ金融商品 ⁽⁴⁾	121.8		3.3			107.4			11.1
ブローカレッジ債権	18.0	0.0	17.8						0.2
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融資産 - 負債性金融商品 ⁽⁵⁾	55.0	0.1	16.3		0.1				38.6
公正価値で測定される金融資産合計	216.8	0.1	37.4	0.0	0.1	107.4	0.0	0.0	71.9
保証 ⁽⁶⁾	1.0							0.3	0.7
ローン・コミットメント ⁽⁶⁾	6.3				3.0		0.1	0.9	2.3
先日付スタートの取引、リバース・レポ契約及 び 有価証券借入契約	20.3		20.3						0.0
貸借対照表に反映されていない信用リスクに 対する最大エクスポージャー合計	27.6	0.0	20.3	0.0	3.0	0.0	0.1	1.2	3.0

	2018年12月31日現在								
	信用リスク に対する 最大エク スポー ジャー	担保				信用補完			担保及び信 用補完考 慮後のエク スポー ジャー
		受入 担保金	有価証券 による 担保	不動産 による 担保	その他の 担保 ⁽¹⁾	クレジット ・デリバ ティブ タイプ 契約	ネット ティ ン グ	保証	
単位：十億米ドル									
貸借対照表に公正価値で測定される金融資産									
トレーディング目的保有金融資産									
- 負債性金融商品 ^{(2),(3)}	22.0								22.0
デリバティブ金融商品 ⁽⁴⁾	126.2		4.1			110.8			11.4
ブローカレッジ債権	16.8	0.0	16.5						0.3
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融資産 - 負債性金融商品 ⁽⁵⁾	59.8		16.7		0.1				43.1
公正価値で測定される金融資産合計	224.9	0.0	37.3	0.0	0.1	110.8	0.0	0.0	76.7
保証 ⁽⁶⁾	1.6							0.2	1.4

ローン・コミットメント ⁽⁶⁾	3.5		2.4		0.2	0.1	0.7
先日付スタートの取引、リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	8.1	8.1					0.0
貸借対照表に反映されていない信用リスクに対する最大エクスポージャー合計	13.3	0.0	8.1	0.0	2.4	0.0	0.2
							0.4
							2.1

(1) 保険契約、棚卸資産、売掛金、モーゲージ・ローン、金及びその他のコモディティを含むが、これに限定されない。(2) これらのポジションは通常、市場リスクの枠組みに基づいて管理されている。本開示の目的上、担保及び信用補完は考慮されていない。(3) 投資信託の受益証券を含まない。(4) 「ネットティング」欄の金額は、貸借対照表に認識されていない潜在的なネットティングを示している。詳細については、注記25を参照。(5) 有価証券で担保された、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産は、仕組ローン並びにリバース・レボ契約及び有価証券借入契約から成る。(6) 「保証」欄の金額は主に、サブ・パーティシペーションに関連している。詳細については、注記34を参照。

ジ) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を示している。

公正価値で測定されない金融商品⁽¹⁾

単位：十億米ドル	2019年12月31日現在						2018年12月31日現在					
	帳簿価額		公正価値				帳簿価額		公正価値			
	合計	帳簿価額に 近似の公正 価値 ⁽²⁾	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	帳簿価額に 近似の公正 価値 ⁽²⁾	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
資産⁽³⁾												
現金及び中央銀行預け金	107.1	107.0	0.1	0.0	0.0	107.1	108.4	108.3	0.1	0.0	0.0	108.4
銀行貸出金及び前渡金	12.4	11.7	0.0	0.5	0.2	12.4	16.6	16.0	0.0	0.6	0.0	16.6
有価証券ファイナンス取引 による債権	84.2	74.0	0.0	8.6	1.6	84.2	95.3	85.0	0.0	6.9	3.4	95.4
デリバティブに係る差入担 保金	23.3	23.3	0.0	0.0	0.0	23.3	23.6	23.6	0.0	0.0	0.0	23.6
顧客貸出金及び前渡金	328.0	152.5	0.0	25.7	152.2	330.3	321.5	153.8	0.0	18.6	149.5	322.0
償却原価で測定されるその 他の金融資産	23.0	5.8	8.4	6.4	2.8	23.3	22.6	5.9	8.4	4.8	3.3	22.5
負債												
銀行預り金	6.6	5.6	0.0	0.9	0.0	6.6	11.0	8.8	0.0	1.9	0.2	11.0
有価証券ファイナンス取引 による債務	7.8	7.5	0.0	0.3	0.0	7.8	10.3	10.0	0.0	0.3	0.0	10.3
デリバティブに係る受入担 保金	31.4	31.4	0.0	0.0	0.0	31.4	28.9	28.9	0.0	0.0	0.0	28.9
顧客預金	450.6	440.5	0.0	10.2	0.0	450.7	422.0	410.6	0.0	11.3	0.1	422.0
UBSグループAG及びその子 会社からの資金調達	47.9	0.0	0.0	49.6	0.0	49.6	41.2	0.0	0.0	41.7	0.0	41.7
償却原価で測定される債務	62.8	8.7	0.0	55.5	0.0	64.3	91.2	9.9	0.0	82.1	1.4	93.5
償却原価で測定される その他の金融負債 ⁽⁴⁾	6.5	6.5	0.0	0.0	0.0	6.5	7.6	7.6	0.0	0.0	0.1	7.6

(1) 2019年に発効されたIFRS第7号「金融商品：開示」に従って、UBSは、帳簿価額が公正価値に近似する金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルを開示しなくなった。(2) 金融商品が短期的の性質であることから、その帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている一部の金融商品を含む(要求払の債権若しくは債務である金融商品、又は満期までの残存期間が3ヶ月以下の金融商品(早期償還の特徴の影響を除く。))。(3) 2019年12月31日現在、銀行貸出金及び前渡金0億米ドル、有価証券ファイナンス取引による債権10億米ドル、顧客貸出金及び前渡金1,400億米ドル及び償却原価で測定されるその他の金融資産160億米ドルは、回収又は決済されるまで12ヶ月超であると

見込まれている。2018年12月31日現在、銀行貸出金及び前渡金0億米ドル、有価証券ファイナンス取引による債権10億米ドル、顧客貸出金及び前渡金1,390億米ドル及び償却原価で測定されるその他の金融資産150億米ドルは、回収又は決済されるまで12ヶ月超であると見込まれていた。⁽⁴⁾ リース負債を除く。

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。後述の公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBSの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。以下の原則は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を算定する際に適用されたものである。

- 満期までの残存期間が3ヶ月超の金融商品の公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格から算定された。
- 市場相場価格が入手できなかった場合、その公正価値は、信用リスク及び満期が類似した商品に係る現在の市場金利又は適切なイールド・カーブを用いて、契約上のキャッシュ・フローを割り引くことにより見積られた。当該見積りには、通常、取引相手先の信用リスク又はUBSの自己の信用による調整が含まれている。
- 満期までの残存期間が3ヶ月以下の短期金融商品については、その帳簿価額（貸倒引当金控除後）が、通常、公正価値の合理的な見積額であると考えられる。

[次へ](#)

注記25 金融資産と金融負債の相殺

UBS AGは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭デリバティブ及び取引所取引デリバティブに伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットティング契約を締結する。このようなネットティング契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の営業過程において及び/又は取引の相手先が契約上の義務を履行できない場合に、受け取り可能な資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なネットティング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債並びに強制可能なネットティング契約又は類似契約及びその他の対象外項目の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融資産になるよう表示されている。

UBS AGは、ネットティング契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、これについて次の表に表示した純額は、UBS AGの実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産

	ネットティング契約の対象となる資産					ネットティング 契約の対象と ならない 資産 ⁽⁴⁾	資産合計		
	貸借対照表上に認識された ネットティング		貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ⁽³⁾						
	相殺前の 資産総額	負債総額 との相殺 ⁽²⁾	貸借対照表 上に認識 された資産 純額	金融負債	受入担保			潜在的な ネットティ ング考慮後 の資産	貸借対照表上 に認識された 資産
2019年12月31日現在 単位：十億米ドル									
有価証券ファイナンス取引 による債権	83.2	(14.0)	69.2	(1.2)	(68.0)	0.0	15.0	15.0	84.2
デリバティブ金融商品	120.2	(3.4)	116.8	(89.3)	(21.4)	6.1	5.0	11.1	121.8
デリバティブに係る 差入担保金 ⁽¹⁾	26.4	(4.0)	22.4	(13.3)	(1.1)	8.0	0.9	8.9	23.3
公正価値で測定されるト レーディング目的保有で ない金融資産 ⁽¹⁾	83.1	(77.5)	5.6	0.0	(5.6)	0.0	78.0	78.0	83.6
内、リバース・レポ契約	83.0	(77.5)	5.4	0.0	(5.4)	0.0	0.9	0.9	6.3
資産合計	313.0	(98.9)	214.0	(103.8)	(96.1)	14.1	99.0	113.1	313.0
2018年12月31日現在 単位：十億米ドル									
有価証券ファイナンス取引 による債権	88.5	(13.0)	75.5	(4.4)	(71.2)	0.0	19.8	19.8	95.3
デリバティブ金融商品	124.3	(4.3)	120.0	(90.8)	(24.0)	5.2	6.2	11.4	126.2
デリバティブに係る 差入担保金 ⁽¹⁾	24.6	(2.3)	22.3	(13.5)	(1.0)	7.8	1.3	9.1	23.6
公正価値で測定されるト レーディング目的保有で ない金融資産	85.4	(77.5)	7.8	(1.4)	(6.4)	0.0	74.6	74.6	82.4
内、リバース・レポ契約	85.3	(77.5)	7.8	(1.4)	(6.4)	0.0	2.1	2.1	9.9
資産合計	322.9	(97.2)	225.7	(110.0)	(102.6)	13.0	101.9	114.9	327.6

⁽¹⁾貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号の原則に基づいて日次で法的に又は実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済される取引所取引デリバティブが含まれている。⁽²⁾本表のロジックから、「負債

総額との相殺」欄の金額と以下の負債の表における「資産総額との相殺」欄の金額は一致している。「有価証券ファイナンス取引による債権」及び「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」に表示されているリバース・レボ取引に係るこの欄の相殺の合計は、以下の負債の表の「有価証券ファイナンス取引による債務」及び「公正価値での測定を指定されたその他の金融負債」の行のレボ契約について表示されている金額と一致している。⁽³⁾本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁽⁴⁾強制可能なネットティング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目を含む。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債、並びにこれらの金融負債に係る信用エクスポージャーを軽減するために差し入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融負債の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融資産及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融負債の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融資産及び差入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融負債になるよう表示されている。

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債

	ネットティング契約の対象となる負債						ネットティング 契約の対象と ならない 負債 ⁽⁴⁾	負債合計	
	貸借対照表上に認識された ネットティング		貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ⁽³⁾						
	相殺前の 負債総額	資産総額 との相殺 ⁽²⁾	貸借対照表 上に認識 された負債 純額	金融資産	差入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後の 負債			
2019年12月31日現在 単位：十億米ドル									
有価証券ファイナンス取引 による債務	19.8	(14.0)	5.8	(0.8)	(5.0)	0.0	2.0	2.0	7.8
デリバティブ金融商品	118.1	(3.4)	114.8	(89.3)	(16.8)	8.6	6.1	14.8	120.9
デリバティブに係る 差入担保金 ⁽¹⁾	34.2	(4.0)	30.1	(16.5)	(1.7)	12.0	1.3	13.3	31.4
公正価値での測定を指定さ れたその他の金融負債	83.5	(77.6)	5.9	(0.4)	(5.6)	0.0	30.2	30.2	36.2
内、リバース・レボ契約	83.1	(77.6)	5.5	(0.4)	(5.2)	0.0	0.2	0.2	5.7
負債合計	255.6	(98.9)	156.6	(107.0)	(29.0)	20.6	39.6	60.2	196.2
2018年12月31日現在 単位：十億米ドル									
有価証券ファイナンス取引 による債務	20.6	(12.4)	8.3	(3.6)	(4.7)	0.0	2.0	2.0	10.3
デリバティブ金融商品	124.1	(4.3)	119.8	(90.8)	(20.9)	8.1	5.9	14.0	125.7
デリバティブに係る 差入担保金 ⁽¹⁾	29.0	(2.3)	26.7	(14.2)	(1.2)	11.3	2.2	13.5	28.9
公正価値での測定を指定さ れたその他の金融負債	86.6	(78.2)	8.4	(2.1)	(5.9)	0.4	25.2	25.6	33.6
内、リバース・レボ契約	86.1	(78.2)	7.9	(2.1)	(5.9)	0.0	1.6	1.6	9.5
負債合計	260.4	(97.2)	163.2	(110.7)	(32.6)	19.8	35.4	55.2	198.5

⁽¹⁾貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号の原則に基づいて日次で法的に又は実質的に純額決済される一部の取引所取引デリバティブ及び日次で経済的に決済される取引所取引デリバティブが含まれている。⁽²⁾本表のロジックから、「資産総額との相殺」欄の金額と上記の資産の表における「負債総額との相殺」欄の金額は一致している。「有価証券ファイナンス取引による債務」及び「公正価値での測定を指定されたその他の金融負債」に表示されているリバース・レボ取引に係るこの欄の相殺の合計は、上記の資産の表の「有価証券ファイナンス取引による債権」及び「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」の行のレボ契約について表示されている金額と一致している。⁽³⁾本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁽⁴⁾強制可能なネットティング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目を含む。

注記26 制限付金融資産及び譲渡金融資産

本注記は、制限付金融資産（注記26a）、金融資産の譲渡（注記26b及び26c）、及び担保として受け入れた金融資産で売却又は再担保差入を行う権利を伴うもの（注記26d）に関する情報を提供している。

a) 制限付金融資産

制限付金融資産は、既存の負債又は偶発負債の担保として差し入れられた資産及び資金調達を確保するのに使用できないよう明示的に制限されるその他の資産から成る。

金融資産は、主に有価証券貸付取引及びレポ取引において、スイスのモーゲージ機関からの借入金に対して、またカバード・ボンドの発行に関連して担保に差し入れられている。UBS AGは通常、標準的な市場の取決めに基づいてレポ契約及び有価証券貸付契約を締結する。有価証券貸付契約における受入担保金の額は、取引の性質によって、貸し付けた有価証券の公正価値を上回ることもあれば、下回ることもある。レポ契約については、レポ契約に基づいて売却した担保の公正価値は、一般的に借入額を上回る。担保に差し入れられたモーゲージ・ローンは、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び2019年12月31日現在の発行額11,206百万米ドル（2018年12月31日現在：12,516百万米ドル）の既存のカバード・ボンドに対する担保である。

その他の制限付金融資産には、顧客資産の分別管理規則により保護された資産、保険契約者に対する関連負債の裏付けとしてUBS AGの保険会社が保有する資産、明示された現地の最低資産維持要件に従うために特定の地域で保有する資産、及び特定の投資信託やその他のストラクチャード・エンティティなど連結倒産隔離企業で保有する資産が含まれている。これらその他の制限付金融資産に関連する負債の帳簿価額は通常、資産の帳簿価額に等しい。ただし、現地の最低資産維持要件に従うために保有する資産は例外で、関連する負債の帳簿価額が資産の帳簿価額を上回る。

制限付金融資産

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
担保として差し入れられた金融資産		
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	56,548	43,292
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	41,285	32,121
顧客貸出金及び前渡金 ⁽¹⁾	18,399	18,804
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	188	0
償却原価で測定されるその他の金融資産として分類される負債性証券	1,212	0
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	1,212	0
担保として差し入れた金融資産合計⁽²⁾	76,347	62,096
その他の制限付金融資産		
銀行貸出金及び前渡金	2,353	5,140
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	242	1,054
デリバティブに係る差入担保金	2,986	3,205
顧客貸出金及び前渡金	620	935
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	29,368	23,212
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	176	171
その他	382	203
その他の制限付金融資産合計	36,126	33,920

担保として差し入れられた金融資産及びその他の制限付金融資産合計	112,474	96,016
---------------------------------	---------	--------

(1) 全ての顧客貸出金及び前渡金がスイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び既存のカバード・ボンド発行の担保となっている。担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンのうち、2019年12月31日現在、約63億米ドル（2018年12月31日現在：約32億米ドル）は、既存の担保要求に違反しなければ、返還もしくは将来の負債又はカバード・ボンドの発行のために使用が可能であった。(2) 未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2019年12月31日現在：6億米ドル、2018年12月31日現在：3億米ドル）は含まれていない。

金融資産に対する制限に加え、UBS AG及びその子会社は、場合によっては、UBS AG内の配当や資本の移転並びに会社間の貸付に影響を及ぼす規制要件に従わなければならないことがある。さらに、監督当局は、連邦準備制度理事会の包括的資本分析及びレビュー（以下「CCAR」という。）のプロセスのように、ストレス状況下での自己資本比率やレバレッジ比率を測定するよう企業に要求することもある。このため、当該テストの結果に基づいて、関連子会社が資本の配分を行う能力が制限される可能性がある。

監督当局は通常、より厳格な要件を課したり、あるいは子会社の活動を制限したりする裁量を有している。

規制対象外の子会社は通常、このような規定及び移転の制限を受けていない。ただし、様々な法律上、規制上、契約上の取決め及び/又は規定、あるいは企業又は国独自の取決め及び/又は規定により制限が課される可能性もある。

UBS AGの重要な規制対象子会社に関する財務情報については、当報告書の「当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループの情報」のセクション（原文の「Significant regulated subsidiary and sub-group information」のセクション）の「当行の重要な規制対象子会社及びサブ・グループに関する財務及び規制上の主要な数値」を参照。

b) 全額で認識が中止されない譲渡金融資産

以下の表は、譲渡されているが継続して全額を認識する金融資産、及びこれらの譲渡資産に関連して認識された負債に関する情報を表している。

継続して全額を認識する譲渡金融資産

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	譲渡資産の帳簿価額	オンバランス・シートに認識された、関連負債の帳簿価額	譲渡資産の帳簿価額	オンバランス・シートに認識された、関連負債の帳簿価額
取引相手先による売却又は再担保差入が可能な公正価値で測定される トレーディング目的保有金融資産	41,285	16,671	32,121	4,674
受け取った現金と引き換えの有価証券貸付契約及びレポ契約に関連	16,945	16,671	4,726	4,674
受け取った有価証券と引き換えの有価証券貸付契約に関連	24,082	0	26,234	0
その他の金融資産譲渡に関連	258	0	1,161	0
取引相手先による売却又は再担保差入が可能な公正価値で測定される トレーディング目的保有でない金融資産	188	187	0	0
譲渡金融資産合計	41,473	16,858	32,121	4,674

金融資産は譲渡されるが、UBS AGの貸借対照表において継続して全額を認識する取引には、有価証券貸付契約、レポ契約及びその他の金融資産の譲渡が含まれる。レポ契約及び有価証券貸付契約は、その大半が標準的な市場の取決めに基づいて実施され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される契約相手との間で行われる。

レポ契約及び有価証券貸付契約に関する詳細については、注記1 aの3eの項を参照。

2019年12月31日現在、約40%の譲渡金融資産は、現金と引き換えに譲渡されたトレーディング目的保有資産であり、この場合、関連して認識された負債は、取引相手先に返済する予定の金額を表す。有価証券貸付契約及びレボ契約に関しては、通常0%から15%のヘアカットが譲渡資産に適用されるため、関連する負債の帳簿価額が譲渡資産の帳簿価額を下回ることになる。上記の表に表示されている関連する負債の取引相手先は、UBS AGに対して完全な遡及権を有する。

担保としての他の有価証券の受け取りと引き換えに締結する有価証券貸付契約において、受け取った有価証券も当該有価証券を返還する義務も、所有権に伴うリスク及び経済価値がUBS AGに移転しないため、UBS AGの貸借対照表には認識されない。受け取った金融資産を、その後別の取引において売却する又は再担保として差し入れる場合、これは金融資産の譲渡とはみなされない。

その他の金融資産の譲渡には、主としてデリバティブ取引を担保するために譲渡される有価証券が含まれているが、関連する負債の帳簿価額は上記の表に記載されていない。これは、これらの再調達価額が契約相手及び商品タイプ全体でポートフォリオごとに管理されているため、特定の差入担保と関連負債に直接的な関係がないためである。

全額での認識中止の対象でない譲渡金融資産で、UBS AGの継続的関与の範囲で貸借対照表に引き続き計上されているものは、2019年12月31日及び2018年12月31日現在において重要でなかった。

c) 継続的関与を伴う、全額で認識を中止された譲渡金融資産

譲渡され、全額で認識を中止された金融資産への継続的関与は、譲渡契約又は譲渡に関連して取引相手又は第三者と締結した別の契約による契約条項から生じる可能性がある。

証券化ビークルに対する持分の購入及び留保

UBS AGが証券化ビークルに資産を譲渡し、これに関して持分を留保又は購入する場合において、UBS AGは、当該譲渡資産に対して継続的関与を有する。

2019年12月31日現在、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産である証券化ポジションに関連する留保した継続的関与の大半は、主として債務担保証券、米国商業用モーゲージ担保証券及び住宅モーゲージ担保証券である。購入し、留保したこれらの持分に関連するUBS AGの継続的関与の公正価値及び帳簿価額は、2019年12月31日現在、351百万米ドルであり、UBS AGは2019年度に当該ポジションに係る利得を0百万米ドル認識した。2019年12月31日現在の累計損失1,198百万米ドルが2019年12月31日現在保有するポジションについて計上された。

2018年12月31日現在、購入し、留保した証券化ビークルに対する持分に関連するUBS AGの継続的関与の公正価値及び帳簿価額は6百万米ドルであり、UBS AGは2018年度に当該ポジションに係る利得を3百万米ドル認識した。2018年12月31日現在の累計損失1,198百万米ドルが2018年12月31日現在保有する当該ポジションについて計上された。

2019年12月31日現在、証券化ストラクチャーに対する持分の購入及び留保に係る損失に対する最大エクスポージャーは、2018年12月31日現在の10百万米ドルに対して、8百万米ドルであった。

購入及び留保した持分を保有する結果、将来の期間に3百万米ドルの割引前キャッシュ・フローを譲受人へ支払う場合がある。支払いが必要となる可能性がある最も早い期間は1ヶ月未満である。

d) オフバランス・シートの受入資産

以下の表は、売却又は再担保差入が可能な第三者から受け入れた資産で、貸借対照表には認識されていないが、担保として保有しているもの（売却又は再担保差入されている金額を含む。）の金額を表示している。

オフバランス・シートの受入資産

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
売却又は再担保差入可能な受入資産の公正価値	475,726	483,688
リバース・レボ契約、有価証券貸借契約、デリバティブ取引及び その他の取引に基づく担保として受け入れたもの ⁽¹⁾	466,045	473,302
無担保借入金において受け入れたもの	9,681	10,385

上記の内、売却又は再担保差入されたもの ⁽²⁾	351,327	356,752
財務活動に関連	306,212	315,402
空売り取引約定の充足	30,591	28,949
デリバティブ取引及びその他取引に関連 ⁽¹⁾	14,524	12,400

⁽¹⁾ 顧客から当初証拠金として受け取った証券のうち、UBS AGが取引所取引デリバティブの清算及び執行サービスを通じて清算機関、ブローカー及び預金銀行に預託する必要があるものを含む。⁽²⁾ 未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れたオフバランス・シートの有価証券（2019年12月31日現在：196億米ドル、2018年12月31日現在：245億米ドル）は含まれていない。また、これらに関連する負債又は偶発負債はない。

注記27 金融負債の満期別分析

2019年12月31日現在のデリバティブ以外及びトレーディング目的以外の金融負債に係る契約上の満期は、UBSが契約に基づき支払う必要が生じる最も早い日を基準としている。各期間区分において契約上満期を迎える合計金額は、2018年12月31日現在についても表示されている。デリバティブのポジションとトレーディング負債は、主に空売り取引から成り、1ヶ月以内の列に割り当てられている。これは、当該トレーディング活動の内容を保守的に反映させるためである。契約上の満期は、大幅に延長される可能性がある。

金融負債の満期別分析

単位：十億米ドル	2019年12月31日現在					合計
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	
貸借対照表に認識された金融負債⁽¹⁾						
銀行預り金	5.4	0.3	0.4	0.5	0.0	6.6
有価証券ファイナンス取引による債務	7.4	0.1	0.3		0.0	7.8
デリバティブに係る受入担保金	31.4					31.4
顧客預金	423.9	16.5	7.3	3.5	0.0	451.2
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽²⁾	0.0	0.2	2.3	29.0	24.6	56.2
償却原価で測定される社債 ⁽²⁾	4.3	4.7	27.8	20.7	9.0	66.5
償却原価で測定されるその他の金融負債	5.2	0.1	0.5	1.9	2.0	9.6
内、リース負債	0.1	0.1	0.5	1.9	2.0	4.5
償却原価で測定される金融負債合計	477.6	22.0	38.5	55.6	35.6	629.3
公正価値で測定されるトレーディング目的保有						
金融負債 ^{(3),(4)}	30.6					30.6
デリバティブ金融商品 ⁽³⁾	120.9					120.9
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	37.2					37.2
公正価値での測定を指定された社債 ⁽⁵⁾	21.3	17.4	9.5	12.7	7.1	68.0
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	34.0	0.4	0.5	0.4	0.9	36.1
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	244.0	17.8	9.9	13.1	8.0	292.9
合計	721.6	39.9	48.4	68.7	43.6	922.2
保証、コミットメント及び先日付スタートの取引⁽⁶⁾						
ローン・コミットメント ⁽⁷⁾	33.1	0.5	0.3	0.0		33.9
保証 ⁽⁷⁾	19.1					19.1
先日付スタートの取引						
リバース・レポ契約 ⁽⁷⁾	21.9		0.0			21.9
有価証券借入契約						0.0
合計	74.1	0.5	0.3	0.0	0.0	74.9

2018年12月31日現在						
単位：十億米ドル	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	合計
貸借対照表に認識された金融負債⁽¹⁾						
銀行預り金	7.9	1.0	1.6	0.5	0.0	11.0
有価証券ファイナンス取引による債務	9.5	0.6	0.3		0.0	10.4
デリバティブに係る受入担保金	28.9					28.9
顧客預金	396.6	13.4	6.9	5.1	0.0	422.1
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽²⁾	0.0	0.0	0.5	21.9	22.0	44.4
償却原価で測定される社債 ⁽²⁾	4.6	5.8	39.1	34.7	12.4	96.5
償却原価で測定されるその他の金融負債	6.4					6.4
償却原価で測定される金融負債合計	453.9	20.8	48.4	62.3	34.3	619.7
公正価値で測定されるトレーディング目的保有						
金融負債 ^{(3),(4)}	29.0					29.0
デリバティブ金融商品 ⁽³⁾	125.7					125.7
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	38.4					38.4
公正価値での測定を指定された社債 ⁽⁵⁾	15.7	18.1	10.2	7.4	8.0	59.4
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	30.0	0.4	1.1	1.2	1.0	33.7
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	238.8	18.5	11.3	8.6	9.0	286.2
合計	692.7	39.3	59.7	70.9	43.3	905.9
保証、コミットメント及び先日付スタートの取引⁽⁶⁾						
ローン・コミットメント ⁽⁷⁾	34.1	0.3	0.3	0.0		34.7
保証 ⁽⁷⁾	19.8					19.8
先日付スタートの取引						
リバース・レボ契約 ⁽⁷⁾	9.0		0.0			9.0
有価証券借入契約	0.0					0.0
合計	62.9	0.3	0.4	0.0	0.0	63.6

⁽¹⁾公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債及びデリバティブ金融商品（脚注3を参照）を除き、表示されている金額は通常、将来の金利及び元本支払額の割引前キャッシュ・フローである。⁽²⁾満期区分「5年超」には、その他Tier1永久資本商品が含まれる。⁽³⁾帳簿価額が公正価値である。経営者は、この金額が、これらのポジションを決済又は処分しなければならない場合に支払う必要があると推測されるキャッシュ・フローを最も適切に表していると考えている。ヘッジ関係に指定されたデリバティブの割引前キャッシュ・フローについては、注記28を参照。⁽⁴⁾公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債の契約上の満期の内訳は、以下の通りである。1ヶ月以内：300億米ドル（2018年：283億米ドル）、1ヶ月超1年以内：6億米ドル（2018年：6億米ドル）、1年超5年以内：0億米ドル（2018年：0億米ドル）。⁽⁵⁾変動金利が適用される負債に係る将来の金利支払額は、報告日現在の実勢金利を参照して算定される。変動する将来の元本支払額は、報告日現在に存在する状況を参照して算定される。⁽⁶⁾保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限から成る。⁽⁷⁾63億米ドル（2018年：35億米ドル）の公正価値で測定されるローン・コミットメント、10億米ドル（2018年：16億米ドル）の公正価値で測定される保証及び203億米ドル（2018年：81億米ドル）の公正価値で測定される先日付スタートのリバース・レボ契約が、満期区分「1ヶ月以内」に含まれている。

注記28 ヘッジ会計

ヘッジ目的で取引されるデリバティブ

UBS AGは、資産、負債及び予定取引に内在するリスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引を締結する。ヘッジ取引の会計処理上の取扱いは、ヘッジ対象商品の性質によって、また当該ヘッジが会計処理上ヘッジ取引として適格であるかどうかによって異なる。

会計処理上ヘッジとして適格であり、かつ指定されているデリバティブ取引は、本注記の対応するリスク分類項目（金利リスク・ヘッジ会計及び構造的外国為替リスク・ヘッジ会計）に記載されている。また、本注記の対応するリスク分類項目に記載されている通り、UBS AGは、構造的外国為替リスク・ヘッジ会計において、特定のデリバティブ以外の金融資産及び負債をヘッジ手段として指定している。

UBS AGはまた、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブを利用した様々なヘッジ戦略を実行している。こうした経済的ヘッジには、日常の経済的金利リスク管理を目的とする金利スワップ及びその他の金利デリバティブ(先物など)が含まれる。UBS AGはまた、対象となる株式と株価ボラティリティのエクスポージャーを相殺するための様々な株式取引戦略において、株式先物取引、オプション及び、相対的に少ないがスワップも利用している。UBS AGは同様に、信用リスク・エクスポージャーの経済的ヘッジをもたらずクレジット・デフォルト・スワップを締結している（注記11の「クレジット・デリバティブ」を参照）。ヘッジ手段として指定され、会計処理されるデリバティブ又はヘッジ会計の要件を満たさない経済的ヘッジに係るUBS AGの会計方針については、注記1aの3jの項に記載しているが、当該注記では、以下のセクションで使用する用語についても説明している。

金利リスクに係るヘッジ会計

公正価値ヘッジ：負債性金融商品に関連する金利リスク

UBS AGは、市場金利の変動に起因する公正価値の変動にさらされる、償却原価で測定される様々な長期固定利付負債性金融商品(無担保シニア債、カバード・ボンド、劣後債等)を発行している。金利スワップは、発行された負債性金融商品の公正価値の変動に対して防御するために、公正価値ヘッジとして利用される。

負債性金融商品に係る金利リスクの公正価値ヘッジは、固定キャッシュ・フローを受け取り、変動キャッシュ・フローを支払う金利スワップを締結することにより、発行された負債性金融商品に関連する固定キャッシュ・フローを変動キャッシュ・フローにスワップする。変動する将来キャッシュ・フローは、米ドルLIBOR、スイス・フランLIBOR、EURIBOR、英ポンドLIBOR、豪ドルLIBOR、日本円LIBOR及びシンガポール・ドルLIBORの指標金利に基づいている。

発行された負債性金融商品及び金利スワップは、公正価値ヘッジ関係において指定されている。指定されたヘッジ手段の想定元本は、ヘッジ対象の想定元本に一致する。

ヘッジされるリスクは、指定された指標金利(1ヶ月物又は3ヶ月物LIBOR等)の変動のみから生じる発行された負債性金融商品の公正価値の変動として決定される。このような変動は、通常、取引通貨のヘッジされるポジションに係る公正価値の全体的な変動の大半を占める。

ヘッジの有効性は、指定された指標金利の変動に起因する、発行された負債性金融商品の公正価値の変動を、金利スワップの公正価値の変動と比較することで評価される。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ手段とヘッジ対象を割り引く際に使用された様々なカーブ、又は期限付き貸付商品とヘッジ手段である金利スワップとの間の重要な条件のミスマッチから生じる場合がある。

ヘッジ手段及びヘッジ対象

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
ヘッジ手段：金利スワップ		
想定元本	65,257	63,816
帳簿価額		
デリバティブ金融資産	33	27
デリバティブ金融負債		1
ヘッジ対象：償却原価で測定される債務		
帳簿価額	26,120	28,139

内、公正価値ヘッジ累積調整額	574	282
ヘッジ対象：UBSグループAG及びその子会社からの資金調達		
帳簿価額	41,258	35,647
内、公正価値ヘッジ累積調整額	525	(580)

ヘッジの非有効性

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
ヘッジ手段の公正価値の変動	1,427	(341)	(16)
ヘッジ対象の公正価値の変動	(1,408)	329	(4)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に認識された、ヘッジの非有効性に関連する純利得 / (損失)	19	(11)	(20)

ヘッジ手段の想定元本の満期分析

単位：十億米ドル	2019年12月31日現在					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	合計
金利スワップ		3	9	40	14	65

単位：十億米ドル	2018年12月31日現在					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	合計
金利スワップ			4	43	17	64

公正価値ヘッジ：貸出金に関連する金利リスクのポートフォリオ

UBS AGIは、償却原価で測定され、市場金利の変動に起因する公正価値の変動の影響を受ける、スイス・フラン建ての長期固定金利のモーゲージ・ローンのポートフォリオを有している。固定金利を支払い、変動金利を受け取る金利スワップが、組成された貸出金の公正価値の変動に対して防御するために、公正価値ヘッジとして利用される。

モーゲージ・ローンのポートフォリオ及び金利スワップは、公正価値ヘッジ関係において指定されている。指定されたヘッジ手段の想定元本は、ヘッジ対象の想定元本に一致する。

ヘッジ戦略におけるヘッジ対象は、オープン・ポートフォリオ(すなわち、モーゲージ・ローン)である。ヘッジ対象及びヘッジ手段は共に、ヘッジ対象ポートフォリオの規模及び満期特性の変化を反映するために月次で調整される。既存のヘッジ関係は解消され、新規のヘッジ関係が指定される。ポートフォリオは、新規貸出金の組成又は既存貸出金の返済によって変更される。

ヘッジされるリスクは、指定された指標金利(1ヶ月物又は3ヶ月物LIBOR等)の変動のみから生じる貸出金の公正価値の変動として決定される。このような変動は、通常、取引通貨のヘッジされるポジションに係る公正価値の全体的な変動の大半を占める。

ヘッジの有効性は、指定された指標金利の変動に起因する、ヘッジされる貸出金ポートフォリオの公正価値の変動を、金利スワップの公正価値の変動と比較することで評価される。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ手段とヘッジ対象を割り引く際に使用された様々なカーブ、又は期限付き貸付商品とヘッジ手段である金利スワップとの間の重要な条件のミスマッチから生じる場合がある。

ヘッジ手段及びヘッジ対象

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
ヘッジ手段：金利スワップ		
想定元本	4,493	10,318
帳簿価額		
デリバティブ金融資産		0
デリバティブ金融負債	14	31
ヘッジ対象：顧客貸出金及び前渡金		
帳簿価額	4,494	10,299
内、ヘッジ会計が適用されたポートフォリオに係る公正価値ヘッジ累積調整額 ⁽¹⁾	117	200
内、ポートフォリオのヘッジ会計の適用が中止された部分に係る償却の対象となる公正価値ヘッジ累積調整額 ⁽¹⁾	172	89

⁽¹⁾ 償却原価で測定されるその他の金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融負債に表示されている金額。

ヘッジの非有効性

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
ヘッジ手段の公正価値の変動 ⁽¹⁾	(38)	(22)	(10)
ヘッジ対象の公正価値の変動 ⁽¹⁾	32	16	3
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に認識された、ヘッジの非有効性に関連する純利得 / (損失)	(6)	(6)	(7)

⁽¹⁾ 2017年12月31日終了事業年度の金額には、未収利息及び未払利息の相殺が含まれているが、当該相殺はヘッジの非有効性に関連する純利得 / (損失)には影響はなかった。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

UBS AGは、変動金利付きの、又は将来借換もしくは再投資が予想される非トレーディング金融資産及び負債について、将来の市場金利の変動に起因する、将来の金利キャッシュ・フローの変動にさらされている。元本及び利息の両方のフローを示す将来キャッシュ・フローの金額とタイミングは、契約条件、並びに期限前償還及び債務不履行に関する見積りを含めたその他の関連要因に基づいて予測されている。全ポートフォリオの元本残高及び金利キャッシュ・フローの総額は、UBS AGの非トレーディング金利リスクを特定するための基礎を形成し、満期の上限を10年間とする金利スワップによりヘッジされている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、UBS AGの予定キャッシュ・フロー及び金利スワップが指定される。新たに取引されたスワップについては、指定されたヘッジ手段の想定元本は、ヘッジ対象の想定元本と一致する。再指定されたスワップについては、指定比率は、スワップの感応度に基づき決定される。

ヘッジ戦略においては、同じリスクにさらされているヘッジ対象のグループに対して、別個のヘッジ関係における各金利スワップが指定される。ヘッジされるキャッシュ・フローを生じさせるヘッジ対象は代替性があり、ヘッジの契約期間にわたって相互に代替できる。キャッシュ・フロー予測及びリスク・エクスポージャーは継続的にモニタリング及び調整され、それに応じて、ヘッジ手段はプログラムに追加又はプログラムから除外される。

ヘッジされるリスクは、指定された指標金利（すなわち、オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート / 1ヶ月物又は3ヶ月物LIBOR）の変動のみから生じる将来キャッシュ・フローの変動として決定される。ヘッジの有効性は、指定された指標金利の価値の変動に起因する、ヘッジされるキャッシュ・フローの公正価値の変動を、金利スワップの公正価値の変動と比較することによって評価される。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ手段とヘッジ対象の参照指数が異なるため、又はヘッジ手段であるデリバティブの約定日後にヘッジ関係が開始されたことにより生じる場合がある。

ヘッジ手段

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
ヘッジ手段：金利スワップ		

想定元本	69,443	70,149
帳簿価額		
デリバティブ金融資産	16	24
デリバティブ金融負債		1

ヘッジの非有効性

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
ヘッジ手段の公正価値の変動 ⁽¹⁾	1,639	97	
ヘッジ対象の公正価値の変動 ⁽¹⁾	(1,571)	(73)	
その他の包括利益に認識されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	1,571	(42)	45
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に認識された非有効性	68	25	8

⁽¹⁾2018年1月1日より、本注記はIFRS第7号の要求事項に対応しており、データは将来に向かって提供される。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する資本に直接認識されたその他の包括利益

単位：百万米ドル	2019年	2018年	2017年
期首残高	109	360	955
OCIに認識されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	1,571	(42)	45
ヘッジ対象が12月31日終了事業年度の当期純利益 / (損失)に影響を与えた場合に受取利息純額に振り替えられた金額	(175)	(294)	(843)
内、償却原価で測定される金融商品に係る受取利息に振り替えられた金額 ⁽¹⁾	(175)	(293)	
内、FVTPL金融商品に係る受取利息に振り替えられた金額 ⁽¹⁾	0	(1)	
利益剰余金に直接認識された為替換算の影響	9	18	39
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(253)	67	163
期末残高	1,260	109	360
内、ヘッジ会計の適用が継続されるヘッジ関係に関連するもの ^{(1)、(2)}	1,596	74	
内、ヘッジ会計の適用が中止されたヘッジ関係に関連するもの ^{(1)、(2)}	(43)	73	

⁽¹⁾2018年1月1日より、本注記はIFRS第7号の要求事項に対応しており、データは将来に向かって提供される。⁽²⁾上記の金額は、税効果前の金額で開示されている。

構造的な外国為替リスク・ヘッジ会計

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

UBS AGは、在外営業活動体に対する一部の純投資について、ヘッジ会計を適用している。この目的において、為替（以下「FX」という。）デリバティブ（主に、FXフォワード及びFXスワップ）並びに非デリバティブ金融資産又は金融負債がヘッジ手段として利用及び指定されている。指定されたヘッジ手段の想定元本は、ヘッジ対象の想定元本と一致する。

UBS AGのリスク管理戦略に基づき、ヘッジされるポジションの変化を反映するため、ヘッジは少なくとも月次で調整される。

ヘッジされるリスクは、直物為替レートの変動のみから生じる在外営業活動体の純資産の帳簿価額の変動として決定される。従って、UBS AGは、FXフォワードの直物部分のみをヘッジ手段として指定する。フォワード・ポイント及びディスカウントの効果の変化に起因する、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジ会計における指定の一部ではない。従って、これらの金額は、有効性評価の一部とはならず、損益に直接認識される。

これらのFXスワップの利得及び損失の有効部分（すなわち、直物部分）は、直接OCIに振り替えられ、国外の支店及び子会社に対する純投資の為替換算（以下「FCT」という。）差損益と相殺される。このように、これらのFXスワップは、個々の国外の支店及び子会社レベルでの、ひいてはUBS AGのFCT OCI合計での、FCTの増減の累積をもたらす構造的な為替エクスポージャーをヘッジしている。

UBS AGが国外の支店又は子会社の一部のデリバティブ以外の外貨建て金融資産及び負債をヘッジ手段として指定している場合、一方の国外企業のデリバティブ以外のヘッジ手段に係るFCT OCIに計上された為替換算差額は、もう一方の国外企業の構造的な為替エクスポージャーを相殺する。従って、UBS AGのFCT OCIの総額は、このヘッジ指定により変動しない。

ヘッジ関係においてヘッジ手段の直物部分のみが指定されることから、ヘッジされる純資産が指定されたヘッジ金額を下回らない限り、ヘッジが非有効となる可能性は低い。この例外は、ヘッジ手段である通貨が、

在外営業活動体の通貨と同一でないヘッジである。この場合、通貨の基準がヘッジの非有効性を生じさせる可能性がある。

ヘッジ手段

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
ヘッジ手段：デリバティブ金融商品		
想定元本	11,875	11,432
帳簿価額		
デリバティブ金融資産	9	56
デリバティブ金融負債	170	45
ヘッジ手段：デリバティブ以外の外貨建て資産及び負債		
想定元本	217	229
帳簿価額		
有価証券ファイナンス取引による債権	109	115
有価証券ファイナンス取引による債務	109	115

ヘッジの非有効性

単位：百万米ドル	終了事業年度	
	2019年12月31日	2018年12月31日
ヘッジ手段の公正価値の変動	(153)	199
ヘッジ対象の公正価値の変動	144	(199)
為替換算調整OCIに認識されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	(144)	181
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に認識された非有効性	(8)	18

為替換算調整リザーブ

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
為替換算調整リザーブ	4,032	3,940	4,455
内、子会社投資に関連するヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分 ⁽¹⁾	634	770	
内、ヘッジ会計の適用が継続されるもの ⁽¹⁾	377	515	
内、ヘッジ会計の適用が中止されたもの ⁽¹⁾	257	255	
終了事業年度において投資処分時にその他の収益に振り替えられたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分 ⁽¹⁾	(14)	2	

⁽¹⁾2018年1月1日より、本注記はIFRS第7号の要件に対応しており、データは将来に向かって提供される。

割引前キャッシュ・フロー

以下の表では、ヘッジ関係において指定されたデリバティブの割引前キャッシュ・フロー情報を示している。

ヘッジ関係において指定されたデリバティブ（割引前キャッシュ・フロー）

単位：十億米ドル	2019年					合計
	要求払い	期限が1ヶ月以内	期限が1ヶ月から3ヶ月の間	期限が3ヶ月から12ヶ月の間	期限が1年から5年の間	
金利スワップ⁽¹⁾						
FXスワップ/フォワード						
キャッシュ・インフロー		6	5	0		11
キャッシュ・アウトフロー		6	5	0		11
正味キャッシュ・フロー		0	0	0		0

単位：十億米ドル	2018年					合計
	要求払い	期限が 1ヶ月 以内	期限が 1ヶ月から 3ヶ月の間	期限が 3ヶ月から 12ヶ月の間	期限が 1年から 5年の間	
金利スワップ⁽¹⁾						
FXスワップ/フォワード						
キャッシュ・インフロー		9	2			11
キャッシュ・アウトフロー		9	2			11
正味キャッシュ・フロー		0	0			0

⁽¹⁾ヘッジ関係に指定された金利スワップの大半が法的に日次で決済されるため、金利スワップの割引前キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローに重要性はなかった。

金利指標の改革

2019年10月1日現在、UBS AGは、2019年9月にIASBが公表した金利指標の改革に関連するIAS第39号及びIFRS第7号の修正を早期適用した。

UBS AGのヘッジ関係がさらされているこの重要な金利指標は、本注記の「金利リスクに係るヘッジ会計」の項に記載されている。

UBS AGは、代替的な参照金利（以下「ARR」という。）への移行の規模と複雑性に対応するため、部門横断的かつ地域横断的なガバナンス組織と改革プログラムを構築した。

全ての公正価値ヘッジは、金利指標の改革の影響を直接受けるため、本注記において開示されている全ての公正価値ヘッジに免除規定が適用される。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、当該修正の影響を受けない。

また、UBS AGは、ヘッジされるリスクがLIBORである場合、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に当該修正を適用する。以下の表は、これらのヘッジ関係にあるヘッジ手段の想定元本及び帳簿価額の詳細を記載している。

LIBORを参照する予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在
ヘッジ手段：金利スワップ	
想定元本	16,462
帳簿価額	
デリバティブ金融資産	0
デリバティブ金融負債	0

注記29 年金及びその他の退職後給付制度

以下の表は、損益計算書の人件費に認識された年金及びその他の退職後給付制度に関連する費用の内訳を提供している。

損益計算書 - 年金及びその他の退職後給付制度に関連する費用

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
確定給付制度の期間年金費用純額	291	140	365
内、主要な年金制度に関連 ⁽¹⁾	271	141	354
内、スイスの制度 ⁽²⁾	248	108	307
内、英国の制度	3	11	15
内、米国及びドイツの制度	21	22	31
内、退職後の医療及び生命保険制度に関連 ⁽³⁾	2	(11)	3
内、残りの制度及びその他の費用に関連 ⁽⁴⁾	17	10	8
確定拠出制度の年金費用 ⁽⁵⁾	278	223	236
内、英国の制度	34	35	65
内、米国の制度	173	127	110
内、残りの制度	71	61	61
年金及びその他の退職後給付制度費用合計⁽⁶⁾	569	363	601

(1) 詳細については、注記29aを参照。(2) 2018年度のスイスの年金制度の変更により、過去勤務に関連して132百万米ドルの税引前利得が生じた。これらの変更の詳細については、注記29aを参照。(3) 詳細については、注記29bを参照。(4) その他の費用には、業績連動報奨未払費用の実際の金額と見積額との差異が含まれている。(5) 詳細については、注記29cを参照。(6) 詳細については、注記6を参照。

以下の表は、確定給付制度に関してその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

その他の包括利益 - 確定給付制度に係る利得 / (損失)

単位：百万米ドル	2019年	2018年	2017年
	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在
主要な年金制度 ⁽¹⁾	(128)	(79)	276
内、スイスの制度	(15)	(201)	(56)
内、英国の制度	(78)	130	304
内、米国及びドイツの制度	(35)	(8)	28
退職後の医療及び生命保険制度 ⁽²⁾	(3)	7	1
残りの制度	1	3	31
その他の包括利益に認識された利得 / (損失)、税引前	(129)	(70)	308
その他の包括利益に認識された、確定給付制度に関連する税金(費用) / 税務上の便益	(41)	245	6
その他の包括利益に認識された利得 / (損失)、税引後⁽³⁾	(170)	175	314

(1) 詳細については、注記29aを参照。(2) 詳細については、注記29bを参照。(3) 「包括利益計算書」を参照。

UBS AGは確定給付制度に係る資産及び負債をその他の非金融資産及びその他の非金融負債に認識している。2019年12月31日及び2018年12月31日現在、スイスの年金制度は積立超過の状況にあるが、積立超過額は、将来の経済的便益を上回らない範囲でのみ貸借対照表に認識される。2019年12月31日及び2018年12月31日現在の経済的便益はゼロであったため、貸借対照表に確定給付年金資産純額は認識されなかった。

以下の表は、確定給付年金制度に関連する貸借対照表のその他の非金融資産及びその他の非金融負債に認識した資産及び負債の内訳を提供している。

貸借対照表 - 確定給付年金及び退職後給付資産純額

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
主要な年金制度 ⁽¹⁾	9	0
内、スイスの制度	0	0
内、英国の制度	4	0
内、米国及びドイツの制度	5	0
確定給付年金及び退職後給付負債純額合計⁽²⁾	9	0

(1) 詳細については、注記29aを参照。(2) 注記17を参照。

貸借対照表 - 確定給付年金及び退職後給付負債純額

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
主要な年金制度 ⁽¹⁾	527	671
内、スイスの制度	0	0
内、英国の制度	0	160
内、米国及びドイツの制度 ⁽²⁾	527	511
退職後の医療保険制度 ⁽³⁾	62	62
残りの制度	40	40
確定給付年金及び退職後給付負債純額合計⁽⁴⁾	629	773

(1)詳細については、注記29aを参照。(2)2019年12月31日現在の負債合計の内訳は以下の通りである。米国の制度に関する111百万米ドル及びドイツの制度に関する416百万米ドル(2018年12月31日現在:それぞれ137百万米ドル及び374百万米ドル)(3)詳細については、注記29bを参照。(4)注記22を参照。

a) 確定給付年金制度

UBS AGは、現地の規則や慣行に適合した様々な管轄区域の従業員のための確定給付年金制度を設立している。主要なものは、スイス、英国、米国、ドイツにある。これらの制度給付には、退職給付、障害給付及び遺族給付が含まれる。給付の水準は、個別の制度の規則及び従業員の報酬水準によって決まる。

UBS AGの確定給付年金制度の全体的な投資方針及び戦略は、掛金と共に、支払期限の到来した年金給付の支払に十分な資産を確保することを目的とすると同時に様々なリスクを軽減する投資リターンを達成することを指針としている。資産を伴う制度(すなわち積立型制度)に関して、投資戦略は、各管轄区域における現地の法令に基づいて管理される。資産配分は、管理主体が経済状況及び市場状況の現況と見通しを参照しつつリスクの特性の中での特定の資産種類のリスクを考慮して決定される。この枠組みの中で、UBS AGは、資産投資戦略が制度負債の満期特性と如何に相関しているか及び制度の積立状況に対するそれぞれの潜在的影響(潜在的な短期の流動性の必要性を含む。)を受託者が考慮することを確実にしている。

UBS AGの全ての確定給付年金制度の確定給付債務(以下「DB0」という。)は、活発な市場において各年金制度の通貨で相場価格が形成される優良社債の利回りの変動に直接的な影響を受ける。これは、DB0の算定に適用する割引率が当該利回りに基づいているためである。積立型制度の年金資産は、各地域にわたって不動産、債券、投資ファンド、現物など、多様な金融資産ポートフォリオに投資され、リスクとリターンのバランスを実現している。IFRSの下では、年金制度の金融資産の公正価値が当該年金制度のDB0の価値の変動と完全には相関していないことから、各制度の資産/負債純額のポジションにボラティリティが生じる。各年金制度の特定の資産・負債マッチング戦略は、担当管理主体により独自に決定される。各制度の資産/負債純額のボラティリティは各制度の管理主体が選択した個別の金融資産に左右される。特定の年金制度では、潜在的なボラティリティを軽減するため、制度資産の一部に負債対応投資の手法が適用されている。UBS AGの一般的な原則は、制度が数理計算上の評価を基礎として適切に積立てられていることを確実にすることである。現地の年金に係る規則が、いつ追加の掛金が必要であるかを判断する上での第1の要因である。

スイスの年金制度

スイスの年金制度は、UBS AGの従業員及びUBS AGと緊密な経済的又は財務的關係を有する企業の従業員を対象としており、スイスの年金法が要求する最低給付を上回っている。

2017年度において、相当数の従業員が、UBS AGからUBSグループAGの直接保有子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGに転籍した。スイスには引き続き、UBS AGの従業員及びUBSビジネス・ソリューションズAGに転籍した従業員を対象としたプール型年金制度が1つ存在している。UBS AGとUBSビジネス・ソリューションズAGの両社は、UBSのスイスの年金制度の法的なスポンサーである。従業員の転籍日以降、UBS AG及びUBSビジネス・ソリューションズAGは、比例配分により確定給付制度の会計処理を行っている。すなわち、各社の従業員の年金費用純額合計と確定給付債務を基準に年金費用純額、再測定によるOCIへの影響額及びスイスの年金制度の年金資産/負債純額をUBS AGとUBSビジネス・ソリューションズAGの間で比例配分している。

当該年金制度への掛金は、雇用主及び従業員の双方によって支払われる。このスイスの年金制度は、従業員が支払う掛金の水準を、当該従業員が選択することを認めている。従業員掛金は、拠出給与の一定割合として計算され、月次で控除される。給与から控除される割合は、年齢及び掛金の区分の選択に応じて、拠出基本給の2.5%から13.5%及び拠出変動報酬の0%から9%となる。従業員の年齢に応じて、UBS AGは、拠出基本給の6.5%から27.5%及び拠出変動報酬の2.8%から9%の間の掛金を支払う。UBS AGはまた、死亡及び障害が発生した際に支払われる給付を賄うために使用されるリスク掛金も支払っている。

これらの制度給付には、退職給付、障害給付及び遺族給付が含まれる。当該年金制度において、通常の退職年齢である65歳の加入者は、終身年金(全額返戻あり/なし)又は一時金(一部/全額)のいずれかを選択することができる。加入者は、雇用の継続を選択することができ、それに応じて、最も遅くて70歳まで年金制度の現役の加入者を維持するか、58歳から退職給付を引き出すことを選択できる。従業員は、早期退職給付の積立のために給付の追加買取りを行う機会がある(以下「制度58+」という。)

未払年金の金額は、退職日における各年金加入者の年金口座の累積残高に転換率を適用して求められるものである。各制度加入者の年金口座の累積残高は、前雇用主から移管された権利確定済みの給付受給権、給付の買取り、及び各制度加入者の年金口座に対する雇用主及び従業員の掛金並びに累積残高に対して発生する利息に基づいている。発生する利息は、年金基金委員会により毎年規定される。

スイスの年金制度は、スイスの年金法における確定拠出の約定に基づいているが、IFRSに基づく確定給付制度として会計処理されている。これは主に年金口座に係る利息及び終身年金給付の支払いを発生処理する義務による。

スイスの年金制度は、年金基金委員会により管理されている。この委員会の責任は、スイスの年金法及び制度の規則によって規定されている。スイスの年金法に基づく数理計算上の評価が定期的実施されている。スイスの年金法に準拠して、一時的かつ限定的な積立不足が認められる。ただし、積立不足の状況が発生した場合、年金基金委員会は、最長10年までの期間に満額の積立を回復するために必要な方策を講じることを要求される。スイスの年金制度がスイスの年金法による基準に基づいて大幅な積立不足となった場合には、雇用主及び従業員の追加的な掛金の支払いが要求される可能性がある。こうした状況において、リスクは雇用主と従業員との間で分担され、雇用主には必要な追加掛金の50%を超過して負担する法的義務はない。2019年12月31日現在、スイスの年金制度は、スイスの年金法に基づく技術的な積立比率が127.1%（2018年12月31日現在：124.2%）であった。

スイスの制度の投資戦略は、多段階の投資及びリスク管理プロセスに基づいて実行され、制度資産の多様化に関連する法令を含む、スイスの年金法に従っている。これらの規則は、特に制度資産の構成に関する制約（例：株式投資を50%に制限）を規定するものである。スイスの制度の投資戦略は、年金基金委員会が設定した確定リスク予算と整合している。リスク予算は定期的実施される資産負債管理分析を基にして算定される。リスク予算を実行するために、スイスの制度は直接投資、投資信託及びデリバティブを利用する場合がある。為替リスクを低減するために、特定の為替ヘッジ戦略が実施されている。年金基金委員会は、資産と負債の間の中長期の均衡を目指している。

2019年12月31日現在、スイスの年金制度は、制度資産の公正価値がDB0を2,099百万米ドル上回っていたため、IFRSによる測定基準で積立超過（2018年12月31日現在：1,998百万米ドルの積立超過）であった。ただし、積立超過は、当該超過額が将来の見積経済的便益（将来の見積勤務費用の現在価値と将来の見積雇用主掛金の現在価値との差異に相当）を上回らない範囲においてのみ貸借対照表に認識される。将来の経済的便益の最大額は、割引率の変動によって大幅に異なる。2019年12月31日及び2018年12月31日現在の両時点において、将来の見積経済的便益はゼロであったことから、確定給付資産純額は貸借対照表に認識されなかった。2019年12月31日現在、年金制度の積立超過額と将来の見積経済的便益との差異（すなわち、アセット・シーリングによる影響額）は2,099百万米ドル（2018年12月31日現在：1,998百万米ドル）であった。

2019年度第4四半期において、UBS AGは、スイスの年金制度の下で利用可能な将来の見積経済的便益を測定するための強化された手法を確立した。これは、IFRSに従って認識される積立超過額、すなわちアセット・シーリングの算定を制限するものである。2020年度第1四半期より開始される改正後のアプローチでは、将来の勤務費用は、個別に適用される割引率を考慮して、将来の各年度について個別に測定される。さらに、FINMAが公表する最終的な先渡金利（過去長期間の平均実質金利に、割引率が観察不能な長期の期間における期待インフレ率を加算したもの）を用いて、強化されたディスカウント・カーブの手法を適用する。このアプローチの適用により、四半期のアセット・シーリングの算定における短期金利に対する感応度が低下し、算定の変動性が低下し、その結果としてその他の包括利益におけるスイスの年金制度の積立超過の認識/認識中止の額が減少すると予想される。確定給付債務の測定方法に変更はない。

スイスの年金制度に関する変更

継続的な低金利（場合によってはマイナス金利）環境や期待運用収益の低下、平均余命の上昇などの影響を受け、スイスにおけるUBS AGの年金基金及びUBS AGは、スイスの年金基金の長期的な財務的安定性を支える措置を2019年度から導入することに合意している。これにより、予定利率が引き下げられ、通常の退職年齢が64歳から65歳まで引き上げられ、従業員掛金が増加し、拠出基本給の1%から13.5%までの範囲から、拠出基本給の2.5%から13.5%までの範囲までとなり、貯蓄のための掛金拠出は、これまでの25歳開始から20歳開始となった。2019年1月1日現在に既に支払われている年金は、これらの措置の影響を受けなかった。

将来の年金の予定利率引下げに伴う影響を軽減するため、UBS AGは、スイスの年金基金における従業員の退職資産に対し最大455百万米ドルを、2020年、2021年及び2022年の3回に分割して拠出する予定である。

IFRSに準拠し、これらの措置により、UBS AGが認識する年金債務は減少し、2018年度に132百万米ドルの税引前利得が生じた。また、給付額の減少により、2018年度勤務費用が34百万米ドル減少した。これらの影響は、各事業部門及びコーポレート・センターにおける人件費の減少として損益計算書に認識され、対応する影響額がその他の包括利益に認識された。これは、スイスの年金制度が、IFRSのアセット・シーリングの規定により認識できない積立超過の状態にあったためであった。スイスの年金制度が依然としてアセット・シーリングのポジションにある場合、予想される失効分に対して調整された2020年、2021年及び2022年の3回の拠出額は、資本合計を391百万米ドル減少させる見込みであるが、損益計算書に影響はない。

2020年度の初回の支払い及びスイスの年金制度に対して行われる予定の通常の雇用主掛金は、それぞれ143百万米ドル及び278百万米ドルと見込まれる。

英国の年金制度

英国の制度は、勤務期間平均給与再評価制度（career-average revalued earnings scheme）であり、英国の価格インフレに基づいて給付は自動的に増加する。英国の制度への加入者の通常の退職年齢は60歳である。2000年以降、英国の制度は新従業員の加入を受け入れておらず、2013年以降、年金制度の加入者は、現在又は将来の勤務に係る給付を積み立てていない。その代わりに、従業員は、英国の確定拠出年金制度に加入している。

英国の制度の管理の責任は、現地の年金法で要求される年金受託者委員会とUBS AGが合同で負っている。雇用主の年金基金への拠出には、合意された積立不足解消のための拠出が反映されている。この拠出は、年金受託者委員会とUBS AGが合意した仮定を用いた直近の数理計算上の評価を基に決定される。積立不足が発生した場合、UBS AG及び年金受託者委員会は、法定期限内に積立不足解消計画について合意しなければならない。2019年度に、UBS AGは、英国の制度に対して積立不足を解消するための242百万米ドルの拠出を行った。2018年度に、UBS AGは、積立不足を解消するための拠出を行わなかった。

制度資産は多様な金融資産ポートフォリオに投資される。制度資産の一部を、物価インフレに対する部分的なヘッジを提供するインフレ連動債へ投資するため、負債対応投資の手法を適用している。物価インフレが増大すれば、DB0は制度資産の公正価値の変動よりも増加する可能性が高く、このため確定給付負債純額の増加が生じることになる。制度の規則及び現地の年金法制は、制度の給付に適用できるインフレの増加水準に上限を設けている。

制度には退職に際して制度加入者に生涯にわたる年金給付を保証する義務があるため、平均余命の上昇により制度の負債が増加する。平均余命の変動に対する感応度は、年金の給付が物価インフレに連動していることから、英国の制度において特に高い。

2019年12月31日現在、英国の制度は、制度資産の公正価値がDB0を4百万米ドル超過していたため、IFRSによる測定基準で積立超過（2018年12月31日現在：160百万米ドルの積立不足）であった。

2020年度に英国の確定給付年金制度に対して行われる予定の拠出額合計は、13百万米ドルと見込まれ、年度中に積立額を定期的に見直す。

また、UBS AG及び年金受託者委員会は、年金基金に対して担保を提供するために、担保プールを設定するという取決めを締結した。2019年12月31日現在、担保プールの価値は、364百万米ドルであり、社債及び政府系負債証券が含まれる。年金受託者委員会及びUBS AGは、将来において担保プールを調整することについて合意することができる。当該取決めにより、年金受託者委員会は、UBS AGが倒産に陥った場合、又は積立不足の所要拠出額を支払っていない場合、年金受託者委員会のみが資産プールを利用することができる。

米国の年金制度

米国には2つの別個の主要な確定給付年金制度がある。両制度の通常の退職年齢は65歳である。1998年以降及び2001年以降それぞれにおいて、当該制度は新従業員の加入を受け入れておらず、新従業員は代わりに確定拠出制度に加入することができる。

主要な確定給付年金制度の1つは拠出に基づく制度であり、各加入者は給与の一定割合を年金口座に積立てる。年金口座は、1年物米国国債の平均利回りに連動した利率に基づいて利息が年次で発生する。もう1つの主要な確定給付年金制度は、各個人の制度加入者の勤務期間中の平均給与に基づいて退職給付が発生する。権利確定済の受給権を有する元従業員は、退職給付一時金を受け取るか、早期退職時又は退職年齢時から開始する終身年金を受け取るかのいずれかを選択することができる。

現地の州の年金法に基づいて要求されるように、両制度に年金制度受託者がいる。受託者は、UBS AGとともに、制度の管理に連帯責任を負う。UBS AGは、現地の法令で定められた積立に関する規定及び積立不足の制度を有することから年金給付保証公庫に支払わなければならない保険料のコストを考慮して、これらの制度の拠出戦略を定期的に見直している。2019年度にUBS AGが行った拠出は、29百万米ドル（2018年度：42百万米ドル）であった。

両制度の制度資産は、多様な金融資産ポートフォリオに投資される。各年金制度の受託者は、制度資産に係る投資決定に責任を負う。資産／負債純額のポジションにおけるボラティリティの管理を支援するため、米国の両制度は負債対応投資の手法を適用している。ボラティリティの管理にデリバティブを用いる場合がある。

2020年度に米国の確定給付年金制度に拠出される予定の雇用主掛金は、9百万米ドルになると見込まれている。

ドイツの年金制度

ドイツにおいては2つの異なる確定給付年金制度があり、共に拠出に基づく制度である。これらの制度へ資金を提供するための年金資産は維持されておらず、給付金はUBS AGが直接支払う。ドイツの制度への加入者の通常の退職年齢は65歳である。2つの制度のいずれか大きい方の制度内で、各加入者は年金口座に給与の一定割合を積立てる。制度加入者の口座の累積残高には、年間5%の保証された利息が発生する。もう1つの制度では、変動報酬に関連して従業員の選択で金額が毎年積立てられる。この制度では、口座の累積残高が年間ベースで計上され、2010年度より前に積立てられた金額に6%の保証された利息が発生する。内、4%が2010年度から2017年度に発生した金額であり、0.9%が2017年以降発生した金額である。両制度はドイツの年金法に基づいて規制され、支払期限の到来時に年金給付を支給する責任は完全にUBS AGにある。これらの制度では、年金支払額の一部が物価インフレに連動して直接増加する。

2020年度にUBS AGがドイツの制度の加入者に支払う見込みの給付額は10百万米ドルと見積られている。

制度別財務情報

以下の表は、確定給付年金制度に関して貸借対照表に認識された資産 / 負債純額の変動の内訳並びに当期純利益及びその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

確定給付年金制度

単位：百万米ドル	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度		合計	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
期首確定給付債務	13,774	14,398	3,192	3,744	1,679	1,816	18,645	19,957
当期勤務費用	243	251	0	0	6	7	249	258
利息費用	122	93	92	93	59	55	273	241
制度加入者掛金	149	137	0	0	0	0	149	137
再測定	(61)	(263)	361	(266)	185	(69)	485	(598)
内、人口統計上の仮定の変更に起因する 数理計算上の差(益) / 損	(125)	0	(26)	(18)	3	(5)	(148)	(23)
内、財務上の仮定の変更に起因する 数理計算上の差(益) / 損	1,006	(391)	421	(257)	179	(69)	1,605	(716)
内、経験(利得) / 損失 ^{(1),(2)}	(942)	128	(34)	8	4	5	(972)	142
制度改訂に関連する過去勤務費用	0	(132)	0	4	0	0	0	(128)
縮小	0	(17)	0	0	0	0	0	(17)
支払給付	(624)	(586)	(135)	(202)	(102)	(112)	(860)	(900)
為替換算調整	206	(108)	144	(181)	(8)	(18)	342	(307)
期末確定給付債務	13,809	13,774	3,654	3,192	1,820	1,679	19,283	18,645
内、現役の加入者に対して支払う義務のある金額	7,073	6,380	164	146	235	226	7,472	6,751
内、繰延加入者に対して支払う義務のある金額	0	0	1,559	1,434	675	606	2,233	2,040
内、退職者に対して支払う義務のある金額	6,735	7,394	1,931	1,612	911	847	9,577	9,854
期首制度資産の公正価値	15,772	16,388	3,032	3,469	1,168	1,265	19,972	21,122
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を除く。) ⁽²⁾	(30)	(434)	284	(136)	150	(77)	403	(647)
利息収益	142	109	89	86	47	44	278	238
雇用主掛金	271	308	242	0	38	51	550	360
制度加入者掛金	149	137	0	0	0	0	149	137
支払給付	(624)	(586)	(135)	(202)	(102)	(112)	(860)	(900)
管理費、税金及び保険料支払額	(7)	(7)	0	0	(2)	(3)	(9)	(10)
為替換算調整	235	(144)	146	(185)	0	0	381	(328)
期末制度資産の公正価値	15,908	15,772	3,658	3,032	1,299	1,168	20,864	19,972
期首アセット・シーリングによる影響額	1,998	1,990	0	0	0	0	1,998	1,990
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	18	14	0	0	0	0	18	14
アセット・シーリングによる影響額(アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用及び為替換算調整を除く。)	46	30	0	0	0	0	46	30
為替換算調整	36	(36)	0	0	0	0	36	(36)
期末アセット・シーリングによる影響額	2,099	1,998	0	0	0	0	2,099	1,998
確定給付資産 / (負債)純額	0	0	4	(160)	(521)	(511)	(518)	(671)

貸借対照表に認識された資産 / (負債)純額の変動

期首に貸借対照表に認識された資産 / (負債)純額	0	0	(160)	(275)	(511)	(550)	(671)	(825)
当期純利益に認識された期間年金費用純額	(248)	(108)	(3)	(11)	(21)	(22)	(271)	(141)
その他の包括利益に認識された利得 / (損失)	(15)	(201)	(78)	130	(35)	(8)	(128)	(79)
雇用主掛金	271	308	242	0	38	51	550	360
為替換算調整	(8)	0	2	(4)	8	18	2	14

期末に貸借対照表に認識された資産/(負債)純額	0	0	4	(160)	(521)	(511)	(518)	(671)
-------------------------	---	---	---	-------	-------	-------	-------	-------

積立型制度及び非積立型制度

積立型制度からの確定給付債務	13,809	13,774	3,654	3,192	1,319	1,219	18,782	18,184
非積立型制度からの確定給付債務	0	0	0	0	501	460	501	460
制度資産	15,908	15,772	3,658	3,032	1,299	1,168	20,864	19,972
積立超過/(積立不足)	2,099	1,998	4	(160)	(521)	(511)	1,582	1,327
アセット・シーリングによる影響額	2,099	1,998	0	0	0	0	2,099	1,998
確定給付資産/(負債)純額	0	0	4	(160)	(521)	(511)	(518)	(671)

(1) 経験(利得)/損失は、確定給付債務の数理計算上の再測定構成要素であり、事前の数理計算上の仮定と実績との差異の影響を反映している。(2) 当期中のUBS AGとUBSビジネス・ソリューションズ間の従業員の転籍による影響を含んでいる。

当期純利益に認識した金額の内訳

単位：百万米ドル	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度		合計	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在
終了事業年度								
当期勤務費用	243	251	0	0	6	7	249	258
確定給付債務に関連する利息費用	122	93	92	93	59	55	273	241
制度資産に関連する利息収益	(142)	(109)	(89)	(86)	(47)	(44)	(278)	(238)
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	18	14	0	0	0	0	18	14
管理費、税金及び保険料支払額	7	7	0	0	2	3	9	10
制度改訂に関連する過去勤務費用	0	(132)	0	4	0	0	0	(128)
縮小	0	(17)	0	0	0	0	0	(17)
当期純利益に認識された期間費用純額	248	108	3	11	21	22	271	141

その他の包括利益（以下「OCI」という。）に認識された金額の内訳

単位：百万米ドル	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度		合計	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在
終了事業年度								
確定給付債務の再測定	61	263	(361)	266	(185)	69	(485)	598
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を 除く。)	(30)	(434)	284	(136)	150	(77)	403	(647)
アセット・シーリングによる影響額(アセット・シー リングによる影響額に係る利息費用及び為替換算調 整を除く。)	(46)	(30)	0	0	0	0	(46)	(30)
その他の包括利益に認識された利得/ (損失)合計(税引前)	(15)	(201)	(78)	130	(35)	(8)	(128)	(79)

以下の表は、DBOの期間及び予想される給付の支払時期に関する情報を提供している。

	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度 ⁽¹⁾	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
	現在	現在	現在	現在	現在	現在
確定給付債務の期間(年)	15.2	14.5	20.2	19.5	10.1	9.8
支払いが予想される給付の満期別の内訳						
単位：百万米ドル						
12ヶ月以内に支払いが予想される給付	687	704	93	82	121	108
1年から3年以内に支払いが予想される給付	1,383	1,439	209	187	228	216
3年から6年以内に支払いが予想される給付	2,048	2,170	384	345	346	336
6年から11年以内に支払いが予想される給付	3,232	3,446	748	701	548	566
11年から16年以内に支払いが予想される給付	2,899	3,140	807	770	455	494
16年を超えて支払いが予想される給付	9,136	10,253	3,913	3,927	721	798

⁽¹⁾ 確定給付債務の期間は、米国及びドイツの制度全体の加重平均期間を表している。

数理計算上の仮定

各年金制度のDBOの測定は、異なる数理計算上の仮定を考慮している。当該仮定が変更されると、DBOにボラティリティが生じることになる。用いられている主要な数理計算上の仮定は以下の通りである。

- 割引率：割引率は、活発な市場において各年金制度の通貨で相場価格が形成される優良社債の利回りに基づいている。その結果、優良社債の利回りが低下すると、DBOは増加する。それとは逆に、優良社債の利回りが上昇すると、DBOは減少する。
- 昇給率：制度加入者の昇給率が上昇すると、特にスイスとドイツの制度ではDBOは通常、増加する。英国の制度については、同制度が将来の勤務に対して閉鎖されているため、UBS AGの従業員が将来勤務給付を積立てなくなったことから、昇給によるDBOへの影響はない。米国の制度については、全加入者のごく僅少な割合の者のみが継続して将来勤務給付を積立ていることから、昇給によるDBOへの影響は軽微である。
- 年金増加率：スイスの制度には、年金の自動物価スライド制はない。年金額の上昇がある場合は、年金基金委員会が決定する。米国の制度にも同様に、年金の自動物価スライド制はない。英国の制度については、制度の規則及び現地の年金法制に従って、年金額は物価インフレに自動的に連動する。ドイツの制度もまた物価インフレに自動的に連動し、年金の一部は物価インフレにより直接増額される。英国及びドイツで物価インフレが上昇すると、各制度のDBOは増加する。
- 退職貯蓄に係る金利：スイスの年金制度及び米国の制度のうち1つの制度には退職貯蓄残高があり、毎年金利分増加する。これらの各制度については、当該金利が上昇すると、各制度のDBOは増加する。
- 平均余命：UBS AGの確定給付年金制度の大部分は、生涯保証された年金給付を提供する義務を負っている。全制度のDBOは、制度加入者の平均余命に関する、基礎となる最善の見積りを用いて算出される。制度加入者の平均余命が上昇すると、制度のDBOは増加する。

年金制度に用いられる数理上の仮定は、当該制度が提供される管轄区域の実際の経済状況に基づいている。
確定給付年金制度の会計方針の説明については、注記1aの7の項を参照。

数理計算上の仮定の変更

UBS AGは、DBOの算出に用いる数理計算上の仮定を定期的に見直し、その継続的な妥当性を判断している。

スイスの年金制度

2019年度に、DBOの再測定に関連した純利得61百万米ドルがその他の包括利益（以下「OCI」という。）に認識された。これは主に、事前の数理計算上の仮定と実績との差異を反映した経験利得942百万米ドル、退職貯蓄に係る予想金利の低下149百万米ドル、障害給付の仮定の更新65百万米ドル及び離職率の仮定の更新60百万米ドルによるものである。この影響額は、市場主導の割引率の低下により一部相殺され、OCIの損失は1,156百万米ドルとなった。

2018年度に、DBOの再測定に関連した純利得263百万米ドルがOCIに認識された。これは主に、市場主導の割引率の増加によるものであり、OCIの利得は478百万米ドルとなった。この影響額は、事前の数理計算上の仮定と実績との差異を反映した経験損失128百万米ドル及び市場主導の退職貯蓄に係る予定金利の変動による損失77百万米ドルにより一部相殺されている。その他の仮定の変更は重要でなかった。

英国の年金制度

2019年度に、英国の制度のDBOの再測定に関連した損失361百万米ドルがOCIに認識された。これは主に、市場主導の割引率の低下によるものであり、OCIの損失は552百万米ドルとなった。この損失は、予想年金増加率の低下による132百万米ドルの利得、事前の数理計算上の仮定と実績との差異を反映した経験利得34百万米ドル及び死亡率改善の仮定の更新による21百万米ドルの利得により一部相殺された。

2018年度に、英国の制度のDBOの再測定に関連した純利得266百万米ドルがOCIに認識された。これは主に、市場主導の割引率の増加によるものであり、OCIの利得は219百万米ドルとなった。加えて、年金増加の仮定の変更により、OCIの利得は37百万米ドルとなった。

米国及びドイツの年金制度

2019年度に、米国及びドイツの制度のDBOの再測定に関連した損失185百万米ドルがOCIに認識された。これに対し、2018年度のOCIへの認識額は、純利得69百万米ドルであった。両年度のOCI利得及び損失は主に、市場主導の割引率の変動に起因するものであった。

以下の表は、期末のDB0の算定に使用された重要な数理計算上の仮定を示している。

重要な数理計算上の仮定

	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度 ⁽¹⁾	
	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
<i>単位：%</i>						
割引率	0.29	0.92	2.07	2.90	2.58	3.69
昇給率	1.50	1.50	0.00	0.00	2.37	2.81
年金増加率	0.00	0.00	2.92	3.10	1.80	1.50
退職貯蓄に対して発生する金利	0.49	0.92	0.00	0.00	2.57	3.70

⁽¹⁾米国及びドイツの制度全体の仮定の加重平均仮定を表している。

主要制度のための生命表及び平均余命

国		生命表		男性加入者の65歳時の平均余命			
				現在65歳		現在45歳	
				2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
				現在	現在	現在	現在
スイス	BVG 2015 G CMI 2016 (予想)	21.6	21.6	23.1	23.1		
英国	S2PA CMI 2018 (予想) ⁽¹⁾	23.3	23.4	24.5	24.6		
米国	RP2014 WCHA及び付随するMP2019死亡率改善スケール ⁽²⁾	22.8	22.8	24.3	24.3		
ドイツ	ドクターK.ヒューベック 2018 G	20.7	20.5	23.5	23.3		

国		生命表		女性加入者の65歳時の平均余命			
				現在65歳		現在45歳	
				2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
				現在	現在	現在	現在
スイス	BVG 2015 G CMI 2016 (予想)	23.6	23.5	25.1	25.0		
英国	S2PA CMI 2018 (予想) ⁽¹⁾	25.1	25.2	26.4	26.5		
米国	RP2014 WCHA及び付随するMP2019死亡率改善スケール ⁽²⁾	24.4	24.4	25.9	26.0		
ドイツ	ドクターK.ヒューベック 2018 G	24.2	24.1	26.4	26.3		

⁽¹⁾2018年度は生命表S2PA CMI 2017 (予想) が使用された。⁽²⁾2018年度は生命表RP2014 WCHA及び付随するMP2018死亡率改善スケールが使用された。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析

以下の表は、重要な数理計算上の仮定それぞれの感応度分析を示している。また、DB0が、貸借対照表日において合理的に発生可能と考えられる範囲で、関連する数理計算上の仮定を変更していたとしたら受けたと考えられる影響を示している。不測の事態が発生し、合理的に可能とみなされる代替範囲外の変動が生じる可能性がある。感応度は線形でない場合があるため、DB0に以下の感応度を推定する場合には、注意が必要である。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析⁽¹⁾

確定給付債務の増加 / (減少)	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度	
	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
単位：百万米ドル						
割引率						
50ベース・ポイントの増加	(853)	(797)	(346)	(292)	(86)	(77)
50ベース・ポイントの減少	972	904	395	333	93	84
昇給率						
50ベース・ポイントの増加	49	45	- (2)	- (2)	1	1
50ベース・ポイントの減少	(47)	(43)	- (2)	- (2)	(1)	(1)
年金増加率						
50ベース・ポイントの増加	673	643	331	260	7	6
50ベース・ポイントの減少	- (3)	- (3)	(299)	(262)	(7)	(6)
退職貯蓄に係る金利						
50ベース・ポイントの増加	107	141	- (4)	- (4)	9	9
50ベース・ポイントの減少	(62) ⁽⁵⁾	(134)	- (4)	- (4)	(9)	(9)

平均余命

さらに1年の寿命の延び	459	446	154	122	51	42
-------------	------------	-----	------------	-----	-----------	----

(1)感応度分析は、その他の全ての仮定を一定に保っている間の1つの仮定の変更に基づいている。従って、仮定間の相互依存性は除外されている。(2)当該制度は、将来の勤務に対して閉鎖されているため、仮定の変更は適用されない。(3)2019年12月31日現在及び2018年12月31日現在の見積年金増加率は0%であったため、仮定の減少方向への変更は該当しない。(4)英国の制度は、退職貯蓄に係る利息を提供していないため、仮定の変更は適用されない。(5)2019年12月31日現在、退職貯蓄18.5%は、法定最低利率1.00%が適用されている。

制度資産の公正価値

以下の表は、スイス、英国及び米国の年金制度の、制度資産の構成及び公正価値に関する情報を提供している。

制度資産の構成及び公正価値

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	公正価値			制度資産 の配分 (%)	公正価値			制度資産 の配分 (%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計		活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計	
現金及び現金同等物	90	0	90	1	83	0	83	1
不動産 / 財産								
国内	0	1,720	1,720	11	0	1,808	1,808	11
国外	0	90	90	1	0	0	0	0
投資信託								
株式								
国内	395	0	395	2	383	0	383	2
国外	3,433	932	4,365	27	3,492	925	4,417	28
債券 ⁽¹⁾								
国内、AAAからBBB-	1,825	0	1,825	11	1,569	0	1,569	10
国外、AAAからBBB-	3,315	0	3,315	21	3,781	0	3,781	24
国外、BBB-より下	563	0	563	4	544	0	544	3
不動産								
国外	0	0	0	0	0	7	7	0
その他	904	2,230	3,134	20	316	2,528	2,844	18
その他の投資	301	109	411	3	324	11	335	2
制度資産の公正価値合計	10,827	5,081	15,908	100	10,493	5,279	15,772	100

	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
制度資産の公正価値合計	15,908	15,772
内 ⁽²⁾ 、		
UBS AG銀行口座	90	80
UBS AG負債性金融商品	4	8
UBSグループAG株式	12	15
UBS AGへ貸し付けられた有価証券 ⁽³⁾	748	957
UBS AGが占有する財産	50	54
デリバティブ金融商品（取引相手先UBS AG） ⁽³⁾	6	21

(1)債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び非投資適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。(2)UBS AG銀行口座は、スイスの年金基金名義の口座を含む。本表に開示されているその他のポジションは、UBS AGの商品及びUBSグループAG株式への直接投資と間接投資（すなわち、年金基金が投資するファンドを通じて行う投資）の双方を含む。(3)UBS AGへ貸し付けられた有価証券及びデリバティブ金融商品は、担保を含む総額で表示されている。UBS AGへ貸し付けられた有価証券は、2019年12月31日及び2018年12月31日現在、担保で全額カバーされている。担保を控除すると、2019年12月31日現在のデリバティブ金融商品は合計3百万米ドル（2018年12月31日現在：6百万米ドル）になる。

英国の制度

	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在			制度資産 の配分 (%)	制度資産 の配分 (%)
	公正価値		合計	公正価値		合計		
	活発な市場 における 取引相場価格	その他		活発な市場 における 取引相場価格	その他			
単位：百万米ドル								
現金及び現金同等物	141	0	141	4	143	0	143	5
債券⁽¹⁾								
国内、AAAからBBB-	1,810	0	1,810	49	1,604	0	1,604	53
投資信託								
株式								
国内	33	0	33	1	26	0	26	1
国外	916	0	916	25	658	0	658	22
債券 ⁽¹⁾								
国内、AAAからBBB-	610	117	727	20	587	93	680	22
国内、BBB-より下	22	0	22	1	15	0	15	0
国外、AAAからBBB-	310	0	310	8	258	0	258	9
国外、BBB-より下	108	0	108	3	51	0	51	2
不動産								
国内	103	18	122	3	102	28	131	4
国外	0	19	19	1	0	0	0	0
保険契約	0	7	7	0	0	0	0	0
デリバティブ	3	0	3	0	0	0	0	0
資産担保証券	0	6	6	0	21	2	22	1
その他の投資⁽²⁾	(572)	7	(565)	(15)	(565)	9	(556)	(18)
制度資産の公正価値合計	3,483	175	3,658	100	2,900	132	3,032	100

⁽¹⁾債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び非投資適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。⁽²⁾主に英国債に係るレボ契約に関連している。

米国の制度

	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	公正価値			制度資産の 配分 (%)	公正価値			制度資産の 配分 (%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計		活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計	
単位：百万米ドル								
現金及び現金同等物	27	0	27	2	27	0	27	2
債券⁽¹⁾								
国内、AAAからBBB-	475	0	475	37	462	0	462	40
国内、BBB-より下	2	0	2	0	2	0	2	0
国外、AAAからBBB-	99	0	99	8	92	0	92	8
国外、BBB-より下	3	0	3	0	3	0	3	0
投資信託								
株式								
国内	208	0	208	16	143	0	143	12
国外	161	0	161	12	157	0	157	13
債券 ⁽¹⁾								
国内、AAAからBBB-	176	0	176	14	104	0	104	9
国内、BBB-より下	28	0	28	2	23	0	23	2
国外、AAAからBBB-	17	0	17	1	56	0	56	5
国外、BBB-より下	3	0	3	0	6	0	6	1
不動産								
国内	0	13	13	1	0	13	13	1
その他	69	0	69	5	64	0	64	5
保険契約	0	18	18	1	0	17	17	1
制度資産の公正価値合計	1,268	31	1,299	100	1,139	29	1,168	100

⁽¹⁾債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び非投資適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。

b) 退職後の医療保険制度

UBS AGは米国及び英国において、一部の退職後の従業員及び受益者への医療保障に関連する退職後医療保険給付を提供している。英国の退職後の医療保険制度は、新従業員の加入を受け入れていない。米国においては、2014年度より前に退職した適格参加者に対して、退職者医療保険料を補助している。当該制度は、事前積立型の制度ではない。

2018年度に、UBS AGは、米国の退職後の医療保険制度の1つを変更することを公表した。これにより、UBS AGの退職者医療補助が、民営のメディケア・エクスチェンジを通じて医療補償を購入するという新たな補助に置き換わる。この変更により、2018年度に、退職後給付債務が14百万米ドル減少し、これに対応する利得が損益計算書に認識された。

2019年12月31日現在、退職後の医療保険制度に係る認識された負債純額は62百万米ドル（2018年12月31日現在：62百万米ドル）であった。2百万米ドルの費用が2019年度の損益計算書に認識され、（2018年度：11百万米ドルの利得、2017年度：3百万米ドルの費用）、2019年度のその他の包括利益に3百万米ドルの損失（2018年度：7百万米ドルの利得、2017年度：1百万米ドルの利得）が認識された。

2020年度に加入者へ支払う予定の給付額は、5百万米ドルと見積られている。

各医療保険制度の退職後給付債務の測定は、それぞれ異なる数理上の仮定を考慮している。数理計算上の仮定についての合理的に考え得る変更により、2019年12月31日及び2018年12月現在、認識された負債純額の重大な変動が生じることにはならない。

c) 確定拠出制度

UBS AGは、スイス以外の拠点において多くの確定拠出制度も提供している。重要な確定拠出制度を提供している拠点は、米国及び英国である。一部の制度では、従業員が拠出し、UBS AGから対応する掛金又は他の拠出を得ることが出来る。2019年度、2018年度及び2017年度に費用として認識された、確定拠出制度に対する雇用主掛金の額は、それぞれ278百万米ドル、223百万米ドル及び236百万米ドルであった。

d) 関連当事者に関する情報開示

UBS AGは、スイスにおけるUBS AGの年金基金を取り扱う、銀行サービスの主要プロバイダーである。この機能においては、UBS AGは、当該年金基金に係る銀行業務のほとんどを実施している。これらに該当する業務には、トレーディング及び有価証券貸借、並びにデリバティブ取引が含まれることがあるが、それらに限定されない。スイス以外のUBS AGの年金基金は、UBS AGとの間で同様の取引銀行としての関係を有していない。

また、UBS AGは、スイスの年金基金が所有する不動産の一部のリースを受けている。2019年12月31日現在、関連するリースに基づくスイス年金基金への最小契約債務は、約8百万米ドル（2018年12月31日現在：10百万米ドル）である。

スイス年金基金が保有するUBS AG及びUBSグループAGの金融商品に対する投資の公正価値に関する詳細については、注記29aの「制度資産の構成及び公正価値」の表を参照。

以下は、UBS AGがこれらの銀行業務及び契約に関連して、スイス、英国及び米国の年金制度及びその他の退職後給付制度から受領した又は当該制度へ支払った金額である。

関連当事者に関する情報開示

単位：百万米ドル	終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
UBS AGによる受取			
報酬	19	22	36
UBS AGによる支払			
リース料	2	3	5
配当、元本返済及び利息	10	10	10

UBSグループAG株式及びUBS AGの負債性金融商品の取引高、並びに12月31日現在のUBSグループAG株式の保有高は、以下の通りである。

取引高 - UBSグループAG株式及びUBS AGの負債性金融商品

	終了事業年度	
	2019年12月31日	2018年12月31日
年金基金が購入した金融商品		
UBSグループAG株式（千株単位）	929	831
UBS AG負債性金融商品（額面 百万米ドル）	1	9
年金基金が売却した、又は満期償還された金融商品		

UBSグループAG株式（千株単位）	1,778	547
UBS AG負債性金融商品（額面 百万米ドル）	5	2

年金制度及びその他の退職後給付制度によるUBSグループAG株式の保有高

	2019年12月31日	2018年12月31日
株式数（千株単位）	14,991	15,934
公正価値（百万米ドル）	189	197

注記30 従業員給付：変動報酬

a) 提供されている制度

UBSは、グループ執行委員会（以下「GEB」という。）のメンバー及びその他の従業員の利益を株主及びその他の投資家の利益と整合させる株式報酬制度及びその他の報酬制度を運営している。また、これらの報酬制度は、規制要件を満たすように策定されている。以下に、最も重要な報酬制度に関して説明する。

こうした制度の下でUBS AGの従業員に付与される変動報酬報奨の大半について、付与者はUBSグループAGである。これらの報奨に関する費用は、UBSグループAGからUBS AGに請求される。本注記で株式について言及する場合、当該株式はUBSグループAGの株式を指す。

株式報酬制度及びその他の報酬制度に係る会計方針の説明は、注記1 a)の6の項を参照。

強制的な繰延報酬制度

株式所有制度(以下「EOP」という。)

EOPは、年間報酬総額が300,000米ドル/スイス・フランを超える全ての従業員を対象とした強制的な繰延報酬制度である。2019年の業績年度から、GEBのメンバー、グループ・マネージング・ディレクター（以下「GMD」という。）及び副会長は、EOPの代わりに長期インセンティブ制度（以下「LTIP」という。）を付与された。

2019年以前にGEBのメンバー及びGMDに付与されたEOP報奨並びにその他の特定の従業員に付与されたEOP報奨は、当グループと事業部門の両方の業績条件が満たされた場合のみ権利が確定する。2018年及び2019年の業績年度に関連する、それぞれ2019年及び2020年に付与された報奨について、当グループの業績条件は、報告された普通株式Tier 1に対する平均リターン（以下「RoCET 1」という。）に基づく。2018年以前に付与された報奨について、当グループの業績条件は、業績期間における繰延税金資産を除いた調整後の平均有形資本利益率（以下「RoTE」という。）に基づく。事業部門の業績は、当該事業部門の調整後の平均帰属持分利益率（以下「RoAE」という。）に基づいて測定される。コーポレート・センターの従業員については、業績は事業部門の調整後のRoAEに基づいて測定される。

代替報奨など、通常の業績年度サイクルから外れて提供される一部の報奨は、EOP制度の規則に基づく繰延現金の形式による場合がある。

概念上の株式は、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間に議決権を有するものではない。通常、付与された報奨には、配当相当額（概念上の株式又は現金で支払われる場合があり、当該報奨と同一の条件で権利が確定する。）を受け取る権利がある。ただし、2017年の業績年度について2018年に付与された報奨から、欧州銀行監督局ガイドランにより、重要なリスクテイカー（以下「MRT」という。）とみなされる個人は、繰延変動報酬として付与された商品に対する配当又は利息の支払いを受け取ることは認められていない。配当の支払いが認められていない場合、EOP報奨の付与価格を、権利確定期間にわたって予想配当利回りをもって調整し、配当が行われない報奨の公正価値を反映する。

報奨は、法律上又は税務上の理由により禁止されている管轄区域を除き、権利確定時にUBS株式の交付により決済される。EOP報奨は通常、かかる報奨の付与後2年目及び3年目に均等額で権利が確定する。2019年以前にGEBのメンバーに付与された報奨は、通常、付与後3年目、4年目及び5年目に権利が確定する。当該報奨に対する権利は他の状況の中でも特に、UBSにおける雇用を自己都合で終了した時点で通常、失効可能となる。

長期インセンティブ制度

LTIPは、当グループの上級リーダー（すなわち、GEBメンバー、GMD及び副会長）を対象とした、強制的な繰延報酬制度である。LTIP報奨は、2019年の業績連動報奨プールの一環として、2020年に初めて付与される。

権利確定時に交付される最終的な想定株式数は、報告されたCET 1自己資本に対する平均リターン（以下「RoCET 1」という。）と、金融安定理事会が決定するグローバルなシステム上重要な銀行から構成される指数に対するUBSの株主総利益を測定する相対的な株主総利益率（以下「rTSR」という。）の2つの均等加重業績指標によって決定される。これらの業績指標は、付与日現在で個別に評価され、付与された年から3年間の業績期間にわたって（再）評価される。どちらの指標でも基準値は33%の報酬をもたらす、最大値の場合は100%の報酬をもたらす。基準値と最大値の間のいかなる業績も、33%から100%の間の線形の報酬をもたらす。

3年間の業績期間の終了時に決定された最終的な株式数は、GEBメンバーについては業績期間終了後の3年間に毎年3回均等に確定し、GMD及び副会長については業績期間後の最初の1年間に一括確定となる。当該報奨に対する権利は他の状況の中でも特に、UBSにおける雇用を自己都合で終了した時点で通常、失効可能となる。

通常、株式報奨の形式（想定株式）、配当相当額に対する権利及び清算方法は、EOP報奨と同様である。

繰延条件付資本制度（以下「DCCP」という。）

DCCPは、年度報酬総額が300,000米ドル/スイス・フランを超える全ての従業員を対象とした、強制的な繰延報酬制度である。

DCCP報奨は、概念上のその他Tier 1（以下「AT 1」という。）資本商品の形を取っている。当該報奨は、UBSの裁量で現金支払い又は市場性のあるAT 1 永久資本商品のいずれかの形で決済される。トリガー事由がない限り、DCCP報奨は付与から5年（英国の上級管理者機能については、最大7年）経過後に全額で権利が確定する。

報奨が失効するケースとして、存続事由が発生した場合、すなわち、FINMAが当行に対し、UBSの支払不能、破産もしくは不履行を回避するためにDCCP報奨を減額しなければならない旨を書面で通知するか、又はかかる事由を回避するのに必要な特別支援の確約をUBSが公共部門から受ける場合がある。さらに、報奨は、当グループの普通株式Tier 1 自己資本比率が、GEBのメンバーについては10%、他の全従業員については7%を下回った場合についても減額される。追加の業績条件として、権利確定期間中の各損失発生年度において、GEBのメンバーは当該報奨の20%を喪失する。

DCCP報奨に対する支払利息は、UBSの裁量で支払われる。MRTに対する利息といった、利息の支払いが認められていない場合、DCCP報奨には、付与された利息が発生しない報酬の公正価値が反映される。

他にも該当する状況はあるが、当該報奨は、たとえば自己都合によりUBSとの雇用を終了した時点で通常、失効可能となる。

アセット・マネジメントのEOP

アセット・マネジメントの一部の従業員の繰延報酬と管理する投資信託のパフォーマンスを整合させるため、当該従業員に対し、報奨が現金決済型概念上の投資信託の形で付与される。交付される金額は、基礎となる投資信託の権利確定時の価額によって決定する。他にも該当する状況はあるが、当該報奨は、たとえば自己都合によりUBSとの雇用を終了した時点で通常、失効可能となる。

ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬

米国におけるウェルス・マネジメント事業の市場慣行に従い、グローバル・ウェルス・マネジメントの米国のファイナンシャル・アドバイザーに対する報酬は、成果報酬及び繰延報酬報奨から成る。成果報酬は、主に報酬対象の収益に基づいており、月次で支払われる。

ファイナンシャル・アドバイザーはまた、通常6年の期間にわたって権利が確定する繰延報酬報奨を受け取る資格も有している。報奨は、成果や当行での勤続年数、新規純契約高を含む、戦略上の業績指標に基づいている。成果報酬率及び繰延報酬報奨は、特に過失、怠慢又は不注意、あるいは当行の規則や基準、実務慣行、方針又は適用法令の不遵守により減じられる場合がある。

戦略的目標報奨

戦略的目標報奨は、成果や当行での勤続年数、新規純契約高を含む、戦略上の業績指標に基づいた繰延報酬制度である。当該報奨は、繰延株式報奨と繰延現金報奨の両方の形式で付与され、当該報奨の権利確定期間は最大6年である。

その他の報酬制度

株式プラス制度（以下「株式プラス」という。）

株式プラスは、任意の株式報酬制度で、適格従業員に対して、UBS株式を市場価値で購入し、年間の上限までは、3株購入ごとに概念上の株式1株を受け取ることができる機会を与えている。業績報奨から年1回株式を購入する、及び/又は給与からの控除により毎月1回、株式を購入することができる。購入した株式を関連する制度の年度開始日から3年間保有した場合、さらに通常は当該従業員が引き続きUBSに雇用されている場合

に、概念上の株式の権利が確定する。従業員は配当相当額（概念上の株式及び / 又は現金で支払われる場合がある。）を受け取る権利を有する。

役職ベース給（以下「RBA」という。）

EUで規制を受ける企業の一部の従業員は、基本給に加えてRBAを受け取る権利を有する。この手当は特定の役職の市場価値を反映するものであり、確定されており、失効しない報酬である。給与とは異なり、RBAは当該従業員がかかる役職に従事する限りにおいて支払われる。RBAは、現金のほか、該当する場合には、売却制限のあるUBS株式報奨により成る。当該株式は、2年後及び3年後に均等に制限が解除される。報酬費用は、付与された年度に認識される。

廃止された繰延報酬制度

以下の制度が廃止された。

主要従業員株式評価益権制度（以下「KESAP」という。）及び主要従業員株式オプション制度（以下「KESOP」という。）

2009年度まで、特定の主要従業員及び有能な従業員に対して、裁量的に株式で決済される株式評価益権（以下「SAR」という。）又はUBS株式に係るオプションが付与されていた。その行使価格は、付与日のUBS株式の公正市場価値以上であった。SARは、付与日と行使日との間のUBS株式の市場価格の上昇分に相当する数量でUBS株式を受領する権利を、従業員に付与するものであった。1オプションで、保有者はUBSの登録株式1株をオプション行使価格で取得する権利を得た。SAR及びオプションは、法的理由により禁止されている管轄区域を除き、UBS株式の交付により決済された。これらの報奨に基づく全ての未行使のオプション及び株式評価益権は、2019年度に失効した。

パートナープラス

2016年の業績年度まで、ファイナンシャル・アドバイザーの戦略的目標報奨は、パートナープラス繰延現金制度の下で一部付与されていた。付与された当該報奨（UBSによる会社の拠出金）に加えて、加入者は、給与の一定割合を上限として、本来は当該年度に支払われるべき金額を任意で追加拠出することができた。この追加金額分は、拠出時に権利が確定する。会社の拠出金及び任意の拠出金は、制度の条件に従って利息が生じていた。加入者は、利息を得るのではなく、任意の拠出金として受け取ることを選択することができる。当該拠出金には、権利確定した会社の拠出金とともに様々なミューチュアル・ファンドの実績を基準とした概念上の利益が生じる。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方に係る利息は、付与日後の6年から10年間に20%ずつ定率で権利が確定する。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方の概念上の利益に係る利息は、一定の状況において失効する。

グロースプラス

グロースプラスは、2010年から2017年間の収益成果及び勤務期間が規定の基準を超える特定のファイナンシャル・アドバイザーのための報酬制度である。報奨は2010年度、2011年度、2015年度及び2018年度に付与された。当該報奨は現金報酬であり、付与から7年間にわたって分配されるが、2018年度の報奨に関しては5年間にわたって分配される。

b) 損益計算書への影響

当事業年度及び将来の期間における損益計算書への影響

以下の表は、2019年12月31日終了事業年度に認識された変動報酬合計（ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬を含む。）に関連する報酬費用、並びに当該費用のうち、2020年度以降に繰り延べられ、同年度以降の損益計算書に認識される予定の費用についての情報を示したものである。2019年の業績年度に関連して2020年度以降に繰り延べられる費用の大半は、2020年2月に付与された報奨に関連したものである。2019年12月31日までに付与された株式報奨のうち、権利未確定分に係る未償却の報酬費用の総額は、加重平均期間である2.4年間にわたって将来の期間に認識される予定である。

変動報酬（ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬を含む。）

単位：百万米ドル	2019年度に認識された費用			2020年度以降に繰り延べられた費用 ⁽¹⁾		
	2019年の 業績年度 に関連	2018年以前の 業績年度 に関連	合計	2019年の 業績年度 に関連	2018年以前の 業績年度 に関連	合計
非繰延現金	1,706	(24)	1,682	0	0	0
繰延報酬報奨	287	576	863	413	592	1,005
内、株式保有制度	115	294	410	198	213	412
内、繰延条件付資本制度	109	256	365	166	356	521
内、長期インセンティブ制度	38	0	38	23	0	23
内、アセット・マネジメントのEOP	25	26	51	26	23	49
変動報酬合計 - 業績報奨	1,993	553	2,545	413	592	1,005
報酬の補填	5	49	55	43	30	73
失効による貸方計上額	0	(84)	(84)	0	0	0
退職手当	110	0	110	0	0	0
リテンション・プラン及びその他の支払	24	27	52	22	29	51
繰延条件付資本制度に係る支払利息	0	93	93	50	169	219
変動報酬合計 - その他	140	85	225	115	228	343
ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬	3,233	268	3,501	197	710	907
内、非繰延現金	3,064	0	3,064	0	0	0
内、繰延株式報奨	57	48	106	54	130	183
内、繰延現金報奨	112	219	331	144	580	724
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント ⁽²⁾	32	510	542	350	1,617	1,967
ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬合計	3,265	778	4,043	548	2,327	2,874
変動報酬合計（FA変動報酬を含む。）	5,398	1,416	6,814⁽³⁾	1,076	3,146	4,222

⁽¹⁾2019年12月31日現在の見積り。将来の期間において費用処理される実際の金額は、例えば、報奨の失効により異なる場合がある。⁽²⁾採用時にファイナンシャル・アドバイザーと合意した報酬に関連する費用（権利確定を条件とするもの）を含む。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。⁽³⁾株式報酬に関連する費用595百万米ドル（業績報奨：448百万米ドル、その他の変動報酬：42百万米ドル、ファイナンシャル・アドバイザー報酬：106百万米ドル）を含む。さらに、株式報酬に関連する費用54百万米ドルが、注記6に含まれるその他の費用区分（給与：10百万米ドル（役職ベース給関連）、社会保険：23百万米ドル、その他の人件費：22百万米ドル（株式プラス制度関連））に認識されている。

変動報酬（ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬を含む。）（続き）

単位：百万米ドル	2018年度に認識された費用			2019年度以降に繰り延べられた費用 ⁽¹⁾		
	2018年の 業績年度 に関連	2017年以前の 業績年度 に関連	合計	2018年の 業績年度 に関連	2017年以前の 業績年度 に関連	合計
非繰延現金	1,896	(26)	1,870	0	0	0
繰延報酬報奨	360	564	924	570	638	1,208
内、株式保有制度	208	299	507	316	238	554
内、繰延条件付資本制度	126	235	361	232	373	605
内、アセット・マネジメントのEOP	25	28	53	22	26	48
内、その他の業績報奨	0	2	2	0	1	1
変動報酬合計 - 業績報奨	2,256	538	2,794	570	638	1,208
報酬の補填	7	61	68	58	40	99
失効による貸方計上額	0	(136)	(136)	0	0	0
退職手当	106	0	106	0	0	0
リテンション・プラン及びその他の支払	31	33	64	23	33	56
繰延条件付資本制度に係る支払利息	0	116	116	96	191	288
変動報酬合計 - その他	144	75	220	178	264	442
ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬	3,233	237	3,470	128	639	767
内、非繰延現金	3,089	0	3,089	0	0	0
内、繰延株式報奨	51	44	95	52	131	183
内、繰延現金報奨	93	193	286	76	507	584
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント ⁽²⁾	33	551	584	357	1,883	2,240
ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬合計	3,266	789	4,054	484	2,522	3,006
変動報酬合計（FA変動報酬を含む。）	5,666	1,402	7,068⁽³⁾	1,233	3,424	4,656

⁽¹⁾2018年12月31日現在の見積り。費用処理された実際の金額は、例えば、報奨の失効により異なる場合がある。⁽²⁾採用時にファイナンシャル・アドバイザーと合意した報酬に関連する費用（権利確定を条件とするもの）を含む。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。⁽³⁾株式報酬に関連する費用612百万米ドル（業績報奨：507百万米ドル、その他の変動報酬：10百万米ドル、ファイナンシャル・アドバイザー報酬：95百万米ドル）を含む。さらに、株式報酬に関連する費用44百万米ドルが、注記6に含まれるその他の費用区分（給与：15百万米ドル（役職ベース給関連）、社会保険：7百万米ドル、その他の人件費：22百万米ドル（株式プラス制度関連））に認識されている。

単位：百万米ドル	2017年度に認識された費用			2018年度以降に繰り延べられた費用 ⁽¹⁾		
	2017年の 業績年度 に関連	2016年以前の 業績年度 に関連	合計	2017年の 業績年度 に関連	2016年以前の 業績年度 に関連	合計
非繰延現金	1,982	(24)	1,958	0	0	0
繰延報酬報奨	392	704	1,096	589	685	1,274
内、株式保有制度	235	364	599	322	286	608
内、繰延条件付資本制度	132	304	436	240	369	609
内、アセット・マネジメントのEOP	25	32	57	27	27	54
内、その他の業績報奨	0	4	4	0	3	3
変動報酬合計 - 業績報奨	2,373	680	3,054	589	685	1,274
報酬の補填	12	58	70	82	41	123
失効による貸方計上額	0	(106)	(106)	0	0	0
退職手当	95	0	95	0	0	0
リテンション・プラン及びその他の支払	24	38	62	30	32	62
繰延条件付資本制度に係る支払利息	0	110	110	80	218	297
変動報酬合計 - その他	131	99	231	191	291	482
ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬	3,050	260	3,310	156	795	951
内、非繰延現金	2,891	0	2,891	0	0	0
内、繰延株式報奨	54	48	102	70	121	191
内、繰延現金報奨	104	212	316	86	674	760
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント ⁽²⁾	31	723	754	369	2,058	2,429
ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬合計	3,080	984	4,064	526	2,853	3,379
変動報酬合計 (FA変動報酬を含む。)	5,585	1,764	7,349⁽³⁾	1,306	3,829	5,135

⁽¹⁾2017年12月31日現在の見積り。費用処理された実際の金額は、例えば、報奨の失効により異なる場合がある。⁽²⁾採用時にファイナンシャル・アドバイザーと合意した報酬に関連する費用（権利確定を条件とするもの）を含む。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。⁽³⁾株式報酬に関連する費用726百万米ドル（業績報奨：599百万米ドル、その他の変動報酬：25百万米ドル、ファイナンシャル・アドバイザー報酬：102百万米ドル）を含む。さらに、株式報酬に関連する費用97百万米ドルが、注記6に含まれるその他の費用区分（給与：25百万米ドル（役職ベース給関連）、社会保険：49百万米ドル、その他の人件費：23百万米ドル（株式プラス制度関連））に認識されている。

c) 株式報酬報奨残高

株式及びパフォーマンス・シェア報奨

EOP制度に基づく株式報奨残高の2019年度及び2018年度における増減は、以下の通りであった。表示されている報奨はUBS AGが付与したものであるが、UBSグループAG株式に基づくものである。

株式報酬報奨残高の増減

	2019年度株式数	付与日における 加重平均公正価値 (米ドル)	2018年度株式数	付与日における 加重平均公正価値 (米ドル)
期首残高	201,793	15	404,720	15
当期付与	29,092	11	26,005	13
当期分配	(140,441)	14	(228,932)	15
当期失効	0	0	0	0
期末残高	90,443	14	201,793	15
内、会計目的上権利確定した株式	56,492		133,225	

2019年12月31日現在及び2018年12月31日現在の現金決済型株式報奨に関連する負債の帳簿価額の合計額は、それぞれ1百万米ドル及び2百万米ドルであった。

d) 評価

UBS株式報奨

UBSは、付与日におけるスイス証券取引所でのUBS株式の平均株価に基づき、権利確定後の売却及びヘッジ制限、権利確定条件でない条件及び市況を適宜考慮して、報酬費用を測定している。権利確定後の売却及びヘッジ制限の対象となる株式報奨の公正価値は、権利確定後に制限を受ける期間を基に割り引かれ、譲渡制限期間に係るアット・ザ・マネーの状態にあるヨーロピアンタイプのプット・オプションの購入原価が参照される。2019年度中に付与された株式及びパフォーマンス・シェア報奨の加重平均ディスカウントは、UBS株式の市場価格の約22.6%（2018年度：18.0%）であった。配当請求権のない概念上の株式の付与日における公正価値についても、付与日から分配までの間に支払われる将来の予想配当額の現在価値が控除される。

[次へ](#)

注記31 子会社及び他の企業への関与

a) 子会社への関与

UBS AGでは、重要な子会社を、個別に又は総体として、UBS AGの財政状態又は経営成績に大きく貢献する企業と定義する。この定義に用いられる基準には、IFRS第12号、スイスの規制及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）の規則に準拠した、子会社の資本並びにUBS AGの資産合計及び税引前純損益に対する当該子会社の寄与などが含まれる。

個別に重要な子会社

以下の表は、2019年12月31日現在のUBS AGの個別に重要な子会社の一覧である。別途記載のない限り、以下に記載した子会社の資本金は普通株式のみで構成され、その全株式をUBS AGが所有している。所有持分比率は、UBS AGが保有する議決権付株式数に等しい。

各設立管轄地域が所在する国は、主要な事業所でもある。UBS AGは、グローバルな支店網を通じて事業を展開しており、事業活動のかなりの割合がスイス国外、すなわち英国、米国、シンガポール、香港及び他の国々で行われている。UBSヨーロッパSEは、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、スペイン及びオーストリアなど、多くのEU加盟国に支店及び事務所を有している。資本金は、法律上登録されている設立管轄地域の通貨で表示されている。

2019年12月31日現在のUBS AGの個別に重要な子会社⁽¹⁾

会社名	設立管轄地域	主要事業部門	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
UBS Americas Holding LLC	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 3,150.0 ⁽²⁾	100.0
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management AG	Zurich, Switzerland	アセット・マネジメント	CHF 43.2	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	グローバル・ウェルス・マネジメント	USD 0.0	100.0
UBS Europe SE	Frankfurt, Germany	グローバル・ウェルス・マネジメント	EUR 446.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	グローバル・ウェルス・マネジメント	USD 0.0	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 1,283.1 ⁽³⁾	100.0
UBS Switzerland AG	Zurich, Switzerland	パーソナル&コーポレート・バンキング	CHF 10.0	100.0

⁽¹⁾ UBS AGの直接的な子会社及び間接的な子会社を含む。⁽²⁾ 普通株式資本1,000米ドル及び無議決権優先株式資本3,150,000,000米ドルから成る。⁽³⁾ 普通株式資本100,000米ドル及び無議決権優先株式資本1,283,000,000米ドルから成る。

その他の子会社

以下の表に一覧表示したUBS AGのその他の直接の子会社及び間接の子会社は、個別には重要ではないが、UBS AGの資産合計及び合算した税引前利益の基準を超えることから、SECが設定した要求事項に従って選択された企業である。

2019年12月31日現在のUBS AGのその他の子会社

会社名	設立管轄地域	主たる事業	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
UBS Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, Hong Kong	アセット・マネジメント	HKD 254.0	100.0
UBS Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	アセット・マネジメント	JPY 2,200.0	100.0
UBS Asset Management Life Ltd	London, United Kingdom	アセット・マネジメント	GBP 15.0	100.0
UBS Asset Management Switzerland AG	Zurich, Switzerland	アセット・マネジメント	CHF 0.5	100.0
UBS Business Solutions US LLC	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 0.0	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	グローバル・ウェルス・マネジメント	USD 0.0	100.0

UBS (France) SA.	Paris, France	グローバル・ウェルス・マネジメント	EUR	133.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	グローバル・ウェルス・マネジメント	USD	0.0	100.0
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	アセット・マネジメント	EUR	13.0	100.0
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	アセット・マネジメント	CHF	1.0	100.0
UBS (Monaco) S.A.	Monte Carlo, Monaco	グローバル・ウェルス・マネジメント	EUR	49.2	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	アセット・マネジメント	USD	9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	インベストメント・バンク	THB	500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	インベストメント・バンク	AUD	0.3 ⁽¹⁾	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd.	Tokyo, Japan	インベストメント・バンク	JPY	32,100.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	インベストメント・バンク	SGD	420.4	100.0

(1) 償還可能優先株式に関する概念上の金額を含む。

連結ストラクチャード・エンティティ

UBS AGは、ストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、変動リターンへのエクスポージャーを有している場合、及びそのパワーを当該リターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に当該SEを連結する。連結SEには、特定の投資信託、証券化ピークル及び顧客投資ピークルが含まれる。UBS AGの個別に重要な子会社の中にSEはない。

投資信託SEは通常、UBS AGの意思決定権を伴うその総エクスポージャーが、本人として当該パワーを行使する能力を示唆する場合に連結される。一般的にUBS AGはファンド・マネジャーとして意思決定権を有し、管理報酬を稼得するとともに、ファンド開始時にシード資金を供給するか又はファンドのユニットの相当割合を保有することになる。他の投資家に意思決定者としてのUBSを解任する実質的な権限がない場合、UBS AGは支配しているとみなされるため、当該ファンドを連結する。

証券化SEは通常、UBS AGが、当該SEが発行した資産担保証券の相当割合を保有し、資産ポートフォリオのサービサーを任意に解任する権限を有する場合に連結される。

顧客投資SEは通常、UBS AGが当該SEに対する実質的な清算権又は当該SEが保有する資産に対する意思決定権を有し、当該SEと行ったデリバティブ取引又は当該SEが発行した債券の保有を通じて変動リターンへのエクスポージャーを有する場合に連結される。

2019年度及び2018年度において、UBS AGは、連結SEに財務的支援を行う必要が生じる可能性のある契約上の義務を負っていない。さらに、UBS AGは、UBS AGが契約上支援を行う義務がない場合に、連結SEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGには将来においても支援を行う意図はない。加えて、UBS AGは、過年度に連結されていないが当報告期間に支配するに至ったSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。

b) 関連会社及び共同支配企業への関与

2019年及び2018年12月31日現在、UBS AGにとって個別に重要な関連会社又は共同支配企業はなかった。さらに、関連会社又は共同支配企業が現金配当の形式でUBS AGもしくはその子会社に資金を移転する、又は貸付金もしくは前渡金を返済する能力に重要な制約はなかった。UBS AGの関連会社又は共同支配企業に関する公表市場価格はなかった。

関連会社又は共同支配企業に対する投資

単位：百万米ドル	2019年	2018年
期首帳簿価額	1,099	1,045
取得	0	3
処分 ⁽¹⁾	0	(431)
分類変更 ⁽²⁾		(21)

包括利益に対する持分	25	529
内、純利益に対する持分 ⁽³⁾	46	529
内、その他の包括利益に対する持分 ⁽⁴⁾	(21)	1
受取配当金	(83)	(42)
減損	(1)	
為替換算調整	11	16
期末帳簿価額	1,051	1,099
内、関連会社	1,010	1,066
内、SIX Group AG, Zurich ⁽⁵⁾	887	952
内、その他の関連会社	123	114
内、共同支配企業	41	33

⁽¹⁾ 2018年12月に、UBS AGはUBSセキュリティーズ中国の持分比率を24.99%から51%に増加させ、IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、当該事業体の支配を獲得した。支配の獲得に伴い、UBS AGは以前の関連会社投資の認識を中止した。詳細については、注記32を参照。⁽²⁾

「売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産」の分類変更を反映している。⁽³⁾ 2019年度の内訳は、関連会社28百万米ドル、共同支配企業18百万米ドルである。2018年度の内訳は、関連会社511百万米ドル（内、460百万米ドルは、SIX Payment Servicesのワールドラインへの売却に関連するSIXに対する株式持分の評価益を反映している。）、共同支配企業18百万米ドルである。⁽⁴⁾ 2019年度の内訳は、関連会社マイナス22百万米ドル、共同支配企業1百万米ドルである。2018年度については、合計1百万米ドルは関連会社である。⁽⁵⁾ 2019年度において、UBS AGの持分比率は17.31%である。UBS AGは取締役会の役員を務める。

c) 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

2019年度中に、UBS AGは、様々なSEの設立のスポンサーとなり、スポンサーとなっていない複数のSE（証券化ビークル、顧客ビークル及び特定の投資信託等）とも相互に連携している。UBSは当該SEを支配していないため、2019年12月31日現在、連結していない。

以下の表は、期末現在におけるUBS AGの非連結のSEへの関与及び損失に対する最大エクスポージャー、並びにUBSが関与を有するSEの保有資産合計額が表示されている。ただし、第三者がスポンサーとなっている投資信託は例外で、期末現在のUBSの持分の帳簿価額が開示されている。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

単位：百万米ドル その他の記載がある場合を除く	2019年12月31日現在				損失に対する 最大エク スポージャー ⁽¹⁾
	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有					
金融資産	462	130	5,874	6,466	6,466
デリバティブ金融商品	9	9	36	55	53
顧客貸出金及び前渡金			174	174	174
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない					
金融資産	81	8 ⁽²⁾	62	151	902
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される					
金融資産		3,955		3,955	3,955
償却原価で測定されるその他の金融資産	335	16 ⁽²⁾		351	1,372

資産合計	888 ⁽³⁾	4,118	6,147	11,152	
デリバティブ金融商品	2 ⁽⁴⁾	225	324	552	1
負債合計	2	225	324	552	
UBSが関与を有する非連結のストラクチャード・エンティティの保有資産(十億米ドル)	55 ⁽⁵⁾	73 ⁽⁶⁾	413 ⁽⁷⁾		

2018年12月31日現在

単位：百万米ドル その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計	損失に対する 最大エクスポージャー ⁽¹⁾
公正価値で測定されるトレーディング目的保有					
金融資産	420	174	7,297	7,890	7,890
デリバティブ金融商品	8	35	1	44	44
顧客貸出金及び前渡金			179	179	179
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない					
金融資産	87	48 ⁽²⁾	85	220	1,796
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される					
金融資産		3,931		3,931	3,931
償却原価で測定されるその他の金融資産	312	25 ⁽²⁾		337	1,423
資産合計	826 ⁽³⁾	4,212	7,562	12,600	
デリバティブ金融商品	3 ⁽⁴⁾	123	32	158	3
負債合計	3	123	32	158	
UBSが関与を有する非連結のストラクチャード・エンティティの保有資産(十億米ドル)	63 ⁽⁵⁾	69 ⁽⁶⁾	385 ⁽⁷⁾		

(1) 本開示の目的上、損失に対する最大エクスポージャーは、担保やその他の信用補完によるリスク低減効果を考慮していない。(2) ローン・コミットメントの帳簿価額である。これらの商品に係る損失に対する最大エクスポージャーは、想定元本に等しい。(3) 2019年12月31日現在、9億米ドルの内、6億米ドル(2018年12月31日現在：8億米ドルの内、6億米ドル)は、コーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにより保有されている。(4) クレジット・デフォルト・スワップ負債とその他のスワップ負債から成る。クレジット・デフォルト・スワップ負債の損失に対する最大エクスポージャーは、マイナスの帳簿価額と想定元本の合計に等しい。その他のスワップ負債については、損失に対する最大エクスポージャーは報告されていない。(5) 残存元本額である。(6) 資産合計の市場価額である。(7) UBSがスポンサーとなっている投資信託の純資産価値及びUBSがスポンサーとなっていない投資信託に対するUBSの持分の帳簿価額である。

UBS AGは、非連結のSEへの関与を、直接投資、ファイナンス、保証、信用状、デリバティブという形式で、また運用契約を通じて保持又は購入している。

損失に対するUBS AGの最大エクスポージャーは通常、SEに対するUBS AGの持分の帳簿価額と等しいが、保証、信用状及びクレジット・デリバティブの場合は、当該契約の想定元本をすでに発生した損失で調整した金額が、UBS AGのさらされる最大損失となる。加えて、トータル・リターン・スワップなど、再調達価額 - 借方に計上されるデリバティブのスワップの現在公正価値のみが、損失に対する最大エクスポージャーとして表示される。これらのスワップのリスク・エクスポージャーは、市場の動きに応じて、時の経過とともに変動する可能性がある。

上記の表に開示された、損失に対する最大エクスポージャーには、UBS AGのリスク管理活動(非連結のSEに内在するリスクを経済的にヘッジするために使用される可能性のある金融商品による効果や担保又はその他の信用補完によるリスク低減効果を含む。)が反映されていない。

2019年度及び2018年度において、契約上の義務を負わない場合、UBS AGは、非連結のSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGは将来においても支援を行う意図はない。

2019年度及び2018年度において、非連結のSEへの関与により生じた収益及び費用は主に、一般的に他の金融商品でヘッジされている、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に計上される時価評価の変動、並びにUBSがスポンサーとなっているファンドから受領した受取報酬及び手数料に起因する。

証券化ビークルへの関与

2019年12月31日及び2018年12月31日現在、UBS AGは、様々な証券化ビークルへの関与を、保有の継続及び取得を通じて保持している。証券化ビークルへの関与の大部分は、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで保有されている。インベストメント・バンクも、ファイナンス、引受業務、流通市場及びデリバティブ取引業務に関連する証券化ビークルへの関与を保持している。場合によっては、UBS AGは、他の当事者よりも前に非連結のSEから生じる損失を負担することが要求される。これは、UBS AGの関与が、所有持分構造において、他の企業よりも劣後しているためである。

上記の表に開示されている計数は、www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にある2019年12月31日付の第3の柱に関する報告（訳者注：原文の「31 December 2019 Pillar 3 report」）において表示されている証券化ポジションの計数と相違する場合がある。その理由は、次の通りである。（i）SEに該当しない事業体との間で行われたシンセティック型証券化取引及びUBS AGがリスクを負担しないため関与を有していない取引は含まれていない、（ ）一部について、測定基準が異なる（例えば、上表においてはIFRSの帳簿価額であるのに対し、「Pillar 3 disclosures」においては、ネット・エクスポージャーの額）、及び（ ）UBS AGがスポンサーとなっているとみなされるビークルと第三者がスポンサーとなっているビークルとの間の分類が異なる。

証券化ビークル及びその他のストラクチャード・エンティティの連結及びスポンサー活動に関するUBS AGの会計方針については、注記1a第1項を参照。

詳細については、www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」の2019年12月31日付の第3の柱に関する報告（訳者注：原文の「31 December 2019 Pillar 3 report」）を参照。

顧客ビークルへの関与

2019年12月31日及び2018年12月31日現在、UBS AGは、ファイナンス及びデリバティブ活動、また仕組商品の売出しのヘッジに関連して、UBS AG及び第三者がスポンサーとなっている顧客ビークルへの関与を保持している。これらの投資に含まれるものは、米国政府機関が保証する有価証券である。

投資信託への関与

UBS AGは、主にシード投資の結果として、あるいは仕組商品の売出しをヘッジするために、複数の投資信託への関与を保有している。上記の表に開示された関与のほか、UBS AGは様々な投資信託プールの資産を運用し、全部又は一部がファンドの純資産価値及び/又はファンドのパフォーマンスに基づき決められる報酬を受け取っている。特定の報酬体系は、各種の市場要素に基づいており、ファンドの性質、設立管轄地、さらに顧客との交渉による報酬スケジュールを考慮に入れる。このような報酬契約は、UBS AGの投資家へのエクスポージャーを調整することから、ファンドへの関与を示し、事業体の業績による変動リターンを構成する。ファンドの構造に応じて、これらの報酬は、ファンドの資産及び/又は投資家から直接回収される場合がある。未収報酬は定期的に回収され、通常当該ファンドの資産を裏付けとしている。2019年12月31日及び2018年12月31日現在、UBS AGは、これらの関与から生じる損失に対する重要なエクスポージャーを有していない。

UBSが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなっている複数のSEについて、UBS AGは、期末現在、関与を有していない。しかしながら、各報告期間において、UBS AGは資産を譲渡し、サービスを提供し、さらにスポンサーとなっているこれらのSEとの関与に該当しない金融商品を保有していたため、当該SEから生じた収益を稼得し、費用を負担した。以下の表は、期中にこれらのSEから直接稼得した収益及び発生した費用、並びに対応する資産情報を示している。本表には、リスク管理活動から稼得した収益及び発生した費用（非連結のSEと取引した商品を経済的にヘッジするために使用された金融商品から生じる収益及び費用など）は含まれていない。

報酬の大部分は、UBS AGがスポンサーとなって管理し、第三者が運用している投資信託から生じたものである。UBS AGは、積極的なマネジメント・サービスを提供していないことから、UBS AGはこれらの事業体の業績によるリスクにさらされておらず、従って当該事業体への関与を有しているとはみなされなかった。一部のストラクチャーにおいて、受取報酬は、投資家から直接回収される場合があるため、以下の表には含まれていない。

またUBS AGは、主にデリバティブ（金利スワップや通貨スワップ、UBS AGがプロテクションを購入しているクレジット・デリバティブなど）及び公正価値での測定を指定された金融負債から生じた時価評価の変動による、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額を計上した。UBS AGは、事業体の業績による変動性を負担していないため、これは関与として認められない。収益合計の報告額は、UBS AGのリスク管理活動による経済的ヘッジやその他のリスク軽減効果を反映していない。

2019年度に、UBS AG及び第三者は、当年度に設立され、スポンサーとなっている証券化ビークルにそれぞれ10億米ドル及び10億米ドルの資産を譲渡した（2018年度：それぞれ10億米ドル及び10億米ドル）。また、UBS AG及び第三者は、当年度に設立され、スポンサーとなっている顧客ビークルにそれぞれ0億米ドル及び10億米ドルの資産を譲渡した（2018年度：それぞれ20億米ドル及び0億米ドル）。スポンサーとなっている投資信託については、投資家が投資を行うとともにポジションを買い戻したため、当期中に複数の譲渡が発生した。これらの譲渡によりファンド全体の規模が変更され、また市場の変動も伴い、期末の純資産価値の合計額は420億米ドル（2018年12月31日現在：180億米ドル）となった。

期末現在、UBSが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ

現在又は終了事業年度				
2019年12月31日				
単位：百万米ドル その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計
受取利息純額	(1)	0	(1)	(2)
受取報酬及び手数料純額		13	50	63
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	19	(18)	9	11
収益合計	19	(5)	58	72
資産情報(十億米ドル)	2⁽¹⁾	1⁽²⁾	42⁽³⁾	

現在又は終了事業年度				
2018年12月31日				
単位：百万米ドル その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計
受取利息純額	0	(6)	1	(5)
受取報酬及び手数料純額		16	39	54
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	0	8	20	29
収益合計	1	18	60	78
資産情報(十億米ドル)	2⁽¹⁾	2⁽²⁾	18⁽³⁾	

(1) 各証券化ビークルに譲渡された資産の額である。(2) 各顧客ビークルに移転された資産の額である。(3) 各投資信託の純資産価値の総額である。

注記32 組織変更及び子会社及び事業体の取得及び処分

グループの構造及び組織の変更

英国の事業の移転及びUBSリミテッドのUBSヨーロッパSEへのクロスボーダーの統合

2018年度第4四半期に、UBS AGロンドン支店が業務を提供可能なUBSリミテッドの顧客及び他の取引相手先の大部分が、UBS AGロンドン支店に移転された。移転された事業に影響のある取引の内、移転日以降に発生したものは、UBS AGロンドン支店において計上された。

2019年3月1日、UBS AGは英国の事業の統合的移転及びUBSリミテッドのUBSヨーロッパSE（ドイツに本社を置く欧州の子会社）へのクロスボーダーの統合を完了した。

UBSアセット・マネジメントAG

UBS AGは、2016年度に、アセット・マネジメント事業部門の事業子会社の大部分をUBSアセット・マネジメントAGに移転した。2019年4月1日より、当グループの破綻処理の実行可能性を改善するためのUBSの取り組みの一環として、UBS AGが行っていたスイスのアセット・マネジメント事業をUBS AGからその間接子会社であるUBSアセット・マネジメント・スイスAGに移転した。この移転により、UBS AGはスイスのアセット・マネジメント事業及び米国外の全てのアセット・マネジメントの子会社を、別のアセット・マネジメントのサブグループ構造に移転し終えた。

UBSグループ・ファンディング（スイス）AG

UBSグループ・ファンディング（スイス）AGは、UBSグループAGが保証する損失吸収その他Tier 1（以下「AT 1」という。）資本商品及び総損失吸収力（以下「TLAC」という。）適格シニア無担保債の発行を目的として2016年度に設立されたUBSグループAGの完全所有直接子会社である。スイスの規制要件に従い、また、損失吸収AT 1やTLAC適格シニア無担保債を発行するシステム上関連ある銀行の持株会社に適用されるスイス税法の2019年1月1日付の変更に伴い、2019年10月に、そうした既存の商品はUBSグループ・ファンディング（スイス）AGからUBSグループAGに移転された。

UBSビジネス・ソリューションズAG

UBSビジネス・ソリューションズAGは、当グループのサービス会社としての役割を担うことを目的に、UBSグループAGの直接子会社として2015年度に設立された。UBS AGは、米国外の既存のサービス子会社の大半の所有権をUBSビジネス・ソリューションズAGに移転した。2017年度には、スイス及び英国の共通業務機能をUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGに移転し、また、UBS AGは、米国のサービス会社で、UBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシーの完全子会社であるUBSビジネス・ソリューションズUSエルエルシーへの米国の共通業務機能の移転を完了した。

取得

UBSセキュリティーズ中国の持分の増加及び連結

2018年12月に、UBS AGはUBSセキュリティーズ中国の持分比率を24.99%から51%に増加させ、IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、同社の支配を獲得した。支配の獲得に伴い、UBS AGは従前の24.99%の持分を公正価値で再測定し、税引前損失270百万米ドルをその他の収益に認識した。また、従前の関連会社投資の認識が中止されたことにより、為替換算差益（純額）46百万米ドルもその他の収益に認識した。

26.01%の追加持分の取得原価は、125百万米ドルであった。連結処理により、UBS AGは、102百万米ドルのれん及び278百万米ドルのその他の純資産を認識した。これに加え、136百万米ドルの非支配株主持分を認識した。

子会社及び事業の売却及び処分

2019年度、2018年度及び2017年度において、売却又は処分により連結範囲から除外された重要な子会社はなかった。

2018年度第3四半期において、UBS AGは、ヴィダー・ホテルの売却を完了した。これにより、25百万米ドルの子会社及び事業売却益（税引前）、並びに31百万米ドルの不動産売却益（税引前）が発生した。

2017年度において、UBS AGは、ルクセンブルグ及びスイスにおけるアセット・マネジメント事業部門所属のファンド管理サービシング部門のノーザン・トラストへの売却を完了した。これにより、153百万米ドルの売却益（税引前）が発生した。

三井住友トラスト・ホールディングスとの戦略的パートナーシップ

2019年6月、UBS AGは、日本において、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（以下「三井住友トラスト・ホールディングス」という。）との間でウェルス・マネジメントに関するパートナーシップを締結した。2020年1月には、その第1段階として、UBS証券株式会社と三井住友トラスト・ホールディングスが同等の持分を保有する新規設立共同支配企業であるUBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザーの事業が開始しており、UBS AGは共同支配企業に対する投資として会計処理している。また、UBS AGと三井住友トラスト・ホールディングスは、それぞれの既存顧客に対して、互いの商品及びサービスの提供を開始している。

このパートナーシップの第2段階は2021年に開始する予定であり、UBS AGが51%を保有し支配する新事業体が設立され、UBS AGは当該事業体を連結する必要がある。UBS AGは、クロージングにおける株主資本への重要な影響はないと予想している。

バンコ・ド・ブラジルとの戦略的パートナーシップ

2019年11月、UBS AGは、ブラジルおよび南米の一部の国において、投資銀行サービスおよび機関投資家向け証券仲介を提供する戦略的投資銀行パートナーシップを設立するため、バンコ・ド・ブラジルと拘束力のある契約を締結した。このパートナーシップは、両社の利害関係者からの資産を結合して設立される予定である。UBS AGはブラジル及びアルゼンチンにおける投資銀行業務プラットフォーム並びにブラジルにおける機関投資家向け仲介事業を拠出する意向である。バンコ・ド・ブラジルは、法人顧客への独占的アクセス権を提供する意向である。UBS AGは当該事業体の50.01%の支配持分を保有することになるため、当該事業体を連結する必要がある。当該取引のクロージングには規制当局の承認が必要であり、現時点では、2020年度上半期に予定されている。UBS AGは、クロージングにおける株主資本への重要な影響はないと予想している。

UBSファンドセンターの過半数株式の売却

2020年1月、UBS AGは、UBSファンドセンターの過半数株式を、ドイツ取引所グループのポストトレード・サービス提供会社であるクリアストリームに売却することで合意した。UBS AGは、当該事業の少数株主持分（48.8%）を維持しているが、後日、残りの持分をクリアストリームに売却することができる契約を締結する予定である。当該取引の一環として、UBS AGとクリアストリームは、グローバル・ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメント、及びパーソナル&コーポレート・バンキングの法人顧客・機関投資家顧客部門へのサービス提供に向けた長期的な業務提携契約を締結する予定である。当該取引は慣例的なクロージング条件に従っており、2020年度下半期に完了する予定である。UBS AGは、当該取引のクロージング時には税引後で約600百万米ドルの利益を計上する見込みである。UBS AGはUBSファンドセンターを連結から除外し、その少数株主持分を関連会社に対する投資として会計処理する。

注記33 ファイナンス・リース債権

UBS AGは、貸手としてファイナンス・リースにより様々な資産を第三者にリースしている。対象となる資産に含まれるのは、商用車、生産ライン、医療機器、建設機材及び航空機などである。各リースの終了時に、資産は第三者に売却されるか、又は再びリースされる場合がある。借手は実現した売却収入に関与することができる。リース料は、資産の購入費用（残存価額控除後）及び金融費用を賄うものである。

2019年12月31日現在、無保証残存価額が246百万米ドル（2018年12月31日：156百万米ドル）計上されており、回収不能な最低リース料受取額に対するECLステージ3引当金は6百万米ドル（2018年12月31日：7百万米ドル）であった。2019年度に変動リース料は受け取らなかった。次の表の金額は、総額で開示されている。注記17aのファイナンス・リース債権1,444百万米ドルは、予測信用損失に係る評価性引当金を控除した金額で表示されている。

リース債権

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在		
	最低リース料総額	前受金融収益	現在価値
2020年	448	31	417
2021年から2024年	874	52	822
2025年以降	221	6	215
合計	1,544	89	1,455

単位：百万米ドル	2018年12月31日現在		
	最低リース料総額	前受金融収益	現在価値

2019年	359	22	337
2020年から2023年	703	35	669
2024年以降	103	2	102
合計	1,166	58	1,107

注記34 保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

以下の表は、保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

	総額		総額合計	サブ・パーティシ ペーション	純額
	公正価値で 測定	公正価値で 測定されない			
2019年12月31日現在 単位：百万米ドル					
保証合計	986	18,142	19,128	(2,646)	16,482
貸出コミットメント	6,308	27,547	33,856	(787)	33,069
先日付スタートの取引 ⁽¹⁾					
リバース・レボ契約	20,284	1,657	21,941		
レボ契約	7,740	408	8,148		
2018年12月31日現在 単位：百万米ドル					
保証合計	1,639	18,146	19,785	(2,803)	16,982
貸出コミットメント	3,535	31,212	34,747	(647)	34,099
先日付スタートの取引 ⁽¹⁾					
リバース・レボ契約	8,117	925	9,042		
有価証券借入契約		12	12		
レボ契約	7,926	400	8,326		

⁽¹⁾ UBS AG又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

注記35 関連当事者

UBS AGでは、関連会社（UBSが重要な影響力を有している企業）、共同支配企業（UBSが他の当事者と共同で支配している企業）、UBS AG従業員の福利厚生用の退職後給付制度、主要経営幹部、主要経営幹部の近親者、並びに主要経営幹部及びその近親者が直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業を、関連当事者と定義する。主要経営幹部は、取締役会（以下「BoD」という。）及び執行役員会（以下「EB」という。）のメンバーとして定義される。

a) 主要経営幹部に対する報酬

BoD会長は個別の経営者雇用契約を締結しており、退職時に年金給付を受ける。以下の表には、BoD会長及びEBの全メンバーに対する報酬の総額が含まれている。

主要経営幹部に対する報酬

単位：百万米ドル その他の記載がある場合を除く	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
基本給及びその他現金支給額 ⁽¹⁾	30	25	24
インセンティブ報奨 - 現金 ⁽²⁾	13	14	13
DCCPに基づく年次のインセンティブ報奨	20	21	20
雇用主による退職給付制度への掛金	2	3	3
現物給付、追加給付（市場価額）	1	2	2

株式報酬 ⁽³⁾	34	38	36
合計	101	102	98
合計 (百万スイス・フラン) ⁽⁴⁾	101	100	98

⁽¹⁾ 規制要件に対応し、市場慣行に従って提供された役割ベース給を含む場合がある。⁽²⁾ 規制要件に従い、現金部分には売却制限のある株式を含む場合もある。⁽³⁾ 付与された株式に係る費用は、各報奨の付与日に算定され、通常、5年間の権利確定期間にわたり配分される。詳細については、注記30を参照。EBのメンバーの2019年度の株式報酬は全てLTIP報奨から構成されており、2018年度及び2017年度の株式報酬は全てEOP報奨から構成されていた。BoD会長の2019年度、2018年度及び2017年度の株式報酬は全てUBS株式から構成されていた。

⁽⁴⁾ 開示されたスイス・フランの金額は、適用される業績報奨の為替レートにより換算された米ドルの金額を表している(2019年度:米ドル/スイス・フラン 0.99、2018年度:米ドル/スイス・フラン 0.98、2017年度:米ドル/スイス・フラン 1.00)。

BoDの社外取締役は、UBS AGとの間で雇用契約も役務提供契約も締結していないため、BoDに対する役務の終了時に給付を受ける資格を有することにはならない。社外取締役としての役務提供に関して個人へ支払われた総額は、2019年度に7.3百万米ドル(7.3百万スイス・フラン)、2018年度に7.6百万米ドル(7.4百万スイス・フラン)及び2017年度に7.1百万米ドル(7.1百万スイス・フラン)であった。

b) 主要経営幹部による株式保有

主要経営幹部による株式保有

	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
持株参加制度でBoDの社外取締役以外のメンバー及びEBのメンバーが保有するストック・オプション数 ⁽¹⁾	0	0
BoDとEBのメンバー及び当該メンバーとの緊密な関係者が保有する株式数 ⁽²⁾	6,609,848	5,676,989

⁽¹⁾ 詳細な情報は注記30を参照。⁽²⁾ 失効条件付変動報酬制度に基づき付与された株式は除く。

上記株式合計数のうち、主要経営幹部の近親者が保有していた株式は2019年12月31日現在はなく、2018年12月31日現在は、95,597株であった。2019年12月31日及び2018年12月31日現在、主要経営幹部又はその近親者が、直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業が保有している株式はなかった。詳細な情報は注記30を参照。2019年12月31日現在、BoD又はEBのメンバーに、UBSグループAG株式の1%超を保有する実質株主はいなかった。

c) 主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン

BoDの社外取締役以外のメンバー及びEBのメンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンは、通常の業務過程において、他の従業員に対して提供される場合と実質的に同一の条件(金利や担保などの条件で、回収可能性に関して通常のリスク以上のものを伴わず、当行に不利となる要素も含まない条件)により提供された。BoDの社外取締役に対しては、通常の業務過程において、一般の市場条件に基づいて貸出金及び住宅ローンが提供される。

貸出金、前渡金及び住宅ローン残高の増減は、以下の通りである。

主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン⁽¹⁾

単位:百万米ドル その他の記載がある場合を除く	2019年	2018年
期首残高	28	34
増加	6	15
減少	(11)	(22)

期末残高 ⁽²⁾	23	28
期末残高(百万スイス・フラン) ^{(2),(3)}	22	27

⁽¹⁾ 全ての貸出金は担保付貸出金である。⁽²⁾ 2019年12月31日現在、未使用のアンコミット型借入枠はない。2018年12月31日現在、EBのメンバー1名の未使用のアンコミット型借入枠3,000,000米ドル(2,949,690スイス・フラン)は含まない。⁽³⁾ 開示されたスイス・フランの金額は、関連する期末の為替レートにより換算された米ドル金額を表している。

d) 主要経営幹部が支配する企業とのその他の関連当事者間取引

2019年度及び2018年度において、UBS AGは、UBS AGの主要経営幹部又はその近親者が直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業と取引を行っておらず、2019年12月31日、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、当該取引に係る未決済残高はなかった。さらに、2019年度及び2018年度において、主要経営幹部が支配する企業は、UBS AGに商品の販売又はサービスの提供を行わなかったため、UBS AGからいかなる報酬も受け取らなかった。また、2019年度及び2018年度において、UBS AGもかかる企業にサービスの提供を行わなかったため、いかなる報酬も受け取らなかった。

e) 関連会社及び共同支配企業との取引

関連会社及び共同支配企業に対する貸出金及び債権

単位：百万米ドル	2019年	2018年
期首帳簿価額残高	829	565
増加	145	276
減少	(5)	(13)
為替取引	13	0
期末帳簿価額残高	982	829
内、無担保貸出金	971	818

関連会社及び共同支配企業とのその他の取引

単位：百万米ドル	現在又は終了事業年度	
	2019年12月31日	2018年12月31日
商品及びサービスを受けた関連会社及び共同支配企業への支払い	124	177
関連会社及び共同支配企業へのサービス提供に伴う受取報酬	1	4
関連会社及び共同支配企業に対する負債	101	
関連会社及び共同支配企業へのコミットメント及び偶発負債	1,598	4

関連会社及び共同支配企業に対する投資の概要については、注記31を参照。

f) UBSグループAGとUBSグループAGのその他の子会社との間の債権及び債務

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
債権		
顧客貸出金及び前渡金	1,255	1,161
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	180	139
償却原価で測定されるその他の金融資産	60	105
債務		
顧客預金	2,314	2,152
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	47,866	41,202
償却原価で測定されるその他の金融負債	1,829	1,711
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債 ⁽¹⁾	217	

⁽¹⁾公正価値での測定を指定されたUBSグループAG及びその子会社からの資金調達を示している。詳細な情報は注記22bを参照。

注記36 投資資産及び純新規資金

投資資産

投資資産は、投資目的でUBS AGが管理する、又はUBS AGに預けられている顧客資産の全てを含む。投資資産は、管理ファンド資産、管理機関投資家資産、一任勘定及びアドバイザー資産管理ポートフォリオ、信託預金、定期預金、貯蓄預金及び資産管理証券又は株式委託取引口座を含む。資金管理及び取引目的のために保有する法人顧客資産を含む、純粋な取引目的で保有する資産及び保管のみの資産は全て、投資資産から除かれ

る。これは、UBS AGは資産を管理するのみであり、かかる資産の投資方法について助言を提供しないためである。また担保可能でない資産（例、アート・コレクションなど）及び資金拠出又はトレーディング目的の第三者銀行からの預り金も除かれる。

一任資産は、UBS AGが投資方法を決定する顧客資産として定義される。その他の投資資産は、顧客が最終的にその資産の投資方法を決定する場合の資産である。1つの商品が、ある事業部門で生み出され、他の事業部門で販売される場合、その商品は投資管理を実施する事業部門と販売する事業部門の両方で計上される。これは、UBS AGの総投資資産内での二重計上となる。その理由は、両事業部門がそれぞれの顧客に個別にサービスを提供し、価値を付加し、収益を発生させているためである。

純新規資金

報告期間の純新規資金とは、新規顧客及び既存顧客がUBS AGに預託した投資資産から、既存顧客及びUBS AGとの取引関係を終了した顧客が引き出した投資資産を差し引いた純額である。

純新規資金は取引に基づき、投資資産の流出入を顧客レベルで算定するという直接的な方法で算出される。投資資産からの受取利息及び受取配当金は、純新規資金の流入としては算入されない。市場及び為替の変動、並びに報酬、手数料及び貸出金に係る利息は、UBS AGの子会社又は事業を取得又は処分した結果生じる影響と同様、純新規資金には算入されない。提供されるサービスのレベル変更に伴う投資資産と保管のみの資産との間での分類変更は通常、純新規資金の流出入として取扱われる。ただし、そうしたサービスのレベル変更が外部規則又はUBS AGによる市場撤退や特定サービスの提供中止に係る戦略的決定に直接起因する場合には、一度限りの影響（純額）がその他の影響として報告される。

インベストメント・バンクは、投資資産及び純新規資金を追跡していない。しかし、顧客がインベストメント・バンクから他の事業部門に移管された場合、顧客の資産がすでにUBS AGの元にあったとしても、純新規資金が生じる可能性がある。2019年度及び2018年度において、インベストメント・バンクと他の事業部門との間でのこのような移管はなかった。

投資資産及び純新規資金

単位：十億米ドル	現在又は終了事業年度	
	2019年12月31日	2018年12月31日
UBSの運用するファンド資産	358	342
一任資産	1,209	999
その他の投資資産	2,040	1,760
投資資産合計⁽¹⁾	3,607	3,101
内、二重計上	248	213
純新規資金⁽¹⁾	51	59

(1) 二重計上を含む。

投資資産の変動

単位：十億米ドル	2019年	2018年
期首投資資産合計 ⁽¹⁾	3,101	3,262
純新規資金	51	59
市場の動き ⁽²⁾	444	(180)
為替換算調整	6	(35)
その他の影響	5	(5)
内、取得/処分	(1)	7
期末投資資産合計⁽¹⁾	3,607	3,101

(1) 二重計上を含む。(2) 受取利息及び受取配当金を含む。

注記37 為替換算レート

以下の表は、米ドル以外の機能通貨建てのUBS AGの営業活動体に係る財務情報を米ドルに換算するために使われた主要な為替レートである。

	期末為替レート		平均レート ⁽¹⁾		
	現在		終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
1 スイス・フラン	1.03	1.02	1.01	1.02	1.02
1 ユーロ	1.12	1.15	1.12	1.18	1.14
1 英ポンド	1.32	1.28	1.28	1.33	1.30
100円	0.92	0.91	0.92	0.91	0.89

(1) 米ドル以外を機能通貨としている営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートで米ドルに換算されている。開示されている年間平均レートは、同じ機能通貨を使用しているUBS AGの全ての営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した12ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

注記38 IFRSとスイスGAAPとの主な相違

UBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）は、IFRSに基づく財務書類を公開する金融グループに対して、IFRSとスイスGAAPとの主な相違の説明を義務付けている（FINMA令2015/1及び銀行法）。本注記に記載されているのは、IFRSと銀行法及び銀行法の第25条から第42条に基づく真実かつ公正な概観を表示する財務報告を規定するFINMAのガイドラインの規定との間の認識及び測定における重要な相違である。

1. 連結

IFRSでは、持株会社が支配する企業は全て連結される。

スイスGAAPでは、UBS AGにとって重要でないとみなされた企業又は一時的にのみ保有する企業は、連結対象外とされ、持分法で会計処理される持分投資又は原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される金融投資として計上される。

2. 金融資産の分類及び測定

IFRSでは、負債性金融商品は、当該資産が保有される事業モデルの性質及び当該資産の契約上のキャッシュ・フローの特性により、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）、又は純損益を通じて公正価値（以下「FVTPL」という。）で測定される。UBS AGでは資本性金融商品をFVTPLで会計処理している。

スイスGAAPでは、トレーディング資産及びデリバティブはIFRSに準拠してFVTPLで測定されるが、非トレーディング負債性金融商品は、当該資産が公正価値ベースで管理される場合であっても、通常、償却原価で測定される。また証券の形態の金融資産の測定は、当該資産の性質によって決定される。満期まで保有されない負債性金融商品（すなわち売却可能商品）及び永続的に保有する意図のない資本性金融商品は、金融投資に分類され、（償却）原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価値の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の経常活動からのその他の収益に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、非連結の子会社及びその他の持分投資に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。

減損損失は、損益計算書の非連結の子会社及びその他の持分投資の減損に計上される。当初の取得原価を上限とする減損の戻入額及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の特別利益/特別損失に計上される。

3. 金融負債に適用される公正価値オプション

IFRSでは、UBS AGは、トレーディング目的保有ではない一部の金融負債に対して、公正価値オプションを適用している。公正価値オプションが適用される商品はFVTPLで会計処理される。金融負債の公正価値の変動額のうち、UBS AGの自己の信用の変動に帰属する部分は、利益剰余金のその他の包括利益に表示される。公正価値オプションは、主に発行された仕組債、一部の仕組債以外の債券、レポ契約に基づく一部の債務及び有価証券貸付契約に係る担保金、ユニットリンク型投資契約に係る未払額、並びにブローカレッジ債権に適用される。

スイスGAAPでは、公正価値オプションは、債務の主契約及び自己の資本に関連しない1つ又は複数の組込デリバティブで構成される仕組債にのみ適用することが認められる。さらに、UBS AGの自己の信用の変動に起因する未実現の公正価値の変動は認識されないが、実現した自己の信用はトレーディング収益純額として認識される。

4. 予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金

IFRSでは、予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金は、予想信用損失モデルに基づき見積られる。予想信用損失（以下「ECL」という。）は、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証、ローン・コミットメント並びにその他の信用枠について認識される。ステージ1については、最大12ヶ月間のECLは当初の認識時から認識される。ステージ2については、金融商品の当初の認識後に信用リスクの著しい増加が認められる場合には、全期間ECLが認識される。信用減損金融商品についても、全期間ECLが認識され、ステージ3の金融商品と呼ばれる。金融商品が信用減損しているか否かの判定は、1つ又は複数の損失事象の発生に基づく。

スイスGAAPでは、債権は、損失事象が当初の認識後に発生し、かつ、当該損失事象が、信頼性をもって見積ることができる将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすことを客観的な証拠が示している場合に、減損しているとして貸倒引当金又は信用損失引当金が認識される（発生損失アプローチ）。UBS AGでは、発行体又は取引相手先の信用力が低下した結果、当初の契約条件による債権に基づく金額を、UBS AGが全額は回収できない場合に、債権が減損していると判断する。発生損失アプローチに基づく減損は、IFRSにおけるステージ3の信用減損債権に係るECLと一致する。「債権」とは、貸出金もしくは債権、又は満期保有目的の償却原価で測定されるその他の負債性金融商品、償却原価もしくは時価のいずれか低い方で測定される売却可能負債性金融商品、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。

貸倒引当金は、金融資産の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する信用損失引当金は、引当金として計上されている。信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金の変動は信用損失（費用）/戻入として認識されている。

5. ヘッジ会計

IFRSでは、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計が適用された場合、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効な部分に係る公正価値利得又は損失は、資本に認識される。公正価値ヘッジ会計が適用された場合、デリバティブ及びヘッジ対象に係る公正価値利得又は損失は損益計算書に認識される。

スイスGAAPでは、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰り延べられる。公正価値ヘッジで指定されたヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値の変動に対して調整されない。

6. のれん及び無形資産

IFRSでは、企業結合で取得したのれんは償却されず、毎年減損テストが実施される。耐用年数を確定できない無形資産も、償却されず、毎年減損テストが実施される。

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。さらに、これらの資産については、毎年減損テストが実施される。

7. 年金及びその他の退職後給付制度

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度に関してIFRS又はスイスの会計基準を適用することを認めている。その選択は制度ごとに行われる。

UBS AGは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（以下「FER第16号」という。）を適用している。スイスGAAPの規定は、確定拠出制度の部分と確定給付制度の部分との組み合わせである混合制度であるスイスの年金制度特有の性質により即したもののだが、IFRSでは確定給付制度として処理される。スイスGAAPとIFRSとの主な相違には、将来の昇給や退職貯蓄に係る将来の金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が含まれる。さらに、IFRSに従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使用される割引率（すなわち、予定利率）は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

IFRSは確定給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額を貸借対照表に計上し、再測定から生じる変動額を直接資本に認識することを要求している。しかし、IFRSに準拠した会計処理を選択したスイス以外の確定給付制度について、スイスGAAPでは、再測定による変動額はUBS AGの個別損益計算書に認識される。

スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金が利用できる場合や、雇用主が（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

8. リース

IFRSでは、単一のリース会計モデルが適用されており、UBS AGがリース契約における借手である場合、UBS AGは使用権資産及び対応するリース負債を貸借対照表に計上する必要がある。使用権資産及びリース負債は、UBS AGが当該資産の物理的使用の支配権を取得した時点で認識される。リース負債は、リース期間にわたるリース料を、UBS AGの無担保借入利率で割り引いた現在価値に基づき測定される。使用権資産はリース負債と同額で計上されるが、前払賃料、当初直接コスト、リース資産の改修コスト及び/又はリース・インセンティブの受取りについて調整される。使用権資産は、リース期間と原資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり減価償却される。

スイスGAAPでは、対象となる資産に対するリスク及び経済価値を実質的に全て移転するが、法的所有権は必ずしも移転しないリースは、ファイナンス・リースとして分類される。その他のリースは全てオペレーティング・リースとして分類される。ファイナンス・リースは貸借対照表で認識され、IFRSに準拠して測定されるのに対し、オペレーティング・リースのリース料は、リース期間（借手が資産の物理的使用を支配する際に開始する。）にわたり定額法で一般管理費として認識される。リース・インセンティブは支払リース料に対する控除項目として処理され、リース期間にわたり規則的な基準で認識される。

9. 再調達価額のネットティング

IFRSでは、限定的なIFRSに基づくネットティング条件を満たさない限りは、再調達価額及び関連する現金担保は総額で表示される。当該条件とは、（ ）通常の事業の過程においても、UBS AG及びその取引相手先に債務不履行、破産又は支払不能が生じた場合においても、無条件かつ法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び関連する担保契約が存在すること、及び（ ）純額ベースで決済する、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がUBS AGにあることである。

スイスGAAPでは、UBS AGの取引相手先に債務不履行、破産又は支払不能が生じた際にマスター・ネットティング契約及び関連する担保契約に法的強制力がある場合、再調達価額及び関連する現金担保は通常、純額で表示される。

10. マイナス利息

IFRSでは、金融資産に生じたマイナス利息は受取利息の定義を満たさないため、金融資産に係るマイナス利息及び金融負債に係るマイナス利息は、それぞれ支払利息及び受取利息に表示される。

スイスGAAPでは、金融資産に係るマイナス利息は受取利息に表示され、金融負債に係るマイナス利息は支払利息に表示される。

11. 特別利益及び損失

スイスGAAPでは、臨時及び営業外利益及び損失の特定項目（持分投資、有形固定資産及び無形資産の処分による実現利得又は損失、持分投資及び固定資産の減損の戻入など）が特別利益及び損失に分類される。この区分はIFRSでは利用できない。

注記39 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

UBSスイスAGの連帯債務

2015年度に、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務(UBS AGが発行した特定の登録負債性証券の完全かつ無条件の保証を含む。)に対する連帯責任を引き受けた。この連帯債務を反映するため、UBSスイスAGは、連帯保証人である子会社として独立した列項目に表示されている。

UBS AGの契約上の債務に係るUBSスイスAGの連帯債務は、2019年度に90億米ドル減少し、2019年12月31日現在、170億米ドルとなった。この減少は主に契約の満期到来によるものであるが、2015年度第2四半期における資産譲渡日に存在していたUBS AGの負債が早期消滅したことも程度は小さいながら減少の要因となっている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万米ドル	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
2019年12月31日終了事業年度					
営業収益⁽³⁾					
受取利息	8,966	4,104	5,380	(3,028)	15,421
支払利息	(9,472)	(1,021)	(3,583)	3,070	(11,006)
受取利息純額	(506)	3,083	1,796	42	4,415
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る					
その他の収益純額	5,116	924	1,114	(322)	6,833
信用損失(費用)/戻入	(51)	7	(33)	0	(78)
受取報酬及び手数料	3,285	4,342	12,527	(997)	19,156
支払報酬及び手数料	(674)	(819)	(1,188)	986	(1,696)
受取報酬及び手数料純額	2,610	3,523	11,338	(11)	17,460
その他の収益	4,962	259	1,960	(6,504)	677
営業収益合計	12,131	7,796	16,176	(6,795)	29,307
営業費用					
人件費	3,251	1,936	8,614	0	13,801
一般管理費	3,467	3,181	4,565	(2,627)	8,586
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	861	221	602	(108)	1,576
のれん及び無形資産の償却費及び減損	94	0	170	(88)	175
営業費用合計	7,672	5,338	13,951	(2,823)	24,138
税引前営業利益/(損失)	4,458	2,458	2,225	(3,972)	5,169
税金費用/(税務上の便益)	176	514	530	(21)	1,198
当期純利益/(損失)	4,283	1,944	1,695	(3,951)	3,971
非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)	0	0	6	0	6
株主に帰属する当期純利益/(損失)	4,283	1,944	1,689	(3,951)	3,965

(1) UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE

及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。⁽³⁾ 2019年1月1日より、UBS AG、UBSスイスAG及び一部のその他の子会社は、受取及び支払配当金の表示を改善し、配当金を受取(支払)利息から純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に振り替えた。これに応じて過年度の比較情報が修正再表示された。詳細については、注記1bを参照。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万米ドル	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
2019年12月31日終了事業年度					
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	4,283	1,944	1,689	(3,951)	3,965
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益					
為替換算調整、税効果後	(12)	150	39	(85)	92
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産、税効果後	0	0	117	0	117
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	870	140	147	(15)	1,143
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益合計、税効果後	859	290	303	(100)	1,351
損益計算書に振り替えられないことのないその他の 包括利益					
確定給付制度、税効果後	(78)	(6)	(75)	(11)	(170)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の 信用、税効果後	(392)				(392)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の 包括利益合計、税効果後	(470)	(6)	(75)	(11)	(562)
その他の包括利益合計	388	284	228	(111)	789
株主に帰属する包括利益合計	4,671	2,228	1,917	(4,062)	4,754
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			2		2
包括利益合計	4,671	2,228	1,919	(4,062)	4,756

(1) UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万米ドル	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
2019年12月31日現在					
資産					
現金及び中央銀行預け金	36,386	60,926	9,756		107,068
銀行貸出金及び前渡金	32,888	7,992	17,430	(45,931)	12,379
有価証券ファイナンス取引による債権	56,946	12,536	42,534	(27,771)	84,245
デリバティブに係る差入担保金	22,830	990	8,508	(9,038)	23,289
顧客貸出金及び前渡金	88,386	193,543	63,676	(17,612)	327,992
償却原価で測定されるその他の金融資産	5,723	8,168	11,448	(2,327)	23,012
償却原価で測定される金融資産合計	243,159	284,154	153,351	(102,679)	577,985
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	113,802	53	15,320	(1,479)	127,695
内、取引相手先により売却又は再担保差入されてい る可能性のある差入担保資産	58,599	0	5,386	(22,701)	41,285
デリバティブ金融商品	118,708	4,251	29,782	(30,899)	121,843
ブローカレッジ債権	11,453		6,556	(1)	18,007
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない 金融資産	49,525	6,701	41,908	(14,498)	83,636
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	293,488	11,004	93,565	(46,877)	351,181
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資 産	176		6,169		6,345
子会社及び関連会社投資	51,212	28	39	(50,227)	1,051
有形固定資産及びソフトウェア ⁽³⁾	7,318	1,144	3,749	(385)	11,826
のれん及び無形資産	222		6,212	35	6,469
繰延税金資産	618	0	8,895		9,513
その他の非金融資産	5,060	1,770	857	(140)	7,547
資産合計	601,252	298,101	272,837	(200,273)	971,916
負債					
銀行預り金	55,738	28,240	35,773	(113,181)	6,570
有価証券ファイナンス取引による債務	21,326	565	13,583	(27,696)	7,778
デリバティブに係る受入担保金	30,571	98	9,773	(9,027)	31,416
顧客預金	85,954	239,226	86,550	38,861	450,591
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽⁴⁾	47,866				47,866
償却原価で測定される社債	54,317	8,583	5	(70)	62,835
償却原価で測定されるその他の金融負債 ⁽³⁾	5,345	2,666	5,204	(2,842)	10,373
償却原価で測定される金融負債合計	301,117	279,379	150,888	(113,954)	617,429
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	25,292	383	6,233	(1,317)	30,591
デリバティブ金融商品	117,597	4,046	30,089	(30,852)	120,880
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	25,358		11,877	(3)	37,233
公正価値での測定を指定された社債	65,677		952	(38)	66,592
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	8,571		31,031	(3,445)	36,157
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	242,495	4,429	80,184	(35,655)	291,452
引当金	1,101	196	1,641		2,938

その他の非金融負債	1,644	931	3,559	34	6,168
負債合計	546,357	284,936	236,271	(149,576)	917,988
株主に帰属する持分	54,895	13,165	36,391	(50,697)	53,754
非支配株主持分に帰属する持分			174		174
資本合計	54,895	13,165	36,566	(50,697)	53,928
負債及び資本合計	601,252	298,101	272,837	(200,273)	971,916

(1) UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。(3) 2019年1月1日から適用のIFRS第16号「リース」の影響が含まれる。詳細については、注記1を参照。(4) UBSグループAGからUBS AGへの資金調達を表している。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル

2019年12月31日終了事業年度	UBS AG ⁽¹⁾	UBSスイス AG ⁽¹⁾	その他の子会社 ⁽¹⁾	UBS AG(連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	17,531	8,882	(7,608)	18,805
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(6)	0	(20)	(26)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽²⁾	100	0	14	114
有形固定資産及びソフトウェア購入	(628)	(173)	(600)	(1,401)
有形固定資産及びソフトウェア処分	10	0	1	11
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(10)	0	(3,414)	(3,424)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	10	0	3,904	3,913
償却原価で測定される負債性証券の(購入) / 償還純額	(1,045)	437	45	(562)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(1,569)	264	(70)	(1,374)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
短期借入債務発行 / (償還) 純額	(17,150)	0	0	(17,149)
UBS株式に係る分配金の支払	(3,250)	0	0	(3,250)
リース負債の返済	(262)	0	(234)	(496)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	58,437	621	142	59,199
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(67,113)	(752)	(1,017)	(68,883)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽³⁾	5,848	0	0	5,848
非支配株主持分の変動純額	0	0	(8)	(8)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	3,569	(2,055)	(1,514)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(19,922)	(2,186)	(2,630)	(24,738)
キャッシュ・フロー合計				
現金及び現金同等物期首残高	42,895	54,757	28,201	125,853
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(3,960)	6,961	(10,308)	(7,307)

現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	664	833	(239)	1,258
現金及び現金同等物期末残高⁽⁴⁾	39,598	62,551	17,655	119,804
内、現金及び中央銀行預け金	36,275	60,926	9,756	106,957
内、銀行貸出金及び前渡金	2,697	1,127	7,493	11,317
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	626	498	406	1,530

⁽¹⁾ キャッシュ・フローは、グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額を除き、一般的に、UBS AG（連結）の観点から見た第三者の見解を表している。⁽²⁾ 関連会社から受け取った配当が含まれている。⁽³⁾ UBSグループAGからUBS AGへの資金調達を表している。⁽⁴⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。3,192百万米ドルの現金及び現金同等物が制限付きである。⁽⁵⁾ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融資産に計上されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万米ドル

2018年12月31日終了事業年度	UBS AG(個別) ⁽¹⁾	UBSスイスAG(個別) ⁽¹⁾	その他の子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
営業収益⁽³⁾					
受取利息	8,176	4,263	5,308	(2,960)	14,787
支払利息	(8,673)	(901)	(3,240)	2,998	(9,815)
受取利息純額	(497)	3,363	2,068	38	4,971
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額					
信用損失(費用) / 戻入	(37)	(52)	(9)	(19)	(117)
受取報酬及び手数料	2,655	4,474	13,159	(656)	19,632
支払報酬及び手数料	(851)	(391)	(1,108)	648	(1,703)
受取報酬及び手数料純額	1,804	4,083	12,050	(8)	17,930
その他の収益	4,722	198	2,110	(6,125)	905
営業収益合計	11,196	8,480	17,189	(6,223)	30,642
営業費用					
人件費	3,592	1,890	8,510	0	13,992
一般管理費	4,691	3,471	5,403	(3,490)	10,075
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	715	21	316	0	1,052
のれん及び無形資産の償却費及び減損	3	0	62	0	65
営業費用合計	9,001	5,382	14,291	(3,490)	25,184
税引前営業利益 / (損失)	2,195	3,098	2,898	(2,733)	5,458
税金費用 / (税務上の便益)	25	670	577	73	1,345
当期純利益 / (損失)	2,170	2,428	2,321	(2,806)	4,113
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	7	0	7
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	2,170	2,428	2,314	(2,806)	4,107

⁽¹⁾ UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。⁽²⁾ 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。⁽³⁾ 2019年1月1日より、UBS AG、UBSスイスAG及び一部のその他の子会社は、受取及び支払配当金の表示を改善し、配当金を受取(支払)利息から純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に振り替えた。これに応じて過年度の比較情報が修正再表示された。詳細については、注記1bを参照。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万米ドル

2018年12月31日終了事業年度	UBS AG(個別) ⁽¹⁾	UBSスイスAG(個別) ⁽¹⁾	その他の子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	2,170	2,428	2,314	(2,806)	4,107
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	(369)	(109)	215	(252)	(515)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産、税効果後	0	0	(45)	0	(45)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(277)	2	19	(13)	(269)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計、税効果後	(646)	(107)	189	(265)	(829)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度、税効果後	89	(126)	212	0	175
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の 信用、税効果後	509				509
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益合計、税効果後	598	(126)	212	0	684
その他の包括利益合計	(48)	(233)	401	(265)	(145)
株主に帰属する包括利益合計	2,122	2,195	2,715	(3,071)	3,961
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			5		5
包括利益合計	2,122	2,195	2,721	(3,071)	3,967

⁽¹⁾ UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。⁽²⁾ 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万米ドル					
2018年12月31日現在	UBS AG(個別) ⁽¹⁾	UBSスイスAG(個別) ⁽¹⁾	その他の子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
資産					
現金及び中央銀行預け金	36,350	53,490	18,530		108,370
銀行貸出金及び前渡金	34,063	7,405	21,151	(45,978)	16,642
有価証券ファイナンス取引による債権	70,028	28,637	51,617	(54,932)	95,349
デリバティブに係る差入担保金	23,136	559	12,148	(12,240)	23,603
顧客貸出金及び前渡金	93,141	188,013	62,166	(21,838)	321,482
償却原価で測定されるその他の金融資産	4,696	8,564	11,247	(1,869)	22,637
償却原価で測定される金融資産合計	261,415	286,667	176,858	(136,857)	588,084
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	92,784	62	15,578	(3,911)	104,513
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産	49,509	0	7,326	(24,714)	32,121
デリバティブ金融商品	119,590	3,834	38,760	(35,972)	126,212
ブローカレッジ債権	11,063		5,779	(2)	16,840
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	50,592	7,177	41,184	(16,566)	82,387
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	274,030	11,073	101,300	(56,451)	329,953
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
	171		6,495		6,667
子会社及び関連会社投資	50,971	20	31	(49,922)	1,099
有形固定資産及びソフトウェア	6,546	242	1,714	(24)	8,479
のれん及び無形資産	308		6,395	(56)	6,647
繰延税金資産	533	198	9,282	52	10,066
その他の非金融資産	4,623	1,659	766	14	7,062
資産合計	598,598	299,860	302,842	(243,244)	958,055
負債					
銀行預り金	36,430	24,774	44,377	(94,618)	10,962
有価証券ファイナンス取引による債務	36,840	1,167	27,297	(55,008)	10,296
デリバティブに係る受入担保金	28,096	35	12,894	(12,118)	28,906
顧客預金	77,180	245,452	82,360	16,994	421,986
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽³⁾	41,202				41,202
償却原価で測定される社債	82,653	8,578	587	(573)	91,245
償却原価で測定されるその他の金融負債	4,170	1,454	3,790	(1,838)	7,576
償却原価で測定される金融負債合計	306,571	281,460	171,305	(147,161)	612,174
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	23,455	493	8,829	(3,828)	28,949
デリバティブ金融商品	119,131	3,510	39,107	(36,025)	125,723
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	26,559		11,875	(14)	38,420
公正価値での測定を指定された社債	55,378		1,670	(17)	57,031
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,936		28,618	(5,959)	33,594
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	235,458	4,004	90,098	(45,843)	283,717
引当金	1,361	163	1,850	83	3,457

その他の非金融負債	1,676	929	3,623	47	6,275
負債合計	545,067	286,556	266,876	(192,875)	905,624
株主に帰属する持分	53,531	13,304	35,790	(50,369)	52,256
非支配株主持分に帰属する持分			176		176
資本合計	53,531	13,304	35,966	(50,369)	52,432
負債及び資本合計	598,598	299,860	302,842	(243,244)	958,055

(1) UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。(3) UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからUBS AGへの資金調達を表している。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル

2018年12月31日終了事業年度 ⁽¹⁾	UBS AG ⁽²⁾	UBSスイスAG ⁽²⁾	その他の子会社 ⁽²⁾	UBS AG(連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(652)	14,887	13,509	27,744
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(124)	(5)	(158)	(287)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽³⁾	97	0	40	137
有形固定資産及びソフトウェア購入	(822)	(170)	(481)	(1,473)
有形固定資産及びソフトウェア処分	111	0	3	114
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(170)	0	(1,829)	(1,999)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の 処分及び償還	20	15	1,325	1,361
償却原価で測定される負債性証券の(購入)/償還純額	(1,000)	2,111	(4,881)	(3,770)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(1,888)	1,951	(5,982)	(5,918)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
短期借入債務発行/(償還)純額	(12,295)	(3)	53	(12,245)
UBS株式に係る分配金の支払	(3,098)	0	0	(3,098)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	53,294	872	560	54,726
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(42,759)	(812)	(772)	(44,344)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽⁴⁾	5,956	0	0	5,956
非支配株主持分の変動純額	0	0	(31)	(31)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	3,000	(2,372)	(628)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	4,098	(2,315)	(820)	963
キャッシュ・フロー合計				
現金及び現金同等物期首残高	41,570	40,961	22,256	104,787
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー 収入/(支出)	1,559	14,523	6,707	22,789

現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(234)	(726)	(762)	(1,722)
現金及び現金同等物期末残高⁽⁵⁾	42,895	54,757	28,201	125,853
内、現金及び中央銀行預け金	36,248	53,490	18,530	108,268
内、銀行貸出金及び前渡金	4,849	1,249	9,354	15,452
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁶⁾	1,798	18	318	2,133

⁽¹⁾ 2018年1月1日のIFRS第9号の適用により、過年度に売却可能金融資産として分類されていた一部の金融資産によるキャッシュ・フローは、2018年1月1日以降、当該資産が純損益を通じて公正価値で測定される資産として会計処理されることから、投資活動から営業活動に組替えられている。詳細については、2018年度年次報告書（英文）の注記1cを参照。⁽²⁾ キャッシュ・フローは、グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額を除き、一般的に、UBS AG（連結）の観点から見た第三者の見解を表している。⁽³⁾ 関連会社から受け取った配当が含まれている。⁽⁴⁾ UBSグループ・ファンディング（スイス）AGからUBS AGへの資金調達を表している。⁽⁵⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。5,245百万米ドルの現金及び現金同等物が制限付きである。⁽⁶⁾ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融資産に計上されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万米ドル

2017年12月31日終了事業年度	UBS AG(個別) (1)	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
営業収益⁽³⁾					
受取利息	7,219	4,063	3,774	(2,338)	12,717
支払利息	(6,101)	(680)	(2,161)	2,245	(6,696)
受取利息純額	1,118	3,383	1,613	(93)	6,021
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の					
収益純額	3,821	918	836	64	5,640
信用損失(費用) / 戻入	(139)	(23)	(9)	40	(131)
受取報酬及び手数料	2,561	4,424	13,315	(911)	19,390
支払報酬及び手数料	(968)	(380)	(1,357)	865	(1,840)
受取報酬及び手数料純額	1,594	4,045	11,958	(46)	17,550
その他の収益	4,387	172	3,022	(6,616)	965
営業収益合計	10,780	8,495	17,420	(6,651)	30,044
営業費用					
人件費	4,488	2,060	8,403	0	14,952
一般管理費	4,922	3,400	5,760	(5,081)	9,001
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	664	11	270	0	945
のれん及び無形資産の償却費及び減損	8	0	63	0	71
営業費用合計	10,082	5,472	14,496	(5,081)	24,969
税引前営業利益 / (損失)	698	3,023	2,924	(1,570)	5,076
税金費用 / (税務上の便益)	458	628	3,156	0	4,242
当期純利益 / (損失)	240	2,395	(232)	(1,570)	834
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)	73	0	0	0	73

非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	4	0	4
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	168	2,395	(236)	(1,569)	758

(1) UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。(3) 2019年1月1日より、UBS AG、UBSスイスAG及び一部のその他の子会社は、受取及び支払配当金の表示を改善し、配当金を受取(支払)利息から純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に振り替えた。これに応じて過年度の比較情報が修正再表示された。詳細については、注記1bを参照。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万米ドル

2017年12月31日終了事業年度	UBS AG(個別) (1)	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	168	2,395	(236)	(1,569)	758
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	2,177	500	(2,473)	1,318	1,522
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、 税効果後	(10)	2	11	(93)	(91)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(474)	(162)	(1)	2	(635)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合 計、税効果後					
	1,693	340	(2,463)	1,226	797
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度、税効果後	284	(22)	27	26	314
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、 税効果後	(317)				(317)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益合 計、税効果後					
	(33)	(22)	27	26	(3)
その他の包括利益合計					
	1,660	318	(2,436)	1,252	794
株主に帰属する包括利益合計					
	1,828	2,713	(2,672)	(317)	1,552
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	320				320
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			6		6
包括利益合計					
	2,148	2,713	(2,665)	(317)	1,878

(1) UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル

2017年12月31日終了事業年度	UBS AG ⁽¹⁾	UBSスイスAG ⁽¹⁾	その他の子会社 ⁽¹⁾	UBS AG(連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(35,057)	(8,742)	(9,348)	(53,147)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	(2)	(104)	(106)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽²⁾	291	0	48	339
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,054)	(86)	(393)	(1,532)
有形固定資産及びソフトウェア処分	1	0	209	210
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(234)	0	(8,393)	(8,626)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	3,489	1,580	10,181	15,250
満期保有目的金融資産の(購入)/償還純額	(455)	364	0	(91)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	2,039	1,856	1,548	5,444
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
短期借入債務発行/(償還)純額	24,556	(5)	(50)	24,500
UBS株式に係る分配金の支払	(2,219)	0	0	(2,219)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	39,232	631	409	40,270
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(43,605)	(589)	(993)	(45,187)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽³⁾	11,180	0	0	11,180
配当金の支払及び優先証券の償還	(782)	0	0	(782)
非支配株主持分の変動純額	0	0	(5)	(5)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	1,264	(194)	(1,071)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	29,625	(158)	(1,710)	27,758
キャッシュ・フロー合計				
現金及び現金同等物期首残高	43,495	45,815	29,674	118,984
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(3,393)	(7,043)	(9,510)	(19,944)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	1,466	2,189	2,094	5,749
現金及び現金同等物期末残高⁽⁴⁾	41,570	40,961	22,256	104,787
内、現金及び中央銀行預け金	37,420	39,461	13,086	89,968
内、銀行貸出金及び前渡金	2,344	1,492	8,890	12,726
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	1,806	7	280	2,093

⁽¹⁾ キャッシュ・フローは、グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額を除き、一般的に、UBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。⁽²⁾ 関連会社から受け取った配当が含まれている。⁽³⁾ UBSグループ・ファンディング(スイス)AGからUBS AGへの資金調達を表している。⁽⁴⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。2,497百万米ドルの現金及び現金同等物が制限付きである。⁽⁵⁾ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融資産に計上されている。

[次へ](#)

UBS AG個別財務書類（監査済）

損益計算書

	百万米ドル		百万スイス・フラン		
	終了事業年度		終了事業年度		
	注記	2019年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
受取利息及び割引料 ⁽¹⁾		7,421	6,439	7,380	6,347
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び 受取配当金 ⁽¹⁾		3,322	2,708	3,300	2,666
金融投資からの受取利息及び受取配当金		470	401	467	395
支払利息 ⁽²⁾		(10,474)	(9,240)	(10,427)	(9,106)
受取利息総額		739	308	721	301
信用損失(費用) / 戻入		(43)	(54)	(43)	(54)
受取利息純額		695	254	677	248
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料並び にその他の受取報酬及び手数料	25	3,164	2,491	3,146	2,454
与信関連報酬及び手数料		154	152	153	150
支払報酬及び手数料		(674)	(844)	(670)	(832)
受取報酬及び手数料純額		2,643	1,799	2,629	1,772
トレーディング収益純額	3	3,337	4,443	3,342	4,381
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金		3,508	3,712	3,537	3,645
保有不動産からの収益	25	532	645	530	635
その他の経常収益	4, 25	1,579	1,786	1,569	1,761
その他の経常費用	4	(321)	(599)	(322)	(590)
経常活動からのその他の収益		5,298	5,544	5,314	5,452
営業収益合計		11,975	12,040	11,962	11,853
人件費	5, 25	3,330	3,456	3,310	3,407
一般管理費	6, 25	3,676	4,212	3,650	4,151
営業費用小計		7,006	7,667	6,960	7,558
子会社及びその他の持分投資の減損	25	206	760	202	747
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損		762	712	755	702
引当金の変動及び損失	25	112	399	108	394
営業費用合計		8,086	9,539	8,026	9,400
営業利益		3,889	2,501	3,935	2,452
特別利益	7	204	170	199	167
特別損失	7	1	0	1	0
税金費用 / (税務上の便益)	8	245	(663)	244	(651)
当期純利益 / (損失)		3,848	3,333	3,890	3,269

(1) 受取利息には、マイナスの受取利息（2019年12月31日終了事業年度：約4億米ドル（4億スイス・フラン）、2018年12月31日終了事業年度：約4億米ドル（4億スイス・フラン）が含まれている。⁽²⁾ 金融負債に係るマイナスの支払利息（2019年12月31日終了事業年度：約3億米ドル（3億スイス・フラン）、2018年12月31日終了事業年度：約3億米ドル（3億スイス・フラン）がそれぞれ含まれている。

損益計算書（続き）

	億円（米ドルからの換算値）			億円（スイス・フランからの換算値）	
	注記	終了事業年度		終了事業年度	
		2019年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
受取利息及び割引料 ⁽¹⁾		7,995	6,937	8,277	7,119
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金 ⁽¹⁾		3,579	2,918	3,701	2,990
金融投資からの受取利息及び受取配当金		506	432	524	443
支払利息 ⁽²⁾		(11,285)	(9,955)	(11,695)	(10,213)
受取利息総額		796	332	809	338
信用損失(費用)ノ戻入		(46)	(58)	(48)	(61)
受取利息純額		749	274	759	278
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料並び にその他の受取報酬及び手数料	25	3,409	2,684	3,529	2,752
与信関連報酬及び手数料		166	164	172	168
支払報酬及び手数料		(726)	(909)	(751)	(933)
受取報酬及び手数料純額		2,848	1,938	2,949	1,987
トレーディング収益純額	3	3,595	4,787	3,748	4,914
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金		3,780	3,999	3,967	4,088
保有不動産からの収益	25	573	695	594	712
その他の経常収益	4, 25	1,701	1,924	1,760	1,975
その他の経常費用	4	(346)	(645)	(361)	(662)
経常活動からのその他の収益		5,708	5,973	5,960	6,115
営業収益合計		12,902	12,972	13,417	13,294
人件費	5, 25	3,588	3,723	3,712	3,821
一般管理費	6, 25	3,961	4,538	4,094	4,656
営業費用小計		7,548	8,260	7,806	8,477
子会社及びその他の持分投資の減損	25	222	819	227	838
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損		821	767	847	787
引当金の変動及び損失	25	121	430	121	442
営業費用合計		8,712	10,277	9,002	10,543
営業利益		4,190	2,695	4,413	2,750
特別利益	7	220	183	223	187
特別損失	7	1	0	1	0
税金費用 / (税務上の便益)	8	264	(714)	274	(730)
当期純利益 / (損失)		4,146	3,591	4,363	3,667

⁽¹⁾ 受取利息には、マイナスの受取利息（2019年12月31日終了事業年度：約4億円（米ドルからの換算値）（4億円（スイス・フランからの換算値））、2018年12月31日終了事業年度：約4億円（米ドルからの換算値）（4億円（スイス・フランからの換算値））が含まれている。⁽²⁾ 金融負債に係るマイナスの支払利息（2019年12月31日終了事業年度：約3億円（米ドルからの換算値）（3億円（スイス・フランからの換算値）））

ンからの換算値)、2018年12月31日終了事業年度:約3億円(米ドルからの換算値)(3億円(スイス・フランからの換算値))がそれぞれ含まれている。

貸借対照表

	注記	百万米ドル		百万スイス・フラン	
		2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
資産					
現金及び中央銀行預け金		36,258	36,297	35,102	35,688
銀行預け金	2, 22	27,474	29,761	26,598	29,262
証券ファイナンス取引による債権	9, 22	62,844	77,893	60,841	76,587
顧客貸出金	2, 10, 11, 22	110,334	111,317	106,818	109,450
総損失吸収力(以下「TLAC」という。)適格の 重要な規制対象子会社への資金拠出	2	24,203	22,431	23,432	22,055
モーゲージ・ローン	10, 11	4,664	4,727	4,515	4,648
トレーディング・ポートフォリオ資産	12	116,843	95,612	113,119	94,009
デリバティブ金融商品	13	12,436	15,139	12,039	14,885
金融投資	14	23,463	25,666	22,715	25,235
未収収益及び前払費用		1,400	1,410	1,356	1,387
子会社及びその他の持分投資	15	49,631	49,528	48,049	48,698
有形固定資産及びソフトウェア		6,227	6,546	6,029	6,437
のれん及びその他無形資産		12	22	12	22
その他の資産	11, 16	3,158	3,888	3,056	3,822
資産合計		478,946	480,238	463,681	472,184
内、劣後資産		6,688	6,009	6,475	5,908
内、強制転換及びノ又は債権放棄の対象と なるもの		4,885	4,332	4,729	4,260
負債					
銀行預り金	22	61,860	42,482	59,889	41,769
証券ファイナンス取引による債務	9, 22	27,022	44,016	26,160	43,278
顧客預り金	22	120,417	112,794	116,580	110,903
UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループAG及びUBSグ ループ・ファンディング(スイス)AGからの資金調 達	2, 22	47,553	41,782	46,037	41,081
トレーディング・ポートフォリオ負債	12	25,292	23,453	24,486	23,060
デリバティブ金融商品	13	16,326	17,268	15,805	16,979
公正価値での測定を指定された金融負債	12, 19	65,647	56,226	63,555	55,283
内、公正価値での測定を指定された社債		64,260	54,203	62,212	53,294
内、公正価値での測定を指定されたその他の 金融負債		1,386	2,023	1,342	1,989
発行済社債		55,014	83,743	53,261	82,339
内、UBS AGレベルでTLAC適格		7,266	7,468	7,034	7,343
未払費用及び繰延収益		3,362	3,350	3,255	3,294
その他の負債	16	3,551	2,601	3,439	2,557
引当金	11	1,198	1,416	1,160	1,392
負債合計		427,242	429,130	413,626	421,934
資本					
資本金	20	393	393	386	386
一般法定準備金		36,326	36,326	35,649	35,649

内、法定資本準備金	36,326	36,326	35,649	35,649
内、資本準備金 ⁽¹⁾	36,326	36,326	35,649	35,649
任意利益準備金	11,138	11,054	10,130	10,946
当期純利益 / (損失)	3,848	3,333	3,890	3,269
資本合計	51,705	51,107	50,055	50,250

貸借対照表（続き）

注記	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
負債及び資本合計	478,946	480,238	463,681	472,184
内、劣後債務	22,236	18,446	21,528	18,137
内、強制転換及び／又は債権放棄の 対象となるもの	21,674	17,721	20,984	17,423
オフバランス・シート項目				
偶発負債、総額	13,116	16,019	12,698	15,750
サブ・パーティシペーション	(1,489)	(1,675)	(1,441)	(1,647)
偶発負債、純額	11,627	14,344	11,257	14,103
内、子会社に関連する第三者に対する保証	5,867	7,480	5,680	7,355
取消不能ローン・コミットメント、総額	22,232	25,664	21,524	25,234
サブ・パーティシペーション	(782)	(643)	(758)	(632)
取消不能ローン・コミットメント、純額	21,450	25,021	20,766	24,601
先日付スタートの取引 ⁽¹⁾	12,372	8,536	11,978	8,393
内、リバース・レボ契約	9,288	4,766	8,992	4,686
内、有価証券借入契約	0	12	0	12
内、レボ契約	3,085	3,758	2,986	3,695
株式及びその他の資本性金融商品の償還に関する負 債	4	5	4	5

⁽¹⁾ スイス連邦税務当局の現在の立場は、2019年12月31日現在利用可能な資本準備金356億スイス・フランのうち、205億スイス・フランを上限とし、スイスの源泉所得税の徴収対象とせずに配当金を支払うことができるというものである。⁽²⁾ 将来、UBS AG又は取引相手先のどちらかによって支払われる予定の現金。

貸借対照表(続き)

	注記	億円(米ドルからの換算値)		億円(スイス・フランからの換算値)	
		2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
資産					
現金及び中央銀行預け金		39,064	39,106	39,370	40,028
銀行預け金	2, 22	29,600	32,065	29,832	32,820
証券ファイナンス取引による債権	9, 22	67,708	83,922	68,239	85,900
顧客貸出金	2, 10, 11, 22	118,874	119,933	119,807	122,759
総損失吸収力(TLAC)適格の重要な規制対象子会社への 資金拠出	2	26,076	24,167	26,281	24,737
モーゲージ・ローン	10, 11	5,025	5,093	5,064	5,213
トレーディング・ポートフォリオ資産	12	125,887	103,012	126,874	105,440
デリバティブ金融商品	13	13,399	16,311	13,503	16,695
金融投資	14	25,279	27,653	25,477	28,304
未収収益及び前払費用		1,508	1,519	1,521	1,556
子会社及びその他の持分投資	15	53,472	53,361	53,892	54,620
有形固定資産及びソフトウェア		6,709	7,053	6,762	7,220
のれん及びその他無形資産		13	24	13	25
その他の資産	11, 16	3,402	4,189	3,428	4,287
資産合計		516,016	517,408	520,065	529,602
内、劣後資産		7,206	6,474	7,262	6,626
内、強制転換及びノ又は債権放棄の 対象となるもの		5,263	4,667	5,304	4,778
負債					
銀行預り金	22	66,648	45,770	67,172	46,848
証券ファイナンス取引による債務	9, 22	29,114	47,423	29,341	48,541
顧客預り金	22	129,737	121,524	130,756	124,389
UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループAG及びUBSグ ループ・ファンディング(スイス)AGからの資金調達	2, 22	51,234	45,016	51,635	46,076
トレーディング・ポートフォリオ負債	12	27,250	25,268	27,463	25,864
デリバティブ金融商品	13	17,590	18,605	17,727	19,044
公正価値での測定を指定された金融負債	12, 19	70,728	60,578	71,283	62,005
内、公正価値での測定を指定された社債		69,234	58,398	69,777	59,775
内、公正価値での測定を指定されたその他の 金融負債		1,493	2,180	1,505	2,231
発行済社債		59,272	90,225	59,738	92,351
内、UBS AGレベルでTLAC適格		7,828	8,046	7,889	8,236
未払費用及び繰延収益		3,622	3,609	3,651	3,695
その他の負債	16	3,826	2,802	3,857	2,868
引当金	11	1,291	1,526	1,301	1,561
負債合計		460,311	462,345	463,923	473,241
資本					
資本金	20	423	423	433	433
一般法定準備金		39,138	39,138	39,984	39,984

内、法定資本準備金	39,138	39,138	39,984	39,984
内、資本準備金 ⁽¹⁾	39,138	39,138	39,984	39,984
任意利益準備金	12,000	11,910	11,362	12,277
当期純利益 / (損失)	4,146	3,591	4,363	3,667
資本合計	55,707	55,063	56,142	56,360

貸借対照表(続き)

注記	億円(米ドルからの換算値)		億円(スイス・フランからの換算値)	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
負債及び資本合計	516,016	517,408	520,065	529,602
内、劣後債務	23,957	19,874	24,146	20,342
内、強制転換及び/又は債権放棄の 対象となるもの	23,352	19,093	23,536	19,542
オフバランス・シート項目				
偶発負債、総額	14,131	17,259	14,242	17,665
サブ・パーティシペーション	(1,604)	(1,805)	(1,616)	(1,847)
偶発負債、純額	12,527	15,454	12,626	15,818
内、子会社に関連する第三者に対する保証	6,321	8,059	6,371	8,249
取消不能ローン・コミットメント、総額	23,953	27,650	24,141	28,302
サブ・パーティシペーション	(843)	(693)	(850)	(709)
取消不能ローン・コミットメント、純額	23,110	26,958	23,291	27,592
先日付スタートの取引 ⁽²⁾	13,330	9,197	13,435	9,414
内、リバース・レボ契約	10,007	5,135	10,085	5,256
内、有価証券借入契約	0	13	0	13
内、レボ契約	3,324	4,049	3,349	4,144
株式及びその他の資本性金融商品の償還に関する負債	4	5	4	6

(1) スイス連邦税務当局の現在の立場は、2019年12月31日現在利用可能な資本準備金399億円のうち、230億円を上限とし、スイスの源泉所得税の徴収対象とせずに配当金を支払うことができるというものである。(2) 将来、UBS AG又は取引相手先のどちらかによって支払われる予定の現金。

オフバランス・シート項目

偶発負債には、UBS AGが子会社及び子会社の債権者のために発行した補償及び保証が含まれる。

UBS AGが発行した補償の額が明確に確定されていない場合、その補償は、子会社の支払能力又は最低資本金に関連しており、従って上記の表に金額は含まれていない。

連帯債務 - 付加価値税(以下「VAT」という。)

UBS AGは、スイスにおけるUBSのVATグループに属するUBS企業の結合VAT債務について連帯責任を負っている。この偶発負債は、上記の表に含まれていない。

保証 - UBSヨーロッパSE

2019年3月のUBSリミテッドのUBSヨーロッパSEへの国境を越えた合併に伴い、UBS AGは、UBSヨーロッパSEのインベストメント・バンクの取引相手先に対し、マスター・ネットリング契約の対象となる取引について、保証を行った。

UBS AGが2003年にUBSリミテッドの各取引相手先のために供与した同様の保証は引き続き有効である。この保証は、UBSヨーロッパSEへの合併前にUBSリミテッドが締結した契約で、その後UBSヨーロッパSEによって修正されていない限り、当該契約に従い、またその契約により意図された取引を対象とする。

どちらの保証においても、UBS AGは、要求に応じて保証条件に従い、対象となる負債の未払残高を受益取引相手先に支払うことを約束している。これらの保証は、上記の表のオフバランス・シート項目の偶発負債に含まれている。

補償 - UBSヨーロッパSE

2016年におけるUBSヨーロッパSEの設立に関連して、UBS AGは、特定の訴訟、規制上及び類似の問題から発生する可能性のあるUBSヨーロッパSEの支払債務についてUBS AGが限定的補償を提供する契約をUBSヨーロッパSEと締結した。

2019年12月31日現在、この潜在的支払債務の金額について信頼性をもって見積ることはできないため、上記の表には、この限定的補償に関連する金額は含まれていない。

また、ドイツ銀行協会の預金保護基金の規約に従い、UBS AGは、当該基金のために、UBSヨーロッパSEに代わって補償を発行した。当該補償による資源の流出の可能性はほとんどないと判断されたため、上記の表には、当該補償により生じるいかなるエクスポージャーも含まれていない。

持分変動計算書

単位：百万米ドル	資本金	法定資本 準備金	任意利益準備金 及び繰越利益/ (損失)	当期純利益 /(損失)	資本合計
2019年1月1日現在残高	393	36,326	11,054	3,333	51,107
配当金及びその他の分配金			(3,250)		(3,250)
利益処分/(損失処理)			3,333	(3,333)	0
当期純利益/(損失)				3,848	3,848
2019年12月31日現在残高	393	36,326	11,138	3,848	51,705

単位：億円(米ドルからの換算値)	資本金	法定資本 準備金	任意利益準備金 及び繰越利益/ (損失)	当期純利益 /(損失)	資本合計
2019年1月1日現在残高	423	39,138	11,910	3,591	55,063
配当金及びその他の分配金			(3,502)		(3,502)
利益処分/(損失処理)			3,591	(3,591)	0
当期純利益/(損失)				4,146	4,146
2019年12月31日現在残高	423	39,138	12,000	4,146	55,707

単位：百万スイス・フラン	資本金	法定資本 準備金	任意利益準備金 及び繰越利益/ (損失)	当期純利益 /(損失)	資本合計
2019年1月1日現在残高	386	35,649	10,946	3,269	50,250
配当金及びその他の分配金			(3,312)		(3,312)
利益処分/(損失処理)			3,269	(3,269)	0
当期純利益/(損失)				3,890	3,890
為替換算差額			(773)		(773)
2019年12月31日現在残高	386	35,649	10,130	3,890	50,055

単位：億円(スイス・フランからの換算値)	資本金	法定資本 準備金	任意利益準備金 及び繰越利益/ (損失)	当期純利益 /(損失)	資本合計
2019年1月1日現在残高	433	39,984	12,277	3,667	56,360
配当金及びその他の分配金			(3,715)		(3,715)
利益処分/(損失処理)			3,667	(3,667)	0
当期純利益/(損失)				4,363	4,363
為替換算差額			(867)		(867)
2019年12月31日現在残高	433	39,984	11,362	4,363	56,142

総利益処分案及び配当金分配案計算書

取締役会は、2020年4月27日の年次株主総会（以下「AGM」という。）に、以下の総利益処分及び普通配当金分配総額3,848百万米ドルの承認議案を付議している。

	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年12月31日		2019年12月31日	
	百万米ドル	億円	百万スイス・フラン	億円
当期純利益	3,848	4,146	3,890	4,363
繰越利益 / (損失)	0	0	0	0
総利益処分可能額	3,848	4,146	3,890	4,363
総利益処分				
任意利益準備金処分	0	0	(165)	(185)
配当金分配	(3,848)	(4,146)	(3,725) ⁽¹⁾	(4,178) ⁽¹⁾
繰越利益 / (損失)	0	0	0	0

(1) 例示を目的とするものであり、2019年12月31日現在の為替レート終値で換算されている（スイス・フラン / 米ドル1.03）

普通配当金の分配は、米ドルで宣言され、支払われる。配当金分配総額の上限は、7,696百万スイス・フラン（上限）とする。取締役会が合理的な見解で決定した為替レートに基づき、配当金総額3,848百万米ドルに相当するスイス・フランがAGM当日における上限を超える場合には、米ドルの1株当たり配当額は比例して減額されるため、スイス・フランの総額は上限を超えない。配当金総額に相当するスイス・フランが3,890百万スイス・フランを超えていても上限を超えない限り、米ドルの配当金総額は米ドルの総利益に対して現状のまま計上される。一方、スイス・フランの最大為替差額3,806百万スイス・フランは、任意利益準備金勘定のスイス・フラン換算によって相殺される。

UBS AG個別財務書類注記

注記1 社名、法的形態及び登記上の事務所

UBS AGは、スイスで設立され、同国を本拠地としている。登記上の事務所は、Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zurich及びAeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerlandにある。UBS AGは、スイス債務法第620条以降及びスイス銀行法に準拠し、株式会社(Aktiengesellschaft)として事業を行っている。

UBS AGはスイスにおける規制対象銀行であり、UBSグループの最終親会社であるUBSグループAGの完全子会社である。UBS AGは、子会社(UBSグループの他の銀行子会社を含む。)に投資を行い、資金を提供している。さらに、UBS AGは、UBSの4つの各事業部門及びコーポレート・センターによる事業活動をはじめ各種事業をグローバルに展開している。通常の業務過程においてUBS AGの当期純利益/(損失)に貢献する主要な事業は、グローバル・ウェルス・マネジメント、インベストメント・バンク事業、グループ・トレジャリー及びコーポレート・センター - サービス業務である。貸借対照表は、主にインベストメント・バンク事業、グループ・トレジャリー事業及びスイス国外に計上されているグローバル・ウェルス・マネジメント事業の金融資産及び金融負債、並びにグループ・トレジャリー事業内の子会社及びその他の持分投資、さらにコーポレート・センター - サービス業務の有形固定資産で構成されている。

UBS AGの従業員数(フルタイム換算)は、2019年12月31日現在で10,365人である。これに対し、2018年12月31日現在では11,099人であった。

注記2 会計方針

a)重要な会計方針

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP(FINMA令2015/1及び銀行法)に準拠して作成されており、信頼性をもって評価された法定単体財務書類である。会計方針は、原則として、UBSグループAG及びUBS AGの2019年度年次報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類の注記1に説明されているUBS AGの連結財務書類の概要と同様である。スイスGAAPの規定と国際財務報告基準との重要な相違は、UBS AGの連結財務書類の注記38に記述されている。UBS AGの個別財務書類に適用された重要な会計方針は、以下に記載されている。

詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記38を参照。

リスク管理

UBS AGは、グループ全体のリスク管理プロセスに、完全に組み込まれており、それはUBSグループAG及びUBS AGの2019年度年次報告書の「リスク管理及び統制」のセクション(訳者注:原文の「Risk management and control」のセクション)の監査済の部分に記述されている。

デリバティブの利用及びヘッジ会計に関する詳細については、下記の注記2 b、UBS AGの連結財務書類の注記1、11及び28に記載されている。

詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記1、11及び28を参照。

報酬方針

UBS AGの報酬体系及びプロセスは、UBSグループAGの報酬原則及び枠組みを遵守している。詳細については、UBSグループAGの報酬報告書(Compensation Report)を参照のこと。

繰延報酬

従業員持株制度、株式オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に基づいてUBS AGの従業員に付与された報奨の費用は通常、UBSグループAGによってUBS AGに請求される。現地報奨など他の報酬ピエクルに関する債務は、UBS AGなどの関連する雇用会社及び/又はスポンサー子会社が保持している。

詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記30を参照。

為替換算

外貨建取引は、取引日の直物為替レートで米ドルに換算される。貸借対照表日に、外貨建ての全ての貨幣性資産及び負債、並びにトレーディング・ポートフォリオ資産に計上された資本性金融商品及び金融投資は、決算日の為替レートで米ドルに換算される。取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の直物為替レートで

換算される。機能通貨が米ドル以外の通貨である支店の資産及び負債は、決算日の為替レートで米ドルに換算され、これらの支店の損益項目は、各期間の加重平均為替レートで換算されている。為替換算差額は全て損益計算書に認識される。

UBS AGが使用する主要通貨の換算レートは、UBS AGの連結財務書類の注記37に記載されている。

詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記37を参照。

表示通貨

UBS AGの財務書類の主要な表示通貨は米ドルのため、財務書類の各項目について、スイス・フランの金額を追加で表示している。UBS AGは、修正決算日レート法を適用して、米ドルの金額をスイス・フランの金額に換算している。すなわち、資産及び負債は決算日レート、資本は取得時のレート、損益項目は各期間の加重平均為替レートで換算される。為替換算差額は全て、任意利益準備金に別個に認識される。2019年12月31日現在、為替換算差額はマイナス675百万スイス・フラン(2018年12月31日現在の為替換算差額はプラス98百万スイス・フラン)であった。

仕組債

仕組債は、発行済負債性金融商品と負債性金融商品(店頭)で構成され、主契約と、UBS AGの自己の株式に関連しない1つ以上の組込デリバティブを含む。公正価値オプションを適用することにより、仕組債の大半は、全体として公正価値で測定され、公正価値での測定を指定された金融負債に認識される。仕組債に公正価値オプションを適用できるのは、以下の基準を累積的に満たしている場合のみである。

- 仕組債が公正価値基準で測定され、トレーディング活動に関するリスク管理と同等のリスク管理を受けていること。
- 公正価値オプションを適用することにより、発生する会計上のミスマッチが解消又は大幅に減少すること。
- 未実現の自己の信用の変動に起因する公正価値の変動が認識されていないこと。

公正価値での測定を指定された金融負債に関連する公正価値の変動は、未実現の自己の信用の変動を除き、トレーディング収益純額に認識される。公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息は、支払利息に認識される。

公正価値オプションの指定基準が充足されない場合、組込デリバティブは測定の目的上、区分処理すべきか評価される。区分処理された組込デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定され、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。

詳細については、注記19を参照。

グループ内の調達資金

UBS AGは、UBSグループAGから借入金の形で資金を調達している。当該借入金は、UBS AGの連結及び個別レベルでゴーイング・コンサーン・ベースのその他Tier 1自己資本として適格であり、またUBS AGの連結レベルでゴーイング・コンサーン・ベースの損失吸収力として適格なものである。受け入れたグループ内の調達資金の一部は、貸出金の形でUBS AGから子会社に転貸されている。

このようなグループ内の調達資金が、UBS AGの連結もしくは個別レベルで、又はPillar 3の開示のために定義された重要な規制対象子会社のレベルで総損失吸収力(以下「TLAC」という。)の適格要件を満たす場合、各債務及び債権の総額は、貸借対照上、区分して開示される。ゴーイング・コンサーン・ベースの自己資本の適格要件を満たす(すなわち、以下で説明するように、後順位にあり、強制転換及び/又は債務放棄の適用を受ける。)TLAC商品については、対応する総額が貸借対照表に開示される。

受け入れたグループ内の調達資金から生じるUBS AGの債務は、UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループAG及びUBSグループ・ファンディング(スイス)AGからの資金調達として表示され、償却原価で測定される。提供したグループ内の調達資金から生じるUBS AGの債権は、TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金として表示され、貸倒引当金控除後の償却原価で測定される。下記の表に示されている通り、これらの債権は、従前は、銀行預け金及び顧客貸出金の一部として表示されていた。

グループ内の調達資金から生じたUBS AGの債権の表示の変更

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年度 年次報告書 における開示	2018年度 年次報告書 における開示	2019年度 年次報告書 における開示	2018年度 年次報告書 における開示
	2018年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
銀行預け金	29,761	46,092	29,262	45,319
顧客貸出金	111,317	117,417	109,450	115,448
TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金	22,431		22,055	
合計	163,508	163,508	160,767	160,767

劣後資産及び負債

劣後資産は、債務者が清算手続又は破産に陥った際、あるいは債権者と和解に至った際に取消不能な書面による宣言に基づき、他の全ての債権者の請求に劣後し、当該債務者に対する支払債務と相殺できず、また当該債務者の資産により担保されない請求から成る。劣後負債は、これに対応する債務から成る。

劣後資産及び負債のうち、自己資本に関する規則(Capital Adequacy Ordinance)第29条及び第30条によるスイスの自己資本規制に準拠した実質的破綻時に関する条項を含むものは、**強制転換及び/又は債務放棄の適用**を受けけるものとして開示され、発行銀行が実質的に破綻に陥った場合に当該請求が償却されるか又は当該債務が株式に転換されることが規定されている。

子会社及びその他の持分投資

子会社及びその他の持分投資は、UBS AGの事業活動を継続させるため又はその他戦略的目的により保有される株式持分であり、UBS AGが世界的規模で事業を通して、UBS AGが直接保有する子会社の全てが含まれている。当該投資は、個別に測定され、減損控除後の取得原価で計上される。帳簿価額は、年に一度、及び価値の減少の兆候(重要な営業損失の発生又は当該投資を占める通貨の著しい下落を含む。)が存在する場合、減損テストの対象となる。子会社への投資が減損している場合、その価値は通常、純資産価額に減額される。減損認識後の価値の回復は、純資産価額の増加又は将来の収益性に関する経営者の予測において純資産価額を帳簿価額が上回ることを裏付けている場合は、当該純資産価額を超える部分に基づき、当初の取得原価を上限として認識される。経営者が、どの程度及びどの期間において価値の回復を認識するかに関して、自己の裁量で判断する場合がある。

投資の減損は、子会社及びその他の持分投資の減損として表示される。減損の戻入額は、損益計算書の**特別利益**に表示される。同一事業年度における子会社の減損及び減損の一部又は全額の戻入は、純額で算定される。

詳細については、注記15を参照。

グループ内企業から提供を受けた/へ提供したサービス

UBS AGは、主にグループ・テクノロジー、グループ・オペレーション及びグループ・コーポレート・サービスに関連して、当グループの主たるサービス会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGからサービスの提供を受けており、さらに、他のグループ内企業からもその他の特定のサービスの提供を受けている。またUBS AGは、主に不動産及びコーポレート・センター・サービス業務の一定の機能に関連して、グループ内企業にサービスの提供を行っている。グループ内企業から提供を受けた/へ提供したサービスは費用移転の支払い又は収益移転の受取りとして現金で決済される。

UBS AGとグループ内企業との基礎となる取引の性質に、単一の明確に識別可能なサービス要素が含まれる場合、関連する収益及び費用は、損益計算書のそれぞれの項目(例：有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料並びにその他の受取報酬及び手数料、支払報酬及び手数料、トレーディング収益純額又は一般管理費)に表

示される。基礎となる取引の性質に様々なサービス要素が含まれ、特定の損益計算書項目に明確に帰属させることができない場合は、関連する収益及び費用は、その他の経常収益及びその他の経常費用に表示される。

詳細については、注記4及び6を参照。

年金及びその他の退職後給付制度

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度の会計処理に、IFRS又はスイスの会計基準の適用を認めており、その選択は制度ごとに行われる。

UBS AGは、個別財務書類においてスイスの年金制度に関してスイスGAAP(FER第16号)の適用を選択している。スイスGAAPの規定は、確定拠出制度の部分と確定給付制度の部分との組み合わせである混合制度であるスイスの年金制度特有の性質により即したもののだが、この制度はIFRSでは確定給付制度として処理される。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。スイスの年金基金に対する雇用主掛金は報酬からの拠出割合で決定される。さらにスイスGAAPは、スイスの会計基準(FER第26号)に準拠して作成された年金基金の財務書類に基づいて、諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識される年金基金からの経済的便益又は債務がUBS AGに生じるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金が利用できる場合や、UBS AGが(FER第26号に基づく)年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

スイスGAAPとIFRSとの主な相違には、将来の昇給や退職貯蓄に係る金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が含まれる。さらに、IFRSに従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使用される割引率(すなわち、予定利率)は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

詳細については、注記21を参照。

UBS AGは、スイス以外の確定給付制度にIFRS(IAS第19号)の適用を選択した。しかしながら、確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。IAS第19号の規定に準拠した、対応する開示については、UBS AGの連結財務書類の注記29を参照。

詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記29を参照。

繰延税金

繰延税金資産は、UBS AGの個別財務書類では認識されないが、繰延税金負債は将来加算一時差異に対して認識される場合がある。繰延税金負債の変動は損益計算書に認識される。

個別財務書類の免除

UBS AGは、IFRSに準拠して連結財務書類を作成しているため、UBS AGは個別財務書類における様々な開示を免除されている。この免除には、経営者の報告書、キャッシュ・フロー計算書の作成、注記による各種開示及び中間財務書類の公表が含まれる。スイスにおける債券発行体としてUBS AGは、年間を通じて債券を有効に発行するために、スイス債務法第652a条とともに第1156条の規定に従って中間財務情報(損益計算書、貸借対照表及び会計の基礎に関する注記を含む。)を開示している。

b)会計方針の変更

子会社投資及びその他の持分投資に係るヘッジ会計

2019年7月1日以降、UBS AGは、ヘッジ対象に指定された米ドル以外の通貨建ての特定の子会社及びその他の持分投資について、ヘッジ会計を適用している。この目的において、為替(以下「FX」という。)デリバティブ(主に、FXフォワード及びFXスワップ)がヘッジ手段として利用及び指定されている。

ヘッジされるリスクは、直物為替レートの変動のみから生じるヘッジ対象の帳簿価額の変動として決定される。従って、UBS AGは、FXデリバティブの直物部分のみをヘッジ手段として指定する。フォワード・ポイント及びディスカウントの効果の変化に起因する、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジ会計における指定の一部ではない。従って、これらの金額は、有効性評価の一部とはならず、**トレーディング収益純額**に直接認識される。

これらのFXデリバティブに係る損益の有効部分は、直物為替レートの変動から生じるヘッジ対象の帳簿価額の変動が認識されなくなるまで、**その他の資産又はその他の負債**として貸借対照表上繰り延べられる。それ以外の場合は、これらのFXデリバティブに係る損益の有効部分は、損益計算書に計上された対応するヘッジ対象の評価調整とマッチングされ、それぞれ子会社及びその他の持分投資の減損の減額並びに**特別利益**の減額として計上される。

c)今後適用される会計方針

銀行及び証券ディーラーに適用される会計基準の修正

2019年11月14日に、FINMAはスイスの銀行及び証券ディーラーに適用される会計基準の修正を公表した。これにより、UBS AGは、スイスGAAPに基づく個別財務書類において予想信用損失(以下「ECL」という。)アプローチを適用することが要求されるため、IFRSに基づく連結財務書類において適用しているECLアプローチを実質的に適用する可能性がある。UBS AGは、2021年1月1日から新たなECLに係る要求事項を適用する。2025年12月31日まで経過措置が認められており、当該期間においては、ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を定額法により段階的に導入することができる。これらの修正以外には、FINMA令2015/1「会計 - 銀行」の現行指針に著しい変更はなく、新FINMA会計令及び新FINMA令2020/1「会計 - 銀行」に組み込まれた。

注記3a 事業部門別トレーディング収益純額

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
インベストメント・バンク	3,098	4,079	3,094	4,024
内、コーポレート・クライアント・ソリューション	27	634	30	621
内、インベスター・クライアント・サービス	3,071	3,446	3,065	3,403
その他の事業部門及びコーポレート・センター	239	364	247	358
トレーディング収益純額合計	3,337	4,443	3,342	4,381

注記3b 対象リスク・カテゴリー別トレーディング収益純額

	百万米ドル	百万スイス・フラン
--	-------	-----------

	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
金利及び信用商品(ファンドを含む。)	660	842	661	817
外国為替商品	889	1,164	890	1,145
資本性金融商品(ファンドを含む。)	1,698	2,374	1,701	2,353
その他	90	63	90	66
トレーディング収益純額合計	3,337	4,443	3,342	4,381
内、公正価値での測定を指定された金融負債による利得/ (損失)(純額) ⁽¹⁾	(6,816)	6,999	(6,733)	6,956

(1) 公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引のそれぞれの機能通貨への換算から生じた外国為替の影響を除く(いずれも「トレーディング収益純額」に計上されている。)

注記4 その他の経常収益及び費用

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
UBSグループAG又はその子会社へ提供したサービスから生じた収益 ⁽¹⁾	1,297	1,746	1,288	1,722
その他	283 ⁽²⁾	40	281 ⁽²⁾	40
その他の経常収益合計	1,579	1,786	1,569	1,761
UBSグループAG又はその子会社への収益移転から生じた費用	(306)	(516)	(307)	(509)
その他	(15)	(83)	(15)	(81)
その他の経常費用合計	(321)	(599)	(322)	(590)

(1) UBS AGが提供したサービスは主にコーポレート・センター業務に関連していた。UBSリミテッドからUBS AGへの資産の移転の影響を含む。詳細は注記25を参照。(2) 子会社からUBS AGへの不利なリース契約に係る引当金の移転に伴って受けた補填を含む。

注記5 人件費

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
給与	1,639	1,748	1,629	1,722
変動報酬 - 業績報奨	1,069	1,218	1,063	1,199
変動報酬 - その他	75	74	75	73
契約社員給与	57	70	57	69
社会保険料	176	199	175	196
年金及びその他の退職後給付制度	199	9	198	12
内、年金基金からの経済的便益又は義務に係る価値の調整 ⁽¹⁾	75	(131)	74	(126)
その他の人件費	115	139	114	136
人件費合計	3,330	3,456	3,310	3,407

(1) IAS第19号が適用されるスイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務の再測定及び制度資産に係るリターン(利息収益に含まれる金額を除く。)の再測定を反映している。

注記6 一般管理費

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
賃借料	417	510	414	503
IT機器のレンタル料及びメンテナンス費	44	38	44	37
通信および市場データサービス費用	139	150	138	147
管理費	2,598	2,857	2,579	2,817
内、UBSグループAG又はその子会社から請求される共通業務費用	2,389	2,543	2,372	2,507
マーケティング及び広報費用	53	80	52	79
旅費及び交際費	87	115	87	113
監査法人報酬	18	28	18	28
内、財務上及び規制上の監査	15	24	15	24
内、監査関連サービス	2	4	2	4
内、税務及びその他のサービス	1	0	1	0
その他の専門家報酬	199	285	198	281
IT及びその他のサービスの外部委託費用	121	149	120	147
一般管理費合計	3,676	4,212	3,650	4,151

注記7 特別損益

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
子会社及びその他の持分投資の売却益	26	30	26	29
子会社及びその他の持分投資の減損及び引当金の戻入額	166	63	161	62
不動産処分純利得	7	40	7	39
その他の特別利益	6	37	6	36
特別利益合計	204	170	199	167
特別損失合計	1	0	1	0

2019年度に、UBSは、持分投資売却益23百万米ドル（23百万スイス・フラン）を計上した。2018年度に、UBSは、不動産売却益31百万米ドル（30百万スイス・フラン）、及び子会社及び事業売却益25百万米ドル（25百万スイス・フラン）を計上した。両方とも、ヴィダー・ホテルの売却に関連していた。

注記8 税金

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	終了事業年度		終了事業年度	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
法人所得税費用 / (税務上の便益)	203	(708)	202	(696)
内、当期	206	(715)	205	(703)
内、繰延	(3)	7	(3)	7
資本税	42	45	41	45
税金費用 / (税務上の便益)合計	245	(663)	244	(651)

2019年度において、203百万米ドル（202百万スイス・フラン）の税金費用が生じた。これに対し、2018年度は、708百万米ドル（696百万スイス・フラン）の税務上の便益であった。2019年度の税金費用は、主にスイス及び米国において税務上の繰越欠損金を利用したことによる126百万米ドル（125百万スイス・フラン）の税務上の便益によって減少した。また、2019年度の税金費用は、その他の拠点で稼得したUBS AGの課税所得に関連するものであった。

2018年度の税務上の便益には、他のグループ内企業が利用した税務上の欠損金に関して当該企業から受けた補填による809百万米ドル（795百万スイス・フラン）の税務上の便益が含まれていた。当該便益は、主に、UBS セキュリティーズ・エルエルシーが、米国税務上、不動産コストを資産計上するという一度限りの選択を行ったことに起因していた。これにより、多額の課税所得が生じたが、UBS AGの税務上の欠損金の利用により相殺された。また、UBS AGはUBS アメリカズ・ホールディング・エルエルシーに対して行った増資に関連する便益の受取の放棄に同意した。2018年度の税務上の便益には、主にスイスにおいて税務上の繰越欠損金を利用したことによる26百万米ドル（26百万スイス・フラン）の税務上の便益及びその他の拠点で稼得したUBS AGの課税所得に関連した費用も含まれていた。

2019年度において、平均税率(法人所得税費用を、営業利益と特別利益の合計から特別損失と資本税を控除した金額で除したものと定義される。)は5.0%(2018年度：マイナス27.0%)であった。

注記9 有価証券ファイナンス取引

	十億米ドル		十億スイス・フラン	
	2019年12月31日 現在	2018年12月31日 現在	2019年12月31日 現在	2018年12月31日 現在
オンバランス・シート				
有価証券ファイナンス取引未収入金、総額	120.7	139.7	116.8	137.4
有価証券ファイナンス取引のネットティング	(57.8)	(61.8)	(56.0)	(60.8)
有価証券ファイナンス取引未収入金、純額	62.8	77.9	60.8	76.6
有価証券ファイナンス取引未払金、総額	84.9	105.8	82.2	104.1
有価証券ファイナンス取引のネットティング	(57.8)	(61.8)	(56.0)	(60.8)
有価証券ファイナンス取引未払金、純額	27.0	44.0	26.2	43.3
有価証券ファイナンス取引に関連する担保差入資産	59.7	49.8	57.8	49.0
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	59.7	49.7	57.8	48.9
内、取引相手先により売却又は再担保差入される可能性のある資産	58.3	48.1	56.4	47.3
内、金融商品	0.0	0.1	0.0	0.1
内、取引相手先により売却又は再担保差入される可能性のある資産	0.0	0.1	0.0	0.1
オフバランス・シート				
有価証券ファイナンス取引に関連する担保受入資産の公正価値	307.1	302.5	297.3	297.5
内、再担保差入されたもの	205.4	224.9	198.8	221.1
内、空売りされたもの	25.3	23.5	24.5	23.1

注記10a 貸出金の担保及びオフバランス取引

	2019年12月31日現在				合計
	担保付		無担保		
	担保別	その他の	信用補完	による	
単位：百万米ドル	不動産	その他の担保 ⁽¹⁾	担保 ⁽²⁾		
オンバランス・シート					
顧客貸出金、総額 ⁽³⁾	3	84,812	50	25,627 ⁽⁴⁾	110,491
モーゲージ・ローン、総額	4,668	0	0	0	4,668
内、住宅モーゲージ	4,507				4,507
内、オフィスビル・モーゲージ	69				69
内、産業施設モーゲージ	0				0
内、その他のモーゲージ	92				92
TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金				24,203	24,203
オンバランス・シート合計、総額	4,671	84,812	50	49,830	139,363
引当金	(5)	(10)	0	(147)	(161)
オンバランス・シート合計、純額	4,666	84,802	50	49,683	139,201
オフバランス・シート					

偶発負債、総額	0	3,542	1,511	8,063	13,116
取消不能のコミットメント、総額	285	8,743	993	12,211	22,232
先日付スタートのリバース・レボ取引及び 有価証券借入取引	0	9,288	0	0	9,288
株式及びその他の持分の償還に係る負債	0	0	0	4	4
オフバランス・シート合計	285	21,573	2,504	20,279	44,641

2018年12月31日現在

	担保付		その他の 信用補完 による担保 ⁽²⁾	無担保	合計
	担保別	その他の担保			
	不動産	(1)			

単位：百万米ドル

オンバランス・シート

顧客貸出金、総額 ⁽³⁾	0	81,070	81	30,304 ⁽⁴⁾	111,455
モーゲージ・ローン、総額	4,737	0	0	0	4,737
内、住宅モーゲージ	4,580				4,580
内、オフィスビル・モーゲージ	59				59
内、産業施設モーゲージ	29				29
内、その他のモーゲージ	69				69
TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金				22,431	22,431
オンバランス・シート合計、総額	4,737	81,070	81	52,735	138,623
引当金	(10)	(5)	0	(133)	(149)
オンバランス・シート合計、純額	4,727	81,065	81	52,602	138,475

オフバランス・シート

偶発負債、総額	0	2,954	1,779	11,286	16,019
取消不能のコミットメント、総額	557	9,525	1,071	14,511	25,664
先日付スタートのリバース・レボ取引及び 有価証券借入取引	0	4,745	0	33	4,778
株式及びその他の持分の償還に係る負債	0	0	0	5	5
オフバランス・シート合計	557	17,225	2,850	25,835	46,466

(1) 主に現金及び有価証券から成る。(2) クレジット・デフォルト・スワップ及び保証を含む。(3) 有価証券ファイナンス取引に関連したプライム・ブローカレッジのマージン・レンディングによる債権及びプライム・ブローカレッジ債権を含む。(4) 主として子会社及びその他のグループ内企業に対する債権から成る。

2019年12月31日現在					
	担保付			無担保	合計
	担保別		その他の 信用補完 による担保 ⁽²⁾		
	不動産	その他の担保 (1)			
単位：百万スイス・フラン					
オンバランス・シート					
顧客貸出金、総額 ⁽³⁾	3	82,109	48	24,810 ⁽⁴⁾	106,970
モーゲージ・ローン、総額	4,520	0	0	0	4,520
内、住宅モーゲージ	4,363				4,363
内、オフィスビル・モーゲージ	67				67
内、産業施設モーゲージ	0				0
内、その他のモーゲージ	89				89
TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金				23,432	23,432
オンバランス・シート合計、総額	4,522	82,109	48	48,242	134,921
引当金	(4)	(9)	0	(143)	(156)
オンバランス・シート合計、純額	4,518	82,100	48	48,099	134,765
オフバランス・シート					
偶発負債、総額	0	3,429	1,463	7,806	12,698
取消不能のコミットメント、総額	276	8,465	961	11,822	21,524
先日付スタートのリバース・レボ取引及び 有価証券借入取引	0	8,992	0	0	8,992
株式及びその他の持分の償還に係る負債	0	0	0	4	4
オフバランス・シート合計	276	20,885	2,424	19,632	43,218
2018年12月31日現在					
	担保付			無担保	合計
	担保別		その他の 信用補完 による担保 ⁽²⁾		
	不動産	その他の担保 (1)			
単位：百万スイス・フラン					
オンバランス・シート					
顧客貸出金、総額 ⁽³⁾	0	79,711	79	29,796 ⁽⁴⁾	109,586
モーゲージ・ローン、総額	4,658	0	0	0	4,658
内、住宅モーゲージ	4,503				4,503
内、オフィスビル・モーゲージ	58				58
内、産業施設モーゲージ	29				29
内、その他のモーゲージ	68				68
TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金				22,055	22,055
オンバランス・シート合計、総額	4,658	79,711	79	51,851	136,299
引当金	(10)	(5)	0	(131)	(146)
オンバランス・シート合計、純額	4,648	79,706	79	51,720	136,153

オフバランス・シート

偶発負債、総額	0	2,905	1,749	11,096	15,750
取消不能のコミットメント、総額	548	9,366	1,053	14,267	25,234
先日付スタートのリバース・レポ取引及び 有価証券借入取引	0	4,666	0	32	4,698
株式及びその他の持分の償還に係る負債	0	0	0	5	5
オフバランス・シート合計	548	16,936	2,802	25,401	45,687

(1) 主に現金及び有価証券から成る。(2) クレジット・デフォルト・スワップ及び保証を含む。(3) 有価証券ファイナンス取引に関連したプライム・ブローカレッジのマージン・レンディングによる債権及びプライム・ブローカレッジ債権を含む。(4) 主として子会社及びその他のグループ内企業に対する債権から成る。

注記10b 減損した金融商品

	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	減損した 金融商品 (総額)	引当金	担保処分に よる収入 見積額	減損した 金融商品 (純額)	減損した 金融商品 (総額)	引当金	担保処分に よる収入 見積額	減損した 金融商品 (純額)
単位：百万米ドル								
顧客貸出金	428	156	199	72	381	138	155	87
モーゲージ・ローン	196	4	192	0	65	10	55	0
その他の資産	373	16	0	357	365	24	0	341
保証及びローン・コミットメント	8	0	8	0	14	0	14	0
減損した金融商品合計	1,005	177	400	429	825	173	224	428

	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	減損した 金融商品 (総額)	引当金	担保処分に よる収入 見積額	減損した 金融商品 (純額)	減損した 金融商品 (総額)	引当金	担保処分に よる収入 見積額	減損した 金融商品 (純額)
単位：百万スイス・フラン								
顧客貸出金	414	151	193	69	374	136	153	86
モーゲージ・ローン	190	4	186	0	64	10	54	0
その他の資産	361	15	0	346	359	23	0	335
保証及びローン・コミットメント	8	0	8	0	14	0	14	0
減損した金融商品合計	973	171	387	415	811	170	221	421

注記11a 評価性引当金

単位：百万米ドル	2018年	損益計算書に	損益計算書に	償却	回収及び 延滞利息	為替換算調整	2019年
	12月31日 現在残高	認識された 繰入額	認識された 取崩額				12月31日 現在残高
顧客貸出金及びモーゲージ・ローンに対する							
個別引当金	149	51	(4)	(40)	3	2	161
その他資産に対する引当金	24	1	(2)	(10)	2	0	16
評価性引当金合計	173	53	(6)	(49)	5	3	177

単位：スイス・フラン	2018年	損益計算書に	損益計算書に	償却	回収及び 延滞利息	為替換算調整	2019年
	12月31日 現在残高	認識された 繰入額	認識された 取崩額				12月31日 現在残高
顧客貸出金及びモーゲージ・ローンに対する							
個別引当金	146	51	(4)	(40)	3	0	156
その他資産に対する引当金	23	1	(2)	(10)	2	0	15
評価性引当金合計	170	52	(6)	(49)	5	0	171

注記11b 負債性引当金

単位：百万米ドル	2018年 12月31日 現在残高	損益計算書に 認識された 繰入額	損益計算書に 認識された 取崩額	所定の目的に 従って使用さ れた引当金	回収	分類変更/ その他	為替換算 調整	2019年 12月31日 現在残高
オペレーショナル・リスク	11	2	0	(1)	0	0	0	12
訴訟、規制上及び類似の問題 ⁽¹⁾	1,149	113	(106)	(274)	1	0	(15)	867
リストラクチャリング	50	150 ⁽²⁾	(9)	(51)	1	(3)	1	140
不動産 ⁽³⁾	71	3	0	(7)	0	(1)	1	67
従業員給付	29	4	(5)	0	0	(1)	0	26
繰延税金	52	0	(3)	0	0	0	0	50
その他	54	3	(12)	(8)	0	(1)	1	36
引当金合計	1,416	274	(135)	(341)	2	(6)	(12)	1,198

⁽¹⁾ 保証リスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。⁽²⁾ UBS AGが補填を受けた、子会社からUBS AGへの不利なリース契約に係る引当金の移転が含まれる。当該補填は、その他の経常収益の一部として反映された。⁽³⁾ 2019年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金9百万米ドル(2018年12月31日現在：12百万米ドル)及び2019年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用に係る引当金58百万米ドル(2018年12月31日現在：59百万米ドル)を含む。

単位：百万スイス・フラン	2018年 12月31日 現在残高	損益計算書に 認識された 繰入額	損益計算書に 認識された 取崩額	所定の目的に 従って使用さ れた引当金	回収	分類変更/ その他	為替換算 調整	2019年 12月31日 現在残高
オペレーショナル・リスク	11	2	0	(1)	0	0	0	12
訴訟、規制上及び類似の問題 ⁽¹⁾	1,130	112	(106)	(272)	1	0	(25)	839
リストラクチャリング	49	146 ⁽²⁾	(9)	(50)	1	(3)	0	135
不動産 ⁽³⁾	70	3	0	(7)	0	0	(1)	65
従業員給付	29	4	(5)	0	0	(1)	0	26
繰延税金	51	0	(3)	0	0	0	0	48
その他	53	3	(12)	(8)	0	(1)	0	35
引当金合計	1,392	269	(134)	(338)	2	(5)	(26)	1,160

⁽¹⁾ 保証リスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。⁽²⁾ UBS AGが補填を受けた、子会社からUBS AGへの不利なリース契約に係る引当金の移転が含まれる。当該補填は、その他の経常収益の一部として反映された。⁽³⁾ 2019年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金9百万スイス・フラン(2018年12月31日現在：12百万スイス・フラン)及び2019年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用に係る引当金56百万スイス・フラン(2018年12月31日現在：58百万スイス・フラン)を含む。

注記12 トレーディング・ポートフォリオ及び公正価値で測定されるその他の金融商品

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
資産				
トレーディング・ポートフォリオ資産	116,843	95,612	113,119	94,009
内、負債性金融商品 ⁽¹⁾	17,893	17,802	17,323	17,503
内、上場	14,522	12,835	14,059	12,620
内、資本性金融商品	96,034	75,079	92,973	73,820
内、貴金属及びその他の現物コモディティ	2,916	2,732	2,823	2,686
公正価値で測定される資産合計	116,843	95,612	113,119	94,009
内、評価モデルを用いて公正価値で算出したもの	11,755	13,099	11,380	12,879
内、流動性規制に準拠したレポ取引適格証券 ⁽²⁾	10,304	10,434	9,976	10,259
負債				
トレーディング・ポートフォリオ負債	25,292	23,453	24,486	23,060
内、負債性金融商品 ⁽¹⁾	4,019	3,474	3,891	3,416
内、上場	3,799	3,193	3,678	3,140
内、資本性金融商品	21,273	19,979	20,595	19,644
公正価値での測定を指定された金融負債 ⁽³⁾	65,647	56,226	63,555	55,283
公正価値で測定される負債合計	90,939	79,679	88,041	78,342
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	69,286	59,645	67,078	58,645

(1) マネー・マーケット・ペーパーを含む。(2) スイス国立銀行又は他の中央銀行においてレポ取引に適格な優良流動負債証券から成る。

(3) 詳細については注記19を参照。

注記13 デリバティブ⁽¹⁾

単位：十億米ドル	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本 合計	デリバティ ブ金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本 合計
金利契約						
先渡 ⁽²⁾	0.1	0.4	3,167	0.1	0.3	2,890
スワップ	35.7	27.5	8,916	30.8	24.7	8,077
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの	0.0	0.0	108	0.0	0.0	102
先物	0.0	0.0	544	0.0	0.0	510
店頭(OTC)オプション	8.1	10.0	951	7.6	9.0	1,113
取引所取引オプション	0.1	0.1	380	0.0	0.0	254
合計	43.9	37.9	13,958	38.5	34.0	12,843
外国為替契約						
先渡	22.4	23.4	1,902	20.2	20.9	1,441
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの ⁽³⁾	0.0	0.0	0			
金利及び通貨スワップ	23.2	24.0	3,043	25.0	24.7	2,533
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの ⁽³⁾	0.0	0.2	11			
先物	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0
店頭(OTC)オプション	7.3	6.9	1,267	8.4	7.8	1,192
取引所取引オプション	0.0	0.0	8	0.1	0.1	9
合計	52.9	54.3	6,221	53.7	53.6	5,176
株式/株式指数契約						
先渡	0.0	0.1	25	0.3	0.2	28
スワップ	4.1	5.8	185	4.8	5.6	171
先物	0.0	0.0	79	0.0	0.0	62
店頭(OTC)オプション	5.3	7.0	245	5.6	7.4	246
取引所取引オプション	8.6	8.0	569	12.9	14.0	516
合計	18.1	20.8	1,104	23.7	27.3	1,024
クレジット・デリバティブ契約						
クレジット・デフォルト・スワップ	1.8	2.1	131	1.7	2.1	141
トータル・リターン・スワップ	0.3	0.9	5	0.3	0.8	7
その他	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4
合計	2.1	3.0	141	2.0	2.9	152
コモディティ、貴金属及びその他の契約						
先渡	0.1	0.2	10	0.1	0.1	7
スワップ	0.4	0.6	29	0.7	0.4	25
先物	0.0	0.0	12	0.0	0.0	8
店頭(OTC)オプション	1.0	0.4	51	0.4	0.3	35
取引所取引オプション	0.4	0.5	27	0.4	0.7	19
合計	1.8	1.7	129	1.7	1.4	94
ネットイング前合計						
	118.7	117.6	21,553	119.6	119.1	19,289
内、トレーディング・デリバティブ	118.7	117.5		119.6	119.1	
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	118.4	117.1		118.9	118.5	
内、ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ	0.1	0.2		0.0	0.0	

内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	0.1	0.2	0.0	0.0
受入担保金 / 差入担保金とのネットティング	(16.8)	(11.8)	(14.9)	(12.3)
再調達価額のネットティング	(89.5)	(89.5)	(89.6)	(89.6)
ネットティング後合計	12.4	16.3	15.1	17.3
内、取引相手先が中央清算機関	0.4	0.6	0.5	0.6
内、取引相手先が銀行及びブローカー・ディーラー	5.3	5.0	6.0	6.3
内、取引相手先がその他の顧客	6.7	10.7	8.6	10.4

(1) 区分処理された組込デリバティブは、主契約と貸借対照表上同じ項目に表示され、本表には含まれていない。これらのデリバティブの再調達価額及び関連する想定元本は、表示されている期間について重要性はなかった。(2) 先渡金利契約を含む。(3) 2019年7月1日以降、UBS AGは、米ドル以外の通貨建ての特定の子会社及びその他の持分投資にヘッジ会計を適用している。詳細については、注記2bを参照。

単位：十億スイス・フラン	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本 合計	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	想定元本 合計
金利契約						
先渡 ⁽²⁾	0.1	0.3	3,066	0.1	0.3	2,842
スワップ	34.5	26.6	8,632	30.2	24.3	7,941
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの	0.0	0.0	104	0.0	0.0	100
先物	0.0	0.0	527	0.0	0.0	501
店頭(OTC)オプション	7.9	9.7	921	7.5	8.9	1,094
取引所取引オプション	0.1	0.1	368	0.0	0.0	249
合計	42.5	36.7	13,513	37.9	33.5	12,628
外国為替契約						
先渡	21.7	22.6	1,842	19.9	20.6	1,417
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの ⁽³⁾	0.0	0.0	0			
金利及び通貨スワップ	22.4	23.2	2,946	24.6	24.3	2,490
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの ⁽³⁾	0.0	0.2	10			
先物	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0
店頭(OTC)オプション	7.1	6.6	1,227	8.2	7.7	1,172
取引所取引オプション	0.0	0.0	8	0.1	0.1	9
合計	51.2	52.5	6,023	52.8	52.7	5,089
株式 / 株式指数契約						
先渡	0.0	0.1	24	0.3	0.2	28
スワップ	4.0	5.6	180	4.7	5.5	168
先物	0.0	0.0	76	0.0	0.0	61
店頭(OTC)オプション	5.1	6.7	238	5.5	7.3	242
取引所取引オプション	8.3	7.7	551	12.7	13.8	508
合計	17.5	20.1	1,069	23.3	26.9	1,007
クレジット・デリバティブ契約						
クレジット・デフォルト・スワップ	1.7	2.0	127	1.7	2.1	139
トータル・リターン・スワップ	0.3	0.8	5	0.3	0.8	7
その他	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4
合計	2.0	2.9	136	1.9	2.8	150

コモディティ、貴金属及びその他の契約

先渡	0.1	0.2	10	0.1	0.1	6
スワップ	0.4	0.6	28	0.7	0.4	25
先物	0.0	0.0	12	0.0	0.0	8
店頭(OTC)オプション	0.9	0.4	49	0.4	0.3	34
取引所取引オプション	0.3	0.5	26	0.4	0.6	18
合計	1.7	1.7	125	1.7	1.3	92
ネットイング前合計	114.9	113.9	20,866	117.6	117.1	18,965
内、トレーディング・デリバティブ	114.9	113.7		117.6	117.1	
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	114.6	113.4		116.9	116.5	
内、ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ	0.1	0.2		0.0	0.0	
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	0.1	0.2		0.0	0.0	
受入担保金 / 差入担保金とのネットイング	(16.3)	(11.5)		(14.6)	(12.1)	
再調達価額のネットイング	(86.6)	(86.6)		(88.1)	(88.1)	
ネットイング後合計	12.0	15.8		14.9	17.0	
内、取引相手先が中央清算機関	0.4	0.6		0.5	0.6	
内、取引相手先が銀行及びブローカー・ディーラー	5.1	4.9		5.9	6.2	
内、取引相手先がその他の顧客	6.5	10.3		8.5	10.2	

(1) 区分処理された組込デリバティブは、主契約と貸借対照表上同じ項目に表示され、本表には含まれていない。これらのデリバティブの再調達価額及び関連する想定元本は、表示されている期間について重要性はなかった。(2) 先渡金利契約を含む。(3) 2019年7月1日以降、UBS AGは、米ドル以外の通貨建ての特定の子会社及びその他の持分投資にヘッジ会計を適用している。詳細については、注記2bを参照。

注記14a 商品別金融投資

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
負債性金融商品	23,402	23,523	25,442	25,460
内、満期保有目的	3,048	3,089	1,983	1,981
内、売却可能	20,353	20,434	23,460	23,479
資本性金融商品	60	68	222	257
内、適格持分投資 ⁽¹⁾	32	32	61	64
不動産	1	1	2	2
金融投資合計	23,463	23,593	25,666	25,718
内、流動性規制に準拠したレポ取引適格証券 ⁽²⁾	18,978	19,095	25,421	25,436

(1) 適格持分投資とは、UBS AGが総資本の10%以上を保有しているか、又は全議決権の少なくとも10%を保有している投資である。(2) スイス国立銀行又は他の中央銀行においてレポ取引に適切な優良流動負債証券から成る。

単位：百万スイス・フラン	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
負債性金融商品	22,656	22,774	25,016	25,033
内、満期保有目的	2,951	2,991	1,949	1,948
内、売却可能	19,705	19,783	23,066	23,085
資本性金融商品	58	66	218	252
内、適格持分投資 ⁽¹⁾	31	31	60	63
不動産	1	1	2	2
金融投資合計	22,715	22,841	25,235	25,287
内、流動性規制に準拠したレポ取引適格証券 ⁽²⁾	18,373	18,486	24,995	25,009

(1) 適格持分投資とは、UBS AGが総資本の10%以上を保有しているか、又は全議決権の少なくとも10%を保有している投資である。(2) スイス国立銀行又は他の中央銀行においてレポ取引に適切な優良流動負債証券から成る。

注記14b 取引相手先の格付け別金融投資 - 負債性金融商品

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	12月31日 現在	12月31日 現在	12月31日 現在	12月31日 現在
UBSの内部格付け⁽¹⁾				
0-1	17,945	17,204	17,373	16,916
2-3	5,456	8,237	5,282	8,099
4-5	1	0	1	0
6-8	0	0	0	0
9-13	0	0	0	0
無格付け	0	2	0	2
金融投資合計	23,402	25,442	22,656	25,016

(1) 詳細は、注記18を参照。

注記15 子会社投資及びその他の持分投資

登記上の事務所	累積持分比率 (%)	帳簿価額 (百万米ドル)		帳簿価額 (百万スイス・フラン)		
		2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	
		UBSアメリカズ・ホールディング グ・エルエルシー ⁽¹⁾	Wilmington, Delaware, USA	100	32,159	31,935
UBSスイスAG	Zurich, Switzerland	100	7,982	7,982	7,728	7,848
UBSヨーロッパSE ⁽²⁾	Frankfurt, Germany	100	4,806	5,015	4,653	4,931
UBSアセット・マネジメントAG	Zurich, Switzerland	100	1,643	1,528	1,590	1,503
その他			3,041	3,069	2,944	3,017
子会社投資及びその他の持分投資 合計			49,631	49,528	48,049	48,698

⁽¹⁾ UBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシーに対する不動産の抛出の影響が含まれる。詳細は注記25を参照。⁽²⁾ 2018年12月31日現在、UBSヨーロッパSEの持分には、2019年3月1日に正式に実施された、英国の事業の統合的移転及びUBSリミテッドのUBSヨーロッパSEへのクロスボーダーの統合が反映されている。詳細は注記25を参照。

注記16a その他の資産

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
	ヘッジ手段に係る繰延ポジション	0	464	0
保釈保証金 ⁽¹⁾	1,282	1,300	1,241	1,278
決済勘定	64	304	62	299
未収付加価値税及びその他の税金	192	99	186	97
その他	1,620	1,722	1,567	1,692
内、UBSグループAG及びUBSグループ内の子会社からのその他の債権	820	1,047	794	1,030
その他の資産合計	3,158	3,888	3,056	3,822

⁽¹⁾ 詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記21bの1の項を参照。

注記16b その他の負債

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
	ヘッジ手段に係る繰延ポジション	1,903	0	1,843
決済勘定	207	344	200	339
確定給付負債純額	87	279	84	274
未払付加価値税及びその他の税金	97	72	94	71
その他	1,257	1,906	1,218	1,873
内、UBSグループAG及びUBSグループ内の子会社に対するその他の債務	1,024	1,461	991	1,436
その他の負債合計	3,551	2,601	3,439	2,557

注記17 担保差入資産⁽¹⁾

以下の表は、主にデリバティブ取引及び有形固定資産に関連して担保として差し入れられた資産に関する情報を提供しているが、有価証券ファイナンス取引は除く。

有価証券ファイナンス取引に関する詳細については、注記9を参照。

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	担保差入資産の 帳簿価額	有効な コミットメント	担保差入資産の 帳簿価額	有効な コミットメント
有価証券	4,356	38	4,532	187
有形固定資産及びソフトウェアの担保 ⁽²⁾	2,651	0	2,636	0
担保差入資産合計	7,007	38	7,168	187

⁽¹⁾ 未実行の信用枠に関連して、及び支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2019年12月31日：6億米ドル、2018年12月31日：8億米ドル）は含まれない。⁽²⁾ これらの担保差入資産は、UBSスイスAGからの既存のモーゲージ・ローンに対する担保である。

単位：百万スイス・フラン	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	担保差入資産の 帳簿価額	有効な コミットメント	担保差入資産の 帳簿価額	有効な コミットメント
有価証券	4,217	37	4,456	183
有形固定資産及びソフトウェアの担保 ⁽²⁾	2,567	0	2,592	0
担保差入資産合計	6,784	37	7,048	183

⁽¹⁾ 未実行の信用枠に関連して、及び支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2019年12月31日：6億スイス・フラン、2018年12月31日：8億スイス・フラン）は含まれない。⁽²⁾ これらの担保差入資産は、UBSスイスAGからの既存のモーゲージ・ローンに対する担保である。

注記18 資産合計のカントリー・リスク

以下の表は、スイス以外の資産合計の信用格付別の内訳を示したものである。これらの信用格付けは、原資産の最終リスクに関係を有する国の国債の信用格付けを反映している。無担保貸出金ポジションに係る最終リスク国とは、直接の借り手の所在地、あるいは法人の場合、最終親会社の所在地である。担保付又は保証付ポジションの最終リスク国は、担保又は保証提供者の所在地、あるいは該当する場合、担保又は保証提供者の最終親会社の所在地である。モーゲージ・ローンの最終リスク国は不動産が所在する国である。同様に、有形固定資産の最終リスク国は当該有形固定資産が所在する国である。スイスが最終リスク国である資産は、貸借対照表上の資産合計に合わせるため、独立して表示されている。

詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2019年度年次報告書の「リスク管理及び統制」のセクション(訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション)を参照。

				2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
分類	UBSの 内部格付け	説明	ムーディーズ の投資家向け サービス	スタン ダード・ アンド・ プアーズ	フィッチ	百万米ドル	%	百万米ドル	%
	0及び1	投資適格	Aaa	AAA	AAA	219,712	46	210,209	44
低リスク	2		Aa1からAa3	AA+からAA-	AA+からAA-	100,804	21	130,270	27
	3		A1からA3	A+からA-	A+からAA-	65,739	14	56,410	12
中リスク	4		Baa1からBaa2	BBB+からBBB	BBB+からBBB	12,915	3	11,928	2
	5		Baa3	BBB-	BBB-	5,457	1	5,073	1
高リスク	6	投資適格未滿	Ba1	BB+	BB+	2,662	1	1,412	0
	7		Ba2	BB	BB	3,427	1	2,512	1
	8		Ba3	BB-	BB-	42	0	10	0
	9		B1	B+	B+	493	0	679	0
超高リスク	10		B2	B	B	569	0	715	0
	11		B3	B-	B-	84	0	163	0
	12		Caa	CCC	CCC	228	0	66	0
	13		CaからC	CCからC	CCからC	34	0	72	0
不良債権	債務不履行	債務不履行発生	D	D	D	75	0	17	0
小計						412,241	86	419,536	87
スイス						66,706	14	60,701	13
資産合計						478,946	100	480,238	100

				2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
分類	UBSの 内部格付け	説明	ムーディーズの 投資家向け サービス	スタン ダード・ アンド・ プアーズ	フィッチ	百万スイス・ フラン	%	百万スイス・ フラン	%
	0及び1	投資適格	Aaa	AAA	AAA	212,707	46	206,648	44
低リスク	2		Aa1からAa3	AA+からAA-	AA+からAA-	97,593	21	128,095	27
	3		A1からA3	A+からA-	A+からAA-	63,644	14	55,464	12
中リスク	4		Baa1からBaa2	BBB+からBBB	BBB+からBBB	12,503	3	11,726	2
	5		Baa3	BBB-	BBB-	5,283	1	4,988	1
高リスク	6	投資適格未滿	Ba1	BB+	BB+	2,577	1	1,389	0
	7		Ba2	BB	BB	3,317	1	2,470	1
	8		Ba3	BB-	BB-	41	0	10	0
	9		B1	B+	B+	477	0	668	0
超高リスク	10		B2	B	B	551	0	703	0
	11		B3	B-	B-	81	0	160	0
	12		Caa	CCC	CCC	220	0	65	0
	13		CaからC	CCからC	CCからC	33	0	71	0
不良債権	債務不履行	債務不履行発生	D	D	D	73	0	17	0
小計						399,101	86	412,472	87
スイス						64,580	14	59,712	13
資産合計						463,681	100	472,184	100

注記19 仕組債

以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債のうち、仕組債とみなされるものの内訳を示している。

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
仕組商品の特徴を有する固定利付債	3,221	3,510	3,119	3,451
発行済仕組債：				
エクイティ・リンク債	41,466	34,528	40,145	33,949
金利連動債	15,945	11,785	15,437	11,587
クレジット・リンク債	1,621	2,331	1,569	2,292
コモディティ・リンク債 ⁽¹⁾	1,567	1,774	1,517	1,745
為替リンク債	439	274	425	270
仕組債(店頭)	1,386	2,023	1,342	1,989
公正価値での測定を指定された金融負債合計	65,647	56,226	63,555	55,283

⁽¹⁾ 発行済貴金属リンク債を含む。

公正価値での測定を指定された金融負債のほか、一部の仕組債は、貸借対照表項目の銀行預り金、顧客預り金及び発行済社債に計上された。これらの金融商品は、測定上、区分処理された。2019年12月31日現在の主契約の帳簿価額合計は3,696百万米ドル（3,578百万スイス・フラン）（2018年12月31日現在：4,465百万米ドル（4,390百万スイス・フラン））であり、区分処理された組込デリバティブの帳簿価額合計は、プラス54百万米ドル（52百万スイス・フラン）（2018年12月31日現在：プラス76百万米ドル（75百万スイス・フラン））であった。

注記20a 資本金

UBS AG株式

2019年12月31日現在、UBS AGの資本金386百万スイス・フラン（2018年12月31日：386百万スイス・フラン）は、全額払込済の発行済記名株式から成っていた。1株の額面は0.10スイス・フランであり、株主は、議決権保有者として株主名簿に登録されれば、UBS AGの株主総会で1株につき1議決権を行使することができ、また持分比率に応じた配当を受ける権利も有する。UBS AGの株式には、譲渡にいかなる制限や制約も課されていない。

2019年12月31日現在、UBS AGの発行済株式総数は3,858,408,466株(2018年12月31日から変動なし)である。当該株式は全て有配株で、UBSグループAGが保有している。

さらに2019年12月31日現在、1株の額面0.10スイス・フランの記名株式380,000,000株(2018年12月31日から変動なし)が条件付資本から発行可能であった。

分配不能剰余金

分配不能剰余金は、UBS AGの資本金の50%を構成し、2019年12月31日現在、197百万米ドル（193百万スイス・フラン）（2018年12月31日から変動なし）であった。

注記20b 主要株主

UBS AGの唯一の直接株主はUBSグループAGであり、同社はUBS AG株式の100%を保有している。これらの株式には議決権が付与されている。以下の表に記載されているUBS AGの間接株主は、2019年12月31日現在又は2018年12月31日現在、UBSグループAGの株主名簿に登録されており、UBSグループAGの株式を3%以上保有するUBSグループAGの直接株主(自己の名義で、もしくは他の投資家又は実質株主の名義人の立場で取引を行う者である。)から成る。間接株主が保有するUBS AGの株式及び資本金は、UBSグループAG株式の保有割合に基づく相対的な持分である。間接株主は、UBS AGの議決権を有していない。

UBSグループAGの主要株主に関する詳細については、UBSグループAGの2019年度年次報告書に含まれるUBSグループAGの個別財務書類の注記24を参照。

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
単位：百万米ドル その他の記載がある場合を除く	資本金保有額	持株比率(%)	資本金保有額	持株比率(%)
UBS AGの主要な直接株主				
UBSグループAG	393	100	393	100
UBS AGの主要な間接株主				
Chase Nominees Ltd., London	43	11	48	12
DTC (Cede & Co.), New York ⁽¹⁾	30	8	28	7
Nortrust Nominees Ltd., London	19	5	16	4

⁽¹⁾ DTC (Cede & Co.), New York(「The Depository Trust Company」)は、米国の証券清算機関である。

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	資本金保有額	持株比率(%)	資本金保有額	持株比率(%)
UBS AGの主要な直接株主				
UBSグループAG	386	100	386	100
UBS AGの主要な間接株主				
Chase Nominees Ltd., London	42	11	47	12
DTC (Cede & Co.), New York ⁽¹⁾	29	8	28	7
Nortrust Nominees Ltd., London	19	5	16	4

⁽¹⁾ DTC (Cede & Co.), New York(「The Depository Trust Company」)は、米国の証券清算機関である。

注記21 スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度

a) スイス以外の確定給付制度に関する資産

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
スイス以外の確定給付制度に係る確定給付資産純額 ⁽¹⁾	9	0	9	0
スイス以外の確定給付制度に関する資産合計	9	0	9	0

⁽¹⁾ 2019年12月31日現在、4百万米ドル(4百万スイス・フラン)が英国の確定給付年金制度、5百万米ドル(5百万スイス・フラン)が米国の確定給付年金制度に関連しており、これらはその他の資産として表示された。

b) スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に関する負債

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
	スイスの年金制度に対する引当金	0	0	0
スイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額 ⁽¹⁾	87	279	84	274
スイスの年金制度に対する引当金及びスイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額合計	87	279	84	274
スイスの年金基金が保有するUBS銀行口座及びUBSの負債性金融商品	12	18	12	18
スイスの年金基金が保有するUBSのデリバティブ金融商品	2	5	2	5
スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に関する負債合計	101	302	98	297

⁽¹⁾ 2019年12月31日現在、50百万米ドル（49百万スイス・フラン）が米国の制度、22百万米ドル（21百万スイス・フラン）が英国の退職後医療保険制度に関連していた。2018年12月31日現在、160百万米ドル（157百万スイス・フラン）が英国の確定給付年金制度、82百万米ドル（81百万スイス・フラン）が米国の制度、22百万米ドル（22百万スイス・フラン）が英国の退職後医療保険制度に関連していた。

c) スイスの年金制度

	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	現在又は終了事業年度			
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
年金制度の積立超過額 ⁽¹⁾	441	637	427	626
UBS AGの経済的便益 / (債務)	0	0	0	0
損益計算書に認識された経済的便益 / 債務の変動	0	0	0	0
損益計算書に認識された当期の雇用主掛金	35	48	34	47
業績報奨に関連して生じた雇用主掛金	7	10	6	10
損益計算書の人件費に認識された年金費用合計	42	58	41	57

⁽¹⁾ 年金制度の積立超過額は、FER第26号に準拠して算定されており、資産価値の変動に対する引当金で構成される。FER第16号に準拠して、2019年12月31日及び2018年12月31日現在、当該余剰金はUBS AGに対する経済的便益を表わすものではなかった。

UBS AGは、スイスの年金制度にFER第16号を、英国及びその他のスイス以外の確定給付制度にはIFRS (IAS第19号)を適用することを選択しているが、英国及びその他のスイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務の再測定による変動額は、資本に直接ではなく損益計算書に認識されている。

2019年12月31日現在及び2018年12月31日現在において、スイスの年金制度には雇用主掛金の積立金はなかった。

詳細については、注記2を参照。

IFRSに準拠したスイス以外の確定給付制度に関する詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記29を参照。

注記22 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、内部で合意された移転価格で、又は独立第三者間取引として行われる。また、通常の業務過程における経営機関の社外取締役以外のメンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンについては、他の従業員に適用されるのと実質的に同一の条件(金利や担保などの条件で、回収可能性に関して通常のリスク以上のものを伴わず、当行に不利となる要素も含まない条件)で行われる。経営機関の社外取締役に対しては、通常の業務過程で、一般の市場条件に基づいて貸出金及び住宅ローンが提供される。

単位：百万米ドル	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	債権	債務	債権	債務
適格株主 ⁽¹⁾	973	50,576	639	2,087
内、顧客貸出金／顧客預り金	931	1,996	627	1,819
内、UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループAGからの資金調達		47,553		
子会社	79,939	79,702	97,219	74,413
内、銀行預け金／銀行預り金	22,516	57,167	22,849	35,114
内、顧客貸出金／顧客預り金	17,036	2,148	21,110	1,544
内、有価証券ファイナンス取引未収入金／有価証券ファイナンス取引未払金	12,229	17,556	26,453	32,558
内、TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金	24,203		22,431	
関係会社 ⁽²⁾	315	240	570	42,793
内、顧客貸出金／顧客預り金	271	19	474	125
内、UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループ・ファンディング(スイス)AGからの資金調達				41,782
経営機関のメンバー ⁽³⁾	33		34	
外部監査人		3		12
その他の関連当事者		2	2	

(1) UBS AGの適格株主はUBSグループAGである。(2) UBS AGの関係会社は全てUBSグループAGの直接子会社である。(3) 経営機関のメンバーは、UBSグループAGの取締役会及びグループ執行委員会の各メンバー並びにUBS AGの取締役会及び執行委員会の各メンバーで構成されている。

単位：百万スイス・フラン	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	債権	債務	債権	債務
適格株主 ⁽¹⁾	942	48,964	628	2,052
内、顧客貸出金／顧客預り金	901	1,932	616	1,788
内、UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループAGからの資金調達		46,037		
子会社	77,391	77,162	95,588	73,166
内、銀行預け金／銀行預り金	21,799	55,345	22,466	34,525
内、顧客貸出金／顧客預り金	16,493	2,079	20,756	1,518
内、有価証券ファイナンス取引未収入金／有価証券ファイナンス取引未払金	11,839	16,996	26,010	32,012
内、TLAC適格の重要な規制対象子会社に提供した調達資金	23,432		22,055	
関係会社 ⁽²⁾	305	233	560	42,076
内、顧客貸出金／顧客預り金	262	18	466	123
内、UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループ・ファンディング(スイス)AGからの資金調達				41,081
経営機関のメンバー ⁽³⁾	32		34	
外部監査人		3		12
その他の関連当事者		2	2	

(1) UBS AGの適格株主はUBSグループAGである。(2) UBS AGの関係会社は全てUBSグループAGの直接子会社である。(3) 経営機関のメンバーは、UBSグループAGの取締役会及びグループ執行委員会の各メンバー並びにUBS AGの取締役会及び執行委員会の各メンバーで構成されている。

2019年12月31日現在、子会社に関連するオフバランス・シートのポジションは109億米ドル（106億スイス・フラン）（2018年12月31日現在：133億米ドル（130億スイス・フラン））であり、そのうち59億米ドル（57

億スイス・フラン) (2018年12月31日現在: 75億米ドル(74億スイス・フラン)) は第三者に対する保証、39
億米ドル(37億スイス・フラン) (2018年12月31日現在: 33億米ドル(32億スイス・フラン)) はローン・コ
ミットメントであった。

注記23 信託取引

単位	百万米ドル		百万スイス・フラン	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在
信託預け金	212	145	205	143
内、第三者の銀行への預け金	212	145	205	143
内、子会社及び関係会社への預け金	0	0	0	0
信託取引合計	212	145	205	143

信託取引には、個人、信託、確定給付制度及びその他の機関に代わって資産を保有し又は預けることになる取引で、UBS AGが締結したり、許可した取引が含まれている。当該資産に関して認識基準が満たされない場合、これらの資産及び関連収益はUBS AGの貸借対照表及び損益計算書から除かれるが、オフバランス・シートの信託取引として本注記に開示される。UBS AGが当初は信託取引として預かった顧客の預け金は、後にUBS AGに預けられる場合は、UBS AGの貸借対照表に認識される場合がある。そのような場合には、これらの預け金は上記の表に報告されない。

注記24a 投資資産及び純新規資金

単位	十億米ドル		十億スイス・フラン	
	現在又は終了事業年度			
	2019年	2018年	2019年	2018年
	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日
運用ファンド資産 ⁽¹⁾		25		25
一任資産 ⁽¹⁾	57	184	55	180
その他の投資資産	443	379	429	373
投資資産合計	500	588	484	578
内、二重計上	0	6	0	6
純新規資金	19	9	19	9

⁽¹⁾ 減少は、主にUBS AGからUBSアセット・マネジメント・スイスAGへのアセット・マネジメント事業の移転に起因する。詳細については、注記25を参照。

注記24b 投資資産の変動

単位	十億米ドル		十億スイス・フラン	
	終了事業年度			
	2019年	2018年	2019年	2018年
	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日
期首投資資産合計 ⁽¹⁾	588	646	578	630
純新規資金	19	9	19	9
市場の変動 ⁽²⁾	78	(51)	76	(50)
為替換算調整	6	(7)	(3)	(1)
UBSアセット・マネジメント・スイスAGへ移転 ⁽³⁾	(189)		(183)	
その他の影響	(2)	(10)	(3)	(10)
期末投資資産合計	500	588	484	578

⁽¹⁾ 二重計上を含む。⁽²⁾ 受取利息及び受取配当金を含む。⁽³⁾ 詳細については、注記25を参照。

詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記36を参照。

注記25 組織変更及び比較可能性に影響を与えるその他の事象

UBSスイスAGからUBS AGへのグローバル・ウェルス・マネジメントの国際的な事業の譲渡

2019年度第2四半期に、当グループの法的小および運営上の構造をさらに最適化するために、スイスで記帳されていたグローバル・ウェルス・マネジメントの国際的な事業の実質的所有権の一部がUBSスイスAGからUBS AGに譲渡された。この譲渡は、21億米ドル（21億スイス・フラン）の現物配当の形式で行われた。UBS AGは、2022年度末までには全部が法的に譲渡されるものと予想している。通年の利益に対するUBS AGの持分4億米ドル（4億スイス・フラン）は、有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料並びにその他の受取報酬及び手数料に反映されている。投資資産は、完全な法的譲渡が完了するまでUBSスイスAGにおいて報告され、二重計上は行われない。

UBS AGからUBSアセット・マネジメント・スイスAGへのアセット・マネジメント事業の譲渡

当グループの破綻処理実行可能性を改善するためのUBSの取り組みの一環として、UBS AGがスイスにおいて運営していたアセット・マネジメント事業の一部が、UBS AGから間接子会社のUBSアセット・マネジメント・スイスAGに譲渡された。この事業譲渡は2019年4月1日付けで実施され、帳簿価額1億米ドル（1億スイス・フラン）の純資産のUBSアセット・マネジメントAGへの資本拠出もこれに含まれていた。2019年度において、当該譲渡により、受取報酬及び手数料純額が純額で約3億米ドル（3億スイス・フラン）減少し、合計約3億米ドル（3億スイス・フラン）の人件費及び一般管理費の減少と相殺された。また、当該譲渡により、投資資産が1,890億米ドル（1,830億スイス・フラン）減少した。

UBSリミテッドのUBSヨーロッパSEへの統合

以前に公表された英国の事業の統合的移転及びUBSリミテッドのUBSヨーロッパSEへのクロスボーダーの統合は、2019年3月1日に正式に実施された。当該取引によって、2018年度におけるUBSリミテッドに対する投資の減損損失が2億米ドル（2億スイス・フラン）減少した。取引は実質的に2018年度に完了したため、取引の影響は、2018年12月31日終了事業年度のUBS AGの個別財務書類において認識されている。

UBSリミテッドからUBS AGへの資産の移転

2018年度第4四半期において、英国のEU離脱に伴う事業の移転が概ね完了した。UBS AGのロンドン支店が業務を提供可能なUBSリミテッドの顧客及び他の取引相手先の大部分が、2018年度に移転された。当該事業の移転により、2019年度において、2018年度と比較して、受取報酬及び手数料純額が増加し、その他の経常収益の減少と相殺された。

詳細については、注記4を参照。

UBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシーへの不動産資産の拠出

2019年度第2四半期において、UBS AGは特定の不動産資産をUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシーに合計2億米ドル（2億スイス・フラン）拠出した。UBS AGによるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシーへの投資の帳簿価額は、認識の中止が行われた不動産資産の帳簿価額分増加した。当該拠出により、2019年度において、2018年度と比較して、保有不動産からの収益が約1億米ドル（1億スイス・フラン）減少し、一般管理費の減少と相殺された。

詳細については、注記15を参照。

訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金

2018年度において、訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金に係る340百万米ドル（334百万スイス・フラン）の修正後発事象が含まれていた。

[次へ](#)

(参考情報)

UBS AG連結財務情報

本セクションには、UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)との間における主要な財務及び資本情報の比較が含まれている。UBS AG(連結)に関する情報は、UBSグループAGと連結ベースで大きく異なることはない。

UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)の比較

国際財務報告基準(IFRS)に基づきUBSグループAGとUBS AGの連結財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、一部の範囲及び表示については下記の通り差異が存在する。

- UBSグループAG及びその直接所有子会社(UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。)に関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAG及びその直接所有子会社(UBSビジネス・ソリューションズAG及び共通業務を提供するその他の子会社を含む。)との取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。UBSビジネス・ソリューションズAG及び共通業務を提供するUBSグループAGのその他の子会社は、発生した費用をそのマークアップを含め、提供した業務について、UBS AGの連結範囲に含まれるその他の法人に請求する。
- 2019年12月31日現在、UBSグループAG(連結)の資本は、UBS AG(連結)の資本を8億米ドル上回っている。この相違は主に、UBS AGからUBSグループAGへの配当金支払額がUBSグループAGによる配当金分配額を上回ったこと、及び共通業務を提供するUBSグループAGの子会社がUBS AGの連結範囲に含まれるその他の法人に請求した前述のマークアップに主に関連して、UBSグループAGの連結財務書類における利益剰余金がUBS AG(連結)のそれを上回ったことによる。また、UBSグループAGは、当グループのほとんどの報酬制度の付与者であり、付与された株式決済型の報奨に係る資本剰余金を認識している。これらの影響は、当行の株式買戻しプログラムの一環として取得した自己株式及び当グループの報酬制度に関連する株式引渡義務をヘッジするために保有している自己株式、並びにUBSグループAG及びUBSグループAGの完全所有子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGの設立に関連して、UBS AGの連結レベルで追加の資本剰余金を認識したことによりその一部が相殺されている。
- 2019年12月31日現在、UBS AG(連結)のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG(連結)のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を47億米ドル下回っている。これは、その他Tier 1(AT 1)自己資本が43億米ドル及び普通株式等Tier 1(CET 1)自己資本が3億米ドル下回ったことによるものである。
- 2019年12月31日現在、UBSグループAG(連結)のCET 1自己資本はUBS AG(連結)のそれを3億米ドル上回っている。CET 1自己資本におけるこの相違は主に、前述の資本の払戻しの見越計上額及び資本に差異が生じたことに起因している。
- 2019年12月31日現在、UBS AG(連結)のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT 1自己資本は、繰延コンティンジェント・キャピタル・プラン報奨及びAT 1資本性証券の低いトリガーを反映して、UBSグループAG(連結)のそれを43億米ドル下回っている。これらのAT 1資本性証券は、スイスの新しいISRBの枠組みの導入後に、UBSグループAGにより発行されたものであり、UBS AGの連結レベルではゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力としてのみ適格である。

UBS AG (連結) 主要な数値

単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	現在又は終了事業年度		
	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
業績			
営業収益	29,307	30,642	30,044
営業費用	24,138	25,184	24,969
税引前営業利益 / (損失)	5,169	5,458	5,076
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	3,965	4,107	758
収益性及び成長性⁽¹⁾			
資本利益率 (単位：%)	7.4	7.9	1.4
有形資本利益率 (単位：%)	8.5	9.1	1.6
普通株式等Tier 1 自己資本利益率 (単位：%)	11.3	11.9	2.3
総リスク加重資産利益率 (単位：%)	11.2	12.0	12.8
総レバレッジ比率分母利益率 (単位：%)	3.2	3.4	3.4
費用対収益比率 (単位：%)	82.1	81.9	82.7
純利益成長率 (単位：%)	(3.4)	441.9	(77.4)
財源			
資産合計	971,916	958,055	940,020
株主に帰属する持分	53,754	52,256	51,987
普通株式等Tier 1 自己資本⁽²⁾			
リスク加重資産 ⁽²⁾	257,831	262,840	242,725
普通株式等Tier 1 自己資本比率 (単位：%) ⁽²⁾	13.7	13.2	14.0
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 (単位：%) ⁽²⁾	18.3	16.1	15.6
総損失吸収力比率 (単位：%) ⁽²⁾	33.9	31.3	31.4
レバレッジ比率分母 ⁽²⁾	911,232	904,458	910,133
普通株式等Tier 1 レバレッジ比率 (単位：%) ⁽²⁾	3.87	3.83	3.75
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率 (単位：%) ⁽²⁾	5.2	4.7	4.2
総損失吸収力レバレッジ比率 (単位：%) ⁽²⁾	9.6	9.1	8.4
その他			
投資資産 (単位：十億米ドル) ⁽³⁾	3,607	3,101	3,262
従業員数 (単位：人、正社員相当) ⁽⁴⁾	47,005	47,643	46,009

⁽¹⁾ 当行の業績目標に関する詳細はUBS AGの年次報告書の「Performance targets and measurement」のセクションを参照。⁽²⁾ 2020年1月1日以降のスイスのシステム上関連ある銀行の枠組みに基づく。詳細はUBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクションを参照。⁽³⁾ グローバル・ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングの投資資産を含む。

⁽⁴⁾ 当行の2019年度第4四半期報告書と比較して、2019年12月31日現在の従業員数(正社員数)を修正したことにより、28名減少した。2019年12月31日現在、各事業部門及びコーポレート・センターの従業員の内訳は以下の通りであった。グローバル・ウェルス・マネジメント：22,626人、パーソナル&コーポレート・バンキング：5,064人、アセット・マネジメント：2,220人、インベストメント・バンク：4,973人、コーポレート・センター：12,121人。

UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)の比較

単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	2019年12月31日現在又は同日終了事業年度			2018年12月31日現在又は同日終了事業年度		
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)
損益計算書						
営業収益	28,889	29,307	(418)	30,213	30,642	(429)
営業費用	23,312	24,138	(826)	24,222	25,184	(962)
税引前営業利益/(損失)	5,577	5,169	408	5,991	5,458	533
内、グローバル・ウェルス・マネジメント	3,397	3,335	62	3,254	3,212	42
内、パーソナル&コーポレート・バンキング	1,441	1,443	(2)	1,796	1,799	(3)
内、アセット・マネジメント	532	531	1	426	425	1
内、インベストメント・バンク	784	753	31	1,486	1,442	45
内、コーポレート・センター	(577)	(893)	317	(971)	(1,419)	447
当期純利益/(損失)	4,310	3,971	339	4,522	4,113	409
内、株主に帰属する当期純利益/(損失)	4,304	3,965	339	4,516	4,107	409
内、非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)	6	6	0	7	7	0
包括利益計算書						
その他の包括利益	781	785	(4)	(292)	(147)	(145)
内、株主に帰属するその他の包括利益	785	789	(4)	(290)	(145)	(145)
内、非支配株主持分に帰属するその他の包括利益	(4)	(4)	0	(1)	(1)	0
包括利益合計	5,091	4,756	335	4,231	3,967	264
内、株主に帰属する包括利益合計	5,089	4,754	335	4,225	3,961	264
内、非支配株主持分に帰属する包括利益合計	2	2	0	5	5	0
貸借対照表						
資産合計	972,183	971,916	267	958,489	958,055	434
負債合計	917,476	917,988	(512)	905,386	905,624	(238)
資本合計	54,707	53,928	779	53,103	52,432	671
内、株主に帰属する持分	54,533	53,754	779	52,928	52,256	671
内、非支配株主持分に帰属する持分	174	174	0	176	176	0
資本情報						
普通株式等Tier 1自己資本	35,582	35,280	302	34,119	34,608	(489)
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本	51,888	47,237	4,650	46,279	42,413	3,865
リスク加重資産	259,208	257,831	1,376	263,747	262,840	907
普通株式等Tier 1自己資本比率(単位：%)	13.7	13.7	0.0	12.9	13.2	(0.2)
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 (単位：%)	20.0	18.3	1.7	17.5	16.1	1.4
総損失吸収力比率(単位：%)	34.6	33.9	0.7	31.7	31.3	0.5
レバレッジ比率の分母	911,325	911,232	94	904,598	904,458	140
普通株式等Tier 1レバレッジ比率(単位：%)	3.90	3.87	0.03	3.77	3.83	(0.05)
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率 (単位：%)	5.7	5.2	0.5	5.1	4.7	0.4
総損失吸収力レバレッジ比率(単位：%)	9.8	9.6	0.2	9.3	9.1	0.2

[次へ](#)

UBS AG個別規制情報

主な指標

以下の表は、バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）バーゼル ルールに基づいている。2019年第4四半期において、普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）自己資本は、主に資本収益に係る引当金の計上により、また、営業利益で一部相殺され、9億米ドル減少し、495億米ドルとなった。Tier 1自己資本は、上記のCET 1の減少が、追加の高トリガーの損失吸収AT 1資本性金融商品3億米ドルによって一部相殺されたことにより、7億米ドル減少し、639億米ドルとなった。2019年第4四半期において、リスク加重資産（以下「RWA」という。）は、主に第三者及びグループ企業に関連する信用及び取引相手先の信用リスクの減少により、92億米ドル減少し、2,880億米ドルとなった。レバレッジ・レシオ・エクスポージャーは、主に証券ファイナンス取引によるオンバランス・シートのエクスポージャーにより210億米ドル減少した。適格流動資産の平均は、事業部門の資金の消費の増加及び社債の減少を反映した平均現金残高の減少により、25億米ドル減少した。純資金流出額合計の平均は、企業間取引による平均資金流出額の減少を反映して16億米ドル減少した。

KM 1：主な指標

単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	2019年 12月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
利用可能自己資本(金額)					
1 普通株式等Tier 1 (CET 1)	49,521	50,458	51,261	49,024	49,411
1a 完全適用ECL会計モデルCET 1 ¹	49,518	50,456	51,258	49,021	49,411
2 Tier 1	63,893	64,545	64,315	61,839	59,595
2a 完全適用ECL会計モデルTier 1 ¹	63,891	64,543	64,312	61,836	59,595
3 総自己資本	69,576	70,194	70,612	68,542	66,295
3a 完全適用ECL会計モデル総自己資本 ¹	69,574	70,191	70,609	68,539	66,295
リスク加重資産(金額)					
4 リスク加重資産合計(RWA)	287,999	297,200	294,348	300,734	292,888
4a 最低自己資本規制 ²	23,040	23,776	23,548	24,059	23,431
4b リスク加重資産合計(フロア前)	287,999	297,200	294,348	300,734	292,888
リスク・ベースの自己資本比率(RWAに対する比率)					
5 普通株式等Tier 1自己資本比率(%)	17.19	16.98	17.41	16.30	16.87
5a 完全適用ECL会計モデルによるCET 1自己資本比率(%) ¹	17.19	16.98	17.41	16.30	16.87
6 Tier 1自己資本比率(%)	22.19	21.72	21.85	20.56	20.35
6a 完全適用ECL会計モデルによるTier 1自己資本比率(%) ¹	22.18	21.72	21.85	20.56	20.35
7 総自己資本比率(%)	24.16	23.62	23.99	22.79	22.63
7a 完全適用ECL会計モデルによる総自己資本比率(%) ¹	24.16	23.62	23.99	22.79	22.63
その他CET 1 バッファ要件(RWAに対する比率)					
8 自己資本保全バッファ要件(2019年度比2.5%)(%)	2.50	2.50	2.50	2.50	1.88
9 カウンターシクリカル・バッファ要件(%)	0.07	0.08	0.08	0.09	0.07
9a スイスのモーゲージ・ローンに対する追加のカウンターシクリカル・バッファ要件(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10 銀行のG-SIB及び/又はD-SIB追加要件(%) ³					
11 銀行のCET 1 固有のバッファ要件の合計(%)	2.57	2.58	2.58	2.59	1.95

12 当行の最低自己資本規制を満たした後に利用可能な CET 1 (%)	12.69	12.48	12.91	11.80	12.37
<hr/>					
バーゼル レバレッジ比率					
13 バーゼル レバレッジ比率エクスポージャー測定 の合計	589,127	609,656	618,704	617,329	601,013
14 バーゼル レバレッジ比率(%)	10.85	10.59	10.40	10.02	9.92
14a 完全適用ベースのECL会計モデルによるバーゼル レバレッジ比率(%) ¹	10.84	10.59	10.39	10.02	9.92
<hr/>					
流動性カバレッジ比率 ⁴					
15 総適格流動資産(HQLA)	73,805	76,330	82,201	86,690	76,456
16 純資金流出額合計	53,960	55,607	56,626	51,434	55,032
17 LCR(%)	137	137	145	169	139
<hr/>					

¹ 完全適用ECL会計モデルでは、FINMA令2013/1「適格自己資本-銀行」に従い、CET 1 自己資本におけるECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を認識する移行措置は除外される。² CET 1 バッファー要件を除き、最低総自己資本規制に基づき、RWA合計の8%として計算されている。³ スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン・ベースの規制及びUBS AG個別情報は、本セクションの次のページ以降に記載されている。⁴ 四半期の平均に基づき計算されている。詳細については、本項の「流動性カバレッジ比率」を参照のこと。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン・ベースの規制及び情報

UBS AG(個別)は、スイス銀行法の下でシステム上関連ある銀行(以下「SRB」という。)とみなされ、個別、に自己資本規制の対象となる。スイスSRBの規制に基づき、スイスの自己資本に関する規則の第125条「金融グループ及び個別の金融機関に対する(自己資本)軽減措置」は、個別の金融機関で自己資本規制を順守することにより当該金融機関が属するグループで事実上の過大資本となることがないように、一定の条件下において、スイス金融市場監督当局(以下「FINMA」という。)が個別の金融機関に自己資本の軽減を認可することができる」と規定している。

FINMAは、2013年12月20日及び2017年10月20日付の命令により、UBS AG(個別)の自己資本規制に係る軽減を認可した。2017年10月20日付の命令は2017年7月1日より有効となり、2013年12月20日付の命令を一部置き換えるものである。

2017年に公表されたFINMAの命令は、UBS AGのゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本の指標を設定した。普通株式等Tier 1(CET 1)自己資本及び高トリガーのその他Tier 1資本性金融商品はゴーイングコンサーン・ベースの自己資本として適格であり、低トリガーのTier 2資本性金融商品は、(i)満期償還日若しくは最初の早期償還日、又は()2019年12月31日のいずれか早い方の日まで、高トリガーのAT 1の規制を満たす目的で引き続き適格である。

RWA及びレバレッジ比率分母(以下「LRD」という。)に基づく自己資本規制は、フェーズ・イン・ベースと完全適用ベースの規則の両方において同じである。RWAに基づく自己資本規制には、9.64%の最低CET 1自己資本規制にカウンターシクリカル・バッファ(以下「CCyB」という。)による影響を加えたものと、13.94%のゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本規制にCCyBによる影響を加えたものが含まれている。LRDに基づく自己資本規制には、3.375%の最低CET 1自己資本規制及び4.875%のゴーイングコンサーン・ベースの総レバレッジ比率規制が含まれている。銀行業務及び金融業務が活発である子会社におけるUBS AGの規制資本性金融商品の保有を含む直接的及び間接的な投資について、FINMAの命令により、2028年1月1日までのフェーズ・イン・ベースの期間を設けてリスク加重アプローチが導入された。2017年7月1日より、これらの投資は200%のリスク加重を受けている。2019年1月1日より、完全適用ベースのリスク加重がそれぞれ250%及び400%になるまで、スイスの投資については年間5パーセンテージ・ポイントずつ、海外の投資については20パーセンテージ・ポイントずつリスク加重は徐々に引き上げられている。

修正されたゴーイングコンサーンベースの規制の詳細については、2019年12月31日の「Pillar 3 disclosures」(英文)(www.ubs.com/investorsにて参照されたい。)の「Introduction and basis of preparation」を参照。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン・ベースの規制及び情報

2019年12月31日現在	移行規定を含むスイスSRB				移行規定後の2020年1月1日現在のスイスSRB			
単位：百万米ドル、 別掲されている場合を除く	RWA		LRD		RWA		LRD	
	% ¹		% ¹		%		%	
必要とされるゴーイングコン サーン・ベースの自己資本								
ゴーイングコンサーン・ベース の 総自己資本	14.01 ²	40,353	4.88 ²	28,720	14.01 ²	52,453	4.88 ²	28,720
普通株式等Tier 1 自己資本	9.71	27,970	3.38	19,883	9.71	36,356	3.38	19,883
内、最低自己資本	4.50	12,960	1.50	8,837	4.50	16,846	1.50	8,837
内、バッファ自己資本	5.14	14,803	1.88	11,046	5.14	19,242	1.88	11,046
内、カウンターシクリカル・ バッファ	0.07	206			0.07	268		
最大その他Tier 1 自己資本	4.30	12,384	1.50	8,837	4.30	16,097	1.50	8,837
内、その他Tier 1 自己資本	3.50	10,080	1.50	8,837	3.50	13,102	1.50	8,837
内、その他Tier 1 バッファ 自己資本	0.80	2,304			0.80	2,995		
ゴーイングコンサーン・ベースの 適格自己資本								
ゴーイングコンサーン・ベースの 総自己資本	23.14	66,632	11.31	66,632	16.42	61,479	10.44	61,479
普通株式等Tier 1 自己資本	17.19	49,521	8.41	49,521	13.23	49,521	8.41	49,521
損失吸収その他Tier 1 総自己資本 ³	5.94	17,111	2.90	17,111	3.19	11,958	2.03	11,958
内、高トリガーの損失吸収そ の他 Tier 1 自己資本	4.15	11,958	2.03	11,958	3.19	11,958	2.03	11,958
内、低トリガーの損失吸収 Tier 2 自己資本	1.79	5,153	0.87	5,153				
総損失吸収力								
所要総損失吸収力	14.01	40,353	4.88	28,720	14.01	40,353	4.88	28,720
適格総損失吸収力	23.14	66,632	11.31	66,632	16.42	61,479	10.44	61,479

¹ FINMA令で規定された規制。これらは、スイスの自己資本に関する規則（以下「CA0」という。）の移行規定に基づく要件を上回っている。CA0では、13.4%のゴーイングコンサーン・ベースの最低総自己資本規制に0.07%のカウンターシクリカル・バッファ（以下「CCyB」という。）による影響を加えたもの（この内、9.5%に0.07%のCCyB規制の影響を加えたものは、CET 1 自己資本で満たす必要がある。）、及び4.5%のゴーイングコンサーン・ベースの最低総レバレッジ比率規制（この内、3.2%はCET 1 自己資本で満たす必要がある。）を満たすよう要求されている。2020年1月1日現在、改訂されたCA0に従った自己資本規制が適用される。² 適用ある追加額が、RWAについて1.08%、LRDについて0.375%含まれる。³ 未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2 資本性金融商品が含まれ、当該証券は、スイスSRBの枠組みの移行規則に基づき、（ ）満期償還日若しくは最初の早期償還日、又は（ ）2019年12月31日のいずれか早い方の日まで、ゴーイングコンサーン・ベースの規制を満たす目的で使用することができる。未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2 資本性金融商品は、満期償還日の5年前から償却の対象となる。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーンの情報

単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	移行規定を含むスイスSRB			移行規定後の2020年1月1日現在のスイスSRB		
	2019年 12月31日現在	2019年 9月30日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2019年 9月30日現在	2018年 12月31日現在
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本						
ゴーイングコンサーン・ベースの 総自己資本	66,632	67,267	63,225	61,479	62,142	57,217
Tier 1 総自己資本	61,479	62,142	57,217	61,479	62,142	57,217
普通株式等Tier 1 自己資本	49,521	50,458	49,411	49,521	50,458	49,411
損失吸収その他Tier 1 総自己資本	11,958	11,684	7,805	11,958	11,684	7,805
内、高トリガーの損失吸収その他 Tier 1 自己資本	11,958	11,684	7,805	11,958	11,684	7,805
Tier 2 総自己資本	5,153	5,125	6,008			
内、低トリガーの損失吸収Tier 2 自己資本 ¹	5,153	5,125	6,008			
リスク加重資産 / レバレッジ比率分母						
リスク加重資産	287,999	297,200	292,888	374,351	382,770	383,578
内、スイスの子会社における直接的及 び 間接的な投資 ²	34,418	32,803	31,711	41,973	40,004	39,639
内、海外子会社における直接的及び 間接的な投資 ²	96,307	95,784	82,762	175,104	174,153	165,525
レバレッジ比率分母	589,127	609,656	601,013	589,127	609,656	601,013
自己資本及び損失吸収力比率 (%)						
ゴーイングコンサーン・ベースの 自己資本比率	23.1	22.6	21.6	16.4	16.2	14.9
内、普通株式等Tier 1 自己資本比率	17.2	17.0	16.9	13.2	13.2	12.9
レバレッジ比率 (%)						
ゴーイングコンサーン・ベースの レバレッジ比率	11.3	11.0	10.5	10.4	10.2	9.5
内、普通株式等Tier 1 レバレッジ比率	8.4	8.3	8.2	8.4	8.3	8.2

¹ 未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2 資本性金融商品は、() 満期償還日若しくは最初の早期償還日、又は() 2019年12月31日のいずれか早い方の日まで、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本として適格であり、満期償還日の5年前から償却の対象となる。² スイスの子会社における規制資本性金融商品の保有を含む直接投資及び間接投資の帳簿価額(2019年12月31日現在: 16,789百万米ドル、2018年12月31日現在: 15,856百万米ドル)並びに海外子会社における規制資本性金融商品の保有を含む直接投資及び間接投資(2019年12月31日現在: 43,776百万米ドル、2018年12月31日現在: 41,381百万米ドル)は、当年度においてそれぞれ205%及び220%のリスク加重(2018年12月31日終了事業年度: スイスの投資及び海外の投資に適用されるリスク加重はいずれも200%)を受けている。完全適用ベースのリスク加重がそれぞれ250%及び400%になるまで、リスク加重は、スイスの投資については年間5パーセンテージ・ポイントずつ、海外の投資については20パーセンテージ・ポイントずつ徐々に引き上げられる。

スイス銀行法に基づく資本からスイスSRBに基づく普通株式等Tier 1 自己資本への調整

単位：十億米ドル	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
資本 - スイス銀行法 ¹	51.7	51.1
繰延税金資産	0.2	0.5
子会社に対する投資に係る評価差額	1.7	1.6
UBSグループAGに対する配当案に係る未払計上額	(3.9)	(3.3)
その他	(0.2)	(0.5)
普通株式等Tier 1 自己資本	49.5	49.4

¹ スイス銀行法に基づく資本はIFRSに準拠した資本を算出するために調整され、その後、スイスSRBの要件に準拠した普通株式等Tier 1 (CET 1) 自己資本を算出するために更に調整される。

レバレッジ比率情報

スイスSRBに基づくレバレッジ比率分母

単位：十億米ドル	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
レバレッジ比率分母		
スイスGAAPに基づく資産合計	478.9	480.0
スイスGAAPに基づく資産合計とIFRSに基づく資産合計の差異	122.3	118.6
控除：デリバティブ・エクスポージャー及びSFT ¹	(220.4)	(236.7)
オンバランス・シートのエクスポージャー(デリバティブ・エクスポージャー及びSFTを除く。)	380.8	361.9
デリバティブ・エクスポージャー	94.8	99.3
証券ファイナンス取引	92.6	114.2
オフバランス・シート項目	21.7	26.1
スイスSRBに基づくTier 1 自己資本からの控除項目	(0.8)	(0.5)
エクスポージャー合計(レバレッジ比率分母)	589.1	601.0

¹ 規制上の連結の範囲に準拠して、デリバティブ金融商品、デリバティブに係る差入担保金、有価証券ファイナンス取引による債権、証拠金貸付並びに、ともに証券ファイナンス取引に関連するプライム・ブローカレッジ債権及び公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産から成る。これらは本表においてデリバティブ・エクスポージャーと証券ファイナンス取引とに区分して表示されている。

BCBSバーゼル に基づくレバレッジ比率

単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	2019年 12月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 6月30日現在	2019年 3月31日現在	2018年 12月31日現在
Tier 1 総自己資本	63,893	64,545	64,315	61,839	59,595
合計 (レバレッジ比率分母)	589,127	609,656	618,704	617,329	601,013
BCBSバーゼル に基づくレバレッジ比率(%)	10.8	10.6	10.4	10.0	9.9

流動性カバレッジ比率

UBS AGは、FINMAにより伝達された流動性カバレッジ比率の最低水準である105%を維持するよう求められている。

流動性カバレッジ比率

単位：十億米ドル、別掲されている場合を除く	加重数値 ¹	
	2019年第4四半期平均 ²	2018年第4四半期平均 ²
適格流動資産	74	76
純資金流出額合計	54	55
内、資金流出額	160	169
内、資金流入額	106	114
流動性カバレッジ比率(%)	137	139

¹ ヘアカット、流入率及び流出率の適用後に算出されている。² 2019年第4四半期は平均64データポイント及び2018年第4四半期は平均64データポイントに基づいて計算されている。

[次へ](#)

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

UBS AG consolidated financial statements

Primary financial statements

Audited 1

Income statement

USD million	Note	For the year ended		
		31.12.19	31.12.18	31.12.17
Interest income from financial instruments measured at amortized cost and fair value through other comprehensive income	3	10,703	10,121	10,437
Interest expense from financial instruments measured at amortized cost	3	(7,303)	(6,494)	(5,468)
Interest income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	3	4,718	4,666	2,281
Interest expense from financial instruments measured at fair value through profit or loss	3	(3,703)	(3,322)	(1,228)
Net interest income	3	4,415	4,971	6,021
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	3	6,833	6,953	5,640
Credit loss (expense) / recovery	23	(78)	(117)	(131)
Fee and commission income	4	19,156	19,632	19,390
Fee and commission expense	4	(1,696)	(1,703)	(1,840)
Net fee and commission income	4	17,460	17,930	17,550
Other income	5	677	905	965
Total operating income		29,307	30,642	30,044
Personnel expenses	6	13,801	13,992	14,952
General and administrative expenses	7	8,586	10,075	9,001
Depreciation and impairment of property, equipment and software	15	1,576	1,052	945
Amortization and impairment of goodwill and intangible assets	16	175	65	71
Total operating expenses		24,138	25,184	24,969
Operating profit / (loss) before tax		5,169	5,458	5,076
Tax expense / (benefit)	8	1,198	1,345	4,242
Net profit / (loss)		3,971	4,113	834
Net profit / (loss) attributable to preferred noteholders		0	0	73
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests		6	7	4
Net profit / (loss) attributable to shareholders		3,965	4,107	758

Statement of comprehensive income

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Comprehensive income attributable to shareholders			
Net profit / (loss)	3,965	4,107	758
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation			
Foreign currency translation movements related to net assets of foreign operations, before tax	199	(701)	1,553
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments designated as net investment hedges, before tax	(144)	181	(55)
Foreign currency translation differences on foreign operations reclassified to the income statement	52	4	32
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments designated as net investment hedges reclassified to the income statement	(14)	2	(6)
Income tax relating to foreign currency translations, including the effect of net investment hedges	(1)	(2)	(2)
Subtotal foreign currency translation, net of tax	92	(515)	1,522
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income			
Net unrealized gains / (losses), before tax	189	(56)	96
Impairment charges reclassified to the income statement from equity	0	0	15
Realized gains reclassified to the income statement from equity	(33)	0	(209)
Realized losses reclassified to the income statement from equity	2	0	14
Income tax relating to net unrealized gains / (losses)	(41)	12	(6)
Subtotal financial assets measured at fair value through other comprehensive income, net of tax	117	(45)	(91)
Cash flow hedges of interest rate risk			
Effective portion of changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges, before tax	1,571	(42)	45
Net (gains) / losses reclassified to the income statement from equity	(175)	(294)	(843)
Income tax relating to cash flow hedges	(253)	67	163
Subtotal cash flow hedges, net of tax	1,143	(269)	(635)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	1,351	(829)	797
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Defined benefit plans			
Gains / (losses) on defined benefit plans, before tax	(129)	(70)	308
Income tax relating to defined benefit plans	(41)	245	6
Subtotal defined benefit plans, net of tax	(170)	175	314
Own credit on financial liabilities designated at fair value			
Gains / (losses) from own credit on financial liabilities designated at fair value, before tax	(400)	517	(315)
Income tax relating to own credit on financial liabilities designated at fair value	8	(8)	(2)
Subtotal own credit on financial liabilities designated at fair value, net of tax	(392)	509	(317)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(562)	684	(3)
Total other comprehensive income	789	(145)	794
Total comprehensive income attributable to shareholders	4,754	3,961	1,552

Table continues on the next page.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Statement of comprehensive income (continued)

Table continued from previous page.

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Comprehensive income attributable to preferred noteholders			
Net profit / (loss)	0	0	73
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	0	0	247
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	0	0	247
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	0	0	247
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	0	0	320
Comprehensive income attributable to non-controlling interests			
Net profit / (loss)	6	7	4
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	(4)	(1)	2
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	(4)	(1)	2
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(4)	(1)	2
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	2	5	6
Total comprehensive income			
Net profit / (loss)	3,971	4,113	834
Other comprehensive income	785	(147)	1,044
<i>of which: other comprehensive income that may be reclassified to the income statement</i>	<i>1,351</i>	<i>(829)</i>	<i>797</i>
<i>of which: other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement</i>	<i>(566)</i>	<i>682</i>	<i>247</i>
Total comprehensive income	4,756	3,967	1,878

Balance sheet

USD million	Note	31.12.19	31.12.18
Assets			
Cash and balances at central banks		107,068	108,370
Loans and advances to banks	10	12,379	16,642
Receivables from securities financing transactions	10, 25	84,245	95,349
Cash collateral receivables on derivative instruments	10, 25	23,289	23,603
Loans and advances to customers	10	327,992	321,482
Other financial assets measured at amortized cost	10, 17a	23,012	22,637
Total financial assets measured at amortized cost		577,985	588,084
Financial assets at fair value held for trading	12, 24	127,695	104,513
<i>of which: assets pledged as collateral that may be sold or repledged by counterparties</i>		<i>41,285</i>	<i>32,121</i>
Derivative financial instruments	11, 24, 25	121,843	126,212
Brokerage receivables	24	18,007	16,840
Financial assets at fair value not held for trading	13, 24	83,636	82,387
Total financial assets measured at fair value through profit or loss		351,181	329,953
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	14, 24	6,345	6,667
Investments in associates	31b	1,051	1,099
Property, equipment and software	15	11,826	8,479
Goodwill and intangible assets	16	6,469	6,647
Deferred tax assets	8	9,513	10,066
Other non-financial assets	17b	7,547	7,062
Total assets		971,916	958,055
Liabilities			
Amounts due to banks	18	6,570	10,962
Payables from securities financing transactions	25	7,778	10,296
Cash collateral payables on derivative instruments	25	31,416	28,906
Customer deposits	18a	450,591	421,986
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries	18b	47,866	41,202
Debt issued measured at amortized cost	20	62,835	91,245
Other financial liabilities measured at amortized cost	22a	10,373	7,576
Total financial liabilities measured at amortized cost		617,429	612,174
Financial liabilities at fair value held for trading	12, 24	30,591	28,949
Derivative financial instruments	11, 24, 25	120,880	125,723
Brokerage payables designated at fair value	24	37,233	38,420
Debt issued designated at fair value	19, 24	66,592	57,031
Other financial liabilities designated at fair value	22b, 24	36,157	33,594
Total financial liabilities measured at fair value through profit or loss		291,452	283,717
Provisions	21a	2,938	3,457
Other non-financial liabilities	22c	6,168	6,275
Total liabilities		917,988	905,624
Equity			
Share capital		338	338
Share premium		24,659	24,655
Retained earnings		23,451	23,317
Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax		5,306	3,946
Equity attributable to shareholders		53,754	52,256
Equity attributable to non-controlling interests		174	176
Total equity		53,928	52,432
Total liabilities and equity		971,916	958,055

Consolidated financial statements
 UBS AG consolidated financial statements

Statement of changes in equity

<i>USD million</i>	Share capital	Share premium	Retained earnings
Balance as of 1 January 2017	338	27,154	21,480
Issuance of share capital		6	
Premium on shares issued and warrants exercised		16	
Tax (expense) / benefit		(2,219)	
Dividends			
Preferred notes			
Translation effects recognized directly in retained earnings			(46)
New consolidations / (deconsolidations) and other increases / (decreases)		(324)	
Total comprehensive income for the year			755
<i>of which: net profit / (loss)</i>			758
<i>of which: other comprehensive income (OCI) that may be reclassified to the income statement, net of tax</i>			314
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans</i>			(317)
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – own credit</i>			(317)
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation</i>			
Balance as of 31 December 2017	338	24,633	22,189
Effect of adoption of IFRS 9			(518)
Effect of adoption of IFRS 15			(25)
Balance as of 1 January 2018 after the adoption of IFRS 9 and IFRS 15	338	24,633	21,646
Issuance of share capital			
Premium on shares issued and warrants exercised		34	
Tax (expense) / benefit		(5)	
Dividends			(3,098)
Translation effects recognized directly in retained earnings			(21)
New consolidations / (deconsolidations) and other increases / (decreases)		(7)	
Total comprehensive income for the year			4,790
<i>of which: net profit / (loss)</i>			4,107
<i>of which: other comprehensive income (OCI) that may be reclassified to the income statement, net of tax</i>			175
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans</i>			509
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – own credit</i>			509
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation</i>			
Balance as of 31 December 2018	338	24,655	23,317

Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax ¹	of which: foreign currency translation	of which: financial assets at fair value through other comprehensive income	of which: cash flow hedges	Total equity attributable to shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
3,985	2,933	96	955	52,957	631	39	53,627
				0			0
				6			6
				16			16
				(2,219)	(73)	(4)	(2,297)
				0	(878)		(878)
46		7	39	0			0
				(324)		18	(306)
797	1,522	(91)	(635)	1,552	320	6	1,878
				758	73	4	834
797	1,522	(91)	(635)	797			797
				314			314
				(317)			(317)
				0	247	2	250
4,828	4,455	13	360	51,987	0	59	52,046
(74)		(74)		(591)			(591)
				(25)			(25)
4,754	4,455	(61)	360	51,370	0	59	51,429
				0			0
				34			34
				(5)			(5)
				(3,098)		(10)	(3,108)
21		3	18	0			0
				(7)		122	115
(829)	(515)	(45)	(269)	3,961	0	5	3,967
				4,107		7	4,113
(829)	(515)	(45)	(269)	(829)			(829)
				175			175
				509			509
				0		(1)	(1)
3,946	3,940	(103)	109	52,256	0	176	52,432

Financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Statement of changes in equity (continued)

<i>USD million</i>	Share capital	Share premium	Retained earnings
Balance as of 31 December 2018	338	24,655	23,317
Effect of adoption of IFRIC 23			(11)
Balance as of 1 January 2019 after the adoption of IFRIC 23	338	24,655	23,306
Issuance of share capital			
Premium on shares issued and warrants exercised		0	
Tax (expense) / benefit		11	
Dividends			(3,250)
Translation effects recognized directly in retained earnings			(9)
New consolidations / (deconsolidations) and other increases / (decreases)		(7)	
Total comprehensive income for the year			3,403
<i>of which: net profit / (loss)</i>			3,965
<i>of which: other comprehensive income (OCI) that may be reclassified to the income statement, net of tax</i>			
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans</i>			(170)
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – own credit</i>			(292)
<i>of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation</i>			
Balance as of 31 December 2019	338	24,659	23,451

¹ Excludes defined benefit plans and own credit that are recorded directly in Retained earnings.

Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax ¹	of which: foreign currency translation	of which: financial assets at fair value through other comprehensive income	of which: cash flow hedges	Total equity attributable to shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
3,946	3,940	(103)	109	52,256	0	176	52,432
				(11)			(11)
3,946	3,940	(103)	109	52,245	0	176	52,421
				0			0
				0			0
				11			11
				(3,250)		(8)	(3,258)
9		0	9	0			0
				(7)		5	(3)
1,351	92	117	1,143	4,754	0	2	4,756
				3,965		6	3,971
1,351	92	117	1,143	1,351			1,351
				(170)			(170)
				(392)			(392)
				0		(4)	(4)
5,306	4,032	14	1,260	53,754	0	174	53,928

Financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

UBS AG shares issued

As of 31 December 2019, shares issued by UBS AG totaled 3,858,408,466 (31 December 2018: 3,858,408,466 shares) and were entirely held by UBS Group AG.

Authorized share capital

UBS AG had no authorized capital available to issue on 31 December 2019.

Conditional share capital

Conditional capital up to a maximum of CHF 38,000,000, represented by up to 380,000,000 fully paid registered shares with a nominal value of CHF 0.10 each, was available as of 31 December 2019 for conversion rights and warrants granted in connection with the issuance of bonds or similar financial instruments.

Statement of cash flows

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Cash flow from / (used in) operating activities			
Net profit / (loss)	3,971	4,113	834
Non-cash items included in net profit and other adjustments:			
Depreciation and impairment of property, equipment and software	1,576	1,052	945
Impairment of goodwill	110	0	0
Amortization and impairment of intangible assets	65	65	71
Credit loss expense / (recovery)	78	117	131
Share of net profits of associates / joint ventures and impairment of associates	(45)	(528)	(69)
Deferred tax expense / (benefit)	460	374	3,398
Net loss / (gain) from investing activities	220	(49)	(198)
Net loss / (gain) from financing activities	6,506	(4,829)	2,763
Other net adjustments	862	(1,092)	(1,077)
Net change in operating assets and liabilities:			
Loans and advances to banks / amounts due to banks	(4,336)	3,504	(3,236)
Securities financing transactions	8,678	(11,230)	(111)
Cash collateral on derivative instruments	2,842	(1,449)	(2,454)
Loans and advances to customers	(3,205)	(4,152)	(15,661)
Customer deposits	23,399	7,931	(12,073)
Financial assets and liabilities at fair value held for trading and derivative financial instruments	(18,873)	11,093	(23,560)
Brokerage receivables and payables	(2,347)	11,432	
Financial assets at fair value not held for trading, other financial assets and liabilities	126	10,902	(1,801)
Provisions, other non-financial assets and liabilities	(537)	1,377	(29)
Income taxes paid, net of refunds	(741)	(888)	(1,021)
Net cash flow from / (used in) operating activities	18,805	27,744	(53,147)
Cash flow from / (used in) investing activities			
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(26)	(287)	(106)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ¹	114	137	339
Purchase of property, equipment and software	(1,401)	(1,473)	(1,532)
Disposal of property, equipment and software	11	114	210
Purchase of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	(3,424)	(1,999)	(8,626)
Disposal and redemption of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	3,913	1,361	15,250
Net (purchase) / redemption of debt securities measured at amortized cost	(562)	(3,770)	
Net (purchase) / redemption of financial assets held to maturity			(91)
Net cash flow from / (used in) investing activities	(1,374)	(5,918)	5,444

Table continues on the next page.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Statement of cash flows (continued)

Table continued from previous page.

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Cash flow from / (used in) financing activities			
Net short-term debt issued / (repaid)	(17,149)	(12,245)	24,500
Distributions paid on UBS shares	(3,250)	(3,098)	(2,219)
Repayment of lease liabilities ²	(496)		
Issuance of long-term debt, including debt issued designated at fair value	59,199	54,726	40,270
Repayment of long-term debt, including debt issued designated at fair value	(68,883)	(44,344)	(45,187)
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries	5,848	5,956	11,180
Dividends paid and repayments of preferred notes			(782)
Net changes in non-controlling interests	(8)	(31)	(5)
Net cash flow from / (used in) financing activities	(24,738)	963	27,758
Total cash flow			
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	125,853	104,787	118,984
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	(7,307)	22,789	(19,944)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	1,258	(1,722)	5,749
Cash and cash equivalents at the end of the year³	119,804	125,853	104,787
<i>of which: cash and balances at central banks⁴</i>	<i>106,957</i>	<i>108,268</i>	<i>89,968</i>
<i>of which: loans and advances to banks</i>	<i>11,317</i>	<i>15,452</i>	<i>12,726</i>
<i>of which: money market paper⁵</i>	<i>1,530</i>	<i>2,133</i>	<i>2,093</i>

Additional information

Net cash flow from / (used in) operating activities includes:

Interest received in cash ⁶	15,344	14,666	12,721
Interest paid in cash ⁶	10,800	9,372	6,748
Dividends on equity investments, investment funds and associates received in cash ⁷	3,145	2,322	1,828

¹ Includes dividends received from associates. ² Upon adoption of IFRS 16 on 1 January 2019, cash payments for the principal portion of the lease liability previously classified within operating activities have been reclassified to financing activities. ³ USD 3,192 million, USD 5,245 million and USD 2,497 million of cash and cash equivalents (mainly reflected in loans and advances to banks) were restricted as of 31 December 2019, 31 December 2018 and 31 December 2017, respectively. Refer to "Note 26 Restricted and transferred financial assets" in the "Consolidated financial statements" section of the Annual Report 2019 for more information. ⁴ Includes only balances with an original maturity of three months or less. ⁵ Money market paper is included in the balance sheet under Financial assets at fair value held for trading (31 December 2019: USD 235 million; 31 December 2018: USD 366 million; 31 December 2017: USD 135 million). Financial assets measured at fair value through other comprehensive income (31 December 2019: USD 24 million; 31 December 2018: USD 8 million; 31 December 2017: USD 17 million). Financial assets at fair value not held for trading (31 December 2019: USD 920 million; 31 December 2018: USD 1,556 million; 31 December 2017: USD 1,941 million) and Other financial assets measured at amortized cost (31 December 2019: USD 351 million; 31 December 2018: USD 284 million; 31 December 2017: USD 0 million). ⁶ Interest received and paid in cash was restated to represent the total of interest on financial instruments measured at amortized cost / fair value through other comprehensive income (31 December 2018: USD 10,013 million interest received and USD 6,549 million interest paid and 31 December 2017: USD 10,469 million interest received and USD 5,485 million interest paid) and interest on financial instruments measured at fair value through profit or loss (31 December 2018: USD 4,653 million interest received and USD 2,823 million interest paid and 31 December 2017: USD 2,252 million interest received and USD 1,264 million interest paid). ⁷ Includes dividends received from associates reported within Net cash flow from / (used in) investing activities.

Changes in liabilities arising from financing activities

<i>USD million</i>	Debt issued measured at amortized cost	of which: <i>short-term</i>	of which: <i>long-term</i>	Debt issued designated at fair value	Over-the- counter (OTC) debt instruments ²	Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ³	Total
Balance as of 1 January 2018	107,458	52,270	55,187	50,782	4,428	35,648	198,316
Cash flows	(13,358)	(12,245)	(1,113)	13,332	(1,838)	5,956	4,092
Non-cash changes	(2,855)	(1,000)	(1,854)	(7,083)	(140)	(402)	(10,481)
of which: foreign currency translation	(2,624)	(1,000)	(1,623)	309	(59)	(289)	(2,663)
of which: fair value changes				(7,392)	(82)	0	(7,475)
of which: other	(231)	0	(231) ¹	0	0	(113) ¹	(344)
Balance as of 31 December 2018	91,245	39,025	52,220	57,031	2,450	41,202	191,928
Cash flows	(28,355)	(17,149)	(11,206)	1,947	(425)	5,848	(20,985)
Non-cash changes	(55)	(39)	(16)	7,614	(3)	1,033	8,588
of which: foreign currency translation	(346)	(39)	(307)	210	(6)	(128)	(270)
of which: fair value changes				7,404	3	17	7,424
of which: other	291	0	291 ¹	0	0	1,144 ¹	1,434
Balance as of 31 December 2019	62,835	21,837	40,998	66,592	2,022	48,083	179,531

¹ Includes the effect of fair value hedges on long-term debt. Refer to Note 1a item j and Note 20 for more information. ² Included in balance sheet line Other financial liabilities designated at fair value.
³ Includes funding from UBS Group AG and its subsidiaries measured at amortized cost (refer to Note 18b Funding from UBS Group AG and its subsidiaries) and measured at fair value (refer to Note 22b Other financial liabilities designated at fair value).

Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies

The following table provides an overview of information included in this Note.

511	a) Significant accounting policies	533	4) Fee and commission income and expenses
511	Basis of accounting	535	5) Cash and cash equivalents
511	1) Consolidation	535	6) Share-based and other deferred compensation plans
511	a. Consolidation principles	535	7) Pension and other post-employment benefit plans
512	b. Structured entities	536	8) Income taxes
513	2) Segment reporting	537	9) Investments, in associates
514	3) Financial instruments	537	10) Property, equipment and software
514	a. Recognition	538	11) Goodwill and intangible assets
514	b. Classification, measurement and presentation	538	12) Provisions and contingent liabilities
521	c. Interest income and expense	539	13) Foreign currency translation
521	d. Derecognition	540	14) Non-controlling interests and preferred noteholders
522	e. Securities borrowing / lending and repurchase / reverse repurchase transactions	541	15) Leasing
522	f. Fair value of financial instruments	542	b) Changes in accounting policies, comparability and other adjustments
523	g. Allowances and provisions for expected credit losses	545	c) International Financial Reporting Standards and Interpretations to be adopted in 2020 and later and other changes
529	h. Restructured and modified financial assets		
530	i. Offsetting		
530	j. Hedge accounting		
531	k. Embedded derivatives in financial liabilities		
531	l. Financial liabilities		
532	m. Own credit		
532	n. Loan commitments		
532	o. Financial guarantee contracts		
533	p. Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss		

Accounting policies applicable to prior periods

The accounting policies described in Note 1a have been applied consistently in 2019, 2018 and 2017 unless otherwise stated in Note 1b. Exceptions include IFRS 9, *Financial Instruments* (effective from 1 January 2018), IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers* (effective from 1 January 2018), and IFRS 16, *Leases* (effective from 1 January 2019).

Within Note 1a, policies applied in 2018 and 2017, or only in 2017 that differ from those applied to the financial year ended 31 December 2019 are identified with a Comparative policy signpost. A triangle symbol – ▲ – indicates the end of these comparative policy sections.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**a) Significant accounting policies**

This Note describes the significant accounting policies applied in the preparation of the consolidated financial statements (the Financial Statements) of UBS AG and its subsidiaries (UBS AG). On 27 February 2020, the Financial Statements were authorized for issue by the Board of Directors.

Basis of accounting

The Financial Statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), as issued by the International Accounting Standards Board (IASB), and are presented in US dollars (USD), which is also the functional currency of: UBS AG's Head Office; UBS AG, London Branch; and UBS AG's US-based operations.

Disclosures provided in the "Risk, treasury and capital management" section of this report that are marked as audited form an integral part of the Financial Statements. These disclosures relate to requirements under IFRS 7, *Financial Instruments: Disclosures*, and IAS 1, *Presentation of Financial Statements*, and are not repeated in this section.

The accounting policies described in this Note have been applied consistently in 2019, 2018 and 2017 unless otherwise stated in Note 1b. Exceptions include IFRS 9, *Financial Instruments* (effective from 1 January 2018), IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers* (effective from 1 January 2018), and IFRS 16, *Leases* (effective from 1 January 2019). Within this Note, policies applied in 2018 and 2017 or only in 2017 that differ from those applied to the financial year ended 31 December 2019 are identified as "Comparative policy."

Critical accounting estimates and judgments

Preparation of these Financial Statements under IFRS requires management to apply judgment and make estimates and assumptions that affect reported amounts of assets, liabilities, income and expenses and disclosure of contingent assets and liabilities, and may involve significant uncertainty at the time they are made. Such estimates and assumptions are based on the best available information. UBS AG regularly reassesses the estimates and assumptions, which encompass historical experience, expectations of the future and other pertinent factors, to determine their continuing relevance based on current conditions, updating them as necessary. Changes in those estimates and assumptions may have a significant effect on the Financial Statements. Furthermore, actual results may differ significantly from UBS AG's estimates, which could result in significant losses to UBS AG, beyond what was anticipated or provided for.

The following areas contain estimation uncertainty or require critical judgment and have a significant effect on the amounts recognized in the Financial Statements:

- fair value measurement (refer to item 3f in this Note and to Note 24);
- expected credit loss measurement (refer to item 3g in this Note and to Note 23);
- assessment of the business model and certain contractual features when classifying financial instruments (refer to item 3b in this Note);
- pension and other post-employment benefit plans (refer to item 7 in this Note and to Note 29);
- income taxes (refer to item 8 in this Note and to Note 8);
- goodwill (refer to item 11 in this Note and to Note 16);
- provisions and contingent liabilities (refer to item 12 in this Note and to Note 21);
- consolidation of structured entities (refer to item 1 in this Note and to Note 31); and
- determination of the functional currency and assessing the earliest date from which it is practical to perform a restatement following a change in presentational currency for the year ended 31 December 2018 (refer to item 13 in this Note).

1) Consolidation**a. Consolidation principles**

The Financial Statements comprise the financial statements of UBS AG and its subsidiaries, presented as a single economic entity, whereby intercompany transactions and balances have been eliminated. UBS AG consolidates all entities that it controls, including controlled structured entities (SEs), which is the case when it has: (i) power over the relevant activities of the entity; (ii) exposure to an entity's variable returns; and (iii) the ability to use its power to affect its own returns.

Where an entity is governed by voting rights, control is generally indicated by a direct shareholding of more than one-half of the voting rights.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

In other cases, the assessment of control is more complex and requires greater use of judgment. Where UBS AG has an interest in an entity that exposes it to variability, UBS AG considers whether it has power over the relevant activities of the entity that allows it to affect the variability of its returns. Consideration is given to all facts and circumstances to determine whether UBS AG has power over another entity, i.e., the current ability to direct the relevant activities of an entity when decisions about those activities need to be made. Factors such as the purpose and design of the entity, rights held through contractual arrangements (such as call rights, put rights or liquidation rights) as well as potential decision-making rights are all considered in this assessment. Where UBS AG has power over the relevant activities, a further assessment is made to determine whether, through that power, it has the ability to affect its own returns by assessing whether power is held in a principal or agent capacity. Consideration is given to: (i) the scope of decision-making authority; (ii) rights held by other parties, including removal or other participating rights; and (iii) exposure to variability, including remuneration, relative to total variability of the entity, as well as whether that exposure is different from that of other investors. If, after reviewing these factors, UBS AG concludes that it can exercise its power to affect its own returns, the entity is consolidated.

Subsidiaries, including SEs, are consolidated from the date when control is obtained and are deconsolidated from the date when control ceases. Control, or the lack thereof, is reassessed if facts and circumstances indicate that there is a change to one or more of the elements required to establish that control is present.

→ Refer to Note 31 for more information

b. Structured entities

UBS AG sponsors the formation of SEs and interacts with non-sponsored SEs for a variety of reasons, including allowing clients to obtain or be exposed to particular risk profiles, to provide funding or to sell or purchase credit risk. An SE is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity. Such entities generally have a narrow and well-defined objective and include those historically referred to as special-purpose entities, as well as some investment funds. UBS AG assesses whether an entity is an SE by considering the nature of the activities of the entity as well as the substance of voting or similar rights afforded to other parties, including investors and independent boards or directors. UBS AG considers rights such as the ability to liquidate the entity or remove the decision maker to be similar to voting rights when the holder has the substantive ability to exercise such rights without cause. In the absence of such rights or in cases where the existence of such rights cannot be fully established, the entity is considered to be an SE.

The classes of SEs with which UBS AG is involved include the following:

- *Securitization structured entities* are established to issue securities to investors that are backed by assets held by the SE and whereby (i) significant credit risk associated with the securitized exposures has been transferred to third parties and (ii) there is more than one risk position or tranche issued by the securitization vehicle in line with the Basel III securitization definition. All securitization entities are classified as SEs.
- *Client investment structured entities* are established predominantly for clients to invest in specific assets or risk exposures through purchasing notes issued by the SE, predominantly on a fixed-term basis. The SE may source assets via a transfer from UBS AG or through an external market transaction. In some cases, UBS AG may enter into derivatives with the SE to either align the cash flows of the entity with the investor's intended investment objective or to introduce other desired risk exposures. In certain cases, UBS AG may have interests in a third-party-sponsored SE to hedge specific risks or participate in asset-backed financing.
- *Investment fund structured entities* have a collective investment objective, are managed by an investment manager and are either passively managed, so that any decision making does not have a substantive effect on variability, or are actively managed, and investors or their governing bodies do not have substantive voting or similar rights. UBS AG creates and sponsors a large number of funds in which it may have an interest through the receipt of variable management fees and/or a direct investment. In addition, UBS AG has interests in a number of funds created and sponsored by third parties, including exchange-traded funds and hedge funds, to hedge issued structured products.

When UBS AG does not consolidate an SE, but has an interest in an SE or has sponsored an SE, disclosures are provided on the nature of these interests and sponsorship activities.

Critical accounting estimates and judgments

Each individual entity is assessed for consolidation in line with the aforementioned consolidation principles. The assessment of control can be complex and requires the use of significant judgment. As the nature and extent of UBS AG's involvement are unique to each entity, there is no uniform consolidation outcome by entity. Certain entities within a class may be consolidated while others may not. When carrying out the consolidation assessment, judgment is exercised considering all the relevant facts and circumstances, including the nature and activities of the investee, as well as the substance of voting and similar rights.

→ Refer to Note 31 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**2) Segment reporting**

UBS AG's businesses are organized globally into four business divisions: Global Wealth Management, Personal & Corporate Banking, Asset Management and the Investment Bank. All four business divisions are supported by Corporate Center and qualify as reportable segments for the purpose of segment reporting. Together with Corporate Center, the four business divisions reflect the management structure of the Group. Financial information about the four business divisions and Corporate Center is presented separately in internal management reports.

Prior to 2018, UBS AG's businesses were organized globally into five business divisions: Wealth Management, Wealth Management Americas, Personal & Corporate Banking, Asset Management and the Investment Bank, all of which were supported by Corporate Center. The five business divisions qualified as reportable segments for the purpose of segment reporting and, together with Corporate Center, reflected the management structure of the Group. Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio was managed and reported as a separate reportable unit within Corporate Center. Financial information about the five business divisions and Corporate Center was presented separately in internal management reports.

Effective from 2018, UBS AG combined its Wealth Management and Wealth Management Americas business divisions into a single Global Wealth Management business division. Global Wealth Management is managed on an integrated basis, with a single set of performance targets and an integrated operating plan and management structure. Consistent with this, the operating results of Global Wealth Management are presented and assessed on an integrated basis in internal management reports. Consequently, from 2018, Global Wealth Management qualifies as an operating and reportable segment for the purposes of segment reporting and is presented in these Financial Statements alongside Personal & Corporate Banking, Asset Management, the Investment Bank

and Corporate Center. Following the change in the composition of UBS AG's operating segments and corresponding reportable segments, previously reported segment information has been restated. This change had no material effect on the former segments, including recognized goodwill.

→ Refer to item 11 in this Note and Note 16 for more information

Effective from 2019, UBS AG has operationally combined Group Treasury activities with Group Asset and Liability Management (Group ALM) and calls this combined unit Group Treasury. In addition, UBS AG provides results for total Corporate Center only and does not separately report Corporate Center – Services, Group Treasury and Non-core and Legacy Portfolio due to the substantial reduction in the size and resource consumption of these units. Prior-period information has been restated.

UBS AG's internal accounting policies, which include management accounting policies and service level agreements, determine the revenues and expenses directly attributable to each reportable segment. Transactions between the reportable segments are carried out at internally agreed rates and are reflected in the operating results of the reportable segments. Revenue-sharing agreements are used to allocate external client revenues to reportable segments where several reportable segments are involved in the value creation chain. Commissions are credited to the reportable segments based on the corresponding client relationship. Total intersegment revenues for UBS AG are immaterial, as the majority of the revenues are allocated across the segments by means of revenue-sharing agreements. Interest income earned from managing UBS AG's consolidated equity is allocated to the reportable segments based on average attributed tangible equity and currency composition. Assets and liabilities of the reportable segments are funded through and invested with Corporate Center, and the net interest margin is reflected in the results of each reportable segment.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Segment assets are based on a third-party view and do not include intercompany balances. This view is in line with internal reporting to management. Certain assets managed centrally by Corporate Center may be allocated to other segments on a basis different to that on which the corresponding costs or revenues are allocated. For example, certain assets are reported on the balance sheet of Corporate Center, notwithstanding that the costs or revenues associated with these assets may be entirely or partly allocated to the operating segments. Similarly, certain assets are reported in the business divisions, whereas the corresponding costs or revenues are entirely or partly allocated to Corporate Center.

Non-current assets disclosed for segment reporting purposes represent assets that are expected to be recovered more than 12 months after the reporting date, excluding financial instruments, deferred tax assets and post-employment benefits.

→ Refer to Notes 1b and 2 for more information

3) Financial instruments**a. Recognition**

UBS AG recognizes financial instruments when it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. UBS AG applies settlement date accounting to all regular way purchases and sales of non-derivative financial instruments.

In transactions in which UBS AG acts as a transferee, to the extent that the transfer of a financial asset does not qualify for derecognition by the transferor, UBS AG does not recognize the transferred instrument as its asset.

UBS AG also acts in a fiduciary capacity, which results in the holding or placing of assets on behalf of individuals, trusts, retirement benefit plans and other institutions. Unless these items meet the definition of an asset and the recognition criteria are satisfied, such assets are not recognized on UBS AG's balance sheet. Consequently, the related income is excluded from these Financial Statements.

Client cash balances associated with derivatives clearing and execution services are not recognized on the balance sheet if, through contractual agreement, regulation or practice, UBS AG neither obtains benefits from nor controls the client cash balances.

b. Classification, measurement and presentation

All financial instruments are on initial recognition measured at fair value. In the case of financial instruments subsequently measured at amortized cost or fair value through other comprehensive income (FVOCI), the initial fair value is adjusted for directly attributable transaction costs.

Policy applicable from 1 January 2018¹

On initial recognition, financial assets are classified as measured at amortized cost, FVOCI or fair value through profit or loss (FVTPL).

A debt instrument is measured at amortized cost if it meets both of the following conditions:

- it is held within a business model that has an objective to hold financial assets to collect contractual cash flows; and
- the contractual terms of the financial asset result in cash flows that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding.

A debt instrument is measured at FVOCI if it meets both of the following conditions:

- it is held within a business model whose objective is achieved by both collecting contractual cash flows and selling financial assets; and
- the contractual terms of the financial asset result in cash flows that are SPPI on the principal amount outstanding.

All other financial assets are measured at FVTPL and consist of held for trading assets, assets mandatorily measured on a fair value basis and derivatives, except to the extent that they are designated in a hedging relationship, in which case the IAS 39 hedge accounting requirements continue to apply.

Business model assessment

UBS AG determines the nature of the business model, for example if the objective is to hold the financial asset and collect the contractual cash flows, by considering the way in which the financial assets are managed to achieve a particular business objective as determined by management.

Financial assets that are held for trading or managed on a fair value basis are measured at FVTPL insofar as the associated business model is neither to hold the financial assets to collect contractual cash flows nor to hold to collect contractual cash flows and sell.

UBS AG originates loans to hold to maturity and to sell or sub-participate to other parties, resulting in a transfer of substantially all the risks and rewards, and derecognition of the loan or portions of it. UBS AG considers the activities of lending to hold and lending to sell or sub-participate as two separate business models, with financial assets within the former considered to be within a business model that has an objective of holding assets to collect contractual cash flows, and those within the latter included in a trading portfolio. In certain cases, it may not be possible on origination to identify whether loans or portions of loans will be sold or sub-participated and certain loans may be managed on a fair value basis through, for instance, using credit derivatives. These financial assets are mandatorily measured at FVTPL.

¹ The accounting policy in this section applies from 1 January 2018, the effective date of IFRS 9.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Critical accounting estimates and judgments

UBS AG exercises judgment in determining the appropriate level at which to assess its business models. In general, the assessment is performed at the product level, e.g., retail and commercial mortgages. In other cases, the assessment is carried out at a more granular level, e.g., loan portfolios by region, and, if required, further disaggregation is performed by business strategy. A detailed assessment is carried out considering how the financial assets are evaluated and reported to UBS AG's key management, the risks that affect the performance of the business and the way that management is compensated. In addition, UBS AG exercises judgment in determining the effect of sales of financial instruments on the business model assessment. In particular, an assessment is made on whether and the extent to which sales are consistent with the objective of the business model.

Contractual cash flow characteristics

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, UBS AG considers whether the contractual terms of the financial asset contain a term that could change the timing or amount of contractual cash flows arising over the life of the instrument, which could affect whether the instrument is considered to meet the SPPI criterion.

For example, UBS AG holds portfolios of private mortgage contracts and corporate loans in Personal & Corporate Banking that commonly contain clauses that provide for two-way compensation if prepayment occurs. The amount of compensation paid by or to UBS AG reflects the effect of changes in market interest rates. UBS AG has determined that the inclusion of the change in market interest rates in the compensation amount is reasonable for the early termination of the contract, and therefore results in contractual cash flows that are SPPI.

Critical accounting estimates and judgments

UBS AG applies judgment when considering whether certain contractual features, such as interest rate reset frequency or non-recourse features, significantly affect future cash flows and whether compensation paid or received on early termination of lending arrangements results in cash flows that are not SPPI. A thorough analysis of all relevant facts and circumstances is assessed before concluding whether contractual cash flows of the financial instrument are consistent with payments representing principal and interest.

After initial recognition, UBS AG classifies, measures and presents its financial assets and liabilities in accordance with IFRS 9, as described in the table on the following pages.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Classification, measurement and presentation of financial assets from 1 January 2018

Financial assets Classification	Significant items included	Measurement and presentation
Measured at amortized cost	<p>This classification includes:</p> <ul style="list-style-type: none"> - cash and balances at central banks; - loans and advances to banks; - cash collateral receivables on securities borrowed; - receivables on reverse repurchase agreements; - cash collateral receivables on derivative instruments; - residential and commercial mortgages; - corporate loans; - secured loans, including Lombard loans, and unsecured loans; - loans to financial advisors; and - debt securities held as high-quality liquid assets (HQLA). 	<p>Measured at amortized cost using the effective interest rate (EIR) method less allowances for expected credit losses (ECL) (refer to items 3c and 3g in this Note for more information).</p> <p>The following items are recognized in the income statement:</p> <ul style="list-style-type: none"> - interest income, which is accounted for in accordance with item 3c in this Note; - ECL and reversals; and - foreign exchange translation gains and losses. <p>Upfront fees and direct costs relating to loan origination, refinancing or restructuring as well as to loan commitments – when it is probable that UBS AG will enter into a specific lending relationship – are deferred and amortized over the life of the loan using the EIR method.</p> <p>When the financial asset at amortized cost is derecognized, the gain or loss is recognized in the income statement.</p> <p>Amounts arising from exchange-traded derivatives (ETD) and certain over-the-counter (OTC) derivatives cleared through central clearing counterparties that are either considered to be daily settled or in substance net settled on a daily basis (refer to items 3d and 3f in this Note) are presented within <i>Cash collateral receivables on derivative instruments</i>.</p>
Measured at FVOCI	Debt instruments measured at FVOCI	<p>This classification primarily includes debt securities and certain asset-backed securities held as HQLA.</p> <p>Measured at fair value with unrealized gains and losses reported in <i>Other comprehensive income</i>, net of applicable income taxes, until such investments are derecognized (when sold, collected or otherwise disposed). Upon derecognition, any accumulated balances in <i>Other comprehensive income</i> are reclassified to the income statement and reported within <i>Other income</i>.</p> <p>The following items are recognized in the income statement:</p> <ul style="list-style-type: none"> - interest income, which is accounted for in accordance with item 3c in this Note; - ECL and reversals; and - foreign exchange translation gains and losses. <p>The amounts recognized in the income statement are determined on the same basis as for financial assets measured at amortized cost.</p>

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Classification, measurement and presentation of financial assets from 1 January 2018 (continued)

Financial assets Classification		Significant items included	Measurement and presentation
Measured at FVTPL	Held for trading	<p>Financial assets held for trading include:</p> <ul style="list-style-type: none"> - all derivatives with a positive replacement value, except those that are designated and effective hedging instruments; and - other financial assets acquired principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term, or that are part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking. Included in this category are debt instruments (including those in the form of securities, money market paper, and traded corporate and bank loans) and equity instruments. 	<p>Measured at fair value with changes recognized in profit or loss.</p> <p>Changes in fair value, initial transaction costs, dividends and gains and losses realized on disposal or redemption are recognized in <i>Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss</i>, except interest income on instruments other than derivatives (refer to item 3c in this Note and Note 1b for more information), interest on derivatives designated as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships and forward points on certain short- and long-duration foreign exchange contracts, which are reported in <i>Net interest income</i>.</p>
	Mandatorily measured at FVTPL – Other	<p>A financial asset is mandatorily measured at FVTPL if:</p> <ul style="list-style-type: none"> - it is not held in a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows or to hold them to collect contractual cash flows and sell; and/or - the contractual terms give rise to cash flows that are not SPPI; and/or - it is not held for trading. <p>The following financial assets are mandatorily measured at FVTPL:</p> <ul style="list-style-type: none"> - certain structured loans, certain commercial loans, receivables under reverse repurchase and cash collateral on securities borrowing agreements that are managed on a fair value basis; - loans managed on a fair value basis and hedged with credit derivatives; - certain debt securities held as HQLA and managed on a fair value basis; - certain investment fund holdings and assets held to hedge delivery obligations related to cash-settled employee compensation plans – these assets represent holdings in investment funds, whereby the contractual cash flows do not meet the SPPI criterion because the entry and exit price is based on the fair value of the fund's assets; - brokerage receivables, for which contractual cash flows do not meet the SPPI criterion because the aggregate balance is accounted for as a single unit of account, with interest being calculated on the individual components; - auction rate securities, for which contractual cash flows do not meet the SPPI criterion because interest may be reset at rates that contain leverage; - equity instruments; and - assets held under unit-linked investment contracts. 	<p>Derivative assets (including derivatives that are designated and effective hedging instruments) are generally presented as <i>Derivative financial instruments</i>, except those exchange-traded and OTC-cleared derivatives that are considered to be settled on a daily basis or in substance net settled on a daily basis, which are presented within <i>Cash collateral receivables on derivative instruments</i>.</p> <p>The presentation of fair value changes on derivatives that are designated and effective hedging instruments depends on the type of hedge relationship (refer to item 3j in this Note for more information).</p> <p>Financial assets held for trading (other than derivatives) are presented as <i>Financial assets at fair value held for trading</i>.</p> <p>Other financial assets mandatorily measured at fair value through profit or loss are presented as <i>Financial assets at fair value not held for trading</i>, except for brokerage receivables, which are presented as a separate line item on UBS AG's balance sheet.</p>

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Classification, measurement and presentation of financial liabilities

Financial liabilities Classification	Significant items included	Measurement and presentation
Measured at amortized cost	<p>This classification includes:</p> <ul style="list-style-type: none"> - demand and time deposits; - retail savings / deposits; - amounts payable under repurchase agreements; - cash collateral on securities lent; - non-structured fixed-rate bonds; - subordinated debt; - certificates of deposit and covered bonds; - obligations against funding from UBS Group AG and its subsidiaries ; and - cash collateral payables on derivative instruments. 	<p>Measured at amortized cost using the EIR method.</p> <p>Upfront fees and direct costs relating to the issuance or origination of the liability are deferred and amortized over the life of the liability using the EIR method.</p> <p>When the financial liability at amortized cost is derecognized, the gain or loss is recognized in the income statement.</p> <p>Amortized cost liabilities are presented on the balance sheet primarily as <i>Amounts due to banks, Customer deposits, Payables from securities financing transactions, Debt issued measured at amortized cost and Funding from UBS Group AG and its subsidiaries.</i></p> <p>Amounts arising from ETD and certain OTC derivatives cleared through central clearing counterparties that are either considered to be daily settled or in substance net settled on a daily basis (refer to items 3d and 3f in this Note for more information) are presented within <i>Cash collateral payables on derivative instruments.</i></p>
Measured at fair value through profit or loss	Held for trading	<p>Financial liabilities held for trading include:</p> <ul style="list-style-type: none"> - all derivatives with a negative replacement value (including certain loan commitments), except those that are designated and effective hedging instruments; and - obligations to deliver financial instruments, such as debt and equity instruments, that UBS AG has sold to third parties, but does not own (short positions).
	Designated at FVTPL	<p>UBS AG designates at FVTPL the following financial liabilities:</p> <ul style="list-style-type: none"> - issued hybrid debt instruments that primarily include equity-linked, credit-linked and rates-linked bonds or notes; - issued debt instruments managed on a fair value basis; - certain payables under repurchase agreements and cash collateral on securities lending agreements that are managed in conjunction with associated reverse repurchase agreements and cash collateral on securities borrowed (from 1 January 2018); - amounts due under unit-linked investment contracts whose cash flows are linked to financial assets measured at FVTPL and eliminate an accounting mismatch (from 1 January 2018); and - brokerage payables, which arise in conjunction with brokerage receivables and are measured at FVTPL to achieve measurement consistency (from 1 January 2018).

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)*Comparative policy | Policy applicable prior to 1 January 2018*

Prior to 1 January 2018, on initial recognition, UBS AG classified, measured and presented its financial assets and liabilities in accordance with IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. Classification, measurement and presentation requirements in respect of financial liabilities have been

substantially retained by IFRS 9 and are detailed in the "Classification, measurement and presentation of financial instruments from 1 January 2018" table. The following table sets out details of classification, measurement and presentation of financial assets prior to 1 January 2018.

Classification, measurement and presentation of financial assets prior to 1 January 2018

Financial assets Classification	Significant items included	Measurement and presentation ¹
Held for trading	<p>Financial assets held for trading include:</p> <ul style="list-style-type: none"> – all derivatives with a positive replacement value, except those that are designated and effective hedging instruments; and – any other financial asset acquired principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term, or part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking. Included in this category are debt instruments (including those in the form of securities, money market paper and traded corporate and bank loans), equity instruments, and assets held under unit-linked investment contracts. 	<p>Measured at fair value with changes recognized in profit or loss.</p> <p>Changes in fair value, initial transaction costs and gains and losses realized on disposal or redemption are recognized in <i>Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss</i> (prior to 1 January 2019: <i>Other net income from fair value changes on financial instruments</i>), except interest and dividend income on instruments other than derivatives (refer to item 3c in this Note), interest on derivatives designated as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships and forward points on certain short duration foreign exchange contracts, which are reported in <i>Net interest income</i>.</p>
Designated at fair value through profit or loss	<p>A financial asset may be designated at fair value through profit or loss only upon initial recognition and this designation is irrevocable.</p> <p>The fair value option can be applied only if one of the following criteria is met:</p> <ul style="list-style-type: none"> – the financial instrument is a hybrid instrument that includes a substantive embedded derivative; – the financial instrument is part of a portfolio that is risk managed on a fair value basis and reported to senior management on that basis; or – the application of the fair value option eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise. <p>UBS AG designated at fair value through profit or loss the following financial assets:</p> <ul style="list-style-type: none"> – certain structured loans, reverse repurchase and securities borrowing agreements that are managed on a fair value basis; – loans that are hedged predominantly with credit derivatives – these instruments are designated at fair value to eliminate an accounting mismatch; – certain debt securities held as high-quality liquid assets (HQLA) and managed by Corporate Center – Group Treasury on a fair value basis; and – assets held to hedge delivery obligations related to cash-settled employee compensation plans – these assets are designated at fair value in order to eliminate an accounting mismatch that would otherwise arise as a result of the liability being measured on a fair value basis. 	<p>Derivative assets are generally presented as <i>Derivative financial instruments</i>.</p> <p>Bifurcated embedded derivatives are measured at fair value, but presented on the same balance sheet line as the host contract measured at amortized cost.</p> <p>The presentation of fair value changes on derivatives that are designated and effective hedging instruments differs depending on the type of hedge relationship (refer to item 3j in this Note for more information).</p> <p>Financial assets held for trading (other than derivatives) are presented as <i>Financial assets at fair value held for trading</i>.</p> <p>Financial assets designated at fair value through profit or loss are presented as <i>Financial assets at fair value not held for trading</i>.</p>

¹ Presentation categories in this table reflect retrospective amendments to UBS AG's balance sheet presentation carried out upon transition to IFRS 9 to facilitate comparability.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Classification, measurement and presentation of financial assets prior to 1 January 2018 (continued)

Financial assets Classification	Significant items included	Measurement and presentation
Loans and receivables (amortized cost)	<p>Non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are not assets for which UBS AG may not recover substantially all of its initial net investment for reasons other than credit deterioration. This classification includes:</p> <ul style="list-style-type: none"> – cash and balances with central banks; – cash collateral receivables on derivative instruments; – residential and commercial mortgages; – secured loans, including reverse repurchase agreements, receivables under stock borrowing and Lombard loans, and unsecured loans; – certain securities held within Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio; and – trade and lease receivables. 	<p>Measured at amortized cost using the effective interest rate method less allowances for credit losses (refer to items 3c and 3g in this Note).</p> <p>Upfront fees and direct costs relating to loan origination, refinancing or restructuring as well as to loan commitments are deferred and amortized over the life of the loan using the effective interest rate method.</p> <p>Loans and receivables are presented on the balance sheet primarily as <i>Cash and balances with central banks, Loans and advances to banks, Loans and advances to customers, Receivables from securities financing transactions</i> and <i>Cash collateral receivables on derivative instruments</i>.</p> <p>Amounts arising from exchange-traded derivatives (ETD) and certain over-the-counter (OTC) derivatives cleared through central clearing counterparties that are either considered to be daily settled or qualify for offsetting (refer to items 3d and 3i in this Note) are presented within <i>Cash collateral receivables on derivative instruments</i>.</p>
Available for sale	<p>Financial assets classified as available for sale are non-derivative financial assets that are not classified as held for trading, designated at fair value through profit or loss, or loans and receivables. This classification mainly includes debt securities held as HQLA and managed by Corporate Center – Group Treasury, certain asset-backed securities managed by Corporate Center – Group Treasury, investment fund holdings and strategic and commercial equity investments.</p>	<p>Measured at fair value with unrealized gains and losses reported in <i>Other comprehensive income</i>, net of applicable income taxes, until such investments are sold, collected or otherwise disposed of, or until any such investment is determined to be impaired (refer to item 3g in this Note). Upon disposal, any accumulated balances in <i>Other comprehensive income</i> are reclassified to the income statement and reported within <i>Other income</i>.</p> <p>Interest and dividend income are recognized in the income statement in accordance with item 3c in this Note. Refer to item 13 in this Note for information about the treatment of foreign exchange translation gains and losses.</p>
Held to maturity	<p>Non-derivative financial assets with fixed or determinable payments and fixed maturities for which UBS AG has the positive intention and ability to hold to maturity.</p> <p>This classification mainly includes debt securities held as HQLA and managed by Corporate Center – Group Treasury.</p>	<p>Measured at amortized cost using the effective interest rate method less allowances for credit losses (refer to items 3c and 3g in this Note).</p>

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**c. Interest income and expense**

Interest income and expense are recognized in the income statement applying the effective interest rate (EIR) method. When calculating the EIR for financial instruments (other than credit-impaired financial instruments), UBS AG estimates future cash flows considering all contractual terms of the instrument, but not expected credit losses.

In determining interest income and expense, the EIR is applied to the gross carrying amount of the financial asset (unless the asset is credit-impaired) or the amortized cost of a financial liability (prior to 1 January 2018: the amortized cost of a financial asset or financial liability). However, when a financial asset becomes credit-impaired after initial recognition, interest income is determined by applying the EIR to the amortized cost of the instrument, which represents the gross carrying amount adjusted for any credit loss allowance. Furthermore, for financial assets that were credit-impaired on initial recognition, interest is determined by applying a credit-adjusted EIR to the amortized cost of the instrument.

Upfront fees, including loan commitment fees where a loan is expected to be issued, and direct costs are included within the initial measurement of a financial instrument measured at amortized cost or FVOCI (prior to 1 January 2018: the financial asset classified as available for sale). Such fees and costs are therefore recognized over the expected life of the instrument as part of its EIR.

Fees related to loan commitments where no loan is expected to be issued, as well as loan syndication fees where UBS AG does not retain a portion of the syndicated loan or where UBS AG does retain a portion of the syndicated loan at the same effective yield for comparable risk as other participants, are included in *Net fee and commission income*.

→ Refer to item 4 in this Note for more information

Presentation of interest in the income statement

Effective from 1 January 2018, interest income or expense on financial instruments measured at amortized cost and financial assets measured at FVOCI (prior to 1 January 2018: financial assets classified as available for sale) are presented separately within *Interest income from financial instruments measured at amortized cost and fair value through other comprehensive income* and *Interest expense from financial instruments measured at amortized cost*.

UBS AG also presents interest income and expense on financial instruments (excluding derivatives) measured at FVTPL including forward points on certain short- and long-duration foreign exchange contracts separately in *Interest income (or Interest expense) from financial instruments measured at fair value through profit or loss*. Furthermore, interest income and expense on derivatives designated as hedging instruments in effective hedge relationships are presented consistently with the interest income and expense of the respective hedged item.

Interest income on financial assets, excluding derivatives, is included in interest income when positive and in *Interest expense* when negative, because negative interest income arising on a financial asset does not meet the definition of revenue. Similarly, interest expense on financial liabilities, excluding derivatives, is included in interest expense, except when interest rates are negative, in which case it is included in interest income.

→ Refer to item 3j in this Note and Note 3 for more information

d. Derecognition**Financial assets**

UBS AG derecognizes a financial asset, or a portion of a financial asset, from its balance sheet when the contractual rights to cash flows from the asset have expired, or have been transferred, usually by sale, thus exposing the purchaser to either substantially all the risks and rewards of the asset or a significant part of the risks and rewards combined with a practical ability to sell or pledge the asset.

A financial asset is considered to have been transferred when UBS AG: (i) transfers the contractual rights to receive the cash flows of the financial asset; or (ii) retains the contractual rights to receive the cash flows of that asset, but assumes a contractual obligation to pay the cash flows to one or more entities.

Where financial assets have been pledged as collateral or in similar arrangements, they are considered to have been transferred if the counterparty has received the contractual right to the cash flows of the pledged assets, as may be evidenced, for example, by the counterparty's right to sell or repledge the assets. Where the counterparty to the pledged financial assets has not received the contractual right to the cash flows, UBS AG does not consider this to be a transfer for the purposes of derecognition.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

In transactions where substantially all of the risks and rewards of ownership of a financial asset are neither retained nor transferred, UBS AG derecognizes the financial asset if control over the asset is surrendered, and the rights and obligations retained following the transfer are recognized separately as assets and liabilities, respectively. In transfers where control over the financial asset is retained, UBS AG continues to recognize the asset to the extent of its continuing involvement, determined by the extent to which it is exposed to changes in the value of the transferred asset following the transfer.

Certain over-the-counter (OTC) derivative contracts and most exchange-traded futures and option contracts cleared through central clearing counterparties and exchanges are considered to be settled on a daily basis through the daily margining process, as the payment or receipt of the variation margin represents legal or economic settlement of a derivative contract, which results in derecognition of the associated positive and negative replacement values.

→ Refer to item 3h of this Note and Note 25 for more information

Financial liabilities

UBS AG derecognizes a financial liability from its balance sheet when it is extinguished; i.e., when the obligation specified in the contract is discharged, canceled or expires. When an existing financial liability is exchanged for a new one from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification results in derecognition of the original liability and the recognition of a new liability with any difference in the respective carrying amounts being recognized in the income statement.

e. Securities borrowing / lending and repurchase / reverse repurchase transactions

Securities borrowing / lending and repurchase / reverse repurchase transactions are generally entered into on a collateralized basis. In such transactions, UBS AG typically borrows or lends equity and debt securities in exchange for securities or cash collateral.

These transactions are treated as collateralized financing transactions where the securities transferred / received are not derecognized or recognized on the balance sheet. Securities transferred / received with the right to resell or repledge are disclosed separately.

In reverse repurchase and securities borrowing agreements, the cash delivered is derecognized and a corresponding receivable, including accrued interest, is recorded in the balance sheet line *Receivables from securities financing transactions*, representing UBS AG's right to receive the cash. Similarly, in repurchase and securities lending agreements, the cash received is recognized and a corresponding obligation, including accrued interest, is recorded in *Payables from securities financing transactions*. Additionally, the sale of securities that is settled by delivering securities received in reverse repurchase or securities borrowing transactions triggers the recognition of a trading liability.

Repurchase and reverse repurchase transactions with the same counterparty, maturity, currency and central securities depository are generally presented net, subject to meeting the offsetting requirements described in item 3i of this Note.

→ Refer to Notes 26 and 25 for more information

f. Fair value of financial instruments

UBS AG accounts for a significant portion of its assets and liabilities at fair value. Fair value is the price on the measurement date that would be received for the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants in the principal market, or in the most advantageous market in the absence of a principal market.

All financial instruments measured at fair value are categorized into one of three fair value hierarchy levels. Level 1 financial instruments are those for which fair values can be derived from quoted prices in active markets. Level 2 financial instruments are those for which fair values must be derived using valuation techniques for which all significant inputs are, or are based on, observable market data. Level 3 financial instruments are those for which fair values can only be derived on the basis of valuation techniques for which significant inputs are not based on observable market data.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**Critical accounting estimates and judgments**

The use of valuation techniques, modeling assumptions and estimates of unobservable market inputs in the fair valuation of financial instruments requires significant judgment and could affect the amount of gain or loss recorded for a particular position. Valuation techniques that rely more heavily on unobservable inputs inherently require a higher level of judgment than those entirely based on observable inputs.

Valuation techniques, including models, that are used to determine fair values are periodically reviewed and validated by qualified personnel, independent of those who created them. Models are calibrated with the objective of ensuring that outputs reflect observable market data, to the extent possible. Also, UBS AG prioritizes the use of observable inputs, when available, over unobservable inputs. Judgment is required in selecting appropriate models as well as inputs for which observable data is less readily available.

UBS AG's governance framework over fair value measurement is described in Note 24b.

The level of subjectivity and the degree of management judgment involved in the development of estimates and the selection of assumptions are more significant for instruments valued using specialized and sophisticated models and where some or all of the parameter inputs are less observable (Level 3 instruments) and may require adjustment to reflect factors that market participants would consider in estimating fair value, such as close-out costs, credit exposure, model-driven valuation uncertainty, funding costs and benefits, trading restrictions and other factors, which are presented in Note 24d. UBS AG provides a sensitivity analysis of the estimated effects arising from changing significant unobservable inputs in Level 3 financial instruments to reasonably possible alternative assumptions within Note 24g.

→ Refer to Note 24 for more information

g. Allowances and provisions for expected credit losses

Policy applicable from 1 January 2018¹

Expected credit losses (ECL) are recognized for financial assets measured at amortized cost, financial assets measured at FVOCI, fee and lease receivables, financial guarantees and loan commitments. ECL are also recognized on the undrawn portion of revolving revocable credit lines, which include UBS AG's credit card limits and master credit facilities, which are customary in the Swiss market for corporate and commercial clients. UBS AG refers to both as "other credit lines," with clients allowed to draw down on-demand balances (with the Swiss master credit facilities also allowing for term products) and which can be terminated by UBS AG at any time. Though these other credit lines are revocable, UBS AG is exposed to credit risk because the client has the ability to draw down funds before UBS AG can take credit risk mitigation actions.

Recognition of expected credit losses

ECL represent the difference between contractual cash flows and those UBS AG expects to receive, discounted at the EIR. For loan commitments and other credit facilities in scope of ECL, expected cash shortfalls are determined by considering expected future drawdowns.

ECL are recognized on the following basis:

- Maximum 12-month ECL are recognized from initial recognition, reflecting the portion of lifetime cash shortfalls that would result if a default occurs in the 12 months after the reporting date, weighted by the risk of a default occurring. Instruments in this category are referred to as instruments in stage 1. For instruments with a remaining maturity of less than 12 months, ECL are determined for this shorter period.
- Lifetime ECL are recognized if a significant increase in credit risk (SICR) is observed subsequent to the instrument's initial recognition, reflecting lifetime cash shortfalls that would result from all possible default events over the expected life of a financial instrument, weighted by the risk of a default occurring. Instruments in this category are referred to as instruments in stage 2. Where an SICR is no longer observed, the instrument will move back to stage 1.
- Lifetime ECL are always recognized for credit-impaired financial instruments, referred to as instruments in stage 3. The IFRS 9 determination of whether an instrument is credit-impaired is based on the occurrence of one or more loss events, with lifetime ECL generally derived by estimating expected cash flows based on a chosen recovery strategy. Credit-impaired exposures may include positions for which no loss has occurred or no allowance has been recognized, for example, because they are expected to be fully recoverable through the collateral held.
- Changes in lifetime ECL since initial recognition are also recognized for assets that are purchased or originated credit-impaired (POCI). POCI financial assets are initially recognized at fair value, with interest income subsequently being recognized based on a credit-adjusted EIR. POCI financial instruments include those that are newly recognized following a substantial restructuring and remain a separate category until derecognition.

UBS AG does not apply the low-credit-risk practical expedient that allows a lifetime ECL for lease or fee receivables to be recognized irrespective of whether a significant increase in credit risk has occurred. Instead, UBS AG has incorporated lease and fee receivables into the standard ECL calculation.

¹ The accounting policy in this section applies from 1 January 2018, the effective date of IFRS 9.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

A write-off is made when all or part of a financial asset is deemed uncollectible or forgiven. Write-offs reduce the principal amount of a claim and are charged against previously established allowances for credit losses. Recoveries, in part or in full, of amounts previously written off are generally credited to *Credit loss (expense) / recovery*. Write-offs and partial write-offs represent derecognition / partial derecognition events.

ECL are recognized in profit or loss with a corresponding ECL allowance reported as a decrease in the carrying amount of financial assets measured at amortized cost on the balance sheet. For financial assets measured at fair value through OCI, the carrying amount is not reduced, but an accumulated amount is recognized in OCI. For off-balance sheet financial instruments and other credit lines, provisions for ECL are reported in *Provisions*. ECL are recognized within the income statement in *Credit loss (expense) / recovery*.

Default and credit impairment

UBS AG applies a single definition of default for classifying assets and determining the probability of default of its obligors for risk modeling purposes. The definition of default is based on quantitative and qualitative criteria. A counterparty is classified as defaulted at the latest when material payments of interest, principal or fees are overdue for more than 90 days, or more than 180 days for certain exposures in relation to loans to private and commercial clients in Personal & Corporate Banking, and to private clients of Global Wealth Management Region Switzerland. UBS AG does not consider the general 90-day presumption for default recognition appropriate for these latter portfolios based on an analysis of the cure rates, which demonstrated that strict application of the 90-day criterion would not accurately reflect the inherent credit risk. Counterparties are also classified as defaulted when bankruptcy, insolvency proceedings or enforced liquidation have commenced; obligations have been restructured on preferential terms (forbearance); or there is other evidence that payment obligations will not be fully met without recourse to collateral. The latter may be the case even if, to date, all contractual payments have been made when due. If a counterparty is defaulted, generally all claims against the counterparty are treated as defaulted.

An instrument is classified as credit-impaired if the counterparty is defaulted, and/or the instrument is identified as POCI. An instrument is POCI if it has been purchased at a deep discount to its carrying amount following a risk event of the issuer or originated with a defaulted counterparty. Once a financial asset is classified as defaulted / credit-impaired (except when it is POCI), it is reported as a stage 3 instrument and remains as such unless all past due amounts have been rectified, additional payments have been made on time, the position is not classified as credit-restructured, and there is general evidence of credit recovery. A three-month probation period is applied before a transfer back to stages 1 or 2 can be triggered.

However, most instruments remain in stage 3 for a longer period.

Measurement of expected credit losses

IFRS 9 ECL reflect an unbiased, probability-weighted estimate based on either loss expectations resulting from default events over a maximum 12-month period from the reporting date or over the remaining life of a financial instrument. The method used to calculate individual probability-weighted unbiased ECL is based on a combination of the following principal factors: probability of default (PD), loss given default (LGD) and exposure at default (EAD). Parameters are generally determined on an individual financial asset level. Based on the materiality of the portfolio, for credit card exposures and personal account overdrafts in Switzerland, and certain loans to financial advisors of Global Wealth Management Region Americas, a portfolio approach is applied that derives an average PD and LGD for the entire portfolio. PDs and LGDs used in the ECL calculation are point in time (PIT)-based for key portfolios and consider both current conditions and expected cyclical changes. For each instrument or group of instruments, parameter time series are generated consisting of the instruments' PD, LGD and EAD profiles considering the respective period of exposure to credit risk. For material portfolios, PD and LGD are determined for four different scenarios, whereas EAD projections are treated as scenario independent.

For the purpose of determining the ECL-relevant parameters, UBS AG leverages its Pillar 1 internal ratings-based (IRB) models that are also used in determining expected loss (EL) and risk-weighted assets under the Basel III framework and Pillar 2 stress loss models. Adjustments have been made to these models and new IFRS 9-related models have been developed that consider the complexity, structure and risk profile of relevant portfolios and take account of the fact that PDs and LGDs used in the ECL calculation are PIT-based, as opposed to the corresponding Basel III through-the-cycle (TTC) parameters. All models that are relevant for measuring expected credit losses have been subject to the existing model validation and oversight processes. The assignment of internal counterparty rating grades and the determination of default probabilities for the purposes of Basel III are not affected by the IFRS 9 ECL calculation.

Probability of default (PD): The PD represents the likelihood of a default over a specified time period. A 12-month PD represents the likelihood of default determined for the next 12 months and a lifetime PD represents the probability of default over the remaining lifetime of the instrument. The lifetime PD calculation is based on a series of 12-month PIT PDs that are derived from TTC PDs and scenario forecasts. This modeling is region-, industry- and client segment-specific and considers both macroeconomic scenario-dependencies and client-idiosyncratic information. To derive the cumulative lifetime PD per scenario, the series of 12-month PIT PDs are transformed into marginal PIT PDs, taking any assumed default events from prior periods into account.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Loss given default (LGD): The LGD represents an estimate of the loss at the time of a potential default occurring during the life of a financial instrument. The determination of the LGD takes into account expected future cash flows from collateral and other credit enhancements, or expected payouts from bankruptcy proceedings for unsecured claims and, where applicable, time to realization of collateral and the seniority of claims. The LGD is commonly expressed as a percentage of the EAD.

Exposure at default (EAD): The EAD represents an estimate of the exposure to credit risk at the time of a potential default occurring during the life of a financial instrument. It represents the cash flows outstanding at the time of default, considering expected repayments, interest payments and accruals, discounted at the EIR. Future drawdowns on facilities are considered through a credit conversion factor (CCF) that is reflective of historical drawdown and default patterns and the characteristics of the respective portfolios. ECL-specific CCFs have been modeled to capture client segment- and product-specific patterns after removing Basel III standard-specific elements, i.e., conservatism and focus on a 12-month period prior to default.

Estimation of expected credit losses

Number of scenarios and estimation of scenario weights

The determination of the probability-weighted ECL requires evaluating a range of diverse and relevant future economic conditions, especially with a view to modeling the non-linear effect of assumptions about macroeconomic factors on the estimate.

To accommodate this requirement, UBS AG uses four different economic scenarios in the ECL calculation: an upside, a baseline, a mild downside and a severe downside scenario. Each scenario is represented by a specific scenario narrative, which is relevant considering the exposure of key portfolios to economic risks, and for which a set of consistent macroeconomic variables is determined. Those variables range from above-trend economic growth to severe recession. The baseline scenario is aligned to the economic and market assumptions used for UBS AG business planning purposes. An econometric model is used to provide an input into the scenario weight assessment process giving a first indication of the probability that the GDP forecast used for each scenario would materialize, if historically observed deviations of GDP growth from trend growth were representative. As such historical analyses of GDP development do not include an assessment of the underlying economic or political causes, management positions the model output into the context of current conditions and future expectations and applies material judgment in determining the final scenario weights. The determined weights constitute the probabilities that the respective set of macroeconomic conditions will occur and not that the chosen particular narratives with the related macroeconomic variables will materialize.

Macroeconomic and other factors

The range of macroeconomic, market and other factors that is modeled as part of the scenario determination is wide, and historical information is used to support the identification of the key factors. As the forecast horizon increases, the availability of information decreases and judgment increases. For cycle-sensitive PD and LGD determination purposes, UBS AG projects the relevant economic factors for a period of three years before reverting, over a specified period, to a cycle-neutral PD and LGD for longer-term projections.

Factors relevant for the ECL calculation vary by type of exposure and are determined during the credit cycle index model development process in close alignment with expert judgment. Certain variables may only be relevant for specific types of exposures, such as house price indices for mortgage loans, while other variables have key relevance in the ECL calculation for all exposures. Regional and client segment characteristics are generally taken into account, with specific focus on Switzerland and the US considering UBS AG's key ECL-relevant portfolios.

For UBS AG, the following forward-looking macroeconomic variables represent the most relevant factors in the ECL calculation:

- GDP growth rates, given their significant effect on borrowers' performance;
- house price indices, given their significant effect on mortgage collateral valuations;
- unemployment rates, given their significant effect on private clients' ability to meet contractual obligations;
- interest rates, given their significant effect on the counterparties' abilities to service debt;
- consumer price indices, given their overall relevance for companies' performance, private clients' purchasing power and economic stability; and
- equity indices, given that they are an important factor in our corporate rating tools.

The forward-looking macroeconomic assumptions used in the ECL calculation are developed by UBS AG economists, risk methodology personnel and credit risk officers. Assumptions and scenarios are validated and approved through a Scenario Committee and an Operating Committee, which also aim to ensure a consistent use of forward-looking information throughout UBS AG, including in the business planning process. ECL inputs are tested and reassessed for appropriateness at least once a quarter and appropriate adjustments are made when needed.

Scenario generation, review process and governance

All aspects of the scenario selection, including the specific narratives, their weight for the ECL estimation, and the key macroeconomic and other factors, are subject to a formal governance and approval process.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

A team of economists, who are part of Group Risk Control, provide the basic analysis taking into account information obtained through established risk identification and assessment processes, which involve a broad range of experts, in particular, risk specialists and other in-house economists. Material risks with a high likelihood of materializing are then factored into the scenario selection process. Once narratives have been developed, key macroeconomic factors that are consistent with the severity of the case and interdependencies are determined.

The scenarios, their weight and the key macroeconomic and other factors are subject to a critical assessment by members of the Scenario Committee, where senior credit officers from the divisions and representatives from Group Risk Control are represented. Important aspects for the review are the extent to which the selected scenarios reflect the vulnerabilities of the relevant portfolios; whether their transformation into PIT PD and LGD values is in line with credit risk officers' expectations; and whether there may be pockets of exposures, where particular credit risk concerns may not be capable of being addressed systematically and require an expert-based overlay for stage allocation and ECL allowance. This also ensures a consistent use of forward-looking information throughout UBS AG and an alignment with the business planning process.

The Operating Committee is jointly chaired by the Group Controller and Chief Accounting Officer, and the Risk Chief Operating Officer and Group Chief Risk Model Officer, and is comprised of the divisional Chief Risk Officers and divisional Chief Financial Officers as well as senior Corporate Center Risk and Finance representatives. They review the proposals submitted by the Scenario Committee and approve the final selection of scenarios and factors and any expert-based overlays as they may be required to cover temporary issues, either related to specific risk elements in a portfolio, or due to identified technical deficiencies pending remediation (model updates, data quality, etc.).

The Group Model Governance Board, as the highest authority under UBS AG's model governance framework, ratifies the decisions by the Operating Committee.

ECL measurement period

The period for which lifetime ECL are determined is based on the maximum contractual period that UBS AG is exposed to credit risk, taking into account contractual extension, termination and prepayment options. For irrevocable loan commitments and financial guarantee contracts, the measurement period represents the maximum contractual period for which UBS AG has an obligation to extend credit.

Additionally, some financial instruments include both an on-demand loan and a revocable undrawn commitment, where the contractual cancellation right does not limit UBS AG's exposure to credit risk to the contractual notice period, as the client has the ability to draw down funds before UBS AG can take risk-mitigating actions. In such cases, UBS AG is required to estimate

the period over which it is exposed to credit risk. This applies to UBS AG's credit card limits, which do not have a defined contractual maturity date, are callable on demand and where the drawn and undrawn components are managed as one unit. The exposure arising from UBS AG's credit card limits is not significant and is managed at a portfolio level, with credit actions triggered when balances are past due. An ECL measurement period of seven years is applied for credit card limits, capped at 12 months for stage 1 balances, as a proxy for the period that UBS AG is exposed to credit risk.

Customary master credit agreements in the Swiss corporate market also include on-demand loans and revocable undrawn commitments. For smaller commercial facilities, a risk-based monitoring (RbM) approach is in place that highlights negative trends as risk events, at an individual facility level, based on a combination of continuously updated risk indicators. The risk events trigger additional credit reviews by a risk officer, allowing for informed credit decisions to be taken. Larger corporate facilities are not subject to RbM, but are reviewed at least annually through a formal credit review. UBS AG has assessed these credit risk management practices and considers both the RbM approach and formal credit review as substantive credit reviews resulting in a re-origination of the facility. Following this, a 12-month measurement period from the reporting date is used for both types of facilities as an appropriate proxy of the period over which UBS AG is exposed to credit risk, with 12 months also used as a look-back period for assessing SICR, always from the respective reporting date.

Significant increase in credit risk

Financial instruments subject to ECL are monitored on an ongoing basis. To determine whether the recognition of a maximum 12-month ECL continues to be appropriate, an assessment is made as to whether an SICR has occurred since initial recognition of the financial instrument. The assessment criteria include both quantitative and qualitative factors. UBS AG does not make use of the expedient that no particular SICR test is required for instruments that have low credit risk at reporting date.

Primarily, UBS AG assesses changes in an instrument's risk of default on a quantitative basis by comparing the annualized forward-looking and scenario-weighted lifetime PD of an instrument determined at two different dates:

- at the reporting date; and
- at inception of the instrument.

In both cases, the respective PDs are determined for the residual lifetime of the instrument, i.e., the period between the reporting date and maturity. If, based on UBS AG's quantitative modeling, an increase exceeds a set threshold, an SICR is deemed to have occurred and the instrument is transferred to stage 2 with lifetime ECL being recognized.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

The threshold applied varies depending on the original credit quality of the borrower. For instruments with lower default probabilities at inception due to good credit quality of the counterparty, the SICR threshold is set at a higher level than for instruments with higher default probabilities at inception. This implies that for instruments with initially lower default probabilities, a relatively higher deterioration in credit quality is needed to trigger an SICR than for those instruments with originally higher PDs. The SICR assessment based on PD changes is made at an individual financial asset level. A high-level overview of the SICR trigger, which is a multiple of the annualized remaining lifetime PIT PD expressed in rating downgrades that entail the same multiple of PD values, together with the corresponding ratings at origination of an instrument, is provided in the "SICR thresholds" table below. This simplified view is aligned to internal ratings as disclosed in "Internal UBS AG rating scale and mapping of external ratings" presented in "Credit risk" in the "Risk management and control" section of this report. The actual SICR thresholds applied are defined on a more granular level interpolating between the values shown in the table below.

SICR thresholds

Internal rating at origination of the instrument	Rating downgrades / SICR trigger
0-3	3
4-8	2
9-13	1

→ Refer to the "Risk management and control" section of this report for more details about the bank's internal grading system

Irrespective of the SICR assessment based on default probabilities, credit risk is generally deemed to have significantly increased for an instrument if the contractual payments are more than 30 days past due. For certain less material portfolios, specifically the Swiss credit card portfolio and the loans to financial advisors of Global Wealth Management Region Americas, the 30-day past due criterion is used as the primary indicator of an SICR. Where instruments are transferred to stage 2 due to the 30-day past due criterion, a minimum period of six months is applied before a transfer back to stage 1 can be triggered. For instruments in Personal & Corporate Banking and Global Wealth Management Region Switzerland that are between 90 and 180 days past due but have not been reclassified to stage 3, a one-year period is applied before a transfer back to stage 1 can be triggered.

Additionally, based on individual counterparty-specific indicators, external market indicators of credit risk or general economic conditions, counterparties may be moved to a watch list, which is used as a secondary qualitative indicator for an SICR and hence for a transfer to stage 2. Exception management is further applied, allowing for individual and collective adjustments on exposures sharing the same credit risk characteristics to take account of specific situations that are not otherwise fully reflected. Instruments for which an SICR since initial recognition is determined based on criteria other than changed default probabilities or watch list items remain in stage 2 for at least six months post resolution of the stage 2 trigger event.

In general, the overall SICR determination process does not apply to Lombard loans, securities financing transactions and certain other asset-based lending transactions, because of the risk management practices adopted, including daily monitoring processes with strict margining requirements that often require the delivery of collateral within a number of days. If margin calls are not satisfied, a position is closed out and classified as a stage 3 position. In exceptional cases, an individual adjustment and a transfer into stage 2 may be made to take account of specific facts.

Credit risk officers are responsible for ensuring that the stage allocation of instruments reflects the identification of an SICR, which for accounting purposes is in some aspects different from internal credit risk management processes for loans with increased credit risk, mainly because ECL accounting requirements are instrument-specific, such that a borrower can have multiple exposures allocated to different stages, and that maturing loans in stage 2 will migrate to stage 1 upon renewal irrespective of the actual credit risk at that time. Under a risk-based approach, a holistic counterparty credit assessment and the absolute level of risk at any given date will determine what risk mitigating actions may be warranted.

→ Refer to the "Risk management and control" section of this report for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**Critical accounting estimates and judgments**

The calculation of ECL requires management to apply significant judgment and make estimates and assumptions that involve significant uncertainty at the time they are made. Changes to these estimates and assumptions can result in significant changes to the timing and amount of ECL to be recognized.

Determination of a significant increase in credit risk

IFRS 9 does not include a definition of what constitutes an SICR. UBS AG's assessment of whether an SICR has occurred since initial recognition is based on reasonable and supportable forward-looking information, both qualitative and quantitative, and includes significant management judgment. More stringent criteria could significantly increase the number of instruments migrating to stage 2. An IFRS 9 Operating Committee has been established to review and challenge the SICR approach and any potential changes and determinations made in the quarter.

Scenarios, scenario weights and macroeconomic factors

ECL reflect an unbiased and probability-weighted amount, which UBS AG determines by evaluating a range of possible outcomes. Management selects forward-looking scenarios and judges the suitability of respective weights to be applied. Each of the scenarios is based on management's assumptions around future economic conditions in the form of macroeconomic, market and other factors. Changes in the scenarios and weights, the corresponding set of macroeconomic variables and the assumptions made around those variables for the forecast horizon would have a significant effect on the ECL. An IFRS 9 Scenario Committee, in addition to the Operating Committee, has been established to derive, review and challenge the selection and weights.

ECL measurement period

Lifetime ECL are generally determined based upon the contractual maturity of the transaction, which significantly affects ECL. The ECL calculation is therefore sensitive to any extension of contractual maturities triggered by business decisions, consumer behaviors and an increased number of stage 2 positions. In addition, for credit card limits and Swiss callable master credit facilities, judgment is required as UBS AG must determine the period over which it is exposed to credit risk. A seven-year period has been applied for credit card limits, capped at 12 months for stage 1 positions, and a 12-month period has been applied for master credit facilities.

Modeling and management adjustments

A number of complex models have been developed or modified to calculate ECL, with additional management adjustments required. Internal counterparty rating changes, new or revised models and changes to data may significantly affect ECL. The models are governed by UBS AG's model validation controls, which aim to ensure independent verification, and are approved by the Group Model Governance Board (the GMGB). The management adjustments are approved by the IFRS 9 Operating Committee and endorsed by the GMGB.

UBS AG provides a sensitivity analysis of the effect of scenario selection, scenario weights and SICR trigger points on ECL measurement within Note 23g.

Comparative policy | Policy applicable prior to 1 January 2018

A claim is impaired and an allowance or provision for credit losses is recognized when objective evidence demonstrates that a loss event has occurred after the initial recognition and that the loss event has an effect on the future cash flows that can be reliably estimated (incurred loss approach). UBS AG considers a claim to be impaired if it will be unable to collect all amounts due thereon based on the original contractual terms as a result of credit deterioration of the issuer or counterparty. A claim can be a loan or receivable measured at amortized cost, or a commitment, such as a letter of credit, a guarantee or a similar instrument.

An allowance for credit losses is reported as a decrease in the carrying amount of a financial asset. For an off-balance sheet item, such as a commitment, a provision for credit losses is reported in *Provisions*. Changes to allowances and provisions for credit losses are recognized in *Credit loss (expense) / recovery*.

Critical accounting estimates and judgments

Allowances and provisions for credit losses are evaluated at both a counterparty-specific level and collectively. Judgment is used in making assumptions about the timing and amount of impairment losses.

Counterparty-specific allowances and provisions

Loans are evaluated individually for impairment if objective evidence indicates that a loan may be impaired. Individual credit exposures are evaluated on the basis of the borrower's overall financial condition, resources and payment record, the prospects of support from contractual guarantors and, where applicable, the realizable value of any collateral. The impairment loss for a loan is the excess of the carrying amount of the financial asset over the estimated recoverable amount. The estimated recoverable amount is the present value, calculated using the loan's original effective interest rate, of expected future cash flows, including amounts that may result from restructuring or the liquidation of collateral. If a loan has a variable interest rate, the discount rate for calculating the recoverable amount is the current effective interest rate. Upon impairment, interest income is accrued by applying the original effective interest rate to the impaired carrying amount of the loan.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

All impaired loans are reviewed and analyzed at least annually. Any subsequent changes to the amounts and timing of the expected future cash flows compared with prior estimates result in a change in the allowance for credit losses and are charged or credited to *Credit loss (expense) / recovery*. An allowance for impairment is reversed only when the credit quality has improved to such an extent that there is reasonable assurance of timely collection of principal and interest in accordance with the original contractual terms of the instrument, or the equivalent value thereof. A write-off is made when all or part of a financial asset is deemed uncollectible or forgiven. Write-offs reduce the principal amount of a claim and are charged against previously established allowances for credit losses. Recoveries, in part or in full, of amounts previously written off are credited to *Credit loss (expense) / recovery*.

Collective allowances and provisions

Collective allowances and provisions are calculated for portfolios with similar credit risk characteristics, taking into account historical loss experience and current conditions. The methodology and assumptions used are reviewed regularly to reduce any differences between estimated and actual loss experience. For all of its portfolios, UBS AG also assesses whether there have been any unforeseen developments that might result in impairments that are not immediately observable at a counterparty level. To determine whether an event-driven collective allowance for credit losses is required, UBS AG considers global economic drivers to assess the most vulnerable countries and industries. As the allowance cannot be allocated to individual loans, the loans are not considered to be impaired and interest is accrued on each loan according to its contractual terms. If objective evidence becomes available that indicates that an individual financial asset is impaired, it is removed from the group of financial assets assessed for impairment on a collective basis and is assessed separately as counterparty-specific.

Impairment of financial assets classified as available for sale

At each balance sheet date, UBS AG assesses whether indicators of impairment are present. Available-for-sale debt instruments are impaired when there is objective evidence, using the same criteria described on the previous page, that, as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset, the estimated future cash flows have decreased.

Objective evidence that there has been an impairment of an available-for-sale equity instrument is a significant or prolonged decline in the fair value of the asset. UBS AG uses a rebuttable presumption that such instruments are impaired where there has been a decline in fair value of more than 20% below its original cost or fair value has been below original cost for more than six months.

To the extent a financial asset classified as available for sale is determined to be impaired, the related cumulative net unrealized loss previously recognized in *Other comprehensive income* is reclassified to the income statement within *Other income*. For equity instruments, any further loss is recognized directly in the income statement, whereas for debt instruments, any further loss is recognized in the income statement only if there is additional objective evidence of impairment. After the recognition of an impairment on a financial asset classified as available for sale, increases in the fair value of equity instruments are reported in *Other comprehensive income*. For debt instruments, such increases in the fair value, up to amortized cost in the transaction currency, are recognized in *Other income*, provided that the fair value increase is related to an event occurring after the impairment loss was recorded. Increases in excess of that amount are reported in *Other comprehensive income*. ▲

h. Restructured and modified financial assets

When payment default is expected or where default has already occurred, UBS AG may grant concessions to borrowers in financial difficulties that it would otherwise not consider in the normal course of its business, such as preferential interest rates, extension of maturity, modifying the schedule of repayments, debt / equity swap, subordination, etc. When a concession or forbearance measure is granted, each case is considered individually and the exposure is generally classified as being in default. Forbearance classification will remain until the loan is collected or written off, non-preferential conditions are granted that supersede the preferential conditions or until the counterparty has recovered and the preferential conditions no longer exceed our risk tolerance.

Contractual adjustments when there is no evidence of imminent payment default, or where changes to terms and conditions are within UBS AG's usual risk tolerance, are not considered to be in forbearance. Modifications represent contractual amendments that result in an alteration of future contractual cash flows and that can occur within UBS AG's normal risk tolerance or as part of a credit restructuring where a counterparty is in financial difficulties.

A restructuring or modification of a financial asset could lead to a substantial change in the terms and conditions, resulting in the original financial asset being derecognized and a new financial asset being recognized. Where the modification does not result in a derecognition, any difference between the modified contractual cash flows discounted at the original EIR and the existing gross carrying amount of a financial asset is recognized in profit or loss as a modification gain or loss. Furthermore, the subsequent SICR assessment is made by comparing the risk of default at the reporting date based on the modified contractual terms of the financial asset with the risk of default at initial recognition based on the original, unmodified contractual terms of the financial asset.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

i. Offsetting

UBS AG nets financial assets and liabilities on its balance sheet if (i) it has the unconditional and legally enforceable right to set off the recognized amounts, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG and all of the counterparties, and (ii) intends either to settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously. Netted positions include, for example, certain derivatives and repurchase and reverse repurchase transactions with various counterparties, exchanges and clearing houses.

In assessing whether UBS AG intends to either settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously, emphasis is placed on the effectiveness of operational settlement mechanics in eliminating substantially all credit and liquidity exposure between the counterparties. This condition precludes offsetting on the balance sheet for substantial amounts of UBS AG's financial assets and liabilities, even though they may be subject to enforceable netting arrangements. For OTC derivative contracts, balance sheet offsetting is generally only permitted in circumstances in which a market settlement mechanism exists via an exchange or central clearing counterparty that effectively accomplishes net settlement through a daily exchange of collateral via a cash margining process. For repurchase arrangements and securities financing transactions, balance sheet offsetting may be permitted only to the extent that the settlement mechanism eliminates, or results in insignificant, credit and liquidity risk, and processes the receivables and payables in a single settlement process or cycle.

→ Refer to Note 25 for more information

j. Hedge accounting

UBS AG uses derivative and non-derivative instruments to manage exposures to interest rate and foreign currency risks, including exposures arising from forecast transactions. UBS AG continues to apply hedge accounting requirements as set out in IAS 39. Qualifying instruments may be designated as hedging instruments in: (i) hedges of the change in fair value of recognized assets or liabilities (fair value hedges); (ii) hedges of the variability in future cash flows attributable to a recognized asset or liability or highly probable forecast transactions (cash flow hedges); or (iii) hedges of a net investment in a foreign operation (net investment hedges).

At the time a financial instrument is designated in a hedge relationship, UBS AG formally documents the relationship between the hedging instrument(s) and hedged item(s), including the risk management objectives and strategy in undertaking the hedge transaction and the methods that will be used to assess the effectiveness of the hedging relationship. Accordingly, UBS AG assesses, both at the inception of the hedge and on an ongoing basis, whether the hedging instruments, primarily derivatives, have been "highly effective" in offsetting changes in the fair value or cash flows associated with the designated risk of the hedged items.

A hedge is considered highly effective if the following criteria are met: (i) at inception of the hedge and throughout its life, the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk; and (ii) actual results of the hedge are within a range of 80–125%. In the case of hedging forecast transactions, the transaction must have a high probability of occurring and must present an exposure to variations in cash flows that could ultimately affect the reported net profit or loss. UBS AG discontinues hedge accounting when: (i) it determines that a hedging instrument is not, or has ceased to be, highly effective as a hedge; (ii) the derivative expires or is sold, terminated or exercised; (iii) the hedged item matures, is sold or repaid; or (iv) forecast transactions are no longer deemed highly probable. UBS AG may also discontinue hedge accounting voluntarily.

Hedge ineffectiveness represents the amount by which the changes in the fair value of the hedging instrument differ from changes in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk, or the amount by which changes in the present value of future cash flows of the hedging instrument exceed changes in the present value of expected cash flows of the hedged item. Such ineffectiveness is recorded in current-period earnings in *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss* (prior to 1 January 2018: *Net trading income*).

Interest from derivatives designated as hedging instruments in effective fair value hedge relationships is presented within *Interest income from loans and deposits* and *Interest expense on debt issued*, within *Net interest income*. Interest from derivatives designated as hedging instruments in effective cash flow hedge relationships that is reclassified from other comprehensive income when the hedged transaction affects profit or loss is presented within *Interest income from derivative instruments designated as cash flow hedges*.

→ Refer to Note 3 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)*Fair value hedges*

For qualifying fair value hedges, the change in the fair value of the hedging instrument is recognized in the income statement along with the change in the fair value of the hedged item that is attributable to the hedged risk. In fair value hedges of interest rate risk, the fair value change of the hedged item attributable to the hedged risk is reflected as an adjustment to the carrying amount of the hedged item. If the hedge accounting relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the adjustment to the carrying amount is amortized to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged item using the effective interest rate method. For a portfolio hedge of interest rate risk, the equivalent change in fair value is reflected within *Other financial assets measured at amortized cost* or *Other financial liabilities measured at amortized cost*. If the portfolio hedge relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the amount included in *Other financial assets measured at amortized cost* or *Other financial liabilities measured at amortized cost* is amortized to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged items using the straight-line method.

Cash flow hedges

Fair value gains or losses associated with the effective portion of derivatives designated as cash flow hedges for cash flow repricing risk are recognized initially in *Other comprehensive income* within *Equity*. When the hedged forecast cash flows affect profit or loss, the associated gains or losses on the hedging derivatives are reclassified from *Equity* to the income statement.

If a cash flow hedge of forecast transactions is no longer considered effective, or if the hedge relationship is terminated, the cumulative gains or losses on the hedging derivatives previously reported in *Equity* remain there until the committed or forecast transactions occur and affect profit or loss. If the forecast transactions are no longer expected to occur, the deferred gains or losses are reclassified immediately to the income statement.

Hedges of net investments in foreign operations

Hedges of net investments in foreign operations are accounted for similarly to cash flow hedges. Gains or losses on the hedging instrument relating to the effective portion of the hedge are recognized directly in *Equity* (and presented in the statement of changes in equity and statement of comprehensive income under *Foreign currency translation*), while any gains or losses relating to the ineffective and/or undesignated portion (for example, the interest element of a forward contract) are recognized in the income statement. Upon disposal or partial disposal of the foreign operation, the cumulative value of any such gains or losses recognized in *Equity* associated with the entity is reclassified to *Other income*.

Economic hedges that do not qualify for hedge accounting

Derivative instruments that are transacted as economic hedges but do not qualify for hedge accounting are treated in the same way as derivative instruments used for trading purposes; i.e., realized and

unrealized gains and losses are recognized in *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss* (prior to 1 January 2018: *Net trading income*), except for the forward points on certain short- and long-duration foreign exchange contracts, which are reported in *Net interest income*.

→ Refer to Note 11 for more information

k. Embedded derivatives in financial liabilities

Derivatives may be embedded in other financial instruments (host contracts). For example, they could be represented by the conversion feature embedded in a convertible bond. Such hybrid instruments arise predominantly from the issuance of certain structured debt instruments. An embedded derivative in a financial liability is generally required to be separated from the host contract and accounted for as a standalone derivative instrument at fair value through profit or loss if: (i) the host contract is not measured at fair value with changes in fair value reported in the income statement; (ii) the economic characteristics and risks of the embedded derivative are not closely related to the economic characteristics and risks of the host contract; and (iii) the terms of the embedded derivative would meet the definition of a standalone derivative, were they contained in a separate contract.

Typically, UBS AG applies the fair value option to hybrid instruments (refer to item 3b in this Note for more information), in which case bifurcation of an embedded derivative component is not required.

l. Financial liabilities

Financial liabilities measured at amortized cost include *Debt issued measured at amortized cost* and *Funding from UBS Group AG and its subsidiaries*, which constitute obligations of UBS AG arising from funding it has received from UBS Group AG or its subsidiaries, which are not within the UBS AG's scope of consolidation. The latter includes contingent capital instruments issued to UBS Group AG and its subsidiaries that contain contractual provisions under which the principal amounts would be written down upon either a specified CET1 ratio breach or a determination by FINMA that a viability event has occurred. Such contractual provisions are not derivatives as the underlying is deemed to be a non-financial variable specific to a party to the contract. Where there is a legal bail-in mechanism for write-down or conversion into equity (as is the case, for instance, with senior unsecured debt issued by UBS AG that is subject to write-down or conversion under resolution authority granted to FINMA under Swiss law), such a mechanism does not form part of the contractual terms and, therefore, does not affect the amortized cost accounting treatment applied to these instruments. If the debt were to be written down or converted into equity in a future period, the financial liability would be partially or fully derecognized, with the difference between the carrying amount of the debt written down or converted into equity and the fair value of any equity shares issued recognized in the income statement.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

In cases where, as part of UBS AG's risk management activity, fair value hedge accounting is applied to fixed-rate debt instruments measured at amortized cost, their carrying amount is adjusted for changes in fair value related to the hedged exposure. Refer to item 3j for more information about hedge accounting.

Debt issued and subsequently repurchased in relation to market-making or other activities is treated as redeemed. A gain or loss on redemption (depending on whether the repurchase price of the bond is lower or higher than its carrying amount) is recorded in *Other income*. A subsequent sale of own bonds in the market is treated as a reissuance of debt.

UBS AG uses the fair value option to designate certain issued debt instruments as financial liabilities designated at fair value through profit or loss, on the basis that such financial instruments include embedded derivatives and/or are managed on a fair value basis (refer to item 3b in this Note for more information).

m. Own credit

Changes in the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss related to own credit are recognized in *Other comprehensive income* directly within *Retained earnings* and will not be reclassified to the income statement in future periods.

n. Loan commitments*Policy applicable from 1 January 2018¹*

Loan commitments are arrangements under which clients can borrow stipulated amounts under defined terms and conditions.

Loan commitments that can be canceled at any time by UBS AG at its discretion are neither recognized on the balance sheet nor included in off-balance sheet disclosures.

Loan commitments that cannot be canceled by UBS AG once the commitments have been communicated to the beneficiary or that are revocable only because of automatic cancellation upon deterioration in a borrower's creditworthiness are considered irrevocable and are classified as: (i) derivative loan commitments measured at fair value through profit or loss; (ii) loan commitments designated at fair value through profit or loss; or (iii) other loan commitments.

UBS AG recognizes ECL on non-cancelable other loan commitments and those that can be canceled at any time if UBS AG is exposed to credit risk (refer to item 3g in this Note). Corresponding ECL are presented within *Provisions* on UBS AG's balance sheet. ECL relating to these other loan commitments are recorded in the income statement in *Credit loss (expense) / recovery*.

When a client draws on a commitment, the resulting loan is presented within *Financial assets at fair value held for trading*, or within *Financial assets at fair value not held for trading* when the associated loan commitments are measured at fair value through profit or loss, and within *Loans and advances to customers* when the associated loan commitment is not measured at fair value through profit or loss.

Comparative policy | Policy applicable prior to 1 January 2018

When a client draws on a commitment, the resulting loan is classified as a: (i) trading asset, consistent with the associated derivative loan commitment; (ii) financial asset designated at fair value through profit or loss, consistent with the loan commitment designated at fair value through profit or loss; or as a (iii) loan when the associated loan commitment is accounted for as other loan commitments which are not measured at fair value through profit or loss. Consistent with item 3g above, claims under other loan commitments are impaired and an allowance or provision for credit losses is recognized when objective evidence demonstrates that a loss event has occurred after the initial recognition and that the loss event has an effect on the future cash flows that can be reliably estimated (incurred loss approach).▲

o. Financial guarantee contracts*Policy applicable from 1 January 2018¹*

Financial guarantee contracts are contracts that require the issuer to make specified payments to reimburse the holder for an incurred loss because a specified debtor fails to make payments when due in accordance with the terms of a specified debt instrument. UBS AG issues such financial guarantees to banks, financial institutions and other parties on behalf of clients to secure loans, overdrafts and other banking facilities.

¹ The accounting policy in this section applies from 1 January 2018, the effective date of IFRS 9.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Certain issued financial guarantees that are managed on a fair value basis are designated at fair value through profit or loss. Financial guarantees that are not managed on a fair value basis are initially recognized in the financial statements at fair value and are subsequently measured at the higher of:

- the amount of ECL (refer to item 3g in this Note); and
- the amount initially recognized less the cumulative amount of income recognized as of the reporting date.

ECL resulting from guarantees is recorded in the income statement in *Credit loss (expense) / recovery*.

Comparative policy / Policy applicable prior to 1 January 2018

Financial guarantees that are not managed on a fair value basis are initially recognized in the financial statements at fair value and are subsequently measured at the higher of the amount initially recognized less cumulative amortization and, to the extent a payment under the guarantee has become probable, the present value of the expected payment. Any change in the liability relating to probable expected payments resulting from guarantees is recorded in the income statement in *Credit loss (expense) / recovery*. ▲

p. Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss

The line item *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss* includes fair value gains and losses on financial instruments at fair value through profit or loss other than interest income and expense on non-derivatives (refer to item 3c in this Note). In addition, effective 1 January 2019, the line item includes dividends (prior to 1 January 2019, dividends were included within *Net interest income*), intermediation income arising from certain client-driven Global Wealth Management and Personal & Corporate Banking financial transactions, foreign currency translation effects and income and expenses from exposures to precious metals.

4) Fee and commission income and expenses*Policy applicable from 1 January 2018¹*

UBS AG earns fee income from a diverse range of services it provides to its clients. Fee income can be divided into two broad categories: fees earned from services that are provided over a certain period of time, such as asset or portfolio management, custody services and certain advisory services; and fees earned from point-in-time services, such as underwriting fees and brokerage fees (e.g., securities and derivative execution and clearing).

→ Refer to Note 4 for more information, including the disaggregation of revenues

Performance obligations satisfied over time

Fees earned from services that are provided over a certain period of time are recognized on a pro rata basis over the service period, provided the fees are not contingent on successfully meeting specified performance criteria that are beyond the control of UBS AG (see measurement below).

Costs to fulfill services over time are recorded in the income statement immediately, because such services are considered to be a series of services that are substantially the same from day to day and have the same pattern of transfer. The costs to fulfill neither generate nor enhance the resources of UBS AG that will be used to satisfy future performance obligations and cannot be distinguished between those that relate to satisfied and unsatisfied performance obligations. Therefore, these costs do not qualify to be recognized as an asset. Where costs incurred relate to contracts that include variable consideration that is constrained by factors beyond UBS AG's control (e.g., successful mergers and acquisitions (M&A) activity), or where UBS AG has a history of not recovering such costs on similar transactions, such costs are expensed immediately as incurred.

Performance obligations satisfied at a point in time

Fees earned from providing transaction-type services are recognized when the service has been completed, provided such fees are not subject to refund or another contingency beyond the control of UBS AG.

Incremental costs to fulfill services provided at a point in time are typically incurred and recorded at the same time as the performance obligation is satisfied and revenue is earned, and are therefore not recognized as an asset, e.g., brokerage. Where recovery of costs to fulfill relates to an uncompleted point-in-time service for which the satisfaction of the performance obligation in the contract is dependent upon factors beyond the control of UBS AG, such as underwriting a successful securities issuance, or where UBS AG has a history of not recovering such costs through reimbursement on similar transactions, the costs are expensed immediately as incurred.

¹ The accounting policy in this section applies from 1 January 2018, the effective date of IFRS 15.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**Measurement**

Fee and commission income is measured based on consideration specified in a legally enforceable contract with a customer, excluding amounts such as taxes collected on behalf of third parties. Consideration can include both fixed and variable amounts. Variable consideration includes refunds, discounts, performance bonuses and other amounts that are contingent on the occurrence or non-occurrence of a future event. Variable consideration that is contingent on an uncertain event can only be recognized to the extent that it is highly probable that a significant reversal in the amount of cumulative revenue for a contract will not occur. This is referred to as the variable consideration constraint. UBS AG does not consider the highly probable criterion to be met where the contingency on which income is dependent is beyond the control of UBS AG. In such circumstances, UBS AG only recognizes revenue when the contingency has been resolved or an uncertain event has occurred. Examples include asset management performance-linked fees, which are only payable if the returns of a fund exceed a benchmark and are only recognized after the performance period has elapsed. Similarly, M&A advisory fees that are dependent on a successful client transaction are not recognized until the transaction on which the fees are dependent has been executed. Asset management fees (excluding performance-based fees) received on a periodic basis, typically quarterly, that are determined based on a fixed percentage of net asset value that has not been established at the reporting date, are estimated and accrued ratably over the period to the next invoice date, except during periods in which market volatility indicates there is a risk of significant reversal. Research revenues earned by the Investment Bank under commission-sharing or research payment account agreements are not recognized until the client has provided a definitive allocation of amounts between research providers, as prior to this UBS AG generally does not have an enforceable right to a specified amount of consideration.

Consideration received is allocated to the separately identifiable performance obligations in a contract. Owing to the nature of UBS AG's business, contracts that include multiple performance obligations are typically those that are considered to include a series of similar performance obligations fulfilled over time with the same pattern of transfer to the client, e.g., asset management. As a consequence, UBS AG is not required to apply significant judgment in allocating the consideration received across the various performance obligations. UBS AG has taken the practical expedient to not disclose information about the allocation of the transaction price to remaining performance obligations in contracts. This is because contracts are typically less than one year in duration. Where contracts have a longer duration, they are either subject to the variable consideration constraint, with fees calculated on future net asset value, which cannot be included within the transaction price for the contract, or result in revenue being recognized ratably using the output method corresponding directly to the value of the services completed to date and to

which UBS AG would be entitled to invoice upon termination of the contract, e.g., loan commitments.

Presentation of fee and commission income and expense

Fee and commission income and expense are presented gross on the face of the income statement when UBS AG is considered to be principal in the contractual relationship with its customer and any suppliers used to fulfill such contracts. This occurs where UBS AG has control over such services and its relationship with suppliers prior to provision of the service to the client. UBS AG only considers itself to be an agent in relation to services provided by third parties, e.g., third-party execution costs for exchange-traded derivatives and fees payable to third-party research providers, where the client controls both the choice of supplier and the scope of the services to be provided. Furthermore, in order to be considered an agent UBS AG should generally not take responsibility for the quality of the service, transform or integrate the services into a UBS AG product. In such circumstances, UBS AG is essentially acting as a payment agent for its client. When UBS AG is acting as an agent, any costs incurred are directly offset against the associated income.

Presentation of expenses in the income statement

UBS AG presents expenses primarily in line with their nature in the income statement, differentiating between expenses that are directly attributable to the satisfaction of specific performance obligations associated with the generation of revenues, which are presented within *Total operating income*, and those that are related to personnel, general and administrative expenses, which are presented within *Total operating expenses*.

Contract assets, contract liabilities and capitalized expenses

UBS AG has applied the practical expedient of allowing for costs incurred to obtain a contract to be expensed as incurred where the amortization period for any asset recognized would be less than 12 months.

Where UBS AG provides services to clients, consideration is due immediately upon satisfaction of a point-in-time service or at the end of a prespecified period for a service performed over time; e.g., certain asset management fees are collected monthly or quarterly, through deduction from a client account, deduction from fund assets or through separate invoicing. Where receivables are recorded, they are presented within *Other financial assets measured at amortized cost*.

Contract liabilities relate to prepayments received from customers where UBS AG is yet to satisfy its performance obligation.

Contract assets are recorded when an entity's right to consideration in exchange for services transferred is conditional on something other than the passage of time, e.g., the entity's future performance.

UBS AG has not recognized any material contract assets, contract liabilities or capitalized expenses during the period and has therefore not provided a contract balances reconciliation.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)*Comparative policy | Policy applicable prior to 1 January 2018*

Fees earned from services that are provided over a certain period of time are recognized ratably over the service period, with the exception of performance-linked fees or fee components with specific performance criteria. Such fees are recognized when, as of the reporting date, the performance benchmark has been met and when collectibility is reasonably assured.

Fees earned from providing transaction-type services are recognized when the service has been completed and the fee is fixed or determinable, i.e., not subject to refund or adjustment.

Fee income generated from providing a service that does not result in the recognition of a financial instrument is presented within *Net fee and commission income*. Fees generated from the acquisition, issue or disposal of a financial instrument are presented in the income statement in line with the balance sheet classification of that financial instrument. ▲

→ Refer to Note 4 for more information

5) Cash and cash equivalents

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise balances with an original maturity of three months or less, including cash, money market paper and balances at central and other banks.

6) Share-based and other deferred compensation plans*Share-based compensation plans*

UBS Group AG is the grantor of and maintains the obligation to settle share-based compensation plans that are awarded to employees of UBS AG. As a consequence, UBS AG classifies the awards of UBS Group AG shares as equity-settled share-based payment transactions. UBS AG recognizes the fair value of awards granted to its employees by reference to the fair value of UBS Group AG's equity instruments on the date of grant, taking into account the terms and conditions inherent in the award, including, where relevant, dividend rights, transfer restrictions in effect beyond the vesting date, market conditions, and non-vesting conditions. These awards are generally subject to vesting conditions that require employees to complete a specified period of service and, for performance shares, to satisfy specified performance conditions. Share-based compensation expense is recognized, on a per-tranche basis, over the service period based on an estimate of the number of instruments expected to vest and is adjusted to reflect actual outcomes of service or performance conditions. Where the vesting period is shortened, for example in the case of employees affected by restructuring programs or mutually agreed termination provisions, the expense is recognized on an accelerated basis to the termination date.

Where no future service is required, such as for employees who are eligible for retirement or who have met certain age and length-of-service criteria, the services are presumed to have been received and the share-based compensation expense is recognized immediately on, or prior to, the date of grant. Such awards may remain forfeitable. For equity-settled awards, forfeiture events resulting from a breach of a non-vesting condition (i.e., one that does not relate to a service or performance condition) do not result in an adjustment to the share-based compensation expense.

The fair value is not remeasured unless the terms of the award are modified such that there is an incremental increase in value. No adjustments are made for modifications that result in a decrease in value. The equity effects in UBS AG that arise from recognizing UBS Group AG share-based compensation plans are offset through a recharge from UBS Group AG to UBS AG and its subsidiaries.

→ Refer to Note 30 for more information

Other compensation plans

The employees of UBS AG are granted deferred compensation plans that are settled in cash or other financial instruments, the amount of which may be fixed or may vary based on the achievement of specified performance conditions or the value of specified underlying assets. Compensation expense is recognized over the period that the employee provides services to become entitled to the award. Where the service period is shortened, for example in the case of employees affected by restructuring programs or mutually agreed termination provisions, recognition of expense is accelerated to the termination date. Where no future service is required, such as for employees who are eligible for retirement or who have met certain age and length-of-service criteria, the services are presumed to have been received and compensation expense is recognized immediately on, or prior to, the date of grant. The amount recognized is based on the present value of the amount expected to be paid under the plan and is remeasured at each reporting date, so that the cumulative expense recognized equals the cash or the fair value of respective financial instruments distributed.

→ Refer to Note 30 for more information

7) Pension and other post-employment benefit plans

UBS AG sponsors various post-employment benefit plans for its employees worldwide, which include defined benefit and defined contribution pension plans, and other post-employment benefits, such as medical and life insurance benefits that are payable after the completion of employment.

→ Refer to Note 29 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Defined benefit plans

UBS AG offers defined benefit plans, such as pension and medical insurance benefit plans. Defined benefit plans specify an amount of benefit that an employee will receive, which usually depends on one or more factors, such as age, years of service and compensation. The defined benefit liability recognized in the balance sheet is the present value of the defined benefit obligation less the fair value of the plan assets at the balance sheet date, with changes resulting from remeasurements recorded immediately in *Other comprehensive income*. If the fair value of the plan assets is higher than the present value of the defined benefit obligation, the recognition of the resulting net defined benefit asset is limited to the present value of economic benefits available in the form of refunds from the plan or reductions in future contributions to the plan. UBS AG applies the projected unit credit method to determine the present value of its defined benefit obligations, the related current service cost and, where applicable, past service cost. The projected unit credit method sees each period of service as giving rise to an additional unit of benefit entitlement and measures each unit separately to build up the final obligation. These amounts, which take into account the specific features of each plan, including risk sharing between employee and employer, are calculated periodically by independent qualified actuaries.

Critical accounting estimates and judgments

The net defined benefit liability or asset at the balance sheet date and the related personnel expense depend on the expected future benefits to be provided, determined using a number of economic and demographic assumptions. A range of assumptions could be applied, and different assumptions could significantly alter the defined benefit liability or asset and pension expense recognized. The most significant assumptions include life expectancy, the discount rate, expected salary increases, pension increases and, in addition for the Swiss plan and one of the US defined benefit pension plans, interest credits on retirement savings account balances. Life expectancy is determined by reference to published mortality tables. The discount rate is determined by reference to the rates of return on high-quality fixed-income investments of appropriate currency and term at the measurement date. The assumption for salary increases reflects the long-term expectations for salary growth and takes into account historical salary development by age groups, expected inflation and expected supply and demand in the labor market. A sensitivity analysis for reasonable possible movements in each significant assumption for UBS AG's post-employment obligations is provided within Note 29.

Defined contribution plans

A defined contribution plan is a pension plan under which UBS AG pays fixed contributions into a separate entity from which post-employment and other benefits are paid. UBS AG has no legal or constructive obligation to pay further contributions if the plan does not hold sufficient assets to pay employees the benefits relating to employee service in the current and prior periods. UBS AG's contributions are expensed when the employees have rendered services in exchange for such contributions. This is generally in the year of contribution. Prepaid contributions are recognized as an asset to the extent that a cash refund or a reduction in future payments is available.

8) Income taxes

UBS AG is subject to the income tax laws of Switzerland and those of the non-Swiss jurisdictions in which UBS AG has business operations.

UBS AG's provision for income taxes is composed of current and deferred taxes. Current income taxes represent taxes to be paid or refunded for the current period or previous periods.

Deferred taxes are recognized for temporary differences between the carrying amounts and tax bases of assets and liabilities that will result in taxable or deductible amounts in future periods and are measured using the applicable tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period and which will be in effect when such differences are expected to reverse.

Deferred tax assets arise from a variety of sources, the most significant being: (i) tax losses that can be carried forward to be used against profits in future years; and (ii) temporary differences that will result in deductions against profits in future years. Deferred tax assets are recognized only to the extent that it is probable that sufficient taxable profits will be available against which these differences can be used. When an entity or tax group has a history of recent losses, deferred tax assets are only recognized to the extent there are sufficient taxable temporary differences or there is convincing other evidence that sufficient taxable profit will be available against which the unused tax losses can be utilized.

Deferred tax liabilities are recognized for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the balance sheet that reflect the expectation that certain items will give rise to taxable income in future periods.

Deferred and current tax assets and liabilities are offset when: (i) they arise in the same tax reporting group; (ii) they relate to the same tax authority; (iii) the legal right to offset exists; and (iv) they are intended to be settled net or realized simultaneously.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Current and deferred taxes are recognized as income tax benefit or expense in the income statement, except for current and deferred taxes recognized: (i) upon the acquisition of a subsidiary (for which such amounts would affect the amount of goodwill arising from the acquisition); (ii) for gains and losses on the sale of treasury shares (for which the tax effects are recognized directly in *Equity*); (iii) for unrealized gains or losses on financial instruments that are classified at FVOCI (prior to 1 January 2018: financial assets classified as available for sale); (iv) for changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges; (v) for remeasurements of defined benefit plans; or (vi) for certain foreign currency translations of foreign operations. Amounts relating to points (iii) through (vi) are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity*.

UBS AG reflects the potential effect of uncertain tax positions for which acceptance by the relevant tax authority is not considered probable by adjusting current or deferred taxes, as applicable, using either the most likely amount or expected value methods, depending on which method is deemed a better predictor of the basis on which and extent to which the uncertainty will be resolved.

Critical accounting estimates and judgments

Tax laws are complex, and judgment and interpretations about the application of such laws are required when accounting for income taxes. UBS AG considers the performance of its businesses and the accuracy of historical forecasts and other factors in evaluating the recoverability of its deferred tax assets, including the remaining tax loss carry-forward period, and its assessment of expected future taxable profits in the forecast period used for recognizing deferred tax assets. Estimating future profitability is inherently subjective and is particularly sensitive to future economic, market and other conditions, which are difficult to predict.

The level of deferred tax asset recognition is influenced by management's assessment of UBS AG's future profitability based on relevant business plan forecasts. Existing assessments are reviewed and, if necessary, revised to reflect changed circumstances. This review is conducted annually, generally in the fourth quarter of each year, but adjustments may be made at other times, if required. In a situation where recent losses have been incurred, convincing other evidence that there will be sufficient future profitability is required.

If profit forecast assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of UBS AG's deferred tax assets may be affected. Any increase or decrease in the carrying amount of deferred tax assets would primarily be recognized through the income statement but would not affect cash flows.

In addition, judgment is required to assess the expected value of uncertain tax positions that are incorporated into the estimate of income and deferred tax and the assessment of the related probabilities, including in relation to the interpretation of tax laws, the resolution of any income tax-related appeals or litigation and the assessment of the related probabilities.

→ Refer to Note 8 for more information

9) Investments in associates

Interests in entities where UBS AG has significant influence over the financial and operating policies of the entity, but does not have control, are classified as investments in associates and accounted for under the equity method of accounting. Typically, UBS AG has significant influence when it holds or has the ability to hold between 20% and 50% of a company's voting rights. Investments in associates are initially recognized at cost, and the carrying amount is increased or decreased after the date of acquisition to recognize UBS AG's share of the investee's comprehensive income and any impairment losses.

The net investment in an associate is impaired if there is objective evidence of a loss event and the carrying amount of the investment in the associate exceeds its recoverable amount.

→ Refer to Note 31 for more information

10) Property, equipment and software

Property, equipment and software includes own-used properties, leasehold improvements, information technology hardware, externally purchased and internally generated software, as well as communication and other similar equipment. Property, equipment and software is measured at cost less accumulated depreciation and impairment losses and is reviewed at each reporting date for indication for impairment. Software development costs are capitalized only when the costs can be measured reliably and it is probable that future economic benefits will arise. Depreciation of property, equipment and software begins when they are available for use (i.e., when they are in the location and condition necessary for them to be capable of operating in the manner intended by management). Depreciation is calculated on a straight-line basis over an asset's estimated useful life. The estimated useful economic lives of UBS AG's property, equipment and software are:

- properties, excluding land: ≤ 67 years
- IT hardware and communication equipment: ≤ 7 years
- other machines and equipment: ≤ 10 years
- software: ≤ 10 years
- leased properties and leasehold improvements: the shorter of the lease term or the economic life of asset (typically ≤ 20 years).

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Property, equipment and software are generally tested for impairment at the appropriate cash-generating unit (CGU) level, alongside goodwill and intangible assets as described in item 11 of this Note. An impairment charge is however only recognized for such assets if both the asset's fair value less costs of disposal and value in use (if determinable) is below its carrying amount. The fair value of such an asset, other than property which has a market price, is generally determined using a replacement cost approach that reflects the amount that would be currently required by a market participant to replace the service capacity of the asset. If such assets are no longer used, they are tested individually for impairment.

→ Refer to Note 15 for more information

11) Goodwill and intangible assets

Goodwill represents the excess of the cost of an acquisition over the fair value of UBS AG's share of net identifiable assets of the acquired entity at the date of the acquisition. Goodwill is not amortized, but at the end of each reporting period or when indicators of impairment exist, UBS AG assesses whether there is any indication that goodwill is impaired. If such indicators exist, UBS AG is required to test the goodwill for impairment. Irrespective of whether there is any indication of impairment, UBS AG tests goodwill for impairment annually.

Following the integration in 2018 of the Wealth Management and Wealth Management Americas business divisions into the single reportable segment Global Wealth Management, UBS AG continued to separately monitor the goodwill previously allocated to the two former business divisions. As a consequence, for the purpose of goodwill impairment testing, the former Wealth Management and Wealth Management Americas business divisions are considered to be two separate cash-generating units referred to in Note 16 as Global Wealth Management Americas and Global Wealth Management ex Americas. The remaining goodwill balances are tested at the level of Asset Management and the Investment Bank, with each segment considered a separate cash-generating unit.

The impairment test is performed for each cash-generating unit to which goodwill is allocated by comparing the recoverable amount, based on its value-in-use, to the carrying amount of the respective cash-generating unit. An impairment charge is recognized in the income statement if the carrying amount exceeds the recoverable amount.

If the estimated earnings and other assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of UBS AG's goodwill may become impaired in the future, giving rise to losses in the income statement. Recognition of any impairment of goodwill would reduce net profit and equity, but would not affect cash flows.

Intangible assets are comprised of separately identifiable intangible items arising from business combinations and certain purchased trademarks and similar items. Intangible assets are recognized at cost. The cost of an intangible asset acquired in a business combination is its fair value at the date of acquisition. Intangible assets with a finite useful life are amortized using the straight-line method over their estimated useful life, generally not exceeding 20 years. In rare cases, intangible assets can have an indefinite useful life, in which case they are not amortized. At each reporting date, intangible assets are reviewed for indications of impairment. If such indications exist, the intangible assets are analyzed to assess whether their carrying amount is fully recoverable. An impairment loss is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount.

Critical accounting estimates and judgments

UBS AG's methodology for goodwill impairment testing is based on a model that is most sensitive to the following key assumptions: (i) forecasts of earnings available to shareholders in years one to three; (ii) changes in the discount rates; and (iii) changes in the long-term growth rate.

The key assumptions are linked to external market information, where applicable. Earnings available to shareholders are estimated on the basis of forecast results, which are part of the business plan approved by the BoD. The discount rates are determined by applying a capital asset pricing model-based approach, as well as considering quantitative and qualitative inputs from both internal and external analysts, the view of management and regional differences in risk-free rates, at the level of individual cash-generating units. Long-term growth rates are determined in a consistent manner based on nominal or real GDP growth rate forecasts, considering different regions worldwide as incorporated in the business plan approved by the BoD.

The key assumptions used to determine the recoverable amounts of each cash-generating unit are tested for sensitivity by applying reasonably possible changes to those assumptions. Refer to Note 16 for details about how the reasonably possible changes may affect the results of UBS AG's model for goodwill impairment testing.

→ Refer to Notes 2 and 16 for more information

12) Provisions and contingent liabilities

Provisions are liabilities of uncertain timing or amount, and are generally recognized in accordance with IAS 37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, when: (i) UBS AG has a present obligation as a result of a past event; (ii) it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation; and (iii) a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

UBS AG recognizes IAS 37 provisions for litigation, regulatory and similar matters when, in the opinion of management after seeking legal advice, the requirements for recognition have been met. A provision may also be established for claims that have not yet been asserted against UBS AG, but are nevertheless expected to be, based on UBS AG experience with similar asserted claims.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

IAS 37 provisions are measured considering the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the balance sheet date. Such estimates are based on all available information and are revised over time as more information becomes available. If the effect of the time value of money is material, provisions are discounted and measured at the present value of the expenditure expected to settle or discharge the obligation, using a rate that reflects the current market assessments of the time value of money and the risks specific to the obligation.

Provisions that are similar in nature are aggregated to form a class, while the remaining provisions, including those of less significant amounts, are disclosed under *Other provisions*. Provisions are presented separately on the balance sheet and, when they are no longer considered uncertain in timing or amount, are reclassified to their respective liability lines depending on their nature.

When all conditions required to recognize a provision are not met, a contingent liability is disclosed, unless the likelihood of an outflow of resources is remote. Contingent liabilities are also disclosed for possible obligations that arise from past events whose existence will be confirmed only by uncertain future events not wholly within the control of UBS AG. Such disclosures are not made if it is not practicable to do so.

The majority of UBS AG's provisions relate to litigation, regulatory and similar matters, restructuring, and employee benefits. Restructuring provisions are generally recognized as a consequence of management agreeing to materially change the scope of the business or the manner in which it is conducted, including changes in the management structure. Provisions for employee benefits relate mainly to service anniversaries and sabbatical leave, and are recognized in accordance with measurement principles set out in item 7 of this Note. In addition, UBS AG presents expected credit loss allowances within *Provisions* if they relate to a loan commitment, financial guarantee contract or a revolving revocable credit line.

Critical accounting estimates and judgments

Recognition of provisions often involves significant judgment in assessing the existence of an obligation that results from past events and in estimating the probability, timing and amount of any outflows of resources. This is particularly the case for litigation, regulatory and similar matters, which, due to their nature, are subject to many uncertainties making their outcome difficult to predict. Such matters may involve unique fact patterns or novel legal theories, proceedings that have not yet been initiated or are at early stages of adjudication, or as to which alleged damages have not been quantified by the claimants. Determining whether an obligation exists as a result of a past event and estimating the probability, timing and amount of any potential outflows is based on a variety of assumptions, variables, and known and unknown uncertainties.

The amount of any provision recognized is sensitive to the assumptions used and there could be a wide range of possible outcomes for any particular matter.

Statistical or other quantitative analytical tools are generally of limited use in determining whether to establish or determine the amount of provisions in the case of litigation, regulatory or similar matters. Furthermore, information currently available to management may be incomplete or inaccurate, increasing the risk of erroneous assumptions with regard to the future development of such matters. Management regularly reviews all the available information regarding such matters, including legal advice, which is a significant consideration, to assess whether the recognition criteria for provisions have been satisfied and to determine the timing and amount of any potential outflows.

→ Refer to Note 21 for more information

13) Foreign currency translation

Transactions denominated in a foreign currency are translated into the functional currency of the reporting entity at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the balance sheet date, all monetary assets, including those at FVOCI (prior to 1 January 2018: monetary financial assets classified as available for sale), and monetary liabilities denominated in foreign currency are translated into the functional currency using the closing exchange rate. Translation differences (which for monetary financial assets at FVOCI are determined as if they were financial assets measured at amortized cost) are reported in *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss* (prior to 1 January 2018: *Net trading income*).

Non-monetary items measured at historical cost are translated at the exchange rate on the date of the transaction. Prior to 1 January 2018, foreign currency translation differences on non-monetary financial assets classified as available for sale were recorded directly in *Equity* until the asset was derecognized.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Upon consolidation, assets and liabilities of foreign operations (which from 1 October 2018 also include UBS AG's Switzerland-based operations with Swiss franc functional currency) are translated into US dollars, UBS AG's presentation currency, at the closing exchange rate on the balance sheet date, and income and expense items and other comprehensive income are translated at the average rate for the period. The resulting foreign currency translation differences attributable to shareholders are recognized in *Foreign currency translation* within *Equity*, which forms part of *Total equity attributable to shareholders*, whereas the foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests are included within *Equity attributable to non-controlling interests*. Share capital issued, share premium and treasury shares held are translated at the historic average rate, whereby the difference between the historic average rate and the spot rate realized upon repayment of share capital or disposal of treasury shares is reported as *Share premium*. Cumulative amounts recognized in OCI in respect of cash flow hedges and financial assets measured at FVOCI (prior to 1 January 2018: financial assets classified as available for sale) are translated at the closing exchange rate as of the balance sheet dates, with any translation effects adjusted through *Retained earnings*.

When a foreign operation is disposed or partially disposed of and UBS AG no longer controls the foreign operation, the cumulative amount of foreign currency translation differences within *Total equity attributable to shareholders* and *Equity attributable to non-controlling interests* related to that foreign operation is reclassified to the income statement as part of the gain or loss on disposal. Similarly, if an investment in an associate becomes an investment in a subsidiary, the cumulative amount of foreign currency translation differences is reclassified to profit or loss. When UBS AG disposes of a portion of its interest in a subsidiary that includes a foreign operation but retains control, the related portion of the cumulative currency translation balance is reclassified to *Equity attributable to non-controlling interests*.

→ Refer to Note 37 for more information

Critical accounting estimates and judgments

The determination of an entity's functional currency and the trigger for a change requires management to apply significant judgment and assumptions. IAS 21, *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, requires management to consider the underlying transactions, events and conditions that are relevant to the entity when determining the appropriate functional currency and any changes. UBS AG's conclusion, in the fourth quarter of 2018, that the functional currency of UBS AG's Head Office in Switzerland and UBS AG London Branch had changed from the Swiss franc to the US dollar was based on a detailed assessment of the primary currencies affecting and influencing the economics of each entity, considering revenue-generating income streams, expenses, funding and risk management activities.

In addition, determining the earliest date from which it is practicable to perform a restatement following a voluntary change in presentational currency also requires management to apply significant judgment and make estimates and assumptions. UBS AG's decision in 2018 to change the presentation currency of its consolidated financial statements from the Swiss franc to the US dollar was made in line with IAS 8, *Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors*, by assessing the earliest date from which it was practicable to perform a restatement, taking into consideration whether sufficiently reliable data was available for earlier periods and whether any assumptions on management intent or significant estimates of amounts were required. UBS AG carried out a detailed and extensive data analysis before concluding that 1 January 2004 represented the earliest date available, with the consequence that foreign currency translation gains and losses prior to 2004 were disregarded, and foreign currency translation effects were first calculated from 1 January 2004 onward.

14) Non-controlling interests and preferred noteholders**Non-controlling interests and preferred noteholders**

Net profit is split into *Net profit attributable to shareholders*, *Net profit attributable to non-controlling interest* and *Net profit attributable to preferred noteholders*. Similarly, *Equity* is split into *Equity attributable to shareholders*, *Equity attributable to non-controlling interests* and *Equity attributable to preferred noteholders*.

Non-controlling interests subject to option arrangements, e.g., written puts, are generally deemed to be acquired by UBS AG. As a result, the amounts allocated to non-controlling interests are reduced accordingly and a liability equivalent to each option's exercise price is recognized, with any difference between these two amounts recorded in *Share premium*.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

15) Leasing

Policy applicable from 1 January 2019¹

UBS AG predominantly enters into lease contracts, or contracts that include lease components, as a lessee of real estate, including offices, retail branches and sales offices, with a small number of IT hardware leases. UBS AG identifies non-lease components of a contract and accounts for them separately from lease components.

When UBS AG is a lessee in a lease arrangement, UBS AG recognizes a lease liability and corresponding right-of-use (RoU) asset at the commencement of the lease term when UBS AG acquires control of the physical use of the asset. Lease liabilities are presented within *Other financial liabilities measured at amortized cost* and RoU assets within *Property, equipment and software*. The lease liability is measured based on the present value of the lease payments over the lease term, discounted using UBS AG's unsecured borrowing rate, given that the rate implicit in a lease is generally not observable to the lessee. Interest expense on the lease liability is presented within *Interest expense from financial instruments measured at amortized cost*. The RoU asset is recorded at an amount equal to the lease liability but is adjusted for rent prepayments, initial direct costs, any costs to refurbish the leased asset and/or lease incentives received. The RoU asset is depreciated over the shorter of the lease term or the useful life of the underlying asset, with the depreciation presented within *Depreciation and impairment of property, equipment and software*.

Lease payments generally include fixed payments and variable payments that depend on an index (such as an inflation index). When a lease contains an extension or termination option that UBS AG considers reasonably certain to be exercised, the expected rental payments or costs of termination are included within the lease payments used to generate the lease liability. UBS AG does not typically enter into leases with purchase options or residual value guarantees.

Where UBS AG acts as a lessor or sub-lessor under a finance lease, a receivable is recognized in *Other financial assets measured at amortized cost* at an amount equal to the present value of the aggregate of the lease payments plus any unguaranteed residual value that UBS AG expects to recover at the end of the lease term. Initial direct costs are also included in the initial measurement of the lease receivable. Lease payments received during the lease term are allocated as repayments of the outstanding receivable. Interest income reflects a constant periodic rate of return on UBS AG's net investment using the interest rate implicit in the lease (or, for sub-leases, the rate for the head lease). UBS AG reviews the estimated unguaranteed residual value annually, and if the estimated residual value to be realized is less than the amount assumed at lease inception, a loss is recognized for the expected shortfall. Where UBS AG acts as a lessor or sub-lessor in an operating lease, UBS AG recognizes the operating lease income on a straight-line basis over the lease term.

Lease receivables are subject to impairment requirements as set out in item 3g of this Note. Expected credit losses (ECL) on lease receivables are determined following the general impairment model within IFRS 9, *Financial Instruments*, without utilizing the simplified approach of always measuring impairment at the amount of lifetime ECL.

Comparative policy / Policy applicable prior to 1 January 2019

Leases that transfer substantially all the risks and rewards, but not necessarily legal title in the underlying assets, are classified as finance leases. All other leases are classified as operating leases. Lease contracts classified as operating leases where UBS AG is the lessee include non-cancelable long-term leases of office buildings in most UBS AG locations. Operating lease rentals payable are recognized as an expense on a straight-line basis over the lease term, which commences with control of the physical use of the property. Lease incentives are treated as a reduction of rental expense and are recognized on a consistent basis over the lease term.

→ Refer to Note 15 and 33 for more information

¹ The accounting policy in this section applies from 1 January 2019, the effective date of IFRS 16.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**b) Changes in accounting policies, comparability and other adjustments**

New or amended accounting standards

Amendments to IAS 39, IFRS 9 and IFRS 7 (Interest Rate Benchmark Reform)

In September 2019, the IASB issued *Interest Rate Benchmark Reform – Amendments to IFRS 9, IAS 39 and IFRS 7*, enabling hedge accounting to continue during the period of uncertainty before existing interest rate benchmarks are replaced with alternative risk-free interest rates. The amendments are mandatorily effective from 1 January 2020, with early adoption permitted, and apply to hedge relationships that exist at the beginning of the reporting period or are designated thereafter, and to the gains or losses that exist in OCI on adoption. As permitted by the transitional provisions, UBS AG early adopted the revisions in 2019. Adopting these amendments allows UBS AG to maintain its existing hedge accounting relationships and to assume that the current benchmark rates will continue to exist, such that the hedge relationships are considered highly effective on a retrospective and prospective basis, with no consequential impact on the financial statements. Further, the amendments bring in additional disclosure requirements on the effects arising from the change in interest rate benchmarks, which are presented in Note 28.

IFRS 16, Leases

Effective from 1 January 2019, UBS AG adopted IFRS 16, *Leases*, which replaced IAS 17, *Leases*, and sets out the principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of leases.

IFRS 16 introduces a single lessee accounting model and fundamentally changes how UBS AG accounts for operating leases when acting as a lessee, with a requirement to record a right-of-use (RoU) asset and lease liability on the balance sheet. UBS AG is a lessee in a number of leases, primarily of real estate, including offices, retail branches and sales offices, with a smaller number of IT hardware leases. As permitted by the transitional provisions of IFRS 16, UBS AG elected to apply the modified retrospective approach and has not restated comparative figures. Overall, adoption of IFRS 16 resulted in a USD 3.4 billion increase in both total assets and total liabilities in UBS AG's consolidated financial statements.

The newly recognized right-of-use assets and finance lease receivables were fully allocated to the business divisions. There was no effect on equity.

→ Refer to the tables below and on the following page, and Note 2 for more information

UBS AG applied the following practical expedients that are permitted on transition to IFRS 16 where UBS AG is a lessee in a lease previously classified as an operating lease:

- to not reassess whether or not a contract contained a lease;
- to rely on previous assessments of whether such contracts were considered onerous;
- to rely on previous sale-and-leaseback assessments;
- to adjust lease terms with the benefit of hindsight with respect to whether extension or termination options are reasonably certain of being exercised;
- to discount lease liabilities using the UBS AG's incremental borrowing rate in each currency as of 1 January 2019;
- to initially measure the RoU asset at an amount equal to the lease liability for leases previously classified as operating leases, adjusted for existing lease balances, such as rent prepayments, rent accruals, lease incentives and onerous lease provisions, but excluding initial direct costs; and
- to not apply IFRS 16 to leases the remaining term of which will end within 12 months from the transition date.

The measurement of leases previously classified as finance leases where UBS AG acts as a lessee has not changed on transition to IFRS 16. Similarly, UBS AG has made no adjustments where UBS AG acts as a lessor, in either a finance or operating lease, of physical assets it owns. Where UBS AG acts as an intermediate lessor, i.e., where UBS AG enters into a head lease and sub-leases the asset to a third party, the sub-lease has been classified as either a finance or operating lease based primarily on whether the sub-lease term consumes the majority of the remaining useful life of the RoU asset arising from the head lease as of the transition date.

The following table reconciles the obligations in respect of operating leases as of 31 December 2018 to the opening lease liabilities recognized on 1 January 2019.

Reconciliation between operating lease commitments disclosed under IAS 17 and lease liabilities recognized under IFRS 16

USD million

Total undiscounted operating lease commitments as of 31 December 2018	4,546
Leases with a remaining term of less than one year as of 1 January 2019	(18)
Excluded service components	(296)
Reassessment of lease term for extension or termination options	424
Total undiscounted lease payments	4,657
Discounted at a weighted average incremental borrowing rate of 3.07%	(720)
IFRS 16 transition adjustment	3,937
Finance lease liabilities as of 31 December 2018	19
Carrying amount of total lease liabilities as of 1 January 2019	3,956

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

The following table provides details about the determination of RoU assets on transition.

Determination of RoU assets on transition	
USD million	Carrying amount
Recognition of gross RoU assets upon adoption of IFRS 16 (IFRS 16 transition adjustment)	3,937
Offset by liabilities recognized as of 31 December 2018	(515)
<i>of which: other non-financial liabilities (lease incentives)</i>	(204)
<i>of which: other financial liabilities measured at amortized cost (rent accruals)</i>	(180)
<i>of which: provisions (onerous lease provisions)</i>	(131)
Increase in total assets resulting from the adoption of IFRS 16 on 1 January 2019 ¹	3,422
Reclassification of assets recognized as of 31 December 2018 as an addition to RoU assets	38
<i>of which: other financial assets measured at amortized cost (finance lease assets recognized under IAS 17 as of 31 December 2018)</i>	19
<i>of which: other non-financial assets (prepaid rent)</i>	19
Reclassification of finance lease receivables from sub-leases to other financial assets measured at amortized cost resulting in a reduction of RoU assets	(176)
Total RoU assets as of 1 January 2019 presented within Property, equipment and software	3,284

¹ Total liabilities increased by the same amount upon adoption of IFRS 16.

Lease liabilities are presented within *Other financial liabilities measured at amortized cost* and RoU assets within *Property, equipment and software*. Finance lease receivables are included within *Other financial assets measured at amortized cost*. Due to the practical expedients taken on transition, there was no effect on equity. The weighted average lease term on 1 January 2019 was approximately nine years.

The 2019 depreciation expense for RoU assets, which is presented within *Depreciation and impairment of property, equipment and software*, was USD 463 million. The 2019 interest expense on lease liabilities, which is presented within *Interest expense from financial instruments measured at amortized cost*, was USD 118 million. Occupancy expenses, which are presented within *General and administrative expenses*, decreased by USD 510 million between 2018 and 2019, which primarily reflected the adoption of IFRS 16. The full year effect of the application of IFRS 16 was a net decrease in profit before tax of approximately USD 60 million.

IFRIC 23, Uncertainty over Income Tax Treatments

Effective from 1 January 2019, UBS AG adopted IFRIC Interpretation 23, *Uncertainty over Income Tax Treatments* (IFRIC 23), which addresses how uncertain tax positions should be accounted for under IFRS. IFRIC 23 requires that, where acceptance of the tax treatment by the relevant tax authority is considered probable, it should be assumed as an accounting recognition matter that treatment of the item will ultimately be accepted. Therefore no tax provision would be required in such cases. However, if acceptance of the tax treatment is not considered probable, the entity is required to reflect that uncertainty using an expected value (i.e., a probability-weighted approach) or the single most likely amount.

Upon adoption of IFRIC 23 on 1 January 2019, UBS AG recognized a net tax expense of USD 11 million in retained earnings.

Amendments to IAS 19, Employee Benefits

Effective from 1 January 2019, UBS AG adopted amendments to IAS 19, *Employee Benefits*, which address the accounting when a plan amendment, curtailment or settlement occurs during the reporting period. The amendments require entities to use the updated actuarial assumption to determine current service cost and net interest for the remainder of the annual reporting period after such an event. The amendments also clarify how the accounting requirements for a plan amendment, curtailment or settlement affect the asset ceiling requirements. The amendments are effective prospectively for plan amendments, curtailments or settlements that occur on or after 1 January 2019. Adoption on 1 January 2019 had no effect on UBS AG's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Standards 2015–2017 Cycle

Effective from 1 January 2019, UBS AG adopted Annual Improvements to IFRS Standards 2015–2017 Cycle, which resulted in amendments to IFRS 3, *Business Combinations*, IFRS 11, *Joint Arrangements*, IAS 12, *Income Taxes*, and IAS 23, *Borrowing Costs*. Adoption of these amendments on 1 January 2019 had no material effect on UBS AG's financial statements.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Other changes to presentation or segment reporting

Presentation of dividend income and expense from financial instruments measured at fair value through profit or loss

Effective from 1 January 2019, UBS AG refined the presentation of dividend income and expense. This resulted in a reclassification of dividends from *Interest income (expense) from financial instruments measured at fair value through profit or loss* into *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss* (prior to 1 January 2019:

Other net income from fair value changes on financial instruments). The change aligns the presentation of dividends with related fair value changes from equity instruments and economic hedges, removing volatility that has historically arisen within both *Net interest income* and *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss*. There is no effect on *Total operating income* or *Net profit / (loss)*. Prior periods have been restated for this presentational change and the effect on the respective reporting lines is outlined in the table below.

Changes to the presentation of dividend income and expense from financial instruments measured at fair value through profit or loss

USD million	For the year ended	
	31.12.18	31.12.17
Interest income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	(2,308)	(1,762)
Interest expense from financial instruments measured at fair value through profit or loss	1,331	1,190
Net interest income	(976)	(572)
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	976	572

Changes to Corporate Center

As of 1 January 2019, UBS AG has operationally combined Group Treasury activities with Group ALM and calls this combined unit Group Treasury.

In order to further align Group and divisional performance, UBS AG adjusted the methodology for the allocation of Group Treasury and Corporate Center – Services funding costs and expenses to the business divisions. At the same time, UBS AG updated its funds transfer pricing framework to better reflect the sources and usage of funding. All of these changes became effective as of 1 January 2019 and prior-period segment information has been restated. Together, these changes decreased the operating results of the business divisions and thereby increased their adjusted cost / income ratios 1–2 percentage points, with an offsetting effect of USD 0.7 billion in Corporate Center's operating profit / (loss) before tax. Corporate Center has retained funding costs for deferred tax assets, costs relating to UBS AG's legal entity transformation program and other costs not attributable to, or representative of the performance of, the business divisions.

Alongside the update to allocations and UBS AG's funds transfer pricing framework, UBS AG has increased the allocation of balance sheet resources from Corporate Center to the business divisions, resulting in USD 223 billion of assets allocated from Corporate Center to the business divisions in restated 2018 numbers, predominantly from high-quality liquid assets and certain other assets centrally managed on behalf of the business divisions.

Further, due to the aforementioned changes to UBS's methodology for allocating funding costs and expenses and a substantial reduction in the size and resource consumption of the various Corporate Center units, UBS AG provides results for total Corporate Center only and does not separately report Corporate Center – Services, Group Treasury and Non-core and Legacy Portfolio, in compliance with IFRS 8, *Operating Segments*. Prior-period information has been restated.

→ Refer to Note 2 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**c) International Financial Reporting Standards and Interpretations to be adopted in 2020 and later and other changes***Adoption of hedge accounting requirements of IFRS 9, Financial Instruments*

Effective 1 January 2020, UBS AG will adopt the hedge accounting requirements of IFRS 9, *Financial Instruments* for most of its existing hedge accounting programs, including fair value hedges of interest rate risk related to debt instruments, cash flow hedges of forecast transactions and hedges of net investments in foreign operations. As permitted by IFRS 9, UBS AG will continue to account for its fair value hedges of portfolio interest rate risk related to loans under IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

IFRS 9's hedge accounting model further aligns accounting with risk management practices, amends hedge effectiveness requirements and prohibits voluntary de-designations. IFRS 9 permits certain additional hedged items, including layer components, net positions, or aggregated exposures, such as a combination of a non-derivative and derivative, to be designated. IFRS 9 also introduces the concept of "cost of hedging," under which the time value of options, the forward element of a forward contract or foreign currency basis spreads in a cross-currency swap can be deferred in other comprehensive income and, depending on the nature of the hedged transaction, released to the income statement either when the hedged item impacts the income statement or over the term of the hedged item.

The adoption of these requirements will have no consequential financial impact on UBS AG's financial statements. However, the adoption will allow UBS AG to designate more effective hedge accounting relationships going forward, including fair value hedges of foreign currency risk using cross-currency swaps, and reduce income statement volatility caused by foreign currency basis spreads.

Conceptual Framework

In March 2018, the IASB issued a revised version of its Conceptual Framework for Financial Reporting (the Framework). The Framework sets out the fundamental concepts of financial reporting and will be used by the IASB in developing IFRS standards. Preparers use the Framework as a point of reference to develop accounting policies in rare instances where a particular business transaction is not covered by existing IFRS standards.

The adoption of the Framework by UBS AG on 1 January 2020 will have no effect on its financial statements.

Amendments to IFRS 3, Business Combinations

In October 2018, the IASB issued *Definition of a Business (Amendments to IFRS 3)*. The amendments clarify the definition of a business, with the objective of assisting in the determination of whether a transaction should be accounted for as a business combination or an asset acquisition. The amendments apply to transactions with an acquisition date on or after 1 January 2020. The adoption of these amendments on 1 January 2020 will have no effect on its financial statements.

IFRS 17, Insurance Contracts

In May 2017, the IASB issued IFRS 17, *Insurance Contracts*, which sets out the accounting requirements for contractual rights and obligations that arise from insurance contracts issued and reinsurance contracts held. IFRS 17 is effective from 1 January 2021; however, as part of the targeted amendments to IFRS 17, the IASB is considering delaying the mandatory implementation date by one year. UBS AG is assessing the standard, but does not expect it to have a material effect on its financial statements.

Note 2a Segment reporting

The operational structure of UBS AG as of 31 December 2019 was comprised of Corporate Center and four business divisions: Global Wealth Management, Personal & Corporate Banking, Asset Management and the Investment Bank.

→ Refer to "Segment reporting" in Note 1a for more information

Global Wealth Management

Global Wealth Management provides investment advice and solutions to private clients, in particular in the ultra high net worth and high net worth segments. Clients benefit from Global Wealth Management's comprehensive set of capabilities, including wealth planning, investing, lending, asset protection, philanthropy, corporate and banking services, as well as family office services in collaboration with the Investment Bank and Asset Management. Global Wealth Management has a global footprint, with the US representing its largest market. Clients are served through local offices and dedicated advisors. The ultra high net worth business is managed globally across the regions.

Personal & Corporate Banking

Personal & Corporate Banking provides comprehensive financial products and services to private, corporate and institutional clients and operates in Switzerland in the private and corporate loan market. Personal & Corporate Banking is central to UBS's universal bank model in Switzerland and it works with Global Wealth Management, the Investment Bank and Asset Management to help clients receive the best products and solutions for their specific financial needs. While Personal & Corporate Banking operates primarily in its home market of Switzerland, it also provides capabilities to support the growth of the international business activities of UBS AG's corporate and institutional clients through local hubs in Frankfurt, New York, Hong Kong and Singapore. The business is divided into Personal Banking and Corporate & Institutional Clients (CIC).

Asset Management

Asset Management is a large-scale and diversified global asset manager. It offers investment capabilities and styles across all major traditional and alternative asset classes, as well as advisory support to institutions, wholesale intermediaries and Global Wealth Management clients around the world. Asset Management offers clients a wide range of investment products and services in different asset classes in the form of segregated, pooled or advisory mandates, as well as registered investment funds in various jurisdictions. It covers the main asset management markets globally, and has a local presence in 22 markets, grouped in four regions: the Americas; Europe, Middle East and Africa; Switzerland; and Asia Pacific.

Investment Bank

The Investment Bank provides a range of services to institutional, corporate and wealth management clients to help them raise capital, grow their businesses, invest and manage risks. It is focused on its traditional strengths in advisory services, capital markets, equities and foreign exchange, complemented by a targeted rates and credit platform. The Investment Bank uses its research and technology capabilities to support its clients as they adapt to the evolving market structures and changes in the regulatory, technological, economic and competitive landscapes. The Investment Bank delivers solutions to clients, using its intellectual capital and electronic platforms. It also provides services to Global Wealth Management, Personal & Corporate Banking and Asset Management. It has a global reach, with a presence in more than 30 countries and principal offices in the major financial hubs.

Corporate Center

Corporate Center consists of the Group Chief Operating Officer area (Group Technology, Group Corporate Services, Group Human Resources and Group Operations), Group Treasury, Group Finance, Group Legal, Group Risk Control, Group Communications & Branding, Group Compliance, Regulatory & Governance, UBS in society, and Non-core and Legacy Portfolio (NCL). Over recent years, UBS has progressively aligned its support functions with the business divisions. The majority of these functions are either fully aligned or shared among business divisions, where they have full management responsibility.

Group Treasury manages the structural risk of UBS AG's balance sheet, including interest rate risk, structural foreign exchange risk and collateral risk, as well as the risks associated with UBS AG's liquidity and funding portfolios. Group Treasury serves all business divisions through two main risk management areas, and its risk management is fully integrated into UBS AG's risk governance framework.

NCL manages legacy positions from businesses exited by the Investment Bank. It is overseen by a committee chaired by the Group Chief Risk Officer. The portfolio also includes positions relating to legal matters arising from businesses that were transferred to it at the time of its formation.

Beginning with the first quarter 2019 and in compliance with IFRS 8, *Operating Segments*, UBS AG provides results for total Corporate Center only and does not separately report Corporate Center – Services, Group Treasury and NCL.

Note 2a Segment reporting (continued)

Changes in Corporate Center cost and resource allocation to business divisions

In order to further align Group and divisional performance, UBS AG has adjusted its methodology for the allocation of Corporate Center funding costs and expenses to the business divisions. At the same time, it has updated its funds transfer pricing framework to better reflect the sources and usage of funding. Additionally, UBS AG has increased the allocation of balance sheet resources from Corporate Center to the business divisions. Prior periods have been restated and the effect on the respective reporting lines is outlined in the table below.

These changes had no effect on the reported results or financial position of UBS AG.

Upon adoption of IFRS 16, Leases, on 1 January 2019, UBS AG additionally allocated approximately USD 3.4 billion of newly recognized right-of-use assets and finance lease receivables to the business divisions.

→ Refer to Note 1b for more information

Effects of changes in Corporate Center cost and resource allocation to business divisions on prior-period information

<i>USD million increase / (reduction)</i>	Global Wealth Management	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center	UBS AG
For the year ended 31 December 2018						
Operating profit / (loss) before tax	(374)	(116)	(25)	(163)	677	0
Total assets	113,702	61,894	3,769	43,562	(222,927)	0
For the year ended 31 December 2017						
Operating profit / (loss) before tax	(351)	(133)	(24)	(180)	689	0
Total assets	102,641	58,196	3,329	41,628	(205,795)	0

Segment reporting

<i>USD million</i>	Global Wealth Management	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center	UBS AG
For the year ended 31 December 2019¹						
Net interest income ²	3,947	1,993	(25)	(669)	(831)	4,415
Non-interest income ²	12,426	1,745	1,962	7,967	869	24,970
Income	16,373	3,737	1,938	7,298	38	29,385
Credit loss (expense) / recovery	(20)	(21)	0	(30)	(7)	(78)
Total operating income	16,353	3,717	1,938	7,268	31	29,307
Personnel expenses	7,618	852	720	2,732	1,879	13,801
General and administrative expenses	1,283	229	201	738	6,135	8,586
Services (to) / from Corporate Center and other business divisions	4,055	1,179	485	2,922	(8,642)	0
of which: services from Corporate Center	3,922	1,293	530	2,976	(8,721)	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software	5	13	1	8	1,549	1,576
Amortization and impairment of goodwill and intangible assets ³	56	0	0	115	4	175
Total operating expenses	13,018	2,274	1,407	6,515	925	24,138
Operating profit / (loss) before tax	3,335	1,443	531	753	(893)	5,169
Tax expense / (benefit)						1,198
Net profit / (loss)						3,971
Additional information						
Total assets	309,766	209,512	34,565	316,058	102,017	971,916
Additions to non-current assets ⁴	68	10	0	1	4,935	5,014

¹ Comparative figures in this table have been restated for the changes in Corporate Center cost and resource allocation to the business divisions and the changes in the equity attribution framework. Refer to further discussion in this note and in Note 1b. ² Effective 1 January 2019, UBS revised the presentation of dividend income and expense, reclassifying dividends from financial instruments measured at fair value through profit or loss from Net interest income to Non-interest income. Prior-period information was restated accordingly, with virtually all of the effect on UBS AG arising from the Investment Bank. Refer to Note 1b for more information. ³ Refer to Note 16 for more information. ⁴ Upon adoption of IFRS 16 on 1 January 2019, UBS AG additionally allocated approximately USD 3.4 billion of newly recognized assets to the business divisions, of which USD 3.3 billion related to non-current assets. Refer to Note 1b for more information.

Consolidated financial statements
 UBS AG consolidated financial statements

Note 2a Segment reporting (continued)

<i>USD million</i>	Global Wealth Management	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center	UBS AG
For the year ended 31 December 2018¹						
Net interest income ²	4,101	2,049	(29)	(459)	(690)	4,971
Non-interest income ²	12,700	2,169	1,881	8,539	499	25,788
Income	16,801	4,218	1,852	8,080	(191)	30,759
Credit loss (expense) / recovery	(15)	(56)	0	(38)	(8)	(117)
Total operating income	16,786	4,162	1,852	8,042	(199)	30,642
Personnel expenses	7,680	799	702	2,936	1,875	13,992
General and administrative expenses	1,771	289	206	706	7,104	10,075
Services (to) / from Corporate Center and other business divisions	4,069	1,261	516	2,938	(8,784)	0
<i>of which: services from Corporate Center</i>	<i>3,935</i>	<i>1,365</i>	<i>561</i>	<i>2,991</i>	<i>(8,652)</i>	<i>0</i>
Depreciation and impairment of property, equipment and software	4	14	2	8	1,023	1,052
Amortization and impairment of goodwill and intangible assets ³	50	0	1	12	2	65
Total operating expenses	13,574	2,363	1,427	6,600	1,220	25,184
Operating profit / (loss) before tax	3,212	1,799	425	1,442	(1,419)	5,458
Tax expense / (benefit)						1,345
Net profit / (loss)						4,113
Additional information						
Total assets	313,737	200,767	28,140	302,434	112,977	958,055
Additions to non-current assets	196	23	1	89	1,449	1,757

¹ Comparative figures in this table have been restated for the changes in Corporate Center cost and resource allocation to the business divisions and the changes in the equity attribution framework. Refer to further discussion in this note and in Note 1b. ² Effective 1 January 2019, UBS refined the presentation of dividend income and expense, reclassifying dividends from financial instruments measured at fair value through profit or loss from Net interest income to Non-interest income. Prior-period information was restated accordingly, with virtually all of the effect on UBS AG arising from the Investment Bank. Refer to Note 1b for more information. ³ Refer to Note 16 for more information.

Note 2a Segment reporting (continued)

<i>USD million</i>	Global Wealth Management	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center	UBS AG
For the year ended 31 December 2017¹						
Net interest income ²	3,880	2,044	(23)	234	(114)	6,021
Non-interest income ²	12,265	1,815	2,100	7,508	466	24,155
Income ³	16,145	3,859	2,077	7,742	352	30,176
Credit loss (expense) / recovery	(8)	(20)	0	(92)	(11)	(131)
Total operating income	16,137	3,839	2,077	7,651	341	30,044
Personnel expenses	7,679	849	731	3,007	2,686	14,952
General and administrative expenses	1,308	300	238	728	6,426	9,001
Services (to) / from Corporate Center and other business divisions	3,926	1,200	541	2,858	(8,525)	0
<i>of which: services from Corporate Center</i>	<i>3,803</i>	<i>1,318</i>	<i>580</i>	<i>2,892</i>	<i>(8,593)</i>	<i>0</i>
Depreciation and impairment of property, equipment and software	4	13	1	10	916	945
Amortization and impairment of goodwill and intangible assets ⁴	49	0	3	12	7	71
Total operating expenses	12,966	2,363	1,515	6,614	1,510	24,969
Operating profit / (loss) before tax	3,171	1,476	562	1,036	(1,169)	5,076
Tax expense / (benefit)						4,242
Net profit / (loss)						834
Additional information						
Total assets	297,631	197,290	17,968	311,477	115,654	940,020
Additions to non-current assets	120	15	1	3	1,509	1,648

¹ Comparative figures in this table have been restated for the changes in Corporate Center cost and resource allocation to the business divisions and the changes in the equity attribution framework. Refer to further discussion in this note and in Note 1b. ² Effective 1 January 2019, UBS refined the presentation of dividend income and expense, reclassifying dividends from financial instruments measured at fair value through profit or loss from Net interest income to Non-interest income. Prior-period information was restated accordingly, with virtually all of the effect on UBS AG arising from the Investment Bank. Refer to Note 1b for more information. ³ Includes impairments of financial assets classified at fair value through other comprehensive income (prior to 2018 classified as financial assets available for sale) for the year ended 31 December 2017 of USD 15 million, of which USD 12 million was recorded in Asset Management. ⁴ Refer to Note 16 for more information.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 2b Segment reporting by geographic location**

The operating regions shown in the table below correspond to the regional management structure of UBS AG. The allocation of operating income to these regions reflects, and is consistent with, the basis on which the business is managed and its performance is evaluated. These allocations involve assumptions and judgments that management considers to be reasonable, and may be refined to reflect changes in estimates or management structure. The main principles of the allocation methodology are that client revenues are attributed to the

domicile of the client and trading and portfolio management revenues are attributed to the country where the risk is managed. This revenue attribution is consistent with the mandate of the regional Presidents. Certain revenues, such as those related to Non-core and Legacy Portfolio in Corporate Center, are managed at a Group level. These revenues are included in the *Global* line.

The geographic analysis of non-current assets is based on the location of the entity in which the assets are recorded.

For the year ended 31 December 2019

	Total operating income		Total non-current assets	
	USD billion	Share %	USD billion	Share %
Americas	12.0	41	8.9	46
of which: USA	10.9	37	8.5	44
Asia Pacific	4.7	16	1.3	7
Europe, Middle East and Africa (excluding Switzerland)	5.8	20	2.6	13
Switzerland	6.7	23	6.5	34
Global	0.0	0	0.0	0
Total	29.3	100	19.3	100

For the year ended 31 December 2018¹

	Total operating income		Total non-current assets	
	USD billion	Share %	USD billion	Share %
Americas	12.6	41	7.4	46
of which: USA	11.5	37	7.0	43
Asia Pacific	4.9	16	0.8	5
Europe, Middle East and Africa (excluding Switzerland)	6.2	20	1.8	11
Switzerland	7.2	23	6.2	38
Global	(0.3)	(1)	0.0	0
Total	30.6	100	16.2	100

For the year ended 31 December 2017¹

	Total operating income		Total non-current assets	
	USD billion	Share %	USD billion	Share %
Americas	12.0	40	7.4	47
of which: USA	11.2	37	6.9	44
Asia Pacific	4.8	16	0.8	5
Europe, Middle East and Africa (excluding Switzerland)	6.1	20	1.7	10
Switzerland	6.9	23	6.0	38
Global	0.2	1	0.0	0
Total	30.0	100	15.8	100

¹ Comparative figures in this table have been restated for the changes in Corporate Center cost and resource allocation to the business divisions and the changes in the equity attribution framework. Refer to further discussion in this note and in Note 1b.

Income statement notes

Note 3 Net interest income and other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Net interest income from financial instruments measured at amortized cost and fair value through other comprehensive income	3,400	3,628	4,969
Net interest income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	1,015	1,344	1,052
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	6,833	6,953	5,640
Total	11,248	11,924	11,661
<i>Global Wealth Management</i>	<i>4,913</i>	<i>5,050</i>	<i>4,942</i>
of which: net interest income	3,947	4,101	3,880
of which: transaction-based income from foreign exchange and other intermediary activity ¹	966	948	1,062
<i>Personal & Corporate Banking</i>	<i>2,436</i>	<i>2,452</i>	<i>2,420</i>
of which: net interest income	1,993	2,049	2,044
of which: transaction-based income from foreign exchange and other intermediary activity ¹	443	402	376
<i>Asset Management</i>	<i>(13)</i>	<i>(35)</i>	<i>(34)</i>
<i>Investment Bank</i>	<i>4,187</i>	<i>4,757</i>	<i>4,273</i>
<i>Corporate Client Solutions</i>	<i>716</i>	<i>1,051</i>	<i>1,076</i>
<i>Investor Client Services</i>	<i>3,471</i>	<i>3,705</i>	<i>3,197</i>
<i>Corporate Center</i>	<i>(276)</i>	<i>(299)</i>	<i>60</i>
Net interest income^{2,3}	3,400	3,628	4,969
Net interest income from financial instruments measured at amortized cost and fair value through other comprehensive income	8,026	7,822	7,766
Interest income from loans and deposits ⁴	2,005	1,567	1,573
Interest income from securities financing transactions ⁵	364	266	99
Interest income from other financial instruments measured at amortized cost	120	142	152
Interest income from debt instruments measured at fair value through other comprehensive income	188	324	846
Interest income from derivative instruments designated as cash flow hedges	10,703	10,121	10,437
Total interest income from financial instruments measured at amortized cost and fair value through other comprehensive income	10,703	10,121	10,437
Interest expense on loans and deposits ⁶	4,541	3,566	2,515
Interest expense on securities financing transactions ⁷	1,152	1,130	1,473
Interest expense on debt issued	1,491	1,797	1,480
Interest expense on lease liabilities ⁸	118		
Total interest expense from financial instruments measured at amortized cost	7,303	6,494	5,468
Total net interest income from financial instruments measured at amortized cost and fair value through other comprehensive income	3,400	3,628	4,969
Net interest income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	1,218	1,111	1,374
Net interest income from financial instruments at fair value held for trading	339	575	
Net interest income from brokerage balances	2,274	1,757	
Interest income from financial instruments at fair value not held for trading	185	215	0
Other interest income	(3,000)	(2,314)	(322)
Interest expense on financial instruments designated at fair value	1,015	1,344	1,052
Total net interest income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	1,015	1,344	1,052
Total net interest income	4,415	4,971	6,021
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	6,833	6,953	5,640
Investment Bank Corporate Client Solutions	229	552	633
Investment Bank Investor Client Services	4,628	4,663	3,406
Other business divisions and Corporate Center	1,976	1,737	1,601
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	6,833	6,953	5,640
of which: net gains / (losses) from financial liabilities designated at fair value ⁹	(8,748)	9,382	(3,979)

¹ Mainly includes spread-related income in connection with client-driven transactions, foreign currency translation effects and income and expenses from precious metals, which are included in the income statement line Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss. ² Effective 1 January 2018, UBS AG adopted IFRS 9, Financial Instruments, which resulted in a prospective change in the classification of certain financial instruments. Refer to "Note 1c Changes in accounting policies and comparability and transition effects from the adoption of IFRS 9 Financial Instruments" in the "Consolidated financial statements" section of the Annual Report 2018 for more information. ³ Effective 1 January 2019, UBS AG refined the presentation of dividend income and expense, reclassifying dividends from Interest income (expense) from financial instruments measured at fair value through profit or loss to Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss. Prior-year comparative information was restated accordingly. Refer to Note 1b for more information. ⁴ Consists of interest income from cash and balances at central banks, loans and advances to banks and customers, cash collateral receivables on derivative instruments, and negative interest on amounts due to banks and customer deposits. ⁵ Includes interest income on receivables from securities financing transactions and negative interest, including fees, on payables from securities financing transactions. ⁶ Consists of interest expense on amounts due to banks, cash collateral payables on derivative instruments, customer deposits, funding from UBS Group AG and its subsidiaries, and negative interest on cash and balances at central banks, loans and advances to banks. ⁷ Includes interest expense on payables from securities financing transactions and negative interest, including fees, on receivables from securities financing transactions. ⁸ Relates to lease liabilities recognized upon adoption of IFRS 16 on 1 January 2019. Refer to Note 1b for more information. ⁹ Excludes fair value changes of hedges related to financial liabilities designated at fair value and foreign currency translation effects arising from translating foreign currency transactions into the respective functional currency, both of which are reported within Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss. 2019 included a net loss of USD 1,830 million (2018: net gain of USD 2,152 million) related to financial liabilities related to unit-linked investment contracts, which are designated at fair value through profit or loss. This was offset by a net gain of USD 1,830 million (2018: net loss of USD 2,134 million) related to financial assets for unit-linked investment contracts that are mandatorily measured at fair value through profit or loss not held for trading.

Financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statementsNote 4 Net fee and commission income¹

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Fee and commission income			
Underwriting fees	784	843	1,029
<i>of which: equity underwriting fees</i>	260	431	573
<i>of which: debt underwriting fees</i>	424	412	456
M&A and corporate finance fees	774	768	698
Brokerage fees	3,248	3,521	3,821
Investment fund fees	4,859	4,955	4,322
Portfolio management and related services	7,656	7,756	7,666
Other	1,836	1,789	1,854
Total fee and commission income¹	19,156	19,632	19,390
<i>of which: recurring</i>	12,545	12,911	
<i>of which: transaction-based</i>	6,449	6,629	
<i>of which: performance-based</i>	163	93	
Fee and commission expense			
Brokerage fees paid	310	316	673
Distribution fees paid	590	580	514
Other	796	807	653
Total fee and commission expense	1,696	1,703	1,840
Net fee and commission income	17,460	17,930	17,550
<i>of which: net brokerage fees</i>	2,938	3,205	3,148

¹ For the year ended 31 December 2019, reflects third-party fee and commission income of USD 11,694 million for Global Wealth Management, USD 3,397 million for the Investment Bank, USD 2,659 million for Asset Management, USD 1,307 million for Personal & Corporate Banking and USD 98 million for Corporate Center (for the year ended 31 December 2018: USD 12,059 million for Global Wealth Management, USD 3,557 million for the Investment Bank, USD 2,579 million for Asset Management, USD 1,338 million for Personal & Corporate Banking and USD 100 million for Corporate Center).

Note 5 Other income

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Associates, joint ventures and subsidiaries			
Net gains / (losses) from acquisitions and disposals of subsidiaries ¹	(36)	(292) ^{2,3}	32
Net gains / (losses) from disposals of investments in associates	4	46 ⁴	0
Share of net profits of associates and joint ventures	46	529 ⁵	76
Impairments related to associates	(1)	0	(7)
Total	13	283	101
Net gains / (losses) from disposals of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	31	0	195
Impairment of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	0	0	(15)
Net gains / (losses) from disposals of financial assets measured at amortized cost	0	0	14
Income from properties ⁶	27	24	24
Net gains / (losses) from properties held for sale	(19)	40	0
Income from shared services provided to UBS Group AG or its subsidiaries	464	478	395
Other	161	80	251
Total other income	677	905	965

¹ Includes foreign exchange gains / (losses) reclassified from other comprehensive income related to the disposal or closure of foreign operations. ² Includes a remeasurement loss of USD 270 million related to UBS Securities China. Refer to Note 32 for more information. ³ Includes a USD 25 million gain on sale of subsidiaries and a USD 31 million pre-tax gain on sale of real estate related to the Widdler Hotel. Refer to Note 32 for more information. ⁴ Reflects a net foreign currency translation gain related to UBS Securities China. Refer to Note 32 for more information. ⁵ Includes a USD 460 million valuation gain on our equity ownership in SDX related to the sale of SDX Payment Services to Worldline. ⁶ Includes rent received from third parties.

Note 6 Personnel expenses

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Salaries ¹	5,183	5,199	5,423
Variable compensation – performance awards ²	2,545	2,794	3,054
<i>of which: guarantees for new hires</i>	29	43	36
Variable compensation – other ³	225	220	231
<i>of which: replacement payments⁴</i>	55	68	70
<i>of which: forfeiture credits</i>	(84)	(136)	(106)
<i>of which: severance payments⁴</i>	110	106	95
<i>of which: retention plan and other payments</i>	52	64	62
<i>of which: Deferred Contingent Capital Plan – interest expense</i>	93	116	110
Financial advisor compensation ^{2,5}	4,043	4,054	4,064
Contractors	147	184	318
Social security	627	629	731
Pension and other post-employment benefit plans ⁶	569	363	601
Other personnel expenses	461	549	531
Total personnel expenses	13,801	13,992	14,952

¹ Includes role-based allowances. ² Refer to Note 30 for more information. ³ Replacement payments are payments made to compensate employees for deferred awards forfeited as a result of joining UBS. ⁴ Includes legally obligated and standard severance payments. ⁵ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated on the basis of financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes expenses related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. ⁶ Changes to the pension fund of UBS AG in Switzerland in 2018 resulted in a reduction in the pension obligation recognized by UBS AG. As a consequence, a pre-tax gain of USD 132 million was recognized in the income statement in 2018, with an overall effect on total equity. Refer to Note 29 for more information.

Note 7 General and administrative expenses

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Occupancy ¹	342	852	865
Rent and maintenance of IT and other equipment	339	326	422
Communication and market data services	517	520	544
Administration	5,176	5,383	3,644
<i>of which: shared services costs charged by UBS Group AG or its subsidiaries</i>	4,621	4,803	3,046
<i>of which: UK and German bank levies²</i>	41	58	20
Marketing and public relations	233	277	338
Travel and entertainment	325	367	382
Professional fees	782	870	1,086
Outsourcing of IT and other services	610	729	1,169
Litigation, regulatory and similar matters ³	165	657	434
Other	97	95	118
Total general and administrative expenses	8,586	10,075	9,001

¹ Occupancy expenses decreased following the application of IFRS 16, which was adopted on 1 January 2019. Refer to Note 1b for more information. ² The UK bank levy expenses of USD 30 million (USD 40 million for 2018 and USD 17 million for 2017) included a credit of USD 31 million (USD 45 million and USD 85 million, respectively) related to prior years. ³ Reflects the net increase in provisions for litigation, regulatory and similar matters recognized in the income statement. Refer to Note 21 for more information. Also includes recoveries from third parties of USD 11 million, USD 29 million and USD 55 million for the years ended 31 December 2019, 31 December 2018 and 31 December 2017, respectively.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 8 Income taxes

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Tax expense / (benefit)			
Swiss			
Current	336	434	408
Deferred	246	2,326	91
Total Swiss	582	2,760	499
Non-Swiss			
Current	402	537	435
Deferred	214	(1,952)	3,308
Total non-Swiss	616	(1,415)	3,743
Total income tax expense / (benefit) recognized in the income statement	1,198	1,345	4,242

Income tax recognized in the income statement

Income tax expenses of USD 1,198 million were recognized for UBS AG in 2019, representing an effective tax rate of 23.2%. This included net Swiss tax expenses of USD 582 million and net non-Swiss tax expenses of USD 616 million.

The Swiss tax expenses included current tax expenses of USD 336 million related to taxable profits earned by Swiss subsidiaries. In addition, they included deferred tax expenses of USD 246 million, which primarily reflect the amortization of deferred tax assets (DTAs) previously recognized in relation to deductible temporary differences.

The non-Swiss tax expenses included current tax expenses of USD 402 million related to taxable profits earned by non-Swiss subsidiaries and branches. In addition, they included deferred tax expenses of USD 214 million. These included expenses of USD 474 million that primarily reflected the amortization of DTAs previously recognized in relation to tax losses carried forward and deductible temporary differences, including the amortization of US tax loss DTAs at the level of UBS Americas Inc. These were partly offset by a benefit of USD 260 million in respect of additional DTA recognition that resulted from the contribution of real estate assets by UBS AG to UBS Americas Inc. in the year. The additional DTA recognition related to the elections that were made in the fourth quarter of 2018 to capitalize certain historic real estate costs.

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Operating profit / (loss) before tax	5,169	5,458	5,076
of which: Swiss	2,297	1,427	1,911
of which: non-Swiss	2,872	4,031	3,165
Income taxes at Swiss tax rate of 20.5% for 2019 and 21% for 2018 and 2017	1,060	1,146	1,066
Increase / (decrease) resulting from:			
Non-Swiss tax rates differing from Swiss tax rate	72	68	230
Tax effects of losses not recognized	131	222	173
Previously unrecognized tax losses now utilized	(265)	(25)	(368)
Non-taxable and lower taxed income	(305)	(419)	(306)
Non-deductible expenses and additional taxable income	713	883	588
Adjustments related to prior years – current tax	1	114	(14)
Adjustments related to prior years – deferred tax	(6)	27	6
Change in deferred tax recognition	(293)	(802)	(165)
Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates	(9)	0	2,897
Other items	99	130	135
Income tax expense / (benefit)	1,198	1,345	4,242

Note 8 Income taxes (continued)

The components of operating profit before tax, and the differences between income tax expense reflected in the financial statements and the amounts calculated at the Swiss tax rate, are provided in the table on the previous page and explained below.

Non-Swiss tax rates differing from Swiss tax rate

To the extent that UBS AG profits or losses arise outside Switzerland, the applicable local tax rate may differ from the Swiss tax rate. This item reflects, for such profits, an adjustment from the tax expense that would arise at the Swiss tax rate to the tax expense that would arise at the applicable local tax rate. Similarly, it reflects, for such losses, an adjustment from the tax benefit that would arise at the Swiss tax rate to the tax benefit that would arise at the applicable local tax rate.

Tax effects of losses not recognized

This item relates to tax losses of entities arising in the year that are not recognized as DTAs. Consequently, no tax benefit arises in relation to those losses. Therefore, the tax benefit calculated by applying the local tax rate to those losses as described above is reversed.

Previously unrecognized tax losses now utilized

This item relates to taxable profits of the year that are offset by tax losses of previous years for which no DTAs were previously recorded. Consequently, no current tax or deferred tax expense arises in relation to those taxable profits. Therefore, the tax expense calculated by applying the local tax rate on those profits is reversed.

Non-taxable and lower taxed income

This item relates to tax deductions for the year in respect of permanent differences. These include deductions in respect of profits that are either not taxable or are taxable at a lower rate of tax than the local tax rate. They also include deductions made for tax purposes, which are not reflected in the accounts.

Non-deductible expenses and additional taxable income

This item relates to additional taxable income for the year in respect of permanent differences. These include income that is recognized for tax purposes by an entity, but is not included in its profit that is reported in the financial statements. In addition, they include expenses for the year that are non-deductible. For example, the costs of entertaining clients are not deductible in certain locations.

Adjustments related to prior years – current tax

This item relates to adjustments to current tax expense for prior years, e.g., if the tax payable for a year is agreed with the tax authorities in an amount that differs from the amount previously reflected in the financial statements.

Adjustments related to prior years – deferred tax

This item relates to adjustments to deferred tax positions recognized in prior years, e.g., if a tax loss for a year is fully recognized and the amount of the tax loss agreed with the tax authorities is expected to differ from the amount previously recognized as DTAs in the accounts.

Change in deferred tax recognition

This item relates to changes in DTAs, including those previously recognized resulting from reassessments of expected future taxable profits. It also includes changes in temporary differences in the year, for which deferred tax is not recognized.

Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates

This item relates to remeasurements of DTAs and liabilities recognized due to changes in tax rates. These have the effect of changing the future tax saving that is expected from tax losses or deductible tax differences and therefore the amount of DTAs recognized or, alternatively, changing the tax cost of additional taxable income from taxable temporary differences and therefore the deferred tax liability.

Other items

Other items include other differences between profits or losses at the local tax rate and the actual local tax expense or benefit, including movements in provisions for uncertain positions in relation to the current year and other items.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 8 Income taxes (continued)**

Income tax recognized directly in equity

Certain tax expenses and benefits were recognized directly in equity during the year. These included the following items:

- a net tax expense of USD 327 million recognized in other comprehensive income (OCI) (2018: net benefit of USD 314 million), which included a tax expense of USD 253 million related to cash flow hedges (2018: benefit of USD 67 million), a tax expense of USD 41 million related to financial assets recognized at fair value through OCI (2018: benefit of USD 12 million), a tax expense of USD 1 million related to foreign currency translation gains and losses (2018: expense of USD 2 million), a tax expense of USD 41 million related to defined benefit pension plans (2018: benefit of USD 245 million) and a tax benefit of USD 8 million related to own credit (2018: expense of USD 8 million);
- a net tax benefit of USD 11 million recognized in share premium (2018: benefit of USD 5 million).

Deferred tax assets and liabilities

UBS AG has gross DTAs, valuation allowances and recognized DTAs related to tax loss carry-forwards and deductible temporary differences and also deferred tax liabilities in respect of taxable temporary differences as shown in the table below. The valuation allowances reflect DTAs that were not recognized because it was not considered probable that future taxable profits will be available to utilize the related tax loss carry-forwards and deductible temporary differences.

Of the recognized DTAs as of 31 December 2019, USD 9.3 billion related to the US and USD 0.2 billion related to other locations (as of 31 December 2018, USD 9.5 billion related to the US and USD 0.6 billion related to other locations).

The recognition of DTAs is supported by forecasts of taxable profits for the entities concerned. In addition, tax planning opportunities are available that would result in additional future taxable income and these would be utilized, if necessary.

As of 31 December 2019, UBS AG has recognized DTAs of USD 75 million (31 December 2018: USD 53 million) in respect of entities that incurred losses in either the current or preceding year.

USD million	31.12.19			31.12.18		
	Gross	Valuation allowance	Recognized	Gross	Valuation allowance	Recognized
Deferred tax assets¹						
Tax loss carry-forwards	14,826	(8,861)	5,965	15,088	(8,989)	6,099
Temporary differences	4,158	(610)	3,548	4,526	(559)	3,967
<i>of which: related to real estate costs capitalized for US tax purposes</i>	<i>2,219</i>	<i>0</i>	<i>2,219</i>	<i>2,159</i>	<i>(25)</i>	<i>2,134</i>
<i>of which: related to compensation and benefits</i>	<i>1,075</i>	<i>(179)</i>	<i>896</i>	<i>1,146</i>	<i>(192)</i>	<i>954</i>
<i>of which: related to trading assets</i>	<i>99</i>	<i>(5)</i>	<i>93</i>	<i>390</i>	<i>(50)</i>	<i>339</i>
<i>of which: related to investments in subsidiaries and goodwill</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>179</i>	<i>0</i>	<i>179</i>
<i>of which: other</i>	<i>765</i>	<i>(426)</i>	<i>340</i>	<i>653</i>	<i>(292)</i>	<i>361</i>
Total deferred tax assets	18,984	(9,471)	9,513	19,614	(9,548)	10,066
Deferred tax liabilities						
Goodwill and intangible assets			29			26
Cash flow hedges			156			0
Other			126			62
Total deferred tax liabilities			311			88

¹ Less deferred tax liabilities as applicable.

Note 8 Income taxes (continued)

Unrecognized tax loss carry-forwards

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Within 1 year	13	0
From 2 to 5 years	609	464
From 6 to 10 years	14,712	16,297
From 11 to 20 years	4,030	4,457
No expiry	18,364	17,210
Total	37,728	38,428

As of 31 December 2019, USD 17.8 billion of the unrecognized tax losses carried forward related to the US, USD 14.9 billion related to the UK and USD 5.0 billion related to other locations (as of 31 December 2018, USD 20.0 billion related to the US, USD 14.2 billion related to the UK and USD 4.2 billion related to other locations).

In general, US federal tax losses incurred prior to 31 December 2017 can be carried forward for 20 years, and US federal tax losses incurred after 31 December 2017 and UK tax losses can be carried forward indefinitely. The amounts of US tax loss carry-forwards that are included in the above table are based on their amount for federal tax purposes rather than for state and local tax purposes.

Deferred tax liabilities are recognized in respect of investments in subsidiaries, branches and associates and interests in joint arrangements, except to the extent that UBS AG can control the timing of the reversal of the associated taxable temporary difference and it is probable that it will not reverse in the foreseeable future. However, as of 31 December 2019, this exception was not considered to apply to any taxable temporary differences.

Note 9 Earnings per share (EPS) and shares outstanding

In 2015, UBS AG shares were delisted from the SIX Swiss Exchange and the New York Stock Exchange. As of 31 December 2019, 100% of UBS AG's issued shares were held by UBS Group AG and therefore were not publicly traded. Accordingly, earnings per share information is not provided for UBS AG.

Balance sheet notes

Note 10 Financial assets at amortized cost and other positions in scope of expected credit loss measurement

The tables on the following pages provide information about financial instruments and certain other credit lines that are subject to expected credit loss (ECL) requirements. UBS has established ECL disclosure segments or "ECL segments" to disaggregate portfolios based on shared risk characteristics and

on the same or similar rating methods applied. The key segments are presented in the table below.

→ Refer to Note 23 for more information about expected credit loss measurement

Segment	Segment description	Description of credit risk sensitivity	Business division / Corporate Center
Private clients with mortgages	Lending to private clients secured by owner-occupied real estate and personal account overdrafts of those clients	Sensitive to the interest rate environment, employment status and influence from regional effects (e.g., property values)	– Personal & Corporate Banking – Global Wealth Management
Real estate financing	Rental or income-producing real estate financing to private and corporate clients secured by real estate	Sensitive to GDP development, the interest rate environment and regional effects (e.g., property values)	– Personal & Corporate Banking – Global Wealth Management – Investment Bank
Large corporate clients	Lending to large corporate and multinational clients	Sensitive to GDP development, seasonality, business cycles and collateral values (diverse collateral including real estate and other collateral types)	– Personal & Corporate Banking – Investment Bank
SME clients	Lending to small and medium-sized corporate clients	Sensitive to GDP development, the interest rate environment and, to some extent, seasonality, business cycles and collateral values (diverse collateral including real estate and other collateral types)	– Personal & Corporate Banking
Lombard	Loans secured by pledges of marketable securities, guarantees and other forms of collateral	Sensitive to the market (e.g., changes in collateral as well as in invested assets)	– Global Wealth Management
Credit cards	Credit card solutions in Switzerland and the US	Sensitive to the interest rate environment and employment status	– Personal & Corporate Banking – Global Wealth Management
Commodity trade finance	Working capital financing of commodity traders, generally extended on a self-liquidating transactional basis	Sensitive primarily to the strength of individual transaction structures and collateral values (price volatility of commodities) as the primary source for debt service is directly linked to the shipments financed	– Personal & Corporate Banking
Financial intermediaries and hedge funds	Lending to financial institutions and pension funds, including exposures to broker-dealers and clearing houses	Sensitive to GDP development, the interest rate environment, regulatory changes and political risk	– Personal & Corporate Banking – Investment Bank – Corporate Center

→ Refer to Note 23g for more details regarding sensitivity

Note 10 Financial assets at amortized cost and other positions in scope of expected credit loss measurement (continued)

For amortized cost instruments, the net carrying amount represents the maximum exposure to credit risk, taking into account the allowance for credit losses. Financial assets measured at fair value through other comprehensive income (FVOCI) are also subject to ECL; however, unlike for amortized cost instruments, the allowance does not reduce the carrying amount of these financial assets. Rather, the carrying amount of financial assets measured at FVOCI represents the maximum exposure to credit risk.

No purchased credit-impaired financial assets have been recognized in the period. Originated credit-impaired financial assets were not material and are not presented in the table below and on the following page.

In addition to on-balance sheet financial assets, certain off-balance sheet financial instruments and other credit lines are also subject to ECL. The maximum exposure to credit risk for off-balance sheet financial instruments is calculated based on the maximum contractual amounts.

USD million	31.12.19							
	Carrying amount ¹				ECL allowances			
	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Financial instruments measured at amortized cost								
Cash and balances at central banks	107,068	107,068	0	0	0	0	0	0
Loans and advances to banks	12,379	12,298	80	0	(6)	(4)	(1)	(1)
Receivables from securities financing transactions	84,245	84,245	0	0	(2)	(2)	0	0
Cash collateral receivables on derivative instruments	23,289	23,289	0	0	0	0	0	0
Loans and advances to customers	327,992	310,705	15,538	1,749	(764)	(82)	(123)	(559)
<i>of which: Private clients with mortgages</i>	132,646	124,063	7,624	959	(110)	(15)	(55)	(41)
<i>of which: Real estate financing</i>	38,481	32,932	5,532	17	(45)	(5)	(34)	(4)
<i>of which: Large corporate clients</i>	9,703	9,184	424	94	(117)	(15)	(4)	(98)
<i>of which: SME clients</i>	11,786	9,817	1,449	521	(303)	(17)	(15)	(271)
<i>of which: Lombard</i>	112,893	112,796	0	98	(22)	(4)	0	(18)
<i>of which: Credit cards</i>	1,661	1,314	325	22	(35)	(8)	(14)	(13)
<i>of which: Commodity trade finance</i>	2,844	2,826	8	10	(81)	(5)	0	(77)
Other financial assets measured at amortized cost	23,012	21,985	451	576	(143)	(35)	(13)	(95)
<i>of which: Loans to financial advisors</i>	2,877	2,341	334	202	(109)	(29)	(11)	(70)
Total financial assets measured at amortized cost	577,985	559,590	16,069	2,326	(915)	(124)	(137)	(655)
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	6,345	6,345	0	0	0	0	0	0
Total on-balance sheet financial assets in scope of ECL requirements	584,329	565,935	16,069	2,326	(915)	(124)	(137)	(655)
		Total exposure			ECL provisions			
Off-balance sheet (in scope of ECL)	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Guarantees	18,142	17,757	304	82	(42)	(8)	(1)	(33)
<i>of which: Large corporate clients</i>	3,687	3,461	203	24	(10)	(1)	0	(9)
<i>of which: SME clients</i>	1,180	1,055	67	58	(24)	0	0	(23)
<i>of which: Financial intermediaries and hedge funds</i>	7,966	7,950	16	0	(5)	(4)	0	0
<i>of which: Lombard</i>	622	622	0	0	(1)	0	0	(1)
<i>of which: Commodity trade finance</i>	2,334	2,320	13	0	(1)	(1)	0	0
Irrevocable loan commitments	27,547	27,078	419	50	(35)	(30)	(5)	0
<i>of which: Large corporate clients</i>	18,735	18,349	359	27	(27)	(24)	(3)	0
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing agreements	1,657	1,657	0	0	0	0	0	0
Committed unconditionally revocable credit lines	36,979	35,735	1,197	46	(34)	(17)	(17)	0
<i>of which: Real estate financing</i>	5,242	4,934	307	0	(16)	(3)	(13)	0
<i>of which: Large corporate clients</i>	4,274	4,188	69	17	(1)	(1)	0	0
<i>of which: SME clients</i>	4,787	4,589	171	27	(9)	(8)	(1)	0
<i>of which: Lombard</i>	7,976	7,975	0	1	0	0	0	0
<i>of which: Credit cards</i>	7,890	7,535	355	0	(6)	(4)	(2)	0
<i>of which: Commodity trade finance</i>	344	344	0	0	0	0	0	0
Irrevocable committed prolongation of existing loans	3,289	3,285	0	4	(3)	(3)	0	0
Total off-balance sheet financial instruments and other credit lines	87,614	85,513	1,920	182	(114)	(58)	(23)	(33)
Total allowances and provisions					(1,029)	(181)	(160)	(688)

¹ The carrying amount of financial assets measured at amortized cost represents the total gross exposure net of the respective ECL allowances.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 10 Financial assets at amortized cost and other positions in scope of expected credit loss measurement (continued)

USD million	31.12.18							
	Carrying amount ¹				ECL allowances			
Financial instruments measured at amortized cost	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Cash and balances at central banks	108,370	108,370	0	0	0	0	0	0
Loans and advances to banks	16,642	16,440	202	0	(7)	(4)	(1)	(3)
Receivables from securities financing transactions	95,349	95,349	0	0	(2)	(2)	0	0
Cash collateral receivables on derivative instruments	23,603	23,603	0	0	0	0	0	0
Loans and advances to customers	321,482	299,378	20,357	1,748	(772)	(69)	(155)	(549)
<i>of which: Private clients with mortgages</i>	<i>126,335</i>	<i>115,679</i>	<i>9,859</i>	<i>796</i>	<i>(138)</i>	<i>(16)</i>	<i>(83)</i>	<i>(39)</i>
<i>of which: Real estate financing</i>	<i>36,474</i>	<i>28,578</i>	<i>7,858</i>	<i>38</i>	<i>(59)</i>	<i>(3)</i>	<i>(40)</i>	<i>(16)</i>
<i>of which: Large corporate clients</i>	<i>11,390</i>	<i>10,845</i>	<i>457</i>	<i>88</i>	<i>(95)</i>	<i>(9)</i>	<i>(4)</i>	<i>(82)</i>
<i>of which: SME clients</i>	<i>9,924</i>	<i>8,029</i>	<i>1,263</i>	<i>632</i>	<i>(281)</i>	<i>(13)</i>	<i>(12)</i>	<i>(256)</i>
<i>of which: Lombard</i>	<i>111,722</i>	<i>111,707</i>	<i>0</i>	<i>14</i>	<i>(21)</i>	<i>(4)</i>	<i>0</i>	<i>(17)</i>
<i>of which: Credit cards</i>	<i>1,529</i>	<i>1,216</i>	<i>297</i>	<i>16</i>	<i>(30)</i>	<i>(6)</i>	<i>(13)</i>	<i>(11)</i>
<i>of which: Commodity trade finance</i>	<i>3,260</i>	<i>2,798</i>	<i>445</i>	<i>16</i>	<i>(86)</i>	<i>(5)</i>	<i>(3)</i>	<i>(78)</i>
Other financial assets measured at amortized cost	22,637	21,936	223	478	(155)	(43)	(4)	(109)
<i>of which: Loans to financial advisors</i>	<i>3,291</i>	<i>3,104</i>	<i>62</i>	<i>125</i>	<i>(113)</i>	<i>(34)</i>	<i>(2)</i>	<i>(77)</i>
Total financial assets measured at amortized cost	588,084	565,076	20,782	2,226	(937)	(117)	(159)	(660)
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	6,667	6,667	0	0	0	0	0	0
Total on-balance sheet financial assets in scope of ECL requirements	594,750	571,743	20,782	2,226	(937)	(117)	(159)	(660)
	Total exposure				ECL provisions			
Off-balance sheet (in scope of ECL)	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Guarantees	18,146	17,321	611	215	(43)	(7)	(2)	(34)
<i>of which: Large corporate clients</i>	<i>3,862</i>	<i>3,599</i>	<i>136</i>	<i>127</i>	<i>(8)</i>	<i>(1)</i>	<i>(1)</i>	<i>(6)</i>
<i>of which: SME clients</i>	<i>1,298</i>	<i>1,057</i>	<i>164</i>	<i>77</i>	<i>(26)</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>(25)</i>
<i>of which: Financial intermediaries and hedge funds</i>	<i>7,193</i>	<i>7,125</i>	<i>67</i>	<i>0</i>	<i>(4)</i>	<i>(3)</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
<i>of which: Lombard</i>	<i>834</i>	<i>834</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
<i>of which: Commodity trade finance</i>	<i>2,097</i>	<i>1,851</i>	<i>236</i>	<i>11</i>	<i>(1)</i>	<i>(1)</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
Irrevocable loan commitments	31,212	30,590	568	53	(37)	(32)	(5)	0
<i>of which: Large corporate clients</i>	<i>22,019</i>	<i>21,492</i>	<i>519</i>	<i>7</i>	<i>(31)</i>	<i>(26)</i>	<i>(4)</i>	<i>0</i>
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing agreements	937	937	0	0	0	0	0	0
Committed unconditionally revocable credit lines	38,851	37,338	1,420	93	(36)	(19)	(16)	0
<i>of which: Real estate financing</i>	<i>2,562</i>	<i>2,150</i>	<i>401</i>	<i>11</i>	<i>(17)</i>	<i>(4)</i>	<i>(12)</i>	<i>0</i>
<i>of which: Large corporate clients</i>	<i>4,260</i>	<i>4,152</i>	<i>91</i>	<i>17</i>	<i>(2)</i>	<i>(1)</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
<i>of which: SME clients</i>	<i>4,505</i>	<i>4,163</i>	<i>285</i>	<i>57</i>	<i>(7)</i>	<i>(6)</i>	<i>(1)</i>	<i>0</i>
<i>of which: Lombard</i>	<i>7,402</i>	<i>7,402</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>(1)</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
<i>of which: Credit cards</i>	<i>7,343</i>	<i>7,035</i>	<i>309</i>	<i>0</i>	<i>(6)</i>	<i>(4)</i>	<i>(2)</i>	<i>0</i>
<i>of which: Commodity trade finance</i>	<i>3,467</i>	<i>3,209</i>	<i>254</i>	<i>4</i>	<i>(2)</i>	<i>(2)</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
Irrevocable committed prolongation of existing loans	3,339	2,861	456	22	(1)	(1)	0	0
Total off-balance sheet financial instruments and other credit lines	92,486	89,048	3,055	383	(116)	(59)	(23)	(34)
Total allowances and provisions					(1,054)	(176)	(183)	(695)

¹ The carrying amount of financial assets measured at amortized cost represents the total gross exposure net of the respective ECL allowances.

Note 10 Financial assets at amortized cost and other positions in scope of expected credit loss measurement (continued)

Coverage ratios are calculated by taking ECL allowances and provisions divided by the gross carrying amount of the exposures. These ratios have remained broadly unchanged in 2019 and are influenced by the following key factors:

- significant asset balances are held with central banks as part of the requirement to hold high-quality liquid assets;
- Lombard loans are secured with marketable securities in portfolios which are in general highly diversified with strict lending policies that are intended to ensure that credit risk is minimal under most circumstances;
- mortgage loans to private clients and real estate financing are controlled by conservative eligibility criteria, including low loan-to-value ratios and strong debt service capabilities. The risk of rising interest rates has been taken into account in the scenario selection process;
- the amount of unsecured retail lending (including credit cards) in Switzerland is insignificant;
- contractual maturities in the loan portfolio, which are a factor in the calculation of ECLs, are generally short, with a large

part of the loan portfolio having contractual maturities of 12 month or less;

- for example, the carrying amount of Swiss residential mortgage loans would continue to be fully covered or 98% covered by real estate collateral, even if the value of that collateral decreased by 20% or 30%, respectively.

Certain assets reported in stage 2 within the *Private clients with mortgages* and *Real estate financing* segments did not have a comparable rating on origination upon which to base the assessment of whether a significant increase in credit risk (SICR) has occurred. In accordance with the IFRS 9 transition requirements, a lifetime ECL has been recognized for these assets. In the medium term and based on the current economic outlook, UBS expects the proportion of these stage 2 assets to reduce to some extent.

	31.12.19				31.12.19			
	Gross carrying amount (USD million)				ECL coverage (bps)			
Financial instruments measured at amortized cost	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Loans and advances to customers	328,756	310,787	15,661	2,308	23	3	79	2,420
of which: <i>Private clients with mortgages</i>	132,756	124,077	7,679	1,000	8	1	72	406
of which: <i>Real estate financing</i>	38,524	32,937	5,567	21	11	2	62	1,765
of which: <i>Large corporate clients</i>	9,819	9,199	429	192	119	16	100	5,088
of which: <i>SME clients</i>	12,089	9,834	1,464	791	251	18	104	3,420
of which: <i>Lombard</i>	112,915	112,799	0	116	2	0	0	1,566
of which: <i>Credit cards</i>	1,696	1,322	339	35	205	60	404	3,718
of which: <i>Commodity trade finance</i>	2,925	2,831	8	87	278	17	3	8,844
Other financial assets measured at amortized cost	23,154	22,019	463	672	62	16	274	1,420
of which: <i>Loans to financial advisors</i>	2,987	2,370	344	272	366	122	305	2,570
Total financial assets measured at amortized cost	578,899	559,714	16,206	2,981	16	2	84	2,198
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	6,345	6,345	0	0	0	0	0	0
Total on-balance sheet financial assets in scope of ECL requirements	585,245	566,059	16,206	2,981	16	2	84	2,198

	31.12.19				31.12.19			
	Gross exposure (USD million)				ECL coverage (bps)			
Off-balance sheet (in scope of ECL)	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Guarantees	18,142	17,757	304	82	23	4	30	4,032
Irrevocable loan commitments	27,547	27,078	419	50	13	11	120	0
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing agreements	1,657	1,657	0	0	0	0	0	0
Committed unconditionally revocable credit lines	36,979	35,735	1,197	46	9	5	143	0
Irrevocable committed prolongation of existing loans	3,289	3,285	0	4	8	8	0	0
Total off-balance sheet financial instruments and other credit lines	87,614	85,513	1,920	182	13	7	120	1,822
Total allowances and provisions					29	9	204	4,020

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 10 Financial assets at amortized cost and other positions in scope of expected credit loss measurement (continued)

As explained in Note 1a, the assessment of an SICR considers a number of qualitative and quantitative factors to determine if a stage transfer between stage 1 and stage 2 is required. The primary assessment considers changes in probability of default (PD) based on rating analyses and economic outlook. Additionally, UBS considers counterparties that have moved to a credit watch list and those with payments that are 30 days past due.

USD million	ECL allowances / provisions						
	Total	Stage 1	Stage 2	of which: PD layer	of which: watch list	of which: >30 days past due	Stage 3
Financial instruments measured at amortized cost							
Mortgages, business loans and related off-balance sheet commitments in the region							
Switzerland	723	89	137	93	6	38	497
of which: Private clients with mortgages	88	11	53	40	0	13	27
of which: Real estate financing	59	8	47	36	0	11	4
of which: Large corporate clients	57	6	4	0	4	0	47
of which: SME clients	310	25	9	6	2	1	276
of which: Lombard	3	2	0	0	0	0	1
of which: Leasing	42	6	12	11	0	1	24
of which: Credit cards	33	9	11	0	0	11	12
of which: Other	128	23	2	2	0	0	106

Note 11 Derivative instruments

Derivatives: overview

A derivative is a financial instrument for which the value is derived from one or more variables (underlyings). Underlyings may be indices, foreign currency exchange or interest rates, or the value of shares, commodities, bonds or other financial instruments. A derivative commonly requires little or no initial net investment by either counterparty to the trade.

The majority of derivative contracts are negotiated with respect to notional amounts, tenor, price and settlement mechanisms, as is customary with other financial instruments.

Over-the-counter (OTC) derivative contracts are usually traded under a standardized International Swaps and Derivatives Association (ISDA) master agreement between UBS AG and its counterparties. Terms are negotiated directly with counterparties and the contracts have industry standard settlement mechanisms prescribed by ISDA. Beginning in 2016, regulators in various jurisdictions began a phased introduction of rules requiring the payment and collection of initial and variation margin on certain OTC derivative contracts, which may have a bearing on their price and other relevant terms. Under the final rules of the Basel Committee on Banking Supervision (BCBS) and the Board of the International Organization of Securities Commissions (IOSCO) promulgated in July 2019, the final phase-in of margin requirements for non-centrally cleared derivatives will be completed on 1 September 2021.

The industry continues to promote the use of central counterparties (CCPs) to clear OTC trades. The trend toward CCP clearing and settlement will generally facilitate the reduction of systemic credit exposures.

Other derivative contracts are standardized in terms of their amounts and settlement dates, and are bought and sold on regulated exchanges. These are commonly referred to as exchange-traded derivatives (ETD) contracts. Exchanges offer the benefits of pricing transparency, standardized daily settlement of changes in value and consequently reduced credit risk.

For presentation purposes, UBS AG's derivative contracts are subject to IFRS netting provisions. Derivative instruments are measured at fair value and generally classified on the balance sheet as *Derivative financial instruments* within *Assets* when having positive replacement values and *Derivative financial instruments* within *Liabilities* when having negative replacement values. However, ETD that are economically settled on a daily basis and OTC derivatives that are either legally settled or in substance net settled on a daily basis are classified as *Cash collateral receivables on derivative instruments* or *Cash collateral payables on derivative instruments*. Changes in the replacement values of derivatives are recorded in *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss*, except for interest on derivatives designated as hedging instruments in effective hedge accounting relationships and forward points on certain short- and long-duration foreign exchange contracts, which are recorded in *Net interest income*.

→ Refer to Note 1a items 3j and 3k for more information

→ Refer to Note 25 for more information about derivative financial assets and liabilities after consideration of netting potential allowed under enforceable netting arrangements

UBS AG uses various derivative instruments for both trading and hedging purposes. Derivative product types as well as valuation principles and techniques applied by UBS AG are described in Note 24. Positive replacement values represent the estimated amount UBS AG would receive if the derivative contract were sold on the balance sheet date. Negative replacement values indicate the estimated amount UBS AG would pay to transfer its obligations in respect of the underlying contract were it required or entitled to do so on the balance sheet date.

Derivatives embedded in other financial instruments are not included in the "Derivative instruments" table within this Note. Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet line as the host contract. In cases where UBS AG applies the fair value option to hybrid instruments, bifurcation of an embedded derivative component is not required and as such this component is also not included in the "Derivative instruments" table.

→ Refer to Notes 19 and 24 for more information

Note 11 Derivative instruments (continued)

Risks of derivative instruments

Derivative instruments are transacted in many trading portfolios, which generally include several types of instruments, not just derivatives. The market risk of derivatives is predominantly managed and controlled as an integral part of the market risk of these portfolios. UBS AG's approach to market risk is described in the audited portions of "Market risk" in the "Risk management and control" section of this report.

Derivative instruments are also transacted with many different counterparties, most of whom are also counterparties for other types of business. The credit risk of derivatives is managed and controlled in the context of UBS AG's overall credit exposure to its counterparties. UBS AG's approach to credit risk is described in the audited portions of "Credit risk" in the "Risk management and control" section of this report. It should be

noted that, although the derivative financial assets shown on the balance sheet can be an important component of UBS AG's credit exposure, the positive replacement values related to a respective counterparty are rarely an adequate reflection of UBS AG's credit exposure in its derivatives business with that counterparty. This is generally the case because, on the one hand, replacement values can increase over time (potential future exposure), while on the other hand, exposure may be mitigated by entering into master netting agreements and bilateral collateral arrangements. Both the exposure measures used internally by UBS AG to control credit risk and the capital requirements imposed by regulators reflect these additional factors.

→ Refer to Note 25 for more information about derivative financial assets and liabilities after consideration of netting potential allowed under enforceable netting arrangements

Note 11 Derivative instruments (continued)

Derivative instruments^{1,2}

	31.12.19					31.12.18				
	Derivative financial assets	Notional values related to derivative financial assets ³	Derivative financial liabilities	Notional values related to derivative financial liabilities ³	Other notional values ^{3,4}	Derivative financial assets	Notional values related to derivative financial assets ³	Derivative financial liabilities	Notional values related to derivative financial liabilities ³	Other notional values ^{3,4}
<i>USD billion</i>										
Interest rate contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	0.0	2.8	0.3	5.1	3,136.8	0.0	1.4	0.1	3.1	2,873.9
Swaps	34.3	454.7	26.2	402.9	8,086.0	29.5	459.8	23.5	441.8	7,189.1
Options	8.1	464.8	10.0	486.1		7.6	562.2	9.0	550.0	
Exchange-traded contracts										
Futures					546.9					516.1
Options	0.0	84.4	0.0	66.6	229.5	0.0	27.7	0.0	26.3	199.7
Agency transactions ⁵	0.1		0.1			0.0		0.1		
Total	42.6	1,006.6	36.6	960.7	11,999.2	37.1	1,051.1	32.7	1,021.3	10,778.8
Credit derivative contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Credit default swaps	1.7	65.0	2.2	66.0		1.7	68.8	2.1	73.2	
Total return swaps	0.3	2.0	0.8	3.3		0.2	3.0	0.6	3.7	
Options and warrants	0.0	3.3	0.0	0.6		0.0	2.7	0.0	1.4	
Total	2.0	70.2	3.0	69.9		1.9	74.5	2.7	78.3	
Foreign exchange contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	22.4	935.5	23.4	966.6		20.3	708.8	20.9	731.2	
Interest and currency swaps	22.8	1,573.2	23.8	1,418.5		24.8	1,299.7	24.6	1,203.5	
Options	7.3	660.9	6.8	604.9		8.3	613.8	7.8	577.4	
Exchange-traded contracts										
Futures					1.2					0.4
Options	0.0	4.0	0.0	3.8		0.0	3.6	0.0	5.3	
Agency transactions ⁵	0.0		0.0			0.0		0.1		
Total	52.5	3,173.6	54.0	2,993.8	1.2	53.5	2,625.8	53.4	2,517.3	0.4
Equity / index contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	
Swaps	4.0	81.3	5.5	96.3		4.7	78.5	5.6	86.3	
Options	5.0	88.6	6.8	144.1		5.5	97.6	7.2	139.6	
Exchange-traded contracts										
Futures					84.9					71.7
Options	7.2	250.4	7.8	294.1	37.2	10.1	232.8	9.0	262.8	34.1
Agency transactions ⁵	6.6		5.4			11.2		13.3		
Total	22.8	420.3	25.5	534.5	122.1	31.4	408.9	35.0	488.8	105.9

Table continues on the next page.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 11 Derivative instruments (continued)

Derivative instruments (continued)^{1,2}

Table continued from the previous page.

USD billion	31.12.19					31.12.18				
	Derivative financial assets	Notional values related to derivative financial assets ³	Derivative financial liabilities	Notional values related to derivative financial liabilities ³	Other notional values ^{1,4}	Derivative financial assets	Notional values related to derivative financial assets ³	Derivative financial liabilities	Notional values related to derivative financial liabilities ³	Other notional values ^{1,4}
Commodity contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	0.1	4.2	0.2	5.7		0.1	3.2	0.1	3.4	
Swaps	0.4	13.8	0.6	15.1		0.7	15.2	0.4	9.9	
Options	1.0	27.4	0.4	23.6		0.4	18.6	0.3	16.1	
Exchange-traded contracts										
Futures					12.0					8.5
Forward contracts	0.0	5.9	0.0	4.9		0.0	6.6	0.0	5.4	
Options	0.1	4.8	0.1	10.7	0.6	0.1	2.9	0.0	3.7	0.1
Agency transactions ⁵	0.3		0.5			0.4		0.7		
Total	1.8	56.1	1.7	60.0	12.6	1.8	46.4	1.5	38.5	8.6
Unsettled purchases of non-derivative financial instruments ⁶	0.1	16.6	0.1	6.9		0.2	17.0	0.1	6.0	
Unsettled sales of non-derivative financial instruments ⁶	0.1	15.4	0.1	9.7		0.4	15.1	0.2	13.2	
Total derivative instruments, based on IFRS netting⁷	121.8	4,758.9	120.9	4,635.4	12,135.1	126.2	4,238.7	125.7	4,163.4	10,893.6

¹ Derivative financial liabilities as of 31 December 2019 include USD 17 million related to derivative loan commitments (31 December 2018: USD 17 million). No notional amounts related to these commitments are included in this table, but they are disclosed in Note 34 under Loan commitments. ² Includes certain forward starting repurchase and reverse repurchase agreements that are classified as measured at fair value through profit or loss and are recognized within derivative instruments. The fair value of these derivative instruments was not material as of 31 December 2019 or 31 December 2018. No notional amounts related to these instruments are included in this table, but they are disclosed in Note 34 under Forward starting transactions. ³ In cases where derivative financial instruments are presented on a net basis on the balance sheet, the respective notional values of the netted derivative financial instruments are still presented on a gross basis. ⁴ Other notional values relate to derivatives that are cleared through either a central counterparty or an exchange. The fair value of these derivatives is presented on the balance sheet net of the corresponding cash margin under Cash collateral receivables on derivative instruments and Cash collateral payables on derivative instruments and was not material for all periods presented. ⁵ Notional values of exchange-traded agency transactions and OTC-cleared transactions entered into on behalf of clients are not disclosed as they have a significantly different risk profile. ⁶ Changes in the fair value of purchased and sold non-derivative financial instruments between trade date and settlement date are recognized as derivative financial instruments. ⁷ Financial assets and liabilities are presented net on the balance sheet if UBS AG has the unconditional and legally enforceable right to offset the recognized amounts, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of the entity and all of the counterparties, and intends either to settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously. Refer to Note 25 for more information on netting arrangements.

The notional amount of a derivative is generally the quantity of the underlying instrument on which the derivative contract is based and is the reference against which changes in the value of the derivative are measured. Notional values in themselves are generally not a direct indication of the values that are exchanged between parties, and are therefore not a direct measure of risk or financial exposure but are viewed as an indication of the scale of the different types of derivatives entered into by UBS AG.

On a notional value basis, approximately 54% of OTC interest rate contracts held as of 31 December 2019 (31 December 2018: 56%) mature within one year, 28% (31 December 2018: 28%) within one to five years and 18% (31 December 2018: 16%) after five years. Notional values of interest rate contracts cleared with a clearing house that qualify for IFRS balance sheet netting or are legally settled on a daily basis are presented under *Other notional values* and are categorized into maturity buckets on the basis of contractual maturities of the cleared underlying derivative contracts.

Derivatives transacted for sales and trading purposes

Most of UBS AG's derivative transactions relate to sales and trading activities. Sales activities include the structuring and marketing of derivative products to customers to enable them to take, transfer, modify or reduce current or expected risks. Trading activities include market-making to directly support the facilitation and execution of client activity. Market-making involves quoting bid and offer prices to other market participants with the intention of generating revenues based on spread and volume.

Credit derivatives

UBS AG is an active dealer in the fixed income market, including credit default swaps (CDS) and related products, with respect to a large number of issuers' securities. The primary objectives of these activities are ongoing hedging of trading book exposures and market-making, primarily on behalf of clients.

Note 11 Derivative instruments (continued)

Market-making activity, which is undertaken within the Investment Bank, consists of buying and selling single-name CDS, index CDS, loan CDS and related referenced cash instruments to facilitate client trading activity. UBS AG also actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its accrual and traded loan portfolios (including off-balance sheet loan commitments) with the aim of reducing concentrations in individual names, sectors or specific portfolios.

In addition, UBS AG actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its OTC derivative portfolios, including financial instruments that are designated at fair value through profit or loss.

The tables below provide more information about credit protection bought and sold, including replacement and notional value information by instrument type and counterparty type. The value of protection bought and sold is not, in isolation, a measure of UBS AG's credit risk. Counterparty relationships are viewed in terms of the total outstanding credit risk, which relates to other instruments in addition to CDS, and in connection with collateral arrangements in place. On a notional value basis, approximately 27% of credit protection bought and sold as of 31 December 2019 matures within one year (31 December 2018: 14%), approximately 63% within one to five years (31 December 2018: 74%) and approximately 10% after five years (31 December 2018: 12%).

Credit derivatives by type of instrument

USD billion	Protection bought			Protection sold		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values
Single-name credit default swaps	0.3	0.7	37.5	0.8	0.7	38.6
Multi-name index-linked credit default swaps	0.1	0.8	29.3	0.5	0.1	24.9
Multi-name other credit default swaps	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.3
Total rate of return swaps	0.2	0.6	3.7	0.1	0.2	1.6
Options and warrants	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.1
Total 31 December 2019	0.7	2.1	74.6	1.3	0.9	65.4
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>0.6</i>	<i>1.7</i>	<i>56.1</i>	<i>0.9</i>	<i>0.8</i>	<i>45.7</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>0.1</i>	<i>0.4</i>	<i>18.6</i>	<i>0.5</i>	<i>0.1</i>	<i>19.7</i>

USD billion	Protection bought			Protection sold		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values
Single-name credit default swaps	0.6	0.6	43.3	0.5	1.0	44.9
Multi-name index-linked credit default swaps	0.3	0.3	29.1	0.3	0.2	24.4
Multi-name other credit default swaps	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
Total rate of return swaps	0.2	0.7	4.7	0.0	0.0	2.0
Options and warrants	0.0	0.0	4.1	0.0	0.0	0.1
Total 31 December 2018	1.1	1.6	81.3	0.8	1.2	71.4
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>0.9</i>	<i>1.3</i>	<i>59.2</i>	<i>0.5</i>	<i>1.1</i>	<i>48.9</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>0.2</i>	<i>0.4</i>	<i>22.1</i>	<i>0.3</i>	<i>0.2</i>	<i>22.6</i>

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 11 Derivative instruments (continued)**

Credit derivatives by counterparty

USD billion	Protection bought			Protection sold		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values
Broker-dealers	0.1	0.2	10.5	0.2	0.1	9.4
Banks	0.2	0.4	23.6	0.4	0.3	21.5
Central clearing counterparties	0.1	0.9	34.7	0.7	0.2	31.6
Other	0.3	0.7	5.8	0.1	0.3	2.9
Total 31 December 2019	0.7	2.1	74.6	1.3	0.9	65.4

USD billion	Protection bought			Protection sold		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Notional values
Broker-dealers	0.2	0.1	13.0	0.1	0.2	11.5
Banks	0.4	0.4	29.2	0.3	0.5	25.6
Central clearing counterparties	0.2	0.4	31.9	0.4	0.3	30.8
Other	0.3	0.7	7.2	0.0	0.3	3.5
Total 31 December 2018	1.1	1.6	81.3	0.8	1.2	71.4

UBS AG's CDS trades are documented using industry standard forms of documentation or equivalent terms documented in a bespoke agreement. The agreements that govern CDS generally do not contain recourse provisions that would enable UBS AG to recover from third parties any amounts paid out by UBS AG.

The types of credit events that would require UBS AG to perform under a CDS contract are subject to agreement between the parties at the time of the transaction. However, nearly all transactions are traded with reference to credit events that are applicable under certain market conventions based on the type of reference entity to which the transaction relates. Applicable credit events according to market conventions include bankruptcy, failure to pay, restructuring, obligation acceleration and repudiation / moratorium.

Contingent collateral features of derivative liabilities

Certain derivative instruments contain contingent collateral or termination features triggered upon a downgrade of the published credit ratings of UBS AG in the normal course of business. Based on UBS AG's credit ratings as of 31 December 2019, USD 0.0 billion, USD 0.3 billion and USD 0.8 billion would have been required for contractual obligations related to OTC derivatives in the event of a one-notch, two-notch and three-notch reduction in long-term credit ratings, respectively. In evaluating UBS AG's liquidity requirements, UBS AG considers additional collateral or termination payments that would be required in the event of a reduction in UBS AG's long-term credit ratings, and a corresponding reduction in UBS AG's short-term ratings.

Note 12 Financial assets and liabilities at fair value held for trading

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Financial assets at fair value held for trading¹		
Equity instruments	96,788	72,771
Government bills / bonds	11,464	11,161
Investment fund units	8,867	9,716
Corporate and municipal bonds	8,093	6,908
Loans	1,971	3,566
Asset-backed securities	512	392
Total financial assets at fair value held for trading	127,695	104,513
Financial liabilities at fair value held for trading¹		
Equity instruments	22,734	21,892
Corporate and municipal bonds	3,661	3,530
Government bills / bonds	3,466	2,839
Investment fund units	698	689
Other	32	0
Total financial liabilities at fair value held for trading	30,591	28,949

¹ Refer to Note 24c for more information on product type and fair value hierarchy categorization.

Note 13 Financial assets at fair value not held for trading

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Financial assets at fair value not held for trading¹		
Financial assets for unit-linked investment contracts	27,686	21,446
Corporate and municipal bonds	19,385	17,236
Government bills / bonds	15,790	22,493
Loans	11,438	8,132
Securities financing transactions	6,294	9,937
Auction rate securities	1,536	1,664
Investment fund units	432	407
Equity instruments	559	702
Other	515	369
Total financial assets at fair value not held for trading	83,636	82,387

¹ Refer to Note 24c for more information on product type and fair value hierarchy categorization.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 14 Financial assets measured at fair value through other comprehensive income

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income¹		
Debt instruments		
Government and government agencies	6,162	6,463
<i>of which: USA</i>	5,814	6,101
Banks	178	149
Corporates and other	4	54
Total financial assets measured at fair value through other comprehensive income	6,345	6,667
Unrealized gains – before tax	41	4
Unrealized (losses) – before tax	(25)	(146)
Net unrealized gains / (losses) – before tax	16	(143)
Net unrealized gains / (losses) – after tax	15	(104)

¹ Refer to Note 24c for more information on product type and fair value hierarchy categorization. Refer also to Note 10 and Note 23 for more information on expected credit loss measurement.

Note 15 Property, equipment and software

At historical cost less accumulated depreciation

<i>USD million</i>	Owned properties	Leased properties ⁵	Leasehold improvements	IT hardware and communication equipment	Internally generated software	Purchased software	Other machines and equipment	Projects in progress	2019	2018
Historical cost										
Balance at the end of the previous year	7,031		3,042	1,002	4,879	303	769	1,076	18,102	17,705
Adjustment from adoption of IFRS 16	(20)	3,299		(15)			0		3,264	
Balance at the beginning of the year	7,012	3,299	3,042	987	4,879	303	769	1,076	21,365	17,705
Additions	14	337	18	85	96	9	22	1,158	1,740	1,484
Disposals / write-offs ¹	(9)	(21)	(312)	(108)	(28)	(10)	(66)	0	(554)	(726)
Reclassifications	(135)	0	158	(3)	863	2	39	(1,315)	(391) ⁴	(195)
Foreign currency translation	106	15	10	2	7	(1)	4	25	169	(166)
Balance at the end of the year	6,988	3,630	2,917	963	5,817	302	768	943	22,329	18,102
Accumulated depreciation										
Balance at the end of the previous year	4,132		1,842	733	2,161	209	546		9,623	9,514
Adjustment from adoption of IFRS 16	(1)	16		(15)			0		0	
Balance at the beginning of the year	4,131	16	1,842	719	2,161	209	546	0	9,623	9,514
Depreciation	141	463	184	98	565	33	58	0	1,542	984
Impairment ²	1	2	1	0	27	2	0	0	34	67
Disposals / write-offs ¹	(9)	(2)	(310)	(108)	(28)	(10)	(66)	0	(533)	(730)
Reclassifications	(256)	0	3	0	5	0	0	0	(248) ⁴	(124)
Foreign currency translation	66	3	9	1	5	(1)	3	0	86	(88)
Balance at the end of the year	4,074	481	1,729	710	2,735	233	541	0	10,503	9,623
Net book value										
Net book value at the end of the previous year	2,900	0	1,200	269	2,718	93	223	1,076	8,479	8,191
Net book value at the beginning of the year	2,881	3,284	1,200	268	2,718	93	223	1,076	11,742	8,191
Net book value at the end of the year	2,914	3,149	1,188	254	3,082	69	227	943 ³	11,826	8,479

¹ Includes write-offs of fully depreciated assets. ² Impairment charges recorded in 2019 generally relate to assets that are no longer used for which the recoverable amount based on a fair value approach was determined to be zero. ³ Consists of USD 744 million related to Internally generated software, USD 101 million related to Owned properties and USD 98 million related to Leasehold Improvements. ⁴ Reflects reclassifications to Properties held for sale. ⁵ Represents right-of-use assets recognized by UBS AG as lessee. Includes immaterial leased IT equipment. The total cash outflow for leases during the year was USD 614 million. Interest expense on lease liabilities is included within Interest expense from financial instruments measured at amortized cost and Lease liabilities are included within Other financial liabilities measured at amortized cost. Refer to Notes 3 and 22a, respectively. Also refer to Note 1 for more information about the nature of UBS's leasing activities.

Note 16 Goodwill and intangible assets

Introduction

UBS AG performs an impairment test on its goodwill assets on an annual basis or when indicators of impairment exist.

UBS AG considers Asset Management and the Investment Bank, as they are reported in Note 2a, as separate cash-generating units, as that is the level at which the performance of investments (and the related goodwill) is reviewed and assessed by management. The goodwill for Global Wealth Management is separately monitored, and therefore separately considered for impairment, at the level of the two former business divisions Wealth Management and Wealth Management Americas. These business divisions were integrated in 2018 and are referred to in this Note as Global Wealth Management Americas and Global Wealth Management ex Americas.

The impairment test is performed for each cash-generating unit to which goodwill is allocated by comparing the recoverable amount, based on its value-in-use, with the carrying amount of the respective cash-generating unit. An impairment charge is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount.

As of 31 December 2019, total goodwill recognized on the balance sheet was USD 6.3 billion, of which USD 3.7 billion was carried by the Global Wealth Management Americas cash-generating unit, USD 1.2 billion was carried by the Global Wealth Management ex Americas cash-generating unit and USD 1.4 billion was carried by Asset Management. Based on the impairment testing methodology described below, UBS AG concluded that the goodwill balances as of 31 December 2019 allocated to these cash-generating units are not impaired.

Impairment of the Investment Bank goodwill

UBS AG is continuing to realign its Investment Bank and execute on a number of strategic initiatives to drive profitable growth. As a consequence, IAS 36, *Impairment of Assets*, requires UBS AG to give consideration to the range of possible forecast cash flows and uncertainties in macroeconomic factors that currently exist when determining the recoverability of goodwill in the Investment Bank. Following this, UBS AG estimated a recoverable amount for the Investment Bank cash-generating unit of USD 11.7 billion. As this was lower than the carrying amount of the Investment Bank cash-generating unit of USD 12.1 billion (actual attributed equity as of 31 December 2019), UBS AG wrote down the goodwill previously recognized by the Investment Bank (USD 110 million) and recognized that charge in the income statement within *Amortization and impairment of goodwill and intangible assets*.

UBS AG also reviewed intangible assets, property, equipment and software assets, allocated to the Investment Bank. Overall, UBS AG confirmed that no further impairment charges were required, with the fair value of such assets (generally determined using a cost replacement approach) being equal to or higher than their respective carrying amounts.

Methodology for goodwill impairment testing

The recoverable amounts are determined using a discounted cash flow model, which has been adapted to use inputs that consider features of the banking business and its regulatory environment. The recoverable amount of a cash-generating unit is the sum of the discounted earnings attributable to shareholders from the first three forecast years and the terminal value, adjusted for the effect of the capital assumed to be needed over the next three years and to support growth beyond this period. The terminal value, which covers all periods beyond the third year, is calculated on the basis of the forecast of third-year profit, the discount rate and the long-term growth rate, as well as the implied perpetual capital growth.

The carrying amount for each cash-generating unit is determined by reference to the Group's equity attribution framework. Within this framework, which is described in the "Capital management" section of this report, UBS attributes equity to the businesses on the basis of their risk-weighted assets and leverage ratio denominator, their goodwill and intangible assets as well as equity directly associated with activity that Corporate Center – Group Treasury manages centrally on behalf of the business divisions. The framework is primarily used for purposes of measuring the performance of the businesses and includes certain management assumptions. Attributed equity equals the capital that a cash-generating unit requires to conduct its business and is currently considered a reasonable approximation of the carrying amount of the cash-generating units. The attributed equity methodology is aligned with the business planning process, the inputs from which are used in calculating the recoverable amounts of the respective cash-generating unit.

→ Refer to the "Capital management" section of this report for more information about the equity attribution framework

Assumptions

Valuation parameters used within UBS AG's impairment test model are linked to external market information, where applicable. The model used to determine the recoverable amount is most sensitive to changes in the forecast earnings available to shareholders in years one to three, to changes in the discount rates and to changes in the long-term growth rate. The applied long-term growth rate is based on long-term economic growth rates for different regions worldwide. Earnings available to shareholders are estimated on the basis of forecast results, which are part of the business plan approved by the Board of Directors.

The discount rates are determined by applying a capital asset pricing model-based approach, as well as considering quantitative and qualitative inputs from both internal and external analysts and the view of management.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 16 Goodwill and intangible assets (continued)**

In addition, they take into account regional differences in risk-free rates, at the level of individual cash-generating units. Consistently, long-term growth rates are determined based on nominal or real GDP growth rate forecasts, depending on the region.

Key assumptions used to determine the recoverable amounts of each cash-generating unit are tested for sensitivity by applying a reasonably possible change to those assumptions. Forecast earnings available to shareholders were changed by 20%, the discount rates were changed by 1.5 percentage points and the long-term growth rates were changed by 0.75 percentage points. Under all scenarios, reasonably possible changes in key assumptions did not result in an impairment of

goodwill or intangible balances reported by Global Wealth Management Americas, Global Wealth Management ex Americas and Asset Management.

If the estimated earnings and other assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of goodwill attributable to Global Wealth Management Americas, Global Wealth Management ex Americas and Asset Management may become impaired in the future, giving rise to losses in the income statement. Recognition of any impairment of goodwill would reduce IFRS equity and net profit. It would not affect cash flows and, as goodwill is required to be deducted from capital under the Basel III capital framework, no effect would be expected on UBS AG's capital ratios.

Discount and growth rates

In %	Discount rates		Growth rates	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Global Wealth Management Americas	9.5	9.5	4.2	3.2
Global Wealth Management ex Americas	8.5	8.5	3.4	3.0
Asset Management	9.0	9.0	3.0	2.7
Investment Bank	11.0	11.0	4.0	3.5

USD million	Goodwill		Intangible assets		Total	2019	2018
	Total	Infrastructure ¹	Customer relationships, contractual rights and other	Total			
Historical cost							
Balance at the beginning of the year	6,392	760	865	1,625	8,018	7,888	
Additions	0		11	11	11	270	
Disposals	(1)		(10)	(10)	(11)	(45)	
Write-offs	0		(75)	(75)	(75)	(7)	
Foreign currency translation	(9)		(3)	(3)	(12)	(88)	
Balance at the end of the year	6,382	760	788	1,548	7,930	8,018	
Accumulated amortization and impairment							
Balance at the beginning of the year		691	679	1,371	1,371	1,325	
Amortization		38	27	65	65	62	
Impairment ²	110		0	0	110	4	
Disposals			(8)	(8)	(8)	(1)	
Write-offs			(75)	(75)	(75)	(7)	
Foreign currency translation			(2)	(2)	(2)	(12)	
Balance at the end of the year	110	730	621	1,351	1,461	1,371	
Net book value at the end of the year	6,272	30	167	197	6,469	6,647	

¹ Consists of the branch network intangible asset recognized in connection with the acquisition of PaineWebber Group, Inc. ² Impairment charges recorded in 2019 and 2018 relate to assets for which the recoverable amount was determined considering their value-in-use (recoverable amount of the impaired intangible assets in 2018 was USD 18 million, recoverable amount for the Investment Bank cash-generating unit in 2019 was USD 11.7 billion).

Note 16 Goodwill and intangible assets (continued)

The table below presents goodwill and intangible assets by cash-generating unit for the year ended 31 December 2019.

<i>USD million</i>	Global Wealth Management Americas	Global Wealth Management ex Americas	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center	Total
Goodwill						
Balance at the beginning of the year	3,721	1,206	1,354	112	0	6,392
Additions					0	0
Disposals		(1)				(1)
Impairment				(110)		(110)
Foreign currency translation	(2)	(6)	1	(2)	0	(9)
Balance at the end of the year	3,719	1,198	1,354	0	0	6,272
Intangible assets						
Balance at the beginning of the year	138	104	0	11	1	254
Additions / transfers	1			0	10	11
Disposals		(2)		0		(2)
Amortization	(45)	(12)		(5)	(4)	(65)
Impairment		0		0		0
Foreign currency translation	(1)	1	0	0	0	(1)
Balance at the end of the year	92	92	0	5	7	197

The table below presents estimated aggregated amortization expenses for intangible assets.

<i>USD million</i>	Intangible assets
Estimated, aggregated amortization expenses for:	
2020	53
2021	22
2022	18
2023	17
2024	13
Thereafter	70
Not amortized due to indefinite useful life	2
Total	197

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 17 Other assets

a) Other financial assets measured at amortized cost

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Debt securities	14,141	13,562
<i>of which: government bills / bonds</i>	<i>8,492</i>	<i>8,778</i>
Loans to financial advisors ¹	2,877	3,291
Fee- and commission-related receivables	1,520	1,644
Finance lease receivables ²	1,444	1,091
Settlement and clearing accounts	587	1,039
Accrued interest income	742	700
Other	1,701	1,310
Total other financial assets measured at amortized cost	23,012	22,637

¹ Related to financial advisors in the US and Canada. ² Upon adoption of IFRS 16 on 1 January 2019, Finance lease receivables increased by USD 176 million. Refer to Note 1 for more information.

b) Other non-financial assets

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Precious metals and other physical commodities	4,597	4,298
Bail deposit ¹	1,299	1,312
Prepaid expenses	687	731
VAT and other tax receivables	436	282
Properties and other non-current assets held for sale	199	82
Other	335	358
Total other non-financial assets	7,547	7,062

¹ Refer to item 1 in Note 21b for more information.

Note 18 Amounts due to banks, customer deposits, and funding from UBS Group AG and its subsidiaries

a) Amounts due to banks and customer deposits

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Amounts due to banks	6,570	10,962
Customer deposits	450,591	421,986
<i>of which: demand deposits</i>	<i>176,972</i>	<i>182,642</i>
<i>of which: retail savings / deposits</i>	<i>168,581</i>	<i>165,790</i>
<i>of which: time deposits</i>	<i>63,659</i>	<i>54,998</i>
<i>of which: fiduciary deposits</i>	<i>41,378</i>	<i>18,556</i>
Total amounts due to banks and customer deposits	457,161	432,948

b) Funding from UBS Group AG and its subsidiaries

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Senior unsecured debt that contributes to total loss-absorbing capacity (TLAC)	30,105	29,988
Senior unsecured debt other than TLAC	3,389	1,031
High-trigger loss-absorbing additional tier 1 capital instruments	11,958	7,805
Low-trigger loss-absorbing additional tier 1 capital instruments	2,415	2,378
Total^{1,2}	47,866	41,202

¹ All balances in 2019 are against UBS Group AG as counterparty. Prior year balances were against UBS Group Funding (Switzerland) AG as counterparty. ² UBS AG has also recognized funding from UBS Group AG and its subsidiaries that is designated at fair value. Refer to Note 22b for more information.

Note 19 Debt issued designated at fair value

USD million	31.12.19	31.12.18
Issued debt instruments		
Equity-linked ¹	41,722	34,392
Rates-linked	16,318	12,073
Credit-linked	1,916	3,282
Fixed-rate	4,636	5,099
Commodity-linked	1,567	1,785
Other	432	401
Total debt issued designated at fair value	66,592	57,031
<i>of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year²</i>	<i>51,031</i>	<i>40,289</i>
<i>of which: life-to-date own credit (gain) / loss</i>	<i>82</i>	<i>(270)</i>

¹ Includes investment fund unit-linked instruments issued. ² Issued by the legal entity UBS AG. Based on original contractual maturity without considering any early redemption features. More than 99% of the balance as of 31 December 2019 was unsecured (31 December 2018: more than 99% of the balance was unsecured).

As of 31 December 2019 and 31 December 2018, the contractual redemption amount at maturity of debt issued designated at fair value through profit or loss was not materially different from the carrying amount.

The table below shows the residual contractual maturity of the carrying amount of debt issued designated at fair value, split between fixed-rate and floating-rate instruments based on the contractual terms, and does not consider any early redemption features. Interest rate ranges for future interest payments related

to debt issued designated at fair value have not been included in the table below as a majority of the debt instruments issued are structured products, and therefore the future interest payments are highly dependent upon the embedded derivative and prevailing market conditions at the point in time that each interest payment is made.

→ Refer to Note 27 for maturity information on an undiscounted cash flow basis

Contractual maturity of carrying amount

USD million	2020	2021	2022	2023	2024	2025–2029	Thereafter	Total 31.12.19	Total 31.12.18
UBS AG¹									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	3,648	1,778	755	288	334	386	3,178	10,368	11,807
Floating-rate	21,547	10,748	3,435	2,608	3,290	8,109	5,562	55,299	43,562
Subtotal	25,195	12,526	4,190	2,897	3,624	8,495	8,740	65,668	55,370
Other subsidiaries²									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	48	92	6	0	0	345	29	520	1,230
Floating-rate	102	43	197	27	0	0	35	404	431
Subtotal	150	134	203	27	0	345	64	924	1,662
Total	25,345	12,661	4,394	2,924	3,624	8,840	8,804	66,592	57,031

¹ Comprises instruments issued by the legal entity UBS AG. ² Comprises instruments issued by subsidiaries of UBS AG.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 20 Debt issued measured at amortized cost

USD million	31.12.19	31.12.18
Certificates of deposit	5,190	7,980
Commercial paper	14,413	27,514
Other short-term debt	2,235	3,531
Short-term debt¹	21,837	39,025
Senior unsecured debt	22,356	32,135
<i>of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year²</i>	<i>22,349</i>	<i>32,133</i>
Covered bonds	2,633	3,947
Subordinated debt	7,431	7,511
<i>of which: low-trigger loss-absorbing tier 2 capital instruments</i>	<i>6,892</i>	<i>6,808</i>
<i>of which: non-Basel III-compliant tier 2 capital instruments</i>	<i>540</i>	<i>703</i>
Debt issued through the Swiss central mortgage institutions	8,574	8,569
Other long-term debt	4	58
<i>of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year³</i>	<i>0</i>	<i>52</i>
Long-term debt³	40,998	52,220
Total debt issued measured at amortized cost⁴	62,835	91,245

¹ Debt with an original contractual maturity of less than one year. ² Issued by the legal entity UBS AG. Based on original contractual maturity without considering any early redemption features. As of 31 December 2019, 100% of the balance was unsecured (31 December 2018: 100% of the balance was unsecured). ³ Debt with an original maturity greater than or equal to one year. The classification of debt issued into short-term and long-term does not consider any early redemption features. ⁴ Net of bifurcated embedded derivatives, the fair value of which was not material for the periods presented.

UBS AG uses interest rate and foreign exchange derivatives to manage the risks inherent in certain debt instruments held at amortized cost. In certain cases, UBS AG applies hedge accounting for interest rate risk as discussed in Note 1a item 3j and Note 28. As a result of applying hedge accounting, the life-

to-date adjustment to the carrying amount of debt issued was an increase of USD 574 million as of 31 December 2019 and an increase of USD 282 million as of 31 December 2018, reflecting changes in fair value due to interest rate movements.

Note 20 Debt issued measured at amortized cost (continued)

Subordinated debt consists of unsecured debt obligations that are contractually subordinated in right of payment to all other present and future non-subordinated obligations of the respective issuing entity. All of the subordinated debt instruments outstanding as of 31 December 2019 pay a fixed rate of interest.

The table below shows the residual contractual maturity of the carrying amount of debt issued, split between fixed-rate and floating-rate based on the contractual terms, and does not consider any early redemption features. The effects from interest rate swaps, which are used to hedge various fixed-rate debt issuances by changing the repricing characteristics into those similar to floating-rate debt, are also not considered in the table below.

→ Refer to Note 27 for maturity information on an undiscounted cash flow basis

Contractual maturity of carrying amount

<i>USD million</i>	2020	2021	2022	2023	2024	2025–2029	Thereafter	Total 31.12.19	Total 31.12.18
UBS AG¹									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	24,334	3,978	2,618	1,621	0	0	1,145	33,696	40,108
Floating-rate	10,819	1,932	0	368	0	0	0	13,119	35,035
Subordinated debt									
Fixed-rate	0	0	2,007	0	2,597	2,827	0	7,431	7,511
Subtotal	35,153	5,910	4,626	1,989	2,597	2,827	1,145	54,247	82,654
Other subsidiaries²									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	758	1,029	851	951	1,013	3,327	660	8,588	8,590
Floating-rate	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Subtotal	758	1,029	851	951	1,013	3,327	660	8,588	8,591
Total	35,911	6,939	5,477	2,940	3,610	6,154	1,805	62,835	91,245

¹ Comprises debt issued by the legal entity UBS AG. ² Comprises debt issued by subsidiaries of UBS AG.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 21 Provisions and contingent liabilities

a) Provisions

The table below presents an overview of total provisions.

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Provisions other than provisions for expected credit losses	2,825	3,341
Provisions for expected credit losses	114	116
Total provisions	2,938	3,457

The following table presents additional information for provisions other than provisions for expected credit losses.

<i>USD million</i>	Operational risks ²	Litigation, regulatory and similar matters ³	Restructuring	Real estate	Employee benefits ⁴	Other	Total 2019	Total 2018
Balance at the end of the previous year	45	2,827	215	122	55	77	3,341	3,130
Adjustment from adoption of IFRS 16 ⁵	0	0	(103)	(28)	0	0	(131)	0
Balance at the beginning of the year	45	2,827	112	94	55	77	3,209	3,130
Additions from acquired companies	0	0	0	0	0	0	0	2
Increase in provisions recognized in the income statement	13	258	87	4	6	8	376	1,117
Release of provisions recognized in the income statement	0	(81)	(19)	0	(7)	(12)	(119)	(301)
Provisions used in conformity with designated purpose	(15)	(518)	(83)	(7)	0	(9)	(632)	(587)
Reclassifications	0	0	0	0	0	(1)	(1)	0
Foreign currency translation / unwind of discount	(1)	(12)	1	1	0	1	(8)	(20)
Balance at the end of the year	41	2,475	99⁶	92⁶	54	64	2,825	3,341

¹ Refer to Note 1 for more information. ² Comprises provisions for losses resulting from security risks and transaction processing risks. ³ Comprises provisions for losses resulting from legal, liability and compliance risks. ⁴ Primarily consists of personnel-related restructuring provisions of USD 33 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 40 million) and provisions for onerous contracts of USD 61 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 170 million). ⁵ Consists of restatement costs for leasehold improvements of USD 82 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 83 million) and provisions for onerous contracts of USD 10 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 40 million). ⁶ Includes provisions for sabbatical and anniversary awards.

Restructuring provisions primarily relate to onerous contracts and severance payments. Onerous contracts for property are recognized when UBS AG is committed to pay for non-lease components, such as utilities, when a property is vacated or not fully recovered from sub-tenants. Severance-related provisions are used within a short time period, usually within six months, but potential changes in amount may be triggered when natural

staff attrition reduces the number of people affected by a restructuring event and therefore the estimated costs.

Information about provisions and contingent liabilities in respect of litigation, regulatory and similar matters, as a class, is included in Note 21b. There are no material contingent liabilities associated with the other classes of provisions.

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)**b) Litigation, regulatory and similar matters**

UBS operates in a legal and regulatory environment that exposes it to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. As a result, UBS (which for purposes of this Note may refer to UBS AG and/or one or more of its subsidiaries, as applicable) is involved in various disputes and legal proceedings, including litigation, arbitration, and regulatory and criminal investigations.

Such matters are subject to many uncertainties, and the outcome and the timing of resolution are often difficult to predict, particularly in the earlier stages of a case. There are also situations where UBS may enter into a settlement agreement. This may occur in order to avoid the expense, management distraction or reputational implications of continuing to contest liability, even for those matters for which UBS believes it should be exonerated. The uncertainties inherent in all such matters affect the amount and timing of any potential outflows for both matters with respect to which provisions have been established and other contingent liabilities. UBS makes provisions for such matters brought against it when, in the opinion of management after seeking legal advice, it is more likely than not that UBS has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources will be required, and the amount can be reliably estimated. Where these factors are otherwise satisfied, a provision may be established for claims that have not yet been asserted against

UBS, but are nevertheless expected to be, based on UBS's experience with similar asserted claims. If any of those conditions is not met, such matters result in contingent liabilities. If the amount of an obligation cannot be reliably estimated, a liability exists that is not recognized even if an outflow of resources is probable. Accordingly, no provision is established even if the potential outflow of resources with respect to such matters could be significant. Developments relating to a matter that occur after the relevant reporting period, but prior to the issuance of financial statements, which affect management's assessment of the provision for such matter (because, for example, the developments provide evidence of conditions that existed at the end of the reporting period), are adjusting events after the reporting period under IAS 10 and must be recognized in the financial statements for the reporting period.

Specific litigation, regulatory and other matters are described below, including all such matters that management considers to be material and others that management believes to be of significance due to potential financial, reputational and other effects. The amount of damages claimed, the size of a transaction or other information is provided where available and appropriate in order to assist users in considering the magnitude of potential exposures.

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)

In the case of certain matters below, we state that we have established a provision, and for the other matters, we make no such statement. When we make this statement and we expect disclosure of the amount of a provision to prejudice seriously our position with other parties in the matter because it would reveal what UBS believes to be the probable and reliably estimable outflow, we do not disclose that amount. In some cases we are subject to confidentiality obligations that preclude such disclosure. With respect to the matters for which we do not state whether we have established a provision, either (a) we have not established a provision, in which case the matter is treated as a contingent liability under the applicable accounting standard; or (b) we have established a provision but expect disclosure of that fact to prejudice seriously our position with other parties in the matter because it would reveal the fact that UBS believes an outflow of resources to be probable and reliably estimable.

With respect to certain litigation, regulatory and similar matters for which we have established provisions, we are able to estimate the expected timing of outflows. However, the aggregate amount of the expected outflows for those matters for which we are able to estimate expected timing is immaterial relative to our current and expected levels of liquidity over the relevant time periods.

The aggregate amount provisioned for litigation, regulatory and similar matters as a class is disclosed in the "Provisions" table in Note 21a above. It is not practicable to provide an aggregate estimate of liability for our litigation, regulatory and similar matters as a class of contingent liabilities. Doing so would require us to provide speculative legal assessments as to claims and proceedings that involve unique fact patterns or novel legal theories, that have not yet been initiated or are at early stages of adjudication, or as to which alleged damages have not been quantified by the claimants. Although we therefore cannot

provide a numerical estimate of the future losses that could arise from litigation, regulatory and similar matters, we believe that the aggregate amount of possible future losses from this class that are more than remote substantially exceeds the level of current provisions.

Litigation, regulatory and similar matters may also result in non-monetary penalties and consequences. For example, the non-prosecution agreement described in item 5 of this Note, which we entered into with the US Department of Justice (DOJ), Criminal Division, Fraud Section in connection with our submissions of benchmark interest rates, including, among others, the British Bankers' Association London Interbank Offered Rate (LIBOR), was terminated by the DOJ based on its determination that we had committed a US crime in relation to foreign exchange matters. As a consequence, UBS AG pleaded guilty to one count of wire fraud for conduct in the LIBOR matter, paid a fine and was subject to probation, which ended in early January 2020.

A guilty plea to, or conviction of, a crime could have material consequences for UBS. Resolution of regulatory proceedings may require us to obtain waivers of regulatory disqualifications to maintain certain operations, may entitle regulatory authorities to limit, suspend or terminate licenses and regulatory authorizations, and may permit financial market utilities to limit, suspend or terminate our participation in such utilities. Failure to obtain such waivers, or any limitation, suspension or termination of licenses, authorizations or participations, could have material consequences for UBS.

The risk of loss associated with litigation, regulatory and similar matters is a component of operational risk for purposes of determining our capital requirements. Information concerning our capital requirements and the calculation of operational risk for this purpose is included in the "Capital management" section of this report.

Provisions for litigation, regulatory and similar matters by business division and in Corporate Center¹

<i>USD million</i>	Global Wealth Manage- ment	Personal & Corporate Banking	Asset Manage- ment	Investment Bank	Corporate Center	Total 2019	Total 2018
Balance at the beginning of the year	1,003	117	0	269	1,438	2,827	2,508
Increase in provisions recognized in the income statement	188	1	0	60	10	258	905
Release of provisions recognized in the income statement	(49)	0	0	(6)	(27)	(81)	(220)
Provisions used in conformity with designated purpose	(350)	(4)	0	(66)	(97)	(518)	(350)
Foreign currency translation / unwind of discount	(10)	(1)	0	(2)	0	(12)	(16)
Balance at the end of the year	782	113	0	255	1,325	2,475	2,827

¹ Provisions, if any, for the matters described in this Note are recorded in Global Wealth Management (Items 3, Item 4 and Item 7) and Corporate Center (Item 2). Provisions, if any, for the matters described in Items 1 and 6 of this disclosure are allocated between Global Wealth Management and Personal & Corporate Banking, and provisions, if any, for the matters described in Item 5 are allocated between the Investment Bank and Corporate Center.

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)

1. Inquiries regarding cross-border wealth management businesses

Tax and regulatory authorities in a number of countries have made inquiries, served requests for information or examined employees located in their respective jurisdictions relating to the cross-border wealth management services provided by UBS and other financial institutions. It is possible that the implementation of automatic tax information exchange and other measures relating to cross-border provision of financial services could give rise to further inquiries in the future. UBS has received disclosure orders from the Swiss Federal Tax Administration (FTA) to transfer information based on requests for international administrative assistance in tax matters. The requests concern a number of UBS account numbers pertaining to current and former clients and are based on data from 2006 and 2008. UBS has taken steps to inform affected clients about the administrative assistance proceedings and their procedural rights, including the right to appeal. The requests are based on data received from the German authorities, who seized certain data related to UBS clients booked in Switzerland during their investigations and have apparently shared this data with other European countries. UBS expects additional countries to file similar requests.

The Swiss Federal Administrative Court ruled in 2016 that, in the administrative assistance proceedings related to a French bulk request, UBS has the right to appeal all final FTA client data disclosure orders. On 30 July 2018, the Swiss Federal Administrative Court granted UBS's appeal by holding the French administrative assistance request inadmissible. The FTA filed a final appeal with the Swiss Federal Supreme Court. On 26 July 2019, the Supreme Court reversed the decision of the Federal Administrative Court. In December 2019, the court released its written decision. The decision requires the FTA to obtain confirmation from the French authorities that transmitted data will be used only for the purposes stated in their request before transmitting any data. The stated purpose of the original request was to obtain information relating to taxes owed by account holders. Accordingly, any information transferred to the French authorities must not be passed to criminal authorities or used in connection with the ongoing case against UBS discussed in this item.

Since 2013, UBS (France) S.A., UBS AG and certain former employees have been under investigation in France for alleged complicity in unlawful solicitation of clients on French territory, regarding the laundering of proceeds of tax fraud, and banking and financial solicitation by unauthorized persons. In connection with this investigation, the investigating judges ordered UBS AG to provide bail ("caution") of EUR 1.1 billion and UBS (France) S.A. to post bail of EUR 40 million, which was reduced on appeal to EUR 10 million.

A trial in the court of first instance took place from 8 October 2018 until 15 November 2018. On 20 February 2019, the court announced a verdict finding UBS AG guilty of unlawful

solicitation of clients on French territory and aggravated laundering of the proceeds of tax fraud, and UBS (France) S.A. guilty of aiding and abetting unlawful solicitation and laundering the proceeds of tax fraud. The court imposed fines aggregating EUR 3.7 billion on UBS AG and UBS (France) S.A. and awarded EUR 800 million of civil damages to the French state. UBS has appealed the decision. Under French law, the judgment is suspended while the appeal is pending. The trial in the Court of Appeal is scheduled for June 2020. The Court of Appeal will retry the case de novo as to both the law and the facts, and the fines and penalties can be greater than or less than those imposed by the court of first instance. A subsequent appeal to the Cour de Cassation, France's highest court, is possible with respect to questions of law.

UBS believes that based on both the law and the facts the judgment of the court of first instance should be reversed. UBS believes it followed its obligations under Swiss and French law as well as the European Savings Tax Directive. Even assuming liability, which it contests, UBS believes the penalties and damage amounts awarded greatly exceed the amounts that could be supported by the law and the facts. In particular, UBS believes the court incorrectly based the penalty on the total regularized assets rather than on any unpaid taxes on those assets for which a fraud has been characterized and further incorrectly awarded damages based on costs that were not proven by the civil party. Notwithstanding that UBS believes it should be acquitted, our balance sheet at 31 December 2019 reflected provisions with respect to this matter in an amount of EUR 450 million (USD 505 million at 31 December 2019). The wide range of possible outcomes in this case contributes to a high degree of estimation uncertainty. The provision reflected on our balance sheet at 31 December 2019 reflects our best estimate of possible financial implications, although it is reasonably possible that actual penalties and civil damages could exceed the provision amount.

In 2016, UBS was notified by the Belgian investigating judge that it is under formal investigation ("inculpé") regarding the laundering of proceeds of tax fraud, of banking and financial solicitation by unauthorized persons, and of serious tax fraud. In 2018, tax authorities and a prosecutor's office in Italy asserted that UBS is potentially liable for taxes and penalties as a result of its activities in Italy from 2012 to 2017. In June 2019, UBS entered into a settlement agreement with the Italian tax authorities under which it paid EUR 101 million to resolve the claims asserted by the authority related to UBS AG's potential permanent establishment in Italy. In October 2019, the Judge of Preliminary Investigations of the Milan Court approved an agreement with the Milan prosecutor under Article 63 of Italian Administrative Law 231 under which UBS AG, UBS Switzerland AG and UBS Monaco have paid an aggregate of EUR 10.3 million to resolve claims premised on the alleged inadequacy of historical internal controls. No admission of wrongdoing was required in connection with this resolution.

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)

Our balance sheet at 31 December 2019 reflected provisions with respect to matters described in this item 1 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

2. Claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages

From 2002 through 2007, prior to the crisis in the US residential loan market, UBS was a substantial issuer and underwriter of US residential mortgage-backed securities (RMBS) and was a purchaser and seller of US residential mortgages. A subsidiary of UBS, UBS Real Estate Securities Inc. (UBS RESI), acquired pools of residential mortgage loans from originators and (through an affiliate) deposited them into securitization trusts. In this manner, from 2004 through 2007, UBS RESI sponsored approximately USD 80 billion in RMBS, based on the original principal balances of the securities issued.

UBS RESI also sold pools of loans acquired from originators to third-party purchasers. These whole loan sales during the period 2004 through 2007 totaled approximately USD 19 billion in original principal balance.

UBS was not a significant originator of US residential loans. A branch of UBS originated approximately USD 1.5 billion in US residential mortgage loans during the period in which it was active from 2006 to 2008 and securitized less than half of these loans.

Lawsuits related to contractual representations and warranties concerning mortgages and RMBS: When UBS acted as an RMBS sponsor or mortgage seller, it generally made certain representations relating to the characteristics of the underlying loans. In the event of a material breach of these representations, UBS was in certain circumstances contractually obligated to repurchase the loans to which the representations related or to indemnify certain parties against losses. In 2012, certain RMBS trusts filed an action in the US District Court for the Southern District of New York seeking to enforce UBS RESI's obligation to repurchase loans in the collateral pools for three RMBS securitizations issued and underwritten by UBS with an original principal balance of approximately USD 2 billion. In July 2018, UBS and the trustee entered into an agreement under which UBS will pay USD 850 million to resolve this matter. A significant portion of this amount will be borne by other parties that indemnified UBS. In January 2020, the settlement was approved by the court. Proceedings to determine how the settlement funds will be distributed to RMBS holders are

ongoing. After giving effect to this settlement, UBS considers claims relating to substantially all loan repurchase demands to be resolved and believes that new demands to repurchase US residential mortgage loans are time-barred under a decision rendered by the New York Court of Appeals.

Mortgage-related regulatory matters: Since 2014, the US Attorney's Office for the Eastern District of New York has sought information from UBS pursuant to the Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989 (FIRREA), related to UBS's RMBS business from 2005 through 2007. On 8 November 2018, the DOJ filed a civil complaint in the District Court for the Eastern District of New York. The complaint seeks unspecified civil monetary penalties under FIRREA related to UBS's issuance, underwriting and sale of 40 RMBS transactions in 2006 and 2007. UBS moved to dismiss the civil complaint on 6 February 2019. On 10 December 2019, the district court denied UBS's motion to dismiss.

Our balance sheet at 31 December 2019 reflected a provision with respect to matters described in this item 2 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of this matter cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

3. Madoff

In relation to the Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BMIS) investment fraud, UBS AG, UBS (Luxembourg) S.A. (now UBS Europe SE, Luxembourg branch) and certain other UBS subsidiaries have been subject to inquiries by a number of regulators, including the Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) and the Luxembourg Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those inquiries concerned two third-party funds established under Luxembourg law, substantially all assets of which were with BMIS, as well as certain funds established in offshore jurisdictions with either direct or indirect exposure to BMIS. These funds faced severe losses, and the Luxembourg funds are in liquidation. The documentation establishing both funds identifies UBS entities in various roles, including custodian, administrator, manager, distributor and promoter, and indicates that UBS employees serve as board members.

In 2009 and 2010, the liquidators of the two Luxembourg funds filed claims against UBS entities, non-UBS entities and certain individuals, including current and former UBS employees, seeking amounts totaling approximately EUR 2.1 billion, which includes amounts that the funds may be held liable to pay the trustee for the liquidation of BMIS (BMIS Trustee).

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)

A large number of alleged beneficiaries have filed claims against UBS entities (and non-UBS entities) for purported losses relating to the Madoff fraud. The majority of these cases have been filed in Luxembourg, where decisions that the claims in eight test cases were inadmissible have been affirmed by the Luxembourg Court of Appeal, and the Luxembourg Supreme Court has dismissed a further appeal in one of the test cases.

In the US, the BMIS Trustee filed claims against UBS entities, among others, in relation to the two Luxembourg funds and one of the offshore funds. The total amount claimed against all defendants in these actions was not less than USD 2 billion. In 2014, the US Supreme Court rejected the BMIS Trustee's motion for leave to appeal decisions dismissing all claims except those for the recovery of approximately USD 125 million of payments alleged to be fraudulent conveyances and preference payments. In 2016, the bankruptcy court dismissed these claims against the UBS entities. In February 2019, the Court of Appeals reversed the dismissal of the BMIS Trustee's remaining claims. In August 2019, the defendants, including UBS, filed a petition to the US Supreme Court requesting that it review the Court of Appeals' decision. The bankruptcy proceedings have been stayed pending a decision with respect to the defendants' petition.

4. Puerto Rico

Declines since 2013 in the market prices of Puerto Rico municipal bonds and of closed-end funds (funds) that are sole-managed and co-managed by UBS Trust Company of Puerto Rico and distributed by UBS Financial Services Incorporated of Puerto Rico (UBS PR) have led to multiple regulatory inquiries, as well as customer complaints and arbitrations with aggregate claimed damages of USD 3.4 billion, of which claims with aggregate claimed damages of USD 2.4 billion have been resolved through settlements, arbitration or withdrawal of the claim. The claims have been filed by clients in Puerto Rico who own the funds or Puerto Rico municipal bonds and/or who used their UBS account assets as collateral for UBS non-purpose loans; customer complaint and arbitration allegations include fraud, misrepresentation and unsuitability of the funds and of the loans.

A shareholder derivative action was filed in 2014 against various UBS entities and current and certain former directors of the funds, alleging hundreds of millions of US dollars in losses in the funds. In 2015, defendants' motion to dismiss was denied and a request for permission to appeal that ruling was denied by the Puerto Rico Supreme Court. In 2014, a federal class action complaint also was filed against various UBS entities, certain members of UBS PR senior management and the co-manager of certain of the funds, seeking damages for investor losses in the funds during the period from May 2008 through May 2014. Following denial of the plaintiffs' motion for class certification, the case was dismissed in October 2018.

In 2014 and 2015, UBS entered into settlements with the Office of the Commissioner of Financial Institutions for the Commonwealth of Puerto Rico, the US Securities and Exchange Commission (SEC) and the Financial Industry Regulatory Authority in relation to their examinations of UBS's operations.

In 2011, a purported derivative action was filed on behalf of the Employee Retirement System of the Commonwealth of Puerto Rico (System) against over 40 defendants, including UBS PR, which was named in connection with its underwriting and consulting services. Plaintiffs alleged that defendants violated their purported fiduciary duties and contractual obligations in connection with the issuance and underwriting of USD 3 billion of bonds by the System in 2008 and sought damages of over USD 800 million. In 2016, the court granted the System's request to join the action as a plaintiff, but ordered that plaintiffs must file an amended complaint. In 2017, the court denied defendants' motion to dismiss the amended complaint.

Beginning in 2015, and continuing through 2017, certain agencies and public corporations of the Commonwealth of Puerto Rico (Commonwealth) defaulted on certain interest payments on Puerto Rico bonds. In 2016, US federal legislation created an oversight board with power to oversee Puerto Rico's finances and to restructure its debt. The oversight board has imposed a stay on the exercise of certain creditors' rights. In 2017, the oversight board placed certain of the bonds into a bankruptcy-like proceeding under the supervision of a Federal District Judge. These events, further defaults or any further legislative action to create a legal means of restructuring Commonwealth obligations or to impose additional oversight on the Commonwealth's finances, or any restructuring of the Commonwealth's obligations, may increase the number of claims against UBS concerning Puerto Rico securities, as well as potential damages sought.

In May 2019, the oversight board filed complaints in Puerto Rico federal district court bringing claims against financial, legal and accounting firms that had participated in Puerto Rico municipal bond offerings, including UBS, seeking a return of underwriting and swap fees paid in connection with those offerings. UBS estimates that it received approximately USD 125 million in fees in the relevant offerings.

In August 2019 and February 2020, three US insurance companies that insured issues of Puerto Rico municipal bonds sued UBS and seven other underwriters of Puerto Rico municipal bonds. The two actions seek recovery of an aggregate of USD 955 million in damages from the defendants. The plaintiffs in these cases claim that defendants failed to reasonably investigate financial statements in the offering materials for the insured Puerto Rico bonds issued between 2002 and 2007, which plaintiffs argue they relied upon in agreeing to insure the bonds notwithstanding that they had no contractual relationship with the underwriters.

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)

Our balance sheet at 31 December 2019 reflected provisions with respect to matters described in this item 4 in amounts that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provisions that we have recognized.

5. Foreign exchange, LIBOR and benchmark rates, and other trading practices

Foreign exchange-related regulatory matters: Beginning in 2013, numerous authorities commenced investigations concerning possible manipulation of foreign exchange markets and precious metals prices. In 2014 and 2015, UBS reached settlements with the UK Financial Conduct Authority (FCA) and the US Commodity Futures Trading Commission (CFTC) in connection with their foreign exchange investigations. FINMA issued an order concluding its formal proceedings relating to UBS's foreign exchange and precious metals businesses, and the Board of Governors of the Federal Reserve System (Federal Reserve Board) and the Connecticut Department of Banking issued a Cease and Desist Order and assessed monetary penalties against UBS AG. In 2015, the DOJ's Criminal Division terminated the 2012 non-prosecution agreement with UBS AG related to UBS's submissions of benchmark interest rates, and UBS AG pleaded guilty to one count of wire fraud, paid a fine and was subject to probation, which ended in early January 2020. In 2019 the European Commission announced two decisions with respect to foreign exchange trading. UBS was granted immunity by the European Commission in these matters and therefore was not fined. UBS has ongoing obligations to cooperate with these authorities and to undertake certain remediation measures. UBS has also been granted conditional immunity by the Antitrust Division of the DOJ and by authorities in other jurisdictions in connection with potential competition law violations relating to foreign exchange and precious metals businesses. Investigations relating to foreign exchange matters by certain authorities remain ongoing notwithstanding these resolutions.

Foreign exchange-related civil litigation: Putative class actions have been filed since 2013 in US federal courts and in other jurisdictions against UBS and other banks on behalf of putative classes of persons who engaged in foreign currency transactions with any of the defendant banks. UBS has resolved US federal court class actions relating to foreign currency transactions with the defendant banks and persons who transacted in foreign exchange futures contracts and options on such futures under a

settlement agreement that provides for UBS to pay an aggregate of USD 141 million and provide cooperation to the settlement classes. Certain class members have excluded themselves from that settlement and have filed individual actions in US and English courts against UBS and other banks, alleging violations of US and European competition laws and unjust enrichment.

In 2015, a putative class action was filed in federal court against UBS and numerous other banks on behalf of persons and businesses in the US who directly purchased foreign currency from the defendants and alleged co-conspirators for their own end use. In March 2017, the court granted UBS's (and the other banks') motions to dismiss the complaint. The plaintiffs filed an amended complaint in August 2017. In March 2018, the court denied the defendants' motions to dismiss the amended complaint.

In 2017, two putative class actions were filed in federal court in New York against UBS and numerous other banks on behalf of persons and entities who had indirectly purchased foreign exchange instruments from a defendant or co-conspirator in the US, and a consolidated complaint was filed in June 2017. In March 2018, the court dismissed the consolidated complaint. In October 2018, the court granted plaintiffs' motion seeking leave to file an amended complaint. In January 2020, UBS and 11 other banks agreed in principle with the plaintiffs to settle the class action for a total of USD 10 million. The settlement is subject to final documentation and court approval.

LIBOR and other benchmark-related regulatory matters: Numerous government agencies, including the SEC, the CFTC, the DOJ, the FCA, the UK Serious Fraud Office, the Monetary Authority of Singapore, the Hong Kong Monetary Authority, FINMA, various state attorneys general in the US and competition authorities in various jurisdictions, have conducted investigations regarding potential improper attempts by UBS, among others, to manipulate LIBOR and other benchmark rates at certain times. UBS reached settlements or otherwise concluded investigations relating to benchmark interest rates with the investigating authorities. UBS has ongoing obligations to cooperate with the authorities with whom we have reached resolutions and to undertake certain remediation measures with respect to benchmark interest rate submissions. UBS has been granted conditional leniency or conditional immunity from authorities in certain jurisdictions, including the Antitrust Division of the DOJ and the Swiss Competition Commission (WEKO), in connection with potential antitrust or competition law violations related to certain rates. However, UBS has not reached a final settlement with WEKO, as the Secretariat of WEKO has asserted that UBS does not qualify for full immunity.

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)

LIBOR and other benchmark-related civil litigation: A number of putative class actions and other actions are pending in the federal courts in New York against UBS and numerous other banks on behalf of parties who transacted in certain interest rate benchmark-based derivatives. Also pending in the US and in other jurisdictions are a number of other actions asserting losses related to various products whose interest rates were linked to LIBOR and other benchmarks, including adjustable rate mortgages, preferred and debt securities, bonds pledged as collateral, loans, depository accounts, investments and other interest-bearing instruments. The complaints allege manipulation, through various means, of certain benchmark interest rates, including USD LIBOR, Euroyen TIBOR, Yen LIBOR, EURIBOR, CHF LIBOR, GBP LIBOR, SGD SIBOR and SOR and Australian BBSW, and seek unspecified compensatory and other damages under varying legal theories.

USD LIBOR class and individual actions in the US: In 2013 and 2015, the district court in the USD LIBOR actions dismissed, in whole or in part, certain plaintiffs' antitrust claims, federal racketeering claims, CEA claims, and state common law claims. Although the Second Circuit vacated the district court's judgment dismissing antitrust claims, the district court again dismissed antitrust claims against UBS in 2016. Certain plaintiffs have appealed that decision to the Second Circuit. Separately, in 2018, the Second Circuit reversed in part the district court's 2015 decision dismissing certain individual plaintiffs' claims and certain of these actions are now proceeding. UBS entered into an agreement in 2016 with representatives of a class of bondholders to settle their USD LIBOR class action. The agreement has received preliminary court approval and remains subject to final approval. In 2018, the district court denied plaintiffs' motions for class certification in the USD class actions for claims pending against UBS, and plaintiffs sought permission to appeal that ruling to the Second Circuit. In July 2018, the Second Circuit denied the petition to appeal of the class of USD lenders and in November 2018 denied the petition of the USD exchange class. In December 2019, UBS entered into an agreement with representatives of the class of USD lenders to settle their USD LIBOR class action. The agreement has received preliminary court approval and remains subject to final approval. In January 2019, a putative class action was filed in the District Court for the Southern District of New York against UBS and numerous other banks on behalf of US residents who, since 1 February 2014, directly transacted with a defendant bank in USD LIBOR instruments. The complaint asserts antitrust claims. The defendants moved to dismiss the complaint in August 2019.

Other benchmark class actions in the US: In 2014, the court in one of the Euroyen TIBOR lawsuits dismissed certain of the plaintiffs' claims, including a federal antitrust claim, for lack of standing. In 2015, this court dismissed the plaintiffs' federal

racketeering claims on the same basis and affirmed its previous dismissal of the plaintiffs' antitrust claims against UBS. In 2017, this court also dismissed the other Yen LIBOR / Euroyen TIBOR action in its entirety on standing grounds, as did the court in the CHF LIBOR action. Also in 2017, the court in the EURIBOR lawsuit dismissed the case as to UBS and certain other foreign defendants for lack of personal jurisdiction. Plaintiffs in the other Yen LIBOR, Euroyen TIBOR and the EURIBOR actions have appealed the dismissals. In October 2018, the court in the SIBOR / SOR action dismissed all but one of plaintiffs' claims against UBS. Plaintiffs in the CHF LIBOR and SIBOR / SOR actions filed amended complaints following the dismissals, and the courts granted renewed motions to dismiss in July 2019 (SIBOR / SOR) and in September 2019 (CHF LIBOR). Plaintiffs in both actions have appealed. In November 2018, the court in the BBSW lawsuit dismissed the case as to UBS and certain other foreign defendants for lack of personal jurisdiction. Following that dismissal, plaintiffs in the BBSW action filed an amended complaint in April 2019, which UBS and other defendants named in the amended complaint have moved to dismiss. In February 2020, the court in the BBSW action granted in part and denied in part defendants' motions to dismiss the amended complaint. The court dismissed the GBP LIBOR action in August 2019, and plaintiffs appealed the dismissal in September 2019.

Government bonds: Putative class actions have been filed since 2015 in US federal courts against UBS and other banks on behalf of persons who participated in markets for US Treasury securities since 2007. A consolidated complaint was filed in 2017 in the US District Court for the Southern District of New York alleging that the banks colluded with respect to, and manipulated prices of, US Treasury securities sold at auction and in the secondary market and asserting claims under the antitrust laws and for unjust enrichment. Defendants' motions to dismiss the consolidated complaint are pending. Similar class actions have been filed concerning European government bonds and other government bonds.

UBS and reportedly other banks are responding to investigations and requests for information from various authorities regarding government bond trading practices. As a result of its review to date, UBS has taken appropriate action.

Government sponsored entities (GSE) bonds: Starting in February 2019, class action complaints were filed in the US District Court for the Southern District of New York against UBS and other banks on behalf of plaintiffs who traded GSE bonds. A consolidated complaint was filed alleging collusion in GSE bond trading between 1 January 2009 and 1 January 2016. In December 2019, UBS and eleven other defendants agreed to settle the class action for a total of USD 250 million. The settlement is subject to court approval.

Note 21 Provisions and contingent liabilities (continued)

With respect to additional matters and jurisdictions not encompassed by the settlements and orders referred to above, our balance sheet at 31 December 2019 reflected a provision in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

6. Swiss retrocessions

The Federal Supreme Court of Switzerland ruled in 2012, in a test case against UBS, that distribution fees paid to a firm for distributing third-party and intra-group investment funds and structured products must be disclosed and surrendered to clients who have entered into a discretionary mandate agreement with the firm, absent a valid waiver.

FINMA has issued a supervisory note to all Swiss banks in response to the Supreme Court decision. UBS has met the FINMA requirements and has notified all potentially affected clients.

The Supreme Court decision has resulted, and may continue to result, in a number of client requests for UBS to disclose and potentially surrender retrocessions. Client requests are assessed on a case-by-case basis. Considerations taken into account when assessing these cases include, among other things, the existence of a discretionary mandate and whether or not the client documentation contained a valid waiver with respect to distribution fees.

Our balance sheet at 31 December 2019 reflected a provision with respect to matters described in this item 6 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. The ultimate exposure will depend on client requests and the resolution thereof, factors that are difficult to predict and assess. Hence, as in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

7. Securities transaction pricing and disclosure

UBS identified and reported to the relevant authorities instances in which some Global Wealth Management clients booked in Hong Kong and Singapore may have been charged inappropriate spreads on debt securities transactions between 2008 and 2015. In November 2019, UBS AG entered into a settlement with the Hong Kong Securities and Futures Commission (SFC) under which it was reprimanded and fined HKD 400 million (USD 51 million) and a settlement with the Monetary Authority of Singapore (MAS) under which it was fined SGD 11 million (USD 8.3 million). In addition, UBS has commenced reimbursing affected customers an aggregate amount equivalent to USD 47 million, including interest.

Our balance sheet at 31 December 2019 reflected a provision with respect to the matter described in this item 7 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard.

Note 22 Other liabilities**a) Other financial liabilities measured at amortized cost**

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Other accrued expenses	1,697	1,911
Accrued interest expenses	1,596	1,501
Settlement and clearing accounts	1,368	1,477
Lease liabilities ¹	3,858	
Other	1,854	2,688
Total other financial liabilities measured at amortized cost	10,373	7,576

¹ Relates to the adoption of IFRS 16 on 1 January 2019. Refer to Note 1 for more information.

b) Other financial liabilities designated at fair value

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Financial liabilities related to unit-linked investment contracts	28,145	21,679
Securities financing transactions	5,742	9,461
Over-the-counter debt instruments	2,022	2,450
<i>of which: life-to-date own credit (gain) / loss</i>	<i>(4)</i>	<i>(51)</i>
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries	217	
Other	31	5
Total other financial liabilities designated at fair value¹	36,157	33,594

¹ As of 31 December 2019 and 31 December 2018, the contractual redemption amount at maturity of other financial liabilities designated at fair value through profit or loss was not materially different from the carrying amount.

c) Other non-financial liabilities

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Compensation-related liabilities	4,296	4,645
<i>of which: financial advisor compensation plans</i>	<i>1,459</i>	<i>1,454</i>
<i>of which: other compensation plans</i>	<i>1,750</i>	<i>1,929</i>
<i>of which: net defined benefit pension and post-employment liabilities</i>	<i>629</i>	<i>773</i>
<i>of which: other compensation-related liabilities¹</i>	<i>458</i>	<i>490</i>
Current and deferred tax liabilities	1,091	915
VAT and other tax payables	445	403
Deferred income	134	215
Other	202	98
Total other non-financial liabilities	6,168	6,275

¹ Includes liabilities for payroll taxes and unrun vacation.

Additional information

Note 23 Expected credit loss measurement

a) Expected credit losses in the period

Total net credit loss expenses were USD 78 million in 2019, reflecting net credit loss expenses of USD 100 million related to credit-impaired (stage 3) positions, partly offset by USD 22 million of net releases in expected credit loss expense allowances from stage 1 and 2 positions.

In the Investment Bank, increased stage 1 and 2 ECL allowances and provisions recognized over the year primarily related to loans and credit facilities originated during 2019 and to changes in credit quality of existing assets, partly offset by a change in the applied credit risk models. In Personal & Corporate

Banking and Global Wealth Management, ECL allowances and provisions slightly decreased over the year, primarily attributable to a minor improvement in book quality following continued positive developments of selected economic input data.

Stage 3 net losses of USD 100 million were recognized across a number of defaulted positions, mainly in Personal & Corporate Banking (USD 44 million) and, to a lesser extent, in the Investment Bank (USD 26 million) and Global Wealth Management (USD 23 million).

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)**b) Changes to ECL models, scenarios, scenario weights and key inputs**

Refer to Note 1a for information about the principles governing ECL models, scenarios, scenario weights and key inputs applied. In addition to the quarterly updates of market and behavioral data, which are relevant input factors to the credit rating methodology and the estimation of the probability of default (PD) and the loss given default (LGD), one significant change was applied to the models used to calculate ECLs for large corporate clients in the Investment Bank. During 2019, the data set was refreshed and aligned with the process applied to regulatory stress testing in the US, which resulted in a net release in expected credit loss expense allowances and provisions from stage 1 and 2 positions of USD 20 million. For portfolios where internal default data is insufficient for modeling purposes, UBS AG relies on external data providers.

Four scenarios and the related macroeconomic factors were reviewed in the fourth quarter of 2019 in light of the economic and political conditions prevailing at year-end. The selection of the three hypothetical scenarios remained essentially unchanged, although the narrative of the severe downside scenario was updated to include additional risks. The key aspects of the narrative for the scenarios are summarized below.

- The baseline scenario assumes continued growth in all key markets, albeit at a slower rate than in 2019. As a consequence, unemployment rates are not expected to fall noticeably, except in the US. Interest rates remain at low levels in line with the central bank policies pursued in the eurozone, Switzerland and in the US.
- The upside scenario assumes continued accommodative central bank policies in developed economies and a gradual decline of geopolitical and economic uncertainty. Underlying macroeconomic conditions improve, and asset values increase substantially.
- The mild downside scenario is based on a monetary policy tightening assumption, implemented by major central banks to deflate a potential asset price bubble, thus causing a mild recession.
- The narrative for the severe downside scenario, which during 2019 focused primarily on developments in the eurozone, has been broadened to cover a severe recessionary phase affecting all major economies. A wide-ranging slowdown is mainly caused by global trade tensions and debt sustainability concerns in Europe. Trade and business confidence are affected, being particularly felt in the key export markets for Swiss industry.

In each quarter the bases to which scenario-specific forecasts are applied, and the baseline forecast itself, were updated using the most recently available information (key macroeconomic data and relevant market indicators). The key forward-looking macroeconomic variables applied to the four scenarios as of

31 December 2019 are summarized in the table on the following page.

The determination of scenario weights is subject to the process and governance outlined in Note 1a item 3g. An econometric model is used to provide input into the scenario weight assessment process. The model output gives a first estimate of the probability that the GDP assumptions used for each scenario materialize, according to the historically observed deviations of GDP growth from trend growth. Since the probability estimates produced by the model do not include an assessment of the underlying economic or political causes, management positions the model output into the context of current conditions and future expectations, and applies judgment in determining the final scenario weights. The reviews during 2019 reflected the increasing probability of a weakening economy in key markets, after a long spell of substantial expansion, and the uncertainties about the influence that several political developments with unforeseeable outcomes may have on future growth. At year-end 2019, management reflected these developments by giving more weight to the severe downside scenario compared with 31 December 2018.

Non-linearity of credit losses in relation to macroeconomic factors is usually most pronounced in portfolios that are most sensitive to interest rates, especially in the areas of mortgage loans to private clients and real estate financing. The mild downside scenario therefore reflects a significant rise in interest rates as a key component and is also particularly relevant for credit risk management purposes.

As noted above, scenario weights are a reflection of risks identified during management's assessment of economic and geopolitical risks and not a specific expectation that a particular narrative with its defined macroeconomic factors (e.g., interest rates) will materialize. Other scenarios for a mild downside with less focus on interest rates would, however, not have been representative of the potential asymmetry of loan losses in a downturn. A more severe recession can be triggered by political factors that cannot be modeled based on observed history; given this consideration, the weight assigned to the severe downside case was also based on management's assessment of the geopolitical risks that might affect all of our key markets and portfolios.

ECL scenario	Assigned weights in %	
	31.12.19	31.12.18
Upside	7.5	10.0
Baseline	42.5	45.0
Mild downside	35.0	35.0
Severe downside	15.0	10.0

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

Key parameters	One year				Three years cumulative			
	Upside	Baseline	Mild downside	Severe downside	Upside	Baseline	Mild downside	Severe downside
Real GDP growth (% change)								
United States	4.3	1.9	(0.5)	(6.4)	10.9	6.4	0.0	(4.3)
Eurozone	3.6	1.0	(0.3)	(9.1)	9.5	2.8	0.7	(10.8)
Switzerland	4.2	1.5	(0.8)	(7.0)	10.4	4.8	(0.1)	(6.2)
Consumer price index (% change)								
United States	3.1	1.8	4.9	(1.2)	8.6	6.2	11.1	0.4
Eurozone	2.1	1.3	2.8	(1.3)	6.7	4.3	6.2	(1.7)
Switzerland	1.5	0.8	1.8	(1.8)	5.5	2.7	4.2	(1.6)
Unemployment rate (change, percentage points)								
United States	(0.9)	(0.4)	0.3	5.7	(0.9)	(0.5)	0.7	5.6
Eurozone	(1.4)	(0.1)	0.6	5.6	(1.9)	(0.2)	1.0	7.9
Switzerland	(0.3)	0.1	0.5	2.6	(0.8)	0.3	1.2	3.6
Fixed income: 10-year government bonds (change in yields, basis points)								
USD	61.0	0.2	187.5	(100.0)	274.1	10.1	262.5	(75.0)
EUR	65.0	8.4	112.5	(30.0)	221.7	28.2	225.0	(20.0)
CHF	73.0	9.5	187.5	(70.0)	283.0	30.0	262.5	(35.0)
Equity indices (% change)								
S&P 500	14.8	3.5	(20.3)	(53.0)	42.7	9.5	(23.5)	(42.9)
EuroStoxx 50	17.0	0.5	(15.5)	(60.0)	44.3	4.4	(14.7)	(52.9)
SPI	13.9	1.4	(19.0)	(56.2)	42.2	5.3	(24.0)	(46.8)
Swiss real estate (% change)								
Single-Family Homes	4.5	0.1	(7.3)	(15.2)	14.1	2.3	(15.8)	(27.0)
Other real estate (% change)								
United States (S&P/Case-Shiller)	6.2	4.0	(4.0)	(13.3)	17.7	16.7	(11.9)	(23.4)
Eurozone (House Price Index)	4.9	1.2	(1.2)	(23.0)	15.4	2.2	(6.8)	(33.2)

c) Development of ECL allowances and provisions

The ECL allowances and provisions recognized in the period are impacted by a variety of factors, such as:

- origination of new instruments during the period;
- effect of passage of time as the ECLs on an instrument for the remaining lifetime reduces (all other factors remaining the same);
- discount unwind within ECLs as it is measured on a present value basis;
- derecognition of instruments in the period;
- change in individual asset quality of instruments;
- portfolio effect of updating forward-looking scenarios and the respective weights;
- movements from a "maximum 12-month ECL" to the recognition of "lifetime ECLs" (and vice versa) following transfers between stages 1 and 2;
- movements from stages 1 and 2 to stage 3 (credit-impaired status) when default has become certain and probability of default (PD) increases to 100% (or vice versa);
- changes in credit risk and/or economic forecasting models or updates to model parameters; and
- foreign exchange translations for assets denominated in foreign currencies and other movements.

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

The following table explains the changes in the ECL allowances and provisions for on- and off-balance sheet financial instruments and other credit lines in scope of ECL requirements between the beginning and the end of the period due to the factors listed on the previous page.

USD million	Development of ECL allowances and provisions			
	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Balance as of 31 December 2018	(1,054)	(176)	(183)	(695)
ECL movements due to stage transfer ¹	0	(96)	103	(8)
Net movement from new and derecognized transactions ²	(53)	(66)	10	3
of which: Private clients with mortgages	(1)	(4)	3	0
of which: Real estate financing	(3)	(5)	2	0
of which: Large corporate clients	(6)	(14)	8	0
of which: SME clients	(16)	(14)	(2)	0
Book quality movements	(52)	141	(97)	(95)
Remeasurements due to stage transfers ³	(125)	110	(138)	(97)
of which: Private clients with mortgages	(5)	70	(74)	(1)
of which: Real estate financing	5	21	(16)	0
of which: Large corporate clients	(45)	1	(11)	(35)
of which: SME clients	(64)	6	(17)	(53)
Remeasurements without stage transfers ⁴	73	31	41	1
of which: Private clients with mortgages	22	2	30	(9)
of which: Real estate financing	1	0	0	1
of which: Large corporate clients	(24)	(10)	0	(14)
of which: SME clients	35	9	10	17
Model and methodology changes ⁵	26	17	9	0
Total ECL movements with profit or loss impact ⁶	(78)	(4)	25	(100)
Other allowance and provision movements	105	(1)	(2)	108
Write-offs / recoveries ⁷	130	0	0	130
Reclassifications ⁸	0	0	0	0
Foreign exchange movements ⁹	(8)	(1)	(2)	(4)
Other	(19)	0	0	(18)
Balance as of 31 December 2019	(1,029)	(181)	(160)	(688)

¹ Represents ECL allowances and provisions prior to ECL remeasurement due to stage transfer. ² Represents the increase and decrease in allowances and provisions resulting from financial instruments (including guarantees and facilities) that were newly originated, purchased or renewed and from the final derecognition of loans or facilities on their maturity date or earlier. ³ Represents the remeasurement between 12-month and lifetime ECL due to stage transfers. ⁴ Represents the change in allowances and provisions related to changes in model inputs or assumptions, including changes in forward-looking macroeconomic conditions, changes in the exposure profile, PD and LGD changes, and unwinding of the time value. ⁵ Represents the change in the allowances and provisions related to changes in models and methodologies. Refer to Note 23b for more information. ⁶ Includes ECL movements due to stage transfers, ECL movements from new and derecognized transactions, book quality changes and model and methodology changes. ⁷ Represents the decrease in allowances and provisions resulting from write-offs of the ECL allowance against the gross carrying amount when all or part of a financial asset is deemed uncollectible or forgiven. ⁸ Represents reclassifications to Other assets measured at amortized cost. ⁹ Represents the change in allowances and provisions related to movements in foreign exchange rates.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

The following table explains the changes in the ECL allowances and provisions for *Loans and advances to customers*, *Loans to financial advisors* and off-balance sheet financial instruments and other credit lines between the beginning and the end of the period.

USD million	Development of ECL allowances and provisions			
	Total	Stage 1	Stage 2	Stage 3
Balance as of 1 January 2018	(1,117)	(141)	(193)	(783)
ECL movements due to stage transfer ¹	0	(97)	95	2
Net movement from new and derecognized transactions ²	(10)	(44)	15	19
of which: Private clients with mortgages	(3)	(6)	4	0
of which: Real estate financing	(3)	(9)	5	0
of which: Large corporate clients	2	(6)	1	8
of which: SME clients	(10)	(14)	4	0
Book quality movements	(89)	112	(87)	(114)
Remeasurements due to stage transfers ³	(16)	95	(103)	(7)
of which: Private clients with mortgages	(11)	54	(63)	(1)
of which: Real estate financing	5	24	(19)	0
of which: Large corporate clients	(1)	0	(3)	1
of which: SME clients	1	7	(7)	0
Remeasurements without stage transfers ⁴	(73)	17	16	(106)
of which: Private clients with mortgages	(9)	2	(3)	(7)
of which: Real estate financing	8	4	12	(8)
of which: Large corporate clients	(56)	(2)	(6)	(48)
of which: SME clients	(55)	9	6	(70)
Model and methodology changes ⁵	(13)	(2)	(11)	0
Subtotal ECL movements with profit or loss impact ⁶	(104)	(30)	11	(86)
Other allowance and provision movements	227	10	1	216
Write-offs / recoveries ⁷	200	1	0	199
Reclassifications ⁸	25	7	3	15
Foreign exchange movements ⁹	8	0	0	8
Other	(6)	2	(1)	(5)
Balance as of 31 December 2018	(1,002)	(162)	(180)	(661)

¹ Represents ECL allowances and provisions prior to ECL remeasurement due to stage transfer. ² Represents the increase and decrease in allowances and provisions resulting from financial instruments (including guarantees and facilities) that were newly originated, purchased or renewed and from the final derecognition of loans or facilities on their maturity date or earlier. ³ Represents the remeasurement between 12-month and lifetime ECL due to stage transfers. ⁴ Represents the change in allowances and provisions related to changes in model inputs or assumptions, including changes in forward-looking macroeconomic conditions, changes in the exposure profile, PD and LGD changes, and unwinding of the time value. ⁵ Represents the change in the allowances and provisions related to changes in models and methodologies. ⁶ UBS has restated ECL movements with profit or loss (P&L) impact to include ECL movements due to stage transfer. This aligns with a change in approach adopted in 2019 to allow for the total ECL P&L impacts by stage to be disclosed, including ECL movements due to stage transfers, ECL movements from new and derecognized transactions, book quality changes, model and methodology changes and foreign exchange rates. ⁷ Represents the decrease in allowances and provisions resulting from write-offs of the ECL allowance against the gross carrying amount when all or part of a financial asset is deemed uncollectible or forgiven. ⁸ Represents reclassifications to Other assets measured at amortized cost. ⁹ Represents the change in allowances and provisions related to movements in foreign exchange rates.

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

d) Maximum exposure to credit risk

The tables on the following pages provide UBS AG's maximum exposure to credit risk for financial instruments subject to ECL requirements and the respective collateral and other credit enhancements mitigating credit risk for these classes of financial instruments.

The maximum exposure to credit risk includes the carrying amounts of financial instruments recognized on the balance sheet subject to credit risk and the notional amounts for off-balance sheet arrangements. Where information is available,

collateral is presented at fair value. For other collateral, such as real estate, a reasonable alternative value is used. Credit enhancements, such as credit derivative contracts and guarantees, are included at their notional amounts. Both are capped at the maximum exposure to credit risk for which they serve as security. The "Risk management and control" section of this report describes management's view of credit risk and the related exposures, which can differ in certain respects from the requirements of IFRS.

Maximum exposure to credit risk

USD billion	31.12.19								
	Maximum exposure to credit risk	Collateral				Credit enhancements		Exposure to credit risk after collateral and credit enhancements	
		Cash collateral received	Collateralized by securities	Secured by real estate	Other collateral ¹	Netting	Credit derivative contracts		Guarantees
Financial assets measured at amortized cost on the balance sheet									
Cash and balances at central banks	107.1								107.1
Loans and advances to banks ²	12.4		0.0						12.3
Receivables from securities financing transactions	84.2		77.6		5.8				0.8
Cash collateral receivables on derivative instruments ^{3,4}	23.3					14.4			8.9
Loans and advances to customers ⁵	328.0	19.4	101.4	174.7	17.1		1.1		14.3
Other financial assets measured at amortized cost	23.0	0.1	0.4	0.0	1.3				21.2
Total financial assets measured at amortized cost	578.0	19.5	179.4	174.7	24.3	14.4	0.0	1.1	164.6
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income – debt	6.3								6.3
Total maximum exposure to credit risk reflected on the balance sheet in scope of ECL	584.3	19.5	179.4	174.7	24.3	14.4	0.0	1.1	171.0
Guarantees ⁶	18.1	1.0	3.0	0.1	1.7			2.5	9.8
Loan commitments ⁶	27.5	0.2	1.9	1.3	5.8		0.2	0.2	18.0
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements	1.7		1.7						0.0
Committed unconditionally revocable credit lines	36.9	0.3	8.3	4.9	3.6			0.0	19.8
Total maximum exposure to credit risk not reflected on the balance sheet, in scope of ECL	84.2	1.5	14.9	6.3	11.0	0.0	0.2	2.8	47.6

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

Maximum exposure to credit risk (continued)

USD billion	31.12.18								
	Maximum exposure to credit risk	Collateral				Credit enhancements			Exposure to credit risk after collateral and credit enhancements
		Cash collateral received	Collateralized by securities	Secured by real estate	Other collateral ¹	Netting	Credit derivative contracts	Guarantees	
Financial assets measured at amortized cost on the balance sheet									
Cash and balances at central banks	108.4								108.4
Loans and advances to banks ²	16.6		0.1						16.6
Receivables from securities financing transactions	95.3		92.5		2.5				0.3
Cash collateral receivables on derivative instruments ^{3,4}	23.6					14.5			9.1
Loans and advances to customers ⁵	321.5	17.7	104.4	167.1	16.2		0.0	1.2	14.8
Other financial assets measured at amortized cost	22.6	0.1	0.4	0.0	1.1				21.0
Total financial assets measured at amortized cost	588.1	17.8	197.4	167.2	19.9	14.5	0.0	1.2	170.2
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income – debt	6.7								6.7
Total maximum exposure to credit risk reflected on the balance sheet in scope of ECL	594.8	17.8	197.4	167.2	19.9	14.5	0.0	1.2	176.9
Guarantees ⁶	18.1	1.3	2.5	0.1	1.2			2.7	10.2
Loan commitments ⁶	31.2	0.4	2.8	1.5	5.7		0.2	0.7	19.8
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements	0.9		0.9						0.0
Committed unconditionally revocable credit lines	38.8	1.1	6.5	4.2	3.9				23.2
Total maximum exposure to credit risk not reflected on the balance sheet, in scope of ECL	89.0	2.8	12.7	5.8	10.8	0.0	0.2	3.4	53.2

¹ Includes but is not limited to life insurance contracts, inventory, mortgage loans, gold and other commodities. ² Loans and advances to banks include amounts held with third-party banks on behalf of clients. The credit risk associated with these balances may be borne by those clients. ³ Included within Cash collateral receivables on derivative instruments are margin balances due from exchanges or clearing houses. Some of these margin balances reflect amounts transferred on behalf of clients who retain the associated credit risk. ⁴ The amount shown in the "Netting" column represents the netting potential not recognized on the balance sheet. Refer to Note 25 for more information. ⁵ Collateral arrangements generally incorporate a range of collateral, including cash, securities, property and other collateral. ⁶ The amount shown in the "Guarantees" column largely relates to sub-participations. Refer to Note 34 for more information.

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

e) Financial assets subject to credit risk by rating category

The table below shows the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the UBS AG's internal credit rating system and year-end stage classification. With the transition to IFRS 9, the credit risk rating reflects UBS AG's assessment of the probability of default of individual counterparties, prior to substitutions. The amounts presented are gross of impairment allowances.

→ Refer to the "Risk management and control" section of this report for more details regarding UBS AG's internal grading system

Financial assets subject to credit risk by rating category

USD million		31.12.19							
Rating category ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	Credit-impaired (defaulted)	Total gross carrying amount	ECL allowances	Net carrying amount (maximum exposure to credit risk)
Financial assets measured at amortized cost									
Cash and balances at central banks	105,195	1,873	0	0	0	0	107,068	0	107,068
of which: stage 1	105,195	1,873	0	0	0	0	107,068	0	107,068
Loans and advances to banks	309	9,764	1,326	687	298	1	12,386	(6)	12,379
of which: stage 1	309	9,764	1,326	677	228	0	12,303	(4)	12,299
of which: stage 2	0	0	0	10	71	0	81	(1)	80
of which: stage 3	0	0	0	0	0	1	1	(1)	0
Receivables from securities financing transactions	21,089	16,889	14,366	28,815	3,088	0	84,246	(2)	84,245
of which: stage 1	21,089	16,889	14,366	28,815	3,088	0	84,246	(2)	84,245
Cash collateral receivables on derivative instruments	4,899	10,553	5,033	2,765	39	0	23,289	0	23,289
of which: stage 1	4,899	10,553	5,033	2,765	39	0	23,289	0	23,289
Loans and advances to customers	1,744	176,189	59,240	70,528	18,748	2,308	328,756	(764)	327,992
of which: stage 1	1,744	175,534	56,957	62,435	14,117	0	310,787	(82)	310,705
of which: stage 2	0	655	2,283	8,093	4,631	0	15,661	(123)	15,538
of which: stage 3	0	0	0	0	0	2,308	2,308	(559)	1,749
Other financial assets measured at amortized cost	13,030	1,592	390	7,158	312	672	23,154	(143)	23,012
of which: stage 1	13,030	1,581	381	6,747	280	0	22,019	(35)	21,985
of which: stage 2	0	11	9	412	32	0	463	(13)	451
of which: stage 3	0	0	0	0	0	672	672	(95)	576
Total financial assets measured at amortized cost	146,267	216,860	80,354	109,952	22,485	2,981	578,899	(915)	577,985
On-balance sheet financial instruments									
Financial assets measured at FVOCI – debt instruments	5,854	450	0	41	0	0	6,345	0	6,345
Total on balance sheet financial instruments	152,120	217,309	80,354	109,994	22,485	2,981	585,245	(915)	584,329

¹ Refer to the "Internal UBS rating scale and mapping of external ratings" table in the "Risk management and control" section of this report for more information on rating categories.

Consolidated financial statements
 UBS AG consolidated financial statements

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

Off-balance sheet positions subject to expected credit loss by rating category

USD million		31.12.19					Credit- impaired (defaulted)	Total carrying amount (maximum exposure to credit risk)	ECL provision
Rating category ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13				
Off-balance sheet financial instruments									
Guarantees	857	4,932	6,060	5,450	761	82	18,142	(42)	
of which: stage 1	857	4,931	6,048	5,218	704	0	17,757	(8)	
of which: stage 2	0	1	12	233	57	0	304	(1)	
of which: stage 3	0	0	0	0	0	82	82	(33)	
Irrevocable loan commitments	2,548	10,068	4,862	5,859	4,160	50	27,547	(35)	
of which: stage 1	2,548	10,068	4,862	5,722	3,878	0	27,078	(30)	
of which: stage 2	0	0	0	137	282	0	419	(5)	
of which: stage 3	0	0	0	0	0	50	50	0	
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing agreements	0	672	50	936	0	0	1,657	0	
Total off balance sheet financial instruments	3,405	15,672	10,972	12,245	4,922	132	47,347	(77)	
Other credit lines									
Committed unconditionally revocable credit lines	632	14,346	6,231	7,169	8,554	46	36,979	(34)	
of which: stage 1	632	14,309	6,120	6,789	7,889	0	35,740	(17)	
of which: stage 2	0	37	111	380	665	0	1,193	(17)	
of which: stage 3	0	0	0	0	0	46	46	0	
Irrevocable committed prolongation of existing loans	25	1,399	870	633	359	4	3,289	(3)	
of which: stage 1	25	1,399	870	633	359	0	3,285	(3)	
of which: stage 2	0	0	0	0	0	0	0	0	
of which: stage 3	0	0	0	0	0	4	4	0	
Total other credit lines	657	15,745	7,101	7,801	8,913	50	40,268	(37)	

¹ Refer to the "Internal UBS rating scale and mapping of external ratings" table in the "Risk management and control" section of this report for more information on rating categories.

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

Financial assets subject to credit risk by rating category

USD million		31.12.18							
Rating category ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	Credit-impaired (defaulted)	Total gross carrying amount	ECL allowances	Net carrying amount (maximum exposure to credit risk)
Financial assets measured at amortized cost									
Cash and balances at central banks	103,635	4,735	0	0	0	0	108,370	0	108,370
of which: stage 1	103,635	4,735	0	0	0	0	108,370	0	108,370
Loans and advances to banks	829	13,286	1,302	922	307	3	16,649	(8)	16,641
of which: stage 1	829	13,286	1,302	758	268	0	16,443	(4)	16,439
of which: stage 2	0	0	0	164	39	0	203	(1)	202
of which: stage 3	0	0	0	0	0	3	3	(3)	0
Receivables from securities financing transactions	29,065	24,653	13,602	26,866	1,165	0	95,351	(2)	95,349
of which: stage 1	29,065	24,653	13,602	26,866	1,165	0	95,351	(2)	95,349
Cash collateral receivables on derivative instruments	5,136	10,044	5,282	3,040	101	0	23,603	0	23,603
of which: stage 1	5,136	10,044	5,282	3,040	101	0	23,603	0	23,603
Loans and advances to customers	3,641	173,454	52,806	74,042	16,014	2,297	322,255	(772)	321,482
of which: stage 1	3,621	172,714	49,517	62,484	11,111	0	299,448	(69)	299,379
of which: stage 2	20	740	3,289	11,558	4,903	0	20,510	(155)	20,355
of which: stage 3	0	0	0	0	0	2,297	2,297	(549)	1,748
Other financial assets measured at amortized cost	13,409	682	316	7,525	274	586	22,792	(156)	22,636
of which: stage 1	13,409	682	316	7,300	272	0	21,979	(43)	21,936
of which: stage 2	0	0	0	225	2	0	227	(4)	223
of which: stage 3	0	0	0	0	0	586	586	(109)	477
Total financial assets measured at amortized cost	155,715	226,854	73,308	112,395	17,861	2,886	589,020	(937)	588,081
On-balance sheet financial instruments									
Financial assets measured at FVOCI – debt instruments	3,889	2,702	0	76	0	0	6,667	0	6,667
Total on balance sheet financial instruments	159,604	229,556	73,308	112,471	17,861	2,886	595,687	(937)	594,748

¹ Refer to the "Internal UBS rating scale and mapping of external ratings" table in the "Risk management and control" section of this report for more information on rating categories.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

Off-balance sheet positions subject to expected credit loss by rating category

USD million		31.12.18						
Rating category ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	Credit-impaired (defaulted)	Total carrying amount (maximum exposure to credit risk)	ECL provision
Off-balance sheet financial instruments								
Guarantees	978	6,673	3,859	5,415	1,006	215	18,146	(43)
of which: stage 1	978	6,670	3,849	5,013	811		17,321	(7)
of which: stage 2		3	10	402	195	0	610	(2)
of which: stage 3	0	0	0	0		215	215	(34)
Irrevocable loan commitments	2,088	11,667	6,519	6,480	4,405	53	31,212	(37)
of which: stage 1	2,088	11,667	6,519	6,297	4,020	0	30,591	(32)
of which: stage 2	0	0	0	183	385	0	568	(5)
of which: stage 3	0	0	0	0		53	53	0
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing agreements	25	510	150	254	0	0	939	0
Total off balance sheet financial instruments	3,091	18,850	10,528	12,148	5,411	268	50,296	(80)
Other credit lines								
Committed unconditionally revocable credit lines	776	12,426	5,332	12,140	8,084	93	38,851	(35)
of which: stage 1	768	12,398	5,202	11,367	7,603		37,338	(19)
of which: stage 2	8	28	130	773	481	0	1,420	(16)
of which: stage 3	0				0	93	93	
Irrevocable committed prolongation of existing loans	27	1,346	889	901	154	22	3,339	(1)
of which: stage 1	27	1,315	680	701	137	0	2,860	(1)
of which: stage 2	0	31	209	200	17	0	457	0
of which: stage 3	0	0	0			22	22	0
Total other credit lines	803	13,772	6,221	13,041	8,238	115	42,190	(36)

¹ Refer to the "Internal UBS rating scale and mapping of external ratings" table in the "Risk management and control" section of this report for more information on rating categories.

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

f) Credit-impaired financial instruments at amortized cost

The credit risk in UBS AG's portfolio is actively managed by taking collateral against exposures and by utilizing credit hedging. Collateral held against credit-impaired loan exposures (stage 3) mainly consisted of real estate and securities. It is UBS AG's policy to dispose of foreclosed real estate as soon as practicable. The carrying amount of foreclosed property recorded in our balance sheet at the end of 2019 and 2018

amounted to USD 86 million and USD 60 million, respectively. The firm seeks to liquidate collateral held in the form of financial assets expeditiously and at prices considered fair. This may require us to purchase assets for our own account, where permitted by law, pending orderly liquidation. Financial assets that are credit-impaired and related collateral held in order to mitigate potential losses are shown in the table below.

USD million	31.12.19			
	Gross carrying amount	Allowance for expected credit losses	Net carrying amount	Collateral / credit enhancements
Loans and advances to banks	1	(1)	0	0
Loans and advances to customers	2,308	(559)	1,749	1,698
of which: Private clients with mortgages	1,000	(41)	959	959
of which: Real estate financing	21	(4)	17	13
of which: Large corporate clients	192	(98)	94	77
of which: SME clients	791	(271)	521	461
of which: Lombard	116	(18)	98	89
Other financial assets measured at amortized cost	672	(95)	576	22
Total credit-impaired financial assets measured at amortized cost	2,981¹	(655)¹	2,326	1,720
Guarantees	82	(33)		10
of which: Large corporate clients	24	(9)		8
of which: SME clients	58	(23)		2
Loan commitments	50	0		12
Committed unconditionally revocable credit lines	46	0		5
Irrevocable committed prolongation of existing loans	4	0		0
Total off-balance sheet financial instruments and other credit lines	182¹	(33)¹		27

¹ Under IFRS 9, adopted on 1 January 2018, an instrument is classified as credit-impaired if the counterparty is defaulted, and/or the instrument is purchased or originated credit-impaired and includes credit-impaired exposures for which no loss has occurred or no allowance has been recognized (e.g., because they are expected to be fully recoverable through the collateral held).

USD million	31.12.18			
	Gross carrying amount	Allowance for expected credit losses	Net carrying amount	Collateral / credit enhancements
Loans and advances to banks	3	(3)	0	0
Loans and advances to customers	2,297	(549)	1,748	1,654
of which: Private clients with mortgages	836	(39)	796	796
of which: Real estate financing	54	(16)	38	30
of which: Large corporate clients	170	(82)	88	79
of which: SME clients	888	(256)	632	561
of which: Lombard	31	(17)	14	14
Other financial assets measured at amortized cost	586	(109)	478	12
Total credit-impaired financial assets measured at amortized cost	2,886¹	(660)¹	2,226	1,666
Guarantees	215	(34)		84
of which: Large corporate clients	127	(6)		79
of which: SME clients	77	(25)		5
Loan commitments	53	0		8
Committed unconditionally revocable credit lines	93	0		9
Irrevocable committed prolongation of existing loans	22	0		0
Total off-balance sheet financial instruments and other credit lines	383¹	(34)¹		102

¹ Under IFRS 9, adopted on 1 January 2018, an instrument is classified as credit-impaired if the counterparty is defaulted, and/or the instrument is purchased or originated credit-impaired and includes credit-impaired exposures for which no loss has occurred or no allowance has been recognized (e.g., because they are expected to be fully recoverable through the collateral held).

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)**g) Sensitivity information**

As outlined in Note 1a, ECL estimates involve significant uncertainties at the time they are made.

ECL model

The models applied to determine point in time probability of default (PD) and loss given default (LGD) rely on market and statistical data, which have been found to correlate well with historically observed defaults in sufficiently homogeneous segments. The risk sensitivities for each of the IFRS 9 reporting segments to such factors have been summarized in Note 10.

Emerging new systematic risk factors may not be sufficiently taken into account by existing models and may affect the responsiveness thereof to a changing environment. This risk is deemed to be immaterial and is monitored through regular model review processes. It is deemed to be of less importance in particular for the large books of mortgage loans, where risk drivers tend to be stable.

Statistically derived models, which perform well on a reasonably sized and homogeneous portfolio, may show weakness in smaller-sized sub-portfolios, for which other or differently weighted factors may be more relevant criteria. Where risk experts conclude that the output of a general model is not in line with what they would have expected for a specific portfolio segment, and that this would be material for ECL, the use of overlays would be recommended, based on management judgment.

ECL estimations for segments where the PD is homogeneous, but the credit exposure is not, may prove to be inaccurate – even though all parameters have been accurately predicted – as

the actual amount of loss depends on the exposure of the position that defaulted. This observation is less relevant for retail-type portfolios with smaller individual exposures from mortgage loans or financing of small and medium-sized corporate clients (SME), but may become important for the large corporate client portfolios in the Investment Bank and Personal & Corporate Banking.

Forward-looking scenarios

Depending on the scenario selection and related macro-economic assumptions for the risk factors, the components of the relevant weighted average ECL change. This is particularly relevant for interest rates, which can take both directions under a given growth assumption (for example, low growth with high interest rates in a stagflation scenario, versus low growth and falling interest rates in a recession). Management will look for scenario narratives that reflect the key risk drivers of a credit portfolio.

As forecasting models are complex, due to the combination of multiple factors, simple what-if analyses involving a change of individual parameters do not necessarily provide realistic information on the exposure of segments to changes in the macroeconomy. Portfolio-specific analyses based on their key risk factors would also not be meaningful, as potential compensatory effects in other segments would be ignored. The table below indicates some sensitivities to ECLs if a key macroeconomic variable for the forecasting period is amended across all scenarios with all other factors remaining unchanged.

Potential effect on stage 1 and stage 2 positions from changing key parameters as at 31 December 2019

<i>USD million</i>	Baseline	Upside	Mild downside	Severe downside	Weighted average
Change in key parameters					
Fixed income: 10-year government bonds (absolute change)					
-1.00%	0.34	(0.52)	(25.25)	(0.21)	(7.69)
-0.25%	0.06	(0.31)	(7.72)	(0.11)	(2.31)
+0.25%	(0.02)	0.47	7.75	0.12	2.18
+1.00%	3.34	4.03	36.65	0.11	13.35
Unemployment rate (absolute change)					
-1.00%	(6.72)	(4.79)	(26.41)	(54.97)	(18.02)
-0.25%	(2.00)	(1.45)	(7.79)	(16.20)	(5.43)
+0.25%	2.26	1.65	8.74	17.31	5.99
+1.00%	8.56	5.93	36.27	73.04	24.36
Real GDP growth (relative change)					
-1.00%	2.50	2.42	2.42	1.01	2.19
+1.00%	(2.79)	(1.47)	(2.47)	(1.01)	(2.37)
House Price Index (relative change)					
-5.00%	1.00	0.59	4.67	9.50	3.06
-1.00%	0.21	0.13	0.85	1.89	0.56
+1.00%	(0.16)	(0.09)	(0.90)	(2.16)	(0.54)
+5.00%	(0.25)	(0.42)	(4.66)	(8.51)	(2.52)

Note 23 Expected credit loss measurement (continued)

Sensitivities at the UBS AG level can be more meaningfully assessed in the context of coherent scenarios with consistently developed macroeconomic factors. The table on the previous page outlines favorable and unfavorable effects based on reasonably possible alternative changes to the economic conditions on ECL for stage 1 and stage 2 positions by disclosing for each scenario (see item b in this Note) and material portfolio the corresponding ECL output. The effect of applying scenarios is not linear across the portfolio, with a significant impact observed in the mortgage loan books, as the potential effect of rising interest rates manifests itself in the mild downside scenario, while high unemployment rates combined with a marked correction of house prices contribute to high expected losses in the severe downside scenario.

The forecasting horizon is limited to three years, with a model-based mean reversion of PD and LGD assumed thereafter. Changes to these timelines may have an effect on ECLs: depending on the cycle, a longer or shorter forecasting horizon will lead to different annualized lifetime PD and average LGD estimations. This is currently not deemed to be material for UBS AG, as a large proportion of loans, including mortgages in Switzerland, have maturities that are within the forecasting horizon.

Scenario weights

ECL is sensitive to changing scenario weights, in particular if narratives and parameters are selected that are not close to the baseline scenario, highlighting the non-linearity of credit losses.

As shown in the table on the bottom of this page, the ECL for stage 1 and stage 2 positions would have been USD 234 million (31 December 2018: USD 237 million) instead of USD 341 million (31 December 2018: USD 359 million) if ECL had been determined solely on the baseline scenario. The weighted average ECL therefore amounts to 149% (31 December 2018: 152%) of the baseline value.

Stage allocation and SICR

The determination of what constitutes a significant increase in credit risk (SICR) is based on management judgment as explained in Note 1a. Changing the SICR trigger will have a direct effect on ECLs, as more or fewer positions would be subject to lifetime ECLs under any scenario.

The relevance of the SICR trigger on overall ECL is demonstrated in the table below with the indication that the ECL for stage 1 and stage 2 positions would have been USD 713 million if all non-impaired positions across the portfolio had been measured for lifetime ECLs irrespective of their actual SICR status.

Maturity profile

The maturity profile of the assets is an important driver for changes in ECL due to transfers to stage 2. The current maturity profile of most lending books is relatively short; hence a movement to stage 2 may have a limited effect on ECLs. A significant portion of our lending to SMEs is documented under frame credit agreements, which allow for various forms of utilization but are unconditionally cancelable by UBS AG at any time. The relevant maturity for drawings under such agreements with a fixed maturity is the respective term, or a maximum of 12 months in stage 1. For unused credit lines and all drawings that have no fixed maturity (e.g., current accounts), UBS AG generally applies a 12-month maturity from the reporting date, given the credit review policies, which require either continuous monitoring of key indicators and behavioral patterns for smaller positions or an annual formal review for any other limit. The ECLs for these products is sensitive to shortening or extending the maturity assumption.

Potential effect on stage 1 and stage 2 positions from changing scenario weights or moving to a lifetime ECL calculation as at 31 December 2019

Scenarios	Actual ECL allowances and provisions (as per Note 10)		Pro forma ECL allowances and provisions, assuming application of 100% weighting					Pro forma ECL allowances and provisions, assuming all positions being subject to lifetime ECL				
	Weighted average		Baseline	Upside	Mild downside	Severe downside	Weighted average					
<i>USD million, except where indicated</i>	ECL	in % of baseline	ECL	in % of baseline	ECL	in % of baseline	ECL	in % of baseline				
Segmentation												
Private clients with mortgages	73	248	32	100	27	84	107	336	179	562	191	646
Real estate financing	55	169	35	100	28	81	61	175	128	368	82	251
Large corporate clients	48	151	32	100	28	87	39	120	106	329	95	296
SME clients	51	112	45	100	42	93	55	121	67	147	93	205
Other segments	113	127	90	100	78	87	126	140	166	185	252	283
Total	341	149	234	100	203	87	387	166	646	276	713	312

Financial statements

Note 24 Fair value measurement

This Note provides fair value measurement information for both financial and non-financial instruments and is structured as follows:

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a) Valuation principles b) Valuation governance c) Fair value hierarchy d) Valuation adjustments | <ul style="list-style-type: none"> e) Transfers between Level 1 and Level 2 f) Level 3 instruments: valuation techniques and inputs g) Level 3 instruments: sensitivity to changes in unobservable input assumptions h) Level 3 instruments: movements during the period i) Maximum exposure to credit risk for financial instruments measured at fair value j) Financial instruments not measured at fair value |
|---|--|

a) Valuation principles

Fair value is defined as the price that would be received for the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants in the principal market (or most advantageous market, in the absence of a principal market) as of the measurement date. In measuring fair value, UBS uses various valuation approaches and applies a hierarchy for prices and inputs that maximizes the use of observable market data, if available.

All financial and non-financial assets and liabilities measured or disclosed at fair value are categorized into one of three fair value hierarchy levels in accordance with IFRS. The fair value hierarchy is based on the transparency of inputs to the valuation of an asset or liability as of the measurement. In certain cases,

the inputs used to measure fair value may fall within different levels of the fair value hierarchy. For disclosure purposes, the level in the hierarchy within which the instrument is classified in its entirety is based on the lowest level input that is significant to the position's fair value measurement:

- Level 1 – quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets and liabilities;
- Level 2 – valuation techniques for which all significant inputs are, or are based on, observable market data; or
- Level 3 – valuation techniques for which significant inputs are not based on observable market data.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Fair values are determined using quoted prices in active markets for identical assets or liabilities, where available. An active market is one in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing data on an ongoing basis. Assets and liabilities that are quoted and traded in an active market are valued at the currently quoted price multiplied by the number of units of the instrument held.

Where the market for a financial instrument or non-financial asset or liability is not active, fair value is established using a valuation technique, including pricing models. Valuation techniques involve the use of estimates, the extent of which depends on the complexity of the instrument and the availability of market-based data. Valuation adjustments may be made to allow for additional factors, including model, liquidity, credit and funding risks, which are not explicitly captured within the valuation technique, but which would nevertheless be considered by market participants when establishing a price. The limitations inherent in a particular valuation technique are considered in the determination of an asset or liability's classification within the fair value hierarchy.

Many cash instruments and over-the-counter (OTC) derivative contracts have bid and offer prices that can be observed in the marketplace. Bid prices reflect the highest price that a party is

willing to pay for an asset. Offer prices represent the lowest price that a party is willing to accept for an asset. In general, long positions are measured at a bid price and short positions at an offer price, reflecting the prices at which the instruments could be transferred under normal market conditions. Offsetting positions in the same financial instrument are marked at the mid-price within the bid-offer spread.

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual instrument, and UBS applies valuation adjustments at an individual instrument level, consistent with that unit of account. However, if certain conditions are met, UBS may estimate the fair value of a portfolio of financial assets and liabilities with substantially similar and offsetting risk exposures on the basis of the net open risks.

For transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially recognized at the transaction price. This initial recognition amount may differ from the fair value obtained using the valuation technique. Any such difference is deferred and not recognized in the income statement and referred to as deferred day-1 profit or loss.

→ Refer to Note 24d for more information

b) Valuation governance

UBS's fair value measurement and model governance framework includes numerous controls and other procedural safeguards that are intended to maximize the quality of fair value measurements reported in the financial statements. New products and valuation techniques must be reviewed and approved by key stakeholders from risk and finance control functions. Responsibility for the ongoing measurement of financial and non-financial instruments at fair value resides with the business divisions. In carrying out their valuation responsibilities, the businesses are required to consider the availability and quality of external market data and to provide justification and rationale for their fair value estimates.

Fair value estimates are validated by risk and finance control functions, which are independent of the business divisions. Independent price verification is performed by Finance through benchmarking the business divisions' fair value estimates with observable market prices and other independent sources. Controls and a governance framework are in place and are intended to ensure the quality of third-party pricing sources where used. For instruments where valuation models are used to determine fair value, independent valuation and model control groups within Finance and Risk Control evaluate UBS's models on a regular basis, including valuation and model input parameters as well as pricing. As a result of the valuation controls employed, valuation adjustments may be made to the business divisions' estimates of fair value to align with independent market data and the relevant accounting standard.

→ Refer to Note 24d for more information

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

c) Fair value hierarchy

The table below provides the fair value hierarchy classification of financial and non-financial assets and liabilities measured at fair value. The narrative that follows describes the different product types, valuation techniques used in measuring their fair value, including significant valuation inputs and assumptions used, and the factors determining their classification within the fair value hierarchy.

Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques¹

USD million	31.12.19				31.12.18			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Financial assets at fair value held for trading	113,635	12,248	1,812	127,695	88,455	14,096	1,962	104,513
of which:								
Equity instruments	96,162	400	226	96,788	72,270	455	46	72,771
Government bills / bonds	9,630	1,770	64	11,464	9,554	1,607	0	11,161
Investment fund units	7,088	1,729	50	8,867	6,074	3,200	442	9,716
Corporate and municipal bonds	755	6,796	542	8,093	558	5,699	651	6,908
Loans	0	1,180	791	1,971	0	2,886	680	3,566
Asset-backed securities	0	372	140	512	0	248	144	392
Derivative financial instruments	356	120,224	1,264	121,843	753	124,035	1,424	126,212
of which:								
Foreign exchange contracts	240	52,228	8	52,476	311	53,151	30	53,492
Interest rate contracts	6	42,288	263	42,558	0	36,658	418	37,076
Equity / index contracts	7	22,220	597	22,825	3	30,905	496	31,404
Credit derivative contracts	0	1,612	394	2,007	0	1,444	476	1,920
Commodity contracts	0	1,820	0	1,821	0	1,768	2	1,769
Brokerage receivables	0	18,007	0	18,007	0	16,840	0	16,840
Financial assets at fair value not held for trading	40,608	39,065	3,962	83,636	40,204	37,770	4,413	82,387
of which:								
Financial assets for unit-linked investment contracts ²	27,568	118	0	27,686	21,440	5	0	21,446
Corporate and municipal bonds	653	18,732	0	19,385	781	16,455	0	17,236
Government bills / bonds	12,089	3,700	0	15,790	17,687	4,806	0	22,493
Loans	0	10,206	1,231	11,438	0	6,380	1,752	8,132
Securities financing transactions	0	6,148	147	6,294	0	9,899	39	9,937
Auction rate securities	0	0	1,536	1,536	0	0	1,664	1,664
Investment fund units	194	140	98	432	173	125	109	407
Equity instruments	103	4	451	559	123	62	517	702
Other	0	16	499	515	0	38	331	369
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income on a recurring basis								
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	1,906	4,439	0	6,345	2,319	4,347	0	6,667
of which:								
Asset-backed securities	0	3,955	0	3,955	0	3,931	0	3,931
Government bills / bonds	1,859	16	0	1,875	2,171	69	0	2,239
Corporate and municipal bonds	47	468	0	515	149	348	0	497
Non-financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Precious metals and other physical commodities	4,597	0	0	4,597	4,298	0	0	4,298
Non-financial assets measured at fair value on a non-recurring basis								
Other non-financial assets ³	0	0	199	199	0	82	0	82
Total assets measured at fair value	161,102	193,983	7,237	362,322	136,029	197,170	7,800	340,999

Note 24 Fair value measurement (continued)

Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques (continued)¹

USD million	31.12.19				31.12.18			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Financial liabilities at fair value held for trading	25,791	4,726	75	30,591	24,413	4,468	69	28,949
<i>of which:</i>								
Equity instruments	22,526	149	59	22,734	21,313	537	42	21,892
Corporate and municipal bonds	40	3,606	16	3,661	126	3,377	27	3,530
Government bills / bonds	2,820	646	0	3,466	2,423	416	0	2,839
Investment fund units	404	294	0	698	551	137	0	689
Derivative financial instruments	385	118,498	1,996	120,880	580	122,933	2,210	125,723
<i>of which:</i>								
Foreign exchange contracts	248	53,705	60	54,013	322	52,964	86	53,372
Interest rate contracts	7	36,434	130	36,571	7	32,511	226	32,743
Equity / index contracts	3	24,171	1,293	25,468	1	33,669	1,371	35,041
Credit derivative contracts	0	2,448	512	2,960	0	2,203	519	2,722
Commodity contracts	0	1,707	0	1,707	0	1,487	0	1,487
Financial liabilities designated at fair value on a recurring basis								
Brokerage payables designated at fair value	0	37,233	0	37,233	0	38,420	0	38,420
Debt issued designated at fair value	0	56,943	9,649	66,592	0	46,074	10,957	57,031
Other financial liabilities designated at fair value	0	35,119	1,039	36,157	0	32,569	1,025	33,594
<i>of which:</i>								
Financial liabilities related to unit-linked investment contracts	0	28,145	0	28,145	0	21,679	0	21,679
Securities financing transactions	0	5,742	0	5,742	0	9,461	0	9,461
Over-the-counter debt instruments	0	1,231	791	2,022	0	1,427	1,023	2,450
Total liabilities measured at fair value	26,176	252,518	12,759	291,452	24,992	244,465	14,260	283,717

¹ Bilateral embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are not included in this table. The fair value of these derivatives was not material for the periods presented. ² Fair value hierarchy information for financial assets for unit-linked investment contracts in the comparative period has been restated, resulting in an increase in Level 1 assets of USD 4,746 million as of 31 December 2018, with a corresponding decrease in Level 2 assets. ³ Other non-financial assets primarily consist of properties and other non-current assets held for sale, which are measured at the lower of their net carrying amount or fair value less costs to sell.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Valuation techniques

Valuation techniques are used to value positions for which a market price is not available from active market sources. This includes certain less liquid debt and equity instruments, certain exchange-traded derivatives and all derivatives transacted in the OTC market. UBS uses widely recognized valuation techniques for determining the fair value of financial and non-financial instruments that are not actively traded and quoted. The most frequently applied valuation techniques include discounted value of expected cash flows, relative value and option pricing methodologies.

Discounted value of expected cash flows is a valuation technique that measures fair value using estimated expected future cash flows from assets or liabilities and then discounts these cash flows using a discount rate or discount margin that reflects the credit and/or funding spreads required by the market for instruments with similar risk and liquidity profiles to produce a present value. When using such valuation techniques, expected future cash flows are estimated using an observed or implied market price for the future cash flows or by using industry standard cash flow projection models. The discount factors within the calculation are generated using industry standard yield curve modeling techniques and models.

Relative value models measure fair value based on the market prices of equivalent or comparable assets or liabilities, making adjustments for differences between the characteristics of the observed instrument and the instrument being valued.

Option pricing models incorporate assumptions regarding the behavior of future price movements of an underlying referenced asset or assets to generate a probability-weighted future expected payoff for the option. The resulting probability-weighted expected payoff is then discounted using discount factors generated from industry standard yield curve modeling techniques and models. The option pricing model may be implemented using a closed-form analytical formula or other mathematical techniques (e.g., binomial tree or Monte Carlo simulation).

Where available, valuation techniques use market-observable assumptions and inputs. If such data is not available, inputs may be derived by reference to similar assets in active markets, from recent prices for comparable transactions or from other observable market data. In such cases, the inputs selected are based on historical experience and practice for similar or analogous instruments, derivation of input levels based on similar products with observable price levels and knowledge of current market conditions and valuation approaches.

For more complex instruments, fair values may be estimated using a combination of observed transaction prices, consensus pricing services and relevant quotes. Consideration is given to the nature of the quotes (e.g., indicative or firm) and the relationship of recently evidenced market activity to the prices provided by consensus pricing services. UBS also uses internally developed

models, which are typically based on valuation methods and techniques recognized as standard within the industry.

Assumptions and inputs used in valuation techniques include benchmark interest rate curves, credit and funding spreads used in estimating discount rates, bond and equity prices, equity index prices, foreign exchange rates, levels of market volatility and correlation. Refer to Note 24f for more information. The discount curves used by UBS incorporate the funding and credit characteristics of the instruments to which they are applied.

Financial instruments excluding derivatives: product description, valuation and classification in the fair value hierarchy

Government bills and bonds

Product description: government bills and bonds include fixed-rate, floating-rate and inflation-linked bills and bonds issued by sovereign governments.

Valuation: these instruments are generally valued using prices obtained directly from the market. Instruments that cannot be priced directly using active-market data are valued using discounted cash flow valuation techniques that incorporate market data for similar government instruments.

Fair value hierarchy: government bills and bonds are generally traded in active markets with prices that can be obtained directly from these markets, resulting in classification as Level 1, while the remaining positions are classified as Level 2 and Level 3.

Corporate and municipal bonds

Product description: corporate bonds include senior, junior and subordinated debt issued by corporate entities. Municipal bonds are issued by state and local governments. While most instruments are standard fixed- or floating-rate securities, some may have more complex coupon or embedded option features.

Valuation: corporate and municipal bonds are generally valued using prices obtained directly from the market for the security, or similar securities, adjusted for seniority, maturity and liquidity. When prices are not available, instruments are valued using discounted cash flow valuation techniques incorporating the credit spread of the issuer or similar issuers. For convertible bonds where no directly comparable price is available, issuances may be priced using a convertible bond model.

Fair value hierarchy: corporate and municipal bonds are generally classified as Level 1 or Level 2 depending on the depth of trading activity behind price sources. Level 3 instruments have no suitable pricing information available and also cannot be referenced to other securities issued by the same issuer. Therefore, such instruments are measured based on price levels for similar issuers adjusted for relative tenor and issuer quality.

Traded loans and loans designated at fair value

Product description: these instruments include fixed-rate loans, corporate loans, recently originated commercial real estate loans and contingent lending transactions.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Valuation: loans are valued directly using market prices that reflect recent transactions or quoted dealer prices, where available. Where no market price data is available, loans are valued by relative value benchmarking using pricing derived from debt instruments in comparable entities or different products in the same entity, or by using a credit default swap valuation technique, which requires inputs for credit spreads, credit recovery rates and interest rates. Recently originated commercial real estate loans are measured using a securitization approach based on rating agency guidelines. The valuation of the contingent lending transactions is dependent on actuarial mortality levels and actuarial life insurance policy lapse rates. Mortality and lapse rate assumptions are based on external actuarial estimations for large homogeneous pools, and contingencies are derived from a range relative to the actuarially expected amount.

Fair value hierarchy: instruments with suitably deep and liquid pricing information are classified as Level 2, while any positions requiring the use of valuation techniques, or for which the price sources have insufficient trading depth, are classified as Level 3.

Investment fund units

Product description: investment fund units are pools of assets, generally equity instruments and bonds, broken down to redeemable units.

Valuation: investment fund units are predominantly exchange-traded, with readily available quoted prices in liquid markets. Where market prices are not available, fair value may be measured using net asset values (NAVs), taking into account any restrictions imposed upon redemption.

Fair value hierarchy: listed units are classified as Level 1, provided there is sufficient trading activity to justify active-market classification, while other positions are classified as Level 2. Positions for which NAVs are not available or that are not redeemable at the measurement date or shortly thereafter are classified as Level 3.

Asset-backed securities

Product description: asset-backed securities (ABS) include residential mortgage-backed securities (RMBS), commercial mortgage-backed securities (CMBS), collateralized debt obligations (CDO) and other ABS and are instruments generally issued through the process of securitization of underlying interest-bearing assets.

Valuation: for liquid securities, the valuation process will use trade and price data, updated for movements in market levels between the time of trading and the time of valuation. Less liquid instruments are measured using discounted expected cash flows incorporating price data for instruments or indices with similar risk profiles. Inputs to discounted expected cash flow techniques include asset prepayment rates, discount margin or discount yields and asset default and recovery rates.

Fair value hierarchy: RMBS, CMBS and other ABS are generally classified as Level 2. However, if significant inputs are unobservable, or if market or fundamental data is not available, they are classified as Level 3.

Auction rate securities

Product description: auction rate securities (ARS) are debt or preferred equity securities that have interest rates that are reset through a periodic auction and, in the event of a failed auction, to a maximum rate as defined by each deal's prospectus. ARS are generally structured as bonds with long-term maturities (20–30 years) or preferred shares (issued by closed-end funds).

Valuation: ARS are valued using market prices that reflect recent transactions after applying an adjustment for trade size or quoted dealer prices, where available.

Fair value hierarchy: suitably deep and liquid pricing information is generally not available for ARS. As a result, these securities are classified as Level 3.

Equity instruments

Product description: equity instruments include stocks and shares, private equity positions and units held in hedge funds.

Valuation: listed equity instruments are generally valued using prices obtained directly from the market. Unlisted equity holdings, including private equity positions, are initially marked at their transaction price and are revalued when reliable evidence of price movement becomes available or when the position is deemed to be impaired. Fair value for units held in hedge funds is measured based on their published NAVs, taking into account any restrictions imposed upon redemption.

Fair value hierarchy: the majority of equity securities are actively traded on public stock exchanges where quoted prices are readily and regularly available, resulting in Level 1 classification. Units held in hedge funds are classified as Level 2, except for positions for which published NAVs are not available or that are not redeemable at the measurement date or shortly thereafter, in which case such positions are classified as Level 3.

Financial assets for unit-linked investment contracts

Product description: unit-linked investment contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units.

Valuation: the majority of assets are listed on exchanges and fair values are determined using quoted prices.

Fair value hierarchy: most assets are classified as Level 1 if actively traded, or Level 2 if trading is not active. However, instruments for which prices are not readily available are classified as Level 3.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Securities financing transactions

Product description: securities financing transactions include (reverse) repurchase agreements (securities purchased under resale agreements and securities sold under repurchase agreements) that are managed on a fair value basis.

Valuation: these instruments are valued using discounted expected cash flow techniques. The discount rate applied is based on funding curves that are relevant to the collateral eligibility terms for the contract in question.

Fair value hierarchy: collateral funding curves for these instruments are generally observable and, as a result, these positions are classified as Level 2. Where the collateral terms are non-standard, the funding curve may be considered unobservable and these positions are classified as Level 3.

Brokerage receivables and payables

Product description: brokerage receivables and payables include callable, on-demand balances, including long cash credits, short cash debits, margin debit balances and short sale proceeds.

Valuation: fair value is determined based on the value of the underlying balances.

Fair value hierarchy: due to their on-demand nature, these receivables and payables are designated as Level 2.

Financial liabilities designated at fair value

Product description: debt instruments, primarily comprised of equity-, rates- and credit-linked issued notes, which are held at fair value under the fair value option. These instruments are tailored specifically to the holder's risk or investment appetite with structured coupons or payoffs.

Valuation: the risk management and the valuation approaches for these instruments are closely aligned with the equivalent derivatives business and the underlying risk, and the valuation techniques used for this component are the same as the relevant valuation techniques described below. For example, equity-linked notes should be referenced to equity / index contracts and credit-linked notes should be referenced to credit derivative contracts.

Fair value hierarchy: observability is closely aligned with the equivalent derivatives business and the underlying risk.

→ Refer to Notes 19 and 22 for information about debt issued designated at fair value and other financial liabilities designated at fair value

→ Refer to Note 24d for more information about own credit adjustments related to financial liabilities designated at fair value

Amounts due under unit-linked investment contracts

Product description: the financial liability represents the amounts due to unit holders.

Valuation: the fair values of investment contract liabilities are determined by reference to the fair value of the corresponding assets.

Fair value hierarchy: the liabilities themselves are not actively traded, but are mainly referenced to instruments that are actively traded and are therefore classified as Level 2.

Derivative instruments: product description, valuation and classification in the fair value hierarchy

The curves used for discounting expected cash flows in the valuation of collateralized derivatives reflect the funding terms associated with the relevant collateral arrangement for the instrument being valued. These collateral arrangements differ across counterparties with respect to the eligible currency and interest terms of the collateral. The majority of collateralized derivatives are measured using a discount curve that is based on funding rates derived from overnight interest in the cheapest eligible currency for the respective counterparty collateral agreement.

Uncollateralized and partially collateralized derivatives are discounted using the LIBOR (or equivalent) curve for the currency of the instrument. As described in Note 24d, the fair value of uncollateralized and partially collateralized derivatives is then adjusted by CVA, DVA and FVA as applicable, to reflect an estimation of the effect of counterparty credit risk, UBS's own credit risk and funding costs and benefits.

Interest rate contracts

Product description: interest rate swap contracts include interest rate swaps, basis swaps, cross-currency swaps, inflation swaps and interest rate forwards, often referred to as forward rate agreements (FRA). Interest rate option contracts include caps and floors, swaptions, swaps with complex payoff profiles and other more complex interest rate options.

Valuation: interest rate swap contracts are valued by estimating future interest cash flows and discounting those cash flows using a rate that reflects the appropriate funding rate for the position being measured. The yield curves used to estimate future index levels and discount rates are generated using market standard yield curve models using interest rates associated with current market activity. The key inputs to the models are interest rate swap rates, FRA rates, short-term interest rate futures prices, basis swap spreads and inflation swap rates. Interest rate option contracts are valued using various market standard option models, using inputs that include interest rate yield curves, inflation curves, volatilities and correlations. The volatility and correlation inputs within the models are implied from market data based on market-observed prices for standard option instruments trading within the market. Option models used to value more exotic products have a number of model parameter inputs that require calibration to enable the exotic model to price standard option instruments to the price levels observed in the market. When the maturity of the interest rate swap or option contract exceeds the term for which standard market quotes are observable for a significant input parameter, the contracts are valued by extrapolation from the last observable point using standard assumptions or by reference to another observable comparable input parameter to represent a suitable proxy for that portion of the term.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Fair value hierarchy: the majority of interest rate swaps are classified as Level 2 as the standard market contracts that form the inputs for yield curve models are generally traded in active and observable markets. Options are generally treated as Level 2 as the calibration process enables the model output to be validated to active-market levels. Models calibrated in this way are then used to revalue the portfolio of both standard options and more exotic products. In most cases, there are active and observable markets for the standard market instruments that form the inputs for yield curve models as well as the financial instruments from which volatility and correlation inputs are derived. Exotic options for which appropriate volatility or correlation input levels cannot be implied from observable market data are classified as Level 3. Interest rate swap or option contracts are classified as Level 3 when the term exceeds standard market-observable quotes.

Credit derivative contracts

Product description: a credit derivative is a financial instrument that transfers credit risk related to a single underlying entity, a portfolio of underlying entities or a pool of securitized referenced assets. Credit derivative products include credit default swaps (CDSs) on single names, indices and securitized products, plus first to default swaps and certain total return swaps.

Valuation: credit derivative contracts are valued using industry standard models based primarily on market credit spreads, upfront pricing points and implied recovery rates. Where a derivative credit spread is not directly available, it may be derived from the price of the reference cash bond. Asset-backed credit derivatives are valued using a valuation technique similar to that of the underlying security with an adjustment to reflect the funding differences between cash and synthetic form. Inputs include prepayment rates, default rates, loss severity, discount margin / rate.

Fair value hierarchy classification: single-entity and portfolio credit derivative contracts are classified as Level 2 when credit spreads and recovery rates are determined from actively traded observable market data. Where the underlying reference name(s) are not actively traded and the correlation cannot be directly mapped to actively traded tranche instruments, these contracts are classified as Level 3. Asset-backed credit derivatives follow the characteristics of the underlying security and are therefore distributed across Level 2 and Level 3.

Foreign exchange contracts

Product description: this includes open spot and forward foreign exchange (FX) contracts and OTC FX option contracts. OTC FX option contracts include standard call and put options, options with multiple exercise dates, path-dependent options, options with averaging features, options with discontinuous payoff characteristics, options on a number of underlying FX rates and multi-dimensional FX option contracts, which have a dependency on multiple FX pairs.

Valuation: open spot FX contracts are valued using the FX spot rate observed in the market. Forward FX contracts are valued using the FX spot rate adjusted for forward pricing points observed from standard market-based sources. OTC FX option contracts are valued using market standard option valuation models. The models used for shorter-dated options (i.e., maturities of five years or less) tend to be different than those used for longer-dated options because the models needed for longer-dated OTC FX contracts require additional consideration of interest rate and FX rate interdependency. Inputs to the option valuation models include spot FX rates, FX forward points, FX volatilities, interest rate yield curves, interest rate volatilities and correlations. The inputs for volatility and correlation are implied through the calibration of observed prices for standard option contracts trading within the market. The valuation for multi-dimensional FX options uses a multi-local volatility model, which is calibrated to the observed FX volatilities for all relevant FX pairs.

Fair value hierarchy: the markets for both FX spot and FX forward pricing points are both actively traded and observable and therefore such FX contracts are generally classified as Level 2. A significant proportion of OTC FX option contracts are classified as Level 2 as inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets. OTC FX option contracts classified as Level 3 include multi-dimensional FX options and long-dated FX exotic option contracts where there is no active market from which to derive volatility or correlation inputs.

Equity / index contracts

Product description: equity / index contracts are equity forward contracts and equity option contracts. Equity option contracts include market standard single or basket stock or index call and put options as well as equity option contracts with more complex features.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Valuation: equity forward contracts have a single stock or index underlying and are valued using market standard models. The key inputs to the models are stock prices, estimated dividend rates and equity funding rates (which are implied from prices of forward contracts observed in the market). Estimated cash flows are then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. When no market data is available for the instrument maturity, they are valued by extrapolation of available data, use of historical dividend data, or use of data for a related equity. Equity option contracts are valued using market standard models that estimate the equity forward level as described for equity forward contracts and incorporate inputs for stock volatility and for correlation between stocks within a basket. The probability-weighted expected option payoff generated is then discounted using market standard discounted cash flow models applying a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. When volatility, forward or correlation inputs are not available, they are valued using extrapolation of available data, historical dividend, correlation or volatility data, or the equivalent data for a related equity.

Fair value hierarchy: as inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets, a significant proportion of equity forward contracts are

classified as Level 2. Equity option positions for which inputs are derived from standard market contracts traded in active and observable markets are also classified as Level 2. Level 3 positions are those for which volatility, forward or correlation inputs are not observable.

Commodity contracts

Product description: commodity derivative contracts include forward, swap and option contracts on individual commodities and on commodity indices.

Valuation: commodity forward and swap contracts are measured using market standard models that use market forward levels on standard instruments. Commodity option contracts are measured using market standard option models that estimate the commodity forward level as described for commodity forward and swap contracts, incorporating inputs for the volatility of the underlying index or commodity. For commodity options on baskets of commodities or bespoke commodity indices, the valuation technique also incorporates inputs for the correlation between different commodities or commodity indices.

Fair value hierarchy: individual commodity contracts are typically classified as Level 2 because active forward and volatility market data is available.

→ Refer to Note 11 for more information about derivative instruments

d) Valuation adjustments

The output of a valuation technique is always an estimate of a fair value that cannot be measured with complete certainty. As a result, valuations are adjusted, where appropriate and when such factors would be considered by market participants in estimating fair value, to reflect close-out costs, credit exposure, model-driven valuation uncertainty, funding costs and benefits, trading restrictions and other factors. Valuation adjustments are an important component of fair value for assets and liabilities that are measured using valuation techniques. Such adjustments are applied to reflect uncertainties within the fair value measurement process, to adjust for an identified model simplification or to incorporate an aspect of fair value that requires an overall portfolio assessment rather than an evaluation based on an individual instrument level characteristic.

Deferred day-1 profit or loss reserves

For new transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially recognized at the transaction price. The transaction price may differ from the fair value obtained using a valuation technique, where any such difference is deferred and not initially recognized in the income statement. These day-1 profit or loss reserves are reflected, where appropriate, as valuation adjustments.

Deferred day-1 profit or loss is generally released into *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss* when pricing of equivalent products or the underlying parameters become observable or when the transaction is closed out.

The table on the next page summarizes the changes in deferred day-1 profit or loss reserves during the respective period.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Deferred day-1 profit or loss reserves

USD million	2019	2018	2017
Reserve balance at the beginning of the year	255	338	365
Profit / (loss) deferred on new transactions	171	341	247
(Profit) / loss recognized in the income statement	(278)	(417)	(279)
Foreign currency translation	(2)	(6)	6
Reserve balance at the end of the year	146	255	338

Own credit

The valuation of financial liabilities designated at fair value requires consideration of the own credit component of fair value. Own credit risk is reflected in the valuation of UBS's fair value option liabilities where this component is considered relevant for valuation purposes by UBS's counterparties and other market participants. However, own credit risk is not reflected in the valuation of UBS's liabilities that are fully collateralized or for other obligations for which it is established market practice not to include an own credit component.

Changes in the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss related to own credit are recognized in *Other comprehensive income* directly within *Retained earnings*. As UBS does not hedge changes in own credit arising on financial liabilities designated at fair value, presenting own credit within *Other comprehensive income* does not create or increase an accounting mismatch in the income statement. The unrealized and any realized own credit recognized in *Other comprehensive income* will not be reclassified to the income statement in future periods.

Own credit is estimated using an Own Credit Adjustment (OCA) curve, which incorporates observable market data, including market-observed secondary prices for UBS senior debt, UBS credit default swap (CDS) spreads and senior debt curves of peers. The table below summarizes the effects of own credit adjustments related to financial liabilities designated at fair value. The change in unrealized own credit consists of changes in fair value that are attributable to the change in UBS's credit spreads, as well as the effect of changes in fair values attributable to factors other than credit spreads, such as redemptions, effects from time decay and changes in interest and other market rates. Realized own credit is recognized when an instrument with an associated unrealized own credit adjustment is repurchased prior to the contractual maturity date. Life-to-date amounts reflect the cumulative unrealized change since initial recognition.

→ Refer to Note 19 for more information about debt issued designated at fair value

Own credit adjustments on financial liabilities designated at fair value

USD million	For the year ended		
	Included in Other comprehensive income		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Recognized during the year:			
Realized gain / (loss)	8	(3)	22
Unrealized gain / (loss)	(408)	519	(337)
Total gain / (loss), before tax	(400)	517	(315)
		As of	
USD million	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Recognized on the balance sheet as of the end of the year:			
Unrealized life-to-date gain / (loss)	(88)	320	(200)

Note 24 Fair value measurement (continued)**Credit valuation adjustments**

In order to measure the fair value of OTC derivative instruments, including funded derivative instruments that are classified as *Financial assets at fair value not held for trading*, credit valuation adjustments (CVAs) are necessary to reflect the credit risk of the counterparty inherent in these instruments. This amount represents the estimated fair value of protection required to hedge the counterparty credit risk of such instruments. A CVA is determined for each counterparty, considering all exposures to that counterparty, and is dependent on the expected future value of exposures, default probabilities and recovery rates, applicable collateral or netting arrangements, break clauses, funding spreads and other contractual factors.

Funding valuation adjustments

Funding valuation adjustments (FVAs) reflect the costs and benefits of funding associated with uncollateralized and partially collateralized derivative receivables and payables and are calculated as the valuation effect from moving the discounting of the uncollateralized derivative cash flows from LIBOR to OCA using the CVA framework, including the probability of counterparty default. An FVA is also applied to collateralized derivative assets in cases where the collateral cannot be sold or pledged.

Debit valuation adjustments

A debit valuation adjustment (DVA) is estimated to incorporate own credit in the valuation of derivatives, effectively consistent with the CVA framework. A DVA is determined for each

counterparty, considering all exposures with that counterparty and taking into account collateral netting agreements, expected future mark-to-market movements and UBS's credit default spreads.

Other valuation adjustments

Instruments that are measured as part of a portfolio of combined long and short positions are valued at mid-market levels to ensure consistent valuation of the long- and short-component risks. A liquidity valuation adjustment is then made to the overall net long or short exposure to move the fair value to bid or offer as appropriate, reflecting current levels of market liquidity. The bid-offer spreads used in the calculation of this valuation adjustment are obtained from market transactions and other relevant sources and are updated periodically.

Uncertainties associated with the use of model-based valuations are incorporated into the measurement of fair value through the use of model reserves. These reserves reflect the amounts that UBS estimates should be deducted from valuations produced directly by models to incorporate uncertainties in the relevant modeling assumptions, in the model and market inputs used, or in the calibration of the model output to adjust for known model deficiencies. In arriving at these estimates, UBS considers a range of market practices, including how it believes market participants would assess these uncertainties. Model reserves are reassessed periodically in light of data from market transactions, consensus pricing services and other relevant sources.

Valuation adjustments on financial instruments

	<i>As of</i>	
<i>Life-to-date gain / (loss), USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Credit valuation adjustments ¹	(48)	(90)
Funding valuation adjustments	(50)	(85)
Debit valuation adjustments	1	1
Other valuation adjustments	(566)	(716)
<i>of which: liquidity</i>	<i>(300)</i>	<i>(388)</i>
<i>of which: model uncertainty</i>	<i>(266)</i>	<i>(327)</i>

¹ Amounts do not include reserves against defaulted counterparties.

e) Transfers between Level 1 and Level 2

The amounts disclosed in this section reflect transfers between Level 1 and Level 2 for instruments that were held for the entire reporting period.

Assets and liabilities transferred from Level 2 to Level 1 during 2019 were not material. Assets and liabilities transferred from Level 1 to Level 2 during 2019 were also not material.

Note 24 Fair value measurement (continued)

f) Level 3 instruments: valuation techniques and inputs

The table below presents material Level 3 assets and liabilities together with the valuation techniques used to measure fair value, the significant inputs used in a given valuation technique that are considered unobservable and a range of values for those unobservable inputs. Several inputs disclosed in prior periods are not disclosed in the table below because they are not considered significant to the respective valuation technique as of 31 December 2019.

The range of values represents the highest- and lowest-level input used in the valuation techniques. Therefore, the range

does not reflect the level of uncertainty regarding a particular input or an assessment of the reasonableness of UBS's estimates and assumptions, but rather the different underlying characteristics of the relevant assets and liabilities held by UBS. The ranges will therefore vary from period to period and parameter to parameter based on characteristics of the instruments held at each balance sheet date. Furthermore, the ranges of unobservable inputs may differ across other financial institutions, reflecting the diversity of the products in each firm's inventory.

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities

USD billion	Fair value				Valuation technique(s)	Significant unobservable input(s) ¹	Range of inputs						unit ¹
	Assets		Liabilities				31.12.19			31.12.18			
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18		low	high	weighted average ²	low	high	weighted average ²		
Financial assets and liabilities at fair value held for trading and Financial assets at fair value not held for trading													
<i>Corporate and municipal bonds</i>	0.5	0.7	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Bond price equivalent	0	143	101	0	134	89	points
<i>Traded loans, loans designated at fair value, loan commitments and guarantees</i>	2.4	2.7	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Loan price equivalent	0	101	99	0	100	99	points
					Discounted expected cash flows	Credit spread	225	530		301	513		basis points
					Market comparable and securitization model	Discount margin	0	14	2	1	14	2	%
<i>Auction rate securities</i>	1.5	1.7			Relative value to market comparable	Bond price equivalent	79	98	88	79	99	89	points
<i>Investment fund units³</i>	0.1	0.6	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Net asset value							
<i>Equity instruments³</i>	0.7	0.6	0.1	0.0	Relative value to market comparable	Price							
<i>Debt issued designated at fair value⁴</i>			9.6	11.0									
<i>Other financial liabilities designated at fair value⁴</i>			1.0	1.0									
Derivative financial instruments													
<i>Interest rate contracts</i>	0.3	0.4	0.1	0.2	Option model	Volatility of interest rates	15	63		50	81		basis points
<i>Credit derivative contracts</i>	0.4	0.5	0.5	0.5	Discounted expected cash flows	Credit spreads	1	700		4	545		basis points
						Bond price equivalent	0	100		3	99		points
<i>Equity / index contracts</i>	0.6	0.5	1.3	1.4	Option model	Equity dividend yields	0	14		0	12		%
						Volatility of equity stocks, equity and other indices	4	105		4	93		%
						Equity-to-FX correlation	(45)	71		(39)	67		%
						Equity-to-equity correlation	(17)	98		(50)	97		%

¹ The ranges of significant unobservable inputs are represented in points, percentages and basis points. Points are a percentage of par (e.g., 100 points would be 100% of par). ² Weighted averages are provided for non-derivative financial instruments and were calculated by weighting inputs based on the fair values of the respective instruments. Weighted averages are not provided for inputs related to derivative contracts as this would not be meaningful. ³ The range of inputs is not disclosed as there is a dispersion of values given the diverse nature of the investments. ⁴ Valuation techniques, significant unobservable inputs and the respective input ranges for Debt issued designated at fair value and Other financial liabilities designated at fair value, which are primarily comprised of over-the-counter debt instruments, are the same as the equivalent derivative or structured financing instruments presented elsewhere in this table.

Note 24 Fair value measurement (continued)**Significant unobservable inputs in Level 3 positions**

This section discusses the significant unobservable inputs used in the valuation of Level 3 instruments and assesses the potential effect that a change in each unobservable input in isolation may have on a fair value measurement, including information to facilitate an understanding of factors that give rise to the input ranges shown. Relationships between observable and unobservable inputs have not been included in the summary below.

Bond price equivalent

Where market prices are not available for a bond, fair value is measured by comparison with observable pricing data from similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include credit quality, maturity and industry of the issuer. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield (either as an outright yield or as a spread to LIBOR). Bond prices are expressed as points of the nominal, where 100 represents a fair value equal to the nominal value (i.e., par).

For corporate and municipal bonds, the range represents the range of prices from reference issuances used in determining fair value. Bonds priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while prices significantly in excess of 100 or par relate to inflation-linked or structured issuances that pay a coupon in excess of the market benchmark as of the measurement date.

For credit derivatives, the bond price range represents the range of prices used for reference instruments, which are typically converted to an equivalent yield or credit spread as part of the valuation process.

Loan price equivalent

Where market prices are not available for a traded loan, fair value is measured by comparison with observable pricing data for similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include industry segment, collateral quality, maturity and issuer-specific covenants. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield. The range represents the range of prices derived from reference issuances of a similar credit quality used in measuring fair value for loans classified as Level 3. Loans priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while a current price of 100 represents a loan that is expected to be repaid in full.

Credit spread

Valuation models for many credit derivatives require an input for the credit spread, which is a reflection of the credit quality of the associated referenced underlying. The credit spread of a particular security is quoted in relation to the yield on a benchmark security or reference rate, typically either US Treasury or LIBOR, and is generally expressed in terms of basis points. An increase / (decrease) in credit spread will increase / (decrease) the value of credit protection offered by CDS and other credit derivative products. The income statement effect from such changes depends on the nature and direction of the positions held. Credit spreads may be negative where the asset is more creditworthy than the benchmark against which the spread is calculated. A wider credit spread represents decreasing creditworthiness. The range represents a diverse set of underlyings, with the lower end of the range representing credits of the highest quality (e.g., approximating the risk of LIBOR) and the upper end of the range representing greater levels of credit risk.

Discount margin (DM)

The DM spread represents the discount rates used to present value cash flows of an asset to reflect the market return required for uncertainty in the estimated cash flows. DM spreads are a rate or rates applied on top of a floating index (e.g., LIBOR) to discount expected cash flows. Generally, a decrease / (increase) in the DM in isolation would result in a higher / (lower) fair value.

The high end of the range relates to securities that are priced low within the market relative to the expected cash flow schedule. This indicates that the market is pricing an increased risk of credit loss into the security that is greater than what is being captured by the expected cash flow generation process. The low ends of the ranges are typical of funding rates on better-quality instruments.

Funding spread

Structured financing transactions are valued using synthetic funding curves that best represent the assets that are pledged as collateral for the transactions. They are not representative of where UBS can fund itself on an unsecured basis, but provide an estimate of where UBS can source and deploy secured funding with counterparties for a given type of collateral. The funding spreads are expressed in terms of basis points over or under LIBOR, and if funding spreads widen, this increases the effect of discounting.

A small proportion of structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds within financial liabilities designated at fair value had an exposure to funding spreads that was longer in duration than the actively traded market.

Note 24 Fair value measurement (continued)**Volatility**

Volatility measures the variability of future prices for a particular instrument and is generally expressed as a percentage, where a higher number reflects a more volatile instrument, for which future price movements are more likely to occur. The minimum level of volatility is 0% and there is no theoretical maximum. Volatility is a key input into option models, where it is used to derive a probability-based distribution of future prices for the underlying instrument. The effect of volatility on individual positions within the portfolio is driven primarily by whether the option contract is a long or short position. In most cases, the fair value of an option increases as a result of an increase in volatility and is reduced by a decrease in volatility. Generally, volatility used in the measurement of fair value is derived from active-market option prices (referred to as implied volatility). A key feature of implied volatility is the volatility "smile" or "skew," which represents the effect of pricing options of different option strikes at different implied volatility levels.

The volatility of interest rates reflects the range of unobservable volatilities across different currencies and related underlying interest rate levels. Volatilities of low interest rates tend to be much higher than volatilities of high interest rates. In addition, different currencies may have significantly different implied volatilities. The volatility of equity stocks, equity and other indices reflects the range of underlying stock volatilities.

Correlation

Correlation measures the interrelationship between the movements of two variables. It is expressed as a percentage between -100% and +100%, where +100% represents

perfectly correlated variables (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the same direction) and -100% implies that the variables are inversely correlated (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the opposite direction). The effect of correlation on the measurement of fair value depends on the specific terms of the instruments being valued, reflecting the range of different payoff features within such instruments.

Equity-to-FX correlation is important for equity options based on a currency different than the currency of the underlying stock. Equity-to-equity correlation is particularly important for complex options that incorporate, in some manner, different equities in the projected payoff.

Equity dividend yields

The derivation of a forward price for an individual stock or index is important for measuring fair value for forward or swap contracts and for measuring fair value using option pricing models. The relationship between the current stock price and the forward price is based on a combination of expected future dividend levels and payment timings, and, to a lesser extent, the relevant funding rates applicable to the stock in question. Dividend yields are generally expressed as an annualized percentage of the share price with the lowest limit of 0% representing a stock that is not expected to pay any dividend. The dividend yield and timing represents the most significant parameter in determining fair value for instruments that are sensitive to an equity forward price.

Note 24 Fair value measurement (continued)**g) Level 3 instruments: sensitivity to changes in unobservable input assumptions**

The table below summarizes those financial assets and liabilities classified as Level 3 for which a change in one or more of the unobservable inputs to reflect reasonably possible alternative assumptions would change fair value significantly, and the estimated effect thereof.

The table shown presents the favorable and unfavorable effects for each class of financial assets and liabilities for which the potential change in fair value is considered significant. The sensitivity data shown below presents an estimation of valuation uncertainty based on reasonably possible alternative values for Level 3 inputs at the balance sheet date and does not represent the estimated effect of stress scenarios. Typically, these financial assets and liabilities are sensitive to a combination of inputs from Levels 1–3. Although well-defined interdependencies may exist between Levels 1–2 and Level 3 parameters (e.g., between interest rates, which are generally Level 1 or Level 2, and prepayments, which are generally Level 3), these have not been incorporated in the table. Furthermore, direct interrelationships between the Level 3 parameters discussed below are not a significant element of the valuation uncertainty.

Sensitivity data is estimated using a number of techniques, including the estimation of price dispersion among different market participants, variation in modeling approaches and

reasonably possible changes to assumptions used within the fair value measurement process. The sensitivity ranges are not always symmetrical around the fair values as the inputs used in valuations are not always precisely in the middle of the favorable and unfavorable range.

Sensitivity data is determined at a product or parameter level and then aggregated assuming no diversification benefit. The calculated sensitivity is applied to both the outright position and any related Level 3 hedge. The main interdependencies between sensitivities of different Level 3 products to a single unobservable input parameter have been included in the basis of netting exposures within the calculation. Aggregation without allowing for diversification involves the simple summation of individual results with the total sensitivity, therefore representing the effect of all unobservable inputs that, if moved to a reasonably possible favorable or unfavorable level at the same time, would result in a significant change in the valuation. Diversification would incorporate estimated correlations across different sensitivity results and, as such, would result in an overall sensitivity that would be less than the sum of the individual component sensitivities. UBS believes that, while there are diversification benefits within the portfolios representing these sensitivity numbers, they are not significant to this analysis.

Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions

<i>USD million</i>	31.12.19		31.12.18	
	Favorable changes	Unfavorable changes	Favorable changes	Unfavorable changes
Traded loans, loans designated at fair value, loan commitments and guarantees	46	(21)	99	(44)
Securities financing transactions	11	(11)	17	(11)
Auction rate securities	87	(87)	81	(81)
Asset-backed securities	35	(40)	27	(23)
Equity instruments	140	(80)	155	(94)
Interest rate derivative contracts, net	8	(17)	8	(39)
Credit derivative contracts, net	31	(35)	33	(37)
Foreign exchange derivative contracts, net	12	(8)	10	(5)
Equity / index derivative contracts, net	183	(197)	213	(225)
Other	47	(51)	19	(19)
Total	600	(547)	661	(578)

Note 24 Fair value measurement (continued)**h) Level 3 instruments: movements during the period**

The table on the following pages presents additional information about material Level 3 assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis. Level 3 assets and liabilities may be hedged with instruments classified as Level 1 or Level 2 in the fair value hierarchy and, as a result, realized and unrealized gains and losses included in the table may not include the effect of related hedging activity. Furthermore, the realized and unrealized gains and losses presented within the table are not limited solely to those arising from Level 3 inputs, as valuations are generally derived from both observable and unobservable parameters.

Assets and liabilities transferred into or out of Level 3 are presented as if those assets or liabilities had been transferred at the beginning of the year.

Upon adoption of IFRS 9 on 1 January 2018, certain financial assets and liabilities were newly classified at fair value through profit or loss and were designated as Level 3 in the fair value

hierarchy. Certain assets were also reclassified from *Financial assets measured at fair value through other comprehensive income* to *Financial assets at fair value not held for trading*.

Assets transferred into and out of Level 3 totaled USD 1.1 billion and USD 1.9 billion, respectively. Transfers into Level 3 mainly consisted of loans, investment fund units and equity / index contracts, reflecting decreased observability of the relevant valuation inputs. Transfers out of Level 3 mainly consisted of loans, reflecting increased observability of the relevant valuation inputs.

Liabilities transferred into and out of Level 3 totaled USD 1.4 billion and USD 3.4 billion, respectively. Transfers into and out of Level 3 mainly consisted of debt issued designated at fair value, primarily equity-linked issued debt instruments, due to decreased or increased observability, respectively, of the embedded derivative inputs.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

Movements of Level 3 instruments

USD billion	Balance as of 31 December 2017	Reclassifications and remeasurements upon adoption of IFRS 9	Balance as of 1 January 2018	Total gains / losses included in comprehensive income		Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency translation
				Net gains / losses included in income ¹	of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period							
Financial assets at fair value held for trading	2.0	0.4	2.4	(0.2)	(0.2)	2.1	(7.1)	4.2	0.0	0.7	(0.2)	0.0
<i>of which:</i>												
Investment fund units	0.6		0.6	(0.1)	(0.1)	0.2	(0.3)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0
Corporate and municipal bonds	0.6		0.6	0.0	0.0	0.6	(0.9)	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
Loans	0.5	0.4	0.9	0.1	0.0	0.9	(5.6)	4.2	0.0	0.1	0.0	0.0
Other	0.4		0.4	(0.1)	(0.1)	0.4	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Derivative financial instruments – assets	1.6		1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	(1.5)	0.5	(0.1)	0.0
<i>of which:</i>												
Interest rate contracts	0.1		0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.3	0.0	0.0
Equity / index contracts	0.7		0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	(1.0)	0.1	(0.1)	0.0
Credit derivative contracts	0.6		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.4)	0.0	0.0	0.0
Other	0.2		0.2	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Financial assets at fair value not held for trading	1.5	3.0	4.4	0.0	0.0	1.7	(1.9)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1
<i>of which:</i>												
Loans	0.8	0.6	1.4	(0.2)	(0.2)	1.5	(1.0)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
Auction rate securities		1.9	1.9	0.1	0.1	0.0	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
Equity instruments		0.4	0.4	0.1	0.1	0.2	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Other	0.7	0.1	0.8	0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	0.5	(0.5)										
Derivative financial instruments – liabilities	2.9	0.0	2.9	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	1.3	(1.5)	0.3	(0.5)	0.0
<i>of which:</i>												
Equity / index contracts	2.0		2.0	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	1.2	(1.2)	0.3	(0.5)	0.0
Credit derivative contracts	0.6		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.1	0.0	0.0
Other	0.3	0.0	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0
Debt issued designated at fair value	11.2		11.2	0.5	0.0	0.0	0.0	5.8	(4.3)	2.2	(4.3)	(0.2)
Other financial liabilities designated at fair value	2.0		2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(2.0)	0.0	0.0	0.0

¹ Net gains / losses included in comprehensive income are comprised of Net interest income, Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss and Other income. ² Total Level 3 assets as of 31 December 2019 were USD 7.2 billion (31 December 2018: USD 7.8 billion). Total Level 3 liabilities as of 31 December 2019 were USD 12.8 billion (31 December 2018: USD 14.3 billion).

Note 24 Fair value measurement (continued)

Balance as of 31 December 2018 ²	Net gains / losses included in income ¹	Total gains / losses included in comprehensive income		Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency translation	Balance as of 31 December 2019 ²
		of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period									
2.0	(0.2)	0.0		1.2	(5.7)	4.4	0.0	0.6	(0.4)	0.0	1.8
0.4	0.0	0.0		0.0	(0.4)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.0	0.0
0.7	0.0	0.0		0.6	(0.6)	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.5
0.7	(0.1)	0.0		0.2	(4.4)	4.4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.8
0.2	0.0	(0.1)		0.3	(0.3)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4
1.4	(0.3)	0.0		0.0	0.0	1.0	(0.8)	0.2	(0.3)	0.0	1.3
0.4	(0.1)	0.0		0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.3
0.5	(0.1)	0.1		0.0	0.0	0.6	(0.5)	0.1	(0.1)	0.0	0.6
0.5	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.1	(0.1)	0.0	0.4
0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4.4	0.0	0.0		1.2	(0.8)	0.0	0.0	0.3	(1.2)	0.0	4.0
1.8	0.0	0.0		0.7	(0.2)	0.0	0.0	0.3	(1.2)	0.0	1.2
1.7	0.0	0.0		0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5
0.5	0.0	0.0		0.1	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
0.5	0.0	0.0		0.5	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
2.2	0.0	0.0		0.0	0.0	0.8	(1.0)	0.3	(0.3)	0.0	2.0
1.4	0.3	0.2		0.0	0.0	0.6	(0.9)	0.2	(0.2)	0.0	1.3
0.5	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.1	(0.1)	0.0	0.5
0.3	(0.1)	0.0		0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.2
11.0	1.1	0.7		0.0	0.0	6.9	(7.3)	1.0	(3.1)	0.0	9.6
1.0	0.2	0.1		0.0	0.0	0.6	(0.8)	0.1	0.0	0.0	1.0

Financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

i) Maximum exposure to credit risk for financial instruments measured at fair value

The tables below provide UBS AG's maximum exposure to credit risk for financial instruments measured at fair value and the respective collateral and other credit enhancements mitigating credit risk for these classes of financial instruments.

The maximum exposure to credit risk includes the carrying amounts of financial instruments recognized on the balance sheet subject to credit risk and the notional amounts for off-balance sheet arrangements. Where information is available, collateral is presented at fair value. For other collateral, such as

real estate, a reasonable alternative value is used. Credit enhancements, such as credit derivative contracts and guarantees, are included at their notional amounts. Both are capped at the maximum exposure to credit risk for which they serve as security. The "Risk management and control" section of this report describes management's view of credit risk and the related exposures, which can differ in certain respects from the requirements of IFRS.

Maximum exposure to credit risk

USD billion	31.12.19								
	Maximum exposure to credit risk	Collateral				Credit enhancements			Exposure to credit risk after collateral and credit enhancements
		Cash collateral received	Collateralized by securities	Secured by real estate	Other collateral ¹	Netting	Credit derivative contracts	Guarantees	
Financial assets measured at fair value on the balance sheet									
Financial assets at fair value held for trading – debt instruments ^{2,3}	22.0								22.0
Derivative financial instruments ⁴	121.8		3.3			107.4			11.1
Brokerage receivables	18.0	0.0	17.8						0.2
Financial assets at fair value not held for trading – debt instruments ⁵	55.0	0.1	16.3		0.1				38.6
Total financial assets measured at fair value	216.8	0.1	37.4	0.0	0.1	107.4	0.0	0.0	71.9
Guarantees ⁶	1.0							0.3	0.7
Loan commitments ⁶	6.3				3.0		0.1	0.9	2.3
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements	20.3		20.3						0.0
Total maximum exposure to credit risk not reflected on the balance sheet	27.6	0.0	20.3	0.0	3.0	0.0	0.1	1.2	3.0

USD billion	31.12.18								
	Maximum exposure to credit risk	Collateral				Credit enhancements			Exposure to credit risk after collateral and credit enhancements
		Cash collateral received	Collateralized by securities	Secured by real estate	Other collateral ¹	Netting	Credit derivative contracts	Guarantees	
Financial assets measured at fair value on the balance sheet									
Financial assets at fair value held for trading – debt instruments ^{2,3}	22.0								22.0
Derivative financial instruments ⁴	126.2		4.1			110.8			11.4
Brokerage receivables	16.8	0.0	16.5						0.3
Financial assets at fair value not held for trading – debt instruments ⁵	59.8		16.7		0.1				43.1
Total financial assets measured at fair value	224.9	0.0	37.3	0.0	0.1	110.8	0.0	0.0	76.7
Guarantees ⁶	1.6							0.2	1.4
Loan commitments ⁶	3.5				2.4		0.2	0.1	0.7
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements	8.1		8.1						0.0
Total maximum exposure to credit risk not reflected on the balance sheet	13.3	0.0	8.1	0.0	2.4	0.0	0.2	0.4	2.1

¹ Includes but is not limited to life insurance contracts, inventory, mortgage loans, gold and other commodities. ² These positions are generally managed under the market risk framework. For the purpose of this disclosure, collateral and credit enhancements were not considered. ³ Does not include investment fund units. ⁴ The amount shown in the "Netting" column represents the netting potential not recognized on the balance sheet. Refer to Note 25 for more information. ⁵ Financial assets at fair value not held for trading collateralized by securities consisted of structured loans and reverse repurchase and securities borrowing agreements. ⁶ The amount shown in the "Guarantees" column largely relates to sub-participations. Refer to Note 34 for more information.

Note 24 Fair value measurement (continued)

j) Financial instruments not measured at fair value

The table below provides the estimated fair values of financial instruments not measured at fair value.

Financial instruments not measured at fair value¹

USD billion	31.12.19						31.12.18					
	Carrying amount	Fair value					Carrying amount	Fair value				
		Carrying amount approximates fair value ²	Level 1	Level 2	Level 3	Total		Carrying amount approximates fair value ²	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Assets³	Total					Total	Total					Total
Cash and balances at central banks	107.1	107.0	0.1	0.0	0.0	107.1	108.4	108.3	0.1	0.0	0.0	108.4
Loans and advances to banks	12.4	11.7	0.0	0.5	0.2	12.4	16.6	16.0	0.0	0.6	0.0	16.6
Receivables from securities financing transactions	84.2	74.0	0.0	8.6	1.6	84.2	95.3	85.0	0.0	6.9	3.4	95.4
Cash collateral receivables on derivative instruments	23.3	23.3	0.0	0.0	0.0	23.3	23.6	23.6	0.0	0.0	0.0	23.6
Loans and advances to customers	328.0	152.5	0.0	25.7	152.2	330.3	321.5	153.8	0.0	18.6	149.5	322.0
Other financial assets measured at amortized cost	23.0	5.8	8.4	6.4	2.8	23.3	22.6	5.9	8.4	4.8	3.3	22.5
Liabilities												
Amounts due to banks	6.6	5.6	0.0	0.9	0.0	6.6	11.0	8.8	0.0	1.9	0.2	11.0
Payables from securities financing transactions	7.8	7.5	0.0	0.3	0.0	7.8	10.3	10.0	0.0	0.3	0.0	10.3
Cash collateral payables on derivative instruments	31.4	31.4	0.0	0.0	0.0	31.4	28.9	28.9	0.0	0.0	0.0	28.9
Customer deposits	450.6	440.5	0.0	10.2	0.0	450.7	422.0	410.6	0.0	11.3	0.1	422.0
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries	47.9	0.0	0.0	49.6	0.0	49.6	41.2	0.0	0.0	41.7	0.0	41.7
Debt issued measured at amortized cost	62.8	8.7	0.0	55.5	0.0	64.3	91.2	9.9	0.0	82.1	1.4	93.5
Other financial liabilities measured at amortized cost ⁴	6.5	6.5	0.0	0.0	0.0	6.5	7.6	7.6	0.0	0.0	0.1	7.6

¹ In line with IFRS 7 Financial Instruments: Disclosures, effective 2019, UBS no longer discloses a fair value hierarchy level for financial instruments where the carrying amount approximates fair value. Prior periods have been restated for this change. ² Includes certain financial instruments where the carrying amount is a reasonable approximation of the fair value due to the instruments' short-term nature (instruments that are receivable or payable on demand, or with a remaining maturity (excluding the effects of callable features) of three months or less). ³ As of 31 December 2019, USD 0 billion of Loans and advances to banks, USD 1 billion of Receivables from securities financing transactions, USD 140 billion of Loans and advances to customers and USD 16 billion of Other financial assets measured at amortized cost are expected to be recovered or settled after 12 months. As of 31 December 2018, USD 0 billion of Loans and advances to banks, USD 1 billion of Receivables from securities financing transactions, USD 139 billion of Loans and advances to customers and USD 15 billion of Other financial assets measured at amortized cost were expected to be recovered or settled after 12 months. ⁴ Excludes lease liabilities.

The fair values included in the table above were calculated for disclosure purposes only. The valuation techniques and assumptions described below relate only to the fair value of UBS's financial instruments not measured at fair value. Other institutions may use different methods and assumptions for their fair value estimation, and therefore such fair value disclosures cannot necessarily be compared from one financial institution to another. The following principles were applied when determining fair value estimates for financial instruments not measured at fair value:

- For financial instruments with remaining maturities greater than three months, the fair value was determined from quoted market prices, if available.

- Where quoted market prices were not available, the fair values were estimated by discounting contractual cash flows using current market interest rates or appropriate yield curves for instruments with similar credit risk and maturity. These estimates generally include adjustments for counterparty credit risk or UBS's own credit.
- For short-term financial instruments with remaining maturities of three months or less, the carrying amount, which is net of credit loss allowances, is generally considered a reasonable estimate of fair value.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 25 Offsetting financial assets and financial liabilities**

UBS AG enters into netting agreements with counterparties to manage the credit risks associated primarily with repurchase and reverse repurchase transactions, securities borrowing and lending, over-the-counter derivatives and exchange-traded derivatives. These netting agreements and similar arrangements generally enable the counterparties to set off liabilities against available assets received in the ordinary course of business and/or in the event that the counterparties to the transaction are unable to fulfill their contractual obligations. The right of setoff is a legal right to settle or otherwise eliminate all or a portion of an amount due by applying an amount receivable from the same counterparty against it, thus reducing credit exposure.

The table below provides a summary of financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral received to mitigate credit exposures for these financial assets. The gross

financial assets of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated balance sheet line, after giving effect to financial liabilities with the same counterparties that have been offset on the balance sheet and other financial assets not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement, as well as other out-of-scope items. Furthermore, related amounts for financial liabilities and collateral received that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial assets after consideration of netting potential.

UBS AG engages in a variety of counterparty credit mitigation strategies in addition to netting and collateral arrangements. Therefore, the net amounts presented in the tables on this and on the next page do not purport to represent their actual credit exposure.

Financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

	Assets subject to netting arrangements						Assets not subject to netting arrangements ⁴	Total assets	
	Netting recognized on the balance sheet		Net assets recognized on the balance sheet	Netting potential not recognized on the balance sheet ³		Assets after consideration of netting potential		Total assets after consideration of netting potential	Total assets recognized on the balance sheet
	Gross assets before netting	Netting with gross liabilities ²		Financial liabilities	Collateral received				
<i>As of 31.12.19, USD billion</i>									
Receivables from securities financing transactions	83.2	(14.0)	69.2	(1.2)	(68.0)	0.0	15.0	15.0	84.2
Derivative financial instruments	120.2	(3.4)	116.8	(89.3)	(21.4)	6.1	5.0	11.1	121.8
Cash collateral receivables on derivative instruments ¹	26.4	(4.0)	22.4	(13.3)	(1.1)	8.0	0.9	8.9	23.3
Financial assets at fair value not held for trading	83.1	(77.5)	5.6	0.0	(5.6)	0.0	78.0	78.0	83.6
<i>of which: reverse repurchase agreements</i>	<i>83.0</i>	<i>(77.5)</i>	<i>5.4</i>	<i>0.0</i>	<i>(5.4)</i>	<i>0.0</i>	<i>0.9</i>	<i>0.9</i>	<i>6.3</i>
Total assets	313.0	(98.9)	214.0	(103.8)	(96.1)	14.1	99.0	113.1	313.0
<i>As of 31.12.18, USD billion</i>									
Receivables from securities financing transactions	88.5	(13.0)	75.5	(4.4)	(71.2)	0.0	19.8	19.8	95.3
Derivative financial instruments	124.3	(4.3)	120.0	(90.8)	(24.0)	5.2	6.2	11.4	126.2
Cash collateral receivables on derivative instruments ¹	24.6	(2.3)	22.3	(13.5)	(1.0)	7.8	1.3	9.1	23.6
Financial assets at fair value not held for trading	85.4	(77.5)	7.8	(1.4)	(6.4)	0.0	74.6	74.6	82.4
<i>of which: reverse repurchase agreements</i>	<i>85.3</i>	<i>(77.5)</i>	<i>7.8</i>	<i>(1.4)</i>	<i>(6.4)</i>	<i>0.0</i>	<i>2.1</i>	<i>2.1</i>	<i>9.9</i>
Total assets	322.9	(97.2)	225.7	(110.0)	(102.6)	13.0	101.9	114.9	327.6

¹ The net amount of Cash collateral receivables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain OTC derivatives that are net settled on a daily basis either legally or in substance under IAS 32 principles and exchange-traded derivatives that are economically settled on a daily basis. ² The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column corresponding directly to the amounts presented in the "Netting with gross assets" column in the liabilities table presented on the following page. Netting in this column for reverse repurchase agreements presented within the lines "Receivables from securities financing transactions" and "Financial assets at fair value not held for trading" taken together corresponds to the amounts presented for repurchase agreements in the "Payables from securities financing transactions" and "Other financial liabilities designated at fair value" lines in the liabilities table presented on the following page. ³ For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral presented have been capped so as not to exceed the net amount of financial assets presented on the balance sheet, i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. ⁴ Includes assets not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

Note 25 Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

The table below provides a summary of financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral pledged to mitigate credit exposures for these financial liabilities. The gross financial liabilities of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated

balance sheet line, after giving effect to financial assets with the same counterparties that have been offset on the balance sheet and other financial liabilities not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement. Furthermore, related amounts for financial assets and collateral pledged that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial liabilities after consideration of netting potential.

Financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

	Liabilities subject to netting arrangements						Liabilities not subject to netting arrangements ⁴		Total liabilities	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet ³			Liabilities recognized on the balance sheet	Total liabilities after consideration of netting potential	Total liabilities recognized on the balance sheet	
	Gross liabilities before netting	Netting with gross assets ²	Net liabilities recognized on the balance sheet	Financial assets	Collateral pledged	Liabilities after consideration of netting potential				
<i>As of 31.12.19, USD billion</i>										
Payables from securities financing transactions	19.8	(14.0)	5.8	(0.8)	(5.0)	0.0	2.0	2.0	7.8	
Derivative financial instruments	118.1	(3.4)	114.8	(89.3)	(16.8)	8.6	6.1	14.8	120.9	
Cash collateral payables on derivative instruments ¹	34.2	(4.0)	30.1	(16.5)	(1.7)	12.0	1.3	13.3	31.4	
Other financial liabilities designated at fair value	83.5	(77.6)	5.9	(0.4)	(5.6)	0.0	30.2	30.2	36.2	
<i>of which: repurchase agreements</i>	<i>83.1</i>	<i>(77.6)</i>	<i>5.5</i>	<i>(0.4)</i>	<i>(5.2)</i>	<i>0.0</i>	<i>0.2</i>	<i>0.2</i>	<i>5.7</i>	
Total liabilities	255.6	(98.9)	156.6	(107.0)	(29.0)	20.6	39.6	60.2	196.2	

As of 31.12.18, USD billion

Payables from securities financing transactions	20.6	(12.4)	8.3	(3.6)	(4.7)	0.0	2.0	2.0	10.3
Derivative financial instruments	124.1	(4.3)	119.8	(90.8)	(20.9)	8.1	5.9	14.0	125.7
Cash collateral payables on derivative instruments ¹	29.0	(2.3)	26.7	(14.2)	(1.2)	11.3	2.2	13.5	28.9
Other financial liabilities designated at fair value	86.6	(78.2)	8.4	(2.1)	(5.9)	0.4	25.2	25.6	33.6
<i>of which: repurchase agreements</i>	<i>86.1</i>	<i>(78.2)</i>	<i>7.9</i>	<i>(2.1)</i>	<i>(5.9)</i>	<i>0.0</i>	<i>1.6</i>	<i>1.6</i>	<i>9.5</i>
Total liabilities	260.4	(97.2)	163.2	(110.7)	(32.6)	19.8	35.4	55.2	198.5

¹ The net amount of Cash collateral payables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain exchange-traded derivatives that are net settled on a daily basis either legally or in substance under IAS 32 principles and exchange-traded derivatives that are economically settled on a daily basis. ² The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross assets" column corresponding to the amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column in the assets table presented on the previous page. Netting in this column for repurchase agreements presented within the lines "Payables from securities financing transactions" and "Other financial liabilities designated at fair value" taken together corresponds to the amounts presented for reverse repurchase agreements in the "Receivables from securities financing transactions" and "Financial assets at fair value not held for trading" lines in the assets table presented on the previous page. ³ For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral presented have been capped so as not to exceed the net amount of financial liabilities presented on the balance sheet; i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. ⁴ Includes liabilities not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

Note 26 Restricted and transferred financial assets

This Note provides information about restricted financial assets (Note 26a), transfers of financial assets (Note 26b and 26c) and financial assets that are received as collateral with the right to resell or repledge these assets (Note 26d).

a) Restricted financial assets

Restricted financial assets consist of assets pledged as collateral against an existing liability or contingent liability and other assets that are otherwise explicitly restricted such that they cannot be used to secure funding.

Financial assets are mainly pledged as collateral in securities lending transactions, in repurchase transactions, against loans from Swiss mortgage institutions and in connection with the issuance of covered bonds. The UBS AG generally enters into repurchase and securities lending arrangements under standard market agreements. For securities lending, the cash received as collateral may be more or less than the fair value of the securities loaned, depending on the nature of the transaction. For repurchase agreements, the fair value of the collateral sold under an agreement to repurchase is generally in excess of the cash borrowed. Pledged mortgage loans serve as collateral for

existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances of USD 11,206 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 12,516 million).

Other restricted financial assets include assets protected under client asset segregation rules, assets held by the UBS AG's insurance entities to back related liabilities to the policy holders, assets held in certain jurisdictions to comply with explicit minimum local asset maintenance requirements and assets held in consolidated bankruptcy remote entities, such as certain investment funds and other structured entities. The carrying amount of the liabilities associated with these other restricted financial assets is generally equal to the carrying amount of the assets, with the exception of assets held to comply with local asset maintenance requirements, for which the associated liabilities are greater.

Restricted financial assets	31.12.19	31.12.18
<i>USD million</i>		
Financial assets pledged as collateral		
Financial assets at fair value held for trading	56,548	43,292
<i>of which: assets pledged as collateral that may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>41,285</i>	<i>32,121</i>
Loans and advances to customers ¹	18,399	18,804
Financial assets at fair value not held for trading	188	0
Debt securities classified as Other financial assets measured at amortized cost	1,212	0
<i>of which: assets pledged as collateral that may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>1,212</i>	<i>0</i>
Total financial assets pledged as collateral²	76,347	62,096
Other restricted financial assets		
Loans and advances to banks	2,353	5,140
Financial assets at fair value held for trading	242	1,054
Cash collateral receivables on derivative instruments	2,986	3,205
Loans and advances to customers	620	935
Financial assets at fair value not held for trading	29,368	23,212
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	176	171
Other	382	203
Total other restricted financial assets	36,126	33,920
Total financial assets pledged and other restricted financial assets	112,474	96,016

¹ All related to mortgage loans that serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances. Of these pledged mortgage loans, approximately USD 6.3 billion for 31 December 2019 (31 December 2018: approximately USD 3.2 billion) could be withdrawn or used for future liabilities or covered bond issuances without breaching existing collateral requirements. ² Does not include assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2019: USD 0.6 billion; 31 December 2018: USD 0.3 billion).

In addition to restrictions on financial assets, UBS AG and its subsidiaries are, in certain cases, subject to regulatory requirements that affect the transfer of dividends and capital within UBS AG, as well as intercompany lending. Supervisory authorities also may require entities to measure capital and

leverage ratios on a stressed basis, such as the Federal Reserve Board's Comprehensive Capital Analysis and Review (CCAR) process, which may limit the relevant subsidiaries' ability to make distributions of capital based on the results of those tests.

Note 26 Restricted and transferred financial assets (continued)

Supervisory authorities generally have discretion to impose higher requirements or to otherwise limit the activities of subsidiaries.

Non-regulated subsidiaries are generally not subject to such requirements and transfer restrictions. However, restrictions can also be the result of different legal, regulatory, contractual, entity- or country-specific arrangements and/or requirements.

→ Refer to "Financial and regulatory key figures for our significant regulated subsidiaries and sub-groups" in the "Significant regulated subsidiary and sub-group information" section of this report for financial information about significant regulated subsidiaries of UBS AG

b) Transferred financial assets that are not derecognized in their entirety

The table below presents information for financial assets that have been transferred but are subject to continued recognition in full, as well as recognized liabilities associated with those transferred assets.

Transferred financial assets subject to continued recognition in full

<i>USD million</i>	31.12.19		31.12.18	
	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities recognized on balance sheet	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities recognized on balance sheet
Financial assets at fair value held for trading that may be sold or repledged by counterparties	41,285	16,671	32,121	4,674
<i>relating to securities lending and repurchase agreements in exchange for cash received</i>	<i>16,945</i>	<i>16,671</i>	<i>4,726</i>	<i>4,674</i>
<i>relating to securities lending agreements in exchange for securities received</i>	<i>24,082</i>	<i>0</i>	<i>26,234</i>	<i>0</i>
<i>relating to other financial asset transfers</i>	<i>258</i>	<i>0</i>	<i>1,161</i>	<i>0</i>
Financial assets at fair value not held for trading that may be sold or repledged by counterparties	188	187	0	0
Total financial assets transferred	41,473	16,858	32,121	4,674

Transactions in which financial assets are transferred, but continue to be recognized in their entirety on UBS AG's balance sheet include securities lending and repurchase agreements as well as other financial asset transfers. Repurchase and securities lending arrangements are, for the most part, conducted under standard market agreements and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes.

→ Refer to Note 1a item 3e for more information about repurchase and securities lending agreements

As of 31 December 2019, approximately 40% of the transferred financial assets were assets held for trading transferred in exchange for cash, in which case the associated recognized liability represents the amount to be repaid to counterparties. For securities lending and repurchase agreements, a haircut between 0% and 15% is generally applied to the transferred assets, which results in associated liabilities having a carrying amount below the carrying amount of the transferred assets. The counterparties to the associated liabilities presented in the table above have full recourse to UBS AG.

In securities lending arrangements entered into in exchange for the receipt of other securities as collateral, neither the securities received nor the obligation to return them are recognized on UBS AG's balance sheet, as the risks and rewards of ownership are not transferred to UBS AG. In cases where such financial assets received are subsequently sold or repledged in another transaction, this is not considered to be a transfer of financial assets.

Other financial asset transfers primarily include securities transferred to collateralize derivative transactions, for which the carrying amount of associated liabilities is not provided in the table above because those replacement values are managed on a portfolio basis across counterparties and product types, and therefore there is no direct relationship between the specific collateral pledged and the associated liability.

Transferred financial assets that are not subject to derecognition in full, but remain on the balance sheet to the extent of UBS AG's continuing involvement, were not material as of 31 December 2019 and as of 31 December 2018.

Note 26 Restricted and transferred financial assets (continued)**c) Transferred financial assets that are derecognized in their entirety with continuing involvement**

Continuing involvement in a transferred and fully derecognized financial asset may result from contractual provisions in the transfer agreement or from a separate agreement with the counterparty or a third party entered into in connection with the transfer.

Purchased and retained interests in securitization vehicles
In cases where UBS AG has transferred assets into a securitization vehicle and retained or purchased interests therein, UBS AG has a continuing involvement in those transferred assets.

As of 31 December 2019, the majority of the retained continuing involvement related to securitization positions held as financial assets at fair value held for trading, primarily collateralized debt obligations, US commercial mortgage-backed securities and residential mortgage-backed securities. The fair value and carrying amount of UBS AG's continuing involvement related to these purchased and retained interests was USD 351 million as of 31 December 2019, and UBS AG recognized gains of USD 0 million in 2019 related to these positions. As of 31 December 2019, life-to-date losses of USD 1,198 million were recorded related to the positions held as of 31 December 2019.

As of 31 December 2018, the fair value and carrying amount of UBS AG's continuing involvement related to purchased and retained interests in securitization vehicles was USD 6 million, and UBS AG recognized gains of USD 3 million in 2018 related to these positions. As of 31 December 2018, life-to-date losses of USD 1,198 million were recorded related to the positions held as of 31 December 2018.

The maximum exposure to loss related to purchased and retained interests in securitization structures was USD 8 million as of 31 December 2019, compared with USD 10 million as of 31 December 2018.

Undiscounted cash outflows of USD 3 million may be payable to the transferee in future periods as a consequence of holding the purchased and retained interests. The earliest period in which payment may be required is less than one month.

d) Off-balance sheet assets received

The table below presents assets received from third parties that can be sold or repledged and that are not recognized on the balance sheet, but that are held as collateral, including amounts that have been sold or repledged.

Off-balance sheet assets received

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Fair value of assets received that can be sold or repledged	475,726	483,688
<i>received as collateral under reverse repurchase, securities borrowing and lending arrangements, derivative and other transactions¹</i>	466,045	473,302
<i>received in unsecured borrowings</i>	9,681	10,385
Thereof sold or repledged ²	351,327	356,752
<i>in connection with financing activities</i>	306,212	315,402
<i>to satisfy commitments under short sale transactions</i>	30,591	28,949
<i>in connection with derivative and other transactions¹</i>	14,524	12,400

¹ Includes securities received as initial margin from its clients that UBS AG is required to remit to central counterparties, brokers and deposit banks through its exchange-traded derivative clearing and execution services. ² Does not include off-balance sheet securities (31 December 2019: USD 19.6 billion; 31 December 2018: USD 24.5 billion) placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes for which there are no associated liabilities or contingent liabilities.

Note 27 Maturity analysis of financial liabilities

The contractual maturities for non-derivative and non-trading financial liabilities as of 31 December 2019 are based on the earliest date on which UBS could be contractually required to pay. The total amounts that contractually mature in each time band are also shown for 31 December 2018. Derivative positions

and trading liabilities, predominantly made up of short sale transactions, are assigned to the column *Due within 1 month*, as this provides a conservative reflection of the nature of these trading activities. The contractual maturities may extend over significantly longer periods.

Maturity analysis of financial liabilities

USD billion	31.12.19					Total
	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	
Financial liabilities recognized on balance sheet¹						
Amounts due to banks	5.4	0.3	0.4	0.5	0.0	6.6
Payables from securities financing transactions	7.4	0.1	0.3		0.0	7.8
Cash collateral payables on derivative instruments	31.4					31.4
Customer deposits	423.9	16.5	7.3	3.5	0.0	451.2
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ²	0.0	0.2	2.3	29.0	24.6	56.2
Debt issued measured at amortized cost ³	4.3	4.7	27.8	20.7	9.0	66.5
Other financial liabilities measured at amortized cost	5.2	0.1	0.5	1.9	2.0	9.6
of which: lease liabilities	0.1	0.1	0.5	1.9	2.0	4.5
Total financial liabilities measured at amortized cost	477.6	22.0	38.5	55.6	35.6	629.3
Financial liabilities at fair value held for trading ^{3,4}	30.6					30.6
Derivative financial instruments ⁵	120.9					120.9
Brokerage payables designated at fair value	37.2					37.2
Debt issued designated at fair value ⁶	21.3	17.4	9.5	12.7	7.1	68.0
Other financial liabilities designated at fair value	34.0	0.4	0.5	0.4	0.9	36.1
Total financial liabilities measured at fair value through profit or loss	244.0	17.8	9.9	13.1	8.0	292.9
Total	721.6	39.9	48.4	68.7	43.6	922.2
Guarantees, commitments and forward starting transactions⁴						
Loan commitments ⁷	33.1	0.5	0.3	0.0		33.9
Guarantees ⁷	19.1					19.1
Forward starting transactions						
Reverse repurchase agreements ⁷	21.9		0.0			21.9
Securities borrowing agreements						0.0
Total	74.1	0.5	0.3	0.0	0.0	74.9

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 27 Maturity analysis of financial liabilities (continued)

USD billion	31.12.18					Total
	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	
Financial liabilities recognized on balance sheet¹						
Amounts due to banks	7.9	1.0	1.6	0.5	0.0	11.0
Payables from securities financing transactions	9.5	0.6	0.3		0.0	10.4
Cash collateral payables on derivative instruments	28.9					28.9
Customer deposits	396.6	13.4	6.9	5.1	0.0	422.1
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ²	0.0	0.0	0.5	21.9	22.0	44.4
Debt issued measured at amortized cost ³	4.6	5.8	39.1	34.7	12.4	96.5
Other financial liabilities measured at amortized cost	6.4					6.4
Total financial liabilities measured at amortized cost	453.9	20.8	48.4	62.3	34.3	619.7
Financial liabilities at fair value held for trading ^{4,5}	29.0					29.0
Derivative financial instruments ³	125.7					125.7
Brokerage payables designated at fair value	38.4					38.4
Debt issued designated at fair value ⁶	15.7	18.1	10.2	7.4	8.0	59.4
Other financial liabilities designated at fair value	30.0	0.4	1.1	1.2	1.0	33.7
Total financial liabilities measured at fair value through profit or loss	238.8	18.5	11.3	8.6	9.0	286.2
Total	692.7	39.3	59.7	70.9	43.3	905.9
Guarantees, commitments and forward starting transactions⁴						
Loan commitments ⁷	34.1	0.3	0.3	0.0		34.7
Guarantees ⁷	19.8					19.8
Forward starting transactions						
Reverse repurchase agreements ⁷	9.0		0.0			9.0
Securities borrowing agreements	0.0					0.0
Total	62.9	0.3	0.4	0.0	0.0	63.6

¹ Except for financial liabilities at fair value held for trading and derivative financial instruments (see footnote 3), the amounts presented generally represent undiscounted cash flows of future interest and principal payments. ² The time bucket Due after 5 years includes perpetual loss-absorbing additional tier 1 capital instruments. ³ Carrying amount is fair value. Management believes that this best represents the cash flows that would have to be paid if these positions had to be settled or closed out. Refer to Note 28 for undiscounted cash flows of derivatives designated in hedge accounting relationships. ⁴ Contractual maturities of financial liabilities at fair value held for trading are: USD 30 billion due within 1 month (2018: USD 28.3 billion), USD 0.6 billion due between 1 month and 1 year (2018: USD 0.6 billion) and USD 0 billion due between 1 and 5 years (2018: USD 0 billion). ⁵ Future interest payments on variable-rate liabilities are determined by reference to the applicable interest rate prevailing as of the reporting date. Future principal payments that are variable are determined by reference to the conditions existing at the reporting date. ⁶ Comprises the maximum invokable amount of guarantees, commitments and forward starting transactions. ⁷ Loan commitments measured at fair value of USD 6.3 billion (2018: USD 3.5 billion), guarantees measured at fair value of USD 1.0 billion (2018: USD 1.6 billion) and forward starting reverse repurchase agreements measured at fair value of USD 20.3 billion (2018: USD 8.1 billion) are under the time bucket Due within 1 month.

Note 28 Hedge accounting

Derivatives transacted for hedging purposes

UBS AG enters into derivative transactions for the purpose of hedging risks inherent in assets, liabilities and forecast transactions. The accounting treatment of hedge transactions varies according to the nature of the instrument hedged and whether the hedge qualifies as such for accounting purposes.

Derivative transactions that qualify and are designated as hedges for accounting purposes are described under the corresponding risk category headings in this Note (interest rate risk hedge accounting and structural foreign exchange risk hedge accounting). In addition, UBS AG designates certain non-derivative financial assets and liabilities as hedging instruments in structural foreign exchange risk hedge accounting, as described under the corresponding risk category headings of this Note.

UBS AG has also executed various hedging strategies utilizing derivatives for which hedge accounting has not been applied. These economic hedges include interest rate swaps and other interest rate derivatives (e.g., futures) for day-to-day economic interest rate risk management purposes. In addition, UBS AG has used equity futures, options and, to a lesser extent, swaps in a variety of equity trading strategies to offset underlying equity and equity volatility exposure. UBS AG has also entered into credit default swaps that provide economic hedges for credit risk exposures (refer to "Credit derivatives" in Note 11). UBS AG's accounting policies for derivatives designated and accounted for as hedging instruments or economic hedges that do not qualify for hedge accounting are described in Note 1a item 3j, where terms used in the following sections are explained.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 28 Hedge accounting (continued)

Interest rate risk hedge accounting

Fair value hedges: interest rate risk related to debt instruments
UBS AG issues various long-term, fixed-rate debt instruments measured at amortized cost, such as senior unsecured debt, covered bonds and subordinated debt, that are exposed to changes in fair value due to movements in market interest rates. Interest rate swaps are used as fair value hedges to protect against changes in the fair value of the issued debt.

Fair value hedges of interest rate risk related to debt instruments involve swapping fixed cash flows associated with the debt issued to floating cash flows by entering into interest rate swaps that receive fixed and pay floating cash flows. The variable future cash flows are based on the following benchmark rates: USD LIBOR, CHF LIBOR, EURIBOR, GBP LIBOR, AUD LIBOR, JPY LIBOR and SGD LIBOR.

The issued debt and interest rate swaps are designated in a fair value hedge relationship. The notional of the designated hedging instrument matches the notional of the hedged item.

The hedged risk is determined as the change in the fair value of the debt issued arising solely from changes in the designated benchmark interest rate (e.g., one-month or three-month LIBOR). Such change is usually the largest component of the overall change in the fair value of the hedged position in transaction currency.

Hedge effectiveness is assessed by comparing changes in the fair value of the debt issued attributable to changes in the designated benchmark interest rate with the changes in the fair value of the interest rate swaps.

Hedge ineffectiveness can arise from different curves used for the discounting of the hedging instruments and the hedged items, or from mismatches of critical terms between fixed-term lending products and hedging interest rate swaps.

Hedging instruments and hedged items

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Hedging instruments: interest rate swaps		
Nominal amount	65,257	63,816
Carrying amount		
Derivative financial assets	33	27
Derivative financial liabilities		1
Hedged items: debt issued measured at amortized cost		
Carrying amount	26,120	28,139
of which: accumulated amount of fair value hedge adjustment	574	282
Hedged items: funding from UBS Group AG and its subsidiaries		
Carrying amount	41,258	35,647
of which: accumulated amount of fair value hedge adjustment	525	(580)

Hedge ineffectiveness

<i>USD million</i>	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Changes in fair value of hedging instruments	1,427	(341)	(16)
Changes in fair value of hedged items	(1,408)	329	(4)
Net gains / (losses) related to hedge ineffectiveness recognized in Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	19	(11)	(20)

Profile of the timing of the nominal amount of the hedging instrument

<i>USD billion</i>	31.12.19					
	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
Interest rate swaps		3	9	40	14	65

<i>USD billion</i>	31.12.18					
	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
Interest rate swaps			4	43	17	64

Note 28 Hedge accounting (continued)

Fair value hedges: portfolio interest rate risk related to loans
UBS AG has a portfolio of long-term fixed-rate mortgage loans in CHF that are measured at amortized cost and exposed to changes in the fair value attributable to movements in market interest rates. Interest rate swaps that pay a fixed rate of interest and receive a floating rate of interest are used as fair value hedges to protect against changes in the fair value of the originated loans.

The portfolio of mortgage loans and interest rate swaps are designated in a fair value hedge relationship. The notional of the designated hedging instrument matches the notional of the hedged item.

The hedging strategy involves an open portfolio of hedged items, i.e., mortgage loans. Both the hedged items and the hedging instruments are adjusted on a monthly basis to reflect changes in size and the maturity profile of the hedged portfolio. The existing hedging relationship is discontinued and a new one

is designated. Changes in the portfolio are driven by new loans originated or existing loans repaid.

The hedged risk is determined as the change in the fair value of the loans arising solely from changes in the designated benchmark interest rate (e.g., one-month or three-month LIBOR). Such change is usually the largest component of the overall change in the fair value of the hedged position in transaction currency.

Hedge effectiveness is assessed by comparing changes in the fair value of the hedged portfolio of loans attributable to changes in the designated benchmark interest rate with the changes in the fair value of the interest rate swaps.

Hedge ineffectiveness can arise from different curves used for the discounting of the hedging instruments and the hedged items, or from mismatches of critical terms between fixed-term lending products and hedging interest rate swaps.

Hedging instruments and hedged items

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Hedging instruments: interest rate swaps		
Nominal amount	4,493	10,318
Carrying amount		
Derivative financial assets		0
Derivative financial liabilities	14	31
Hedged items: loans and advances to customers		
Carrying amount	4,494	10,299
<i>of which: accumulated amount of fair value hedge adjustment on the portfolio that was subject to hedge accounting¹</i>	117	200
<i>of which: accumulated amount of fair value hedge adjustment, subject to amortization attributable to the portion of the portfolio that ceased to be part of hedge accounting¹</i>	172	89

¹ Amounts presented within Other financial assets measured at amortized cost and Other financial liabilities measured at amortized cost.

Hedge ineffectiveness

<i>USD million</i>	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Changes in fair value of hedging instruments ¹	(38)	(22)	(10)
Changes in fair value of hedged items ¹	32	16	3
Net gains / (losses) related to hedge ineffectiveness recognized in Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	(6)	(6)	(7)

¹ For the year ended 31 December 2017, the amounts included offsetting accrued interest, which had no effect on net gains / (losses) related to hedge ineffectiveness.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 28 Hedge accounting (continued)****Cash flow hedges of forecast transactions**

UBS AG is exposed to variability in future interest cash flows on non-trading financial assets and liabilities that bear interest at variable rates or are expected to be refinanced or reinvested in the future, due to movements in future market rates. The amounts and timing of future cash flows, representing both principal and interest flows, are projected on the basis of contractual terms and other relevant factors, including estimates of prepayments and defaults. The aggregate principal balances and interest cash flows across all portfolios over time form the basis for identifying the non-trading interest rate risk of UBS AG, which is hedged with interest rate swaps, the maximum maturity of which is 10 years.

UBS AG of forecast cash flows and interest rate swaps are designated in cash flow hedge relationships. The notional of the designated hedging instrument matches the notional of the hedged item for newly transacted swaps. For swaps that are re-designated, the ratio of the designation is determined based on the swap sensitivity.

The hedging strategy involves designation of each interest rate swap in a separate hedge relationship against a group of hedged items that share the same risk. The hedged items giving rise to the hedged cash flows are fungible and could be substituted for each other over the lifetime of the hedge. Cash flow forecasts and risk exposures are monitored and adjusted on an ongoing basis, and consequently hedging instruments are added or taken out of the program accordingly.

The hedged risk is determined as the variability of future cash flows arising solely from changes in the designated benchmark interest rate, i.e., overnight index swap rate / one-month or three-month LIBOR. Hedge effectiveness is assessed by comparing changes in the fair value of the hedged cash flows attributable to changes in the designated benchmark interest rate with the changes in the fair value of the interest rate swaps.

Hedge ineffectiveness can arise from differences in the reference index of the hedging instruments and hedged items, or from inception of the hedge relationship after the trade date of the hedging derivative.

Hedging instruments

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Hedging instruments: interest rate swaps		
Nominal amount	69,443	70,149
Carrying amount		
Derivative financial assets	16	24
Derivative financial liabilities		1

Hedge ineffectiveness

<i>USD million</i>	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Changes in fair value of hedging instruments ¹	1,639	97	
Changes in fair value of hedged items ¹	(1,571)	(73)	
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognized as Other comprehensive income	1,571	(42)	45
Ineffectiveness recognized as Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	68	25	8

¹ This Note addresses the requirement of IFRS 7 effective from 1 January 2018, for which data is provided prospectively.

Other comprehensive income recognized directly in equity related to cash flow hedges

<i>USD million</i>	2019	2018	2017
Balance at the beginning of the year	109	360	955
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognized in OCI	1,571	(42)	45
Amount reclassified to Net interest income when the hedged item affected profit / (loss), for the year ended 31 December	(175)	(294)	(843)
of which: reclassified to interest income on amortized-cost instruments ¹	(175)	(293)	
of which: reclassified to interest income on FVTPL instruments ¹	0	(1)	
Translation effects recognized directly in retained earnings	9	18	39
Income tax related to cash flow hedges	(253)	67	163
Balance at the end of the year	1,260	109	360
of which: related to hedging relationships for which hedge accounting continues to be applied ^{1,2}	1,596	74	
of which: related to hedging relationships for which hedge accounting is no longer applied ^{1,2}	(43)	73	

¹ This Note addresses the requirement of IFRS 7 effective from 1 January 2018, for which data is provided prospectively. ² Amounts are disclosed on a pre-tax basis.

Note 28 Hedge accounting (continued)**Structural foreign exchange risk hedge accounting****Hedges of net investments in foreign operations**

UBS AG applies hedge accounting for certain net investments in foreign operations. For this purpose, foreign exchange (FX) derivatives, mainly FX forwards and FX swaps, as well as non-derivative financial assets or liabilities are used and designated as hedging instruments. The notional of the designated hedging instrument matches the notional of the hedged item.

Based on UBS AG's risk management strategy, the hedges are adjusted on at least a monthly basis to reflect the changes in the hedged position.

The hedged risk is determined as the change in the carrying amount of net assets of foreign operations arising solely from changes in spot foreign exchange rates. Consequently, UBS AG only designates the spot element of the FX forwards as hedging instruments. Changes in the fair value of the hedging instruments attributable to changes in forward points and the effect of discounting are not part of a hedge accounting designation. These amounts, therefore, do not form part of the effectiveness assessment and are recognized directly in profit or loss.

The effective portion of gains and losses of these FX swaps, i.e., the spot element, is transferred directly to OCI to offset foreign currency translation (FCT) gains and losses on the net investments in foreign branches and subsidiaries. As such, these FX swaps hedge the structural FX exposure, resulting in the accumulation of FCT movements at the level of individual foreign branches and subsidiaries, which make up the total FCT OCI of UBS AG.

When UBS AG designates as hedging instruments certain non-derivative foreign currency financial assets and liabilities of foreign branches or subsidiaries, the FX translation difference recorded in FCT OCI of the non-derivative hedging instrument of one foreign entity offsets the structural FX exposure of another foreign entity. Therefore, the aggregated FCT OCI of UBS AG is unchanged from this hedge designation.

Due to the fact that only the spot element of hedging instruments is designated in hedging relationships, ineffectiveness is unlikely unless the hedged net assets fall below the designated hedged amount. The exceptions are hedges where the hedging currency is not the same as the currency of the foreign operation, where the currency basis may cause ineffectiveness.

Hedging instruments	31.12.19	31.12.18
<i>USD million</i>		
Hedging instruments: derivative financial instruments		
Nominal amount	11,875	11,432
Carrying amount		
Derivative financial assets	9	56
Derivative financial liabilities	170	45
Hedging instruments: non-derivative foreign currency assets and liabilities		
Nominal amount	217	229
Carrying amount		
Receivables from securities financing transactions	109	115
Payables from securities financing transactions	109	115
Hedge ineffectiveness		
	For the year ended	
<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Changes in fair value of hedging instruments	(153)	199
Changes in fair value of hedged items	144	(199)
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognized in Foreign currency translation OCI	(144)	181
Ineffectiveness recognized as Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	(8)	18

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 28 Hedge accounting (continued)

Foreign currency translation reserve

USD million	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Foreign currency translation reserve	4,032	3,940	4,455
of which: effective portion of changes in fair value of hedging instruments related to investment in subsidiaries ¹	634	770	
of which: for which hedge accounting continues to be applied ¹	377	515	
of which: for which hedge accounting is no longer applied ¹	257	255	
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments reclassified to Other income upon disposal of investment for the year ended ¹	(14)	2	

¹ This Note addresses the requirement of IFRS 7 effective from 1 January 2018, for which data is provided prospectively.

Undiscounted cash flows

The table below provides undiscounted cash flow information for derivative instruments designated in hedge accounting relationships.

Derivatives designated in hedge accounting relationships (undiscounted cash flows)

USD billion	On demand	2019					Total
		Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	
Interest rate swaps ¹							
FX swaps / forwards							
Cash inflows		6	5	0			11
Cash outflows		6	5	0			11
Net cash flows		0	0	0			0

USD billion	On demand	2018					Total
		Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	
Interest rate swaps ¹							
FX swaps / forwards							
Cash inflows		9	2				11
Cash outflows		9	2				11
Net cash flows		0	0				0

¹ Undiscounted cash inflows and cash outflows of interest rate swaps were not material as the majority of interest rate swaps designated in hedge accounting relationships are legally settled on a daily basis.

Interest rate benchmark reform

As of 1 October 2019, UBS AG early adopted the amendments to IAS 39 and IFRS 7 related to interest rate benchmark reform published by the IASB in September 2019.

The significant interest rate benchmarks to which UBS AG's hedging relationships are exposed are stated in the "Interest rate risk hedge accounting" section of this Note.

UBS AG established a cross-divisional, cross-regional governance structure and change program to address the scale and complexity of the transition to alternative reference rates (ARRs).

As all fair value hedges are directly affected by the interest rate benchmark reform, the relief is applied to all of the disclosed fair value hedges in this Note.

Hedges of net investments in foreign operations are not affected by the amendments.

UBS AG also applies the amendments to those cash flow hedge relationships where the hedged risk is LIBOR. The following table provides details on the nominal amount and carrying amount of the hedging instruments in those hedging relationships.

Cash flow hedges of forecast transactions referencing LIBOR

USD million	31.12.19
Hedging instruments: interest rate swaps	
Nominal amount	16,462
Carrying amount	
Derivative financial assets	0
Derivative financial liabilities	0

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans

The table below provides a breakdown of expenses related to pension and other post-employment benefit plans recognized in the income statement within *Personnel expenses*.

Income statement – expenses related to pension and other post-employment benefit plans

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Net periodic expenses for defined benefit plans	291	140	365
of which: related to major pension plans ¹	271	141	354
of which: Swiss plan ²	248	108	307
of which: UK plan	3	11	15
of which: US and German plans	21	22	31
of which: related to post-employment medical insurance plans ³	2	(11)	3
of which: related to remaining plans and other expenses ⁴	17	10	8
Expenses for defined contribution plans ⁵	278	223	236
of which: UK plans	34	35	65
of which: US plan	173	127	110
of which: remaining plans	71	61	61
Total pension and other post-employment benefit plan expenses⁶	569	363	601

¹ Refer to Note 29a for more information. ² Changes to the Swiss pension plan in 2018 resulted in a pre-tax gain of USD 132 million related to past service. Refer to Note 29a for more information on these changes. ³ Refer to Note 29b for more information. ⁴ Other expenses include differences between actual and estimated performance award accruals. ⁵ Refer to Note 29c for more information. ⁶ Refer to Note 6.

The table below provides a breakdown of amounts recognized in *Other comprehensive income* for defined benefit plans.

Other comprehensive income – gains / (losses) on defined benefit plans

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Major pension plans ¹	(128)	(79)	276
of which: Swiss plan	(15)	(201)	(56)
of which: UK plan	(78)	130	304
of which: US and German plans	(35)	(8)	28
Post-employment medical insurance plans ²	(3)	7	1
Remaining plans	1	3	31
Gains / (losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(129)	(70)	308
Tax (expense) / benefit relating to defined benefit plans recognized in other comprehensive income	(41)	245	6
Gains / (losses) recognized in other comprehensive income, net of tax ³	(170)	175	314

¹ Refer to Note 29a for more information. ² Refer to Note 29b for more information. ³ Refer to the "Statement of comprehensive income."

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**

UBS AG recognizes assets and liabilities with respect to defined benefit plans within *Other non-financial assets* and *Other non-financial liabilities*.

As of 31 December 2019 and 31 December 2018, the Swiss pension plan was in a surplus situation. However, a surplus is

only recognized on the balance sheet to the extent that it does not exceed the estimated future economic benefit. Since the estimated future economic benefit was zero as of 31 December 2019 and 31 December 2018, no net defined benefit pension asset was recognized on the balance sheet.

The table below provides a breakdown of the assets and liabilities recognized on the balance sheet within *Other non-financial assets* and *Other non-financial liabilities* related to defined benefit plans.

Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment asset

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Major pension plans ¹	9	0
<i>of which: Swiss plan</i>	0	0
<i>of which: UK plan</i>	4	0
<i>of which: US and German plans</i>	5	0
Total net defined benefit pension and post-employment asset²	9	0

¹ Refer to Note 29a for more information. ² Refer to Note 17.

Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment liability

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Major pension plans ¹	527	671
<i>of which: Swiss plan</i>	0	0
<i>of which: UK plan</i>	0	160
<i>of which: US and German plans²</i>	527	511
Post-employment medical insurance plans ³	62	62
Remaining plans	40	40
Total net defined benefit pension and post-employment liability⁴	629	773

¹ Refer to Note 29a for more information. ² Of the total liability recognized as of 31 December 2019, USD 111 million related to US plans and USD 416 million related to German plans (31 December 2018: USD 137 million and USD 374 million, respectively). ³ Refer to Note 29b for more information. ⁴ Refer to Note 22.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**a) Defined benefit pension plans**

UBS AG has established defined benefit pension plans for its employees in various jurisdictions in accordance with local regulations and practices. The major plans are located in Switzerland, the UK, the US and Germany. The plans' benefits include retirement, disability and survivor benefits. The level of benefits provided depends on the specific plan rules and the level of employee compensation.

The overall investment policy and strategy for UBS AG's defined benefit pension plans is guided by the objective of achieving an investment return that, together with contributions, is intended to ensure that there will be sufficient assets to pay pension benefits as they fall due, while also mitigating various risks. For the plans with assets, i.e., funded plans, the investment strategies are managed under local laws and regulations in each jurisdiction. The asset allocation is determined by the governance body with reference to the current and expected economic and market conditions and in consideration of specific asset class risk in the risk profile. Within this framework, UBS AG ensures that the fiduciaries consider how the asset investment strategy correlates with the maturity profile of the plan liabilities and the respective potential effect on the funded status of the plans, including potential short-term liquidity requirements.

The defined benefit obligations (DBOs) for all of UBS AG's defined benefit pension plans are directly affected by changes in yields of high-quality corporate bonds quoted in an active market in the currency of the respective pension plan, as the applicable discount rate used to determine the DBO is based on these yields. For the funded plans, the pension assets are invested in a diversified portfolio of financial assets, including real estate, bonds, investment funds and cash, across geographic regions, to achieve a balance of risk and return. Under IFRS, volatility arises in each pension plan's net asset / liability position because the fair value of the plan's financial assets is not fully correlated to movements in the value of the plan's DBO. Specific asset-liability matching strategies for each pension plan are independently determined by the responsible governance body. The net asset / liability volatility for each plan is dependent on the specific financial assets chosen by each plan's governance body. For certain pension plans, a liability-driven investment approach is applied to a portion of the plan assets to reduce potential volatility. UBS AG's general principle is to ensure that the plans are adequately funded on the basis of actuarial valuations. Local pension regulations are the primary drivers for determining when contributions are required.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)*Swiss pension plan*

The Swiss pension plan covers employees of UBS AG and employees of companies having close economic or financial ties with UBS AG, and exceeds the minimum benefit requirements under Swiss pension law.

In 2017, a significant number of employees transferred from UBS AG to UBS Business Solutions AG, which is a directly held subsidiary of UBS Group AG. There continues to be one pooled pension plan in Switzerland covering the employees of UBS AG and those transferred to UBS Business Solutions AG. UBS AG and UBS Business Solutions AG both are legal sponsors of UBS's Swiss pension plan. Since the date of the employee transfer, UBS AG and UBS Business Solutions AG apply proportionate defined benefit accounting, i.e., the net pension cost, any OCI impacts from remeasurements and the net pension asset / liability of the Swiss pension plan are allocated proportionally between UBS AG and UBS Business Solutions AG based on the aggregated net pension cost and defined benefit obligations related to their employees.

Contributions to the pension plan are paid by both the employer and the employees. The Swiss pension plan allows employees to choose the level of contributions paid by them. Employee contributions are calculated as a percentage of the contributory salary and are deducted monthly. The percentages deducted from salary depend on age and choice of contribution category and vary between 2.5% and 13.5% of contributory base salary and between 0% and 9% of contributory variable compensation. Depending on the age of the employee, UBS AG pays a contribution that ranges between 6.5% and 27.5% of contributory base salary and between 2.8% and 9% of contributory variable compensation. UBS AG also pays risk contributions that are used to finance benefits paid out in the event of death and disability.

The plan benefits include retirement, disability and survivor benefits. The pension plan offers to members at the normal retirement age of 65 a choice between a lifetime pension with or without full restitution and a partial or full lump sum payment. Participants can choose to continue employment and correspondingly remain active members in the pension plan until

the age of 70 at the latest or draw early retirement benefits starting from the age of 58. Employees have the opportunity to make additional purchases of benefits to fund early retirement benefits (Plan 58+).

The pension amount payable is a result of the conversion rate applied on the accumulated balance of the individual plan participant's pension account at the retirement date. The accumulated balance of each individual plan participant's pension account is based on credited vested benefits transferred from previous employers, purchases of benefits, and the employee and employer contributions that have been made to the pension account of each individual plan participant, as well as the interest accrued on the accumulated balance. The interest rate accrued is defined annually by the Pension Foundation Board.

Although the Swiss pension plan is based on a defined contribution promise under Swiss pension law, it is accounted for as a defined benefit plan under IFRS, primarily because of the obligation to accrue interest on the pension accounts and the payment of lifetime pension benefits.

The Swiss pension plan is governed by a Pension Foundation Board. The responsibilities of this board are defined by Swiss pension law and by the plan rules. An actuarial valuation under Swiss pension law is performed regularly. According to Swiss pension law, a temporary limited underfunding is permitted. However, should an underfunded situation occur, the Pension Foundation Board is required to take the necessary measures such that full funding can be expected to be restored within a maximum period of 10 years. If a Swiss pension plan were to become significantly underfunded on a Swiss pension law basis, additional employer and employee contributions could be required. In this situation, the risk is shared between employer and employees, and the employer is not legally obliged to cover more than 50% of the additional contributions required. As of 31 December 2019, the Swiss pension plan had a technical funding ratio under Swiss pension law of 127.1% (31 December 2018: 124.2%).

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The investment strategy of the Swiss plan is implemented on the basis of a multi-level investment and risk management process and complies with Swiss pension law, including the rules and regulations relating to diversification of plan assets. These rules, among others, specify restrictions on the composition of plan assets; e.g., there is a limit of 50% for investments in equities. The investment strategy of the Swiss plan is aligned with the defined risk budget set out by the Pension Foundation Board. The risk budget is determined on the basis of regularly performed asset and liability management analyses. In order to implement the risk budget, the Swiss plan may use direct investments, investment funds and derivatives. To mitigate foreign currency risk, a specific currency hedging strategy is in place. The Pension Foundation Board strives for a medium- and long-term balance between assets and liabilities.

As of 31 December 2019, the Swiss pension plan was in a surplus situation on an IFRS measurement basis, as the fair value of plan assets exceeded the DBO by USD 2,099 million (31 December 2018: surplus of USD 1,998 million). However, a surplus is only recognized on the balance sheet to the extent that it does not exceed the estimated future economic benefit, which equals the difference between the present value of the estimated future service cost and the present value of the estimated future employer contributions. The maximum future economic benefit is highly variable based on changes in the discount rate. As of both 31 December 2019 and 31 December 2018, the estimated future economic benefit was zero and hence no net defined benefit asset was recognized on the balance sheet. As of 31 December 2019, the difference between the pension plan surplus and the estimated future economic benefit, i.e., the asset ceiling effect, was USD 2,099 million (31 December 2018: USD 1,998 million).

In the fourth quarter of 2019, UBS AG established an enhanced methodology for measuring the estimated future economic benefits available under the Swiss pension plan, which limits the amount of any surplus recognized in accordance with IFRS, i.e., the asset ceiling calculation. Under the revised approach, which will come into effect in the first quarter of 2020, future service cost is measured individually for each future year, considering the individually applicable discount rate. In addition, an enhanced discount curve methodology will be adopted, utilizing the FINMA-published ultimate forward rate, which represents the average long-term historical real rate plus expected inflation over the long-dated periods where discount rates are unobservable. Application of this approach is expected to reduce the sensitivity in the quarterly asset ceiling calculation to short-term interest rates, resulting in lower variability in the calculation and accordingly the resulting recognition / derecognition of the Swiss pension plan surplus in *Other comprehensive income*. No changes have been made to the methodology for measuring the defined benefit obligation.

Changes to the Swiss pension plan

As a result of the effects of continuing low and in some cases negative interest rates, diminished investment return

expectations and increasing life expectancy, the pension fund of UBS AG in Switzerland and UBS AG agreed to measures that have taken effect from the start of 2019 to support the long-term financial stability of the Swiss pension fund. As a result, the conversion rate was lowered, the regular retirement age was increased from 64 to 65, employee contributions were increased from a range of 1% and 13.5% of the contributory base salary to a range of 2.5% and 13.5% of the contributory base salary, and savings contributions start from age 20 instead of the previous starting age of 25. Pensions already in payment on 1 January 2019 were not affected by these measures.

To mitigate the effects of the reduction of the conversion rate on future pensions, UBS AG will make a payment to employees' retirement assets in the Swiss pension fund of up to USD 455 million in three installments in 2020, 2021 and 2022.

In accordance with IFRS, these measures led to a reduction in the pension obligation recognized by UBS AG, resulting in a pre-tax gain of USD 132 million in 2018. In addition, 2018 service costs were lower by USD 34 million due to the decrease in benefits. These effects were recognized as a reduction in *Personnel expenses* within the income statement across the business divisions and Corporate Center, with a corresponding effect in *Other comprehensive income*, as the Swiss pension plan was in a surplus situation that could not be recognized due to the IFRS asset ceiling restriction. If the Swiss pension plan remains in an asset ceiling position, the three payments in 2020, 2021 and 2022, adjusted for expected forfeitures, are expected to reduce total equity by USD 391 million, with no effect on the income statement.

The first installment and the regular employer contributions expected to be made to the Swiss pension plan in 2020 are estimated to be USD 143 million and USD 278 million, respectively.

UK pension plan

The UK plan is a career-average revalued earnings scheme, and benefits increase automatically based on UK price inflation. The normal retirement age for participants in the UK plan is 60. Since 2000, the UK plan has been closed to new entrants and, since 2013, pension plan participants are no longer accruing benefits for current or future service. Employees instead participate in the UK defined contribution plan.

The governance responsibility for the UK plan lies jointly with the Pension Trustee Board, which is required under local pension laws, and UBS AG. The employer contributions to the pension fund reflect agreed-upon deficit funding contributions, which are determined on the basis of the most recent actuarial valuation using assumptions agreed by the Pension Trustee Board and UBS AG. In the event of underfunding, UBS AG and the Pension Trustee Board must agree on a deficit recovery plan within statutory deadlines. In 2019, UBS AG made deficit funding contributions of USD 242 million to the UK plan. In 2018, UBS AG did not make any deficit funding contributions.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The plan assets are invested in a diversified portfolio of financial assets. A liability-driven investment approach is applied, as a portion of the plan assets is invested in inflation-indexed bonds that provide a partial hedge against price inflation. If price inflation increases, the DBO is likely to increase by more than the change in the fair value of plan assets, which would result in an increase in the net defined benefit liability. Plan rules and local pension legislation cap the level of inflationary increase that can be applied to plan benefits.

As the plan is obligated to provide guaranteed lifetime pension benefits to plan participants upon retirement, increases in life expectancy will result in an increase in the plan's liabilities. The sensitivity to changes in life expectancy is particularly high in the UK plan as the pension benefits are indexed to price inflation.

As of 31 December 2019, the UK plan was in a surplus situation on an IFRS measurement basis as the fair value of plan assets exceeded the DBO by USD 4 million (31 December 2018: deficit of USD 160 million).

Total contributions expected to be made to the UK defined benefit pension plan in 2020 are estimated at USD 13 million, subject to regular funding reviews during the year.

In addition, UBS AG and the Pension Trustee Board have entered into an arrangement whereby a collateral pool was established to provide security for the pension fund. The value of the collateral pool as of 31 December 2019 was USD 364 million and includes corporate bonds and government-related debt instruments. The Pension Trustee Board and UBS AG may agree adjustments to the collateral pool in the future. The arrangement provides the Pension Trustee Board dedicated access to a pool of assets in the event of UBS AG's insolvency or not paying a required deficit funding contribution.

US pension plans

There are two distinct major defined benefit pension plans in the US, both with a normal retirement age of 65. Since 1998 and 2001, respectively, the plans have been closed to new entrants, who instead can participate in defined contribution plans.

One of the major defined benefit pension plans is a contribution-based plan in which each participant accrues a percentage of salary in a pension account. The pension account is credited annually with interest based on a rate that is linked to the average yield on one-year US government bonds. For the other major defined benefit pension plan, retirement benefits accrue based on the career-average earnings of each individual plan participant. Former employees with vested benefits have the option to take a lump sum payment or a lifetime annuity commencing early or at retirement age.

As required under local state pension laws, both plans have

fiduciaries who, together with UBS AG, are responsible for the governance of the plans. UBS AG regularly reviews the contribution strategy for these plans, considering local statutory funding rules and the cost of any premiums that must be paid to the Pension Benefit Guaranty Corporation for having an underfunded plan. In 2019, the contributions made by UBS AG were USD 29 million (2018: USD 42 million).

The plan assets for both plans are invested in a diversified portfolio of financial assets. Each pension plan's fiduciaries are responsible for the investment decisions with respect to the plan assets. Both US plans apply a liability-driven investment approach to support the volatility management in the net asset / liability position. Derivative instruments may be employed to manage volatility.

The employer contributions expected to be made to the US defined benefit pension plans in 2020 are estimated at USD 9 million.

German pension plans

There are two different defined benefit pension plans in Germany, and both are contribution-based plans. No plan assets are set aside to fund these plans, and benefits are paid directly by UBS AG. The normal retirement age for the participants in the German plans is 65. Within the larger of the two plans, each participant accrues a percentage of salary in a pension account. The accumulated account balance of the plan participant is credited on an annual basis with guaranteed interest at a rate of 5%. In the other plan, amounts are accrued annually based on employee elections related to variable compensation. For this plan, the accumulated account balance is credited on an annual basis with a guaranteed interest rate of 6% for amounts accrued before 2010, of 4% for amounts accrued from 2010 to 2017 and of 0.9% for amounts accrued after 2017. Both plans are regulated under German pension law, under which the responsibility to pay pension benefits when they are due rests entirely with UBS AG. For these plans, a portion of the pension payments is directly increased in line with price inflation.

The benefits expected to be paid by UBS AG to the participants of the German plans in 2020 are estimated at USD 10 million.

Financial information by plan

The tables on the following pages provide an analysis of the movement in the net asset / liability recognized on the balance sheet for defined benefit pension plans, as well as an analysis of amounts recognized in net profit and in *Other comprehensive income*.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Defined benefit pension plans

USD million	Swiss plan		UK plan		US and German plans		Total	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Defined benefit obligation at the beginning of the year	13,774	14,398	3,192	3,744	1,679	1,816	18,645	19,957
Current service cost	243	251	0	0	6	7	249	258
Interest expense	122	93	92	93	59	55	273	241
Plan participant contributions	149	137	0	0	0	0	149	137
Remeasurements	(51)	(263)	361	(266)	185	(69)	485	(598)
<i>of which: actuarial (gains) / losses due to changes in demographic assumptions</i>	<i>(125)</i>	<i>0</i>	<i>(26)</i>	<i>(18)</i>	<i>3</i>	<i>(5)</i>	<i>(148)</i>	<i>(23)</i>
<i>of which: actuarial (gains) / losses due to changes in financial assumptions</i>	<i>1,006</i>	<i>(391)</i>	<i>421</i>	<i>(257)</i>	<i>179</i>	<i>(69)</i>	<i>1,605</i>	<i>(716)</i>
<i>of which: experience (gains) / losses^{1,2}</i>	<i>(942)</i>	<i>128</i>	<i>(34)</i>	<i>8</i>	<i>4</i>	<i>5</i>	<i>(972)</i>	<i>142</i>
Past service cost related to plan amendments	0	(132)	0	4	0	0	0	(128)
Curtailments	0	(17)	0	0	0	0	0	(17)
Benefit payments	(624)	(586)	(135)	(202)	(102)	(112)	(860)	(900)
Foreign currency translation	206	(108)	144	(181)	(8)	(18)	342	(307)
Defined benefit obligation at the end of the year	13,809	13,774	3,654	3,192	1,820	1,679	19,283	18,645
<i>of which: amounts owed to active members</i>	<i>7,073</i>	<i>6,380</i>	<i>164</i>	<i>146</i>	<i>235</i>	<i>226</i>	<i>7,472</i>	<i>6,751</i>
<i>of which: amounts owed to deferred members</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>1,559</i>	<i>1,434</i>	<i>675</i>	<i>606</i>	<i>2,233</i>	<i>2,040</i>
<i>of which: amounts owed to retirees</i>	<i>6,735</i>	<i>7,394</i>	<i>1,931</i>	<i>1,612</i>	<i>911</i>	<i>847</i>	<i>9,577</i>	<i>9,854</i>
Fair value of plan assets at the beginning of the year	15,772	16,388	3,032	3,469	1,168	1,265	19,972	21,122
Return on plan assets excluding amounts included in interest income ²	(30)	(434)	284	(136)	150	(77)	403	(647)
Interest income	142	109	89	86	47	44	278	238
Employer contributions	271	308	242	0	38	51	550	360
Plan participant contributions	149	137	0	0	0	0	149	137
Benefit payments	(624)	(586)	(135)	(202)	(102)	(112)	(860)	(900)
Administration expenses, taxes and premiums paid	(7)	(7)	0	0	(2)	(3)	(9)	(10)
Foreign currency translation	235	(144)	146	(185)	0	0	381	(328)
Fair value of plan assets at the end of the year	15,908	15,772	3,658	3,032	1,299	1,168	20,864	19,972
Asset ceiling effect at the beginning of the year	1,998	1,990	0	0	0	0	1,998	1,990
Interest expense on asset ceiling effect	18	14	0	0	0	0	18	14
Asset ceiling effect excluding interest expense and foreign currency translation on asset ceiling effect	46	30	0	0	0	0	46	30
Foreign currency translation	36	(36)	0	0	0	0	36	(36)
Asset ceiling effect at the end of the year	2,099	1,998	0	0	0	0	2,099	1,998
Net defined benefit asset / (liability)	0	0	4	(160)	(521)	(511)	(518)	(671)
Movement in the net asset / (liability) recognized on the balance sheet								
Net asset / (liability) recognized on the balance sheet at the beginning of the year	0	0	(160)	(275)	(511)	(550)	(671)	(825)
Net periodic expenses recognized in net profit	(248)	(108)	(3)	(11)	(21)	(22)	(271)	(141)
Gains / (losses) recognized in other comprehensive income	(15)	(201)	(78)	130	(35)	(8)	(128)	(79)
Employer contributions	271	308	242	0	38	51	550	360
Foreign currency translation	(8)	0	2	(4)	8	18	2	14
Net asset / (liability) recognized on the balance sheet at the end of the year	0	0	4	(160)	(521)	(511)	(518)	(671)
Funded and unfunded plans								
Defined benefit obligation from funded plans	13,809	13,774	3,654	3,192	1,319	1,219	18,782	18,184
Defined benefit obligation from unfunded plans	0	0	0	0	501	460	501	460
Plan assets	15,908	15,772	3,658	3,032	1,299	1,168	20,864	19,972
Surplus / (deficit)	2,099	1,998	4	(160)	(521)	(511)	1,582	1,327
Asset ceiling effect	2,099	1,998	0	0	0	0	2,099	1,998
Net defined benefit asset / (liability)	0	0	4	(160)	(521)	(511)	(518)	(671)

¹ Experience (gains) / losses are a component of actuarial remeasurements of the defined benefit obligation that reflect the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred. ² Includes the effect from employees transferring between UBS AG and UBS Business Solutions during the period.

Financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Analysis of amounts recognized in net profit

USD million	Swiss plan		UK plan		US and German plans		Total	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
For the year ended								
Current service cost	243	251	0	0	6	7	249	258
Interest expense related to defined benefit obligation	122	93	92	93	59	55	273	241
Interest income related to plan assets	(142)	(109)	(89)	(86)	(47)	(44)	(278)	(238)
Interest expense on asset ceiling effect	18	14	0	0	0	0	18	14
Administration expenses, taxes and premiums paid	7	7	0	0	2	3	9	10
Past service cost related to plan amendments	0	(132)	0	4	0	0	0	(128)
Curtailments	0	(17)	0	0	0	0	0	(17)
Net periodic expenses recognized in net profit	248	108	3	11	21	22	271	141

Analysis of amounts recognized in other comprehensive income (OCI)

USD million	Swiss plan		UK plan		US and German plans		Total	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
For the year ended								
Remeasurement of defined benefit obligation	61	263	(361)	266	(185)	69	(485)	598
Return on plan assets excluding amounts included in interest income	(30)	(434)	284	(136)	150	(77)	403	(647)
Asset ceiling effect excluding interest expense and foreign currency translation on asset ceiling effect	(46)	(30)	0	0	0	0	(46)	(30)
Total gains / (losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(15)	(201)	(78)	130	(35)	(8)	(128)	(79)

The table below provides information about the duration of the DBO and the timing for expected benefit payments.

	Swiss plan		UK plan		US and German plans ¹	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Duration of the defined benefit obligation (in years)	15.2	14.5	20.2	19.5	10.1	9.8
Maturity analysis of benefits expected to be paid						
USD million						
Benefits expected to be paid within 12 months	687	704	93	82	121	108
Benefits expected to be paid between 1 and 3 years	1,383	1,439	209	187	228	216
Benefits expected to be paid between 3 and 6 years	2,048	2,170	384	345	346	336
Benefits expected to be paid between 6 and 11 years	3,232	3,446	748	701	548	566
Benefits expected to be paid between 11 and 16 years	2,899	3,140	807	770	455	494
Benefits expected to be paid in more than 16 years	9,136	10,253	3,913	3,927	721	798

¹ The duration of the defined benefit obligation represents a weighted average across US and German plans.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)*Actuarial assumptions*

The measurement of each pension plan's DBO considers different actuarial assumptions. Changes in those assumptions lead to volatility in the DBO. The following significant actuarial assumptions are applied:

- Discount rate: the discount rate is based on the yield of high-quality corporate bonds quoted in an active market in the currency of the respective pension plan. Consequently, a decrease in the yield of high-quality corporate bonds increases the DBO. Conversely, an increase in the yield of high-quality corporate bonds decreases the DBO.
- Rate of salary increase: an increase in the salary of plan participants generally increases the DBO, specifically for the Swiss and German plans. For the UK plan, as the plan is closed for future service, UBS AG employees no longer accrue future service benefits and thus salary increases have no effect on the DBO. For the US plans, only a small percentage of the total population continues to accrue benefits for future service and therefore the effect of a salary increase on the DBO is minimal.
- Rate of pension increase: for the Swiss plan, there is no automatic indexing of pensions. Any increase would be decided by the Pension Foundation Board. For the US plans, there is also no automatic indexing of pensions. For the UK plan, pensions are automatically indexed to price inflation as per plan rules and local pension legislation. The German plans are also automatically indexed and a portion of the pensions are directly increased by price inflation. An increase in price inflation in the UK or Germany increases the respective plan's DBO.
- Rate of interest credit on retirement savings: the Swiss plan and one of the US plans have retirement saving balances that are increased annually by an interest credit rate. For each of these plans, an increase in the interest credit rate increases the plan's DBO.
- Life expectancy: most of UBS AG's defined benefit pension plans are obligated to provide guaranteed lifetime pension benefits. The DBO for all plans is calculated using an underlying best estimate of the life expectancy of plan participants. An increase in the life expectancy of plan participants increases the plan's DBO.

The actuarial assumptions used for the pension plans are based on the economic conditions prevailing in the jurisdiction in which they are offered.

→ Refer to Note 1a item 7 for a description of the accounting policy for defined benefit pension plans

Changes in actuarial assumptions

UBS AG regularly reviews the actuarial assumptions used in calculating its DBO to determine their continuing relevance.

Swiss pension plan

In 2019, a net gain of USD 61 million was recognized in *Other comprehensive income* (OCI) related to the remeasurement of the DBO. This was primarily due to experience gains of USD 942 million, reflecting differences between the previous actuarial assumptions and what actually occurred, USD 149 million resulting from a decrease in the expected rate of interest credit on retirement savings, USD 65 million due to an update in the disability assumption and USD 60 million due to an update in the turnover assumption. This effect was partly offset by a market-driven decrease in the discount rate, which resulted in an OCI loss of USD 1,156 million.

In 2018, a net gain of USD 263 million was recognized in OCI related to the remeasurement of the DBO. This was primarily due to a market-driven increase in the discount rate, which resulted in an OCI gain of USD 478 million. This effect was partially offset by experience losses of USD 128 million, reflecting differences between the previous actuarial assumptions and what actually occurred, and market-driven changes to the assumed rate of interest credit on retirement savings, which resulted in a loss of USD 77 million. Changes in other assumptions were not significant.

UK pension plan

In 2019, a loss of USD 361 million was recognized in OCI related to the remeasurement of the DBO for the UK plan. This was primarily due to a market-driven decrease in the discount rate, which resulted in an OCI loss of USD 552 million. This loss was partially offset by a gain of USD 132 million due to a decrease in the expected rate of pension increase, experience gains of USD 34 million which reflect differences between the previous actuarial assumptions and what actually occurred, and a gain of USD 21 million due to an update of the mortality improvement assumption.

In 2018, a net gain of USD 266 million was recognized in OCI related to the remeasurement of the DBO for the UK plan. This was primarily due to a market-driven increase in the discount rate, which resulted in an OCI gain of USD 219 million, as well as changes in the pension increase assumption, which resulted in an OCI gain of USD 37 million.

US and German pension plans

In 2019, a loss of USD 185 million was recognized in OCI related to the remeasurement of the DBO for the US and German plans, compared with a net gain of USD 69 million in 2018. OCI gains and losses in both years were primarily driven by market-driven movements in discount rates.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The tables below show the significant actuarial assumptions used in calculating the DBO at the end of the year.

Significant actuarial assumptions

In %	Swiss plan		UK plan		US and German plans ¹	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Discount rate	0.29	0.92	2.07	2.90	2.58	3.69
Rate of salary increase	1.50	1.50	0.00	0.00	2.37	2.81
Rate of pension increase	0.00	0.00	2.92	3.10	1.80	1.50
Rate of interest credit on retirement savings	0.49	0.92	0.00	0.00	2.57	3.70

¹ Represents weighted average assumptions across US and German plans.

Mortality tables and life expectancies for major plans

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a male member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Switzerland	BVG 2015 G with CMI 2016 projections	21.6	21.6	23.1	23.1
UK	S2PA with CMI 2018 projections ¹	23.3	23.4	24.5	24.6
USA	RP2014 WCHA with MP2019 projection scale ²	22.8	22.8	24.3	24.3
Germany	Dr. K. Heubeck 2018 G	20.7	20.5	23.5	23.3

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a female member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Switzerland	BVG 2015 G with CMI 2016 projections	23.6	23.5	25.1	25.0
UK	S2PA with CMI 2018 projections ¹	25.1	25.2	26.4	26.5
USA	RP2014 WCHA with MP2019 projection scale ²	24.4	24.4	25.9	26.0
Germany	Dr. K. Heubeck 2018 G	24.2	24.1	26.4	26.3

¹ In 2018, the mortality table S2PA with CMI 2017 projections was used. ² In 2018, the mortality table RP2014 WCHA with MP2018 projection scale was used.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions

The table below presents a sensitivity analysis for each significant actuarial assumption, showing how the DBO would have been affected by changes in the relevant actuarial assumption that were reasonably possible at the balance sheet date. Unforeseen

circumstances may arise, which could result in variations that are outside the range of alternatives deemed reasonably possible. Caution should be used in extrapolating the sensitivities below on the DBO as the sensitivities may not be linear.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions¹

Increase / (decrease) in defined benefit obligation	Swiss plan		UK plan		US and German plans	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
<i>USD million</i>						
Discount rate						
Increase by 50 basis points	(853)	(797)	(346)	(292)	(86)	(77)
Decrease by 50 basis points	972	904	395	333	93	84
Rate of salary increase						
Increase by 50 basis points	49	45	↔	↔	1	1
Decrease by 50 basis points	(47)	(43)	↔	↔	(1)	(1)
Rate of pension increase						
Increase by 50 basis points	673	643	331	260	7	6
Decrease by 50 basis points	↔	↔	(299)	(262)	(7)	(6)
Rate of interest credit on retirement savings						
Increase by 50 basis points	107	141	↔	↔	9	9
Decrease by 50 basis points	(62) ²	(134)	↔	↔	(9)	(9)
Life expectancy						
Increase in longevity by one additional year	459	446	154	122	51	42

¹ The sensitivity analyses are based on a change in one assumption while holding all other assumptions constant, so that interdependencies between the assumptions are excluded. ² As the plan is closed for future service, a change in assumption is not applicable. ³ As the assumed rate of pension increase was 0% as of 31 December 2019 and as of 31 December 2018, a downward change in assumption is not applicable. ⁴ As the UK plan does not provide interest credits on retirement savings, a change in assumption is not applicable. ⁵ As of 31 December 2019, 18.5% of retirement savings were subject to a legal minimum rate of 1.00%.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Fair value of plan assets

The tables below provide information about the composition and fair value of plan assets of the Swiss, the UK and the US pension plans.

Composition and fair value of plan assets

Swiss plan

USD million	31.12.19			Plan asset allocation %	31.12.18			Plan asset allocation %
	Fair value				Fair value			
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
Cash and cash equivalents	90	0	90	1	83	0	83	1
Real estate / property								
Domestic	0	1,720	1,720	11	0	1,808	1,808	11
Foreign	0	90	90	1	0	0	0	0
Investment funds								
Equity								
Domestic	395	0	395	2	383	0	383	2
Foreign	3,433	932	4,365	27	3,492	925	4,417	28
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	1,825	0	1,825	11	1,569	0	1,569	10
Foreign, AAA to BBB-	3,315	0	3,315	21	3,781	0	3,781	24
Foreign, below BBB-	563	0	563	4	544	0	544	3
Real estate								
Foreign	0	0	0	0	0	7	7	0
Other	904	2,230	3,134	20	316	2,528	2,844	18
Other investments	301	109	411	3	324	11	335	2
Total fair value of plan assets	10,827	5,081	15,908	100	10,493	5,279	15,772	100
Total fair value of plan assets			31.12.19				31.12.18	
			15,908				15,772	
<i>of which²</i>								
Bank accounts at UBS AG			90				80	
UBS AG debt instruments			4				8	
UBS Group AG shares			12				15	
Securities lent to UBS AG ³			748				957	
Property occupied by UBS AG			50				54	
Derivative financial instruments, counterparty UBS AG ³			5				21	

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification. ² Bank accounts at UBS AG encompass accounts in the name of the Swiss pension fund. The other positions disclosed in the table encompass both direct investments in UBS AG instruments and UBS Group AG shares and indirect investments, i.e., those made through funds that the pension fund invests in. ³ Securities lent to UBS AG and derivative financial instruments are presented gross of any collateral. Securities lent to UBS AG were fully covered by collateral as of 31 December 2019 and 31 December 2018. Net of collateral, derivative financial instruments amounted to USD 3 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 6 million).

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Composition and fair value of plan assets (continued)

UK plan

USD million	31.12.19			Plan asset allocation %	31.12.18			Plan asset allocation %
	Fair value				Fair value			
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
Cash and cash equivalents	141	0	141	4	143	0	143	5
Bonds¹								
Domestic, AAA to BBB-	1,810	0	1,810	49	1,604	0	1,604	53
Investment funds								
Equity								
Domestic	33	0	33	1	26	0	26	1
Foreign	916	0	916	25	658	0	658	22
Bonds¹								
Domestic, AAA to BBB-	610	117	727	20	587	93	680	22
Domestic, below BBB-	22	0	22	1	15	0	15	0
Foreign, AAA to BBB-	310	0	310	8	258	0	258	9
Foreign, below BBB-	108	0	108	3	51	0	51	2
Real estate								
Domestic	103	18	122	3	102	28	131	4
Foreign	0	19	19	1	0	0	0	0
Insurance contracts	0	7	7	0	0	0	0	0
Derivatives	3	0	3	0	0	0	0	0
Asset-backed securities	0	6	6	0	21	2	22	1
Other investments ²	(572)	7	(565)	(15)	(565)	9	(556)	(18)
Total fair value of plan assets	3,483	175	3,658	100	2,900	132	3,032	100

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in Standard & Poor's rating classification. ² Mainly relates to repurchase arrangements on UK treasury bonds.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Composition and fair value of plan assets (continued)

US plans

USD million	31.12.19			Plan asset allocation %	31.12.18			Plan asset allocation %
	Fair value				Fair value			
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
Cash and cash equivalents	27	0	27	2	27	0	27	2
Bonds¹								
Domestic, AAA to BBB-	475	0	475	37	462	0	462	40
Domestic, below BBB-	2	0	2	0	2	0	2	0
Foreign, AAA to BBB-	99	0	99	8	92	0	92	8
Foreign, below BBB-	3	0	3	0	3	0	3	0
Investment funds								
Equity								
Domestic	208	0	208	16	143	0	143	12
Foreign	161	0	161	12	157	0	157	13
Bonds¹								
Domestic, AAA to BBB-	176	0	176	14	104	0	104	9
Domestic, below BBB-	28	0	28	2	23	0	23	2
Foreign, AAA to BBB-	17	0	17	1	56	0	56	5
Foreign, below BBB-	3	0	3	0	6	0	6	1
Real estate								
Domestic	0	13	13	1	0	13	13	1
Other	69	0	69	5	64	0	64	5
Insurance contracts	0	18	18	1	0	17	17	1
Total fair value of plan assets	1,268	31	1,299	100	1,139	29	1,168	100

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in Standard & Poor's rating classification.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**b) Post-employment medical insurance plans**

In the US and the UK, UBS AG offers post-employment medical insurance benefits that contribute to the health care coverage of certain employees and their beneficiaries after retirement. The UK post-employment medical insurance plan is closed to new entrants. In the US, retiree medical premiums are subsidized for eligible participants who retired before 2014. These plans are not prefunded.

In 2018, UBS AG announced changes to one of the US post-employment medical insurance plans that replaced the UBS AG retiree medical subsidy with a new subsidy to purchase medical coverage through a private Medicare exchange. This change reduced the post-employment benefit obligation by USD 14 million, resulting in a corresponding gain recognized in the income statement in 2018.

As of 31 December 2019, the net liability recognized for post-employment medical insurance plans was USD 62 million (31 December 2018: USD 62 million). An expense of USD 2 million was recognized in the income statement in 2019 (2018: gain of USD 11 million; 2017: expense of USD 3 million) and a loss of USD 3 million in *Other comprehensive income* in 2019 (2018: gain of USD 7 million; 2017: gain of USD 1 million).

The benefits expected to be paid to participants in 2020 are estimated at USD 5 million.

The measurement of each medical insurance plan's post-employment benefit obligation considers different actuarial assumptions. Reasonably possible changes in actuarial assumptions would not lead to material movements in the net liability recognized as of 31 December 2019 and as of December 2018.

c) Defined contribution plans

UBS AG sponsors a number of defined contribution plans in locations outside Switzerland. The locations with significant defined contribution plans are the US and the UK. Certain plans allow employees to make contributions and earn matching or

other contributions from UBS AG. Employer contributions to defined contribution plans are recognized as an expense, which, for 2019, 2018 and 2017, amounted to USD 278 million, USD 223 million and USD 236 million, respectively.

Note 29 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**d) Related-party disclosure**

UBS AG is the principal provider of banking services for the pension fund of UBS AG in Switzerland. In this capacity, UBS AG is engaged to execute most of the pension fund's banking activities. These activities can include, but are not limited to, trading, securities lending and borrowing and derivative transactions. The non-Swiss UBS AG pension funds do not have a similar banking relationship with UBS AG.

Also, UBS AG leases certain properties that are owned by the Swiss pension fund. As of 31 December 2019, the minimum commitment toward the Swiss pension fund under the related

leases was approximately USD 8 million (31 December 2018: USD 10 million).

→ Refer to the "Composition and fair value of plan assets" table in Note 29a for more information about fair value of investments in UBS AG and UBS Group AG instruments held by the Swiss pension fund

The following amounts have been received or paid by UBS AG from and to the pension and other post-employment benefit plans located in Switzerland, the UK and the US in respect of these banking activities and arrangements.

Related-party disclosure

USD million	For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Received by UBS AG			
Fees	19	22	36
Paid by UBS AG			
Rent	2	3	5
Dividends, capital repayments and interest	10	10	10

The transaction volumes in UBS Group AG shares and UBS AG debt instruments and the balances of UBS Group AG shares held as of 31 December were:

Transaction volumes – UBS Group AG shares and UBS AG debt instruments

	For the year ended	
	31.12.19	31.12.18
Financial instruments bought by pension funds		
UBS Group AG shares (in thousands of shares)	929	831
UBS AG debt instruments (par values, USD million)	1	9
Financial instruments sold by pension funds or matured		
UBS Group AG shares (in thousands of shares)	1,778	547
UBS AG debt instruments (par values, USD million)	5	2

UBS Group AG shares held by pension and other post-employment benefit plans

	31.12.19	31.12.18
Number of shares (in thousands of shares)	14,991	15,934
Fair value (USD million)	189	197

Note 30 Employee benefits: variable compensation**a) Plans offered**

UBS has several share-based and other compensation plans that align the interests of Group Executive Board (GEB) members and other employees with the interests of investors. These compensation plans are also designed to meet regulatory requirements. The most significant compensation plans are described below.

For the majority of variable compensation awards granted under such plans to employees of UBS AG, the grantor entity is UBS Group AG. Expenses associated with these awards are charged by UBS Group AG to UBS AG. For the purpose of this Note, references to shares refer to UBS Group AG shares.

→ Refer to Note 1a item 6 for a description of the accounting policy related to share-based and other deferred compensation plans

Mandatory deferred compensation plans**Equity Ownership Plan (EOP)**

The EOP is a mandatory deferred share-based compensation plan for all employees with total annual compensation greater than USD / CHF 300,000. Starting with performance year 2019, GEB members, Group Managing Directors (GMDs) and Vice Chairs receive Long-Term Incentive Plan (LTIP) awards instead of EOP.

EOP awards granted to GEB members and GMDs in 2019 and prior years, as well as EOP awards granted to certain other employees, will only vest if both Group and business division performance conditions are met. For awards granted in 2019 and 2020, related to the performance years 2018 and 2019, respectively, the Group performance condition is based on the average reported return on common equity tier 1 capital (RoCET1). For awards granted in 2018 and before, the Group performance condition is based on the average adjusted return on tangible equity (RoTE) excluding deferred tax assets over the performance period. Business division performance is measured on the basis of their average adjusted return on attributed equity (RoAE). For Corporate Center employees, it is measured on the basis of the average operating businesses' adjusted RoAE.

Certain awards, such as replacement awards issued outside the normal performance year cycle, may take the form of deferred cash under the EOP plan rules.

Notional shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not carry voting rights during the vesting period. Awards granted generally carry a dividend equivalent that may be paid in notional shares or cash and that vests on the same terms and conditions as the awards. However, starting with awards granted in 2018 for the performance year 2017, European Banking Authority guidelines do not permit individuals who are deemed to be Material Risk Takers (MRTs) to receive dividend or interest payments on instruments awarded as deferred variable compensation. Where dividend payments are not permitted, the grant price of the EOP award is adjusted for the expected dividend

yield over the vesting period to reflect the fair value of the non-dividend-bearing award.

Awards are settled by delivering UBS shares at vesting, except in jurisdictions where this is not permitted for legal or tax reasons. EOP awards generally vest in equal installments after two and three years following the granting of such awards. Awards granted to GEB members in 2019 and prior years generally vest after three, four and five years. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Long-Term Incentive Plan

The LTIP is a mandatory deferred share-based compensation plan for senior leaders of the Group (i.e., GEB members, GMDs and Vice Chairs). LTIP awards are granted for the first time in 2020 as part of the performance award pool for 2019.

The final number of notional shares delivered at vesting depends on two equally weighted performance metrics: average reported return on CET1 capital (RoCET1) and relative total shareholder return (rTSR), which measures UBS's total shareholder return against an index consisting of global systemically important banks as determined by the Financial Stability Board. These performance metrics are separately valued as of the date of grant and (re-)assessed over a three-year performance period starting in the year of grant. For both metrics there is a threshold level, which would result in a 33% payout, and a maximum level, which would result in a 100% payout. Any performance between the threshold and the maximum level would result in a linear payout between 33% and 100%.

The final number of shares as determined at the end of the three-year performance period will vest in three equal installments in each of the three years following the performance period for GEB members, and cliff-vest in the first year following the performance period for GMDs and Vice Chairs. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

In general, the form of the equity awards (notional shares), the entitlement to dividend equivalents and the settlement method is the same as for EOP awards.

Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)

The DCCP is a mandatory deferred compensation plan for all employees with total annual compensation greater than USD / CHF 300,000.

DCCP awards take the form of notional additional tier 1 (AT1) capital instruments, which, at the discretion of UBS, can be settled in either a cash payment or a perpetual, marketable AT1 capital instrument. DCCP awards vest in full after five years, and up to seven years for UK senior management functions, unless there is a trigger event.

Note 30 Employee benefits: variable compensation (continued)

Awards are forfeited if a viability event occurs, i.e., if FINMA notifies the firm in writing that the DCCP awards must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS, or if UBS receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event. Additionally, they are also written down if the Group's common equity tier 1 capital ratio falls below 10% for GEB members and below 7% for all other employees. As an additional performance condition, GEB members forfeit 20% of their award for each loss-making year during the vesting period.

Interest payments on DCCP awards are paid at the discretion of UBS. Where interest payments are not permitted, such as for MRTs, the DCCP award reflects the fair value of the granted non-interest-bearing award.

The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Asset Management EOP

In order to align deferred compensation of certain Asset Management employees with the performance of the investment funds they manage, awards are granted to such employees in the form of cash-settled notional investment funds. The amount delivered depends on the value of the underlying investment funds at the time of vesting. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Financial advisor variable compensation

In line with market practice for US wealth management businesses, the compensation for US financial advisors in Global Wealth Management is comprised of production payout and deferred compensation awards. Production payout is primarily based on compensable revenue and is paid monthly.

Financial advisors may also qualify for deferred compensation awards, which generally vest over a six-year period. The awards are based on strategic performance measures, including production, length of service with the firm and net new

business. Production payout rates and deferred compensation awards may be reduced for, among other things, errors, negligence or carelessness, or a failure to comply with the firm's rules, standards, practices and policies or applicable laws and regulations.

Strategic objective awards

Strategic objective awards are deferred compensation awards based on strategic performance measures, including production, length of service with the firm and net new business. These awards are granted in the form of both deferred share-based and deferred cash-based awards, with a vesting period of up to six years.

Other compensation plans**Equity Plus Plan (Equity Plus)**

Equity Plus is a voluntary share-based compensation plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase UBS shares at market value and receive one notional share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and/or monthly through deductions from salary. If the shares purchased are held until three years from the start of the associated plan year and, in general, if the employee remains employed by UBS, the notional shares vest. Employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in notional shares and/or cash.

Role-based allowances (RBA)

Certain employees of legal entities regulated in the EU may receive an RBA in addition to their base salary. This allowance reflects the market value of a specific role and is fixed, non-forfeitable compensation. Unlike salary, an RBA is paid only as long as the employee is in such a role. RBA consist of a cash portion and, where applicable, a blocked UBS share award. Such shares will be unblocked in equal installments after two and three years. The compensation expense is recognized in the year of grant.

Note 30 Employee benefits: variable compensation (continued)

Discontinued deferred compensation plans

The following plans have been discontinued.

Key Employee Stock Appreciation Rights Plan (KESAP) and Key Employee Stock Option Plan (KESOP)

Until 2009, certain key and high-potential employees were granted discretionary share-settled stock appreciation rights (SARs) or options on UBS shares with a strike price not less than the market value of a UBS share on the date of grant. SARs gave employees the right to receive a number of UBS shares equal to the increase in market price of the UBS share between the grant date and the exercise date. One option entitled the holder to acquire one registered UBS share at the option's strike price. SARs and options were settled by delivering UBS shares, except in jurisdictions where this was not permitted for legal reasons. All unexercised options and stock appreciation rights under these awards expired in 2019.

PartnerPlus

Through performance year 2016, financial advisor strategic objective awards were partly granted under the PartnerPlus deferred cash plan. In addition to such granted awards (UBS company contributions), participants were allowed to voluntarily contribute additional amounts otherwise payable as production payout up to a certain percentage, which vested upon contribution. Company contributions and voluntary contributions were credited with interest in accordance with the terms of the plan. Rather than being credited with interest, a participant could elect to have voluntary contributions, along with vested company contributions, credited with notional earnings based on the performance of various mutual funds. Company contributions and interest on both company and voluntary contributions ratably vest in 20% installments six to 10 years following grant date. Company contributions and interest on notional earnings on both company and voluntary contributions are forfeitable under certain circumstances.

GrowthPlus

GrowthPlus is a compensation plan for selected financial advisors whose revenue production and length of service exceeded defined thresholds from 2010 to 2017. Awards were granted in 2010, 2011, 2015 and 2018. The awards are cash-based and are distributed over seven years, with the exception of 2018 awards, which are distributed over five years.

Note 30 Employee benefits: variable compensation (continued)**b) Effect on the income statement**

Effect on the income statement for the financial year and future periods

The table below provides information about compensation expenses related to total variable compensation, including financial advisor variable compensation, that were recognized in the financial year ended 31 December 2019, as well as expenses that were deferred and will be recognized in the income statement for 2020 and later.

The majority of expenses deferred to 2020 and later that are related to the performance year 2019 relates to awards granted in February 2020. The total unamortized compensation expense for unvested share-based awards granted up to 31 December 2019 will be recognized in future periods over a weighted average period of 2.4 years.

Variable compensation including financial advisor variable compensation

USD million	Expenses recognized in 2019			Expenses deferred to 2020 and later ¹		
	Related to the performance year 2019	Related to prior performance years	Total	Related to the performance year 2019	Related to prior performance years	Total
Non-deferred cash	1,706	(24)	1,682	0	0	0
Deferred compensation awards	287	576	863	413	592	1,005
<i>of which: Equity Ownership Plan</i>	115	294	410	198	213	412
<i>of which: Deferred Contingent Capital Plan</i>	109	256	365	166	356	521
<i>of which: Long-Term Incentive Plan</i>	38	0	38	23	0	23
<i>of which: Asset Management EOP</i>	25	26	51	26	23	49
Total variable compensation – performance awards	1,993	553	2,545	413	592	1,005
Replacement payments	5	49	55	43	30	73
Forfeiture credits	0	(84)	(84)	0	0	0
Severance payments	110	0	110	0	0	0
Retention plan and other payments	24	27	52	22	29	51
Deferred Contingent Capital Plan: interest expense	0	93	93	50	169	219
Total variable compensation – other	140	85	225	115	228	343
Financial advisor variable compensation	3,233	268	3,501	197	710	907
<i>of which: non-deferred cash</i>	3,064	0	3,064	0	0	0
<i>of which: deferred share-based awards</i>	57	48	106	54	130	183
<i>of which: deferred cash-based awards</i>	112	219	331	144	580	724
Compensation commitments with recruited financial advisors ²	32	510	542	350	1,617	1,967
Total financial advisor variable compensation	3,265	778	4,043	548	2,327	2,874
Total variable compensation including FA variable compensation	5,398	1,416	6,814 ³	1,076	3,146	4,222

¹ Estimate as of 31 December 2019. Actual amounts to be expensed in future periods may vary, e.g., due to forfeiture of awards. ² Reflects expenses related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date. ³ Includes USD 595 million in expenses related to share-based compensation (performance awards: USD 448 million; other variable compensation: USD 42 million; financial advisor compensation: USD 106 million). A further USD 54 million in expenses related to share-based compensation was recognized within other expense categories included in Note 6 (salaries: USD 10 million, related to role-based allowances; social security: USD 23 million; other personnel expenses: USD 22 million related to the Equity Plus Plan).

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 30 Employee benefits: variable compensation (continued)

Variable compensation including financial advisor variable compensation (continued)

USD million	Expenses recognized in 2018			Expenses deferred to 2019 and later ¹		
	Related to the performance year 2018	Related to prior performance years	Total	Related to the performance year 2018	Related to prior performance years	Total
Non-deferred cash	1,896	(26)	1,870	0	0	0
Deferred compensation awards	360	564	924	570	638	1,208
<i>of which: Equity Ownership Plan</i>	<i>208</i>	<i>239</i>	<i>507</i>	<i>316</i>	<i>238</i>	<i>554</i>
<i>of which: Deferred Contingent Capital Plan</i>	<i>126</i>	<i>235</i>	<i>361</i>	<i>232</i>	<i>373</i>	<i>605</i>
<i>of which: Asset Management EOP</i>	<i>25</i>	<i>28</i>	<i>53</i>	<i>22</i>	<i>26</i>	<i>48</i>
<i>of which: other performance awards</i>	<i>0</i>	<i>2</i>	<i>2</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>1</i>
Total variable compensation – performance awards	2,256	538	2,794	570	638	1,208
Replacement payments	7	61	68	58	40	99
Forfeiture credits	0	(136)	(136)	0	0	0
Severance payments	106	0	106	0	0	0
Retention plan and other payments	31	33	64	23	33	56
Deferred Contingent Capital Plan: interest expense	0	116	116	96	191	288
Total variable compensation – other	144	75	220	178	264	442
Financial advisor variable compensation	3,233	237	3,470	128	639	767
<i>of which: non-deferred cash</i>	<i>3,089</i>	<i>0</i>	<i>3,089</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
<i>of which: deferred share-based awards</i>	<i>51</i>	<i>44</i>	<i>95</i>	<i>52</i>	<i>131</i>	<i>183</i>
<i>of which: deferred cash-based awards</i>	<i>93</i>	<i>193</i>	<i>286</i>	<i>76</i>	<i>507</i>	<i>584</i>
Compensation commitments with recruited financial advisors ²	33	551	584	357	1,883	2,240
Total financial advisor variable compensation	3,266	789	4,054	484	2,522	3,006
Total variable compensation including FA variable compensation	5,666	1,402	7,068³	1,233	3,424	4,656

¹ Estimate as of 31 December 2018. Actual amounts expensed may vary, e.g., due to forfeiture of awards. ² Reflects expenses related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date. ³ Includes USD 612 million in expenses related to share-based compensation (performance awards: USD 507 million; other variable compensation: USD 10 million; financial advisor compensation: USD 95 million). A further USD 44 million in expenses related to share-based compensation was recognized within other expense categories included in Note 6 (salaries: USD 15 million, related to role-based allowances; social security: USD 7 million; other personnel expenses: USD 22 million, related to the Equity Plus Plan).

Note 30 Employee benefits: variable compensation (continued)

Variable compensation including financial advisor variable compensation (continued)

USD million	Expenses recognized in 2017			Expenses deferred to 2018 and later ¹		
	Related to the performance year 2017	Related to prior performance years	Total	Related to the performance year 2017	Related to prior performance years	Total
Non-deferred cash	1,982	(24)	1,958	0	0	0
Deferred compensation awards	392	704	1,096	589	685	1,274
<i>of which: Equity Ownership Plan</i>	235	364	599	322	286	608
<i>of which: Deferred Contingent Capital Plan</i>	132	304	436	240	369	609
<i>of which: Asset Management EOP</i>	25	32	57	27	27	54
<i>of which: other performance awards</i>	0	4	4	0	3	3
Total variable compensation – performance awards	2,373	680	3,054	589	685	1,274
Replacement payments	12	58	70	82	41	123
Forfeiture credits	0	(106)	(106)	0	0	0
Severance payments	95	0	95	0	0	0
Retention plan and other payments	24	38	62	30	32	62
Deferred Contingent Capital Plan: interest expense	0	110	110	80	218	297
Total variable compensation – other	131	99	231	191	291	482
Financial advisor variable compensation	3,050	260	3,310	156	795	951
<i>of which: non-deferred cash</i>	2,891	0	2,891	0	0	0
<i>of which: deferred share-based awards</i>	54	48	102	70	121	191
<i>of which: deferred cash-based awards</i>	104	212	316	86	674	760
Compensation commitments with recruited financial advisors ²	31	723	754	369	2,058	2,429
Total financial advisor variable compensation	3,080	984	4,064	526	2,853	3,379
Total variable compensation including FA variable compensation	5,585	1,764	7,349³	1,306	3,829	5,135

¹ Estimate as of 31 December 2017. Actual amounts expensed may vary, e.g., due to forfeiture of awards. ² Reflects expenses related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date. ³ Includes USD 726 million in expenses related to share-based compensation (performance awards: USD 599 million; other variable compensation: USD 25 million; financial advisor compensation: USD 102 million). A further USD 97 million in expenses related to share-based compensation was recognized within other expense categories included in Note 6 (salaries: USD 25 million, related to role-based allowances; social security: USD 49 million; other personnel expenses: USD 23 million, related to the Equity Plus Plan).

Note 30 Employee benefits: variable compensation (continued)**c) Outstanding share-based compensation awards**

Share and performance share awards

Movements in outstanding share-based awards under the EOP during 2019 and 2018 are provided in the table below. The awards presented are granted by UBS AG, but are based on UBS Group AG shares.

Movements in outstanding share-based compensation awards

	Number of shares 2019	Weighted average grant date fair value (USD)	Number of shares 2018	Weighted average grant date fair value (USD)
Outstanding, at the beginning of the year	201,793	15	404,720	15
Awarded during the year	29,092	11	26,005	13
Distributed during the year	(140,441)	14	(228,932)	15
Forfeited during the year	0	0	0	0
Outstanding, at the end of the year	90,443	14	201,793	15
<i>of which: shares vested for accounting purposes</i>	<i>56,492</i>		<i>133,225</i>	

The total carrying amount of the liability related to cash-settled share-based awards as of 31 December 2019 and 31 December 2018 was USD 1 million and USD 2 million, respectively.

d) Valuation

UBS share awards

UBS measures compensation expense based on the average market price of the UBS share on the grant date as quoted on the SIX Swiss Exchange, taking into consideration post-vesting sale and hedge restrictions, non-vesting conditions and market conditions, where applicable. The fair value of the share awards subject to post-vesting sale and hedge restrictions is discounted on the basis of the duration of the post-vesting restriction and is referenced to the cost of purchasing an at-the-money European

put option for the term of the transfer restriction. The weighted average discount for share and performance share awards granted during 2019 was approximately 22.6% (2018: 18.0%) of the market price of the UBS share. The grant date fair value of notional shares without dividend entitlements also includes a deduction for the present value of future expected dividends to be paid between the grant date and distribution.

Note 31 Interests in subsidiaries and other entities**a) Interests in subsidiaries**

UBS AG defines its significant subsidiaries as those entities that, either individually or in aggregate, contribute significantly to UBS AG's financial position or results of operations, based on a number of criteria, including the subsidiaries' equity and their contribution to UBS AG's total assets and profit or loss before tax, in accordance with the requirements set by IFRS 12, Swiss regulations and the rules of the US Securities and Exchange Commission (SEC).

Individually significant subsidiaries

The table below lists UBS AG's individually significant subsidiaries as of 31 December 2019. Unless otherwise stated, the subsidiaries listed below have share capital consisting solely of

ordinary shares that are held entirely by UBS AG, and the proportion of ownership interest held is equal to the voting rights held by UBS AG.

The country where the respective registered office is located is also the principal place of business. UBS AG operates through a global network of branches and a significant proportion of its business activity is conducted outside Switzerland in the UK, the US, Singapore, Hong Kong and other countries. UBS Europe SE has branches and offices in a number of EU Member States, including Germany, Italy, Luxembourg, Spain and Austria. Share capital is provided in the currency of the legally registered office.

Individually significant subsidiaries of UBS AG as of 31 December 2019¹

Company	Registered office	Primary business	Share capital in million	Equity interest accumulated in %
UBS Americas Holding LLC	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 3,150.0 ²	100.0
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management AG	Zurich, Switzerland	Asset Management	CHF 43.2	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	Global Wealth Management	USD 0.0	100.0
UBS Europe SE	Frankfurt, Germany	Global Wealth Management	EUR 446.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Global Wealth Management	USD 0.0	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 1,283.1 ³	100.0
UBS Switzerland AG	Zurich, Switzerland	Personal & Corporate Banking	CHF 10.0	100.0

¹ Includes direct and indirect subsidiaries of UBS AG. ² Comprised of common share capital of USD 1,000 and non-voting preferred share capital of USD 3,150,000,000. ³ Comprised of common share capital of USD 100,000 and non-voting preferred share capital of USD 1,283,000,000.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 31 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

Other subsidiaries

The table below lists other direct and indirect subsidiaries of UBS AG that are not individually significant but that contribute to UBS AG's total assets and aggregated profit before tax thresholds and are thereby disclosed in accordance with the requirements set by the SEC.

Other subsidiaries of UBS AG as of 31 December 2019

Company	Registered office	Primary business	Share capital in million	Equity interest accumulated in %
UBS Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, Hong Kong	Asset Management	HKD 254.0	100.0
UBS Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	Asset Management	JPY 2,200.0	100.0
UBS Asset Management Life Ltd	London, United Kingdom	Asset Management	GBP 15.0	100.0
UBS Asset Management Switzerland AG	Zurich, Switzerland	Asset Management	CHF 0.5	100.0
UBS Business Solutions US LLC	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 0.0	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	Global Wealth Management	USD 0.0	100.0
UBS (France) S.A.	Paris, France	Global Wealth Management	EUR 133.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	Global Wealth Management	USD 0.0	100.0
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	Asset Management	EUR 13.0	100.0
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	Asset Management	CHF 1.0	100.0
UBS (Monaco) S.A.	Monte Carlo, Monaco	Global Wealth Management	EUR 49.2	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	Asset Management	USD 9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	Investment Bank	THB 500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	Investment Bank	AUD 0.3 ¹	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd.	Tokyo, Japan	Investment Bank	JPY 32,100.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	Investment Bank	SGD 420.4	100.0

¹ Includes a nominal amount relating to redeemable preference shares.

Consolidated structured entities

UBS AG consolidates a structured entity (SE) if it has power over the relevant activities of the entity, exposure to variable returns and the ability to use its power to affect its returns. Consolidated SEs include certain investment funds, securitization vehicles and client investment vehicles. UBS AG has no individually significant subsidiaries that are SEs.

Investment fund SEs are generally consolidated when UBS AG's aggregate exposure combined with its decision-making rights indicate the ability to use such power in a principal capacity. Typically, UBS AG will have decision-making rights as fund manager, earning a management fee, and will provide seed capital at the inception of the fund or hold a significant percentage of the fund units. Where other investors do not have the substantive ability to remove UBS as decision maker, UBS AG is deemed to have control and therefore consolidates the fund.

Securitization SEs are generally consolidated when UBS AG holds a significant percentage of the asset-backed securities

issued by the SE and has the power to remove without cause the servicer of the asset portfolio.

Client investment SEs are generally consolidated when UBS AG has a substantive liquidation right over the SE or a decision right over the assets held by the SE and has exposure to variable returns through derivatives traded with the SE or holding notes issued by the SE.

In 2019 and 2018, UBS AG did not enter into any contractual obligation that could require UBS AG to provide financial support to consolidated SEs. In addition, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a consolidated SE when UBS AG was not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future. Further, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a previously unconsolidated SE that resulted in UBS AG controlling the SE during the reporting period.

Note 31 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**b) Interests in associates and joint ventures**

As of 31 December 2019 and 2018, no associate or joint venture was individually material to UBS AG. In addition, there were no significant restrictions on the ability of associates or joint ventures to transfer funds to UBS AG or its subsidiaries in

the form of cash dividends or to repay loans or advances made. There were no quoted market prices for any associates or joint ventures of UBS AG.

Investments in associates and joint ventures

<i>USD million</i>	2019	2018
Carrying amount at the beginning of the year	1,099	1,045
Additions	0	3
Disposals ¹	0	(431)
Reclassifications ²		(21)
Share of comprehensive income	25	529
<i>of which: share of net profit³</i>	46	529
<i>of which: share of other comprehensive income⁴</i>	(21)	1
Dividends received	(83)	(42)
Impairment	(1)	
Foreign currency translation	11	16
Carrying amount at the end of the year	1,051	1,099
<i>of which: associates</i>	1,010	1,066
<i>of which: SIX Group AG, Zurich⁵</i>	887	952
<i>of which: other associates</i>	123	114
<i>of which: joint ventures</i>	41	33

¹ In December 2018, UBS AG increased its shareholding in UBS Securities China from 24.99% to 51%, acquiring control of the entity in accordance with IFRS 10, Consolidated Financial Statements. Upon acquisition of control, UBS AG derecognized its former investment in associate. Refer to Note 32 for more information. ² Reflects reclassifications to Properties and other non-current assets held for sale. ³ For 2019, consists of USD 28 million from associates and USD 18 million from joint ventures. For 2018, consists of USD 511 million from associates, of which USD 460 million reflected a valuation gain on the equity ownership in SIX related to the sale of SIX Payment Services to Workline, and USD 18 million from joint ventures. ⁴ For 2019, consists of negative USD 22 million from associates and USD 1 million from joint ventures. For 2018, the total of USD 1 million is from associates. ⁵ In 2019, UBS AG's equity interest amounts to 17.31%. UBS AG is represented on the Board of Directors.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 31 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

c) Interests in unconsolidated structured entities

During 2019, UBS AG sponsored the creation of various SEs and interacted with a number of non-sponsored SEs, including securitization vehicles, client vehicles as well as certain investment funds, that UBS did not consolidate as of 31 December 2019 because it did not control these entities.

The table below presents UBS AG's interests in and maximum exposure to loss from unconsolidated SEs as well as the total assets held by the SEs in which UBS had an interest as of year-end, except for investment funds sponsored by third parties, for which the carrying amount of UBS's interest as of year-end has been disclosed.

Interests in unconsolidated structured entities

USD million, except where indicated	31.12.19				Maximum exposure to loss ¹
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	
Financial assets at fair value held for trading	462	130	5,874	6,466	6,466
Derivative financial instruments	9	9	36	55	53
Loans and advances to customers			174	174	174
Financial assets at fair value not held for trading	81	8 ²	62	151	902
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income		3,955		3,955	3,955
Other financial assets measured at amortized cost	335	16 ³		351	1,372
Total assets	888 ⁴	4,118	6,147	11,152	
Derivative financial instruments	2 ⁴	225	324	552	1
Total liabilities	2	225	324	552	
Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS had an interest (USD billion)	55 ⁵	73 ⁶	413 ⁷		

USD million, except where indicated	31.12.18				Maximum exposure to loss ¹
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	
Financial assets at fair value held for trading	420	174	7,297	7,890	7,890
Derivative financial instruments	8	35	1	44	44
Loans and advances to customers			179	179	179
Financial assets at fair value not held for trading	87	48 ²	85	220	1,796
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income		3,931		3,931	3,931
Other financial assets measured at amortized cost	312	25 ³		337	1,423
Total assets	826 ⁴	4,212	7,562	12,600	
Derivative financial instruments	3 ⁴	123	32	158	3
Total liabilities	3	123	32	158	
Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS had an interest (USD billion)	63 ⁵	69 ⁶	385 ⁷		

¹ For the purpose of this disclosure, maximum exposure to loss amounts do not consider the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements. ² Represents the carrying amount of loan commitments. The maximum exposure to loss for these instruments is equal to the notional amount. ³ As of 31 December 2019, USD 0.6 billion of the USD 0.9 billion (31 December 2018: USD 0.6 billion of the USD 0.8 billion) was held in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. ⁴ Comprised of credit default swap liabilities and other swap liabilities. The maximum exposure to loss for credit default swap liabilities is equal to the sum of the negative carrying amount and the notional amount. For other swap liabilities, no maximum exposure to loss is reported. ⁵ Represents the principal amount outstanding. ⁶ Represents the market value of total assets. ⁷ Represents the net asset value of the investment funds sponsored by UBS and the carrying amount of UBS's interests in the investment funds not sponsored by UBS.

Note 31 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

UBS AG retains or purchases interests in unconsolidated SEs in the form of direct investments, financing, guarantees, letters of credit, derivatives and through management contracts.

UBS AG's maximum exposure to loss is generally equal to the carrying amount of UBS AG's interest in the SE, with the exception of guarantees, letters of credit and credit derivatives, for which the contract's notional amount, adjusted for losses already incurred, represents the maximum loss that UBS AG is exposed to. In addition, the current fair value of derivative swap instruments with a positive replacement value only, such as total return swaps, is presented as the maximum exposure to loss. Risk exposure for these swap instruments could change over time with market movements.

The maximum exposure to loss disclosed in the table on the previous page does not reflect UBS AG's risk management activities, including effects from financial instruments that may be used to economically hedge the risks inherent in the unconsolidated SE or the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements.

In 2019 and 2018, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to an unconsolidated SE when not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future.

In 2019 and 2018, income and expenses from interests in unconsolidated SEs primarily resulted from mark-to-market movements recognized in *Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss*, which have generally been hedged with other financial instruments, as well as fee and commission income received from UBS-sponsored funds.

Interests in securitization vehicles

As of 31 December 2019 and 31 December 2018, UBS AG held interests, both retained and acquired, in various securitization vehicles, a majority of which are held within Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. The Investment Bank also retained interests in securitization vehicles related to financing, underwriting, secondary market and derivative trading activities. In some cases UBS AG may be required to absorb losses from an unconsolidated SE before other parties because UBS AG's interest is subordinated to others in the ownership structure.

The numbers outlined in the table on the previous page may differ from the securitization positions presented in the

31 December 2019 Pillar 3 report under "Pillar 3 disclosures" at www.ubs.com/investors, for the following reasons: (i) exclusion of synthetic securitizations transacted with entities that are not SEs and transactions in which UBS AG did not have an interest because it did not absorb any risk; (ii) a different measurement basis in certain cases (e.g., IFRS carrying amount within the table above compared with net exposure amount at default for Pillar 3 disclosures); and (iii) different classification of vehicles viewed as sponsored by UBS AG versus sponsored by third parties.

- Refer to Note 1a item 1 for more information about UBS AG's accounting policies regarding consolidation and sponsorship of securitization vehicles and other structured entities
- Refer to the 31 December 2019 Pillar 3 report under "Pillar 3 disclosures" at www.ubs.com/investors for more information

Interests in client vehicles

As of 31 December 2019 and 31 December 2018, UBS AG retained interests in client vehicles sponsored by UBS AG and third parties that relate to financing and derivative activities, and to hedge structured product offerings. Included within these investments are securities guaranteed by US government agencies.

Interests in investment funds

UBS AG holds interests in a number of investment funds, primarily resulting from seed investments or in order to hedge structured product offerings. In addition to the interests disclosed in the table on the previous page, UBS AG manages the assets of various pooled investment funds and receives fees that are based, in whole or part, on the net asset value of the fund and/or the performance of the fund. The specific fee structure is determined on the basis of various market factors and considers the nature of the fund and the jurisdiction of incorporation, as well as fee schedules negotiated with clients. These fee contracts represent an interest in the fund as they align UBS AG's exposure with investors, providing a variable return that is based on the performance of the entity. Depending on the structure of the fund, these fees may be collected directly from the fund assets and/or from the investors. Any amounts due are collected on a regular basis and are generally backed by the assets of the fund. UBS AG did not have any material exposure to loss from these interests as of 31 December 2019 or as of 31 December 2018.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 31 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

Sponsored unconsolidated structured entities in which UBS did not have an interest

For several sponsored SEs, no interest was held by UBS AG at year-end. However, during the respective reporting period UBS AG transferred assets, provided services and held instruments that did not qualify as an interest in these sponsored SEs, and accordingly earned income or incurred expenses from these entities. The table below presents the income earned and expenses incurred directly from these entities during the year as well as corresponding asset information. The table does not include income earned and expenses incurred from risk management activities, including income and expenses from financial instruments used to economically hedge instruments transacted with the unconsolidated SEs.

The majority of the fee income arose from investment funds that are sponsored and administrated by UBS AG, but managed by third parties. As UBS AG does not provide any active management services, UBS AG was not exposed to risk from the performance of these entities and was therefore deemed not to have an interest in them. In certain structures, the fees receivable may be collected directly from the investors and have therefore not been included in the table below.

UBS AG also recorded other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss from mark-to-market movements arising primarily from derivatives, such as interest rate and currency swaps as well as credit derivatives, through which UBS AG purchases protection, and financial liabilities designated at fair value, which do not qualify as interests because UBS AG does not absorb variability from the performance of the entity. Total income reported does not reflect economic hedges or other mitigating effects from UBS AG's risk management activities.

During 2019, UBS AG and third parties transferred assets of USD 1 billion and USD 1 billion, respectively, into sponsored securitization vehicles created in the year (2018: USD 1 billion and USD 1 billion, respectively). UBS AG and third parties also transferred assets of USD 0 billion and USD 1 billion, respectively, into sponsored client vehicles created in the year (2018: USD 2 billion and USD 0 billion, respectively). For sponsored investment funds, transfers arose during the period as investors invested and redeemed positions, thereby changing the overall size of the funds, which, when combined with market movements, resulted in a total closing net asset value of USD 42 billion (31 December 2018: USD 18 billion).

Sponsored unconsolidated structured entities in which UBS did not have an interest at year-end

<i>USD million, except where indicated</i>	As of or for the year ended			
	31.12.19			
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	(1)	0	(1)	(2)
Net fee and commission income		13	50	63
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	19	(18)	9	11
Total income	19	(5)	58	72
Asset information (USD billion)	2¹	1²	42³	

<i>USD million, except where indicated</i>	As of or for the year ended			
	31.12.18			
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	0	(6)	1	(5)
Net fee and commission income		16	39	54
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	0	8	20	29
Total income	1	18	60	78
Asset information (USD billion)	2¹	2²	18³	

¹ Represents the amount of assets transferred to the respective securitization vehicles. ² Represents the amount of assets transferred to the respective client vehicles. ³ Represents the total net asset value of the respective investment funds.

Note 32 Changes in organization and acquisitions and disposals of subsidiaries and businesses**Changes in Group structure and organization**

UK business transfer and cross-border merger of UBS Limited into UBS Europe SE

In the fourth quarter of 2018, clients and other counterparties of UBS Limited who can be serviced by UBS AG, London Branch were generally migrated to UBS AG, London Branch. Transactions affecting the transferred businesses that occurred on or after the transfer date were recorded in UBS AG, London Branch.

On 1 March 2019, UBS AG completed its combined UK business transfer and cross-border merger of UBS Limited into UBS Europe SE, its Germany-headquartered European subsidiary.

UBS Asset Management AG

In 2016, UBS AG transferred the majority of the operating subsidiaries of Asset Management to UBS Asset Management AG. Effective 1 April 2019, as part of UBS's efforts to improve the resolvability of the Group, the portion of the Asset Management business in Switzerland conducted by UBS AG was transferred from UBS AG to its indirect subsidiary, UBS Asset Management Switzerland AG. With this transfer, UBS AG has completed the transfer of its Swiss Asset Management business and all Asset Management subsidiaries outside the US into a separate Asset Management sub-group structure.

UBS Group Funding (Switzerland) AG

UBS Group Funding (Switzerland) AG was established in 2016 as a wholly owned direct subsidiary of UBS Group AG, to issue loss-absorbing additional tier 1 (AT1) capital instruments and total loss-absorbing capacity (TLAC)-eligible senior unsecured debt, which were guaranteed by UBS Group AG. In line with regulatory requirements in Switzerland and following a change in Swiss tax law as of 1 January 2019 that applies to holding companies of systemically relevant banks issuing loss-absorbing AT1 or TLAC-eligible senior unsecured debt instruments, such existing instruments were migrated to UBS Group AG from UBS Group Funding (Switzerland) AG in October 2019.

UBS Business Solutions AG

In 2015, UBS Business Solutions AG was established as a direct subsidiary of UBS Group AG to act as the Group service company and UBS AG transferred the ownership of the majority of its existing service subsidiaries outside the US to UBS Business Solutions AG. In 2017, shared services functions in Switzerland and the UK were transferred from UBS AG to UBS Business Solutions AG and UBS AG also completed the transfer of the shared services employees in the US to its US service company, UBS Business Solutions US LLC, a wholly owned subsidiary of UBS Americas Holding LLC.

Acquisitions

Increase of stake in and consolidation of UBS Securities China

In December 2018, UBS AG increased its shareholding in UBS Securities China from 24.99% to 51%, acquiring control of the entity in accordance with IFRS 10, *Consolidated Financial Statements*. Upon acquisition of control, UBS AG remeasured its former 24.99% holding at fair value, resulting in a pre-tax loss of USD 270 million, recognized in *Other income*. In addition, a net foreign currency translation gain of USD 46 million was recognized upon derecognition of the former investment in associate, also in *Other income*.

The cost of acquisition of the additional 26.01% stake was USD 125 million. Upon consolidation, UBS AG recognized USD 102 million of goodwill and USD 278 million of other net assets. In addition, a non-controlling interest of USD 136 million has been recognized.

Sales and disposals of subsidiaries and businesses

In 2019, 2018 and 2017, no significant subsidiaries were removed from the scope of consolidation as a result of sales or disposals.

In the third quarter of 2018, UBS AG completed the sale of Widder Hotel, resulting in a pre-tax gain on sale of subsidiaries and businesses of USD 25 million and a pre-tax gain on sale of real estate of USD 31 million.

In 2017, UBS AG completed the sale of Asset Management's fund administration servicing units in Luxembourg and Switzerland to Northern Trust, resulting in a pre-tax gain on sale of USD 153 million.

Note 32 Changes in organization and acquisitions and disposals of subsidiaries and businesses (continued)**Strategic partnership with Sumitomo Mitsui Trust Holdings**

In June 2019, UBS AG entered into a strategic wealth management partnership in Japan with Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc. (SuMi Trust Holdings). In January 2020, the first phase was launched, with operations commencing in the newly established joint venture, UBS SuMi TRUST Wealth Advisory, which is owned equally by UBS Securities Japan and SuMi Trust Holdings and is accounted for as an investment in a joint venture by UBS AG. UBS AG and SuMi Trust Holdings have also started offering each other's products and services to their respective current clients.

The second phase of the partnership is expected to launch in 2021 with the establishment of a new entity which will be 51% owned and controlled by UBS AG, requiring UBS AG to consolidate this entity. UBS AG does not expect a material effect on shareholders' equity upon closing.

Strategic partnership with Banco do Brasil

In November 2019, UBS AG signed a binding agreement with Banco do Brasil to establish a strategic investment banking partnership that will provide investment banking services and institutional securities brokerage in Brazil and selected countries in South America. The partnership is expected to be established through a combination of assets from both stakeholders. UBS AG intends to contribute its operational investment banking

platform in Brazil and Argentina, as well as its institutional brokerage business in Brazil. Banco do Brasil intends to contribute the exclusive access rights to its corporate clients. UBS AG will hold a controlling interest of 50.01% in the entity, requiring UBS AG to consolidate this entity. Closing of the transaction is subject to regulatory approvals and is currently expected in the first half of 2020. UBS AG does not expect a material effect on shareholders' equity upon closing.

Sale of majority stake in UBS Fondcenter

In January 2020, UBS AG has agreed to sell a majority stake in UBS Fondcenter to Clearstream, Deutsche Börse Group's post-trade services provider. UBS AG will retain a minority (48.8%) shareholding in the business and will enter into an agreement under which it may sell its remaining shareholding to Clearstream at a later date. As part of the transaction, UBS AG and Clearstream will enter into long-term commercial cooperation arrangements for the provision of services to Global Wealth Management, Asset Management and the Corporate & Institutional Clients unit of Personal & Corporate Banking. The transaction is subject to customary closing conditions and is expected to close in the second half of 2020. UBS AG expects to record a post-tax gain of around USD 600 million upon closing of the transaction. UBS AG will deconsolidate UBS Fondcenter and account for its minority interest as an investment in an associate.

Note 33 Finance lease receivables

UBS AG acts as a lessor and leases a variety of assets to third parties under finance leases, such as commercial vehicles, production lines, medical equipment, construction equipment and aircraft. At the end of the respective lease term, assets may be sold to third parties or further leased. Lessees may participate in any sales proceeds achieved. Lease payments cover the cost of the assets less their residual value as well as financing costs.

As of 31 December 2019, unguaranteed residual values of USD 246 million (31 December 2018: USD 156 million) had been accrued and the ECL stage 3 allowance for uncollectible minimum lease payments receivable was USD 6 million (31 December 2018: USD 7 million). No contingent rents were received in 2019. Amounts in the table below are disclosed on a gross basis. The finance lease receivables in Note 17a of USD 1,444 million are presented net of expected credit loss allowances.

Lease receivables

USD million	31.12.19		
	Total minimum lease payments	Unearned finance income	Present value
2020	448	31	417
2021–2024	874	52	822
Thereafter	221	6	215
Total	1,544	89	1,455

USD million	31.12.18		
	Total minimum lease payments	Unearned finance income	Present value
2019	359	22	337
2020–2023	703	35	669
Thereafter	103	2	102
Total	1,166	58	1,107

Note 34 Guarantees, commitments and forward starting transactions

The table below shows the maximum irrevocable amount of guarantees, commitments and forward starting transactions.

	Gross		Total gross	Sub-participations	Net
	Measured at fair value	Not measured at fair value			
<i>As of 31.12.19, USD million</i>					
Total guarantees	986	18,142	19,128	(2,646)	16,482
Loan commitments	6,308	27,547	33,856	(787)	33,069
Forward starting transactions¹					
Reverse repurchase agreements	20,284	1,657	21,941		
Repurchase agreements	7,740	408	8,148		
<i>As of 31.12.18, USD million</i>					
Total guarantees	1,639	18,146	19,785	(2,803)	16,982
Loan commitments	3,535	31,212	34,747	(647)	34,099
Forward starting transactions¹					
Reverse repurchase agreements	8,117	925	9,042		
Securities borrowing agreements		12	12		
Repurchase agreements	7,926	400	8,326		

¹ Cash to be paid in the future by either UBS AG or the counterparty.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 35 Related parties**

UBS AG defines related parties as associates (entities that are significantly influenced by UBS), joint ventures (entities in which UBS shares control with another party), post-employment benefit plans for UBS AG employees, key management personnel, close family members of key management personnel

and entities that are, directly or indirectly, controlled or jointly controlled by key management personnel or their close family members. Key management personnel is defined as members of the Board of Directors (BoD) and Executive Board (EB).

a) Remuneration of key management personnel

The Chairman of the BoD has a specific management employment contract and receives pension benefits upon retirement. Total remuneration of the Chairman of the Board of Directors and all EB members is included in the table below.

Remuneration of key management personnel

<i>USD million, except where indicated</i>	31.12.19	31.12.18	31.12.17
Base salaries and other cash payments ¹	30	25	24
Incentive awards – cash ²	13	14	13
Annual incentive award under DCCP ³	20	21	20
Employer's contributions to retirement benefit plans	2	3	3
Benefits in kind, fringe benefits (at market value)	1	2	2
Equity-based compensation ⁴	34	38	36
Total	101	102	98
Total (CHF million)⁴	101	100	98

¹ May include role-based allowances in line with market practice and regulatory requirements. ² The cash portion may also include blocked shares in line with regulatory requirements. ³ Expenses for shares granted are calculated at grant date of the respective award and allocated over the vesting period of generally five years. Refer to Note 30 for more information. For EB members, equity-based compensation for 2019 was entirely comprised of LTIP awards and equity-based compensation for 2018 and 2017 was entirely comprised of EOP awards. For the Chairman of the BoD, the equity-based compensation for 2019, 2018 and 2017 was entirely comprised of UBS shares. ⁴ Swiss franc amounts disclosed represent the respective US dollar amounts translated at the applicable performance award currency exchange rates (2019: USD / CHF 0.99; 2018: USD / CHF 0.98; 2017: USD / CHF 1.00)

The independent members of the BoD do not have employment or service contracts with UBS AG, and thus are not entitled to benefits upon termination of their service on the BoD. Payments to these individuals for their services as external board members

amounted to USD 7.3 million (CHF 7.3 million) in 2019, USD 7.6 million (CHF 7.4 million) in 2018 and USD 7.1 million (CHF 7.1 million) in 2017.

b) Equity holdings of key management personnel**Equity holdings of key management personnel**

	31.12.19	31.12.18
Number of stock options from equity participation plans held by non-independent members of the BoD and the EB members ¹	0	0
Number of shares held by members of the BoD, EB and parties closely linked to them ²	6,609,848	5,676,989

¹ Refer to Note 30 for more information. ² Excludes shares granted under variable compensation plans with forfeiture provisions.

Of the share totals above, no shares were held by close family members of key management personnel on 31 December 2019 and 95,597 shares were held by close family members of key management personnel on 31 December 2018. No shares were held by entities that are directly or indirectly controlled or jointly

controlled by key management personnel or their close family members on 31 December 2019 and 31 December 2018. Refer to Note 30 for more information. As of 31 December 2019, no member of the BoD or EB was the beneficial owner of more than 1% of UBS Group AG's shares.

Note 35 Related parties (continued)**c) Loans, advances and mortgages to key management personnel**

The non-independent members of the BoD and EB members are granted loans, fixed advances and mortgages in the ordinary course of business on substantially the same terms and conditions that are available to other employees, including interest rates and collateral, and neither involve more than the normal risk of collectibility nor contain any other unfavorable

features for the firm. Independent BoD members are granted loans and mortgages in the ordinary course of business at general market conditions.

Movements in the loan, advances and mortgage balances are as follows.

Loans, advances and mortgages to key management personnel¹

<i>USD million, except where indicated</i>	2019	2018
Balance at the beginning of the year	28	34
Additions	6	15
Reductions	(11)	(22)
Balance at the end of the year ²	23	28
Balance at the end of the year (CHF million) ^{2, 3}	22	27

¹ All loans are secured loans. ² No unused uncommitted credit facilities as of 31 December 2019. Excludes unused uncommitted credit facilities for one EB member of USD 3,000,000 (CHF 2,949,690) as of 31 December 2018. ³ Swiss franc amounts disclosed represent the respective US dollar amounts translated at the relevant year-end closing exchange rate.

d) Other related-party transactions with entities controlled by key management personnel

In 2019 and 2018, UBS AG did not enter into transactions with entities that are directly or indirectly controlled or jointly controlled by UBS AG's key management personnel or their close family members and as of 31 December 2019, 31 December 2018 and 31 December 2017, there were no outstanding balances related to such transactions. Furthermore,

in 2019 and 2018, entities controlled by key management personnel did not sell any goods or provide any services to UBS AG, and therefore did not receive any fees from UBS AG. UBS AG also did not provide services to such entities in 2019 and 2018, and therefore also received no fees.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 35 Related parties (continued)****e) Transactions with associates and joint ventures****Loans to and outstanding receivables from associates and joint ventures**

<i>USD million</i>	2019	2018
Carrying amount at the beginning of the year	829	565
Additions	145	276
Reductions	(5)	(13)
Foreign currency translation	13	0
Carrying amount at the end of the year	982	829
<i>of which: unsecured loans</i>	<i>971</i>	<i>818</i>

Other transactions with associates and joint ventures

<i>USD million</i>	As of or for the year ended	
	31.12.19	31.12.18
Payments to associates and joint ventures for goods and services received	124	177
Fees received for services provided to associates and joint ventures	1	4
Liabilities to associates and joint ventures	101	
Commitments and contingent liabilities to associates and joint ventures	1,598	4

→ Refer to Note 31 for an overview of investments in associates and joint ventures

f) Receivables and payables from / to UBS Group AG and other subsidiaries of UBS Group AG

<i>USD million</i>	31.12.19	31.12.18
Receivables		
Loans and advances to customers	1,255	1,161
Financial assets at fair value held for trading	180	139
Other financial assets measured at amortized cost	60	105
Payables		
Customer deposits	2,314	2,152
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries	47,866	41,202
Other financial liabilities measured at amortized cost	1,829	1,711
Other financial liabilities designated at fair value ¹	217	

¹ Represents funding recognized from UBS Group AG and its subsidiaries that is designated at fair value. Refer to Note 22b for more information.

Note 36 Invested assets and net new money**Invested assets**

Invested assets include all client assets managed by or deposited with UBS AG for investment purposes. Invested assets include managed fund assets, managed institutional assets, discretionary and advisory wealth management portfolios, fiduciary deposits, time deposits, savings accounts and wealth management securities or brokerage accounts. All assets held for purely transactional purposes and custody-only assets, including corporate client assets held for cash management and transactional purposes, are excluded from invested assets as UBS AG only administers the assets and does not offer advice on how the assets should be invested. Also excluded are non-bankable assets (e.g., art collections) and deposits from third-party banks for funding or trading purposes.

Discretionary assets are defined as client assets that UBS AG decides how to invest. Other invested assets are those where the client ultimately decides how the assets are invested. When a single product is created in one business division and sold in another, it is counted in both the business division that manages the investment and the one that distributes it. This results in double counting within UBS AG total invested assets, as both business divisions are independently providing a service to their respective clients, and both add value and generate revenue.

Net new money

Net new money in a reporting period is the amount of invested assets that are entrusted to UBS AG by new and existing clients, less those withdrawn by existing clients and clients who terminated their relationship with UBS AG.

Net new money is calculated using the direct method, under which inflows and outflows to / from invested assets are determined at the client level based on transactions. Interest and dividend income from invested assets are not counted as net new money inflows. Market and currency movements as well as fees, commissions and interest on loans charged are excluded from net new money, as are the effects resulting from any acquisition or divestment of a UBS AG subsidiary or business. Reclassifications between invested assets and custody-only assets as a result of a change in the service level delivered are generally treated as net new money flows. However, where the change in service level directly results from an externally imposed regulation or from a strategic decision by UBS AG to exit a market or specific service offering, the one-time net effect is reported as *Other effects*.

The Investment Bank does not track invested assets and net new money. However, when a client is transferred from the Investment Bank to another business division, this may produce net new money even though client assets were already with UBS AG. There were no such transfers between the Investment Bank and other business divisions in 2019 and 2018.

Invested assets and net new money

USD billion	As of or for the year ended	
	31.12.19	31.12.18
Fund assets managed by UBS	358	342
Discretionary assets	1,209	999
Other invested assets	2,040	1,760
Total invested assets¹	3,607	3,101
<i>of which: double counts</i>	<i>248</i>	<i>213</i>
Net new money²	51	59

¹ Includes double counts.

Development of invested assets

USD billion	2019	2018
Total invested assets at the beginning of the year ¹	3,101	3,262
Net new money	51	59
Market movements ²	444	(180)
Foreign currency translation	6	(35)
Other effects	5	(5)
<i>of which: acquisitions / (divestments)</i>	<i>(1)</i>	<i>7</i>
Total invested assets at the end of the year¹	3,607	3,101

¹ Includes double counts. ² Includes interest and dividend income.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements**Note 37 Currency translation rates**

The following table shows the rates of the main currencies used to translate the financial information of UBS AG's operations with a functional currency other than the US dollar into US dollars.

	Closing exchange rate		Average rate ¹		
	As of		For the year ended		
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18	31.12.17
1 CHF	1.03	1.02	1.01	1.02	1.02
1 EUR	1.12	1.15	1.12	1.18	1.14
1 GBP	1.32	1.28	1.28	1.33	1.30
100 JPY	0.92	0.91	0.92	0.91	0.89

¹ Monthly income statement items of operations with a functional currency other than the US dollar are translated with month-end rates into US dollars. Disclosed average rates for a year represent an average of 12 month-end rates, weighted according to the income and expense volumes of all operations of UBS AG with the same functional currency for each month. Weighted average rates for individual business divisions may deviate from the weighted average rates for UBS AG.

Note 38 Main differences between IFRS and Swiss GAAP

The consolidated financial statements of UBS AG are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) requires financial groups that present their financial statements under IFRS to provide a narrative explanation of the main differences between IFRS and Swiss GAAP (FINMA Circular 2015 / 1 and the Banking Ordinance). Included in this Note are the significant differences in the recognition and measurement between IFRS and the provisions of the Banking Ordinance and the guidelines of FINMA governing true and fair view financial statement reporting pursuant to article 25 through article 42 of the Banking Ordinance.

1. Consolidation

Under IFRS, all entities that are controlled by the holding entity are consolidated.

Under Swiss GAAP, controlled entities that are deemed immaterial to UBS AG or that are held temporarily only are exempt from consolidation, but instead are recorded as participations accounted for under the equity method of accounting or as financial investments measured at the lower of cost or market value.

2. Classification and measurement of financial assets

Under IFRS, debt instruments are measured at amortized cost, fair value through other comprehensive income (FVOCI) or fair value through profit or loss (FVTPL), depending on the nature of the business model within which the asset is held and the characteristics of the contractual cash flows of the asset. Equity instruments are accounted for at FVTPL by UBS AG.

Under Swiss GAAP, trading assets and derivatives are measured at FVTPL in line with IFRS. However, non-trading debt instruments are generally measured at amortized cost, even when the assets are managed on a fair value basis. In addition, the measurement of financial assets in the form of securities depends on the nature of the asset: debt instruments that are not held to maturity, i.e. instruments which are available for sale, as well as equity instruments with no permanent holding intent, are classified as *Financial investments* and measured at the lower of (amortized) cost or market value. Market value adjustments up to the original cost amount and realized gains or losses upon disposal of the investment are recorded in the income statement as *Other income from ordinary activities*. Equity instruments with a permanent holding intent are classified as participations in *Non-consolidated investments in subsidiaries and other participations* and are measured at cost less impairment.

Impairment losses are recorded in the income statement as *Impairment of investments in non-consolidated subsidiaries and other participations*. Reversals of impairments up to the original cost amount as well as realized gains or losses upon disposal of the investment are recorded as *Extraordinary income / Extraordinary expenses* in the income statement.

3. Fair value option applied to financial liabilities

Under IFRS, UBS AG applies the fair value option to certain financial liabilities not held for trading. Instruments for which the fair value option is applied are accounted for at FVTPL. The amount of change in the fair value that is attributable to changes in UBS AG's own credit is presented in *Other comprehensive income* directly within *Retained earnings*. The fair value option is applied primarily to issued structured debt instruments, certain non-structured debt instruments, certain payables under repurchase agreements and cash collateral on securities lending agreements, amounts due under unit-linked investment contracts, and brokerage payables.

Under Swiss GAAP, the fair value option can only be applied to structured debt instruments that consist of a debt host contract and one or more embedded derivatives that do not relate to own equity. Furthermore, unrealized changes in fair value attributable to changes in UBS AG's own credit are not recognized, whereas realized own credit is recognized in *Net trading income*.

4. Allowances and provisions for credit losses

Under IFRS, allowances and provisions for credit losses are estimated based on an expected credit loss model. Expected credit losses (ECL) are recognized for financial assets measured at amortized cost, financial assets measured at FVOCI, fee and lease receivables, financial guarantees, loan commitments and certain other credit facilities. Maximum 12-month ECL are recognized from initial recognition of instruments in stage 1. Lifetime ECL are recognized for instruments in stage 2 if a significant increase in credit risk is observed subsequent to the instrument's initial recognition. Lifetime ECL are also recognized for credit-impaired financial instruments, referred to as instruments in stage 3. Determination of whether an instrument is credit-impaired is based on the occurrence of one or more loss events.

Note 38 Main differences between IFRS and Swiss GAAP (continued)

Under Swiss GAAP, a claim is impaired and an allowance or provision for credit losses is recognized when objective evidence demonstrates that a loss event has occurred after the initial recognition and that the loss event has an effect on future cash flows that can be reliably estimated (incurred loss approach). UBS AG considers a claim to be impaired if it will be unable to collect all amounts due on it based on the original contractual terms as a result of credit deterioration of the issuer or counterparty. Impairment under the incurred loss approach is in line with ECL for credit-impaired claims in stage 3 under IFRS. A claim can be a loan or receivable or other debt instrument held to maturity measured at amortized cost, a debt instrument available for sale measured at the lower of amortized cost or market value, or a commitment, such as a letter of credit, a guarantee or a similar instrument.

An allowance for credit losses is reported as a decrease in the carrying amount of a financial asset. For an off-balance sheet item, such as a commitment, a provision for credit losses is reported in *Provisions*. Changes to allowances and provisions for credit losses are recognized in *Credit loss (expense) / recovery*.

5. Hedge accounting

Under IFRS, when cash flow hedge accounting is applied, the fair value gain or loss on the effective portion of the derivative designated as a cash flow hedge is recognized in equity. When fair value hedge accounting is applied, the fair value gains or losses of the derivative and the hedged item are recognized in the income statement.

Under Swiss GAAP, the effective portion of the fair value change of the derivative instrument designated as a cash flow or as a fair value hedge is deferred on the balance sheet as *Other assets* or *Other liabilities*. The carrying amount of the hedged item designated in fair value hedges is not adjusted for fair value changes attributable to the hedged risk.

6. Goodwill and intangible assets

Under IFRS, goodwill acquired in a business combination is not amortized but tested annually for impairment. Intangible assets with an indefinite useful life are also not amortized but tested annually for impairment.

Under Swiss GAAP, goodwill and intangible assets with indefinite useful lives are amortized over a period not exceeding five years, unless a longer useful life, which may not exceed 10 years, can be justified. In addition, these assets are tested annually for impairment.

7. Pension and other post-employment benefit plans

Swiss GAAP permits the use of IFRS or Swiss accounting standards for pension and other post-employment benefit plans, with the election made on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply IFRS (IAS 19) for the non-Swiss defined benefit plans and Swiss GAAP (FER 16) for the Swiss pension plan in its standalone financial statements. The requirements of Swiss GAAP are better aligned with the specific nature of Swiss pension plans, which are hybrid in that they combine elements of defined contribution and defined benefit plans, but are treated as defined benefit plans under IFRS. Key differences between Swiss GAAP and IFRS include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IFRS is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP (i.e., the technical interest rate) is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

For defined benefit plans, IFRS requires the full defined benefit obligation net of the plan assets to be recorded on the balance sheet, with changes resulting from remeasurements recognized directly in equity. However, for non-Swiss defined benefit plans for which IFRS accounting is elected, changes due to remeasurements are recognized in the income statement of UBS AG standalone under Swiss GAAP.

Swiss GAAP requires that employer contributions to the pension fund are recognized as personnel expenses in the income statement. Furthermore, Swiss GAAP requires an assessment as to whether, based on the financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss accounting standards (FER 26), an economic benefit to, or obligation of, the employer arises from the pension fund which is recognized in the balance sheet when conditions are met. Conditions for recording a pension asset or liability would be met if, for example, an employer contribution reserve is available or the employer is required to contribute to the reduction of a pension deficit (on an FER 26 basis).

Note 38 Main differences between IFRS and Swiss GAAP (continued)**8. Leasing**

Under IFRS, a single lease accounting model applies that requires UBS AG to record a right-of-use (RoU) asset and a corresponding lease liability on the balance sheet when UBS AG is a lessee in a lease arrangement. The RoU asset and the lease liability are recognized when UBS AG acquires control of the physical use of the asset. The lease liability is measured based on the present value of the lease payments over the lease term, discounted using UBS AG's unsecured borrowing rate. The RoU asset is recorded at an amount equal to the lease liability but is adjusted for rent prepayments, initial direct costs, any costs to refurbish the leased asset and/or lease incentives received. The RoU asset is depreciated over the shorter of the lease term or the useful life of the underlying asset.

Under Swiss GAAP, leases that transfer substantially all the risks and rewards, but not necessarily legal title in the underlying assets, are classified as finance leases. All other leases are classified as operating leases. Whereas finance leases are recognized on the balance sheet and measured in line with IFRS, operating lease payments are recognized as *General and administrative expenses* on a straight-line basis over the lease term, which commences with control of the physical use of the asset. Lease incentives are treated as a reduction of rental expense and are recognized on a consistent basis over the lease term.

9. Netting of replacement values

Under IFRS, replacement values and related cash collateral are reported on a gross basis unless the restrictive IFRS netting

requirements are met: i) existence of master netting agreements and related collateral arrangements that are unconditional and legally enforceable, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG and its counterparties; and ii) UBS AG's intention to either settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously.

Under Swiss GAAP, replacement values and related cash collateral are generally reported on a net basis, provided the master netting and the related collateral agreements are legally enforceable in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG's counterparties.

10. Negative interest

Under IFRS, negative interest income arising on a financial asset does not meet the definition of interest income and, therefore, negative interest on financial assets and negative interest on financial liabilities are presented within interest expense and interest income, respectively.

Under Swiss GAAP, negative interest on financial assets is presented within interest income and negative interest on financial liabilities is presented within interest expense.

11. Extraordinary income and expense

Certain non-recurring and non-operating income and expense items, such as realized gains or losses from the disposal of participations, fixed and intangible assets, as well as reversals of impairments of participations and fixed assets, are classified as extraordinary items under Swiss GAAP. This distinction is not available under IFRS. ▲

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations

Joint liability of UBS Switzerland AG

In 2015, the Personal & Corporate Banking and Wealth Management businesses booked in Switzerland were transferred from UBS AG to UBS Switzerland AG through an asset transfer in accordance with the Swiss Merger Act. Under the terms of the asset transfer agreement, UBS Switzerland AG assumed joint liability for contractual obligations of UBS AG existing on the asset transfer date, including the full and unconditional guarantee of certain registered debt securities issued by UBS AG. To reflect this joint liability, UBS Switzerland AG is presented in a separate column as a subsidiary co-guarantor.

The joint liability of UBS Switzerland AG for contractual obligations of UBS AG decreased in 2019 by USD 9 billion to USD 17 billion as of 31 December 2019, mainly driven by contractual maturities and, to a lesser extent, early extinguishments of UBS AG liabilities which existed at the date of the asset transfer in the second quarter of 2015.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

<i>USD million</i>	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2019					
Operating income³					
Interest income	8,966	4,104	5,380	(3,028)	15,421
Interest expense	(9,472)	(1,021)	(3,583)	3,070	(11,006)
Net interest income	(506)	3,083	1,796	42	4,415
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	5,116	924	1,114	(322)	6,833
Credit loss (expense) / recovery	(51)	7	(33)	0	(78)
Fee and commission income	3,285	4,342	12,527	(997)	19,156
Fee and commission expense	(674)	(819)	(1,188)	986	(1,696)
Net fee and commission income	2,610	3,523	11,338	(11)	17,460
Other income	4,962	259	1,960	(6,504)	677
Total operating income	12,131	7,796	16,176	(6,795)	29,307
Operating expenses					
Personnel expenses	3,251	1,936	8,614	0	13,801
General and administrative expenses	3,467	3,181	4,565	(2,627)	8,586
Depreciation and impairment of property, equipment and software	861	221	602	(108)	1,576
Amortization and impairment of goodwill and intangible assets	94	0	170	(88)	175
Total operating expenses	7,672	5,338	13,951	(2,823)	24,138
Operating profit / (loss) before tax	4,458	2,458	2,225	(3,972)	5,169
Tax expense / (benefit)	176	514	530	(21)	1,198
Net profit / (loss)	4,283	1,944	1,695	(3,951)	3,971
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests	0	0	6	0	6
Net profit / (loss) attributable to shareholders	4,283	1,944	1,689	(3,951)	3,965

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE and UBS Asset Management AG, as well as standalone information for other subsidiaries. ³ Effective 1 January 2019, UBS AG, UBS Switzerland AG and certain other subsidiaries refined the presentation of dividend income and expense, reclassifying dividends from Interest income (expense) to Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss. Prior-year comparative information was restated accordingly. Refer to Note 1b for more information.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

<i>USD million</i>	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2019					
Comprehensive income attributable to shareholders					
Net profit / (loss)	4,283	1,944	1,689	(3,951)	3,965
Other comprehensive income					
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement					
Foreign currency translation, net of tax	(12)	150	39	(85)	92
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income, net of tax	0	0	117	0	117
Cash flow hedges, net of tax	870	140	147	(15)	1,143
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	859	290	303	(100)	1,351
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement					
Defined benefit plans, net of tax	(78)	(6)	(75)	(11)	(170)
Own credit on financial liabilities designated at fair value, net of tax	(392)				(392)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(470)	(6)	(75)	(11)	(562)
Total other comprehensive income	388	284	228	(111)	789
Total comprehensive income attributable to shareholders	4,671	2,228	1,917	(4,062)	4,754
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests			2		2
Total comprehensive income	4,671	2,228	1,919	(4,062)	4,756

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE and UBS Asset Management AG, as well as standalone information for other subsidiaries.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated balance sheet

USD million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
As of 31 December 2019					
Assets					
Cash and balances at central banks	36,386	60,926	9,756		107,068
Loans and advances to banks	32,888	7,992	17,430	(45,931)	12,379
Receivables from securities financing transactions	56,946	12,536	42,534	(27,771)	84,245
Cash collateral receivables on derivative instruments	22,830	990	8,508	(9,038)	23,289
Loans and advances to customers	88,386	193,543	63,676	(17,612)	327,992
Other financial assets measured at amortized cost	5,723	8,168	11,448	(2,327)	23,012
Total financial assets measured at amortized cost	243,159	284,154	153,351	(102,679)	577,985
Financial assets at fair value held for trading	113,802	53	15,320	(1,479)	127,695
<i>of which: assets pledged as collateral that may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>58,599</i>	<i>0</i>	<i>5,386</i>	<i>(22,701)</i>	<i>41,285</i>
Derivative financial instruments	118,708	4,251	29,782	(30,899)	121,843
Brokerage receivables	11,453		6,556	(1)	18,007
Financial assets at fair value not held for trading	49,525	6,701	41,908	(14,498)	83,636
Total financial assets measured at fair value through profit or loss	293,488	11,004	93,565	(46,877)	351,181
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	176		6,169		6,345
Investments in subsidiaries and associates	51,212	28	39	(50,227)	1,051
Property, equipment and software ³	7,318	1,144	3,749	(385)	11,826
Goodwill and intangible assets	222		6,212	35	6,469
Deferred tax assets	618	0	8,895		9,513
Other non-financial assets	5,060	1,770	857	(140)	7,547
Total assets	601,252	298,101	272,837	(200,273)	971,916
Liabilities					
Amounts due to banks	55,738	28,240	35,773	(113,181)	6,570
Payables from securities financing transactions	21,326	565	13,583	(27,696)	7,778
Cash collateral payables on derivative instruments	30,571	98	9,773	(9,027)	31,416
Customer deposits	85,954	239,226	86,550	38,861	450,591
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ⁴	47,866				47,866
Debt issued measured at amortized cost	54,317	8,583	5	(70)	62,835
Other financial liabilities measured at amortized cost ³	5,345	2,666	5,204	(2,842)	10,373
Total financial liabilities measured at amortized cost	301,117	279,379	150,888	(113,954)	617,429
Financial liabilities at fair value held for trading	25,292	383	6,233	(1,317)	30,591
Derivative financial instruments	117,597	4,046	30,089	(30,852)	120,880
Brokerage payables designated at fair value	25,358		11,877	(3)	37,233
Debt issued designated at fair value	65,677		952	(38)	66,592
Other financial liabilities designated at fair value	8,571		31,031	(3,445)	36,157
Total financial liabilities measured at fair value through profit or loss	242,495	4,429	80,184	(35,655)	291,452
Provisions	1,101	196	1,641		2,938
Other non-financial liabilities	1,644	931	3,559	34	6,168
Total liabilities	546,357	284,936	236,271	(149,576)	917,988
Equity attributable to shareholders	54,895	13,165	36,391	(50,697)	53,754
Equity attributable to non-controlling interests			174		174
Total equity	54,895	13,165	36,566	(50,697)	53,928
Total liabilities and equity	601,252	298,101	272,837	(200,273)	971,916

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE and UBS Asset Management AG, as well as standalone information for other subsidiaries. ³ Includes the effects of the adoption of IFRS 16, Leases, as of 1 January 2019. Refer to Note 1 for more information. ⁴ Represents funding from UBS Group AG to UBS AG.

Financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

<i>USD million</i>				
For the year ended 31 December 2019	UBS AG ¹	UBS Switzerland AG ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from / (used in) operating activities	17,531	8,882	(7,608)	18,805
Cash flow from / (used in) investing activities				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(6)	0	(20)	(26)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	100	0	14	114
Purchase of property, equipment and software	(628)	(173)	(600)	(1,401)
Disposal of property, equipment and software	10	0	1	11
Purchase of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	(10)	0	(3,414)	(3,424)
Disposal and redemption of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	10	0	3,904	3,913
Net (purchase) / redemption of debt securities measured at amortized cost	(1,045)	437	45	(562)
Net cash flow from / (used in) investing activities	(1,569)	264	(70)	(1,374)
Cash flow from / (used in) financing activities				
Net short-term debt issued / (repaid)	(17,150)	0	0	(17,149)
Distributions paid on UBS shares	(3,250)	0	0	(3,250)
Repayment of lease liabilities	(262)	0	(234)	(496)
Issuance of long-term debt, including debt issued designated at fair value	58,437	621	142	59,199
Repayment of long-term debt, including debt issued designated at fair value	(67,113)	(752)	(1,017)	(68,883)
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ³	5,848	0	0	5,848
Net changes in non-controlling interests	0	0	(8)	(8)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends	3,569	(2,055)	(1,514)	0
Net cash flow from / (used in) financing activities	(19,922)	(2,186)	(2,630)	(24,738)
Total cash flow				
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	42,895	54,757	28,201	125,853
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	(3,960)	6,961	(10,308)	(7,307)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	664	833	(239)	1,258
Cash and cash equivalents at the end of the year⁴	39,598	62,551	17,655	119,804
<i>of which: cash and balances at central banks</i>	<i>36,275</i>	<i>60,926</i>	<i>9,756</i>	<i>106,957</i>
<i>of which: loans and advances to banks</i>	<i>2,697</i>	<i>1,127</i>	<i>7,493</i>	<i>11,317</i>
<i>of which: money market paper⁵</i>	<i>626</i>	<i>498</i>	<i>406</i>	<i>1,530</i>

¹ Cash flows generally represent a third-party view from a UBS AG consolidated perspective, except for Net activity related to group internal capital transactions and dividends. ² Includes dividends received from associates. ³ Represents funding from UBS Group AG to UBS AG. ⁴ Comprises balances with an original maturity of three months or less. USD 3,192 million of cash and cash equivalents were restricted. ⁵ Money market paper is included in the balance sheet under Financial assets at fair value held for trading. Financial assets measured at fair value through other comprehensive income, Financial assets at fair value not held for trading, and Other financial assets measured at amortized cost.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

<i>USD million</i>	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2018					
Operating income³					
Interest income	8,176	4,263	5,308	(2,960)	14,787
Interest expense	(8,673)	(901)	(3,240)	2,998	(9,815)
Net interest income	(497)	3,363	2,068	38	4,971
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss	5,204	889	970	(110)	6,953
Credit loss (expense) / recovery	(37)	(52)	(9)	(19)	(117)
Fee and commission income	2,655	4,474	13,159	(656)	19,632
Fee and commission expense	(851)	(391)	(1,108)	648	(1,703)
Net fee and commission income	1,804	4,083	12,050	(8)	17,930
Other income	4,722	198	2,110	(6,125)	905
Total operating income	11,196	8,480	17,189	(6,223)	30,642
Operating expenses					
Personnel expenses	3,592	1,890	8,510	0	13,992
General and administrative expenses	4,691	3,471	5,403	(3,490)	10,075
Depreciation and impairment of property, equipment and software	715	21	316	0	1,052
Amortization and impairment of goodwill and intangible assets	3	0	62	0	65
Total operating expenses	9,001	5,382	14,291	(3,490)	25,184
Operating profit / (loss) before tax	2,195	3,098	2,898	(2,733)	5,458
Tax expense / (benefit)	25	670	577	73	1,345
Net profit / (loss)	2,170	2,428	2,321	(2,806)	4,113
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests	0	0	7	0	7
Net profit / (loss) attributable to shareholders	2,170	2,428	2,314	(2,806)	4,107

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE, UBS Asset Management AG and UBS Limited, as well as standalone information for other subsidiaries. ³ Effective 1 January 2019, UBS AG, UBS Switzerland AG and certain other subsidiaries refined the presentation of dividend income and expense, reclassifying dividends from Interest income (expense) to Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss. Prior-year comparative information was restated accordingly. Refer to Note 1b for more information.

Consolidated financial statements
 UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

<i>USD million</i>	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2018					
Comprehensive income attributable to shareholders					
Net profit / (loss)	2,170	2,428	2,314	(2,806)	4,107
Other comprehensive income					
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement					
Foreign currency translation, net of tax	(369)	(109)	215	(252)	(515)
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income, net of tax	0	0	(45)	0	(45)
Cash flow hedges, net of tax	(277)	2	19	(13)	(269)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(646)	(107)	189	(265)	(829)
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement					
Defined benefit plans, net of tax	89	(126)	212	0	175
Own credit on financial liabilities designated at fair value, net of tax	509				509
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	598	(126)	212	0	684
Total other comprehensive income	(48)	(233)	401	(265)	(145)
Total comprehensive income attributable to shareholders	2,122	2,195	2,715	(3,071)	3,961
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests			5		5
Total comprehensive income	2,122	2,195	2,721	(3,071)	3,967

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE, UBS Asset Management AG and UBS Limited, as well as standalone information for other subsidiaries.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated balance sheet

USD million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
As of 31 December 2018					
Assets					
Cash and balances at central banks	36,350	53,490	18,530		108,370
Loans and advances to banks	34,063	7,405	21,151	(45,978)	16,642
Receivables from securities financing transactions	70,028	28,637	51,617	(54,932)	95,349
Cash collateral receivables on derivative instruments	23,136	559	12,148	(12,240)	23,603
Loans and advances to customers	93,141	188,013	62,166	(21,838)	321,482
Other financial assets measured at amortized cost	4,696	8,564	11,247	(1,869)	22,637
Total financial assets measured at amortized cost	261,415	286,667	176,858	(136,857)	588,084
Financial assets at fair value held for trading	92,784	62	15,578	(3,911)	104,513
of which: assets pledged as collateral that may be sold or repledged by counterparties	49,509	0	7,326	(24,714)	32,121
Derivative financial instruments	119,590	3,834	38,760	(35,972)	126,212
Brokerage receivables	11,063		5,779	(2)	16,840
Financial assets at fair value not held for trading	50,592	7,177	41,184	(16,566)	82,387
Total financial assets measured at fair value through profit or loss	274,030	11,073	101,300	(56,451)	329,953
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	171		6,495		6,667
Investments in subsidiaries and associates	50,971	20	31	(49,922)	1,099
Property, equipment and software	6,546	242	1,714	(24)	8,479
Goodwill and intangible assets	308		6,395	(56)	6,647
Deferred tax assets	533	198	9,282	52	10,066
Other non-financial assets	4,623	1,659	766	14	7,062
Total assets	598,598	299,860	302,842	(243,244)	958,055
Liabilities					
Amounts due to banks	36,430	24,774	44,377	(94,618)	10,962
Payables from securities financing transactions	36,840	1,167	27,297	(55,008)	10,296
Cash collateral payables on derivative instruments	28,096	35	12,894	(12,118)	28,906
Customer deposits	77,180	245,452	82,360	16,994	421,986
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ³	41,202				41,202
Debt issued measured at amortized cost	82,653	8,578	587	(573)	91,245
Other financial liabilities measured at amortized cost	4,170	1,454	3,790	(1,838)	7,576
Total financial liabilities measured at amortized cost	306,571	281,460	171,305	(147,161)	612,174
Financial liabilities at fair value held for trading	23,455	493	8,829	(3,828)	28,949
Derivative financial instruments	119,131	3,510	39,107	(36,025)	125,723
Brokerage payables designated at fair value	26,559		11,875	(14)	38,420
Debt issued designated at fair value	55,378		1,670	(17)	57,031
Other financial liabilities designated at fair value	10,936		28,618	(5,959)	33,594
Total financial liabilities measured at fair value through profit or loss	235,458	4,004	90,098	(45,843)	283,717
Provisions	1,361	163	1,850	83	3,457
Other non-financial liabilities	1,676	929	3,623	47	6,275
Total liabilities	545,067	286,556	266,876	(192,875)	905,624
Equity attributable to shareholders	53,531	13,304	35,790	(50,369)	52,256
Equity attributable to non-controlling interests			176		176
Total equity	53,531	13,304	35,966	(50,369)	52,432
Total liabilities and equity	598,598	299,860	302,842	(243,244)	958,055

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE, UBS Asset Management AG and UBS Limited, as well as standalone information for other subsidiaries. ³ Represents funding from UBS Group Funding (Switzerland) AG to UBS AG.

Financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

USD million				
For the year ended 31 December 2018 ¹	UBS AG ²	UBS Switzerland AG ²	Other subsidiaries ²	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from / (used in) operating activities	(652)	14,887	13,509	27,744
Cash flow from / (used in) investing activities				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(124)	(5)	(158)	(287)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ³	97	0	40	137
Purchase of property, equipment and software	(822)	(170)	(481)	(1,473)
Disposal of property, equipment and software	111	0	3	114
Purchase of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	(170)	0	(1,829)	(1,999)
Disposal and redemption of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	20	15	1,325	1,361
Net (purchase) / redemption of debt securities measured at amortized cost	(1,000)	2,111	(4,881)	(3,770)
Net cash flow from / (used in) investing activities	(1,888)	1,951	(5,982)	(5,918)
Cash flow from / (used in) financing activities				
Net short-term debt issued / (repaid)	(12,295)	(3)	53	(12,245)
Distributions paid on UBS shares	(3,098)	0	0	(3,098)
Issuance of long-term debt, including debt issued designated at fair value	53,294	872	560	54,726
Repayment of long-term debt, including debt issued designated at fair value	(42,759)	(812)	(772)	(44,344)
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ⁴	5,956	0	0	5,956
Net changes in non-controlling interests	0	0	(31)	(31)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends	3,000	(2,372)	(628)	0
Net cash flow from / (used in) financing activities	4,098	(2,315)	(820)	963
Total cash flow				
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	41,570	40,961	22,256	104,787
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	1,559	14,523	6,707	22,789
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(234)	(726)	(762)	(1,722)
Cash and cash equivalents at the end of the year⁵	42,895	54,757	28,201	125,853
<i>of which: cash and balances at central banks</i>	<i>36,248</i>	<i>53,490</i>	<i>18,530</i>	<i>108,268</i>
<i>of which: loans and advances to banks</i>	<i>4,849</i>	<i>1,249</i>	<i>9,354</i>	<i>15,452</i>
<i>of which: money market paper⁶</i>	<i>1,798</i>	<i>18</i>	<i>318</i>	<i>2,133</i>

¹ Upon adoption of IFRS 9 on 1 January 2018, cash flows from certain financial assets previously classified as available-for-sale assets have been reclassified from investing to operating activities as the assets are accounted for at fair value through profit or loss effective 1 January 2018. Refer to Note 1c of the Annual Report 2018 for more information. ² Cash flows generally represent a third-party view from a UBS AG consolidated perspective, except for Net activity related to group internal capital transactions and dividends. ³ Includes dividends received from associates. ⁴ Represents funding from UBS Group Funding (Switzerland) AG to UBS AG. ⁵ Comprises balances with an original maturity of three months or less. USD 5,245 million of cash and cash equivalents were restricted. ⁶ Money market paper is included in the balance sheet under Financial assets at fair value held for trading, Financial assets measured at fair value through other comprehensive income, Financial assets at fair value not held for trading and Other financial assets measured at amortized cost.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

USD million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2017					
Operating income³					
Interest income	7,219	4,063	3,774	(2,338)	12,717
Interest expense	(6,101)	(680)	(2,161)	2,245	(6,696)
Net interest income	1,118	3,383	1,613	(93)	6,021
Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss					
Credit loss (expense) / recovery	(139)	(23)	(9)	40	(131)
Fee and commission income	2,561	4,424	13,315	(911)	19,390
Fee and commission expense	(968)	(380)	(1,357)	865	(1,840)
Net fee and commission income	1,594	4,045	11,958	(46)	17,550
Other income	4,387	172	3,022	(6,616)	965
Total operating income	10,780	8,495	17,420	(6,651)	30,044
Operating expenses					
Personnel expenses	4,488	2,060	8,403	0	14,952
General and administrative expenses	4,922	3,400	5,760	(5,081)	9,001
Depreciation and impairment of property, equipment and software	664	11	270	0	945
Amortization and impairment of goodwill and intangible assets	8	0	63	0	71
Total operating expenses	10,082	5,472	14,496	(5,081)	24,969
Operating profit / (loss) before tax	698	3,023	2,924	(1,570)	5,076
Tax expense / (benefit)	458	628	3,156	0	4,242
Net profit / (loss)	240	2,395	(232)	(1,570)	834
Net profit / (loss) attributable to preferred noteholders	73	0	0	0	73
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests	0	0	4	0	4
Net profit / (loss) attributable to shareholders	168	2,395	(236)	(1,569)	758

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE, UBS Asset Management AG and UBS Limited, as well as standalone information for other subsidiaries. ³ Effective 1 January 2019, UBS AG, UBS Switzerland AG and certain other subsidiaries refined the presentation of dividend income and expense, reclassifying dividends from interest income (expense) to Other net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss. Prior-year comparative information was restated accordingly. Refer to Note 1b for more information.

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

<i>USD million</i>	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2017					
Comprehensive income attributable to shareholders					
Net profit / (loss)	168	2,395	(236)	(1,569)	758
Other comprehensive income					
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement					
Foreign currency translation, net of tax	2,177	500	(2,473)	1,318	1,522
Financial assets measured at fair value through other comprehensive income, net of tax	(10)	2	11	(93)	(91)
Cash flow hedges, net of tax	(474)	(162)	(1)	2	(635)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	1,693	340	(2,463)	1,226	797
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement					
Defined benefit plans, net of tax	284	(22)	27	26	314
Own credit on financial liabilities designated at fair value, net of tax	(317)				(317)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(33)	(22)	27	26	(3)
Total other comprehensive income	1,660	318	(2,436)	1,252	794
Total comprehensive income attributable to shareholders	1,828	2,713	(2,672)	(317)	1,552
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	320				320
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests			6		6
Total comprehensive income	2,148	2,713	(2,665)	(317)	1,878

¹ Amounts presented for UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone represent IFRS standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Complementary financial information" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² The column "Other subsidiaries" includes consolidated information for the significant sub-groups UBS Americas Holding LLC, UBS Europe SE, UBS Asset Management AG and UBS Limited, as well as standalone information for other subsidiaries.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

USD million

For the year ended 31 December 2017	UBS AG ¹	UBS Switzerland AG ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from / (used in) operating activities	(35,057)	(8,742)	(9,348)	(53,147)
Cash flow from / (used in) investing activities				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	0	(2)	(104)	(106)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	291	0	48	339
Purchase of property, equipment and software	(1,054)	(86)	(393)	(1,532)
Disposal of property, equipment and software	1	0	209	210
Purchase of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	(234)	0	(8,393)	(8,626)
Disposal and redemption of financial assets measured at fair value through other comprehensive income	3,489	1,580	10,181	15,250
Net (purchase) / redemption of financial assets held to maturity	(455)	364	0	(91)
Net cash flow from / (used in) investing activities	2,039	1,856	1,548	5,444
Cash flow from / (used in) financing activities				
Net short-term debt issued / (repaid)	24,556	(5)	(50)	24,500
Distributions paid on UBS shares	(2,219)	0	0	(2,219)
Issuance of long-term debt, including debt issued designated at fair value	39,232	631	409	40,270
Repayment of long-term debt, including debt issued designated at fair value	(43,605)	(589)	(993)	(45,187)
Funding from UBS Group AG and its subsidiaries ³	11,180	0	0	11,180
Dividends paid and repayments of preferred notes	(782)	0	0	(782)
Net changes in non-controlling interests	0	0	(5)	(5)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends	1,264	(194)	(1,071)	0
Net cash flow from / (used in) financing activities	29,625	(158)	(1,710)	27,758
Total cash flow				
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	43,495	45,815	29,674	118,984
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	(3,393)	(7,043)	(9,510)	(19,944)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	1,466	2,189	2,094	5,749
Cash and cash equivalents at the end of the year⁴	41,570	40,961	22,256	104,787
<i>of which: cash and balances at central banks</i>	<i>37,420</i>	<i>39,461</i>	<i>13,086</i>	<i>89,968</i>
<i>of which: loans and advances to banks</i>	<i>2,344</i>	<i>1,492</i>	<i>8,890</i>	<i>12,726</i>
<i>of which: money market paper⁵</i>	<i>1,806</i>	<i>7</i>	<i>280</i>	<i>2,093</i>

¹ Cash flows generally represent a third-party view from a UBS AG consolidated perspective, except for Net activity related to group internal capital transactions and dividends. ² Includes dividends received from associates. ³ Represents funding from UBS Group Funding (Switzerland) AG to UBS AG. ⁴ Comprises balances with an original maturity of three months or less. USD 2,497 of cash and cash equivalents were restricted. ⁵ Money market paper is included in the balance sheet under Financial assets at fair value held for trading. Financial assets measured at fair value through other comprehensive income, Financial assets at fair value not held for trading and Other financial assets measured at amortized cost.

UBS AG standalone financial statements (audited)

UBS AG standalone financial statements (audited)

Income statement

	Note	USD million		CHF million	
		For the year ended		For the year ended	
		31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Interest and discount income ¹		7,421	6,439	7,380	6,347
Interest and dividend income from trading portfolio ¹		3,322	2,708	3,300	2,666
Interest and dividend income from financial investments		470	401	467	395
Interest expense ²		(10,474)	(9,240)	(10,427)	(9,106)
Gross interest income		739	308	721	301
Credit loss (expense) / recovery		(43)	(54)	(43)	(54)
Net interest income		695	254	677	248
Fee and commission income from securities and investment business and other fee and commission income	25	3,164	2,491	3,146	2,454
Credit-related fees and commissions		154	152	153	150
Fee and commission expense		(674)	(844)	(670)	(832)
Net fee and commission income		2,643	1,799	2,629	1,772
Net trading income	3	3,337	4,443	3,342	4,381
Dividend income from investments in subsidiaries and other participations		3,508	3,712	3,537	3,645
Income from real estate holdings	25	532	645	530	635
Sundry ordinary income	4, 25	1,579	1,786	1,569	1,761
Sundry ordinary expenses	4	(321)	(599)	(322)	(590)
Other income from ordinary activities		5,298	5,544	5,314	5,452
Total operating income		11,975	12,040	11,962	11,853
Personnel expenses	5, 25	3,330	3,456	3,310	3,407
General and administrative expenses	6, 25	3,676	4,212	3,650	4,151
Subtotal operating expenses		7,006	7,667	6,960	7,558
Impairment of investments in subsidiaries and other participations	25	206	760	202	747
Depreciation, amortization and impairment of property, equipment, software and intangible assets		762	712	755	702
Changes in provisions and other allowances and losses	25	112	399	108	394
Total operating expenses		8,086	9,539	8,026	9,400
Operating profit		3,889	2,501	3,935	2,452
Extraordinary income	7	204	170	199	167
Extraordinary expenses	7	1	0	1	0
Tax expense / (benefit)	8	245	(663)	244	(651)
Net profit / (loss)		3,848	3,333	3,890	3,269

¹ Interest income includes negative interest income of approximately USD 0.4 billion (CHF 0.4 billion) for the year ended 31 December 2019 (approximately USD 0.4 billion (CHF 0.4 billion) for the year ended 31 December 2018). ² Includes negative interest expense on financial liabilities of approximately USD 0.3 billion (CHF 0.3 billion) for the year ended 31 December 2019 (approximately USD 0.3 billion (CHF 0.3 billion) for the year ended 31 December 2018).

Balance sheet

	Note	USD million		CHF million	
		31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Assets					
Cash and balances at central banks		36,258	36,297	35,102	35,688
Due from banks	2, 22	27,474	29,761	26,598	29,262
Receivables from securities financing transactions	9, 22	62,844	77,893	60,841	76,587
Due from customers	2, 10, 11, 22	110,334	111,317	106,818	109,450
Funding provided to significant regulated subsidiaries eligible as total loss-absorbing capacity	2	24,203	22,431	23,432	22,055
Mortgage loans	10, 11	4,664	4,727	4,515	4,648
Trading portfolio assets	12	116,843	95,612	113,119	94,009
Derivative financial instruments	13	12,436	15,139	12,039	14,885
Financial investments	14	23,463	25,666	22,715	25,235
Accrued income and prepaid expenses		1,400	1,410	1,356	1,387
Investments in subsidiaries and other participations	15	49,631	49,528	48,049	48,698
Property, equipment and software		6,227	6,546	6,029	6,437
Goodwill and other intangible assets		12	22	12	22
Other assets	11, 16	3,158	3,888	3,056	3,822
Total assets		478,946	480,238	463,681	472,184
<i>of which: subordinated assets</i>		<i>6,688</i>	<i>6,009</i>	<i>6,475</i>	<i>5,908</i>
<i>of which: subject to mandatory conversion and/or debt waiver</i>		<i>4,885</i>	<i>4,332</i>	<i>4,729</i>	<i>4,260</i>
Liabilities					
Due to banks	22	61,860	42,482	59,889	41,769
Payables from securities financing transactions	9, 22	27,022	44,016	26,160	43,278
Due to customers	22	120,417	112,794	116,580	110,903
Funding received from UBS Group AG and UBS Group Funding (Switzerland) AG eligible as total loss-absorbing capacity at UBS AG level	2, 22	47,553	41,782	46,037	41,081
Trading portfolio liabilities	12	25,292	23,453	24,486	23,060
Derivative financial instruments	13	16,326	17,268	15,805	16,979
Financial liabilities designated at fair value	12, 19	65,647	56,226	63,555	55,283
<i>of which: debt issued designated at fair value</i>		<i>64,260</i>	<i>54,203</i>	<i>62,212</i>	<i>53,294</i>
<i>of which: other financial liabilities designated at fair value</i>		<i>1,386</i>	<i>2,023</i>	<i>1,342</i>	<i>1,989</i>
Bonds issued		55,014	83,743	53,261	82,339
<i>of which: eligible as total loss-absorbing capacity at UBS AG Level</i>		<i>7,266</i>	<i>7,468</i>	<i>7,034</i>	<i>7,343</i>
Accrued expenses and deferred income		3,962	3,350	3,255	3,294
Other liabilities	16	3,551	2,601	3,439	2,557
Provisions	11	1,198	1,416	1,160	1,392
Total liabilities		427,242	429,130	413,626	421,934
Equity					
Share capital	20	393	393	386	386
General reserve		36,326	36,326	35,649	35,649
<i>of which: statutory capital reserve</i>		<i>36,326</i>	<i>36,326</i>	<i>35,649</i>	<i>35,649</i>
<i>of which: capital contribution reserve¹</i>		<i>36,326</i>	<i>36,326</i>	<i>35,649</i>	<i>35,649</i>
Voluntary earnings reserve		11,138	11,054	10,130	10,946
Net profit / (loss) for the period		3,848	3,333	3,890	3,269
Total equity		51,705	51,107	50,055	50,250
Total liabilities and equity		478,946	480,238	463,681	472,184
<i>of which: subordinated liabilities</i>		<i>22,736</i>	<i>18,446</i>	<i>21,528</i>	<i>18,137</i>
<i>of which: subject to mandatory conversion and/or debt waiver</i>		<i>21,674</i>	<i>17,721</i>	<i>20,984</i>	<i>17,423</i>

UBS AG standalone financial statements (audited)

Balance sheet (continued)

	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Off-balance sheet items				
Contingent liabilities, gross	13,116	16,019	12,698	15,750
Sub-participations	(1,489)	(1,675)	(1,441)	(1,647)
Contingent liabilities, net	11,627	14,344	11,257	14,103
<i>of which: guarantees to third parties related to subsidiaries</i>	5,867	7,480	5,680	7,355
Irrevocable loan commitments, gross	22,732	25,664	21,524	25,234
Sub-participations	(782)	(643)	(758)	(632)
Irrevocable loan commitments, net	21,450	25,021	20,766	24,601
Forward starting transactions²	12,372	8,536	11,978	8,393
<i>of which: reverse repurchase agreements</i>	9,288	4,766	8,992	4,686
<i>of which: securities borrowing agreements</i>	0	12	0	12
<i>of which: repurchase agreements</i>	3,085	3,758	2,986	3,695
Liabilities for calls on shares and other equity instruments	4	5	4	5

¹ The Swiss Federal Tax Administration's current position is that, of the CHF 35.6 billion capital contribution reserve available as of 31 December 2019, an amount limited to CHF 20.5 billion is available from which dividends may be paid without a Swiss withholding tax deduction. ² Cash to be paid in the future by either UBS AG or the counterparty.

Off-balance sheet items

Contingent liabilities include indemnities and guarantees issued by UBS AG for the benefit of subsidiaries and creditors of subsidiaries.

Where the indemnity amount issued by UBS AG is not specifically defined, the indemnity relates to the solvency or minimum capitalization of a subsidiary, and therefore no amount is included in the table above.

Joint and several liability – Value added tax (VAT)

UBS AG is jointly and severally liable for the combined VAT liability of UBS entities that belong to the VAT group of UBS in Switzerland. This contingent liability is not included in the table above.

Guarantees – UBS Europe SE

Following the combined UK business transfer and cross-border merger of UBS Limited into UBS Europe SE in March 2019, UBS AG issued a guarantee for the benefit of counterparties of UBS Europe SE's Investment Bank, covering transactions subject to master netting agreements.

A similar guarantee that UBS AG issued in 2003 for the benefit of each counterparty of UBS Limited continues to be effective. This guarantee covers transactions in accordance with and contemplated under any agreement entered into by UBS Limited prior to the merger into UBS Europe SE, to the extent

such an agreement has not been amended by UBS Europe SE thereafter.

Under both guarantees, UBS AG promises to pay to the beneficiary counterparties any unpaid balance of liabilities covered under the terms of the guarantees on demand. These guarantees are included as Contingent liabilities in the off-balance sheet items table above.

Indemnities – UBS Europe SE

In connection with the establishment of UBS Europe SE in 2016, UBS AG entered into an agreement with UBS Europe SE under which UBS AG would provide UBS Europe SE with limited indemnification of payment obligations that may arise from certain litigation, regulatory and similar matters.

As of 31 December 2019, the amount of such potential payment obligations could not be reliably estimated and the table above does therefore not include any amount related to this limited indemnification.

In addition, in accordance with the bylaws of the Deposit Protection Fund of the Association of German Banks, UBS AG issued on behalf of UBS Europe SE an indemnity in favor of this fund. The probability of an outflow was assessed to be remote, and as a result, the table above does not include any exposure arising under this indemnity.

Statement of changes in equity

<i>USD million</i>	Share capital	Statutory capital reserve	Voluntary earnings reserve and profit / (loss) carried forward	Net profit / (loss) for the period	Total equity
Balance as of 1 January 2019	393	36,326	11,054	3,333	51,107
Dividends and other distributions			(3,250)		(3,250)
Net profit / (loss) appropriation			3,333	(3,333)	0
Net profit / (loss) for the period				3,848	3,848
Balance as of 31 December 2019	393	36,326	11,138	3,848	51,705

<i>CHF million</i>	Share capital	Statutory capital reserve	Voluntary earnings reserve and profit / (loss) carried forward	Net profit / (loss) for the period	Total equity
Balance as of 1 January 2019	386	35,649	10,946	3,269	50,250
Dividends and other distributions			(3,312)		(3,312)
Net profit / (loss) appropriation			3,269	(3,269)	0
Net profit / (loss) for the period				3,890	3,890
Currency translation difference			(773)		(773)
Balance as of 31 December 2019	386	35,649	10,130	3,890	50,055

UBS AG standalone financial statements (audited)

Statement of proposed appropriation of total profit and dividend distribution

The Board of Directors proposes that the Annual General Meeting of Shareholders (AGM) on 27 April 2020 approve the appropriation of total profit and an ordinary dividend distribution of USD 3,848 million as follows:

	USD million	CHF million
	For the year ended	For the year ended
	31.12.19	31.12.19
Net profit for the period	3,848	3,890
Profit / (loss) carried forward	0	0
Total profit available for appropriation	3,848	3,890
Appropriation of total profit		
Appropriation to voluntary earnings reserve	0	(165)
Dividend distribution	(3,848)	(3,725) ¹
Profit / (loss) carried forward	0	0

¹ For illustrative purposes, translated at closing exchange rate as of 31 December 2019 (CHF / USD 1.03).

The ordinary dividend distribution is declared and paid in USD. The total amount of the dividend distribution will be capped at CHF 7,696 million (Cap). To the extent that the CHF equivalent of the total dividend distribution of USD 3,848 million would exceed the Cap on the day of the AGM, based on the exchange rate determined by the Board of Directors in its reasonable opinion, the USD per share amount of the dividend will be reduced on a pro-rata basis so that the total CHF amount does

not exceed the Cap. To the extent the CHF equivalent of the total dividend distribution exceeds CHF 3,890 million but does not exceed the Cap, the total dividend distribution in USD remains as is and is booked against the total profit in USD, while the CHF currency difference of maximum CHF 3,806 million is balanced through the CHF translation of the voluntary earnings reserve account.

Note 1 Name, legal form and registered office

UBS AG is incorporated and domiciled in Switzerland. Its registered offices are at Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zurich and Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland. UBS AG operates under art. 620 et seq. of the Swiss Code of Obligations and Swiss banking law as an Aktiengesellschaft, a corporation limited by shares.

UBS AG is a regulated bank in Switzerland and is 100% owned by UBS Group AG, the ultimate parent of the UBS Group. UBS AG holds investments in and provides funding to subsidiaries, including the other banking subsidiaries of the UBS Group. In addition, UBS AG operates globally, including business activities from all four UBS business divisions and Corporate

Center. In the ordinary course of business, main contributors to the net profit / (loss) of UBS AG are Global Wealth Management, the Investment Bank, Group Treasury and Corporate Center - Services. The balance sheet is mainly composed of financial assets and liabilities from the Investment Bank, Group Treasury and Global Wealth Management business booked outside of Switzerland as well as investments in subsidiaries and other participations in Group Treasury and fixed assets of Corporate Center - Services.

UBS AG employed 10,365 personnel on a full-time equivalent basis as of 31 December 2019 compared with 11,099 personnel as of 31 December 2018.

Note 2 Accounting policies

a) Significant accounting policies

UBS AG standalone financial statements are prepared in accordance with Swiss GAAP (FINMA Circular 2015/1 and the Banking Ordinance) and represent "reliable assessment statutory single-entity financial statements." The accounting policies are principally the same as for the consolidated financial statements of UBS AG outlined in Note 1 to the consolidated financial statements of UBS AG included in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019. Major differences between the Swiss GAAP requirements and International Financial Reporting Standards are described in Note 38 of the consolidated financial statements of UBS AG. The significant accounting policies applied for the standalone financial statements of UBS AG are discussed below.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information

Risk management

UBS AG is fully integrated into the Group-wide risk management process described in the audited part of the "Risk management and control" section of the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019.

Further information on the use of derivative instruments and hedge accounting is provided in Note 2b below and Notes 1, 11 and 28 to the consolidated financial statements of UBS AG.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information

Compensation policy

The compensation structure and processes of UBS AG conform to the compensation principles and framework of UBS Group AG. For detailed information, refer to the Compensation Report of UBS Group AG.

Deferred compensation

Expenses for awards under employee share, option, notional fund and deferred cash compensation plans granted to UBS AG employees are generally charged by UBS Group AG to UBS AG. Obligations related to other compensation vehicles, such as local awards, are held by the relevant employing and / or sponsoring subsidiaries, such as UBS AG.

→ Refer to Note 30 of the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information

Foreign currency translation

Transactions denominated in foreign currency are translated into US dollars at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the balance sheet date, all monetary assets and liabilities, as well as equity instruments recorded in *Trading portfolio assets* and *Financial investments* denominated in foreign currency, are translated into US dollars using the closing exchange rate. Non-monetary items measured at historic cost are translated at the spot exchange rate on the date of the transaction. Assets and liabilities of branches with functional currencies other than the US dollar are translated into US dollars at the closing exchange rate. Income and expense items of such branches are translated at weighted average exchange rates for the period. All currency translation effects are recognized in the income statement.

The main currency translation rates used by UBS AG are provided in Note 37 of the consolidated financial statements of UBS AG.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 2 Accounting policies (continued)

Presentation currencies

As the primary presentation currency of the financial statements of UBS AG is US dollars, amounts in Swiss francs are additionally presented for each component of the financial statements. UBS AG applies the modified closing rate method for translating the US dollar amounts into Swiss francs: assets and liabilities are translated at the closing rate, equity positions at historic rates and income and expense items at the weighted average rate for the period. All resulting currency translation effects are recognized separately in *Voluntary earnings reserve*, amounting to a negative currency translation effect of CHF 675 million as of 31 December 2019 (positive CHF 98 million as of 31 December 2018).

Structured debt instruments

Structured debt instruments comprise debt instruments issued and transacted over-the-counter and include a host contract and one or more embedded derivatives that do not relate to UBS AG's own equity. By applying the fair value option, the vast majority of structured debt instruments are measured at fair value as a whole and recognized in *Financial liabilities designated at fair value*. The fair value option for structured debt instruments can be applied only if the following criteria are cumulatively met:

- The structured debt instrument is measured on a fair value basis and is subject to risk management that is equivalent to risk management for trading activities;
- The application of the fair value option eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise;
- Changes in fair value attributable to changes in unrealized own credit are not recognized.

Fair value changes related to *Financial liabilities designated at fair value*, excluding changes in unrealized own credit, are recognized in *Net trading income*. Interest expense on *Financial liabilities designated at fair value* is recognized in *Interest expense*.

Where the designation criteria for the fair value option are not met, the embedded derivatives are assessed for bifurcation for measurement purposes. Bifurcated embedded derivatives are measured at fair value through profit or loss and presented in the same balance sheet line as the host contract.

→ Refer to Note 19 for more information

Group-internal funding

UBS AG obtains funding from UBS Group AG in the form of loans that qualify as going concern additional tier 1 capital at the UBS AG consolidated and standalone levels and as gone concern loss-absorbing capacity at the UBS AG consolidated level. A portion of Group-internal funding obtained is further on-lent by UBS AG to certain subsidiaries in the form of loans.

Where such Group-internal funding is eligible to meet the requirements for total loss-absorbing capacity (TLAC) at the level of UBS AG consolidated or standalone, or at the levels of significant regulated subsidiaries as defined for Pillar 3 disclosure purposes, the aggregate amounts of the respective obligations and claims are separately disclosed on the balance sheet. For those TLAC instruments that are eligible to meet the going concern capital requirements (i.e., are subordinated and subject to mandatory conversion and / or debt waiver, as explained below), the aggregate corresponding amounts are disclosed on the balance sheet.

UBS AG obligations arising from Group-internal funding it has received are presented as *Funding received from UBS Group AG and UBS Group Funding (Switzerland) AG eligible as total loss-absorbing capacity at UBS AG level* and measured at amortized cost. UBS AG claims arising from Group-internal funding it has provided are presented as *Funding provided to significant regulated subsidiaries eligible as total loss-absorbing capacity* and measured at amortized cost less any allowance for credit losses. Previously, these claims were presented as part of *Due from banks* and *Due from customers*, as outlined in the following table.

Change of the presentation of UBS AG claims arising from Group-internal funding

	USD million		CHF million	
	As disclosed in the Annual Report 2019	As disclosed in the Annual Report 2018	As disclosed in the Annual Report 2019	As disclosed in the Annual Report 2018
	31.12.18	31.12.18	31.12.18	31.12.18
Due from banks	29,761	46,092	29,262	45,319
Due from customers	111,317	117,417	109,450	115,448
Funding provided to significant regulated subsidiaries eligible as total loss-absorbing capacity	22,431		22,055	
Total	163,508	163,508	160,767	160,767

Note 2 Accounting policies (continued)

Subordinated assets and liabilities

Subordinated assets are comprised of claims that, based on an irrevocable written declaration, in the event of liquidation, bankruptcy or composition concerning the debtor, rank after the claims of all other creditors and may not be offset against amounts payable to the debtor nor be secured by its assets. Subordinated liabilities are comprised of corresponding obligations.

Subordinated assets and liabilities that contain a point-of-non-viability clause in accordance with Swiss capital requirements per articles 29 and 30 of the Capital Adequacy Ordinance are disclosed as being *Subject to mandatory conversion and / or debt waiver* and provide for the claim or the obligation to be written off or converted into equity in the event that the issuing bank reaches a point of non-viability.

Investments in subsidiaries and other participations

Investments in subsidiaries and other participations are equity interests that are held to carry on the business of UBS AG or for other strategic purposes. They include all subsidiaries directly held by UBS AG through which UBS AG conducts its business on a global basis. The investments are measured individually and carried at cost less impairment. The carrying amount is tested for impairment annually and when indications for a decrease in value exist, which include incurrence of significant operating losses or a severe depreciation of the currency in which the investment is denominated. If an investment in a subsidiary is impaired, its value is generally written down to the net asset value. Subsequent recoveries in value are recognized up to the original cost value based on either the increased net asset value or a value above the net asset value if, in the opinion of management, forecasts of future profitability provide sufficient evidence that a carrying amount above net asset value is supported. Management may exercise its discretion as to what extent and in which period a recovery in value is recognized.

Impairments of investments are presented as *Impairment of investments in subsidiaries and other participations*. Reversals of impairments are presented as *Extraordinary income* in the income statement. Impairments and partial or full reversals of impairments for a subsidiary during the same annual period are determined on a net basis.

→ Refer to Note 15 for more information

Services received from and provided to Group entities

UBS AG receives services from UBS Business Solutions AG, the main Group service company, mainly relating to Group Technology, Group Operations and Group Corporate Services, as well as certain other services from other Group entities. UBS AG provides services to Group entities mainly relating to real estate and selected other Corporate Center – Services functions. Services

received from and provided to Group entities are settled in cash as hard cost transfers or hard revenue transfers paid or received.

When the nature of the underlying transaction between UBS AG and the Group entity contains a single, clearly identifiable service element, related income and expenses are presented in the respective income statement line item, e.g., *Fee and commission income from securities and investment business and other fee and commission income*, *Fee and commission expense*, *Net trading income* or *General and administrative expenses*. To the extent the nature of the underlying transaction contains various service elements and is not clearly attributable to a particular income statement line item, related income and expenses are presented in *Sundry ordinary income* and *Sundry ordinary expenses*.

→ Refer to Notes 4 and 6 for more information

Pension and other post-employment benefit plans

Swiss GAAP permits the use of IFRS or Swiss accounting standards for pension and other post-employment benefit plans, with the election made on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply Swiss GAAP (FER 16) for the Swiss pension plan in its standalone financial statements. The requirements of Swiss GAAP are better aligned with the specific nature of Swiss pension plans, which are hybrid in that they combine elements of defined contribution and defined benefit plans, but are treated as defined benefit plans under IFRS. Swiss GAAP requires that the employer contributions to the pension fund are recognized as *Personnel expenses* in the income statement. The employer contributions to the Swiss pension fund are determined as a percentage of contributory compensation. Furthermore, Swiss GAAP requires an assessment as to whether, based on the financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss accounting standards (FER 26), an economic benefit to, or obligation of, UBS AG arises from the pension fund which is recognized in the balance sheet when conditions are met. Conditions for recording a pension asset or liability would be met if, for example, an employer contribution reserve is available or UBS AG is required to contribute to the reduction of a pension deficit (on a FER 26 basis).

Key differences between Swiss GAAP and IFRS include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IFRS is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP, i.e., the technical interest rate, is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

→ Refer to Note 21 for more information

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 2 Accounting policies (continued)

UBS AG has elected to apply IFRS (IAS 19) for its non-Swiss defined benefit plans. However, remeasurements of the defined benefit obligation and the plan assets are recognized in the income statement rather than directly in equity. For corresponding disclosures in accordance with IAS 19 requirements, refer to Note 29 of the consolidated financial statements of UBS AG.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information

Deferred taxes

Deferred tax assets are not recognized in UBS AG's standalone financial statements. However, deferred tax liabilities may be recognized for taxable temporary differences. Changes in the deferred tax liability balance are recognized in the income statement.

b) Changes in accounting policies

Hedge accounting for Investments in subsidiaries and other participations

Since 1 July 2019 UBS AG applies hedge accounting for certain investments in subsidiaries and other participations denominated in currencies other than the US dollar, which are designated as hedged item. For this purpose, foreign exchange (FX) derivatives, mainly FX forwards and FX swaps are used and designated as hedging instruments.

The hedged risk is determined as the change in the carrying amount of the hedged item arising solely from changes in spot foreign exchange rates. Consequently, UBS AG only designates the spot element of the FX derivatives as hedging instruments. Changes in the fair value of the hedging instruments

Dispensations in the standalone financial statements

As UBS AG prepares consolidated financial statements in accordance with IFRS, UBS AG is exempt from various disclosures in the standalone financial statements. The dispensations include the management report, the statement of cash flows and various note disclosures, as well as the publication of full interim financial statements. As a Swiss issuer of debt, in order to validly issue debt throughout the year, UBS AG discloses interim mid-year financial information as per the requirements of Article 1156 in conjunction with Article 652a of the Swiss Code of Obligations, including an income statement, a balance sheet and a note on the basis of accounting.

attributable to changes in forward points and the effect of discounting are not part of a hedge accounting designation. These amounts, therefore, do not form part of the effectiveness assessment and are recognized in *Net trading income*.

The effective portion of gains and losses of these FX derivatives is deferred on the balance sheet as *Other assets* or *Other liabilities* to the extent no change is recognized in the carrying amount of the hedged item arising from changes in spot foreign exchange rates. Otherwise the effective portion of gains and losses of these FX derivatives is matched with the corresponding valuation adjustments of the hedged item recorded in the income statement and recorded as a reduction of *Impairment of investments in subsidiaries and other participations* and of *Extraordinary income*, respectively.

Note 2 Accounting policies (continued)

c) Accounting policies to be adopted in the future

Amendment of accounting standards applicable to banks and security dealers

On 14 November 2019, FINMA published amended accounting standards applicable to banks and security dealers in Switzerland. UBS AG will be required to apply an expected credit loss (ECL) approach in its standalone financial statements under Swiss GAAP and may substantially apply the ECL approach which is applied in its consolidated financial statements under

IFRS. UBS AG will adopt the new ECL requirements on 1 January 2021. A transition period is granted until 31 December 2025, during which allowances and provisions for ECL can be phased-in on a straight-line basis. Apart from these amendments, the existing guidance in FINMA Circular 2015/1 Accounting – banks remains materially unchanged and was incorporated into the new FINMA Accounting Ordinance and the new FINMA Circular 2020/1 Accounting – banks.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 3a Net trading income by business

	USD million		CHF million	
	For the year ended		For the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Investment Bank	3,098	4,079	3,094	4,024
<i>of which: Corporate Client Solutions</i>	27	634	30	621
<i>of which: Investor Client Services</i>	3,071	3,445	3,065	3,403
Other business divisions and Corporate Center	239	364	247	358
Total net trading income	3,337	4,443	3,342	4,381

Note 3b Net trading income by underlying risk category

	USD million		CHF million	
	For the year ended		For the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Interest rate and credit instruments (including funds)	660	842	661	817
Foreign exchange instruments	889	1,164	890	1,145
Equity instruments (including funds)	1,698	2,374	1,701	2,353
Other	90	63	90	66
Total net trading income	3,337	4,443	3,342	4,381
<i>of which: net gains / (losses) from financial liabilities designated at fair value¹</i>	<i>(6,816)</i>	<i>6,999</i>	<i>(6,733)</i>	<i>6,956</i>

¹ Excludes fair value changes of hedges related to financial liabilities designated at fair value and foreign currency effects arising from translating foreign currency transactions into the respective functional currency, both of which are reported within Net trading income.

Note 4 Sundry ordinary income and expenses

	USD million		CHF million	
	For the year ended		For the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Income from services provided to UBS Group AG or its subsidiaries ¹	1,297	1,746	1,288	1,722
Other	283 ²	40	281 ²	40
Total sundry ordinary income	1,579	1,786	1,569	1,761
Expenses from revenue transfers to UBS Group AG or its subsidiaries	(306)	(516)	(307)	(509)
Other	(15)	(83)	(15)	(81)
Total sundry ordinary expenses	(321)	(599)	(322)	(590)

¹ Services provided by UBS AG primarily related to Corporate Center functions. Includes the impact of the asset transfer from UBS Limited to UBS AG. Refer to Note 25 for more information. ² Includes compensation received for the transfer of an onerous lease provision from a subsidiary to UBS AG.

Note 5 Personnel expenses

	USD million		CHF million	
	For the year ended		For the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Salaries	1,639	1,748	1,629	1,722
Variable compensation – performance awards	1,069	1,218	1,063	1,199
Variable compensation – other	75	74	75	73
Contractors	57	70	57	69
Social security	176	199	175	196
Pension and other post-employment benefit plans	199	9	198	12
<i>of which: value adjustments for economic benefits or obligations from pension funds¹</i>	<i>75</i>	<i>(131)</i>	<i>74</i>	<i>(126)</i>
Other personnel expenses	115	139	114	136
Total personnel expenses	3,330	3,456	3,310	3,407

¹ Reflects the remeasurement of the defined benefit obligation and return on plan assets excluding amounts included in interest income for the non-Swiss defined benefit plans, for which IAS 19 is applied.

Note 6 General and administrative expenses

	USD million		CHF million	
	For the year ended		For the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Occupancy	417	510	414	503
Rent and maintenance of IT equipment	44	38	44	37
Communication and market data services	139	150	138	147
Administration	2,598	2,857	2,579	2,817
<i>of which: shared services costs charged by UBS Group AG or its subsidiaries</i>	<i>2,389</i>	<i>2,543</i>	<i>2,372</i>	<i>2,507</i>
Marketing and public relations	53	80	52	79
Travel and entertainment	87	115	87	113
Fees to audit firms	18	28	18	28
<i>of which: financial and regulatory audits</i>	<i>15</i>	<i>24</i>	<i>15</i>	<i>24</i>
<i>of which: audit-related services</i>	<i>2</i>	<i>4</i>	<i>2</i>	<i>4</i>
<i>of which: tax and other services</i>	<i>1</i>	<i>0</i>	<i>1</i>	<i>0</i>
Other professional fees	199	285	198	281
Outsourcing of IT and other services	121	149	120	147
Total general and administrative expenses	3,676	4,212	3,650	4,151

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 7 Extraordinary income and expenses

	USD million		CHF million	
	For the year ended		For the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Gains from disposals of subsidiaries and other participations	26	30	26	29
Reversal of impairments of and provisions for subsidiaries and other participations	166	63	161	62
Net gains from disposals of properties	7	40	7	39
Other extraordinary income	6	37	6	36
Total extraordinary income	204	170	199	167
Total extraordinary expenses	1	0	1	0

In 2019, UBS recorded a gain of USD 23 million (CHF 23 million) on the sale of a participation. In 2018, UBS recorded gains of USD 31 million (CHF 30 million) on the sale of real estate and USD 25 million (CHF 25 million) on the sale of subsidiaries and businesses, both related to the sale of Widder Hotel.

Note 8 Taxes

	USD million		CHF million	
	For the year ended		For the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Income tax expense / (benefit)	203	(708)	202	(696)
<i>of which: current</i>	<i>206</i>	<i>(715)</i>	<i>205</i>	<i>(703)</i>
<i>of which: deferred</i>	<i>(3)</i>	<i>7</i>	<i>(3)</i>	<i>7</i>
Capital tax	42	45	41	45
Total tax expense / (benefit)	245	(663)	244	(651)

There was an income tax expense of USD 203 million (CHF 202 million) for 2019, as compared to an income tax benefit of USD 708 million (CHF 696 million) for 2018. The income tax expense for 2019 was reduced by a benefit of USD 126 million (CHF 125 million) in respect of the utilization of tax losses carried forward, primarily in Switzerland and the US. The income tax expense for 2019 relates to UBS AG's taxable profits that were earned in other locations.

The income tax benefit for 2018 included a benefit of USD 809 million (CHF 795 million) in respect of compensation received from other group companies in relation to tax losses that were utilized by those companies. This benefit was mainly driven by a one-time election by UBS Securities LLC to capitalize

real estate costs for US tax purposes, resulting in a significant amount of taxable income, which was offset by the utilization of UBS AG's tax losses. UBS AG agreed to waive the payment of the related benefit resulting in a capital contribution by UBS AG into UBS Americas Holding LLC. The income tax benefit for 2018 also included a benefit of USD 26 million (CHF 26 million) in respect of the utilization of tax losses carried forward, primarily in Switzerland, and also an expense that related to UBS AG's taxable profits that were earned in other locations.

For 2019, the average tax rate, defined as income tax expense divided by the sum of operating profit and extraordinary income minus extraordinary expenses and capital tax, was 5.0% (2018: negative 27.0%).

Note 9 Securities financing transactions

	USD billion		CHF billion	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
On-balance sheet				
Receivables from securities financing transactions, gross	120.7	139.7	116.8	137.4
Netting of securities financing transactions	(57.8)	(61.8)	(56.0)	(60.8)
Receivables from securities financing transactions, net	62.8	77.9	60.8	76.6
Payables from securities financing transactions, gross	84.9	105.8	82.2	104.1
Netting of securities financing transactions	(57.8)	(61.8)	(56.0)	(60.8)
Payables from securities financing transactions, net	27.0	44.0	26.2	43.3
Assets pledged as collateral in connection with securities financing transactions	59.7	49.8	57.8	49.0
<i>of which: trading portfolio assets</i>	<i>59.7</i>	<i>49.7</i>	<i>57.8</i>	<i>48.9</i>
<i>of which: assets that may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>58.3</i>	<i>48.1</i>	<i>56.4</i>	<i>47.3</i>
<i>of which: financial investments</i>	<i>0.0</i>	<i>0.1</i>	<i>0.0</i>	<i>0.1</i>
<i>of which: assets that may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>0.0</i>	<i>0.1</i>	<i>0.0</i>	<i>0.1</i>
Off-balance sheet				
Fair value of assets received as collateral in connection with securities financing transactions	307.1	302.5	297.3	297.5
<i>of which: repledged</i>	<i>205.4</i>	<i>224.9</i>	<i>198.8</i>	<i>221.1</i>
<i>of which: sold in connection with short sale transactions</i>	<i>25.3</i>	<i>23.5</i>	<i>24.5</i>	<i>23.1</i>

Note 10a Collateral for loans and off-balance sheet transactions

USD million	31.12.19				31.12.18					
	Secured		Unsecured	Total	Secured		Unsecured	Total		
	Secured by collateral	Secured by other credit enhancements ²			Secured by collateral	Secured by other credit enhancements ²				
	Real estate	Other collateral ¹			Real estate	Other collateral ¹				
On-balance sheet										
Due from customers, gross ³	3	84,812	50	25,627 ⁴	110,491	0	81,070	81	30,304 ⁴	111,455
Mortgage loans, gross	4,668	0	0	0	4,668	4,737	0	0	0	4,737
<i>of which: residential mortgages</i>	<i>4,507</i>				<i>4,507</i>	<i>4,580</i>				<i>4,580</i>
<i>of which: office and business premises mortgages</i>	<i>69</i>				<i>69</i>	<i>59</i>				<i>59</i>
<i>of which: industrial premises mortgages</i>	<i>0</i>				<i>0</i>	<i>29</i>				<i>29</i>
<i>of which: other mortgages</i>	<i>92</i>				<i>92</i>	<i>69</i>				<i>69</i>
Funding provided to significant regulated subsidiaries eligible as total loss-absorbing capacity				24,203	24,203				22,431	22,431
Total on-balance sheet, gross	4,671	84,812	50	49,830	139,363	4,737	81,070	81	52,735	138,623
Allowances	(5)	(10)	0	(147)	(161)	(10)	(5)	0	(133)	(149)
Total on-balance sheet, net	4,666	84,802	50	49,683	139,201	4,727	81,065	81	52,602	138,475
Off-balance sheet										
Contingent liabilities, gross	0	3,542	1,511	8,063	13,116	0	2,954	1,779	11,286	16,019
Irrevocable commitments, gross	285	8,743	993	12,211	22,232	557	9,525	1,071	14,511	25,664
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing transactions	0	9,288	0	0	9,288	0	4,745	0	33	4,778
Liabilities for calls on shares and other equities	0	0	0	4	4	0	0	0	5	5
Total off-balance sheet	285	21,573	2,504	20,279	44,641	557	17,225	2,850	25,835	46,466

¹ Mainly comprised of cash and securities. ² Includes credit default swaps and guarantees. ³ Includes prime brokerage margin lending receivables and prime brokerage receivables relating to securities financing transactions. ⁴ Primarily comprised of amounts due from subsidiaries and other Group entities.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 10a Collateral for loans and off-balance sheet transactions (continued)

CHF million	31.12.19				31.12.18					
	Secured		Unsecured	Total	Secured		Unsecured	Total		
	Secured by collateral	Secured by other credit enhancements ²			Secured by collateral	Secured by other credit enhancements ²				
	Real estate	Other collateral ¹			Real estate	Other collateral ¹				
On-balance sheet										
Due from customers, gross ³	3	82,109	48	24,810 ⁴	106,970	0	79,711	79	29,796 ⁴	109,586
Mortgage loans, gross	4,520	0	0	0	4,520	4,658	0	0	0	4,658
of which: residential mortgages	4,363				4,363	4,503				4,503
of which: office and business premises mortgages	67				67	58				58
of which: industrial premises mortgages	0				0	29				29
of which: other mortgages	89				89	68				68
Funding provided to significant regulated subsidiaries eligible as total loss-absorbing capacity				23,432	23,432				22,055	22,055
Total on-balance sheet, gross	4,522	82,109	48	48,242	134,921	4,658	79,711	79	51,851	136,299
Allowances	(4)	(9)	0	(143)	(156)	(10)	(5)	0	(131)	(146)
Total on-balance sheet, net	4,518	82,100	48	48,099	134,765	4,648	79,706	79	51,720	136,153
Off-balance sheet										
Contingent liabilities, gross	0	3,429	1,463	7,806	12,698	0	2,905	1,749	11,096	15,750
Irrevocable commitments, gross	276	8,465	961	11,822	21,524	548	9,366	1,053	14,267	25,234
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing transactions	0	8,992	0	0	8,992	0	4,666	0	32	4,698
Liabilities for calls on shares and other equities	0	0	0	4	4	0	0	0	5	5
Total off-balance sheet	276	20,885	2,424	19,632	43,218	548	16,936	2,802	25,401	45,687

¹ Mainly comprised of cash and securities. ² Includes credit default swaps and guarantees. ³ Includes prime brokerage margin lending receivables and prime brokerage receivables relating to securities financing transactions. ⁴ Primarily comprised of amounts due from subsidiaries and other Group entities.

Note 10b Impaired financial instruments

USD million	31.12.19				31.12.18			
	Gross impaired financial instruments	Allowances and provisions	Estimated liquidation proceeds of collateral	Net impaired financial instruments	Gross impaired financial instruments	Allowances and provisions	Estimated liquidation proceeds of collateral	Net impaired financial instruments
Amounts due from customers	428	156	199	72	381	138	155	87
Mortgage loans	196	4	192	0	65	10	55	0
Other assets	373	16	0	357	365	24	0	341
Guarantees and loan commitments	8	0	8	0	14	0	14	0
Total impaired financial instruments	1,005	177	400	429	825	173	224	428

CHF million	31.12.19				31.12.18			
	Gross impaired financial instruments	Allowances and provisions	Estimated liquidation proceeds of collateral	Net impaired financial instruments	Gross impaired financial instruments	Allowances and provisions	Estimated liquidation proceeds of collateral	Net impaired financial instruments
Amounts due from customers	414	151	193	69	374	136	153	86
Mortgage loans	190	4	186	0	64	10	54	0
Other assets	361	15	0	346	359	23	0	335
Guarantees and loan commitments	8	0	8	0	14	0	14	0
Total impaired financial instruments	973	171	387	415	811	170	221	421

Note 11a Allowances

<i>USD million</i>	Balance as of 31.12.18	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Write-offs	Recoveries and past due interest	Foreign currency translation	Balance as of 31.12.19
Specific allowances for amounts due from customers and mortgage loans	149	51	(4)	(40)	3	2	161
Allowances for other assets	24	1	(2)	(10)	2	0	16
Total allowances	173	53	(6)	(49)	5	3	177

<i>CHF million</i>	Balance as of 31.12.18	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Write-offs	Recoveries and past due interest	Foreign currency translation	Balance as of 31.12.19
Specific allowances for amounts due from customers and mortgage loans	146	51	(4)	(40)	3	0	156
Allowances for other assets	23	1	(2)	(10)	2	0	15
Total allowances	170	52	(6)	(49)	5	0	171

Note 11b Provisions

<i>USD million</i>	Balance as of 31.12.18	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Provisions used in conformity with designated purpose	Recoveries	Reclassifications / other	Foreign currency translation	Balance as of 31.12.19
Operational risks	11	2	0	(1)	0	0	0	12
Litigation, regulatory and similar matters ¹	1,149	113	(106)	(274)	1	0	(15)	867
Restructuring	50	150 ²	(9)	(51)	1	(3)	1	140
Real estate ³	71	3	0	(7)	0	(1)	1	67
Employee benefits	29	4	(5)	0	0	(1)	0	26
Deferred taxes	52	0	(3)	0	0	0	0	50
Other	54	3	(12)	(8)	0	(1)	1	36
Total provisions	1,416	274	(135)	(341)	2	(6)	(12)	1,198

¹ Includes provisions for litigation resulting from security risks. ² Includes a transfer of an onerous lease provision from a subsidiary to UBS AG, for which UBS AG was compensated. This compensation was reflected as part of Sundry ordinary income. ³ Includes provisions for onerous lease contracts of USD 9 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 12 million) and reinstatement cost provisions for household improvements of USD 58 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: USD 59 million).

<i>CHF million</i>	Balance as of 31.12.18	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Provisions used in conformity with designated purpose	Recoveries	Reclassifications / other	Foreign currency translation	Balance as of 31.12.19
Operational risks	11	2	0	(1)	0	0	0	12
Litigation, regulatory and similar matters ¹	1,130	112	(106)	(272)	1	0	(25)	839
Restructuring	49	146 ²	(9)	(50)	1	(3)	0	135
Real estate ³	70	3	0	(7)	0	0	(1)	65
Employee benefits	29	4	(5)	0	0	(1)	0	26
Deferred taxes	51	0	(3)	0	0	0	0	48
Other	53	3	(12)	(8)	0	(1)	0	35
Total provisions	1,392	269	(134)	(338)	2	(5)	(26)	1,160

¹ Includes provisions for litigation resulting from security risks. ² Includes a transfer of an onerous lease provision from a subsidiary to UBS AG, for which UBS AG was compensated. This compensation was reflected as part of Sundry ordinary income. ³ Includes provisions for onerous lease contracts of CHF 9 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: CHF 12 million) and reinstatement cost provisions for household improvements of CHF 56 million as of 31 December 2019 (31 December 2018: CHF 58 million).

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 12 Trading portfolio and other financial instruments measured at fair value

	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Assets				
Trading portfolio assets	116,843	95,612	113,119	94,009
<i>of which: debt instruments¹</i>	<i>17,893</i>	<i>17,802</i>	<i>17,323</i>	<i>17,503</i>
<i>of which: listed</i>	<i>14,522</i>	<i>12,835</i>	<i>14,059</i>	<i>12,620</i>
<i>of which: equity instruments</i>	<i>96,034</i>	<i>75,079</i>	<i>92,973</i>	<i>73,820</i>
<i>of which: precious metals and other physical commodities</i>	<i>2,916</i>	<i>2,732</i>	<i>2,823</i>	<i>2,686</i>
Total assets measured at fair value	116,843	95,612	113,119	94,009
<i>of which: fair value derived using a valuation model²</i>	<i>11,755</i>	<i>13,089</i>	<i>11,380</i>	<i>12,879</i>
<i>of which: securities eligible for repurchase transactions in accordance with liquidity regulations³</i>	<i>10,304</i>	<i>10,434</i>	<i>9,976</i>	<i>10,259</i>
Liabilities				
Trading portfolio liabilities	25,292	23,453	24,486	23,060
<i>of which: debt instruments¹</i>	<i>4,019</i>	<i>3,474</i>	<i>3,891</i>	<i>3,416</i>
<i>of which: listed</i>	<i>3,799</i>	<i>3,193</i>	<i>3,678</i>	<i>3,140</i>
<i>of which: equity instruments</i>	<i>21,273</i>	<i>19,979</i>	<i>20,595</i>	<i>19,644</i>
Financial liabilities designated at fair value ³	65,647	56,226	63,555	55,283
Total liabilities measured at fair value	90,939	79,679	88,041	78,342
<i>of which: fair value derived using a valuation model²</i>	<i>69,286</i>	<i>59,645</i>	<i>67,078</i>	<i>58,645</i>

¹ Includes money market paper. ² Consists of high-quality liquid debt securities that are eligible for repurchase transactions at the Swiss National Bank or other central banks. ³ Refer to Note 19 for more information.

Note 13 Derivative instruments¹

USD billion	31.12.19			31.12.18		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Total notional values	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Total notional values
Interest rate contracts						
Forwards ²	0.1	0.4	3,167	0.1	0.3	2,890
Swaps	35.7	27.5	8,916	30.8	24.7	8,077
<i>of which: designated in hedge accounting relationships</i>	<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	<i>108</i>	<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	<i>102</i>
Futures	0.0	0.0	544	0.0	0.0	510
Over-the-counter (OTC) options	8.1	10.0	951	7.6	9.0	1,113
Exchange-traded options	0.1	0.1	380	0.0	0.0	254
Total	43.9	37.9	13,958	38.5	34.0	12,843
Foreign exchange contracts						
Forwards	22.4	23.4	1,902	20.2	20.9	1,441
<i>of which: designated in hedge accounting relationships³</i>	<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	<i>0</i>			
Interest and currency swaps	23.2	24.0	3,043	25.0	24.7	2,533
<i>of which: designated in hedge accounting relationships³</i>	<i>0.0</i>	<i>0.2</i>	<i>11</i>			
Futures	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0
Over-the-counter (OTC) options	7.3	6.9	1,267	8.4	7.8	1,192
Exchange-traded options	0.0	0.0	8	0.1	0.1	9
Total	52.9	54.3	6,221	53.7	53.6	5,176
Equity / index contracts						
Forwards	0.0	0.1	25	0.3	0.2	28
Swaps	4.1	5.8	185	4.8	5.6	171
Futures	0.0	0.0	79	0.0	0.0	62
Over-the-counter (OTC) options	5.3	7.0	245	5.6	7.4	246
Exchange-traded options	8.6	8.0	569	12.9	14.0	516
Total	18.1	20.8	1,104	23.7	27.3	1,024
Credit derivative contracts						
Credit default swaps	1.8	2.1	131	1.7	2.1	141
Total return swaps	0.3	0.9	5	0.3	0.8	7
Other	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4
Total	2.1	3.0	141	2.0	2.9	152
Commodity, precious metals and other contracts						
Forwards	0.1	0.2	10	0.1	0.1	7
Swaps	0.4	0.6	29	0.7	0.4	25
Futures	0.0	0.0	12	0.0	0.0	8
Over-the-counter (OTC) options	1.0	0.4	51	0.4	0.3	35
Exchange-traded options	0.4	0.5	27	0.4	0.7	19
Total	1.8	1.7	129	1.7	1.4	94
Total before netting	118.7	117.6	21,553	119.6	119.1	19,289
<i>of which: trading derivatives</i>	<i>118.7</i>	<i>117.5</i>		<i>119.6</i>	<i>119.1</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>118.4</i>	<i>117.1</i>		<i>118.9</i>	<i>118.5</i>	
<i>of which: derivatives designated in hedge accounting relationships</i>	<i>0.1</i>	<i>0.2</i>		<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>0.1</i>	<i>0.2</i>		<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	
Netting with cash collateral payables / receivables	(16.8)	(11.8)		(14.9)	(12.3)	
Replacement value netting	(89.5)	(89.5)		(89.6)	(89.6)	
Total after netting	12.4	16.3		15.1	17.3	
<i>of which: with central clearing counterparties</i>	<i>0.4</i>	<i>0.6</i>		<i>0.5</i>	<i>0.6</i>	
<i>of which: with bank and broker-dealer counterparties</i>	<i>5.3</i>	<i>5.0</i>		<i>6.0</i>	<i>6.3</i>	
<i>of which: other client counterparties</i>	<i>6.7</i>	<i>10.7</i>		<i>8.6</i>	<i>10.4</i>	

¹ Bilateral embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. The replacement values and related notional values of these derivatives were not material for the periods presented. ² Includes forward rate agreements. ³ Since 1 July 2019 UBS AG applies hedge accounting for certain investments in subsidiaries and other participations denominated in currencies other than the US dollar. Refer to Note 2b for more information.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 13 Derivative instruments (continued)¹

CHF billion	31.12.19			31.12.18		
	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Total notional values	Derivative financial assets	Derivative financial liabilities	Total notional values
Interest rate contracts						
Forwards ²	0.1	0.3	3,066	0.1	0.3	2,842
Swaps	34.5	26.6	8,632	30.2	24.3	7,941
<i>of which: designated in hedge accounting relationships</i>	<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	<i>104</i>	<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	<i>100</i>
Futures	0.0	0.0	527	0.0	0.0	501
Over-the-counter (OTC) options	7.9	9.7	921	7.5	8.9	1,034
Exchange-traded options	0.1	0.1	368	0.0	0.0	249
Total	42.5	36.7	13,513	37.9	33.5	12,628
Foreign exchange contracts						
Forwards	21.7	22.6	1,842	19.9	20.6	1,417
<i>of which: designated in hedge accounting relationships³</i>	<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	<i>0</i>			
Interest and currency swaps	22.4	23.2	2,946	24.6	24.3	2,490
<i>of which: designated in hedge accounting relationships³</i>	<i>0.0</i>	<i>0.2</i>	<i>10</i>			
Futures	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0
Over-the-counter (OTC) options	7.1	6.6	1,227	8.2	7.7	1,172
Exchange-traded options	0.0	0.0	8	0.1	0.1	9
Total	51.2	52.5	6,023	52.8	52.7	5,089
Equity / index contracts						
Forwards	0.0	0.1	24	0.3	0.2	28
Swaps	4.0	5.6	180	4.7	5.5	168
Futures	0.0	0.0	76	0.0	0.0	61
Over-the-counter (OTC) options	5.1	6.7	238	5.5	7.3	242
Exchange-traded options	8.3	7.7	551	12.7	13.8	508
Total	17.5	20.1	1,069	23.3	26.9	1,007
Credit derivative contracts						
Credit default swaps	1.7	2.0	127	1.7	2.1	139
Total return swaps	0.3	0.8	5	0.3	0.8	7
Other	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4
Total	2.0	2.9	136	1.9	2.8	150
Commodity, precious metals and other contracts						
Forwards	0.1	0.2	10	0.1	0.1	6
Swaps	0.4	0.6	28	0.7	0.4	25
Futures	0.0	0.0	12	0.0	0.0	8
Over-the-counter (OTC) options	0.9	0.4	49	0.4	0.3	34
Exchange-traded options	0.3	0.5	26	0.4	0.6	18
Total	1.7	1.7	125	1.7	1.3	92
Total before netting	114.9	113.9	20,866	117.6	117.1	18,965
<i>of which: trading derivatives</i>	<i>114.9</i>	<i>113.7</i>		<i>117.6</i>	<i>117.1</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>114.6</i>	<i>113.4</i>		<i>116.9</i>	<i>116.5</i>	
<i>of which: derivatives designated in hedge accounting relationships</i>	<i>0.1</i>	<i>0.2</i>		<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>0.1</i>	<i>0.2</i>		<i>0.0</i>	<i>0.0</i>	
Netting with cash collateral payables / receivables	(16.3)	(11.5)		(14.6)	(12.1)	
Replacement value netting	(86.6)	(86.6)		(88.1)	(88.1)	
Total after netting	12.0	15.8		14.9	17.0	
<i>of which: with central clearing counterparties</i>	<i>0.4</i>	<i>0.6</i>		<i>0.5</i>	<i>0.6</i>	
<i>of which: with bank and broker-dealer counterparties</i>	<i>5.1</i>	<i>4.9</i>		<i>5.9</i>	<i>6.2</i>	
<i>of which: other client counterparties</i>	<i>6.5</i>	<i>10.3</i>		<i>8.5</i>	<i>10.2</i>	

¹ Bilateral embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. The replacement values and related notional values of these derivatives were not material for the periods presented. ² Includes forward rate agreements. ³ Since 1 July 2019 UBS AG applies hedge accounting for certain investments in subsidiaries and other participations denominated in currencies other than the US dollar. Refer to Note 2b for more information.

Note 14a Financial investments by instrument type

USD million	31.12.19		31.12.18	
	Carrying amount	Fair value	Carrying amount	Fair value
Debt instruments	23,402	23,523	25,442	25,460
<i>of which: held to maturity</i>	3,048	3,089	1,983	1,981
<i>of which: available-for-sale</i>	20,353	20,434	23,460	23,479
Equity instruments	60	68	222	257
<i>of which: qualified participations¹</i>	32	32	61	64
Property	1	1	2	2
Total financial investments	23,463	23,593	25,666	25,718
<i>of which: securities eligible for repurchase transactions in accordance with liquidity regulations²</i>	18,978	19,095	25,421	25,436

¹ Qualified participations are investments in which UBS AG holds 10% or more of the total capital or has at least 10% of total voting rights. ² Consists of high-quality liquid debt securities that are eligible for repurchase transactions at the Swiss National Bank or other central banks.

CHF million	31.12.19		31.12.18	
	Carrying amount	Fair value	Carrying amount	Fair value
Debt instruments	22,656	22,774	25,016	25,033
<i>of which: held to maturity</i>	2,951	2,991	1,949	1,948
<i>of which: available-for-sale</i>	19,705	19,783	23,066	23,085
Equity instruments	58	66	218	252
<i>of which: qualified participations¹</i>	31	31	60	63
Property	1	1	2	2
Total financial investments	22,715	22,841	25,235	25,287
<i>of which: securities eligible for repurchase transactions in accordance with liquidity regulations²</i>	18,373	18,486	24,995	25,009

¹ Qualified participations are investments in which UBS AG holds 10% or more of the total capital or has at least 10% of total voting rights. ² Consists of high-quality liquid debt securities that are eligible for repurchase transactions at the Swiss National Bank or other central banks.

Note 14b Financial investments by counterparty rating – debt instruments

Internal UBS rating ¹	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
0-1	17,945	17,204	17,373	16,916
2-3	5,456	8,237	5,282	8,099
4-5	1	0	1	0
6-8	0	0	0	0
9-13	0	0	0	0
Non-rated	0	2	0	2
Total financial investments	23,402	25,442	22,656	25,016

¹ Refer to Note 18 for more information.

Note 15 Investments in subsidiaries and other participations

	Registered office	Equity interest accumulated in %	Carrying amount in USD million		Carrying amount in CHF million	
			31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
			UBS Americas Holding LLC ¹	Wilmington, Delaware, USA	100	32,159
UBS Switzerland AG	Zurich, Switzerland	100	7,982	7,982	7,728	7,848
UBS Europe SE ²	Frankfurt, Germany	100	4,806	5,015	4,653	4,931
UBS Asset Management AG	Zurich, Switzerland	100	1,643	1,528	1,590	1,503
Other			3,041	3,069	2,944	3,017
Total investments in subsidiaries and other participations			49,631	49,528	48,049	48,698

¹ Includes the impact of the contribution of real estate assets into UBS Americas Holding LLC. Refer to Note 25 for more information. ² As of 31 December 2018, UBS Europe SE holding reflects the combined UK business transfer and cross-border merger of UBS Limited into UBS Europe SE, which was formally concluded on 1 March 2019. Refer to Note 25 for more information.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 16a Other assets

	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Deferral position for hedging instruments	0	464	0	456
Bail deposit ¹	1,282	1,300	1,241	1,278
Settlement and clearing accounts	64	304	62	299
VAT and other indirect tax receivables	192	99	186	97
Other	1,620	1,722	1,567	1,692
<i>of which: other receivables due from UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group</i>	<i>820</i>	<i>1,047</i>	<i>794</i>	<i>1,030</i>
Total other assets	3,158	3,888	3,056	3,822

¹ Refer to item 1 in Note 21b to the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information.

Note 16b Other liabilities

	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Deferral position for hedging instruments	1,903	0	1,843	0
Settlement and clearing accounts	207	344	200	339
Net defined benefit liabilities	87	279	84	274
VAT and other indirect tax payables	97	72	94	71
Other	1,257	1,906	1,218	1,873
<i>of which: other payables due to UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group</i>	<i>1,024</i>	<i>1,467</i>	<i>997</i>	<i>1,436</i>
Total other liabilities	3,551	2,601	3,439	2,557

Note 17 Pledged assets¹

The table below provides information on assets that are primarily pledged in connection with derivative transactions and properties. The table excludes securities financing transactions.

→ Refer to Note 9 for more information on securities financing transactions

	31.12.19		31.12.18	
	Carrying amount of pledged assets	Effective commitment	Carrying amount of pledged assets	Effective commitment
<i>USD million</i>				
Securities	4,356	38	4,532	187
Pledges of property, equipment and software ²	2,651	0	2,636	0
Total pledged assets	7,007	38	7,168	187

¹ Excludes assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2019: USD 0.6 billion; 31 December 2018: USD 0.8 billion). ² These pledged properties serve as collateral for an existing mortgage loan from UBS Switzerland AG.

	31.12.19		31.12.18	
	Carrying amount of pledged assets	Effective commitment	Carrying amount of pledged assets	Effective commitment
<i>CHF million</i>				
Securities	4,217	37	4,456	183
Pledges of property, equipment and software ²	2,567	0	2,592	0
Total pledged assets	6,784	37	7,048	183

¹ Excludes assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2019: CHF 0.6 billion; 31 December 2018: CHF 0.8 billion). ² These pledged properties serve as collateral for an existing mortgage loan from UBS Switzerland AG.

Note 18 Country risk of total assets

The table below provides a breakdown of total non-Swiss assets by credit rating. These credit ratings reflect the sovereign credit rating of the country to which the ultimate risk of the underlying asset is related. The ultimate country of risk for unsecured loan positions is the domicile of the immediate borrower or, in the case of a legal entity, the domicile of the ultimate parent entity. For collateralized or guaranteed positions, the ultimate country of risk is the domicile of the provider of the collateral or guarantor or, if applicable, the domicile of the ultimate parent entity of the provider of the collateral or guarantor. For

mortgage loans, the ultimate country of risk is the country where the real estate is located. Similarly, the ultimate country of risk for property and equipment is the country where the property and equipment is located. Assets for which Switzerland is the ultimate country of risk are provided separately in order to reconcile them to total balance sheets assets.

→ Refer to the "Risk management and control" section of the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information

Classification	Internal UBS rating	Description	Moody's Investors			31.12.19		31.12.18	
			Service	Standard & Poor's	Fitch	USD million	%	USD million	%
	0 and 1	Investment grade	Aaa	AAA	AAA	219,712	46	210,209	44
Low risk	2		Aa1 to Aa3	AA+ to AA-	AA+ to AA-	100,804	21	130,270	27
	3		A1 to A3	A+ to A-	A+ to AA-	65,739	14	56,410	12
	4		Baa1 to Baa2	BBB+ to BBB	BBB+ to BBB	12,915	3	11,928	2
Medium risk	5		Baa3	BBB-	BBB-	5,457	1	5,073	1
	6	Sub-investment grade	Ba1	BB+	BB+	2,662	1	1,412	0
High risk	7		Ba2	BB	BB	3,427	1	2,512	1
	8		Ba3	BB-	BB-	42	0	10	0
	9		B1	B+	B+	493	0	679	0
Very high risk	10		B2	B	B	569	0	715	0
	11		B3	B-	B-	84	0	163	0
	12		Ca	CCC	CCC	228	0	66	0
	13		Ca to C	CC to C	CC to C	34	0	72	0
Distressed	Default	Defaulted	D	D	D	75	0	17	0
Subtotal						412,241	86	419,536	87
Switzerland						66,706	14	60,701	13
Total assets						478,946	100	480,238	100

Classification	Internal UBS rating	Description	Moody's Investors			31.12.19		31.12.18	
			Service	Standard & Poor's	Fitch	CHF million	%	CHF million	%
	0 and 1	Investment grade	Aaa	AAA	AAA	212,707	46	206,648	44
Low risk	2		Aa1 to Aa3	AA+ to AA-	AA+ to AA-	97,593	21	128,095	27
	3		A1 to A3	A+ to A-	A+ to AA-	63,644	14	55,464	12
	4		Baa1 to Baa2	BBB+ to BBB	BBB+ to BBB	12,503	3	11,726	2
Medium risk	5		Baa3	BBB-	BBB-	5,283	1	4,988	1
	6	Sub-investment grade	Ba1	BB+	BB+	2,577	1	1,389	0
High risk	7		Ba2	BB	BB	3,317	1	2,470	1
	8		Ba3	BB-	BB-	41	0	10	0
	9		B1	B+	B+	477	0	668	0
Very high risk	10		B2	B	B	551	0	703	0
	11		B3	B-	B-	81	0	160	0
	12		Ca	CCC	CCC	220	0	65	0
	13		Ca to C	CC to C	CC to C	33	0	71	0
Distressed	Default	Defaulted	D	D	D	73	0	17	0
Subtotal						399,101	86	412,472	87
Switzerland						64,580	14	59,712	13
Total assets						463,681	100	472,184	100

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 19 Structured debt instruments

The table below provides a breakdown of financial liabilities designated at fair value that are considered structured debt instruments.

	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Fixed-rate bonds with structured features	3,221	3,510	3,119	3,451
Structured debt instruments issued:				
Equity-linked	41,466	34,528	40,145	33,949
Rates-linked	15,945	11,785	15,437	11,587
Credit-linked	1,621	2,331	1,569	2,292
Commodities-linked ¹	1,567	1,774	1,517	1,745
FX-linked	439	274	425	270
Structured over-the-counter (OTC) debt instruments	1,386	2,023	1,342	1,989
Total financial liabilities designated at fair value	65,647	56,226	63,555	55,283

¹ Includes precious metal-linked debt instruments issued.

In addition to *Financial liabilities designated at fair value*, certain structured debt instruments were reported within the balance sheet lines *Due to banks*, *Due to customers* and *Bonds issued*. These instruments were bifurcated for measurement purposes. As of 31 December 2019, the total carrying amount of the host instruments was USD 3,696 million (CHF 3,578 million)

(31 December 2018: USD 4,465 million (CHF 4,390 million)) and the total carrying amount of the bifurcated embedded derivatives was positive USD 54 million (CHF 52 million) (31 December 2018: positive USD 76 million (CHF 75 million)).

Note 20a Share capital

UBS AG shares

As of 31 December 2019, UBS AG's share capital of CHF 386 million (31 December 2018: CHF 386 million) consisted of fully paid up registered issued shares with a par value of CHF 0.10, which entitle the holder to one vote at the UBS AG shareholders' meeting, if entered into the share register as having the right to vote, as well as a proportionate share of distributed dividends. UBS AG's shares are not subject to any restrictions or limitations on their transferability.

As of 31 December 2019, shares issued by UBS AG totaled 3,858,408,466 shares (unchanged from 31 December 2018).

The shares were all dividend bearing and held by UBS Group AG.

Additionally, as of 31 December 2019, 380,000,000 registered shares with a par value of CHF 0.10 each were available to be issued out of conditional capital (unchanged from 31 December 2018).

Non-distributable reserves

Non-distributable reserves consist of 50% of the share capital of UBS AG, amounting to USD 197 million (CHF 193 million) as of 31 December 2019 (unchanged from 31 December 2018).

Note 20b Significant shareholders

The sole direct shareholder of UBS AG is UBS Group AG, which holds 100% of UBS AG shares. These shares are entitled to voting rights. Indirect shareholders of UBS AG included in the table below comprise direct shareholders of UBS Group AG (acting in their own name or in their capacity as nominees for other investors or beneficial owners) that were registered in the UBS Group AG share register with 3% or more of the share capital of UBS Group AG as of 31 December 2019 or as of

31 December 2018. The shares and share capital of UBS AG held by indirect shareholders, as shown in the table below, represent their relative holding of UBS Group AG shares. They do not have voting rights in UBS AG.

→ Refer to Note 24 of the UBS Group AG standalone financial statements in the UBS Group AG Annual Report 2019 for more information on significant shareholders of UBS Group AG

<i>USD million, except where indicated</i>	31.12.19		31.12.18	
	Share capital held	Shares held (%)	Share capital held	Shares held (%)
Significant direct shareholder of UBS AG				
UBS Group AG	393	100	393	100
Significant indirect shareholders of UBS AG				
Chase Nominees Ltd., London	43	11	48	12
DTC (Cede & Co.), New York ¹	30	8	28	7
Northtrust Nominees Ltd., London	19	5	16	4

¹ DTC (Cede & Co.), New York, *The Depository Trust Company,* is a US securities clearing organization.

<i>CHF million, except where indicated</i>	31.12.19		31.12.18	
	Share capital held	Shares held (%)	Share capital held	Shares held (%)
Significant direct shareholder of UBS AG				
UBS Group AG	386	100	386	100
Significant indirect shareholders of UBS AG				
Chase Nominees Ltd., London	42	11	47	12
DTC (Cede & Co.), New York ¹	29	8	28	7
Northtrust Nominees Ltd., London	19	5	16	4

¹ DTC (Cede & Co.), New York, *The Depository Trust Company,* is a US securities clearing organization.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 21 Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans

a) Assets related to non-Swiss defined benefit plans	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Net defined benefit assets for non-Swiss defined benefit plans ¹	9	0	9	0
Total assets for non-Swiss defined benefit plans	9	0	9	0

¹ As of 31 December 2019, USD 4 million (CHF 4 million) related to the UK defined benefit pension plan and USD 5 million (CHF 5 million) related to the US defined benefit pension plan, presented as Other assets.

b) Liabilities related to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Provision for Swiss pension plan	0	0	0	0
Net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans ¹	87	279	84	274
Total provision for Swiss pension plan and net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans	87	279	84	274
Bank accounts at UBS and UBS debt instruments held by Swiss pension fund	12	18	12	18
UBS derivative financial instruments held by Swiss pension fund	2	5	2	5
Total liabilities related to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans	101	302	98	297

¹ As of 31 December 2019, USD 50 million (CHF 49 million) related to the US plans and USD 22 million (CHF 21 million) related to the UK post-employment medical insurance plan. As of 31 December 2018, USD 160 million (CHF 157 million) related to the UK defined benefit pension plan, USD 82 million (CHF 81 million) related to the US plans and USD 22 million (CHF 22 million) related to the UK post-employment medical insurance plan.

c) Swiss pension plan	USD million		CHF million	
	As of or for the year ended			
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Pension plan surplus ¹	441	637	427	626
Economic benefit / (obligation) of UBS AG	0	0	0	0
Change in economic benefit / obligation recognized in the income statement	0	0	0	0
Employer contributions in the period recognized in the income statement	35	48	34	47
Performance awards-related employer contributions accrued	7	10	6	10
Total pension expense recognized in the income statement within Personnel expenses	42	58	41	57

¹ The pension plan surplus is determined in accordance with FER 26 and consists of the reserve for the fluctuation in asset value. The surplus did not represent an economic benefit for UBS AG in accordance with FER 16 both as of 31 December 2019 and 31 December 2018.

UBS AG has elected to apply FER 16 for its Swiss pension plan and IFRS (IAS 19) for its UK and other non-Swiss defined benefit plans. However, remeasurements of the defined benefit obligations for UK and other non-Swiss defined benefit plans are recognized in the income statement rather than directly in equity.

→ Refer to Note 2 for more information

→ Refer to Note 29 of the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information on non-Swiss defined benefit plans in accordance with IFRS

The Swiss pension plan had no employer contribution reserve as of both 31 December 2019 and 31 December 2018.

Note 22 Related parties

Transactions with related parties are conducted at internally agreed transfer prices, at arm's length or, with respect to loans, fixed advances and mortgages to non-independent members of the governing bodies in the ordinary course of business, on substantially the same terms and conditions that are available to other employees, including interest rates and collateral, and

neither involve more than the normal risk of collectability nor contain any other unfavorable features for the firm. Independent members of the governing bodies are granted loans and mortgages in the ordinary course of business at general market conditions.

USD million	31.12.19		31.12.18	
	Amounts due from	Amounts due to	Amounts due from	Amounts due to
Qualified shareholders ¹	973	50,576	639	2,087
<i>of which: due from/to customers</i>	<i>931</i>	<i>1,996</i>	<i>627</i>	<i>1,819</i>
<i>of which: funding received from UBS Group AG eligible as total loss-absorbing capacity at UBS AG level</i>		<i>47,553</i>		
Subsidiaries	79,939	79,702	97,219	74,413
<i>of which: due from/to banks</i>	<i>22,516</i>	<i>57,167</i>	<i>22,849</i>	<i>35,114</i>
<i>of which: due from/to customers</i>	<i>17,036</i>	<i>2,148</i>	<i>21,110</i>	<i>1,544</i>
<i>of which: receivables / payables from securities financing transactions</i>	<i>12,229</i>	<i>17,556</i>	<i>26,453</i>	<i>32,558</i>
<i>of which: funding provided to significant regulated subsidiaries eligible as total loss-absorbing capacity</i>	<i>24,203</i>		<i>22,431</i>	
Affiliated entities ²	315	240	570	42,793
<i>of which: due from/to customers</i>	<i>271</i>	<i>19</i>	<i>474</i>	<i>125</i>
<i>of which: funding received from UBS Group Funding (Switzerland) AG eligible as total loss-absorbing capacity at UBS AG level</i>				<i>41,782</i>
Members of governing bodies ³	33		34	
External auditors		3		12
Other related parties		2	2	

¹ The qualified shareholder of UBS AG is UBS Group AG. ² Affiliated entities of UBS AG are all direct subsidiaries of UBS Group AG. ³ Members of governing bodies consist of members of the Board of Directors and Group Executive Board of UBS Group AG and members of the Board of Directors and Executive Board of UBS AG.

CHF million	31.12.19		31.12.18	
	Amounts due from	Amounts due to	Amounts due from	Amounts due to
Qualified shareholders ¹	942	48,964	628	2,052
<i>of which: due from/to customers</i>	<i>901</i>	<i>1,932</i>	<i>616</i>	<i>1,788</i>
<i>of which: funding received from UBS Group AG eligible as total loss-absorbing capacity at UBS AG level</i>		<i>46,037</i>		
Subsidiaries	77,391	77,162	95,588	73,166
<i>of which: due from/to banks</i>	<i>21,799</i>	<i>55,345</i>	<i>22,466</i>	<i>34,525</i>
<i>of which: due from/to customers</i>	<i>16,493</i>	<i>2,079</i>	<i>20,756</i>	<i>1,518</i>
<i>of which: receivables / payables from securities financing transactions</i>	<i>11,839</i>	<i>16,996</i>	<i>26,010</i>	<i>32,012</i>
<i>of which: funding provided to significant regulated subsidiaries eligible as total loss-absorbing capacity</i>	<i>23,432</i>		<i>22,055</i>	
Affiliated entities ²	305	233	560	42,076
<i>of which: due from/to customers</i>	<i>262</i>	<i>18</i>	<i>466</i>	<i>123</i>
<i>of which: funding received from UBS Group Funding (Switzerland) AG eligible as total loss-absorbing capacity at UBS AG level</i>				<i>41,081</i>
Members of governing bodies ³	32		34	
External auditors		3		12
Other related parties		2	2	

¹ The qualified shareholder of UBS AG is UBS Group AG. ² Affiliated entities of UBS AG are all direct subsidiaries of UBS Group AG. ³ Members of governing bodies consist of members of the Board of Directors and Group Executive Board of UBS Group AG and members of the Board of Directors and Executive Board of UBS AG.

As of 31 December 2019, off-balance sheet positions related to subsidiaries amounted to USD 10.9 billion (CHF 10.6 billion) (31 December 2018: USD 13.3 billion (CHF 13.0 billion)), of which USD 5.9 billion (CHF 5.7 billion) were guarantees to third

parties (31 December 2018: USD 7.5 billion (CHF 7.4 billion)) and USD 3.9 billion (CHF 3.7 billion) were loan commitments (31 December 2018: USD 3.3 billion (CHF 3.2 billion)).

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 23 Fiduciary transactions

	USD million		CHF million	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Fiduciary deposits	212	145	205	143
<i>of which: placed with third-party banks</i>	<i>212</i>	<i>145</i>	<i>205</i>	<i>143</i>
<i>of which: placed with subsidiaries and affiliated entities</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
Total fiduciary transactions	212	145	205	143

Fiduciary transactions encompass transactions entered into or granted by UBS AG that result in holding or placing assets on behalf of individuals, trusts, defined benefit plans and other institutions. Unless the recognition criteria for the assets are satisfied, these assets and the related income are excluded from UBS AG's balance sheet and income statement but disclosed in

this Note as off-balance sheet fiduciary transactions. Client deposits that are initially placed as fiduciary transactions with UBS AG may be recognized on UBS AG's balance sheet in situations in which the deposit is subsequently placed within UBS AG. In such cases, these deposits are not reported in the table above.

Note 24a Invested assets and net new money

	USD billion		CHF billion	
	As of or for the year ended		As of or for the year ended	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Fund assets managed ¹		25		25
Discretionary assets ¹	57	184	55	180
Other invested assets	443	379	429	373
Total invested assets	500	588	484	578
<i>of which: double counts</i>	<i>0</i>	<i>6</i>	<i>0</i>	<i>6</i>
Net new money	19	9	19	9

¹ Decrease mainly driven by the transfer of Asset Management business from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG. Refer to Note 25 for more information.

Note 24b Development of invested assets

	USD billion		CHF billion	
	31.12.19	31.12.18	31.12.19	31.12.18
Total invested assets at the beginning of the year ¹	588	646	578	630
Net new money	19	9	19	9
Market movements ²	78	(51)	76	(50)
Foreign currency translation	6	(7)	(3)	(1)
Transfer to UBS Asset Management Switzerland AG ³	(189)		(183)	
Other effects	(2)	(10)	(3)	(10)
Total invested assets at the end of the year	500	588	484	578

¹ Includes double counts. ² Includes interest and dividend income. ³ Refer to Note 25 for more information.

→ Refer to Note 36 of the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2019 for more information

Note 25 Changes in organization and other events affecting comparability

Transfer of Global Wealth Management international from UBS Switzerland AG to UBS AG

In the second quarter of 2019, the beneficial ownership of a portion of Global Wealth Management international business booked in Switzerland was transferred from UBS Switzerland AG to UBS AG to further optimize Group legal and operational structures. The transfer was made in the form of a dividend in kind in the amount of USD 2.1 billion (CHF 2.1 billion). UBS AG expects full legal transfer to take place before the end of 2022. UBS AG's share of the profits for the full year of USD 0.4 billion (CHF 0.4 billion) is reflected in *Fee and commission income from securities and investment business and other fee and commission income*. Invested assets are reported in UBS Switzerland AG until the full legal transfer is completed; no double counting is applied.

Transfer of Asset Management business from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG

As part of UBS's efforts to improve the resolvability of the Group, the portion of the Asset Management business in Switzerland conducted by UBS AG was transferred from UBS AG to its indirect subsidiary, UBS Asset Management Switzerland AG. The business transfer, which was effective 1 April 2019, included a contribution at book value of net assets of USD 0.1 billion (CHF 0.1 billion) into the equity of UBS Asset Management AG. The transfer resulted in a net decrease in *Net fee and commission income* of approximately USD 0.3 billion (CHF 0.3 billion) and offsetting decreases in *Personnel expenses* and *General and administrative expenses* that together totaled approximately USD 0.3 billion (CHF 0.3 billion) in 2019. Invested assets decreased by USD 189 billion (CHF 183 billion) as a result of the transfer.

Merger of UBS Limited into UBS Europe SE

On 1 March 2019, the previously announced combined UK business transfer and cross-border merger of UBS Limited into UBS Europe SE was formally concluded. As a result of this transaction the impairment loss of the investment in UBS Limited for the year 2018 was reduced by USD 0.2 billion (CHF 0.2 billion). As the transaction was substantially completed in 2018, the effect of the transaction was recognized in the UBS AG standalone financial statements for the year ended 31 December 2018.

Asset transfer from UBS Limited to UBS AG

In the fourth quarter of 2018, the business transfer in connection with the UK withdrawal from the EU was largely completed. Clients and other counterparties of UBS Limited who can be serviced by UBS AG, London Branch were generally migrated in 2018. The asset transfer resulted in an increase in *Net fee and commission income* and an offsetting decrease in *Sundry ordinary income* in 2019 compared with 2018.

→ Refer to Note 4 for more information

Contribution of real estate assets into UBS Americas Holding LLC

In the second quarter of 2019, UBS AG has contributed certain real estate assets into UBS Americas Holding LLC totaling USD 0.2 billion (CHF 0.2 billion). The carrying amount of UBS AG's investment in UBS Americas Holding LLC was increased by the book value of the derecognized real estate assets. The contribution resulted in a decrease in *Income from real estate holdings* of approximately USD 0.1 billion (CHF 0.1 billion) and an offsetting decrease in *General and administrative expenses* in 2019 compared with 2018.

→ Refer to Note 15 for more information

Provisions for litigation, regulatory and similar matters

2018 included an adjusting event after the balance sheet date of USD 340 million (CHF 334 million) for provisions for litigation, regulatory and similar matters.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結及び個別財務書類に対する注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

以下の事象を除き、UBSグループAG及びUBS AGの2019年度年次報告書の参照日（2019年12月31日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2020年1月21日にUBS AGが発表した事象（UBSの2019年度第4四半期の業績の公表）、2020年2月28日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAG及びUBS AGの2019年度年次報告書の公表）、2020年4月28日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAGの2020年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）、2020年5月4日にUBS AGが発表した事象（UBS AGの2020年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）である。

(2) 訴訟

本報告書の「第6 1 . 財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記21 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

4【会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AGの個別財務書類はスイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（日本基準）に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスGAAPと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合（当連結会計年度の有価証券報告書により開示する予定の場合も含む。）には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IFRS第10号はいずれの場合も、子会社の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社又は共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社又は共同支配企業の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社又は共同支配企業と異なる場合、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社又は共同支配企業の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IAS第28号はいずれの場合も、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と連結財務書類の報告

期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、財務書類の修正又は注記の開示のいずれかを行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社を完全に連結し、共同支配企業（IFRS第11号及びIAS第28号で定義される。）及び重要な影響力を有する会社（IAS第28号で定義される関連会社投資）に対して持分法を適用することが要求される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、（ ）事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、（ ）変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及び（ ）そのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に投資先を支配しているとされる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められる。

(3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は取得日において、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分の構成要素を、（ ）公正価値又は（ ）被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定する。取得企業はそれぞれの取得について、2つの測定基礎のいずれかを選択適用している。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように非支配株主持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

(4) 為替換算

IFRSにおいて外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告企業の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、外貨建ての貨幣性資産及び貨幣性負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで（UBS AGの）表示通貨に換算され、損益項目及びその他の包括利益は、期中平均レートで換算される。資本金、資本剰余金及び自己株式は、取得時又は発生時の平均レートで換算され、資本金の払戻し又は自己株式の処分時に実現される当該平均レートと直物為替レートとの差額は資本剰余金に計上される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及びFVOCIで測定される金融資産に関してOCIに認識された累積額は貸借対照表日の為替レートで換算され、為替換算の影響は利益剰余金を通じて調整される。

日本では、機能通貨・表示通貨の概念がないことを除いて、IFRSの基準と重要な差異はない。したがって、親会社および連結子会社はその資産、負債、収益および費用をそれぞれの国の通貨で測定している。連結財務諸表の作成にあたり、在外子会社の資産および負債項目は決算日レートで、資本項目は、親会社による株式の取得時における項目については、株式取得時の為替相場により、親会社による株式の取得後に生じた項目については、当該項目の発生時の為替相場により換算する。

(5) のれん

IFRS第3号「企業結合」に基づき、のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対する当該グループの持分相当額を取得原価が超過する部分である。のれんは償却されないが、企業は各報告期間末に、のれんに減損の兆候がないか評価している。かかる兆候が存在する場合、企業は、のれんの減損テストを実施する必要がある。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(6) 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号は、それぞれの金融資産を管理する事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて全ての金融資産（資本性金融商品を除く。）を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じて公正価値で測定される金融資産、又は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類することを要求している。金融資産が償却原価又はOCIを通じた公正価値での測定のための基準を満たす場合、資産及び負債を異なる基準で測定するために生じる会計上のミスマッチを大幅に低減又は解消するのであれば、当該資産を純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定することができる。トレーディング目的保有でない資本性金融商品はOCIを通じて公正価値で指定することができるが、その後の実現利得又は損失は損益計算書に振り替えられない。一方、その他全ての資本性金融商品は純損益を通じて公正価値で会計処理される。

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的金融負債及び公正価値オプション）及び償却原価で測定される金融負債に分類される。

発行体の自己の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失は、OCIに表示され、損益計算書には認識されない。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。金融商品に係る繰延Day1損益は、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で損益計算書に計上される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券（IFRSでは売却可能カテゴリーに類似）に分類される。売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差

額)は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券(その他有価証券)の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a)もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(7) 金融資産の分類変更

IFRS第9号「金融商品」では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更する。

金融資産を分類変更する場合には、分類変更日から将来に向かって分類変更を適用する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能(その他有価証券)から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能(その他有価証券)への分類変更については、正当な理由がある限られた状況(トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能(その他有価証券)に分類変更することができる。)においてのみ認められている。

(8) 金融資産の減損

予想信用損失(以下「ECL」という。)は、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証並びにローン・コミットメントについて認識される。ECLはまた、リボルビング取消可能信用枠(UBSのクレジット・カード限度額及びスイスの市場で法人顧客及び商業顧客向けとして一般的なマスター信用枠を含む。)の未実行部分にも認識される。UBSでは、両者は「その他の信用枠」と呼ばれ、顧客は要求払残高を引き出すことが認められており(スイスのマスター信用枠でも、ターム商品が可能である。)、UBSはいつでも終了することができる。こうしたその他の信用枠は取消可能であるが、UBSが信用リスクの軽減措置を講じる前に、顧客は資金を引き出すことができるため、UBSは信用リスクにさらされている。

予想信用損失は、契約上のキャッシュ・フローと、実効金利で割り引いて受け取ると予想されるキャッシュ・フローとの差額を表している。予想信用損失は、以下に基づき認識される。

- 最大12ヶ月のECLは、当初の認識時から認識する必要がある。当該ECLは、報告日後12ヶ月(予想残存期間が12ヶ月に満たない場合はこれより短い期間)以内にデフォルトが発生した場合に生じる残存期間の資金不足部分を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ1の金融商品と呼ばれる。

- 金融商品の当初の認識後に信用リスクの著しい増加(「以下「SICR」という。)が認められる場合には、残存期間にわたるECLの認識が要求される。当該ECLは、金融商品の予想残存期間にわたって起こり得る全てのデフォルト事由から生じる残存期間の資金不足を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ2の金融商品と呼ばれる。SICRが観察されなくなった場合は、当該金融商品はステージ1に戻る。

- 信用減損金融商品については、残存期間にわたるECLが常に認識され、ステージ3の金融商品と呼ばれる。IFRS第9号の下で金融商品が信用減損しているか否かの判定は、1つまたは複数の損失事象の発生に基づいて行われる。信用減損エクスポージャーには、損失が発生していないポジションや引当金が認識されていないポジションが含まれることがあるが、これは例えば、当該ポジションが担保により全額回収可能であると予想されるためである。

- 購入した又は組成した信用損失金融商品については、当初の認識以降の残存期間にわたるECLの変動も認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難

と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(9) 金融資産の認識の中止

IFRS第9号「金融商品」に基づき、UBS AGは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは通常、売却により譲渡され、その結果、購入者が当該資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却もしくは担保に差し入れる無条件の能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分にさらされる場合、貸借対照表において金融資産又は金融資産の一部の認識を中止する。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとし、譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(10) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、適格なデリバティブ及びデリバティブ以外の金融商品は、（ ）認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ（以下「公正価値ヘッジ」という。）、（ ）認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）、又は（ ）在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（以下「純投資のヘッジ」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され（そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。）、非有効部分及び/又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。

またIFRS第9号には、適用が任意のヘッジ会計の修正モデルが含まれている。このモデルは、会計処理をリスク管理に関する実務に一層近づけるものである。本基準により認められている通り、UBS AGは、国際会計基準審議会のマクロヘッジ会計戦略に関するプロジェクトの完了を待つ間は、適用が任意であるIFRS第9号によるヘッジ会計の要求事項を適用していない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても（有効部分とともに）、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(11) 金融保証、ローン・コミットメント

IFRS第9号「金融商品」に基づき、公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証又はローン・コミットメントは、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、「ECLの額」と「報告日現在で認識されている収益累計額控除後の当初認識額」のいずれか高い額で測定される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又はローン・コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

(12) 株式報酬

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される株式報酬制度の付与者であり、当該制度を決済する義務を負う。UBS AGは、従業員に付与された報奨の公正価値を認識する。これらの報奨は通常、従業員が特定の勤務期間を完了することを条件とし、またパフォーマンス・シェアについては、特定の業績条件が満たされることを条件とする。報酬費用はトランシュごとに、権利確定見込数の見積りの基となる勤務期間にわたって認識され、実際の結果を反映するよう調整される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。

退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日または付与日より前に直ちに認識される。一定の権利確定条件以外の条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。株式決済型の報奨の場合、権利確定条件以外の条件の違反から生じる失効事由が発生しても費用の調整は行われない。

UBS AGは報奨を決済する義務を有していないため、UBSグループAG株式による報奨は、持分決済型の株式に基づく支払取引として分類される。報酬費用は、該当する場合、配当請求権や実質的に権利確定日以降に及ぶ譲渡制限、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日において調整されたUBSグループAGの資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。公正価値は付与日に決定され、再測定されない。ただし、当該条件が修正され、修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定済の報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(13) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号改訂「従業員給付」に基づき、確定給付年金制度については、貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動は「その他の包括利益」に直ちに計上される。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産（純額）の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用し

て、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定する。アクチュアリーによる予測単位積増方式の適用により、当該期間において期間年金費用純額が生じる。期間年金費用純額は、以下の構成要素の純額である。

- 当期勤務費用
- 確定給付債務（資産）純額に係る利息純額
- 過去勤務費用及び清算による利得又は損失

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって、当期純利益及び損失を構成する項目として費用処理される。

(14) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産等のIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、各報告日に減損の兆候の有無を検討している。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産又は資産グループの耐用年数の終了時点での継続的使用及び処分から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入れは認められない。

(15) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された処分グループの資産は、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上、売却目的保有に分類された処分グループの負債と区分して表示される。IFRSでは、包括利益計算書及び損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(16) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

(17) 収益認識

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の中心となる原則を「約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めた上で、収益認識を以下の5つのステップに分けている。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

顧客に移転する財またはサービスに対する対価を企業が回収できる可能性が高い範囲で収益を認識する。この場合、顧客が期日に支払う能力と意思を持っているかどうかを検討しなければならない。いかなる変動対価も、関連する不確実性が後に解消された場合に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲においてのみ、取引価格に含めるべきである。

日本においては出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間連結会計期間末において適用可能なIFRSのような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、IFRSに基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

(18) 金融資産及び金融負債の相殺の表示

IFRSでは、金融資産及び金融負債は、以下の要件を満たす場合、相殺表示しなければならない。

- (1) 企業は、認識した金額を相殺する法的に強制可能な権利を有している。
- (2) 企業は、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある。

通常、マスター・ネットリング契約は、債務不履行以外に相殺する法的に強制可能な権利が存在しないため、相殺表示されない場合がある。

日本では、以下の要件を満たす場合、相殺表示が認められる。

- (1) 同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務である
- (2) 相殺が法的に有効で企業が相殺する能力を有する
- (3) 企業が相殺して決済する意思を有する

さらに、企業は債務不履行以外に相殺する意図がない場合でも、マスター・ネットリング契約の相殺表示は認められる。

(19) リース

2019年1月1日に、UBS AGIは、IAS第17号「リース」を置き換えたIFRS第16号「リース」を適用した。IFRS第16号では、リース契約の借手の場合、リース期間の開始時にリース負債及び対応する使用权（RoU）資産を認識する。リース負債は、リース期間にわたるリース料を、UBS AGの無担保借入利率（リースの計算利率は、借手は通常観察可能ではない。）で割り引いた現在価値に基づき測定される。もっとも、借手は、一定の短期リースについては、免除規定が選択可能である。

日本の会計基準においては、リース取引はオペレーティング・リースおよびファイナンス・リースに分類される。ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。

所有権移転ファイナンス・リース（リース期間の終了時にリース資産所有権が借手に移転する）については、

- 貸手の購入価額が借手にとって明らかな場合は、貸手の購入価額、または
- 貸手の購入価額が借手にとって不明な場合は、リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い金額

所有権移転外ファイナンス・リース（リース期間の終了時にリース資産所有権が借手に移転しない）については、

- 貸手の購入価額が借手にとって明らかな場合は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額のいずれか低い金額、または

- 貸手の購入価額が借手にとって不明な場合は、リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い金額

でリース資産および負債は計上される。

ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、簡便的に賃貸借処理を行うことができる。

オペレーティング・リースについては、借手はオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。

(20) マイナス利息

IFRSでは、デリバティブを除く金融資産に係る受取利息は、プラスの場合は受取利息、マイナスの場合は支払利息に含まれる。これは、金融資産に生じるマイナスの受取利息が収益の定義を満たさないことによるものである。同様に、デリバティブを除く金融負債に係る支払利息は、支払利息に含まれるが、金利がマイナスの場合は、受取利息に含まれる。

日本基準には、マイナス利息の開示上の取り扱いに関する特段の規定はない。

・ 個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品

スイスGAAPでは、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で分類されるものは存在しない。スイスGAAPでは、非トレーディング負債性金融商品は、当該資産が公正価値ベースで管理される場合であっても、通常、償却原価で測定される。また証券の形態の金融資産の測定は、当該資産の性質によって決定される。満期まで保有されない負債性金融商品(すなわち売却可能商品)及び永続的に保有する意図のない資本性金融商品は、金融投資に分類され、(償却)原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の「経常活動からのその他の収益」に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、「子会社及びその他の持分投資」に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) 金融負債に適用される公正価値オプション

スイスGAAPでは、公正価値オプションは、債務の主契約及び自己の資本に関連しない1つ又は複数の組込デリバティブで構成される仕組債にのみ適用することが認められる。さらに、UBSの自己の信用の変動に起因する未実現の公正価値の変動は認識されないが、実現した自己の信用はトレーディング収益純額として認識される。

日本では、公正価値オプションに関する会計基準はない。

(3) 予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金

スイスGAAPでは、債権は、損失事象が当初の認識後に発生し、かつ、当該損失事象が、信頼性をもって見積ることができる将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすことを客観的な証拠が示している場合に、減損しているとして貸倒引当金又は信用損失引当金が認識される(発生損失アプローチ)。UBSでは、発行体又は取引相手先の信用力が低下した結果、当初の契約条件による債権に基づく金額を、UBSが全額は回収できない場合に、債権が減損していると判断する。発生損失アプローチに基づく減損は、IFRSにおけるステージ3の信用減損債権に係るECLと一致する。「債権」とは、償却原価で計上される貸出金もしくは債権、又は償却原価で測定されるその他の負債性金融商品、償却原価もしくは時価のいずれか低い方で計上される売却可能負債性金融商品、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。貸倒引当金は、金融資産の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する信用損失引当金は、引当金とし

て計上されている。信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金の変動は信用損失（費用）/戻入として認識されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(4) デリバティブ・ヘッジ会計

スイスGAAPでは、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰り延べられる。公正価値ヘッジで指定されたヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値の変動に対して調整されない。

日本では、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまでヘッジ手段の損益又は時価の変動を繰り延べる繰延ヘッジ会計を、原則として適用している。ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された段階で、損益に振り替える処理が行われる。

(5) のれん及び無形資産

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。さらに、これらの資産については、毎年減損テストが実施される。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(6) 年金基金（確定給付制度）

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度に関してIFRS又はスイスの会計基準を適用することを認めている。その選択は制度ごとに行われる。UBS AGは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（FER第16号）を適用している。スイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイスGAAP（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金が利用できる場合や、雇用主が（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から制度資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

(7) マイナス利息

スイスGAAPでは、金融資産に係るマイナス利息は受取利息に表示され、金融負債に係るマイナス利息は支払利息に表示される。

日本基準には、マイナス利息の開示上の取り扱いに関する特段の規定はない。

第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランから円への為替相場及び米ドルから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券届出書	2019年2月1日
発行登録追補書類	2019年2月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月5日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月13日
発行登録追補書類	2019年2月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月20日
発行登録追補書類	2019年3月1日
有価証券届出書	2019年4月1日
有価証券届出書	2019年4月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月3日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月17日
訂正発行登録書	2019年4月19日
訂正発行登録書	2019年4月19日
発行登録追補書類	2019年5月14日
発行登録追補書類	2019年5月14日
発行登録追補書類	2019年5月14日
臨時報告書(2018年11月29日提出)の訂正報告書	2019年6月26日
訂正発行登録書	2019年6月26日
有価証券報告書(2018年度)	2019年6月28日
訂正発行登録書	2019年7月30日
訂正発行登録書	2019年7月30日
有価証券届出書	2019年8月1日
発行登録追補書類	2019年8月7日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年8月7日
発行登録追補書類	2019年8月9日
発行登録追補書類	2019年8月9日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年8月9日
発行登録追補書類	2019年8月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年8月20日

有価証券届出書の訂正届出書	2019年 8 月22日
発行登録追補書類	2019年 9 月 6 日
発行登録追補書類	2019年 9 月13日
半期報告書（2019年度中）	2019年 9 月30日
訂正発行登録書	2019年10月29日
発行登録追補書類	2019年11月 8 日
発行登録追補書類	2019年11月15日
発行登録追補書類	2019年11月15日
発行登録追補書類	2019年11月18日
発行登録追補書類	2019年11月26日
訂正発行登録書	2019年11月29日
有価証券届出書	2019年12月 2 日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年12月 4 日
発行登録追補書類	2019年12月12日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年12月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年12月20日
訂正発行登録書	2020年 1 月14日
訂正発行登録書	2020年 1 月27日
訂正発行登録書	2020年 1 月27日
発行登録追補書類	2020年 1 月28日
発行登録追補書類	2020年 1 月28日
発行登録追補書類	2020年 1 月28日
発行登録追補書類	2020年 1 月31日
発行登録追補書類	2020年 2 月 3 日
発行登録追補書類	2020年 2 月10日
発行登録追補書類	2020年 2 月14日
発行登録追補書類	2020年 2 月14日
臨時報告書 （企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の規定に基づく）	2020年 3 月 5 日
訂正発行登録書	2020年 3 月 5 日
発行登録追補書類	2020年 4 月10日
発行登録書	2020年 4 月23日
訂正発行登録書	2020年 5 月28日
訂正発行登録書	2020年 5 月29日
有価証券届出書	2020年 6 月 1 日
発行登録追補書類	2020年 6 月17日
発行登録追補書類	2020年 6 月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2020年 6 月22日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2020年6月26日までに公開されている情報に基づくものである。

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 株式会社小松製作所

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社小松製作所 東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2022年5月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社小松製作所)	2019年5月29日	15億円	無
UBS銀行 2021年11月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社小松製作所・ソフ トバンクグループ株式会社）	2019年11月25日	5億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年2月13日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	972,581,230	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式 単元株式数100株

2. 株式会社キーエンス

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社キーエンス 大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に満期償還額は当該会社の普通株式の株価の水準に基づいて決定され、また早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年5月27日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債 (株式会社キーエンス)	2019年11月26日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2020年6月15日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	243,207,684	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

3. 株式会社ダイフク

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社ダイフク 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)により償還される場合があり、また早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年6月11日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照銘柄: ダイフク・ソニー)	2019年12月12日	10億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2020年2月12日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	126,610,077	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。

4. ソニー株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)により償還される場合があり、また早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年6月11日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照銘柄: ダイフク・ソニー)	2019年12月12日	10億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2020年6月26日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,261,058,781	東京・ニューヨーク 両証券取引所	単元株式数は100株

- (注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。
- 2 「発行済株式数」には、2020年6月に新株予約権の行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む)により発行された株式数は含まれていません。

5. ソフトバンクグループ株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

ソフトバンクグループ株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年11月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債(株式会社小松製作所・ソフ トバンクグループ株式会社)	2019年11月25日	5億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2020年6月25日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,089,814,330	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり権利内容 に何ら限定のないソフトバンク グループ(株)における標準とな る株式です。 単元株式数は、100株です。

- (注) 「発行済株式数」の欄には、2020年6月1日から2020年6月25日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

6. 株式会社クボタ

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社クボタ 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株

式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2022年2月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社クボタ・株式会社 安川電機）	2020年2月17日	5億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年5月14日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,576,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、100株です。

7. 株式会社安川電機

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社安川電機 北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2022年2月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社クボタ・株式会社 安川電機）	2020年2月17日	5億円	無
UBS銀行 2021年2月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社サイバーエージェ ント・株式会社安川電機）	2020年2月25日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年5月28日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	266,690,497	東京証券取引所市場第一部、 福岡証券取引所	単元株式数 100株

8. 株式会社ファーストリテイリング

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社ファーストリテイリング 山口県山口市佐山717番地1

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に満期償還額は当該会社の普通株式の株価の水準に基づいて決定され、また早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年8月19日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債 (株式会社ファーストリテイリング)	2020年2月18日	5億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2020年4月14日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	106,073,656	東京証券取引所 (市場第一部) 香港証券取引所 メインボード市場(注)	単元株式数 100株

(注) 香港預託証券(HDR)を香港証券取引所メインボード市場に上場しております。

9. 株式会社ファミリーマート

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払(もしあれば)により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2023年3月1日満期 判定価格逓減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債 (ファミリーマート)	2020年2月21日	10億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2020年5月29日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	506,849,252	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

(注) 1. 当該会社は、2019年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、同日をもって発行済株式総数は380,136,939株増加し、506,849,252株となっている。

2. 名古屋証券取引所については、2019年10月10日付で上場廃止の申請を行い、11月30日付で上場廃止となっている。

10. 株式会社サイバーエージェント

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社サイバーエージェント 東京都渋谷区宇田川町40番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年2月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント・株式会社安川電機）	2020年2月25日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年4月23日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	126,426,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。

11. 株式会社日立製作所

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年6月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所）	2020年6月29日	10億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年2月10日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	967,280,477	東京、名古屋	単元株式数は100株

(注) 「発行済株式数」の欄に記載されている株式数には、2020年2月1日から2020年2月10日までの間の新株予約権の行使により発行した株式数を含まない。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書

四半期会計期間 第151期 第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2020年2月13日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を2020年6月22日に関東財務局長に提出
(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の
規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

2. 株式会社キーエンス

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書

事業年度 第51期 (自 2019年3月21日 至 2020年3月20日)
2020年6月15日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を2020年6月16日に関東財務局長に提出
(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の
規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社キーエンス 本店	大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. 株式会社ダイフク

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書

四半期会計期間 第104期 第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2020年2月12日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
-----	-------

株式会社ダイフク 本店	大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
株式会社ダイフク 東京本社	東京都港区海岸1丁目2番3号（汐留芝離宮ビルディング）
株式会社ダイフク 名古屋支店	愛知県小牧市小牧原4丁目103番地
株式会社ダイフク 藤沢支店	神奈川県藤沢市菖蒲沢28
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. ソニー株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書
事業年度 第103期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月26日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書
該当事項なし

ハ. 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南1丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. ソフトバンクグループ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書
事業年度 第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月25日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書
該当事項なし

ハ. 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソフトバンクグループ株式会社 本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. 株式会社クボタ

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第131期 第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）
2020年5月14日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を2020年5月20日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するもの)

八．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社クボタ 本店	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
株式会社クボタ 東京本社	東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

7．株式会社安川電機

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書
事業年度 第104期 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
2020年5月28日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

イ．の書類の提出後、臨時報告書を2020年6月2日に関東財務局長に提出
(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの)

八．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社安川電機 本店	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号
株式会社安川電機 東京支社	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー
株式会社安川電機 大阪支店	大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル
株式会社安川電機 中部支店	愛知県みよし市根浦町二丁目3番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

8．株式会社ファーストリテイリング

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第59期 第2四半期 (自 2019年12月1日 至 2020年2月29日)
2020年4月14日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

八．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
-----	-------

株式会社ファーストリテイリング 本店

山口県山口市佐山717番地1

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

9. 株式会社ファミリーマート

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第39期 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

2020年5月29日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を2020年5月29日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社ファミリーマート 本店	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. 株式会社サイバーエージェント

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第23期 第2四半期 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

2020年4月23日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社サイバーエージェント 本店	東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

11. 株式会社日立製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第151期 第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月10日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社日立製作所 本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ユービーエス・エイ・ジー 2020年12月24日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーボンド日経平均1912）

UBS銀行2021年2月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン65）

UBS銀行2021年2月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債

UBS銀行2021年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債

UBS銀行2021年12月24日満期 早期償還条項付ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債

UBS銀行2022年6月29日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照円建社債

UBS銀行2023年2月13日満期 早期償還条項付（ステップダウン）ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

UBS銀行2023年4月24日満期 早期償還条項付（ステップダウン）ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

UBS銀行2023年6月30日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債

UBS銀行2023年8月25日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

UBS銀行2024年11月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

UBS銀行2025年2月14日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

UBS銀行2025年2月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

2. 上記各社債の変動利率（もしあれば）、満期償還額及び早期償還の有無は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額×（株価指数終値÷基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の11カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン）の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストッ

クス50指数には3つのタイプ（価格、総売上及び純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円）で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会（スタンダード&プアーズの経済専門家及び株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当事業年度中最近6か月の日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62	24,066.12
	最低	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74	19,561.96

最近6か月の月別 最高・最低値		2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高	21,756.55	21,540.99	22,098.84	22,974.13	23,520.01	24,066.12
	最低	21,046.24	20,261.04	20,620.19	21,341.74	22,850.77	23,135.23

2020年6月12日現在、日経225指数の終値は、22,305.48円であった。

ユーロ・ストックス50指数（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	3,828.78	3,290.52	3,697.40	3,672.29	3,782.27
	最低	3,007.91	2,680.35	3,230.68	2,937.36	2,954.66

最近6か月の月別 最高・最低値		2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高	3,544.15	3,490.03	3,571.39	3,625.69	3,712.85	3,782.27
	最低	3,462.85	3,282.78	3,420.74	3,413.31	3,623.74	3,610.99

2020年6月12日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,153.74ポイントであった。

S&P500（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	2,130.82	2,271.72	2,690.16	2,930.75	3,240.02
	最低	1,867.61	1,829.08	2,257.83	2,351.10	2,447.89

最近6か月の月別 最高・最低値		2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高	3,025.86	2,953.56	3,009.57	3,046.77	3,153.63	3,240.02
	最低	2,964.33	2,840.60	2,906.27	2,887.61	3,066.91	3,093.20

2020年6月12日現在、S&P500の終値は、3,041.31ポイントであった。

(訳文)

独立登録会計事務所の報告書

UBS AGの株主及び取締役会 御中

財務報告に係る内部統制に関する意見

私どもは、トレッドウェイ委員会組織支援委員会が発行した「内部統制 - 統合的枠組み」(2013年版フレームワーク)で規定される基準(以下「COSO基準」という。)に基づき、2019年12月31日現在の財務報告に係るUBS AG及び子会社の内部統制について監査を行った。私どもは、UBS AG及び子会社(以下「会社」という。)は、COSO基準に基づき、2019年12月31日現在において、全ての重要な点において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私どもはまた、公開会社会計監視委員会(米国)(以下「PCAOB」という。)の基準に準拠して、会社の2019年12月31日及び2018年12月31日現在の連結貸借対照表、2019年12月31日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連する注記について監査を実施し、2020年2月27日付で監査報告書において無限定適正意見を表明した。

監査意見の根拠

会社の経営者は財務報告に係る有効な内部統制の維持、及び添付の「財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書」(訳者注:原文)に含まれる財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、責任を負うものである。私どもの責任は、私どもの監査に基づき、会社の財務報告に係る内部統制の有効性についての意見を表明することである。私どもはPCAOBに登録された会計事務所であり、米国連邦証券法や証券取引委員会及びPCAOBの適用規則・規制に準拠して会社に対して独立性を保持することが要求される。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務報告に係る有効な内部統制が全ての重要な点において、維持されていたかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

私どもの監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価されたりリスクに基づく設計上および運用上の内部統制の有効性の検証と評価、並びに状況により必要と考えられる他の手続の実施を含んでいる。私どもは、実施した監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと考えている。

財務報告に係る内部統制の定義と制限

財務報告に係る会社の内部統制は、財務報告の信頼性、及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して外部報告目的での財務書類を作成することに関して、合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る会社の内部統制には、(1)合理的な詳細さで当該会社の資産の取引及び処分を、正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続、(2)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類が作成されていると認めるに足るものとして諸取引が記録されること、及び当該会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続、及び(3)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、又は適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続、が含まれる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、有効性の評価は将来の事業年度において、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、又は方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティール

バーゼル、2020年2月27日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and the Board of Directors of UBS AG

Opinion on Internal Control over Financial Reporting

We have audited UBS AG and subsidiaries' internal control over financial reporting as of 31 December 2019, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 framework) (the COSO criteria). In our opinion, UBS AG and subsidiaries ("the Company") maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of 31 December 2019, based on the COSO criteria.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB), the consolidated balance sheets of the Company as of 31 December 2019 and 2018, the related consolidated income statements, statements of comprehensive income, statements of changes in equity and statements of cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2019, and the related notes and our report dated 27 February 2020 expressed an unqualified opinion thereon.

Basis for Opinion

The Company's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting included in the accompanying Management's Report on Internal Control over Financial Reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audit in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects.

Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk, and performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

Definition and Limitations of Internal Control Over Financial Reporting

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and

that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

Ernst & Young Ltd

Basel, 27 February 2020

[次へ](#)

(訳文)

独立登録会計事務所の報告書

UBS AGの株主及び取締役会 御中

財務書類に関する意見

私どもは、添付のUBS AG及び子会社（以下「会社」という。）の2019年12月31日及び2018年12月31日現在の連結貸借対照表、2019年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連する注記（総称して「連結財務書類」という。）について監査を行った。私どもは、連結財務書類が、国際会計基準審議会の発行する国際財務報告基準に準拠して、会社の2019年12月31日及び2018年12月31日現在の財政状態及び2019年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）（以下「PCAOB」という。）の基準に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）の中で確立した基準に基づいて、会社の2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の監査を実施し、2020年2月27日付の私どもの報告書において会社の財務報告に係る内部統制の有効性について適正意見を表明した。

監査意見の根拠

これらの財務書類は、会社の取締役会に責任がある。私どもの責任は、私どもの監査に基づき会社の財務書類についての意見を表明することである。私どもはPCAOBに登録された会計事務所であり、米国連邦証券法や証券取引委員会及びPCAOBの適用規則・規制に準拠して会社に対して独立性を保持することが要求される。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に誤謬又は不正による重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを求めている。私どもの監査は、誤謬又は不正による財務書類の重要な虚偽表示リスクを評価するための手続を実施すること、並びに当該リスクに対応した手続を実施することを含んでいる。当該手続は、財務書類の金額及び開示に関する証拠の試査による検証を含んでいる。私どもの監査は、採用された会計原則及び経営者が行った重要な見積りを評価すること、並びに全体としての財務書類の開示を評価することも含んでいる。私どもは、実施した監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと考えている。

監査上の重要な事項

以下に記載する監査上の重要な事項とは、当年度の財務書類監査において監査委員会にコミュニケーションが行われた又は行うことが要求され、（1）財務書類の重要な勘定科目又は開示に関連し、かつ（2）特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴う事項である。監査上の重要な事項のコミュニケーションは、財務書類全体に対する私どもの意見にいかなる影響も及ぼさない。また、私どもは、以下に記載する監査上の重要な事項のコミュニケーションによって、監査上の重要な事項や、監査上の重要な事項に関連する財務書類の勘定科目又は開示に対して個別の意見を表明するものではない。

IFRS第9号及びIFRS第13号に準拠した複雑又は非流動的な金融商品の評価

事項の内容 2019年12月31日現在、連結財務書類に対する注記1の3f及び注記24で説明されている通り、会社は、活発な市場において取引されていない金融商品を保有していた。これらの金融商品は、次の勘定科目に報告されている。すなわち、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債、デリバティブ金融商品、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び金融負債、並びに公正価値での測定を指定された社債である。これらの金融商品の公正価値を決定するにあたって、会社は、複雑かつ重要な判断を必要とする評価技法、モデル化における仮定及び観察不能な市場インプットの見積りを使用した。評価技法、モデル化における仮定及び重要な観察不能なインプットが高度な判断を伴う性質のため、複雑又は非流動的な金融商品の公正価値の見積りにおいて使用した経営者の判断及び仮定の監査は複雑であった。判断を必要とする評価技法は、割引キャッシュ・フロー及び収益に基づく評価技法から構成されていた。判断を必要とするモデル化における仮定は、市場参加者が使用している様々な異なるモデル又はモデルの調整に基づくものである。判断を必要とする評価インプットには、観察可能性の程度が限定的な場合、限られたデータ・ポイントを使用して判断を必要とするカーブの外挿又は内挿及び調整を行っている場合、並びに判断を必要とするプロキシ・データ・ポイントの使用を行っている場合の特定の金融商品の評価におけるボラティリティ、相関、クレジット・スプレッド及び債券価格に相当するインプットが含まれる。

私どもの監査上の対応 私どもは、評価モデルへの市場データのインプット、モデル・ガバナンス及び評価調整に係る統制を含め、経営者による金融商品の評価プロセスに係る統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。

私どもは、上記に概説されている評価技法、モデル及び手法、並びにこれらのモデルに使用されたインプットのテストを実施した。手続きの中で特に、専門家の支援を受け、独立のモデル及びインプットを使用して、特定の複雑又は非流動的な金融資産及び金融負債の独立的な再評価を実施し、インプットを入手可能な市場データと比較した。

加えて、私どもは、無担保デリバティブ及び公正価値オプションを適用する負債に対する調達評価調整及び信用公正価値調整を決定するにあたって経営者が使用した手法及びインプットを評価した。

私どもはまた、（連結財務書類の注記1の3f及び注記24における）公正価値評価についての経営者の開示について評価した。

繰延税金資産の認識

事項の内容 2019年12月31日現在、会社の繰延税金資産（以下「DTA」という。）は、9,513百万米ドルであった（会社の連結財務書類に対する注記8を参照のこと）。DTAは、将来減算一時差異又は期間内の未使用の税務上の繰越欠損金を使用できる場合であって、それらに対して使用可能な課税所得がある可能性が高い範囲で認識される。将来加算一時差異の解消に基づかない将来課税所得の見積りには重要な判断が必要となる。経営者による将来課税所得の見積りは企業の戦略計画に基づいており、将来課税所得の見積りにおいて設定されるいくつかの仮定に影響を受ける。また、経営者は、DTAポジション（純額）の一部をタックス・プランニング戦略によって裏付けている。

基礎となる税務上の繰越欠損金の期間にわたる将来課税所得の見積りは高度な判断を伴う性質のため、会社のDTAの回収可能性の経営者による評価の監査は複雑であった。将来の収益性の見積りは本質的に主観的なものであり、予測が困難な将来の経済状況、市況及びその他の状況に影響を受ける。具体的には、使用したマクロ経済の仮定のうちより主観的なものには、国内総生産、株式市場の実績及び金利が含まれていた。また、タックス・プランニング戦略の監査には、特定の税務上の知識及び適用される税法の理解が求められる。これらは複雑であり、当該税法の解釈及び関連する適用には判断を必要とする。

私どもの監査上の対応 私どもは、DTAの評価（企業の戦略的計画の策定、タックス・プランニング戦略、及び将来課税所得の見積りににおいて使用した仮定を含む。）に係る経営者による統制の整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもは、将来課税所得の見積りに使用されたデータの網羅性及び正確性を評価した。これには、DTAの認識プロセスに適用されたモデルの結果の再計算が含まれた。

私どもは、企業別の戦略的計画に組み込まれている主要な経済状況の仮定の評価に専門家を関与させた。私どもは、将来課税所得の予測に利用した重要なインプットと、外部の入手可能な過去及び将来予測に基づくデータ及び仮定を比較し、仮定についての合理的に考え得る変更に対する結果に係る感応度を評価した。

加えて、経営者のタックス・プランニング戦略が合理的であり、利用可能であり、実行可能であり、かつ慎重であることを評価することにより、当該戦略の妥当性と影響を評価した。当該評価は、適用される税法および当該税法の経営者による解釈、会社の事業および業界に関する私どもの理解、並びに会社の戦略実行能力の評価に基づいて行われた。

また私どもは、（連結財務書類に対する注記8における）認識された及び未認識のDTAについての経営者の開示を評価した。

訴訟引当金及び偶発負債

事項の内容 2019年12月31日現在、会社の訴訟、規制及び類似の問題に対する引当金（以下「訴訟引当金」という。）は、2,475百万米ドルであった。連結財務書類に対する注記21で説明されている通り、会社は、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。こうした問題は多くの不確実性を伴い、結果を予測し難いことが多い。このような不確実性は本質的に、すでに設定されている引当金及び偶発負債に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。

既存の法的問題に資源の流出が必要となる可能性の経営者による見積りを評価するにあたって重要な見積りを行う必要があるため、経営者による訴訟引当金および偶発負債の評価の監査は、複雑かつ判断を必要とするものであった。特に、これらの訴訟引当金は、特定のシナリオの発生可能性及び会社の財政状態に対する関連する影響の経営者による見積りに基づいている。

私どもの監査上の対応 私どもは、訴訟引当金及び偶発事象のプロセスに対する経営者の統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもの手続きには、特定のシナリオの発生可能性及び会社の財政状態に対する関連する影響の見積りにおけるインプットの正確性の経営者による検証に対するテストが含まれた。

私どもは、専門家を関与させ、引当金額の基礎となったメソドロジーを評価し、引当金を再計算し、基礎となる情報をテストした。私どもは、法的解釈により影響を受けた判断の側面を裏付ける問題の法的分析を通読した。私どもは、経営者が提供した情報を評価するために社外弁護士から直接文書を入手し、必要に応じて社外弁護士に直接質問を行った。

私どもはまた、（連結財務書類に対する注記21における）引当金及び偶発負債についての経営者の開示を評価した。

予想信用損失

重要な事項 2019年12月31日現在、会社の予想信用損失（以下「ECL」という。）に係る評価性引当金及び負債性引当金は、1,029百万米ドルであった。連結財務書類に対する注記1の3g、注記10及び注記23で説明されている通り、ECLは、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証及びローンコミットメントについて認識される。ECLはまた、会社のクレジット・カード限度額及びマスター信用枠を含む、リボルビング取消可能信用枠の未実行部分にも認識される。ECLに係る評価性引当金は、デフォルトしており、個別に減損評価されるエクスポージャー（ステージ3）、及び個別には特定されない貸出金ポートフォリオに内在する損失（ステージ1及びステージ2）から成る。経営者によるECLの見積りは、契約上のキャッシュ・フローと会社が受け取ると見込まれるキャッシュ・フローとの差額を実効金利で割り引いた額を表している。ECLを算出するために使用する方法は、次の主要な要素の組合せに基づいている。すなわち、デフォルト確率（以下「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）及びデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）である。ステージ1及びステージ2のECLを見積るために使用された将来予測に関する経済シナリオ、それらの確率加重及び信用リスクモデルは高度な判断を伴う性質のため、経営者によるECLに係る評価性引当金及び負債性引当金の見積りの監査は複雑であった。LGDの仮定に基づきECLを見積る経営者のプロセスは高度な判断が伴うため、ステージ3に係る個別のECLの測定の監査は複雑であった。これらのLGDの仮定は、担保及びその他の信用補完による見積将来キャッシュ・フロー、又は無担保債権に係る破産手続きからの予想支払額、並びに、該当する場合、担保の実現までの期間及び債権の優先順位を考慮している。

私どもの監査上の対応 私どもは、ECLの見積り（ECLの測定に使用される将来予測に関する経済シナリオの経営者による選択及び当該シナリオに割り当てられた確率加重を含む。）に対する経営者の統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。また、使用された経済シナリオ及びシナリオに割り当てられた確率加重の構築及びモニタリングに係る手法及びガバナンスコントロールを評価した。私どもはまた、専門家の支援を受け、国内総生産、失業率、金利及び住宅価格指数等、将来予測に関するシナリオにおいて使用された主要なマクロ経済的変数进行评估した。私どもは、ECLの見積りに使用された信用リスクモデルに対する統制（これらのモデルのインプット・データの網羅性及び正確性、モデルの計算ロジック、及び全体的なECL計算のためのアウトプット・データに対する統制を含む。）を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。専門家の支援を受け、手続きの中で特に、モデルに関する文書を査閲し、モデルの計算を再実施することによって、経営者のモデルを評価し、モデルの結果をテストした。ステージ3の測定に関し、私どもは、会社のプロセス（債務者の継続事業及び/又は担保処分からの将来キャッシュ・フローに関して経営者が使用した仮定の評価を含む。）に対する統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもはまた、手続きの中で特に、経営者への質問、基礎となる文書（融資契約書、財務書類、コベナンツ、予算、事業計画等）の査閲及び割引キャッシュ・フローの計算を再実施することにより、担保価額、キャッシュ・フローの仮定及び出口戦略のテストを実施した。また、私どもは、予想信用損失測定の対象となる償却原価による金融資産及びその他のポジションについての経営者の開示（連結財務書類に対する注記1の3g、注記10及び注記23）についても評価した。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティエディー

私どもは1998年から会社の監査人を務めている。

バーゼル、2020年2月27日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and the Board of Directors of UBS AG

Opinion on the Financial Statements

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of UBS AG and subsidiaries (“the Company”) as of 31 December 2019 and 2018, the related consolidated income statements, statements of comprehensive income, statements of changes in equity and statements of cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2019, and the related notes (collectively referred to as the “consolidated financial statements”). In our opinion, the consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company at 31 December 2019 and 2018, and the results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2019, in conformity with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB), the Company’s internal control over financial reporting as of 31 December 2019, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 framework) and our report dated 27 February 2020 expressed an unqualified opinion thereon.

Basis for Opinion

These financial statements are the responsibility of the Company’s Board of Directors. Our responsibility is to express an opinion on the Company’s financial statements based on our audits. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud. Our audits included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

Critical Audit Matters

The critical audit matters communicated below are matters arising from the current period audit of the financial statements that were communicated or required to be communicated to the audit committee and that: (1) relate to accounts or disclosures that are material to the financial statements and (2) involved our especially challenging, subjective or complex judgments. The communication of critical audit matters does not alter in any way our opinion on the consolidated financial statements, taken as a whole, and we are not, by communicating the critical audit matters below, providing separate opinions on the critical audit matters or on the accounts or disclosures to which they relate.

Valuation of complex or illiquid instruments at fair value in accordance with IFRS 9 and IFRS 13

Description of the Matter At 31 December 2019, as explained in notes 1-3f and note 24 to the consolidated financial statements, the Company held financial instruments that did not trade in active markets. These instruments are reported within the following accounts: financial assets and liabilities at fair value held for trading, derivative financial instruments, financial assets and liabilities at fair value not held for trading, and debt issued designated at fair value. In determining the fair value of these financial instruments, the Company used valuation techniques, modelling assumptions, and estimates of unobservable market inputs which required complex and significant judgment.

Auditing management's judgments and assumptions used in the estimation of the fair value of complex or illiquid instruments was complex due to the highly judgmental nature of valuation techniques, modelling assumptions and significant unobservable inputs. Judgmental valuation techniques were comprised of discounted cash flow and earnings-based valuation techniques. Judgmental modelling assumptions result from a range of different models or model calibrations used by market participants. Judgmental valuation inputs include volatility, correlation, credit spreads and bond price equivalent inputs to the valuation of certain financial instruments where there is a limited degree of observability, and where there is judgmental extrapolation or interpolation and calibration of curves using limited data points, as well as judgmental use of proxy data points.

How We Addressed the Matter in Our Audit We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of the controls over management's financial instruments valuation processes, including controls over market data inputs into valuation models, model governance, and valuation adjustments.

We tested the valuation techniques, models and methodologies, and the inputs used in those models, as outlined above, by performing an independent revaluation of certain complex or illiquid financial assets and liabilities with the support of a specialist, using independent models and inputs, and comparing inputs to available market data among other procedures.

In addition, we evaluated the methodology and inputs used by management in determining funding and credit fair value adjustments on uncollateralized derivatives and fair value option liabilities.

We also assessed management's disclosures regarding fair value measurement (within notes 1-3f and 24 to the consolidated financial statements).

Recognition of deferred tax assets

Description of the Matter At 31 December 2019, the Company's Deferred Tax Assets ("DTA") were USD 9,513 million (see Note 8 to the Company's consolidated financial statements). DTAs are recognized to the extent it is probable that taxable profits will be available, against which, the deductible temporary differences or the carryforward of unused tax losses within the loss carryforward period can be utilized. There is significant judgment exercised when estimating the future taxable income that is not based on the reversal of taxable temporary differences. Management's estimate of future taxable profits is based on the legal entity strategic plans and is sensitive to the assumptions made in estimating future taxable income. Additionally, management supports a portion of the net DTA position with tax planning strategies.

Auditing management's assessment of the realizability of the Company's DTAs was complex due to the highly judgmental nature of estimating future taxable profits over the life of the underlying tax loss carryforwards. Estimating future profitability is inherently subjective and is sensitive to future economic, market and other conditions, which are difficult to predict. Specifically, some of the more subjective macro-economic assumptions used included gross domestic product, equity market performance, and interest rates. Additionally, auditing tax planning strategies requires specific tax knowledge and understanding of the applicable tax laws, which are complex and require judgment in the interpretation of such laws and the related application.

How We Addressed the Matter in Our Audit We evaluated the design and tested the operational effectiveness of management's controls over DTA valuation, which included the assumptions used in developing the legal entity strategic plans, tax planning strategies and estimating future taxable income. We assessed the completeness and accuracy of the data used for the estimations of future taxable income. This included recalculating the outputs of the models applied to the recognition process for DTAs.

We involved specialists to assist in assessing the key economic assumptions embedded in the legal entity strategic plans. We compared key inputs used to forecast future taxable income to externally available historical and prospective data and assumptions; and assessed the sensitivity of the outcomes using reasonably possible changes in assumptions.

In addition, we assessed the appropriateness and impact of management's tax planning strategies by evaluating whether these strategies were reasonable, available, feasible, and prudent. This evaluation was based on applicable tax laws and an assessment of management's interpretations of such tax laws, our understanding of the Company's business and industry, and the Company's ability to implement the strategies.

We also assessed management's disclosure regarding recognized and unrecognized DTAs (within note 8 to the consolidated financial statements).

Legal Provisions & Contingent Liabilities

Description of the Matter At 31 December 2019, the Company's provisions for litigation, regulatory and similar matters (legal provisions) were USD 2,475 million. As explained in note 21 to the consolidated financial statements, the Company operates in a legal and regulatory environment that is exposed to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. Such matters are subject to many uncertainties and the outcomes may be difficult to predict. These uncertainties inherently affect the amount and timing of potential outflows with respect to the legal provisions which have been established and contingent liabilities.

Auditing management's assessment of legal provisions and contingent liabilities was complex and judgmental due to the significant estimation required to evaluate management's estimate of the probability that an outflow of resources will be required for existing legal matters. In particular, these legal provisions are based on management's estimation of the likelihood of the occurrence of certain scenarios and related impact on the Company's financial position.

How We Addressed the Matter in Our Audit We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operational effectiveness of management's controls over the legal provision and contingencies process. Our procedures included testing of management's review of the accuracy of the inputs to the estimation of the likelihood of the occurrence of certain scenarios and related impact on the Company's financial position.

We assessed the methodologies on which the provision amounts were based with the involvement of specialists, recalculated the provisions, and tested the underlying information. We read the legal analyses of the matters supporting the judgmental aspects impacted by legal interpretations. We obtained correspondence directly from external legal counsel to assess the information provided by management and performed inquiries with external counsel as deemed necessary.

We also assessed management's disclosure regarding legal provisions and contingent liabilities (within note 21 to the consolidated financial statements).

Expected Credit Losses

*Description of the
Matter*

At 31 December 2019, the Company's allowances and provisions for expected credit losses ("ECL") was USD 1,029 million. As explained in note 1-3g, note 10 and note 23 to the consolidated financial statements, ECL is recognized for financial assets measured at amortized cost, financial assets measured at Fair Value Through Other Comprehensive Income, fee and lease receivables, financial guarantees and loan commitments. ECL are also recognized on the undrawn portion of revolving revocable credit lines, which include the Company's credit card limits and master credit facilities. The allowance for ECL consists of exposures that are in default which are individually evaluated for impairment (stage 3), as well as losses inherent in the loan portfolio that are not specifically identified (stage 1 and stage 2). Management's estimates for ECL represent the difference between contractual cash flows and those the Company expects to receive, discounted at the effective interest rate. The method used to calculate ECL is based on a combination of the following principal factors: probability of default ("PD"), loss given default ("LGD") and exposure at default ("EAD").

Auditing management's estimate of the allowances and provisions for ECL was complex due to the highly judgmental nature of forward-looking economic scenarios, their probability weightings and the credit risk models used to estimate stage 1 and stage 2 ECL.

Auditing the measurement of individual ECL for stage 3 was complex due to the high degree of judgment involved in management's process for estimating ECL based on LGD assumptions. These LGD assumptions take into account expected future cash flows from collateral and other credit enhancements or expected payouts from bankruptcy proceedings for unsecured claims and, where applicable, time to realization of collateral and the seniority of claims.

*How We Addressed
the Matter in Our
Audit*

We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operational effectiveness of management's controls over the ECL estimate, including management's choice of, and the probability weighting assigned to, the forward-looking economic scenarios used in measuring ECL. We evaluated management's methodologies and governance controls for developing and monitoring the economic scenarios used and the probability weightings assigned to them. Supported by specialists, we assessed the key macroeconomic variables used in the forward-looking scenarios, such as gross domestic product, unemployment rate, interest rates and house price indexes.

We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of controls, over credit risk models used in the ECL estimate, including controls over the completeness and accuracy of input data for those models, the calculation logic of the models, and the model's output data used in the overall ECL calculation. With the support of specialists, we performed an evaluation of management's models and tested the model outcomes by inspecting model documentation and reperforming model calculations among other procedures.

For the measurement of stage 3, we obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of controls over the Company's process, including an evaluation of the assumptions used by management regarding the future cash flows from the debtors' continuing operations and/or the liquidation of collateral. Additionally, we tested collateral valuation, cash flow assumptions and exit strategies, by performing inquiries of management, inspecting underlying documents, such as loan contracts, financial statements, covenants, budgets and business plans, and by re-performing discounted cash flow calculations among other procedures.

We also assessed management's disclosure regarding financial assets at amortized cost and other positions in scope of expected credit loss measurement (note 1-3g, note 10 and note 23 to the consolidated financial statements).

Ernst & Young Ltd

We have served as the Company's auditor since 1998.

Basel, 27 February 2020

[次へ](#)

(訳文)

株主総会 御中

バーゼル、2020年2月27日

UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

連結財務書類の監査に関する法定監査人の報告書

監査意見

私どもは、UBS AG及びその子会社(以下「グループ」という。)の連結財務書類、すなわち、2019年12月31日及び2018年12月31日現在の連結貸借対照表、2019年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに連結財務書類に対する注記(注記1に記載された重要な会計方針の概要を含む。)について監査を行った。

私どもは、添付の連結財務書類が、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して、グループの2019年12月31日及び2018年12月31日現在の連結財政状態及び2019年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況に対して真実かつ公正な概観を提供しており、且つ、スイス法に準拠しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、スイス法、国際監査基準(以下「ISA」という。)及びスイス監査基準に準拠して監査を行った。本規定及び基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「連結財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私どもは、スイス法の規定及びスイスの監査専門家の要求事項、並びに国際会計士倫理基準審議会(IESBA)の職業的監査人の倫理規定に準拠し、グループから独立している。さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。

私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当期の連結財務書類の監査で最も重要な事項である。かかる事項は連結財務書類全体に対する監査の観点から、さらに当該監査に基づく意見の形成において取り扱われているが、各事項に個別の意見を表明しない。以下の各事項について、私どもが監査上どのように取り扱ったかを記載している。

私どもは、本報告書の「連結財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に記載された責任を果たしており、これには当該事項に関する責任も含まれる。したがって、私どもの監査には連結財務書類の重要な虚偽表示リスクの評価に対応するよう計画された手続の履行が含まれている。私どもの監査手続の結果は、以下の事項に対処するために実施した手続を含め、添付の連結財務書類に対する私どもの監査意見の基礎を提供するものである。

IFRS第9号及びIFRS第13号に準拠した複雑又は非流動的な金融商品の評価

重点項目 2019年12月31日現在、連結財務書類に対する注記1の3f及び注記24で説明されている通り、グループは、活発な市場において取引されていない金融商品を保有していた。これらの金融商品は、次の勘定科目に報告されている。すなわち、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債、デリバティブ金融商品、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び金融負債、並びに公正価値での測定を指定された社債である。これらの金融商品の公正価値を決定するにあたって、グループは、複雑かつ重要な判断を必要とする評価技法、モデル化における仮定及び観察不能な市場インプットの見積りを使用した。

評価技法、モデル化における仮定及び重要な観察不能なインプットが高度な判断を伴う性質のため、複雑又は非流動的な金融商品の公正価値の見積りにおいて使用した経営者の判断及び仮定の監査は複雑であった。判断を必要とする評価技法は、割引キャッシュ・フロー及び収益に基づく評価技法から構成されていた。判断を必要とするモデル化における仮定は、市場参加者が使用している様々な異なるモデル又はモデルの調整に基づくものである。判断を必要とする評価インプットには、観察可能性の程度が限定的な場合、限られたデータ・ポイントを使用して判断を必要とするカーブの外挿又は内挿及び調整を行っている場合、並びに判断を必要とするプロキシ・データ・ポイントの使用を行っている場合の特定の金融商品の評価におけるボラティリティ、相関、クレジット・スプレッド及び債券価格に相当するインプットが含まれる。

私どもの監査上の対応 私どもは、評価モデルへの市場データのインプット、モデル・ガバナンス及び評価調整に係る統制を含め、経営者による金融商品の評価プロセスに係る統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。

私どもは、上記に概説されている評価技法、モデル及び手法、並びにこれらのモデルに使用されたインプットのテストを実施した。手続きの中で特に、専門家の支援を受け、独立のモデル及びインプットを使用して、特定の複雑又は非流動的な金融資産及び金融負債の独立的な再評価を実施し、インプットを入手可能な市場データと比較した。

加えて、私どもは、無担保デリバティブ及び公正価値オプションを適用する負債に対する調達評価調整及び信用公正価値調整を決定するにあたって経営者が使用した手法及びインプットを評価した。

私どもはまた、（連結財務書類の注記1の3f及び注記24における）公正価値評価についての経営者の開示について評価した。

繰延税金資産の認識

重点項目 2019年12月31日現在、グループの繰延税金資産（以下「DTA」という。）は、9,513百万米ドルであった（グループの連結財務書類に対する注記8を参照のこと）。DTAは、将来減算一時差異又は期間内の未使用の税務上の繰越欠損金を使用できる場合であって、それらに対して使用可能な課税所得がある可能性が高い範囲で認識される。将来加算一時差異の解消に基づかない将来課税所得の見積りには重要な判断が必要となる。経営者による将来課税所得の見積りは企業の戦略計画に基づいており、将来課税所得の見積りにおいて設定されるいくつかの仮定に影響を受ける。また、経営者は、DTAポジション（純額）の一部をタックス・プランニング戦略によって裏付けている。

基礎となる税務上の繰越欠損金の期間にわたる将来課税所得の見積りは高度な判断を伴う性質のため、グループのDTAの回収可能性の経営者による評価の監査は複雑であった。将来の収益性見積りは本質的に主観的なものであり、予測が困難な将来の経済状況、市況及びその他の状況に影響を受ける。具体的には、使用したマクロ経済の仮定のうちより主観的なものには、国内総生産、株式市場の実績及び金利が含まれていた。また、タックス・プランニング戦略の監査には、特定の税務上の知識及び適用される税法の理解が求められる。これらは複雑であり、当該税法の解釈及び関連する適用には判断を必要とする。

私どもの監査上の対応 私どもは、DTAの評価（企業の戦略的計画の策定、タックス・プランニング戦略、及び将来課税所得の見積りにおいて使用した仮定を含む。）に係る経営者による統制の整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもは、将来課税所得の見積りに使用されたデータの網羅性及び正確性を評価した。これには、DTAの認識プロセスに適用されたモデルの結果の再計算が含まれた。

私どもは、企業別の戦略的計画に組み込まれている主要な経済状況の仮定の評価に専門家を関与させた。私どもは、将来課税所得の予測に利用した重要なインプットと、外部の入手可能な過去及び将来予測に基づくデータ及び仮定を比較し、仮定についての合理的に考え得る変更に対する結果に係る感応度を評価した。

加えて、経営者のタックス・プランニング戦略が合理的であり、利用可能であり、実行可能であり、かつ慎重であることを評価することにより、当該戦略の妥当性と影響を評価した。当該評価は、適用される税法および当該税法の経営者による解釈、グループの事業および業界に関する私どもの理解、並びにグループの戦略実行能力の評価に基づいて行われた。

また私どもは、（連結財務書類に対する注記8における）認識された及び未認識のDTAについての経営者の開示を評価した。

訴訟引当金及び偶発負債

重点項目 2019年12月31日現在、グループの訴訟、規制及び類似の問題に対する引当金（以下「訴訟引当金」という。）は、2,475百万米ドルであった。連結財務書類に対する注記21で説明されている通り、グループは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。こうした問題は多くの不確実性を伴い、結果を予測し難いことが多い。このような不確実性は本質的に、すでに設定されている引当金及び偶発負債に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。

既存の法的問題に資源の流出が必要となる可能性の経営者による見積りを評価するにあたって重要な見積りを行う必要があるため、経営者による訴訟引当金および偶発負債の評価の監査は、複雑かつ判断を必要とするものであった。特に、これらの訴訟引当金は、特定のシナリオの発生可能性及びグループの財政状態に対する関連する影響の経営者による見積りに基づいている。

私どもの監査上の対応 私どもは、訴訟引当金及び偶発事象のプロセスに対する経営者の統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもの手続きには、特定のシナリオの発生可能性及びグループの財政状態に対する関連する影響の見積りにおけるインプットの正確性の経営者による検証に対するテストが含まれた。

私どもは、専門家を関与させ、引当金額の基礎となったメソドロジーを評価し、引当金を再計算し、基礎となる情報をテストした。私どもは、法的解釈により影響を受けた判断の側面を裏付ける問題の法的分析を通読した。私どもは、経営者が提供した情報を評価するために社外弁護士から直接文書を手出し、必要に応じて社外弁護士に直接質問を行った。

私どもはまた、（連結財務書類に対する注記21における）引当金及び偶発負債についての経営者の開示を評価した。

予想信用損失

重点項目	<p>2019年12月31日現在、グループの予想信用損失（以下「ECL」という。）に係る評価性引当金及び負債性引当金は、1,029百万米ドルであった。連結財務書類に対する注記1の3g、注記10及び注記23で説明されている通り、ECLは、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証及びローンコミットメントについて認識される。ECLはまた、グループのクレジット・カード限度額及びマスター信用枠を含む、リボルビング取消可能信用枠の未実行部分にも認識される。ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金は、デフォルトしており、個別に減損評価されるエクスポージャー（ステージ3）、及び個別には特定されない貸出金ポートフォリオに内在する損失（ステージ1及びステージ2）から成る。経営者によるECLの見積りは、契約上のキャッシュ・フローとグループが受け取ると見込まれるキャッシュ・フローとの差額を実効金利で割り引いた額を表している。ECLを算出するために使用する方法は、次の主要な要素の組合せに基づいている。すなわち、デフォルト確率（以下「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）及びデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）である。</p> <p>ステージ1及びステージ2のECLを見積るために使用された将来予測に関する経済シナリオ、それらの確率加重及び信用リスクモデルは高度な判断を伴う性質のため、経営者によるECLに係る評価性引当金及び負債性引当金の見積りの監査は複雑であった。</p> <p>LGDの仮定に基づきECLを見積る経営者のプロセスは高度な判断が伴うため、ステージ3に係る個別のECLの測定の監査は複雑であった。これらのLGDの仮定は、担保及びその他の信用補完による見積将来キャッシュ・フロー、又は無担保債権に係る破産手続きからの予想支払額、並びに、該当する場合、担保の実現までの期間及び債権の優先順位を考慮している。</p>
------	---

私どもの監査上の対応	<p>私どもは、ECLの見積り（ECLの測定に使用される将来予測に関する経済シナリオの経営者による選択及び当該シナリオに割り当てられた確率加重を含む。）に対する経営者の統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。また、使用された経済シナリオ及びシナリオに割り当てられた確率加重の構築及びモニタリングに係る手法及びガバナンスコントロールを評価した。私どもはまた、専門家の支援を受け、国内総生産、失業率、金利及び住宅価格指数等、将来予測に関するシナリオにおいて使用された主要なマクロ経済的変数を評価した。</p> <p>私どもは、ECLの見積りに使用された信用リスクモデルに対する統制（これらのモデルのインプット・データの網羅性及び正確性、モデルの計算ロジック、及び全体的なECL計算のためのアウトプット・データに対する統制を含む。）を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。専門家の支援を受け、手続きの中で特に、モデルに関する文書を査閲し、モデルの計算を再実施することによって、経営者のモデルを評価し、モデルの結果をテストした。</p> <p>ステージ3の測定に関し、私どもは、グループのプロセス（債務者の継続事業及び/又は担保処分からの将来キャッシュ・フローに関して経営者が使用した仮定の評価を含む。）に対する統制を理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもはまた、手続きの中で特に、経営者への質問、基礎となる文書（融資契約書、財務書類、コベナント、予算、事業計画等）の査閲及び割引キャッシュ・フローの計算を再実施することにより、担保価額、キャッシュ・フローの仮定及び出口戦略のテストを実施した。</p> <p>また、私どもは、予想信用損失測定の対象となる償却原価による金融資産及びその他のポジションについての経営者の開示（連結財務書類に対する注記1の3g、注記10及び注記23）についても評価した。</p>
------------	---

財務報告に関連するITアクセスおよび変更管理統制

重点項目	<p>グループは、業務プロセス及び財務報告に関してそのITシステムに大きく依存している。グループは引き続き、顧客のニーズ及び事業上の要求事項（論理的アクセス及び変更管理のIT統制）の有効性を含む。）を満たし、そのITシステムに投資する。</p> <p>グループは複数の拠点をもつ組織であり、相当数の財務報告に関連するITシステム及びアプリケーションを保有しているため、アクセス及び変更管理に関連する経営者によるIT統制の監査は複雑であった。</p>
------	--

私どもの監査上の対応 電子データ処理の信頼性を評価するにあたって、私どもはITの監査人を監査チームの一員に含めた。私どもの監査手続は、主要なITのアクセス管理、変更管理、ITオペレーション及びIT自動統制の整備状況の理解並びに運用状況の有効性のテストを含め、財務報告に関連するITインフラとアプリケーションに焦点を当てたものである。

論理的アクセスに関連する私どもの監査手続には、ユーザーのアクセス管理、特権ユーザーのアクセス、定期的なアクセス権の再認証及びユーザーの認証管理が含まれていた。IT変更管理に関連する私どもの監査手続には、プログラム変更に対する経営者の検証手法、変更申請の承認及び職務分掌のテストが含まれていた。

年次報告書のその他の情報

取締役会は、年次報告書のその他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれる全ての情報から成るが、連結財務書類、UBS AGの個別財務書類、報酬報告書（284ページから285ページ）、監査済みである旨付記されている開示、さらに私どもの監査人の報告書は含まれない。

連結財務書類、UBS AGの個別財務書類及び報酬報告書に関する私どもの意見は、年次報告書のその他の情報を対象としていないため、私どもは、監査済みである旨付記されている開示以外に当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

連結財務書類の監査に関する私どもの責任は、年次報告書のその他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が連結財務書類又は私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、私どもは、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

連結財務書類に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、IFRS及びスイス法の規定に準拠して、真実かつ適正な概観を与える連結財務書類を作成すること、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない連結財務書類を作成するために取締役会が必要と判断する内部統制にある。

連結財務書類の作成において、取締役会は、継続企業としてのグループの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）及び継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役会がグループを清算する、又は業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

連結財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として連結財務書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、スイス法、ISA及びスイス監査基準に準拠して実施された監査が、存在する全ての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該連結財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

連結財務書類の監査に対する私どもの責任の詳細は、EXPERTスイスのウェブサイト

(<http://www.expertsuisse.ch/en/audit-report-for-public-companies>)に記載されている。この記載は、私どもの監査報告書の一部を構成している。

その他の法律上及び規制上の要求事項に関する報告

C0第728条a第1項第3号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って連結財務書類の作成のために設計された内部統制が存在していることを確認した。

私どもは、株主総会に提出された連結財務書類を、承認するよう進言する。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー

マリーロール・ドラリュ
(Marie-Laure Delarue)

勅許会計士(監査責任者)

イラ S. フィトリン
(Ira S. Fitlin)

米国公認会計士

(訳者注：文中のページ数は、2019年度の財務書類(英文)の該当ページを示す。)

[次へ](#)

To the General Meeting of
UBS AG, Zurich & Basel

Basel, 27 February 2020

Statutory auditor's report on the audit of the consolidated financial statements

Opinion

We have audited the consolidated financial statements of UBS AG and its subsidiaries (the Group), which comprise the consolidated balance sheets as of 31 December 2019 and 31 December 2018, and the consolidated income statements, consolidated statements of comprehensive income, consolidated statements of changes in equity and consolidated statements of cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2019, and notes to the consolidated financial statements, including a summary of significant accounting policies in note 1.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements give a true and fair view of the consolidated financial position of the Group as at 31 December 2019 and 31 December 2018, and the consolidated financial performance and its consolidated cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2019 in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) and comply with Swiss law.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Swiss law, International Standards on Auditing (ISAs) and Swiss Auditing Standards. Our responsibilities under those provisions and standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements* section of our report.

We are independent of the Group in accordance with the provisions of Swiss law and the requirements of the Swiss audit profession, as well as the IESBA Code of Ethics for Professional Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the consolidated financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the consolidated financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. For each matter below, our description of how our audit addressed the matter is provided in that context.

We have fulfilled the responsibilities described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements* section of our report, including in relation to these matters. Accordingly, our audit included the performance of procedures designed to respond to our assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements. The results of our audit procedures, including the procedures performed to address the matters below, provide the basis for our audit opinion on the accompanying consolidated financial statements.

Valuation of complex or illiquid instruments at fair value in accordance with IFRS 9 and IFRS 13

Area of focus At 31 December 2019, as explained in notes 1-3f and note 24 to the consolidated financial statements, the Group held financial instruments that did not trade in active markets. These instruments are reported within the following accounts: financial assets and liabilities at fair value held for trading, derivative financial instruments, financial assets and liabilities at fair value not held for trading, and debt issued designated at fair value. In determining the fair value of these financial instruments, the Group used valuation techniques, modelling assumptions, and estimates of unobservable market inputs which required complex and significant judgment.

Auditing management's judgments and assumptions used in the estimation of the fair value of complex or illiquid instruments was complex due to the highly judgmental nature of valuation techniques, modelling assumptions and significant unobservable inputs. Judgmental valuation techniques were comprised of discounted cash flow and earnings-based valuation techniques. Judgmental modelling assumptions result from a range of different models or model calibrations used by market participants. Judgmental valuation inputs include volatility, correlation, credit spreads and bond price equivalent inputs to the valuation of certain financial instruments where there is a limited degree of observability, and where there is judgmental extrapolation or interpolation and calibration of curves using limited data points, as well as judgmental use of proxy data points.

Our audit response We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of the controls over management's financial instruments valuation processes, including controls over market data inputs into valuation models, model governance, and valuation adjustments.

We tested the valuation techniques, models and methodologies, and the inputs used in those models, as outlined above, by performing an independent revaluation of certain complex or illiquid financial assets and liabilities with the support of a specialist, using independent models and inputs, and comparing inputs to available market data among other procedures.

In addition, we evaluated the methodology and inputs used by management in determining funding and credit fair value adjustments on uncollateralized derivatives and fair value option liabilities.

We also assessed management's disclosures regarding fair value measurement (within notes 1-3f and 24 to the consolidated financial statements).

Recognition of deferred tax assets

Area of focus At 31 December 2019, the Group’s Deferred Tax Assets (“DTA”) were USD 9,513 million (see Note 8 to the Group’s consolidated financial statements). DTAs are recognized to the extent it is probable that taxable profits will be available, against which, the deductible temporary differences or the carryforward of unused tax losses within the loss carryforward period can be utilized. There is significant judgment exercised when estimating the future taxable income that is not based on the reversal of taxable temporary differences. Management’s estimate of future taxable profits is based on the legal entity strategic plans and is sensitive to the assumptions made in estimating future taxable income. Additionally, management supports a portion of the net DTA position with tax planning strategies.

Auditing management’s assessment of the realizability of the Group’s DTAs was complex due to the highly judgmental nature of estimating future taxable profits over the life of the underlying tax loss carryforwards. Estimating future profitability is inherently subjective and is sensitive to future economic, market and other conditions, which are difficult to predict. Specifically, some of the more subjective macro-economic assumptions used included gross domestic product, equity market performance, and interest rates. Additionally, auditing tax planning strategies requires specific tax knowledge and understanding of the applicable tax laws, which are complex and require judgment in the interpretation of such laws and the related application.

Our audit response We evaluated the design and tested the operational effectiveness of management’s controls over DTA valuation, which included the assumptions used in developing the legal entity strategic plans, tax planning strategies and estimating future taxable income. We assessed the completeness and accuracy of the data used for the estimations of future taxable income. This included recalculating the outputs of the models applied to the recognition process for DTAs.

We involved specialists to assist in assessing the key economic assumptions embedded in the legal entity strategic plans. We compared key inputs used to forecast future taxable income to externally available historical and prospective data and assumptions; and assessed the sensitivity of the outcomes using reasonably possible changes in assumptions.

In addition, we assessed the appropriateness and impact of management’s tax planning strategies by evaluating whether these strategies were reasonable, available, feasible, and prudent. This evaluation was based on applicable tax laws and an assessment of management’s interpretations of such tax laws, our understanding of the Group’s business and industry, and the Group’s ability to implement the strategies.

We also assessed management’s disclosure regarding recognized and unrecognized DTAs (within note 8 to the consolidated financial statements).

Legal Provisions & Contingent Liabilities

Area of focus At 31 December 2019, the Group's provisions for litigation, regulatory and similar matters (legal provisions) were USD 2,475 million. As explained in note 21 to the consolidated financial statements, the Group operates in a legal and regulatory environment that is exposed to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. Such matters are subject to many uncertainties and the outcomes may be difficult to predict. These uncertainties inherently affect the amount and timing of potential outflows with respect to the legal provisions which have been established and contingent liabilities.

Auditing management's assessment of legal provisions and contingent liabilities was complex and judgmental due to the significant estimation required to evaluate management's estimate of the probability that an outflow of resources will be required for existing legal matters. In particular, these legal provisions are based on management's estimation of the likelihood of the occurrence of certain scenarios and related impact on the Group's financial position.

Our audit response We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operational effectiveness of management's controls over the legal provision and contingencies process. Our procedures included testing of management's review of the accuracy of the inputs to the estimation of the likelihood of the occurrence of certain scenarios and related impact on the Group's financial position.

We assessed the methodologies on which the provision amounts were based with the involvement of specialists, recalculated the provisions, and tested the underlying information. We read the legal analyses of the matters supporting the judgmental aspects impacted by legal interpretations. We obtained correspondence directly from external legal counsel to assess the information provided by management and performed inquiries with external counsel as deemed necessary.

We also assessed management's disclosure regarding legal provisions and contingent liabilities (within note 21 to the consolidated financial statements).

Expected Credit Losses

Area of focus At 31 December 2019, the Group’s allowances and provisions for expected credit losses (“ECL”) was USD 1,029 million. As explained in note 1-3g, note 10 and note 23 to the consolidated financial statements, ECL is recognized for financial assets measured at amortized cost, financial assets measured at Fair Value Through Other Comprehensive Income, fee and lease receivables, financial guarantees and loan commitments. ECL are also recognized on the undrawn portion of revolving revocable credit lines, which include the Group’s credit card limits and master credit facilities. The allowances and provisions for ECL consists of exposures that are in default which are individually evaluated for impairment (stage 3), as well as losses inherent in the loan portfolio that are not specifically identified (stage 1 and stage 2). Management’s estimates for ECL represent the difference between contractual cash flows and those the Group expects to receive, discounted at the effective interest rate. The method used to calculate ECL is based on a combination of the following principal factors: probability of default (“PD”), loss given default (“LGD”) and exposure at default (“EAD”).

Auditing management’s estimate of the allowances and provisions for ECL was complex due to the highly judgmental nature of forward-looking economic scenarios, their probability weightings and the credit risk models used to estimate stage 1 and stage 2 ECL.

Auditing the measurement of individual ECL for stage 3 was complex due to the high degree of judgment involved in management’s process for estimating ECL based on LGD assumptions. These LGD assumptions take into account expected future cash flows from collateral and other credit enhancements or expected payouts from bankruptcy proceedings for unsecured claims and, where applicable, time to realization of collateral and the seniority of claims.

Our audit response	<p>We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operational effectiveness of management's controls over the ECL estimate, including management's choice of, and the probability weighting assigned to, the forward-looking economic scenarios used in measuring ECL. We evaluated management's methodologies and governance controls for developing and monitoring the economic scenarios used and the probability weightings assigned to them. Supported by specialists, we assessed the key macroeconomic variables used in the forward-looking scenarios, such as gross domestic product, unemployment rate, interest rates and house price indexes.</p> <p>We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of controls, over credit risk models used in the ECL estimate, including controls over the completeness and accuracy of input data for those models, the calculation logic of the models, and the model's output data used in the overall ECL calculation. With the support of specialists, we performed an evaluation of management's models and tested the model outcomes by inspecting model documentation and reperforming model calculations among other procedures.</p> <p>For the measurement of stage 3, we obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of controls over the Group's process, including an evaluation of the assumptions used by management regarding the future cash flows from the debtors' continuing operations and/or the liquidation of collateral. Additionally, we tested collateral valuation, cash flow assumptions and exit strategies, by performing inquiries of management, inspecting underlying documents, such as loan contracts, financial statements, covenants, budgets and business plans, and by re-performing discounted cash flow calculations among other procedures.</p> <p>We also assessed management's disclosure regarding financial assets at amortized cost and other positions in scope of expected credit loss measurement (note 1-3g, note 10 and note 23 to the consolidated financial statements).</p>
--------------------	--

IT access and change management controls relevant to financial reporting

Area of focus	<p>The Group is highly dependent on its IT systems for business processes and financial reporting. The Group continues to invest in its IT systems to meet client needs and business requirements including the effectiveness of its logical access and change management IT controls.</p> <p>Auditing management's IT controls relevant to access and change management was complex as the Group is a multi-location organization and has a significant number of IT systems and applications relevant to financial reporting.</p>
Our audit response	<p>In assessing the reliability of electronic data processing, we included IT auditors as part of our audit team. Our audit procedures focused on the IT infrastructure and applications relevant to financial reporting included obtaining an understanding and evaluating the design and testing of the operating effectiveness of key IT access management, change management, IT operations, and IT automated controls.</p> <p>Our audit procedures related to logical access included tests of user access management, privileged user access, periodic access right recertifications, and user authentication controls. Our audit procedures related to IT change management included tests of management's program change test approach, approval of change requests, as well as segregation of duties.</p>

Other information in the annual report

The Board of Directors is responsible for the other information in the annual report. The other information comprises all information included in the annual report, but does not include the consolidated financial statements, the stand-alone financial statements of UBS AG, the compensation report (pages 284-285), disclosures denoted with an “audited” signpost, and our auditor’s reports thereon.

Our opinions on the consolidated financial statements, the standalone financial statements of UBS AG and the compensation report do not cover the other information in the annual report and we do not express any form of assurance conclusion thereon other than the disclosures denoted with an audited “signpost”.

In connection with our audit of the consolidated financial statements, our responsibility is to read the other information in the annual report and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the consolidated financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibility of the Board of Directors for the consolidated financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation of the consolidated financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and the provisions of Swiss law, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Group’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Group or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor’s responsibilities for the audit of the consolidated financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor’s report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with Swiss law, ISAs and Swiss Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the consolidated financial statements is located at the website of EXPERTsuisse: <http://www.expertsuisse.ch/en/audit-report-for-public-companies>. This description forms part of our auditor’s report.

Report on other legal and regulatory requirements

In accordance with article 728a para. 1 item 3 CO and the Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of consolidated financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We recommend that the consolidated financial statements submitted to you be approved.

Ernst & Young Ltd

Marie-Laure Delarue
Licensed audit expert
(Auditor in charge)

Ira S. Fitlin
Certified Public Accountant (U.S.)

(訳文)

株主総会 御中

バーゼル、2020年2月27日

UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

財務書類に関する法定監査人の報告書

私どもは、法定監査人として、2ページから29ページに記載された2019年12月31日をもって終了する事業年度のUBS AGの財務書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記について監査を行った。

取締役会の責任

取締役会は、財務書類をスイス法及び会社の定款に準拠して作成し、適切に開示する責任を有する。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽の表示がない財務書類を作成するために、内部統制を設計、導入及び維持する責任も含まれる。取締役会は、さらに、適切な会計方針を選択及び適用し、合理的な会計上の見積りを行うことに関する責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。私どもは、スイス法及びスイス監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画及び実施することを求めている。

監査は、財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。これらの手続は、不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスクの評価を含む監査人の判断に基づき選択される。当該リスク評価に当たっては、監査人は、状況に応じた適切な監査手続の策定のため、財務書類を作成するための内部統制を考慮する。しかしこれは会社の内部統制の有効性に関する意見表明を目的とするものではない。また監査は、採用された会計方針の妥当性、会計上の見積りについての合理性を評価すること、及び全体としての財務書類の開示を評価することが含まれる。私どもは、入手した監査証拠が十分であり、私どもの監査意見のための合理的な基礎を与えるものであると判断している。

監査意見

私どもは、2019年12月31日をもって終了する事業年度の財務書類が、スイス法及び会社の定款に準拠しているものと認める。

連邦監査監督機構令1/2015に基づく監査上の主要な事項に関する報告

監査上の主要な事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当期の財務書類の監査で最も重要な事項である。かかる事項は財務書類全体に対する監査の観点から、さらに当該監査に基づく意見の形成において取り扱われているが、各事項に個別の意見を表明しない。以下の各事項について、私どもが監査上どのように取り扱ったかを記載している。

私どもは、本報告書の「監査人の責任」区分に記載された責任を果たしており、これには当該事項に関する責任も含まれる。したがって、私どもの監査には財務書類の重要な虚偽表示リスクの評価に対応するよう計画された手続の履行が含まれている。私どもの監査手続の結果は、以下の事項に対処するために実施した手続を含め、財務書類に対する私どもの監査意見の基礎を提供するものである。

訴訟引当金及び偶発事象

重点項目	私どもは、UBS AGが、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいるため、この分野に焦点を当てた。こうした問題は多くの不確実性を伴い、結果を予測し難いことが多い。このような不確実性は本質的に、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。訴訟引当金は全体として、UBS AGの財政状態に見積可能な影響を与える可能性のある既存の法的な問題に係るUBS AGの最善の見積りを示すものでなければならない。17ページに記載されたUBS AGの財務書類に対する注記11bを参照のこと。
------	---

私どもの監査上の対応	私どもは、訴訟引当金及び偶発事象のプロセスに対するUBS AGのキーコントロールを理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。 私どもは、引当金額の基礎となり、引当金を再計算する方法を評価し、基礎となる情報の網羅性及び正確性をテストした。私どもは、法的解釈により影響を受けた判断の側面をサポートする法的分析を通読した。私どもは、UBS AGが提供した情報を評価するために社外弁護士から直接文書入手し、必要に応じて社外弁護士に直接調査を行った。 私どもはまた、UBS AGの引当金及び偶発負債の開示（注記11b）も評価した。
------------	---

子会社及びその他の持分投資の評価

重点項目	私どもは、子会社及びその他の持分投資の評価に係る判断及び仮定により、この分野に焦点を当てた。子会社及びその他の持分投資は、直接保有されていた持分投資から成る21ページに記載されたUBS AGの財務書類に対する注記15を参照のこと。
------	---

私どもの監査上の対応	私どもは、子会社及びUBS AGのその他の持分投資の評価に対するキーコントロールを理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。 私どもは、評価モデル及び当該モデルに使用されたインプットのサンプルをテストした。 私どもはまた、UBS AGの開示（注記15）も評価した。
------------	---

複雑性又は非流動性を有するトレーディング・ポートフォリオ資産及び負債、金融資産及び負債並びに公正価値で保有されるデリバティブ金融商品の評価

重点項目	私どもは、重要な観察不能なインプットを有する金融資産及び負債の公正な評価に係る複雑性、判断及び仮定により、この分野に焦点を当てた。私どもは、公正価値に関するメソドロジーの市場動向、特に、見積りの不確実性が高い（以下「HEU」という。）商品、信用評価調整（以下「CVA」という。）及び調達評価調整（以下「FVA」という。）に焦点を当てた。19ページから21ページに記載されたUBS AGの財務書類に対する注記13及び14を参照のこと。
------	--

私どもの監査上の対応	私どもは、市場データの評価モデルへのインプット、モデルのガバナンス及び評価調整に対する統制を含めて、金融商品の評価プロセスに対するキーコントロールを理解し、整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを実施した。 私どもは、インプットと入手可能な市場データの比較を含めた様々な技法を用いて、評価モデル及び当該モデルに使用されたインプットのサンプルをテストした。私どもはポジションのサンプルを抽出し、見積価額を個別に算定し、見積価額とUBS AGが計上した価額を比較した。さらに、私どもは無担保デリバティブ及び公正価値オプションを適用する負債に係る調達及び信用評価調整の算定にUBS AGが使用した方法及びインプットを評価した。 私どもはまた、UBS AGの開示（注記13及び14）も評価した。
------------	--

財務報告に関連するIT統制

重点項目	私どもは、UBS AGが業務プロセス及び財務報告に関してそのITシステムに大きく依存しているため、この分野に焦点を当てた。UBS AGは引き続き、顧客のニーズ及び事業上の要求事項（論理的なアクセスの有効性を含む）を満たし、IT統制の管理を変更するために、そのITシステムに投資する。IT導入はその性質から複雑であり、財務書類に重要な影響を与える可能性のあるデータの移行及びキーコントロールの整備及び運用状況の有効性に関連するリスクがある。
------	---

私どもの監査上の対応	電子データ処理の信頼性を評価するにあたって、私どもはIT専門の監査人を監査チームの一員に含めた。私どもの監査手続は、主要なITの論理的アクセス、変更管理及びIT自動統制の整備状況の評価と運用状況の有効性のテストを含め、財務報告に関連するITインフラとアプリケーションに焦点を当てたものである。論理的アクセスに関連する私どもの監査手続には、ユーザーのアクセス管理、特権ユーザーのアクセス、定期的なアクセス権の再認証及びユーザーの認証管理が含まれていた。変更管理に関連する私どもの監査手続には、プログラム変更に対する経営者の検証手法、変更申請の承認及び職務分掌のテストが含まれていた。
------------	--

その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私どもは、スイスにて法律上要求されるAuditor Oversight Act（以下「AOA」という。）に準拠した資格要件及び独立性要件（CO第728条及びAOA第11条）を満たしており、独立性に相反する状況が存在しないことを確認する。

CO第728条a第1項第3号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って財務書類の作成のために設計された内部統制システムが存在していることを確認した。

私どもはさらに、利益処分案がスイス法及び会社の定款に準拠していることを確認した。私どもは、株主総会に提出された財務書類を承認するよう進言する。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティエディー

マリーロール・ドラリュ (Marie-Laure Delarue)	ブルーノ・パトゥーシ (Bruno Patusi)
勅許会計士(監査責任者)	勅許会計士

(訳者注:文中のページ数は、2019年度の財務書類(英文)の該当ページを示す。)

[次へ](#)

To the General Meeting of

Basel, 27 February 2020

UBS AG, Zurich and Basel

Report of the statutory auditor on the financial statements

As statutory auditor, we have audited the financial statements of UBS AG, which comprise the balance sheet, income statement and notes (pages 2 to 29), for the year ended 31 December 2019.

Board of Directors' responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the requirements of Swiss law and the company's articles of incorporation. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control system. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements for the year ended 31 December 2019 comply with Swiss law and the company's articles of incorporation.

Report on key audit matters based on the circular 1/2015 of the Federal Audit Oversight Authority

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. For each matter below, our description of how our audit addressed the matter is provided in that context.

We have fulfilled the responsibilities described in the *Auditor's responsibility* section of our report, including in relation to these matters. Accordingly, our audit included the performance of procedures designed to respond to our assessment of the risks of material misstatement of the financial statements. The results of our audit procedures, including the procedures performed to address the matters below, provide the basis for our audit opinion on the financial statements.

Legal provision and contingencies

Area of focus We focused on this area because UBS AG operates in a legal and regulatory environment that is exposed to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. Such matters are subject to many uncertainties and the outcome may be difficult to predict. These uncertainties inherently affect the amount and timing of potential outflows with respect to the provisions which have been established and other contingent liabilities. Overall, the legal provision represents UBS AG's best estimate for existing legal matters that have a probable and estimable impact on the financial position of UBS AG. See note 11b to the UBS AG financial statements on page 17.

Our audit response We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operational effectiveness of UBS AG's key controls over the legal provision and contingencies process.

We assessed the methodologies on which the provision amounts are based, recalculated the provisions, and tested the completeness and accuracy of the underlying information. We read the legal analyses supporting the judgmental aspects impacted by legal interpretations. We obtained correspondence directly from external legal counsel to assess the information provided by UBS AG and followed up directly with external counsel as deemed necessary.

We also assessed UBS AG's provisions and contingent liabilities disclosure (within note 11b).

Valuation of investments in subsidiaries and other participations

Area of focus We focused on this area because of the judgments and assumptions over the valuation of the investments in subsidiaries and other participations. Investments in subsidiaries and other participations comprise directly held equity interests. See note 15 to the UBS AG financial statements on page 21.

Our audit response We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of the key controls over the valuation of investments in subsidiaries and other participations at UBS AG.

We tested a sample of the valuation models and the inputs used in those models. We also assessed UBS AG's disclosure (within note 15).

Valuation of complex or illiquid trading portfolio assets and liabilities, other financial instruments and liabilities and derivative financial instruments measured at fair value

Area of focus We focused on this area because of the complexity and judgments and assumptions over the fair valuation of financial assets and liabilities with significant unobservable inputs. We focused on market developments in fair value methodologies and specifically on the higher estimation uncertainty ("HEU") products, credit valuation adjustment ("CVA") and funding valuation adjustment ("FVA"). See notes 13 and 14 to the UBS AG financial statements on pages 19 to 21.

Our audit response We obtained an understanding, evaluated the design and tested the operating effectiveness of the key controls over the financial instrument valuation processes, including controls over market data inputs into valuation models, model governance, and valuation adjustments.

We tested a sample of the valuation models and the inputs used in those models, using a variety of techniques, including comparing inputs to available market data. We selected a sample of positions and independently calculated estimated values and compared the values to UBS AG's recorded values. In addition, we evaluated the methodology and inputs used by the UBS AG in determining funding and credit fair value adjustments on uncollateralized derivatives and fair value option liabilities.

We also assessed UBS AG's disclosure (within note 13 and 14).

IT Controls relevant to financial reporting

Area of focus We focused on this area because UBS AG is highly dependent on its IT systems for business processes and financial reporting. UBS AG continues to invest in its IT systems to meet client needs and business requirements including the effectiveness of its logical access and change management IT controls. IT implementations are complex by nature and impose risks related to the migration of data and the design and operating effectiveness of key controls that could have a significant impact on the financial statements.

Our audit response In assessing the reliability of electronic data processing, we included specialized IT auditors as part of our audit team. Our audit procedures focused on the IT infrastructure and applications relevant to financial reporting including evaluation of the design and testing of the operating effectiveness of key IT logical access, change management and IT automated controls. Our audit procedures related to logical access included testing of user access management, privileged user access, periodic access right recertifications and user authentication controls.

Our audit procedures related to change management included testing of management's program change test approach, approval of change requests as well as segregation of duties.

Report on other legal requirements

We confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (article 728 CO and article 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a para. 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We further confirm that the proposed appropriation of available earnings complies with Swiss law and the company's articles of incorporation. We recommend that the financial statements submitted to you be approved.

Ernst & Young Ltd

Marie-Laure Delarue

Licensed audit expert
(Auditor in charge)

Bruno Patusi

Licensed audit expert